

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月30日

【事業年度】 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

【会社名】 アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド
(ICICI Bank Limited)

【代表者の役職氏名】 シニア・ジェネラル・マネージャー（法務）兼秘書役
(Senior General Manager (Legal) & Company Secretary)
サンカー・パラメスワラン
(Sanker Parameswaran)

【本店の所在の場所】 インド国グジャラート州バドダラ市390 007、レース・コース・サークル、ランドマーク
(Landmark, Race Course Circle, Vadodara 390 007, Gujarat, India)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 安 西 明 毅
弁護士 伊 藤 暢 洋
弁護士 加 藤 孝 英

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1139

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- (注) 1. 本書においては、「当行」の用語は、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド (ICICI Bank Limited) 及びその連結子会社並びにその他のインドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「インドGAAP」という。）に基づく連結事業体を指す。本書及び注記に記載される財務書類において、「当行」とは、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及びその連結子会社並びにその他のインドGAAPに基づく連結事業体を指す。特定の子会社又はその他の連結事業体に適用される特定の情報は、当該会社の名称を言及することにより言及される。「合併」とは、ICICI、ICICIパーソナル・ファイナンシャル・サービスズ及びICICIキャピタル・サービスズのICICIバンク (ICICI Bank) との合併を指す。「合併計画」とは、ICICI、ICICIパーソナル・ファイナンシャル・サービスズ及びICICIキャピタル・サービスズとICICIバンクとの合併計画を指し、その合併は、2002年3月7日にグジャラート高等裁判所アーメダバード支部から、2002年4月11日にムンバイ高等裁判所から、それぞれ承認を受け、2002年4月26日にインド準備銀行 (Reserve Bank of India) の承認を受けた。「サングリ・バンク (Sangli Bank)」とは、2007年4月19日に効力を生じたICICIバンクとの合併前のサングリ・バンク・リミテッド (The Sangli Bank Limited) を指す。「バンク・オブ・ラジャスタン (The Bank of Rajasthan)」とは、2010年8月12日の営業終了時から効力を生じたICICIバンクとの合併前のバンク・オブ・ラジャスタン・リミテッド (Bank of Rajasthan Limited) を指す。「ICICIバンク」及び「当行」とは、非連結ベースのアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドを指す。「ICICI」とは、ICICIリミテッド及びその連結子会社並びに2002年3月30日に効力を生じたICICIリミテッド (ICICI Limited)、ICICIパーソナル・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド (ICICI Personal Financial Services Limited) 及びICICIキャピタル・サービスズ・リミテッド (ICICI Capital Services Limited) とアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドとのインドGAAPに基づく合併前のその他のインドGAAPに基づく連結事業体を指す。特定の「年度」とは、当該年の3月31日に終了する年度を指す。「取締役会」とは、別段の明記がない限り、ICICIバンクの取締役会を指す。「インド会社法」、「銀行規制法」及び「インド準備銀行法」とは、インド国会で可決された2013年会社法、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法（いずれもその後の改正を含む。）を指す。「RBI」及び「インド準備銀行」とは、インドの中央銀行及び金融当局を指す。
- 米国証券取引委員会への登録届出書の提出が行われた米国における当行の有価証券の発行及び上場に関して、当行は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に従って作成される財務書類又は純利益及び株主資本について米国GAAPに基づき調整される総合的な会計原則に従って作成される財務書類が含まれる、様式20-Fによる年次報告書を提出する。当行が初めて米国において有価証券を上場した時点では、インドGAAPは総合的な会計原則として米国証券法及び規則の下では認められていなかった。したがって、2000年度から2005年度までの様式20-Fによる年次報告書には、米国GAAPに基づく財務書類が含まれている。しかしながら、インドの会計原則の劇的な発展により、インドGAAPは総合的な会計原則として認められるまでに至った。したがって、本書には当行の2010年度乃至2013年度の年次報告書に記載されていた、インドGAAPに従って作成された連結財務書類（純利益又は株主資本については、米国GAAPに基づき調整される。）及びインドGAAPと米国GAAPの重大な相違点が記載されている。
- インドの法令に基づき、当行の株主に向けて作成及び配布された当行の年次報告書には、インドGAAPに基づいて作成された当行の非連結財務書類、インドGAAPに基づいて作成された当行の非連結財務書類に基づく経営成績及び財政状態の管理的考察及び分析並びにインドGAAPに基づいて作成された当行の連結財務書類表が含まれている。
2. 本書に記載の「米ドル」は米ドルを、「ルピー」はインド・ルピーを、「円」は日本円を指す。本書において便宜上一定の米ドル金額は2014年9月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行が提示した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=104.13円により円金額に換算されており、また、一定のルピー金額は2014年9月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行公表対顧客外国為替相場に基づくインド・ルピーの円に対する参考換算レートである1ルピー=1.89円により円金額に換算されている。
3. 当行の会計年度は、4月1日に開始し、3月31日をもって終了する1年間である。特定の「年度」は、当該年の3月31日に終了する当行の会計年度をいう。例えば、「2014年度」とは、2013年4月1日に開始し、2014年3月31日に終了する1年を意味する。

4. 本書中の表において記載されている計数は原則として四捨五入されているため、合計が計数の総和と必ずしも一致しない。
5. 当行が、本書中において使用する「するつもりである」、「目指す」、「目指している」、「結果となる可能性があると思われる」、「可能性がある」、「確信する」、「期待する」、「期待されている」、「継続すると思われる」、「達成すると思われる」、「見込みである」、「見通しである」、「意図する」、「計画である」、「考える」、「求める」、「求めている」、「試みている」、「目標とする」、「提案する」、「将来」、「目的」、「目標」、「計画」、「すべきである」、「できる」、「できた」、「することができる」、「追求すると思われる」等の語句及び類似の表現又はかかる表現の変化形は、「将来の予測に関する記載」を構成する可能性がある。かかる「将来の予測に関する記載」は、実際の結果、機会及び成長の可能性が将来の予測に関する記載として記載されている結果から大きく乖離する可能性のあるリスク、不確実性及びその他の要因を含んでいる。かかるリスク及び不確実性は、当行が事業を行う国又は多数の顧客が居住する地域における銀行業務並びにその他の金融商品及びサービスの実需の増加、戦略を成就する当行の能力（個人向け預金商品の事業戦略、インターネット及びその他の技術の使用を含む。）、地方における当行の発展、合併及び買収の機会の調査の能力、最近又は将来の合併又は買収を当行の業務に統合する能力並びに戦略目標及び財務目標を達成するためにかかる買収に関連するリスクを管理する能力、当行の海外進出により当行が直面する複雑化するリスクを管理する能力、将来の不良債権及び条件緩和貸付のレベル、国内及び海外市場における当行の成長及び拡大、貸倒損失及び投資損失のための当行の引当金の適正性、技術的変更、投資収益、新商品を市場で販売する当行の能力、キャッシュ・フロー予測、インド又はその他の法域における当行が関連する訴訟、税務又は規制手続の結果、新会計基準の将来的影響、当行の配当支払実行能力、当行（インド銀行規制に従わない当行の前身の金融機関であるICICIについての資産及び負債を含む。）に対するインド又はその他の法域における銀行・保険業規制及びその他の規制の変更の影響、国際金融制度の態勢及びシステミック・リスク、債券、貸付金市況及びかかる市場の投資家団体における流動性の利用可能性、随時のクレジット・スプレッド及び利息スプレッドの内容（クレジット・スプレッド又は利率上昇の可能性を含む。）並びに短期資金源及び当行の信用、市場及び流動性リスクに対するエクスポージャーを克服する能力を含むがこれらに限定されない。当行は、本日付以降発生した事由又は状況を反映するため、将来の予測に関する記載を更新する義務を負わない。

さらに、本書に記載される将来の予測に関する記載により予測された結果とは大きく乖離する実際の結果を引き起こす可能性のあるその他の要因には、インド及び当行が事業を行うその他の市場の通貨政策及び金利政策、自然災害及び環境問題、インド、東南アジア又は当行の事業活動若しくは投資に影響を及ぼすその他の国における一般的経済情勢及び政治情勢、インド、米国若しくはその他の地域におけるテロリストの攻撃又はその他の世界的なテロ行為を含む要因によって生じた、インド又はその他の国における政治不安又は金融不安、米国、米国主導の連合軍その他の国による反テロリスト攻撃又はその他の攻撃、インドの通貨政策及び金利政策、カシミール地方に関連するインドとパキスタンの対立又はインドのあらゆる地域における軍事武装若しくは社会不安、インフレーション、デフレーション、予期できない金利不安、ルピーの価値、外国為替相場、株価及びその他の金利又は価格の変動又はボラティリティ、一般的な金融市場の機能、国内及び外国の法律、規制及び税制の変更、インドにおける競争状況及び価格形成状況の変更、並びに資産評価における地域的又は一般的な変更等を含む。予測から乖離する実際の結果を引き起こす可能性のある要因についての詳細は、本書の「第一部 第3-4 事業等のリスク」における議論を参照のこと。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

インド共和国の会社制度

インドの銀行機能を規律する主たる法律は以下のとおりである。

(i)1949年銀行規制法はすべての銀行に適用され、銀行の免許及び事業に係る枠組み、銀行経営に対する規制並びに銀行に対する罰則を定めている。

(ii)2013年インド会社法は、1949年銀行規制法に矛盾しない範囲においてインドにおけるすべての銀行に適用される。

(iii)1934年インド準備銀行法は、インド準備銀行を、インドにおける銀行の活動を規制し、監督するインドの中央銀行として制定している。

有価証券市場の参加者として、銀行はさらにその機能をインド証券取引委員会及びインド証券取引委員会が随時公表するガイドラインにより規制されている。

2013年インド会社法一

ICICIバンクは、2013年インド会社法における株式による有限責任会社の公開会社である。2013年インド会社法は、「公開会社（public company）」を閉鎖会社（private company）ではない5ラーク・ルピー（0.5百万ルピー）以上の払込済株式資本を有する会社と定義している。同法は、公開会社は7名以上の者により設立されることを要求しており、(a)株式による有限責任会社、(b)保証有限責任会社、(c)無限責任会社のいずれかの形態とすることができる。

公開会社は、会社の基本定款又は基本定款及び付属定款を会社登記官又は登記官に登録し、その後かかる登記官が設立証書を発行することによって設立することができる。かかる証書に記載された設立日をもって会社は法人格を取得する。会社は、営業を開始する前に開業証明書を取得しなければならない。

基本定款は、当該会社の登記上の事務所が所在する州、当該会社の目的及びかかる目的が及ぶ区域の所属する単一の又は複数の州を記載しなければならない。有限責任会社の基本定款には、また、株主の責任が有限であること、会社の登記時における株式資本の金額及び固定金額である株式への分割について記載することを要する。

一方、付属定款には会社の経営に係る規則が記載されており、これには、(a)取締役の権限、義務、権利及び責任、(b)株主の権限、義務、権利及び責任、(c)会社の株主総会に関する規則、(d)配当金、(e)会社の借入権限、(f)株式に係る払込請求、(g)株式の譲渡及び移転、(h)株式の失権、並びに(i)株主の議決権が含まれていなければならない。

株式による有限責任会社は、(i)議決権付普通株式資本若しくは議決権及び配当金（ただし、これらに限られない。）について異なる権利を有する普通株式資本並びに(ii)(a)固定金額又は固定率による配当金及び(b)清算による資本の返還又は資本の返済について優先的権利を有する優先株式資本の2種類の株式資本を有することができる。

2012年の1949年銀行規制法の改正に基づき、インドの民間部門銀行は、インド準備銀行のガイドラインに従って、優先株式を発行することができるようになった。合併以前において、当行は、2018年4月20日に償還することができる3.5十億ルピーの優先株式資本を発行していた。インド政府は、インド準備銀行の推薦に基づき、当行に対し、かかる優先株式の満期日まで資本構造に優先株式を含めることを可能とする免除を与えた。

(a) 株式の追加発行

2013年インド会社法に基づき、株主により承認された場合を除き、株式資本を有する会社で発行済資本を株式の追加発行により増額する予定のある会社は、かかる株式を普通株式の既存株主に対し、当該追加発行時の各自の持株に関する払込資本金に比例して提供しなければならない、また従業員に対するストック・オプションとして提供しなければならない。

債務（ディベンチャー又は貸付の形式による）を株式に転換するオプションの行使は、2013年インド会社法の要件の対象とはならない。しかしながら、かかる発行の条件は、会社の株主総会における特別決議により承認されなければならない。

(b) 登記簿及びその他の帳簿並びに報告書の備置

銀行は、1949年銀行規制法及び2013年インド会社法の両法に従い、その会計帳簿及び貸借対照表を作成し、備置しなくてはならない。銀行は、「記録」（すなわち、登記簿、目録、契約書、基本定款、議事録又は2013年インド会社法若しくは関連規則により要求されるその他の文書）とともに、「会計帳簿」を現物及び電子的両方の形式により備置しなければならない。2013年インド会社法はまた、会社の運営に関して登記官に対する追加的な提出要件を規定しており、これには、有価証券の買戻しの承認及び取締役会において可決された決議の記録が含まれる。

さらに、銀行は、(a)公的機関からの預け金の受入れ及び(b)他行への預け金の詳細に係る提出義務は免除されているものの、これらの銀行は、その資産及び負債に係る定期的な報告書並びにその他提示が求められる情報をインド準備銀行に対して提出しなければならない。各銀行はまた、年次決算書及び監査報告書のそれぞれの写しをインド準備銀行及び登記官に対して提出しなければならない。

「－(2) 提出会社の定款等に規定する制度」も参照のこと。

(c) 法定報告及び検査手続

インド準備銀行は、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法のような規定に基づきインドの銀行システムを監督する責任を有している。現在、地域農村銀行を除くすべての指定商業銀行に対するかかる責任は、インド準備銀行の銀行監督局により遂行されている。監督の枠組みは変化しており、インド準備銀行は、バーゼルの「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」と一致するよう着実に行動している。既存の監督の枠組みは、リスク・ベースの監督の枠組みを設定する方向で適切に修正されている。

かかる枠組みは、各銀行に対する監督プロセスをより効率的かつ効果的にする意図を有しており、インド準備銀行は、各銀行に対して各々のリスク構造に従い異なる監督方法を適用している。銀行のリスクに係る詳細な質的かつ量的な評価が監督当局により継続的に行われており、インド準備銀行はリスク評価報告書を公表している。インド準備銀行は、かかる枠組みの下、各銀行に対し、指定銀行の集中連絡窓口となる上級監督マネージャーを指定した。

当行は、2013年度からかかる枠組みに基づく監督に服している。リスク評価報告書は、当行による対応に関する報告書と併せて、当行の取締役会に提出されなければならない。当行の取締役会による承認後、当行は当行による対応に関する報告書をインド準備銀行に対して提出しなければならない。インド準備銀行は、代表取締役兼最高経営責任者を含む当行の経営陣と報告書に関する審議を行う。

2012年銀行法改正法に基づき、インド準備銀行は、銀行に対して、かかる銀行の関連企業の事業又は業務に関する情報の提供を指示することができる。インド準備銀行はまた、銀行の当該関連企業の帳簿を検査することができる。

(d) 株 主

- (a) 年次株主総会—会社は年次株主総会を、前の年次株主総会から15ヶ月以内又は前の会計年度末から6ヶ月以内のいずれか早い時期に、株主に対して通知を行うことにより開催しなければならない。かかる通知は、審議される議題が記載されていなければならない、また、議案の利害関係者の詳細を記載した補足説明とともに年次決算書、取締役報告書及び監査報告書が添付されていなければならない。かかる通知は、電子的手段による提供も可能であり、その場合、会社は当該通信記録を維持しなければならない。

以下の事項が、年次株主総会の通常の議題である。

- ・ 年次決算書、取締役報告書及び監査報告書の検討
 - ・ 配当金の宣言
 - ・ 退任取締役の後任者の任命
 - ・ 監査人の任命及びその報酬の決定
- (b) 臨時株主総会—取締役会は、緊急議案を審議するため、臨時株主総会を、株主総会開催日の21日以上前に通知を株主に対して送付することにより開催することができる。かかる通知期間は、当該株主総会において議決権を有する株主の95.00%による同意により短縮することができる。
- (c) 株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は、議決権行使代理人を通じて当該株主総会に出席することができる。しかしながら、当該代理人は総会において発言することはできず、投票において議決権を行使できるのみである。
- (d) 2013年インド会社法は、会社の総会のための定足数を、30名の株主本人（議決権行使代理人によってではなく）と定めており、当該定足数は、付属定款により増加することができる。
- (e) 株主総会の決議は、通常、普通決議（すなわち、当該株主総会に出席し、議決権を行使する株主の過半数）により採択される。ただし、一定の事項は、2013年インド会社法により、特別決議（すなわち、本人自ら又は議決権行使代理人を通じて出席し、議決権を行使した株主の4分の3以上の多数）により可決すべきことが要求されている。
- (f) 決議は、挙手、電子投票又は投票により行うことができ、挙手は、「株主1名につき1票」の原則が適用される。各株主の電子投票及び投票の際の議決権数は、当該株主が保有する株式の会社の払込済資本における割合に従って計算される。会社は、定時株主総会における決議に代えて、郵便投票により決議案の評決を行うことができる。

2013年度にインド国会において承認された銀行規制法の改正は、総議決権の上限を26.0%に引き上げた。ただし、これはインド準備銀行の通知待ちであり、現行の上限は10%である。さらに、2013年インド会社法は、株主による各銀行に対する集団訴訟の適用を明確に除外している。

(e) 経営管理

(i) 取締役—2013年インド会社法に基づき、会社は3名から15名の間の人数の取締役を置くことができる。うち、1名以上は女性取締役とし、1名は常駐取締役とする。証券取引所に上場した場合、会社は全取締役の3分の1以上を独立取締役としなければならない。会社の取締役は、全員個人でなければならない。1956年インド会社法と異なり、2013年インド会社法は、12名を超える取締役を任命する場合に中央政府の承認を要することはなく、特別決議で足りるとしている。会社は、普通決議により、取締役をその任期の満了前に解任することができる。ただし、かかる規定は、会社が取締役総数の3分の2以上を比例代表に従って任命することを選択した場合には適用されない。

2013年インド会社法では、独立取締役の任期について、1期を5年とし、連続して2期を超えて勤めてはならない旨を定めている。ただし、連続した5年間の第1期目の満了時に特別決議の可決により当該取締役が再選される場合はこの限りではない。銀行規制法の規定に従い、会長及び業務執行取締役以外の取締役の任期は、連続して8年を超えないものとする。また、インド会社法では、銀行については、同法の規定が銀行規制法の規定と異なる場合を除き、同法の規定が適用されると定めている。

インド会社法の規定に従い、独立取締役以外の取締役の総数の3分の2以上が、輪番制により退任するものとする。輪番制により退任する取締役の3分の1は、毎期の年次株主総会で退任しなければならない。退任取締役は、再選資格を有する。

銀行は、銀行における取締役の適格性及び報酬について、インド準備銀行が制定した基準を遵守しなければならない。また、議長、代表取締役及びその他の常勤取締役の任命及び報酬の決定に際し、インド準備銀行の承認を得る必要がある。インド準備銀行は、当該被任命者を、公益、預金者の利益又は銀行の適切な経営の観点から拒否することができる。加えて、インド準備銀行は、銀行に関連する問題を審議するために取締役会の開催を命じ、当該取締役会におけるオブザーバーを指名し、さらに銀行の経営陣の変更を行うことができ、また、新たな取締役を選任するために定時株主総会の招集を命じることができる。銀行は、他の銀行の取締役である者を取締役として任命することはできない。各銀行の取締役の過半数は、会計学、銀行法、経済学等の一定の分野に関して特別な知識又は実務経験を有している者でなくてはならない。また、取締役の少なくとも2名は、農業及び農村経済の分野で実務経験を有している者でなければならない。

(ii)取締役会-2013年インド会社法に従い、取締役会は、会社が行使し、実行することを授權されているすべての権限を行使することができ、またかかるすべての事項を行うことができる。ただし、取締役会は、2013年インド会社法若しくは他の法令又は基本定款若しくは付属定款その他により、会社が株主総会で行使し又は行うこととされている権限又は行為については、これを行使し、又は行うことはできない。

取締役会は、会社を代理して以下の権限を行使することができるものとし、またこれを行使する場合には、取締役会で可決された決議によって行うものとする。

- ・ 株主の保有する株式について未払込である金銭につき株主に払込請求を行う権限
- ・ 有価証券の買戻しを承認する権限
- ・ ディベンチャーを含み、有価証券をインド国内外で発行する権限
- ・ 金銭を借入れる権限
- ・ 会社の資金を投資する権限
- ・ 貸付を提供する権限又は貸付について保証若しくは担保を差し入れる権限
- ・ 財務書類及び取締役会報告書を承認する権限
- ・ 会社の事業を多角化する権限
- ・ 統合、合併又は再編を承認する権限
- ・ 他の会社を買収又は支配的若しくは大幅な持分を取得する権限

(f) 配当金

1949年銀行規制法は当行に対し、当行がその株式に係る配当を行うにあたり、資本支出を完全に償却し、開示された年間利益の20%を準備金勘定へ繰入れることを定めている。しかしながら、インド準備銀行は現在、インドで事業を行うことを予定しているすべての商業銀行（外国銀行を含む。）に対して、「純利益」（処分前）の25%以上を準備金基金へ繰入れることを義務付けている。

さらに、インド準備銀行のガイドラインは、銀行が以下の条件がすべて満たされた場合にのみ配当金を宣言することができる旨を定めている。

- ・ 過去2年間及び当該銀行が配当金を宣言しようとする会計年度の自己資本比率が9.0%以上であること。
- ・ 純不良債権比率が7.0%未満であること。

- ・ 資産の減損、従業員退職金、利益の法定準備金への繰入等に対する適切な引当金の設定等に関してインド準備銀行により発表されている現行の規制及びガイドラインを遵守していること。
- ・ 予定配当金が当期利益から支払われること。
- ・ インド準備銀行が、配当金の宣言に関して銀行に対して明示の制限を課していないこと。

銀行が2年連続上記の自己資本比率要件を満たしていない場合であっても、当該銀行が配当金の宣言を予定している会計年度において自己資本比率が9.0%以上であり、かつ純不良債権比率が5.0%未満であるときには、配当金の宣言をすることができる。加えて、配当金を宣言するにあたり適格な銀行による配当金の宣言は、以下の制限に従うことを条件とする。

- ・ 配当金支払比率（当期純利益に対する支払配当金の割合として算出される。）は、40.0%を超過してはならないものとし、支払比率の水準は、自己資本比率と銀行の純不良債権の関数とする。
- ・ 当該期間の収益に特別利益が含まれる場合、支払比率は、健全な支払比率を遵守するためにその特別利益を除いた後に算出されなければならない。
- ・ 銀行が配当金を宣言する会計年度に関する財務書類に法定監査人による当期の収益に悪影響を及ぼす可能性がある限定意見が付されていることはない。

さらに、インド準備銀行が発行するバーゼルIIIに関するガイドラインに基づき、銀行はより高い最低資本要件を要求され、資本配分及び変動賞与の支給に対する制約を回避するために、最低要件を上回る資本緩衝を維持することが要求されている。

(g) 無償交付株式

2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則と併せて解釈する2013年インド会社法は、会社の自由準備金、払込剰余金又は資本償還準備金の勘定から完全払込済無償交付株式として株主に分配することを認めている。当該無償交付株式は、付属定款により授權され、取締役会により推奨され、株主総会において承認されなければならない。発表後、取締役会は無償株式交付の決定を取り下げることにはできない。ただし、無償交付株式の発行は一定の状況において禁止されている。

(h) 株式の併合及び分割

2013年インド会社法と併せて解釈する2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則に基づき、会社は株主総会の通常決議によりその株式の額面金額を分割又は併合することができる。会社は、株式資本の変更が、株主の議決権の変更を生じさせるかどうかについて審判所の事前承認を求めなければならない。また、登記官に対して所定の方法により通知しなければならない。

(i) 株主名簿、基準日、株式の譲渡

株主名簿一会社は、インド国内外に所在する各株主が保有する株式の種類（優先株式であるか又は普通株式であるか）を記載した株主名簿を備置しなければならない。1996年預託機関法に基づき、預託機関は実質所有者の名簿を備置しなければならない。株主名簿はいつでも閲覧することが可能でなければならない。ただし、年間配当金を受け取ることのできる株式を確定するため、株主名簿は年次株主総会前の一定の期間、その開始日を基準日として閉鎖される。2014年会社（経営及び運営）規則に基づき、会社は、株主名簿の閉鎖の7日以上前に公告しなければならない。会社は、連続30日を超えて、またいかなる場合も1年に45日を超えて、株主名簿を閉鎖することはできない。

株式の譲渡一会社の株式は、株券を伴わずに取引されなければならない。1996年預託機関法に基づき、会社は一定の場合に名義書換を拒否することができる。

公開会社の株主が保有する株式は、その他の場合において、2013年インド会社法の規定に従うことを条件として、自由に譲渡可能である。株式の譲渡が2013年インド会社法の規定及びインド証券取引委員会のガイドライン若しくは規則又は他の法律のいずれかの規定に抵触する場合、審判所は、会社、インドで設立された預託機関、投資家、制度参加者又はインド証券取引委員会による申立てにより、株主名簿又は実質株主名簿を是正するよう命じることができる。2013年インド会社法の下で、会社の株式が株券によらないで保有されている場合を除き、株式の譲渡は、2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則と併せて解釈する2013年インド会社法により定められた様式の譲渡証書に株券を添えて行われる。

銀行の株式は自由に譲渡できるが、株式の取得又は売買は、「一第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制」に記載されている持分制限に服し、かつ同持分制限を遵守する必要がある。

(j) 所有持分の開示

2013年インド会社法と併せて解釈する2014年公司（経営及び運営）規則に基づき、会社の登録株主及び会社の株式の実質所有者は、所定の方法により実質所有持分の詳細を所定の期間内に開示しなければならない。会社の株式の実質所有持分に変更がある場合、登録株主及び実質所有者は、いずれも会社に対してかかる変更の30日以内にかかる変更の詳細について宣言しなければならない。実質所有者は、開示をしなかった場合、本人により又はその他の者を通じて株式についていかなる権利も請求することはできない。

(k) 監査及び年次報告書

会社は、年次株主総会の開催日から30日以内に、年次報告書／財務書類を登記官に提出しなければならない。同時に、当該会社の株式が上場されている証券取引所に対して、年次報告書／財務報告書の写しを送付しなければならない。会社は、当該会社の監査済財務書類並びにこれに係る取締役会報告書及び監査報告書を当該会社のすべての株主及びディベンチャー受託会社に対して配布しなければならない。これに代えて、上場会社は、当該監査済財務書類／年次報告書の写しを会社の年次株主総会の21日以上前から会社の登記上の事務所において営業時間中に閲覧可能とするよう提供し、株主が財務書類の完全版を要求する場合を除き、株主及びディベンチャー受託会社に対しては、会社が適切と考える所定の様式による当該書類の顕著な特徴のみを記載した財務書類又は当該書類の写しを提供することができる。上場会社はその公式ウェブサイトにおいて、これに加えて財務書類を連結財務書類とともに公表しなければならない。2013年インド会社法の下で、会社は、

- (a) 年次株主総会において株主に提示された財務書類及び連結財務書類を年次株主総会の終了から30日以内に登記官に届出なければならない、また、
- (b) 当該会社の株式／株主、ディベンチャー／ディベンチャーの所有者に関する詳細及びその他の会社情報を記載した年次報告書を年次株主総会の終了から60日以内に届出なければならない。

(l) 会社による普通株式の取得（株式の買戻し）

会社は、財務運用を目的として自己株式を取得することは認められない。

しかしながら、会社による審判所の承認を必要としない自己株式取得については、2013年インド会社法の所定の規則、規制及び条件並びに1998年インド証券取引委員会（有価証券の買戻し）規則に従って、自己株式を買い戻し、当該株式に付随する債務を消滅させることができる。2013年8月8日付インド証券取引委員会通知書により、強制最低買戻額は、現行の25%に対して買戻割当額の50%に引き上げられたが、エスクロー勘定においてかかる額の買戻しを怠れば、割当合計額の最高2.5%を上限として失権することとなる。すべての買戻しは、特別決議又は取締役会決議の可決日から1年以内に完了される。会社の総払込済株式資本及び任意準備金の10%を超えない買戻しは、株主総会による普通決議により、当該会社の取締役会の承認を得なければならない。当該上限を超過する場合には、会社は、株主総会による特別決議を得る必要があり、当該買戻しは、付属定款により承認されなければならない。米国預託株式保有者は、預託制度から当該保有者が保有する米国預託株式を引出し、引出しにより普通株式を取得し、これを会社に売戻すことで会社の自己株式取得に参加することができる。

当行による自己株式買戻しにおいて米国預託株式投資家が提供した普通株式を当行が受け入れる保証はない。買戻しに参加するために米国預託株式保有者が取得すべき規制上の許認可については明確ではない。米国預託株式投資家は、当行による自己株式買戻しに参加する前に、関連する規制上の許認可及び税金問題を含め、各自の法律顧問に相談すべきである。

(m) 清算時の権利

従業員、担保付債権者及び無担保債権者並びに優先株式の保有者に対する支払い後、すべての残余財産は、普通株式の保有者に対して、清算開始時点における各自の持分についての払込済の金額又は払込済とされている払込額に比例して支払われる。

(n) 普通株式の償還

2013年インド会社法及び適用されるインド証券取引委員会規制に基づく株式買戻し規定の遵守として、2013年インド会社法の下では、普通株式は償還されない。

(o) 付属定款における差別規定

当行の付属定款には、既存株主又は潜在的株主が相当数の株式を所有していることを理由に、当該株主を差別する規定は存在しない。

(p) 株主権の変更

2013年インド会社法の下で、いかなる種類の株主の権利も、(変更に関して) 会社の基本定款及び付属定款に定められている場合には、(i) 当該種類の発行済株式の4分の3以上の株主の書面による承諾又は(ii) 当該種類の発行済株式の株主の種類株主総会で可決された特別決議により、変更することができる。付属定款中にかかる規定がない場合は、かかる権利の変更が当該種類の株式の発行要項により禁止されていない場合に、変更することができる。ただし、ある種類の株主による変更が他の種類の株主の権利に影響を及ぼす場合、上述の既存の条件に加えて、かかる他の種類の株主の4分の3の承諾も得るものとする。

さらに、2013年インド会社法は、当該種類の発行済株式の10%以上の保有者がかかる変更に承諾しなかった場合又は変更についての特別決議に賛成票を投じない場合、変更の取消しについて審判所に申請を行うことができることを規定している。

(q) 有価証券を所有する権利に対する制限

インドの会社の有価証券を所有する権利（非居住者又は外国人株主が有価証券を保有する権利を含む。）に対する制限については、「－2 外国為替管理制度－(2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限」及び「－第3－4 事業等のリスク」に記載する。

(r) 資本の変更に関する規定

当行の授權資本は、株主総会の普通決議及び管轄裁判所の認可を条件とする特別決議による減資により変更することができる。

新株の発行－2013年インド会社法の規定に基づき、当行は新株の発行により増資することができる。これらの新株は、該当日のかかる株式の払込済の額に比例して既存株主に割り当てられ、又は登録鑑定人によって価格が決定され、株主総会において株主により特別決議が可決される場合、何人（既存株主を含むか否を問わない。）にも、現金又は現金以外のその他の対価を支払うことができる。

株式への転換－当行の発行済株式資本は、特に当行の証券に付与され若しくは個別に発行され保有者に当行株式の引受権を授与するワラントの行使、又は発行済転換社債の転換により、増資されることがある。また、2013年インド会社法は、償還時に完全に又は部分的に当該社債を株式に転換するオプションを付与された転換社債の発行を承認している。かかる発行は、株主総会における特別決議により承認されなければならない。

株式の買戻し－当行はまた、減資又は2013年インド会社法及び適用されるインド証券取引委員会規制に基づく株式の買戻しの引受により株式資本を変更することができる。

株式の併合、分割、転換、細分割又は消却—2013年インド会社法は、当社が（付属定款により承認される場合）株主総会において、随時、株式資本を併合又はより多数の株式に細分割できること、複数の株式を単一の株式に転換できること、逆もまた同様、株式を細分割できること及び誰にも取得されていない株式を消却できることを規定している。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、現在有効な当行の基本定款、付属定款及びインド会社法の重要な規定の概要である。当行の普通株式並びにその基本定款及び付属定款の重要な規定に関する以下の記述は、すべての規定を網羅することを意図されてはならず、当行の基本定款及び付属定款にそのすべてが記載されている。

基本定款及び付属定款

(a) 目的

ICICIバンクの基本定款の第III.A.1条に基づき、ICICIバンクの主要な事業目的は、とりわけインド国内外において銀行業務を遂行することと規定されている。

(b) 取締役の権限

ICICIバンクの取締役の権限には以下の事項が含まれる。

- ・ 付属定款の第140条には、ICICIバンクのいかなる取締役も、あらゆる契約又は取引について、かかる取締役が直接的若しくは間接的に関与しているか又は利害関係を有する場合には、それらに当該契約又は取引に関する協議又は投票に一取締役として参加してはならない旨が規定されている。
- ・ 定足数に満たない場合には、取締役は取締役会における議決権を有しないものとする。
- ・ 付属定款の第83条には、取締役は、取締役会における決議に基づき、すべての点において適切であると取締役が考える方法及び条件で、債券、ディベンチャーストックの発行、又はICICIバンクの事業若しくは当行の未払込資本金を含むその（現在及び将来の）財産の全部若しくは一部に関する抵当権、チャージ若しくはその他の担保権の設定等により、借入及び資金調達を行い支払額を確保することができる旨が規定されている。

(c) 株式の保有者の権利の修正

株式の保有者の既存の権利の変更は、株主総会の特別決議を要する付属定款の修正によってのみ行うことができ、かかる特別決議は、投じられた反対票数の3倍以上の数の賛成票によって可決される。

(d) 管理規定の変更

付属定款の第59条には、取締役会は、その裁量により、当行が先取特権を有する株式に関して、株式譲渡の対象となる株式に関する金銭の支払いがなされるまでの間、株式譲渡の名義書換又は承認を拒否することができる旨が規定されている。さらに、取締役会は、ある者により譲渡が行われようとしている株式又はその他の有価証券の額面総額が、ICICIバンクが保有する株式の額面総額と併せてICICIバンクの払込済株式資本の1%を超える場合、又はかかる譲渡の結果、ICICIバンクの取締役会若しくは支配株式に変更が生じ、かかる変更がICICIバンクの利益を害するであろうと取締役会が認める場合には、株式に関する譲渡の名義書換又は承認を拒否することができることと規定している。ただし、インド会社法の下では、かかる譲渡制限の強制執行可能性は不明確である。

(e) 最近の基本定款及び付属定款の改正

基本定款に対する最後の改正は以下のとおりである。

2007年6月8日に株主により可決された決議に従い、基本定款第5条が改正された。これによりICICIバンクの授権株式資本が、1株の額面金額が10ルピーの株式1,275,000,000株、1株の額面金額が100ルピーの株式15,000,000株及び1株の額面金額が10百万ルピーの株式350株に分けられる17,750,000,000ルピーに変更された。

付属定款に対する最終改正は、2014年6月30日の当行の年次株主総会において当行の株主による特別決議により承認された。改正の内容は以下のとおりである。

第56条(d)は、協同行為者、親族及び関連会社による株式又は議決権の取得を含めるべく、既存のガイドラインの範囲を拡大するために改正される。改正後の条項は、ある者が直接又は間接に、単独又はその他の者と協同で行う、(もしあれば)本人、その親族、関連会社又は本人と協同する者が保有する株式及び議決権とともに、株式又は議決権の取得において、申込人が当行の払込済株式資本の5%以上を保有することになる場合又は当行の議決権の5%以上を行使する権限が付与される場合は、インド準備銀行の事前の承認を得てから、行われるものとするとして規定している。当該条項はまた、関連会社、親族、協同行為者とみなされる者及びジョイントベンチャーの定義を含む。

第113条(b)は、インド準備銀行に付与された、投票における議決権の上限を10%から26%まで段階的に引き上げる権限を含めるよう改正された。改正後の条項は、投票において、株主の議決権は2013年インド会社法第47条に規定されるものとするが、総議決権の10%又は銀行規制法第12条(2)若しくは銀行規制法第12条の但書若しくは説明のいずれかに規定されるその他の割合の上限額に従うものとするとして定めている。

上記の改正を反映した基本定款及び付属定款は、添付文書として本書に添付されている。

買収規定及び上場契約

(i) 買収規定

当行は、インドにおける上場会社である。2011年インド証券取引委員会(株式の実質的取得及び買収)規則(以下「買収規定」という。)は、当行の株式又は議決権を取得する銀行又は人に対して適用される。買収規定は、当事者の手続要件及び開示要件という2つの主要な特徴を持つ。

(1) 手続: インドの公開上場会社(以下「被買収企業」という。)の発行済株式又は議決権の25%以上の取得について、買収者(すなわち、単独で又は他の共同者とともに、被買収企業の株式若しくは議決権を直接若しくは間接的に取得したか若しくは取得することに合意している者又は被買収企業を支配している者)(以下「買収者」という。)は、買収規定に従い決定された最低買付価格で、当行の発行済株式総数の少なくとも26%以上を公開買付しなければならない。

さらに、被買収企業の議決権の25%以上かつ非一般株式持分の最大許容数未満の行使を可能とする議決権を保有しているいかなる買収者も、かかる買収者がかかる被買収企業の株式を取得するための公開買付を行わない限り、いかなる事業年度中においても議決権の5%超を行使することを可能とする被買収企業の株式又は議決権を追加で取得することはできない。

(2) 開示: かかる開示は、証券取引所及び被買収企業に対して行わなければならない。「証券取引所」に対するすべての開示は、被買収企業の株式が上場されている当該証券取引所に対して行われる。そして、被買収企業に対するすべての開示は、登記したその事務所において行われる。開示を受けた後、各証券取引所はかかる情報を速やかに公表するものとする。かかる開示は、買収に関与するすべての者(被買収企業、被買収企業のプロモーター、買収者及び買収者の関係者を含む。)により行わなければならない。

被買収企業のプロモーターは、株式持分及び議決権の総数並びにプロモーターの担保株式の詳細を開示しなければならない。

買収者は、買収日から2営業日以内に、自ら又はその協同者により行われたすべての株式取得を開示しなければならない。

協同者とあわせて、被買収企業の株式又は議決権の25%以上を行使可能とする株式又は議決権を保有する者は、会計年度末から7営業日以内に、かかる被買収企業の株式持分及び議決権の総数を開示しなければならない。

買収者（その協同する者とあわせて被買収企業の株式又は議決権の5%以上の株式又は議決権を保有する場合）は、被買収企業の株式の割当て又は株式若しくは議決権の取得についての通知の受領から2営業日以内に、かかる被買収企業の株式持分及び議決権の総数を開示しなければならない。

いかなる者も、その協同者とあわせて被買収企業の株式又は議決権の5%超の株式又は議決権を従前に取得していた場合は、かかる者が株式持分又は議決権の変更について従前に開示した日から被買収企業の株式持分又は議決権の総数の2%を超えて変更がある場合、かかる者による被買収企業の株式持分又は議決権の変更に係る通知の2営業日以内に開示しなければならない。株式持分又は議決権が減少する変更（株式持分又は議決権を5%未満とする変更を含む。）であっても、被買収企業の株式持分及び議決権の総数の2%超となる場合は、報告を行わなければならない。

被買収企業の一般株主持分が非一般株式持分の最大許容数を超える場合には、買収者は、買付期間の完了日後12ヶ月の満了時において、及び2009年インド証券取引委員会規定（株式持分の上場廃止）に従ってのみ、かかる株式の上場を廃止させ、又は上場廃止の申込みができる。

(ii) 上場契約

当行は、「インド全国証券取引所」及び「ムンバイ証券取引所」において上場しており、これらの証券取引所との間に上場契約を締結している。上場契約は、議決権又は普通株式の5%以上の取得が発生する場合、類似の開示を規定している。また、かかる契約は、上述の状況において発行済株式を取得するための公開買付による株式取得についても規定している。

当行とインドの証券取引所の間で締結された上場契約の規定は、米国預託株式により表章される普通株式には適用されないが、米国預託株式保有者は、当該保有者、当行及び預託機関の間で締結される預託契約の通知及び開示義務に従わなければならない。当行は、すべての外国企業（支配力を行使しているか否かを問わない。）の総数であり、米国預託株式を含む「外国人株式保有総数」を報告しなければならない。

米国預託株式により表章される預託普通株式の議決権

米国預託株式保有者は、預託された原株式について議決権を行使することができない。預託機関は、ICICIバンクの取締役会の指図に従い、預託された原株式について議決権を行使する。しかしながら、銀行規制法の下では、銀行の株式を保有する者は、自身が保有する株式について、当該銀行の総議決権数の10.0%超の議決権を行使することができない。その結果、2012年8月31日現在において当行の株式の約28.5%を保有する預託機関は、当行の株式の10.0%の議決権しか行使することができない。2013年における銀行規制法の改正により、インド準備銀行は、民間部門銀行の株式保有者の議決権を段階的に26.0%まで引き上げることが可能になった。ただし、これはインド準備銀行の通知待ちである。いかなる状況であれ、預託機関は、議決権を行使するか否かについて裁量権を行使することはない。普通株式は、預託機関から引き出し、当行の株主名簿上、預託機関以外の者又はそのノミニーに対して譲渡することができる。当行の構成員となった者は、預託証券の原株式について議決権を行使することができる。しかしながら、米国預託株式保有者は、裏付けとなる原株式を引き出し、当該株主総会において議決権を行使するために十分な時間的余裕をもって株主総会の事前の通知を受け取ることができない可能性もある。

上記にかかわらず、インド国外の居住者が預託機関より原株式を引き出す場合には、原株式に対する投資は、「2 外国為替管理制度」(2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限」に記載された外国人所有に関する一般的制限に服することとなる。

預託機関の義務は、ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ (Deutsche Bank Trust Company Americas)、米国預託株式保有者及びICICIバンクの間の預託契約に定められている。預託契約及び米国預託株式は、ニューヨーク州法に準拠している。

2【外国為替管理制度】

(1) 外国為替規制

(a) ルピーの交換に関する規制

インドにおいては、インド・ルピーを米ドルに交換することに関しては、規制がある。1992年2月29日以前は、インド準備銀行が、インドの主要取引相手国の加重バスケットとの関係で、インド・ルピーの公定価格を決定していた。1992年2月の予算において、営業勘定及び当座勘定において受領することができる外貨の60%を市場で決定される相場で交換し、残りの40%を公定価格で交換することができるという新たな二重為替相場制が採用された。しかし、すべての輸入業者は、一定の特別優先輸入を除いて、市場価格で外貨交換を行うこととされていた。1993年3月、為替相場が統一され、変動相場制を採用することとなった。1994年2月及び1994年8月に再度、インド準備銀行は、大量取引の場合の支払制限を緩和することを公表した。1994年8月以降、インド政府は、事実上、国際通貨基金に対する義務を負うこととなった。インドは、国際通貨基金に対して負う義務に基づいて、国際収支の管理方法としての国際通貨取引に関する為替制限を撤廃することを公約している。1995年7月以降、当座勘定の交換手続は、外国旅行及び医療等の様々な目的のために外国為替規制が緩和されたことにより改善した。

1999年外国為替管理法は、外国為替を伴う取引を規制し、一定の取引は、インド準備銀行の一般的な許可又は特別な許可なくして行うことができない旨を規定している。1999年外国為替管理法は、当座勘定取引に関する規制を若干の例外を除き、大幅に緩和した。しかし、インド準備銀行は、資本勘定取引（取引主体の資産又は負債（偶発債務を含む。）を変更する取引）に対する規制を、引続き行っている。インド準備銀行は、1999年外国為替管理法に基づき、インドの会社の株式の購入及び発行を含む様々な種類の資本勘定取引を制限するための規則を制定した。インド準備銀行は、送金自由化スキームに基づき、認められた当座勘定取引及び資本勘定取引又はその双方の複合取引に関して、公認ディーラーが、一定の制限の下、会計年度ごとに個人による75,000米ドル以下の送金を自由に取り扱うことを認めている。

(b) 米国預託株式の裏付となっている株式の売却及び売却手取金の送金に関する規制

インドの会社により非居住者に対して発行された米国預託株式は、インド国外において自由に譲渡できる。現在のインドの規制及び実務の下では、インド準備銀行が随時定める分野ごとの関連ある規制に服した上で、米国預託株式の裏付となっている株式がインドの公認証券取引所で登録ブローカーを通じて時価で売却されている場合には、当該株式のインドの非居住者からインドの居住者への売却については、インド準備銀行による承認は必要とされていない。金融サービス部門（銀行、銀行以外の金融会社及び保険会社）及びその他特定の部門に従事している会社以外の会社の株式の売却について、インドの公認証券取引所以外で又は登録ブローカーを通さずに譲渡がなされたとしても、インド準備銀行のガイドラインにより定められた条件が遵守されてさえいれば、インド準備銀行の承認は不要である。同様の規制が、インドの居住者に対して割り当てられた新株引受権の放棄についても適用される。インド証券取引委員会に登録されている外国機関投資家は、ポートフォリオ投資計画（以下「ポートフォリオ投資計画」という。）の下、インドの会社の株式を購入する資格を有する。ただし、ポートフォリオ投資計画によるかかる投資については、インド準備銀行により随時一定の制限が課されている。公認証券取引所及び証券取引所に登録しているブローカー又はインド証券取引所に登録しているマーチャント・バンカーを通じて外国機関投資家からインド国外の居住者へ株式の売却がなされていれば、インド準備銀行により定められたポートフォリオ投資計画に基づく株式の売却についても、インド準備銀行の承認は不要である。

有価証券の売却がインド準備銀行のガイドライン及びその他適用される規制に基づいて行われている場合には、上記のように、(i)有価証券がインドの居住者に返還されたことに基づき保有されており、(ii)株式がインドの公認証券取引所において、株式ブローカーを通じて売買の最低価格を基に決定された取引所の市場価格で売却され、かつ(iii)税務当局から異議がない旨の通知又は承認証明書を取得している限り、売却手取金を自由に送金することができる。売却が、インド準備銀行からの特別な許可に基づいてなされた場合には、売却手取金も許可に記載された条件により送金することができる。米国預託株式の裏付となっている株式がポートフォリオ投資計画に基づいて売却された場合には、売却手取金は、当該株式が登録ブローカーを通じて公認証券取引所において売却され、税務当局から異議がない旨の通知又は承認証明書が発行されている限り、インド準備銀行の承認がなくとも、公認ディーラーを通じて送金することができる。

2002年度のインドの予算が公表された後、インド準備銀行は、資本勘定取引の自由化に関する通達を發布した。当該通達の下では、従前の規制とは対照的に、分野ごとの適用ある規制に服した上で、インドの会社の米国預託株式又はグローバル預託証券の発行に関しては、その発行後の居住者への売却及び売却手取金の海外への送金の限定的な二方向の自由化が導入された。2014年4月17日、資本勘定取引の一層の自由化のために、統合外国直接投資政策の改訂版が発効した。

インド準備銀行は、以下に定める条件に従うことを条件に、インドの登録ブローカーが、インドの国外に居住する者を代理し、購入する株式の米国預託株式への転換を目的としてインドの会社の株式を購入することを認める1999年外国為替管理法に基づく通達を發布した。

- ・ 株式を公認証券取引所において購入すること。
- ・ 当該インドの会社が米国預託株式を発行していること。
- ・ 株式が、当該インドの会社の米国預託株式の保管機関の承認を得て購入され、保管機関に預託されること。
- ・ 購入される株式数が米国預託株式に転換された原株式数を超えず、適用ある部門別の上限以下であること。
- ・ 非居住者投資家、ブローカー、保管機関及び海外の預託機関が、1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度の条項及びそれに基づきインド政府により随時發布されるガイドラインを遵守すること。

2002年11月23日、インド政府財務省は、海外市場におけるインド法人による米国預託株式の発行による株式の引揚げに関する運営ガイドライン（Operative Guidelines for Disinvestment of Shares by the Indian Companies in the Overseas Market through the Issue of ADSs）を發布した。かかるガイドラインに基づき、株主は、インドの会社により発行されるスポンサー付き米国預託株式の発行を通じて、保有する持分を海外市場で売却することができる。売却される持分は、インド又は海外の証券市場に上場される当該インドの会社の持分である。売却の過程は、その株式の売却のための募集が海外市場において行われているインドの会社が、かかるガイドラインに基づいて株主により募集が行われている既存株式に関する米国預託株式の発行に関して、スポンサーとなった時点から開始される。かかる米国預託株式が取り消され、原株式が当該会社に登録されることとなった場合、かかる売却のための既存株式に関する米国預託株式の発行は、1997年インド証券取引委員会（株式の実質的取得及び買収）規則を遵守してなされなければならない。かかる売却は、外国資本投資となり、外国直接投資の分野別政策に服するものとなる。すべての義務的な許認可（1956年インド会社法又は2013年インド会社法（適用ある場合）及び発行済株式の募集による外国資本の誘致のための外国投資促進委員会の許認可を含む。）が取得されなくてはならない。

インド準備銀行は、インドの会社が、その将来の外国為替規制に対処するために、一定の期間、スポンサー付き米国預託株式の発行により調達された資金を除く、米国預託株式の発行により調達された資金を海外で保有することを認めた。さらに、調達された外貨建資金を送金及び利用するまでの間、インドの会社は、その資金を以下の商品に投資することができる。

- ・ スタンダード・アンド・プアーズ若しくはフィッチIBCAにより又はムーディーズ・インベスターズ・サービスにより格付け（かかる格付けは、目的上インド準備銀行により随時定められる適用ある格付け以上のものとなる。）を受けている銀行により提供される預金若しくは預金証書又はその他の商品。
- ・ インドの公認ディーラーの海外支店に対する預金
- ・ 短期国債及び満期を1年以下とする、又は満期まで1年以下のその他の金融商品

インド準備銀行は、米国預託株式への転換目的で保有する株式を提供する居住者であるインドの会社の株主が、外貨建てで売却手取金を受け取ることを認めている。しかし、当該米国預託株式への転換は、外国投資促進委員会の承認を得なければならない。さらに、居住者が受け取った売却手取金は、当該居住者の選択により、交換相手の外貨勘定若しくは居住者外貨勘定（国内）又はインド国内のルピー建勘定に入れることが認められている。

(2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限

インド政府は、外国人によるインドの会社への出資を厳しく制限している。インドの有価証券（米国預託株式等の株式を含む。）への外国からの投資は、外貨の流出入を伴う取引を認めるとともにインド準備銀行にかかる取引を禁止又は制限する権限を付与する1999年外国為替管理法により、一般的に規制されている。

1999年外国為替管理法は、外国為替を伴う取引を規制し、特定の取引はインド準備銀行若しくはインド政府外国投資促進委員会の一般的な又は特別な許可なく実行することはできない旨を規定している。1999年外国為替管理法は、当座預金に係る取引に関する規制を緩和した。しかし、インド準備銀行は、資本勘定に係る取引（すなわち、関係者の資産又は負債（偶発債務を含む。）を変更する取引）を引続き規制している。インド準備銀行は、1999年外国為替管理法に基づき、資本勘定に係る様々な種類の取引を規制する条例（インドの会社の株式の買取り及び発行に関する一定の事項を含む。）を發布した。

外国投資法に基づき、当行に適用される外国人による出資に関する規制は下記のとおりである。

- 外国人投資家は、インド準備銀行により随時発布されるガイドラインに従い、適宜、当行の株式資本の74.0%（外国機関投資家によるものを含む。）まで保有することができる。自動承認の基準の上限は49.0%であり、外国投資促進委員会による特別の承認を要するものではない。承認基準の範囲は、49.0%超74%以下である。かかる制限の対象には、外国直接投資、米国預託株式、グローバル預託証券並びに外国機関投資家及び非居住者であるインド国民によるポートフォリオ投資計画に基づく投資を含み、また、私募及び公募により取得された株式並びに既存の株主より取得した株式を含む。常に、最低でも払込済株式資本の26.0%は、居住者により保有されなければならない。ただし、外国銀行の完全子会社については除く。インド準備銀行は、インドにおける外国銀行に対する指針を公表した。この指針は、2つの段階に分かれていた。2005年3月から2009年3月までの第一段階においては、外国銀行は、インド準備銀行が再建対象と認定した民間部門銀行のみに対する支配的な株式数を段階的に取得することができた。第二段階は、得られた実績の検討及び銀行部門のすべての利害関係人との協議の後、2009年4月に開始される予定であった。新規及び既存の外国銀行については、世界貿易機関に対する現在の合意内容を超えて、年間12の支店の増設が提案されていた。銀行が利用されていない地域に関しては、より緩やかな措置が採られる予定であった。しかし、2009年4月にインド準備銀行は、世界の金融市場の悪化を考慮し、より明確な回復並びに世界的な規制構造及び管理構造の改革が見られるまで第二段階を延期することを決定した。2011年1月において、インド準備銀行は、インドにおける外国銀行の存在に関する審議文書を公表した。2013年11月6日に、インド準備銀行はインドの外国銀行における完全子会社の設立に関する枠組みを公表した。
- インドの会社は、1993年外貨建転換社債及び（預託証券のスキームによる）普通株式発行制度（以下、「外貨建転換社債制度」という。）並びにそれに基づくインド政府により随時発布されるガイドラインに基づき、米国預託株式の発行を通じて、海外で外貨財源を調達することができる。また海外からの商業借入に関する政策は、外貨建転換社債においても適用される。外貨建転換社債制度に基づき、外国人投資家は、政府によるすべての必要な認可がプログラム設定時に取得されていることを条件に、米国預託株式を購入することができる。インド政府は2008年2月15日、2008年外貨建他社株転換社債発行制度を発表し、かかる政策は、別のグループ会社の株式へ転換できる外貨建債券の発行を促すために、インド準備銀行の2008年9月23日付通知書を通じて実施された。
- ポートフォリオ投資計画には、下記のとおり定められている。インド証券取引委員会への登録を条件に、外国機関投資家は、払込済株式資本の24.0%を総額の上限として、保有することができる。当行の取締役会の承認後、かかる内容の会社の普通機関が可決する特別決議によりかかる上限を、部門別の上限／法定上限である49.0%まで引き上げることができるが、いかなる外国機関投資家も、1社で又はサブ口座を通じて、10.0%を超える払込済株式資本を保有してはならない。非居住者であるインドの個人の株式の保有株式数の上限は、海外投下資本を本国に戻す場合及びその他の場合の両方において、当行の払込済株式資本総額の5.0%に制限されている。この上限は、銀行の株主総会による特別決議により承認された場合は海外資本を本国に戻す場合及びその他の場合の両方において、当行の払込済株式資本総額の24.0%まで引き上げることができる。インド証券取引委員会に登録された外国機関投資家は、インドの資本市場における株式と社債に対する投資の配分が70対30の割合に制限される。

- ・ インド国外の個人の居住者（非居住者のインド人及び外国法人を除く。）は、インド国外の居住者（非居住者のインド人を含む。）に対して、株式又は転換可能なディベンチャーを売却又は贈与することにより譲渡することができる。ただし譲受人が、（譲渡の対象となる株式の発行会社である）インドの会社が業務を行うのと同じ分野において、投資／技術協力／商標契約を通じて、株式譲渡より前に、インド国内において投資をし又は提携している場合には、株式の取得にあたり、産業援助委員会／外国投資促進委員会の事務総長から事前の承認を取得する必要がある。しかしながら、この制限は、アジア開発銀行、国際金融会社、英連邦開発公社及びドイツ投資開発会社等の国際金融機関への株式の譲渡並びに情報技術部門に携わっているインドの会社への株式の譲渡には適用されない。
- ・ 民間部門銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインは、かかる買収がかかる銀行の5.0%以上の払込済資本の保有又は管理に至る場合、当行の株式に投資する非居住者投資家にも適用される。民間銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインに関する詳細に関しては、「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(h) 監督及び規制－持分制限」を参照のこと。

インド準備銀行は、2001年11月29日付の通知書に従い、同日以降、外国法人によるポートフォリオ投資計画に基づく投資を禁止する旨を明言した。ただし、ポートフォリオ投資計画に基づいて既に実行した投資に関しては、かかる投資により取得した証券が証券取引所で売却される時点まで保有し続けてよいものとした。2003年9月16日から、外国法人は、インドにおいて有効な投資事業体区分としての承認を取り消されている。ただし、法人化され、インド準備銀行又はインド証券取引委員会による反対通知を受領していないかかる事業体による要求については、必要に応じてインド政府又はインド準備銀行の事前承認を得た、インド準備銀行の外国直接投資計画に基づく新たな投資とみなされる。

インドの会社は、海外の預託機関に対して当該会社の株主が保有する株式に関する米国預託株式が主幹事会社が決定する価格で発行される場合、そのスポンサーとなることができる。この仕組みにより、会社は居住者である株主にその保有株式を会社に返還することができ、それによりかかる株式に基づき米国預託株式を海外で発行することができる。スポンサー付き米国預託証券の資金は、発行日から1ヶ月以内にインドに送還されなくてはならない。スポンサーとなる会社は、外貨建転換社債制度の条項並びにこれに基づきインド政府により随時発布されるガイドラインを遵守しなければならない。また、インド準備銀行に対して、発行日から30日以内に、所定の書式により、発行の全詳細を提供しなければならない。

当行は、外国直接投資であった当行の2000年3月の米国預託株式の募集及び2005年3月の当行のスポンサー付き米国預託株式の募集に関する外国投資促進委員会の認可を取得した。外国機関投資家、非居住者のインド国民及び外国法人によるインドの流通市場におけるポートフォリオ投資計画を通じた投資並びに外国直接投資計画を通じた投資は、同時に行うことが可能な計画である。2014年6月30日現在、外国人投資家が当行の自己資本の約69.5%を保有しており、このうち29.1%は米国預託株式プログラムを通じたものであった。

米国預託株式の投資家は、米国預託株式を購入、保有又は売却するにあたり、インド政府より特別な許認可を取得する必要はない。米国預託株式の募集では、当行は、インド政府の会社総務局及び関連ある証券取引所の許認可を取得した。

預託機関から引出され、当行の株主名簿上、預託機関又はそのノミニー以外の者の名義に書き換えられた株式に関する議決権は、手続上必要な要件が満たされていることを条件に、当該名義人が行使することができる。ただし、原株式を引出した上、株主総会において議決権を行使するために十分な時間的余裕をもって、株主総会の事前の通知を受領することができない可能性がある。

上記にかかわらず、外国機関投資家、非居住者のインド国民又は外国法人がその株式を米国預託株式プログラムから引出す場合、その株式への投資は上記の外国人所有に関する一般的な制限に服し、ポートフォリオ投資制限に服することとなる。流通市場における外国直接投資家によるインドの銀行の証券の買取り又は非居住者のインド国民、外国法人及び外国機関投資家による上記の出資制限を超える投資は、その買取り又は投資ごとに、インド政府の許認可が必要となる。外国機関投資家、非居住者のインド国民及び外国法人による預託機関から引出された株式の保有に関しては、同様に許認可が要求されるか否かは明らかではない。

1997年インド証券取引委員会（株式の実質的取得及び買収）規則（その後の改正を含む。）に基づき、米国預託株式プログラムから株式を引出した結果、直接的又は間接的な当行の保有比率が当行の自己資本の15.0%を超える場合には、既存株主が保有する普通株式を購入するために、既存株主に対して公開買付を行う必要がある。かかる公開買付は、上記のインド証券取引委員会規則の規定を遵守して行われなければならない。また、当行の株式を取得又は譲渡し、当該個人又はグループの（直接的及び間接的、実質的又はその他の）持分総額が銀行の払込済資本の5.0%以上になる場合には、インド準備銀行の承認を受ける必要がある。インド準備銀行が承認する際には、総株式数が定められた基準を超過している株主が適切妥当な評価を満たさなければならないことを含む、その適用に関連すると考えられるすべての事情が考慮される可能性がある。民間銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインに関する詳細に関しては、「第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-持分制限」を参照のこと。

インドの会社が非居住者に対して発行した米国預託株式は、インド国外では自由に譲渡することができる。インドの現行の規制及び市場慣行の下では、インドの非居住者からインドの居住者に対する米国預託株式の原株式の売買がインドの公認証券取引所で登録ブローカーにより市場価格に基づき行われた場合には、インド準備銀行による許認可は必要とされない。インド準備銀行により一般的に定められた条件が充足されている限り、金融サービス業の分野に属する会社（銀行、銀行以外の金融会社及び保険会社）ではない会社の株式の売買に関しては、かかる譲渡が公認証券取引所で又は登録ブローカーを通じて行われない場合でも、インド準備銀行による許認可は必要とされない。同等の制限がインドの居住者の権利放棄にも適用される。インド準備銀行により定められたポートフォリオ投資計画に基づく株式の売買においても、かかる売買が公認証券取引所で登録ブローカーにより行われる限り、インド準備銀行による許認可は必要とされない。

2009年2月にインド政府は、インドの会社に対する直接投資及び間接投資双方の外国投資について合計の計算に関するガイドラインを発行した。かかるガイドラインによると、インドの会社における外国人の株式保有については、インドの株主によって過半数が保有及び管理されていない場合には、かかるインドの会社の被投資会社についての外国人の株式保有の勘定として算定される（特定の個別規制が存在する保険部門の被投資会社を除く。）。インドの民間部門銀行に関しては、当行のように、74%までの外国人の保有が認められており、このことは、当行を含めたインドの民間部門銀行及びその子会社が他の会社に対して行う投資に影響を与える。このことは同時に、74%の外国人の保有の上限の遵守の目的上、およそインドの株主が勘定に入れられることがあるかどうかについての査定が要求されることも意味する。しかしながらこのことは、当行の保険子会社に対する投資には影響を与えない。

3【課税上の取扱い】

(1) インドにおける課税上の取扱い

インドの居住者ではない者である投資家（かかる投資家がインド出身であるか否かにかかわらず。以下本項において「非居住者投資家」という。）に適用される米国預託株式及び株式に係る重要なインドの課税上の取扱いに関する以下の記述は、1961年インド所得税法（投資家が会社の合併又は再編において取得できる追加的な米国預託株式にも適用を拡大するために有効期限が延長された同法第115条ACに定める米国預託株式に関する特別税制、及び同法第115条ACの施行規則を含む。以下「インド所得税法」という。）の規定に基づくものである。インド所得税法は、金融法により毎年改正される。本書に記載されている課税上の取扱いは、その一部又は全部が将来のインド所得税法の改正により、修正又は変更される可能性がある。本概要は、非居住者投資家による米国預託株式及び株式の取得、保有及び売却に関するインドの法令の完全な分析を目的としたものではない。したがって、保有者は、インド法、居住地の法令、インド及びその居住国との間で締結された租税条約並びにインド所得税法第115条ACにより適用される規制に基づく課税上の取扱いを含み、かかる取得、保有及び売却の課税上の取扱いに関して、各自の税務顧問に相談をすることが望ましい。

(a) 居住性

インド所得税法の下では、個人は、すべての会計年度に関して、(i)当該会計年度中に182日以上インドに滞在した場合、及び(ii)当該会計年度に先立つ4年間に合計365日以上インドに滞在し、かつ、当該会計年度中に60日（インドの国民又はインドの出身者でインド国外に居住している者が当該会計年度中にインドを訪問する場合又は当該会計年度中にインドの国民がその職業上の理由により若しくはインドの船舶の乗組員としてインドを離れる場合には、182日）以上インドに滞在した場合には、インドの居住者とみなされる。会社は、インドにおいて登記された場合又はその業務の経営管理が完全にインドで行われている場合、当該会計年度に関してインドの居住者とみなされる。事務所又はその他の団体は、その業務の経営管理が完全にインド国外で行われない限り、インドの居住者とみなされる。

(b) 課税及び分配

受領された配当金は、インドにおける課税の対象にはならない。ただし、当行は、当行が分配する配当金に関し、16.995%（適用ある追加税及び教育特別税を含む。）の税率の税金を支払うことを義務付けられている。インド所得税法第115条-0(1A)の条項の下、当行が受領する配当金のうち、本項に基づき当行の国内子会社がその配当税を支払ったもの、又は当行がインド所得税法第115条BBDに基づき税金を支払った海外子会社から受領したものに関しては、当行により支払われる配当税の計算上の目的のため、当行の分配する配当金から控除される。現在、配当税は株主に分配される金額について支払われているが、2014年財政法案を参照すると、2014年10月1日以降、配当税は配当額の純額についてではなく、総額（配当税を含む。）について課すという提案が含まれている。これに伴い、配当税率は20.475%（適用ある追加税及び教育特別税を含む。）に増加する。

(c) 米国預託株式の交換に関する課税

米国預託株式の引渡しに基づく非居住者投資家による株式の受領については、インドの税制上、課税事由は発生しない。

(d) 米国預託株式又は株式の売買に関する課税

非居住者投資家から非居住者投資家へのインド国外における米国預託株式の譲渡に関しては、当該譲渡人にインドの譲渡益税は一切課されない。2014年財政法案において、外国機関投資家がポートフォリオ投資により得られる収益は、譲渡益として認識されることが明確に示されている。

株式の売買により得られる譲渡益については、関連する二重課税防止条約による減免に服すものの、一般的には、譲渡人にインドの所得税が課され、源泉徴収する必要がある。譲渡益は、所有形態により、譲渡益又は事業所得として課税される。株式の保有期間が12ヶ月（下記に従い、預託機関が米国預託株式の償還を通知した日を起算点とする。）を超える場合には、公認証券取引所で株式が取引され、かかる売買に対する有価証券取引税（以下に記載する。）が支払われる限り、発生した長期譲渡益は非課税である。株式の保有期間が12ヶ月以下である場合、発生した短期譲渡益は、2014年度は15%（適用ある教育特別税及び中等・高等教育特別税を加える。）で課税される。この税率は、所得額が譲渡益として取り扱われ、株式がインドの公認証券取引所において売却され、かつ有価証券取引税が課税される場合に適用される。その他の場合には、インド所得税法の条項に基づき適用される税率は、2014年度の税率40%（適用ある追加税及び教育特別税及び中等・高等教育特別税を加える。）を上限として様々なものとなる。実際の適用税率は、非居住者投資家の性質を含む（ただし、これに限らない。）数々の要因により異なる。

非居住者投資家の居住する国とインド政府の間で締結された二重課税防止条約の条項により、上記の税率が引き下げられる場合がある。米国とインドとの間の二重課税防止条約により、米国の居住者がインドの譲渡益税を減免されることはない。納税者が投資家の居住地の政府から、課税及び居住に関する証明と共に様式10-Fを所得した場合、二重課税防止条約の恩恵を受けることが可能である。

さらに、税金が控除可能の場合、投資家はインド所得税局により発行された有効な永久勘定番号を、譲渡益又は事業所得の控除の責任を負う者に提出しない限り、(a)2014年金融法に規定する関連条項に明記された税率、(b)有効な税率、又は(c)20%の中で最も高い税率にて控除される。

インドの公認証券取引所において行われ、株券の受渡し又は譲渡により決裁された株式の売買に関する有価証券取引税は、売買時点の取引金額に対し0.1%である。

インドの税制上、株式の売買により発生する譲渡益の金額を決定する場合、米国預託株式の引渡しにより引出された株式の取得費用は、引渡された米国預託株式の取得費用ではなく、預託機関がかかる引渡しにつき保管機関に通知した日のムンバイ証券取引所又はインド全国証券取引所における市場価格とする。米国預託株式の引渡しにより受領される株式の保有期間は、預託機関が引渡しの通知を行った日から起算される。

(e) 新株引受権

非居住者投資家に対する米国預託株式若しくは株式の追加又は新株引受権の分配は、非居住者である顧客がこれを保有する限り、インドの所得税の課税の対象にはならない。

租税条約に基づく免税を受けていない非居住者投資家による他の非居住者投資家に対するインド国外での新株引受権の売却から得られた譲渡益が、インドの譲渡益税の対象となるか否かについては不明確である。しかしながら、当行の現所在地がインド国内であるため、インドの課税当局によりかかる新株引受権がインド国内に所在するとみなされる場合には、新株予約権の売却により実現した一切の譲渡益には、上述の「(d) 米国預託株式又は株式の売買に関する課税」に従ってインドの譲渡益税が課される。

(f) 印紙税

当行は、米国預託株式の原株式の発行に際し、発行済株式の総額が1百万ルピーを超えない場合には、1株当たり発行価格の0.1%、発行済株式の総額が1百万ルピーを超える場合には、1株当たり発行価格の0.2%に相当する印紙税を支払わなければならない。米国預託株式の譲渡には、インド法に基づく印紙税は課されない。一般に、非居住者投資家は、原株式を表章する米国預託株式と引換えに預託機関から原株式の株券を受領する際に、株券の再発行について適用されるインド法に基づく印紙税を支払わなければならない。かかる印紙税は、当初の株券の発行に際して支払われる印紙税と同額である。同様に、非居住者投資家による原株式の株券の売却に関する合意についても、取引日における当該株式の市場価格の0.005%に相当する印紙税が課される。加えて、譲渡証書について、取引日における株式の市場価格の0.25%に相当する印紙税が課される。通常、かかる印紙税は、譲受人である購入者が負担する。しかしながら、当行の株式は、株券の受渡しによる譲渡が許容される500株以下の売買の場合を除き、強制的に、株券を発行しない形態で受渡される。インドの印紙税法の下では、株券の受渡しが行われない形態での株式の取得又は譲渡については、印紙税は課されない。譲渡証書について支払われる印紙税を除き、上記の印紙税率はマハラシュトラ州において書類が捺印された場合に適用される。譲渡証書は、1899年インド印紙税法に定められる税率で捺印される。

(g) その他の税

現在、米国預託株式又は原株式に適用される富裕税、贈与税又は遺産税はない。

(h) サービス税

インドの公認証券取引所に上場された株式の売買に関して株式ブローカーに支払われる仲介手数料には、12.36%（適用される教育特別税を含む。）のサービス税が課される。株式ブローカーは、サービス税を徴収し、管轄当局に支払う義務を負っている。

(i) 物品・サービス税

物品・サービス税法の施行に必要な憲法改正法案及び物品・サービス税法の規定は、未だ導入には至っていない。

(j) 一般的租税回避否認条項 (General Anti Avoidance Rule)

2012年金融法により一般的租税回避否認条項が導入され、2016年4月1日から有効となる。関連するガイドラインの詳しい内容はまだ知られていない。ある特定の取引又は協議の主要な動機が節税であるとインド所得税局が主張した場合、一般的租税回避否認条項の規定を行使する権限が与えられる。一般的租税回避否認条項の規定が所得税局により行使された場合、税制優遇又は租税条約に基づく恩恵が得られないことがある。

(2) 直接税法

直接税法については、2010年8月にインド国会において法案(以下、「当該法案」という。)が審議され、2010年9月の金融常設委員会で検討の上、その旨報告された。検討段階へ進んだ金融常設委員会による勧告の多くは、その他の提案と共に政府に承認された。2010年直接税法が定める方針との統一を図るため、1961年インド所得税法及び1957年富裕税は、2011年、2012年及び2013年金融法により改正された。これらのすべての改正を含む新たに修正された直接税法は、2013年に立案され、新たな法案として提出され、公開議論のためにウェブサイトにおいて公表された。

(a) インドにおける居住に関する課税

当該法案に基づき、(a)当該会計年度のうち182日以上滞在する場合、又は(b)会計年度に先立つ4年間のうち365日以上インドに滞在し、かつ、会計年度中にインドに滞在した期間を総じると60日以上となる場合に限って、その者はインドの居住者とみなされる。職業上の理由によりインドを離れる者又はインドの国民若しくはインドの出身者でインド国外(インドが二重課税防止条約を結んでいる国に限る。)に居住している者がインドにおける当該会計年度中にインドを訪問する場合には、上記(b)は適用されないものとする。

外国会社は、当該年度を通してその業務の事実上の経営が行われる場所がインドである場合には、インドの居住者とみなされる。会社の業務の事実上の経営が行われる場所とは、事業体全体が業務を行う上で必要な経営管理の主要な決定及び商業的決定を実質的に行う場所をいう。その他の者については、経営管理が行われる場所が完全にインドの国外である場合を除いてインドの居住者とする。

(b) 譲渡益税

当該法案に基づき、譲渡益税については、当該法案の当初の予定に従って、最大30%の累進課税にて適用される。さらに、普通株式若しくは株式指向のファンドの単位であって有価証券取引税による課税対象となる譲渡により発生する譲渡益の場合には、1年を超えて保有された資産については100%、1年以下の保有の資産については50%の控除が認められる。有価証券取引税による課税対象とならない1年を超えて保有された株式については、譲渡益はインフレ指数化した上で算出される。当該法案は譲渡益の指数化計算の目的のため、基準とする年を現在の1981年から2000年に変更することを提案している。

(3) 日本における課税上の取扱い

適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法及びその他の日本の現行の関連法令に従い、またこれらの法令上の制限の下、日本の居住者又は内国法人の所得(及び個人に関しては相続財産)が上記のインドにおける課税上の取扱いに記載された租税の対象とされた場合、かかる租税は、当該居住者又は法人が日本において支払うこととなる租税の計算上税額控除の対象となる場合がある。「―第8―米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項―(2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務―(g) 配当等に関する本邦における課税上の取扱い」を参照のこと。

4【法律意見】

当行のシニア・ジェネラル・マネージャー（法務）兼秘書役であるサンカー・パラメスワランより、大要、下記の趣旨の法律意見書が出されている。

- （i） 当行は、インド法に基づく株式による有限責任会社として適法に設立され、かつ有効に存続しており、本書に記載された事業を営み、その財産を所有及び運用するすべての権限を与えられている。
- （ii） 本書中のインドの法令に関するすべての記述は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の考察及び表は、インドGAAPに従い作成した当行の監査済連結財務書類及びその注記に基づくものである。米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整、インドGAAPと米国GAAPの重大な相違点並びに米国GAAPに基づき要求される追加情報については、本書に記載される当行の連結財務書類に対する注記20及び21を参照のこと。米国GAAPによる主要財務データについては、「―主要な米国GAAPの財務データ」を参照のこと。

本会計年度以前の会計年度の財務書類は、本会計年度に用いられた分類方法に一致させるため一部再分類されている。これらの変更は、以前に発表された業績又は株主資本に影響を与えるものではない。当行の財務書類を作成する際に使用された会計報告方針は、一般的な業界の慣行を反映しており、インド勅許会計士協会によって公布された会計基準、並びにインド準備銀行、保険業規制開発委員及び国立住宅銀行（National Housing Bank）により発布されたICICIバンク及び特定の子会社及びジョイントベンチャーに適用される各種ガイドラインを含め、インドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準（インドGAAP）に準拠したものである。

2010年度の連結財務書類は、ビー・エス・アール・アンド・カンパニー（BSR & Co.）勅許会計士事務所が、また2011年度から2014年度の連結財務書類は、エス・アール・バトリボイ・アンド・カンパニー・エルエルピー（S.R. Batliboi & Co. LLP）勅許会計士事務所が、いずれもインド勅許会計士協会によって公布された監査基準に基づき監査を行った。2010年度から2014年度までの連結財務書類は、インドの独立登録監査法人であるKPMGにより、米国公開企業会計監督委員会の会計基準に従って監査された。KPMGの監査によるインドGAAPによる当行の連結財務書類、米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整及びこれらの財務書類の注記は、本書に記載されている。

インドの法令に基づき、当行の株主に向けて作成及び配布された当行の年次報告書には、インドGAAPに基づいて作成された連結及び非連結財務書類並びにインドGAAPに基づいて作成された非連結財務書類に基づく経営成績及び財政状態の分析が含まれている。

以下の情報は、「―第３－７ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載の詳細な情報及び当行の連結財務書類と併せて読まれるべきものである。過去の業績は、必ずしも当行の将来の業績を予見するものではない。

経営成績データ

以下の表は、表示された期間中における当行の経営成績のデータを示したものである。

(単位：百万（普通株式１株当たりの数値を除く。））
3月31日に終了した年度

	2010年 (ルピー)	2011年 (ルピー)	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
主要損益計算書データ：						
受取利息(1)	301,537	300,814	379,948	448,846	494,792	935,157
支払利息	(207,292)	(193,426)	(250,132)	(282,854)	(297,106)	(561,530)
純利息収入	94,245	107,388	129,816	165,992	197,686	373,627
非利息収入	294,461	315,133	286,634	293,198	300,846	568,599
総収益純額	388,706	422,521	416,450	459,190	498,532	942,225
非利息費用						
リース資産に関する減価償却	(1,417)	(789)	(423)	(328)	(317)	(599)
保険事業に関する費用	(179,160)	(209,029)	(179,254)	(173,517)	(162,367)	(306,874)
その他の営業費用(2)	(96,756)	(103,206)	(115,844)	(128,225)	(143,979)	(272,120)
非利息費用合計	(277,333)	(313,024)	(295,521)	(302,070)	(306,663)	(579,593)
引当金及び税金控除前営業利益	111,373	109,497	120,929	157,120	191,869	(362,632)
引当金及び偶発債務	(45,587)	(25,600)	(14,063)	(20,952)	(29,003)	(54,816)
税引前利益	65,786	83,897	106,866	136,168	162,866	307,817
納税引当金	(17,352)	(20,715)	(27,490)	(34,869)	(46,095)	(87,120)
税引後利益	48,434	63,182	79,376	101,299	116,771	220,697
少数株主持分	(1,731)	(2,249)	(2,947)	(5,263)	(6,357)	(12,015)
純利益	46,703	60,933	76,429	96,036	110,414	208,682
普通株式１株当たり：						
利益－基本的(3)	41.93	53.54	66.33	83.29	95.65	180.78
利益－希薄化後(4)	41.72	53.25	66.06	82.84	95.14	179.81
配当(5)	12.00	14.00	16.50	20.00	23.00	43.47
帳簿価額(6)	436.48	452.89	506.02	571.60	652.53	1,233.28
期末発行済株式（単位：百万株）	1,115	1,152	1,153	1,154	1,155	2,183
発行済株式の加重平均株式数 －基本的（単位：百万株）	1,114	1,138	1,152	1,153	1,154	2,181
発行済株式の加重平均株式数 －希薄化後（単位：百万株）	1,118	1,143	1,156	1,157	1,159	2,191

- (1) 受取利息とは、ルピー建て及び外貨建ての貸付金（手形を含む。）並びに分割払購入受取金及びICICIバンクの貸付金のセル・ダウンによる収益／（損失）に係る利息である。受取利息には、2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の法人所得税還付に係る利息収入（それぞれ1.2十億ルピー、1.7十億ルピー、846百万ルピー、2.7十億ルピー及び2.0十億ルピー）が含まれている。
- (2) 雇用経費、固定資産に関する減価償却費及びその他の一般経費が含まれる。
- (3) １株当たり利益は、加重平均株式数に基づき計算され、希薄化前の１株当たり純利益／（損失）を示す。
- (4) １株当たり利益は、加重平均株式数に基づき計算され、希薄化後の１株当たり調整済純利益／（損失）を示す。2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の各年度末において、それぞれ9,238,020株、13,503,150株、12,870,600株、12,489,440株及び14,675,220株の普通株式を、それぞれ加重平均行使価格である926.3ルピー、944.7ルピー、1,003.4ルピー、967.7ルピー及び1,036.0ルピーで購入することのできる、従業員に対して付与されたオプションが残存していたが、かかるオプションは逆希薄化であったため、希薄化後１株当たり利益の計算には含まれなかった。

- (5) インドでは、ある会計年度の配当は、通常、その翌会計年度に宣言され、支払われる。2010年度、当行は、1株当たり配当を12.00ルピーと宣言し、かかる配当を2011年度中に支払った。2011年度、当行は、1株当たり配当を14.00ルピーと宣言し、かかる配当を2012年度中に支払った。2012年度、当行は、1株当たり配当を16.50ルピーと宣言し、かかる配当を2013年度中に支払った。2013年度、当行は、1株当たり配当を20.00ルピーと宣言し、かかる配当を2014年度中に支払った。2014年度、当行は、1株当たり配当を23.00ルピーと宣言し、かかる配当を2015年度中に支払った。1株当たり配当額は、当該年度中に宣言された配当税を除く配当の総額に基づくものである。
- (6) 損益計算書の繰延税金資産、営業権及び借方残高を差し引いた持分株式資本、未払いの従業員ストックオプション並びに準備金及び剰余金を示す。

以下の表は、記載された期間中における総資産平均に占める主要損益計算書データの比率を示したものである。2011年度までについては、ICICIバンクの日次平均残高（2010年10月31日までは月次計算され、それ以降は2週間ごとに計算された海外支店の平均を除く。）並びに子会社及びその他連結企業に関する前年度の3月末日並びに当該年度の6月、9月、12月及び3月の各末日における平均四半期残高の合計である。2012年度からについては、平均残高は、日次平均残高の合計額（2週間ごとに計算されるICICIバンクの海外支店の平均を除く。）である。

（単位：％）

	3月31日に終了した年度				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
主要損益計算書データ：					
受取利息	5.92	5.69	6.52	7.01	7.03
支払利息	(4.07)	(3.66)	(4.29)	(4.42)	(4.22)
純利息収入	1.85	2.03	2.23	2.59	2.81
非利息収入	5.78	5.97	4.91	4.59	4.28
総収益	7.63	8.00	7.14	7.18	7.09
リース資産に関する減価償却	(0.03)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.00)
保険事業に関する費用	(3.52)	(3.96)	(3.07)	(2.71)	(2.31)
その他の営業費用	(1.89)	(1.96)	(1.99)	(2.00)	(2.05)
非利息費用	(5.44)	(5.93)	(5.07)	(4.72)	(4.36)
引当金及び税金控除前営業利益	2.19	2.07	2.07	2.46	2.73
引当金及び偶発債務	(0.90)	(0.48)	(0.24)	(0.33)	(0.41)
税引前利益	1.29	1.59	1.83	2.13	2.32
納税引当金	(0.34)	(0.39)	(0.47)	(0.55)	(0.66)
税引後利益	0.95	1.20	1.36	1.58	1.66
少数株主持分	(0.03)	(0.05)	(0.05)	(0.08)	(0.09)
純利益	0.92	1.15	1.31	1.50	1.57

以下の表は、記載された期間における当社の主要な財務データを示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在又は3月31日に終了した年度						
	2010年 (ルピー)	2011年 (ルピー)	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
主要貸借対照表データ:						
総資産	5,014,153	5,471,907	6,192,869	6,748,217	7,475,257	14,128,236
投資	1,863,198	2,096,528	2,398,641	2,556,667	2,676,094	5,057,818
貸付金純額	2,257,781	2,560,193	2,921,254	3,299,741	3,873,418	7,320,760
不良顧客資産（総額）	105,821	111,575	107,124	107,165	122,994	232,459
負債合計	4,501,188	4,918,882	5,580,104	6,060,593	6,710,959	12,683,713
預金	2,415,723	2,591,060	2,819,505	3,147,705	3,595,127	6,794,790
借入金（劣後債及び償還可能 非累積的優先株式を含む。）	1,156,983	1,258,389	1,612,966	1,728,882	1,835,421	3,468,946
持分株式資本	11,149	11,518	11,528	11,536	11,550	21,830
準備金及び剰余金	501,816	541,507(1)	601,237(1)	676,088(1)	752,748(1)	1,422,694
当期平均(2):						
総資産	5,093,245	5,282,746	5,832,309	6,394,436	7,037,002	13,299,934
有利子資産	4,060,883	4,157,164	4,697,241	5,272,489	5,830,625	11,019,881
貸付金純額	2,395,300	2,350,205	2,720,937	3,149,347	3,589,293	6,783,764
負債合計(3)	4,580,654	4,723,072	5,214,310	5,723,133	6,284,987	11,878,625
有利子負債	3,713,343	3,717,501	4,099,844	4,556,099	4,996,433	9,443,258
借入金	1,308,823	1,303,276	1,465,670	1,656,860	1,820,630	3,440,991
株主資本	512,591	559,674	617,999	671,303	752,016	1,421,310
収益性:						
以下に占める純利益（％）:						
総資産平均	0.92	1.15	1.31	1.50	1.57	
株主資本平均	9.11	10.89	12.37	14.31	14.68	
株主資本平均（優先株式資本 を含む。）	9.05	10.82	12.30	14.23	14.61	
配当性向(4)	28.65	26.46	24.89	24.02	24.06	
スプレッド(5)	1.95	2.12	2.06	2.35	2.58	
純金利差益率(6)	2.42	2.67	2.83	3.20	3.44	
収入原価比率(7)	71.35	74.08	70.96	65.78	61.51	
資産平均原価比率(8)	5.44	5.93	5.07	4.72	4.36	
資本(9):						
総資産平均に占める株主資本 平均の比率（％）	10.06	10.59	10.60	10.50	10.69	
総資産平均に占める株主資本 平均の比率（優先株式資本を 含む。）（％）	10.13	10.66	10.66	10.55	10.74	
資産価値:						
顧客資産純額に占める条件緩 和資産純額の比率（％）	2.62	0.93	1.40	1.58	2.70	
顧客資産純額に占める不良資 産純額の比率（％）(10)	1.84	1.06	0.79	0.74	0.99	
条件緩和資産総額に占める条 件緩和資産に対する引当金の 比率（％）	3.98	3.23	8.81	7.87	8.42	
不良資産総額に占める不良資 産に対する引当金の比率（％）	55.83	71.25	74.56	72.80	63.72	
顧客資産総額に占める引当金 の比率（％）(11)	3.10	3.25	2.98	2.63	2.47	

- (1) オプションの行使／失効の際、「持分株式資本」又は「準備金及び剰余金」へ振替えられる未払いの従業員ストックオプションの残高を含む。
- (2) 2011年度までについては、ICICIバンクの日次平均残高（2010年10月31日までは月次計算され、それ以降は2週間ごとに計算された海外支店の平均を除く。）並びに子会社及びその他連結企業に関する前年度の3月末日並びに当該年度の6月、9月、12月及び3月の各末日における平均四半期残高の合計である。2012年度からについては、平均残高は、日次平均残高の合計額（2週間ごとに計算されるICICIバンクの海外支店の平均を除く。）である。
- (3) 優先株式資本及び少数持分を含むが、株主資本は含まない。
- (4) 当期純利益に対する持分株式資本に関して支払われる配当金総額（配当税控除後）の比率を示す。
- (5) 有利子資産平均のイールド及び有利子負債平均の原価の差を示す。有利子資産平均のイールドとは、有利子資産平均に占める受取利息の比率をいう。有利子負債平均の原価とは、有利子負債平均に占める支払利息の比率をいう。
- (6) 有利子資産平均に対する純利息収入の比率を示す。純金利差益率及びスプレッドの差は、有利子資産平均及び有利子負債平均の差から起因している。有利子資産平均が有利子負債平均を超える場合、純金利差益率は、スプレッドより大きくなり、また有利子負債平均が有利子資産平均を超える場合、純金利差益率は、スプレッドより小さくなる。
- (7) 収入合計に対する非利息費用の比率を示す。収入合計は、純利息収入及び非利息収入の合計を示す。
- (8) 総資産平均に対する非利息費用の比率を示す。
- (9) ICICIバンクの自己資本は、2013年4月1日から有効となるインド準備銀行の定めるバーゼルIIIのガイドラインに従って算出され、インドGAAPに従うものとする。2014年度末現在、インド準備銀行のバーゼルIIIのガイドラインに基づくICICIバンクの非連結での自己資本比率は、普通株式の基本的リスク・ベース自己資本比率（Tier 1）12.8%、基本的リスク・ベース自己資本比率（Tier 1）12.8%及びリスク・ベース自己資本比率合計17.7%である。2014年度末現在、インド準備銀行のバーゼルIIIのガイドラインに基づくICICIバンクの連結での自己資本比率は、普通株式の基本的リスク・ベース自己資本比率（Tier 1）13.1%、基本的リスク・ベース自己資本比率（Tier 1）13.1%及びリスク・ベース自己資本比率合計18.3%である。
- (10) 各子会社の規制当局により発行されたガイドラインに従って不良債権と認められた債権を含む。
- (11) 正常先資産に対する一般引当金を含む。
- (12) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え／再分類されている。

主要な米国GAAPの財務データ

以下の表は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づく特定の主要な財務データを示したものである。

(単位：百万)

	3月31日現在又は3月31日に終了した年度					
	2010年 (ルピー)	2011年 (ルピー)	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
総収益(1)	155,106	152,661	188,192	245,463	274,705	519,192
ICICIバンクの株主に帰属する 純利益／（損失）	45,250	54,361	70,811	101,052	101,421	191,686
総資産	4,820,604	5,229,844	5,506,134	5,860,331	6,485,471	12,257,540
ICICIバンクの株主資本	523,063	584,083	633,518	736,566	801,882	1,515,557
その他の包括利益／（損失）	(246)	(1,332)	(7,257)	14,431	2,157	4,077
1株当たり						
継続事業純利益／（損失） －基本的(2)	40.63	47.77	61.45	87.64	87.86	
継続事業純利益／（損失） －希薄化後(3)	40.35	47.52	61.21	87.21	87.48	
配当(4)	11.00	12.00	14.00	16.50	20.00	

- (1) 純利息収入に非利息収入を加算した数値を示す。
- (2) 希薄化前の純利益（損失）を示す。
- (3) 希薄化後の調整済純利益（損失）を示す。2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の各年度末において、それぞれ9,238,020株、13,503,150株、12,870,600株、12,489,440株及び14,675,220株の普通株式を、それぞれ加重平均行使価格である926.3ルピー、944.7ルピー、1,003.4ルピー、967.7ルピー及び1,036.0ルピーで購入することのできる、従業員に対して付与されたオプションが残存していたが、かかるオプションは逆希薄化であったため、希薄化後1株当たり利益の計算には含まれなかった。
- (4) インドでは、ある会計年度の配当は、通常、その翌会計年度に宣言され、支払われる。2010年度、当行は、1株当たり配当を12.00ルピーと宣言し、かかる配当を2011年度中に支払った。2011年度、当行は、1株当たり配当を14.00ルピーと宣言し、かかる配当を2012年度中に支払った。2012年度、当行は、1株当たり配当を16.50ルピーと宣言し、かかる配当を2013年度中に支払った。2013年度、当行は、1株当たり配当を20.00ルピーと宣言し、かかる配当を2014年度中に支払った。2014年度、当行は、1株当たり配当を23.00ルピーと宣言し、かかる配当を2015年度中に支払った。1株当たり配当額は、当該年度中に支払われた配当税を除く配当の総額に基づくものである。
- (5) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え／再分類されている。

2【沿革】

ICICIは、1955年に世界銀行、インド政府及びインドの産業界代表らのイニシアティブで設立された。主要な目的は、インドの事業に対し中長期のプロジェクト・ファイナンスを提供する開発金融機関を創設することであった。1980年代後半まで、ICICIはその活動につき、主にプロジェクト・ファイナンスに注力しており、様々な産業プロジェクトに対して長期的な資金提供を行っていた。1990年代におけるインドの金融部門の自由化に伴い、ICICIはプロジェクト・ファイナンスのみを提供する開発金融機関から多様な金融サービスの提供機関へと事業を移行し、その子会社及びその他のグループ会社とともに多様な商品及びサービスを提供した。インド経済がより市場志向型となり、世界経済と統合するにつれ、ICICIはより広範囲の顧客に対し、より多様な金融商品及びサービスを提供する新たな機会を利用することとなった。

ICICIバンクは、1994年にICICIグループの一部として設立された。ICICIバンクの当初株式資本は、その75.0%をICICIが出資し、残りの25.0%は、ICICIが1996年12月現在19.9%保有していた多様なファイナンス事業及び船舶金融貸付機関であるSCICIリミテッド（SCICI Limited）により出資されていた。SCICIのICICIとの合併により、ICICIバンクはICICIの完全子会社となった。2001年3月10日に、ICICIバンクは由緒ある民間銀行であるマドラ銀行（Bank of Madura）を、全株式を交換することにより合併し取得した。

ユニバーサル・バンキングの問題は、インドにおいてはICICIのような長期貸付機関の商業銀行への転換を意味するものであるが、これは1990年代後半に詳細に検討されてきた。銀行への転換により、ICICIは低価格の要求払い預金を受け入れることが可能となり、より多様な商品及びサービスを提供し、銀行手数料という形で資金をベースとしない利益を得るためのより多くの機会を得ることができる。ICICIバンクはまた、インドの銀行業界において起こりつつある競争の激化という状況を考慮し、様々な戦略上の選択肢を検討している。ICICIバンクは、インドの銀行業界における主要な成功要因は、多大な資本基盤並びに業務の規模及びスケールにあるとみている。銀行へ転換したことによる利益及びインド準備銀行のユニバーサル・バンキングに係る発表を考慮し、ICICI及びICICIバンクは合併することを決定した。

合併の時点において、ICICIバンク及びICICIは双方ともインド及びニューヨーク証券取引所において上場されていた。合併は、ICICI、ICICIパーソナル・ファイナンシャル・サービスズ、ICICIキャピタル・サービスズ及びICICIバンクの各取締役会により、2001年10月25日に開催された各取締役会において承認された。合併はICICIバンク及びICICIの株主により、それぞれ2002年1月25日及び2002年1月30日に開催された臨時株主総会において承認された。合併は2002年3月7日にグジャラート高等裁判所アーメダバード支部により、2002年4月11日にボンベイ高等裁判所により承認を受けた。合併は2002年4月26日にインド準備銀行の承認を受けた。合併は、2002年5月3日より効力を生じた。インドGAAPに基づく会計上の合併日は2002年3月30日である。

非上場の民間部門銀行であるサングリ・バンク・リミテッドは、2007年4月19日付をもってICICIバンクと合併した。サングリ・バンクは、合併日現在で190超の支店及び出張所を有しており、その総資産は17.6十億ルピー、預金総額は13.2十億ルピー、貸付総額は2.0十億ルピーであった。

上場の民間部門銀行であるバンク・オブ・ラジャスタンは、2010年8月12日の営業終了時をもってICICIバンクと合併した。2010年8月12日現在において、バンク・オブ・ラジャスタンの総資産は156.0十億ルピー、預金は134.8十億ルピー、貸付は65.3十億ルピー、投資は71.0十億ルピーであった。バンク・オブ・ラジャスタンの2010年度の純損失は1.0十億ルピーであった。バンク・オブ・ラジャスタンは、地域農村銀行であるメワール・アンチャリク・グラミン銀行（Mewar Anchalik Gramin Bank）のスポンサーとなる事業体でもあり、その持分は35%であった。この持分は、合併によりICICIバンクに移転された。2014年度末現在において、メワール・アンチャリク・グラミン銀行は60の支店を有しており、その預金総額は6.2十億ルピー、貸付総額は2.8十億ルピーであった。2014年度の利益は57百万ルピーであった。インド政府は、メワール・アンチャリク・グラミンと他の地域農村銀行であるマルダハラ・グラミン銀行（Marudhara Gramin Bank）が合併し、単一銀行であるラジャスタン・マルダハラ・グラミン銀行（Rajasthan Marudhara Gramin Bank）となったことを通知した。ICICIバンクは新しい銀行の株式保有はしていない。

3【事業の内容】

(1) インドの金融部門の概要

(a) 一般

インドの中央銀行及び金融当局であるインド準備銀行は、インドの金融制度における中央規制及び監督当局である。インドの金融部門には公共部門及び民間部門の様々な金融仲介者が参加しており、以下のものが含まれる。

- ・ 商業銀行
- ・ 長期貸付機関
- ・ 住宅金融会社等の、銀行以外の金融会社
- ・ その他特殊金融機関及び州レベルの金融機関
- ・ 保険会社
- ・ ミューチュアル・ファンド

1990年代初頭まで、インドの金融制度は厳格に管理されていた。金利は管理され、公式要素及び非公式要素により資産配分が決定され、厳しい規制により金融部門への参入及び金融部門内における拡大が制限されていた。1991年に始まったインド政府による経済改革プログラムには、金融部門も含まれていた。改革プロセスの第一段階は、金融制度委員会（すなわち第一次ナラシムハム委員会（Narasimham Committee））の提言の実施に始まった。改革プロセスの第二段階は、1999年に開始された。

以下では、まずインド準備銀行及び商業銀行を中心にインドの金融制度の主要参加者のそれぞれの役割及び活動の概要について述べる。続いて、銀行改革プロセスの概要及び近年発表又は提案された主要な改革策について述べる。最後に、近年の金融政策声明においてインド準備銀行により発表された措置について概説する。

(b) インド準備銀行

インド準備銀行は、1935年に設立されたインドの中央銀行及び金融当局である。インド準備銀行は、国の貨幣供給量及び外国為替を管理し、またインド政府及び国内の商業銀行の銀行としての役目も果たしている。インド準備銀行は、中央銀行としての従来の役割のほか、いくつかの発展的かつ促進的な役割を果たしている。

インド準備銀行は、エクスポージャー・リミット、利益の認識、資産分類、不良資産及び再構築資産に対する引当金の設定、商業銀行、長期貸付機関及び銀行以外の金融会社の投資評価及び自己資本比率に関するガイドラインを発表した。インド準備銀行は、これらの機関に対し、それらの事業に関する情報を定期的に提出するよう要求している。インドの金融制度における規制当局及び監督当局としてのインド準備銀行の役割並びに当行に対するその影響の詳細については、「－(2) 事業－(h) 監督及び規制」を参照のこと。

(c) 商業銀行

インドの商業銀行は、工業、貿易及び農業の短期資金ニーズ又は運転資金需要額を満たしており、インフラ等の部門への長期的融資を提供し、また個人向け貸付商品の提供を行っている。2013年12月31日現在、国内には146の指定商業銀行があり、111,778店の支店網を有しており、それらの預金口座残高は約74.63兆ルピーであった。指定商業銀行は、1934年インド準備銀行法の別表2に記載されている銀行で、さらに公共部門銀行、民間部門銀行及び外国銀行に分類される。指定商業銀行はインド全土に支店を有しており、約64.0%の支店が国内の農村部又は郊外地区に所在している。

(d) 公共部門銀行

公共部門銀行は、インドの銀行システムにおいて最も大きな区分である。これには、インドステイト銀行（State Bank of India）及びその提携銀行5行、国有化銀行19行並びに地域農村銀行57行が含まれる。2013年12月31日現在、地域農村銀行を除いた残りの公共部門銀行の支店は77,389店であり、指定商業銀行の総銀行融資残高の72.8%及び総預金の74.2%を占めていた。インドステイト銀行は、総資産に関して、インド最大の銀行である。2013年12月31日現在、インドステイト銀行及びその提携銀行5行は、21,469の支店を有していた。これらは、全指定商業銀行の総預金の22.3%及び総銀行融資残高の22.5%を占めていた。2014年6月10日に公表された2015年度の連邦予算において、政府による株式の過半数保有を維持しつつも、政府による民間部門銀行の株式保有の削減を行うことが提案された。政府はまた、民間部門銀行の統合に関する提案についても検討することに合意した。

地域農村銀行は、農村経済の発展を目的として、中央政府、州政府及び支援商業銀行の共同出資で1976年から1987年の間に設立された。地域農村銀行は、小規模農家、職人、小規模企業家及び農業労働者への融資を行っている。国家農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development）は、地域農村銀行の職務を監督する責任を負っている。1986年にケルカウ委員会（Kelkar Committee）は、地域農村銀行の組織的及び業務上の問題を対象とする包括的な勧告を行った。このうちのいくつかは、1976年地域農村銀行法の改正として採用された。包括的な再構築計画の一環として、地域農村銀行の再資本化は1995年度になされているが、その手続は2000年度まで続き、187行の地域農村銀行を対象とし、利害関係人からの財政支援は総額21.9十億ルピーにのぼる。同時に、慣例的な銀行基準に続いて、利益の認識、資産分類及び貸倒引当金繰入額に関する健全性基準が導入された。

現在57の地域農村銀行があり、2013年12月31日現在、17,524の支店を有しており、指定商業銀行の総預金の2.9%及び総銀行融資残高の2.6%を占めていた。

(e) 民間部門銀行

銀行国有化の第一段階が1969年に完了した後、公共部門銀行がインドの銀行業の最大部分を占めていた。1993年7月、銀行改革プロセスの一環として、また銀行部門における競争を誘発する手法として、インド準備銀行は、民間部門が銀行システムへ参入することを認めた。その結果、当行を含む民間部門銀行が参入した。これらは、まとめて新規民間部門銀行として知られている。2014年度末現在、新規民間部門銀行は7行であった。さらに、1993年7月より前から存在している旧民間部門銀行13行が営業していた。非上場で旧民間部門銀行であるサングリ・バンク・リミテッドは、2007年4月19日付で当行と合併した。センチュリオン・バンク・オブ・パンジャブ（Centurion Bank of Punjab）は、2008年5月にHDFCバンク（HDFC Bank）と合併した。旧民間部門銀行であるバンク・オブ・ラジャスタン・リミテッド（Bank of Rajasthan Limited）は、2010年8月12日の営業終了時をもって当行と合併した。

2013年12月31日現在、民間部門銀行は、指定商業銀行の総預金の約18.4%及び総銀行融資残高の約19.8%を占めていた。その16,564店の支店網は、国内の指定商業銀行の全支店網の14.8%を占めていた。

2013年2月、インド準備銀行は、民間部門銀行の新規参入について、少なくとも10年の好業績を維持している民間部門の主要な事業体又はグループ、公共部門の事業体及び銀行以外の金融会社が銀行システムに参入する資格を有する旨を規定したガイドラインを発行した。これらの事業体における初期の最低資本要件は、当初5年間は49.0%を超えない海外保有株式を含む5.0十億ルピーである。銀行の事業計画には、金融の一体性を獲得するための実行可能な計画を含める必要がある。新規銀行は、インド準備銀行に登録された純粋金融持株会社を通してのみ、設立される。インド準備銀行は、2014年4月に銀行以外の金融会社2社、IDFCリミテッド（IDFC Limited）及びバンドハン・フィナンシャル・サービスズ・プライベート・リミテッド（Bandhan Financial Services Private Limited）に対して、これらのガイドラインに基づき銀行を設立できるよう大筋の許可を出した。さらに、インド準備銀行は、継続的に認可を付与するための枠組みを設定し、また専門的機能を果たす異なる種類の銀行も考慮に入れることを示した。

(f) 外国銀行

インドで営業している外国銀行は43行であり、2013年12月31日現在、外国銀行は301の支店を有していた。外国銀行は、指定商業銀行の総預金の4.6%及び総銀行融資残高の4.9%を占めていた。インド準備銀行は、自由化プロセスの一環として、国内の銀行に課されている要件とほぼ同じ要件に従って外国銀行がより自由に営業することを認めた。インドの外国銀行の大半の主な業務は、法人セグメントにおけるものである。しかしながら、大手外国銀行の中には、個人向け銀行業務をそのポートフォリオの大部分としたものもある。外国銀行の大半は、親銀行の支店を通じてインドで営業を行っている。外国銀行の中には、法人向け貸付及び個人向け貸付の双方のために、銀行以外の金融会社である完全子会社又はジョイントベンチャーを有しているものもある。

2004年7月6日付通知書において、インド準備銀行は、取得銀行が被取得銀行の株式を新たに取得することによりその取得銀行の持分が被取得銀行の株式資本の5.0%を超えることとなる場合には、銀行は当該被取得銀行の株式を取得してはならない旨を定めている。これは、インドに支店を有する外国銀行がインドの銀行に対して保有する持分に対しても適用される。インド準備銀行は、2005年2月28日に「インドの外国銀行の支店に対する指針」に関する通知を発表し、外国銀行の支店に関して以下の措置を公表した。

- ・ 第一段階中（2009年3月まで）、外国銀行は、完全子会社を設立し又は既存支店を完全子会社に転換することにより、支店を設置することができた。
- ・ さらに、第一段階中、外国銀行は、インド準備銀行が再建対象と認定した民間部門銀行についてのみ、支配的な株式数を段階的に取得することができた。
- ・ 新規及び既存の外国銀行については、世界貿易機関との現在有効な合意において年間12の支店の増設が認められているが、これを超えて設置することが提案されていた。銀行の少ない地域に関しては、より寛大な措置がとられる予定である。
- ・ 第二段階中（2009年4月以降に予定された）、第一段階の見直し後に、外国会社は、74.0%を上限として、インドの民間部門銀行の持分を取得することができるようになる。

しかしながら、2009年度における世界の金融市場の悪化を考慮して、経済回復の兆しが明確に見え、国際規制及び監督構造改革が行われるまで、第二段階の中断を決定した。

2013年11月、インド準備銀行は、インドでの外国銀行による完全子会社の設立のための計画を公表した。かかる計画により、2010年8月より後に営業を開始した又は今後開始を予定している外国銀行は、一定の基準が適用となる場合に、完全子会社を通じてのみ営業を開始することができると想定されている。これらの基準には、とりわけ自国の預金者の請求に対し法的な優先権を与える法域における設立が含まれる。さらに、2010年8月より後に支店形式によってインドでの事業を開始した外国銀行は、システム上重要であると判断された場合は、当該事業を子会社へと移行させる必要がある。銀行は、インドの貸借対照表（オフバランスシート項目のクレジット等価額を含む）における資産が、インドの銀行システムの資産の0.25%を超える場合に、システム上重要であると判断される。子会社の設立には、インド準備銀行の承認を必要とし、このためインド準備銀行は、親会社の設立国との経済的及び政治的な関係及び親会社本国との相互関係を含む様々な要因を考慮する。外国銀行の子会社に対する規制の枠組みは、管理、行政指導に基づく貸付、投資及び支店拡大の点を含め国内の銀行に適用されるものと実質的に同様である。外国銀行の完全子会社は、さらなる検討の後、インドの民間部門銀行に適用される74%の外国人の保有の上限を遵守することを条件に、インドの民間部門銀行との合併取引及び買収取引を許可される可能性がある。

2012年7月、インド準備銀行は、優先部門貸付基準の修正を行い、また国内の銀行へ規定されているのと同様に、外国銀行に対しても、優先部門貸付基準を満たすためのインドにおける支店数を20以上と義務付けた。

(g) 信用組合銀行

信用組合銀行は、インドの都市部及び郊外の農業、中小企業及び自営業者の資金調達ニーズに応じる。州の土地開発銀行及び主要な土地開発銀行は、農業への長期貸付を行っている。2001年度に一部の信用組合銀行が直面した流動性及び破産に関する問題を考慮して、インド準備銀行は、正式な法改正までの間に、株式に対する融資、コール市場からの借入及び都市部の他の信用組合銀行に預け入れた定期預金に関する措置を含む、いくつかの経過措置を講じた。現在、都市部の信用組合銀行の監督及び規制に関してはインド準備銀行が、また州の信用組合銀行及び地域の信用組合銀行に関しては国家農業農村開発銀行が責任を有している。2004年改正銀行規則及び雑則に関する法律は、インド準備銀行による全信用組合銀行に対する規制に関して規定している。「一(m) 最近の構造改革－(iii) 銀行規制法の改正」を参照のこと。

信用組合銀行の制度上要求されている、改革を調査するためにインド政府により任命されたタスク・フォースは、その報告書を2004年12月に提出した。タスク・フォースは、信用組合銀行の構造改革、規制改革及び業務改革並びにこの部門の活性化のための政府による財政支援について提言した。2006年度のインド政府予算において、財務大臣は、タスク・フォースの提言を概ね了承した。2006年度中、インド準備銀行は、都市部の信用組合銀行の中期的な枠組みをまとめた。その後、存続の可能性がある都市部の信用組合銀行の再生及び存続不可能な都市部の信用組合銀行の混乱のない退出の確保に係る期限付行動計画の認証及び策定のため、特定の州において、都市部の信用組合銀行に対するタスク・フォースが設けられた。加えて、信用組合銀行の資本構造を強化するため、インド準備銀行は、2014年1月に、州及び中央の信用組合銀行に対し最低自己資本要件9.0%を3年間にわたって段階的に達成するよう発表した。ガイドラインでは、2015年3月31日までに最低自己資本比率を7.0%、2017年3月31日以降9.0%とするよう定めている。さらに、信用組合銀行は、定められた最低自己資本要件を満たすために、長期定期預金及び永久債を発行することができる。

(h) 長期貸付機関

長期貸付機関は、中期及び長期の財政支援を行い、様々な産業における新規事業の立上げ並びに既存設備の拡張及び近代化を図る目的で設立された。これらの機関は、産業に対する資金及び資金以外での支援を、貸付金、証券の引受け、株式への直接出資、ディベンチャー及び保証の形で行う。主要な長期貸付機関には、インド工業開発銀行（Industrial Development Bank of India）（現在は銀行である。）、IFCIリミテッド（IFCI Limited）、インド工業投資銀行（Industrial Investment Bank of India）及び合併前のICICIが含まれていた。長期貸付機関は、インドの産業が成長する上で重要な役割を果たすことが期待されていたため、政府からの譲許的資金提供を利用することができた。しかしながら、1991年以降の金融部門及び経済部門の改革を経て、長期貸付機関の業務環境が大きく変化した。これらの機関の当初の役割は、主に産業への政府からの資金提供の媒介に限定されていたが、改革プロセスによりかかる機関の事業活動の範囲を、以下のような業務へと拡大しなければならなくなった。

- ・ 投資銀行業務及び投資顧問業務等の手数料業務
- ・ コーポレート・ファイナンス及び運転資金の貸付の短期貸付業務

第二次ナラシムハム委員会の提言並びに長期貸付機関と銀行の役割及び業務を調整するために1999年に設置されたワーキング・グループであるカーン・ワーキング・グループの提言に従い、インド準備銀行は、その2000年度金融政策の中間レビューにおいて、銀行に適用される健全性基準の遵守を前提として長期貸付機関が銀行に転換する権利を有する旨を発表した。2001年4月、インド準備銀行は、対処する必要のある業務及び規制上の複数の問題に関してガイドラインを発表し長期貸付機関がユニバーサル・バンクへ転換する方針を制定した。2002年4月、ICICIは、当行と合併した。2003年工業開発銀行（事業の譲渡及び廃止）法により、インド工業開発銀行は、1956年インド会社法に基づき設立された銀行に転換された。インド工業開発銀行の子会社であった新規民間部門銀行であるIDBIバンク・リミテッド（IDBI Bank Limited）は、2005年4月にインド工業開発銀行と合併した。インド企業の長期資金需要は、主として銀行、ライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インド（Life Insurance Corporation of India）及び特殊な銀行以外の金融会社により達成された。インド企業はさらに、機関投資家及び個人投資家に対して債券を発行する。

(i) 銀行以外の金融会社

2013年6月30日現在、インドには約12,225の銀行以外の金融会社があり、そのほとんどが民間部門に属する。銀行以外の金融会社は、すべてインド準備銀行に登録しなければならない。銀行以外の金融会社は、一般預金を取り扱う事業体とそうでないものに分類することができる。一般預金を取り扱う会社は、インド準備銀行による厳格な監督及び自己資本比率規制に従わなければならない。銀行以外の金融会社は5つのカテゴリー（資産運用会社、貸付会社、投資会社、インフラストラクチャー金融会社及び小規模金融機関）に分類される。当行の子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド（ICICI Securities Limited）は、銀行以外の金融会社であり、一般預金を取り扱わないが、当行の子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー（ICICI Home Finance Company）は、銀行以外の金融会社であり、一般預金を取り扱っている。銀行以外の金融会社の主な業務は、自動車金融、住宅金融及び耐久消費財金融等の消費者金融、中小企業向け手形割引及びインフラ金融等のホールセール金融商品並びに投資銀行業務及び引受業務等の手数料業務である。2003年に、大手の銀行以外の金融会社であるコタク・マヒンドラ・ファイナンス・リミテッド（Kotak Mahindra Finance Limited）は、インド準備銀行から銀行業務免許を付与され、コタク・マヒンドラ・バンク（Kotak Mahindra Bank）に転換した。インド準備銀行は、2014年4月に銀行以外の金融会社2社、IDFCリミテッド及びバンドハン・フィナンシャル・サービスズ・プライベート・リミテッドに対して、これらのガイドラインに基づき銀行を設立できるよう大筋の許可を発行した。

インド準備銀行は、組織的に重要な銀行以外の金融会社及び銀行とかかる金融会社との関係に関する金融規制についてのガイドラインを発布している。これは、法定の裁定取引が不公平性及び潜在的システマティック・リスクをもたらす可能性を取り除くことを目的とする。かかるガイドラインは、銀行以外の預金を取り扱わない金融会社のうち、直近の監査済貸借対照表においてその資産規模が1.0十億ルピーを超えるものを組織的に重要であると分類している。これらの銀行以外の金融会社は、個人及びグループのエクスポージャー基準に従うことに加え、リスク加重資産比率を最低15.0%に保つことが義務付けられている。さらにインド準備銀行は、銀行以外の預金を取り扱わない金融会社についてのガイドライン案を発布している。それにより、資産規模が1.0十億ルピー以上の銀行以外の預金を取り扱わない金融会社に、リスク加重資産比率を15.0%に保つことを義務付けられている。

インフラ計画への資金流入を強化する目的で、2011年11月、インド準備銀行は、ミューチュアル・ファンド又は銀行以外の金融会社の形をとるインフラデットファンドの設立に関するガイドラインを発表した。2013年度において当行は、その他の国内及び海外の銀行並びに金融機関と共同して、インドにおける初の銀行以外の金融会社の構造を持ったインフラデットファンドを設立した。かかる会社につき、当行の株式持分は、当行の完全子会社の持分と合わせて31.0%である。

2011年8月、インド準備銀行は、銀行以外の金融会社部門の問題に関するワーキング・グループ報告書を発表した。グループは、銀行以外の金融会社としての登録には最低500百万ルピーの資産及び最低20百万ルピーの自己資金純額を必要とすること、3年以内に12%の基本的自己資本（Tier 1）を達成すること、流動性比率、より厳密な資産分類規定及び引当規定を導入すること、並びに不動産へのエクスポージャーを制限することを提案した。2012年12月、インド準備銀行は、ワーキング・グループによる提案に基づき、銀行以外の金融会社の規制枠組みに関するガイドライン案を発表した。かかるガイドラインは、銀行以外の金融会社の参入基準、主な事業基準、健全性基準、流動性要件及びコーポレート・ガバナンスに関連している。2014年1月、インド準備銀行は、銀行以外の金融会社による貸付金の条件緩和に係る改訂ガイドラインを発表し、指定商業銀行に適用されるガイドラインとの水準を合わせた。さらに、インド準備銀行は、銀行以外の金融会社の規制枠組みについては今後検討され、詳細な改訂ガイドラインは別途発表される予定であることを表明した。

銀行以外の金融会社は、公募又は私募によってディベンチャーを含む株式又は負債証券の発行を行うことで資金を調達している。銀行以外の預金を取り扱わない金融会社は、前会計年度の3月31日現在の基本的自己資本の総額の15.0%を上限として、基本的自己資本に含める適格性のある永久債を発行することができる。さらに、銀行以外の金融会社によるディベンチャーの私募に関し、インド準備銀行は、ディベンチャーの発行はグループ会社の資金調達を促進するためではなく、自社の貸借対照表に計上される資金調達のために行われるべきであると規定するガイドラインを、2013年6月に発表した。またかかるガイドラインにより、2件の私募の間の必要最低期間は6ヶ月間、投資家の上限人数は49名と規定されており、銀行以外の金融会社は、自社のディベンチャーが担保とされている場合に貸付を行うことを制限されている。

(i) 住宅金融会社

住宅金融会社は、銀行以外の金融会社の別個のサブグループを形成する。住宅部門への投資を促すために、近年政府が様々な奨励策を行った結果、この事業の範囲は大幅に拡大した。ハウジング・デベロップメント・ファイナンス・コーポレーション・リミテッド (Housing Development Finance Corporation Limited) は、インドで住宅金融を提供する最大手の機関である。近年、銀行を含め、数社が住宅金融業に参入した。当行は、また住宅金融子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニーを有している。国立住宅銀行及びハウジング・アンド・アーバン・デベロップメント・コーポレーション・リミテッド (Housing and Urban Development Corporation Limited) の2社は、インドの住宅金融の利便性を改善する目的で国会の法律に基づき設立された、主要な金融機関である。国立住宅銀行法は、住宅ローンの証券化、抵当権の処分及び抵当保証金融制度の設定について規定している。

(j) その他の金融機関

(i) 特殊金融機関

長期貸付機関のほか、各部門の特定のニーズに応じる様々な特殊金融機関がある。これらには、国家農業農村開発銀行、インド輸出入銀行 (Export Import Bank of India)、インド中小企業開発銀行 (Small Industries Development Bank of India)、ツーリズム・ファイナンス・コーポレーション・オブ・インド・リミテッド (Tourism Finance Corporation of India Limited)、国立住宅銀行、電力融資公社 (Power Finance Corporation Limited)、インフラストラクチャー開発金融公社 (Infrastructure Development Finance Corporation Limited) 及びインド・インフラストラクチャー・ファイナンス・カンパニー (India Infrastructure Finance Company) が含まれる。

(ii) 州レベルの金融機関

州の金融機関は、州レベルで営業しており、機関融資制度の不可欠な部分を成している。州の金融機関は、中小企業の融資及び推進を目的として設立された。州の金融機関により、雇用機会の創出及び産業の所有基盤が拡大し、安定した地域社会経済の成長が達成される見込みである。州レベルでは、州の工業開発公社もあり、主に中堅及び大企業に融資を行っている。

(iii) 保険会社

2014年3月31日現在、インドには52社の保険会社があり、そのうち24社が生命保険会社、28社が総合保険会社である。24社の生命保険会社のうち、23社が民間部門に属し、1社が公共部門に属している。総合保険会社のうち、22社が民間部門に属し、6社 (インド輸出信用保証公社 (Export Credit Guarantee Corporation of India Limited) 及びインド農業保険会社 (Agriculture Insurance Company of India Limited) を含む。) が公共部門に属している。再保険会社であるインド総合保険公社 (General Insurance Corporation of India) は、公共部門に属している。インド生命保険公社 (Life Insurance Corporation of India)、インド総合保険公社及び公共部門の総合保険会社も産業部門に対して長期の財政支援を行う。

インドの保険部門は、保険業規制開発委員会によって規制されている。1999年12月、インド国会は1999年保険業規制開発委員会法を可決し、1938年保険法も改正した。これにより、インドの保険部門が外国人投資家及び個人投資家に対して開放された。かかる保険法は、26.0%を上限として新規保険会社への外国人投資家の出資を認めている。新規の会社は、生命保険業若しくは総合保険業を営む場合には少なくとも1.0十億ルピーの払込済株式資本を、また、再保険業のみを営む場合には少なくとも2.0十億ルピーを有しなければならない。

2001年度において、インド準備銀行は、銀行及び金融機関の保険業への参入を規定するガイドラインを発表した。ガイドラインでは、銀行及び金融機関に対し、その純資産、自己資本比率、収益性の実績、不良債権の程度及びその既存子会社の業績に関して規定された基準を満たしていることを条件として、ジョイントベンチャーを通して保険業に参入することを認めている。保険会社の発起人は、営業開始日から10年間経過した後又はインド政府が定める期間内に、26.0% (又は規定される他の割合) を超えた部分の保有株式を段階的に売却しなければならない。

総合保険部門において、総合保険会社が引き受けた保険料の総額は、総合保険部門の非関税化により2008年度及び2009年度は抑えられている。2007年1月1日まで、総合保険市場の約70.0%が関税体制に基づく価格規制の対象となっていた。2007年1月1日付をもって開始した無関税体制により、これに伴う競争価格の設定は、業界の保険料率を著しく減少させ、2009年度及び2010年度中、収入保険料の伸びは抑えられる結果となった。

2014年度中の生命保険部門の新規事業の加重個別収入保険料は、2013年度の470.19十億ルピーと比較し、3.4%減少して454.29十億ルピーとなった。上記のうち、民間部門のシェアは、2014年度では38.0%であった。総合保険部門の保険料総額は、2013年度の646.53十億ルピーと比較して、2014年度には728.53十億ルピーに達し、前年比で12.7%の伸びであった（インド輸出信用保証公社及びインド農業保険会社を除く。）。民間部門のシェアは、2013年度の45.9%から増加し、2014年度には47.0%となった。

当行は、生命保険部門及び総合保険部門のそれぞれにジョイントベンチャーを有する。当行の生命保険部門のジョイントベンチャーであるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（ICICI Prudential Life Insurance Company Limited）は、インドの生命保険部門において、新規契約の個人向け加重受取保険料に関して民間部門の最大手である。当行の総合保険部門のジョイントベンチャーであるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（ICICI Lombard General Insurance Company Limited）は、インドの総合保険部門において、総計上保険料に関し自動車損害賠償責任保険プールの保険料を除いて民間部門の最大手である。

「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(z) 当行の保険事業は当行の事業においてますます重要な部分を占めてきているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」及び「一(2) 事業-(b) 当行の商品及びサービスの概要-(viii) 保険」を参照のこと。

(iv) ミューチュアル・ファンド

現在、インドには46のミューチュアル・ファンドがあり、2014年3月31日現在運用されている資産は8,252.40十億ルピーである。全ミューチュアル・ファンドにより運用されている平均資産は、2013年3月31日に終了した年度における8,166.57十億ルピーから10.8%増加し、2014年3月31日に終了した年度において9,051.20十億ルピーとなった。1963年から1987年までは、インド信託公社（Unit Trust of India）が国内で営業している唯一のミューチュアル・ファンドであった。これは、1963年にインド政府及びインド準備銀行の主導で設立されたものである。1987年以後、他に複数の公共部門のミューチュアル・ファンドがこの部門に参入した。これらのミューチュアル・ファンドは、公共部門銀行、インド生命保険公社及びインド総合保険公社により設立された。ミューチュアル・ファンド産業は、1993年に民間部門に開放された。この業界は、1996年インド証券取引委員会（ミューチュアル・ファンド）規則により規制されている。当行の資産管理に係るジョイントベンチャーであるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ICICI Prudential Asset Management Company Limited）は、2014年3月31日に終了した3ヶ月間に運用されている平均資産に関してインドにおいて第2位のミューチュアル・ファンドであり、その総合的な市場シェアは約11.8%であった。

市場性を高め、ミューチュアル・ファンド・スキームへの参入を促進する目的で、2009年11月のインド証券取引委員会にて、ミューチュアル・ファンド・スキームにおける取引を促進するため、証券取引所ターミナルの使用が認められた。その結果、ミューチュアル・ファンド・ユニットは現在、公認証券取引所にて取引されている。かかる施設は、当初株式仲買人及び決済機関が利用可能であったが、2013年10月に、ミューチュアル・ファンドの販売業者を含むようその利用範囲が拡大された。2009年6月、インド証券取引委員会は、すべてのミューチュアル・ファンド・スキームに対して参入負担及びミューチュアル・ファンドから前払いで差し引かれる手数料を撤廃し、投資家が販売会社に対する手数料を直接販売会社に対して前払いすることを要求した。2010年2月、インド証券取引委員会は、ミューチュアル・ファンド・スキームにおけるポートフォリオの金融市場及び負債証券の価値が現在の市場の状況を反映することを確保するために、金融市場及び負債証券の評価に係るガイドラインを導入した。かかる評価ガイドラインは、2010年8月1日付で有効となった。さらに、2014年度連邦予算により、ミューチュアル・ファンドの販売会社は、ミューチュアル・ファンド商品の業績及び流通の改善を目的として証券取引所ネットワークを利用するため、証券取引所のミューチュアル・ファンド事業の構成員となることが可能となった。

(k) インドの金融部門の自由化の影響

1991年まで、インドの金融部門は嚴重に管理されており、2つの有力金融仲介業者、すなわち商業銀行及び長期貸付機関が、相互排他的な役割及び目的を有し、競争がほとんど又は全くない非常に安定した環境で事業を行っていた。長期貸付機関は、特に開発を必要とする地域における安定した産業の発展及び雇用創出等のインド政府の様々な社会経済目的の達成をその業務の中心としていた。長期貸付機関は、優遇レートでのインド政府からの貸付金及び株式による長期資金、インドの商業銀行からのインド政府保証付資金による長期資金並びに多国間及び二国間政府機関からの外貨財源の利用が可能であった。

商業銀行の目的は、主として、普通預金及び定期預金を通じて家計の貯蓄を調達し、これらの預金を使用することにより、借入人の工業、貿易及び農業の短期資金ニーズに対応することであった。加えて、商業銀行は、個人及び事業体に対して、一連の銀行業務を提供していた。

しかしながら、1991年以降、インドの金融制度は、大幅に変化した。様々な金融部門改革が1991年以降実施され、銀行及び長期貸付機関の業務環境を変えた。特に、金利の規制緩和、国内資本市場の自由化、新規民間部門銀行の参入及び長期貸付機関の銀行への変化により、銀行間の競争が徐々に激化した。インド準備銀行は、銀行に適用される健全性基準の遵守を前提として長期貸付機関が銀行に転換することを認めた。

(l) 銀行部門改革

インドの大手銀行の大半は、1969年に国有化され、その後1991年に改革が開始されるまで強い支配下にあった。これらの規制により、金利及び銀行部門への参入が規制されたほか、優先部門への貸付がなされるようになった。銀行は、法定流動性比率を満たすために低金利国債又は法定流動性比率債券を強制的に取得することにより、公共部門に対して資金を供給しなければならなかった。その結果、銀行部門において、収益性は低くなり、不良資産の割合が比較的高くなり、自己資本が減少し経営の柔軟性が阻害された。1990年代の改革においては、組織的な問題、会計実務、業務手続、自己資本比率規制、資産区分及び資産に対する引当金の設定、リスク管理並びに合併の方針を含む、様々な問題について取り組まれた。

(m) 最近の構造改革

(i) インド準備銀行法の改正

インド国会は、2006年5月に、3.0%の下限金利という現金準備率の要件を撤廃する旨のインド準備銀行法の改正案を承認し、これによりインド準備銀行は現金準備率を3.0%未満に引き下げる裁量権を有することとなった。かかる改正により、デリバティブ商品の法的枠組み及び規制の枠組みが構築された。

(ii) 公共部門銀行に関する法律の改正

インド国会は、2006年に、インドの公共部門銀行に関する法律を改正し、公共部門銀行による優先株式の発行及び株式の優先割当又は私募が可能となった。また、かかる改正により、インド準備銀行は、公共部門銀行の取締役としての適格要件を定めることを授權され、一定の状況においてその取締役会の交替及び経営陣の任命を行うことを授權された。

(iii) 銀行規制法の改正

インド国会は、2012年12月に、銀行部門に関する法律を改正した。銀行規制法の改正は、2013年1月に成立した。主要な改正点は以下のとおりである。

- ・ 議決権のない優先株式の発行を、すべての民間銀行に対して許可すること。
- ・ 個人、企業又はグループが銀行の払込済資本金又は議決権の5.0%超を取得する場合には、インド準備銀行の事前承認を必須とすること及びインド準備銀行に、かかる取得の承認を与えるにあたり、条件を課す権限を与えること。

- ・ インド準備銀行に、中央政府との協議の後、合計期間が12ヶ月以下となる期間について、民間部門銀行の取締役会を後任する権限を与えること。その間インド準備銀行は、当該銀行の管理者を任命する権限がある。
- ・ インド準備銀行に、企業又は銀行の関連会社を調査する権利を与えること（関連会社は、子会社、持株会社又は銀行のジョイントベンチャーを含む。）。
- ・ 議決権を、株主持分に見合った割合（民間部門銀行の場合の上限を従前の10%から26%、公共部門銀行の場合は従前の1%から10%）とすることにより係る規制を緩和すること。しかし、かかる通達はインド準備銀行により保留されている。

(iv) 2008年保険法案（改正）

2008年保険法案（改正）は、2008年にインド国会に提出され、現在、以下の規定を含んでいる。

- ・ 保険部門における外国投資の限度を26.0%から49.0%に引き上げること。
- ・ 保険会社のインド人の発起人はその持分を10年後に26.0%まで下げなければならない旨の要件を撤廃すること。

2014年7月10日に発表された2015年度連邦予算では、インド政府外国投資促進委員会を通じて、保険部門における外国人の株式保有構成の上限を26%から49%へと引き上げることが提案されている。また、国会にて保留となっている有価証券及び保険法案（改正）への取組みを再開するよう提案されている。

(v) 銀行の債権回収の法的枠組み

2003年度に、インド国会で2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律（証券化法）が可決された。証券化法は、インド準備銀行のガイドラインに従って不良債権に区分された貸付金に関して、担保付債権者がその借入人に対して書面による通知を行うことにより、60日以内にその債務を履行させることができ、借入人がこれを怠った場合には、担保付債権者が貸付金の担保となっている資産を取得し、資産を売却又はその他処分する権利を含むこれに関連する管理権を行使することができる旨を規定している。また、証券化法は、インド準備銀行に規制される資産再構築会社を、銀行及び金融機関から資産を取得するために設立することについても規定している。インド準備銀行は、資産再構築会社に対し、その設立、インド準備銀行への登録及びインド準備銀行からの免許取得並びにその業務に関するガイドラインを発表した。当行、インド工業開発銀行、インドステイト銀行並びにその他特定の銀行及び機関が設立したアセット・リコンストラクション・カンパニー（インディア）リミテッド（Asset Reconstruction Company (India) Limited）は、インド準備銀行から登録免許を取得し、2003年8月に営業を開始した。現在、外国直接投資は、資産再構築会社の株式資本に対するものが認められており、インド証券取引委員会に登録されている外国機関投資家による投資は、一定の条件及び制限を前提として、資産再構築会社が発行する有価証券受領証に対するものが認められている。

2004年11月、インド政府は、証券化法を改正する政令を発行し、その後この政令を法律として可決した。この法律（改正済）は、同法律に基づいて債権の支払いを要求する旨の通知が担保付債権者より借入人に対してなされた後に、借入人が担保付債権者に対して異議申立て又は表明を行うことができる旨を規定している。担保付債権者は、借入人に対し、かかる異議申立て又は表明を拒否する理由を述べなければならない。また、同法律は、借入人が債権回収裁判所の判決に対して控訴する場合に預けるべき金額の要件についても規定している。さらに、同法律は（資産のみの継承を認める前述の規定と異なり）、一定の条件の下で、証券化法に基づき貸付人が借入人の事業を承継することを認めている。「一(2) 事業一(h) 監督及び規制一資産再構築会社に対する資産の売却に関する規制」も参照のこと。

(vi) 企業債務の再編フォーラム

インド準備銀行は、企業債務の再編のための制度上の仕組みを設けるため、企業債務再構築システムを考案した。この枠組みの目的は、産業・金融更生委員会、債権回収裁判所及びその他の訴訟手続を利用せず、問題に直面しているが存続の見込みのある事業体の企業債務の再構築のために迅速かつ透明なメカニズムを確保することである。特に、この枠組みの狙いは、秩序正しく組織化された再構築プログラムにより、特定の内外要因に影響されている存続の見込みのある企業を保護し、債権者及びその他株主の損失を最小限に抑えることである。企業債務の再編システムは、法定外のメカニズムで、また債務者・債権者間及び債権者相互間の契約に基づいた任意のシステムである。

(vii) 年金制度改革

現在、インドの年金制度は、大まかに次の区分、すなわち公務員の年金制度、組織部門の従業員の準備基金及び年金制度、任意の年金制度並びに新年金制度がある。公務員の年金制度の場合は、政府が公務員に対し、当該公務員の退職後に定期的に確定給付年金を支払う。さらに、年金制度への拠出金は、政府によってのみ拠出されており、公務員からの拠出金に応じたものではない。1952年に設立された従業員準備基金は、特定の組織の従業員に義務付けられているプログラムである。これは、基本給の10%から12%を雇用主及び従業員の双方が定期的に拠出する拠出制プログラムである。かかる拠出金は所定の有価証券に投資され、基金の累積残高（その増価分を含む。）は、従業員の退職時に一時金として支払われる。これら以外に、政府が管理する任意の年金制度（年間150,000ルピーを上限に拠出することができる一般準備基金）又は保険会社が提供する年金制度があり、これらの年金制度では任意ベースで拠出される。かかる任意拠出はしばしば、制度の下で提供される税制上の優遇措置によって進められている。新年金制度は、2004年1月に開始され、資金の投資先が個人によって選択可能な確定拠出型年金制度を提供する。政府は当初、新人公務員（軍人を除く。）は、政府及び公務員が公務員基本給与の10%を毎月拠出する新年金制度に強制加入することとした。2009年において、政府は、インドの全国民に対する任意ベースの新年金システムの適用開始を2009年5月1日まで延期した。

政府は、2003年8月に、年金業界を規制する年金基金開発監督局を設置した。2013年10月、年金基金規制開発局に対し、年金制度及び年金基金の規制並びに年金基金の投資ガイドラインの枠組み設定を行う権限を付与する2011年年金基金規制開発局法が制定された。また、かかる法律により、年金部門に対する対外直接投資が26%を上限として認められた。年金資産運用に民間部門が参加することが2009年度に初めて認められ、民間部門会社6社に認可が付与された。「－(2) 事業－(a) 概要」も参照のこと。

(viii) 銀行業務システムに関する審議文書

2013年8月、インド準備銀行は、「インドの銀行業務システム－その発展」と題する審議文書を公表した。かかる審議文書では、競争の強化、さらなる成長のための融資、専門的サービスの提供及び金融包括のさらなる強化などの具体的な問題を取り上げ、銀行業務システムの転換を構想している。かかる審議文書では、ニッチ事業分野における異なる種類の銀行に対応する多様な免許の付与方針が提言されている。また、新規銀行の参入に関し、断続的に免許の付与を行う現状のシステムに対して、継続的に免許の付与を行う方針が提唱されている。金融包括を促進するため、かかる審議文書では、農村部及び組織化されていないセグメントへのサービス提供のために、地理的制限のある小規模銀行を設立することが提案されている。2014年7月、インド準備銀行は、分化した銀行としての小規模銀行及び支払銀行への免許付与に関するガイドライン案を発表した。これらの銀行の最低資本要件は、1.0十億ルピーとなり、商品の提供及び操業の地理的領域に制限が設けられる予定である。インドにおける外国銀行の存在に関して、現在では子会社形式が望ましい形態であると考えられている。インド準備銀行はまた、2013年10月に発表した第2四半期金融政策レビューにおいて、外国銀行に対し相互主義及び子会社形式での存在を前提に、国内銀行と同等の待遇を提供することを提案した。

(ix) インドにおける銀行の取締役会管理に関する報告書

2014年5月、インドにおける銀行の取締役会管理を検討する委員会により、報告書が提出された。かかる委員会は、公共部門銀行の新たなガバナンス構造及び銀行に対する政府の持分を50%未満に引き下げること推奨している。公共部門銀行をインド会社法の対象範囲とみなし、公共部門銀行に適用されるその他の規制を撤廃することを提言している。かかる委員会はまた、公共部門銀行を管理する権限を有する、政府に代わり事実上銀行の株式を保有する持株会社となる銀行投資会社を設立することを構想している。公共部門銀行の取締役会に対する権限の付与に向けての段階的な移行もまた提案されており、これにより政府は、最終的には所有者としての機能行使するというよりも、投資家としての働きを有することとなる。民間部門銀行の管理に関し、委員会は、特定の分類の投資家による保有割合を引き上げ、規制上の許認可を受けずに20%又は当該銀行が取締役会の一員である場合は15%の株式保有比率を有することが認められるファンドにより構成される承認取引銀行投資家の結成を許可することを提案している。さらに、その他の金融機関系投資家の株式保有比率の上限は、現状の5.0%から10%への引上げが認められるべきである。

(n) 金融政策措置

インド準備銀行は、その金融政策姿勢及び様々な規制措置を定めた年次政策綱領を発表する。年次政策綱領のレビュー及び四半期中間レビューは、四半期ごとに発表された。2014年1月より、インド準備銀行は、隔月金融政策綱領を発表している。

(i) 2013年度金融政策

2013年度中、インド準備銀行は、政策金利とともに成長及びインフレ傾向の緩和調整を行った。レポレートは、2012年4月において50ベースポイント引き下げられ、8.50%から7.50%へと100ベースポイント引き下げられ、その後2013年1月及び2013年3月において、それぞれ25ベースポイントの引き下げが行われた。2013年度中、現金準備率は4.75%から4.0%へと75ベースポイント引き下げられ、2012年9月、2012年11月及び2013年2月においてそれぞれ25ベースポイント引き下げられた。2012年8月、法定流動性比率は24.0%から23.0%へと100ベースポイント引き下げられた。

(ii) 2014年度金融政策

2014年度中、インド準備銀行は、発展する経済状況に対し金融政策を継続的に対応させる必要があった。年の初め頃、インド準備銀行は、2013年5月3日に発表した2014年度政策綱領において、レポレートを7.5%から7.25%に25ベースポイント引き下げた。これに従い、リバースレポレートは、6.25%に設定され、限界常設ファシリティ率は8.25%に設定された。現金準備率は4.0%から変更されなかった。

2013年7月、米国連邦準備制度理事会による量的緩和の漸時縮小の可能性に反応した世界市場の不安定性、経常収支における多額の赤字及びその結果として生じた為替レートの急落を受け、インド準備銀行は、為替レートを安定させるための措置を発表した。かかる措置には、レポレートを7.25%に維持した上で、限界常設ファシリティレートを8.25%から10.25%へと引き上げることが含まれていた。また、インド準備銀行の流動性調整枠に基づく銀行の借入は、2013年7月17日付で、負債総額の1.0%を上限と定められ、その後2013年7月24日付で、負債総額の0.5%へと修正された。さらに、銀行の1日当たりの最低現金準備率は、2週間ごとの要件の70.0%から、2週間ごとの要件の99.0%へと引き上げられた。

2013年8月、為替レートを安定させるために発表された措置の影響を考慮し、インド準備銀行は、銀行の投資ポートフォリオに関する一定の適切な調整を許可した。2013年8月23日に発表された措置は以下のとおりである。

- 満期保有目的に含まれる法定流動性比率の一部を構成する国債の合計は、2013年9月30日に終了した四半期中において、要求払い預金及び定期預金の純額の24.0%に引き下げよう求められていたのに対し、24.5%を維持することが認められた。

- ・ 法定流動性比率証券の売却可能区分及びトレーディング目的保有区分から満期保有目的区分への一括移転は、要求払い預金及び定期預金の純額の24.5%を上限として認められた。かかる移転は、2013年7月15日付のレートで見積もることを選択肢として、2013年9月30日より前に行われている必要があった。
- ・ 売却可能ポートフォリオ及びトレーディング目的保有ポートフォリオにおける純減少額は、2014年度の残りの期間にわたって償却することが認められた。

通貨市場の改善を受けて、インド準備銀行は、2014年9月及び10月中に限界常設ファシリティを段階的に引き下げた。限界常設ファシリティ率は、2013年9月20日に10.25%から9.5%へと75ベースポイント、2013年10月7日より9.0%へと50ベースポイント、2013年10月29日に8.75%へとさらに25ベースポイント引き下げられた。それに対応して、レポレートは、高インフレを反映して2013年9月20日付で7.25%から、2013年10月29日付で7.75%からそれぞれ25ベースポイント引き上げられた。これらの変動により市場操作は正常化され、限界常設ファシリティ及びレポレート間の100ベースポイントの差は、2013年10月末までに回復した。1日当たりの最低現金準備率は、2週間ごとの要件の99.0%から、2週間ごとの要件の95.0%へと引き下げられた。さらに、レポレートは、2014年1月28日付で8.0%へとさらに25ベースポイント引き上げられた。その結果、リバースレポレートは7.0%に設定され、限界常設ファシリティ率は9.0%に設定された。現金準備率は4.0%から変更されなかった。

2013年10月、インド準備銀行は、流動性を高めるための追加措置として要求払い預金及び定期預金の純額の0.25%に相当し、保有期間を7日間及び14日間とする週次変動金利タームレポを導入した。これは、金融政策の第2四半期レビューにおいて要求払い預金及び定期預金の純額の0.5%へと引き上げられた。

また、銀行規制に関しても2014年度中いくつかの変更が行われた。2013年10月29日に発表された金融政策の第2四半期レビューにおいて、インド準備銀行は、短期から中期のうちに発表される発展的措置の主眼となる5つの分野を挙げた。これらには以下が含まれる。

- ・ 金融政策枠組みの強化及び明確化。これに関し、金融政策枠組みの改訂及び強化のためのウルジット・パテル委員会の提言が検討され、2014年度中に実施が開始された。主要な提案には、金融政策的措置として消費者物価指数を主なインフレ措置として採用すること、2015年1月までに消費者物価指数でみて8.0%、2016年1月までに6.0%のインフレを目標に、経済をディスインフレ路線で維持すること、金融政策周期を隔月に移行すること並びに流動性調整枠に基づき行われる銀行業務システムのオーバーナイトの流動性へのアクセスの漸減及びそれに対応したタームレポを通じて行われる流動性へのアクセスの増加が含まれている。
- ・ 銀行の新規参入、支店拡張、新たな種類の銀行の推奨及び外国銀行の組織体系の明確化を通じた銀行構造の強化。これに関し、2014年度中に2つの新規銀行に対して大筋の許可が付与された。
- ・ 金融市場の拡大及び深化並びに金融市場の流動性及び耐性の向上。
- ・ 中小企業、未組織部門、貧困地域及び十分なサービスを受けていない遠隔地に対する融資へのアクセスの拡大。インド準備銀行は、2014年3月に提言を提出した中小企業及び低所得世帯のための包括的金融サービス委員会を任命し、とりわけ特殊支払及びホールセール銀行の立ち上げ許可並びに優先部門貸付の新たな枠組みを提案した。2014年7月、インド準備銀行は、小規模銀行及び支払銀行への免許付与に関するガイドライン案を発表した。
- ・ 実体の強化及び金融面の再編成、法人からの債権回収並びにシステムの障害への対処能力の向上。

(iii) 2015年度金融政策

インド準備銀行は、2014年4月1日に発表した初の2015年度隔月金融政策綱領において、レポレートを8.0%で維持した。7日間及び14日間のタームレポに基づき提供された流動性は、要求払い預金及び定期預金の0.5%から0.75%へと引き上げられた。2014年6月3日に発表された2度目の隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、法定流動性比率を要求払い預金及び定期預金の23.0%から22.5%へと50ベースポイント引き下げ、レポレート及び現金準備率はそれぞれ8.0%及び4.0%のまま変更しなかった。

[次へ](#)

(2) 事業

(a) 概要

当行は、法人顧客及び個人顧客に対して多様なデリバリーチャネルを通じて幅広い銀行サービス及び金融サービスを提供する、多様な金融サービスグループである。当行は、総資産でインド最大の民間部門銀行である。当行は、銀行商品及びサービスの他に、生命保険、総合保険、資産管理、証券仲介及びプライベート・エクイティ商品並びにサービスを、専門の子会社を通して行っている。2014年度末現在の当行の資産総額は7,475.3十億ルピーであり、2014年度末現在の連結ベースの資本金及び準備金は764.3十億ルピーであった。2013年度における当行の純利益は96.0十億ルピーであったのに対し、2014年度における純利益は110.4十億ルピーであった。

当行の主要な業務は、法人顧客及び個人顧客に対する商業銀行業務から成る。当行は、インドの主要な企業、中堅企業及び中小企業に対するローン商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金商品並びに外国為替及びデリバティブ商品を含む様々な商業銀行並びにプロジェクト・ファイナンス商品及びサービスを提供する。当行の個人顧客に対する商業銀行業務は、個人向け貸付及び預金受入れ、並びに第三者の投資商品の販売から成る。当行はまた、農業銀行商品及び地方銀行商品を提供している。当行は、銀行支店、ATM、コールセンター、インターネット及び携帯電話を含む多様な経路を通じて商品及びサービスを提供している。2014年度末現在、ICICIバンクは、インド国内に3,753の支店及び11,315機のATMを有していた。

当行は、国際銀行業務において、インド系移民、インド企業、厳選された地域事業及び多国籍企業及び当行のカナダの子会社の担保付住宅ローン商品に対する商品及びサービスの提供並びにより広い社会に対する預金商品の提供に主たる重点を置いている。ICICIバンクの海外支店は、主としてインド企業の海外業務部門を対象に、またかかる企業のインドにおける外貨要件のために、預金、融資及び貸付を提供している。また、当行の海外支店及び銀行子会社は、インド企業及びその海外業務部門による資金調達において、アドバイザー業務及びシンジケーション業務に従事している。当行は現在、英国、カナダ及びロシアに銀行子会社を、シンガポール、ドバイ、スリランカ、香港、カタール、米国及びバーレーンに支店を、中国、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、南アフリカ、マレーシア及びインドネシアに駐在員事務所を有している。当行の英国における子会社は、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトにそれぞれ支店を1店設置した。資産ベースの観点からは、当行の英国及びカナダの子会社、そしてバーレーン、シンガポール及び香港の支店は、当行の海外の資産及び負債において最大のシェアを占めている。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(o) 当行は、過年度において急速な国際的な成長を遂げたことにより、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。―」も参照のこと。

当行の資金業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに、法人顧客に対する、先物契約、金利及び通貨スワップ等といった一連の外国為替並びにデリバティブ商品及びサービスが含まれる。当行は、市場の動向により財務収益を得ている。当行の海外の支店及び銀行子会社は、クレジット・デリバティブ、インド企業以外の金融部門の債券及び資産担保証券に対する投資を行っている。

当行はまた、専門の子会社を通じて、保険業務、資産管理業務、証券業務及びプライベート・エクイティ・ファンド運用業務に従事している。当行の子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、様々な生命保険及び総合保険並びに資産管理商品及びサービスを個人顧客及び法人顧客に提供する。保険業規制開発委員会によると、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において、新規契約（個人向け新規保険料ベース）において市場シェアを7.2%有するインドで最大の民間部門生命保険会社であった。ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited）は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの100%子会社であり、国民年金制度に基づくインド国民の年金資金（公務員の強制年金の資金を除く。）のファンド・マネージャーの1つである。この年金制度は、すべての国民を対象とした任意加入で、インド政府が2004年に発足させ、2008年以降、同制度の資金を専門家であるファンド・マネージャーが投資することを認めている。保険業規制開発委員会によると、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において、計上された保険料総額の9.4%の市場シェアを有する最大の民間部門総合保険会社であった。インドミューチュアル・ファンド協会（Association of Mutual Funds in India）によると、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、平均運用資金量に関してインドにおいて2番目に大きいミューチュアル・ファンドである、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンド（ICICI Prudential Mutual Fund）を管理する。当行は、当行の個人顧客及び法人顧客に対し、当行の保険及び資産管理に係る子会社の商品並びにその他の資産管理会社の商品のクロスセルを行う。当行の子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド（ICICI Securities Primary Dealership Limited）は、株式引受、ブローカー業務、国債のプライマリー・ディーラー業務及び固定利付債券市場業務のそれぞれに従事している。ICICIセキュリティーズは、有数のオンラインでのブローカー業務プラットフォームである、ICICIダイレクト・ドットコム（icicidirect.com）を保有している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において子会社（ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド（ICICI Securities Holdings Inc.））を有しており、かかる子会社は、米国において、ブローカー・サービスに従事する事業子会社（ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド（ICICI Securities Inc.））を有している。当行のプライベート・エクイティ・ファンドを運用する子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー（ICICI Venture Funds Management Company）は、プライベート・エクイティの投資を行うファンドを運用する。2013年度、ICICIバンクは、国内及び海外の銀行並びに金融機関と共同して、銀行以外の金融会社の構造を持ったインド初のインフラデットファンドを設立し、かかる会社においてICICIバンク及び完全子会社は合わせて31.0%の持株比率を有する。

当行の正式名称はアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドであるが、商業上はICICIバンクとして知られている。当行は1994年1月5日にインド法に基づき有限責任会社として設立された。ICICIバンクの存続期間は無制限である。当行の主たる企業事務所はICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai 400 051, Indiaに所在し、電話番号は+91 22 2653 1414であり、当行のウェブサイトのアドレスはwww.icicibank.comである。当行及び当行の子会社のウェブサイトの内容はいずれも、本書に含まれていない。当行の米国における訴状送達代理人は500 Fifth Avenue, Suite 2830, New York, New York 10110に所在するアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド・ニューヨーク支店の共同ジェネラル・マネージャーであるアカシュディープ・サーパル（Akashdeep Sarpal）氏である。

(b) 当行の商品及びサービスの概要

当行は、法人顧客及び個人顧客向けに、国内外で商業銀行業務分野における商品及びサービスを提供している。当行はまた、財務運用を行い、財務に関する商品及びサービスを顧客に提供している。さらに当行は、専門の子会社を通じて、保険、資産管理、証券業のベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・ファンドの管理を行っている。

(i) 個人顧客向け商業銀行業務

個人顧客に対する当行の商業銀行業務は、個人向け貸付及び預金、クレジットカード、預託株式口座、第三者の投資商品及び保険商品の販売、その他の手数料ベースの商品及びサービス並びに無担保の償還可能債券の発行から成る。

個人向け貸付活動

当行の個人向け貸付活動は、住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン（主に商用車ローンを含む。）、ビジネス・バンキング・ローン（ディーラー向け資金調達及び小企業向け小額ローンを含む。）、個人ローン、クレジットカード、定期預金を担保としたローン、証券を担保としたローン、宝石ローン及び農村市場における個人向け貸付を含む。当行はまた、自動車、耐久消費財及び商用車を販売するディーラーに対する融資も行っている。個人向けポートフォリオは、2013年度末現在に貸付総額の38.1%であった1,290.2十億ルピーから、2014年度末現在には1,621.3十億ルピーに増加して、貸付総額の40.9%となった。これは、住宅ローン、自動車ローン及びビジネス・バンキング・ローンといった有担保の個人向け貸付が増加したこと起因し、その結果個人向けポートフォリオが増加した。当行はまた、顧客への個人ローン及びクレジットカードといった無担保の商品の提供を、選別的に行う。当行の個人向け貸付には、農村及び農業向け貸付商品も含む。当行は、所得水準が上昇し中産階級が拡大していることから、個人向けクレジットは力強く長期的な成長の可能性を有していると考えている。

当行の個人資産に係る商品は、変動利付住宅ローン・ポートフォリオ以外は、通常は、毎月同額の分割払いで返済する固定利付商品であるが、変動利付住宅ローン・ポートフォリオでは、ローンの金利の基準金利の変動は、次の四半期又は翌月（該当する場合）の初日付で借入人に転嫁される。変動利付住宅ローンにおける支払金利の低下分は、通常は、毎月の返済額を変更せずに、返済スケジュールを早めることにより実現される。変動利付住宅ローンにおける支払金利の上昇分は、通常は、毎月の返済額を変更せずに、まず返済スケジュールを延長することにより実現され、一定の基準に基づき毎月の分割支払額を変更することにより実現される。

「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(a) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

農村及び農業関連顧客向け商業銀行業務

インド準備銀行の行政指導に基づく貸付要件によっても、当行は一定の担保貸付を農村・農業部門に対し貸し付ける必要がある。「－(e) 貸付ポートフォリオ－(v) 行政指導に基づく貸付」も参照のこと。当行の農村向け銀行業務は、地方及び準地方において主に農業及び同種の活動に従事する顧客の資金需要へのサービスの提供を含む。農業関連事業に従事する法人顧客に対して、当行は法人向け銀行商品及びサービスを提供している。当行は、農業関連事業に従事する法人及び中規模企業の供給業者に対して融資を行っている。当行はまた、農場経営者により構成される協同組合との関係も強化した。当行は、農場経営者、農産物の取引業者及び製造加工業者並びに小規模金融を行う金融機関に金融ソリューションを提供している。当行はまた、倉庫証券融資への貸付及び自助グループへの貸付も行っている。インド準備銀行の要件に従い、当行は、農村部及び銀行口座を持たない人が多い地域における顧客への普通預金口座の開設の促進を目的とした、取締役会の承認を受けた金融包摂計画を策定した。農村部の銀行業務は、地理的な対象範囲及び単位当たり取引費用の高さの観点から深刻な課題である。当行は、農村地域における低コストの有担保構造の様々な業務モデル（技術を基盤としたチャネルを含む。）を検討しており、農村の顧客に対して基本的な銀行業務を行う低コストの448の支店を農村地域に開設した。「－第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(v) 新規事業への参入及び既存事業の拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。」も参照のこと。

以下の表は、表示された日現在における当行の個人向け融資ポートフォリオの総額（減価償却後）の内訳を示したものである。

3月31日現在							
	2012年		2013年		2014年		割合(%)
	(単位： 十億ルピー)	(単位： 十億円)	(単位： 十億ルピー)	(単位： 十億円)	(単位： 十億ルピー)	(単位： 十億円)	
住宅ローン	638.3	1,206.4	744.6	1,407.3	891.1	1,684.2	55.0
自動車ローン	94.7	179.0	115.9	219.1	155.1	293.1	9.6
商業ビジネスローン	180.7	341.5	151.2	285.8	125.3	236.8	7.7
ビジネス・バンキング (1)	47.3	89.4	44.7	84.5	57.8	109.2	3.5
その他(2)(3)	119.5	225.9	139.1	262.9	268.5	507.5	16.6
担保付の個人向け融資 ポートフォリオの総額	1,080.5	2,042.1	1,195.5	2,259.5	1,497.8	2,830.8	92.4
個人ローン	29.6	55.9	31.8	60.1	46.9	88.6	2.9
ビジネス・バンキング (1)	25.8	48.8	22.7	42.9	25.4	48.0	1.6
クレジットカード債権	46.0	86.9	36.4	68.8	36.2	68.4	2.2
その他(2)	2.0	3.8	3.8	7.2	15.0	28.4	0.9
無担保の個人向け融資 ポートフォリオの総額	103.4	195.4	94.7	179.0	123.5	233.4	7.6
個人向け融資 ポートフォリオの総額	1,183.9	2,237.6	1,290.2	2,438.5	1,621.3	3,064.3	100.0

(1) ディーラー向け金融及び小企業向け小額ローンを含む。

(2) 農村向け貸付及び証券を担保としたローンを含む。

(3) 2014年3月31日現在、82.4十億ルピーとなる外貨建非居住者向け（銀行）預金を担保とする貸付を含む。

当行の無担保の個人向けポートフォリオには、主に個人ローン及びクレジットカード債権に係る貸付が含まれる。世界的な金融危機に起因する金利の引上げ、流動性の引締め及び厳しいマクロ経済環境、また、銀行による回収代行業者の利用に関する規制の変更を受けて、当行は、無担保の個人向けポートフォリオにおいて予想を上回る損失を被った。当行は、個人ローンの増額貸付及びクレジットカードの発行を縮小し、その結果、無担保の個人向け貸付ポートフォリオが全体的に減少した。2013年度以降、当行は、当行の個人ローン及びクレジットカード貸付ポートフォリオを、主にこれらの商品を当行の既存顧客へ提供することにより、拡大している。2014年度中、ICICIバンクの個人ローンの支払いは、個人向け貸付金支払合計の約6.0%を占める36.3十億ルピーとなり、当社の発行済クレジットカード枚数は、2013年度末現在の約2.9百万枚から増加し、2014年度末現在には約3.2百万枚となった。ICICIバンクの個人ローンは通常、100,000ルピーから1,000,000ルピーで、保有期間は1年から4年、利回りは13%から18%である。2014年度末現在、当行の個人ローン・ポートフォリオは、2013年度末現在の31.8十億ルピーと比較して、46.9十億ルピーであった。2014年度末現在のクレジットカード債権ポートフォリオは、2013年度末現在の36.4十億ルピーと比較して、36.2十億ルピーであった。2014年度末現在において、個人向けポートフォリオの総額のうち、無担保の個人向け貸付が占める割合は、2012年度末現在の8.7%及び2013年度末現在の7.3%と比較して、7.6%であった。

当行は、ICICIバンク及び当行の完全子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド（ICICI Home Finance Company Limited）を通じて主にインドにおける個人向け貸付商品を提供している。当行の住宅ローン・ポートフォリオは、住宅の購入及び建設のための貸付並びに不動産を担保としたローンを含む。かかる貸付のための当行の方針は、融資比率及び借入人の収入に対する固定債務の比率等、一定の規定比率に基づいている。インド準備銀行は、2013年7月1日に発表したガイドラインにより、融資比率の上限を、2.0百万ルピーまでの住宅ローンに対しては90%に、2.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでの住宅ローンに対しては80%を上限に、7.5百万ルピー超の住宅ローンに対しては75%を上限とした。かかる貸付の当初返済期間は15年から20年で、毎月同額の分割払いの形態で返済される。当行は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーを通じて住宅ローン事業の一部を行っている。

当行のカナダにおける銀行子会社は、現地市場において住宅ローンを提供している。住宅ローンは保証されており、主に連邦政府による保証が付されている。2014年度末現在、ICICIバンク・カナダ（ICICI Bank Canada）は、2013年度末現在の2,015百万カナダドル（107.7十億ルピー）と比較して、2,365百万カナダドル（128.4十億ルピー）の住宅ローンを有していた。この住宅ローンのうち、カナダ国民住宅法の住宅ローン担保証券プログラムに基づいて証券化された住宅ローンは、2013年度末現在の1,745百万カナダドル（93.2十億ルピー）と比較して、2014年度末現在は1,973百万カナダドル（107.1十億ルピー）である。また当行は、他の海外における特定の支店及び子会社において極めて限られた範囲で個人向け貸付活動を行っている。

個人向け預金

当行の個人向け預金商品は定期預金及び普通預金口座を含む。当行はまた、個人富裕層、国防要員、トラスト及びビジネスマン等の特定の顧客セグメントを対象とした商品も提供しており、企業の給与口座商品も有している。当行は、当行の小企業の顧客に対し、残高維持目的の当座預金商品（すなわち事業目的の当座預金口座）を提供している。さらに、当行はVISAインターナショナル（VISA International）と提携して、国際デビットカードを提供している。2014年度末現在、当行は22百万枚超のデビットカードの基盤を保有していた。

当行は現在、当座預金及び普通預金の基盤を増加し、当行の総預金に当座預金及び普通預金占める割合を改善することを重要視している。インドにおける当行の支店ネットワークの拡大は、本戦略において非常に重要な要素である。

インドでの預金に適用されるインド準備銀行の規制及び預金保険の要件についての詳細は、「－(h) 監督及び規制－預金に関する規制」及び「－(h) 監督及び規制－預金保険」を参照のこと。当行の預金の種類、費用及び満期の特性に関する詳細については「－(c) 資金調達」を参照のこと。

手数料ベースの商品及びサービス

当行の販売網を通じて、当行はインド政府貯蓄債券、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーによる保険証券、貴金属、並びにインド企業による株式及び負債証券の公募を提供している。当行は、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、トラベルカード及びコマーシャルカード等のいくつかのカードベースの商品を提供している。当行はまた、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーによる多様なミューチュアル・ファンド商品及びその他の特定のミューチュアル・ファンドを提供している。当行は、預金口座に係るサービス料を徴収している。

当行はまた、個人顧客向けに、通貨、トラベラーズチェック及びトラベルカードの販売を含む、外国為替商品の提供を行っている。当行はまた、個人による外国からの送金受取りサービスも提供している。

ナショナル・セキュリティーズ・デポジトリリー・リミテッド (National Securities Depository Limited) 及びセントラル・デポジトリリー・サービスズ (インディア) リミテッド (Central Depository Services (India) Limited) に参加するデポジトリリーとして、当行は無券面化された方法で行われる証券取引を決済する預託株式口座を提供している。さらに、当行は非居住者であるインド人及び海外の企業に対し、インド証券取引所で株式及び転換可能なディベンチャーの取引を行う承認を与えるため、インド準備銀行により指定された銀行の1つである。

中小企業に対する貸付

当行は、中小企業に対する部門別の商品を有しているが、エンジニアリング、情報技術、輸送及び物流並びに製薬等の同一の特性を有する小企業に対して融資するために、集団を基準とした手法を用いている。当行はまた、法人顧客のチャネルパートナーのためのサプライチェーン融資によるソリューション、及び小企業の運転資金需要に応えるための事業ローン（当座貸し／当座貸越／ターム・ローンの形態による。）を提供している。当行はまた、中小企業のための事業及び助言に関するオンラインリソースである「SME toolkit」、並びに中小企業を評価するプラットフォームであるEmerging India Awards等の様々な取組みを通じて、中小企業に積極的に働きかけている。当行はまた、中小企業に対し、トランザクションバンキング・サービス、荷為替信用状及び保証状を含む手数料ベースの商品及びサービスを提供している。

(ii) 法人顧客向け商業銀行業務

当行は、インドの主要企業及び中堅企業に対し、多様な商業及び投資銀行業務の商品及びサービスを提供している。当行の一連の商品には、運転資金及びターム・ローンに関する商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金及び外国為替並びにデリバティブ商品が含まれる。法人向け銀行業務グループは、すべての法人顧客に対する融資の組成及び担保に尽力している。法人向け銀行業務グループは、企業関係に関するチーム及びクレジットに関するチームから成る。商業銀行業務グループは、企業関係に関するチームと緊密に協力する一方で、特定の支店を通じて取引サービス及びトランザクションバンキング事業の成長を担っている。市場グループは、法人に対する外国為替及びその他資金調達商品を提供する。プロジェクト・ファイナンスグループは、大規模なプロジェクト・ファイナンスのマンデートの作成に尽力している。当行は、国内外の銀行及び金融機関との間でのコーポレート・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンスのシンジケート組成を目指している。

法人向け貸付ポートフォリオ

当行の法人向け貸付ポートフォリオはプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンス（ストラクチャード・ファイナンス及びクロスボーダーの買収ファイナンスを含む。）並びに運転資金金融から成る。当行の貸付ポートフォリオに関する詳細については、「－(e) 貸付ポートフォリオ－(iii) 貸付の集中」を参照のこと。信用格付け及び審査制度の詳細については、「－(d) リスク管理－(i) 信用リスク」を参照のこと。

当行のプロジェクト・ファイナンス事業は、主に中長期のルピー建て及び外貨建ての貸付を製造業及びインフラ部門へ融資することにより成っている。当行はまた、固定利付及び変動利付ディベンチャー等の市場性のある商品への投資により融資を行う。当行は一般的に、借入人の固定資産に対して担保権及び第一順位の先取特権を有している。

当行の運転資金金融は、主に現金与信枠、当座貸越及びコールローン並びに、手形割引、信用状及び保証状を含む、資金を基盤としない与信枠から成る。当行の信用リスクに係る手続についての詳細は、「－(d) リスク管理－(i) 信用リスク」を参照のこと。

手数料ベースの業務

当行は、シンジケーション、ストラクチャード・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンス活動から手数料収入を得ている。当行は、ストラクチャリング及びシンジケーションから手数料収入を得るために、当行のプロジェクト・ファイナンス及びストラクチャリングの技量並びに当行の企業及び金融機関及び銀行との関係を利用しようと努めている。

当行は、法人顧客に対し、荷為替信用状及びスタンドバイ信用状（インドでは保証状（guarantees）という。）を含む多様な手数料ベースの商品及びサービスを提供している。

当行はまた、（集金、支払い及び送金サービス等の）現金管理サービス、エスクロー、トラスト及び保管口座ファシリティ、オンライン支払ファシリティ、保管業務並びにインド政府及びインドの州政府のための税金徴収サービス等の商業銀行サービスを提供している。2014年度末現在、当行の顧客（主として海外機関投資家、オフショア・ファンド、国外企業及びグローバル預託証券の投資家のための預託銀行）のために保管されていた総資産は1,700.5十億ルピーであった。インドで業務を行っている2つの証券預託機関であるナショナル・セキュリティーズ・デポジトリ・リミテッド及びセントラル・デポジトリ・サービスズ（インド）リミテッドに登録されたデポジトリとして、当行はまた投資家に対し電子化された預託ファシリティも提供している。

法人預金

当行は当座預金、定期預金及び預金証書等を含む様々な預金商品を法人顧客に対して提供している。当行の預金の種類、費用及び満期の特性に関する詳細については、「－(c) 資金調達」を参照のこと。

外国為替及びデリバティブ

当行は、為替及び金利変動により生じる、国内外の企業からのリスク・ヘッジの必要性に応じた顧客別仕様の商品及びサービスを提供している。提供される商品及びサービスには、以下のものが含まれる。

- ・ 外国為替商品

これらの商品には、現金、直物及び先物取引が含まれる。当行は、顧客に対し、その事業のニーズに応じて特別に作成したヘッジ及びトレーディングのソリューションを提供する。かかる商品は、インド国内及び、異なる時差に対応する当行の国際的拠点において提供される。

- ・ デリバティブ

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、オプション及び通貨先物を含むデリバティブ商品を提供している。当行は、G7のすべての国の通貨による金利デリバティブ及び通貨デリバティブのマーケットメイキングを行っている。

(iii) 海外顧客向け商業銀行業務

当行の国際市場における成長のための戦略は、特定の国際市場における海外発展のための本国との関係及び技術の活用に基づく。当行の国際的戦略の焦点は、当行の顧客であるインド企業の外貨需要に応え、インドへの輸入に関連したインド企業以外の貿易金融エクスポージャーを選択し、地域貸出の選択を実行し、主要な市場における優良な非居住者のインド人社会の銀行としての地位を確立しつつ、当行が当該免許を有する地域において個人向け預金フランチャイズを形成することである。当行はまた、当行の法人及び投資銀行事業を支えるために、安定した大規模資金調達源及び高いシンジケート能力を確保し、インドを中心とした資産区分のプライベート・バンキング事業を拡大するべく努めている。

当行は、現在、英国、カナダ及びロシアに子会社を、バーレーン、ドバイ国際金融センター、香港、シンガポール、スリランカ、カタール金融センター及び米国に支店を、バングラデシュ、中国、インドネシア、マレーシア、南アフリカ及びアラブ首長国連邦に駐在員事務所を有している。英国における当行の子会社は、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトにそれぞれ支店を1店設置した。

当行が海外支店及び子会社を通じて並びに当行の国内ネットワークを通じて海外顧客に対して提供する、デット・ファイナンス、貿易金融及び信用状等の多数の商業銀行商品は、当行がインドの顧客に対して提供する商品に類似している。海外顧客に固有の商品及びサービスの一部は以下のとおりである。

- ・ 送金サービス インド国内への送金は、2014年は70.0十億米ドルであり、インドは世界最大の送金受取国となっている。当行は、過去10年間の早い時期に、送金事業の成長機会を認識し、多様な顧客分野のニーズに合わせた送金サービスの提供を開始した。インドへの簡易送金を促進するため、当行は、オフラインでの送金とあわせて、世界50カ国を超えるインド国外に居住するインド人が、インドにおける100,000超の銀行の支店口座に向けて、電信送金を含む幅広いデリバリーチャネルの選択により、インド国内の受取人に資金を送金することができるオンラインでの送金サービスを提供している。ICICIバンクは、世界中の200超の取引銀行及び両替店とのパートナーシップにより、国境を越えたインドへの送金フローの重要な提供者である。
- ・ トレードウェイ (TradeWay) 取引銀行に、当行を通して行われた輸出手形の取立ての状況に係るリアルタイムのオンライン情報へのアクセスを提供するインターネットを基盤とした荷為替手形取立て商品
- ・ 送金追跡 取引銀行がその支払指示の状況を確認でき、オンラインで様々な情報報告の入手が可能なインターネットを基盤としたアプリケーション
- ・ オフショア銀行預金 米ドル、英ポンド及びユーロによる複数の通貨建預金商品
- ・ 外貨建非居住者向け預金 米ドル、英ポンド、ユーロ、円、カナダドル、シンガポールドル、オーストラリアドル、香港ドル及びスイスフランという9つの主要な外貨建預金
- ・ 非居住者向け外国定期預金 インド・ルピー建預金
- ・ 非居住者向け外国普通預金 インド・ルピー建普通預金口座
- ・ 非居住者向け普通預金口座及び非居住者向け定期預金

2014年度末現在、ICICIバンクの海外支店の総資産（支店間残高を控除後）は1,046.4十億ルピー、貸付金総額は897.0十億ルピーであった（2013年度末現在は、総資産は935.1十億ルピー、貸付金総額は733.6十億ルピー）。2013年度末と比較して2014年度末現在におけるICICIバンクの海外支店の資産及び貸付金が増加したのは、主に2014年度中においてルピーの対米ドル相場が10.1%下落したこと及び外貨建非居住者向け（銀行）預金を担保とする貸付を反映している。当行の海外支店は、主に、債券資本市場からの借入、シンジケートローン／相互貸付及び外部の商業機関からの借入により資金調達を行っている。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(p) 当行の資金調達は短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

英国及びカナダの当行の子会社は、個人向け及び法人向け銀行業務サービスを提供する総合銀行である。英国及びカナダにおいて、当行の子会社は、インターネットをアクセスの媒体として利用し、ダイレクト・バンキングを提供している。

2014年度末現在、ICICIバンクUKピーエルシー（ICICI Bank UK PLC）は、ベルギーに1つ、ドイツに1つを含む11の支店を有し、4十億米ドルの総資産を有している。ICICIバンクUKは、2014年度において25百万米ドル（2013年度においては14百万米ドル）の純利益を上げた。

2014年度末現在、ICICIバンク・カナダは9の支店を有し、5十億カナダドルの総資産を有している。ICICIバンク・カナダは、2014年度において48百万カナダドル（2013年度においては44百万カナダドル）の純利益を上げた。

2014年度末現在、ICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（ICICI Bank Eurasia Limited Liability Company）は、1の支店を有し、120百万米ドルの総資産を有している。ICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニーは、2014年度において2百万米ドル（2013年度においては6百万米ドル）の純利益を上げた。

「―第3―4 事業等のリスク―(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク―(b) 他の国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(o) 当行は、過年度において急速な国際的な成長を遂げたことにより、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。も参照のこと。

(iv) デリバリーチャネル

当行は伝統的な銀行支店からATM、コールセンター及びインターネットにいたるまで多様なチャネルを通じて商品及びサービスを提供している。2014年度末現在、当行は複数のインドの州にわたり、3,753の支店のネットワークを保有していた。

支店認可に係る条件の一部として、インド準備銀行は当行の支店の25.0%以上がティア5及びティア6の地域に所在しなければならないと規定した。「―(h) 監督及び規制―支店及び現金自動預払機の開設に関する規制」も参照のこと。以下の表は、2014年度末現在の地域ごとに分類した支店数を示したものである。

	2014年3月31日現在	
	支店数及び出張所	全体に占める割合(%)
大都市	935	24.9
都市	865	23.0
副都心	1,114	29.7
地方	839	22.4
支店数及び出張所合計	3,753	100.0

2014年度末現在、当行は11,315機のATMを保有し、そのうち3,874機が当行の支店に配置されていた。2014年度中、当行は653の支店を開設し、そのうち374の支店はティア5及びティア6の地域に所在していた。当行は、当行の支店ネットワークが顧客獲得及びサービスの重要なポイントになると見込んでいる。したがって、2011年度中に、当行の支店に、より大きな権限を付与するよう組織構造を変更した。支店ネットワークは、デポジット・モビライゼーションと個人向け資産の組成の統合媒体として機能することを見込まれている。当行のウェブサイトであるwww.icicibank.comを通じ、当行は顧客に対し、口座情報、支払い及び資金振替設備へのオンライン・アクセス、並びに法人顧客向けのインターネット・バンキングを提供している。当行は、コールセンターを通じてテレフォン・バンキングを提供する。また、当行はモバイル・バンキングも提供しており、これらのデリバリーチャネルの一層の強化に重点的に取り組む予定である。

(v) 投資銀行業務

当行の投資銀行業務は、主にICICIバンクの財務業務並びにICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの業務から成る。

財務

当行の財務業務を通じて、当行は貸借対照表の管理を試みており、かかる管理には規制上の要件である法定準備金の維持及び市場機会を利用することにより当行のトレーディング・ポートフォリオから得られる利益を最大化することが含まれる。当行の国内でのトレーディング・ポートフォリオ及び証券ポートフォリオは、当行の規制上の法定準備金ポートフォリオの積極的な管理に何ら制限がないため、当行の規制上の法定準備金ポートフォリオを含む。当行の財務業務には、先物契約、金利及び通貨スワップ並びに外国為替商品及びサービス等、法人及び小企業の顧客に対する一連の商品及びサービスが含まれる。「－(ii) 法人顧客向け商業銀行業務－外国為替及びデリバティブ」も参照のこと。

当行の財務部は、最適なレベルの流動性の維持を試み、現金準備率の要件を遵守し、当行のすべての支店の円滑な運営を確保することにより流動性管理を行っている。当行は収益を最大化するため、有利子流動資産と現金とのバランスを維持し、現金準備率及び法定流動性比率を含む法定準備金の維持により、準備金管理を行っている。2014年度末現在において、ICICIバンクは、国内普通預金及び定期預金の純額について、インド国債及び州政府債といった適格有価証券によって、法定流動性比率要件を23%で維持することが求められている。ICICIバンクは、価格の変動から得られる利回り及び利益を最大化するために、積極的な管理を行っているインド国債のポートフォリオを通じて法定流動性比率を維持している。インド準備銀行の2014年6月3日付の方針により、法定流動性比率要件は、その2週間後の2014年6月14日以降、23.0%から22.5%へと50ベースポイント引き下げられる。さらに、慎重な流動性管理の戦略として、ICICIバンクは、通常、法定流動性比率要件に基づく適正区分を超える有価証券投資を維持している。「－(h) 監督及び規制－法定準備金規制」も参照のこと。

ICICIバンクは、ムンバイの中央トレーディングフロアから、国内投資及び海外の為替業務を行っている。財務活動の一環として、当行はまた国内の負債証券及び持分証券並びに外貨建資産に係る自己勘定トレーディング・ポートフォリオを保有している。当行の財務部は外貨エクスポージャー及び外国為替並びに当行の顧客に提供されるリスク・ヘッジ・デリバティブ商品を管理しており、通貨の自己勘定取引に従事している。当行の投資及び市場リスク政策は、取締役会により承認されている。

ICICIバンクの国内における投資ポートフォリオは、満期保有目的、売却可能、及びトレーディング目的保有の3区分に分類される。インド準備銀行が発布した現在の規則に従い、満期まで保有する意図で取得された投資対象は、満期保有目的に分類される。当行が短期の価格／金利変動によって利益を得るために取引する意図で取得した投資対象は、トレーディング目的保有に分類される。上記2つの区分に該当しない投資対象は、売却可能に分類される。トレーディング目的保有区分の投資対象は、90日以内に売却されなければならない。流動性の不足、極度のボラティリティ又は市場の一方向的推移を含む不利な要因のために売却できない場合は、売却できない有価証券を売却可能区分に組み替えなければならない。各区分において、投資対象は、(a) 国債、(b) その他適格有価証券、(c) 株式、(d) 債券及びディベンチャー、(e) 子会社及びジョイントベンチャー、並びに(f) その他と分類される。満期保有目的に分類される投資対象は、時価評価されず、取得原価で計上されるが、取得原価が額面価値を上回る場合を除く。かかる場合は、かかる証券の額面以上の部分については、満期までの残存期間にわたって償却される。2014年度末現在、ICICIバンクの国債のポートフォリオの82.0%は、満期保有目的区分であった。売却可能区分の個別の有価証券は、時価評価される。この区分の投資対象は、有価証券の券面どおりに評価され、増減額は各分類ごとに集計される。純減少額（もしあれば）は引当てられる。純増価額（もしあれば）は無視される。トレーディング目的保有区分の個別の有価証券は、売却可能区分のものと同様の方法で計上される。

以下の表は、表示された日における当行の売却可能投資ポートフォリオについての情報を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2012年3月31日現在			
	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	242,284	3,741	(3,265)	242,760
国債(1)	227,890	250	(381)	227,760
その他証券	11,186	523	(88)	11,621
負債投資合計	481,360	4,514	(3,734)	482,141
株式	29,646	5,626	(6,659)	28,613
その他投資(2)	69,512	2,029	(8,734)	62,808
合計	580,518	12,169	(19,127)	573,562

(1) クレジットリンク債を含む。

(2) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

(単位：百万ルピー)

	2013年3月31日現在			
	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	169,497	3,533	(505)	172,525
国債	205,050	432	(152)	205,330
その他証券(1)	94,512	708	(1,119)	94,101
負債投資合計	469,059	4,673	(1,776)	471,956
株式	38,374	7,789	(8,090)	38,073
その他投資(2)	37,564	2,413	(6,644)	33,333
合計	544,997	14,875	(16,510)	543,362

(1) クレジットリンク債を含む。

(2) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

(単位：百万ルピー)

	2014年3月31日現在			
	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	117,214	2,260	(1,909)	117,565
国債	202,088	745	(535)	202,298
その他証券	139,277	1,789	(829)	140,237
負債投資合計	458,579	4,794	(3,273)	460,100
株式	38,307	12,176	(6,999)	43,484
その他投資(1)	32,893	3,431	(5,942)	30,382
合計	529,779	20,401	(16,214)	533,966

(1) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

企業負債証券への投資は、2012年度末現在の242.3十億ルピーから減少し、2013年度末現在には169.5十億ルピーとなった。これは、主にICICIバンクが保有するディベンチャーの償還／売却及びICICIバンクUKによる企業負債証券への投資の減少によるものであった。その他負債証券への投資は、2012年度末現在の11.2十億ルピーから増加し、2013年度末現在には94.5十億ルピーとなった。これは主として、インド関連のパススルー証券への投資の増加によるものであった。その他投資は、2012年度末現在の69.5十億ルピーから減少し、2013年度末現在には37.6十億ルピーとなった。これは主として、ミューチュアル・ファンド及び有価証券受領証への投資の減少によるものであった。

企業負債証券への投資は、2013年度末現在の169.5十億ルピーから減少し、2014年度末現在には117.2十億ルピーとなった。これは、主にICICIバンクが保有するディベンチャー及び社債の償還／売却並びに2014年度中のICICIバンク・カナダが保有する社債の貸付及び債券への振替によるものであった。その他負債証券への投資は、2013年度末現在の94.5十億ルピーから増加し、2014年度末現在には139.3十億ルピーとなった。これは主として、インド関連のパススルー証券への投資の増加によるものであったが、これはコマーシャル・ペーパーへの投資の減少により、一部相殺された。その他投資は、2013年度末現在の37.6十億ルピーから減少し、2014年度末現在には32.9十億ルピーとなった。これは主として、有価証券受領証及び優先株式への投資の減少によるものであった。

負債投資に係る未実現純利益は、2013年度末現在には2.9十億ルピー（2012年度末現在は0.8十億ルピーの未実現純利益）であったが、これは主として、2013年度末現在の3.0十億ルピーの企業負債証券に係る未実現純利益（2012年度末現在は0.5十億ルピーの未実現純利益）に起因した。企業負債証券に係る未実現純利益は、主として利回りの低下により増加した。10年物のインド国債の利回りは、2012年度末現在の8.57%から低下し、2013年度末現在には7.96%となった。その他証券に係る未実現純損失は、2013年度末現在、0.4十億ルピー（2012年度末現在は0.4十億ルピーの未実現純利益）であった。株式に係る未実現純損失は、2012年度末現在の1.0十億ルピーから減少し、2013年度末現在には0.3十億ルピーとなった。その他投資に係る未実現純損失は、2012年度末現在の6.7十億ルピーから減少し、2013年度末現在には4.2十億ルピーとなったが、これは主として、資産再構築会社が証券化信託の償還に際して発行した有価証券受領証に係る未実現純損失の減少によるものであった。

負債投資に係る未実現純利益は、2014年度末現在には1.5十億ルピー（2013年度末現在は2.9十億ルピーの未実現純利益）であったが、これは主として、2014年度末現在の0.4十億ルピーの企業負債証券に係る未実現純利益（2013年度末現在は3.0十億ルピーの未実現純利益）に起因した。企業負債証券に係る未実現純利益は、主として利回りの増加により減少した。10年物のインド国債の利回りは、2013年度末現在の7.96%から増加し、2014年度末現在には8.80%となった。さらに、その他負債証券に係る未実現純利益は、2014年度末現在、1.0十億ルピー（2013年度末現在は0.4十億ルピーの未実現純損失）であった。持分証券に係る未実現純利益は、2014年度末現在、5.2十億ルピー（2013年度末現在は0.3十億ルピーの未実現純損失）であった。ベンチマーク指標であるBSE Sensexは、2014年度末現在において、2013年度末現在の18,836から18.8%上昇し、22,386となった。その他投資に係る未実現純損失は、2013年度末現在の4.2十億ルピーから減少し、2014年度末現在には2.5十億ルピーとなったが、これは主として、資産再構築会社が証券化信託及び優先株式の償還に際して発行した有価証券受領証に係る未実現純損失の減少によるものであった。

以下の表は、表示された期間における売却可能有価証券からの利益を示したものである。

（単位：百万）

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
利息	30,688	35,521	35,837	67,732
配当金	5,866	3,142	1,393	2,633
合計	36,554	38,663	37,230	70,365
実現利益総額	8,199	6,679	8,031	15,179
実現損失総額	(4,379)	(1,197)	(2,680)	(5,065)
合計	3,820	5,482	5,351	10,113

当行の売却可能有価証券からの受取利息及び受取配当金は、2013年度の38.7十億ルピーから減少し、2014年度には37.2十億ルピーとなったが、これは主にミューチュアル・ファンドへの投資が減少したことにより、2013年度と比較して2014年度におけるミューチュアル・ファンドへの投資について受領した配当金が減少したことによるものであった。当行の売却可能有価証券からの受取利息及び受取配当金は、2012年度の36.6十億ルピーから増加し、2013年度には38.7十億ルピーとなった。これは主に投資の利回りが上昇したことによるものであるが、2013年度にミューチュアル・ファンドへの投資について受領した配当金が2012年度に比較して減少したことにより一部相殺された。

以下の表は、表示された日現在における、売却可能投資として分類される負債証券への当行の投資の満期の特性及び当該利回りの分析である。かかる満期の特性は、返済期日に基づくものであり、変動利付投資の価格改定日を反映していない。

(単位：百万ルピー（%の数値を除く。）)

	2014年 3月31日現在							
	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)
企業負債証券	17,749	11.1	41,811	8.3	40,784	11.0	16,870	9.0
国債	140,250	5.7	31,290	8.2	30,337	8.9	210	9.8
その他証券	33,566	8.1	65,658	8.5	18,915	8.5	21,138	7.6
有利子有価証券の 償却原価合計(1)	191,565	6.6	138,759	8.4	90,036	9.8	38,218	8.2
公正価値合計	191,843		138,841		90,650		38,765	

(1) 他通貨建ての証券を含む。

当行の満期保有目的ポートフォリオの償却原価は、2014年度末現在、1,293.0十億ルピーであった（2013年度末現在は1,154.2十億ルピー、2012年度末現在は1,042.7十億ルピー）。満期保有目的ポートフォリオの未実現純損失は、2014年度末現在、41.9十億ルピーであった（2013年度末現在は0.2十億ルピーの未実現純利益、2012年度末現在は26.4十億ルピーの未実現純損失）。国債に係る未実現純損失は、2014年度末現在、43.1十億ルピーであった（2013年度末現在は0.9十億ルピー）。これは主として国債の利回りが増加したことによるものである。ベンチマークである10年物国債の利回りは、2012年度末現在の8.57%から、2013年度末現在において7.96%まで低下したが、外国のポートフォリオ・ファンド、特にデットファンドの著しい流出を受けて、2013年8月19日に最高値9.24%にまで上昇した。その後、利回りは不安定な状態が続き、8.00%の水準を超えるまでに上昇し、2014年度末には8.80%となった。

売買目的有価証券への投資の公正価値は、2014年度末現在、247.3十億ルピーに減少した（2013年度末現在は286.8十億ルピー）。これは主として、社債、ディベンチャー及び国債のポートフォリオが減少したことによるものであった。売買目的有価証券に係る受取利息及び受取配当金は、売買目的ポートフォリオの減少（ポートフォリオの利回りの増加により一部相殺された。）を反映して、2013年度の16.0十億ルピーからわずかに減少し、2014年度には15.8十億ルピーとなった。売買目的ポートフォリオに係る純実現利益及び未実現純利益は、2013年度の3.4十億ルピーから減少し、2014年度には1.9十億ルピーとなった。これは主として、2014年度中の当行の国債及びその他国内の固定利付証券の売却からの利益が減少したことによるものである。

当行の株式への投資は、総額44.6十億ルピーである。インド準備銀行は、銀行による持分証券への投資を、資本金に関連する制限を規定することで制限している。「－(h) 監督及び規制－投資及び資本市場エクスポージャー・リミットに関する規制」も参照のこと。

通常、当行は、当行の投資に係るリターンを最大化するため、当行の長期株式ポートフォリオの積極的な運用戦略を追求している。インド証券取引委員会のインサイダー取引に係る規制の遵守を確保するため、上場企業への株式投資及び負債投資に係るすべての取引は当行財務部の株式及び債券担当デスクが請け負っており、かかるデスクは財務部内の他のグループ及びデスク並びに当行のその他の事業グループから分離されており、貸付人である当行が利用可能な場合がある、価格に影響を及ぼすこれらの企業の未公開の情報にアクセスできない。

当行は複数の主要な外貨で取引を行っており、主要な外貨建てで非居住者であるインド人からの預金を受け入れている。当行はまた、国内向け外貨建口座を管理している。外国為替担当財務部は、利回り及び流動性を最適化するため、金融市場を通じて当行のポートフォリオ及び外国為替商品を管理している。

当行は、当行の法人顧客及び中小企業顧客に対し、外国為替先物契約並びに通貨及び金利スワップを含めた様々なリスク管理商品を提供している。当行は、取引先ごとの制限、ストップロス・リミット、外国為替トレーディング業務全体の損失に係る制限及び例外報告を定めた内部モデルを通じて、当行の外国為替トレーディング・ポートフォリオに係る市場リスク及び信用リスクを管理している。「－(d) リスク管理－(ii) 市場リスクについての量的及び質的開示－為替リスク」も参照のこと。

当行のインド国外の支店及び子会社並びに当行のムンバイのオフショア銀行ユニットを通じて、当行は、インド国外の企業及び金融部門の債券及び負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資を行っている。

以下の表は、表示された日現在における、当行の海外支店及び銀行子会社による企業及び金融部門の負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資の地域別の記載並びにそれらの時価及び実現損失を示したものである。

(単位：百万ルピー)

2014年3月31日現在											
資産担保証券 (1)(2)		債券(2)(3)		その他		合計		2014年度に おける利益／ (損失) (時価)	2014年度の 損益計算書に おける実現利 益／(損失) ／減損(損失)	2014年3月31日 現在の 利益／(損失) (時価)	
トレー ディング	売却可能 及び満期 保有目的	トレー ディング	売却可能 及び満期 保有目的	トレー ディング	売却可能 及び満期 保有目的	トレー ディング	売却可能 及び満期 保有目的				
米国	-	-	-	820	-	-	-	820	15	2	(5)
カナダ	737	117	-	32,997	-	1,198	737	34,312	(369)	(1)	390
ヨーロッパ	-	9,818	-	-	-	1,198	-	11,016	543	(111)	(1,377)
インド	-	-	-	30,602	-	-	-	30,602	(397)	(75)	(198)
その他の アジア諸国	-	-	-	420	-	899	-	1,319	6	(32)	0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポートフォ リオ合計	737	9,935	-	64,839	-	3,295	737	78,069	(201)	(217)	(1,190)

- (1) 住宅モーゲージ証券、商業モーゲージ証券及びその他の資産担保証券を含む。
- (2) 会計基準審議会が公表した財務報告基準（FRS）第26号-「金融商品：認識及び測定」の改訂（特定の状況で、「トレーディング目的保有」及び「売却可能」区分から「貸付及び債権」区分への金融資産の再分類を認める。）に基づき2009年度において「投資」から「貸付及び債権」に区分変更されたものを含み、当行の英国子会社が「貸付及び債権」に分類した資産担保証券及び債券を含む。
- (3) 2014年度中、当行のカナダの子会社が「貸付及び債権」に分類した社債を含む。

海外支店及び銀行子会社による企業及び金融部門の負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資は、2013年度末現在の60.7十億ルピーから増加し、2014年度末現在には78.8十億ルピーとなった。資産担保証券への投資は、2013年度末現在の9.6十億ルピーから増加し、2014年度末現在には10.6十億ルピーとなった。当行の投資済クレジット・デリバティブへの投資は、2013年度末現在は0.8十億ルピーであったのに対し、2014年度末現在は投資がなかった。当行の債券ポートフォリオは、2013年度末現在の47.6十億ルピーから増加し、2014年度末現在には64.8十億ルピーとなった。これは、主に当行のカナダ及び英国の子会社の債券の購入によるものであった。当行のヨーロッパに対する投資は、2013年度末現在の10.7十億ルピーから増加し、2014年度末現在には11.0十億ルピーとなった。当行のヨーロッパに対する投資の大部分は、英国に対する投資である。

当行の投資ポートフォリオの時価評価損失は、2014年度末現在、1.2十億ルピー（2013年度末現在は0.9十億ルピー）であった。時価影響額は、2014年度中は0.2十億ルピーの損失（2013年度中は4.1十億ルピーの利益）であった。純実現損失及び減損損失は、2014年度中は0.2十億ルピー（2013年度中は1.1十億ルピーの純実現損失及び減損損失）であった。

以下の表は、投資の区分に基づいた当行の海外支店及び銀行子会社の投資ポートフォリオの概要を示したものである。

区分	3月31日現在	
	2013年	2014年
債券		
銀行及び金融機関	15,831	17,632
企業	31,727	47,207
債券合計	47,558	64,839
資産担保証券	9,608	10,672
投資済クレジット・デリバティブ	803	-
その他(1)	2,714	3,295
合計	60,683	78,805

(1) 預金証書に対する投資を含む。

銀行及び金融機関の有価証券に対する当行の投資は、多くの銀行に広がり、その中でも上位10行に対する投資は、2014年度末現在の銀行及び金融機関に対する投資全体の約84.6%（2013年度末現在は、約92.1%）を占める。2014年度末現在の事業体の有価証券に対する当行の投資の約32.9%（2013年度末現在は、約31.2%）は、インド関連である。

2014年度末現在、資産担保証券に対する当行の投資総額は、当行の資産総額の0.5%未満であった。かかる証券のポートフォリオの額は、10.6十億ルピーであり、9.6十億ルピーの個人向け不動産担保証券、0.1十億ルピーの商業用不動産担保証券及び0.7十億ルピーの資産担保コマーシャル・ペーパーから主に構成されていた。個人向け不動産担保証券ポートフォリオは、プライムローン及びバイ・トゥ・レット・モーゲージにより担保された英国の住宅ローン担保証券ポートフォリオから主に構成されていた。資産担保コマーシャル・ペーパーのポートフォリオは、証券化信託により発行される有価証券に対するICICIバンク・カナダの投資から構成されていた。かかる信託は、順次様々なカナダ及び米国の資産に投資している。

2014年度末現在、主にカナダにおいて、当行の海外支店及び銀行子会社が保有する国債への投資の公正価値は、42.4十億ルピーであった。

これらの有価証券への投資は、ICICIバンク及びその銀行子会社のそれぞれの投資方針の規制対象となっている。重要な信用リスクの集中を緩和するために、投資方針は、投資を行う前に遵守すべきいくつかの制限について定めている。投資方針は、それらの単位ごとの格付及び発行体への投資上の制限について定めている。さらに個人銀行及び金融機関に対しては、取引先ごとに上限が設けられている。様々な国に対してカントリ・エクスポージャーの上限も設定されている。また、ICICIバンクは、ICICIバンクUKがそのポートフォリオに対してクレジット・スプレッドの感応度の上限を設定したものの、かかる投資から生じるクレジット・スプレッド・リスクも測定する。上記の制限の例外規定は、適切な機関の承認をもって設定される。ICICIバンクは、その国際投資に対して信用保護を購入していない。

ICICIセキュリティーズ・リミテッド

ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、ブローカー業務（機関投資家向け及び個人向け）、総合金融業及びアドバイザー業務に従事している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、オンラインの株式売買サイトである「iciciダイレクト・ドットコム」を有する。iciciダイレクト・ドットコムの主要目的は、個人に対してその顧客の銀行口座、券面不発行口座及びトレーディング口座を統合して一体化した構造を提供することにより、個人が自分の投資を実行できるようにするとともに、投資に関する幅広い選択肢を提供することである。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において、子会社を有している。同様に、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドは、米国において、ブローカーサービスに従事する子会社である、ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドを有している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドの純利益は、2014年度において0.7十億ルピーの横ばいであった。

[次へ](#)

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、インド国債のプライマリー・ディーラー業務に従事している。同社は、その他の固定利付証券も取り扱っている。さらに、同社は、引受業務、ポートフォリオ管理サービス、債務の募集及び金融市場業務を提供している。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、2014年度において1.3十億ルピーの純利益（2013年度は1.2十億ルピーの純利益）を計上した。当該業務の収益は、固定利付債券市場の状況に直接連動している。

(vi) ベンチャー・キャピタル及び未公開株式

当行の子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ICICI Venture Funds Management Company Limited）は、新興企業に対してベンチャー・キャピタル融資を提供しており、多様な企業に未公開株式を提供している。2014年度末現在、ICICIベンチャーは約129.0十億ルピーのファンドの運用又はその顧問を行っていた。ICICIベンチャーは、2014年度において0.3十億ルピーの純利益（2013年度は0.2十億ルピーの純利益）を計上した。

(vii) 資産管理

当行は、当行の子会社であるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメントを通じて、資産管理サービスを提供している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメントは、UKのプルデンシャル・ピーエルシーとのジョイントベンチャーである。当行は、当該事業体の株式の約51.0%を保有している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメントはまた、ポートフォリオ管理サービス及び顧客に対する助言サービスを提供している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、平均ミューチュアル・ファンド運用資産を、2014年度において1,068.2十億ルピー有していた。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメントは、2014年度において1.8十億ルピーの純利益（2013年度は1.1十億ルピーの純利益）を計上した。

(viii) 保険

当行は、子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーを通じて、多様な保険商品及びサービスを提供している。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、それぞれ英国のプルデンシャル・ピーエルシー（Prudential PLC）及びカナダのフェアファックス・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッド（Fairfax Financial Holdings Limited）とのジョイントベンチャーである。当行は両事業体の株式の約74.0%を保有している。当行のプルデンシャル・ピーエルシーとの契約により、外国人の持分に関する規制の改正に伴い、プルデンシャル・ピーエルシーは、相互に合意の上で決定される予定の株式の時価で、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対する持株比率を49.0%にまで高める予定である。保険会社を規制する法令は現在、該当する保険会社の事業開始から10年が経過後、各発起人は最終的にその持分を26.0%にまで下げる旨定めている。2008年にインド国会に提出された保険法案（改正）では、発起人はその持分を26.0%まで下げなければならない旨の要件を撤廃している。「(1) インドの金融部門の概要－(m) 最近の構造改革－(iv) 2008年保険法案（改正）」も参照のこと。ICICIバンク及びプルデンシャル・ピーエルシーとの間の契約により、発起人がより多くの持分を保有できる場合、当行の保有割合は51%、プルデンシャル・ピーエルシーの保有割合は49.0%となる旨同意している。政府は、2015年度の連邦予算において、保険部門における外国人の合計株式保有の上限を、外国投資促進委員会を通じて、26%から49%へと引き上げると発表した。政府はまた、保留にされていた保険法案（改正）をインド国会で取り上げることを提案した。「－(h) 監督及び規制－保険会社に対する規制」も参照のこと。さらに、当行及び当行のジョイントベンチャーの各出資者は、他の出資者がそれらのジョイントベンチャーの持株の売却（承諾を得た譲渡人の関係者に対する譲渡を除く。）を申し出た場合には、先買権を有する。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において15.7十億ルピーの純利益（2013年度は15.0十億ルピーの純利益）を上げた。個人向け新規保険料は、2013年度の36.4十億ルピーからわずかに減少し、2014年度は35.9十億ルピーとなった。個人向け継続保険料は、2012年度及び2013年度の2年連続減少した後、2013年度の80.6十億ルピーからわずかに増加し、2014年度において81.0十億ルピーとなった。全体の保険料は、2014年度において、2013年度の135.4十億ルピーから8.2%減少して、124.3十億ルピーとなった。これは主として、グループ保険料の減少によるものであった。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、民間部門の生命保険市場における主導的地位を維持しており、新規個人向け事業について加重受取保険料ベースで、2014年度において7.2%の合計市場シェア（2013年度は7.0%）を獲得し、また、民間市場では2014年度において18.9%の市場シェア（2013年度は18.5%）を獲得した。

2011年度にユニットリンク商品に関して保険業規制開発委員会が出した規制の変更により、インド生命保険業界は、商品構成が従来型商品に著しく移行することを経験した。ユニットリンク商品の割合は、新規事業受取保険料ベースで、2010年度の54.8%から減少し、2013年度において10.1%となった。さらに、保険業規制開発委員会は、非ユニットリンク生命保険商品に係るガイドラインを発表した。かかるガイドラインには、保険会社が支払う手数料率の上限並びに最低保証解約払戻金及び最低死亡給付金の導入が含まれていた。段階的に2013年10月1日及び2014年1月1日から実施された新しいガイドラインにより、生命保険会社は、改定されたガイドラインに適合しない現行の非ユニットリンク商品を改良しなければならない。非ユニットリンク生命保険事業は、これらの変更の影響を受け、その結果、保険会社の商品構成における非ユニットリンク商品のシェアは低下した。ユニットリンク商品及び非ユニットリンク商品における規制の変更は、保険会社の利ざやに影響を及ぼした。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(z) 当行の保険事業は当行の事業においてますます重要な部分を占めてきているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」も参照のこと。これらの商品の変更を考慮して、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの事業における構成もまた変化し、2014年度の個人向けユニットリンク商品の割合は増加した。ユニットリンク商品は、2014年度において、当社の個人向け加重受取保険料の66.5%（2013年度は54.5%）を占めた。「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(12) セグメント収益及び資産―2014年度及び2013年度の比較―(e) 生命保険セグメント」も参照のこと。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの計上された保険料総額（低リスクプール及び受再保険の負担割合を除く。）は、2014年度において、11.8%増加して68.6十億ルピー（2013年度は61.3十億ルピー）となった。保険業規制開発委員会によると、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、すべての総合保険会社の間で、計上された保険料総額において、2014年度において約9.4%の市場シェアを誇る最大手の民間総合保険会社であった。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において5.1十億ルピーの純利益（2013年度は3.1十億ルピーの純利益）を計上した。これは主として、2014年度における投資収益の増加によるものであった。

ICICIバンクは、生命保険商品及び総合保険商品の販売に関する販売業者として、これらの子会社から手数料を得ている。

(c) 資金調達

当行の資金調達は、資金調達の安定性を確保し、資金調達コストを最小限に抑えるとともに、流動性を効率的に管理することを目的としている。ICICIとICICIバンクとの合併以来、個人顧客及び法人顧客から集めた預金が当行の主要な国内資金調達源となっている。当行はまた、ルピー短期借入及び特定の規制当局の認可を得た上での国内又は海外での債券発行を通じて資金調達を行っている。ICICIは金融機関として銀行預金を集めることが許可されていなかったため、合併前の主要資金調達源は個人向け債券及び幅広い機関投資家からのルピー借入であった。ICICIは、商業銀行及びその他アジア開発銀行及び世界銀行のような多国間機関からの外貨借入を通じて資金調達を行っており、かかる外貨借入にはインド政府の保証が付された。外貨借入を獲得することを目的とした、インド政府によるこれらの保証に関し、インド政府は2007年5月31日付書簡において、当行に対し、かかるインド政府保証付のかかる外貨借入を返済若しくは早期返済し、又はインド政府により付された保証に代わる他の受け入れ可能な保証を付すよう指導した。2014年度末現在、インド政府が保証したICICIバンクの貸付及び債券残高総額は、16.4十億ルピーであったが、これは同日付のICICIバンクの借入総額の約1.1%を占めた。

当行の海外支店は、主として、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入、銀行間相互貸付及び外部の商業機関からの借入によって資金調達を行っている。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(p) 当行の資金調達は短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。当行の英国及びカナダにおける子会社は、主に個人向け預金を通じて、自己資金調達を行っている。当行のカナダにおける子会社は、保険付住宅ローンの証券化を通しての自己資金調達も行っている。

当行の預金残高は、2013年度末現在は総負債の46.6%であったのに対し、2014年度末現在は総負債の48.1%となった。当行の借入金（当行により発行された優先株式を含む。）は、2013年度末現在は総負債の25.6%であったのに対し、2014年度末現在は総負債の24.6%となった。当行の預金残高は、2013年度末現在の3,147.7十億ルピーから14.2%増加し、2014年度末現在は3,595.1十億ルピーとなった。当行の借入金（償還可能非累積的優先株式及び劣後債を含む。）は、2013年度末現在の1,728.9十億ルピーから6.2%増加し、2014年度末現在は1,835.4十億ルピーとなった。これは主として、コール借入、定期借入及び借換えによる借入を含む海外借入の増加によるものであったが、インド準備銀行との間の流動性調整枠に基づいて行われた借入の減少により、一部相殺された。海外借入の増加は、主として、ICICIバンク・カナダによる保険付住宅ローンの証券化の増加並びにICICIバンクUKによる銀行引受手形による借入、相互融資及び買戻しによる借入の増加によるものであった。海外借入はまた、ルピーの下落によっても増加した。

以下の表は、表示された日付現在における預金の種類別内訳である。

（単位：百万（％の数値を除く。））

	3月31日現在					
	2012年		2013年		2014年	
	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)
当座勘定預金	358,694	12.7	379,705	12.1	443,647	12.3
普通預金	829,071	29.4	921,660	29.3	1,078,310	30.0
定期預金	1,631,740	57.9	1,846,340	58.6	2,073,170	57.7
預金額合計	2,819,505	100.0	3,147,705	100.0	3,595,127	100.0

以下の表は、表示された期間における預金種類別の平均預金残高及び平均預金コストを示したものである。

（単位：百万（％の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度(1)						
	2012年		2013年		2014年		
	金額 (ルピー)	コスト(2) (%)	金額 (ルピー)	コスト(2) (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	コスト(2) (%)
利付預金							
普通預金	732,138	3.7	822,611	3.7	947,800	1,791,342	3.7
定期預金	1,647,818	7.6	1,815,828	8.0	1,934,262	3,655,755	7.7
非利付預金							
その他要求払い預金	254,219	-	260,800	-	293,741	555,170	-
預金額合計	2,634,175	5.8	2,899,239	6.1	3,175,803	6,002,268	5.8

(1) 平均残高は、日次平均残高（ICICIバンクの外国支店の平均（2週間ごとに計算される。）を除く。）に基づくものである。

(2) 支払利息を平均残高で割ったものを表す。

当行の平均預金残高は、2013年度が2,899.2十億ルピーで平均コストは6.1%であったのに対し、2014年度は3,175.8十億ルピーで平均コストは5.8%であった。当行の平均定期預金残高は、2013年度が1,815.8十億ルピーで平均コストは8.0%であったのに対し、2014年度は1,934.3十億ルピーで平均コストは7.7%であった。定期預金のコストは減少し、これは主として、2014年度初めにおける低下した利率での再価格設定による恩恵によるものであるが、これは2014年度第2四半期における体系的な金利引上げにより増加した定期預金のコストの準備の影響により一部相殺された。普通預金の平均コストは、2013年度及び2014年度は3.7%であった。当行の普通預金には、ICICIバンクUKが受け取った個人向け普通預金が含まれる。ICICIバンクの定期預金は、主に2014年度中に準備された外貨建非居住者向け（銀行）預金により、増加した。「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(4) 事業の見通し―(1) 財政状態―(ii) 負債及び株主資本―預金」も参照のこと。

以下の表は、表示された日現在における預金種類別の契約満期日の概要を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2014年3月31日現在			
	1年以内	1年超 3年以内	3年超	合計
利付預金				
普通預金	1,078,310	-	-	1,078,310
定期預金	1,501,408	447,173	124,589	2,073,170
非利付預金				
その他要求払い預金	443,647	-	-	443,647
預金額合計	3,023,365	447,173	124,589	3,595,127

(1) 普通預金及びその他要求払い預金は、要求により払い戻されるものであるため、「1年以内」の区分に分類されている。

以下の表は、表示された期間におけるルピー借入金の平均未払残高及び構成比率を、各借入金別に示したものである。各借入金種類別の平均コスト（支払利息を平均残高で除したもの）は脚注に示されている。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日現在(1)						
	2012年		2013年		2014年		
	金額 (ルピー)	合計に 対する 割合(%)	金額 (ルピー)	合計に 対する 割合(%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	合計に 対する 割合(%)
法定流動性比率債券 (2)	2,810	0.5	-	0.0	-	-	0.0
インド政府からの借入金 (3)	162	0.0	20	0.0	-	-	0.0
金融市場からの借入金 (4)(5)	194,147	33.3	243,415	37.9	261,461	494,161	38.6
その他の 借入金(6)(7)	386,423	66.2	399,562	62.1	416,756	787,669	61.4
合計	583,542	100.0	642,997	100.0	678,217	1,281,830	100.0

(1) 平均残高は、日次平均残高（ICICIバンクの外国支店の平均（2週間ごとに計算される。）を除く。）に基づくものである。

(2) 2012年度の平均コストは、11.6%。

(3) 2012年度及び2013年度の平均コストは、それぞれ12.6%及び13.1%。

(4) コール市場、買戻契約及び流動性調整枠に基づいて行われたICICIバンクとインド準備銀行との間の取引を含む。

(5) 2012年度、2013年度及び2014年度の平均コストは、それぞれ9.1%、8.7%及び8.6%。

(6) 公募債及び私募債券、機関借入、銀行間オーバーナイト借入並びに企業間預金を含む。

(7) 2012年度、2013年度及び2014年度の平均コストは、それぞれ11.9%、12.2%及び12.5%。

以下の表は、表示された日現在における10百万ルピー以上のルピー建定期預金に関する満期日の概要を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日現在			預金総額 に対する割合 (%)
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	(円)	
3ヶ月未満	349,854	306,094	578,518	8.5
3ヶ月以上6ヶ月未満	182,205	163,212	308,471	4.5
6ヶ月以上12ヶ月未満	359,007	315,222	595,770	8.8
12ヶ月超	35,975	36,805	69,561	1.0
10百万ルピー以上の預金の総額	927,041	821,333	1,552,319	22.8

10百万ルピー以上のルピー建定期預金は、2013年度末現在の927.0十億ルピーから減少し、2014年度末現在には821.3十億ルピーとなった。

以下の表は、表示された日現在におけるルピー建短期借入金の関係情報を示したものである。

(単位：百万ルピー（%の数値を除く。）)

3月31日現在(1)

	2012年	2013年	2014年
年度末残高	277,587	283,998	228,815
年間平均残高(2)	194,147	243,415	261,461
四半期末最高残高	277,587	300,095	301,622
年間平均利率(3)	9.1%	8.7%	8.6%
年度末平均利率(4)	9.5%	8.4%	9.3%

- (1) 短期借入金にはコール市場での借入金、買戻契約及び流動性調整枠に基づいて行われたICICIバンクとインド準備銀行との間の取引が含まれる。
- (2) 平均残高は、ICICIバンクの日次平均残高（外国支店の平均（2週間ごとに計算される。）を除く。）に基づくものである。
- (3) 短期借入金の平均残高に対する短期借入金の支払利息の比率を表す。
- (4) 事業年度末現在の未払短期借入金の加重平均レートを表す。

当行のルピー建短期借入金は、2012年度末現在の277.6十億ルピーから2013年度末現在の284.0十億ルピーと増加し、また、2014年度末現在の228.8十億ルピーへと減少した。これは主として、流動性調整枠に基づいて行われたインド準備銀行からの借入の減少によるものである。

以下の表は、表示された期間における外貨借入の平均未払残高を、各資金源別の平均残高及び構成比率に基づき示したものである。各資金源別の平均借入コスト（支払利息を平均残高で除したもの）は、脚注に示されている。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

3月31日に終了した年度(1)

	2012年		2013年		2014年		
	金額 (ルピー)	合計に対 する割合(%)	金額 (ルピー)	合計に対 する割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	合計に対 する割合 (%)
債券による借入金(2)	398,613	45.2	407,005	40.1	442,757	836,811	38.8
その他の借入金(3)	483,515	54.8	606,858	59.9	699,657	1,322,352	61.2
合計	882,128	100.0	1,013,863	100.0	1,142,414	2,159,162	100.0

- (1) 平均残高は、ICICIバンクの日次平均残高（外国支店の平均（2週間ごとに計算される。）を除く。）に基づくものである。
- (2) 2012年度、2013年度及び2014年度の平均コストは、それぞれ5.6%、5.5%及び5.2%。
- (3) 2012年度、2013年度及び2014年度の平均コストは、それぞれ2.3%、2.5%及び2.2%。

2014年度末現在、当行による発行済債務資本証書は421.5十億ルピーであった。バーゼルⅢにより、自己資本比率計算の際、発行済債務資本証書はインド準備銀行の自己資本比率規制に従って追加的な基本的自己資本(Tier 1)又は補完的自己資本(Tier 2)のいずれかに区分された劣後債を含む。「(h) 監督及び規制—インド準備銀行に関する規制」も参照のこと。

(d) リスク管理

金融仲介機関として、当行は当行の貸付、トランザクションバンキング及び取引業務並びに当行が経営を行う環境特有のリスクにさらされている。当行のリスク管理における目標は、生じる様々なリスクを確実に把握し、評価し、監視し、管理すること、またその組織がこれらのリスクに対処するために確立された方針及び手順を厳守することである。

ICICIバンクにおけるリスク管理枠組みの主要な原則は以下のとおりである。

- ・ 取締役会は、当行が負っているすべてのリスクを監督する。
- ・ 取締役会の特別委員会は、様々なリスクを監督することに重点をおくことができるように構成されている。
 - ・ リスク管理委員会は、様々なリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、金利リスク、業務リスク、主要なリスク指標及びリスク構造の様式（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク、コンプライアンスリスク、キャピタル・アット・リスク、アーニング・アット・リスク及びグループのリスクを含む分野を網羅する）に関するリスク管理方針の精査を行う。定期審査には、与信及び回収政策、投資方針、デリバティブ方針並びに資産責任管理政策、外部委託方針、業務リスク管理方針、仲介業者選定方針及び流動性危機管理対策の方針等の定期的な審査等が含まれる。かかる委員会は、当行特有及び市場（体系的）の幅広いシナリオを含むストレス・テストの枠組みの検討を行う。リスク管理委員会はまた、当行の貸借対照表のリスク構造に基づく当行の自己資本の状態を評価し、自己資本規制の実施状況の精査も行う。
 - ・ 与信委員会は、主要な産業部門における主要ポートフォリオの信用状況の精査並びにこれらの部門に対するエクスポージャー及び大口借入人の勘定に対するエクスポージャーについての精査を、取締役会によって承認された与信認可権限方針による特定のエクスポージャーを承認することに加えて行う。
 - ・ 監査委員会は、遵守及び内部監査機能についての方向性を打ち出し、その質を監視する。
 - ・ 不正行為監視委員会は、一定の価値を上回る不正行為の精査を行い、不正行為リスクを軽減するためのは正措置を提案し、改善措置の効果を監視する。
 - ・ 取締役会によって随時承認される政策は、それぞれのリスクの種類に応じて統制枠組みを形成する。事業活動は、その政策枠組みによって行われる。
 - ・ 独立したグループ及び下位のグループは、様々なリスクを独立して評価し、監視し、また報告することができるように当行にわたって構成されている。当該グループは、事業グループ／下位のグループとして独立して機能している。

リスク管理枠組みは、当行及び当行の海外銀行子会社全体にわたり一貫したリスク原則を策定するための基盤となっている。

当行は、主に信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク及びレピュテーションリスクを抱えている。ICICIバンクには、リスク管理グループ、コンプライアンス・グループ、企業法務グループ、金融犯罪防止及びレピュテーションリスク管理のグループ並びに内部監査グループという集権的グループがあり、これらには明確な方針及び手続に従い当行のすべての主要リスクを識別し、評価し、監視する権限が付与されている。さらに、与信ミドル・オフィス・グループ及び財務コントロール・サービス・グループ並びに業務グループは、規制、政策及び内部承認の運用上の遵守状況を監視する。リスク管理グループは、さらに信用リスク管理グループ、市場リスク管理グループ及び業務リスク管理グループに組織されている。リスク管理グループ、与信ミドル・オフィス・グループ及び財務コントロール・サービス・グループ及び業務グループは、業務執行取締役の監督下にある。コンプライアンス・グループ及び内部監査グループは、取締役会の監査委員会及びマネージング・ディレクター兼最高経営責任者の監督下にある。コンプライアンス・グループ及び内部監査グループは、管理上は業務執行取締役に直属する。これらのグループはいずれも事業部から独立しており、当行のリスク管理方法を実践するための事業部の代表と連携している。

(i) 信用リスク

信用リスクとは、契約相手方が融資契約の条項を遵守しない場合、主に当行に対する支払いが要求される金額についての支払いを行うことができない場合に生じる損失のリスクをいう。貸付業務においては、ICICIバンクは主に信用リスクを抱えている。

信用リスクは、取締役会によって承認された与信及び回収政策又は与信政策によって統制されている。与信及び回収政策は、供給される商品の種類、区分化された顧客の種類、対象となる顧客のデータ並びに信用承認プロセスと制限の概要を説明するものである。ICICIバンクは、非個人の借入人に関する信用リスクをそれぞれの借入人の個人的水準及びポートフォリオの水準に応じて評価し、監視し、管理している。個人の借入人に関する信用リスクは、ポートフォリオの水準で管理されている。ICICIバンクは、構造化及び標準化された与信認可過程を有しており、これには総合的な信用査定を行うために十分に確立した手順が含まれている。カントリー・リスク管理政策は、カントリー・リスクの認識、測定、監視及び報告に対応するものである。

与信認可権限

ICICIバンクの取締役会は、与信認可権限方針に基づき、様々な委員会、フォーラム及び役員個人に与信を認可する権限を委ねている。与信認可権限方針は、より高いエクスポージャー及びより高いリスク水準の取引がこれらに応じたより高いフォーラム／委員会に対して認可を得るために確実に提案されるように、リスク水準及びエクスポージャーの額に基づいている。

当行は、その法人向け銀行業務のための与信認可権限について、取締役会の与信委員会、業務執行取締役委員会、幹部役員委員会、経営幹部委員会及び地方委員会といったいくつかのレベルを設定した。中小企業及び農村及び農業向けの貸付に対するプログラムによって処遇される一定のエクスポージャーについては、エクスポージャーの承認のために個別のフォーラムが創設された。これらフォーラムの措置プログラムは、集団を基準とした手法により定式化しており、この場合、一定の基準の定めに適合する個人又は事業体から成る均質なグループ1つに対して1つの貸付プログラムが実施される。プログラムに基づく資金調達の有資格者となるためには、借入人は規定された与信基準を満たし、スコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを取得する必要がある。ICICIバンクは、かかるプログラムすべてにおいて、統制基準、借入人承認基準及び精査要因を組み込んでいる。

個人向け与信枠は、承認された商品方針に従わなければならない。すべての商品方針は、業務執行取締役委員会により承認される。個人の与信申請は、商品方針に基づき、役員個人／フォーラムにより評価及び承認される。

独立事業体の信用リスク評価方法

すべての与信申請（個人向け商品、プログラムによる貸付、中小企業向け及び農業事業のスコアカードに基づく貸付並びにその他特定の商品を除く。）は、適当なフォーラムによる承認を受ける前に、信用リスク管理グループによって内部的に評価される。

信用リスク管理グループは、申請についての評価を行い、工業分析を実施し、与信ポートフォリオの質を監視し、与信委員会及びリスク管理委員会に対して定期的に報告を行う。非個人向けのエクスポージャーについては、与信ミドル・オフィス・グループが、与信枠のコミットメント及び支出前に、承認の条件が遵守されているか否かを確認する。当行はまた、様々な制限構造を通じて信用リスクを管理しており、かかる構造はインド準備銀行の健全性ガイドラインに沿ったものである。当行は、単独の借入人のエクスポージャー・リミット、グループの借入人のエクスポージャー・リミット、業界のエクスポージャー・リミット、無担保のエクスポージャー・リミット、長期間のエクスポージャー・リミット並びに資本市場、銀行以外の金融会社及び不動産等の不安定な分野へのエクスポージャーに対するリミットといった、様々なエクスポージャー・リミットを設定した。また、追加措置について、格付けに基づく閾値が導入された。

ICICIバンクは、借入人の個人レベル及びポートフォリオのレベルの両方で信用リスクを適切に識別するための、定評のある信用分析手順を有している。適切な評価方法及び信用格付方法が、様々な種類の商品及び事業のために確立された。その方法には、量的及び質的パラメーターの評価が含まれる。例えば、大企業に対する格付方法には、産業、産業における借入人の事業的地位（ベンチマーク）、財務状態及び予想、管理の質、借入人により実施されたプロジェクトの影響、並びに取引戦略についての包括的な評価が必要である。信用格付の過程は、ISO 9001:2008の品質管理システム要件に準拠しているとの認証を受けた。

借入人のリスクは以下を考慮して評価される。

- ・ 借入人が運営している工業に関連するリスク及び観点（工業リスク）
- ・ 財務書類、過去の財務実績、資金調達能力に関する財務上の柔軟性及び適正キャッシュ・フローの質の分析による借入人の財務状態（財務リスク）
- ・ 借入人の関係する市場での地位及び運営能力（事業リスク）
- ・ 業績、支払調書及び財政上の保守主義の分析による管理の質（管理リスク）
- ・ 特定のプロジェクトに関するリスク（プロジェクトに関連する建設リスク、資金調達リスクなどの実施前のリスク及び工業リスク、事業リスク、財務リスク及び管理リスクなど実施後のリスク）（プロジェクト・リスク）

特定の借入人のリスクの分析を行った後、信用リスク管理グループは借入人に信用格付けを付与する。ICICIバンクは、AAAからBまでの12階級の格付けを有している。借入人の信用格付けは、与信認可過程において重要な判断材料である。借入人の信用格付け及びかかる信用格付けに対応する債務不履行の傾向は、当行のリスクに基づく価格決定の枠組みにおいて重要な情報である。融資制度についてのすべての提案は、関連する事業部門により作成され、適切な承認当局の認可を得るために提出される前に信用リスク管理グループによって精査される。非資金ファシリティのための認可過程は、資金ベースのファシリティのための認可過程と類似するものである。各借入人のための信用格付けは、定期的に見直される。当行はまた、特定の産業について、かかる産業に影響を及ぼす重大な事象が生じた場合には、かかる産業のすべての借入人の格付けを見直す。

当行の現在の格付基準では、BBB-を下回る格付（すなわち、BB及びBの格付）は、相対的にハイリスクの分類とみなされる。当行の現在の与信政策では、貸付の検討のために必要である、借入人に対して最小限の格付を明示的に与えることはしない。内部格付がBBB-を下回るすべての法人向け貸付の申請は、大部分が執行役員以外で構成された当行の与信委員会に、認可を得るために送られる。

下記の表は、損失の可能性に関連する当行の内部格付けに関する記載である。

格付け	定義
(I)投資格付け	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、標準から高度の安全性を提供していると判断される。
AAA、AA+、AA、AA-	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、高度の安全性を提供していると判断される。
A+、A、A-	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、十分な安全性を提供していると判断される。
BBB+、BBB及びBBB-	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、中程度の安全性を提供していると判断される。
(II)投資不適格格付け（BB及びB）	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、不十分な安全性を提供していると判断される。

2014年度末現在においては、当行の純非投資格付け貸付は、全純貸付の約11.2%を構成する。

運転資金の貸付は、一般的に12ヶ月の期間について承認されている。12ヶ月の有効期間の終わりに、ICICIバンクは借入人の貸付の取決めと信用格付けの見直しを行う。かかる見直しの完了後、運転資金の貸付の取決めを更新するか否かを決定する。

下記に、様々な事業セグメントにおけるリスク評価プロセスが詳述する。

プロジェクト・ファイナンス・エクスポージャーの評価

ICICIバンクは、プロジェクト・ファイナンス取引の評価及び実行のための枠組みを有している。ICICIバンクは、この枠組みによって最適なリスクの識別、割当て及び軽減が行われるようになり、残存するリスクを最小限に抑えるために役立つと考えている。

プロジェクト・ファイナンスの承認過程は、技術的、商業的、財政的、市場的及び管理的な要素並びにスポンサーの財政力及び経験の詳細な査定から始まる。この査定が完了すれば、与信認可のための査定証書が作成される。査定過程の一環として、リスクマトリクスが作成され、これに従いプロジェクト・リスク、リスク軽減要素及びプロジェクトに伴う残余リスクのそれぞれが識別される。査定証書は、リスクマトリクスを分析し、プロジェクトの実行可能性を明確にさせる。典型的なリスク軽減要素には、超過コストに充当するためのスポンサーからの予備資金の融資約定及び保守的な担保設定が含まれる。与信認可の後、提案されたファシリティの主な金銭面の条件、スポンサーの義務、支払停止条件、借入人の条件受入れ及び借入人の約束の概要が記載された同意書が借入人に対して発行される。借入人によりすべての正規の手続が完了した後、借入人との間で貸付契約が締結される。

上記に加えて、インフラ、石油、ガス及び石油化学製品といった分野において構造化されたプロジェクト・ファイナンスの場合には、デュー・ディリジェンス過程の一環として、ICICIバンクは、必要と考える場合には、技術顧問、経営アナリスト、弁護士及び保険コンサルタントを含めて、貸付人に対して助言を提供するコンサルタントを任命する。これらのコンサルタントは、通常、それぞれの関連分野において国際的に認知された経験豊富なコンサルタントである。これらの融資提供におけるリスク軽減要素には、債務返済準備金並びに信託勘定及び留保勘定を通じた媒介プロジェクトの収益の設定も含まれている。

ICICIバンクのプロジェクト・ファイナンスに係る貸付金額は、一般的に全額が担保されており、借入人に対する全額請求権が付されている。ほとんどの場合、ICICIバンクはすべての固定資産に対して担保権及び第一先取特権を有している。担保権には、通常は現在及び将来の不動産、設備機器及び借入人のその他の固定資産が含まれる。ICICIバンクの借入人には、損失が生じた場合に当行が支払人として認識されているときには、その資産に対して総合保険を付保することが要求されている。場合によっては、ICICIバンクはまた、プロジェクトに関与する1つ以上のスポンサーから企業又は個人保証といった追加の信用安定性を、又はプロジェクト対象会社におけるスポンサーの保有株式につき抵当権を取得している。特定の産業部門において、ICICIバンクはまた、利権契約、オフテイク契約（長期供給契約）及び担保対策の一部となる建設契約といった関連するプロジェクト契約について担保権を取得している。

ICICIバンクは、現在の方針として、通常すべてのプロジェクトの資金調達が約束され、すべての必要な契約上の取決めがなされた後に資金を拠出することとしている。資金は、プロジェクトの進行に応じて承認されたプロジェクトの費用を支払うために分割して支払われる。ICICIバンクが技術コンサルタント及び市場コンサルタントを任命する場合、かかるコンサルタントはプロジェクトの進捗状況を監視し、すべての支出を認証しなければならない。またICICIバンクは、借入人に対して機械設備の発注及び発生した費用を含めてプロジェクトの実施についての定期的な報告書を提出することを求めている。プロジェクトは、特定の最短期間においてプロジェクトの実施が申し分なく行われたこと、また特定の場合には債務返済準備金の設定を条件に完了する。ICICIバンクは、当行の貸付金が全額返済されるまで信用エクスポージャーを継続して監視する。

コーポレート・ファイナンス・エクスポージャーの評価

法人向け貸付の承認手続の一環として、ICICIバンクは、通常の資本支出、長期運転資金需要額及び流動性の一時的な不均衡を含め、資金調達需要額の詳細な分析を実施している。ICICIバンクの長期コア運転資金需要額の資金調達は、とりわけ借入人の現在の及び予定される棚卸資産及び受取債権の水準を基に評価される。その他の資金調達需要額のための法人向け貸付の場合、ICICIバンクはそれらの需要額の詳細な精査及びキャッシュ・フローの分析を行う。ICICIバンクのコーポレート・ファイナンスによる貸付金の大部分は、借入人の適正資産を超過する先取特権により担保されている。コーポレート・ファイナンス貸付は、典型的にはまず固定資産によって第一次的に担保されるところ、固定資産は通常、不動産、施設及び設備によって構成される。当行は、市場証券、適切な法人保証及び個人保証の獲得といった金融資産の担保も確保すべきである。一定の場合には、金融の条件に、保証人による借入人の株式保有に関する合意、保証人が保有する株式のすべて若しくは一部を売却する権利の制限に関する規制が含まれる。

ICICIバンクのストラクチャード・コーポレート・ファイナンス商品は、キャッシュ・フローを基盤とした資金調達に焦点を当てている。当行は、かかる商品に付随するリスクを評価し、軽減するための一連の明確な認可手続を有している。これらの過程は、以下に記載するものを含む。

- ・ 過去のデータの包括的な分析に基づき支払われる予定の金額及び支払いの時期を予測するためのキャッシュ・フローの詳細な分析の実施
- ・ サービス提供及び回収手続並びに基幹的な契約上の取決めの詳細な評価を含む、基盤となる事業体制に関するデュー・ディリジェンスの遂行
- ・ ストラクチャーに影響を及ぼす可能性のある法律、会計及び税金問題に特別注意を払うこと。

ICICIバンクの分析により、これらの取引においてリスクを識別することができるようになった。リスクを軽減するために、ICICIバンクは超過担保設定、現金担保設定、エスクロー勘定及び債務返済準備金の設定といった様々な信用強化手法を利用している。ICICIバンクは、かかる取引の実施について継続的な見直しを行うことができるような監視体制も有している。

企業合併及び買収のための資金調達に関し、ICICIバンクは、被買収企業だけでなく買収者の事業内容に関する詳細なデュー・ディリジェンスも実施する。査定過程において対象となる主要な分野には、以下のものが含まれる。

- ・ 被買収企業の本拠地における産業構造及び被買収企業の事業運営の複雑性の精査
- ・ 被買収企業の財務、法務、税務及び技術面でのデュー・ディリジェンス（もしあれば）
- ・ 潜在的な相乗効果及び相乗効果が達成される可能性の査定
- ・ 同業他社との比較における被買収企業の価値及び業界におけるその他取引の査定

- ・ 担保設定、実行及びその他の観点に関する海外の地理的な規制上及び法的枠組みの分析
- ・ カントリー・リスク及び政治体制に関する保険の必要性の精査
- ・ 買収後の被買収企業において予定される経営体制並びに買収完了後の経営統合に関する取得者の能力及び過去の実績

運転資金金融エクスポージャーの評価

ICICIバンクは、借入人の運転資金需要額の詳細な分析を実施している。当行の取締役会によって認められた与信承認権限に従って与信限度額が設定されている。与信限度額が一旦承認されると、ICICIバンクは、借入人により提供される月次計算書及び規定された利幅に基づき貸し付けることのできる金額を計算する。また、業績を定期的に監視するために、四半期情報計算書も借入人より取得されている。必要と思われる場合には月ごとのキャッシュ・フロー計算書が入手される。勘定の取扱いが不規則な場合には、関係当局に対して月ごとにその旨が報告される。与信限度額は、定期的に見直される。

運転資金与信枠は、主に棚卸資産、受取債権及び他の通貨資産により担保されている。さらに、特定の場
合、これらの与信枠は、取締役の個人保証、又は設備機器を含む借入人の固定資産における劣後担保権により保証され、発起人の個人的保証により填補されている。

個人向け貸付の評価

個人向け信用エクスポージャーの調達及び承認は、独立性を確保するために分離されている。信用リスク管理グループ、個人向け戦略及び政策グループ並びにクレジット・チームは、個人向け貸付の効果的な信用リスク管理の促進を補助する役割を任命されている。

個人向け戦略及び政策グループは、与信方針／運営記録の作成について責任を負っている。信用リスク管理グループは、取締役会及び取締役会により権限を与えられたフォーラムによる承認のために提案されたすべての与信方針／運営記録の審査のレビューを含め、個人向け資産の信用リスク問題につき監視する。信用リスク管理グループは、すべての個人向け資産のポートフォリオの監視並びに政策変更の提案及び実行に携わっている。個人向け銀行業務の独立したユニットは、顧客区分ごとの特定の戦略、政策制定、ポートフォリオ追跡及び監視、分析、スコアカード開発並びにデータベース管理に重点を置いている。クレジット・チームは、事業部からは独立しており、引受業務を監視し、個人向け販売及びサービス構造をサポートするために様々な地域に組織されている。

ICICIバンクの個人向け貸付の顧客は、主として中所得から高所得のサラリーマン及び自営業者である。個人のローン及びクレジットカードを除き、ICICIバンクは借入人からの拠出を求めており、その貸付は資金提供を受けた資産により担保されている。

当行の与信審査役は、業務執行取締役委員会により承認された運営記録に基づき与信申請を評価する。この基準は、商品の種類によって異なるが、一般的に借入人の収入、融資比率、人口統計のパラメーターを含んでいる。実地調査代行業者といった外部の代行業者が、個人の借入人に対して行われた貸付の場合は事務所や家庭への訪問を含む総合的なデュー・ディリジェンス過程をスムーズに行う。ICICIバンクは、与信決定を行う際には、借入人のプロフィールを精査するために、集約した滞納者のデータ及びクレジット・インフォメーション・ビューロー（インド）リミテッド（Credit Information Bureau (India) Limited）からの報告書を利用する。担保貸付及び中古車ローンについては、価格査定代行業者又は内部の技術チームが技術的な評価を実施する。クレジットカードの場合、個別の裁量の範囲を制限するために、ICICIバンクは、特定の人口統計上の変数及び信用調査機関による変数に基づき各申込人にクレジットスコアを与えるクレジットスコアリング制度を導入した。これによりクレジットスコアは貸付評価の基準の1つとなる。金の装飾品及び金貨に対する貸付については、宝石類の所有者及び真正性（純度及び重量）を重要視しており、そのために当行により外部の鑑定士が任命されている。宝石類の評価リスクを軽減するために、特定の種類の宝石類の総重量の上限といった特定の基準が設定されている。

ICICIバンクは、顧客への応答時間を短縮するために分散化されたいくつかの事業を除き、その個人向け貸付事業の様々なバック・オフィス処理における業務リスクを管理するために中央集約化された運営体制を構築した。個人向け戦略及び政策グループの下にある別個のチームは、様々な商品にわたり信用状況及び過程の精査及び監査を行っている。当行はまた、債務の回収を管理するために、様々な商品種目及び地理的な位置に沿って組織された債務サービス管理グループを擁している。当該グループは、標準化された回収手順のガイドラインに従って運営されている。不正行為防止及び管理グループは、不正行為防止及び不正行為による損失回復を通じて不正行為に関連するリスクを管理するために設置された。不正行為管理グループは、直接的なマーケティングに携わる関連会社、外部の照会会社及び回収代行業者を含めて、個人向け融資業務に関与する様々な外部代行業者を査定している。

小企業向け貸付の評価手続

ICICIバンクは、通常、小企業へ融資を行っている。かかる融資には、個人向けの場合並びにベンダー／ディーラーの基本的な信用状況を高めるストラクチャーの実施による、企業のディーラー及びベンダーへの融資が含まれる。かかる小企業融資には、小企業に対して直接融資するもののほかに、集団を基準とした手法に基づく融資も含まれ、そこでは融資対象が衣服製造業者や医薬品製造業者と同種の特性を有する小企業にまで拡大されている。かかる集団のリスク評価は、目標市場のための適切な与信基準の識別、これらの基準を満たした企業のスコア化されたモデルの利用及びスコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを付与されている企業の総合的な査定を含む。すべての場合において、企業の資金需要を識別するため、財務及び非財務のパラメーターに基づいた詳細な査定が行われる。各場合の評価に基づき、適切な信用構造が組み込まれる。グループはまた、事業及び財務の分析に基づき、小事業に対し融資を行う。査定は、これらの企業の査定が行われる前のスコアの最低基準を有するスコア化されたモデルを含んでいる。

また、ICICIバンクの小企業ポートフォリオは、ベンダー／ディーラーの基本的な信用状況を高めるストラクチャーの実施により、中小企業並びにこれらの事業体に関連するディーラー及びベンダーへも融資を行っている。手続は、ベンダー／ディーラーのプールの基本的な信用状況の分析並びにベンダー／ディーラー及び企業との間に存在する関連性の分析を含む。

リスク管理方針は、かかる集団又は団体への資金調達を行う際のポートフォリオ管理基準及び継続的な監視／更新基準の設定並びに厳密な精査及び従うべき終了要因を含む。

農村及び農業向け貸付の評価手続

農村及び農業向け貸付ポートフォリオは、農村及び農業部門の法人、地方の中小企業、これらの事業体に関連したディーラー及びベンダー、並びに農業者への貸付から成る。ICICIバンクは、かかるセグメントそれぞれについて、適切なリスク評価方式の採用を試みている。法人に係る借入人リスクは、産業のリスク、借入人の市場における地位、財務実績、キャッシュ・フローの適正度及び経営の質を分析することにより評価される。ディーラー、ベンダー及び農業者の信用リスクは、基本的な借入人又はプールの信用状況及びこれに加えて借入人とディーラー、ベンダー又は農業者が作物を供給する企業との間の関係を分析することにより評価される。当行は、取引構造を強化することにより、ディーラー、ベンダー及び農業者のプール向け信用状況を高めようと努めている。

一部のセグメントに関しては、ICICIバンクは集団を基準とした手法を採用しており、この場合、一定の設定されたパラメーター基準の定めに適合する個人又は事業体から成る均質なグループ1つに対して1つの貸付プログラムが実施される。プログラムに基づく資金調達の有資格者となるためには、借入人は規定された与信基準を満たし、適用ある場合には、スコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを取得する必要がある。ICICIバンクは、かかるプログラムすべてにおいて、統制基準、借入人承認基準及び精査要因を組み込んでいる。

ICICIバンクの農村に対するイニシアティブにより、拡大する地理的格差及び仲介業者の利用から生じる不正行為及び信用監視のリスク管理に関し、さらなる課題が生じるおそれがある。ICICIバンクは、関連リスクを軽減させるため、管理構造及びリスク管理の枠組みを整備した。「―第3－4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(v) 新規事業への参入及び既存事業の拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。」も参照のこと。

リスク監視及びポートフォリオ審査

当行は、リスクに基づく資産精査の枠組みを通じて効果的な与信枠の監視を確保しており、より多くの残高がある及び／又はより低い格付けの資産の場合、資産精査はより頻繁に行われる。借入人に関係する法人、小企業及び農業事業関連に対して、与信ミドル・オフィス・グループが、与信枠のコミットメント及び支出前に、承認の条件の遵守について確認する。

与信ミドル・オフィス・グループは、支出前の与信枠に係る条件の遵守を監視している。また与信ミドル・オフィス・グループは、資金調達される資産のための書類の完成度、担保設定及び保険契約について精査を行う。

通常、少なくとも年に1度、借入人の計算書の精査が行われる。

リスク構造の様式の一部として、当行の内部格付けに基づく当行のポートフォリオ構成の分析が実行され、四半期ベースで取締役会のリスク管理委員会に提出される。これによりポートフォリオの信用リスクにおける動向の識別及び分析を行うことができる。

当行の与信委員会は、提示を承認するほかに、ポートフォリオ及び様々な下位のポートフォリオの信用状況について定期的に審査する。与信委員会によって実行された審査の概要は、情報提供のために取締役会に提出される。

(ii) 市場リスクについての量的及び質的開示

市場リスクとは、金利、為替レート、クレジット・スプレッド及びその他の資産価格といった市場における可変要素の変動の結果、金融商品の価値が変動したことにより生じる損失の可能性をいう。当行の市場リスクに対するエクスポージャーは、当行の取引業務及び資産負債管理業務の機能並びに当行の顧客関連取引における金融仲介機関としての役割である。これらのリスクは、取締役会によって承認及び審査された投資方針及び資産負債管理政策において規定された制限によって軽減されている。

市場リスク管理手続

市場リスク政策には、投資方針、資産負債管理政策及びデリバティブ方針が含まれる。これらの方針は、取締役会によって承認される。資産負債管理委員会は、流動性及び金利リスク制限を規定し、かかる制限の遵守を監視し、現在の、また予想される環境を鑑みて戦略を決定する。戦略を実施するための枠組みが、資産負債管理政策において明確に示されている。投資方針は、様々な資金調達商品への投資に関連する問題に対処するものである。この方針は、有価証券並びに外国為替及びデリバティブの分野の運営が健全かつ容認可能な商慣行に従って遂行されており、現在の規制ガイドライン、金融保証の取引を統制する法律及び金融環境に従っていることを確実にするように策定されている。この方針には、金融商品取引を統制する制限構造が含まれている。取締役会は、資産負債管理委員会及び業務執行取締役委員会（借入、財務及び投資業務）に対して、取締役会によって承認された方針により規定された広範な条件内で財務活動に関する特定の承認を付与する権限を付与した。

資産負債管理委員会は、定期的な会合を行い、国内の取引グループ、海外支店及び銀行子会社のポジション並びにバンキング・ブック上の金利及び流動性ギャップ・ポジションを見直し、預金及び標準貸出金利を設定し、事業の特徴及びそれが資産負債管理に対して与える影響を精査し、現在の、また予想される事業環境を鑑みて、適切であるとみなされた資産負債管理戦略を決定する。

市場リスク管理グループは、リスクの識別、評価及び軽減について責任を負っている。取引額限度及びストップロス・リミットを含むリスク制限は、財務コントロール・サービス・グループにより日々監視され、定期的に見直しが行われる。外国為替リスクは、ネット・オーバーナイト・オープン外国為替制限を通じて監視される。金利リスクは、価格改定のギャップ分析及びデュレーション分析の利用を通じて測定される。金利リスクはさらに取締役会によって承認された金利リスク制限を通じて監視される。

金利リスク

当行の基幹事業は、インド準備銀行の許可に従い、ルピー建て及び外国通貨建てで行われる預金受入れ、借入及び貸付である。これらの業務により、当行は金利リスクにさらされている。

当行の貸借対照表は、ルピー建て及び外国通貨建ての資産及び負債で構成されているが、ルピー建ての資産及び負債の割合が圧倒的に高い。したがって、インドの金利変動が、当行の金利リスクの主な要因である。

金利リスクは、収益面からはアーニング・アット・リスクを用いて測定され、経済的価値の面からは株式の投資期間を通じて測定される。さらに、金利の変動によるエクスポージャーもまた、ギャップ分析の方法で測定されており、これにより満期についての固定的な見解及び貸借対照表上のポジションの再評価の特性が定められている。契約上の満期／実際上の満期又は再評価の予定日に従ってすべての金利感応資産及び金利感応負債を様々な期間の区分に分類することにより金利センシティブティ・ギャップ報告書が作成されている。いずれの期間の区分においても期限の到来した又は再評価される金利感応資産及び金利感応負債の差額は、新規の又は再評価された資産及び負債に係る利幅の潜在的な変動リスクに対するエクスポージャーの限度を示すものとなる。ICICIバンクは、上記措置を通じて金利リスクを2週間ごとに監視している。株式の投資期間及び金利センシティブティ・ギャップ報告書は、毎月インド準備銀行に提出される。これらの金利リスクは、取締役会により承認された金利リスク制限を通じてさらに監視される。当行は、ギリシャの金利オプションについても監視を行っている。

当行の資金調達的主要な源泉は預金であり、さらに限定すれば借入である。ルピー建市場においては、当行の預金受入れのほとんどは、一定期間について固定金利にて行われる。ただし、特定の満期がなく、要求に応じて引出すことのできる普通預金勘定及び当座預金勘定を除く。当行は、通常一定期間内の満期における一括返済による借入を行っており、そのうちいくつかの借入には、特定の日においてのみ行使可能なヨーロッパ・コール／プット・オプションが付されている。しかし、当行は、変動及び固定金利混合の資産を有する。一般的に当行の貸付金は、少しずつ返済が行われるものであり、ローンの全期間にわたって元金が返済される。2014年度末現在の当行の住宅ローンは、主に変動利率ローンであり、かかるローンの価格を決定する際に参照する基準金利の変更が、次の四半期又は月（該当する場合）の初日付で借入人に転嫁される。当行は、2004年1月1日以降、インド銀行協会（Indian Banks' Association）によって推奨された特定の種類の貸付を除くすべての貸付金について、単一の基準プライム・レート制度を利用している。2010年7月1日を発効日とし、インド準備銀行に要求されるように、当行の新規の貸付金はICICIバンク基準金利と呼ばれる基準金利を参照して条件決定が行われる。資産負債管理委員会は、資金調達コスト、オペレーション費用、クレジット費用並びに当行の資金調達コスト、市場金利、金利の見通し及びその他制度上の要因に生じうる変化に基づいてICICIバンク基準金利を決定する。新たな承認及びルピー建てのファシリティ更新の条件決定は、ICICIバンク基準金利に連動している。貸出金利は、ICICIバンク基準金利、期間プレミアム及び特定取引信用及びその他の手数料から構成される。インド準備銀行により指定されるとおり、貸付金及び担保貸付の貸出金利は、インド準備銀行が随時指定する一部の貸付分類におけるものを除き、ICICIバンク基準金利を下回ることを認められていない。既存の貸付金は、借入人が基準金利へ移行する場合を除き、現存する貸付契約に規定されたベンチマークに引続き連動する。当行は一般に、ルピー建ての貸付金に係る金利を貸付金支払の時点で固定することにより、未払いの拠出金に係る金利リスクを排除しようとしている。法定準備金規制に従い、当行は、当行の資産の大部分を国債及びインド準備銀行の無利息の残高の形式で有しており、主に大規模な預金及び借入による資金で構成されている。これにより、当行は法定準備金の利回り及び関連する資金調達費用の差異に関するリスクにさらされる。

当行は、当行の国債のポートフォリオの存続期間を金利リスク管理の主要な可変要素として利用している。当行は、当行の金利リスク・エクスポージャーを増加又は減少させるために、当行の国債のポートフォリオの存続期間を延長又は短縮する。さらに、資産及び負債のポジションを管理するためにも金利デリバティブを利用している。当行は金利スワップ市場に積極的に参加しており、インドにおいて最大の契約当事者の1つとなっている。

当行の海外支店における外貨建貸付のほとんどすべてが変動利率による貸付である。これらの貸付には一般的に当行の海外支店における外国通貨建ての借入金及び預金が充当されている。当行は、通常、当行のすべての外国通貨建ての借入金を、世界有数の銀行との金利及び通貨スワップを利用することによって、変動利付米ドル建負債に変換している。当行の英国及びカナダにおける海外子会社は、資金調達の源泉として、固定利率による個人向け定期預金及び固定利率／変動利率による大規模な借入を有している。かかる英国及びカナダにおける海外子会社はまた、固定利率による資産及び変動利率による資産も有している。金利リスクは、一般的に、必要な場合はいつでもスワップ取引を行うことで管理されている。

当行の金利リスクに対する脆弱性については、「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(a) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(r) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付け及び資金調達コストに悪影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。

以下の表は、表示された日における当行の資産及び負債のギャップ・ポジションを示したものである。

(単位：百万ルピー)				
2014年3月31日現在(1)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超	合計
貸付金(純額)	3,188,433	548,938	136,047	3,873,418
投資	600,514	482,506	1,593,074	2,676,094
その他の資産(2)	224,700	2,013	646,297	873,010
総資産	4,013,647	1,033,457	2,375,418	7,422,522
株主資本及び優先株式資本	-	-	764,299	764,299
借入金	947,258	556,744	331,419	1,835,421
預金	2,711,990	727,080	156,057	3,595,127
その他の負債	-	-	1,280,410	1,280,410
負債総額	3,659,248	1,283,824	2,532,185	7,475,257
リスク管理ポジション 計上前の差額合計	354,399	(250,367)	(156,767)	(52,735)
オフバランスシート・ポジション (3)	(399,812)	183,704	170,563	(45,545)
リスク管理ポジション 計上後の差額合計	(45,413)	(66,663)	13,796	(98,280)

- (1) 資産及び負債は、満期又は再評価の日までの残存期間でいずれか短い期間に基づき、適用区分に分類されている。分類の方法は通常、企業に関する現地の方針／規制当局の基準により、資産負債管理ガイドライン(行動研究を含む。)に基づいている。再評価が行われず、満期が確定していない項目は、「5年超」の区分に分類されている。この項目には、株式の性質を有する投資、現金及び現金同等物、並びに雑資産及び雑負債が含まれている。固定資産(リース資産を除く。)は、上記の表から除外されている。
- (2) これらの項目の分類は、財務書類において報告されるものと異なっている。
- (3) オフバランスシート・ポジションは、外国為替先物契約を含む、デリバティブにより構成される。

以下の表は、表示された日において、満期までの残存期間が1年超であり、固定及び変動利率を有する当行の貸付の金額を示したものである。

(単位：百万ルピー)			
2014年3月31日現在			
	固定利率付貸付	変動利率付貸付	合計
貸付	631,170	2,221,371	2,852,541

以下の表は、2014年度末現在の貸借対照表をベースとして、2014年度末現在の利回り曲線（イールド・カーブ）がそのまま平行移動したと仮定した上で、金利の悪化が2015年度の純利息収入に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

（単位：百万ルピー）

	2014年3月31日現在			
	金利の変動 (ベースポイント)			
	(100)	(50)	50	100
ルピー建てポートフォリオ	(7,685)	(3,842)	3,842	7,685
外国通貨建てポートフォリオ	(1,191)	(596)	596	1,191
合計	(8,876)	(4,438)	4,438	8,876

2014年度末現在の当行の資産及び負債のポジションに基づく、センシティビティ・モデルは、2015年度中に金利が100ベースポイント上昇した場合、2015年度のバンキング・ブックからの純利息収入が8.9十億ルピー増加することを示している。反対に、センシティビティ・モデルは、2015年度中に金利が100ベースポイント下落した場合、2015年度の純利息収入は8.9十億ルピー相当額減少することを示している。2013年度末現在の当行の資産及び負債のポジションに基づく、センシティビティ・モデルは、2014年度中に金利が100ベースポイント上昇した場合、2014年度のバンキング・ブックからの純利息収入が6.8十億ルピー増加することを示した。反対に、センシティビティ・モデルは、2013年度中に金利が100ベースポイント下落した場合、2014年度の純利息収入は6.8十億ルピー相当額減少することを示した。

センシティビティ分析は、資産及び負債の固定的な金利リスクの特性に基づくものであり、リスク管理の目的でのみ利用されており、上記のモデルは1年のうちに関連するポートフォリオにおいてその他の変動がないと仮定して利用されたものである。純利息収入の実際の変動は、モデルと異なるものとなる。

価格リスク（トレーディング・ブック）

以下の表は、2014年度末現在の固定利付ポートフォリオをベースとして、金利曲線がそのまま平行移動したと仮定した上で、金利の変動が2014年度の固定利付トレーディング目的保有ポートフォリオの価値に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

（単位：百万ルピー）

	2014年3月31日現在				
	金利の変動 (ベースポイント)				
	ポートフォリオ のサイズ	(100)	(50)	50	100
インド国債	67,376	1,203	607	(607)	(1,203)
企業負債証券	181,008	1,905	957	(957)	(1,905)
合計	248,384	3,108	1,564	(1,564)	(3,108)

2014年度末現在、当行の固定利付トレーディング・ポートフォリオの総額は、248.4十億ルピーであった。センシティビティ・モデルは、2015年度中に金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は3.1十億ルピー減少することを示している。反対に、2015年度中に金利が100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は3.1十億ルピー増加する。2013年度末現在、当行の固定利付トレーディング・ポートフォリオの総額は、286.7十億ルピーであった。センシティビティ・モデルは、2014年度中に金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は7.3十億ルピー減少することを示した。反対に、2014年度中に金利が100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は7.3十億ルピー増加する。2014年度の固定利付トレーディング・ポートフォリオのセンシティビティは、2013年度と比較して、デュレーションの長い債券への投資及びトレーディング・ポートフォリオの額が減少したことにより、下落した。

2014年度末現在、当行の取引金利デリバティブ・ポートフォリオの想定元本残高総額は、3,137.1十億ルピーであった（2013年度末現在、3,201.2十億ルピー）。センシティビティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は0.8十億ルピー増加することを示している。2014年度末現在、当行の取引通貨デリバティブ・ポートフォリオ（先物、オプション及びクロス・カレンシー金利スワップ等）の想定元本残高総額は、1,019.5十億ルピーであった（2013年度末現在、952.9十億ルピー）。センシティビティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は1.1十億ルピー増加することを示している。2014年度末現在、当行のトレーディング外国為替ポートフォリオの想定元本残高総額は、2,342.1十億ルピーであった（2013年度末現在、2,457.7十億ルピー）。センシティビティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は0.07十億ルピー減少することを示している。

株式リスク

当行は、株式リスクを当行のインベストメント・ブック及びトレーディング・ブック両方の一部とみなしている。2014年度末現在、当行は総額44.6十億ルピーの株式投資ポートフォリオを有しており、主として当行による投資14.3十億ルピー及び当行の保険子会社による投資29.1十億ルピーで構成されていた。また、ICICIセキュリティーズ及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップも小規模のエクイティ・デリバティブ・ポートフォリオを有している。当行による株式投資には、当行の自己勘定トレーディング・グループの株式ポートフォリオ1.4十億ルピー及びその他の株式投資12.9十億ルピーが含まれる。これらのその他の株式投資はその性質としては、主として非上場でありかつ長期である。当行はまた、当行の子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーが主に管理する、プライベート・エクイティ・ファンド及びベンチャー・キャピタル・ファンドに投資する。かかるファンドは、株式及び株式連動商品に投資する。かかるファンドを通じた当行の投資は、その性質上、当行のその他の株式投資と類似しており、同様のリスクにさらされている。さらにかかる投資は、かかる株式ファンドに適用ある規制及び税制上の方針変更によるリスクにもさらされている。当行のトレーディング目的投資及び売却可能投資の詳細については、「(b) 当行の商品及びサービスの概要—(v) 投資銀行業務—財務」を参照のこと。

当行の株式トレーディング・ブックを管理する自己勘定トレーディング・グループの株式ポートフォリオにおけるリスクは、投資方針に規定されたバリュアット・リスク・アプローチ及びストップロス・リミットを通じて操作される。バリュアット・リスクは、トレーディング・ポジションによる損失の統計的リスクを、特定の信頼水準及び一定の計測期間をもって測定する。

当行は、限度額の検証目的で、ヒストリカル・シミュレーション・モデルを用いてバリュアット・リスクを計算する。バリュアット・リスクは、信頼水準を99%、保有期間を1日として計算される。

以下の表は、バリュアット・リスクの数値の最高値、最低値、平均値及び期末値を示したものである。

(単位：百万ルピー)				
	最高	最低	平均	2014年 3月31日現在
バリュアット・リスク	256.1	36.7	88.3	125.7

当行は、そのパフォーマンスのバックテストを定期的に行うことにより、バリュアット・リスクモデルの有効性を計測している。統計的には、1年間のうちバリュアット・リスクを上回る損失が発生する可能性はわずか1%と予想される。2014年度において、仮想損失がバリュアット・リスク推定値を上回った日が9日間あった。これらの9つの異常値に係る調査により、これらの損失は、株式ポートフォリオにおける株式の価格が大幅に変動した日に発生したことが明らかになった。かかる損失の大部分は2013年5月から2013年8月までの、インド市場において価格が大幅に変動した期間中に生じた。

[前へ](#)

[次へ](#)

以下の表は、2014年度について、仮想日次損益（日中取引は行われていないと仮定した場合）及びヒストリカル・シミュレーション・モデルを用いて計算したバリュート・アット・リスクの比較を示したものである。

（単位：百万ルピー）

	平均	2014年 3月31日現在
仮想日時損益	(0.8)	(14.8)
バリュート・アット・リスク	88.3	125.7

2014年度の仮想日時損益の最高値及び最低値は、それぞれ153百万ルピー及び(115)百万ルピーであった。

バリュート・アット・リスクは、通常の市況において市場リスクの測定の重要なツールであるが、過去の市場データが将来の市場動向を示すものであるとの仮定に基づいているため、極端な事象による市場への影響が生じたときに将来の損失を正確に予測できないなど、考慮すべき特有の制限を有する。さらに、バリュート・アット・リスク計算方法が異なれば、異なる仮定を用い、したがって異なる結果が生じる可能性があり、また、営業日の終了時においてバリュート・アット・リスクを計算することで日中リスクが排除される。また、一般に、バリュート・アット・リスクモデルではポートフォリオに存在するすべてのリスクを完全に把握することができない可能性がある。

為替リスク

当行は、スワップ、先物取引及び通貨オプション等の外貨建てのヘッジ金融商品を顧客（主に、銀行及び法人顧客である。）に対して提供している。当行は、これらの取引により生じる為替リスクをヘッジするために、また貸付を支援する借入の通貨と異なる通貨で行われる外貨建貸付のために、クロス・カレンシー・スワップ、先物取引及びオプション取引を利用している。これらの取引の一部は、ヘッジ会計の要件を満たすことができず、時価に従っている。外貨建市場における取引活動によって、当行は為替リスクにさらされている。このリスクは、契約相手方についての制限を設定し、日々の及び累積のストップロス・リミットを定め、また例外報告を行うことにより軽減される。

インド準備銀行は、貸借対照表上のエクスポージャーのヘッジを含めて外貨エクスポージャーをヘッジするために、銀行による外貨一ルピー間のオプション取引の利用者への提供を認めた。当行は、かかる商品を主に法人顧客及びその他の銀行間契約相手方に対して提供している。すべてのオプション・ポジションは、投資方針に既定された制限内で保持されている。外国為替リスクは、インド準備銀行により承認されたネット・オーバーナイト・オープン・ポジション（NOOP）制限を通じて監視される。

各外貨において、各々の基準通貨に対し1%の変動があったと仮定した場合、当行の為替感応度は、2014年度末現在及び2013年度末現在において、それぞれ22百万ルピー及び10百万ルピーとなる。上記数字には、いかなる基準通貨間の相殺利益も含まれていない。当行は、ギリシャの通貨オプションについても監視している。

デリバティブ商品のリスク

当行は、顧客に対してリスク管理の目的で、オプション及びスワップを含む様々なデリバティブ商品を提供する。当行はまた、金利及び為替の不整合をヘッジすることを目的として、金利及び為替のデリバティブ取引に参入し、また、当行の自己勘定でデリバティブ商品の取引を行っている。

顧客のデリバティブ・ポジションについては、銀行間市場において当行の市場リスクを補填しているため、当行は通常は市場リスクを負わない。これらの取引に係る通貨変動による収益又は損失は顧客により負担される。ただし、銀行間市場で対象とされない取引に関しては、当行は、投資方針において定められている限度内でオープン・ポジションを保有する。当行のデリバティブ取引は、特定債務者が契約上の期日に支払いを行うことができない可能性がある限り、契約相手方のリスクを免れない。2009年度中、金融危機の結果生じた為替レート的大幅な変動により、多くの顧客がデリバティブ取引において多額の時価評価損失を被った。デリバティブ契約の満期終了又は期限前終了に際して、これらの時価評価損失は当行に対する債権となった。顧客の一部は当行に対するデリバティブ契約に基づく債務の支払いを時宜に即して行わず、デリバティブ契約に基づく債務の支払いをすべて回避するために訴訟を起こした例もある。また、顧客の要求により、当行に対する支払期限が過ぎた額を貸付金及び担保貸付に切り替えた例もある。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(u) 当行及び当行の顧客は、外国為替相場の変動にさらされている。」も参照のこと。

2008年10月、インド準備銀行は、支払期日から90日以上が経過したデリバティブ契約に基づく債権を不良資産に分類することを銀行に義務付けるガイドラインを発表した。これらのガイドラインに従って、当行はデリバティブ契約に基づく債権が90日超延滞している場合、これらを当行の損益計算書に戻し入れる。戻し入れの後、予定された回収は、支払いを実際に受領した場合にのみ計上される。

インド準備銀行が2011年8月に発表したガイドラインによると、デリバティブ契約に関しては、確定された債権について90日を超えて未払いの場合には、当行の損益計算書を通じて転じるためには、確定された債権を損益計算書を通じて転じることに加え、当該顧客とのデリバティブ契約について市場における何らかの別の楽観的評価も必要である。さらに、クレジット・ファシリティが90日を超えて未払いの場合にも、当行の損益計算書を通じて転じるためには、確定された債権及び当該顧客とのデリバティブ契約について市場における何らかの楽観的評価が必要である。ガイドラインはまた、同一の相手方からの債権・債務／同一の相手方に対する債権・債務の相殺契約を否認している。適格清算機関に対するエクスポージャーは、既存のインド準備銀行のガイドラインが定めるとおり、相殺することができる。

当行は、デリバティブ契約に関連して支払われるべき債権の回収を行うために様々な回収戦略を続行している。これらの戦略には、数ある方法の中でも、同一顧客に対する他の債務との相殺、交渉による解決、債務返済繰延、担保権の行使（可能な場合）及び法的な救済が含まれる。当行は、顧客の会計について入手可能なすべての財務情報及び当行の回収努力に影響を与える可能性のある経済及び法律上の要素に基づき回収戦略を選択し、また回収可能性について査定する。

当行は、2014年度末現在、実行済クレジット・デリバティブ商品及び未実行クレジット・デリバティブ商品における信用エクスポージャーを有していない（2013年度末現在、実行済クレジット・デリバティブ商品は0.8十億ルピー、未実行クレジット・デリバティブ商品は、3.5十億ルピーであった。）。

クレジット・スプレッド・リスク

クレジット・スプレッド・リスクは、固定利付有価証券への投資から生じるリスクである。したがって、クレジット・スプレッドのボラティリティーは、当行が保有するこれらのポートフォリオの価値に影響する。当行は、ポートフォリオを厳密に監視し、リスクは、投資制限、格付けに関する制限、単一発行者についての制限、満期に関する制限を設定し、日々の及び累積のストップロス・リミットを定めることにより監視される。

以下の表は、2014年度末現在のトレーディング目的保有ポートフォリオをベースとして、クレジット・スプレッドがそのまま平行移動したと仮定した上で、クレジット・スプレッドの変動がトレーディング・ポートフォリオの価値に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2014年3月31日現在				
	クレジット・スプレッドの変動 (ベースポイント)				
	ポートフォリオ のサイズ	(100)	(50)	50	100
企業負債証券	181,008	1,905	957	(957)	(1,905)

2014年度末現在、当行のトレーディング目的保有ポートフォリオ（国債を除く。）は181.0十億ルピーであった。センシティビティ・モデルは、2015年度中にクレジット・スプレッドが100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は1.9十億ルピー減少することを示していた。反対に、2015年度中にクレジット・スプレッドが100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は1.9十億ルピー増加する。2013年度末現在、当行のトレーディング目的保有ポートフォリオ（国債を除く。）は213.2十億ルピーであった。センシティビティ・モデルは、2014年度中にクレジット・スプレッドが100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は4.7十億ルピー減少することを示している。反対に、2014年度中にクレジット・スプレッドが100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は4.7十億ルピー増加する。

流動性リスク

流動性リスクとは、期限の到来に際し、利用可能なキャッシュ・フローを通じて、又は資産の公正価値での売却を通じて、財務上の義務を果たすことができないことにより生じた、現在及び将来のリスクである。これには適切な期限に資産ポートフォリオを調達するための費用が予想外に増加するリスク及び時宜に即して適正な価格でポジションを流動化することができないリスクの両方が含まれている。

流動性リスクの管理は、悪条件の下であっても、予定どおりにすべての返済債務を果たし、債務を増加させること又は合理的な費用で迅速に資産を現金に交換することのいずれかによって十分な資金を調達することで、すべての投資機会に対して資金提供できることを目標としている。

当行は、資産負債管理政策に従って流動性リスクを管理している。この方針は、現在の規制ガイドラインどおりに構成されており、取締役会によって承認されている。資産負債管理政策は、規制上の規定に義務付けられた変更を組み込み、経済的展望の変化に対して方針を再調整するために、定期的に見直しが行われる。当行の資産負債管理委員会は、戦略の策定及び精査を行い、資産負債管理政策において設定された枠組みの中で流動性リスクの管理のための指針を提供する。資産負債管理委員会は、常務取締役、代表、最高財務責任者、リスク及び財務を担当するシニア・ジェネラル・マネージャー並びに事業グループ長によって構成されている。取締役委員会である取締役会のリスク管理委員会が、資産負債管理委員会を監督する。

当行は、構造的流動性報告書、動的流動性キャッシュ・フロー報告書、流動性比率及びシナリオ分析によるストレス・テストを含め、流動性リスクの測定のために様々な手段を利用している。構造的流動性報告書は、資金需要純額の測定及び管理並びに様々な満期バケット内の資金の将来における余剰額又は不足額についての査定を行うための標準的手段として利用されている。様々な資産、負債及びオフバランスシート項目に関するキャッシュ・フローは、契約上の満期又は行動的満期に基づく異なるタイムバケットに分けられる。当行の国内業務のためのルピー通貨に関する構造的流動性報告書及び当行の海外業務のためのあらゆる通貨に関する構造的流動性報告書（1カ国に関するもの及び海外全体に関するもの）は、毎日作成される。当行の国内業務のための外貨に関する構造的流動性報告書、国内業務及び当行全体のための連結報告書が2週間ごとに作成される。各バケットにつき策定されたギャップ・リミットに対する利用は、当行の資産負債管理委員会により見直される。

当行はまた、予定されているキャッシュ・フローに加え、動的流動性キャッシュ・フロー報告書を作成し、増加する事業及びその資金に関連する流動性要件についても検討する。動的流動性キャッシュ・フロー報告書は、事業グループとの緊密な連携において作成され、報告書に基づくキャッシュ・フローの見積りが定期的に資産負債管理委員会に提示される。ストックとフローの手法の一貫として、当行は様々な流動性比率を監視し、これらの比率には資産負債管理政策に基づき制限が設定される。

当行は、資金調達要件を満たす中で柔軟性を与えるために、様々な流動性の源泉を有している。国内業務については、当座預金及び要求払いされる普通預金が当行の資金の大部分を占めており、当行は個人向け定期預金に加えてこの預金部門を持続し、また成長させるための戦略を実施している。これらの預金は大規模な預金、借入並びに債券及び劣後債の発行を通じて随時補強されている。貸付返済期日及び投資証券の売却によっても流動性がもたらされている。当行は、ストレスのある状態を防ぐために、担保に差し入れられていない質の高い流動性資産を保持し、一定の緩和措置を有している。

国内業務について、当行はまた、銀行間市場での短期ベースの借入により流動性を管理することができる。銀行間市場において重要な翌日物市場は、不安定な金利の影響を受けやすい。こうした不安定な資金調達への依存を抑えるために、資産負債管理政策は、かかる銀行間市場における借入及び貸付の制限を規定している。当行はまた、借換適格資産の融資枠に対してインド準備銀行及びその他の金融機関によって延長された借換枠を利用している。

海外支店について、当行はまた明確な借入プログラムを有している。支店を通じて借入金を合理的な費用で最大化するためには、異なった市場及び通貨における流動性が目標とされる。大規模な借入は、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入、銀行間相互貸付及び再編成された預金を含む預金の形で行われる。当行はまた、その他の銀行の購入者に対する与信及びその他の取引資産からの借換を行う。輸出信用機関の基準を満たす貸付については、これらの機関との間で締結された契約どおりに借換が行われる。当行はさらに、各受入国の整備された規制の枠組みに従い、個人向け預金の債務を集めている。

当行は、現金、中央銀行における預金残高、国債、金融市場及びその他の固定利付証券の形の流動性資産につき健全性のある水準を維持している。現在、規制当局によって規定されたとおり、インドの銀行は、普通預金及び定期預金の純額の22.5%にあたる法定流動性比率を維持すること並びにインドにおいて普通預金及び定期預金の純額の4.0%にあたる現金準備率を維持することが義務付けられている。当行は、一般に、追加の法定流動性比率の有価証券を有している。

さらに、当行は取締役会によって承認された流動性のストレス・テスト体制を有しており、これに基づき当行は、一連のストレス・シナリオに基づく流動性ポジションを評価し、各シナリオに基づくアウトフローを緩和するために当行が講じる可能性のあるあらゆる措置を検討している。これらのシナリオは、当行の特定の、市場全体の統合されたストレス状況を網羅しており、当行の国内及び国外の業務のために個別に設定された。ストレス・テスト体制に含まれる各シナリオにおいて、計測期間は28日間である。ストレス・テスト体制は、ストレスを緩和するために当行が講じる可能性のあるあらゆる措置を検討し、各シナリオについて、流動性アウトフローによる利益への影響を測定する。かかる利益への影響は取締役会によって規定されたストレス耐性限度に従うものとする。流動性ストレス・テストの結果は、資産負債管理委員会に毎月報告される。2014年度中、各ストレス・シナリオの結果は、取締役会が規定する限度内であった。

取締役会のリスク管理委員会は、さらに潜在的な流動性の不測事態につき継続して監視するための体制及びかかる不測事態に対応するための行動計画を策定する、流動性危機管理対策を承認した。この流動性危機管理対策は、いくつかの流動性指標となる要因を策定しており、これらは所定の頻度（日に1度又は週に1度）で監視され、流動性の不測事態が生じた場合の様々なチームの実行手順及び責任についても規定するものである。

流動性リスクを管理するための類似の制度が、当行の海外の銀行子会社のそれぞれにおいて構築され、かかる子会社が負うリスクに対処し、受入国の規制上の要件（適用ある場合）に適應している。

ブルーデンス規制機構は、ICICIバンクUKを個別流動性十分性基準機関に分類しているが、これは、同行に銀行、建設協会及び投資会社の健全性規制に定める一定の量的要件を満たす義務があることを意味している。さらに、ブルーデンス規制機構は、2012年6月27日に効力が発生した、流動性ガイドラインを発表した。同流動性ガイドラインは、ICICIバンクUKが保有するのが適当であるとブルーデンス規制機構が考える流動資産の額（ブルーデンス規制機構がICICIバンクUKに関して重要とみなす通貨建て、さらにすべての通貨結合基準による。）を規定している。

カナダの規制により、規制を受けるカナダの銀行（ICICIバンク・カナダを含む。）に対して、流動性プール要件又は流動性緩衝要件は課されていない。しかしながら、金融機関監督庁は、当該各銀行が、銀行の流動性管理システム全体内で流動資産の役割を統合及び定義し、流動資産保有の最低目標を設定する内部流動性方針を持つと期待している。ICICIバンク・カナダは、その取締役会が承認した流動性管理方針及び市場リスク管理方針を有している。これらの方針により、ICICIバンク・カナダは、「30日以内」の満期バケットにおける流出純額を補填するために、顧客の負債の一定の割合を流動資産で維持し、十分な流動性を維持する義務を負う。

ロシア中央銀行は、ロシアの銀行に、銀行の負債の一定の割合に基づき、ロシア中央銀行に預託する準備金を維持する義務を負わせている。ロシア中央銀行はまた、ロシアの銀行に、流動性ギャップ、特に「翌日」、「30日以内」及び「1年超」の満期バケットの純流出により生じる可能性のある流動性ギャップに関する規制比率に対する一定の制限を遵守する義務を負わせている。

当行の英国における子会社は、大規模な資金源及び小規模な資金源を通じて資金調達を行っている。大規模な資金源は、MTNプログラムによる債券の発行、相互貸付及びクラブ・ローン並びにレポ借入から構成される。小規模な資金源においては、当行の英国における子会社は、その支店ネットワーク及びインターネット・プラットフォームを通じて預金を集めている。質の高い流動資産の緩衝／中央銀行に対する準備預金は、これらの預金に対して維持されている。当行のカナダにおける子会社は、小規模な資金源から、バケットを横断した保険付モーゲージの証券化を通じた借入等の大規模な資金源まで、多様な資金源を通じて、資金調達を行っている。

「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(8) 流動性リスク」も参照のこと。

(iii) 業務リスク

業務リスクとは、内部の手続、人員及びシステムの不足若しくは不調又は外部的事情により生じる損失のリスクである。業務リスクには法的リスク（ただし、戦略的リスク及びレピュテーションリスクを除く。）が含まれる。法的リスクには、示談だけでなく、監督行為による罰金、罰則又は懲戒的損害賠償に対するエクスポージャーも含まれるが、これに限定されない。当行の業務リスクに関する脆弱性については、「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(dd) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」を参照のこと。

業務リスクに係る管理は、取締役会が承認した業務リスク管理方針により規定される。かかる方針は、当行（海外支店を含む。）に適用され、業務リスクの管理及び軽減についての明確な説明責任及び義務を負う旨を保証し、業務リスクについて共通の認識を高め、内部統制を強化できるよう事業及び運営グループの部署を補助する。業務リスクは、適切な内部承認が得られないこと、誤った書類が作成された取引、業務上の情報保護手続が行われなかったこと、コンピュータ・システム、ソフトウェア若しくは設備、不正行為、不十分な教育及び従業員の過失を含む、様々な要因により生じうる。内部統制のための総合的なシステムの維持、取引を監視するシステム及び手順の構築、主要なバック・アップ手続の維持並びに定期的な危機管理計画の策定によって業務リスクの軽減を目指している。

各銀行子会社において、地域経営は、各取締役会に承認された業務リスク管理方針に従って業務上のリスク管理体制を実施する責任を負う。

支店における業務管理及び手続

当行は、様々な銀行取引の処理手続のための手順を詳細に記載した包括的な業務マニュアルを整備した。これらのマニュアルの訂正は、当行の支店の従業員が当行のイントラネット上でアクセスすることで閲覧することができる。さらに、当行の支店は、プロダクト・チーム、マーケティング・チーム、監査チーム及びコンプライアンス・チームによって支えられている。当行の中核銀行業務アプリケーション・ソフトウェアは、アプリケーションとデータの整合性を保護するための複合的な安全対策をとっている。

顧客口座に関連する取引は、内蔵式システムチェック及び承認手順により処理される。一定の限度額を超える現金取引は、潜在的なマネーロンダリングを回避するための高度な精査に従ってなされる。

インターネット・バンキングのための業務管理及び手続

当行は、顧客によるインターネット・バンキングを通じて取引の適切な認証及び承認管理を整備した。ログイン・パスワードに加え、取引はグリッド・レベルの値認証（グリッドとは、デビットカードに印刷された固有の一連の数字である。）を通じて認証される。さらに、資金送金のために支払人を追加する際には、一時的なパスワードが登録された顧客の携帯電話番号に送られる。また、一時的なパスワード認証（登録された携帯電話番号に送られる）は、異なるシステム、ブラウザ、ブラックリストに載っているアドレス又はブラックリストに載っている国からのログインの場合にも義務付けられる。クレジットカードを利用するインターネット取引には、カードに表示された他の認証に加えて、パスワードに基づく認証がさらに必要とされる。また、上限を超えてインターネットを通じた取引が行われた場合、携帯電話のメールアラートが顧客に送られる。フィッシング詐欺やインターネット関連の不正行為を防ぐために、当行はまた、定期的に顧客とのコミュニケーションを図っている。インターネット・バンキングのインフラは、ファイアウォール、侵入防止システム及びネットワークレベルのアクセス管理を含む、多層的な情報保護管理を通じて保護されており、これらは定期的な侵入テスト、脆弱性評価及び継続的なインターネット・バンキング・サーバーのセキュリティ事故の監視によって補完される。

地域処理センター及び中央処理センターのための運営管理及び手続

当行は、全国各地の都市に位置する49ヶ所の地域処理センターを有する。これらの地域処理センターは、小切手の決済及び支店間取引の処理に従事し、出張所の小切手の取立てを行い、口座開設、預金の更新及び企業の給与取引手続のためのバック・オフィス業務に従事している。インドの様々な都市における35の地域にはカレンシーチェストが設置されており、支店及びATMの現金需要を行っている。

当行がムンバイに2ヶ所及びハイデラバードに1ヶ所所有する中央処理センターでは、全国規模でデビットカードの発行や個人暗証番号の郵送、ATM取引の調整、インターネット・バンキング顧客へのパスワードの発行、インターネット・バンキングによる支払い及びクレジットカード取引手続などの取引の手続を行っている。中央集約化された手続は、さらに個人向け小切手帳の発行及び新規銀行口座の開設の活性化といった業務にまで拡大された。

財務上の業務管理及び手続

当行は、財務関連業務に関して包括的な内部統制の体制を整備した。管理対策には、財務フロント・オフィス及び財務コントロール・サービス・オフィス間の任務の区別、管理手続の自動化、詳細にわたる報告書による継続的な監視手続、ディーラーのための明確な行為規範が含まれている。当行は、財務関連業務に関しては、取引に関する制限や商品に関する制限を含む、明確な制限を設定した。潜在的な誤販売のリスク（もしあれば）を軽減させるため、ラベリングポリシーが実施されている。同様に、潜在的な契約上のリスク（もしあれば）を軽減させるため、取引の交渉は音声録音システムにより録音される。財務関連業務におけるすべての主要な過程は文書化され、当行の商品及び手続承認委員会により承認される。管理対策の一部には、取引検証、直接確認、ドキュメンテーション、制限監視、財務会計、決済、調整及び規制遵守が含まれる。ミドル・オフィス・グループは、未確定及び未決済の取引（もしあれば）を定期的に精査し、時宜を得た確定又は決済に向けてさらに調査を行う。期間を超えた決済又は確定の遅延の場合の幹部役員への上申の仕組みがある。上記に加え、同時に、財務関連業務に関する内部監査も行われる。当行の財務関連業務における内部統制の体制は、間違いを最小限にし、潜在的な不正行為を防止し、かつ早期に警告できるよう設計されている。

個人資産運用における業務管理及び手続

個人資産業務は、分散化された個人資産業務及び中央集約化された資産業務から成る。分散化された業務の活動は支払業務及び通常の銀行業務を含む。分散化された個人資産業務は、インド全国で個人資産商品に関する業務をサポートしている。支払業務は、十分な内部確認及び管理の上、資金の送金、国内電子資金送金システム及び即時グロス決済システム等の自動化された処理により行われている。独立したチームが通常の銀行業務の調整を行い、幹部役員への管理報告書を作成する。

中央集約資産業務を行う部門がムンバイにある一方で、地域的な業務を行う部門はデリー、ハイデラバード及びチェンナイに置かれている。これらの中央部門及び地域部門は、インド全国で個人資産商品に関する業務をサポートしている。中央集約資産業務を行う部門は、すべての個人資産商品に関し、貸付勘定の維持、会計及び調整、支払い及び返済管理業務等の業務を行う。

法人向け銀行業務管理及び手続

法人向け銀行業務は、個別のゾーンに分かれて構成されている。フロント・オフィスは、顧客の調達及び申請の信用分析の実施について責任を負っている。信用リスクはリスク管理グループによって個別に評価される。法人向け銀行商品及びサービスに関する業務は、ミドル・オフィス及びバック・オフィスによりサポートされており、その業務は明確に分担されている。主要なプロセス及びその分担は、プロセス記録書に文書化され、定期的に見直される。ミドル・オフィスは、事後承認リスクが確実に軽減されるように、文書及びメモの照合及び精査を実施する。ミドル・オフィスはまた、定期的に遵守監視報告書を発行することによって承認の条件の遵守を監視する。法人向け業務のバック・オフィスは、支店を含む経路を通じて生じた要求及び指示に基づく貿易金融、現金管理及び一般銀行取引の実施につき責任を担う部門により構成されている。

商業銀行業務管理及び手続

商業銀行業務の商品及びサービスは、国内の主要な商業施設に散在する特定の商業支店及び個人向けの支店において提供される。商業支店は、経験豊富な商業銀行家である上級支店長が率いる。大規模な支店で開始した取引は、貿易金融、現金管理及び一般銀行取引の実施につき責任を担う独立し中央集権化された業務部門によって手続が行われる。

農村向け貸付業務管理及び手続

農村及び農業銀行の法人顧客のための業務管理及び手続は、他の法人顧客のものと類似している。その他の貸付について、その貸付が行われる前に、正当に承認された支払請求は、その完全性を確認し、承認の条件に基づき集計を行う地方業務チームに提出される。口座の照合及びその他の監視活動は、独立したチームにより中心的に行われている。

(iv) 反マネーロンダリング管理

当行は、2002年マネーロンダリング防止法に基づいた規定に従って顧客の本人確認／反マネーロンダリング手続／テロ行為のための資金調達の取締強化に関するガイドライン、同ガイドラインにおいて公布された規則及び規制当局が随時発表するガイドラインを実施してきた。

これらのガイドラインの実施は、当行の取締役会により承認されたグループ・反マネーロンダリング政策の制定（これは、当行の海外支店／子会社も網羅する。）、反マネーロンダリングの体制の実施に関する監査委員会による監督、反マネーロンダリングの体制の実施について日々の責任を負うマネーロンダリング報告役員への上級役員の任命、顧客セグメントのリスク分類に基づく適切な顧客の本人確認手続の実施、規制当局により発行されたネガティブリスト並びに顧客を高、中及び低レベルのリスク・セグメントに分類する顧客リスク分類による顧客の名義の識別、自動化されたアプリケーションによるリスクに基づく取引の監視及び規制当局への報告の手続、並びに従業員を教育するため及びこの問題に関して顧客認識を高めるための適切な制度の実施含む。

顧客の本人確認手続は、インド準備銀行のガイドラインに従い、低レベルのリスクについて行う基本的なデュー・ディリジェンス及び高いレベルのリスクの顧客について行う拡大されたデュー・ディリジェンスとともに、商品及び顧客セグメントの信用リスク評価を考慮する。

当行はまた、当該地域の規制当局により規定される反マネーロンダリング基準も遵守する。当行の反マネーロンダリング体制は、内部監査部門による監査を受け、その所見は定期的に監査委員会に対して報告される。

当行の生命保険子会社は、2002年マネーロンダリング防止法に従って発表された顧客の本人確認／反マネーロンダリング手続／テロ行為のための資金調達の取締強化に関するガイドライン及び保険業規制開発委員会が随時発表するガイドラインを実施してきた。

反マネーロンダリング政策／テロ行為のための資金調達の取締強化政策は、生命保険子会社の取締役会により承認されている。かかる政策は、グループの反マネーロンダリング政策にも従っており、また、反マネーロンダリングの体制の実施についての監査委員会による監督、反マネーロンダリングの体制の実施について日々の責任を負うマネーロンダリング防止役員への上級役員の任命、リスクに基づく反マネーロンダリング体制の採用、顧客セグメントのリスク分類に基づく適切な顧客の本人確認手続の実施、制裁対象者リストと照らし合わせた顧客の識別、リスクに基づく取引の監視、規制当局への報告の手続並びに従業員を教育するため及びこの問題に関して顧客認識を高めるための適切な制度を含む。

反マネーロンダリング体制は、内部監査部門による審査を受け、その所見は定期的に監査委員会に対して報告される。

インドの銀行及び保険会社に対するおとり捜査の一環として、2013年3月から4月にビデオ（かかるビデオには、当行の第一線に立つ支店の従業員らが、業務遂行及び倫理に関するグループ規定に違反し、また、取引が実行されていた場合には、反マネーロンダリング規定及び顧客本人確認規定に違反していた可能性があったであろうという内容の会話をする様子が映されているとされる。）がインターネットで公開されたことを受け、インド準備銀行はICICIバンクその他インド国内の30行を超える銀行に対する調査に着手した。インド準備銀行の調査ではマネーロンダリングの推定的証拠は明らかにはならなかったが、インド準備銀行は、適用される法令の違反の事実のため、インドの銀行31行に対し総額665百万ルピー（11百万米ドル）の罰金（ICICIバンクに対する罰金10百万ルピー（0.2百万米ドル）を含む。）を課した。「一第3－4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(j) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を一連の分野において過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」及び「一第3－4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(s) 不利な広報により当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

(v) 監査

内部監査グループは、内部統制、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの効果に対して独立して客観的に保証し、さらに改善策を提案する。体系的で規律的なアプローチを通して、リスク管理、内部統制及びコーポレート・ガバナンスを評価し向上させることによって、当行は目標を達成しやすくなる。内部監査グループは独立した組織として活動し、取締役会の監査委員会に報告を行う。

内部監査グループは、十分な知識、技術、経験及び専門的資格を有するスタッフを維持している。内部監査グループは、監査の実施における専門的知識及び事業活動に対する適切な理解に基づき、監査を展開する。内部監査グループにおけるプロセスは、ISO 9001-2008から認証を受けている。さらに、内部監査グループによって提供される保証の質に対して、3年に1回独立した外部の機関によって評価が行われる。

内部監査グループは、インド準備銀行のガイドラインに基づいたリスクベースの監査手順を採用している。リスクベースの監査手順の概略は、取締役会に承認された内部監査方針に記載されている。毎年リスクベースの監査計画は、リスクベースの監査手順に基づいて作成され、取締役会の監査委員会によって承認される。したがって、内部監査グループは、リスクベースの監査計画に従って、すべての支店、事業グループ及びその他の職務の包括的監査を担当している。

内部監査グループはまた、システム・セキュリティ監査の専門チームを有している。年次監査計画は、アプリケーション、データベース、ネットワーク及びオペレーティング・システムを含む、様々な情報技術の要素を対象としている。

インド準備銀行は、銀行の与信、預金及びその他のリスク・エクスポージャーの最低50.0%を保証するため、財務機能を有する事業グループ及び取扱高の多い支店では同時監査の方法を取るよう銀行に要求している。したがって、内部監査グループは、財務関連機能及び支店に対する同時監査の戦略を考案した。同時監査はまた、取引の試査が必要であると特定された地域に着目し、また内部統制が存在しかつこれに従うことを確実なものとするために、中央及び地域処理センター並びに中央集約化された業務部でも行われる。

海外の銀行子会社及び国内の銀行ではない子会社の監査は、各子会社に所属する居住者の監査人の専門チームによって遂行される。これらの監査チームは、各子会社の監査委員会及び内部監査グループに報告する。海外の支店及び代理店の監査は、インドからの監査人及びシンガポール支店に本拠地を構える居住者の監査人により構成された監査チームによって遂行される。インドに委託された国際業務は、インドの監査チームによって監査されている。

(vi) 法務及び規制上のリスク

当行は様々な訴訟に関与し、また、当行が業務を行っている各法域において広範囲にわたる銀行業務及び金融サービスに関する法令を遵守している。当行はまた、かかる各法域において、多数の規制及び執行当局の管轄下にある。当行の顧客及び契約相手方による義務の執行（担保の処分を含む。）の不確実性によって法的リスクが生じる。法令変更は、当行に悪影響を及ぼす可能性がある。法的リスクは、関連する法律が裁判所においてあまり審理の対象とされていない新規事業において高くなる。当行は、厳格に法定文書を作成し、取引が適切に授權されていることを保証するため設計された手続を実施し、必要又は適切な場合は常に内部及び外部の法律顧問に相談することにより、法的リスクを軽減しようと試みている。「一第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(hh) 当行は様々な訴訟に関与している。当行に重大な損害を与える最終判決が下された場合、当行の将来の財務実績及び株主資本は重大な悪影響を受ける可能性がある。」及び「一第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(q) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」を参照のこと。

(vii) 海外業務のリスク管理体制

ICICIバンクは、海外支店、オフショア銀行ユニットを含む国際銀行業務のためのリスク管理体制を導入している。かかる体制の下では、当行の与信、投資、資産負債管理及び反マネーロンダリングに係る政策が、現地の法的な又はビジネス上の要件を満たすための変更を加えた上で、当行のすべての海外支店及びオフショア銀行ユニットに適用される。かかる変更は、当行の取締役会又は取締役会により指名された委員会の承認がある場合に行うことができる。取締役会又は指名された取締役会委員会は、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理体制に加えて、適用ある法令に基づいて、個々のリスク管理政策を承認する。海外の銀行子会社における体制は、各子会社の取締役会により承認され、当行の関連グループとの協議においてリスク管理枠組に従って決定される。

コンプライアンス・グループは、海外支店及びオフショア銀行子会社における規制遵守の監視を行う。当行の国内及び国際銀行業務に関連する重要なリスクの指標に加えて、コンプライアンスリスクの評価が、定期的に当行の取締役会のリスク管理委員会に提出される。規制遵守リスクの管理は、内部統制メカニズムとともに、当行及び当行の子会社におけるガバナンス体制の重要な構成要素と考えられている。したがって、当行は、取締役会によって承認され、随時見直しが行われるグループ規制遵守政策を策定することによって、規制遵守に適した体制を導入した。このグループ規制遵守政策は、リスクが当行の安全性及び安定性にどのように影響を及ぼす可能性があるかを評価するために、連結ベースで主要な規制遵守リスクの特定及び評価の枠組みについて概説したものである。

(viii) 主要な子会社におけるリスク管理

ICICIバンクUK

ICICIバンクUKは、主として、信用リスク、市場リスク（金利リスク及び流動性リスクを含む。）、業務リスク、コンプライアンスリスク及びレピュテーションリスクにさらされている。

ICICIバンクUKの取締役会は、ICICIバンクUKの機能の監督及び統制について責任を有し、すべての主要な方針及び手続の承認を行う。取締役会は、様々なリスクを集中的に監督できるように構成された小委員会、監査委員会、ガバナンス委員会、リスク管理委員会及び与信委員会により支援されている。取締役会（又は取締役会委員会）によって随時承認される政策は、それぞれのリスクの種類に応じて統制枠組みを形成する。事業活動は、その政策枠組みによって行われる。

すべての信用リスク関連の問題は、ICICIバンクUKの信用リスク管理政策により規定される。ICICIバンクUKは、信用リスクの評価を2段階のアプローチで行う。まず取引を提案した商務責任者が精査し、その後、与信審査役が独立した評価を行う。また、信用リスクは、産業、エクスポージャー、カントリー・エクスポージャー、格付区分に基づくエクスポージャー、商品固有のエクスポージャー及び大口エクスポージャー等のリスク集中の主要パラメーターを監視することにより、ポートフォリオ・レベルで管理されている。ICICIバンクUKは、財務政策マニュアル、トレーディング・ブック政策綱領、評価、モデル検証に関する方針及び価格検証に関する独自の方針等、取締役会により承認された市場リスク管理政策を有する。ICICIバンクUKは、市場リスクの監視及び管理において、株式の投資期間、1ベースポイントの価格価値、金利変動、クレジット・スプレッドにおける1ベースポイントの変動の価格価値及びストップロス・リミット等、様々なリスク評価基準を用いる。ICICIバンクUKは、流動性リスクの測定のために、構造的流動性報告書、動的流動性ギャップ報告書、流動性比率及びシナリオ分析によるストレス・テストを含めた様々な手段を用いている。流動性リスクの選好度に沿って、ICICIバンクUKは、個別流動性十分性評価枠組における取締役会により承認された様々なシナリオに基づいて予想された負荷のかかったアウトフローをカバーするために、適切で質の高い流動性資産／中央銀行に対する準備預金を維持している。業務リスク（不正行為リスクを含む。）に係る管理は、リスク管理委員会が承認した業務リスク管理方針により規定される。業務リスク管理方針に規定される業務リスクの要素には、業務上の事故管理、リスクの識別及び測定の手法、主要なリスク指標による監視並びにリスク軽減手法が含まれる。

ICICIバンク・カナダ

ICICIバンク・カナダは、主として、信用リスク、市場リスク（金利リスク及び流動性リスクを含む。）、業務リスク、コンプライアンスリスク及びレピュテーションリスクにさらされている。ICICIバンク・カナダは、リスクの効果的な特定、測定及び監視を確保するためのリスク管理体制を構築した。当該体制では、かかるリスクを監視し軽減するための方針及び手続を定めることを義務付けている。

ICICIバンク・カナダの取締役会は、ICICIバンク・カナダが負っているすべてのリスクを監督する。取締役会は、委員会を設置し、直面する様々なリスクを監督するための特別な権限を委員会に付与した。取締役会によって承認される政策は、直面する様々なリスクの管理に関して統制枠組みを形成する。事業活動は、その政策枠組みによって行われる。

取締役会のリスク管理委員会は、信用リスク管理に関する業務上の責任を、与信及び回収政策に規定された広範な条件及び制限内で、与信管理委員会に委譲した。与信管理委員会は、与信申請をリスク管理委員会に提案する前に承認し、ポートフォリオ別に信用リスクを管理し、月次ベースで資産価値及びポートフォリオの価値を精査する。資産価値及びポートフォリオの価値は、リスク管理委員会に少なくとも四半期ベースで提示される。

リスク管理委員会は、市場リスク管理及び流動性リスク管理に関する業務上の責任を、市場リスク管理政策及び流動性管理政策にそれぞれ規定された広範な条件及び制限内で、資産負債委員会に委譲した。資産負債委員会は、投資及び財務業務に関する事項並びにリスク緩和措置の実施を精査し、財務活動に関する政策の主要な変更をリスク管理委員会に提案する。資産負債委員会は、金融機関監督庁（カナダの銀行規制当局）の市場リスク及び流動性リスクの要件、内部統制のガイドライン及び制限の遵守を精査する。

リスク管理委員会は、業務リスク管理に関する業務上の責任を、管理委員会の下にある業務リスク管理委員会に委譲した。業務リスク管理委員会は、ICICIバンク・カナダの日々の業務における業務リスクの管理について責任を有する。管理委員会の監督下にある業務リスク委員会は、業務リスク管理の実施及び業務リスクの構造を月次ベースで精査する。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、プライマリー・ディーラーであり、また、同社のポートフォリオのかなりの割合をインド国債で保有している。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップの法人リスク管理グループは、組織の活動から発生するリスクを最小化することに努める包括的なリスク管理方針を策定している。同グループは、市場リスクを評価するためのモデルを開発し、維持しており、市場の動的性質をとらえるために頻繁に更新している。またこの役割において、新商品及び新規事業活動の評価及び導入に参加している。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、当該会社の取締役会構成員で構成される内部のリスク管理委員会を制定した。かかる委員会は、リスク管理のあらゆる側面について論議し、とりわけ、様々な事業のリスク及び投資方針を決定し、リスク管理に係る規制指針とともに取締役会が設定するすべての健全な限度及びエクスポージャー・リミットの遵守を確保する。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク・ガバナンス構造は、取締役会、取締役会のリスク管理委員会、業務執行リスク管理委員会及びその小委員会で構成されている。取締役会のリスク管理委員会は、非業務執行取締役で構成されている。取締役会は、取締役会のリスク管理委員会の提案により、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、保険リスク及び業務リスク等の様々なリスクに対処するための政策を承認してきた。さらに、取締役会はまた、不正行為防止、再保険、引受け及び外部委託政策を承認してきた。

リスク政策は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク管理のガバナンス構造について規定している。業務執行リスク管理委員会は、取締役会及び取締役会のリスク管理委員会のリスク管理の職務につき支援を行う責任を有し、特にICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが発売するすべての新商品の承認について責任を有する。

投資リスク管理委員会は、市場リスク、流動性リスク及び信用リスクの識別、測定、監視及び統制において、業務執行リスク管理委員会を支援する（株式資本比率及び資産負債耐性の齟齬の定期的な監視による資産負債管理が含まれる。）。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、流動性危機管理対策を整備している。保険リスク管理委員会は、持続性リスク、死亡リスク、罹患リスク及び費用リスク等の保険リスクの識別、測定、監視及び統制において、業務執行リスク管理委員会を支援する。

業務リスク管理委員会は、内部の手続、人員及びシステムの不足若しくは不調又は外部的事情により生じる損失のリスク等の業務リスクの識別、測定、監視及び統制において、業務執行リスク管理委員会を支援する。外部委託委員会は、本来ならICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが行うはずであった業務を継続的に遂行するために第三者により提供されるサービスを利用することにより生じる外部委託リスクの管理に関して、業務執行リスク管理委員会を支援する。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク管理モデルは、リスクの識別及び評価、測定、監視並びに統制という4段階の連続したサイクルから成る。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク政策は、企業レベルでリスク管理サイクルを遂行するために採用された戦略及び手続を詳述している。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが直面する主要なリスク・エクスポージャー及び緩和措置を詳述したリスク報告書が、定期的に取締役会のリスク管理委員会に提出されている。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、主に担当業務の特性に由来するリスク及び同社の投資ポートフォリオに係る信用リスクのほか、再保険に伴う信用リスクにもさらされる。事業リスクに関して、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスは、同社の保険ポートフォリオを製品分類及び複数の業種にわたらせ、また地理的地域の拡大に努めている。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスは、低い不良債権率及び有利なリスク分散化を達成するために個人向け及び法人向けのポートフォリオ・ミックスのバランスを保つことに重点を置いている。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスはリスク保持及び再保険方針を擁し、リスク耐性の程度をリスク及び事象ベースに対応して設定している。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスはまた、再保険契約によりリスクに対するエクスポージャーを抑える能力を有する。当社の投資は、保険業規制開発委員会が規定する基準内で同社の取締役会が承認した投資政策により管理される。投資委員会は、かかる政策実施を監視し、またこれを定期的に見直している。1つの事業体に対するエクスポージャーは、ポートフォリオの5.0%に制限され、一業種に対してはポートフォリオの15.0%に制限される。

(ix) 規制及び手続

当行は、マネージング・ディレクター兼最高経営責任者及び最高財務責任者を含む経営陣による監督及び参加のもと、2014年度末現在、証券取引法に基づくルール13a-15(e)に定義される、当行の開示の規制及び手続の有効性に関する評価を実施した。

その結果、本報告書の対象となる期間の末日現在、開示の規制及び手続は、当行が証券取引法に基づいて提出した本報告書において開示する必要のある情報が、定められた期間内において、記録、処理過程、要約及び報告されることについて合理的な確証を与えるに十分であると結論付けた。

しかしながら、当行の評価の結果、当行の開示の規制及び手続を改善すべき特定の分野があることが判明した。監査委員会は、申し分ない結論に達するため、確認されたすべての重要なプロセスの結果を監視し、改善の機会を把握しているが、それにもかかわらず、すべての金融機関と同様に当行は、更なる改善の余地があると信じている。当行は、内部統制及びリスク管理プロセスを継続して導入し、改善するための取組を行い、このことは、当行にとって最優先課題となっている。当行はまた、報告された財務情報の正確性並びに開示の規制、手続及び処理の有効性を証明する、当行全体における事業及び財務担当役員による手続を有する。

急激に変化する環境において、又は新規の事業分野への参入若しくは地理的範囲を拡大する場合、システムの有効性、とりわけ開示の規制及び手続のシステムについては、人為的ミス、違法行為若しくは規制及び手続の逸脱の可能性といった固有の限界がある。したがって、一様に効果的な開示の規制及び手続によってのみ、その規制目標の達成を合理的に保証することができる。

当行は、急激に変化する環境下で著しい成長を遂げており、経営陣はこれにより、管理体制への重要な課題が突きつけられていると認識している。「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(dd) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

財務報告書に対する内部統制に関しての経営陣による報告

当行の経営陣は、財務報告書に対する適切な内部統制（証券取引法に基づくルール13a-15(f)に定義される。）を確立し、維持する責任を負う。当行の内部統制システムは、財務報告書の信頼性並びに適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき公表された財務書類並びに純利益及び株主資本調整表の作成及び公正な開示に関する合理的な確証を提供するために設計されている。

経営陣は、財務報告書が、経営陣及び取締役の承認に基づき取引が行われ、資産が保護され、財務記録が信頼できるものであることの合理的な確証を提供している旨保証することを目的とした、内部統制システムを維持する。

当行の内部統制には、以下を目的とした方針及び手続が含まれる。

- ・ 当行の資産の取引及び処分が、合理的に詳細に、正確かつ公正に反映されている記録を保持すること。

- ・ 一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき財務書類を作成できるよう、必要に応じて取引が記録され、経営陣及び業務執行取締役の承認がある場合のみ、当行の収支決済を行う旨、合理的な保証を提供すること。
- ・ 財務書類に重要な影響を及ぼし得る、当行の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は早期発見に関する合理的な保証を提供すること。

すべての内部統制システムは、その精度にかかわらず固有の限界があり、虚偽記載を防止し発見することはできないこともある。それゆえ、十分であると判断されたシステムであっても、財務書類の作成及び開示に関する合理的な保証を提供できるのみである。将来における十分性の評価の見通しは、状況の変化により、かかる管理が不十分になる可能性があるというリスク、又は方針及び手続の遵守の程度が悪化する可能性があるというリスクに左右される。

経営陣は、2014年度末現在、内部統制の統合的な枠組みに関するトレッドウェイ委員会（1992年）の組織委員会が定めた基準に基づき、財務報告書に対する内部統制の十分性を評価している。かかる評価に基づき、経営陣は、当行の財務報告書に対する内部統制は、2014年度末現在、十分である旨結論付けた。2014年度末現在の当行の財務報告書に対する内部統制の有効性は、本書に含まれる監査報告書に記載があるとおり、独立登録監査法人であるKPMGにより監査されている。

財務報告書に対する内部統制の変更

本書の対象となる期間中に行われた財務報告書について、当行の財務報告書に対する内部統制に重大な影響を与えた又は重大な影響を与えると合理的に考えられるような当行の内部統制の変更はない。

(e) 貸付ポートフォリオ

当行の貸付ポートフォリオ総額は、2013年度末現在の貸付ポートフォリオ総額の3,385.6十億ルピーから17.1%増加して、2014年度末現在は3,964.9十億ルピーであった。貸付ポートフォリオ総額は、2012年度末現在の3,008.2十億ルピーから12.5%増加して、2013年度末現在には3,385.6十億ルピーとなった。2014年度末現在、当行の貸付総額の約64.6%がルピー建貸付であった。

(i) 事業別貸付ポートフォリオ

以下の表は、表示された日現在の、当行の事業別のルピー建て及び外貨建ての貸付総額（減価償却後）を示したものである。

(単位：百万)

	3月31日現在					
	2010年 (ルピー)	2011年 (ルピー)	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
消費者ローン及びクレジットカード債権(1)	954,245	910,952	1,040,975	1,181,588	1,470,783	2,779,780
ルピー建て	923,831	888,953	946,778	1,068,305	1,251,032	2,364,450
外貨建て(2)	30,414	21,999	94,197	113,283	219,751	415,329
商業(3)	1,367,175	1,732,675	1,967,210	2,204,054	2,494,150	4,713,944
ルピー建て	565,990	853,920	1,006,863	1,193,433	1,310,457	2,476,764
外貨建て	801,185	878,755	960,347	1,010,621	1,183,693	2,237,180
リース及び関連事業(4)	17	7	-	-	-	-
ルピー建て	17	7	-	-	-	-
外貨建て	-	-	-	-	-	-
貸付金総額	2,321,437	2,643,634	3,008,185	3,385,642	3,964,933	7,493,723
ルピー建て	1,489,838	1,742,880	1,953,641	2,261,738	2,561,488	4,841,212
外貨建て	831,599	900,754	1,054,544	1,123,904	1,403,445	2,652,511
貸付金総額合計	2,321,437	2,643,634	3,008,185	3,385,642	3,964,933	7,493,723
控除：貸倒引当金	(63,656)	(83,441)	(86,931)	(85,901)	(91,515)	(172,963)
貸付金純額	2,257,781	2,560,193	2,921,254	3,299,741	3,873,418	7,320,760

(1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人ローン、クレジットカード債権及び開発業者向け金融を含む。

(2) 2014年3月31日現在における82.4十億ルピーの外貨建非居住者向け（銀行）預金に係る貸付を含む。

(3) 建築業者向け金融及びディーラー向け金融を含む。

(4) リース及び関連事業はリース及び分割払購入を含む。

当行のルピー建貸付総額は、2013年度末現在の当行の貸付総額合計の66.8%を占める2,261.7十億ルピーから、2014年度末現在の当行の貸付総額合計の64.6%を占める2,561.5十億ルピーに増加した。これは主として、消費者ローン及びクレジットカード債権の増加によるものであった。当行の外貨建貸付総額は、2013年度末現在の当行の貸付総額合計の33.2%を占める1,123.9十億ルピーから、2014年度末現在の当行の貸付総額合計の35.4%を占める1,403.4十億ルピーに増加した。これは主として、ルピーの下落、外貨建非居住者向け（銀行）預金に係る貸付、ICICIバンク・カナダの一定社債に係る売却可能区分から貸付及び債権への切替え並びに担保付住宅ローンの増加によるものであった。「－第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(4) 事業の見通し－(1) 財政状態－(i) 資産－貸付金」も参照のこと。

2014年度末現在、当行の資産の約3.0%から3.5%の間であったカナダを除く国において、当行の資産の1.0%を超えるクロスボーダーの貸付（インド国外の借入人への貸付と定義される。）残高はない。当行は、当行の資産の0.25%から0.50%の間に相当する米国の借入人に対するクロスボーダーの貸付残高を有する。

(ii) 担保一般、対抗要件具備及び実行

当行の貸付ポートフォリオは、主として、住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、個人ローン及びクレジットカード債権を含む個人顧客に対する貸付、法人借入人に対するプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンス並びに運転資金の貸付、並びに農業貸付により構成される。一般的に、無担保の個人ローン、クレジットカード債権並びにコーポレート・ファイナンス及び農業貸付の形式をとる一部の貸付を除き、当行は貸付において、貸付金組成の際に十分な担保を付すことを定めている。しかし、インドの法制度における障害が、担保の強化に遅れを生じさせる可能性がある。「―第3―4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(b) 当行のポートフォリオにおける不良資産の水準を管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」を参照のこと。住宅ローンの場合を除き、インドには、貸付に対する担保の額を制限する規則はない。インド準備銀行は、2013年7月1日に発表したガイドラインを通じて、融資比率の上限を、2.0百万ルピーまでの住宅ローンに対しては90%に、2.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでの住宅ローンに対しては80%を上限に、7.5百万ルピー超の住宅ローンに対しては75%を上限とした。

担保付消費者ローンポートフォリオ

住宅ローン及び自動車ローン等、資産購入のための担保付消費者ローンは、融資の対象となった資産（主に不動産及び車輛）により担保される。

借入人及び融資の対象となった資産の種類により、借入人も資産の取得原価を負担しなければならない可能性がある。したがって、ローンの組成日の融資額よりも証券価値は通常高い。

不動産及び不動産借越額に対するローン等、その他消費者ローンに関しては、当行は通常、組成時の融資額の125%を担保として要求する。

商業ローン

当行は、商業ローンに関し、通常組成時の融資額の125%から150%の価値の担保を要求する。当行の商業ローンは主に、プロジェクト及びその他コーポレートローンで構成されている。担保は、不動産（銀行に対する典型的な抵当）又は動産（銀行に対する典型的な担保）である。かかる担保権は、借入人が法人である場合、会社法の規定に基づいて規定される期限以内に登記所にかかる担保権を登記することにより対抗要件が具備される。かかる登記は、その他の事業体に対する、当該会社により設定された担保権に関する解釈上の公告となる。担保提供会社の在庫品を除くすべての資産に対する担保権の対抗要件具備には、資産に対する課徴金の設定につき税務当局からの異議がない旨の証明書が必要である。当行はまた、市場性のある有価証券のような金融資産の担保を取り（この場合、登記所に登記することにより担保権の対抗要件を具備することは、当該会社の会社法上の義務ではない。）、また、適当である限り法人保証及び個人保証を受けることができる。一定の場合、融資の条件には、スポンサーの借入人の株式の保有に関する誓約及びスポンサーの当該株式の全部又は一部の売却権限に関する制限が含まれる。株式に関する誓約は、株価の動向により誓約事項が追加される仕組みとなっている。海外の貸付人に保証されているすべての不動産及び株式については、インド準備銀行からの承認は対抗要件具備の前に取得されることとなる。「―第3―4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(k) 借入人が債務不履行に陥った場合、当行の担保の価値が下がり、又は当行による担保の行使は遅延する可能性があるため、当行は担保物件から期待した金額を回収できず、含み損にさらされる可能性がある。」も参照のこと。

当行は通常、不動産業者及び当行のレンタルリース割引制度の顧客に対し、ローン組成時の融資額の150%の価値の担保を要求する。当行のレンタルリース割引制度は、借入人に提供される貸出制度であり、借入人が受取るための確定された将来のレンタルリースの支払いに対する融資が行われる。

運転資金制度に関しては、借入人の流動資産を担保とする。各借入人は、定期的に流動資産の価値を申告しなければならない。借入人の信用限度は、すべての借入人に適用される内部で承認された限度に依存する。当行は、借入人の信用限度を担保価値の一定の割合として勘定しており、借入人が債務不履行になった場合に、十分なマージンを提供する。

さらに、当行は場合により、固定資産に対する第一順位又は第二順位の先取特権、市場性のある有価証券などの金融資産の担保を追加的に取得することがあり、又は適当である限り法人保証及び個人保証を受けることがある。当行は、各事業体に提供されるファシリティの追加的な担保措置として、先日付小切手及び現金も受け入れている。

当行は、定期的に商業ローンの担保価値を更新する内部的な枠組みを有している。通常、商業ローンに関しては、担保として所有されている動産の価値は毎年更新され、担保として所有されている不動産の価値は3年ごとに更新される。

当行は、担保の設定を監視し、担保権の設定に遅れが生じた場合にこれを追完するための仕組みを有している。かかる遅れは、担保権を設定する資産の取得（又はそれに関する手続の完了）、必要な同意（かかる同意を得るための法令上又は契約上の義務を含む。）の取得、権原に関する法律意見の取得及び各法域における担保の対抗要件具備に必要な手続の完了に時間がかかるために生じる可能性がある。

当行は、担保関係書類に定める条件に従い、顧客が裁判所又は法廷に対して当行の担保実行に関して異議を申し立てない限り、かかる裁判所又は法廷を関与させることなく、担保を実行し、その手取金を借入人の貸付債務に充当する権利を有する。

上記とは別に、インドでは、不動産の担保の処分は、リーダーが規定の手続及び要件（裁判中でない。）を満たすことにより直接的に、又はインドの裁判所又は法廷に対する書面による申立てを必要とする。申立てが行われた場合、担保価値の下落を引き起こすか又は担保価値の下落を伴う可能性のある遅滞及び行政手続に服する可能性がある。かかる遅滞は、数年にわたり続き、担保の物理的状態の悪化及び市場価値の下落を引き起こす可能性がある。法人借入人が財政難に陥り存続できない場合、かかる法人は、任意清算の手続を選択することができる。ある会社が存続不可能な不良会社となった場合、担保の処分及び実行は延期される。2003年度に、インド国会は、2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律（その後の改正を含む。）を可決し、これにより、裁判所又は法廷を関与させることなく、不動産に対するものを含む担保権の実行及び未回収債権の回収に関するより広範囲な権利を与えることにより、貸付人が不良債権問題を解決するための権利が強化された。「－(1) インドの金融部門の概要－(m) 最近の構造改革－(v) 銀行の債権回収の法的枠組み」も参照のこと。

割賦払消費者ローンの場合、当行は、事前に指定された日に直接債務保証書又は返済のための先日付の小切手を取得する。先日付の小切手については、不渡りになった場合、当行は一定事由の発生の際には小切手の発行者に対して刑事手続を開始する権利を持つ。

当行は、特に当行側の迅速な対処の遅れ、破産手続の遅れ、担保の対抗要件具備の瑕疵（様々な人、政府機関又は当局から必要とされる承認の取得ができないことによる瑕疵を含む。）並びに借入人による不正譲渡及びその他の要因（現行法の規定又はその改正及び過去若しくは将来の裁判所の宣告を含む。）が原因で、流動資産に関する担保価値のすべてを実現することが困難であることを認識している。しかしながら、現金の与信枠は、支払期限を過ぎた額の回収のために、通常当行の顧客のキャッシュ・フローを把握できるような構造となっている。さらに、当行は、通常かかる与信枠内で当行に対する支払期限到来額について相殺を行う権利を有している。貸付金の返済が滞る前に当行が必要な措置を取れるよう、当行は、定期的に、当行の運転資金の貸付の顧客のキャッシュ・フローを監視している。ケースバイケースで、当行はまた、借入人がその与信枠からさらなる借入金の引出しを行うことを阻止又は制限できる。

(iii) 貸付の集中

当行は、ポートフォリオを多様化する方針に従い、また、特定産業の成長性及び収益性に対する当行の予測に鑑み、かかる産業の当行の金融エクスポージャー合計を評価している。当行の信用リスク管理グループは、経済の主要部門のすべてを監視しており、特に当行が信用エクスポージャーを有する産業の動向を追っている。当行は、景気低迷時においては積極的なポートフォリオ管理を通じて脆弱な部門へのエクスポージャーを制限し、成長しつつあり、活気のあるセグメントへのエクスポージャーを増加させることにより対応している。ICICIバンクは、特定産業への貸付ポートフォリオ（個人向け貸付を除く。）をそのエクスポージャー合計の15.0%に限定する方針を有している。

インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の個人の借入人に対する信用エクスポージャーは、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに関するものでない限り、一般に当行の資本金の15.0%を超えてはならない。資本金は、インドGAAPに基づき、インド準備銀行のガイドラインに従って計算された基本的自己資本及び補完的自己資本から構成される。個人の借入人に対する信用エクスポージャーは、当行の資本金の15.0%のエクスポージャー基準を超え、さらに5.0%（エクスポージャーの総額は20.0%になることがある。）増加することができるが、かかる増加分の信用エクスポージャーはインフラ金融のためのものでなければならない。同じ経営コントロール下にある法人グループに対する当行のエクスポージャーは、一般に当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに関するものでない限り、当行の資本金の40.0%を超えてはならない。同じ経営コントロール下にある法人グループに対するエクスポージャー（インフラ・プロジェクトに関するエクスポージャーを含む。）は、当行の資本金の50.0%を上限とすることができる。銀行は、例外的な状況においては、その取締役会の承認がある場合、その年次報告書で適切な開示を行うことにより、資本金の5.0%分のエクスポージャーを拡大（エクスポージャーの総額は個人の借入人に対しては資本金の20.0%になることがあり、また、エクスポージャーの総額は同じ経営コントロール下にある法人グループに対しては資本金の45.0%になることがある。）できる。実行済及び未実行の与信枠に対するエクスポージャーは、貸付が約定された合計額又は未払いの貸付額のうち、いずれか金額の多い方として（ターム・ローンの場合には、未拠出額及び未支払枠の合計として）計算される。投資エクスポージャーは、簿価で考慮される。2014年度末現在、当行はかかるガイドラインを遵守していた。

2014年度末現在において、融資先最上位の非銀行の借入人は、当行の資本金の約12.1%を占めた。融資先最上位の同じ経営コントロール下にある法人グループは、当行の資本金の約29.1%を占めた。

[前へ](#)[次へ](#)

以下の表は、表示された日現在における当行の貸付総額（償却後）の構成を示したものである。

（単位：百万（％の数値を除く。））

	3月31日現在										
	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		
	金額(ルピー)	割合(%)	金額(ルピー)	割合(%)	金額(ルピー)	割合(%)	金額(ルピー)	割合(%)	金額(ルピー)	金額(円)	割合(%)
個人向け融資(1)(2)	1,048,931	45.2	1,004,970	38.0	1,183,925	39.4	1,290,184	38.1	1,621,267	3,064,195	40.9
道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ	112,116	4.8	151,499	5.7	196,855	6.5	227,966	6.7	271,869	513,832	6.9
非金融サービス	221,955	9.6	232,627	8.8	233,325	7.8	243,298	7.2	266,016	502,770	6.7
電力	82,158	3.5	109,745	4.2	153,841	5.1	200,452	5.9	237,912	449,654	6.0
鋼鉄製品	89,627	3.9	109,092	4.1	132,311	4.4	173,350	5.1	200,754	379,425	5.1
原油、精製及び石油化学製品	150,164	6.5	157,500	6.0	77,804	2.6	95,729	2.8	127,887	241,706	3.2
金融サービス	64,243	2.8	160,163	6.1	152,184	5.1	155,201	4.6	127,735	241,419	3.2
電子機器及び工業技術	45,054	1.9	60,635	2.3	65,576	2.2	73,835	2.2	96,717	182,795	2.4
金属及び金属製品(鋼鉄を除く。)	35,970	1.5	46,171	1.7	68,587	2.3	63,650	1.9	93,121	175,999	2.3
建設	23,152	1.0	51,423	1.9	60,408	2.0	73,443	2.2	89,316	168,807	2.3
卸売及び個人向け取引	48,770	2.1	53,367	2.0	54,985	1.8	70,752	2.1	83,757	158,301	2.1
食品及び飲料	79,348	3.4	83,376	3.2	86,473	2.9	92,257	2.7	82,020	155,018	2.1
セメント	22,391	1.0	24,921	0.9	48,149	1.6	72,156	2.1	79,019	149,346	2.0
鉱物	10,050	0.4	56,253	2.1	86,802	2.9	83,086	2.5	65,455	123,710	1.7
船舶	18,755	0.8	23,035	0.9	42,894	1.4	45,257	1.3	59,459	112,378	1.5
自動車	21,489	0.9	26,068	1.0	44,233	1.4	60,985	1.8	50,180	94,840	1.2
宝石類	26,099	1.1	25,736	1.0	32,749	1.1	38,001	1.1	44,845	84,757	1.1
その他(3)	221,165	9.6	267,053	10.1	287,084	9.5	326,040	9.7	367,604	694,772	9.3
貸付金総額	2,321,437	100.0	2,643,634	100.0	3,008,185	100.0	3,385,642	100.0	3,964,933	7,493,723	100.0
控除：貸倒引当金	(63,656)		(83,441)		(86,931)		(85,901)		(91,515)	(172,963)	
貸付金純額	2,257,781		2,560,193		2,921,254		3,299,741		3,873,418	7,320,760	

- (1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、ディーラー向け金融及び小企業向け小額ローン、個人ローン、クレジットカード、農業ローン及び証券を担保としたローンを含む。
- (2) 2014年3月31日現在における82.4十億ルピーの外貨建非居住者向け（銀行）預金に係る貸付を含む。
- (3) 主に、開発業者向け金融ポートフォリオ、工業製品（金属を除く。）、化学製品及び肥料、医薬品、繊維製品及び日用品を含む。

[前へ](#) [次へ](#)

当行の貸付ポートフォリオ総額は、2013年度末現在の3,385.6十億ルピーから17.1%増加し、2014年度末現在には3,964.9十億ルピーとなった。個人向け融資は2014年度末現在、2013年度末現在の38.1%及び2012年度末現在の39.4%に比べて、貸付金総額の40.9%であった。当行の道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ部門に対する貸付金総額の貸付金総額全体に占める割合は、2013年度末現在の6.7%に比べて2014年度末現在は6.9%であった。当行の非金融サービス部門に対する貸付金総額の貸付金総額全体に占める割合は、2013年度末現在の7.2%に比べて、2014年度末現在は6.7%であった。当行の電力部門に対する貸付金総額の貸付金総額全体に占める割合は、2013年度末現在の5.9%に比べて、2014年度末現在は6.0%であった。

2014年度末現在、当行の融資先上位の20の借入人は、当行の貸付ポートフォリオ総額の約12.7%を占め、融資先最上位の借入人は、当行の貸付ポートフォリオ総額の約1.5%を占めた。同じ経営コントロール下にある融資先上位の法人グループは、当行の貸付ポートフォリオ総額の約5.2%を占めた。

(iv) 地理的多様性

当行のポートフォリオは、地理的には全域にわたっている。マハラシュトラ州は、2014年度末現在、インド国内貸付金残高総額の最大部分を占めていた。

(v) 行政指導に基づく貸付

インド準備銀行は、銀行に、経済の特定部門への貸付を行うよう要求している。かかる行政指導に基づく貸付は、優先部門への貸付及び輸出信用から構成される。

優先部門への貸付

優先部門への貸付に関するインド準備銀行のガイドラインにより、銀行は、調整された銀行融資純額の40.0%を特定の借入人により行われた特定の種類の活動に対して貸し付けなければならない。調整された銀行融資純額の定義には、特定の投資が含まれ、前年の3月31日現在の融資額を参考にして算定される。さらに、インド準備銀行は、2013年7月26日以降に供与されたインドにおける追加の外貨建非居住者向け（銀行）／非居住者（海外）向け預金に係る貸付に係る2014年3月7日現在の残高を、調整された銀行融資純額から除外することを認めた。2014年5月、インド準備銀行は、ガイドラインを発行した。かかるガイドラインは、銀行が、「間接的農業」に分類される農業インフラ開発基金及びその他特定の基金における当該年度の3月31日現在の投資残高を含めて計算することを、優先部門全体の目標達成のために認めるものである。前年3月31日現在の投資は、優先部門及びその細区分における貸付の要件の計算基盤を策定する、調整された銀行融資純額に含まれることになる。

優先部門は、農業部門、食品及び農業を基盤とする業種、小企業／小規模ビジネス並びに一定限度までの住宅金融を含んでいる。かかる40.0%のうち、銀行は、その調整された銀行融資純額の最低18.0%を農業部門に貸し付け、その残りは特定の部門に貸し付けなければならない。また、当行は、調整された銀行融資純額の10.0%を、「脆弱な部門」区分の一定の借入人に貸し付けなければならない。

ICICIバンクは、インド準備銀行が随時定める優先部門貸付要件を遵守しなければならない。優先部門及び脆弱な部門へ貸し付けなければならない金額に不足があれば、インド準備銀行による割当てに基づき、国家農業農村開発銀行、インド中小企業開発銀行、国家住宅銀行のような政府出資のインドの開発銀行及びインド準備銀行が随時定めるその他金融機関に預託しなければならない可能性がある。かかる預金は最長7年で満期となり、市場金利よりも低い金利が付されている。2014年度末現在には、かかる債券に対する当行の投資合計額は、248.2十億ルピーであった。

2014年度末現在、ICICIバンクの優先部門への貸付は、目標の約108.5%を占める1,010.3十億ルピーであった。同日現在、適格農業貸付総額は、目標の約59.8%を占める250.6十億ルピーであった。「直接農業」への貸付金は、目標の約46.4%を占める145.9十億ルピーであった。ICICIバンクの脆弱な部門に対する貸付は、目標の約27.0%を占める62.8十億ルピーであった。「(h) 監督及び規制－貸付実行に関する規制－行政指導に基づく貸付－優先部門貸付」も参照のこと。

以下の表は、2014年度末日現在の借入人の種類別のICICIバンクの優先部門への貸付を示したものである。

(単位：十億（%の数値を除く。）)

	2014年3月31日現在		優先部門への貸付 合計に対する割合 (%)	調整された銀行 融資純額に対する 割合(%)
	金額 (ルピー)	(円)		
農業部門(1)	250.6	473.6	24.8	10.8
小企業(2)	382.4	722.7	37.9	16.4
適格な住宅ローンを含むその他の 部門貸付	377.3	713.1	37.3	16.2
合計	1,010.3	1,909.5	100.0	43.4

- (1) 調整された銀行融資純額の13.5%を備えるという要件に対して、6.3%である145.9十億ルピーの直接農業部門への貸付を含む。
- (2) 小企業には、設備機器への投資が50百万ルピーを超えない製造／加工業に従事する企業及び機器への投資が20百万ルピーを超えないサービスの提供に従事する企業が含まれる。

輸出信用

行政指導に基づく貸付の一部として、インド準備銀行はまた、銀行に、輸出業者に対して優遇金利で貸付を行うよう要求している。輸出信用は、輸出業者である借入人の船積み前及び船積み後の要件に従い、ルピー及び外貨で提供される。調整された銀行融資純額の少なくとも12.0%が輸出信用の形でなければならない。かかる要件は優先部門貸付要件に加えられるが、小規模業種又は中小企業事業の輸出業者に対する融資はまた、優先部門貸付要件を部分的に満たす場合がある。インド準備銀行は、インドの現行のインド準備銀行のガイドライン（その後の改正を含む。）に沿ったルピーによる輸出貸付残高合計の適格部分に対する銀行への輸出の再融資を規定している。輸出信用で得られる受取利息収益は、かかる輸出業者である顧客が当行から受ける外為商品及び手形処理といったその他の報酬ベースの商品及びサービスについて、かかる顧客から得られた報酬及び手数料により補完される。2014年3月31日現在、ICICIバンクの輸出信用は、当行の調整された銀行融資純額の2.8%にあたる、63.0十億ルピーであった。

(vi) 貸付の条件決定

2010年7月1日付のインド準備銀行のガイドラインが要求するように、ICICIバンクは、ICICIバンク基準金利と言われる基準金利を参照して、その貸付の条件決定を行う。資産負債管理委員会は、ICICIバンクの現在の資金調達コスト、起こり得る当行の資金調達コストの変動、市場金利、金利の見通し及びその他の体系的要素に基づいて、ICICIバンク基準金利を決定する。変動利率に関する新たな承認及びルピー制度の更新の条件決定は、ICICIバンク基準金利に連動して行われ、ICICIバンク基準金利、特定取引信用及びその他の手数料を構成する。インド準備銀行はまた、ルピーの貸付のための銀行の貸出金利は、インド準備銀行により随時規定される特定の貸付分類に係るものを除き、基準金利を下回ってはならないと規定した。ICICIバンクは、その基準金利を2013年8月23日付で、年率10.00%（月払）と設定した。インド準備銀行のガイドラインに記載されるとおり、2010年7月1日時点での既存の借入人は、基準金利制度に移行するオプションを持っている。2010年7月1日より前に認められたすべての貸付は、借入人が基準金利制度に移行しないと選択する場合、引続き従前のベンチマーク金利の制度に基づいて行われることとなる。

(f) 貸付分類

当行は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー及び当行の海外銀行子会社の場合を除き、インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の資産（当行の海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。当行の海外支店が保有する貸付で、貸付実施国の規定に従い、回収実績以外の理由により不良債権であると特定されるもののうち、既存のインド準備銀行のガイドラインに従うと正常であるものは、貸付実施国における残高である限り不良債権であると特定される。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の海外銀行子会社によって行われた貸付はいかなるものも、貸付の初期認識後に起きた1つ以上の事象（損失事象）に基づく客観的根拠がある場合、及びかかる損失事象が確実に見積もることができる将来のキャッシュフローの見積もりに対して影響を与える場合にのみ、不良資産として分類される。インド準備銀行のガイドラインの下、ターム・ローンに関しては、利息又は元本の支払期日から90日を超えて経過している場合、不良資産として分類される。当座貸越又は当座貸しに関しては、口座の残高が90日間決済不能である場合、また、手形に関しては、かかる勘定の期限が90日を超えて経過している場合、不良資産として分類される。さらに不良資産は、インド準備銀行により定められた基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産に分類される。インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。下記「(i) 条件緩和貸付」を参照のこと。

インド準備銀行のガイドラインに従った資産の分類の詳細は、以下のとおりである。

正常先資産	問題を呈しない資産又は事業に付随する通常のリスク以上のリスクを抱えていない資産は、正常先資産に分類される。
要管理先資産	要管理先資産は、12ヶ月以下の期間にわたって支払いが遅延している不良資産によって構成されている。
破綻懸念先資産	破綻懸念先資産は、12ヶ月を超えて支払いが遅延している不良資産によって構成されている。
破綻先資産	破綻先資産は、(i) 損失が認識された資産、又は(ii) 回収不能とみなされた資産によって構成されている。

当行の不良資産は、貸付のほかに信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。銀行による財務情報の開示に関する規則に従い、当行の財務書類において、当行は、不良債権のみについて報告している。

「(h) 監督及び規制－貸倒引当金及び不良資産－資産分類」も参照のこと。

(i) 条件緩和貸付

インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。完全に担保が付されている正常先貸付（商業用不動産エクスポージャー、資本市場エクスポージャー又は個人向け貸付として分類される貸付を除く。）は、元本の支払い及び／又は利息の内容の変更に伴い、資産分類により条件を緩和することができるが、条件緩和貸付として条件が緩和された年に別個に開示されなければならない。当行は、条件緩和の条件に従った十分な支払いが最低でも1年間継続して完了し、自己資本比率上、正常先資産に係る引当金／リスク加重率が正常な水準に戻るまでは、かかる貸付を条件緩和貸付として引続き分類する。現在価値で評価される貸付金の公正価値の減少がもしあれば、その額は償却され、又は引当金が当該減少の程度で計上されなければならない。条件緩和貸付に関する引当金の計上は、インド準備銀行のガイドラインに従って行われ、条件緩和前後における貸付金の公正価値の差異を条件緩和時点において計上しなければならない。条件緩和正常先貸付を正常先資産として分類し続けるためには、インド準備銀行が定める一定の条件を充足しなければならない。同様のガイドラインが、要管理先貸付及び破綻懸念先貸付にも適用される。

2013年5月にインド準備銀行が発表したガイドラインに従い、2013年6月1日以降に条件緩和された正常先勘定に係る一般引当金は、5.0%に引き上げられた。2013年6月1日より前に条件緩和された正常先勘定に必要な一般引当金は、2014年3月31日から3.5%に引き上げられ、2015年3月31日からは4.25%、2016年3月31日からは5.0%にさらに引き上げられる予定である。さらに、条件緩和された貸付（インフラ部門及び非インフラ部門における特定期間までの遅延によるものを除く。）は、2015年4月1日以降、不良債権として分類されることになった。銀行は、貸付が条件緩和された借入人の融資ベースの与信枠の総額を開示しなければならない。かかるガイドラインには、借入人に対して認められる条件緩和の条件に関する基準も記載されている。

(ii) 引当及び償却

当行は、インド準備銀行のガイドラインに従って引当を行う。インド準備銀行のガイドラインは、どの資産が償却されるか規定する条件を定めていない。当行は、貸倒引当金に対する不良債権の償却に関し、内部規則を有している。「－(h) 監督及び規制－貸倒引当金及び不良資産－引当及び償却」も参照のこと。引当に関するインド準備銀行のガイドラインは以下のとおりである。

正常先資産 業績ポートフォリオに関する引当金は、インド準備銀行によって発表されるガイドラインに基づく。すべての正常先資産の引当金の設定要件は、0.4%の統一レートであるが、以下の場合を除く。

- ・ 農業部門及び小規模零細企業部門に対する直接貸付については、0.25%を要件とする。
- ・ 商業用不動産住宅部門及び非住宅部門に対する貸付については、それぞれ0.75%から1.0%を引当金要件とする。
- ・ 住宅貸付（最初の数年間については比較的金利が低く設定されており、その後、高めの金利に設定し直される。）については、2.0%を引当金要件とする。

2011年5月にインド準備銀行は、条件緩和貸付に関する正常先資産に対する引当金を、条件緩和の最初の日から起算して2年の間に、2.0%に引き上げた。利息／元金の支払いについて猶予がある条件緩和貸付については、正常先資産に対する引当金は、猶予期間及びその後の2年間について2.0%とする。不良貸付として分類される条件緩和勘定が正常区分に格上げされた際には、格上げの初日から起算して最初の1年間につき、2.0%の引当金要件を課されることとなる。2012年11月、インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する正常先資産に対する引当金を2.00%から2.75%に引き上げた。

2013年6月1日以降に条件緩和された正常先資産に対する引当金の勘定については、5.0%に引き上げられた。2013年6月1日より前に条件緩和勘定について要求される正常先資産引当金は、2014年3月31日から3.5%に引き上げられ、2015年3月31日からは4.25%、2016年3月31日からは5.0%にさらに引き上げられる予定である。

要管理先資産 2011年5月以降、すべての要管理先資産には、これまでの要件であった10.0%と比較して、15.0%の引当金が要求される。当初から無担保の部分には10.0%の追加引当が要求される。要管理先資産と分類された無担保のインフラ関連の貸付には、20.0%の引当金が要求される。

破綻懸念先資産 破綻懸念先資産の無担保の部分に対して、100.0%の引当金／償却が要求され、収入に対しても課される。破綻懸念先として分類される資産の担保されている部分に関し、2012年度以降、1年間破綻懸念先として分類される資産に対しては25.0%（2011年度は20.0%）、1年から3年にわたり破綻懸念先として分類される資産に対しては40.0%（2011年度は30.0%）、また3年間を超えて破綻懸念先として分類される資産に対しては100.0%の引当金が要求される。貸付が保証された担保の価格は、借入人の帳簿上又は外部の査定人が決定する実現可能価額に反映される金額である。

破綻先資産 資産全額を償却し、引き当てることが要求される。

条件緩和貸付 条件緩和貸付に関する引当金は、公正価値の差異に相当する金額であることを要求されている。条件緩和前の貸付の公正価値は、条件緩和前の貸付条件に基づき課される利率による利息及び元本に関するキャッシュ・フローの現在価値として算出される。条件緩和後の貸付の公正価値は、条件緩和後の貸付条件に基づき課される利率による利息及び元本に関するキャッシュ・フローの現在価値として算出される。いずれの場合も、キャッシュ・フローは、条件緩和時点における銀行の基準金利並びに適切な期間プレミアム及び条件緩和時点における借入人分類による信用リスクプレミアムにより割り引かれる。

当行の方針

ICICIバンクは、インド準備銀行のガイドラインに従い、法人向け不良債権に関する引当金を設定している。ICICIバンクは、インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルの範囲内で、ICICIの引当金の方針に従って、借入人ごとに、消費者向け不良資産に関する引当金を設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保部分については全額引当て、又は償却している。当行は、不良債権に対する特定引当金、正常貸付に対する一般引当金及び合併により旧バンク・オブ・ラジャスタンから承継した流動的引当金を設定している。

条件緩和貸付については、インド準備銀行の条件緩和に係るガイドラインに従って引当を行っている。上述のインド準備銀行のガイドラインに従って算出された当行の2014年度末現在の引当比率は、68.6%である。

(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響

1990年代後半、インド経済の開放による国内経済の競争激化、株式に関連した高い水準の債務及び商品市場の低迷に起因して、インド企業の業務成果の圧迫、財務システムにおける大量の減損試算の増加、及び多数の企業に対する条件緩和プログラムの承認がもたらされた。これにより、インド金融システム（当行の貸付金を含む。）における条件緩和貸付及び不良債権は2001年度から2004年度にかけて増加した。条件緩和貸付及び不良債権はその後減少したものの、とりわけ2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻後の2009年度における世界経済の停滞によって、幾つかのインド企業の業績は、悪影響を受けた。インド企業は、世界の債券資本市場から調達可能な融資やリファイナンスの不足、商品価格の急落による期末棚卸高に関する損失、産出物への需要減少及び価格低下、並びに現金発生額及び収益性の減少による打撃を受けた。これは、2009年度及び2010年度において、当行を含むインドの銀行システムにおける追加的な貸付金の条件緩和をもたらした。

インドの個人向けクレジット市場（消費者ローン、クレジットカード債権及び無担保の個人ローンから成る。）は、2002年度から2007年度にかけては、家計収入の増加、金利の低下及び個人向けクレジットの信用枠の拡大により、急激に拡大した。2007年度以降、体系的な金利引き上げ及び住宅価格の上昇により、借入人の金銭的な余裕が減少したことを受け、個人向けクレジット市場は、大幅に減速した。2008年度及び2009年度中に、当行の消費者ローン及びクレジットカード債権ポートフォリオにおける不良債権は増加した。かかる増加の主因は、回収及びマクロ経済環境の低迷によるポートフォリオ全体の要素が加味されたこと及び無担保の個人ローン及びクレジットカード債権における貸倒の増加であった。当行の個人向けポートフォリオにおける不良資産総額の追加額は、2010年度において引続き高水準であったものの、当行の個人向け不良債権の総額に対する純追加額は、当行が開始した支払滞納防止措置及び2009年度下半期以降に改善された回収により、2011年度以降急激に減少した。これらの方策は個人向け貸付の適格要件の強化、無担保貸付の重要性の減少及びクレジットカード保持者の信用制限の再調整を含んだものであった。かかる方策はまた、商品間で回収を統合し、技術をより効率的に利用することにより見直された回収の業務をカバーしている。さらに、顧客対応のコールセンター業務、地方の方言及び地域の言語による対応並びに借入人による未収金の早期通知が増加した。また、仲介のような論争解決技術及び法的プロセスの集中化を通じて、滞納している借入人との議論が解決された。

2012年度以降、インド経済の成長は急激に減速した。高インフレに応じた金融政策の引締めを受けて、経済における金利は上昇した。法人部門の売上及び利益の伸びは減少し、また、運転資金サイクルが伸びるとともに、債権の水準が高まった。インドルピーは当年度において、米ドルに対して大幅に下落した。さらに、企業の投資活動は、通関に関する行政手続に対する懸念並びに土地資源及び天然資源へのアクセスに関する問題による影響を受けた。例えば、火力及びガスの発電所用の燃料の安定供給に関して問題が存在している。成長に関する懸念を鑑みて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると感じ、いくつかの企業及び部門は比較的高いレバレッジを有している。これらの動向及び懸念は2014年度中継続した。2014年度には緩やかな回復を見せるという当初の予想に反し、国内総生産の成長は、2013年度の4.5%と比較して、2014年度は4.7%に留まり、産業の成長についてはさらに減速し、2013年度の1.0%と比較して、2014年度は0.4%となった。また、2014年度下半期における予想より高いインフレを鑑みて、インド準備銀行は、当該年度中にレポレート50ベースポイント引き上げたが、これは、2014年度には金利が低下するという当初の予想に反するものであった。さらに、為替レートの急落及び、かかる為替レートの急落に対処するためにインド準備銀行が講じた措置により、特に2014年度上半期において、金融市場は依然として不安定となった。「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(2) 事業環境―2014年度の動向」も参照のこと。これらの要因及びその他の要因により、当行を含め、インドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は増加している。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(b) 当行のポートフォリオにおける不良資産の水準を管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」及び「―第3―3 対処すべき課題―(1) 将来に向けた計画及び戦略」も参照のこと。

失業の増加、長期にわたる不況、当行の規制機関による当行の貸付ポートフォリオの評価及び検討、金利の急激かつ持続的な上昇、国際経済及びインド経済の発展、世界の商品市場及び為替相場の動き並びに国際的な競争などの様々な要因により、個人向け及びその他の貸付における不良資産の水準が上昇し、当行の貸付ポートフォリオの品質が重大な悪影響を被る可能性がある。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(b) 当行のポートフォリオにおける不良資産の水準を管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」及び「―第3―3 対処すべき課題―(1) 将来に向けた計画及び戦略」も参照のこと。

条件緩和貸付

以下の表は、表示された日付現在における当行のルピー建条件緩和貸付及び外貨建条件緩和貸付ポートフォリオの総額水準を業務分野別に示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日現在					
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (円)
消費者ローン及びクレジット 債権	3,704	1,847	164	388	297	561
ルピー建て	3,704	1,623	13	152	185	350
外貨建て	-	224	151	236	112	212
商業 (1)	63,534	27,256	52,553	66,919	133,151	251,655
ルピー建て	42,798	17,934	40,319	47,314	83,258	157,358
外貨建て	22,736	9,322	12,234	19,605	49,893	94,298
条件緩和貸付合計	69,238	29,104	52,717	67,307	133,448	252,217
ルピー建て	46,502	19,558	40,333	47,466	83,443	157,707
外貨建て	22,736	9,546	12,385	19,841	50,005	94,509
条件緩和貸付総額(2)	69,238	29,104	52,717	67,307	133,448	252,217
貸倒引当金	(2,758)	(940)	(4,642)	(5,294)	(11,235)	(21,234)
条件緩和貸付純額	66,480	28,164	48,075	62,013	122,213	230,983
顧客資産総額(2)	2,601,135	3,108,740	3,531,625	4,001,517	4,615,808	8,723,877
顧客資産純額	2,536,941	3,024,694	3,443,817	3,914,869	4,523,471	8,549,360
顧客資産総額に対する 条件緩和貸付総額の割合	2.7%	0.9%	1.5%	1.7%	2.9%	
顧客資産純額に対する 条件緩和貸付純額の割合	2.6%	0.9%	1.4%	1.6%	2.7%	

(1) 運転資金金融を含む。

(2) ICICIバンク及びその子会社の貸付並びにICICIバンクの信用補完（償却後）を含む。

(3) 2013年度に実施されたインド準備銀行のガイドラインに基づき、条件緩和貸付は、貸付の条件が緩和された借入人に対するすべての貸付を含む。したがって、過年度に表示されている数字もまた、再分類されている。

以下の表は、表示された日現在における借入人の産業又は経済活動別の条件緩和貸付総額及び条件緩和貸付総額全体に対する比率を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在										
	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		
	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	条件緩和 貸付の割合 (%)
非金融サービス	12,256	17.7	8,954	30.8	10,891	20.7	8,632	12.8	15,930	30,108	11.9
医薬品	2,668	3.9	2,373	8.2	7,200	13.7	6,993	10.4	12,574	23,765	9.4
道路、港、通信、都市開発 及びその他のインフラ	8,696	12.6	3,851	13.2	6,695	12.7	16,282	24.2	24,214	45,764	18.1
化学製品及び肥料	212	0.3	2,664	9.2	5,676	10.8	6,261	9.3	7,196	13,600	5.4
金融サービス	313	0.5	-	0.0	6,137	11.6	5,595	8.3	4,967	9,388	3.7
電力	16,993	24.5	554	1.9	2,648	5.0	3,828	5.7	7,879	14,891	5.9
工業製品 (金属を除く。)	194	0.3	145	0.5	2,608	5.0	3,004	4.5	76	144	0.1
卸売及び個人向け取引	-	-	-	-	2,177	4.1	1,588	2.4	1,716	3,243	1.3
繊維製品	5,162	7.5	887	3.1	1,432	2.7	1,510	2.2	4,435	8,382	3.3
食品及び飲料	2,998	4.3	1,929	6.6	2,069	3.9	720	1.1	1,898	3,587	1.4
建設	300	0.4	305	1.0	-	-	5,453	8.1	19,168	36,228	14.4
銅鉄製品	2,791	4.0	1,555	5.3	2,268	4.3	1,913	2.8	11,072	20,926	8.3
電子機器及び工業技術	1,216	1.8	393	1.4	457	0.9	3,642	5.4	6,364	12,028	4.8
船舶	47	0.1	1,612	5.5	500	1.0	881	1.3	9,688	18,310	7.3
セメント	537	0.8	101	0.4	341	0.6	320	0.5	-	-	-
自動車 (トラックを含む。)	5,271	7.6	37	0.1	19	-	-	-	-	-	-
紙及び紙製品	367	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原油、精製及び石油化学製 品	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-
金属及び金属製品 (銅鉄を除く。)	293	0.4	-	-	-	-	-	-	217	410	0.2
個人向け融資	3,704	5.4	1,847	6.3	164	0.3	388	0.6	297	561	0.2
その他(1)	5,220	7.5	1,879	6.5	1,435	2.7	297	0.4	5,757	10,881	4.3
条件緩和貸付総額	69,238	100.0	29,104	100.0	52,717	100.0	67,307	100.0	133,448	252,217	100.0
貸倒引当金総額	(2,758)		(940)		(4,642)		(5,294)		(11,235)	(21,234)	
条件緩和貸付純額	66,480		28,164		48,075		62,013		122,213	230,983	

(1) その他の業種は主に、不動産を含む。

2012年度以降、インド経済の成長は減速した。高インフレに応じた金融政策の引締めを受けて、経済における金利は上昇した。法人部門の売上利益は減少し、また、運転資金サイクルが伸びるとともに、債権の水準が高まった。インドルピーは当年度において、米ドルに対して大幅に下落した。さらに、企業の投資活動は、通関に関する行政手続に対する懸念並びに土地資源及び天然資源へのアクセスに関する問題による影響を受けた。例えば、火力及びガスの発電所用の燃料の安定供給に関して問題が存在している。成長に関する懸念を鑑みて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると感じ、いくつかの企業及び部門は比較的高いレバレッジを有している。これらの動向及び懸念は2014年度中継続した。2014年度には緩やかな回復を見せるという当初の予想に反し、国内総生産の成長は、2013年度の4.5%と比較して、2014年度は4.7%に留まり、産業の成長についてはさらに減速し、2013年度の1.0%と比較して、2014年度は0.4%となった。また、2014年度下半期における予想より高いインフレを鑑みて、インド準備銀行は、当該年度中にレポレートを引き上げしたが、これは、2014年度には金利が低下するという当初の予想に反するものであった。さらに、為替レートの急落及び、かかる為替レートの急落に対処するためにインド準備銀行が講じた措置により、特に2014年度上半期において、金融市場は依然として不安定となった。「第3-7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析-(2) 事業環境-2014年度の動向」も参照のこと。これらの要因及びその他の要因により、当行を含めインドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は増加している。

当行が条件緩和した貸付は、2013年度の24.9十億ルピーと比較して、2014年度においては69.4十億ルピーであった。2014年度に条件緩和された貸付は、工業部門に対する貸付であった。2014年度中、建設部門に対する条件緩和貸付は13.7十億ルピー増加し、鋼鉄製品部門に対する条件緩和貸付については9.2十億ルピーの増加、船舶部門に対する条件緩和貸付については8.8十億ルピーの増加、道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ部門に対する条件緩和貸付については7.9十億ルピーの増加、医薬品に対する条件緩和貸付は5.6十億ルピーの増加となった。2014年度において、かかる支払実績に基づき、当行は、貸付残高総額0.9十億ルピーに相当する一定の借入人勘定（2013年度は2.6十億ルピー）を格上げした。その結果、条件緩和貸付総額は、2013年度末現在の67.3十億ルピーから98.3%増加して2014年度末現在には133.4十億ルピーとなった。一方、条件緩和貸付純額は、2013年度末現在の62.0十億ルピーから97.1%増加して、2014年度末現在には122.2十億ルピーとなった。

条件緩和貸付純額は、2013年度末現在の1.6%と比較して、2014年度末現在は純顧客資産の2.7%であった。条件緩和貸付に関する公正価値の減少（資金調達金利に関する引当金を含む。）に対する引当金残高は、2013年度末現在には5.3十億ルピーであったのに対して、2014年度末現在には11.2十億ルピーとなった。「一第3－4 事業等のリスク」(2) 当行の事業に関するリスク(d) 当行のポートフォリオにおける条件緩和貸付の水準は上昇する可能性があり、当行の条件緩和貸付につき予定されたとおりの履行がなされない場合には、当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。」を参照のこと。「一第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(4) 事業の見通し(j) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」も参照のこと。

(iv) 不良資産

以下の表は、表示された日付現在における当行のルピー建及び外貨建不良顧客資産ポートフォリオ総額を業務分野別に示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日現在					
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	金額(ルピー)	金額(ルピー)	金額(ルピー)	金額(ルピー)	金額(ルピー)	金額(円)
消費者ローン及びクレジットカード債権(1)	69,462	71,778	67,356	49,156	32,968	62,310
ルピー建て	69,111	71,296	66,915	48,891	32,701	61,805
外貨建て	351	482	441	265	267	505
商業(2)	35,923	39,641	39,673	57,914	89,929	169,966
ルピー建て	25,337	29,058	27,616	42,939	61,481	116,199
外貨建て	10,586	10,583	12,057	14,975	28,448	53,767
リース及び関連業務	436	156	95	95	97	183
ルピー建て	436	156	95	95	97	183
外貨建て	-	-	-	-	-	-
不良資産合計	105,821	111,575	107,124	107,165	122,994	232,459
ルピー建て	94,884	100,510	94,626	91,925	94,279	178,187
外貨建て	10,937	11,065	12,498	15,240	28,715	54,271
不良資産総額(3)(4)	105,821	111,575	107,124	107,165	122,994	232,459
貸倒引当金	(59,083)	(79,501)	(79,875)	(78,016)	(78,366)	(148,112)
不良資産純額	46,738	32,074	27,249	29,149	44,628	84,347
顧客資産総額(3)	2,601,135	3,108,740	3,531,625	4,001,517	4,615,808	8,723,877
顧客資産純額	2,536,941	3,024,694	3,443,817	3,914,869	4,523,471	8,549,360
顧客資産総額に対する不良資産総額の割合	4.1%	3.6%	3.0%	2.7%	2.7%	
顧客資産純額に対する不良資産純額の割合	1.8%	1.1%	0.8%	0.7%	1.0%	

(1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人ローン、クレジットカード債権及び開発業者向け金融を含む。

(2) 運転資金金融を含む。

(3) ICICIバンク及びその子会社に対する貸付並びにICICIバンクの信用補完（償却後）を含む。

(4) それぞれの子会社の監督機関によるガイドラインに従って、不良資産とみなされる貸付を含む。

以下の表は、表示された期間における当行の不良資産ポートフォリオ総額を示したものである。(1)

細目	(単位：百万)					
	2010年 (ルピー)	2011年 (ルピー)	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
A. 消費者ローン及び クレジットカード債権(2)(3)						
年度初めにおける不良資産	72,201	69,462	71,778	67,356	49,156	92,905
加算：年度中における新規不良資産	55,834	18,535	18,604	9,927	12,759	24,115
控除：						
格上げ(4)	(4,176)	(5,817)	(4,927)	(3,995)	(3,314)	(6,263)
改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	(20,371)	(9,785)	(11,461)	(8,793)	(6,049)	(11,433)
償却	(34,026)	(617)	(6,638)	(15,339)	(19,584)	(37,014)
年度末における不良資産	69,462	71,778	67,356	49,156	32,968	62,310
B. 商業(5)						
年度初めにおける不良資産	27,188	35,923	39,641	39,673	57,914	109,457
加算：年度中における新規不良資産	18,717	14,561	17,183	28,992	40,839	77,186
控除：						
格上げ(4)	(2,480)	(1,765)	(3,485)	(4,083)	(1,055)	(1,994)
改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	(6,511)	(7,806)	(7,995)	(3,947)	(5,200)	(9,828)
償却	(991)	(1,272)	(5,671)	(2,721)	(2,569)	(4,855)
年度末における不良資産	35,923	39,641	39,673	57,914	89,929	169,966
C. リース業及び それに関係する業務						
年度初めにおける不良資産	532	436	156	95	95	180
加算：年度中における新規不良資産	-	-	-	-	2	4
控除：						
格上げ(4)	(96)	-	-	-	-	-
改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	-	(280)	(61)	-	-	-
償却	-	-	-	-	-	-
年度末における不良資産	436	156	95	95	97	183
D. 不良資産合計(A+B+C)						
年度初めにおける不良資産	99,921	105,821	111,575	107,124	107,165	202,542
加算：年度中における新規不良資産	74,551	33,096	35,787	38,919	53,600	101,304
控除：						
格上げ(4)	(6,752)	(7,582)	(8,412)	(8,078)	(4,369)	(8,257)
改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	(26,882)	(17,871)	(19,517)	(12,740)	(11,249)	(21,261)
償却	(35,017)	(1,889)	(12,309)	(18,060)	(22,153)	(41,869)
年度末における不良資産(5)	105,821	111,575	107,124	107,165	122,994	232,459

(1) 各子会社の規制当局により発表されたガイドラインに従って減損貸付と認められたものを含む。

(2) 「クレジットカード債権」に関し、不良資産の期首及び期末残高の差額は、「償却」に含まれる年度中に償却された口座を除き、不良資産純総額への追加額に含まれる。

(3) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人ローン、クレジットカード債権、個人向け当座貸越貸付、ディーラー向け資金調達及び開発業者向け金融を含む。

(4) 不良と分類されていたが業績において格上げされた口座をいう。

(5) 運転資金の回収を含む。

以下の表は、表示された日現在における借入人の産業又は経済活動別の不良資産総額（償却控除後）及び不良資産全体に対する比率を示したものである。

（単位：百万（％の数値を除く。））

	3月31日現在										
	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		
	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	不良 資産 の割合 (%)
個人向け融資(1)	81,363	76.9	83,691	75.0	78,790	73.6	59,786	55.8	42,793	80,879	34.8
非金融サービス	575	0.5	804	0.7	398	0.4	9,144	8.5	15,598	29,480	12.7
道路、港、通信、都市開発 及びその他のインフラ	77	0.1	73	0.1	146	0.1	142	0.1	9,922	18,753	8.1
化学製品及び肥料	2,042	1.9	1,830	1.6	1,515	1.4	1,772	1.7	1,737	3,283	1.4
金融サービス	2,735	2.6	1,213	1.1	1,265	1.2	1	-	569	1,075	0.5
電力	2	-	18	-	92	0.1	91	0.1	654	1,236	0.5
卸売及び個人向け取引	2,503	2.4	2,697	2.4	1,152	1.1	4,165	3.9	4,064	7,681	3.3
繊維製品	1,347	1.3	1,605	1.4	1,527	1.4	2,646	2.5	5,078	9,597	4.1
食品及び飲料	3,929	3.7	4,240	3.8	4,045	3.8	4,595	4.3	7,097	13,413	5.8
建設	297	0.3	703	0.6	893	0.8	2,237	2.1	3,188	6,025	2.6
銅鉄製品	1,563	1.5	102	0.1	913	0.9	1,993	1.9	3,795	7,173	3.1
電子機器及び工業技術	430	0.4	334	0.3	1,805	1.7	3,025	2.8	3,406	6,437	2.8
船舶	13	-	1,173	1.1	448	0.4	376	0.4	674	1,274	0.5
セメント	-	-	359	0.3	-	-	-	-	300	567	0.2
原油、精製及び石油化学製 品	233	0.2	18	-	2,819	2.6	2,467	2.3	2,637	4,984	2.1
金属及び金属製品 (銅鉄を除く。)	736	0.7	1,334	1.2	1,366	1.3	1,336	1.2	1,350	2,552	1.1
鉱物	581	0.5	-	-	611	0.6	804	0.8	900	1,701	0.7
宝石類	1,640	1.5	1,960	1.8	2,904	2.7	3,008	2.8	4,081	7,713	3.3
その他の産業(2)	5,755	5.4	9,421	8.5	6,435	6.0	9,577	8.9	15,151	28,635	12.3
不良資産総額	105,821	100.0	111,575	100.0	107,124	100.0	107,165	100.0	122,994	232,459	100.0
貸倒引当金総額	(59,083)		(79,501)		(79,875)		(78,016)		(78,366)	(148,112)	
不良資産純額	46,738		32,074		27,249		29,149		44,628	84,347	

- (1) 住宅ローン、商業ビジネスローン、農業ローン、自動車ローン、ビジネス・バンキング、クレジットカード、個人ローン、証券を担保としたローン及びディーラー向け金融ポートフォリオを含む。
- (2) その他の業種は主に、開発業者向け金融ポートフォリオ、自動車、工業製品（金属を除く。）、医薬品及び日用品を含む。
- (3) 2013年3月31日から、当行は、原ローンの特性をより反映するために、国内の貸付ポートフォリオの分類を改定した。したがって、過年度に表示された当行の貸付ポートフォリオもまた再分類された。

2009年度において、当行の消費者ローンポートフォリオの要素が加味されたこと並びに回収に係る問題及びマクロ経済環境の悪影響に起因した無担保の個人向け貸付及びクレジットカード債権の債務不履行の増加により、同ポートフォリオにおける不良資産は増加した。当行の消費者ローンポートフォリオにおける不良資産総額の追加額は、2010年度において引続き高水準であったものの、2011年度以降、消費者ローン不良債権総額の追加額は、当行が開始した支払滞納防止措置及び改善された貸付回収の実務により、急激に減少した。消費者ローンの不良債権総額への追加額は、2010年度は55.8十億ルピーであったが、2011年度は18.5十億ルピー、2012年度においては18.6十億ルピーへと急激に減少した。消費者ローンの不良債権総額への追加額は、低水準に留まり、2013年度は9.9十億ルピー、2014年度においては12.8十億ルピーであった。2014年度中、当行は、総額3.3十億ルピーの消費者ローンの不良債権を格上げし、総額6.0十億ルピーの消費者ローンの不良債権に対する回収を行った。2014年度においては総額19.6十億ルピーの消費者ローンが償却された。その結果、消費者ローンの不良債権総額は2013年度末現在の49.2十億ルピーから減少して2014年度末現在の33.0十億ルピーとなった。

「－(i)条件緩和貸付」に示されるとおり、当行を含めインドの銀行の商業向けの消費者ローンの不良債権は増加している。これは、消費者ローンの不良債権総額への追加額が増加し、2012年度の17.2十億ルピーから2013年度には29.0十億ルピーとなり、2014年度においては40.8十億ルピーへとさらに増加したことを反映している。2014年度において、道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ部門に対する不良債権は9.8十億ルピー増加し、非金融サービス部門に対する不良債権については6.5十億ルピーの増加、食品及び飲料部門に対する不良債権については2.5十億ルピーの増加、繊維製品に対する不良債権については2.4十億ルピーの増加となった。2014年度中、当行は総額1.1十億ルピーの商業融資の不良債権を格上げし、総額5.2十億ルピーの商業融資の不良債権に対する回収を行った。2014年度においては、総額2.6十億ルピーの商業融資が償却された。その結果、商業融資の不良債権総額は、2013年度末現在の57.9十億ルピーから増加して2014年度末現在には89.9十億ルピーとなった。

不良資産総額への追加額は、2013年度の38.9十億ルピーから増加して2014年度には53.6十億ルピーとなった。2014年度において、当行は総額4.4十億ルピーの不良資産を格上げし、総額11.2十億ルピーの不良資産に対する回収を行った。2014年度において、2013年度の18.1十億ルピーに対して総額22.2十億ルピーの貸付が償却された。その結果、不良資産総額は、2013年度末現在の107.2十億ルピーから増加して2014年度末現在には123.0十億ルピーとなった。顧客資産純額に占める不良資産純額の比率に関しては、2013年度末現在は0.7%であったのに対し、2014年度末現在は1.0%であった。

不良資産対策

回収不能な不良資産について、会社が返済能力を喪失している場合には、当行は、和解による解決、担保の強化及び整理統合の推進を目的とした積極的なアプローチを採用している。当行は、回収の時間的価値及び解決に向けての実際的なアプローチに重点を置いている。当行の回収努力の成功にとっての重要な要素は、当行の債権に対する担保にある。また、当行は、監視下にある債権の積極的な管理を継続的に行っている。当行の対策は、初期問題に対する早期解決を目指した識別に向けての積極的なアプローチにより成り立っている。

不良資産の清算に係る当行の戦略には、資産再構築会社により発行されたパススルー証券の形の有価証券受領証と引換えに行われる資産再構築会社への金融資産の売却が含まれており、この場合有価証券の保有者に対する支払いは、譲渡資産からの実際に実現したキャッシュ・フローに基づいて行われている。インドGAAPに基づき、これらの証券は、インド準備銀行のガイドラインに従って資産再構築会社によって宣言された純資産価値で評価される。米国GAAPの下では、当行が有価証券受領証と引換えに売却する資産は、売却として計上されない。これは、かかる譲渡はFASB ASC Topic 860の下において当行が保有する売却として計上されないこと、又は、「譲渡及びサービス業務」若しくは譲渡は、FASB ASC Subtopic 810-10に規定された「連結 - 全般」によって大きく影響されるものであるという、いずれかの理由による。「連結 - 全般」においては、当行はこれら一定のファンド／信託の「第一受益者」であるとされ、米国GAAPの下でこれらの事業体を連結することが要求されているからである。これらの資産は米国GAAPの下では条件緩和資産とみなされる。「－(h) 監督及び規制－資産再構築会社に対する資産の売却に関する規制」も参照のこと。当行は、当行の不良資産純額を資産再構築会社に売却した。かかる不良債権の売却額は、2012年度は総額0.04十億ルピー、2013年度は総額0.1十億ルピー、2014年度は総額1.5十億ルピーであった。2014年度末現在、当行は、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証として純投資額8.8十億ルピーの残高を有していた。

当行は、貸付の不良債権化を阻止するために積極的な改善策を講じられるよう当行の借入人の信用格付の推移を監視している。当行は、業界予想を検討し、規制及び財務環境の変化が及ぼす影響を分析する。当行の定期的な審査制度により、当行は債権の状態を監視し、速やかに改善措置を講じることができる。

また、当行の個人向け担保付貸付は、調達された資産（主に不動産及び車両）に係る第一順位かつ排他的な先取特権により担保されている。当行は、当行の担保書面により、裁判所又は裁決機関に委託することなく、工場、設備及び車両等の資産により構成される担保につき実行する権限を有している（顧客がかかる裁判所又は裁決機関に当行の措置を停止するよう委託した場合を除く。）。個人向け貸付に関し、当行は、支払期日を経過した貸付の調査及び延滞額の回収のための迅速な対応を確保するため、標準的な回収手続を採用している。

当行は通常、法人向け貸付は、貸付の開始日現在過度に担保が付されているものとする。しかし、インドにおける法的手続は長期間に及ぶため、数年間その回収が遅れる可能性がある。このため、担保権の執行及び実行に遅れが生じている。当行はまた、市場性のある有価証券を含めた金融資産の担保を取り、また、適当である限り法人保証及び個人保証を受けることができる。一定の場合、融資の条件には、スポンサーの借入人の株式の保有に関する誓約及びスポンサーの当該株式の全部又は一部の売却権限に関する制限が含まれる。株式に関する誓約は、株価の動向により誓約事項が追加される仕組みとなっている。当行は、担保の執行手続が継続している間は、当行の帳簿上の不良資産を保有し続ける。したがって、不良資産は、貸付勘定が決済されるか又は担保が実行されるまで、当行のポートフォリオにおいて、同様の状況における米国の銀行と比べ長期間保有されることとなる。「－(e) 貸付ポートフォリオ(ii) 担保－設定、対抗要件具備及び実行」も参照のこと。

貸倒引当金

以下の表は、表示された期間における、不良資産ポートフォリオに対する引当金を示したものである。(1)

(単位：百万)

	3月31日現在					
	2010年 (ルピー)	2011年 (ルピー)	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
A. 消費者ローン及び						
クレジットカード債権(2)(3)						
年度初めにおける貸倒引当金総額	40,674	42,087	56,507	56,928	42,642	80,593
加算：年度中における引当金	36,028	19,696	13,839	7,630	7,015	13,258
控除：償却のための引当金	(33,470)	(617)	(6,638)	(15,339)	(19,584)	(37,014)
控除：引当金の超過額の償却	(1,145)	(4,659)	(6,780)	(6,577)	(4,486)	(8,479)
年度末における貸倒引当金総額	42,087	56,507	56,928	42,642	25,587	48,359
B. 商業(4)						
年度初めにおける貸倒引当金総額	11,654	16,834	22,838	22,852	35,279	66,677
加算：年度中における引当金	8,617	9,466	8,548	16,658	21,977	41,537
控除：償却のための引当金	(636)	(759)	(4,930)	(1,996)	(2,454)	(4,638)
控除：引当金の超過額の償却	(2,801)	(2,703)	(3,604)	(2,235)	(2,120)	(4,007)
年度末における貸倒引当金総額	16,834	22,838	22,852	35,279	52,682	99,569
C. リース業及び						
それに関係する業務						
年度初めにおける貸倒引当金総額	252	162	156	95	95	180
加算：年度中における引当金	-	80	-	-	2	4
控除：償却のための引当金	-	-	-	-	-	-
控除：引当金の超過額の償却	(90)	(86)	(61)	-	-	-
年度末における貸倒引当金総額	162	156	95	95	97	183
D. 引当金合計(A+B+C)						
年度初めにおける貸倒引当金総額	52,580	59,083	79,501	79,875	78,016	147,450
加算：年度中における引当金	44,645	29,242	22,387	24,288	28,994	54,799
控除：償却のための引当金	(34,106)	(1,376)	(11,568)	(17,335)	(22,038)	(41,652)
控除：引当金の超過額の償却	(4,036)	(7,448)	(10,445)	(8,812)	(6,606)	(12,485)
年度末における貸倒引当金総額	59,083	79,501	79,875	78,016	78,366	148,112

(1) 各子会社の規制当局により発表されたガイドラインに従って減損貸付と認められたものを含む。

(2) 「クレジットカード債権」に関し、貸倒引当金総額の期首及び期末残高の差額は、「控除：償却のための引当金」に含まれる年度中に償却された口座を除き、「加算：年度中における引当金」に純額で含まれる。

(3) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人ローン、クレジットカード及び農機具ローンを含む。

(4) 運転資金の回収を含む。

引当金の超過額の償却後の不良資産に対する引当金は、2012年度の11.9十億ルピーから2013年度は15.5十億ルピーに増加し、2014年度にはさらに22.4十億ルピーに増加した。

「－(i)条件緩和貸付」及び「－(iv)不良資産」に示されるとおり、2013年度及び2014年度において、工業部門における不良債権及び条件緩和された商業融資の追加額は増加した。引当金の超過額の償却後の商業ローンに係る引当金は、2012年度の4.9十億ルピーから増加して、2013年度は14.4十億ルピーとなり、2014年度はさらに19.9十億ルピーとなった。

2008年度から2010年度の間に、当行の消費者ローンにおける不良債権が増加したが、これは、ポートフォリオの要素が加味されたこと並びに回収に係る問題及びマクロ経済環境の悪影響に起因した無担保の個人向け貸付及びクレジットカード債権の債務不履行の増加に起因する。2011年度以降、不良消費者ローン総額の追加額は、当行が開始した支払滞納防止措置及び改善された回収により、急激に減少した。かかる減少により、不良消費者ローンに対する引当金の超過額の償却後の引当金は、2012年度における7.1十億ルピーから2013年度における1.1十億ルピーへと減少し、2014年度においては2.5十億ルピーとなった。「－(iv)不良資産」及び「－条件緩和貸付」も参照のこと。

(v) 潜在的問題のある貸付

貸付の払戻し条件に従う借入人の能力に懸念がある場合、当行はこれらの貸付を潜在的な問題のある貸付としている。2014年度末現在、当行は、潜在的問題のある貸付103.0十億ルピーを所有しており、この貸付は不良資産又は条件緩和資産として分類されない。当行は、貸付の払戻し条件の遵守に関してかかる貸付及び借入人を注意深く監視している。また当行は、連結財務書類に対する附属明細書18Bに示されるとおり支払期日を過ぎた貸付及び投資適格に満たない貸付も同様に監視している。

(g) 技 術

当行は、金融サービス部門において常に最先端の技術を取り入れるべく努力を続けている。当行は、競争力を高めまた当行の全体的な生産性及び効率性を向上させるために、当行の事業運営の戦略的手段として情報技術を使用するよう努めている。当行は、支店、インターネット・バンキング、ATM、モバイル・バンキング、タブレットを利用した新預金口座開設を含むタブ・バンキング、テレフォン・バンキング及びソーシャル・ネットワークを通じてバンキング・ファシリティを提供するフェイスブック・バンキングなどのすべての通信に高いレベルの機能性を提供しようとしていると同時に向上の継続とセキュリティ、インフラストラクチャー及びネットワークの強化を目的としている。当行の技術イニシアティブは価値を最大化すること、顧客に対して更なる利便性を提供すること、及びサービスレベルを向上させながらもコストを削減することを目指している。当行が特に重点を置く技術は以下のものである。

- ・ 電子通信及びオンライン通信の使用による以下の効果
 - －当行の商品及びサービスの容易な利用
 - －販売及び取引に係る費用の削減
 - －新規顧客の獲得
 - －既存顧客との関係の強化
 - －市場販売までに要する時間の削減
- ・ 情報システムの採用による以下の効果
 - －顧客基盤の増加
 - －効果的なマーケティング
 - －リスクの監視及び制御
 - －市場機会における投資の見極め、評価及び実施
 - －顧客への新商品及びサービス提供の支援

当行はまた、国内における技術利用能力を国際取引においても活用することを目指している。

[前へ](#)

[次へ](#)

(i) 技術関連組織

当行は、個人、法人、海外及び地方顧客向けの商品及びサービスのために専門的な技術グループを設けている。当行の技術管理グループは、企業規模の技術イニシアティブを調整している。当行の技術インフラ・グループは、全事業技術グループにわたる技術インフラ基盤を提供し、運営に相乗効果をもたらしている。事業技術グループは様々な事業グループ及び情報セキュリティ・グループの個々の要求を審査し、顧客又は企業に関連する情報の安全を確認している。

(ii) 銀行業務用ソフトウェア

当行が使用する銀行業務用ソフトウェアはコア・バンキング・システム、貸付金管理システム及びクレジットカード管理システムといった柔軟で拡張性のあるものであり、これらはすべて拡大する当行の顧客基盤を支えている。一次システムが利用できない際にも、中央代役サーバーは週7日、年中無休であらゆるデリバリーチャンネルにサービスを確保している。当行は、データベース管理の中央化、保管及び検索、並びに新たな災害復旧センターのため、新たにアート・データセンターをハイデラバードに設けた。

(iii) 電子通信及びオンライン通信

当行は、顧客の選択肢と利便性を最大限に高めるため物理的及び電子的なデリバリーチャンネルを組み合わせしており、これにより市場における当行の商品の差別化が図られている。当行の支店銀行業務ソフトウェアは柔軟で拡張性のあるものであり、当行の電子的なデリバリーチャンネルと良好に結合する。2014年度末、当行はインド全域において11,315台のATMを設けていた。当行のATMは加えて即時融資取引、請求書の支払い及び保険給付支払といった追加機能がある。さらに当行は顧客のために24時間営業の手軽で便利なエレクトロニック・バンキングを提供する101のタッチ・バンキング支店がある。2014年度末現在、当行は物理書類が最小化され新預金口座開設が効率改善されたタブ・バンキング・ファシリティをインドの29の地域に提供した。当行は、法人向け及び個人向け商品及びサービスにつき、数々のオンライン・バンキング・サービスを顧客に提供している。当行のターナー及びハイデラバード全域におけるコールセンターは24時間営業しており、双方向音声応答システム、自動着信配信、統合コンピューター・テレフォニー及び留守番電話等の複合的な最先端のシステムを備えている。当行は、電話対応係が電話をかけてきた顧客の当行との関係について完全な概要を知ることができる、統合された顧客の視点を提供するために、これらのコールセンターにおいて最新の技術を使用するよう努めている。このデータベースは顧客区分を可能にし、電話をかけてきた顧客のクロスセリングの機会を確認及び実行する際に電話対応係を手助けする。2013年度において、当行は、フェイスブック上で顧客が自分の口座情報へのアクセス、口座の状況の把握及び必要なサービスの要求ができる銀行取引のアプリケーションを開始した。

当行は、多様な経路でのアクセスを当行の顧客に提供する戦略に従い、携帯電話を利用した銀行業務を提供している。かかるサービスは現在、インド国内のすべての携帯電話サービスプロバイダー及び当行が拠点を持つ他の国に所在する非居住者のインド人顧客にまで拡大された。当行のオンライン送金ソリューションは主要なプラットフォームにわたるモバイルの利用としても使用でき、顧客の為替レートの追跡及び送金取引を可能にする。

(iv) 高速電子通信設備

当行は、すべての通信経路及び事務所をつなぐ全国規模のデータ通信に関するバックボーンを有している。かかるネットワークは、インドのような広大な国には必要不可欠な広域な接続及び代理機能性に合わせて設計されている。通信ネットワークは、最新のネットワーク管理ソフトウェアを用いて24時間監視されている。

(v) 法人顧客向け商業銀行業務

当行の企業金融に関するバック・オフィス業務は中央化されており、取引サービス及び一般的な銀行業務の範囲における当行の企業活動を自動化するため、業務プロセスの管理に関するソリューションを有している。当行は、ワークフローシステムを画像及び書類管理システムと統合することにより、かかる業務プロセスにおける費用及び紙資源の節約に成功している。

当行は、すべての海外の支店及び銀行取引の子会社の財務処理システムを中央化している。その結果、取引処理の業務及び契約締結における取引申請は、インド国内において中央化され、整備されている。

(vi) 顧客関係の管理

当行は、主要な個人顧客向け商品における顧客対応を自動化するため、顧客関係の管理に関するソリューションを実施している。かかるソリューションは、顧客からの多様な問い合わせ及び問題を察知し即時解決する助けとなっている。かかるソリューションは、テレフォン・バンキング・コールセンター及び多くの支店において展開されている。

(vii) データ貯蔵及びデータ検索

当行は顧客データの集約のためのデータ貯蔵庫及びデータ検索イニシアティブを有している。当行は、様々な商品、配信及び通信の各システムを結び付けるために企業応用統合イニシアティブを、個人及び法人向けの商品及びサービス全体にわたって実施している。かかるイニシアティブは当行の多様な経路で顧客にサービス提供する戦略から派生し、あらゆるアクセスポイントにおいても一貫した顧客関連情報を提供しようとするものである。かかるイニシアティブはまた、統一された顧客概要を蓄積するために有用な情報を提供することも目的としており、他の金融商品とのクロスセリング及びアップセリングにつながる様々な機会を生み出すものである。

(viii) データセンター及び災害復旧システム

当行は、ハイデラバードに新たなデータセンターを発注し、建設した。同センターは、エネルギー効率の最適化及び高密度なサーバーに適合するよう設計されている。

当行はまた、ジャイプルにおける新たな災害復旧データセンターの設計を完成した。ハイデラバードにある当行の現在の災害復旧データセンターでは、重要な地域において災害があった場合、すべての重要な銀行業務アプリケーションを取り扱うことができる。

当行は、災害があった場合、緊急の業務の継続促進の支えとなる業務継続計画を作成した。かかる計画は、実際の又は模擬シナリオに基づき定期的に検証される。かかる計画は、インド準備銀行により発表されたガイドラインに従い作成され、当行の取締役会により承認された。

(h) 監督及び規制

以下の説明は、当行に適用される、インドにおける特定の分野特有の法律及び規制の概要である。本項で述べられている情報は、公有に属する文献から取得している。以下の規制は、網羅的なものではなく、一般的な情報の提供を目的としている。

インドにおける商業銀行を規制している主な法律は、銀行規制法である。銀行規制法の規定は、銀行規制法で明示的に定められている場合を除き、会社法及び現在有効なその他の法律に付加するものであり、これらを逸脱するものではない。インド準備銀行法、流通商品法、外国為替管理法及び通帳証拠法も重要な法律である。さらに、インド準備銀行は、常時、銀行が従うべきガイドラインを発表する。すべての法令規制を遵守しているか否かは、インドGAAPに基づく財務書類により評価される。インドにおける銀行は、インド会社法の対象となり、かかる会社がインドの証券取引所に上場している場合はさらに、インド証券取引委員会の様々な規制の適用を受ける。

インド準備銀行に関する規制

銀行規制法に基づき、インドの商業銀行がインドにおいて銀行業を営むためには、インド準備銀行の認可を受けなくてはならない。かかる認可に際して、インド準備銀行が条件を付す場合がある。認可を受けるためには、(i)現在及び将来の預金者に対して、その預金の利息を含めた全額を支払うことができること、(ii)当該銀行の事業が、現在及び将来の預金者の利益を害する形でなされず、またそのおそれがないこと、(iii)当該銀行が適切な資本及び収益を得る見込みがあること、(iv)当該銀行に認可を付与することが、公益に資すること等のインド準備銀行の一定の条件を満たさなければならない（ただし、これらに限られない。）。インド準備銀行は、当該銀行がいずれかの点において上記条件を満たすことができなくなり、またインドにおいて銀行業を営むことを辞めた場合には、当該認可を取り消すことができる。

銀行として認可されているため、ICICIバンクは、インド準備銀行の規制及び監督を受けている。当行は、インド準備銀行に、当行の事業に関する報告及び情報を提供しなければならない。インド準備銀行は、特に所得の計上、資産の分類、集中リスクに関するエクスポージャー基準、投資の評価、自己資本の維持及び不良資産の引当に関する商業銀行に対するガイドラインを発表している。インド準備銀行は、インド準備銀行の総裁を議長とする金融監視委員会（Board for Financial Supervision）を設立した。銀行の監査役の任命は、インド準備銀行の承認に基づかなければならない。インド準備銀行は、公益及び預金者の利益の観点から特別監査を行うことができる。

支店及び現金自動預払機の開設に関する規制

新たな支店の開設及び既存の支店の移転は、銀行規制法第23条の規定に準拠している。インド準備銀行は、支店に関する承認の基となる条件に反することがあれば、支店に関する認可を取り消すことができる。

インド準備銀行は、近年大幅に承認政策を自由化している。直近では2013年9月にインド準備銀行により自由化が通知された。現在の支店の承認政策は、2001年の人口調査による人口規模に基づく、6つのティアへの地域の分類に基づいている。一定の要件の下、銀行はインド準備銀行による事前の承認を得ずに、すべての地域において新たに支店を開設することを認められている。かかる意味での支店とは、支店、特別支店、サテライトオフィス、携帯支店、出張所、店舗外現金自動預払機、管理事務所及びバック・オフィスを含むものとされる。ただし、銀行は、かかる支店又は管理事務所の開設をインド準備銀行に報告するよう義務付けられている。銀行はその年に開設される新規の総支店数の25%をティア5及びティア6の地域にあたる、銀行のない農村地域に配置することを強制されている。また、ティア1の地域におけるその年に開設される新規の総支店数は、ティア2からティア6の地域におけるその年に開設される新規の総支店数を超えてはならない。ただし、銀行は、銀行のない州の銀行のない地区では、ティア2からティア6の地域に新規に開設された支店数までという、ティア1の地域における規定された支店数を超えることができる。インド準備銀行は、要件を満たせない銀行に対して、支店の開設に関する認可を与えず、刑罰措置を課すことができる。

自己資本比率規制

当行は、インド準備銀行の自己資本ガイドラインに従うよう義務付けられている。インド準備銀行は、2013年4月1日以降、バーゼルⅢの枠組みを導入している。バーゼルⅢの枠組みは、数年にわたり段階的に導入される。

インド準備銀行のバーゼルⅡのガイドラインの下、銀行は、リスク・ベースの総資本比率を最低9.0%に、また基本的自己資本のリスク・ベースの資本比率を最低6.0%に維持するよう義務付けられている。資本の規制の目的で連結していない金融子会社及び関連会社（保険会社を含む。）の払込済株式の30.0%を超える投資並びにかかる事業体の資本の規制状況に適合するその他の商品に対する投資は、基本的自己資本から50.0%、補完的自己資本から50.0%の限度で控除されることが義務付けられている。銀行の総資本は、基本的自己資本及び補完的自己資本に分類される。バーゼルⅡのガイドラインの下、基本的自己資本は払込済株式資本及び準備金から構成され、その準備金は、法定準備金、その他の開示された任意準備金、資産の売却手取金から生じた剰余金にあたる資本準備金、革新的永久債、永久非累積的優先株式及び基本的自己資本に組み込むために、通常インド準備銀行により随時通知されるその他の種類の金融商品から構成される。補完的自己資本には、未公開準備金、再評価積立金、一般引当金及び損失準備金、上位補完的自己資本及び下位補完的自己資本に分類される資本証券の劣後債並びに補完的自己資本に組み込むために、通常インド準備銀行から随時通知されるその他の種類の金融商品が含まれる。2011年1月、インド準備銀行は、バーゼル銀行監督委員会が策定したバーゼルⅢの枠組みにおいて自己資本の要件を満たさないことから、銀行に対し基本的自己資本の資本商品及び補完的自己資本の資本商品をステップ・アップ条項付で発行しないよう指示した。

バーゼルⅢのガイドラインはとりわけ、株主資本による基本的自己資本を新たな資本のティアとして設定している。当該ガイドラインは、リスク・ベースの総資本比率を最低9.0%に維持しながら最低5.5%のリスク・ベースの株主資本による基本的自己資本比率及び最低7.0%のリスク・ベースの基本的自己資本比率を課す。また、資本配分及び変動賞与引当金に関する制限を回避するため、最低条件を満たしリスク加重資産の2.5%の株主資本による基本的自己資本緩衝を維持するよう銀行に対し義務付け、規制上の自己資本の各ティアにおいて資本商品に関する新たな適格基準を設定し、規制上の自己資本からより厳しい調整及び控除を要求し、連結銀行グループの規制上の自己資本における少数株主持分に関してより限定された認識基準を定め、そして暴露計測に4.5%のバーゼルⅢ基本的自己資本レバレッジ比率を課している。2013年4月1日に施行開始されたバーゼルⅢのガイドラインが2019年3月31日までに全面的に導入される中、2016年3月31日からは、資本緩衝が導入される予定である。店頭デリバティブにおける信用評価調整リスク資本費は、2014年4月1日に導入された。バーゼルⅢのガイドラインは、追加的な基本的自己資本及び補完的自己資本商品に関し、損失を吸収する性質を持たなければならず、事前に定めたトリガー事由の発生時には評価損を計上するか、株主資本に転換すると規定している。ガイドラインは、2つのトリガー事由を規定している。それらは2019年3月31日より前に発行された商品に適用されるリスク加重資産の5.5%である株主資本の基本的自己資本比率及び2019年3月31日以降に発行された商品のリスク加重資産の6.125%である株主資本の基本的自己資本比率である。さらに、新たな資本商品に関して、ガイドラインは、一時的な評価損の計上を除外し、新たな資本商品には転換又は永久的な評価損の計上が必要であることを規定した。追加的な基本的自己資本又は補完的自己資本として適格でなくなった資本商品は、2013年4月1日から段階的に減額され、2013年4月1日以降は90%を上限として認識され、それ以降の年においては毎年10パーセント・ポイントずつ減額される。さらに、株式以外の資本商品を基本的自己資本及び補完的自己資本に含めることを規定制限の対象としている。ガイドラインのとおり、リスク加重資産の9.0%である最低総資本のうち、2013年4月1日現在の追加的な基本的自己資本はリスク加重資産の1.5%を上限とし、補完的自己資本はリスク加重資産の3.0%を上限とした。ただし、規定制限を超えた追加的な基本的自己資本及び補完的自己資本は、リスク加重資産の4.5%である最低条件に加えて、超過株主資本に比例して認識される。

2013年3月、インド準備銀行は、既存の3つの柱の指導書に加え、資本開示要件に関するガイドラインを発表した。かかる開示要件は、2013年9月30日に施行される予定である。本ガイドラインは、公表財務諸表及びその他開示要件におけるすべての規制上の自己資本の要素を調整している。

2014年7月、インド準備銀行は、国内のシステム上重要な銀行に対する枠組みを発表した。金融部門における規模、複雑性及び相関性に基づきシステム上重要であると認定された銀行は、追加的な株主資本の基本的自己資本をリスク加重資産の0.2%から0.8%の範囲に維持することを義務付けられる。国内のシステム上重要な銀行に対するこの高い資本要件は、2016年4月から2019年4月にかけて段階的に導入される。また、インド準備銀行は、2014年7月にインドの銀行に対する反循環的資本緩衝の導入に関するワーキング・グループ報告書を発表した。反循環的資本緩衝は、その長期傾向を主要パラメーターとした対GDP信用比率の変動に基づき、リスク加重資産の0%から2.5%まで変動する。インド準備銀行は、4四半期の準備期間をもって、事前に緩衝を発表する。また、インド準備銀行は、反循環的資本緩衝がゼロに戻る場合における資本剰余金の処理に関するガイダンスも発表する。

「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(7) 資金源―(a) 資金の規制」を参照のこと。

「―第3-4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(h) 当行は、インド準備銀行が定める自己資本比率規制及び流動性要件（バーゼルⅢを含む。）の対象となっており、規制の変更、資本市場へのアクセスの欠如又はその他の理由により十分な自己資本又は流動性を維持することができない場合、当行の事業を成長させ支援する能力に影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。

自己資本比率規制のリスク加重資産の計算に関して、当行は信用リスク及び市場リスクの査定に関する標準化されたアプローチ並びに業務リスクの査定に関する基本的指標アプローチに従う。信用リスク勘定におけるリスク加重資産の計算において、パーセンテージで表示される一定の信用リスクは、様々な貸借対照表上の資産項目及びオフバランスシート項目に対して割り当てられている。オフバランスシート項目のクレジット等価額は、オフバランスシート項目の想定元本への換算率の適用により決定される。各項目の価値は、資産及びオフバランスシート項目のリスク調整価値を図るために、当該リスク加重率（及びオフバランスシート項目に対する換算率）が乗じられている。消費者信用エクスポージャーは125.0%のリスク加重率となり、インド準備銀行が規定する規制上の個人向けの適格基準を満たすエクスポージャーは75.0%のリスク加重率となる。住宅資産により担保されているローンは、ローンの金額及び融資比率に基づき50.0%から75.0%の範囲のリスク加重率となる。2013年度までは、7.5百万ルピー以上の住宅ローンのリスク加重率は、融資比率とは無関係に125%であった。これは2013年7月に改定され、75.0%の融資比率に対し、リスク加重率は75.0%に下落した。また、2013年7月に商業用不動産居住用住宅という居住用住宅に関する新たな部門が商業用不動産のカテゴリ内に設置された。この部門のリスク加重率は75.0%となる。居住用住宅を除く、商業用不動産に対する信用エクスポージャーは、100.0%のリスク加重率となる。さらに、条件緩和された住宅ローンは、25.0%を加えたリスク加重率となる。商業用不動産、組織的に重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社、ベンチャー・キャピタル・ファンド及び資本市場等の特定の区分ではない格付の高い会社に対する信用エクスポージャーは、外部機関による便宜上の信用格付に基づきリスク加重され、リスク加重は20%から150%の間で推移する。また、格付のない会社に対する信用エクスポージャーは、100%でリスク加重される。組織的に重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社に対する信用エクスポージャーは100.0%でリスク加重され、資本市場に対するエクスポージャーは125%でリスク加重され、ベンチャー・ファンドに対するエクスポージャーは150.0%でリスク加重されている。市場リスクの資本要件には、トレーディング・ブック・エクスポージャー（デリバティブを含む。）及び売却可能区分に分類される証券が適用される。業務リスクの資本要件は、直近の3事業年度の平均総収益の15%に基づいて計算されている。

2013年7月、インド準備銀行は、銀行の中央決済機関へのエクスポージャーに対する資本要件を導入した。当該ガイドラインは、2014年1月1日から実施されており、バーゼル委員会により策定された枠組みに基づいている。ガイドラインに従い、中央決済機関は、自己資本目的において、金融機関として扱われる。資本要件は、中央決済機関の性質に基づき定義される。銀行は、エクスポージャーのリスクがより高い場合又は中央決済機関の性質に透明性がない場合、最低要件を超えて資本を保有することを検討することができる。

インド準備銀行は、インドの銀行のバーゼルⅡの枠組みに基づく高度なアプローチへの移行に関するタイムテーブルを発表した。市場リスクに対して内部モデルアプローチへ、また業務リスクに対して標準化アプローチへ移行する予定の銀行は、2010年4月1日より後に、インド準備銀行に申請することを義務付けられている。業務リスクに対して高度な測定アプローチへ、また信用リスクに対して内部格付基準アプローチへ移行する予定の銀行は、2012年4月1日より後に、インド準備銀行に申請することを義務付けられている。さらに、2011年12月、インド準備銀行は、信用リスクに対する資本費の計算のための内部格付基準アプローチに関するガイドラインを発表した。当該ガイドラインは、自己資本の計算における債務不履行の場合の最低損失レベルを規定し、自己資本目的における条件緩和資産を不良資産として扱っている。ICICIバンクは、現在、高度なアプローチへ移行するために様々な計画を実施している。

バーゼル枠組みの第2の柱に係る基準に基づき、銀行は、取締役会の承認を得て、規模、複雑性の程度、リスク構造及び事業の範囲に見合う自己資本充実度に関する内部評価プロセスを作成し、実施しなければならない。また、インド準備銀行は、様々なリスク要因に対する「感応度テスト」及び「シナリオ・テスト」を含む適切なストレス・テスト方針の枠組み、その内容及び成果が自己資本充実度に関する内部評価プロセスに含まれるよう銀行に勧告するため、ストレス・テストに関するガイドラインを発表した。インド準備銀行は、2013年12月にストレス・テストに関する更新版のガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、銀行は、衝撃に耐える能力を評価するため、信用リスク及び市場リスクに関するストレス・テストを実施しなければならない。銀行は、リスク加重資産の規模に基づき3つのカテゴリーに分類される。2,000.0十億ルピーを超えるリスク加重資産を有する場合、銀行は、複雑かつ厳密なストレス・テストを実施しなければならない。

貸倒引当金及び不良資産

インド準備銀行は、収益の計上、資産分類及び引当基準に関する、2014年6月30日までの統合指示書及びガイドラインを、2014年7月1日付マスターサーキュラー利益の認識、資産の分類及び債権に対する引当金の健全性基準において発表した。これらのガイドラインは、適宜改訂される。同様に、インド準備銀行は、投資評価に関する、2013年6月30日までのすべての指示書及びガイドラインを、2014年7月1日付マスターサーキュラー銀行による投資ポートフォリオの分類、評価及び運営のための健全性基準に統合した。これらのガイドラインも、適宜改訂される。

当行のインドGAAPに基づく財務書類における当行の貸付、ディベンチャー、リース資産、分割払購入及び手形に関して導入されたインド準備銀行のかかるガイドラインの主な特徴は以下のとおりである。

資産分類

不良資産は、利息又は元本の支払期日が90日超経過している資産をいう。特に、以下の場合にはその担保貸付は不良資産となる。

- ・ 利息及び／又は分割払とされた元本の支払期日が、90日超経過しているターム・ローン
- ・ その口座に90日超「返済されていない」（以下に定義する。）貸越及び当座貸し
- ・ 支払期日を90日超経過している引受手形及び割引手形
- ・ 分割払とされた元本又は利息の支払期日が、短期作物については2収穫期、長期作物については1収穫期にわたり経過している場合
- ・ 2006年2月1日付で発表された証券化に関するインド準備銀行のガイドラインに従って行われた証券化取引に関して、流動性補完措置が90日超未使用であること
- ・ デリバティブ取引に関して、支払期日から90日間未払である場合、デリバティブ契約の時価に関する期日経過の受取勘定
- ・ クレジットカード取引に関して、規定されている最低未払額が、次の期日から90日超遅延している場合

未払額が継続的に承認された引出制限額を上回る口座は、「返済されていない」ものとして取り扱われる。主要取引口座における未払額が承認された引出制限額を下回る場合で、(i)当該銀行の貸借対照表日現在において、90日間続けて預金が無いとき又は(ii)預金が、同期間中に引き落とされた利息に充当するには不十分であるときには、かかる口座は「返済されていない」ものとして取り扱われる。

不良資産の利息は、回収されなければ所得勘定には計上又は入金されない。

不良資産は以下のとおり分類される。

要管理先資産：12ヶ月までの間、不良資産である資産を要管理先資産という。かかる場合、借入人／保証人の現在の純資産又は担保付証券の現在の時価は、銀行に対する債務の履行を確保するには不十分である。かかる資産は、明らかに低い信用性を伴っており、その信用性の低さにより債務の整理が十分にできなくなり、またその信用性の低さは、銀行が赤字を填補できなければ損失を計上し続けることの可能性の高さにより特徴付けられる。

破綻懸念先資産：12ヶ月超の間、不良資産である資産を破綻懸念先資産という。破綻懸念先として分類される貸付は、現在知られている事実、条件及び価値を基準とすると、その脆弱性により債務を完全に回収し整理することが非常に疑わしく、その可能性を低くするという特質のほかに、要管理先資産として分類される資産に内在するあらゆる脆弱性を有している。

破綻先資産：当行及び内部若しくは外部の監査人又はインド準備銀行の査察により損失が認められるが、その全額が償却されていない資産をいう。

商品の生産開始日及び金融閉鎖の時期に従来予想されていたそのプロジェクトの完了予定日に基づく実行中のプロジェクトの貸付分類に関しては、個別のガイドラインが存在する。

条件緩和貸付

インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを制定している。完全に担保が付されている正常先貸付は、元本の支払い及び／又は利息の内容の変更により、その内容を変更することができるが、条件緩和貸付として別個に開示されなければならない。現在の価格で評価される、貸付の公正価値の減少がもしあれば、その額は当該減少の範囲で償却又は計上される。条件緩和にあたり、正常先資産として分類するのに適格でない複数の分類の貸付が存在する。これらには、消費者ローン及び個人向け貸付、並びに資本市場エクスポージャー及び商業用不動産エクスポージャーとして分類される貸付が含まれる。同様のガイドラインが、要管理先及び破綻懸念先資産にも適用される。インド準備銀行は、2008年8月27日に発表した銀行による貸付の条件緩和に関するガイドラインに、中小企業を対象とした条件緩和システムに関する特別条項を有している。2009年度において、特殊な経済状況により、すべての貸付分類を対象とする貸付の条件緩和に関するガイドラインの改訂が発表された。改訂後のガイドラインは、2009年6月30日まで適用されたが、これには、貸付エクスポージャーの2回目の条件緩和の許可、商業用不動産エクスポージャーの条件緩和の承認、並びに同年度中に受領、実行及び検討された条件緩和の提案の年次報告書における開示等の方策が含まれていた。

2010年3月、インド準備銀行は、実施中のプロジェクトに分類されるインフラ及び非インフラ・プロジェクトに対する担保貸付の条件緩和に関する基準を公表した。インフラ・プロジェクトに関しては、契約上の開始日から2年以内に商業的運用に失敗した際には、当該期間中に条件緩和されない限りは、貸付は不良債権に分類されることになる。非インフラ・プロジェクトに関しては、プロジェクトが契約上の開始日から12ヶ月以内に商業的運用に失敗した際には、当該期間中に条件緩和されない限りは、貸付は不良債権に分類されることになる。期限（インフラ・プロジェクトに関しては2年、非インフラ・プロジェクトに関しては1年）を超えた商業的運用の開始日の延期も、いかなる場合でも、口座の条件緩和としてみなされる。

さらに2013年5月、インド準備銀行は、2015年4月1日より施行される貸付の条件緩和に関するガイドラインを公表し、2015年4月1日以降の条件緩和貸付（インフラ部門及び非インフラ部門において一定の期間に至るまで遅れたことによるものを除く。）を不良債権として分類すると定めた。当該ガイドラインは、借入人に対して承認される可能性のある条件緩和の条件に関する基準も定めている。条件緩和における不良勘定は、その勘定のすべての貸付残高又は与信枠が、最も長い支払猶予期間を持つ与信枠における利子又は元金の第1回の支払いがなされた日のいずれか遅い方から少なくとも1年間十分に履行できる場合にのみ格上げされる。

インド準備銀行による、企業からの債権回収の強化及び不良資産に対処するための銀行システムの能力の改善に対する重点的な取組みを受け、2014年1月、インド準備銀行は、「経済における不良資産の再生に関する枠組み」を発表した。当該枠組みは、問題の早期識別に関する行動計画、回収可能と考えられる勘定の適時の条件緩和及び回収不能な勘定の回収又は売却に対する銀行の迅速な処置の実施の概要を示している。勘定は、特定の基準に基づき「特別注意勘定」に分類されなければならない。共同貸付人フォーラムが、修正行動計画を考案するために形成されなければならない、フォーラムが行動計画に同意できなかった場合、引当金計上の早期化につながる。回収可能性並びに発起人及び債権者間の損益の公正な取分けに重点を置いた多額の条件緩和に関する独立した評価が、義務付けられている。当該枠組みは、2014年4月1日から実施される。

2014年度以降、銀行は、その年次報告書において条件緩和された勘定に関する詳細を開示するよう義務付けられている。これには、累積ベースの条件緩和勘定（より高い引当金及び／又はより高いリスク加重の呼び込みを止める条件緩和基準勘定を除く。）、様々なカテゴリーにおける条件緩和勘定の引当金及び条件緩和勘定の変更に関する詳細の開示を含む。

条件緩和システム上の手段を導入するために、インド準備銀行は、企業債務の再編システムを開発した。「－(1) インドの金融部門の概要－(m) 最近の構造改革－(vi) 企業債務の再編フォーラム」を参照のこと。

引当及び償却

インドGAAPに基づく引当金は、資産分類固有のガイドラインに基づいている。下記のガイドラインは様々な資産分類に適用される。

- ・ 正常先資産：業績ポートフォリオに対する引当金は、インド準備銀行により発表されたガイドラインに基づく。引当要件は、すべての正常先資産に対して0.4%の統一レートであるが、以下のものを除く。

- ・ 0.25%の引当金が適用される農業並びに小規模及び零細企業部門に対する直接的な担保貸付
- ・ それぞれ0.75%及び1.0%の引当金の設定要件が適用される住宅及び非住宅部門の商業用不動産に対する担保貸付
- ・ 2.0%の引当金の設定要件が適用される、最初の数年間は比較的低い金利とされ、その後かかる金利が引き上げられる住宅ローン

2011年5月、インド準備銀行は、条件緩和貸付に対する正常先資産の引当金を、条件緩和の日から最初の2年間、2.0%に引き上げた。利息／元本の支払猶予期間を持つ条件緩和貸付は、支払猶予期間及びその後2年間を対象として、2.0%の引当金の設定要件が適用される。不良債権に分類された条件緩和された勘定が、正常先の区分に格上げされた場合、格上げされた最初の年の引当金は2.0%となる。2012年11月、インド準備銀行は、条件緩和貸付に対する正常先資産の引当金を2.00%から2.75%に引き上げた。

2013年6月1日以降に条件緩和された勘定に対する正常先資産の引当金は、5.0%に引き上げられた。2013年6月1日より前に条件緩和された勘定に対して要求される正常先資産の引当金は、2014年3月31日から3.5%に引き上げられており、さらに2015年3月31日からは4.25%、そして2016年3月31日からは5.0%に引き上げられる。

- ・ **要管理先資産**：2011年5月以降、すべての要管理先資産に対して、従前の要件である10.0%と比べて、15.0%の引当金が要求されている。無担保の勘定に関しては、さらに10.0%の引当金が要求される。要管理先として分類される無担保インフラ貸付口座に関しては、20.0%の引当金が要求される。
- ・ **破綻懸念先資産**：100.0%の引当金／償却が、破綻懸念先資産の無担保の部分に対して行われなければならない、かつ収益に対しても行われる必要がある。破綻懸念先と分類される資産の担保が付されている部分について、2012年度以降、1年間破綻先と分類される資産については（2011年度までの20.0%と比べて）25.0%の引当金、1年から3年にわたり破綻懸念先と分類される資産については（2011年度までの30.0%の引当金と比べて）40.0%の引当金、また3年超破綻懸念先と分類される資産については100.0%の引当金が要求される。貸付が保証された担保の価格は、借入人の帳簿上又は外部の査定人が決定する実現可能価値に反映される金額である。
- ・ **破綻先資産**：資産全額を償却し、引き当てることが要求される。
- ・ **条件緩和貸付**：条件緩和貸付に対する引当金は、条件緩和前後の貸付の公正価値の差額に相当するよう義務付けられている。条件緩和前の貸付の公正価値は、条件緩和前の貸付及び元本に課される既存の率での利息を表すキャッシュ・フローの現在価値として算定される。条件緩和後の貸付の公正価値は、貸付の条件緩和期間及び元本に課される率での利息を表すキャッシュ・フローの現在価値として算定される。いずれのキャッシュ・フローも、条件緩和日現在における銀行の基準レートに、適用ある期間のプレミアム及び条件緩和日の借入人区分に対する信用リスクプレミアムを加算した分だけ割り引かれる。2011年5月、インド準備銀行は、正常先貸付金に分類されている条件緩和勘定の一般引当は、2.0%の引当金を呼び込むことを公表した。2012年11月、これは2.75%にさらに引き上げられた。また2013年5月、インド準備銀行は、担保貸付の条件緩和に関するガイドラインを公表した。ガイドラインのとおり、2015年4月1日以降の条件緩和貸付（インフラ部門及び非インフラ部門において一定の期間に至るまで遅れたことによるものを除く。）は、不良債権として分類される。条件緩和基準勘定に必要とされる一般引当金は、2014年3月31日から3.5%に引き上げられており、さらに2015年3月31日からは4.25%、そして2016年3月31日からは5.0%へと引き上げられる。2013年6月1日以降に条件緩和された基準勘定に対する一般引当金は、5.0%である。当該ガイドラインは、借入人に対して承認される可能性のある条件緩和の条件に関する基準も定めている。

インド準備銀行は、流動引当金（すなわち特定の不良資産に対して設定されたものではない引当金又は正
常先資産に対して設定された引当金の法定要件を超過した引当金）の設定及び利用に関する健全性基準を
発表した。当該基準では、特別な状況下における不測の事態があったときに減損勘定に対して特定の引当金
を設定する場合にのみ、取締役会の承認及びインド準備銀行の事前の許可を得た上で、流動引当金を利用
することができる旨を規定している。担保貸付及び投資に対する流動引当金は、別個に保有されなければ
ならず、損益勘定に貸記することにより戻し入れることはできない。流動引当金は、それを利用する時
まで、不良資産の純額を算出するため、不良資産の総額から控除するか、一般引当金及び損失準備金
を補完的自己資本へ組み込むために、リスク加重資産総額の1.25%を上限として補完的自己資本の
一部として処理することができる。また、流動引当金には、各行が担保貸付に対してインド準備銀行
のガイドラインにより規定される最低引当金を超えて設定する特定の任意引当金を含まない。銀行は、
不良資産の純額を算出するため、不良資産の総額から既存の流動引当金を控除するか、リスク加重資
産総額の1.25%を上限としてこれを補完的自己資本の一部としてみなすかの選択肢を有する。

2009年10月、インド準備銀行は、インドの銀行に対し、2010年9月30日までに流動引当金及び健全性／技
術償却を70%まで引き上げる等、各自の引当率合計を高くするよう助言した。インド準備銀行は、銀行が健
全性／技術償却を、不良資産総額及び引当率の計算に用いられた引当金の双方に含めることを許可した。
インド準備銀行は、当行に対し、引当率70%という規定レベルを、2011年3月31日までに段階的に達成す
ることを許可した。当行は、2010年12月に要求された70%を達成した。2011年4月、インド準備銀行は、銀行
が、継続的にではなく2010年9月30日時点の不良資産総額の状況に基づいて引当率を維持する必要があると
決定した。インド準備銀行はさらに、いかなる余剰引当金も償却すべきではなく、「反循環的引当金緩衝」
に分離されるべきであり、かかる緩衝は、制度全体が低迷している間、銀行が不良資産に対する特定引当
金を設定する際に使用することができると明示した。例えば、2014年度における経済成長の鈍化及び資産内
容の懸念の高まりを考慮し、インド準備銀行は、反循環的な手段として、2014年度中の不良資産に対する早期
の又は追加的な引当金を設けるために、2013年3月31日現在で保有している反循環的引当金緩衝又は変動引
当金を33.0%を上限として利用することを認めた。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関す
るリスク―(f) 当行の不良資産ポートフォリオの価値のさらなる低下は、引当金の設定に関するインド準備
銀行の要件の強化と相まって、当行の事業及び収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

2012年3月、インド準備銀行は、経済循環の過程における貸倒引当金の変動を制限するために、動的な貸
倒引当金の枠組みに関する審議文書を発表した。この枠組みは、既存の一般引当基準の変更を提言し、様々
な分類の貸付に関する過去の損失実績に基づき、銀行が毎年貸付金に対する引当てを行うことを提言してい
る。銀行の実際の引当金が、計算された動的引当要件を上回る年においては、銀行は、動的引当金の規定上
の最低水準を維持することを条件として、差額の範囲で既存の動的引当金を引き出すことができる。動的引
当金の枠組み及びその段階的な導入に関する最終的なガイドラインが控えている。インド準備銀行は、2014
年初めに銀行システムの改善とともに経済状況が回復する際、当該枠組みが導入されると表明している。そ
の間、銀行は、動的引当金の枠組みへ切り替える一段階として、異なる資産の分類に対する長期的な年次平
均期待損失を計算するために必要な能力を強化することを期待されている。

企業のヘッジされていない為替変動リスクのある口座に対応するため、インド準備銀行は、企業のヘッジ
されていない為替変動リスクのある口座に関する、銀行の企業に対するリスクについて、自己資本及び引当
金の要件を導入することを決定した。2014年1月、インド準備銀行は、企業の年間支払利息・減価償却控除
前利益の一部として生じる過去10年間の為替変動による推定損失を、引当金及び自己資本の要件に関連付
けた最終ガイドラインを発表した。引当金の要件は、想定損失の範囲により、貸付額の20から80ペーシスポ
イントの間で変動し、推定損失が支払利息・減価償却控除前利益の75.0%を超過した場合は、25.0%のリス
ク加重が追加される。ルピー建貸付を含む、すべての資金調達ベースのエクスポージャーには、引当金の要件
が付される。当該ガイドラインは、2014年4月1日から実施される。

不良資産の売却及び購入に関するガイドライン

インド準備銀行は、銀行に不良資産の処分のための選択肢を与えることを目的として、銀行、金融機関及び銀行以外の金融会社間の不良資産の売却及び購入に関するガイドラインを発表した。このガイドラインに従い、銀行の取締役会は不良資産の購入及び売却に関する政策を定めなくてはならない。不良資産の購入及び売却は、売主に対するノンリコース基準及び現金でなされなくてはならない、また、対価のすべてが前払いでなされなくてはならない。買主である銀行は、他行に資産を売却するためには、その資産を12ヶ月以上帳簿において不良資産として計上しなければならない。資産は元の所有者に売り戻すことはできない。

2007年10月、インド準備銀行は、売却される不良資産の評価に関するガイドラインを発表した。銀行は、売却可能純資産の実現可能価格に伴う予測キャッシュ・フローの現在価値の純額を算定しなければならない。売却価格は、現在価値の純額を下回ってはならない。インド準備銀行は、銀行に対し、不良資産につき債務不履行に陥った当事者と和解に達した場合においても同様の手続を取ることを求めている。

銀行による回収代行業者の利用に関するガイドライン

2008年4月、インド準備銀行は、回収代行業者を利用している銀行に関するガイドラインを発表した。インド準備銀行は、回収代行業者の利用にあたって、銀行が回収手続に関わる個人を調査の対象とするデュー・ディリジェンスを行うことを求めている。銀行は、回収代行業者に関する詳細を借入人に知らせ、回収手続に関する苦情処理手段を講じなければならない。インド準備銀行は、慎重な回収手続が取られることを確保するため、銀行が現在及び将来の回収代行業者を対象とした研修コースを実施するよう助言している。インド準備銀行がガイドラインの違反に関する継続的な苦情を受けるような場合には、インド準備銀行は、銀行に対する回収代行業者の利用の禁止を検討する場合がある。

資産再構築会社に対する資産の売却に関する規制

2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律（SARFAESI法）としても知られる証券化法は、銀行及び金融機関による資産再構築会社への金融資産の売却について規定している。インド準備銀行は、銀行に対して、資産再構築会社への金融資産の売却に伴う手続に関するガイドラインを発表している。このガイドラインにより、ある資産が不良資産である場合には、銀行は金融資産を資産再構築会社に売却することができる。この資産は、ノンリコース基準でのみ売却される。借入人がコンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めを有し、借入人に対する貸付総額の75.0%以上が不良債権と分類され、コンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決め内の銀行及び金融機関の、金額ベースで75.0%以上がその売却に賛同した場合にのみ、銀行は正常先資産を売却することができる。銀行が金融資産を売却する場合には、その資産に対する既に発生している債務が付随していないこと及び業務上の法的なその他の売却金融資産に関するリスクを負っていないようにしなければならない。さらに、銀行は、最終的な価格に不足している部分を引き受ける合意により、それを考慮した価格で金融資産を売却することはできない。しかし、銀行は、将来の資産再構築会社により計上される剰余金を分配する契約があれば、特定の金融資産を売却することができる。各行が、資産再構築会社による金融資産の購入の提案を受諾するか拒否するかの前に、その提案で示された価格の自己評価をしなければならないが、銀行及び金融機関の金額ベースで75.0%超がその提案を受け入れたコンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めにおいて、残りの銀行又は金融機関は、その提案された価格を受け入れる義務がある。売却の対価は現金、債券、ディベンチャー、有価証券受領証、資産再構築会社又は金融資産を取得するために同会社により設けられた信託により発行されたパススルー証券である。銀行は、金融資産を取得するために、資産再構築会社又はそれにより設立された信託が発行した有価証券受領証又はパススルー証券に対しても投資を行うことができる。2010年4月、2003年証券化会社及び再建支援会社（準備銀行）に関するガイドラインの改定がなされ、証券化及び再建支援会社によって取得された資産の換金期間が、5年から8年に延長された。証券化及び再建支援会社は、償還まで、それぞれのスキームに基づき発行された有価証券受領証の発行済金額の最低5%の金額を投資及び保持しなければならない。

2014年4月1日以降適用される、負荷資産の再生に関するインド準備銀行の枠組みにより、銀行は、不履行の支払いがあるが不良資産にはなっていない正常先資産を、資産再構築会社に対し売却することが可能となった。銀行は、すべての損失が開示されていることを条件に、2年超の貸付の売却に係る損失を分散させることができる。また、銀行は、不良資産が正味帳簿価格より高い価格で現金で資産再構築会社に対して売却され、かつ必要な開示がなされている場合、引当金の超過額を組戻すことができる。さらに、証券化会社及び資産再構築会社は、その時点以降、そのスポンサー銀行から、二社間では、いかなる不良金融資産も取得することができなくなる。ただし、そのスポンサー銀行による不良資産のオークションに参加することはできる。

SARFAESI法第20条に基づき政府に付与された権限の下、財務省は、電子登記センターを設立し、2011年3月31日に業務を開始した。これ以降、証券化、金融資産の再建並びに銀行及び金融機関により融資された借入金又は貸付金を担保にするため捺印証書の寄託によって保護される譲渡抵当に関するすべての取引は、かかる取引が行われた30日以内に電子登記センターで登録されることになった。

かかる記録は、貸手又はその資産に関する取引に関心のある他の人に対し検索が可能であり、同一の担保に対する複数の貸付を含む不正行為の防止、またかかる資産に関する既存の担保権を開示しない不正販売を防止するように作られている。「－(1) インドの金融部門の概要－(m) 最近の構造改革－(v) 銀行の債権回収の法的枠組み」を参照のこと。

貸付実行に関する規制

銀行規制法は、インドの銀行の貸付実行について規定している。インド準備銀行はまた、銀行の貸付業務に関する指針を発表している。インド準備銀行が公表したこれらの指針及びガイドラインは、2014年7月1日付マスターサーキュラー貸付債権－法令による制限及びその他の制限に毎年統合されている。これらのガイドライン及び指針は、インド準備銀行により適宜改訂される。インド準備銀行の主なガイドラインの一部は、貸付エクスポージャー基準、銀行以外の金融会社及び優先部門に対する銀行貸付並びに銀行の貸付金利、基準金利及び株式担保貸付に関するものである。

銀行は自由に自己の貸付金利を決定することができるが、各行は、その基準金利を公表しなければならない。2010年7月1日、基準プライム・レートは、貸付金利に関する借入人の中で一般的なすべての要素を考慮に入れた基準金利に置換された。基準金利は、2010年7月1日以降に更新された貸付に対しても適用される。基準金利はすべての貸付に対する最低限の金利であり、銀行は基準金利を下回る貸付を行ってはならないが、「異なる金利構造」担保貸付、銀行の行員を対象とした貸付及び預金がある預金者への貸付は除く。その結果、基準プライム・レートの貸付に関する金利を最大で200,000ルピーとしていた従来の規定は撤回された。銀行は特別な趣旨がある場合、基準金利に到達することを許可されているが、その場合、その趣旨は透明性をもって開示される必要がある。さらに銀行は、貸付及び担保貸付に係る銀行の最終貸付金利を、基準金利を参考に、銀行が適切だと判断した際にはその他顧客別手数料を含めた上で、決定することを許可されている。基準プライム・レートに関連する貸付が存在する限り、銀行は、基準プライム・レート及び基準金利の双方を発表しなければならない。2014年4月、インド準備銀行の信用価格決定に関するワーキング・グループは、信用価格決定の透明性及び公平性を高めることを提言する報告書を提出した。委員会は、銀行が資金調達の際の費用の基準による基準金利を計算すること、また取締役会により承認された、顧客に課されるスプレッドを決定する様々な要素を定める政策を策定することを推奨している。さらに、顧客の信用リスク構造が悪化した場合を除き、顧客に課されるスプレッドが増加されないようにすることを勧めている。また、金利修正の周期は、貸付を行う時点で事前に伝えることとし、いかなる金利の変更も、基準金利の変更に関与しない事前に特定された日にのみ行うことができるものとする。銀行は、インド準備銀行に対し、価格決定方針の論理的根拠を示すことができなければならない。

銀行規制法の第20条(1)に基づき、銀行は自己株式が担保とされている場合に貸付や担保貸付を実行することができず、その取締役のいずれか、若しくはその会社の取締役のいずれかがパートナー、マネージャー、従業員又は保証人となっている会社、その銀行の取締役のいずれかが取締役、経営機関、マネージャー、従業員及び保証人となっているかその銀行の取締役のいずれかがその会社の相当数の株式を有している会社（銀行の子会社、1956年インド会社法第25条により登録された会社、政府系企業ではない。）、子会社又は持株会社並びにその取締役がパートナー又は保証人である個人に対して、又は代理をして、いかなる貸付も行うことができない。この点に関して、本章において、貸付若しくは担保貸付には、インド準備銀行が一般命令又は特別命令により本章の目的のための貸付又は担保貸付ではないと特定するいかなる取引も含まないとの説明があるように、一定の例外が存在する。

その量、利鞘規制及び目的についての、株式に対する貸付に関するガイドラインが存在する。

インド準備銀行は、銀行が取締役会の承認を経て、不動産に対するエクスポージャーに関する政策を定めなくてはならないとするガイドラインを発表した。この政策には、エクスポージャー・リミット、考慮される担保、担保の補填及び利鞘並びに信用付与についての事項を含めなければならない。インド準備銀行は、インドの銀行が戦略的投資として、海外のジョイントベンチャー、完全子会社、他の海外の会社（その会社が新設であるか、既存の会社であるかを問わない。）の株式取得に対して金融支援をすることも認めた。銀行がインドの会社による買収に対して融資することは認められていない。抵当権に関しては、インド準備銀行は、7.5百万ルピーを超える住宅ローンの融資比率の上限を75.0%とした。ただし、2.0百万ルピー未満の少額のローンに関しては、90.0%以下の融資比率が許可され、2.0百万ルピー以上7.5百万ルピー以下のローンに関しては、80.0%以下の融資比率が許可された。2012年11月、インド準備銀行は、銀行による長期固定金利ローン導入の実行可能性を評価する草案を発表した。当該報告書は、銀行に対し、長期固定金利ローン商品を延長するため、長期債を調達する可能性を探ることを推奨している。

さらに、2012年11月、インド準備銀行は、与信、デリバティブ及び銀行間でのヘッジされていない為替リスクに関連する情報共有に関する指示書を発表し、情報共有の効率的なメカニズムを設置した。また、2013年1月1日から、新規及び既存の借入人に対する新たな融資及び融資の更新の許可は、情報の収集／共有がなされた後でのみ実施されるべきであるとした。2013年9月、インド準備銀行は、銀行からインド準備銀行に提出される、個人及び団体に対する100.0百万ルピーを超えるエクスポージャーに基づく、銀行間の大規模な共通エクスポージャーの中央管理機関の設置を発表した。

インフラ・プロジェクトに対する十分な与信の流れを確保するため、インド準備銀行は、2014年7月、銀行によるインフラ・プロジェクト及び低価格住宅への融資のための長期債券の発行を認めた。当該債券の最短満期は7年とし、現金準備率や法定流動性比率等の支払準備率から免除される。また、優先部門貸付の目標額達成のため、調整後の銀行融資純額からも免除される対象となる。さらに、2014年7月、インド準備銀行は、インフラ及びその他主要な産業に対する長期プロジェクト・ローンの柔軟な組み立てを認めるガイドラインを発表した。ガイドラインでは、銀行による、条件緩和としてみなされない定期的なローンの借換えを意図した長期プロジェクト・ローンの組み立てが認められている。かかるローンは、プロジェクトの経済的耐用年数に関連した満期を付すことができ、その期間は25年まで延長することができる。ローンの償却スケジュールは、現在価値の純額において損失のない正常先資産であること、負債償却が経済的耐用年数の85%以内であること等、一定の特定要件を満たすことを条件に、条件緩和貸付に分類されることなく、ローンの期間中に一度変更することができる。当該ガイドラインは、2014年7月15日より後の長期プロジェクト・ローンに対してのみ適用される。

行政指導に基づく貸付

優先部門貸付

優先部門への貸付に関するガイドラインは、商業銀行が農業、零細及び小規模企業、マイクロクレジット、教育並びに住宅金融等の特定の部門（優先部門）に対し、当該銀行の調整後の銀行融資純額の一定割合を貸付けることを求めている。優先部門に対する担保貸付総額の目標額は、調整後の銀行融資純額（銀行融資純額に、満期保有目的区分に含まれる非法定流動性債券に対する銀行の投資を加え、政府により発行される再資本化債券を引いた額）の40.0%又はオフバランスシート・エクスポージャーに相当する融資の、前会計年度の3月31日現在におけるいずれか高い方とされている。優先部門に対する担保貸付総額のうち、調整後の銀行融資純額の18.0%が農業に対する担保貸付でなければならない。より脆弱な部門に対する担保貸付は、調整後の銀行融資純額の10.0%でなければならない。農業部門に対する担保貸付は、さらに、調整後の銀行融資純額の13.5%を目標とする「直接貸付」及び調整後の銀行融資純額の4.5%を目標とする「間接貸付」に分けられる。

2012年7月、インド準備銀行は、優先部門貸付に関する改訂ガイドラインを発表した。当該ガイドラインは、全体的な優先部門貸付の目標額を調整後の銀行融資純額の40%に維持しており、農業に対する貸付の副目標額も18%に維持している。農業従事者、自助グループ及び連帯責任グループへの直接銀行貸付を増やすために、農業及び同種の活動に従事する企業への貸付は、間接的農業貸付に分類された。サービス部門の小規模又は零細企業に対する貸付は、10百万ルピーを上限とされた。ただし、これはその後修正され、直接的に農業及び同種の活動に従事している企業又は協同組合に対する20.0百万ルピーを上限とした貸付は、優先部門貸付における農業への直接金融に分類されることが認められた。ガイドラインはまた、銀行による証券化資産への投資、並びに貸付及び譲渡証書の即時購入は、対象資産自体がそのように扱われるものである場合は、優先部門に関するものとして分類することができると規定している。かかる取引を始める企業から最終的な借入人が請求される金利には、優先部門として分類される取引に関する上限が適用される。さらに、インドにおいて20以上の支店を有する外国銀行に関する優先部門の目標額は、国内の銀行と同等とされ、その目標額は調整後の銀行融資純額の32%から40%に引き上げられる。

2012年10月、住宅購入に対し借入人1名につき1.0百万ルピーを上限とする、住宅金融会社に対する貸付金が優先部門に含まれるようになった。さらに、2013年5月、インド準備銀行は、優先部門貸付の特定の分類における貸付限度を上げた。かかる分類には、その貸付限度が20.0百万ルピーから50.0百万ルピーに上がったサービス部門の小規模又は零細企業、10.0百万ルピーから50.0百万ルピーに上がった肥料、農業、種、家畜飼料、養鶏資料、農業機械及びその他装置の販売業者／売り手に対する銀行ローン、並びに2.5百万ルピーから5.0百万ルピーに上がった農業に従事する個人農家及び企業が含まれた。

2011年4月1日以降、個人への貸付のための、銀行以外の金融会社に対する新規の貸付は、優先部門とみなされなくなった。2011年4月1日より前に行われた、個人に対する貸付のための、小規模金融会社として営業する銀行以外の金融会社を含む小規模金融機関への貸付は、引き続き優先部門に分類される。ただし、銀行は、小規模金融機関がインド準備銀行により提示された個人貸付に係る証拠金及び金利に対する規定を遵守していることを確保しなければならない。さらに、2011年2月より、個人及び事業体向けに貴金属を担保として貸付を行う銀行以外の金融会社に対して認可した貸付は、優先部門要件に基づく直接農業貸付としての分類から除外される。同様に、銀行以外の金融会社が組成した証券化資産（原資産は貴金属に対する貸付金）への銀行による投資、及び銀行以外の金融会社からの金貸付ポートフォリオの購入／譲渡もまた、農業部門貸付に基づく分類上不適格となった。

優先部門への貸付の目標額を達成できない銀行は、不足額に相当する金額を、国家農業農村開発銀行により設立された農業インフラ開発基金等の特定の政府基金又はその他の金融機関の基金に拠出しなければならない。銀行間における金額の割当ては、インド準備銀行が決定する。拠出は、最長7年の満期で発行される債券を引き受けることにより行われる。これらの拠出に対する金利は、市場価格を下回り、通常インド準備銀行により設定される銀行金利に基づき設定される。2014年5月、インド準備銀行は、銀行が委託投資残高を非直接農業の一部として扱われるため、また優先部門全体の目標額達成のため、会計年度の3月31日現在における政府基金に含めることを認めるガイドラインを発表した。前年の3月31日現在の投資もまた、優先部門及びサブセグメント貸付要件の計算の基準となる、調整後の銀行融資純額に含まれる。

通貨市場におけるボラティリティを考慮し、2014年度における一度限りの手段として、インド準備銀行は、3年以上の満期を有する増分の非居住者向けの外貨建銀行預金及び非居住者（海外）向けのルピー建預金を、現金準備率及び法定流動性比率を含む支払準備率の維持から免除することを認めた。この恩恵は、2013年7月26日から2014年3月7日の間に受領された預金に対して適用される。かかる増分の外貨建預金に対する延長された貸付金は、優先部門の貸付目標額における調整後の銀行融資純額の計算から除外することが認められている。かかる貸付金は、返済されるまで調整後の銀行融資純額から除外される対象となる。

インド準備銀行は、金融機関の参入の推奨にも重点を置いており、当該分野において多くの手段を構想している。中小企業及び低所得世帯のための包括的金融サービス委員会は、2014年1月に発表した報告書において、新たな支払銀行及び卸売銀行の設置を伴う分化した銀行システムを提案した。当該銀行は、低い資本要件及び限られた業務範囲を有する。さらに、委員会は、特定の銀行以外の機関に対し決済システムへの直接的なアクセスを与えることを推奨し、銀行以外の非預金受入金融会社が業務代理店としての役割を果たすことを認めるよう推奨した。また、委員会は、地区又は部門ごとの与信普及率に基づく優先部門の目標額の新たな計算方法とともに、優先部門貸付に関する新たな枠組みを提案した。小規模銀行及び支払銀行の設置に関するガイドラインは、2014年7月に発表された。

零細及び小規模企業に対する適切な与信の流れを確保するため、2014年4月、インド準備銀行は、かかる借入人に対し異なる金利を提示するよう銀行に助言した。ローンの価格決定の際、銀行は、信用保証の形で零細及び小規模企業に提供されるインセンティブ並びに自己資本充実度目的でかかる保証付ローンに対し適用されるゼロリスク加重を考慮しなければならない。ただし、かかる異なる金利は、銀行の基準金利を下回ってはならない。

輸出信用

インド準備銀行は、商業銀行が譲許的な金利で、輸出業者に対する貸付を行う必要があるとしている。これにより、輸出業者は国際的に競争力を有する貸付オプションを利用することができる。既存のガイドラインに従い、1つの銀行の調整後の銀行融資純額の12.0%は、輸出信用の形でなければならない。この対象は、調整された銀行融資純額の40.0%という優先部門貸付のマנדートに加えてのものである。当行は、輸出業者である借入人の出荷前及び出荷後規制に対する輸出信用をルピー及び外貨建てで提供している。2014年5月、インド準備銀行は、最低3年間の十分な実績を有する輸出業者が、最大10年間を上限とした長期供給契約の締結の際に、譲許的な金利で長期輸出貸付を受け取ることを認めた。

信用エクスポージャー・リミット

より良いリスク管理及び信用リスクの集中を回避することを目的とした健全な手法として、インド準備銀行は、個人の借入人及び同一グループ（又はスポンサーグループ）内のすべての会社に対する貸付に関して、銀行及び長期貸付機関に対する信用エクスポージャー・リミットを定めた。これらの手法は、2014年7月1日付のインド準備銀行のエクスポージャー基準に関するマスターサーキュラーに統合されている。上記リミットは、現在、インド準備銀行により、以下のとおり定められている。

- 借入人1名に対するエクスポージャー・リミットは、資本金の15.0%であり、グループ・エクスポージャー・リミットは、資本金の40.0%である。インフラ・プロジェクトに対する貸付の場合、借入人1名に対するエクスポージャー・リミットはさらに5.0%（すなわち資本金の20.0%）まで拡張でき、グループ・エクスポージャー・リミットは、さらに10.0%（すなわち資本金の50.0%）まで拡張できる。2008年5月29日から、借入人1名に関するエクスポージャー・リミットは、石油債券を発行した石油会社に関しては、資本金の25.0%に引き上げられた。例外的な状況では、取締役会の承認により、銀行が年次報告書において適切な開示をすることに同意をした借入人に従い、当該銀行は、借入人1名に対するエクスポージャーをさらに最大5.0%増加させることを検討することができる。
- 民間部門引受に対するエクスポージャーは、グループ・エクスポージャー・リミットから免除される。
- 資本金は、自己資本規制（基本的自己資本及び補完的自己資本）により定められる資本総額である。

- ・ エクスポートには、信用エクスポート（実行済及び未実行の信用制限）及び投資エクスポート（引受け及び同様の業務）が含まれるものとする。2003年4月1日から、ノンファンド・ベースのエクスポートは、100.0%として計算し、さらに銀行は、個人又はグループの借入人に対するエクスポート・リミットの決定の際に、取替原価でカレント・エクスポート手法を用いて計算される、外貨建先物契約並びに通貨スワップ及びオプション等その他デリバティブ商品の勘定に係るエクスポートを含めている。

エクスポートが均等に広がることを確保するために、インド準備銀行は、銀行が特定部門に対する内部的なエクスポート・リミットを定めることを要求している。この上限は、銀行による定期的な見直しを受けなければならない。当行は一産業（個人向け貸付を除く。）当たりに対する当行のエクスポートの上限を15.0%とし、それに従い当行のエクスポートを監視している。

中央決済機関を通じた規格の店頭デリバティブ商品の中央決済を促進する経過措置として、2014年1月、インド準備銀行は、適格中央決済機関に対する銀行の決済エクスポートを資本金の15.0%の上限から除外することを認めるガイドラインを発表した。貸付、信用枠、中央決済機関の資本に対する投資、流動性補完措置等の適格中央決済機関に対するその他エクスポートは、引続き各決済機関に対する資本金の15.0%までの既存の上限内に収めるものとする。ただし、非適格中央決済機関に対する銀行のすべてのエクスポートは、15.0%までのエクスポートの上限内に収めなければならない。

銀行以外の金融会社に対するエクスポート制限

ガイドラインにより、資産金融会社及びインフラ金融会社を除く、銀行以外の金融会社に対する各銀行のエクスポートは、直近の監査済貸借対照表における銀行の資本金の10.0%までに制限されている。銀行以外の資産金融会社／インフラ金融会社へのエクスポートは、銀行の資本金の15.0%が上限とされ、銀行以外の金貸付会社に対して銀行の資本金の7.5%が上限とされた。かかる上限は、超過エクスポートが、インフラ部門に対する貸付による場合には、銀行以外の金融会社－金借入会社に対しては12.5%、また銀行以外の資産運用会社に対しては20.0%へそれぞれ引き上げることができる。

グループ内取引及びエクスポートに関する制限

2014年2月、インド準備銀行は、総合金融会社に対するグループ内取引及びエクスポートの管理に関するガイドラインを発表した。かかるガイドラインは、グループ内の金融取引に対し量的な上限を設け、非金融取引に対し健全性基準を設けた。インド準備銀行は、非金融会社及び規制されていない金融サービス会社に対する払込資本金及び準備金に、各グループ事業体に対し5.0%のエクスポート・リミットを設け、また規制金融会社に対しては10.0%の上限を設けた。グループ・エクスポートの総額は、（金融及び非金融の）すべてのグループ事業体に関して、払込資本金及び準備金の20.0%を超えてはならず、非金融会社及び規制されていない金融サービス会社に関しては10%を超えてはならない。株式及びその他資本調達商品の形で、グループ内のその他の銀行／金融機関に対する銀行のエクスポートは、上記の制限から除外される。銀行の現在のグループ内エクスポートが、ガイドラインに規定される上限を超えている場合、2016年3月31日までに、エクスポートを上限内に収めなければならない。エクスポートが、2016年3月31日以降も許容限度を超える場合、その超過額は、銀行の普通株式の基本的自己資本から差し引かれる。当該ガイドラインは、2014年10月1日から有効となる。

投資及び資本市場エクスポート・リミットに関する規制

銀行規制法第19条(2)の観点から、同法(1)に規定されている場合を除き、銀行は、その会社の払込済資本の30.0%又は銀行自身の払込済資本及び準備金の30.0%のどちらか少ない方を超えて、質権者、抵当権者又は絶対的所有者であるかどうかを問わず、いかなる会社の株式も保有してはならない。さらに、銀行規制法第19条(3)の観点から、銀行は、質権者、抵当権者又は絶対的所有者であるかどうかを問わず、銀行のマネージング・ディレクター又はマネージャーがその経営にいかなる形であれ利害関係を有する会社の株式を保有してはならない。

資本市場エクスポージャーに関するインド準備銀行のガイドラインは、株式、転換社債／ディベンチャー、株式志向のミューチュアル・ファンドの持分、株式担保貸付並びに株式ブローカーに対する担保付及び無担保の貸付への投資による、すべての形式の市場資本に対する銀行のエクスポージャー（ファンド・ベース及びノンファンド・ベース）は前年度の3月31日現在の単体及び連結ベース双方の銀行の純資産の40%を超過してはならないと規定している。かかる全体的な規制の範囲内で、株式、転換社債／ディベンチャー及び株式志向のミューチュアル・ファンドへの直接投資並びにベンチャー・キャピタル・ファンドに対するすべてのエクスポージャーは、単体及び連結ベース双方の銀行の純資産の20.0%までに制限されている。さらに、2011年7月、インド準備銀行は、債務志向のミューチュアル・ファンドの流動性スキームへの銀行の投資は、前年度の3月31日現在の銀行の純資産の10.0%という健全性基準に従わなければならないと規定した。上記のガイドラインは、連結ベースでも適用される。

他の銀行又は金融機関が発行し、被投資銀行／金融機関の資本となり得る特定の金融商品への銀行の投資は、投資銀行の資本金の10%を超えてはならない。さらに、投資銀行又は金融機関の持分が、その取得により、被投資銀行の自己資本の5%を超える場合には、銀行／金融機関は、銀行の新株を取得することができない。ガイドラインは、金融部門に従事する会社への株式投資については、銀行がインド準備銀行の事前の承認を取得し、またかかる投資をトレーディング目的保有区分とすることを求めている。

インド準備銀行は、非法定流動性比率証券に対する銀行の投資に関する詳細なガイドラインを発表している。これらのガイドラインは、発行市場における引受け及び流通市場における購入に対して適用される。これらのガイドラインに従い、銀行は、コマーシャル・ペーパー、預金証書並びに企業及び銀行以外の金融会社により発行された特定の非転換社債以外の、当初の満期が1年未満の非法定流動性比率証券に投資することが禁じられている。銀行はまた、格付けされていない証券に対して投資をすることも禁じられている。非上場の非法定流動性比率証券に対する銀行の投資は、前年度末現在の非法定流動性比率証券に対する投資総額の10.0%を超過してはならない。しかしながら、インフラ・プロジェクトのために発行された証券化商品並びに2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律に基づき設立され、インド準備銀行に登録された証券化会社及び資産再構築会社により発行された社債／ディベンチャーに対する投資の場合には、非上場の非法定流動性比率証券に対する銀行の投資は、10.0%の上限をさらに10.0%を超えることができる。2007年12月、インド準備銀行は、インフラ部門へのクレジットフローを促進するため、銀行がインフラ業務を営む企業が発行する格付けが付されていない債券に、非上場の非法定流動性比率証券に対する投資が10.0%を超過しないことを条件に、投資することを認めた。

インド準備銀行はまた、非金融サービス会社への投資を含む子会社及びその他の会社への投資に関するガイドラインを発表した。このガイドラインに従い、銀行による子会社又はその他の金融サービス会社への株式投資は、銀行の払込済株式資本及び準備金の10.0%を超えてはならない。銀行による非金融サービス会社への株式投資は、（従前の上限が30.0%であったのに対し）被投資会社の払込済株式資本の10.0%を上限とする。グループのレベルにおける非金融サービス会社への株式投資（銀行の子会社による投資を含む。）は、被投資会社の払込済株式資本の20%を超えてはならない。また、銀行による株式投資（子会社及びその他の会社への投資を含む。）は、全体として銀行の払込済株式資本及び準備金の20.0%を超えてはならない。

さらに、ポートフォリオの加重平均満期が1年以内であるミューチュアル・ファンドの流動性スキーム又は短期債務スキームへの銀行の投資の合計は、前年度の3月31日現在の銀行の純資産の10%という健全性基準に従わなければならない。すべての資本市場エクスポージャーに対して125%のリスク加重が割り当てられている。

銀行の投資分類及び評価基準

銀行の投資ポートフォリオの分類及び評価に関するインド準備銀行のガイドラインの重要な特徴は下記のとおりである。

- すべての投資ポートフォリオは、(a)満期保有目的、(b)トレーディング目的保有、(c)売却可能の3区分に分類される。満期保有目的には、インド準備銀行のガイドラインに従って分類された証券が含まれている。トレーディング目的保有には、短期の相場又は金利変動を利用するために譲渡する意図で取得した証券が含まれている。売却可能には、満期保有目的及びトレーディング目的保有には含まれない証券が含まれている。銀行は取得した時点で投資の区分を決定しなくてはならない。

満期保有目的区分には、資本注入を目的としてインド政府から受領しポートフォリオとして保有している新再資本化債券、子会社及びジョイントベンチャーの株式に対する新しい投資、農業インフラ開発基金／インド零細企業開発委員会／地方住宅開発基金預金及びインフラ事業に従事する会社により発行された長期債券（残余満期が最低7年）等と合わせて、普通預金及び定期預金の一定の割合までを占める法定流動性比率証券並びに一定の非法定流動性比率証券も含めることができる。2010年12月より、インド準備銀行は法定流動性比率を25.0%から24.0%に引き下げ、さらに2012年8月に23.0%まで引き下げた。2013年5月、インド準備銀行は、満期保有目的に分類される投資ポートフォリオの25.0%の総合限度を超過する、満期保有区分に含まれる国債ポートフォリオのレベルが、当時の法定流動性比率基準に従い、普通及び定期預金の25.0%から普通及び定期預金の23.0%まで引き下げられ、2013年6月30日に終了する四半期から、四半期ごとに50ベースポイントの削減が段階的に導入されると発表した。

ただし、2013年7月15日及び2013年7月23日にインド準備銀行により発表された金融引き締め政策により、2013年8月に長期利回りが急騰したことを受け、インド準備銀行は、一時的措置として、投資ポートフォリオの分類及び銀行の評価に関し、一定の調整を認めた。銀行は、2013年9月30日に終了した3ヶ月中に24.0%まで引き下げるという従前の要件に対し、満期保有目的に区分される国債ポートフォリオのレベルを、普通預金及び定期預金の24.5%に維持することを認められた。

- ・ トレーディング目的保有及び売却可能に区分された投資の売却による損益は、損益計算所に計上される。満期保有目的区分に対する投資の売却による収益（税引及び法定資本金控除後）は、損益計算書に計上された後、資本準備金勘定に充当される。いかなる売却の損失も損益計算書に計上される。
- ・ 証券取引所において取得可能な証券の市場価格、子会社の一般帳簿取引における証券の価格、インド準備銀行の価格リスト又はインド・プライマリー・ディーラー協会（Primary Dealers Association of India）が固定利付金融市場及びインドデリバティブ協会が共同で発表した価格が、売却可能証券及びトレーディング目的保有証券の「時価」とされる。
- ・ トレーディング目的保有に区分される投資は90日以内に売却されなければならない。乏しい流動性、極端な変動、市場での一方方向性の動きを含む悪影響の要因のために売却することができない場合には、その売却できなかった証券は売却可能区分へ移し替えられる。

満期保有目的から又は満期保有目的への投資の繰入は、1年に1回、通常は会計年度の始まりであるが、取締役会の承認によりなすことができる。売却可能からトレーディング目的保有への投資の繰入は、取締役会、資産負債管理委員会又は投資委員会の承認によりなされる。トレーディング目的保有から売却可能への繰入は原則として認められていない。インド準備銀行は、2010年8月以降、満期保有目的区分から又は満期保有目的区分への有価証券の売却及び譲渡に関して、売却価格が満期保有目的区分として保有していた投資の当該年度初めにおける帳簿価額の5.0%を超える場合、当該投資の市場価格を、市場価格を上回る帳簿価額のうち引当金が設定されていないものと併せて、年次報告書の計算書の注記において開示しなければならないと義務付けた。2013年8月、債券利回りの急変を受け、インド準備銀行は、一時的措置として、銀行に対し、普通預金及び定期預金の24.5%を上限として、国債ポートフォリオの区分を売却可能から満期保有目的に転換することを認めた。かかる転換は、売却価格又は満期保有目的区分への転換に対し課される5.0%の制限から除外される。かかる転換は、2013年9月30日より前に行われなければならない。銀行は、2013年7月15日現在の価格で、転換されたポートフォリオを評価する権利を持つ。

満期保有目的の有価証券は、時価による必要はなく、額面価格を超える場合（プレミアムが満期までの期間にわたり償却されなければならない。）を除き、取得原価により計上される。

売却可能分類される投資は、四半期ごとに時価評価され、トレーディング目的保有証券は、月ごとに時価評価される。売却可能及びトレーディング目的保有区分の中の各項目における価値の減少又は増加は、総計で表れている。計上されていない（もしあれば）各項目の純増加額があったとしても計上されず、他方、純減少額は計上される。2013年8月、市場価格の急変を受け、インド準備銀行により発表された特別措置の一環として、銀行は、2014年度の残りの期間にわたり、売却可能及びトレーディング目的の帳簿における減価償却費純額を分割償却することを認められた。

資産再構築会社又は資産再構築会社により設立された信託により発行された有価証券受領証又はパススルー証券への投資は、(a)有価証券受領証又はパススルー証券の償還価格及び(b)金融資産の帳簿価額の純額のいずれか低い方で評価される。しかしながら、証券／資産再構築会社によって発行された証券に割り当てられた金融資産の実現が制限された場合には、その純資産価値は、当該投資の評価のための証券／資産再構築会社から取得される。

2008年6月、インド準備銀行は、非法定流動性比率証券の評価に関する改訂ガイドラインを発表した。このガイドラインによると、銀行は、インド政府が発行した証券を、従来の、インド政府証券について対応する利回りを50ベーシスポイント上回るスプレッドから、インド政府証券について対応する利回りを25ベーシスポイント上回るスプレッドで評価することが求められている。

2013年12月19日、インド準備銀行は、原投資ポートフォリオのリスク・ヘッジ及びトレーディング・ポジションの確保という2つの目的で、金利先物取引に参加することを銀行に許可するガイドラインを発表した。ただし、銀行は、その顧客を代理して金利先物取引を行うことは認められていない。

個人仲介業者を通じての取引の制限

インド準備銀行により発表されたガイドラインにより、銀行は証券の取引を行うには仲介業者を選任しなければならないとされている。これらのガイドラインにより、銀行の事業の不相応な部分は、1名又は数名の仲介業者を通じてのみ取引されてはならない。いかなる理由であれ、この制限に違反した場合には、インド準備銀行は、当該銀行の取締役会が6ヶ月ごとにかかる違反の発生について知らされ、その取引を承認しなければならないと規定した。

空売りの禁止

インド準備銀行は、最長で3ヶ月以内に空売りした国債が買い戻されることを条件に、中央政府債を指定商業銀行及び公認ディーラーが空売りすることを認めている。空売りした国債は、同一国債相当額の即時購入によってのみ買い戻されなければならない。インド準備銀行は、その買入契約が確認され、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドにより保証されている又はかかる国債がインド準備銀行から購入されるという条件の下、銀行に対し、既に買入契約がなされている国債を売却することを認めている。各国債は、一定の決済期間において、純額基準で受渡し又は受取りが可能である。インド準備銀行はまた、国債管理の枠組みをさらに強化するため、発効日取引市場における国債も認めている。

社債に対するクレジット・デフォルト・スワップの導入

2012年度、インド準備銀行は、社債にクレジット・デフォルト・スワップを導入した。銀行は、マーケット・メーカー及びユーザーの両方としてかかる取引を行うことを認められている。商業銀行は、11.0%以上の自己資本比率、7%以上の基本的自己資本比率、3.0%未満の純不良資産比率という基準を満たせば、マーケット・メーカーとして行なうことができる。クレジット・デフォルト・スワップによる銀行の純信用エクスポージャーは、非上場／無格付債券の投資ポートフォリオの10.0%を超えてはならない。クレジット・デフォルト・スワップは、以前は上場社債及びインフラ会社の非上場だが格付けの付された債券についてのみ認められていた。2013年1月、これは、非上場だが格付けの付された社債に拡大された。さらに、クレジット・デフォルト・スワップは、コマーシャル・ペーパー、預金証書等の1年を上限とした当初満期を有する債券及び1年未満の当初満期を有する非転換社債に対しても認められた。

子会社並びに他の金融部門及び非金融部門投資

当行が子会社を設立するには、インド準備銀行の事前の許可が必要である。当行は、子会社に支援又は融資し、当行が自らすることができず又は自らすることが認められていない場合における子会社を通じての当行の顧客に対する融資を行う際に、借入資金又は貸付資金の支払期日未到来の前払金を引き受けないこと、時価以外の価格で証券を譲渡し売買しないこと、証券取引に対して特別な対価を支払わないこと等業務内容に関して、当行の子会社及び当行より支援を受けているミューチュアル・ファンドとの「アーム・レンダス」関係を維持しなければならない。当行は、インド準備銀行により定められた当行の引受けの実施に関する健全性基準を、適宜、見直さなくてはならない。かかる健全性基準に従い、当行の引受け又は当行の子会社による1件当たりの引受けの実施においては、各発行の15.0%を超過してはならない。当該投資が銀行規制法第19条(2)において規定される制限（被投資会社の払込済資本の30.0%又は投資銀行自身の払込済資本及び準備金の30.0%のどちらか少ない方）内であればならないにもかかわらず、当行が証券市場や預託機関等の金融サービスベンチャーへ出資をするには、インド準備銀行の事前の個別の承認が必要である。

インド準備銀行のガイドラインに従い、子会社又は子会社以外の金融サービス会社（金融機関、証券若しくはその他の取引所又は預託機関を含む。）への銀行による株式投資は、銀行の払込済株式資本及び準備金の10%を超過してはならず、すべての子会社及び子会社以外のすべての金融サービス会社への投資の合計額は、銀行の払込済株式資本及び準備金の20%を超過してはならない。しかしながら、金融サービス会社への投資が「トレーディング目的保有」区分とされ、かつ90日を超えて保有されない場合には、20%の上限は適用されず、インド準備銀行の事前の承認も要求されない。

インド準備銀行の規則に従い、非金融サービス活動に従事する会社への銀行の株式投資は、被投資会社の払込済株式資本の10%又は銀行の払込済株式資本及び準備金の10%のいずれか少ない方を上限とする。この上限に関しては、「トレーディング目的保有」区分の株式投資が含まれる。銀行が保有する非金融サービス会社、又は銀行の子会社、関連会社若しくはジョイントベンチャーである事業体、及び銀行が支配する資産管理会社が運営するミューチュアル・ファンドへの株式投資は、合計で被投資会社の払込済株式資本の20%を超えてはならない。被投資会社の払込済株式資本の10%超30%以内の銀行によるすべての投資には、インド準備銀行の承認を要する。

銀行は、追加の取得が再建若しくは企業債務の再編の過程でなされる場合、又は会社に対して行った貸付／投資に係る自己の利益を保護するために銀行が取得した場合には、インド準備銀行の事前の承認なしに非金融サービス会社である被投資会社の払込済資本の10%を超える株式を保有することができる。ただし銀行は、一定の期間内に、当該株式の処分についての期限付行動計画をインド準備銀行に提出しなければならない。

さらに、金融サービス活動に従事する子会社及びその他の事業体への銀行の株式投資は、非金融サービス活動に従事する事業体への株式投資と併せて、銀行の払込済株式資本及び準備金の20%を超えてはならない。20%の上限は、「トレーディング目的保有」区分とされ、かつ90日を超えて保有されない投資には適用されない。インド準備銀行は、海外の銀行子会社への投資は、上記の20%の上限に含めないことができる旨明示している。2006年8月、インド準備銀行は、かかる制限内の、銀行のベンチャー・キャピタル・ファンドに対する投資を含むガイドラインを発表した。

貸付の証券化に関する規制

秩序ある健全な証券化市場を発展させるため、またオリジネーターと投資家の利益の調整を確保するため、インド準備銀行は、2012年5月に証券化に関するガイドラインを発表した。このガイドラインに従い、オンバランスシートの正常先資産（リボルビング与信枠、不動産担保証券及び資産担保証券を除く。）はすべて証券化することができる。また、貸付が証券化の対象となるには、貸付の満期及び返済頻度を基準として、最低保有期間の要件を満たしていなければならない。最低保有要件は、オリジネーターである銀行が証券化された資産のパフォーマンスに継続的な利害関係を持つことを確保するために定められている。証券化された貸付に対する銀行のエクスポートの合計は、証券化商品の合計の20%を超えてはならず、この上限を超えるすべてのエクスポートについては、111%のリスク加重をすることを要する。

預金に関する規制

インド準備銀行は、銀行が独立して定期預金に対する金利を定めることを認めている。しかし、銀行が当座預金に対して金利を支払うことはできない。普通預金に対する支払金利は、2011年10月まで規制されていた。2011年5月、インド準備銀行は、普通預金の金利を3.5%から4.0%に引き上げた。2011年10月、インド準備銀行は、普通預金口座の金利に関する規制を撤廃し、口座の金額に基づき、100,000ルピーまでの預金については一律の金利を適用し、100,000ルピーを超える預金については異なる金利を認めた。

インド準備銀行のガイドラインは、2010年4月1日以降、普通預金銀行口座の預金に対する利息の支払いを日次成果基準で計算することを求めている。

国内定期預金並びにルピー建非居住者向け普通預金口座及び非居住者向けルピー建預金口座の最短満期は7日である。非居住者であるインド人の、外貨建定期預金の最短満期は1年であり、最長満期は5年である。

銀行は、以下の条件により、満期の同じ国内預金に対して異なる金利を提供するという柔軟性を有している。

- ・ 定期預金額が10百万ルピー以上であること。
- ・ 預金に対する金利が、銀行により事前に開示された金利条件に基づき支払われ、預金者と銀行間の交渉により支払われるものではないこと。

満期を1年から3年及び3年から5年とする非居住者向けの外貨建定期預金に対する金利は、対応する満期の米ドルLIBOR/SWAPレートに連動している。金利は、インド準備銀行により定期的に決定される。2013年8月に発表された直近の通知では、1年から3年満期の預金に対する金利はLIBOR/SWAPレートに200ベースポイント加えた金利に固定され、3年から5年満期の預金に対する金利は、LIBOR/SWAPレートに300ベースポイント加えた金利から、LIBOR/SWAPレートに400ベースポイント加えた金利に増加された。非居住者向けのルピー建普通預金に対する金利は、国内の普通預金に適用される金利に設定されている。2012年度、インド準備銀行は、非居住者（海外）向けルピー建預金及び非居住者向け普通預金口座の金利に関する規制を撤廃し、銀行が普通預金及び満期が1年以上の定期預金の金利を決定することを認めた。ただし、その金利は、銀行により同等の国内向けルピー建預金に対して提示された金利を超えてはならない。2013年9月、インド準備銀行は、3年以上の満期を有する非居住者（海外）向けルピー建預金に対する金利の上限を、2014年2月28日まで撤廃した。2014年3月1日から、3年から5年の満期を有する非居住者向け外貨建預金に対する金利は、2013年8月から2014年2月の間に適用されたLIBOR/SWAPレートに400ベースポイント加えた特別金利から、上限をLIBOR/SWAPレートに300ベースポイント加えたものとする金利に戻った。また、非居住者（海外）向けのルピー建預金の金利も、2013年8月から2014年2月までに適用された従前の規制緩和に対して、同等の国内向けルピー建預金の金利を上限とされた。非居住者向け普通預金口座に関する制限は、一方で継続された。

2013年9月、インド準備銀行は、増分の外貨建預金に対するスワップファシリティを導入した。これは、ルピーの急落を考慮し、国内に外貨の流入を増やす目的で導入された。このファシリティは、非居住者（銀行）向け預金口座の外貨建預金のみを対象としており、米ドルのみで提供される。スワップの満期は3年以上で固定されている。銀行は、前の週に集められた外貨預金と同額のスワップに適する米ドルを上限額とし、週に一度のみスワップファシリティを利用することができる。スワップファシリティは、2013年9月10日から2013年11月30日の一定期間にのみ提供される。インド準備銀行によるその他の措置として、2013年7月26日から、3年以上の満期を有する増分の非居住者向け外貨建預金及び非居住者向けルピー建預金は、現金準備率及び法定流動性比率の要件から除外されている。この恩恵は、2014年3月8日以降に預けられる預金に対しては撤廃される。

地域及び人口区分を越えた金融サービスの利用可能性を高めるために、インド準備銀行は、銀行に対し、最低残高に関する要件を設けない、簡易的な普通預金口座を提供するよう助言した。

顧客サービス及び顧客保護に関する規制

顧客サービス及び顧客保護の強化は、インド準備銀行が重点を置く分野であり、効率的、公正かつスピーディーな顧客サービスの提供を常に重視している。これに関し、銀行の顧客サービスの改善を検討する委員会が2010年度に設置された。委員会での提案により、インド準備銀行は、複数のガイドラインを発表した。2013年7月、銀行は、口座を開設した支店であるかを問わず、全支店において、全顧客に対する単一価格政策を取るよう命じられた。さらに、銀行により提供される資産管理及びマーケティング・サービスに関するガイドラインの草案も発表された。ガイドラインによれば、資産管理サービスは、利害相反を避けるため、銀行の子会社又は別々とみなされる部門若しくは部署を通じてのみ提供することができる。また、銀行が資産管理サービスを提供するには、インド準備銀行の事前の承認が必要であるとされた。2014年5月、インド準備銀行は、銀行に対し、変動金利貸付に係る担保実行手数料又は繰上返済違約金を課さないよう指示するガイドラインを発表した。さらに、銀行は、使用されていない口座において最低残高が維持されていないことに対する罰金を課すことも認められていない。

預金保険

インドの銀行に預けられた100,000ルピー以下の普通及び定期預金は、インド準備銀行の完全子会社である預金保険信用保証会社により保証されなければならない。銀行は、6ヶ月ごとに、預金保険信用保証会社に対して、補償範囲内の金額に対して保険料を支払わなければならない。保険料は顧客に反映させることができない。

預金者教育及び認識ファンド（DEAF）スキーム2014－1949年銀行規正法第26A条

インド準備銀行は、銀行に対し、2014年5月23日現在までで、未収利息を含め10年以上請求のないすべての適格な口座における累積残高を計算し、かかる金額を、2014年6月30日（銀行の営業終了時間前）に当該ファンドに移転させるよう助言した。その後も、各暦月に期限を迎える額を、翌月の最終営業日に移転すべきとした。

顧客の本人確認及び反マネーロンダリングに関する規制

2005年7月に発効した2002年マネーロンダリング防止法は、マネーロンダリング及びテロ行為のための資金調達を阻止し及びこれを犯罪とすることを目的としている。また、マネーロンダリング／テロ行為に関係する資産の凍結及び没収、並びに金融情報機関の設立についても規定している。この法律は、規定の取引に関する記録を保存し、かかる取引を金融情報機関に報告する指定団体（銀行及び金融機関を含む。）の義務について定めている。この法律はまた、同法の範囲内で起こりうる典型的な違反を列挙している。同法には、マネーロンダリング防止規則の枠組みも規定されている。同法及び同規則は、それ以降随時改定されている。

インド準備銀行は、マネーロンダリング防止法及びそれに付随する規定に従い、その管轄内の銀行／金融機関が遵守すべき顧客の本人確認、反マネーロンダリング及びテロ行為のための資金調達の取締強化のための手続に関する包括的なガイドラインを規定している。これは、反マネーロンダリング基準及びテロ行為のための資金調達の取締強化に関する金融活動タスク・フォースの勧告に沿ったものである。これらのガイドラインは随時改訂され、統合されたガイドラインがインド準備銀行のマスターサーキュラーにおいて発表される。これらのガイドラインの目的は、銀行が故意により又は故意によらずして、犯罪組織によりマネーロンダリング又はテロリストの資金調達活動のために利用されるのを防ぐことである。ガイドラインは、顧客受入方針、顧客の身元確認手続、取引の監視及びリスク管理を含む主要な点について定めている。ガイドラインは、高度なデュー・ディリジェンスの手法、主要な役員の任命、育成及び監査についても定めている。

インド準備銀行のガイドラインは、少額の預金口座の開設を目的とした人々（すべての口座の合計残高が50,000ルピー未満であり、かつすべての口座のクレジット総額が1年に100,000ルピーを超過しない人々）に対しても簡略化した顧客の本人確認手続の規定を定めている。かかる規定は、金融への受入れを推奨し、顧客の本人確認ガイドラインの実施が、経済的及び社会的に弱者である社会階層に対する銀行業務の拒絶につながらないようにすることを目的としている。インド準備銀行は、銀行口座開設時における住所証明の提出に係る要件を簡略化した。現在、顧客は本籍地又は現住所のいずれか1つの住所証明を提出することができる。移住してきており、現地の住所の提示を受けていない顧客の場合、銀行は、来店又は郵送での間接的な確認により後日確認する方法で、顧客から現地の住所の申告を受け付けることができる。

資産負債管理に関する規制

インド準備銀行の資産負債管理に関する規制により、銀行は、国内及び海外における営業について、ルピー建て及び外貨建ての資産・負債ギャップを示した財務書類をそれぞれ作成しなければならない。これらのギャップを示した財務書類は、定期の及び予想される価格再決定日又は満期日に従い、すべての資産及び負債を記載することにより作成されている。この財務書類は、定期的にインド準備銀行へ提出される。インド準備銀行により、銀行は特定の期間に満期を迎え又は価格が再決定される資産及び負債の額の差異を積極的に監視し、リスク抑制制度として、各期間につきそのギャップに対する内部的な健全性制限を設けるよう勧告されている。

2007年3月、インド準備銀行は、銀行間預金の健全性制限に関するガイドラインを発表した。銀行による銀行間預金は、銀行の前年度末日における純資産の200.0%を超えてはならない。各行は、各行の取締役会による承認がある場合、各行のビジネスモデルを念頭に、銀行間預金に関する制限を引き下げることができる。しかしながら、資本に対するリスク資産比率が、（現在9%である）資本に対する最低リスク資産比率よりも少なくとも25%上回る（すなわち、前年度末日において11.25%）銀行は、当該銀行の純資産の300.0%を上限とし、銀行間預金に関する制限を引き上げることができる。上記制限には、（インド国内で営業している銀行に対する外貨建ての銀行間預金を含む）インド国内におけるファンド・ベースの銀行間預金のみが含まれ、インド国外における銀行間預金は含まれていないことに留意すべきである。インド準備銀行のガイドラインにより、コール資金に対する既存の制限は、上述の制限内の別の制限とされている。現在、2週間ごとの平均基準に基づき、コール／ノーティス資金の借入は、銀行の資本金の100%を超えてはならない。しかしながら、銀行は、2週間のうちいずれの日においても、自らの資本金の125%を上限とする借入を行うことを認められている。

2007年10月、インド準備銀行は、銀行による流動性管理を向上させ、定期金融市場の発展を促進するため、資産負債管理に関する修正ガイドラインを発表した。インド準備銀行は、銀行に対し、2008年1月1日から、流動性リスクの測定について、構造的流動性計算書上の最初の期間（従来は1日から14日）を翌日、2日から7日及び8日から14日の3つの期間に分割するという、より詳細な方法を取るよう助言した。翌日、2日から7日、8日から14日及び15日から28日の期間における累積的なマイナスの流動性不整合の純額は、流動性に対する累積的な影響を認識するにあたって、各期間の累積的キャッシュ・アウトフローのそれぞれ5%、10%、15%及び20%を超過してはならない。また、銀行は、積極的な流動性管理を行うよう助言されており、構造的流動性報告書を各日ベースで作成しなければならない。さらに、2008年4月1日以降、銀行は、2週間ごとに流動性ギャップ報告書につき報告しなければならない。

2010年11月、インド準備銀行は、金利リスク管理のためのデュレーション・ギャップ分析の導入に関するガイドラインを発表した。ガイドラインは、銀行がさらされる金利リスクを示すことを目的としている。デュレーション・ギャップ分析による金利センシティビティについての報告書は、2011年6月30日以降は四半期ごとに、2012年4月30日以降は月ごとに提出されなければならない。

2012年11月、インド準備銀行は、過去に随時発表されていた流動性リスク管理に関する様々な説明／ガイダンスをまとめた改訂ガイドラインを発表した。かかる説明／ガイダンスは、バーゼル委員会による健全な流動性リスク管理及び監督のための銀行監督指針に沿って強化されている。当該ガイドラインには、流動性リスクの管理、測定、監視及び流動性ポジションに関するインド準備銀行への報告に関し強化されたガイダンスを含む。

2014年6月、インド準備銀行は、流動性基準—流動性回収比率、流動性リスク監視ツール及び流動性回収比率開示基準に関するバーゼルIII枠組みのガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、銀行は、上質な流動性資産の残高及び翌30暦日に係る純キャッシュ・アウトフロー総額の比率である、最低流動性回収比率を維持しなければならない。ガイドラインは、深刻な流動性に関する要件が1ヶ月間続いた場合にも耐えうるに十分な水準の負担のない上質な流動資産を銀行に維持させることが確保できるよう規定している。当該ガイドラインは、2015年1月1日から60%の最低流動性回収比率で適用が開始され、2019年1月1日から段階的に100%まで増加される。インド準備銀行は、上質な流動性資産としてみなされる資産の区分についても定義している。また、インド準備銀行は、1年超の期間にわたって安定的であることが見込まれる資金調達の最低額の確保を意図した強固なバーゼルIII純資金調達比率についても規定しており、そのガイドラインの施行を控えている。

さらに、2014年7月、インド準備銀行は、銀行に対し、インフラ・プロジェクト及び低価格住宅への融資のための長期債券の発行を認めるガイドラインを発表した。この債券は、現金準備率、法定流動性比率及び優先部門貸付等の規制上の優先権から除外される。当該ガイドラインは、インフラ・プロジェクトに対する長期融資を延長し、銀行の資産負債管理を援助することを意図している。

外貨販売代理店

インド準備銀行は、当行に対して当行の指定された支店を通じて外国為替を扱うための正規の公認販売代理店の認可を付与した。この認可に基づき、当行は以下の事由を行うことができる。

- ・ すべての通貨の外国為替取引に従事すること。
- ・ 海外で外国為替口座を開設し、保有すること。
- ・ 非居住者であるインド人から外貨建て及びルピー建ての預金を調達すること。
- ・ 外貨建貸付をオンショア及びオフショアの会社に対して行うこと。
- ・ 荷為替信用状を開設すること。
- ・ 輸入及び輸出貸付を行うこと。
- ・ 手形回収及び資金送金サービスを扱うこと。
- ・ 保証書を発行すること。
- ・ 当行の組織書類に基づいて認可され、かつ銀行規制法の条項により認められた、当行の通常の業務に付随するデリバティブ取引及びリスク管理活動を行うこと。

さらに、当行は、一定の条件に従い、金利スワップ、通貨スワップ及び金利先渡契約の形で、インドの会社への外貨建貸付エクスポージャーを押さえることができる。公認ディーラーカテゴリーにある銀行は、インド証券取引委員会が承認する証券取引所によって設置される予定の通貨デリバティブ部門の取引会員又は清算会員となることができる。かかる会員となるにあたっては、以下の要件を満たすことが条件となる。(i)最低純資産が5.0十億ルピーであること、(ii)最低自己資本比率が10%であること、(iii)純不良資産が3%を超えないこと及び(iv)過去3年間の純利益。

当行の外国為替業務は、為替管理マニュアルにおいてインド準備銀行により定められたガイドラインに従っている。公認ディーラーとして、当行は、インドの外国為替業務に関連する規則を制定するインド外国為替業協会のメンバーに登録しなければならない。当行はまた、金融基準の設定のため、政府機関に対しデータを提出する銀行の一行である。2014年4月、インド準備銀行は、金融基準に関する質、方法及び管理枠組みを強化する規定を推奨するガイドラインを発表した。これは、金融基準に関する委員会により提出された提案に基づいている。ガイドラインに従い、データを提出する銀行は、基準の提出プロセス管理に関する内部委員会の承認政策を導入し、定期的にガイドラインの遵守に関する確認書を提出しなければならない。

当行のような公認ディーラーは、インド準備銀行のガイドラインに従ってオープン・ポジション及び満期ギャップに関する上限を決定しなければならない。これらの上限はインド準備銀行により承認される。

2010年7月、インド準備銀行は、証券取引所において、通貨先物にインドの居住者が参入することを許可した。

外国為替及びクロスボーダー業務取引に適用される規制

銀行により行われる外国為替及びクロスボーダー取引は、外国為替管理法の規定に従わなくてはならない。銀行は、リスク・ベースの手法を用いて、あらかじめ設定された規則に従い、顧客の取引を監視しなければならない。取引監視システムは、不自然な取引の特定、かかる取引に関する注意義務の行使、並びに疑わしいと確認された場合は、各法域における金融情報機関に対する報告を念頭に置いている。当行の取引監視システムは、定期的に見直され、適切な反マネーロンダリング・ソフトウェア技術ソリューションにより補強される。

インド準備銀行は、海外からの商業借入に関するガイドラインを随時発表する。2014年6月30日までの海外からの商業借入に関する統合ガイドラインは、2014年7月1日付のインド準備銀行のマスターサーキュラー「海外からの商業借入及び貿易金融に関するマスターサーキュラー」によりカバーされている。ガイドラインは、銀行を含む金融仲介機関が借入に対する海外の貸付人の利益になるような借入金を調達するか、又は保証を提供することを認めていない。適格な借入人（主として企業）は、新規及び拡大プロジェクトへの資本財の輸入等の投資のために、またインフラ部門の為替の需要を満たすために借入金を調達することができる。海外からの商業借入によって調達した手取金もまた、海外のジョイントベンチャー及び完全子会社に対するインドの直接投資に関する既存のガイドラインに従って、ジョイントベンチャー及び完全子会社に対する海外直接投資に利用することができる。海外からの商業借入の手取金を、貸付、資本市場投資、インド国内での合併又は不動産投資（統合された自治体を含む。）に利用することはできない。2011年11月以降、償還期限が平均3年から5年の借入に対する海外からの商業借入に係る全費用の上限が、従来はLIBORプラス300ベーシスポイントであったのに対し、LIBORプラス350ベーシスポイントに定められた。償還期限が平均5年超である借入については、全費用の上限は引続きLIBORプラス500ベーシスポイントである。2011年9月、海外からの商業借入の上限額が、従来の上限である500百万米ドルから750百万米ドルに引き上げられた。サービス部門の会社は、従来100百万米ドルの上限に対して200百万米ドルを上限として海外からの商業借入を利用することが認められた。2012年7月、インド準備銀行は、一定の条件を満たす場合、製造部門及びインフラ部門の会社が、国内の銀行から提供されたルピー建貸付の返済のために、海外からの商業借入を行うことを認めた。ただし、インドの銀行の海外支店／子会社は、国内の銀行のルピー建貸付の返済のため、海外からの商業借入を提供することを認められていない。

借入人は、既存の海外からの商業借入を借り換える目的で、海外からの商業借入を増やすことは認められている。新規の借入は、すべて込みの価格で、元の借入より少なくても多くてもよい。ただし、すべて込みの価格が多くなる場合、インド準備銀行により随時提示される上限を超えてはならない。2014年度には、既存の海外からの商業借入を借り替えるための新規借入の、すべて込みの価格が多くなる場合の枠が、2013年10月1日から廃止された。

2010年3月、インフラ金融会社に分類される銀行以外の金融会社が、海外からの商業借入を通して借入を行うことが認められ、2010年5月には、機械的な承認ルートを通して、自己保有ファンドの50%まで借り入れられることになった。海外からの商業借入の上限は、2013年1月に、自動承認による自己保有ファンドの75%まで拡大された。自己保有ファンドの75%の上限を超過したい会社は、インド準備銀行の承認を必要とする。2011年9月、海外からの商業借入を通じたインフラ・プロジェクトのための資金調達を容易にするため、多数の措置が発表された。

- ・ インフラ部門の会社は、従来ガイドラインでは、未払いのルピー貸付の返済のために海外からの商業借入を利用することは認められていなかったが、既存のルピー貸付の再融資のために新規の海外からの商業借入の25.0%を利用することが認められた。
- ・ インフラ部門の会社は、つなぎ融資の性質をもつ短期与信を利用して資本財を輸入することが認められた。つなぎ融資は、その後、長期の海外からの商業借入に変更することができる。
- ・ 「建設利息」が、海外からの商業借入を利用するために適切な最終用途として容認された。
- ・ 外国株の保有者は、インド準備銀行の事前の承認なく、自動的に、インフラ開発のみに従事するインドの会社に対して与信を強化することが認められた。

2010年7月、インド準備銀行は、海港、空港、道路、橋及び電力部門等の新しいインフラ・プロジェクトに対するルピー貸付の再融資のために、認可された方法による外部からの商業借入を通じたテイクアウト・ファイナンスに係る取決めを許可した。さらに、2013年1月、インフラ金融会社に分類される銀行以外の金融会社の為替ヘッジ要件は、100%のエクスポートから75%まで削減された。

2012年度、インド準備銀行は、ルピーの急落を受けて、通貨を支えるための複数のガイドラインを発表した。インド準備銀行は、輸出者の外貨建口座につき、当該口座の残高の50%を直ちにルピーに換え、ルピー建口座に入金するよう求めた。また、輸出者の外貨建口座においては、すべての先物為替差益の50%しか維持することができず、為替市場へのアクセスは当該口座の利用可能な残高を利用した後にのみ認められた。さらに、公認ディーラーの、通貨先物及びオプション取引のための為替のネット・オーバーナイト・オープン・ポジションの上限は、100百万米ドル又は建玉の15%のいずれか低い方とされた。

インドの銀行による外貨借入

インド準備銀行は、減損されていない基本的自己資本の50%又は10百万米ドルのいずれか高い方を上限として、銀行による海外支店及びコルレス銀行からの資金の借入（輸出信用のための借入、海外からの商業借入及び本店／ノストロ口座からの当座貸越を含む。）を認めた。しかしながら、1年以内の短期借入に関しては、全体の50%の制限の範囲内で、減損されていない基本的自己資本の20%を超えてはならない。2013年10月、インド準備銀行は、借入の上限を、減損されていない基本的自己資本の50%から100%に引き上げ、10百万米ドルのいずれか高い方とする通知を発表した。引き上げられた上限は、経済における外貨流入を促進する措置として、2013年11月30日までの一定期間に限って提供された。かかる借入は、インド準備銀行により2013年9月10日から2013年11月30日の間に提供された、年率3.5%の固定金利での米ドルルピーのスワップファシリティにも適用された。

インド準備銀行が発表した、インドの銀行による外貨借入に関連する規制及びガイドライン（その後の改正を含む。）は、2014年7月1日付のリスク管理及び銀行間取引に関するマスターサーキュラーに統合された。前述の上限の対象には、インドのすべての事務所及び支店によるそれらのすべての海外支店又はコルレス銀行からの借入の合計額並びに国内の金貸付に対する融資のための金による海外借入も含まれる。インド準備銀行の個別の承認を受けた革新的永久債及びその他の海外からの借入により調達された資本金は、引続き減損されていない基本的自己資本の50%の制限から除外される。

法定準備金規制

現金準備率

銀行は、銀行間預金を除いて、有する普通及び定期預金の純額に対する一定割合を、自行での現金準備及びインド準備銀行への当座預金の形で、保有しなければならない。2006年インド準備銀行（改正）法案の成立を受けて、現金準備率の下限及び上限（以前はそれぞれ3.0%及び20.0%）が撤廃された。下記の債務は、現金準備率を決定する際の普通及び定期預金の計算から除かれている。

- ・ 銀行間預金
- ・ 公認ディーラーに対する預金
- ・ 銀行に対して再融資することができるインド準備銀行及び銀行からの再融資
- ・ 基本的自己資本の下限として扱われる永久債

2013年2月9日を開始日とする2週間から、現金準備率は4%に変更された。2007年4月13日現在、インド準備銀行は、現金準備率残高に対して金利を支払っていない。

現金準備率は、2週間の平均基準に基づいて維持されていなければならない。2013年7月、インド準備銀行は、為替レートの変動を安定させる規定の一部として、その2週間の内のいかなる日における現金準備率も最低70.0%とする1日の現金準備率の要件を99%まで引き上げた。2013年9月、為替レートの変動の安定を受け、1日の最低現金準備率は95%に引き下げられた。

法定流動性比率

現金準備率に加えて、銀行は、その普通及び定期預金の純額に対する一定割合を、現金、金又は承認された無担保の証券等の流動資産の形で維持しなければならない。この流動性比率は、インド準備銀行により適宜修正され、銀行規制法第24条に従い、最低で22.5%（2014年6月3日付）、最大では40.0%としなければならない。「(1) インドの金融部門の概要-(m) 最近の構造改革-(iii) 銀行規制法の改正」を参照のこと。インド準備銀行は、2014年6月3日付で法定流動性比率を23.0%から22.5%へ引き下げた。

持分制限

インド政府はインドの銀行に対する外国人の持分を制限している。当行のような民間銀行に対する外国人の持分合計は、払込済資本の74%を超過してはならず、また証券市場を通じてポートフォリオ投資制度の下で外国機関投資家により保有される株式は、払込済資本の49%を超過してはならない。

銀行の株式を取得又は譲渡し、当該個人又はグループの（直接的及び間接的、実質的又はその他の）持分総額が銀行の払込済資本総額の5%以上になる場合には、インド準備銀行の承認を受けなくてはならない。インド準備銀行が承認する際には、その総株式数が定められた基準を超過している株主が適切妥当な評価を満たすようにしなければならないことを含む、その適用に関連すると考えられるすべての事情を考慮することができる。その取得者及び譲受人が株主として適切かつ妥当であるか否かを判断する際に、インド準備銀行は、取得者若しくは譲受人の誠実性、評判及び財政問題における実績並びに税法、取得者若しくは譲受人及び投資の資金提供者に対する厳格な懲戒若しくは刑事手続を遵守しているかどうか等様々な要素（ただし、これらに限られない。）を考慮することができる。

2005年2月、インド準備銀行は、民間銀行における持分及びガバナンスに関するガイドラインを発表した。持分に関するガイドラインの主要な規定は以下のとおりである。

- ・ いかなる事業体及び関連する事業体グループも、直接的又は間接的に民間銀行の払込済株式資本の10.0%超を保有し管理することが認められず、さらに多くを取得するにはインド準備銀行の事前の承認が必要となる。
- ・ 法人株主に関しては、事業体又は関連する事業体グループは法人株主の10.0%を超過する持分を有しないようにすることが目的である。金融事業体が株主である場合には、広く保有され、一般に上場され適切に規制されていることを確保することが目的である。
- ・ インド準備銀行は、問題のある銀行若しくは脆弱な銀行を再編する場合又は銀行業界における合併の利益のために多くの株式保有を認めることができる。
- ・ 非居住者であり、単独ではないインド人は、民間銀行の払込済資本の5.0%を超える投資を行うことはできない。非居住者であるインド人による投資の合計上限は、民間銀行の払込済資本の10.0%に制限されるが、取締役会の承認により、当該銀行の払込済資本の24.0%まで増加することができる。
- ・ 銀行は、株主が適格要件を継続的に遵守することについて責任を負う。
- ・ 所定の制限を超過した株式を保有する株主を持つ銀行は、法令遵守の計画を示さなくてはならない。

個人、企業又はグループが銀行の払込済資本金若しくは議決権の5%超を取得する場合には、インド準備銀行の事前承認を必須とする、と規定する銀行規制法を改正する法律案は、国会により承認され、2013年度に通知された。「(1) インドの金融部門の概要-(m) 最近の構造改革-(ix) インドにおける銀行の取締役会管理に関する報告書」を参照のこと。

2009年2月、インド政府は、インド企業への直接的及び間接的な外国投資の総額を計算するためのガイドラインを発表した。このガイドラインに従って、インドの株主によって過半数を所有されず、支配されていないインド企業における海外保有株式は、かかるインド企業の被投資企業（個別に特定の規制が存在する、保険部門における被投資企業を除く。）における海外保有株式を算出する際に考慮に入れられる。当行といったインドの民間部門銀行は、74%を上限とした外国資本が認められているため、これは当行を含むインドの民間部門銀行及びその子会社によって行われるその他の企業への投資に影響を及ぼすであろう。これについては、インド人の株主が、外国人による74%を上限とした所有制限の遵守を目的としたものとみなされるかどうかの評価も要求される。しかしながら、これは当行の保険子会社に対する当行の投資には影響しない。

持株会社

2011年度政策報告書において、インド準備銀行は、持株会社のストラクチャーを導入する際のロードマップ作成のため、政府、多方面の監督機関及び銀行からの各代表者によるワーキング・グループを構成したことを発表した。ワーキング・グループの報告書は、2011年5月に公表され、報告書において、特に大規模な金融グループは、個別の規制の枠組みを有する金融持株会社の構造をとる利点があるという重要な提案がなされていた。インド準備銀行は、新たな民間部門銀行免許に関するガイドラインにおいて、かかる免許の発行に基づくすべての新たな銀行に対し、金融持株会社の構造で設立することを義務付けた。「－(1) インドの金融部門の概要－(m) 最近の構造改革－(viii) 銀行業務システムに関する審議文書」を参照のこと。

配当の支払制限

銀行規制法により、銀行は、配当を宣言する前に、資本支出の完全な償却及び開示された年間利益の20.0%の準備金勘定への繰入を義務付けられている。

銀行は、以下の健全性要件を満たした場合に配当を宣言することができる。

- ・ 過去2年間及び当該銀行が配当金を宣言しようとする会計年度の自己資本比率が9.0%以上であること。
- ・ 純不良資産比率が7.0%未満であること。
- ・ 現行の規制及び資産の減損、従業員退職金、利益の法定準備金への繰入等に対する適切な引当金の設定等に関してインド準備銀行により発行された広く行き渡っている規則及びガイドラインを銀行が遵守していること。
- ・ 予定配当金が当期利益から支払われること。
- ・ インド準備銀行のバーゼルIIIガイドラインの下、銀行は、最低資本要件に従っており、資本配分の規制を避けるため、資本緩衝を最低要件以上に維持しなければならない。資本緩衝は、インド準備銀行により規定されているとおり、2016年3月31日から段階的に導入され、2019年3月31日までに導入が完了する。インド準備銀行は、資本緩衝枠組みが有効となれば、銀行による配当金支払が、上記ガイドラインの相互作用により管理されると明確にしている。

銀行が2年連続上記の自己資本比率要件を満たしていない場合であっても、当該銀行が配当金の宣言を予定している会計年度において自己資本比率が9.0%以上であり、かつ純不良資産比率が5.0%未満であるときには、配当金の宣言を行うことができる。

上記規制の下で配当金を宣言することができる銀行は、以下の制限に従うことを条件として配当金の宣言を行うことができる。

- ・ 配当金支払比率（当期純利益に対する年間の支払配当金の割合として算出される。）は、40.0%を超過してはならない。配当金支払比率の最大許容範囲は、過去3年間の毎年の自己資本比率及び純不良資産比率に応じ、銀行により異なる。
- ・ 当該期間の収益に特別利益が含まれる場合、支払比率は、健全な支払比率を遵守するためにその特別利益を控除した後に算出されなければならない。

- ・ 銀行が配当金を宣言する会計年度に係る財務書類に法定監査人による当期の収益に悪影響を及ぼす可能性がある限定意見が付されているではない。そのような限定意見が付されている場合には、純利益は、配当金支払比率を算出する上で、適切に調整される。

銀行の業務停止、再建及び合併

インド準備銀行は、インド政府に対し、銀行の業務停止を申請することができる。インド政府は、インド準備銀行の申請を検討した上で、当該銀行に対する訴訟手続の開始につき最長6ヶ月間の停止命令を言い渡すことができる。当該停止期間中、(a)公共の利益のため、(b)預金者の利益のため、(c)銀行の適切な経営を確保するため又は(d)国全体の銀行システムの利益のために、インド準備銀行は、銀行の再建又は他行との合併の計画を作成することができる。銀行の再建又は他行との合併を伴う場合、インド準備銀行は、インド政府に許可を得るために当該計画を提出する前に、計画草案についての提案及び異議申立てを受付ける。中央政府は、修正の有無にかかわらず、当該計画を承認することができる。法律上かかる銀行の株主又は債権者の承認を必要としない。

民間銀行間及び銀行と銀行以外の金融会社との合併に対する規制

2005年5月、インド準備銀行は、民間銀行間の合併及び銀行と銀行以外の金融会社との合併に関するガイドラインを発表した。ガイドラインでは、特に、合併の根拠、合併から生じる組織的利益及び合併した事業体の利益の調査が重視されている。2つの民間銀行の合併に関して、ガイドラインによると、当該2つの銀行の取締役会による承認の後、合併計画案が両銀行の株主の3分の2の多数で承認されなければならない。計画案は、合併する銀行の評価額、収益性及び自己資本比率に対する合併の影響をも考慮し、合併後の取締役会がインド準備銀行の基準に沿うことを実証しなければならない。承認された計画は、提案された合併の草案文書、関連するすべての通知及び証明書、スワップ率、株価等の他の文書とともにインド準備銀行に提出され、銀行規制法に従って評価及び承認される必要がある。銀行と銀行以外の会社との合併に関しては、ガイドラインにより、銀行以外の金融会社は、すべての口座について、身元確認基準並びにインド準備銀行及びインド証券取引委員会により発表されている関連する基準を遵守しなければならないとされている。銀行以外の金融会社は、当該会社が上場しているか否かにかかわらず、合併の協議の前後における、発起人の株式の取引を規制するために、インド証券取引委員会により発表されたインサイダー取引基準もまた遵守しなければならない。「銀行規制法の要件—インド競争法」を参照のこと。

信用情報機関

インド国会により、2005年信用情報会社（規制）法が制定された。その法律に従い、銀行等のすべての金融機関が信用情報機関のメンバーとなり、信用情報機関により金融機関に必要とされる、その金融機関との信用関係を築いている者に対する信用情報を、信用情報機関へ報告しなければならない。その他の金融機関、信用情報機関及びインド準備銀行が指定したその他の主体は、公開された信用情報を利用することができる。インド準備銀行は、カバレッジ及び信用情報の強化を目指しており、本件に関する委員会を組織した。当該委員会は、2014年3月に提案を提出しており、その提案には、一貫性のあるデータ形式、信用度の共通分類及び信用情報会社による成功事例が含まれていた。2014年6月、いくつかの提案がインド準備銀行により承認され、それらに応じてガイドラインが発表された。

金融安定性及び開発審議会並びに金融部門法制改革委員会

2011年度、インド政府は、金融安定性及び開発審議会という名称の最高レベルの組織を設置した。当該組織は、独立した組織であり、規制を監督し、金融安定性を維持するためのメカニズムを強化する。当該組織は、経済のマクロ・プルデンシャルな統括を監視し、巨大な金融コングロマリットとしての機能は、規制間での調和の問題に取り組み、ファイナンシャル・リテラシー及び金融包括活動を重要視する。政府はまた、金融部門の法律を再検討し、金融部門の要求が法律に反映されるよう、金融部門法制改革委員会を組織した。委員会は、2013年3月に報告書を提出し、金融部門を統制する異なる法律をまとめるインド金融法を提案した。当該枠組みは、顧客保護、規制、資本管理、システム上のリスク及び決議等の要素を含む。当該法律では、インド準備銀行が銀行システム及び支払システムを規制し、統合金融機関が保険業規制開発委員会やインド証券取引委員会等その他すべての既存の金融部門規制機関を組み込むような規制システムに移行することも提案している。

2010年8月、国会は、2010年有価証券及び保険法（改正及び検証）案を可決した。当該法案は、規制当局間の紛争を解決するための仕組みを提供するものである。委員会は、財務大臣を委員長、インド準備銀行総裁を副委員長とし、インド証券取引委員会、保険業規制開発委員会、年金基金規制開発局の各委員長、並びに経済局長及び金融サービス局長により構成され、かかる紛争に最終判決を下す。

金融機関の破綻処理制度

金融安定性及び開発審議会は、金融機関の破綻処理制度の強化を推奨する高水準のワーキング・グループを構成した。当該ワーキング・グループは、2014年5月に報告書を提出した。当該グループの主要な提案には、関連する金融部門の規制機関と調整の上、破綻枠組みの導入に責任を持つ、独立した金融機関の破綻処理機関の設立を含む。金融機関の破綻枠組みは、法的強制力があり、銀行、銀行以外の金融会社及び金融コングロマリットを含むすべての金融機関を対象とする。当該枠組みは、流動性、買取り及び引受け、既存の債権者の株主への転換及び一時的な公的所有等を含む救済措置の一通りの手段を確認する。当該破綻枠組みは、納税者からの資金の利用を避け、株主及び無担保債権者への損失の負担を保証する。金融機関が困難に陥り、システム上重要であると考えられる場合、その他すべての選択肢が上手くいかなければ、政府がその金融機関を管理するというのが破綻の最終的な選択肢となる。

小規模金融機関

インド小規模金融機関産業の問題及び懸案事項に関する検討を行うため、インド準備銀行の中央取締役会の小委員会が設置され、同委員会は2011年1月に報告書を提出した。同委員会の提言には、とりわけ利鞘及びかかる機関による貸付の金利の上限、並びに利息債務の透明性等が含まれている。インド準備銀行は、委員会が提案した広範な枠組みについて承認した。2011年7月、政府は2011年小規模金融機関部門（開発及び規制）法案を公表したが、これはすべての小規模金融機関をインド準備銀行の規制の対象とすることを目的としている。インド準備銀行は、2012年度の第2四半期金融政策のレビューにおいて、マレガム委員会の報告書の提言を承認し、新たな分類の銀行以外の金融会社、すなわち小規模金融機関の導入を決定した。銀行以外の金融会社である小規模金融機関は、最低純資産が50百万ルピー、最低自己資本がリスク加重資産の15.0%であることを要し、個別の貸付に係る金利の上限は、資金調達コストに利鞘を加えた額又は資産額で5大となる商業銀行の基準金利に年率2.75を乗じた額のいずれか低い方となる。さらに、2014年4月1日から、1.0十億ルピーを超える貸付ポートフォリオを有する小規模金融機関に対する利鞘の上限は10%を超えてはならず、その他に対しては12.0%を超えてはならないとされた。

取扱代理業者の利用に関する規制

銀行の出先機関の増加及び金融対象範囲の拡大確保を目的として、インド準備銀行は、2006年1月、銀行及び金融サービスを提供する銀行が取扱代理業者を利用するガイドラインを発表した。取扱代理業者とは、銀行がその支店以外の場所において、銀行業務提供目的で利用する代理業者をいう。取扱代理業者により、銀行は、レンガ及びモルタル造りの支店設立が必ずしもあらゆる地域において実行可能でない可能性があるため、低コストで限られた範囲の銀行業務を提供することができる。銀行は、自らが利用する取扱代理業者の懈怠及び委託行為に対して、全責任を負う義務があり、代理リスクを最小化するため、デュー・ディリジェンスを実施しなくてはならない。2006年1月に取扱代理業者モデルが導入された際、取扱代理業者として行為することを許可された事業体には、退職した銀行員、退職した教員、キラナ（小規模の独立した食料雑貨品店）、医療及び公正価格の個人店主等の個人並びにその他特定の個人が含まれていた。非個人事業体には、協会法／信託法に基づき設立された非政府機関又は小規模金融機関、相互援助協会法又は州協会法に基づき登録された協会、第25条の会社及び郵便局が含まれていた。この一覧は、当該会社が独立事業体又は第25条の会社であること（かかる場合、銀行以外の金融会社、銀行、通信会社及びその他の企業体又はそれらの持株会社は、10%超の持分を有さない。）を条件として、最終的には第25条の会社を含むよう拡大された。また、2010年9月以降、銀行は、1956年インド会社法に基づき登録された営利目的会社（銀行以外の金融会社を除く。）を、当該許可以前に許可を受けた個人／事業体の他に、取扱代理業者として利用することを認められている。2014年6月、インド準備銀行は、預金預かりをしない銀行以外の金融会社に対しても、取扱代理業者として任命することを認めた。さらに、取扱代理業者のチャンネルを拡大するため、2014年4月、インド準備銀行は、銀行の取締役会に少なくとも6ヶ月に1回、取扱代理業者に対する業務及び報酬支払いを見直すよう求めるガイドラインを発表した。インド準備銀行は、法人の取扱代理業者及び取扱代理業者の仲介業者に対する事前の資金調達要件を時間とともに徐々に減らしていくことを規定した。

銀行規制法の要件

禁止業務

銀行規制法は、銀行が従事することのできる事業活動を指定している。銀行は、かかる指定事業以外の業務を行うことができない。

準備金基金

インドで設立されたいかなる銀行も、準備金基金を設けなければならない。当該銀行は、配当前の各年度利益の25.0%以上を準備金基金へ繰入れなければならない。この勘定から充当がある場合には、当該銀行は、21日以内に、インド準備銀行に対し当該充当が生じた理由の説明とともにその事実を報告しなければならない。インド政府は、インド準備銀行の推薦により、特定の銀行の当該準備金基金に関する要件を免除することができる。

株式資本及び議決権の制限

銀行は、普通株式のみを発行することができる。銀行規制法は現在、銀行のいかなる株主も、当該銀行の総株主の総議決権の10.0%を超えて投票による議決権を行使することができない旨を定めている。

2006年に、インド国会はインドの公共部門銀行に関する法律を改正し、これにより公共部門銀行による優先株式の発行及び株式の優先割当又は私募が可能となった。現在の規定によると、インドの民間部門銀行は、優先株式を発行することができない。すべての銀行による償還可能優先株式及び非償還優先株式の発行を可能にするための銀行規制法改正案が、インド国会に提出されている。合併以前において、ICICIは、3.5十億ルピーの2018年に償還することができる優先株式資本を発行していた。インド政府は、インド準備銀行の推薦に基づき、当行に対し、これらの株式の償還期限まで、当行の資本構造に優先株式を含めることを可能とする免除を与えた。しかし2010年3月、インド準備銀行はガイドラインを発表し、すべての商業銀行が優先株式を借入金として扱うことを求めた。

2013年度における銀行規正法の改正は、議決権の上限を10.0%から26.0%に増加した。しかし、これはインド準備銀行により保留されている通知である。「(1) インドの金融部門の概要-(m) 最近の構造改革-(iii) 銀行規制法の改正」を参照のこと。

一社に対する投資の制限

いかなる銀行も、質権者、抵当権者又は絶対的所有者として、子会社を除くいかなる会社の払込済株式資本の30.0%又は自己の払込済株式資本及び準備金の30.0%のいずれか少ない方を超えて当該会社の株式を保有することができない。2011年12月、インド準備銀行は、非金融サービス活動に従事する会社への銀行の株式投資を被投資会社の払込済株式資本の10%に制限する、非金融サービス会社への銀行の投資に関するガイドラインを発表した。

法定報告及び検査手続

インド準備銀行は、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法の様々な規定の下、インドの銀行システムを監督する責任を有する。現在、この責任は、地方銀行を除くすべての商業銀行に対し、インド準備銀行の銀行監督部門により果たされている。監督枠組みは、徐々に発展し、インド準備銀行は、バーゼルの「効果的な銀行監督の基本方針」に従い革新的に動いている。既存の監督枠組みは、リスクに基づく監督枠組みの確立に向けて適切に修正されている。

当該枠組みは、インド準備銀行が、各銀行に対し、そのリスク構造に基づく異なる監督を適用することで、銀行に対する監督プロセスをより効率的かつ効果的にすることを目的としている。銀行のリスクに関する詳細な質的及び量的評価は、監督官により継続的に行われ、インド準備銀行により、リスク評価報告書が発表される。インド準備銀行は、当該枠組みの下、指定された銀行との唯一の窓口となる上級監督幹事を任命した。

当行は、2013年度から当該枠組みに基づく監督を受けている。リスク評価報告書は、当行による対応に関する報告書と併せて、当行の取締役会に提出されなければならない。ICICIバンクは、当行の取締役会による承認を経て、当行による対応に関する報告書をインド準備銀行へ提出しなければならない。インド準備銀行は、代表取締役兼最高経営責任者を含む当行の経営陣と報告書に関する審議を行うこともある。

取締役会議長及びマネージング・ディレクター並びにその他の取締役の任命及び報酬

当行は、当行の取締役会議長及びマネージング・ディレクター並びにその他の業務執行取締役の任命及び報酬の決定に際し、事前にインド準備銀行の承認を得る必要がある。インド準備銀行は、取締役会議長、マネージング・ディレクター及びその他の業務執行取締役の候補者を、公益、預金者の利益又は当行の適切な経営の観点から拒否する権限を有する。さらに、インド準備銀行は、当行に関連する問題を審議するために当行の取締役会の開催を命じ、当該取締役会におけるオブザーバーを指名し、また一般的に、必要とみなす経営陣の変更を行うことができ、かつ新たな取締役を選任するために当行の定時株主総会の招集を命じることができる。当行は、他の銀行の取締役である者を取締役として任命することはできない。インド準備銀行は、銀行の取締役としての適格要件に関するガイドラインを発表している。当行の取締役は、これらのガイドラインの要件を満たさなければならない。

2012年1月13日、インド準備銀行は、常勤取締役／最高経営責任者／リスクテイク並びに民間部門及びインド国内で業務を行っている外資系銀行の管理部門スタッフの報酬に関するガイドラインを発表した。かかるガイドラインには、報酬の効果的な管理、リスク負担と報酬の調整並びに利害関係者による効果的な監視及び従事に関する指針が含まれている。

罰則

インド準備銀行は、銀行及びその従業員に対して、銀行規制法に基づく規制に違反した場合には、罰則を課すことがある。罰則は、一定額の罰金である場合や、規制違反に含まれる金額に関連する場合もある。罰則には、懲役刑もあり得る。インド準備銀行は、銀行が罰則を課された状況及び公開されている罰則が課された事実に関する詳細を示したプレスリリースを公表している。銀行は、年次報告書においても課された罰則について開示しなければならない。2008年4月、インド準備銀行は、銀行による回収代行業者の利用に関するガイドラインを発表した。このガイドラインに基づいて、インド準備銀行は、上記ガイドライン違反及び銀行の回収代行業者による不正行為の採用に関する苦情を当局が受領した場合、銀行に対し、期間を限定して、（当該銀行の設立準拠地又は営業上の地域のいずれかの）特定地域の回収代行業者の利用を禁止することができる。上記ガイドライン違反が継続された場合、インド準備銀行は、禁止期間の延長又は禁止地域の拡大を検討することができる。高等裁判所又は最高裁判所が、回収方法に関連する方針、実務、手続に関し、銀行又はその取締役、役員、代理人に対する制限又は罰則を課す場合には、類似の監督行為が付されることがある。

インドにおいて保有されるべき資産

各行は、そのインドにおける資産（インドで振り出された輸入・輸出手形及びインド準備銀行により承認された証券（インド国外で保有されているとしても）を含む。）が、インドにおけるその普通及び定期預金の75.0%を下回らないようにしなければならない。

浮動担保の設定に関する制限

当行の事業及び財産に対する浮動担保を設定するためには、インド準備銀行の事前の承認が必要である。現在、債券を含むすべての当行の借入は無担保である。

記録の保管

当行は、帳簿及び記録簿を保管しなければならない。銀行規制法は、銀行が特定の方法により帳簿及び記録簿を保管すること、並びに帳簿及び記録簿を定期的に会社登記官へ提出することを義務付けている。他の会社と同様に当行も、書類の作成及びインド会社法及び同法に基づく規則に規定された、株主による帳簿の閲覧用に記録を利用することを定めた規定の適用を受ける。インド準備銀行により策定された顧客の本人確認ガイドラインでは、特定の記録簿に関しては、定期的に更新するよう規定している。マネーロンダリング防止法によると、取引記録簿は顧客と銀行の取引日後5年間（2013年2月に10年間から5年間へ変更された。）保管されなければならない。顧客の本人確認ガイドラインは、顧客との関係が停止した日から5年間保管されなければならない。1985年銀行（記録保存期間）法は、かかる記録を8年間保管することを要求している。1985年銀行（記録保存期間）法は、通帳、口座及び株式台帳に関連するその他書類の銀行の記録を3年間保管するよう定めている。

その他の法令

インド会社法

銀行を含むインドの会社は、特定の部門に関する法令並びに部門別の規制機関により定められている規則及びガイドラインに加え、1956年インド会社法に関連する規定を遵守するよう義務付けられている。2013年、インド議会は2013年新インド会社法を採択しており、これには、特に取締役の責任の増加やコーポレート・ガバナンスの慣行の改善及び一定の規模以上の企業に対し、企業の社会的責任を果たすよう命じ、過去3年間の平均純利益の最低2%を企業の社会的責任イニシアチブに使用するよう義務付けることが含まれる。これに関する不足があった場合は、年次報告書で説明するよう義務付けられている。2013年新インド会社法は一部のみ効力を有しており、2013年会社法の多くの規定はそれらが告知されたときに効力を有することとなる。さらに、いくつかの規定は、政府による規則の制定を必要とする。2013年新インド会社法の条項が効力を有するときまで、1956年旧インド会社法の関連規定が継続して適用される。

インド競争法

2002年インド競争法は、競争の促進、不公平な取引慣行の防止及び消費者の利益保護を目的としたインド競争委員会を設立した。インド競争法は、非競争的な契約及び市場独占の濫用を禁止し、一定の規模以上の企業に関する合併吸収の際に、インド競争委員会の承認を得るよう義務付けた。2012年12月に議会の下院に提出された2012年新競争法法案（改正）は、独占の乱用の認定に関し、企業レベルからグループレベルへ範囲を広げ、本法に基づき規制される合併の敷居を明確にする柔軟性をインド議会に対し与え、また、部門別の規制機関に対し関連する部門における合併吸収に関するインド競争委員会の立場を取るよう義務付けることを目的としている。

守秘義務

当行の守秘義務は、当行の顧客との関係を規制する慣習法から生ずる。当行は、明確に規定された状況を除いて、第三者にいかなる情報も開示することができない。この一般原則に関する例外は以下のとおりである。

- ・ 法律によって開示をしなければならないとき。
- ・ 公開しなければならない義務が存在するとき。
- ・ 当行がその利益のために情報公開する必要があるとき。
- ・ 公開に対して顧客の明示又は黙示の同意があるとき。

当行は、裁判所の命令があった場合にも情報を開示しなくてはならない。インド準備銀行は、公益の見地から、銀行から得た情報を公開することがある。銀行帳簿証拠法の規定に基づいて、銀行の役員により証明された台帳、業務日誌、現金帳簿及び会計帳簿等の銀行の帳簿における記載の写しは、訴訟手続において取引の疎明証拠として扱うことができる。

オフショア銀行ユニットに関する規制

インド政府及びインド準備銀行は、銀行が、貿易業務、税金及び関税上外国領土とみなされる特別免税区域である経済特区に、オフショア銀行ユニットを設けることを許可している。当行は、ムンバイのサンタクルス電子輸出促進地域（Santacruz Electronic Exports Promotion Zone）にオフショア銀行ユニットを1ヶ所有している。オフショア銀行ユニットに対して適用される主要な規制は、下記の事項を含む（ただしこれらに限らない。）。

- ・ 別途資本金を割り当てる必要はない。ただし、親銀行は、オフショア銀行ユニットに最低10百万米ドルを提供しなければならない。
- ・ オフショア銀行ユニットは、現金準備率規制を免除されている。
- ・ インド準備銀行は、銀行による申請があった場合、当該銀行のオフショア銀行ユニットにつき、法定流動性比率要件を免除することができる。
- ・ オフショア銀行ユニットは、外国為替管理法により、外国為替取引を開始又は行うことを認められている者でないインドの居住者との外国為替取引を行うことができない。
- ・ インドの銀行の海外支店に適用されるすべての健全性基準は、オフショア銀行ユニットにも適用される。
- ・ オフショア銀行ユニットは、インドの銀行の海外支店に関しインド準備銀行が定める流動性リスク及び金利リスク管理政策に加え、当該銀行全体のリスク管理並びに資産及び負債管理の枠組み内における流動性リスク及び金利リスク管理政策（かかる枠組みは、規定の期間ごとに銀行の取締役会による監視を受ける。）を採用しなければならない。さらに、銀行の取締役会は、海外支店の各通貨につき、親銀行のオープン・ポジション・リミットとは別に、包括的なオーバーナイト・リミットを設定しなければならない。
- ・ オフショア銀行ユニットは、非居住者であるインド人を含むが、海外法人を除く非居住者から、預金及び借入として資金を交換可能な外貨により調達することができる。
- ・ オフショア銀行ユニットは、外貨建てによってのみ貸借対照表を作成及び保有することができる。

- ・ オフショア銀行ユニットの貸付金及び担保貸付は、優先部門貸付債務を算出するに際し純銀行クレジットとしては扱われない。
- ・ オフショア銀行ユニットは、顧客の本人確認ガイドラインに従わなければならない、また取引参加者の身元及び住所、参加者の行為能力並びにファンドの実質所有者の身元を確認できなければならない。
- ・ 2005年経済特区法により、オフショア銀行ユニットは、さらに以下の業務を行うことができるようになった。
 - ・ インド国外への貸付及び海外事務所との国際シンジケート／コンソーシアムへの参加
 - ・ インド・ユニットの外貨建社債への投資
 - ・ インド国外のインド事業体の子会社／ユニットへの与信枠の延長

連結監督ガイドライン

2003年度、インド準備銀行は、銀行の連結決算及び連結監督についてのガイドラインを発表した。これらのガイドラインは2003年4月1日から有効となった。これらのガイドラインの主な特徴は以下のとおりである。

連結財務書類：銀行は、公衆の閲覧に供するために連結財務書類を作成しなければならない。

連結健全性報告：銀行は、インド準備銀行へ、保険子会社及び金融サービスに関連しない事業を行っているグループ会社を除く連結基準で様々な健全性基準に従っていることを記載した連結健全性報告を提出しなければならない。下記の主健全性基準に関連して連結基準に従うことが要求されている。

- ・ 借入人1名のエクスポージャー・リミットは資本金の15.0%であること（5.0%以下の追加エクスポージャーがインフラ計画への融資を目的とする場合には、資本金の20.0%）。
- ・ 借入人グループ・エクスポージャー・リミットは資本金の40.0%であること（10.0%以下の追加エクスポージャーがインフラ計画への融資を目的とする場合には、資本金の50.0%）。
- ・ 銀行の基本的自己資本から、自己資本比率規制が特定されている子会社の自己資本の不足分が控除されていること。
- ・ 連結資本市場エクスポージャー上限は、連結純資産の40.0%かつ直接投資の上限は連結純資産の20.0%であること。

「(e) 貸付ポートフォリオ (iii) 貸付の集中」も参照のこと。

2004年6月、インド準備銀行は、以下の枠組みを提案する金融コングロマリットの監視に関するワーキング・グループの報告の公表をした。

- ・ 集中的な規制上の監視を受ける金融コングロマリットの評価
- ・ 内部グループ取引並びに外部の取引相手方に対するグループのエクスポージャー及び大きなエクスポージャーの監視
- ・ すべての他のグループ事業体に関する情報を照合し、当局にもそれらを提供する各グループ内の指定された事業体の評価
- ・ 情報の相互調整交換措置の発動

枠組みは、インド準備銀行、インド証券取引委員会、保険業規制開発委員会及び国立住宅銀行が管轄する事業体を対象とし、適当な時期に、年金基金規制開発局により規制されている事業体まで広げる予定であった。インド準備銀行は、当行及び当行の関連会社を金融コングロマリットと評価し、指定事業体として当行はインド準備銀行へ報告する責任を負う。

2013年3月、金融部門の規制機関であるインド準備銀行、インド証券取引委員会、保険業規制開発委員会及び年金基金規制開発局は、連結監督及び金融コングロマリットの監視の分野において協力することへの理解に関する覚書に署名した。

インド証券取引委員会の規制及びガイドライン

インド証券取引委員会は、証券取引において一般投資家の利益を保護し、かつインド証券市場の発展を促進及び規制するために設立された。当行並びに当行の子会社及び関連会社は、その株式の募集を始め、その引受け、保管、預託関係者、投資銀行業務、仲介業、資産管理業務及びディベンチャー受託業務につき、インド証券取引委員会の規制に従わなくてはならない。これらの規制は、当行が上記業務、機能及び責任のそれぞれについてインド証券取引委員会に登録することを規定している。当行並びに当行の子会社及び関連会社は、これらの業務に適用される行為規範を遵守しなければならない。

インドにおける銀行の特別な地位

銀行の特別な地位は、1985年不良会社に関する法律、1993年銀行及び金融機関の債権回収に関する法律及びSARFAESI法を含む様々な法令により認められている。銀行として、当行は、様々な法令の下で、下記の事項を含む一定の優遇措置を受ける権利を有する。

- 1993年銀行及び金融機関の債権回収に関する法律は、迅速な判断及び銀行若しくは公的金融機関又は銀行及び公的金融機関のコンソーシアムの債務の回収を目的とする債権回収裁判所の設立について規定している。この法律の下で、債権回収の手続は簡素化され、期間制限も案件の迅速な処理のために設定されている。債権回収裁判所の設立により、いかなる裁判所又はその他の当局も、一定の状況におけるインドの高等裁判所を除いては、本法律の対象となる問題に対して権限を行使することができない。
- 1985年不良会社に関する法律（SICA法）には、不況産業会社に対し産業・金融再生委員会の支援を受けるよう勧告することが規定されている。本法律の下において、会社の取締役会の他に、指定銀行（かかる指定銀行が、当該不況産業会社に対する資金援助又は債務を負うことによって、当該不況産業会社に対し利害関係を有する場合）は、当該会社に産業・金融再生委員会（BIFR）の支援を受けるよう勧告することができる。SICA法は、2004年不良会社（特別規定）に関する法律（SICA撤回法）により撤回されている。しかしながら、SICA撤回法は、中央政府により官報において通知された日から効力を発生するが、まだ通知は行われていない。撤回が有効になれば、BIFRに代わり、国家会社法裁判所への照会の下、不良会社に関連するインド会社法の規定が適用される。
- SARFAESI法は、担保付債権者が、借入会社が債務不履行となった場合に、借入会社の企業の経営権を取得すること又は裁判所の介入なく資産を売却することができるとの規定により、銀行及び金融機関並びにその他の特定の担保付債権者並びに資産再構築会社の権利を向上させることを狙いとしている。

租税

インド政府は、インド租税法の3つの主要な改革、すなわち物品・サービス税、直接税法及び一般的租税回避防止規定に関連する規定に関する改革を提案した。物品・サービス税及び直接税が導入待ちの中、一般的租税回避防止規定の導入が2017年度まで延期された。物品・サービス税改革では、税基盤を拡大する物品・サービス税の統合的な租税構造の導入、投入税控除の正当化及びインドにおける現在の複数の租税法の調和が提案されている。物品・サービス税は、現在中央及び州政府により徴収されている中央物品税、サービス税、関税、中央売上税、州付加価値税、課徴金及び消費税等の間接税に取って代わる。2014年7月10日に発表された2015年度の連邦予算では、政府が物品・サービス税への円滑な移行のために取組むこと及びその導入を実現するために当該年度中にすべての課題の解決に努力することを示した。直接税法は、租税構造のゆがみを減らし、適度なレベルの租税を導入し、税基盤を拡大することを目的としている。また、より大きな租税の明確性及び安定性を、インドのプロジェクト及び企業へ投資している投資家に対し提供することも目指している。直接税法は、所得税、配当税、付加給付税及び富裕税等すべての直接税に関する法律を統一及び改正し、自主的遵守の促進を提案している。しかし、2010年直接税法法案は失効し、2014年3月に修正法案がパブリック・コメントのために公表された。

一般的租税回避防止規定は、「容認できない租税回避を伴う行為」と定義された行為に対して適用される。その行為とは、税制優遇を得ること並びに(i)対等な立場の人々の間で通常発生しない権利若しくは義務を生じさせること、(ii)結果として1961年所得税法の規定を直接的若しくは間接的に悪用若しくは濫用すること、(iii)商業的な内容に欠けること若しくは全体的若しくは部分的に商業的な内容に欠けると考えられること、又は(iv)善意の目的で通常利用されない手段若しくは方法で結ばれる若しくは行われることのうち少なくとも1つを満たすことを主要な目的又は主要な目的の1つとするものを意味する。一般的租税回避防止規定が発動される場合には、税務当局は、税制上の優遇措置や租税条約上の優遇措置の否定を含む、広い権限を有する。

所得税の利益

銀行として、当行は、下記の事項を含むインド所得税法による一定の優遇措置を享受することができる。

- ・ 当行は、インド所得税法に規定された方法で算定され、特別準備口座に繰入れられる長期融資提供事業（5年以上の貸付及び担保貸付と定義される。）から生じる利益の20%を上限として控除することができる。この控除は、随時特別準備金へ繰入される特別準備金の総額が、当行の払込済株式資本及び一般準備金の2倍を超過しないことを条件に認められる。当該特別準備金から引出された金額については、インド所得税法の規定に従い、その引出した年に所得税を課されることがある。2013年12月にインド準備銀行が発行したガイドラインによれば、銀行は慎重に特別準備金に係る繰延税負債を発生させなければならない。2013年3月31日までの繰延税負債は、引当金を通じて直接的に調整され、2014年3月31日に終了する事業年度以後は、損益計算書を通じて計上される。

保険会社に対する規制

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、それぞれ生命保険及び損害保険を提供する当行の子会社であるが、1938年保険法及び保険業規制開発委員会により定められた様々な規制に従わなければならない。これらは、とりわけ、保険会社としての登録、投資、ソルベンシーマージン規制、保険代理店の認可、公告、保険商品及びサービスの販売並びに流通並びに保険契約者の利益の保護について規制している。

2002年5月、インド国会は、2002年保険（改正）法を可決し、これにより、保険会社による法人代理店の指名を促し、仲介業者が保険代理店として活動することを禁止している。インド政府は、外国の、民間部門保険会社に対する出資の上限を26%から49%へ拡大することを提案しているが、これについてはインド国会の承認が待たれている。現行の政策は、インド人の発起人に対し、営業開始日から10年間経過した後、規制当局が定める方法で、当該発起人の持分を26%まで引き下げる事を要求している。国会に提出された新たな2008年保険法修正法案は、インド人の発起人による投資の引き揚げに関するかかる規制の廃止を提案するものである。2015年度連邦予算では、新政府が、外国投資促進委員会ルートを通じて、保険部門の複合的な海外保有株式の上限の26%から49%への増加を発表した。また、新政府は保留になっていた保険法案（改正）の国会での審議を再開することを提案した。

保険業規制開発委員会は、生命保険事業に関するガイドラインを定期的に発表している。保険業規制開発委員会は、2010年9月から実施されている、株式連動生命保険及びユニットリンク保険商品に投資する顧客に課される負担額に上限を設けるガイドラインを発表している。ユニットリンク保険商品に関しては、総利回り及び正味利回りの差異は、10年未満の商品に関して300ベースポイント、10年より長い商品に関しては225ベースポイントが上限である。それらの負担額の中でのファンド運営負担額は、10年未満の場合は150ベースポイント、10年より長い商品の場合は125ベースポイントを上限とする。死亡及び疾病に係る負担額は当該上限の枠内にない。ユニットリンク商品については5年目以降の保険の解約手数料が除外された。変更には、解約金手数料に対する上限の設定、最低保険料の支払期間の延長及び年金関連商品のプラスの最低保証リターンの引上げが含まれている。生命保険産業は、かかるガイドラインを遵守するため、商品の提供に特定の変更を加えなければならなかった。年金関連商品の4.5%の最低保証リターンは、2011年度末まで適用されたが、2012年度から廃止された。さらに、保険業規制開発委員会は、2013年10月1日及び2014年1月1日に段階的に実施される、非リンク生命保険商品に関するガイドラインを発表した。これには、保険会社により支払うべき手数料率の上限並びに最低保証解約払戻金及び最低死亡給付金の導入が含まれる。新ガイドラインは、改正後のガイドラインに適合しない、既存の非リンク商品の修正を義務付けている。

2011年11月、保険業界規制開発委員会は、銀行は当局が指定した国内のいかなる地域においても複数の生命保険会社、損害保険会社及び独立健康保険会社と提携することはできないとする、バンカシュアランス（すなわち、銀行が保険会社との市場取決めの中で保険商品を販売する慣行）に関するガイドラインの草案を発表した。同様に、保険会社は、地域の指定された数を上回るバンカシュアランス代理店と提携することはできない。バンカシュアランスに関する最終的なガイドラインが待たれている。

2011年12月、保険業界規制開発委員会は、生命保険会社による資本発行及び開示義務に関する規制を発表した。ガイドラインによると、保険会社は、事業を開始した日付から10年が経過した後、最低でも直近の6四半期間は、規定された規制上のソルベンシーマージンを維持し、払込済株式資本の最低でも2倍の潜在価値を維持した場合、公募により株式資本を調達することができる。

2007年度、インドの総合保険業界は非関税化され、保険料は価格統制を受けなくなった。さらに、保険業界規制開発委員会による2011年3月12日付命令に従い、すべてのインドの総合保険会社に対し、自動車損害賠償責任保険プールの補償（商用車に対する第三者請求に関する保険についての多角的な取決めであり、かかる請求の結果はすべての総合保険会社によって、その全体の市場シェアの比率に応じて分担されている。）を以前の損害率122%から127%に対し、2008年度から2011年度には暫定的に153.0%とすることを求める決定をした。この過去年度の損害率の増加修正は、2012年度の総合保険会社の利益性に影響を与えた。2012年度には、保険業規制開発委員会は、自動車損害賠償責任保険プールの廃止を指示し、英国総合保険数理士局により推定された損失率を利用して、2008年度から2012年度までのすべての引受年度の自動車損害賠償責任保険プールの負債を認識するよう勧告した。さらに、低リスクプールが設置され、これに基づいて、保険会社は、自らが責任を負わないと考える保険契約のみをプールに譲渡する。保険会社は、保険料総額に対する負担割合の50%と自動車保険料総額に対する負担割合の50%の合計額の範囲まで、自動車損害賠償責任保険プールを引き受ける義務を負う。この要件に満たない部分については、低リスクプールから保険会社に割り当てられる。これに加えて、すべての自動車損害賠償責任保険料を譲渡する従来の手法に対して、特定の自動車損害賠償責任保険料のみがプールされる。したがって、この手法の下では、プールの規模が大幅に縮小することが予想され、個々の保険会社に対する損失の割当ては、義務付けられた目標を達成する各社の能力を基準として行われる。さらに、保険業界規制開発委員会は、保険会社のソルベンシー要件を、2012年3月においては1.3、2013年3月においては1.4に緩和した。2014年3月以降の全期間において、ソルベンシーマージン要件は1.5である。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(q) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。

2011年12月、保険業規制開発委員会は、生命保険会社による資本発行及び開示義務に関する規制を発表した。ガイドラインによると、保険会社は、事業を開始した日から10年経過後、最低でも直近の6四半期間は、規定されたソルベンシーマージン規制を維持し、払込済株式資本の最低でも2倍の潜在価値を維持した場合、公募により株式資本を調達することができる。

銀行の保険ブローカー事業への参入許可に関するガイドラインの草案

2013年8月、保険業規制開発委員会は、銀行がブローカーとして1社超の保険会社の保険商品を販売することを許可した。ガイドラインは、単一の保険会社の保険契約売買を、売上総額の50%まで、保険会社が銀行と同一の発起人グループに所属していれば25%までに制限している。ガイドラインにより、インド準備銀行の事前の承認があれば、銀行は継続して法人代理店となるか、又は保険ブローカーとなるかを選択することができる。これに関連して、2013年11月、インド準備銀行は銀行による保険ブローカー事業への参入許可に関するガイドライン草案を公表した。ガイドライン草案によれば、5.0十億ルピーの株主資本、10.0%の最低自己資本比率、最低3年間にわたる増益及び3.0%未満の純不良債権比率を含む特定の最低基準を満たす銀行のみが事業へ参入することができる。保険ブローカー事業を行う銀行は、法人の取次代理店又は保険契約の紹介に関する契約を締結することはできない。契約銀行は、その年次報告において保険ブローカー事業による収益の詳細を開示しなければならない。

ミューチュアル・ファンドに関する規制

当行の資産管理に係る子会社であるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、1996年インド証券取引委員会（ミューチュアル・ファンド）規則（その後の改正を含む。）により規制されている。これらの規則は、とりわけ、ミューチュアル・ファンドとしての登録、資産管理会社の事業活動に対する規制、ミューチュアル・ファンドのスキームの構築過程、投資目的並びに評価方針及び価格決定について規制し、これらを統制するものである。2009年6月に、インド証券取引委員会は、ミューチュアル・ファンドが、ミューチュアル・ファンドのスキームに投資を行う投資家に対して登録の負担を課すことができないことを定めたガイドラインを発表した。2009年8月に、インド証券取引委員会は、様々な投資者グループに課される解約手数料が確実に同等となることを指示するガイドラインを発表した。

2010年2月、インド証券取引委員会は、金融市場及びミューチュアル・ファンド・スキームにおけるポートフォリオ内の負債証券の価値が現在の市場シナリオを反映することを確保するために、金融市場及び負債証券の評価に係るガイドラインを導入した。かかる評価ガイドラインは、2010年8月1日付で有効となった。

2013年2月28日に発表された2014年度の連邦予算では、ミューチュアル・ファンドの販売業者に対し、その範囲及び流通を改善するため、証券取引所におけるミューチュアル・ファンド部門のメンバーになることを許可することが提案されている。さらに、2014年7月10日に発表された2015年度連邦予算では、1年超保有されたユニットをの譲渡する際にかかる長期譲渡益課税を、10.0%から20.0%に増加させることを提案した。また、長期と定義される期間についても12ヶ月から36ヶ月に修正された。

国際業務に関する規制

当行の国際業務は、当行の支店が存在する各国の規制を受けている。さらに、インド準備銀行はインドの銀行の海外支店又は子会社が、インド国内市場では許可されていないストラクチャード・ファイナンス商品及びデリバティブ商品を、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール等のインド以外の確立された金融センターでのみ売り出せることを通知した。その他のセンターにおいては、インドの銀行の支店及び子会社は、国内市場において許可された商品のみを売り出せる。国内市場で許可されていない引受業務をこれらのセンターで行うためには、銀行はインド準備銀行から特別の許可を取得する必要がある得なくてはならない。

海外銀行子会社

英国における当行の完全子会社であるICICIバンクUKピーエルシーは、金融サービス機構から認可を受け規制されているが、2000年金融サービス及び市場に関する法律第4部により、当行の認可を受けるための申請書を提出した。この英国子会社は、欧州連合通行協定（European Union Passporting arrangements）に基づき、ベルギーのアントワープに支店を開設し、ドイツのフランクフルトに支店を開設した。英国子会社は、2008年1月1日にバーゼルⅡの自己資本の枠組みを採用した。

当行のカナダにおけるICICIバンクの完全子会社である、ICICIバンク・カナダ（カナダの第2指定銀行）は、金融機関監督庁の規制を受けており、2003年11月25日に業務開始及び継続命令を受けた。ICICIバンク・カナダの完全子会社であるICICIウェルス・マネージメント・インコーポレーテッド（ICICI Wealth Management Inc.）は、オンタリオ証券委員会の規制を受けており、同社は、2007年3月2日に限定市場ディーラーとしてオンタリオ証券委員会により登録された。金融機関監督庁により義務付けられているとおり、カナダの子会社は、2008年1月1日に自己資本の枠組み（バーゼルII）を採用した。

ロシアにおける当行の完全子会社であるICICIバンク・ユーラシア・エルエルシー（ICICI Bank Eurasia Limited Liability Company）は、ロシア連邦中央銀行（Central Bank of the Russian Federation）の規制を受けている。ロシア中央銀行によって定められ、バーゼルIに基づいている資本要件は、ICICIバンク・ユーラシア・エルエルシーに適用される。

オフショア支店

改正された2000年外国為替管理（外国為替の借入又は貸付）規制及びそれに基づく規則では、インド国内で設立された銀行のインド国外に所在する支店が、時にインド準備銀行により出された指示又はガイドラインに従い、又支店が所在する国の規制当局に従い、インド国外の一般的な銀行業務の中で、外国の通貨で借入を行うことを許可した。

当行のシンガポール支店は、現在、法人及び機関向け金融、プライベート・バンキング並びに国庫関連業務に従事している。2010年4月、シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore）は、シンガポール支店に正規の銀行としての特権を完全に与え、これにより当行は個人向け預金を扱えることとなった。当行は、バーレーンに個人向け取扱支店を有し、バーレーン中央銀行（Central Bank of Bahrain）の規制を受けている。バーレーン支店は、バーレーン国内の承認を受けた金融機関及びバーレーン国外の個人又は法人と銀行取引を行うことができる。また、支店は、バーレーンの非居住者インド人に対して銀行業務を提供することができる。当行の香港の支店は香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority）の規制を受けており、一定の規制のもとに銀行業務を行う許可を受けている。当行のスリランカの支店はスリランカ中央銀行（Central Bank of Sri Lanka）の規制を受けている。ドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre）にある当行のドバイの支店は、ドバイ金融サービス機構（Dubai Financial Services Authority）の規制を受け、ドバイ国際金融センター（DIFC）内外のプロ顧客の業務を行う認可を受けている。当行のカタール金融センター（OFC）の支店は、カタール金融センター監督当局による規制を受けている。当行のニューヨークの支店は、連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board）及び通貨監督局（Office of the Comptroller of the Currency）による規制を受けている。さらに、当行は、ムンバイのサンタクルス電子輸出促進地域にオフショア銀行ユニットを1ヶ所有している。

駐在員事務所

当行のアラブ首長国連邦、中国、南アフリカ、バングラデシュ、マレーシア及びインドネシアの駐在員事務所は、各々の規制当局による規制を受けている。

外国口座税務コンプライアンス法

インド政府は、2014年4月11日付で、モデル1政府間協定の条件について米国と実質的な合意に至った。これに加えて、インド準備銀行は2014年6月27日付通知書を発し、インド国内のすべての指定商業銀行に対して2014年12月31日までに米国政府へ登録し、グローバル仲介者証明番号を取得するよう勧告した。この連絡に従い、ICICI バンクは政府間協定及びインド国内の適用規則に基づきIRSに登録しようとしている。

[前へ](#)

4【関係会社の状況】

以下の表は、2014年度末現在におけるICICIバンクの子会社、関連会社及びジョイントベンチャーに関する情報である。

子会社、関連会社及びジョイントベンチャー

(単位：百万（%の数値を除く。）)

会 社 名 (住所)	設立年 月	事業内容	持分株式 資本	優先株式 資本	株式資本 合計	所有持分 (%)	収益合計 (1) (ルピー)	純資産 (2) (ルピー)	総資産(3) (ルピー)
ICICIベンチャー・ファ ンズ・マネジメント・カ ンパニー・リミテッド (ICICI Venture Funds Management Company Limited) (Ground Floor, ICICI Venture house, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	1988年 1月	プ ラ イ ベ ー ト ・ エ ク イ テ ィ / ベ ン チ ャ ー ・ キ ャ ピ タ ル ・ フ ァ ン ド 運 用	10ルピー	-	10ルピー	100.00	1,363	2,180	2,879
ICICIセキュリティー ズ・プライマリー・ ディーラーシップ・リミ テッド (ICICI Securities Primary Dealership Limited) (ICICI Centre, H.T. Parekh Marg, Churchgate, Mumbai, Maharashtra, India, 400 020)	1993年 2月	有 価 証 券 投 資、取引及び 引受業	1,563ル ピー	-	1,563ル ピー	100.00	9,036	7,423	105,511
ICICIプルデンシャル・ アセット・マネジメン ト・カンパニー・リミ テッド (ICICI Prudential Asset Management Company Limited) (12th Floor, Narain Manzil, 23, Barakhamba Road, New Delhi, India, 110 001)	1993年 6月	ICICI プ ル デ ン シ ャ ル ・ ミ ュ ー チ ュ ア ル ・ フ ァ ン ド の 資 産 管 理 会 社	177ルピー	-	177ルピー	51.00	5,491	2,864	4,559

会 社 名 (住所)	設立年 月	事業内容	持分株式 資本	優先株 式資本	株式資本 合計	所有持分 (%)	収益合計 (1) (ルピー)	純資産 (2) (ルピー)	総資産 (3) (ルピー)
ICICIプルデンシャル・トラスト・リミテッド (ICICI Prudential Trust Limited) (12th Floor, Narain Manzil, 23, Barakhamba Road, New Delhi, India, 110 001)	1993年 6月	ICICI プルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの受託会社	1ルピー	-	1ルピー	50.80	6	12	15
ICICIセキュリティーズ・リミテッド (ICICI Securities Limited) (ICICI Centre, H.T. Parekh Marg, Churchgate, Mumbai, Maharashtra, India, 400 020)	1995年 3月	証券仲介業及び総合金融業	1,611ルピー	-	1,611ルピー	100.00	8,117	2,996	16,204
ICICIインターナショナル・リミテッド (ICICI International Limited) (IFS Court, Twenty Eight, Cybercity, Ebene, Mauritius)	1996年 1月	資産管理	0.9米ドル	-	0.9米ドル	100.00	26	97	100
ICICIバンク・ユーラシア・エルエルシー (ICICI Bank Eurasia LLC) (4, 4th Lesnoy Lane, City of Moscow, Russian Federation, 125047)	1998年 5月	銀行業	1,693ルーブル	-	1,693ルーブル	100.00	1,008	3,616	7,061

会 社 名 (住所)	設立年 月	事業内容	持分株式資 本	優先株式 資本	株式資本合 計	所有持分 (%)	収益合計 (1) (ルピー)	純資産 (2) (ルピー)	総資産 (3) (ルピー)
ICICIトラスティーシ ップ・サービシズ・リミ テッド (ICICI Trusteeship Services Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	1999年 4月	信託業	0.5ルピー	-	0.5ルピー	100.00	1	4	5
ICICIホーム・ファイナ ンス・カンパニー・リミ テッド (ICICI Home Finance Company Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	1999年 5月	住宅金融	10,988ル ピー	-	10,988ル ピー	100.00	9,357	15,209	72,575
ICICIインベストメン ト・マネジメント・カン パニー・リミテッド (ICICI Investment Management Company Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	2000年 3月	資産管理	100ルピー	-	100ルピー	100.00	60	154	174
ICICIセキュリティー ズ・ホールディングス・ インコーポレーテッド (ICICI Securities Holdings Inc.) (2711 Centerville Road Suite 400, Wilmington, DE 19808, USA)	2000年 6月	持株会社	17米ドル	-	17米ドル	100.00	0.3	603	603
ICICIセキュリティー ズ・インコーポレーテッ ド (ICICI Securities Inc.) (2711 Centerville Road Suite 400, Wilmington, DE 19808, USA)	2000年 6月	証券仲介 業	13米ドル	-	13米ドル	100.00	153	70	147

会 社 名 (住所)	設立年 月	事業内容	持分株式資 本	優先株式 資本	株式資本合 計	所有持分 (%)	収益合計 (1) (ルピー)	純資産(2) (ルピー)	総資産(3) (ルピー)
ICICIプルデンシャル・ ライフ・インシュラン ス・カンパニー・リミ テッド (ICICI Prudential Life Insurance Company Limited) (ICICI PruLife Towers, 1089, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2000年 7月	生 命 保 険 業	14,293ル ピー	-	14,293ル ピー	73.84	220,600	43,930	814,925
ICICIロンバード・ジェ ネラル・インシュラン ス・カンパニー・リミ テッド (ICICI Lombard General Insurance Company Limited) (ICICI Lombard House, 414, Veer Savarkar Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2000年 10月	総 合 保 険 業	4,451ル ピー	-	4,451ル ピー	73.22	85,556	24,949	135,449
ICICIバンクUKビーエル シー (ICICI Bank UK PLC) (One Thomas More Square, London E1W 1YN)	2003年 2月	銀 行 業	495米ドル 及び 0.05英ポ ンド	-	495米ドル 及び 0.05英ポ ンド	100.00	10,200	37,689	267,889
ICICIバンク・カナダ (ICICI Bank Canada) (150 Ferrand Drive, Suite 1200, Toronto, Ontario, Canada M3C 3E5)	2003年 9月	銀 行 業	765カナ ダ・ ドル	93カナ ダ・ ドル	858カナ ダ・ ドル	100.00	11,739	51,119	295,813
ICICIプルデンシャル・ ペンション・ファンド・ マネージメント・カン パニー・リミテッド(4) (ICICI Prudential Pension Fund Management Company Limited) (ICICI PruLife Towers, 1089, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2009年 4月	年 金 基 金 管理	270ルピー	-	270ルピー	100.00	25	258	291

- (1) 収益合計は、営業による総収益及びその他の収益を示す。
- (2) 純資産は、株式資本、株式申込金並びに準備金及び剰余金を示す。
- (3) 資産合計は、固定資産、貸付金、投資及び流動資産合計（現金及び銀行預け金を含む。）を示す。
- (4) ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネージメント・カンパニー・リミテッドは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの完全所有子会社である。
- (5) 2013年9月30日に終了した3ヶ月間中、TCW／ICICIインベストメント・パートナーズ・リミテッドは共同支配企業ではなかったため、AS第27号により比例連結法に従って会計処理されていない。

[次へ](#)

以下の表は、2014年度末現在においてインドGAAPに基づく連結財務書類に含まれる、その他の重要な事業体に関する情報である。

会 社 名 (住所)	設立年月	事業内容	(単位：百万ルピー (%の数値を除く。))			
			株式保有比率 (%)	収益合計(1)	純資産(2)	総資産(3)
メワール・アンチャリク・グラミン・バンク(4) (Mewar Aanchalik Gramin Bank) (Ouchhadi House 55, Roop Nagar, Jhala Saheb ki Bari, Hiran Magri, Sector-3, Udaipur, Rajasthan, India, 313002)	1983年1月	銀行業	35.00	631	236	6,820
ICICIキンフラ・リミテッド (ICICI Kinfra Limited) (House no.10, Mosque lane, Kesavadapura, Pattom P.O., Thiruvantapuram, Kerala, India, 695 004)	1996年1月	インフラ開発に関するコンサルタント業	76.00	0.4	6	18
ICICIエクイティ・ファンド (ICICI Equity Fund) (10th Floor, Prestige Obelisk, No. 3, Kasturba Road, Bangalore, Karnataka, India, 560 001)	2000年3月	未登録のベンチャー・キャピタル・ファンド	100.00	12	486	556
ICICIストラテジック・インベストメント・ファンド (ICICI Strategic Investments Fund) (10th Floor, Prestige Obelisk, No. 3, Kasturba Road, Bangalore, Karnataka, India, 560 001)	2003年2月	未登録のベンチャー・キャピタル・ファンド	100.00	19	1,105	1,107
I-ヴェン・バイオテック・リミテッド (I-Ven Biotech Limited) (10th Floor, Prestige Obelisk, No. 3, Kasturba Road, Bangalore, Karnataka, India, 560 001)	2003年12月	バイオテクノロジー分野における研究開発への投資	100.00	95	340	340

会 社 名 (住所)	設立年月	事業内容	株式保有比率 (%)	収益合計(1)	純資産(2)	総資産(3)
I-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッド (4) (I-Process Services (India) Private Limited) (Acme Plaza, Unit no 408-409, Opposite Sangam Cinema, Andheri Kurla Road Andheri (East) Mumbai, Maharashtra, India, 400059)	2005年4月	バックエンド事業に関連するサービス	19.00	1,664	(23)	262
FINOペイテック・リミテッド (4) (FINO PayTech Limited) (Shree Sawan Knowledge Park, 2nd Floor, D-507, TTC Industrial Area, MIDC Turbhe, Navi Mumbai, Maharashtra, India, 400 705)	2006年6月	金融包摂のサポート・サービス	27.11	3,025	2,552	3,806
NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド(4) (NIIT Institute of Finance, Banking and Insurance Training Limited) (8- Balaji Estate, 1st Floor, Guru Ravi Das Marg, Kalkaji, New Delhi, India, 110019)	2006年6月	銀行業及び金融業に関する教育及び訓練	18.79	640	69	177
ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッド (4) (ICICI Merchant Services Private Limited) (Edelweiss House, 7th floor, South Wing, off. C.S.T. road (Vidhyanagari Marg), Santacruz (East), Mumbai, Maharashtra, India, 400 098)	2009年7月	商業サービス	19.00	1,405	707	3,718
インド・インフラデット・リミテッド(4) (India Infradebt Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	2012年10月	インフラ金融	31.00	288	3,289	3,316

- (1) 収益合計は、かかる事業体の営業による総収益及びその他の収益を示す。
- (2) 純資産は、かかる事業体の株式資本／ユニットキャピタル（ベンチャー・キャピタル・ファンドの場合）並びに準備金及び剰余金を示す。
- (3) 総資産は、かかる事業体の固定資産、担保貸付、投資及び流動資産合計（現金及び銀行預け金を含む。）を示す。
- (4) これらの事業体は、AS第23号「関連会社への投資の連結財務書類上の会計処理」で定められている、持分法による会計処理により計上された。
- (5) 2013年12月31日に終了した3ヶ月間中、ICICIベンチャー・バリュース・ファンドは連結事業体ではなくなったため、連結されていない。
- (6) 2014年3月31日に終了した3ヶ月間中、ICICIエコ・ネット・インターネット・アンド・テクノロジー・ファンド、ICICIエマージング・セクター・ファンド及びレインボー・ファンドは連結事業体ではなくなったため、連結されていない。

2014年度末現在において、ICICIバンクの子会社及びジョイントベンチャーは、以下の6企業を除き、すべてインドにおいて設立された。

- ・ ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド（米国にて設立）
- ・ ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド（米国にて設立）
- ・ ICICIバンクUKピーエルシー（英国にて設立）
- ・ ICICIバンク・カナダ（カナダにて設立）
- ・ ICICIバンク・ユーラシア・エルエルシー（ICICI Bank Eurasia Limited Liability Company）（ロシアにて設立）
- ・ ICICIインターナショナル・リミテッド（モーリシャスにて設立）

ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・リミテッドの完全子会社であり、ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドの完全子会社である。ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド及びICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・リミテッドの財務書類に連結計上されている。

5【従業員の状況】

2012年度末現在における当行の従業員数は81,254名、2013年度末現在における当行の従業員数は85,217名であったのに対し、2014年度末現在の当行の販売幹部、契約社員及びインターンを含む従業員数は94,204名であった。このうち、2014年度末現在に72,226名がICICIバンクにより雇用されており、2013年度末現在の62,065名から増加した。2014年度末現在の94,204名の従業員のうち約39,243名は、経営学、会計学、エンジニアリング、法学、情報工学、経済学又は金融学の学士号を有する、有資格の専門家であった。

当行の幹部役員は、従業員が高い意欲を維持し、また当行を満足できる労働環境として認識できるようにするため、多くの時間を割いている。従業員報酬は業績と結びついており、また当行は、当行従業員の当行全体の業績及び収益性への関与を促している。経営陣のキャリア開発及び継承計画を補佐するため、業績評価システムが適用されている。経営陣は、当行従業員と良好な関係を保持していると考えている。

ICICIバンクは、優秀な従業員の意欲を高めるため、またかかる従業員を維持するため、従業員ストックオプション制度を導入している。かかる従業員ストックオプション制度の規定に従い、ストックオプション付与時点における当行の発行済株式総数の最大10.0%をかかると従業員ストックオプション制度の下で割り当てることが可能である。適格従業員は、かかるストックオプションにより株式の取得の申込みを行うことができる。ストックオプションの付与は、取締役会管理、報酬及び指名委員会の推薦に基づき、ICICIバンクの取締役会の承認を経て行われる。各従業員の適格性は、当該従業員の業績、技術的知識及び指導者としての資質を含む当該従業員についての評価に基づき決定される。「従業員ストックオプション制度」を参照のこと。

ICICIバンクは、複数の訓練センターを有しており、従業員に求められる技能の変化に対応するための多様な訓練プログラムを実施している。これらの訓練プログラムには、新入従業員のためのオリエンテーション並びに中間及び上級管理職のための管理能力開発プログラムが含まれる。訓練センターでは、国内外の業界、学会及びICICIバンク内から招いた教授陣による各種のコースが定期的に提供されている。管理能力の開発だけでなく、一般職務能力の開発のための訓練プログラムも実施されている。また、インターネット・トレーニング・モジュールを使用している商品及びオペレーション業務の訓練も実施されている。

ICICIバンクの従業員は、基本報酬に加えて、ICICIバンクから優遇金利で貸付を受けることができ、また当行の準備基金及びその他の従業員福利プランに参加することができる。準備基金は、ICICIバンクとその従業員がそれぞれ定額を拠出する貯蓄制度であり、政府の規制によりその設置が定められている。かかる規制により、ICICIバンクは、現在その従業員に対し、随時定められ、2014年度は8.75%に特定された最低年利の利回りを確保するよう義務づけられている。かかる運用利益が当該基金自体によって捻出されなかった場合、ICICIバンクはその差額につき支払責任を負う。ICICIバンクは、この他にも老齢退職年金を設立し、定額を拠出している。従業員は、老齢退職年金を辞退することができ、かかる場合、定額が月給の一部として支払われる。これに加え、ICICIバンクはインド法上の義務に従い設立された退職金基金に一定の金額を拠出している。

以下の表は、記載されている日付現在におけるICICIバンク及びその連結子会社並びにその他の連結事業体の従業員数を示したものである。

	3月31日現在					
	2012年		2013年		2014年	
	人数 (人)	合計に占める割合 (%)	人数 (人)	合計に占める割合 (%)	人数 (人)	合計に占める割合 (%)
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド	58,276	71.7	62,065	72.8	72,226	76.7
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュランス・カンパニー・リミテッド	13,608	16.8	12,841	15.1	10,745	11.4
ICICIロンバード・ジェネラル・インシュランス・カンパニー・リミテッド	4,153	5.1	4,532	5.3	5,243	5.6
ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド(2)	363	0.4	399	0.5	532	0.6
ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	698	0.9	648	0.8	773	0.8
ICICIセキュリティーズ・リミテッド	3,481	4.3	4,100	4.8	4,075	4.3
ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド	73	0.1	73	0.1	73	0.1
その他	602	0.7	559	0.7	537	0.5
従業員数合計(1)	81,254	100.0	85,217	100.0	94,204	100.0

(1) 2012年度末現在の2,241名、2013年度末現在の2,071名及び2014年度末現在の1,813名のインターン、販売幹部及び契約社員を含む。

(2) すべての従業員はICICIバンクから派遣されている。

従業員ストックオプション制度

ICICIバンクは、業績の良い従業員を奨励し、雇用を継続させるため、従業員ストックオプション制度を有している。改定されたストックオプション制度によると、ストックオプションの付与時の発行済株式合計の最大10.0%が、従業員ストックオプションに割り当てられる。2014年度末現在、上限である発行済株式合計の10.0%にあたる115.5百万株に対し、従業員ストックオプション制度の下、当行は約66.4百万株を付与した。ICICIバンク、その子会社及びその持株会社の従業員並びに取締役は、ストックオプションが付与される適格従業員である。ICICIバンクは、持株会社を有していない。適格従業員に対して1年間で付与される最大オプション数は、付与時におけるその発行済株式総数の0.05%に制限されている。

2004年3月31日までに付与されたオプションは、3年の期間にわたって毎年段階的にその20%、30%及び50%が確定し、付与日から12ヶ月以降に行使される。2004年4月1日から2014年3月31日以降に付与されたオプションは、4年の期間にわたって毎年段階的にその20%、20%、30%及び30%が確定し、付与日の12ヶ月後から行使される。2009年4月に付与されたオプションは、5年の期間にわたって毎年段階的にその20%、20%、30%及び30%が確定し、付与日の24ヶ月後から行使される。2011年2月に付与されたオプションは、2014年4月30日に50%が確定し、残りの50%は2015年4月30日に確定する。2011年9月に付与されたオプションは、5年の期間にわたって毎年段階的にその15%、20%、20%及び45%が確定し、付与日の24ヶ月後から行使される。2014年4月に付与されたオプションは、3年の期間にわたって毎年段階的にその30%、30%及び40%が確定し、付与日の12ヶ月後から行使されるが、特定のオプションは、2017年4月30日に50%が確定し、残りは2018年4月30日に確定する。

オプションは、付与日から10年以内又は確定日から5年以内のどちらか遅い方までに行使することができる。2003年6月30日以前に付与されたオプションの行使価格は、付与日に最大出来高を記録した証券取引所における当行株式の市場価格である。2003年6月30日、インド証券取引委員会は、従業員ストックオプションに関するガイドラインを改訂した。改訂ガイドラインでは、会社は付与したストックオプションの行使価格をその裁量により決定できることを定めているが、同ガイドラインは、行使価格が、オプションの付与日の前2週間の間に最大出来高を記録した取引所における株式の、2週間の間の高値及び安値の平均値と異なる場合、インドGAAPによる財務書類に含まれる損益計算書におけるストックオプションの計上を含む会計基準及びその他の開示方法を規定していた。インド証券取引委員会は、2004年7月22日付で、かかる価格決定の基準を改正し、オプションの付与が決定される取締役会の前の日までに入手可能な、最大出来高を記録した取引所における直近の終値とした。その結果、2003年6月30日以降2004年7月22日までにICICIバンクが付与したオプションの行使価格は、オプションの付与日の前2週間の間に最大出来高を記録した取引所における株式の、2週間の間の高値及び安値の平均値であり、2003年6月30日以前2004年7月22日以降に付与されたオプションの行使価格は、オプションの付与日までに、最大出来高を記録した取引所における終値である。2011年2月に付与されたオプションは、オプション付与日の前日における終値より約3.0%低い行使価格で付与された。終値と行使価格の差額は、オプションの確定期間における費用として計上される。

以下の表は、ICICIバンクが従業員ストックオプション制度に基づき付与したストックオプションに関する情報である。ICICIバンクは、かかるストックオプションの付与に関するすべての費用を従業員に代わって負担した。ストックオプションには、常勤取締役及びICICIバンク子会社の従業員に付与したものを含む。ICICIバンクは、非業務執行取締役に対してはストックオプションを付与していない。2009年4月30日までのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者在任期間中、非業務執行会長に対して、オプションが付与された。

付与日	オプションの付与数	行使価格	
		(ルピー)	(円)
2000年2月21日	1,713,000	171.90	324.89
2001年4月26日	1,580,200	170.00	321.30
2002年3月27日	3,155,000	120.35	227.46
2003年4月25日	7,338,300	132.05	249.57
2003年7月25日	147,500	157.03	296.79
2003年10月31日	6,000	222.40	420.34
2004年4月30日	7,539,500	300.10	567.19
2004年9月20日	15,000	275.20	520.13
2005年4月30日	4,906,180	359.95	680.31
2005年8月20日	70,600	498.20	941.60
2006年1月20日	5,000	569.55	1,076.45
2006年4月29日	6,267,400	576.80	1,090.15
2006年7月22日	29,000	484.75	916.18
2006年10月24日	78,500	720.55	1,361.84
2007年1月20日	65,000	985.40	1,862.41
2007年4月28日	4,820,300	935.15	1,767.43
2007年7月21日	11,000	985.85	1,863.26
2007年10月19日	46,000	1,036.50	1,958.99
2008年1月19日	40,000	1,248.85	2,360.33
2008年3月8日	39,000	893.40	1,688.53
2008年4月26日	5,595,000	915.65	1,730.58
2008年7月26日	25,000	656.75	1,241.26
2008年10月27日	20,500	308.50	583.07
2009年4月25日	1,728,500	434.10	820.45
2010年3月6日	2,500	901.75	1,704.31
2010年4月24日	2,392,600	977.70	1,847.85
2010年7月31日	44,000	904.90	1,710.26
2010年10月29日	18,000	1,089.05	2,058.30
2011年1月24日	25,000	1,065.55	2,013.89
2011年2月7日	3,035,000	967.00	1,827.63
2011年4月28日	4,018,600	1,106.85	2,091.95
2011年7月29日	9,000	1,017.45	1,922.98
2011年9月16日	30,000	876.20	1,656.02
2011年10月31日	3,000	933.35	1,764.03
2012年4月27日	4,392,200	841.45	1,590.34
2012年7月27日	3,000	906.75	1,713.76
2012年10月26日	55,000	1,087.15	2,054.71
2013年4月26日	4,414,650	1,177.35	2,225.19
2014年1月29日	5,000	1,018.65	1,925.25
2014年4月25日(1)	6,470,100	1,299.55	2,456.15

(1) 2014年4月25日に付与されたオプションには、インド準備銀行の承認が必要である業務執行取締役が付与されたオプションも含まれる。

ICICIは、ICICIバンクの従業員ストックオプション制度と実質的に同様の条件で、ICICI及びその子会社の取締役及び従業員を対象とする従業員ストックオプション制度を有していた。以下の表は、ICICIが合併前に、従業員ストックオプション制度に基づき付与したストックオプションの付与に関する情報である。ICICIは、非業務執行取締役に対してはストックオプションを付与していない。

付与日	オプションの付与数	行使価格(1)	
		(ルピー)	(円)
1999年8月3日	2,323,750	85.55	161.69
2000年4月28日	2,902,500	133.40	252.13
2000年11月14日	20,000	82.90	156.68
2001年5月3日	3,145,000	82.00	154.98
2001年8月13日	60,000	52.50	99.23
2002年3月27日	6,473,700	60.25	113.87

(1) 行使価格は、付与日におけるICICIの株式の市場価格である。

合併基本合意書に従って、ICICI及びその子会社の取締役及び従業員は、ICICIの株式に関する未行使の発行済ストックオプションの半数に相当するストックオプションをICICIバンクから受領した。これらのオプションの行使価格は、ICICIのストックオプション行使価格の2倍である。これらのオプションに関するその他の条件は、従業員ストックオプション制度に従い、ICICIバンクのストックオプションのものと同様である。

以下の表は、2014年4月25日現在、ICICIバンクが付与したオプション（合併基本合意書に従って調整されたICICIが付与したオプションを含む。）に関する情報の一部である。

細目	ICICIバンク
付与オプション(1)（失効分控除後）	66,391,752
確定オプション	49,356,153
行使オプション	31,958,326
無効／失効オプション	11,229,853
償却又は変更オプション	なし
オプションの行使による実現総額	8,411,313,500ルピー
有効なオプション数	34,433,426

(1) インド準備銀行の承認が必要である常勤取締役が付与されるオプションを含む。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、その発行済資本の3.0%に至るまでの従業員ストックオプションが割り当てられる従業員ストックオプションスキームを有している。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2014年度末現在、発行済の9,869,198個のストックオプション（無効オプション又は失効オプション控除後）を有していた。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、その払込済資本の5.0%に至るまでの従業員ストックオプションが割り当てられる従業員ストックオプションスキームを有している。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2014年度末現在、発行済の従業員ストックオプション9,844,494個（無効オプション又は失効オプション控除後）を有していた。

貸付

ICICIバンクは、従業員及び業務執行取締役による不動産、車両及びその他の耐久消費財等の資産の取得のために行う貸付に関する内部規則を有している。ICICIバンクの従業員に対する貸付は、年率2.5%から3.5%の利息で行われ、指定期間内に返済することとなっている。貸付は、一般的に、従業員が取得した資産を担保として行われる。銀行規制法に従い、ICICIバンクの非業務執行取締役には貸付は行われない。ICICIバンクの従業員に対する貸付金残高は、2013年度末現在には7.2十億ルピーであったのに対して、2014年度末現在においては合計8.2十億ルピーであった。かかる金額には、2014年度末現在に、一部の取締役及び業務執行役員に対し、利率及び担保に関する条件を他の従業員に対する貸付と同じにして行われた貸付金28百万ルピー（2013年度末現在に5百万ルピー）が含まれている。業務執行取締役に対する貸付はインド準備銀行の承認を得た後に行われる。「一第3ー7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（13）関連当事者間取引」を参照のこと。

退職金

ICICIバンクは、規定された最短の期間以上勤続した後に退職又は辞職する従業員に対して退職金を支払う。海外拠点の従業員の場合、それぞれの国の効力ある規定に従う。ICICIバンクは、インド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにより管理されている従業員に対する退職金基金に出資している。

上記の基金すべての退職金債務の保険数理上評価は、当行が任命する保険数理士によって決定されている。退職金債務の保険数理上評価は、利率、給与の上昇率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて、予測単位積立方式により決定されている。

基金の会計は、独立監査人によって監査されている。監査済財務書類に基づく基金合計額は、2013年度末現在には5,532百万ルピーであったのに対し、2014年度末現在には5,838百万ルピーであった。

退職年金

ICICIバンクは、適用ある従業員について、合計で年間基本給与の15%を退職年金に出資している。ICICIバンクの従業員は、残高の3分の1又は2分の1（在職期間による）を一時金換算として退職又は辞職時に受領し、残りを年金として定期的に受領することができる。従業員が死亡した場合には、適格と認められればその保険金受取人が累積残高を受領する。ICICIバンクはまた、従業員に、ICICIバンクにより出資される金額を、在職中の月給として受領する現金オプションを付与している。退職年金は、インド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにより運営されている。従業員は、インド生命保険公社又はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに管理されている基金のうちのいずれかを選択することができる。退職年金の積立合計額は、2013年度末現在には2,011百万ルピーであったのに対し、2014年度末現在には2,232百万ルピーであった。

準備基金

ICICIバンクは、従業員に対する退職手当の一部として、準備基金を維持することが法令によって義務付けられている。マドラ銀行出身の従業員、バンク・オブ・ラジャスタン出身の従業員、サングリ・バンク出身の従業員及びICICIバンクのその他の従業員に対しては、別途準備基金がある。これらの基金は、内部受託者によって運営されている。各従業員は、基本給の12.0%（サングリ・バンクの一般事務員及び事務員補佐は10.0%）を基金に出資し、ICICIバンクはその同額を出資する。基金の投資は、インド政府が定める規則に従って行われる。基金の会計は、社外監査人によって監査される。マドラ銀行出身の従業員、バンク・オブ・ラジャスタン出身の従業員、サングリ・バンク出身の従業員及びその他のICICIバンクの従業員に関し、監査済財務書類に基づく2014年度末現在における基金合計額は、それぞれ984百万ルピー、1,825百万ルピー、719百万ルピー及び12,285百万ルピーであった。

年金基金

当行は、年金として旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの特定の従業員に対して退職延期プランを提供している。当該プランの下、これらの従業員に対して、それぞれの勤続年数と給与に応じて、インフレ手当を含む年金が退職時に支払われる。旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの在職中の従業員に関しては、別の基金が信託によって運営されており、保険数理上評価により負債への融資が行われている。信託は、旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンを退職した従業員への年金の支払いのための一括保険契約の一部として、インド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドより年金保険を購入している。年金プランが適用される従業員には、雇用者が出資する準備基金プランは適用されない。未監査財務書類に基づく基金合計額は、2013年度末現在に9,436百万ルピーであったのに対し、2014年度末現在には8,983百万ルピーであった。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2【生産、受注及び販売の状況】

「－第2－3 事業の内容」及び「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

3【対処すべき課題】

(1) 将来に向けた計画及び戦略

当行の事業戦略の重要な要素は以下のとおりである。

- ・ 以下の諸策を通じての持続可能な収益力のある成長の機会への注力
 - －個人及び企業フランチャイズの強化
 - －国内預金の基盤における当座預金、普通預金及び個人向け定期預金の割合の維持
 - －地域及び包括銀行フランチャイズの確立
 - －保険業務、資産管理業務及び証券業務の強化
- ・ 保守的なリスク管理の実践の強化
- ・ 競争上の優位性のための技術の活用
- ・ 有能な専門家の誘致及び保持

2009年度の金融・経済危機の後、当行は、資本の管理、流動性管理及びリスクの抑制に焦点を当てた。当行は、特に無担保の個人向けセグメントにおいて貸付基準を厳しくし、当行の与信の成長を抑えた。当行は、当行の低コスト及び個人向け預金ベースを増やすことを重点として当行の支店網を拡張した。同時に、当行は営業費用の厳しい規制を維持した。

2011年度以降、当行は、住宅ローン、個人向け担保貸付及びプロジェクト・ファイナンス等の主要な信用区分に資本を投下すること、低価格の当座預金及び普通預金を動員すること、ローンの金利を引き下げること、経費を削減すること並びに顧客サービス能力を向上させることによって、当行の貸付帳簿が成長するよう重点的に取り組んでいる。2013年度及び2014年度の厳しい経済環境及びインドの経済成長における急激な後退を考慮すると、当行の戦略的焦点は様々な業界における収益率、リスク管理及び成長間の最適バランスの持続であった。この期間中、貸付増加に慎重なアプローチを導入する一方で資産価値を厳密に監視した。

当行の今後の目的は、収益力のある成長に向けて資本基盤をてこ入れすることにある。一方で、預金の概略、費用比率及び信用状況の改善を維持することも目的である。当行が事業を拡大するに当たって、サービスの質において顧客の期待に応えることは極めて重要な戦略の要素のひとつとなる。

(2) 競争

当行は、その業務のすべての主要分野において、インド国内外の商業銀行、住宅金融会社、ミューチュアル・ファンド及び投資銀行との競争にさらされている。当行は、総資産の点においてインド最大の民間銀行である。当行は、革新的な商品及びサービスの提供、技術の活用、顧客関係の確立並びに意欲的で能力の高い従業員の養成により、競合相手に対する競争力の獲得に努めている。当行は、自己の競争力を評価する際、個人顧客及び法人顧客向けの商品及びサービスについて、それぞれ別個に評価を行っている。

(a) 個人向け商業銀行商品及びサービス

個人向け金融市場における競争は、主としてインド国内外の商業銀行並びに住宅金融会社を相手とするものである。外国銀行も商品及び供給面では能力を有するものの、インド国内の商業銀行と比べ支店網が小規模であるため、限定的な顧客区分及び地域に集中する傾向にある。2013年12月31日現在、インド国内にある外国銀行全体の総支店数は301に留まった。インド国内の公共部門銀行は、広範な販売網を有しているが、一般的に技術面及びマーケティング能力の点では若干劣る。一方、民間銀行は、支店網は比較的小さいものの、技術能力の点では優れている。公共部門銀行は、技術に基づいた主要な銀行ソリューションの実施により個人向け商品の販売及びサービスにおける競争力を高めた。さらに、銀行以外の特殊な金融会社の中には、一定の個人向け銀行商品区分の市場シェアを拡大したものもある。当行は、かかる市場において、充実した商品ポートフォリオ、効率的な販売機構（支店、代理店、堅実な与信審査手続及び債権回収メカニズムを含む。）、経験豊富な専門家集団並びに他に優る技術を強みとした競争を志している。

商業銀行は、古くからインドにおいて人気の高い個人向け預金商品である個人向け銀行預金の大半を集めている。当行は、企業との関係を生かし、給与管理商品を通じた個人口座の獲得に努めており、また今後も引続き、支店、ATM、テレフォン・バンキング・コールセンター及びインターネットを活用したマルチチャネル販売戦略により顧客にアピールしていく予定である。さらに当行は、顧客プロフィール及び商品区分の細分化に焦点を当てた戦略に従い、年代及び収入ポートフォリオの多様な顧客に対し、多様な負債商品を提供している。当行のもう1つの競争相手としては、ミューチュアル・ファンドがある。ミューチュアル・ファンドには、税制上の優遇があり、また競争力の高い運用実績を上げることが可能なため、銀行預金に代るものとして、競争相手になってきている。

銀行業界の構造を強化するインド準備銀行の取組みの一環として、新たな銀行免許を発行し、ニッチ産業の分野における様々な種類の銀行のための異なった免許付与基準を定めることに関する提言書が2013年8月に公表された。これに伴って、インド準備銀行は、新たな民間部門銀行設立の免許申請者2社に対して原則的承認を付与した。インド準備銀行は、2014年7月、支払銀行及び小規模銀行の免許付与のためのガイドラインの草案を発行した。さらに、インド準備銀行は、ユニバーサル・バンクの継続的な免許付与基準に関するガイドラインを発行することを発表した。インド準備銀行は、断続的に免許が付与されている現在の実務と比較して、より継続的な形での新たな銀行のための免許付与基準を定めることを提案している。インド準備銀行は、さらに、インド市場に外国銀行がアクセスしやすくすることを計画していることを発表した。インド準備銀行は、2013年11月、外国銀行のインド市場への進出のための枠組みを公表し、外国銀行がインド市場に進出するためには子会社という形式が最も好ましい方法であることを示し、相互主義が定められている国の銀行が子会社方式を採用する限り、国内銀行と同等の取扱いを行うことを提案している。

(b) 農業従事者及び農村の顧客向け商業銀行商品及びサービス

当行が農業従事者又は農村の顧客に対して商業銀行業務を行う場合は、インド農村部に巨大な支店網を有する公共部門銀行との競争に直面する。その他の民間部門銀行及び銀行以外の金融会社もまた、インド農村部で商品及びサービスを提供している。当行はまた、農村向け金融機関及び銀行以外の金融会社等の特殊企業との競争関係にある。当行は、商品戦略及び多様な販売網を強みとした競争を志している。インド準備銀行は、2014年7月に、運営に制限があり農村及び未組織区分向けの低い自己資本要件をもつ特殊な小規模銀行及び支払銀行の免許付与のためのガイドラインの草案を発行した。

(c) 法人顧客向け商業銀行商品及びサービス

法人顧客向けの商品及びサービスにおいて、当行は主として公共部門銀行、外国銀行及びその他新規の民間銀行との競争にさらされている。かかる商品及びサービスにおいて当行の主要な競争相手は公共部門銀行であるが、公共部門の銀行は、既存の広範な支店網により低コストで預金を集めることが可能であり、またその結果貸付及び各種有料サービスにつき非常に競争力の高い価格設定が可能である。また、その施設が地理的に広範囲を網羅していることで、国内のほとんどの地域において法人顧客に銀行商品を提供しやすくなっている。公共部門銀行及び特定の民間銀行も政府銀行区分に関して従来の競争上の利点がある。当行は、サービスと公共部門銀行よりも著しく早いと確信する迅速な応対に基づき、競争に努めている。当行は、マルチチャネル販売アプローチ及び技術主導型のデリバリー能力を通して、公共部門銀行の大規模支店網との競争に努めている。従来、インドの一流企業に対する資金調達関連の商品及びサービス、貿易金融、各種有料サービス並びにその他短期金融商品の提供は、外国銀行が積極的に行ってきた。当行は、外国銀行よりも広範な地理的業務範囲及びカスタマイズされた貿易金融ソリューションの提供に基づき、国境を越えた貿易金融において外国銀行と競争を進めている。当行は、有力な手数料ベースの現金管理サービスを確立しており、貸借対照表の規模、広範な支店網、技術及び当行の国際的な存在感を生かして、資金調達関連の商品及びサービスの分野で競争を進めている。

その他新規の民間銀行も、効率性、サービス提供及び技術の面から、法人向け銀行業務市場における競争相手となっている。しかしながら、当行は、その規模、資本基盤、企業との強固な関係、広範な地理的業務範囲並びに技術の活用による革新的な付加価値商品及びサービスの提供により、高い競争力を有するものと確信している。

プロジェクト・ファイナンスにおいては、ICICIの主たる競争相手は、既存の長期信用貸付機関であった。かかる市場においてインド国内外の商業銀行もその事業展開を拡大させようと模索している。当行は、当行の市場における評判の高さ並びにリスクの評価及び軽減における専門知識が当行の競争上の利点になるものと確信している。当行のこの分野特有の知識の深さ並びにリスク及び政策関連の問題理解能力に加え、助言、ストラクチャリング及びシンジケーションに関するサービスによって、当行は、プロジェクト・スポンサー、海外の貸付人及び政策決定機関の信頼を獲得してきたものと確信している。

(d) 海外顧客向け商業銀行商品及びサービス

当行の国際戦略はインド関連の事業機会に重点を置いている。当行の国際事業において、当行は、海外事業を展開するインド国内の公共部門銀行、非居住者に該当する在インドの個人及び企業を対象とする商品及びサービスを有する外国銀行並びに送金サービス等のその他のサービス提供者と競争関係にある。外国銀行は、低コストの外貨建資金の利用が可能であるという強みを活用することにより、インド企業への融資における競争力を高めている。当行は、インド国内において広範な販売網を有し、グローバル基準の商品及びサービスを提供するインド国籍の銀行としての地位を確立し、競争上の優位を獲得しようと努めている。当行は、国内事業で培った技術力を最大限活用し、当行の国際顧客に対して利便性及び効率的なサービスを提供するべく努めている。また当行は、インド企業との強固な関係を当行の国際事業に最大限活用しようと努めている。

(e) 保険及び資産管理

当行の保険及び資産管理に係るジョイントベンチャーは、既存の公共部門大手に加え、民間部門の新規参入者とも競争関係にある。当行の保険ジョイントベンチャーの主たる競争力は、当行のインド金融サービス産業における経験とジョイントベンチャーのパートナー各社のグローバルな経験及び能力の融合にあると確信している。当行は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、商品、販売及びリスク管理につき高い能力を築いており、それぞれの事業において市場の主導的な地位にあると確信している。インド保険業規制開発委員会により発表されたデータによると、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において個人向け加重受取保険料ベースで立ち上げられた新規事業の個人向け金融市場における市場シェアの約7.2%を有していた。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において総計上保険料の約9.4%の市場シェアを有していた。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」を参照のこと。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、平均運営ファンド数において、インドで2番目に大規模なミューチュアル・ファンドであるICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドを運営している。マネジメント・カンパニーは平均運営ファンド数においてインドで2番目に大規模なミューチュアル・ファンドであるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーを運営している。

4 【事業等のリスク】

投資家は、当行及び当行の事業を評価にするにあたり、以下のリスク要因及び本書に含まれるその他の情報を慎重に検討すべきである。

(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク

(a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。

インドの経済成長の鈍化は、特にかかる鈍化が継続し長期に及ぶこととなった場合、当行の事業並びに当行からの借入人及び当行の取引先に悪影響を及ぼす可能性がある。また、インド経済全般及び特に農業部門は、モンスーンの降雨量及び時期の影響を受ける。インドの法人部門による投資は、免許の付与、土地の利用権、天然資源の利用権及び環境保護に関する方針及び決定を含めて、政府の方針及び決定により影響を受ける。インドの国内総生産の成長率は、2010年度においては8.6%、2011年度においては8.9%であった。成長率は低下し、2012年度においては6.7%となり、さらに低下して2013年度は4.5%、2014年度は4.7%となった。成長の鈍化は主に、産業部門の成長率が2012年度においては7.8%であったのに対し、2013年度においては1.0%、また2014年度においては0.4%に留まったことによるものであった。サービス部門の成長率は、2013年度における7.0%から2014年度における6.8%へと鈍化した。一方で、インドの国内総生産の約14%を占める農業部門の成長率は、2013年度における1.4%から2014年度における4.7%に上昇した。

インドの経済成長は、インフレ圧力、金利水準、政策並びに貿易及び資本移動を含む多数の要因に影響される。物価上昇の水準又はインド・ルピー下落の水準により、金融緩和が制約されるか又はインド準備銀行による金融引き締めを招来する可能性がある。国内における食品価格の上昇、世界的な原油等の商品価格の上昇、通貨安が輸入商品の価格に及ぼす影響、及びさらなる燃料価格高騰の消費者への転嫁、又はその他の理由によりインフレが進行した場合、金融政策が引き締められる可能性がある。例えば、卸売物価指数により計測された平均年間物価上昇率が2010年度における3.6%から2011年度における9.6%及び2012年度における8.9%へと上昇し、これに対応するため、インド準備銀行は、金融引き締め政策を強化し、2011年度から2012年度にかけてレポレートを合計350ベースポイント引き上げた。2013年度においてインフレが緩和されたことにより、2013年5月までにレポレートは125ベースポイント引き下げられたが、2014年度にインフレ関連の懸念事項が再浮上したことにより、レポレートはインド準備銀行により2014年1月までに75ベースポイント引き上げられ、8.0%となった。さらに、2014年度中にインド準備銀行が為替変動への対応策を講じた結果、一時的にはあるが、短期金利及び短期流動性に重大な影響が及んだ。

2013年9月、インド準備銀行は、金融政策の枠組みの見直しを行い、政策転換推進のための方策及び前提条件を提言する委員会を設置した。かかる委員会の主要な提言には、金融政策措置において主要なインフレ評価基準として消費者物価指数を採用すること、及び経済をインフレ緩和の方向に保ち、消費者物価指数のインフレ率を2015年1月までに8.0%、2016年1月までに6.0%にすることを目標とすることが含まれていた。その後、インド準備銀行により、かかる委員会の提言の一部を織り込んだ金融政策が発表された。インフレによる金利の上昇、その他の市場要素、金融政策を実施する上での変更又はその他の理由により、インドの経済成長は悪影響を受ける可能性がある。

また、インドとその他の国の経済の結びつきが強くなっていることに呼応して、インド経済に対するその他の国の経済及び市況の影響は増大している。その結果、米国、欧州連合及びその他の先進国並びに中国等の重要な新興国における不利な展開は、インドの経済成長及び金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある。特に、世界全体の流動性の状況、金利水準及びリスク選好度の悪化により、インドから多額の資本が流出する可能性がある。例えば、2013年6月における米国での量的緩和の中止に関する懸念により、2013年6月から7月にかけて、債券部門において外国機関投資家による投資がインドから約7.5十億米ドル流出した。

インドの経済成長率の鈍化は、法人、個人及び農村部の借入人の間の借入需要及び金融商品及びサービスに対する需要の低下、競争の激化、並びに債務不履行の増加につながり、これによって当行の事業、財務実績、株主資本、戦略の実践力並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。

(b) 他の国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

他の最近の金融危機よりも深刻であった2008年から2009年にかけての金融危機の近因は、米国の住宅ローン市場であるが、投資家は、新興国及び先進国の経済における複数の市場において、金融危機及び景気循環を最近経験しており、これは当行を含むすべての金融機関のリスクを招くおそれがあることを認識すべきである。ソブリン債をめぐる懸念及び景気後退並びに先進国市場における量的緩和の中止に関する懸念を含むユーロ圏での事態の進展により、リスク回避はさらに強化され、世界の資本市場の不安定さはさらに増大する可能性がある。インド若しくは他の市場及び国々の金融システムに対する投資家の信頼喪失又はインド若しくはその他の市場における金融不安は、インドの金融市場の不安定さを増大させ、またインドの経済及び金融部門、当行の事業及び将来の財務実績に直接的又は間接的に悪影響を及ぼす可能性がある。「一(2) 当行の事業に関するリスク(o) 当行は、過年度において急速な国際的な成長を遂げたことにより、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。当行は、依然として世界経済の後退の間接的な影響によるリスクにさらされている。これらのリスクの一部は、予測できず、その大部分を当行は制御することができない。当行はまた、破産するか、そうでなくとも当行に対する負債を履行できない金融機関に対するカウンターパーティーリスクの影響も受け続けている。

(c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

国際的な格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズは、2012年4月にインドの債券の格付けの見通しを「安定的」から「ネガティブ」に変更し、今後2年間以内に格下げとなる確率は3つに1つであると述べた。スタンダード・アンド・プアーズによる見通しは引続き「ネガティブ」であるものの、スタンダード・アンド・プアーズは、格付が新政府の政策に左右されることを指摘している。2012年6月に別の国際的な格付機関であるフィッチ・レーティングスもまた、インドの債券の格付けの見通しを「安定的」から「ネガティブ」に変更したが、その後、財政赤字の改善及び政府による投資活動回復のための政策を受けて、格付けの見通しを「安定的」に戻した。2012年5月、ムーディーズは、当行を含む一定のインドの銀行の国内融資及び国内ソブリン債に対する多額のエクスポージャー並びにインドのソブリン信用格付けとの関連を反映し、これらの銀行の基準格付を引き下げた。ムーディーズの行動は、当行の優先無担保社債の格付けには影響しなかった。国際的な格付機関によるインドの国内及び国外発行債券の信用格付の格下げは、当行の事業に悪影響を及ぼし、これにより当行の資本市場へのアクセスが制限され、また当行の流動性ポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。「一(2) 当行の事業に関するリスク(r) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付け及び資金調達コストに悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

当行には、現行の信用格付から1段階又は2段階格下げがなされた場合に影響を受ける一定の借入金がある。このような借入金の合計額は、2014年度末現在で当行の借入金総額の4%に満たない。国際的な格付機関が当行の信用格付を1段階又は2段階格下げした場合、当行は、一定の借入金に対してより高い金利を支払わなければならない、また、一定の借入金に関して、当行は、貸付人と新しい金利を交渉し直さなければならない。当行が貸付人と金利について合意できない場合、貸付人は、残存する貸付金の元本額の繰上返済を当行に要求する可能性がある。

(d) 原油価格の大幅な上昇は、インドの経済に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果当行の事業にも悪影響を及ぼす可能性がある。

インドは、原油需要の大部分を輸入しており、原油は2014年度には輸入総額の約37%を占めた。世界的な経済成長の鈍化の懸念から国際原油価格は2013年度及び2014年度においてある程度低下したものの、最近のイラクの状況を含む東欧及び中東における事態の展開を受け、石油価格は不安定となった。インド政府は、一定の石油化学製品の価格規制を緩和し、また、かかる製品に関する補助金の提供を削減しており、この結果、国際原油価格の国内石油価格に及ぼす影響が増大した。原油価格の上昇又は乱高下並びに現地通貨での輸入をさらに割高にする通貨安の影響及びインドの顧客へのかかる価格上昇分の転嫁は、インフレ及び市場金利の上昇並びに貿易及び財政の赤字の増加を通じたものを含め、特にインド経済並びにインドの銀行及び金融システムに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これにより、当行の流動性、資産価値、財務実績、株主資本、戦略の実践力並びに当行株式及び米国預託株式の価格を含む当行の事業は、悪影響を受ける可能性がある。

(e) 貿易赤字を含む経常赤字は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドの対外貿易関係及び貿易赤字は、その大部分が全世界的な原油価格によるものであり、インドの経済状況に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、インドの経常赤字が国内総生産に占める割合は、2011年度においては2.7%であったが、国際原油価格の不安定性及び世界的な需要の低下により輸出量が減少したことにより2013年度には4.7%へと著しく増加した。経常赤字の増大に関する懸念及び米国における量的緩和縮小の可能性により、2013年5月から2013年8月にかけてインド・ルピーの対米ドル相場は著しく下落した。2014年度において、主に金の輸入削減策により経常赤字が著しく改善して国内総生産の1.7%となったものの、全世界的な原油価格の高騰又はその他の理由で経常赤字及び貿易赤字が膨らみ、又は経常赤字及び貿易赤字が管理できない状況に陥った場合、インド経済、ひいては当行の事業、財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

(f) 為替の変動及びインド準備銀行による外国為替市場への介入の増加は、インドの外貨準備金の減少につながり、インド経済の流動性及び金利に影響を及ぼし、その結果、当行に悪影響を及ぼす可能性がある。

2014年度上半期において、米国における量的緩和の中止に関する懸念並びに経常赤字の増大及び成長率低下の見通し等のその他の国内における構造的要因を理由として、インドを含む新興成長市場から多額の資本が流出した。その結果、インド・ルピーは、2013年5月末における1米ドル当たり56.5ルピーから2013年8月28日には1米ドル当たり68.4ルピーへと21.1%下落した。インド準備銀行は、為替相場の不安定性に対応するために、限界常設ファシリティ率の200ベース・ポイントの引き上げや国内における流動性の引き下げ等の対策を講じた。インド準備銀行はまた、その後、特に非居住者のインド人社会をターゲットとした資本移動誘引のための政策を発表した。2013年9月以降の為替相場の安定化を受け、インド準備銀行はかかる政策の一部を変更した。為替の変動を抑制するためのインド準備銀行による外国為替市場への介入の増加又はその他の政策手段は、インドの外貨準備金の減少につながり、インド経済に流動性の減少及び金利の上昇をもたらす可能性があり、その結果、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。為替相場の急激な下落はまた、十分にヘッジされていない外貨建債務を有する一部の法人借入人に対し影響を及ぼす可能性がある。「(2) 当行の事業に関するリスク(u) 当行及び当行の顧客は、外国為替相場の変動にさらされている。」を参照のこと。また、米国若しくはその他の経済における金融政策の変更の結果、世界全体の流動性が低下したこと又はその他の理由による資本流入の減少又は変動の増大は、インドの経済及び金融市場に影響を与える可能性があるとともに、インドの金融政策の決定において複雑さ及び不確実さを増大させる可能性があり、インドにおいてインフレ及び金利の変動をもたらし、その結果、当行の事業、財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(g) インドの金融機関における財政難及びその他の諸問題は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドの銀行である当行は、インドの特定の金融機関が直面する財政難に影響されるインドの金融システムに関するリスクにさらされている。これは、インドの多くの金融機関の場合、商業的な安定性が信用、貿易、決済又はその他の関連業務に密接に関わってくるためである。かかるリスク（「システミック・リスク」と称されることがある。）は、当行が日常的に関係を持つ決済機関、銀行、証券会社及び証券取引所等の金融仲介業者に悪影響を及ぼす可能性がある。インドの金融システムにおける財政難又は不安定性は、一般的に、インドの金融機関及び銀行についてマイナスな市場認識を与え、また当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当行は、これらの金融機関との取引により、相手方による不履行があった場合に信用リスクにさらされることになるが、かかる信用リスクは市場が非流動的なときに悪化する可能性がある。「第2-3 事業の内容-(1) インドの金融部門の概要」を参照のこと。インドの金融システムは新興成長市場において運用されているため、当行は、国による預金保険制度があるにもかかわらず預金取付け騒ぎが生じるリスク等、より発達した経済では通常みられない特有の性質及び程度のリスクに直面している。例えば2003年4月、インドの州の1つであるグジャラート州において、当行が流動性の問題に直面しているという裏付けのない噂が広まった。当行の流動性の状況は健全であるにもかかわらず、この裏付けのない噂が原因で、2003年4月の数日間、当行から通常よりも多く預金引き出された。2008年9月から10月にかけて、リーマン・ブラザーズ並びにその他の米国及びヨーロッパの金融機関に対する当行のエクスポージャーが開示された後、当行の財務状態に関する噂が広まり、その結果預金者が懸念を示し、数日間にわたり取引量が通常を上回った。当行はこれらの状況を沈静化したが、今後このような状況を沈静化できなかった場合、多額の預金引き出され、これにより当行の流動性の状況は悪影響を受け、当行の事業が中断され、市場緊張時には当行の財務体質が弱体化するであろう。2011年度に、インドの政府機関は、貸付及び投資の認可手続において申し立てられた贈収賄に関して特定の金融機関に対して手続を開始し、これは市場心理に影響を与えた。将来における同様の出来事が、法人部門により予定された投資の資金調達に悪影響を及ぼし、金融部門の信用力に悪影響を与える可能性がある。

(h) 自然災害、気候の変化及び伝染病の発生は、インド経済、又は当行が事業を行うその他の国々の経済、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドはここ数年間で、地震、洪水及び干ばつ等の自然災害を経験している。これらの自然災害の範囲及びその重度が、インド経済への影響の度合いを決定する。特に、モンスーンの降雨量及び時期等、気候及び天候の状況は、2014年度においてインドの国内総生産の約14%を占めた農業部門に影響を与える。標準以上若しくは標準以下の降雨量が長期間続く場合、その他の自然災害が発生した場合又は世界的若しくは地域的に気候が変化した場合、インド経済及び当行の事業、特に当行の農業部門のポートフォリオは、悪影響を受ける可能性がある。これまでのところ、2015年度のモンスーンは平均より少ない。同様に、世界的若しくは地域的な気候の変化又は当行が事業を行っているその他の国々における自然災害は、かかる国々の経済及びかかる国々における当行の事業運営に悪影響を及ぼす可能性がある。

流行性の疾病もまた当行の事業に混乱をもたらす可能性がある。2010年度にはインド及び当行が事業を展開する複数の国々を含む世界の各地域でH1N1ウイルスを原因とする豚インフルエンザが発生した。将来、流行性の疾病が発生した場合、事業活動水準が制約され、ひいては当行の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

(i) インド政府の政策における著しい変化により、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

当行の事業及び顧客の大部分は、インドに拠点を置いているか又はインド経済に関連し、その影響を受けている。インド政府は従来どおり、また今後も継続的に多方面でインド経済に支配的影響を及ぼす。政府の政策は、インドの業況及び経済状況、当行の戦略の実践力並びに将来の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。1991年以降、歴代のインド政府は、民間部門に対する著しい規制緩和を行い、インドの金融部門の発展を促す経済開放政策を推進した。過去数年間、インドの政権は連立政権であったが、2015年度の総選挙においては単一の政党が過半数の票を獲得した。インドの首脳及び政権の構成は変更される可能性があり、選挙の結果は必ずしも予想どおりとはならない場合もある。政権により今後推進される経済政策を予測することは困難である。さらに、インドの法人部門による投資は、免許及び資源の付与、土地及び天然資源の利用権に関するもの並びに環境保護に関する方針を含めて、政府の方針及び決定により影響を受ける可能性がある。これらの政策及び決定の結果、当行が資金提供するものを含むプロジェクトの実施が遅れ、また新規のプロジェクト投資も制限される可能性があり、ひいては経済成長に影響を与えることになる。経済開放の速度は変動する可能性があり、銀行及び金融会社、海外投資、為替に影響を及ぼす特定の法律及び政策は変更され、並びに当行の有価証券への投資に影響を及ぼすその他の要因もまた変化する可能性がある。例えば、インド政府は、新たな直接税法を提案しているが、かかる税法は将来的に当行の税金並びに個人の投資判断に影響を及ぼす可能性があり、これにより当行の事業にも影響が及ぶ可能性がある。インド政府はまた、インドにおける統一された物品・サービス税構造の採用も提案しており、これにより将来の当行に対する課税方法にも影響が及ぶ可能性がある。インドの経済政策の著しい変化、又はインドのマクロ経済政策若しくは今後の選挙を取り巻く不安定性による市場変動は、インドの事業及び経済状況全般に悪影響を及ぼし、特に当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

(j) インド又はその他の地域において地域紛争、テロ攻撃又は社会不安が深刻化した場合、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

インドは度々、社会不安並びに内乱及び近隣諸国との間で紛争を経験している。過去にインドとパキスタンとの間で軍事衝突が起きている。またインドは、国内の一定の地域（当行の主たる事務所が所在するムンバイを含む。）でテロ攻撃を受けた経験もある。さらに、最近の中東及び東欧における事態の展開又は世界のその他の地域におけるテロや軍事活動等の地政学的な事象は、主要商品の価格、金融市場、貿易動向及び資本移動に影響を及ぼす可能性がある。これらの要素及びインドの政治及び経済不安は、当行の事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) 当行の事業に関するリスク

(a) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドの金利水準は、インフレ、財政赤字及び政府借入金、金融政策並びに市場流動性を含む広範な要因の影響を受ける。例えば、2013年7月、為替相場の不安定性に対応するために、インド準備銀行は、インドの銀行システムにおける流動性を低下させ、インド準備銀行からの借入コストを増加させる政策を導入した。

当行は、インド準備銀行の準備金制度により、構造上、他国の銀行よりも高い金利リスクにさらされている。「第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-法定準備金規制」を参照のこと。この制度により、当行は、インドの固定利付国債のポートフォリオを大量に保持することとなり、特に金利の上昇が唐突又は急激であった場合には、重大な悪影響を受ける可能性がある。インド国債を含む固定利付有価証券に係る実現時価評価損益は、当行の収益性の重要な要素であり、市場利回りの動向の影響を受ける。政府債の利回りの上昇は、本業務による当行の利益及び固定利付ポートフォリオの価値を減少させる。また、当行は、一部の資産について、その他の有利子資産につき通常得られる利息の利率よりも低い利率で利息を得ているため、この制度は、当行の純利息収入及び純金利差益率にも悪影響を及ぼしている。当行はまた、当行の財務活動並びに一定の当行の子会社の業務によっても金利リスクにさらされており、かかる子会社には、固定利付証券のポートフォリオを持つICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びインド国債の主たるディーラーであるICICI セキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップが含まれる。当行の資産管理事業において、当行は、金利の上昇により影響を受け、かかる事業による当行の収益及び利益に悪影響を及ぼす金融市場ミューチュアル・ファンドを管理している。「(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク-(a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。」及び「(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク-(f) 為替の変動及びインド準備銀行による外国為替市場への介入の増加は、インドの外貨準備金の減少につながり、インド経済の流動性及び金利に影響を及ぼし、その結果、当行に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

有利子資産の収入が資金コストと同時若しくは同一程度に増加しない場合又は当行の資金コストが有利子資産の収入の減少と同時若しくは同一程度に減少しない場合、当行の純利息収入及び純金利差益率は悪影響を受けることとなる。当座預金及び普通預金の形で銀行が利用できる低コストの資金調達体系的な減少は、当行の純金利差益率に悪影響を与える。2011年10月における金融政策の第2四半期改定において、インド準備銀行は普通預金に係る金利を自由化し、これを受けてインドの中小規模の銀行の一部は普通預金の金利を200-300ベースポイント引き上げた。当行と競合するその他の銀行が同様に預金金利を引き上げた場合、当行も競争力維持のため追随せざるを得なくなる可能性があり、これにより当行の資金コストは悪影響を受けるであろう。当行の資金コストがさらに増加し、当行がかかる増加をすべて当行の貸付金利に転嫁することができない場合、当行の純金利差益率及び収益性は悪影響を受ける可能性がある。さらに、流動性の引締め及び国際市場の不安定性により、当行は国際債券市場へのアクセスが制限され、その結果、当行の国際事業に係る資金調達コストが増加する可能性がある。国際市場における不安定性が継続した場合、当行の国際市場からの借入、並びに当行の満期を迎える借入を借り換える能力及び新たに資産を融資する能力が制限され、コストを上昇させる可能性がある。当行の海外銀行子会社もまた、同様のリスクにさらされている。

高金利及び金利の上昇又は金利のボラティリティーの上昇は、当行の成長力、当行の純金利差益率、当行の純利息収入、財務活動による当行の収益及び当行の固定利付証券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

(b) 当行のポートフォリオにおける不良資産の水準を管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。

不良債権の水準の上昇により、当行の株式及び米国預託株式への投資に関するリスクが増大する。失業率の増加、長期間にわたる景気低迷、当行の規制当局による当行の貸付ポートフォリオの評価及び見直し、金利の急激かつ継続的な上昇、インド経済の発展、全世界的な商品市場及び為替レートの変動並びに国際競争を含む様々な要因は、当行の不良資産の水準を上昇させ、当行の貸付ポートフォリオの価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行では2009年度及び2010年度において、マクロ経済環境の不利、及び債権回収の困難により、特に無担保の個人向け貸付ポートフォリオ内の不良債権が増加した。景気の低迷、金利の上昇、並びに国際金融市場及び国内金融市場の不安定を背景とした企業の資本調達能力の制約の結果、2012年度以降、当行のポートフォリオのみならず銀行制度において、不良債権及び条件緩和貸付が増加した。当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオには、(規則により認められている)インド国内の事業及びクロスボーダーの買収を含む海外事業を行うための、インド企業に対する外貨貸付が含まれている。これにより、当行は、取得事業体が期待したとおりに運営されないこと、また当行が海外市場においては経済的及び法的枠組みの様々な点で経験不足であることを含め、特定のさらなるリスクにさらされている。「―(o) 当行は、過年度において急速な国際的な成長を遂げたことにより、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」を参照のこと。さらに、当行の長期プロジェクト・ファイナンス貸付ポートフォリオの質は、複数の要因により悪影響を受ける可能性がある。「―(e) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。」を参照のこと。特定の場合において、当行は、株式を担保として顧客に貸付融資枠を供与することがあり、資本市場の不安定性により、かかる担保の価値が影響を受ける可能性がある。インド国内及び海外において、経済問題及びプロジェクト実施の困難により、当行の借入人の一部は、既に条件緩和された債務を含めて自らの債務が不履行に陥る可能性があり、かかる事態は不良債権を増加させる。

さらに、インド準備銀行が発表した不良資産の特定及び分類に関するガイドラインにより、当行の貸付の「不良債権」への分類が増加する可能性がある。例えば、2013年5月、インド準備銀行は貸付の条件緩和に関するガイドラインを発表したが、かかるガイドラインにより、2015年4月1日以降はすべての条件緩和貸付(特定期間までの延滞によるものを除く。)を「不良債権」に分類することが義務付けられた。「―(d) 当行のポートフォリオにおける条件緩和貸付の水準は上昇する可能性があり、当行の条件緩和貸付につき予定されたとおりの履行がなされない場合には、当行の事業が悪影響を受ける可能性がある」を参照のこと。2014年1月、インド準備銀行は負荷資産の早期特定及び早期解消のための枠組みを発表した。2014年4月1日より、条件緩和又は「不良債権」への分類がなされていないものの、複数のパラメーターにより負荷の初期兆候が現れていると特定される案件から成る「特別注意勘定」の資産分類区分がガイドラインに導入された。銀行はまた、「特別注意勘定」区分に関するデータの共有、共同貸付人のフォーラムの開催及びかかる勘定の解消に向けた行動計画の考案を義務付けられている。これらが規定の期間内に行われなかった場合、当該案件に対する引当金が増加すると考えられる。「―第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-貸倒引当金及び不良資産-資産分類」を参照のこと。当行は、当行のポートフォリオにおける不良資産の水準の適正な管理若しくは引下げに失敗する可能性がある。

当行は、当行によるインド準備銀行に登録された資産再構築会社であるアセット・リコンストラクション・カンパニー(インディア)リミテッド及びその他の資産再構築会社への不良資産の売却に基づく有価証券に対して投資も行っている。「―第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類」を参照のこと。アセット・リコンストラクション・カンパニー(インディア)リミテッド及びその他の資産再構築会社がこれらの資産の価値を回復させ、有価証券への当行の投資を完済することは保証されず、また、これらの投資価値の毀損がないとはいえない。

当行が不良資産の水準を適正に管理又は引き下げることができなかった場合、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値は低下し、当行は強化された規制上の監視及び精査の対象となり、当行の評判は悪影響を受け、当行の収益性並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受けることとなる。

- (c) 当行はインド準備銀行の指導に基づく貸付要件に従わなければならない、これらの要件を満たすことができない場合、収益性の低い政府のスキームに投資することを要求される可能性がある。また、当行の行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて不良資産が増加する可能性があり、これにより当行の貸付ポートフォリオ、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。

インド準備銀行の行政指導に基づく貸付基準の下、インドの銀行は、優先部門に分類される特定の適切な部門に対して当行の調整済銀行融資純額の40.0%を融資することが義務付けられている。このうち、調整済銀行融資純額の18.0%は、少なくとも13.5%の直接農業貸付及び最高で4.5%までの非直接農業貸付を含めて、農業部門に対して貸し付けることが義務付けられている。直接農業貸付には、個人農家又は個人農家グループに対して農業及び関連事業について直接行われる貸付が含まれる。非直接農業貸付には、食料及び農産加工設備への貸付、農業機械及び器具の販売のための分割払い購入スキームへの融資、協同組合制度を通じた農家への非直接的な融資並びに貯蔵設備の建設及び運営のための貸付といった、農業に関連する目的での貸付が含まれる。農業部門に対して貸し付けることが要求されている18.0%の調整済銀行融資純額他に、優先部門への貸付要件の残りは、特定の基準を満たす小企業を含む一連の部門に対する貸付及び住宅ローンによって満たすことができる。社会のより脆弱な部門として認定された部門に対する貸付は、調整済銀行融資純額の10.0%を構成しなければならない。これらの要件は、各年度の最後の金曜日現在に、前年度の調整済銀行融資純額を参照して満たされなければならない。これらの要件は、単独ベースでのICICIバンクに適用される。

さらに、2012年7月、インド準備銀行は、銀行が特殊金融仲介機関に対する貸付により行政指導に基づく貸付義務を履行することについて規制する、優先部門貸付義務に関する改訂ガイドラインを公表した。貸付目標額の維持には変更がないものの、改訂ガイドラインでは、優先部門に対する貸付分類及びその細区分に適合する一定の貸付類型を指定している。また、当ガイドラインは、銀行による個人への直接農業貸付を増加させ、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社のような仲介機関を経由した貸付活動を減少させることを目標としている。当ガイドラインではまた、銀行による証券化資産への投資並びにローンの無条件購入及び譲渡は、原資産自体が優先部門に基づく分類に適格である場合、優先部門に基づく分類に適格となることを規定している。さらに、かかる取引が優先部門貸付と分類されるよう、当該取引の当初貸付主体が最終借入人に請求する金利にも上限が設定された。また、当ガイドラインでは、20以上の支店を有するインドにおける外国銀行に対する優先部門貸付義務を強化して国内の銀行と同条件にし、目標額を調整済銀行融資純額の32%から40%に引き上げた。

これらの要件の充足において不足する分は、不足額の水準により3.0%から6.5%という収益性の低い政府のスキームに投資することが義務付けられ、これにより当行の収益性は影響を受ける可能性がある。かかるスキームによって要求される資金の合計は、優先部門貸付目標を達成することができない銀行から引き出され、各銀行から引き出される金額はインド準備銀行によって決定される。2014年3月31日現在、当行が過去に必要な水準の優先部門貸付を達成できなかったことによるかかるスキームに対する強制投資総額は248.2十億ルピーである。2014年5月、インド準備銀行は、銀行が当該年度3月31日現在の政府のスキームへの委託投資残高を非直接農業貸付として処理し、それを優先部門貸付目標の達成率に反映することを許可するガイドラインを公表した。また、前年度の3月31日現在の投資額は、優先部門及びその下位のセグメントへの貸付要件の算出の基準となる調整済銀行融資純額に加算される。これらの変更は2014年度より適用される。2014年度末現在、ICICIバンクの優先部門貸付は1,010.3十億ルピーであり、これは貸付目標額の約108.5%であった。しかし、当行の直接農業貸付要件及び脆弱な部門への貸付要件の充足率はそれぞれ46.4%及び27.0%であった。引続き直接農業貸付及び脆弱な部門への貸付が不足することを考慮すると、当行の政府のスキームへの投資額は増加すると予想される。

優先部門貸付が義務付けられる結果、ポートフォリオの価値の管理が難しく、また経済的困難により当行の借入人が重大な影響を受ける可能性の高い、行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて、特に農業部門及び小企業に対する貸付が原因となり、当行の不良資産が増加する可能性がある。当行の優先部門への貸付ポートフォリオに係る不良資産の合計は、2011年度において3.3%、2012年度において2.6%、2013年度において2.2%及び2014年度において2.3%であった。

2013年9月、インド準備銀行は、小企業及び低所得世帯への包括的金融サービスに関する委員会を設置しており、かかる委員会は、地域レベルでの融資普及率又はその他の基準に基づく優先部門貸付目標算出のための新たな手法を特に提言している。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―貸付実行に関する規制―行政指導に基づく貸付」を参照のこと。インド準備銀行による行政指導に基づく貸付基準が将来変更された場合、当行は引続き、優先部門に対する貸付要件を満たすことができなくなり、当行は相対的にリスクの高いセグメントへの当行の貸付を増加させることが必要となる可能性があり、不良資産が増加する可能性がある。

行政指導に基づく貸付の要件に加え、インド準備銀行は、銀行業務を農村部及び銀行口座を持たない人が多い地域並びに現在銀行業務を利用できない顧客に拡大するため、金融包摂計画を整備することをインド国内の銀行に義務付けた。2015年度の連邦予算において、財務大臣は、2014年8月より金融包摂計画を開始する旨を発表しており、かかる計画では、各世帯につき2つの銀行口座を開設することが提言されている。また、各世帯への与信枠の提供も必要であると考えられている。こうした市場への事業拡張は、多大な投資及び経常的な費用を伴う。このような事業の収益性は、これらの地域における事業規模及びこれらの顧客を対象とした事業規模を生み出す当行の能力に左右される。

(d) 当行のポートフォリオにおける条件緩和貸付の水準は上昇する可能性があり、当行の条件緩和貸付につき予定されたとおりの履行がなされない場合には、当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当行の正常先資産は、条件緩和正常先貸付を含む。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類―(i) 条件緩和貸付」を参照のこと。景気の低迷、金利の上昇、及び企業の資本調達能力の制約の結果、国際金融市場及び国内金融市場の不安定性を考慮し、2012年度以降、当行のポートフォリオのみならず銀行システムにおいて、条件緩和貸付は増加した。当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオには、(規則により認められた範囲の) インド国内の事業及びクロスボーダーの買収を含む海外での思い切った事業を行うための、インド企業に対する外貨貸付が含まれている。これにより、当行は、取得事業体が期待したとおりの実績を上げないこと、また当行が海外市場においては経済的及び法的枠組みの様々な点で経験不足であることを含め、特殊な追加的リスクにさらされている。「―(o) 当行は、過年度において急速な国際的な成長を遂げたことにより、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」を参照のこと。さらに、当行の長期プロジェクト・ファイナンス貸付ポートフォリオの質は、複数の要因により悪影響を受ける可能性がある。「―(e) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。」を参照のこと。インド国内及び海外における経済問題及びプロジェクト実施の困難により、条件緩和貸付が増加する可能性があり、当行は、当行のプロジェクト及びコーポレート・ファイナンス・ポートフォリオ内の条件緩和貸付の水準を管理又は削減できなくなる可能性がある。

2012年11月、インド準備銀行は、条件緩和正常先勘定に関する一般引当金の設定を2.00%から2.75%に引き上げた。さらに、2013年5月、インド準備銀行は、貸付の条件緩和に関する最終ガイドラインを発表した。当ガイドラインにより、2015年4月1日以降に条件緩和される債権(一定の状況下における特定期間までの計画実施の延滞によるものを除く。)は、「不良債権」に分類されることとなる。さらに、条件緩和正常先貸付に関する一般引当金の設定要件は引き上げられ、既存の条件緩和正常先貸付残高に関する一般引当金を2016年3月31日までに2.75%から5.0%に段階的に引き上げることが義務付けられる上に、2013年6月1日以降の追加的な条件緩和貸付には5.0%の一般引当金が義務付けられる。

条件緩和貸付とする貸付及びそれに対する引当金に関する規制の変更と、条件緩和資産の水準が大幅に上昇し、それらの借入人が予定されたとおり履行できないことの組み合わせにより、当行の事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

(e) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。

産業部門及び製造部門に提供されるプロジェクト・ファイナンスは、当行の貸付ポートフォリオの大部分を占めた。全世界的な商品市場の低迷及びインドにおける競争の激化の結果、当行は過去に、産業部門及び製造部門に対するプロジェクト・ファイナンスの貸付ポートフォリオにおける多くの債務不履行及び再編に悩まされた。

近年、インドの銀行部門では、インフラ部門の貸付が大幅に増加した。当行は、長期のプロジェクト・ファイナンスは、中長期的に当行の事業の成長分野であると見込んでいるものの、このポートフォリオの質は、いくつかの要因により悪影響を受ける可能性がある。これらのプロジェクトの実行可能性は、市場の需要、政府の政策、政府による免許の付与及び天然資源の利用権の付与過程並びにその後の司法審査及びその他の審査、当該プロジェクトの成果にとっての主要な顧客である政府又はその他の事業体の財務状況並びにインド及び国際市場における全体的な経済環境を含め、様々な要因に依拠している。これらのプロジェクトは、プロジェクトの収益力に悪影響を及ぼす可能性がある、規制上の許認可の遅れに関するリスク、環境及び社会問題、完成リスク及び取引先リスクを含め、様々なリスクにさらされている。電力部門に対する当行の貸付は、2012年3月31日現在の当行の貸付総額の5.1%から増加し、2013年3月31日現在には5.9%、さらに2014年3月31日現在には6.0%となった。インドにおける電力プロジェクトに関して、主に採炭をめぐる環境問題により、石炭の供給量に対する懸念が浮上した。さらに、電力プロジェクトは本来レバレッジ・レベルが高いため、現在の資本市場の不安定性、これらのプロジェクトの実施に対する懸念及びプロジェクトからの将来キャッシュ・フローにより、かかるプロジェクトについて株式による資金調達の利用が制限される可能性がある。プロジェクトが予定どおりに業務を開始するか、また予想どおりに遂行されるか否かについて、当行は確信を持ってない。プロジェクトの大半は実施されているが業務開始日には至っておらず、かかるプロジェクトにつき予定されている業務開始日から2年超遅れた場合、インド準備銀行のガイドラインに従い、当行の不良資産又は条件緩和資産のポートフォリオが増加する可能性がある。さらに、燃料供給量の減少やその他の要因により稼働中の発電所における発電量が減少したことにより、かかる発電所の財政状態及び当行への債務を含む債務の履行能力に悪影響が及ぶ可能性がある。インド及び世界の景気後退は、当行が資金提供したプロジェクトに係るリスクを増幅させる可能性がある。プロジェクト・ファイナンスにおける将来の損失又は多くの貸付の再編は、当行の収益力及び当行の貸付ポートフォリオの価値並びに当行株式及び米国預託株式の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(f) 当行の不良資産ポートフォリオの価値のさらなる低下は、引当金の設定に関するインド準備銀行の要件の強化と相まって、当行の事業及び収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

過去に当行が不良資産を回収したときと同様に今後も不良資産を回収できるという保証はない。景気の低迷、金利の上昇、及び企業の資本調達能力の制約の結果、国際市場の不安定性を考慮し、2012年度以降、当行のポートフォリオのみならず銀行システムにおいて、不良債権及び条件緩和貸付は増加した。当行の条件緩和貸付は、緩和された条件に従って返済が行われなかった場合、不良債権に分類される可能性がある。「(b) 当行のポートフォリオにおける不良資産の水準を管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」も参照のこと。

当行の貸付の「不良債権」及び「条件緩和貸付」への分類は、インド準備銀行のガイドラインに沿って行われる。さらに、当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオの分類は、現地の各規制当局による規制及び見解に従って行われる。当行の引当金の設定要件は、不良債権及び条件緩和貸付の追加額並びにこれに関するインド準備銀行及びその他の規制当局の規定に対応したものである。さらに、インドの銀行はまた、正常先貸付に関する一般引当金をインド準備銀行が定める水準に維持することを義務付けられている。2012年度の年次政策綱領において、インド準備銀行は要管理先資産及び破綻懸念先資産に係る特定の引当要件を、残高総額に対して、現行の水準から5%－10%引き上げた。2012年11月以降、インド準備銀行はまた、条件緩和正常先資産に係る一般引当金の設定要件を引き上げた。2014年1月、インド準備銀行は、銀行に対し、ヘッジされていない外貨エクスポージャーを有する法人に対するエクスポージャーに関する資本要件及び引当金の設定要件を、かかる法人の収益との対比による当該エクスポージャーの推定損失の評価に基づいて引き上げるよう義務付けるガイドラインを発表した。2014年1月、インド準備銀行は負荷資産の早期特定及び早期解消のための枠組みを発表した。2014年4月1日より、条件緩和又は「不良債権」への分類がなされていないものの、複数のパラメーターにより負荷の初期兆候が現れていると特定される案件から成る「特別注意勘定」の資産分類区分がガイドラインに導入された。銀行はまた、「特別注意勘定」区分に関するデータの共有、共同貸付人フォーラムの開催及びかかる勘定の解消に向けた行動計画の考案を義務付けられている。これらが規定の期間内に行われなかった場合、当該案件に対する引当金が増加すると考えられる。2012年3月、景気循環に伴い生じた貸倒引当金の設定要件の変動を制限するため、インド準備銀行は、動態的な貸倒引当金設定の枠組みに関する審議文書を公表した。この枠組みにおいては、既存の一般貸倒引当基準に代わり、銀行が毎年、種々の貸付類型における過去の貸倒損失に基づき、自行の貸付帳簿において引当金を設定することが提言されている。計算された動態的貸倒引当金要件よりも特別引当金が多額となる年度においては、差額の範囲内で、留保される動態的引当金残高の最低指定水準を限度として、既存の動態的引当金残高を引き下げることができる。規定された引当率の増加、規制当局による当行の引当率の評価、規制当局による不良資産の定義の変更及び当行の不良資産ポートフォリオのさらなる悪化又は増加の組み合わせにより、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

(g) 当行の支店網はここ数年間で著しく拡大しており、これらの支店を生産的に利用することができない場合、又は目標生産レベルの達成が大幅に遅れた場合、当行の成長及び収益性に悪影響が及ぶ可能性がある。

インド国内のICICIバンクの支店網は、2009年3月31日現在の1,419支店から、2014年3月31日現在には3,753支店に増加した。「(t) 当行は買収を通じて成長する機会を模索する可能性、既存事業の売却を行う可能性又はインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性があり、また、統合及びその他の買収リスクに直面する可能性がある。」も参照のこと。また、当行は最近、農村部及び郊外における支店網を大幅に拡大し、さらに、銀行が存在しないインド国内の中央部に低コストの支店を設立した。当行の新規支店は一般に、当行の既存支店に比べて目標生産レベルが低い。また、当行の業績は当行の従業員の生産性に左右される。目標生産レベルを達成できないか、又は達成が大幅に遅れた場合、当行の成長及び収益性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶこととなる。

- (h) 当行は、インド準備銀行が定める自己資本比率規制及び流動性要件（バーゼルⅢを含む。）の対象となっており、規制の変更、資本市場へのアクセスの欠如又はその他の理由により十分な自己資本又は流動性を維持することができない場合、当行の事業を成長させ支援する能力に影響が及ぶ可能性がある。

インドの銀行は、2013年4月1日よりインド準備銀行が定めるバーゼルⅢの自己資本枠組みを採用している。このバーゼルⅢガイドラインは、とりわけ、普通株等Tier 1という新しい資本階層を確立し、5.5%の最低普通株等Tier 1リスク・ベース自己資本比率及び7.0%の基本的リスク・ベース自己資本比率最低を課す一方で9.0%のリスク・ベース最低自己資本比率を維持し、銀行に対し、資本分配及び裁量的な賞与の支払いにおける制約を避けるため、リスク加重資産について最低要件を上回る2.5%の普通株等Tier 1資本緩衝の維持を義務付け、規制上の資本の各階層における資本証書に関して新しい適格性基準を設定し、規制上の資本に適合させるための調整及び規制上の資本からの控除をより厳格に義務付け、連結銀行グループの規制上の資本の少数株主持分について、より限定的な認識を規定し、2013年度から2017年度までの並列期間中にエクスポージャー額に対する基本的自己資本の割合であるバーゼルⅢレバレッジ比率を4.5%に設定し、信用リスク（取引相手方の信用リスク及び信用リスクの軽減を含む。）及び市場リスクに関してインド準備銀行のバーゼルⅡガイドラインを修正するものとなっている。かかるガイドラインは、以前は2018年3月31日までに全面的に施行される予定であったが、2014年度にかかる期限が2019年3月31日に修正された。バーゼルⅢガイドラインを適用すると、2014年3月31日現在のICICIバンクの自己資本比率は、普通株等Tier 1リスク・ベース自己資本比率が12.8%、基本的リスク・ベース自己資本比率が12.8%、及び総リスク・ベース自己資本比率が17.7%であった。

資本規制は世界的に及びインド国内において拡大し続けている。インド準備銀行がシステム緩衝として銀行による追加資本の保有を求める可能性がある。例えば、2014年7月、インド準備銀行は、システム上重要であると認定される国内の銀行に対し、リスク加重資産の0.2%から0.8%の範囲の追加的な普通株等Tier 1資本要件を義務付けるガイドラインを発表した。銀行のシステム上の重要性は、当該銀行の規模、相互連携性、代替性及び複雑性に基づき決定されるが、特に銀行の規模が重視される。さらに、インド準備銀行はまた、銀行に対し高度経済成長期における資本要件の引上げ（リスク加重資産の0%から2.5%の範囲の引上げ）を提言する、反循環的資本緩衝の導入に関するガイドラインの草案を公表した。資本要件は、国内総生産に占める与信の長期平均比率の逸脱率及びその他の指標等の一定の要素に基づき決定されることとなる。また、インドの銀行は、インド準備銀行の承認を得て、中期的に、リスク・ベース自己資本要件の計算に関する高度な手法に移行する可能性がある。これらの進化し続ける規制は、当行が保有を求められる資本金額に影響を与える可能性がある。2013年12月、インド準備銀行はストレス・テストに関するガイドラインを発表し、かかるガイドラインに基づき、銀行は、銀行の衝撃への耐久性の評価のために信用リスク及び市場リスクに関するストレス・テストを実施することを義務付けられた。銀行は、リスク加重資産の規模に基づき3つの区分に分類され、2,000.0十億ルピー超のリスク加重資産を有する銀行は、複雑かつ厳しいストレス・テストの実施を義務付けられることとなる。当行が当行の事業を成長させ、当行の戦略を実行できるか否かは、自己資本レベルに左右され、当行は通常、資本市場から資金調達して当行の必要資本を満たしている。

2014年6月、インド準備銀行は、バーゼルⅢの流動性枠組みに基づく流動性カバレッジ比率要件に関するガイドラインを公表した。インド準備銀行は、その後の30暦日にわたり、質の高い流動性資産の残高とキャッシュ・アウトフロー純額の合計の比率であるバーゼルⅢに基づく流動性カバレッジ比率を監視及び報告することを提案した。インド準備銀行はまた、質の高い流動性資産の要件を満たすと認定される資産区分を定義し、2015年1月1日以降60%の最低流動性カバレッジ比率を義務付けており、かかる比率を2019年1月1日以降は段階的に100%に引き上げる予定である。かかる要件並びに既存の法定流動性比率及び現金準備金規制により、当行を含むインドの銀行が有する流動性の額は増加しており、これによりかかる銀行の収益性は影響を受ける可能性がある。

当行の規制上の自己資本比率が縮小した場合、規制の変更又はその他の理由により当行に適用される流動性要件が増加した場合、流動性の構成に変更があった場合、及び資本市場を利用することができなくなった場合には、当行の事業を成長させる能力が制限され、当行の収益性並びに当行の将来の業績及び戦略に影響が及ぶ可能性がある。

(i) 当行のリスク特性は、インド経済並びに未だ発展段階にある銀行市場及び金融市場と連動している。

当行の信用リスクは、一部の先進経済国の銀行の信用リスクに比べて高いことがある。いくつかの先進経済国とは異なり、全国的な信用調査機関がインドにおいて経営を開始したのはようやく2001年になってのことである。そのため、借入人、特に個人及び小企業の信用履歴に関して当行が入手できる情報は限定的である可能性がある。さらに当行の借入人、特に中小企業の信用リスクは、インドの規制、政治、経済及び産業の環境が変化しているため、先進経済国における借入人の信用リスクよりも高い。インド準備銀行の行政指導に基づく貸付基準は「優先部門」に当行の貸付金の一定割合を割り当てることを義務付けており、「優先部門」には当行によるポートフォリオの価値の管理が難しく、また経済的困難により当行の借入人がより重大な影響を受ける可能性の高い農業部門及び小規模産業が含まれている。いかなる不足も副市場における利益を生ずる投資に割り当てることが義務付けられている。「－(c) 当行はインド準備銀行の指導に基づく貸付要件に従わなければならない、これらの要件を満たすことができない場合、収益性の低い政府のスキームに投資することを要求される可能性がある。また、当行の行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて不良資産が増加する可能性があり、これにより当行の貸付ポートフォリオ、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」及び「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(e) 貸付ポートフォリオ－(v) 行政指導に基づく貸付」を参照のこと。また、過去における当行の一部の法人借入人は、経済の自由化による競争の激化、商品価格の急落、資金を調達した際に発生した多額の債務負担及びインド経済の高金利並びにその他の要因により、低い収益性に見舞われた。景気後退及びインドにおける事業活動全般の減少により、かかる借入人の財務健全性及び収益性にさらなる圧力が加わる可能性があり、その結果、当行はさらなる信用リスクにさらされる可能性がある。上記要因は、当行の不良資産の水準を上昇させることにつながり、また当行の事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスクに加え、当行は先進経済国における銀行に比べてさらなるリスクに直面している。当行は、発展途上経済国であるインドにおいて、かかる経済国に伴うすべてのリスクにさらされながら、銀行、保険及びその他の業務を行っている。インドにおける当行の業務は、広範かつ多様であり、多種多様な水準の教育、金融知識及び財力を有する従業員、請負業者、相手方及び顧客が関与している。当行は、市場リスク並びに当行の組織内におけるリスクの削減及び管理のための政策及び手続の実施を追求しているが、大規模な発展途上国において事業を行うにあたっては、いくつかのリスクが依然として内在する。当行の収益性を悪化させる法律上又は規制上の措置、不利な広報又はその他の展開をもたらす可能性のあるこれらの市場リスク及び業務リスクを排除することは不可能である。金融危機の余波の中で、これらのリスクの規制上の監視は強化されている。

(j) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式に関わらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を一連の分野において過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。

当行が事業を行う各法域において、当行は、様々な銀行、保険及び金融サービスの法律、規制並びに規制政策、並びに多数の規制当局及び法執行当局による規制に服している。世界的な金融危機以降、インド及び当行が事業を行う各国の規制当局は、当行を含む多くの金融機関に対する見直し、監督及び精査を強化している。金融危機の余波の中で、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を一連の分野において過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。見直し及び精査の強化又は既存の規制監督の枠組みの変更は、当行が不利益な法律上又は規制上の措置に直面する可能性を高める。インド準備銀行及びその他の規制当局は、当行の業務の定期的な見直しを行っており、当行の資産価値、引当率、リスク管理、自己資本、経営陣の機能性、当行の業務の安全性及び健全性を測るその他の手段又は適用ある法律、規制、会計基準若しくは規制政策の遵守に関する当行の内部評価に、すべての規制当局が合意するという保証はない。規制当局は、当行が適用ある法律、規制、会計基準若しくは規制政策を遵守していないか又はかかる規制当局のかかる法律、規制若しくは規制政策の修正解釈に従っていないと判断し、当行に対して公式又は非公式の措置を講じる可能性がある。かかる公式又は非公式の措置が講じられた場合、当行は当行の不良資産若しくはその他に対する引当金の追加、資産の処分、新たな遵守プログラム若しくは政策の導入、人事異動、配当若しくは役員報酬の縮小又は当行の事業活動におけるその他の変更を強制される可能性がある。これらのいかなる変更も、もし要求されれば、当行の業務が制限され、新たな費用が課され、当行の評判が悪影響を受けることにより、当行の収益性が悪化する可能性がある。「－(q) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」及び「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(h) 監督及び規制」も参照のこと。

英国及びカナダにおける当行の銀行子会社は過去において、主としてインドの企業による体系的取引を通じた海外での買収のための資金調達を含め、インド国内外における事業につきインドの企業に対する融資を拡大するために、これらの市場における預金フランチャイズを活用することに焦点を置いた。この種のクロスボーダー・ファイナンスに対する規制当局による制限を背景として、これらの子会社の事業は縮小し、その収益性に影響が及んでおり、その結果、これらの事業に投下された資本の利益率は大幅に減少している。これらの子会社はいずれも現行の規制枠組みの範囲内で事業を拡大することに重点を置いているものの、かかる事業拡大を行う機会は限定的となる可能性がある。さらに、近年、これらの子会社はいずれも、資本基盤を最大限に増強することに重点を置き、資本の本国送金及びICICIバンクへの配当金支払いを行っており、かかるイニシアティブは規制上の許認可に従って行われている。かかる許認可の時期又は今後かかる許認可が与えられるか否かに関する保証はない。当行の海外支店はまた、流動性、資本及び資産の分類並びに引当金に関する要件を含む、現地の規制上の要件に従っている。

インド準備銀行による監視に加え、当行の保険子会社もまた、インドの保険に関する規制当局による広範囲に及ぶ規制及び監督に服している。保険業規制開発委員会は、商品、販売手数料、ソルベンシーマージン及び準備金を規制する規則を含め、保険業界に関する規則を修正及び解釈する権限を有し、結果として当行の保険子会社の事業活動にはさらなる費用又は制限が課される可能性がある。同様に、当行の資産運用子会社は、インド証券取引委員会による監督及び規制の対象となる。

従業員、代表者、代理機関及び第三者による不正行為等、様々な法域において適用ある規制に従わなかったこと、顕在化しそうな及び顕在化した違反行為並びにそれに対するマスコミの報道並びに規制当局及び法執行当局によるその後の審問又は調査により、関連事業の運営に対する罰金及び制限又はその停止を含む規制措置がなされ、また今後なされることがある。インターネット上でインドの銀行及び保険会社を対象としたおとり捜査の一部を構成する映像が公開され、当該映像は当行の第一線の支店従業員が、当グループの業務遂行・倫理規定に違反しそうな会話に従事している現場を示すものであり、取引が成立していたならば、この会話はマネーロンダリング防止規範及び顧客熟知規則に違反したはずであると主張されたことを受けて、インド準備銀行は、ICICIバンク及びその他の30行を超えるインドの銀行を調査した。インド準備銀行の調査では、マネーロンダリングの明らかな証拠は発見されなかったものの、インド準備銀行は、適用ある規制に違反した事例であるとして、ICICIバンクに対する10百万ルピーを含め、インドの銀行31行に対し合計665百万ルピーの罰金を課しており、当行はかかる罰金を支払った。当行はかかる調査に関する正式な通知を受けていないものの、かかる事象が課税当局を含む規制当局によるさらなる調査の対象とならないという保証はない。

さらに、当行の従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者が、その職務の遂行中又はそれ以外において、様々な法域において適用ある規制に従わなかったこと、又はこれらによる顕在化しそうな及び顕在化した違反行為により、規制当局及び法執行当局による審問若しくは調査、並びに当行若しくはかかる従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者に対する規制措置又は監督措置がなされることがある。かかる措置は、当行の評判に影響を及ぼし、マスコミによる好ましくない報道を招き、規制上若しくは監督上の懸念を増加させ又は高め、当行が負担する費用、罰金、損害賠償請求及び経費の追加をもたらし、又は当行の事業を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が、その事業を行う多くの法域において法的リスク及び規制リスクに対処できない場合には、当行の事業は損害を被り、当行の評判は毀損され、当行はさらなる法的リスク及び規制リスクに影響される可能性がある。これにより、当行に対する損害賠償請求及び損害の規模及び数が増加し、当行が規制当局の調査、執行行為又はその他の手続に従わなくてはならない可能性があり、又は監督上の懸念の増加につながる可能性がある。また、当行は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のある改善策について、さらなる時間及び資金を費やすことが要求されることがある。

適用あるすべての規制を遵守しようとする当行の最大限の努力にかかわらず、完全に管理できない多くのリスクが存在する。当行の海外進出により、法的リスク及び規制リスクが増加した。当行が事業を行い、又は当行の有価証券を上場している各国の規制当局は、当行の業務を制限するか、資本要件及び流動性要件の引き上げを規定するか、又は当行（若しくは当行の従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者）に対し行政手続若しくは司法手続を課す権限を有しており、それにより、とりわけ、当行の1つ又は複数の許認可の停止若しくは撤回、停止命令、罰金、民事罰、刑事罰又はその他の懲戒処分となる可能性があり、その場合、当行の評判、業績及び財政状況に大きな損害を及ぼす可能性がある。

当行は、国際銀行及び金融機関においては次第に一般的になっているいかなる現在又は将来の規制当局及び法執行当局によるイニシアティブの時期又は形式も予想することはできないが、いかなる規制当局の調査又は手続に対しても協力する予定である。

(k) 借入人が債務不履行に陥った場合、当行の担保の価値が下がり、又は当行による担保の行使は遅延する可能性があるため、当行は担保物件から期待した金額を回収できず、含み損にさらされる可能性がある。

法人及び個人顧客に対する当行の貸付金の大部分は、担保により保証されている。「一第2-3 事業の内容- (2) 事業- (f) 貸付分類- (iv) 不良資産- 不良資産対策」を参照のこと。資産価値の変動により当行の担保の価値が下がり、破産及び抵当権実行手続の遅れ、担保権設定の遅れ、担保の対抗要件具備の瑕疵又は不備（様々な者、代理機関又は当局から要求される可能性のある承認を取得できないことに起因する場合を含む。）、借入人による不正譲渡及びその他の要因（担保価値の下落、担保を処分する際の市場の非流動性、担保の市場価格のボラティリティー、現行の法律の規定又はその改正及び過去又は将来の裁判所の宣告を含む。）により、当行の担保価値のすべてを実現することができない可能性がある。

インドでは、不動産により構成される担保に係る抵当権実行は、（裁判所により異議申立てのない限り）貸付人が特定の手続及び要件を履行することによって直接的に、又はインドの裁判所若しくは裁決機関に対する請願書によって実施することが可能である。申立てが行われた場合（又は直接行われる抵当権実行に対する法的な異議申立てがある場合）、遅れが生じ又は行政上の要件が適用される可能性があり、その結果又はこれに伴い、担保の価値が減少する可能性がある。これらの遅れは、数年間続く可能性があり、この場合担保の物的条件又は市場価値が悪化する可能性がある。企業の借入人が財政的困難に陥り、継続することができない場合、任意解散を選択することができる。企業が「不振企業」（インド法の下で定義される。インド法では株主資本に関する累積損失の程度に基づき企業を不振企業と分類する旨規定している。）となった場合、担保権実行及び担保の執行可能性は停止する。

さらに、当行がインド国外の法域において有している担保についても、かかる法域において適用ある法律及び規制が、当行が担保権を行使し、価値を実現する能力に影響を及ぼす可能性がある。担保物件から回収することが期待された金額を回収できなかった場合、当行は含み損にさらされる可能性があり、当行の将来の財務実績、当行の株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

(l) 当行は一部の顧客、借入人グループ及び部門に対して多額の貸付を行っており、仮にこれらの貸付が不良債権化した場合、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

当行の貸付ポートフォリオ及び不良資産ポートフォリオは、一部の顧客の種類に集中している。ICICIバンクは、特定産業に対するエクスポージャー（個人向け貸付を除く。）をエクスポージャー合計の15.0%までに限定することを方針としている。個人向け融資部門に対する当行の貸付は、2014年3月31日現在当行の貸付合計の40.9%であった。当行の(i)インフラ部門（電力を除く。）、(ii)非金融サービス部門、(iii)電力部門、及び(iv)鉄鋼部門に対する貸付は、2014年3月31日現在当行の貸付合計のそれぞれ6.9%、6.7%、6.0%及び5.1%であった。インド準備銀行のガイドラインにより、個別の借入人に対するICICIバンクの信用エクスポージャーは、ICICIバンクの資本金の15.0%を超えてはならないが、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに係るものである場合はこの限りでない。インド準備銀行のガイドラインにより、同じ経営コントロール下にある1法人グループに対するICICIバンクのエクスポージャーはICICIバンクの資本金の40.0%を超えてはならないが、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに係るものである場合はこの限りでない。例外的状況下においては、銀行はその取締役会の承認を得た上で、エクスポージャーを資本金の5.0%増やすことができる。すなわち、個別の借入人に対する合計エクスポージャーは資本金の20.0%に、同じ経営コントロール下にある1法人グループに対する合計エクスポージャーは資本金の45.0%になることがある。2014年3月31日現在、当行の融資先最上位の非銀行の借入人は、当行の資本金の約12.1%を占めた。融資先最上位の同じ経営コントロール下にある法人グループは、当行の資本金の約29.1%を占めた。「一第2-3 事業の内容- (2) 事業- (e) 貸付ポートフォリオ- (iii) 貸付の集中」も参照のこと。

(m) 当行は、顧客及び取引先に関する情報の正確性及び完全性に依存している。

顧客及び取引先につき、与信枠の拡大の可否又は他の取引を開始するか否かの判断をするにあたって、当行は顧客及び取引先によって又は顧客及び取引先のために提供された情報（財務書類及びその他の財務情報を含む。）に依存することがある。また当行は、かかる情報の正確性及び完全性に関する一定の表明に依拠し、また、財務書類については、当該顧客及び取引先の独立監査人の報告に依拠することがある。例えば、与信枠の拡大の可否を決定するにあたり、当行は顧客の監査済財務書類が一般会計原則に従い、当該顧客の財政状態、業績及びキャッシュ・フローをすべての重要事項において公正に記載しているものとみなすことがある。一般会計原則に従っていない財務書類又は重大な誤解を生むおそれのあるその他の情報に依拠することにより、当行の財政状態及び業績は、悪影響を受ける可能性がある。さらに、いくつかの先進経済国とは異なり、最近になってようやく全国的な信用調査機関がインドにおいてデータベースを構築した。このことは、借入人、特に個人及び小企業の信用履歴に関して当行が入手できる情報の質に影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行の信用リスクを効率的に管理する能力が悪影響を受ける可能性がある。

(n) 手数料、為替及び取引手数料並びに外国為替取引に係る利益は当行の収益性の重要な要素となっており、規制の変更及び市場の状況は、これらの収益源の減少をもたらし、当行の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、買収及びプロジェクト・ファイナンスに関する法人顧客向けの貸付金処理、シンジケーション及びアドバイザリー業務、個人向け投資商品及び保険商品の販売、トランザクションバンキング並びに個人向け信用商品等、様々な活動から手数料、為替及び取引手数料を得ている。したがって、当行の手数料、為替及び取引手数料収入は、新規融資提案を含む企業活動の水準、個人向け金融商品に対する需要、並びに経済及び貿易活動全般の水準の影響を受ける。当行はまた、ミューチュアル・ファンド及び保険商品の販売から手数料を得ている。また当行の手数料、為替及び取引手数料収入は、種々の商品及び金融サービス分野に適用される規制の影響も受けており、こうした規制の変更は、こうした分野で当行が成長する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、2014年5月、インド準備銀行は、銀行に対し個人の借入人への変動利付貸付に係る担保権実行手数料を撤廃するよう指示しており、また、運用されていない口座において最低残高を維持できないことに対する違約金の徴収を禁止している。外国為替取引に係る利益は、外国為替市場の状況及び法人顧客のリスク管理戦略に左右される。また、不安定な市況は、インド企業による合併及び買収に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、かかる活動に関連する当行の手数料及びその他の収益に影響する可能性がある。2012年度以降、当行の手数料、為替及び取引手数料収入の伸びは鈍化した。これは主として、企業の投資活動及び新規融資案件の減少によるものである。当行の2014年度における手数料、為替及び取引手数料収入の伸び率は上昇したものの、多様な要因がこれらの収益源に将来悪影響をもたらし、当行の財務実績が悪影響を受ける可能性がある。

(o) 当行は、過年度において急速な国際的な成長を遂げたことにより、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。

2004年度の初めより、当行は海外進出を開始し、英国、カナダ及びロシアに銀行子会社を設立し、数カ国において支店及び駐在員事務所を開設した。複数の地域における銀行業へのかかる急速な海外進出により、当行は異文化リスクを含む様々な規制上及び事業上の課題及びリスクにさらされ、多くの地域における、価格リスク、通貨リスク、金利リスク、コンプライアンスリスク、規制リスク及びレピュテーションリスク並びに業務リスク等の当行のリスクの複雑性が増加した。金融危機の余波において、また多くの国における規制強化を踏まえて、当行はこれらすべての分野並びに当行の海外業務の管理において、追加の精査に直面すると予想している。また、当行は、当行が事業を行う複数の法域における一貫性のない法律上及び規制上の要件に対応する当行の能力から生じるリスクに直面している。当行の事業は法律上及び規制上の要件の変更に従うが、かかる変更の時期又は性質を予想することはできない。

当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオには、(規則により認められている)インド国内の事業及びクロスボーダーの買収を含む海外事業を行うための、インド企業に対する外貨貸付が含まれている。これにより、当行は、取得事業体が期待したとおりに運営されないこと、また当行が海外市場においては経済的及び法的枠組みの様々な点で経験不足であることを含め、特定のさらなるリスクにさらされている。世界的な金融危機を受けての規制上の監視の強化を含む世界的な規制の変更及び特定の市場における規制の変更は、当行の戦略を実行する能力及び当行の海外子会社への投下資本から利益を生み出す能力に影響を及ぼす可能性がある。英国及びカナダにおける当行の銀行子会社は過去において、主としてインドの企業による体系的取引を通じた海外での買収のための資金調達を含め、インド国内外における事業につきインドの企業に対する融資を拡大するために、これらの市場における預金フランチャイズを活用することに焦点を置いた。クロスボーダー・リスク及びリスク集中に関してこれらの子会社の関連する規制当局により示される見解を背景として、これらの子会社は取引量を減少させてきており、その結果これらの子会社の資産に対する資本の比率は高くなり、かかる子会社の収益性及びICICIバンクがこれらの子会社に投下した資本の利益率に影響を与えている。これらの子会社はいずれも現行の規制枠組みの範囲内で事業を拡大することに重点を置いているものの、かかる事業拡大を行う機会は限定的となる可能性がある。さらに、当行は海外銀行子会社に投下した資本の合理化に務め、これらの子会社は剰余金の一部を本国のICICIバンクに送金しているものの、当行が将来、本国送金又はその他の方法によりさらなる資本の合理化を達成できる保証はない。「一(j) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式に関わらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を一連の分野において過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」及び「一(q) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。当行の海外支店及び銀行子会社は、債券、譲渡性預金証書、不動産担保証券、短期国債、クレジット・デリバティブ及び資産担保コマーシャル・ペーパーに投資を行っている。世界的な金融・経済危機は、当行の海外及びその他の子会社の投資及びデリバティブ・ポートフォリオに時価評価の認識損失を発生させ、当行の海外業務に対する規制上の精査を強化させ、当行の国際債券資本市場からの借入を制限し、当行の資金調達費用を増額させた。当行がこれらのリスクに対処することができなければ、当行の事業は悪影響を受けることとなる。

(p) 当行の資金調達は短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当行の追加的な資金調達需要の多くは主に、法人顧客からの預金及び銀行間預金を含む預金の形式で、短期的な資金源を通じて賄われる。当行の顧客預金の満期は、一般的に1年未満である。しかしながら、当行の資産の大部分の満期は、中期的又は長期的であり、資金調達期間の不整合を引き起こす。さらに、近年において当行のプロジェクト・ファイナンスが大幅に増加しており、プロジェクト・ファイナンスでは、当行の資金調達特性と比較して、通常、資産の満期が長期になる。当行が新たな預金を調達し、預金の基盤を拡大させることができるか否かは、一部では、当行の支店網を広げることができるかどうかに依拠しているが、これは従来インド準備銀行による事前承認を要した。当行は最近、新たな支店設置に関してインド準備銀行から受けた認可に基づき、当行の支店網を大幅に拡大しており、また、インド準備銀行は最近、銀行に対し、一定の条件に基づき新たな支店を自由に設置することを許可した。当行の新規支店は一般に、当行の既存支店に比べて効率性が低く、当行はこれらの効率性を徐々に高める予定ではあるものの、これらの支店を生産的に利用することができない場合、又は目標生産レベルの達成が大幅に遅れた場合、当行が預金基盤を十分に拡大できるか否かに影響が及ぶ可能性がある。2008年9月から10月にかけて、リーマン・ブラザーズ並びにその他の米国及びヨーロッパの金融機関に対する当行のエクスポージャーが開示された後、当行の財政状態に関する噂が広まり、その結果預金者が懸念を示し、数日間にわたり取引量が通常を上回った。また、2011年10月の普通預金の金利の規制緩和により、当行の資金のうちかかる構成要素のボラティリティーが増大する可能性がある。

多額の預金が引き出される場合又は当行の多くの預金者が満期を迎えた際に預金を繰り越さないか若しくは預金を新規の口座に切り替えず、当行の預金の基盤を拡大させることができない場合には、当行の流動性状況、事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受けることとなる。

さらに、当行の貸付及び投資ポートフォリオの一部は、主として当行の海外の支店及び子会社の貸付及び投資ポートフォリオから成り、米ドルを含む外貨建てである。当行の海外支店は、主として債券資本市場における発行並びにシンジケートローン及び相互貸付により資金調達を行っており、一方、当行の海外子会社は通常、現地の市場で預金を集めている。国際債券市場における不安定性により、当行の国際資本市場からの借入は制限される可能性がある。当行の海外支店及び子会社が資金を国際債券市場又は他の資金源から適時にかつ受諾可能な条件で調達できる保証も、また調達すること自体ができるという保証もない。このため、当行の満期を迎える借入を借り換える能力及び新たに資産を融資する能力が悪影響を受ける可能性がある。また、当行から外国通貨建ての貸付を受けた借入人は、返済義務の履行にあたり、市場の状況及び通貨の変動により困難に直面する可能性がある。「－(1)インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク－(b) 他国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」、「－(1)インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク－(g) インドの金融機関における財政難及びその他の諸問題は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「－(o) 当行は、過年度において急速な国際的な成長を遂げたことにより、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」を参照のこと。

(q) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。

世界的な金融危機は、インド並びに当行が事業を行うその他の法域における法律、規制及び規制政策に重要な前例のない変化をもたらした。法律、規制若しくは規制政策の変化は、これらの解釈若しくは適用の変化を含め、当行が提供する商品若しくはサービス、当行の資産価値若しくは当行の貸付に付された担保の価値又は当行の事業一般に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、バーゼルⅢに基づくリスク・ベース及びレバレッジ資本要件、バーゼルⅢに基づく流動性要件、クロスボーダー資本移動に係る制限、海外法域における現地貸付債務の重視、インドにおける行政指導に基づく貸付規制の変更、並びに経営陣の報酬、取締役会管理、消費者保護及びリスク管理に係る議論に関する変化といった最近の規制上の変更及び現在審議中の変更は、当行の事業及び当行の将来的な戦略に影響を及ぼすと予想される。これらの変更によって、当行は特定部門における事業を削減し又は増大することを余儀なくされ、当行の全体的な成長及び資本収益に影響が及ぶ可能性がある。例えば、当行の英国及びカナダにおける完全銀行子会社は、規制環境に応じてその取引量を減らし、これはかかる子会社の成長及び収益性に影響をもたらした。これらの子会社が、いずれも現行の規制枠組みの中でその事業を拡大することに注力する一方で、それを実行する機会に限られている可能性がある。さらに、これらの子会社は、いずれもその資本基盤を最大化することに注力し、近年、資本の送金及びICICIバンクに対する配当の支払いを行ってきたが、こうした措置は規制当局の認可を必要とする。かかる認可が付与される時期又は今後認可が付与されるか否かに関する保証はない。インド準備銀行は、当行を含めたインドの銀行に対して、リスク・ベースの監督アプローチに移行した。これにより銀行は、個々の銀行のリスク評価に基づき、最低規制要件以上の追加資本の保有が求められる可能性がある。

法律、規制及び規制政策の変化又はこれらの解釈若しくは適用の変化は、規制上の監視及び精査の強化並びに遵守費用の増加をもたらしており、また今後をもたらすであろうと当行は考えている。金融危機の余波の中で、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。この精査の強化は、当行が不利益な法律上又は規制上の措置に直面する可能性を高めるものである。インド準備銀行及びその他の規制当局は、当行の業務の定期的な見直しを行っており、当行の資産価値、引当率、リスク管理、自己資本、経営陣の機能性若しくは当行の業務の安全性及び健全性を測るその他の手段に関する当行の内部評価に、すべての規制当局が合意するという保証はない。さらに、規制当局は、当行が適用ある法律、規制若しくは規制政策を遵守していないか又はかかる規制当局のかかる法律、規制若しくは規制政策の修正解釈に従っていないと判断し、当行に対して公式又は非公式の措置を講じる可能性がある。将来の法律上又は規制上の変化を予測する当行の能力は限られており、当行は事前の予告もなく強化された法律又は規制の重荷に直面する可能性がある。例えば、インド準備銀行は、2013年2月に発表された新しい民間部門銀行業免許に関するガイドラインにおいて、かかる免許の発行に基づくすべての新しい銀行に対し、金融持株会社の構造で設立されることを義務付けた。将来、この要件が当行を含むインドの既存の銀行に拡張される可能性がある。インド準備銀行はまた、インドにおける新たな銀行構造に関する審議文書を公表した。「―第2―3 事業の内容―(1) インドの金融部門の概要―(m) 最近の構造改革」も参照のこと。これらの規制上又は構造上のいかなる変化も、費用の増加、業務上の制約、競争の激化又は当行の業務の修正を招く可能性があり、これにより当行の収益性が悪化する可能性や潜在的に有益な事業機会を見送ることを強制される可能性がある。「―(j) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式に関わらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を一連の分野において過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」も参照のこと。

(r) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付け及び資金調達コストに悪影響が及ぶ可能性がある。

当行のリスク管理戦略は、困難で流動性の低い市場環境においては、他の市場参加者も困難な市況に対処するためにこれと同等又は類似の戦略を用いようとするため、実効性がなくなることがある。このような状況において、他の市場参加者の活動により、当行のリスク・ポジションの削減が困難となる可能性がある。当行のデリバティブ事業により、当行は予想外の市場リスク、信用リスク及び業務リスクにさらされる可能性があり、これにより予想外の損失を被る又は規制上の精査が強化される可能性がある。資産価値の著しい下落、予想外の信用事由、又は従来相関性のなかった要因が相関性を有することとなるような不測の事態が生じた場合、デリバティブ商品の開発、組成又は価格設定の際にリスクを適切に考慮しなかったことに起因する損失を被る可能性がある。また、デリバティブ取引の多くは、その清算及び決済が中央決済機関又は取引所を通じて行われていないため、取引相手方は必ずしもこれを適時に確認又は決済することができない。このような場合、当行は、増大した信用リスク及び業務リスクにさらされることとなり、不履行が生じた場合には契約の実行が困難となる可能性がある。さらに、より複雑なデリバティブ商品が新たに組成されるため、その契約の条件又は決済方法について紛争が生じる可能性があり、これにより当行は、取引費用及び訴訟費用等の予想外の費用を被ることを余儀なくされ、これらの商品に対するリスク・エクスポージャーを効率的に管理する当行の能力が損なわれる。当行のヘッジ戦略及びその他のリスク管理手法の多くは、過去の市場行動を基礎としており、かかる戦略及び手法はすべて、ある程度、経営陣の主観的な判断に基づいている。当行が市場リスク又は信用リスク・エクスポージャーをヘッジ又はその他管理するために用いる手段及び戦略が効果的でなかった場合、当行は、特定の市場環境において又は特定の種類のリスクにつき、リスク・エクスポージャーを効果的に軽減することができない可能性がある。当行の貸借対照表上の成長は、経済状況だけでなく、特定の貸付若しくは貸付ポートフォリオにつき当行が行う証券化、売却、購入又はシンジケート結成の能力に左右される。当行の取引収益及び金利リスクは、当行の、市場価格又は相場の変動に起因する金融商品の価値の変動を適切に見極め、時価評価を下す能力に左右される。当行の収益は、信用力及びリスク集中における移行管理の効率性、当行の評価モデル及び重要な会計上の見積りの正確性並びに貸倒引当金の適切性に左右される。

当行の査定、推測又は見積りが不正確であるか又は実際の結果と異なるものであることが判明した場合、当行は想定を上回る損害を被り、規制上の精査が強化される可能性がある。「－(f) 当行の不良資産ポートフォリオの価値のさらなる低下は、引当金の設定に関するインド準備銀行の要件の強化と相まって、当行の事業及び収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。信用リスク、市場リスク及び業務リスク管理の成功は、国内及び国外の格付機関による当行の信用格付に影響を与えるため、当行の流動性リスク管理に際し重要な問題となる。格付機関は、随時格付けを引き下げたり、又は引き下げる意向を示す可能性がある。「－(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク－(c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。また、格付機関は格付けを完全に撤回することがあり、その場合は格付けを引き下げた場合と同様の影響を与える可能性がある。当行の格付けが引き下げられた（又は格付けがなされなくなった）場合、当行の借入コストが増大し、資本市場へのアクセスが制限され、かつ当行の商品販売若しくはマーケティング、商取引（特に長期取引及びデリバティブ取引）又は顧客維持の能力が悪影響を受ける可能性がある。世界及びインドの債券市場の状況は、当行の資金調達の利便性及び流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。かかる事態は、ひいては当行の流動性を低下させ、当行の業績及び財政状況に悪影響を与える可能性がある。当行の格付けに関する詳細については、「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(d) リスク管理－(ii) 市場リスクについての量的及び質的開示－流動性リスク」を参照のこと。

(s) 不利な広報により当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。

レピュテーションリスク、すなわち不利な広報により当行の事業、収益及び資本にもたらされるリスクは、当行の事業に本来的に付随するものである。金融危機及びその他の金融サービス業界に影響を与える事態により、金融サービス業界全般の評判が厳密に監視されてきた。金融サービス業界全般又は当行についての否定的な世論により、顧客を維持し、引き付ける当行の能力が悪影響を被るおそれがあり、当行は訴訟及び規制措置に直面する可能性がある。不利な広報は、当行の活動の中の実際の行動又は申し立てられた行動（その数を問わない。）の結果生じる可能性があり、かかる行動としては貸付の実務及び特定の融資残高、コーポレート・ガバナンス、規制の遵守、合併及び買収、並びに関連する開示、顧客情報の提供又は不十分な保護、並びに当該行為に対して政府、規制当局及び地域社会の組織が講じる措置が含まれる。当行はレピュテーションリスクを最小化するため、顧客及びその他の得意先との取引において対策を講じているが、大規模な金融サービス組織である当行は、本来的にこのリスクを負っている。当行の子会社の事業には、ミューチュアル・ファンド、ポートフォリオ及びプライベート・エクイティ・ファンドの運用が含まれており、投資価値の減少及び投資の不十分な流動性を含む、様々なリスクにさらされている。当行は、当行の保険、資産管理及びプライベート・エクイティに係る子会社の商品の提供も行っている。これらのファンド及びスキームに投資を行う投資家は、誤運用又は脆弱なファンド運用並びに誤販売及び利益相反を申し立てる可能性があり、その場合、金融サービスグループとしての当行全体の評判が損なわれ、流動的なこれらの事業を支援することが求められることになる。その結果、事業の取引量及び当該事業による収益が減少するおそれがある。当行はまた、当行の事業全体の顧客によって起こされる訴訟のリスクにさらされている。

(t) 当行は買収を通じて成長する機会を模索する可能性、既存事業の売却を行う可能性又はインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性があり、また、統合及びその他の買収リスクに直面する可能性がある。

当行は買収を通じて成長する機会を模索しており、その法的権限に基づきインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性がある。当行はこれまでに合併及び買収を引き受けた実績がある。最近では、民間部門銀行であるバンク・オブ・ラジャスタンを2010年8月12日付で当行に合併した。過去において、インド準備銀行は、主に脆弱な銀行の預金者の利益を守るために、脆弱な銀行と別の銀行との合併を命じたことがある。当行は、今後、当行が現在業務を行っている国において買収機会を検討及び模索する可能性がある。当行のインド国内の銀行以外の子会社もまた、合併及び買収を実行する可能性がある。

インド及び海外におけるいかなる将来の買収又は合併にも複数のリスクが伴う。かかるリスクには、資産価値の減少の可能性、従業員関連債務の経済的影響、買収した事業を統合するために必要な当行の経営陣の意識の分散並びに買収先の主要な従業員及び顧客、レバレッジ・シナジーを得ること若しくは業務を合理化することができず、又は新事業及び市場に必要なスキルを発達させることができず、若しくはかかる買収、合併、その株主、株式資本若しくはこの法令及び規制遵守義務若しくは実務に関連する係争中の訴訟、請求若しくは紛争を含む認識されていない及び認識されている債務を履行することができないリスクが含まれる。これらのうちのいくつか又はすべてのリスクにより当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当行はまた、重点的戦略の変更、資本の再配置、契約上の義務及び規制上の要求を含む多様な理由により、当行の子会社を含め、1つ又は複数の当行の事業の全部又は一部を売却する可能性がある。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」も参照のこと。

(u) 当行及び当行の顧客は、外国為替相場の変動にさらされている。

複数の当行の借入人は、外国為替リスク・エクスポージャーを管理するためにデリバティブ契約を結んでいる。為替の大幅な変動により、当行の顧客は、デリバティブ取引において時価評価損失が増加する可能性がある。デリバティブ契約の満了時又は早期終了時には、これらの時価評価損失は、当行の債権となる。したがって、当行は、信用リスク、市場リスク及び為替リスクを含みこれらに限定されない多種多様なリスクにさらされることになる。

2012年度以降、世界的な資本市場の不安定性及びインドにおける景気の低迷を受けて、ルピーの米ドルに対する価値は急落した。ルピーは2012年度において14.6%下落し、2013年度において6.3%下落した。2014年度中、米国における量的緩和の漸次縮小が開始され、これに引き続く多数の発展途上国に投入した資本の引揚げを受けて、ルピーの米ドルに対する価値は急落した。ルピーは、2014年3月末において1米ドル当たり60.1ルピーに安定するまで、2013年4月から8月にかけて、1米ドル当たり68.4ルピーへと22.4%下げた。外国為替及びデリバティブのエクスポージャーを有する一部の当行の借入人は、ルピーの下落により悪影響を被る可能性がある。ここには、ヘッジされない外貨建ての借入に係る、より高かったルピー建ての利息又は元本の返済、費用上昇分を顧客に転嫁する余地がほとんどない状況での原材料輸入費用の増加、及び輸入設備費用の増大のため高騰したプロジェクト費用により打撃を被る借入人、並びに外国為替市場において不利な持高を有する借入人が含まれる。当行の借入人が、外国為替へのエクスポージャー及びデリバティブリスク、特に外国為替相場の不穏な動き及び乱高下へのリスク管理に失敗した場合は、当行の借入人に対し、並びにひいては当行の借入人並びに当行の事業実績及び収益性に対する当行のエクスポージャーの質に対し不利な影響を及ぼす可能性がある。2014年1月、インド準備銀行は、ヘッジされない外貨エクスポージャーを有する法人に対する銀行のエクスポージャーに関し、かかるエクスポージャーに関して当該法人の収益との対比で発生が見込まれる損失の評価に基づき、銀行の資本及び引当金の設定に関する要件の強化を求めるガイドラインを公表した。当行の借入人が為替リスクを管理できないために不良資産若しくは条件緩和資産が増加した場合又はかかるエクスポージャーに対する資本若しくは引当金が増加した場合、当行の収益性、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。このようなリスクを軽減するため、当行は一定のリスク管理方針を導入した。しかし、かかる対策がこれらのリスクの軽減に十分に効力を有する保証はない。

(v) 新規事業への参入及び既存事業の拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。

当行の個人向け貸付事業の急速な成長及び地方イニシアティブにより、当行は、当行の無担保の個人向けクレジット・ポートフォリオにおける高い水準の不良貸付を含め、業務リスク、不正行為リスク並びに規制上及び法的リスクの増加といった、インド国内におけるリスクの増加に直面した。2012年度以降、当行は個人向け貸付額の拡大に注力しており、2014年度には、当行の無担保の個人向けポートフォリオも増加した。2014年度、当行の個人向け貸付ポートフォリオは、当行の貸付ポートフォリオ総額の増加率が17.1%であったことと比較して、25.6%増加した。当行はまた、当行の地方における事業及び販売網の拡大にも注力している。当行は、これらの事業に係るリスクに対応するための措置を講じてきたが、当行の期待どおりに業務が遂行される保証はなく、将来これらの事業が不利な進展を遂げない保証もない。当行はかかるリスクを管理することができないため、当行の将来的な事業及び戦略、当行の資産価値及び収益性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。

2011年度及び2012年度中、当行の電力部門に対するプロジェクト・ファイナンスのエクスポージャーが著しく増加した。これらのプロジェクトが予定どおりに業務を開始するか、また予想どおりに遂行されるか否かについて、当行は確信を持ってない。業務開始が遅延した場合、又は当行の予想どおりにこれらのプロジェクトを遂行することができなかった場合、当行の資産価値及び収益性に悪影響が及ぶ可能性がある。「―(e) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。」を参照のこと。

(w) 当行の事業分野は非常に競争が激しく、当行の事業戦略は当行の競争力に左右される。

当行は、インド市場において、他の商業銀行、投資銀行、保険会社及び銀行以外の金融会社との激しい競争に直面している。インドの一部の公共部門銀行及び民間部門銀行は、当行に比べて高い成長率及び高い収益性を達成し、市場シェアを拡大した。また、インドの銀行部門の成長の減速は、事業機会をめぐる競争の激化をもたらす可能性がある。インドの銀行部門における最近の変更には、銀行の普通預金の金利の自由化が含まれ、これを受けて一部の中小規模の銀行が、当行を含む大規模銀行と競争するため、普通預金に対して支払う金利を大幅に引き上げており、また、変動金利住宅ローンに関して借入人が支払うべき担保権実行手数料又は繰上返済手数料の撤廃も含まれ、これにより、借入人が既存のローンの借換えを模索していることを受け、利回りのより高いローンの繰上返済比率の増加につながる可能性がある。2013年2月、インド準備銀行は、適格基準、組織、必要資本、株主構成及びコーポレート・ガバナンスの実務等を含む、民間部門への新規銀行の参入に関するガイドラインを発表した。インド準備銀行は、2014年度中、2件の申請に対して事前認可を付与した。さらに2013年10月、インド準備銀行は、支店認可に係る要件の規制を完全に撤廃し、銀行は、増設する支店のうち25%が地方及び副都心に所在する限り、インド準備銀行の事前承認なしに、Tier 1 からTier 6 の地域において支店を開設することができるようになった。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―支店及び現金自動預払機の開設に関する規制」も参照のこと。より幅広い商品及びサービスを提供する既存の競合相手又は新規参入者の影響力が増大し、競争が激化する可能性がある。2013年8月、インド準備銀行は、インドにおける銀行構造に関する審議文書を公表し、ニッチ・ビジネスの分野に関する銀行の区分に応じて、認可方針を細分化することを提言した。インド準備銀行はまた、現行の断続的に認可を行う方法ではなく、参入する新規銀行に対して持続的に認可を付与する方針を奨励している。さらにインド準備銀行は、インド国内における外国銀行に関する枠組みを設定し、相互関係及び子会社の事業形態の原則に基づき、実質的に国内銀行に類似した、外国銀行の取扱い方法を提言した。2014年1月、インド準備銀行は、インドにおける銀行の取締役会のガバナンスを見直す委員会を設立し、同委員会は、とりわけ公共部門銀行におけるガバナンス、持分及び委員会による監督の改善を目的とした、複数の措置を提案している。2014年7月、インド準備銀行は、支払銀行及び小規模の銀行の認可に関するガイドラインの草案を発表した。インド準備銀行は、ユニバーサル・バンクの持続的な認可方針に関するガイドラインを発表することも表明した。新規銀行の参入を含めたインドにおける銀行構造の変化、既存の参入者間の競争並びに既存の銀行の効率性及び競争力の向上は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。競争圧力により、当行は成長戦略を遂行することができず、適切な価格で商品及びサービスを提供できないかもしれず、このような事態は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。「―3 対処すべき課題―(2) 競争」及び「―第2―3 事業の内容―(1) インドの金融部門の概要―(f) 外国銀行」を参照のこと。

当行の国際事業において、当行はまた、銀行及び銀行以外の金融会社並びにインドの銀行及び外国銀行を含む、金融サービス産業におけるあらゆる競争相手との熾烈な競争に直面している。当行は、国際市場においては中小規模のプレーヤーであり、当行の競争相手は、当行より極めて優れた能力を有している。

(x) インドの金融市場の規制及び構造の変化は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドの金融市場において、近年、コスト削減及び金融サービスの利用者に対するサービス提供の質の向上を目的とした変化及び発展があり、現在も続いている。当行は、支払システムの発達及び利用の増加、並びにその他の類似の構造的変化の結果、小口現金及び当行の現金管理業務からの手数料収入に悪影響を受ける可能性がある。インドにおける最近の銀行取引の構造的な変化としては、金額及び取引回数に制限があるものの、いかなる銀行の顧客も他行ATM利用料が無料となることが挙げられる。さらに、インド準備銀行は随時、銀行が顧客から徴収する取引手数料（現金及びカード取引の手数料を含む。）にも制限を課している。2013年度において、銀行は、住宅ローンに関する抵当権実行手数料を撤廃するよう指図を受けた。2014年度、銀行は、すべての顧客に関して、口座開設支店であるか否かに関係なくすべての支店において、一律の価格設定方針で臨むことを義務付けられた。また、銀行は、個人の借入人に対する変動利付貸付に関する担保権実行手数料を撤廃するよう指図を受け、最低残高を維持することができない不能の銀行口座に違約金を科すことを禁止された。かかる変化は、変動残高及び手数料収入の減少並びにコストの増加により、当行を含む銀行の収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。「(q) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」を参照のこと。当行の子会社も、類似のリスクを負っている。例えば、2015年度の連邦予算で、財務大臣は、債務ミューチュアル・ファンドへの投資に係る長期譲渡益税率を10%から20%に引き上げることを発表し、長期投資として認定されるための最低保有期間を12ヶ月から36ヶ月に拡大した。これらの変更は、資産管理に係る子会社によって運営されているファンドを含め、ミューチュアル・ファンドにとって、債務スキームへの流入に影響を及ぼす可能性がある。

(y) 保険子会社による資本増加が必要となる場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。

2011年度において当行の生命保険事業に会計利益が計上され、当行の生命保険子会社の成長は減速しているものの、保険事業を支えるためには資本増加が必要とされる可能性がある。保険業規制開発委員会の2011年3月12日付の指令に従い、当行の総合保険子会社を含む、インドにおけるすべての総合保険会社は、従前の122%から127%の損失率と比較して2008年度から2011年度については153.0%の暫定率で自動車損害賠償責任保険プール（商用車に対する第三者請求に関する保険についての多角的な取決めであり、その結果はすべての総合保険会社によって、その全体の市場シェアの比率に応じて分担されている。）に係る損失に備えることが義務付けられた。損失は、総合保険会社に対してその全体の市場シェアに基づいて割り当てられるため、当行の総合保険子会社の収益性及びソルベンシー比率は悪影響を受けた。したがって当行は、当行の総合保険子会社であるICICIロンドン・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに対し、2011年度において、2.5十億ルピーの資本を投入した。2012年度、保険業規制開発委員会は、自動車損害賠償責任保険プールの廃止を命令し、2008年度から2012年度までのすべての引受年度に係る自動車損害賠償責任保険プールの負債を英国総合保険数理士局の推定による損失率に従って認識するよう勧告した。当社の総合保険子会社は、自動車損害賠償責任保険プールの追加的損失を2012年度に6.9十億ルピー、2013年度に1.0十億ルピー認識した。当行は2013年度、当行の総合保険子会社に対し、740.0百万ルピーの資本を投入した。

当行がこれらの事業に対して追加出資できるか否かは、インド準備銀行の自己資本比率規制、及び当行による金融部門企業への出資総額の限度について規定した準銀行業務に関するインド準備銀行のガイドラインに左右される。かかる投資はすべて、インド準備銀行の事前承認を要する。「(bb) 当行の総合保険事業のための損失準備金は、将来の請求債務に係る見積りに基づくものであり、請求額が超過した場合にはさらに準備金が追加されることとなり、当行の総合保険子会社の業務に重大な悪影響が及ぶ可能性がある」、「第2-3 事業の内容- (2) 事業-(b) 当行の商品及びサービスの概要-(viii) 保険」、「第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-インド準備銀行に関する規制」及び「第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-持株会社」を参照のこと。保険子会社の資本要件及びかかる子会社へ出資する能力の制限は、かかる子会社の成長、当行の将来的な自己資本の充実度、当行の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(z) 当行の保険事業は当行の事業においてますます重要な部分を占めてきているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。

当行の生命保険及び総合保険に関するジョイントベンチャーは、当行の事業においてますます重要な部分を占めてきている。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」を参照のこと。これらの事業の成長は、2009年度以降、減速している。その将来における成長率を保証することはできない。当行の生命保険事業は、終身年金及び健康保険商品の提供から成る。資本市場評価額の減少及び資本市場の不安定性は、ユニットリンク商品の需要に悪影響を及ぼした。当行の生命保険子会社は、ユニットリンク商品及び非ユニットリンク商品に関する保険業規制開発委員会による規制の大幅な変更による影響も受けた。2010年9月1日発効のユニットリンク商品に関する変更には、解約手数料を含む手数料の上限、保険料の最低支払期間の拡大、年金商品に対する最低保証利益の導入が含まれる。2013年3月、保険業規制開発委員会は、非ユニットリンク生命保険商品及びユニットリンク生命保険商品についてガイドラインを発表した。このガイドラインには、保険会社が支払うべき手数料率の限度、最低保証解約払戻金の導入、及び非ユニットリンク商品に関する最低死亡給付が含まれていた。新しいガイドラインにより、生命保険会社は、既存商品を新しいガイドラインに適合させるため変更することが必要である。かかる改定は生命保険会社の成長、利鞘及び収益性に影響を及ぼした。また、2013年8月、保険業規制開発委員会は、銀行が仲介業者として行為し、2社以上の保険会社に対して保険商品を販売することを許可した。ガイドラインは、1社の保険会社に対する保険契約の販売は販売総額の50%に、また、保険会社が銀行と同一の発起人グループに属している場合の保険契約の販売は販売総額の25%に、それぞれ制限を課している。銀行は、法人代理人として存続するか、インド準備銀行による事前承認がある限り、保険仲介業者として行為することができる。2013年11月、インド準備銀行は、銀行の保険仲介業参加の許可に関するガイドラインの草案を公表した。

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―銀行の保険ブローカー事業への参入許可に関するガイドラインの草案」も参照のこと。銀行による保険提供に関するガイドラインの変更により、当行の保険子会社は、その提供戦略を変更することを余儀なくされる可能性があり、その結果、費用の増加及び事業の取引量の減少を招き、ICICIバンクによる商品提供及び関連する手数料収入に影響が及ぶ可能性がある。

当行の総合保険事業の成長は、2007年以降の一定の商品の価格設定に関する規制緩和により不利な影響を被り、その結果、これら商品の保険料収入が減少した。保険事業の将来における成長率を保証することはできない。

さらに、当行の総合保険子会社はまた、強制的な自動車損害賠償責任保険プールに係る損失の増加により悪影響を受け、これによる子会社の損失は2011年度に0.8十億ルピー、2012年度には4.2十億ルピーとなった。同子会社は2013年度以降、利益を計上している。「―(y) 保険子会社による資本増加が必要となる場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」及び「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―保険会社に対する規制」を参照のこと。インド経済の下降、さらなる規制変更又は当行の保険商品に対する顧客の不満により、かかる事業の将来の成長に悪影響が及ぶおそれがある。「―(q) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」を参照のこと。これらの事業、とりわけ生命保険事業における低迷は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(aa) 保険数理の経験及びその他の要素は、生命保険数理による生命保険の責任準備金の計算においてなされた推定と異なる可能性がある。

当行の生命保険子会社がその生命保険の責任準備金を見積もる際に行った推定は、将来において当行の生命保険子会社が経験するものとは異なる可能性がある。当行の生命保険子会社は、慎重な仮定を用いてその数理準備金を導き出している。これらの推定には、金利の長期的な上昇、投資収益率、株式、固定収益及びその他のカテゴリーの間での出資金の配分、死亡率及び疾病率、保険契約者の失効、保険契約の解約並びに将来の支出レベルの見積りが含まれている。当行の生命保険子会社は、これらの推定について実際の経験を観察し、実際の数値の仮定からの乖離がより長い期間継続するとかかる生命保険子会社が考える限りにおいて、かかる生命保険子会社はその長期的な推定を精緻化する。かかる推定を変更することで、生命保険及び健康保険の責任準備金の推定額に変更が生じる可能性がある。

(bb) 当行の総合保険事業のための損失準備金は、将来の請求債務に係る見積りに基づくものであり、請求額が超過した場合にはさらに準備金が追加されることとなり、当行の総合保険子会社の業務に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

総合保険業界の慣行並びに会計上及び規制上の要件に従い、当行の総合保険子会社はその総合保険事業に関する損失準備金及び損失調整費を設定している。準備金は、請求に関して行われる将来の支払額の見積りに基づくものであり、これにはかかる請求に関連する費用も含まれている。かかる見積りは、準備金が設定された時点で得られる事実及び状況に基づき、かつ生じているが計上されていない損失に関して、それぞれの件について個別に行われる。これらの準備金は、すべての未解決の請求が最終的に処理されるために必要な総費用の見積額である。

準備金は、法的環境の変化、訴訟の結果、修繕費並びにインフレ及び為替レート等のその他の要素といった、請求の総費用に影響を及ぼす多くの可変的な要素による変更によって左右され、当行の総合保険子会社の環境に関する及びその他の潜在的な請求に対する準備金は、特にかかる可変的な要素の影響を受けやすい。当行の総合保険子会社の業績は、かかる総合保険子会社の請求実績が、かかる総合保険子会社が商品の価格設定を行う際並びに技術提供義務及び請求権に係る債務を設定する際に利用する仮定とどれほど一致しているかということに大きく依拠している。かかる総合保険子会社の請求実績が、かかる債務を設定する際に利用された基盤となる仮定に比べて少ない限り、かかる総合保険子会社は、その準備金を増額することを要求され、これによりその業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

設定された損失準備金の見積りは、通常の決済の過程で経営陣が入手できる最新の情報を利用して定期的に調整され、準備金の見積りの変更により生じた変更は、現行の業績に反映される。当行の総合保険子会社はまた、準備金の水準の妥当性を検討するために、様々な業種の見直しを行っている。入手できる現在の情報に基づき、また内部手続に基づき、当行の総合保険子会社の経営陣はこれらの準備金が適正であると判断している。しかしながら、損失準備金及び損失調整費の設定は、本質的に不確定な過程を経るため、最終的な損失額は設定された損失準備金及び損失調整費を大幅に超過することはなく、当行の総合保険子会社の業績に重大な悪影響を及ぼすことはないとは保証することはできない。「一(y) 保険子会社による資本増加が必要となる場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

(cc) 当行の総合保険事業の財務実績は、災害の発生により重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行の総合保険子会社の事業の一部は、ハリケーン、暴風雨、モンスーン、地震、火災、工業爆発、洪水、暴動並びにテロ行為を含むその他の人為的災害又は自然災害といった予測不可能な出来事による損失をカバーしている。定められた期間におけるこれらの災害の発生率及びその深刻度は、本質的に予測不可能である。

当該子会社は、各々の地理的地域において当該子会社がさらされる全般的な災害の危険性及びその他の予測不可能な出来事について監視し、災害の発生より生じた損失をカバーする保険金に係る引受上限額を決定しているが、当該子会社は通常、再保険を掛けること、しっかり選択した引受業務を行うこと、及びリスクの蓄積を監視することにより、当該子会社がさらされる危険を減らすことを目指している。災害に関する請求により、非常に高い損失が生じ、ソルベンシーマージンを維持するために追加資本を要求される可能性があり、当行の財務上のポジション又は業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

(dd) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当行は、その他すべての金融機関と同じく、様々な種類の業務リスクにさらされており、かかるリスクには、従業員若しくは部外者による不正行為若しくはその他の不祥事、従業員及び第三者による不正取引（腐敗行為を防止するための規則及び当行の事業活動を規制するその他の規則の違反を含む。）、法定の、法律上、規制上の報告及び開示義務に関する誤った報告若しくは報告の不履行、又は業務上の過誤（事務的な誤り、記録上の誤記及び照合時の誤り、若しくはコンピュータ若しくは電気通信システムの欠陥に起因する過誤を含む。）が含まれる。当行は、急速に変化する環境において大幅な成長を遂げており、また経営陣及び当行の管理当局は、この成長が当行の管理体制に重大な問題をもたらすであろうと考えている。当行の内部評価の結果、当行及びその管理当局は、当行の処理過程及び管理が向上されうる特定の分野に注目した。特に個人向け貸付、当行の地方に対するイニシアティブ、当行の国際事業及び保険事業における当行の成長により、当行はさらなる業務リスク及び統制上のリスクにさらされている。内部監査情報、システム及びデータ処理を含む業務リスクに関連する分野の規制上の監視が強化されている。当行の財務に係る業務及び個人向け業務は、自動制御システム及び記録システム並びに手動による検査及び記録を利用するものであるが、この大規模な業務により当行は制御、記録及び調整において誤りが生じるというリスクにさらされている。当行は、当行の保険事業の規模の拡大及び商品の複雑性により、保険数理上の債務及び繰延取得原価を計算する保険数理ソフトウェアの立ち上げモデルに誤記が含まれる可能性がある、又はかかるモデルが一定期間にわたって継続的に改善を要する可能性があるというリスクにさらされている。当行はまた、回収といった業務機能の一部をその他の外部の代理店に委託している。当行の膨大な取引量を考慮すれば、一部の過誤については、それが発見され及び無事に修正されるまでの間、繰り返されたり悪化したりする可能性がある。また、当行は取引の記録及び処理を自動システムに頼っているため、システムの技術上の欠陥又は従業員による不正使用若しくはシステムの操作により発見の難しい損害を被るリスクがさらに高くなる可能性がある。また、完全に又は部分的に当行の管理範囲を超えた事由（例として、コンピュータウィルス若しくは停電若しくは電気通信の故障を含む。）に起因して、当行の業務システムに混乱が生ずる可能性もあり、かかる場合には顧客サービスの質の低下及び当行に損害又は損害賠償責任が生ずる可能性がある。さらに当行は、外部ベンダーによる契約上の義務の不履行リスク（又はかかるベンダーの従業員による不正行為若しくは業務上の過誤が起こるリスク）並びに当行（又は当行のベンダー）の事業の継続性及びデータ管理システムが十全でないというリスクにさらされている。当行の統制及び手続につき構造上の不備が発覚するか又はかかる統制手続がうまく機能しないリスクもあり、そのような事態が生じた場合には発見の遅れや情報に誤りが生ずる可能性がある。当行は、業務リスクを妥当な水準に維持するためのシステムを有しているものの、他の銀行及び保険会社と同様、業務リスクに起因する損害を被った経験があり、当行が将来的に業務リスクに起因して多額の損害を被ることがないと保証することはできず、当行の評判は、当行の従業員、顧客及び第三者によるかかる行為の発生により、悪影響を受ける可能性がある。さらに、規制機関又は法務当局は、当行を含めた銀行に、口座に関連した機密情報の不慮の流出等の消費者の過失による損失に対する責任を負わせる可能性がある。急速に変化する環境において、又は新規の事業分野への参入若しくは地理的範囲を拡大する場合、とりわけ統制及び手続のシステムの有効性については、人為的ミス、違法行為若しくは統制及び手続の逸脱の可能性といった固有の限界がある。したがって、一様に効果的な開示の統制及び手続によってのみ、その統制目標の達成を合理的に保証することができる。当行は、内部統制及びリスク管理プロセスを継続して導入し、改善するための取組を行い、このことは、当行にとって最優先課題となっている。しかしながら、当行がインド及び当行が事業を行うその他の法域において業務リスクを管理することができなかった場合、又は当行がかかるリスクを管理できないと認識された場合、当行は強化された規制上の監視及び精査の対象となる可能性がある。業務リスク管理の詳細については、「第2－3 事業の内容－(2) 事業－(d) リスク管理－(iii) 業務リスク」を参照のこと。

(ee) 当行のコンピュータ・システム及びネットワーク・インフラにおける不正並びにそのセキュリティが著しく侵害されることにより、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当行の事業運営は、頻繁な取引が基礎となっている。当行は、システム関連及びその他の不正に対する適切な保護手段を講じているが、すべての不正を防ぐことができるという保証はない。従業員、顧客若しくは部外者による不正行為、又は不正に関するリスクを適切に管理できないと当行が認識されることは、当行の評判に悪影響を与える可能性がある。かかるリスクを管理できないこと又は管理できないと認識されることは、規制上の監視及び精査の強化を招く可能性がある。当行の地方に対するイニシアティブ、世界的成長及び保険等の取扱商品の拡大は、地理的分散の増大及び仲介人の利用に起因する不正行為のリスクの管理につき、さらなる課題をもたらす可能性がある。「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(4) 事業の見通し－(j) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」及び「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(d) リスク管理－(iii) 業務リスク」を参照のこと。物理的若しくは電子的な不法侵入、セキュリティ侵害又は停電若しくは技術の使用増加によるその他破壊もまた、当行のコンピュータ・システム及びネットワーク・インフラに保管され、それらを通じて配信される情報のセキュリティに悪影響を与える可能性がある。技術はモバイル化、クラウドコンピューティング及びソーシャルネットワークにより急速な進化を遂げており、その結果、分散型サービス妨害攻撃、スパイフィッシング攻撃並びにマルウェア及びトロイの木馬といったコンピュータ・ネットワーク上の脅威が増加した。当行は、技術力及び多様な地理的地域への進出に注力しているため、当行又は当行の顧客に関するデータの機密性、整合性又は有効性に影響を及ぼすこのような攻撃を受けることで、ひいては当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績に悪影響が及ぶ可能性がある。ICICIバンクは、保険契約の条件のとおり、コンピュータ・ネットワーク上のリスクの一部をカバーする保険の補償を有しているが、かかる補償は、すべての損失をカバーするには不十分であるおそれがある。当行は、機密保護のためのガバナンスの枠組みを有しており、情報保護に関する契約、手続及び技術を実践してきた。しかしながら、近年技術が急速な進化を遂げていること及びコンピュータ・ネットワーク上の攻撃の方法も頻繁に改変され、場合によっては実際の攻撃が起こるまで認識もされないことを考慮すると、当行はすべてのセキュリティ違反を予測したり、効果的な防止策を講じたりすることができない可能性がある。当行は、その他多くの大規模な国際金融機関と同じく、顧客による当行のメインポータルの利用を妨害することを目的とした分散型サービス妨害攻撃を受けてきた。当行の監視管理及び軽減管理が、こうした事故を検出し、有効に対処することができたとしても、これらの安全対策が今後効果的であるという保証はない。安全対策の重大な不具合は、当行の事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(ff) システムの不具合は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の事業全体において個人向け商品及びサービス並びにトランザクションバンキング業務が占める割合が大きいため、当行の事業におけるシステム・テクノロジーの重要性も大きく増している。当行はまた、携帯電話を通じた銀行業務の提供を開始した。当行の主要なデリバリーチャネルには、ATM、コールセンター及びインターネットが含まれる。当行は、システムの不具合を監視及び防止し、システムの不具合が生じた場合には復旧するための手順を有しているが、かかる手順がシステムの不具合の防止に成功するか又はシステムの不具合からの迅速な復旧を可能にする保証はない。当行のシステム（特に個人向け商品及びサービス並びにトランザクションバンキング用の）において不具合が生じた場合、当行の業務及び顧客サービスの質は重大な影響を受ける可能性があり、規制上の精査が強化され、事業上及び財政上の損失が生じ、当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。この分野における規制上の精査は強化されている。「－(j) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式に関わらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を一連の分野において過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」を参照のこと。

(gg) 係争中の税金問題における当行への判決は、当行の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行はインド政府の税務当局から定期的に査定されており、未納課税上の要求のため、2014年3月31日現在は当行の引当金を超える46.9十億ルピーの加算税が偶発債務の中に含まれている。これらの加算税の請求は、リース資産に関する減価償却の不認可、非課税所得に対して支出された費用の不認可、特別準備金の引出し、時価評価損失、当行の2つのベンチャー・キャピタル・ファンドの所得に関する二重課税、及び間接税の問題といった、主に当行と税務当局との間で争われている問題に関連するものである。当行の偶発債務に含まれている46.9十億ルピーには、償却した不良債権及び課された罰金に関する39.8十億ルピーの係争中の税金は含まれておらず、これは他の類似の案件における有利な最高裁判所判決に基づきわずかな額であると考えられている。「一第6-3 その他(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。当行はすべての当局の主張について上訴した。当行は、訴訟中の案件に関して、当行の税務顧問との相談並びに当行の案件及びその他の案件における有利な判決に基づき、追加の債務が発生しないと予想しているが、かかる訴訟が当行に有利な形で解決し、これらの案件に関して追加の債務が発生しないという保証はない。追加の租税債務は、当行の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(hh) 当行は様々な訴訟に関与している。当行に重大な損害を与える最終判決が下された場合、当行の将来の財務実績及び株主資本は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行及び当行のグループ会社、又は当行の若しくはかかるグループ会社の取締役若しくは役員は、インド及び当行が事業を行うその他の法域において、通常、借入人からの手数料の徴収又は顧客からの当行への請求により発生する様々な原因に基づく訴訟（民事訴訟又は刑事訴訟を含む。）に頻繁に関与している。多くの場合、これらの訴訟は通常の業務過程で発生するものであり、当行は、訴訟の事実関係及び法律顧問との協議に基づき、これらの訴訟は一般的に当行の財務実績又は株主資本に重大な悪影響を及ぼすリスクを伴わないと考えている。当行は、当行の非連結財務書類及び連結財務書類の作成日現在の訴訟及び規制手続に関連して被る可能性のある損失の見込みを予測する。過去の事象の結果による現在の債務を有する場合に当行は引当を認識し、かかる債務を完済するためには資源の流出が推定され、信頼性のある債務の金額を見積もることができる。当行は、貸借対照表日現在の債務完済に必要な予測金額に基づき、類似の状況における当行の経験を用いて引当の金額を決定する。当行は、各貸借対照表日現在の引当を見直し、現在の予測を反映して調整する。入手可能な情報が損失の発生が合理的にありうることと示しているが、かかる損失の金額が合理的に予測できない場合は、当行は非連結財務書類及び連結財務書類においてその旨の開示を行う。場合によっては、現在の従業員及び元従業員が、当行に対して不法行為の申立に対する法的及びその他の手続を提起している。損失が発生するリスクが存在する可能性がほとんどない場合には、当行は引当を認識せず、また非連結財務書類及び連結財務書類においても開示を含まない。「一第6-3 その他(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。当行は、当行が関与している訴訟について当行に有利な判決が下されるという保証はできず、当行のリスクに関する判断が変われば、引当に関する当行の見解も変更する可能性がある。

(ii) 優秀な専門家の獲得及び確保ができない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当行の事業は、取扱商品が保険の分野まで拡大し、また世界的かつ地方に対するイニシアティブを通じた地理的拡張により、一層複雑化してきている。当行の成功が続くかどうかは、一部には当行の経営陣の主要メンバーが引続き業務を行うことにかかっており、当行が引続き大変有能な専門家を招き入れ、養成し、意欲を起こさせ、雇い続けることができることが、当行の戦略の主軸となっており、当行は、これが競争上優位に立つための重大な要素であると考えている。当行の戦略の実施を成功させることは、当行の本店並びに当行の事業体及び海外事業所のそれぞれにおける優秀な経営陣の有無、並びに若手の専門家を招き入れ、養成する当行の能力にかかっている。当行の中間及び上級経営陣に対する報酬構成の大部分を従業員ストック・オプションが占めており、これは当行株式の市場価格に左右されている。市場及び事業状況により、当行は、当行の一定の事業における従業員数を減少させることを決定する可能性がある。さらに、既に競争の激しい部門への銀行の新規参入を含めた競争の激化により、当行が有能な従業員を雇用し、雇い続けることができるか否かに悪影響が及ぶ可能性がある。当行若しくは当行の事業体のいずれか又はその他の機能体が、業務上適切に職員を配属することができない場合、又は1名若しくは複数の主要な上級管理職若しくは若手の有能な専門家を失い、満足のいくかつ時宜にかなった方法で代替りの者を置くことができない場合には、当行の事業、財政状況及び業績は、統制上のリスク及び業務リスクを含め、悪影響を受ける可能性がある。同様に、当行が若手の専門家又はその他の優秀な者を招き入れ、適切に養成し、意欲を起こさせ、雇い続けることができない場合、当行の事業は同様の影響を受ける可能性がある。「―第2－5 従業員の状況」を参照のこと。

(jj) 異なる会計基準又は新たな会計基準を採用する場合、将来及び過去の期間における当行の報告された財務状態及び業績に変更が生じる可能性がある。

本書に含まれる財務書類及びその他の財務情報は、インドGAAPに従った当行の非連結及び連結財務書類に基づくものである。インドの会計基準は国際財務報告基準に収斂されると予想されており、当行は規制当局が今後インド企業向けに決定するスケジュールに従い、インドで採用された国際財務報告基準に基づき財務書類を作成することを要求される可能性がある。しかしながら、金融商品に関する現行の国際財務報告基準、特にIAS第39号を段階的に置き換えるという、国際会計基準審議会が取り組んでいる継続中のプロジェクトは、インドの企業による国際財務報告基準の採択スケジュールに影響を与える可能性がある。当行は、当行が事業を行っている又は当行の有価証券が上場されている特定の法域における規制を遵守するために、インドの規制当局が発表すると思われるスケジュールより前に、国際財務報告基準に基づき財務書類を発表する可能性がある。インドGAAPとは異なる基準に基づき作成された財務書類は、現在あるもののように、本書に含まれる財務書類及びその他の財務情報と大幅に異なる可能性がある。「―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(20)インドの会計基準と国際財務報告基準とのコンバージェンス」も参照のこと。

5【経営上の重要な契約等】

2013年12月27日に提出した2013年9月30日終了の6ヶ月間に関する半期報告書以降、重要な変更はなかった。

6【研究開発活動】

「―第2－3 事業の内容」を参照のこと。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当行の財政状態及び業績に関する下記の考察及び分析は、当行の監査済連結財務書類と併せて読まれるべきものである。下記の考察は、いくつかの重要な点において米国GAAPと異なるインドGAAPに従い作成された当行の監査済連結財務書類及びその注記に基づいている。米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整、インドGAAPと米国GAAPの重大な相違点に関する記述並びに米国GAAPに関する追加情報については、当行の連結財務書類に対する注記20及び21を参照のこと。

要旨

(1) 一般

当行は、多様化された金融サービスグループであり、幅広い銀行及び金融サービスを法人及び個人顧客に対して様々なデリバリーチャネルを通じて提供している。当行は、総資産ベースで、インドにおける最大の民間部門銀行である。銀行系商品及びサービス以外に、当行は、生命保険及び総合保険、資産管理、証券仲介業並びにプライベート・エクイティ商品及びサービスを専門子会社を通じて提供している。2014年度末現在の当行の総資産は、7,475.3十億ルピーであった。2014年度末現在の当行の連結資本及び準備金は、764.3十億ルピーであった。2014年度における当行の純利益は、2013年度の96.0十億ルピーに対して110.4十億ルピーであった。

当行の主要業務は、個人顧客及び法人顧客に対する商業銀行業務である。当行の個人顧客に対する商業銀行業務は、個人向け貸付及び預金受入れ並びに保険及び投資商品の販売から成る。当行は、銀行支店、ATM、コールセンター、インターネット及び携帯電話を含むあらゆるチャネルを通じて当行の商品及びサービスを提供している。2014年度末現在、当行はインドにおいて、3,753の支店及び11,315機のATMから成るネットワークを有していた。当行は、インドの主要な企業、中堅企業及び中小企業に対して、ローン商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金商品並びに外国為替商品及びデリバティブ商品を含む様々な商業銀行商品及びサービス並びにプロジェクト・ファイナンス商品及びサービスを提供している。当行はまた、農業銀行及び地方銀行商品を提供している。当行は、商業銀行業務から受取利息及び手数料収入を得ている。

当行の国際銀行業務における主たる対象は、インド出身者、インド企業、厳選された地域事業及び多国籍企業に対する商品及びサービスの提供、当行のカナダの子会社の担保付住宅ローン商品の提供並びに大規模なコミュニティに対する預金商品の提供である。ICICIバンクの海外の支店は、主としてインド企業の海外業務を対象に、またそれらのインドにおける外貨必要額に応じて、預金、融資及び貸付の提供を行っている。当行の海外の支店及び銀行子会社はまた、インド企業及びその海外業務部門による資金調達において、アドバイザー業務及びシンジケーション業務を行っている。当行は、現在、英国、カナダ及びロシアに銀行子会社を、シンガポール、ドバイ、スリランカ、香港、カタール、米国及びバーレーンに支店を、中国、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、南アフリカ、マレーシア及びインドネシアに駐在員事務所を有している。当行の英国における子会社は、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトにそれぞれ支店を1店設置した。

当行の財務業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び債券の売買並びに先物取引、スワップ及びオプション等の法人顧客向けの外国為替及びデリバティブ商品及びサービスが含まれる。当行は、市場の動向により財務収益を得ている。当行はまた、当行の顧客に提供している資金調達商品から手数料を得ている。当行の海外の支店及び銀行子会社はまた、インド企業以外の金融機関の債券及び資産担保証券に対して投資している。

当行はまた、専門の子会社を通じて、保険業務、資産管理業務、証券業務及びプライベート・エクイティ・ファンドの運用業務に従事している。当行の子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、様々な生命保険及び総合保険並びに資産管理商品及びサービスを個人顧客及び法人顧客に提供する。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において、新規契約（個人向け加重受取保険料ベース）に基づく市場シェアを7.2%有する最大の民間部門生命保険会社であった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において、計上された保険料総額の9.4%の市場シェアを有する最大の民間部門総合保険会社であった。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーが運用する、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンド（ICICI Prudential Mutual Fund）は、2014年3月31日に終了する3ヶ月間で平均運用資金量に関してインドにおいて第2位のミューチュアル・ファンドであった。当行は、当行の個人顧客及び法人顧客に対し、当行の保険及び資産管理に係る子会社並びにその他の資産管理会社の商品のクロスセルを行う。当行の子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドは、株式引受け及びブローカー業務並びに国債のプライマリー・ディーラー業務にそれぞれ従事している。ICICIセキュリティーズは、有数のオンラインでのブローカー業務プラットフォームである、ICICIダイレクト・ドットコム（icicidirect.com）を所有している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において子会社（ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド）を有しており、かかる子会社は同様に、米国において、ブローカー・サービスに従事する事業子会社（ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド）を有している。当行のプライベート・エクイティ・ファンドを運用する子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーは、プライベート・エクイティに対して投資を行うファンドを運用する。

(2) 事業環境

当行の貸付ポートフォリオ、財政状態及び業績は、インドの経済状況、当行の法人顧客の事業活動に影響を及ぼす商品価格の変動等の全世界的な経済の展開、全世界的な金融市場の状況、米国及び当行が重要な地位を有している諸外国又はインド経済及び世界市場に影響を及ぼす諸外国の経済状況、並びに発展的な国内外の規則による影響を受けており、今後も受け続けることが予想される。下記の当行の業績に関する考察の理解を容易にするためには、これらのマクロ経済的要因及びその他の主要な要因を考慮に入れるべきである。

2014年度の動向

世界の経済成長は、2014年度において依然として低迷していたが、世界の金融市場は米国連邦準備金による量的緩和の縮小が開始されたことを受けて不安定であった。インド経済の年間成長率は、投資活動及び消費者需要の不振に伴い、2年間連続して5.0%を下回った。世界的景気回復に関する不透明感、国内成長に対する懸念及び金融市場の不安定性が、2014年度の経済環境の重要な特徴であった。

インドの国内総生産（GDP）は、2013年度の4.5%の成長に対して、2014年度においては4.7%の成長であった。工業部門は2013年度の1.0%に対して2014年度は0.4%の成長であった。サービス部門は2013年度の7.0%に対して2014年度には6.8%の成長であった。農業部門は2013年度の1.4%の成長に対して2014年度には4.7%の成長の回復が見られた。2013年度の5.0%の個人消費の成長及び0.8%の投資の成長に対して、2014年度において個人消費は4.8%の成長を記録したが、総固定資本形成に基づく投資は、0.1%減少した。

卸売物価指数に基づくインフレ率は、2013年4月の4.8%から2013年11月には7.5%まで上昇したが、その後穏やかになり、2014年3月には6.0%となった。2014年度の卸売物価指数に基づく平均インフレ率は、2013年度の7.4%と比較して6.0%であった。インフレ率の低下は、工業製品区分の減速に起因するものであり、同区分では、2014年度の平均インフレ率が2013年度の5.4%から3.0%まで低下した。燃料のインフレ率は、2014年度においても約10.0%と横ばいであった。しかしながら、食品のインフレ率は、2013年度の平均9.9%から2014年度には12.8%まで上昇した。消費者物価指数に基づく小売業のインフレ率は、2014年度の前半において9.0%超まで上昇し続け、2013年11月には11.2%の高水準まで上昇し、その後2014年3月には8.3%まで緩やかに減少した。小売業のインフレ率は、食品のインフレ率に沿うところが多い。

2014年度の金融政策の実施は、3つの異なる段階に分けることができる。2014年の初期において、インフレ率の水準が穏やかになったことを鑑み、インド準備銀行は、2013年5月にレポレートを7.50%から7.25%まで25ベースポイント引き下げた。第2段階において、2013年5月に米国連邦準備金はその量的緩和計画の縮小の可能性を示唆したことを受けて、新興成長市場経済からポートフォリオの資金の多額の流出があった。インドではまた、対外ポートフォリオ投資、とりわけデットファンドの多額の流出が見られ、これによりルピーは急落した。ルピーは、2013年6月から8月の間に米ドルに対して17.8%のルピー安となり、2013年5月末現在の1米ドル当たり56.5ルピーに対して2013年8月28日現在では1米ドル当たり68.4ルピーに達するまで下落した。これらの展開に応じて、インド準備銀行はその金融政策に対する姿勢を変更した。2013年7月15日、為替レートを安定させるために、インド準備銀行は、国債に対して銀行がインド準備銀行より特定の閾値を超過して翌日物資金を借り入れる金利である限界常設ファシリティ率を、レポレートは維持した上で8.25%から10.25%まで200ベースポイント引き上げた。インド準備銀行はまた、流動性調整枠に基づく銀行の借入限度を750.0十億ルピーに固定した。2013年7月24日より、インド準備銀行は、流動性調整枠に基づく銀行の借入限度を要求払い預金及び定期預金の純額の0.5%までさらに引き下げることを発表した。さらに、2013年7月27日より、銀行が維持することを義務付けられている1日の最低現金準備率残高が、従前の70.0%から、規定された2週間ごとの要件の99.0%へと引き上げられた。市場に対するこれらの措置は、大口預金の金利及び国債の利回りの急騰という即座の影響をもたらした。ベンチマークである10年物国債の利回りは、2013年6月末現在の7.5%から2013年7月30日までに8.24%まで上昇し、さらに2013年8月19日には9.2%の最高値に達した後に緩やかに下落した。また、短期の大口預金の金利では、3ヶ月物の定期預金の金利が2013年7月15日現在の7.95%から2013年8月31日現在の11.83%まで約385ベースポイント急激に上昇した。為替レートを安定させるためのこれらの措置の影響を鑑み、インド準備銀行は、銀行の投資ポートフォリオに対する特定の調整を認めた。この措置には、満期保有目的区分の国債の保有限度を従前の要件である24.0%に対して要求払い預金及び定期預金の純額の24.5%まで引き上げることが含まれており、これにより銀行は、1度限りの措置として2013年7月15日付措置の発表前の実勢価格で、売却可能区分及びトレーディング目的保有区分から、満期保有目的区分に要求払い預金及び定期預金の純額の24.5%を上限として有価証券を移すことができ、また銀行は売却可能及びトレーディング目的保有のポートフォリオの純減少額を2014年度の残りの期間をかけて償却する選択権が与えられることとなった。

第3段階の金融政策の活動は、2013年9月に開始され、上昇したインフレ水準への対処に焦点が移される一方で金融操作が次第に正常化した。通貨市場が安定していることを受けて、インド準備銀行は、2013年9月から10月にかけて限界常設ファシリティ率を10.25%から8.75%まで段階的に150ベースポイント引き下げた。同時に、レポレートは、上昇するインフレ水準に対する懸念を反映して、7.25%から7.75%まで段階的に50ベースポイント引き上げられた。これらの変更により、金融操作は正常化し、これら2つの金利の100ベースポイントの差は、2013年10月末までに元に戻った。2014年1月に、インド準備銀行は、レポレートを8.0%までさらに25ベースポイント引き上げた。

インドの対外指標は、政策介入及び輸出の回復を受けて2014年度において改善した。経常収支の赤字額は2013年度にはGDPの4.8%と高かったが、2014年度にはGDPの1.7%まで大幅に減少した。2014年度中に、とりわけ金輸入の政策的制限により輸入は8.1%落ち込んだ。これに対して、2014年度に輸出は4.0%増加し、これにより当該年度中の貿易赤字は27.2%縮小した。資本流入も2014年度の後半に向けて増加した。米ドルの流入を引き寄せ、通貨支援を提供することを目指して、2013年9月にインド準備銀行は、年率3.5%の固定率で漸増する米ドルによる外貨建非居住者向け預金のために銀行向けスワップファシリティを開始した。銀行の外貨借入限度額は増加し、銀行は従前の50.0%に対して正常な基本的自己資本の100.0%を上限として借入を行うことが認められた。この手段による借入金、実勢のスワップレートを下回る100ベースポイントの譲許的レートでインド準備銀行とスワップすることができる。このスワップファシリティは2013年9月10日から2013年11月30日まで利用することができ、当該期間中に外貨建非居住者向け銀行預金及び銀行借入金の形態で34.3十億米ドルの流入を引き寄せた。さらに、2013年7月26日から2014年3月7日の間に集められ、3年以上の満期を有する漸増する非居住者向けドル建預金は、現金準備率及び法定流動性比率の維持を免除された。かかる預金に対する貸付金は、優先区分の貸付目標の計算のための調整後銀行融資純額から控除されることが認められた。これは、預金が満期となるまで及び貸付金が返済されるまで認められていた。全体としては、ルピーは、2013年9月及び2014年3月の間に9.7%のルピー高となったものの、2013年3月末現在の1米ドル当たり54.4ルピーから、2014年3月末現在では1米ドル当たり60.1ルピーと、2014年度中に10.5%のルピー安となった。

インドの株式市場は、2014年度において非常に不安定な時期があったにもかかわらず、当該年度において好転した。ベンチマーク指標であるボンベイ証券取引所センシティビティ指数（BSE Sensex）は、2013年3月31日現在の18,836から2013年8月21日には17,906まで下落したが、その後2014年3月31日には22,386まで増加し、2014年度中に18.8%の増加となった。海外の機関投資家からのインドへの投資の流入は2014年度において大幅に減少し、純流入額は2013年度における27.6十億米ドルの純流入に対して約5.0十億米ドルの純流入であった。外国直接投資及び海外からの商業借入は、それぞれ2013年度中の16.0十億米ドル及び8.6十億米ドルに対して、2014年度中には20.5十億米ドル及び10.7十億米ドルまでわずかに増加した。

非食品部門の与信成長率は、2013年3月22日現在の13.9%に対して2014年3月21日には前年比で14.2%の上昇と、2014年度中は引続き緩やかであった。部門的な与信配備のデータに基づき、工業部門への与信の成長率は前年比で13.1%であり、サービス部門への与信の成長率は前年比で16.1%であった。インフラ部門への与信は、2013年3月22日現在の15.8%の成長に対して、前年比で15.1%の成長であった。個人向け貸付の成長率は、2013年3月の14.7%と比較して、2014年3月には15.5%まで上昇した。預金の成長率は、2013年3月22日現在の14.2%に対して2014年3月21日現在には前年比で14.1%の成長率であった。要求払い預金の成長率は、2013年3月22日現在の5.9%に対して、2014年3月21日現在では前年比で7.8%であった。

生命保険部門において新規に引き受けられた個人向け保険料は、2013年度の470.2十億ルピーに対して、2014年度には（加重受取保険料ベースで）454.3十億ルピーであった。損害保険部門（専門保険機関を除く。）の保険料総額は、2013年度の646.5十億ルピーから2014年度は12.7%増加して728.5十億ルピーとなった。ミューチュアル・ファンドの平均運用資産は、2013年3月の8,166.6十億ルピーから10.8%増加して、2014年3月には9,045.5十億ルピーとなった。

銀行規制には、2014年度中にいくつかの変更がなされており、さらにいくつかの措置が将来的に実施されることが提案されている。2013年10月29日に公表された第2四半期の金融政策の見直しにおいて、インド準備銀行は、短期から中期的に公表される予定の発展的な措置の焦点となる5つの分野について概説した。これらの分野とは以下のとおりである。

- 金融政策の枠組みを強化し、明確にすること。これに関し、ウルジット・パテル(Urjit Patel)委員会の金融政策の枠組みの改定及び強化に向けた提言が検討され、2014年度中にその実施が開始された。主要な提案には、金融政策活動のための主要なインフレ測定基準として消費者物価指数を採用すること、消費者物価指数のインフレ率を2015年1月までに8.0%に、2016年1月までに6.0%にすることを目標に、インフレ緩和に役立つ滑らかな移行方法により経済を維持すること、2ヶ月間ごとの金融政策のサイクルへ移行すること、並びに銀行システムにおける流動性調整枠に基づく翌日物の流動性の利用及びこれに対応したタームレポを通じた流動性の増加を積極的に減らすこと。
- 新たな銀行の参入、支店の拡大、新種の銀行の奨励及び外国銀行の組織体系の明確化を通じて、銀行の構造を強化すること。2014年4月2日に、2つの新たな銀行が原則的な免許を付与された。インド準備銀行はさらに、ゆくゆくは継続的に免許を発行し、また分化した銀行免許の区分を作ることを表明した。
- 金融市場を拡大し、深化させ、その流動性と回復力を高めること。
- 中小企業、組織化されていない部門、貧困により及び遠隔地であるために十分なサービスを受けられない分野に対する融資の利用を拡大すること。インド準備銀行は、中小企業及び低所得世帯のための包括的金融サービス委員会を任命し、同委員会は2014年3月に提言を提出し、とりわけ専門分野別の支払いを行う大規模な銀行の設立を許可すること及び優先的分野への貸付のための新たな枠組みを提案した。
- 実質的な財務上の再構築及び企業からの負債回収を強化し、経済的困窮に対処するシステムの能力を向上させること。2014年1月に、インド準備銀行は、「経済における不良資産を活性化するための枠組み」を發布した。この枠組みは、問題のある事例の早期の識別、存続可能であると考えられる勘定の適時な再編及び存続不可能な勘定の復興又は売却に向けた迅速な措置のための活動計画を概説するものである。勘定は、特定の基準に基づき「特別注意勘定」として分類されなければならない。是正措置計画を策定するために、共同貸付人のフォーラムを結成することが要求され、フォーラムが活動計画に合意しない場合には、引当要件が引き上げられることとなる。多額の再編については存続可能性に焦点を当てて独立した評価を行うこと及び発起人と債権者の間で損益を公正に分配することが命じられている。この枠組みは2014年4月1日より実施されている。

2014年度に銀行部門に影響を与えたいくつかの重要な規制の進展は以下のとおりである。

- 2013年5月、インド準備銀行は貸付金の条件緩和に係るガイドラインを公表した。ガイドラインに従い、（インフラ部門及び非インフラ部門においてプロジェクトの完了が特定の期間まで遅延されたことによる場合を除き）2015年4月1日以降に条件緩和された貸付金は、不良債権として分類されることとなる。2013年6月1日以降に条件緩和された正常先勘定に係る一般引当金の設定要件は、5.0%となる。かかる日より前に条件緩和された正常先勘定に要求される一般引当金の設定要件は、2014年3月31日までに3.5%まで引き上げられ、さらに2015年3月31日までに4.25%に、また2016年3月31日までに5.0%に引き上げられることとなる。
- 2013年6月、個人向け住宅ローンのためのリスク加重率、引当率及び融資比率に関する健全性基準が修正された。これに従い、7.5百万ルピーを上限とする個人向け住宅ローンは、現在50%のリスク加重率で正常先資産に係る引当金につき0.4%を要件としている。7.5百万ルピーを超える個人向け住宅ローンは、融資比率は75.0%に設定され、リスク加重率は125.0%から75.0%に引き下げられた。
- 商業用不動産居住用住宅という商業用不動産の新たな部門が商業用不動産のカテゴリー内に設置された。商業用不動産のうち居住用住宅のリスク加重率は75.0%であり、正常先資産に係る引当金の要件は0.75%である。居住用住宅を除く商業用不動産については、リスク加重率は100%、正常先資産に係る引当金の要件は1.0%である。
- 2013年8月、インド準備銀行は、インドにおける銀行システムの構造に関する審議文書を発表した。このペーパーは、競争力を高め、より高い成長に対して融資し、専門分野別のサービスを提供し、金融包摂を拡大するといった特定の問題について言及することを目的として、銀行システムの構造の変化を構想するものである。このペーパーは、特定分野のサービスにつき区分化された認可に伴い様々な種類の銀行を認めることを提案している。また、新規の銀行の参入のための継続的な認可についても提案した。このペーパーはまた、現在の銀行主導のユニバーサル・バンキングのモデルから金融持株会社の構造モデルへの移行を支持している。
- 2014年度の上半期において、インド準備銀行は、金輸入及び金による資金調達に関する措置を発表した。当行の委託ベースでの金輸入は、貴金属の輸出業者の需要を満たす分のみ制限されていた。さらに、あらゆる種類の金輸入は、100.0%の現金担保でのみ行うことが義務付けられていた。顧客1名当たりの金貨を担保とした貸付は、50グラムの重さを上限とする金貨に限られていた。
- 2013年10月、インド準備銀行は、支店の許認可方針を自由化し、大都市圏において支店を開設するための承認の要件を撤廃した。しかしながら、年間でティア1の地域において開設された支店の総数は、年間でティア2からティア6の地域において開設された支店の総数を超えることはできない。年間で開設された新たな支店の総数うち少なくとも25.0%は銀行のないティア5及びティア6の農村地域に配置されなければならないことも規定された。
- インド所得税法の第36(1)(viii)条に基づき、銀行により特別準備金に繰入れられた額が課税対象利益から控除されることが認められた。認められた控除は、5年超の融資期間につき長期融資提供事業から生じる利益の20%を上限としていた。準備金の引出しのみが優遇措置を無効とすることができ、特別準備金は引き出されることが意図されていないため、この準備金について繰延税金負債は設定されなかった。しかしながら、特別準備金は、RBIの要件に従った自己資本の計算のために非課税と考えられていた。2013年12月、インド準備銀行は、慎重を期して特別準備金に繰入れられた額につき繰延税金負債を設定することを銀行に対して義務付けた。2013年3月31日までの繰延税金負債は、準備金を通じて直接調整されることを認められており、2014年3月31日に終了する事業年度以降は、繰延税金負債は損益勘定に借記されることとなった。
- 2013年12月、インド準備銀行は、組織的に重要な国内の銀行のための資本課徴金に関する枠組みの草案を公表した。組織的に重要な国内の銀行に適用されるより高い資本要件が、2016年4月から2019年4月までの間に段階的に実施されることとなる。これらの銀行は、普通株等Tier 1資本をリスク加重資産の0.2%から0.8%までの範囲で追加することを義務付けられこととなる。
- 2013年12月、インド準備銀行は、反循環的資本緩衝の実施に関するガイドラインの草案を公布した。ガイドラインに従い、反循環的資本緩衝は、銀行のリスク加重資産の0%から2.5%までとなる。長期的傾向から見る対GDP与信比率の変動は、景気循環を識別するための主要なパラメーターとなるであろう。

- ・ 経済成長の低迷と高まる資産内容への懸念を鑑み、反循環的措置の一環として、インド準備銀行は銀行に対して、2014年度中に不良資産に対する引当金の増加又は追加を行うために、2013年3月31日現在保有されている反循環的引当金緩衝又は流動引当金の33.0%を上限として利用することを認めた。
- ・ 2013年12月、インド準備銀行は、ストレス・テストに係るガイドラインの更新版を公布した。このガイドラインに従い、銀行はストレスに耐える能力を査定するために、信用リスク及び市場リスクのストレス・テストを実施しなければならない。銀行は、リスク加重資産の規模に基づき3つの区分に分類されることとなる。複雑で厳しいストレス・テストは、2,000.0十億ルピーを超えるリスク加重資産を有する銀行により実施される。
- ・ 2014年1月、インド準備銀行は、ヘッジされていない外貨建てエクスポージャーを有する事業体に対する銀行のエクスポージャーのための、漸進的な引当要件及び資本要件を導入した。銀行は、為替レートの変動により借入人に生じる可能性のある損失の、借入人の金利前及び償却前利益に占める割合に基づき、0から80ベースポイントまでの漸進的な引当てを（正常先資産の引当金に加えて）行うことを要求される。予想された損失が借入人の金利前及び償却前利益の75%を超過する場合、25%の追加のリスク加重が適用されることとなるが、損失が75%未満の場合には追加の資本要件は適用されない。このガイドラインは2014年4月1日より実施されている。
- ・ 2014年2月、インド準備銀行は、グループ内取引及びエクスポージャーに対する制限を設定するガイドラインを公布した。インド準備銀行は、非金融サービス会社については単一グループ組織のエクスポージャー・リミットを払込資本金及び準備金の5.0%と設定し、規制金融会社については10.0%と設定した。グループ全体のエクスポージャーは、払込資本金及び準備金の20.0%を超過してはならない。
- ・ 2014年3月、インド準備銀行は、バーゼル3の自己資本規制の実施予定を修正する通知を発表した。資本緩衝の導入は、2016年3月31日まで1年間延期され、バーゼル3の自己資本規制の完全実施は、従前の予定である2018年3月31日から2019年3月31日に予定変更された。追加的なTier 1資本商品の損失を吸収する特性に関して、ガイドラインは、従前の誘因ポイントである6.125%の普通株等Tier 1資本に対して、2019年3月31日までに発行された商品に適用されるリスク加重資産の5.5%の普通株等Tier 1資本及び2019年3月31日以降に発行された商品のリスク加重資産の6.125%の普通株式の基本的自己資本という、事前に定めた2つの誘因ポイントについて規定した。さらに、新たな資本商品に関して、ガイドラインは一時的な評価損を計上する特性を排除し、新たな資本商品は必然的に評価損の転換／恒常的な評価損の計上の特性を有するべきであると定めた。

(3) 事業の概略

当行は、当行の業績評価において、資産の利回りの変動、資金調達コスト及び純金利差益率、手数料収入の変動、費用比率、貸倒引当金並びに総資産利益率及び自己資本利益率等の重要な財務変数を監視している。当行は、預金の増加、資金調達構成、貸付金支払及びローンの延滞の動向等の重要な業務指標も監視している。当行はまた、金利、流動性及び為替等の経済指標の変化についても分析を行う。これらの財務指標に加え、当行は、顧客サービスの質、顧客からの苦情の範囲及び性質並びに重要な取扱商品の推定される市場シェア等その他の非財務指標も監視している。

2012年度以降、インド経済の成長は緩やかになった。経済における金利は、高いインフレ率に応じた金融政策の引締めを受けて上昇した。法人部門では販売の減少及び利益の増加が見られ、また運転資金サイクルの延長と債権の増加も認められた。インド・ルピーの対米ドル相場は当期中に大幅に下落した。さらに、法人部門の投資活動は、行政上の手続に対する懸念並びに土地及び天然資源の利用権を取り巻く問題により影響を受けた。例えば、火力発電所及びガス発電所の燃料の入手可能性に対する懸念がある。成長に関する懸念を受けて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると考え、一部の企業及び部門は比較的高いレバレッジを有している。これらの傾向と懸念は2014年度も継続した。2014年度には当初緩やかな回復が期待されていたにもかかわらず、国内総生産の成長率は2013年度の4.5%に対して4.7%にとどまり、産業の成長率は2013年度の1.0%からさらに減速し2014年度には0.4%となった。加えて、2014年度の下半期には予想を超えて高いインフレ水準となったことを受けて、インド準備銀行は、2014年度には金利が引き下げられるという当初の期待に反して、当該年度中にレポレートと50ベースポイント引き上げた。さらに、とりわけ2014年度の上半期においては、為替レートの急落及びそれに対応するためにインド準備銀行により取られたその後の措置により、金融市場は引き続き不安定であった。「ー7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析ー(2)事業環境ー2014年度の動向」も参照のこと。これらの要因及びその他の要因により、当行を含むインドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は2014年度に増加した。金融政策は、引き上げられた政策金利を維持することによりインフレを抑制することに引き続き焦点を当てている。システム上の流動性、金利及びインフレの動向は、預金の増加、とりわけ低コストの普通預金及び当座預金に関して影響を与えるであろう。当行の低コスト預金基盤を成長させる能力は、かかる預金の競争が高まることによる影響を受ける可能性がある。新規の企業投資及び新規のインフラ計画の低迷もまた、当行の関連手数料収益の動向に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの展開を受けて、当行はバランスの取れた成長へのアプローチ、リスク管理及び利益性を実践してきた。2014年度中に、当行は、企業向け貸付に対する厳選されたアプローチを取りつつ、個人向けセグメントにおける推進力のある機運に焦点を当ててきた。当行はまた、預金特性及び費用比率の改善を維持し、当行のポートフォリオの質を管理することに焦点を当ててきた。当行が事業を拡大するに当たって、サービスの質において顧客の期待に応えることは、当行の戦略の重要な要素となっている。2014年度における当行の財務実績についての考察は以下のとおりである。

当行の純利益は、2014年度において15.0%増加し、2013年度の96.0十億ルピーから110.4十億ルピーとなった。これは、主として純利息収入が19.1%増加したことによるものであるが、引当金（納税引当金を除く。）の38.4%の増加により一部相殺された。

純利息収入は2013年度の166.0十億ルピーから19.1%増加し、2014年度には197.7十億ルピーとなった。この増加は、有利子資産平均額の10.6%の増加及び純金利差益率の24ベースポイントの上昇に起因する。

引当金及び偶発債務（納税引当金を除く。）は、2013年度の21.0十億ルピーから38.4%増加して2014年度には29.0十億ルピーとなった。これは主として、不良資産及び条件緩和資産に対する引当金が増加したことにより起因する。引当金は、主として中小企業の不良資産及び条件緩和貸付並びに法人向け貸付ポートフォリオに対する追加額の増加により増加した。

非利息収入は、主として財務関連業務に関する手数料、為替及び取引手数料が増加したことにより、2013年度の293.2十億ルピーから2.6%増加して2014年度には300.8十億ルピーとなったが、当行の保険事業に関する収益の減少により一部相殺された。手数料、為替及び取引手数料は、2013年度の62.8十億ルピーから増加して2014年度には73.2十億ルピーとなったが、これは主として貸付金処理手数料、取引銀行手数料、クレジットカード手数料及びコマーシャル・バンキング関連手数料の増加によるものであった。さらに、ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドによるミューチュアル・ファンドの運用に係る平均運用資産及び利鞘は増加した。財務関連業務に関する収益は、2013年度の24.0十億ルピーから2014年度には31.4十億ルピーまで増加した。これは主として、当行の株式ポートフォリオに係る実現利益／時価評価損失の戻入、海外支店における利益剰余金の本国送還に係る為替差益及び有価証券受領証に係る利益の増加によるものであるが、国債及びその他の債券のポジションに係る利益の減少により一部相殺された。当行の保険事業に関連する収益は、2013年度の203.9十億ルピーから2014年度には193.3十億ルピーまで減少した。これは当行の生命保険事業からの収益が減少したことによるものであり、当行の総合保険事業の収益が増加したことにより一部相殺された。

非利息費用は、2013年度の302.1十億ルピーから1.5%増加して2014年度には306.7十億ルピーとなったが、これは主として雇用経費及びその他の管理費の増加によるものであり、当行の保険事業に関する費用の減少により一部相殺された。雇用経費は、2013年度の56.3十億ルピーから2014年度には59.7十億ルピーまで増加した。これは主として給与の年次増加及び従業員数の増加によるものであり、国債の利回りに連動する割引率の引上げにより退職金債務が減少したことにより一部相殺された。

2014年度の経済動向は依然として弱含みであった。2014年度には当初緩やかな回復が期待されていたにもかかわらず、国内総生産の成長率は2013年度の4.5%に対して4.7%にとどまり、産業の成長率は2013年度の1.0%からさらに減速し2014年度には0.4%となった。加えて、2014年度の下半期には予想を超えて高いインフレ水準となったことを受けて、インド準備銀行は、2014年度には金利が引き下げられるという当初の期待に反して、当該年度中にレポレートを50ベースポイント引き上げた。さらに、とりわけ2014年度の上半期においては、為替レートの急落及びそれに対応するためにインド準備銀行により取られたその後の措置により、金融市場は引続き不安定であった。これらの要因及びその他の要因により、当行を含むインドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は増加した。不良資産純額は、2013年度末現在の29.1十億ルピーから53.1%増加して2014年度末現在には44.6十億ルピーとなったが、これは主として当行の法人向け貸付及び中小企業向け貸付のポートフォリオにおける不良資産に対する追加額が増加したこと起因する。条件緩和資産純額は、2013年度末現在の62.0十億ルピーから2014年度末現在には117.1十億ルピーまで増加した。これは主として、中小企業を含む企業に対する貸付金の条件緩和が行われたことによる。

貸付金は、主として個人向け貸付金が増加したこと、ICICIバンク・カナダにより社債が「売却可能」区分から「貸付及び債権」区分に区分変更されたこと及び海外の貸付残高に係る為替レートの変動の影響に起因して、2013年度末現在の3,299.7十億ルピーから17.4%増加して2014年度末現在には3,873.4十億ルピーとなった。預金は、主として定期預金及び普通預金の増加により2013年度末現在の3,147.7十億ルピーから14.2%増加して2014年度末現在には3,595.1十億ルピーとなった。当行は、当年度においても引続きインドにおける支店網の拡大を行った。インドにおけるICICIバンクの支店及び出張所のネットワークは、2013年度末現在の3,100ヶ所から2014年度末現在には3,753ヶ所に増加した。ICICIバンクはさらにATM網を増加させ、2013年度末現在の10,481機から2014年度末現在には11,315機とした。

インド準備銀行のバーゼルⅢのガイドラインに従った、2014年度末現在のICICIバンクの非連結ベースでの自己資本比率には、12.8%の普通株等Tier 1資本におけるリスク・ベース資本比率、12.8%のTier 1資本におけるリスク・ベース資本比率及び17.7%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。インド準備銀行のバーゼルⅢのガイドラインに従った、2014年度末現在のICICIバンクの連結ベースでの自己資本比率には、13.1%の普通株等Tier 1資本におけるリスク・ベース資本比率、13.1%のTier 1資本におけるリスク・ベース資本比率及び18.3%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。

(4) 事業の見通し

インドの国内総生産成長率は、過去3事業年度において低下し続けており、2011年度の8.9%から2012年度には6.7%、2013年度には4.5%、2014年度には4.7%まで低下した。成長率の低下は、中国を含むいくつかの新興成長市場における成長の減速を含む、世界的に厳しい環境を背景に生じたものである。さらに、インフレ及び資本投資計画の減速といった国内的な要因が経済成長に影響を与えた。また、ルピーの対米ドル相場の大幅な下落は、世界的な展開に対して、2014年度に影響をもたらした。「－4 事業等のリスク－(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク－(a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。」を参照のこと。

2014年度において、インドの銀行システムにおける融資及び預金の成長は、不良債権及び条件緩和貸付の水準の上昇に伴い、引続き消極的であった。生命保険部門においては、新規個人向け事業の加重保険料ベースで、業界は2013年度における1.9%の減少に対して2014年度には3.4%減少した。民間保険会社でも、新規個人向け事業の加重保険料ベースで、2013年度における1.9%の増加に対して、2014年度には3.4%の減少が見られた。しかしながら、総合保険部門は、依然として成長している。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(b) 当行の商品及びサービスの概要－(viii) 保険」を参照のこと。

2015年度の総選挙の後、議会の過半数による中央政府が発足した。これにより、政府が成長の回復を促すような政策環境を発展させる可能性が期待されている。消費者支出は引続き比較的好調である一方で、当行は、企業投資活動が次第に回復することにより、貸付機会が増え、銀行が関連する手数料収入源を得る手段が増えるであろうと考えている。さらに、法人部門の健全性の改善により、中期にわたる不良債権及び条件緩和債権への追加額の速度が正常化することが期待されている。

長期的に見て、当行はこのように、インド経済は良好になるものと予想している。インドの旺盛な国内消費意欲及び投資意欲は、健全な成長率を引続き支えるであろう。家計収入及び消費の増加が個人向けの貯蓄商品、投資商品及びローン商品に関する事業機会に、産業インフラに関する大幅な投資の潜在的な可能性がプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンスの事業機会に、また、世界的なつながりの増加がインド企業及びインド国外に居住するインド人に対する国際銀行業務提供の機会につながることを期待されている。

過去数年間において、当行は当行の預金特性の均衡を見直し、費用効率を高め、個人向け貸付の成長を拡大し、厳しい事業環境に鑑み法人向け貸付の成長を調整し、高い水準の自己資本比率を維持した。当行の今後の目標は、当行の資本基盤を収益の成長のために活用する一方で、当行の業績の改善を維持し、信用状況の厳重な管理を継続することである。当行が事業を拡大するにつれ、顧客のサービスの質に対する期待に応えることが当行の戦略の重要な要素となる。当行は、成長、リスク管理及び収益率に対するバランスのとれたアプローチ方法を模索している。

当行の戦略の成否は、当行が、低コストの預金基盤を増加させ、貸付金の収益性を高め、不良債権及び条件緩和貸付を削減し、変動する規制環境において法規制の遵守を維持しかつ規制当局による当行業務に対する評価及び監視へ対応し、インドの法人向け及び個人向けの金融サービス市場において効果的な競争を行うことができるかどうかを含み、複数の要因に左右される。指導に基づく貸付目標を達成することは困難であろうと予想されている。銀行、保険及び資産管理を含むインドの金融部門を統制する規制は、当行のような金融サービスグループの成長及び収益性に潜在的な影響を持ちつつ発展し続けている。当行の海外支店は主として大規模な資金源から資金調達されており、世界の金融市場の状況は、資金調達を行い当行の海外支店の事業を成長させる当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。「－４ 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(o) 当行は、過年度において急速な国際的な成長を遂げたことにより、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」を参照のこと。当該戦略の成功は、さらに、当行が事業を行う全体的な規制及び政策環境（金融政策の指示を含む。）に左右される。当行の戦略実行能力はまた、流動性及び金利環境に左右される。「－４ 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(a) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

当行が事業において直面するリスクについては、「－４ 事業等のリスク」を参照のこと。

(a) その他の主要な要因

インドGAAPに基づき、当行は、暫定的に投資を行う予定の特定の事業体を連結対象としていない。しかしながら、米国GAAPの下では、これらの事業体は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結－全般」に従って連結対象となっている。インドGAAPの下では、投資会社に対して資金を譲渡するスリーアイ・インフォテック・リミテッドの能力を低下させる債務の再編取決めの下でのスリーアイ・インフォテック・リミテッドに対する長期的な厳しい規制及びスリーアイ・インフォテック・リミテッドにおける持分を20%未満まで削減するという当グループの継続的な目的に基づき、スリーアイ・インフォテック・リミテッドへの投資は持分法に従い連結されていない。しかしながら、米国GAAPの下では、この事業体は、FASB ASC Subtopic 323-10「投資－持分法及びジョイントベンチャー」に従って持分法適用会社として会計処理されている。

(b) その他の取得の効果

2011年度中に、ICICIバンクは、バンク・オブ・ラジャスタンとの間で、ICICIバンクの株式25株に対してバンク・オブ・ラジャスタンの株式118株の株式交換比率での全株合併に係る契約を締結した。当行の2011年度の財務書類には、2010年8月13日から2011年度末までの期間のバンク・オブ・ラジャスタンの業績が含まれている。バンク・オブ・ラジャスタンの合併は、当行の事業活動全体にとっては重大なものではなかった。

2007年度中、ICICIバンクは、サングリ・バンクとの間で、ICICIバンクの株式100株に対してサングリ・バンクの株式925株の株式交換比率での全株合併に係る契約を締結した。当行の2008年度の財務書類には、2007年4月19日からのサングリ・バンクの業績が含まれる。かかる取引額は、当行の事業活動全体にとっては重大なものではなかった。

(c) 平均貸借対照表

平均残高とは、日次残高の平均（隔週ベースで計算されたICICIバンクの海外支店の平均を除く。）である。有利子資産平均の利回りは、有利子資産平均に対する受取利息の比率である。有利子負債平均のコストは、有利子負債平均に対する支払利息の比率である。貸付金の平均残高は、不良貸付を含んでおり、貸倒引当金を差し引いた額である。当行は、非課税所得につき課税がなされたものとして再計算している。非課税所得は主として非課税の債券に係る受取配当金及び受取利息により構成されている。2014年度において、当行は、28%の実効限界税率を適用した。その他受取利息については、ルピー及び外貨のスプレッド及び純金利差益率の変動に関する説明を容易にするために、ルピー額と外貨額に分類して表示している。その他受取利息のルピー額の部分は、主に、所得税還付に係る受取利息及び金利スワップ収益を含む。その他受取利息の外貨額の部分は、主に外貨による金利スワップ収益を含む。その他受取利息で考慮されるスワップは、非トレーディング・ポートフォリオの一部であり、当行の資産及び負債から発生する市場リスクを管理するために当行により行われている。過年度の数値については、当期の分類と一致するように必要に応じて組み替えて／再分類して表示している。

以下の表は、表示された期間中における資産及び負債の平均残高を示したものであり、これらは受取利息、支払利息及び純利息収入の主要な要素となっている。

（単位：百万ルピー（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度								
	2012年			2013年			2014年		
	平均残高	受取／ 支払利息	平均利回り ／コスト (%)	平均残高	受取／ 支払利息	平均利回り ／コスト (%)	平均残高	受取／ 支払利息	平均利回り ／コスト (%)
資産：									
貸付金：									
ルピー	1,743,013	204,357	11.72	2,048,621	246,408	12.03	2,306,443	281,158	12.19
外貨	977,924	41,845	4.28	1,100,726	49,217	4.47	1,282,850	56,051	4.37
貸付金総額	2,720,937	246,202	9.05	3,149,347	295,625	9.39	3,589,293	337,209	9.39
投資：									
ルピー	1,520,787	114,106	7.50	1,672,004	133,076	7.96	1,849,764	142,681	7.71
外貨	125,963	2,985	2.37	118,789	2,783	2.34	97,742	2,368	2.42
投資総額	1,646,750	117,091	7.11	1,790,793	135,859	7.59	1,947,506	145,049	7.45
その他の有利子資産：									
ルピー	233,523	5,963	2.55	208,674	6,558	3.14	180,082	3,491	1.94
外貨	96,031	1,018	1.06	123,675	1,265	1.02	113,745	694	0.61
その他の有利子資産合計	329,554	6,981	2.12	332,349	7,823	2.35	293,826	4,185	1.42
その他受取利息：									
ルピー		1,456			4,814			4,115	
外貨		11,547			7,395			6,835	
その他受取利息合計		13,003			12,209			10,950	
有利子資産：									
ルピー	3,497,323	325,882	9.32	3,929,299	390,856	9.95	4,336,288	431,445	9.95
外貨	1,199,918	57,395	4.78	1,343,190	60,660	4.52	1,494,337	65,947	4.41
有利子資産合計	4,697,241	383,277	8.16	5,272,489	451,516	8.56	5,830,625	497,393	8.53
固定資産	54,834			54,738			54,752		
その他の資産	1,080,234			1,067,209			1,151,625		
非収益資産合計	1,135,068			1,121,947			1,206,377		
総資産	5,832,309	383,277		6,394,436	451,516		7,037,002	497,393	

(単位：百万ルピー（%の数値を除く。）)

3月31日に終了した年度

	2012年			2013年			2014年		
	平均残高	受取／ 支払利息	平均利回り ／コスト (%)	平均残高	受取／ 支払利息	平均利回り ／コスト (%)	平均残高	受取／ 支払利息	平均利回り ／コスト (%)
負債：									
普通預金：									
ルピー	665,832	26,154	3.93	753,946	29,878	3.96	865,748	34,336	3.97
外貨	66,306	730	1.10	68,665	733	1.07	82,051	1,025	1.25
普通預金合計	732,138	26,884	3.67	822,611	30,611	3.72	947,800	35,361	3.73
定期預金：									
ルピー	1,294,349	113,215	8.75	1,481,452	134,675	9.09	1,541,494	135,375	8.78
外貨	353,468	12,631	3.57	334,376	10,550	3.16	392,768	13,454	3.43
定期預金合計	1,647,817	125,846	7.64	1,815,828	145,225	8.00	1,934,262	148,829	7.69
その他要求払い預金：									
ルピー	221,298			217,742			246,554		
外貨	32,921			43,058			47,187		
その他要求払い預金合計	254,219			260,800			293,741		
預金合計：									
ルピー	2,181,479	139,369	6.39	2,453,140	164,553	6.71	2,653,796	169,711	6.40
外貨	452,695	13,361	2.95	446,099	11,283	2.53	522,006	14,479	2.77
預金合計	2,634,174	152,730	5.80	2,899,239	175,836	6.06	3,175,802	184,190	5.80
借入金：									
ルピー	583,542	64,009	10.97	642,997	69,757	10.85	678,217	74,740	11.02
外貨	882,128	33,393	3.79	1,013,863	37,261	3.68	1,142,414	38,176	3.34
借入金合計	1,465,670	97,402	6.65	1,656,860	107,018	6.46	1,820,630	112,916	6.20
有利子負債：									
ルピー	2,765,021	203,378	7.36	3,096,137	234,310	7.57	3,332,013	244,451	7.34
外貨	1,334,823	46,754	3.50	1,459,962	48,544	3.32	1,664,419	52,655	3.16
有利子負債合計	4,099,844	250,132	6.10	4,556,099	282,854	6.21	4,996,433	297,106	5.95
優先株式資本	3,500			3,500			3,500		
その他の負債	1,110,966			1,163,534			1,285,054		
負債合計	5,214,310	250,132		5,723,133	282,854		6,284,987	297,106	
株主資本	617,999			671,303			752,016		
負債及び株主資本合計	5,832,309	250,132		6,394,436	282,854		7,037,002	297,106	

(d) 受取利息及び支払利息の残高及び金利の変化の分析

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の構成項目の変化を示したものである。期間中の純利息収入の変化は、残高及び金利の変化の双方に基づき計算されていた。以下の表においては、残高と金利の双方に基づく変化は、残高に帰属するものとして計上されている。

	2012年度と比較した2013年度の数値の変化			(単位：百万ルピー)		
	増加（減少）要因			2013年度と比較した2014年度の数値の変化		
	純変化	平均残高 の変化	平均金利の 変化	純変化	平均残高 の変化	平均金利の 変化
受取利息：						
貸付金：						
ルピー	42,051	36,758	5,293	34,750	31,429	3,321
外貨	7,373	5,491	1,882	6,834	7,957	(1,123)
貸付金合計	49,424	42,249	7,175	41,584	39,386	2,198
投資：						
ルピー	18,970	12,035	6,935	9,605	13,711	(4,106)
外貨	(202)	(168)	(34)	(416)	(510)	94
投資総額	18,768	11,867	6,901	9,189	13,201	(4,012)
その他の有利子資産：						
ルピー	596	(781)	1,377	(3,067)	(554)	(2,513)
外貨	247	283	(36)	(571)	(61)	(510)
その他の有利子資産合計	843	(498)	1,341	(3,638)	(615)	(3,023)
その他受取利息：						
ルピー	3,358	-	3,358	(699)	-	(699)
外貨	(4,152)	-	(4,152)	(560)	-	(560)
その他受取利息	(794)	-	(794)	(1,259)	-	(1,259)
受取利息合計：						
ルピー	64,975	48,012	16,963	40,589	44,586	(3,997)
外貨	3,266	5,606	(2,340)	5,287	7,386	(2,099)
受取利息合計	68,241	53,618	14,623	45,876	51,972	(6,096)
支払利息：						
普通預金：						
ルピー	3,725	3,492	233	4,458	4,434	24
外貨	3	25	(22)	292	167	125
普通預金合計	3,728	3,517	211	4,750	4,601	149
定期預金：						
ルピー	21,459	17,009	4,450	700	5,273	(4,573)
外貨	(2,081)	(602)	(1,479)	2,904	2,000	904
定期預金合計	19,378	16,407	2,971	3,604	7,273	(3,669)
預金合計：						
ルピー	25,184	20,501	4,683	5,158	9,707	(4,549)
外貨	(2,078)	(577)	(1,501)	3,196	2,167	1,029
預金合計	23,106	19,924	3,182	8,354	11,874	(3,520)
借入金：						
ルピー	5,748	6,450	(702)	4,983	3,881	1,102
外貨	3,868	4,841	(973)	915	4,296	(3,381)
借入金合計	9,616	11,291	(1,675)	5,898	8,177	(2,279)
支払利息合計：						
ルピー	30,932	26,951	3,981	10,141	13,588	(3,447)
外貨	1,790	4,264	(2,474)	4,111	6,463	(2,352)
支払利息合計	32,722	31,215	1,507	14,252	20,051	(5,799)
純利息収入：						
ルピー	34,043	21,061	12,982	30,448	30,998	(550)
外貨	1,476	1,342	134	1,176	923	253
純利息収入合計	35,519	22,403	13,116	31,624	31,921	(297)

(e) 利回り、スプレッド及び純金利差益率

以下の表は、表示された期間中における有利子資産の利回り、スプレッド及び純金利差益率を示したものである。

(単位：百万ルピー (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
受取利息(1)	305,644	304,411	383,277	451,516	497,393
有利子資産平均	4,060,883	4,157,164	4,697,241	5,272,489	5,830,625
支払利息	207,292	193,426	250,132	282,854	297,106
有利子負債平均	3,713,342	3,717,501	4,099,844	4,556,099	4,996,433
総資産平均	5,093,245	5,282,746	5,832,309	6,394,436	7,037,002
総資産平均に占める 有利子資産平均(％)	79.73	78.69	80.54	82.45	82.86
総資産平均に占める 有利子負債平均(％)	72.91	70.37	70.30	71.25	71.00
有利子負債平均に占める 有利子資産平均(％)	109.36	111.83	114.57	115.72	116.70
利回り(％)	7.53	7.32	8.16	8.56	8.53
ルピー(％)	8.78	8.28	9.32	9.95	9.95
外貨(％)	4.52	4.66	4.78	4.52	4.41
資金調達コスト(％)	5.58	5.20	6.10	6.21	5.95
ルピー(％)	6.44	5.97	7.36	7.57	7.34
外貨(％)	3.90	3.53	3.50	3.32	3.16
スプレッド(2) (％)	1.95	2.12	2.06	2.35	2.58
ルピー(％)	2.34	2.31	1.96	2.38	2.61
外貨(％)	0.62	1.13	1.28	1.20	1.25
純金利差益率(3) (％)	2.42	2.67	2.83	3.20	3.44
ルピー(％)	3.25	3.31	3.50	3.98	4.31
外貨(％)	0.44	0.90	0.89	0.90	0.89

- (1) 当行は、非課税所得につき課税がなされたものとして再計算した。課税がなされたものとして再計算された非課税所得における影響額は、2010年度には4.1十億ルピー、2011年度には3.6十億ルピー、2012年度には3.3十億ルピー、2013年度には2.7十億ルピー及び2014年度には2.6十億ルピーであった。
- (2) スプレッドは、有利子資産平均利回りと有利子負債平均コストの差である。有利子資産平均利回りは、有利子資産平均に対する受取利息の比率である。有利子負債平均コストは、有利子負債平均に対する支払利息の比率である。
- (3) 純金利差益率は、有利子資産平均に対する純利息収入の比率である。純金利差益率とスプレッドの差は、有利子資産平均と有利子負債平均の差から生じている。有利子資産平均が有利子負債平均を上回った場合、純金利差益率は、スプレッドより大きくなり、有利子負債平均が有利子資産平均を上回った場合、純金利差益率はスプレッドより小さくなる。

(f) 純利息収入

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(％)
受取利息(1)	448,846	494,792	935,157	10.2
支払利息	(282,854)	(297,106)	(561,530)	5.0
純利息収入	165,992	197,686	373,627	19.1

- (1) 非課税所得については、課税がなされたものとしての再計算は行われていない。

純利息収入は、2013年度の166.0十億ルピーから19.1%増加して2014年度には197.7十億ルピーとなったが、これは、有利子資産の平均額が10.6%増加したこと及び純金利差益率が2013年度の3.20%から24ベースポイント増加して2014年度には3.44%となったことに起因する。

(i) 純金利差益率

純金利差益率は、2013年度の3.20%から24ベースポイント増加して2014年度は3.44%となった。ルピー建ポートフォリオにおける純金利差益率は33ベースポイント増加した。

ルピー建ポートフォリオに係る利回りは、2013年度及び2014年度において9.95%の同水準を維持した。

- ルピー建貸付金の利回りは、2013年度の12.03%から2014年度には12.19%に上昇した。当行は、その基準金利を2013年8月23日より9.75%から10.00%まで引き上げた。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(e) 貸付ポートフォリオ―(vi) 貸付の条件決定」も参照のこと。
- ルピー建有利子投資に係る利回りは、2013年度における7.96%から2014年度には7.71%に低下したが、これは主として法定流動性比率投資を除く投資に係る利回りが低下したことに起因する。法定流動性比率投資を除く投資に係る利回りは、主としてパススルー証券の利回りの低下、高利回りの債券及びディベンチャーが満期となったこと並びに低利回りの農業インフラ開発基金及びその他関連する投資商品に対する投資が増加したことにより低下した。上記の低下は、ミューチュアル・ファンド及び法定流動性比率投資の利回りの上昇により一部相殺された。
- その他のルピー建有利子資産に係る利回りは、主としてより利回りの高い銀行預金が増期となったことにより、2013年度の3.14%から2014年度には1.94%まで低下した。
- 所得税還付に係る受取利息は、2013年度における2.7十億ルピーから2014年度には2.0十億ルピーに減少した。かかる収益の受領、金額及び時期は、税務当局による決定の内容及び時期に左右されるため、一貫しておらず、また予測することもできない。

ルピー建ポートフォリオに係る資金調達コストは、2013年度の7.57%から23ベースポイント減少して2014年度には7.34%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ルピー建預金コストは、2013年度の6.71%から2014年度には6.40%に減少した。これは主としてルピー建定期預金コストの減少並びによりコストのかからない預金である当座預金及び普通預金の平均額の増加によるものである。ルピー建定期預金コストは、2013年度の9.09%から31ベースポイント減少して、2014年度には8.78%となった。これは主として2014年度の初めに定期預金がより低い利率に改定されたことによるものである。この減少は、金利の体系的な上昇により2014年度の第2四半期に高コストの定期預金が動員された影響により一部相殺された。当座預金及び普通預金の平均額のルピー建預金総額に占める割合は、2013年度の39.6%から2014年度には41.9%まで増加した。

上記の減少は、ルピー建借入コストが2013年度の10.85%から2014年度には11.02%まで増加したことにより一部相殺された。

当行の外貨建ポートフォリオに係る利回りは、2013年度の4.52%から11ベースポイント下落して2014年度には4.41%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ICICIバンク・カナダにおける資産に係る利回りは低下したが、これは主として貸付金に係る利回り及び投資に係る利回りが低下したことに起因する。貸付金に係る利回りは、高利回りの貸付の繰上返済／返済並びに利回りの低い証券化された担保付住宅ローンのポートフォリオの増加により低下した。投資に係る利回りは、主として2014年度においてより利回りの高い国債の売却／満期到来により低下した。
- ICICIバンクUKにおける資産の利回りは、主として投資に係る利回りが上昇したことにより上昇した。投資に係る利回りの上昇は、主としてより高利回りの債券ポートフォリオの増加及び2014年度における利回りの低い投資商品の売却／満期到来に起因するものであった。上記の上昇は、利回りの低いインドの銀行への外貨建非居住者向け（銀行）預金に対して行われた高利回りの外貨建転換社債及び貸付金の繰上返済／返済及び満期到来のために、より利回りの高い貸付が減少したことに主に起因して、貸付金に係る利回りが低下したことにより一部相殺された。
- ICICIバンクの海外支店の資産に係る利回りは、主として銀行預金及び定期マネー融資に係る利回りが低下したことにより低下した。

外貨建ポートフォリオの資金調達コストは、2013年度の3.32%から16ベースポイント減少し、2014年度には3.16%となったが、これは以下の要因によるものであった。

- ・ ICICIバンク・カナダの資金調達コストは減少したが、これは主として預金コスト及び借入コストが減少したことに起因する。借入コストは、証券化された住宅ローンによる借入コストが減少したことにより減少した。
- ・ ICICIバンクUKの資金調達コストは減少したが、これは預金コスト及び借入コストが減少したことに起因する。預金コストは、高コストの定期預金が増期となり、より低い金利での企業向け定期預金及び個人向け定期預金が増加したことにより減少した。さらに、預金基盤における低コストの普通預金の割合は増加した。借入コストは、2014年度において高コストの借入金の返済並びに低コストの新規借入及びレポ借入が行われたことにより減少した。
- ・ ICICIバンクの外貨資金の資金調達コストは、主として借入コストが減少したことにより減少したが、定期預金のコストが増加したことにより一部相殺された。

(ii) 有利子資産

有利子資産平均額は、2013年度の5,272.5十億ルピーから10.6%増加して2014年度には5,830.6十億ルピーとなった。有利子資産の増加は、主として貸付平均額が439.9十億ルピー増加したこと及び有利子投資平均額が156.7十億ルピー増加したことに起因する。

貸付平均額は、2013年度の3,149.3十億ルピーから14.0%増加して2014年度には3,589.3十億ルピーとなった。ルピー建貸付平均額は、国内の法人向け貸付及び個人向け貸付がいずれも増加したことにより、2013年度の2,048.6十億ルピーから2014年度には2,306.4十億ルピーに増加した。外貨建貸付平均額は、2013年度の1,100.7十億ルピーから16.5%増加して2014年度には1,282.8十億ルピーとなった。これは主として、ルピーの対米ドル相場下落の影響及びICICIバンク・カナダの担保付住宅ローンのポートフォリオの増加並びに法人向け貸付及びICICIバンクUKの外貨建非居住者向け（銀行）預金に対する貸付の増加に起因する。

有利子投資平均額は、2013年度の1,790.8十億ルピーから8.8%増加して2014年度には1,947.5十億ルピーとなった。これは主として、インド国債に対する有利子投資平均額が、2013年度の994.7十億ルピーから15.1%増加して2014年度には1,145.1十億ルピーとなったことに起因する。インド国債以外の有利子投資には、社債及びディベチャー、預金証書、コマーシャル・ペーパー、パススルー証書、農業インフラ開発基金に対する投資及び関連投資並びに流動性の高いミューチュアル・ファンドに対する投資が含まれる。2014年度において、2013年度と比較して農業インフラ開発基金及びその他関連する投資商品並びに参加証書は増加し、債券及びディベチャー並びにミューチュアル・ファンドは減少した。ICICIバンク・カナダの投資平均額は、社債が「貸付及び債権」区分に区分変更されたこと及び短期国債に対する投資が減少したことによって減少した。ICICIバンクUKの投資平均額は、債券に対する投資の減少によって減少した。

(iii) 有利子負債

有利子負債平均額は、預金平均額が276.6十億ルピー及び借入平均額が163.7十億ルピー増加したことにより、2013年度の4,556.1十億ルピーから9.7%増加して2014年度には4,996.4十億ルピーとなった。定期預金平均額は、2013年度の1,815.8十億ルピーから2014年度には1,934.3十億ルピーに増加した。当座預金及び普通預金の平均額は、2013年度の1,083.4十億ルピーから2014年度には1,241.5十億ルピーに増加した。借入平均額は、債券借入、コール借入、借換のための借入及び担保付借入並びに貸付債務付借入の増加により、2013年度の1,656.9十億ルピーから2014年度には1,820.6十億ルピーに増加したが、流動性調整枠に基づく借入及び参加証書の減少により一部相殺された。ルピーベースでのICICIバンクの海外借入は主としてルピー相場下落の影響により増加した。

ICICIバンクUKの預金平均額は、主として普通預金平均額が増加したことにより増加した。ICICIバンクUKの借入平均額は、銀行引受手形による借入、相対借入及び買戻条件付取引に基づく借入の増加により増加したが、これは債権借入の減少により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの借入平均額は、主として証券化された住宅ローンに基づく借入が増加したことによって増加した。しかしながら、ICICIバンク・カナダの預金平均額は、定期預金平均額及び普通預金平均額の減少により減少した。

「－ 4 事業等のリスクー (2) 当行の事業に関するリスクー(a) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

(g) 非利息収入

以下の表は、表示された期間中における非利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
手数料、為替及び取引手数料	62,767	73,241	138,425	16.7
財務関連業務の収益／（損失）（正味）(1)	23,994	31,378	59,304	30.8
土地、建物及びその他の資産の売却利益／（損失）(正味)	339	1,352	2,555	-
保険料及びその他保険事業による営業収益	203,944	193,319	365,373	(5.2)
雑収益	2,154	1,556	2,941	(27.7)
非利息収入合計	293,198	300,846	568,599	2.6

(1) 投資の売却／再評価及び為替取引に係る利益／（損失）を含む。

非利息収入は、主として当行の保険事業に関する収益、手数料、為替及び取引手数料収入、財務関連業務の収益／（損失）並びにその他の雑収益が含まれる。非利息収入に関するこの分析は、前述した世界及びインド経済の変化の状況、金融市場活動、競争環境、顧客活動水準並びに当行の戦略の背景と照らし合わせて読まれるべきである。

非利息収入は、2013年度の293.2十億ルピーから2.6%増加し、2014年度には300.8十億ルピーとなった。これは主として、手数料、為替及び取引手数料の収益並びに財務関連業務の収益が増加したことによるが、当行の保険事業からの収益が減少したことにより一部相殺された。

(i) 手数料、為替及び取引手数料

手数料、為替及び取引手数料収入には、主に当行の銀行事業からの手数料、並びに当行の証券仲買子会社、資産管理子会社及びベンチャー・キャピタル・ファンド運用子会社における手数料及び取引手数料収入が含まれる。当行の銀行事業からの手数料収入の主な内訳は、貸付金処理手数料、取引銀行手数料及びストラクチャリング手数料等の法人顧客からの手数料並びに貸付金処理手数料、クレジットカード手数料及び個人向け預金口座に係るサービス手数料等の個人顧客からの手数料である。

手数料、為替及び取引手数料収入は、2013年度の62.8十億ルピーから16.7%増加し、2014年度には73.2十億ルピーとなった。ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、2013年度の54.6十億ルピーから2014年度には63.1十億ルピーに増加し、当行の銀行子会社の手数料、為替及び取引手数料収入は、2013年度の1.6十億ルピーから2014年度には2.3十億ルピーに増加した。さらに、当行の資産管理子会社の管理手数料及び当行の証券仲介子会社の取引手数料も増加した。しかしながら、2014年度において当行のベンチャー・キャピタル・ファンド運用子会社の運用手数料はわずかに減少した。

ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、主として、貸付金処理手数料、取引銀行手数料、クレジットカード手数料及びコマーシャル・バンキング手数料の増加により増加した。当行の銀行子会社の手数料収入は、ICICIバンクUKの貸付金処理手数料の増加により増加した。

当行の資産管理子会社における管理手数料は、主として運用中の資産平均額の増加によりミューチュアル・ファンドの運用に係る手数料が増加したこと及びミューチュアル・ファンドの業務の利鞘が増加したことにより、2013年度に対して2014年度において増加した。さらに、2013年度に対して2014年度においては当行の証券仲介業子会社の取引手数料及び第三者商品の販売手数料が増加した。

当行のベンチャー・キャピタル・ファンド運用子会社の運用手数料は、資本回収により特定のファンドの発行済資本が減少したことにより減少した。

(ii) 財務関連業務の収益／損失（正味）

財務関連業務からの収益／損失には、投資の売却利益並びに債券、普通株式及び優先株式ポートフォリオ、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・ファンドのユニット、ミューチュアル・ファンドのユニット並びに資産再構築会社により発行された有価証券受領証における未実現利益／（損失）の変動による投資の再評価が含まれる。さらに、外国為替取引（顧客とのあらゆる外国為替取引並びにオプション及びスワップを含むデリバティブ取引により構成される。）からの利益が含まれる。財務関連業務の収益は、2013年度の24.0十億ルピーから30.8%増加して、2014年度には31.4十億ルピーとなった。2014年度における財務関連業務の収益の増加は、主として株式ポートフォリオに係る実現利益／時価評価損失の戻入、海外支店における利益剰余金の本国送還に係る為替差益及び有価証券受領証に係る利益に起因するが、国債及びその他の債券のポジションに係る利益の減少により一部相殺された。

当行の国債ポートフォリオ及びその他の債券のポジションに係る利益は、2013年度における7.6十億ルピーから2014年度は5.9十億ルピーに減少した。これは、主として2014年度において金融市場が不安定であったこと及び金利が大幅に上昇したことにより起因する。ベンチマークである10年物国債の利回りは、対外ポートフォリオ資金、とりわけデットファンドの多額の流出により、2013年3月29日の7.96%から2013年8月19日には最高9.24%まで上昇した。利回りは依然として不安定であり、その後8.00%を超える水準まで上昇し、2014年3月28日は8.80%であった。

2014年度において、当行の株式ポートフォリオには、主として2014年度に株式市場が回復したことから、2014年度に株式ポートフォリオに係る実現利益／時価評価損失の戻入が生じたことにより、2013年度における0.4十億ルピーの損失に対して2.2十億ルピーの利益が発生した。

2014年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は、8.8十億ルピーであった。2014年度において、当行は有価証券受領証に係る2.0十億ルピーの実現／未実現利益を計上した（これに対し、2013年度は0.5十億ルピーの利益を計上した。）が、この利益は純資産価値の増加及び償還に係る実現利益に起因するものであった。

顧客との外国為替取引及びデリバティブ取引差益からの利益は、2013年度の12.8十億ルピーから2014年度には14.1十億ルピーに増加した。これは主として、大規模な法人顧客重視の強化及び新規の中小規模の法人顧客の獲得に起因する。さらに、2014年度中のルピー相場下落により当年度中にインドに対する送金が増加したことにより、送金に係る報酬／手数料が増加した。

2014年度において、当行は、海外支店からの200百万米ドルの利益剰余金の本国送還に係る為替差益により2.2十億ルピーの収益を上げた。

2013年度末現在には0.8十億ルピーの投資済クレジット・デリバティブ商品及び3.5十億ルピーの未投資クレジット・デリバティブ商品があったのに対して、2014年度末現在では投資済クレジット・デリバティブ商品及び未投資クレジット・デリバティブ商品における当行の信用エクスポージャーはなかった。

[次へ](#)

(iii) 保険事業に関する収益

当行の保険事業に関する収益は、2013年度の203.9十億ルピーから減少して2014年度は193.3十億ルピーとなった。これは主として、当行の生命保険事業に関する収益が2013年度における160.4十億ルピーから2014年度において145.5十億ルピーに減少したことに起因するが、かかる減少は当行の総合保険事業からの収益が2013年度における43.5十億ルピーから2014年度において47.8十億ルピーまで増加したことにより一部相殺された。当行の保険事業からの収益は、正味保険料収入、報酬及び手数料収入並びに保険の担保権実行に係る収益を含む解約手数料を含んでいた。当行の生命保険事業からの収益には、2014年度において、正味保険料収入122.7十億ルピー並びに報酬及びその他の生命保険関連収入22.8十億ルピーが含まれる。これに対し、2013年度は、正味保険料収入134.1十億ルピー並びに報酬及びその他生命保険関連収入26.3十億ルピーであった。

2014年度のICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入（出再保険料控除後の総額）は、2013年度の135.4十億ルピーから8.2%減少した124.3十億ルピーであった。個人向けの新規保険料は、2013年度の36.4十億ルピーから1.5%減少して2014年度には35.9十億ルピーとなった。個人向けの継続保険料は、2013年度の80.6十億ルピーからわずかに増加して、2014年度には81.0十億ルピーとなった。当グループの保険料は、2013年度の18.4十億ルピーから2014年度には7.4十億ルピーまで減少した。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの報酬及びその他の生命保険関連収益は、2013年度の26.3十億ルピーから2014年度は22.8十億ルピーに減少した。保険証券発行手数料、ファンド運営手数料及び保険の担保権実行に係る収益を含む解約手数料は減少した。

当行の総合保険事業からの収益には、2014年度において、正味保険料収入42.2十億ルピー及び手数料収入5.6十億ルピーが含まれる。これに対し、2013年度は、正味保険料収入38.9十億ルピー及び手数料収入4.6十億ルピーであった。

正味保険料収入は、2013年度の38.9十億ルピーから2014年度には42.2十億ルピーに増加した。これは主として、天候保険事業及び自動車保険事業の成長に起因する。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの手数料収入は、2013年度の4.6十億ルピーから19.6%増加して2014年度には5.6十億ルピーとなった。これは主として個人向け保険事業における出再保険に係る手数料の増加に起因するものである。

(iv) 雑収益

雑収益は、2013年度の2.2十億ルピーから2014年度には1.6十億ルピーに減少した。

(h) 非利息費用

以下の表は、表示された期間中における非利息費用の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年/2013年 増減(%)
従業員に関する支払額 及び引当金	56,291	59,688	112,810	6.0
当行の不動産に 関する減価償却	5,926	6,876	12,996	16.0
監査報酬及び費用	167	210	397	25.6
リース資産に関する減 価償却	328	317	599	(3.4)
保険事業に関する 費用	173,517	162,367	306,874	(6.4)
その他の管理費	65,841	77,206	145,919	17.3
非利息費用合計	302,070	306,664	579,595	1.5

非利息費用は、主として当行の保険事業に関する費用、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費を含む。営業費用は、2014年度において、2013年度の302.1十億ルピーに対して、306.7十億ルピーに増加した。これは主として、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費の増加によるものであるが、当行の保険事業に関連する費用が減少したことにより一部相殺された。

(i) 従業員に関する支払額及び引当金

雇用経費は、給与の年次増加及び従業員数の増加を反映して、2013年度の56.3十億ルピーから6.0%増加し、2014年度には59.7十億ルピーとなったが、国債の利回りに連動する割引率の引上げにより退職金債務に対する引当金が減少したことにより一部相殺された。当行の従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）は、2013年度末現在の85,217名から増加し、2014年度末現在には94,204名となった。

ICICIバンクの雇用経費は、2013年度の38.9十億ルピーから8.4%増加し、2014年度には42.2十億ルピーとなった。雇用経費の増加は、主として、年次増加及び従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）が2013年度末現在の62,065名から2014年度末現在には72,226名に増加したことに起因する。この増加は、国債の利回りに連動する割引率の引上げにより退職金債務に対する引当金が減少したことにより一部相殺された。年金関連費用は、2013年度の2.4十億ルピーから2014年度には1.6十億ルピーに減少した。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2013年度の7.7十億ルピーから7.0%減少し、2014年度には7.2十億ルピーとなったが、これは主として従業員数が2013年度末の12,841名から2014年度末には10,745名まで減少したことに起因する。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの雇用経費については、2013年度の3.1十億ルピーから、2014年度には3.2十億ルピーまでわずかに増加した。

(ii) 減価償却

当行の不動産に関する減価償却は、固定資産の増加により2013年度の5.9十億ルピーから増加し、2014年度には6.9十億ルピーとなった。リース資産に関する減価償却は、2013年度及び2014年度には0.3十億ルピーの同水準を維持した。

(iii) その他の管理費

その他の管理費には、主として賃借料、税金及び照明費、広告宣伝費、保守修繕費、直接販売代理店費用並びにその他の費用が含まれる。その他の管理費は、2013年度の65.8十億ルピーから17.3%増加し、2014年度には77.2十億ルピーとなったが、かかる増加は、主としてICICIバンク及び当行の総合保険子会社の費用の増加によるものである。ICICIバンクのその他の管理費は、2013年度の46.3十億ルピーから2014年度には55.1十億ルピーまで増加したが、これは主として当行の支店及びATM網の増加並びに個人向け事業件数の増加に起因する。インドにおけるICICIバンクの支店及び出張所の数は、2013年度末現在の3,100店から2014年度末現在には3,753店に増加した。またICICIバンクは、ATM網を2013年度末現在の10,481機から2014年度末現在には11,315機に増加させた。さらに、当行の総合保険子会社の広告費及びその他の事業支援費用は、2013年度と比べて2014年度に増加した。

(iv) 保険事業に関する費用

当行の保険事業に関する費用には、支払保険金及び支払給付金、支払手数料並びに責任準備金（当行の生命保険事業に関連したユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）が含まれる。かかる保険事業に関する費用は、2013年度の173.5十億ルピーから6.4%減少して、2014年度には162.4十億ルピーとなったが、これは主として、当行の生命保険子会社の契約高の減少によるものであり、当行の総合保険子会社における支払保険金及び支払給付金の増加により一部相殺された。当行の保険事業に関する費用には、2014年度において、当行の生命保険子会社の費用123.5十億ルピー及び当行の総合保険子会社の費用38.9十億ルピーが含まれる。これに対し、2013年度は、当行の生命保険子会社の費用137.4十億ルピー及び当行の総合保険子会社の費用36.1十億ルピーであった。

当行の生命保険事業の費用には、2014年度において、責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）110.3十億ルピー、支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料13.2十億ルピーの増加が含まれる。これに対し、2013年度は、責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）122.1十億ルピー、支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料15.3十億ルピーの増加であった。

2014年度中、生命保険事業の責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）は、2013年度の122.1十億ルピーから減少し、2014年度には110.3十億ルピーとなったが、これは主として、当行のユニットリンク保険事業及び一時払い保険料事業における契約高（継続保険料を含む。）が減少したことによるものであった。当行の生命保険事業に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資金に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料の金額を表す。支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料は、2013年度の15.3十億ルピーから減少し、2014年度には13.2十億ルピーとなった。かかる減少は主として、グループの事業に伴う解約支払保険金の減少及び従来型商品からリンク商品へと商品構成が変更されたことにより支払手数料が減少したことに起因する。インドにおける保険会社の会計基準に従って、当行は、顧客獲得費用を償却せず、発生時に費用として計上する。

当行の総合保険事業の費用は、2014年度において、2013年度の36.1十億ルピーから38.9十億ルピーに増加した。支払保険金及び支払給付金は、2013年度の33.8十億ルピーから2014年度には36.2十億ルピーに増加したが、これは主として天候保険、技術保険事業、航空保険事業及びグループ健康保険に係る特定の支払保険金の額が増加したことに起因する。支払手数料は、契約高の増加を反映して、2013年度の2.3十億ルピーから2014年度において2.7十億ルピーに増加した。

保険業規制開発委員会のガイドラインに従って、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、その他のすべての総合保険会社とともに、インド総合保険公社により管理されているインド自動車損害賠償責任保険プールに参加しており、2007年4月1日より商用車の第三者リスクがカバーされている。2012年3月31日に有効となった保険業規制開発委員会の指示に従い、インド自動車損害賠償責任保険プールは明確に廃止され、総合保険会社は、英国総合保険数理士局により推定された損失率に従い、インド自動車損害賠償責任保険プールの負債を認識することが義務付けられた。

さらに、2012年4月1日付の保険業規制開発委員会の指示に従い、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、他の保険会社とともに、低リスクプールに参加した。各保険会社は、営業用車両の独立自動車損害賠償責任保険の最低割合を引き受ける義務を負っている。

2014年度において、保険業規制開発委員会は、2013年度の低リスクプールの最大損害率を145%の暫定見積率に対して210%と公表した。さらに、保険業規制開発委員会は、2014年度の四半期決済に対する引当ては210%で行われるべきであると勧告した。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2013年度の145%から210%への最大損害率の変更を2014年度において計上した。さらに、保険業規制開発委員会の勧告に従い、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2014年度の支払保険金を改定後の210%の最大損害率に基づき計上した。この最大損害率の145%から210%への変更により、0.4十億ルピーのマイナスの影響が生じた。

「第2－3 事業の内容－(2) 事業－(b) 当行の商品及びサービスの概要－(viii) 保険」を参照のこと。

(i) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）

以下の表は、表示された期間における引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）の構成を示したものである。

（単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
投資に関する引当金（正味）	1,718	1,629	3,079	(5.2)
不良資産及びその他の資産に対する引当金	15,514	24,818	46,906	60.0
正常先資産に対する引当金	1,350	1,592	3,009	17.9
その他	2,370	964	1,822	(59.3)
引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）総額	20,952	29,003	54,816	38.4

ICICIバンクは通常、正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に対する引当金を、インド準備銀行が定める利率で設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保の部分については、インド準備銀行のガイドラインにより定められる範囲内で、引当金の繰入／戻入がなされる。インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルに従い、個人向け貸付の不良債権に対する引当金は、借入人の水準でICICIバンクの引当方針に基づき設定される。個人向け貸付についてICICIバンクが保有する特別引当金は、規制上の最低要件よりも多い。不良資産に係る特定の引当金に加えて、ICICIバンクは正常貸付金に対する一般引当金を、インド準備銀行が定める利率で保持している。海外支店の正常貸付金については、貸付実施国の規制要件及びインド準備銀行の要件よりも多い額の一般引当金が設定されている。「―第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類」も参照のこと。

引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）は、2013年度の21.0十億ルピーから38.4%増加し、2014年度には29.0十億ルピーとなった。これは主として、不良資産及び条件緩和資産に対する引当金が増加したことによる。不良資産及び条件緩和資産に対する引当金は2013年度の15.5十億ルピーから2014年度には24.8十億ルピーまで増加した。2012年度以降、インド経済の成長は緩やかになった。経済における金利は、高いインフレ率に応じた金融政策の引締めを受けて上昇した。法人部門では販売の減少及び利益の増加が見られ、また運転資金サイクルの延長と債権の増加も認められた。インド・ルピーの対米ドル相場は当期中に大幅に下落した。さらに、法人部門の投資活動は、行政上の手続に対する懸念並びに土地及び天然資源の利用権を取り巻く問題により影響を受けた。例えば、火力発電所及びガス発電所の燃料の入手可能性に対する懸念がある。成長に関する懸念を受けて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると考え、一部の企業及び部門は比較的高いレバレッジを有している。これらの傾向と懸念は2014年度も継続した。2014年度には当初緩やかな回復が期待されていたにもかかわらず、国内総生産の成長率は2013年度の4.5%に対して4.7%にとどまり、産業の成長率は2013年度の1.0%からさらに減速し2014年度には0.4%となった。加えて、2014年度の下半期には予想を超えて高いインフレ水準となったことを受けて、インド準備銀行は、2014年度には金利が引き下げられるという当初の期待に反して、当該年度中にレポレートと50ベーシスポイント引き上げた。さらに、とりわけ2014年度の上半期においては、為替レートの急落及びそれに対応するためにインド準備銀行により取られたその後の措置により、金融市場は引続き不安定であった。「―(2) 事業環境－2014年度の動向」も参照のこと。これらの要因及びその他の要因により、当行を含むインドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は増加した。引当金の超過額の戻入後の商業貸付金に対する引当金は、2013年度の14.4十億ルピーから2014年度には19.9十億ルピーに増加した。この増加は主として、中小企業向け貸付及び法人向け貸付のポートフォリオにおける不良債権及び条件緩和貸付に対する追加額が増加したことによる。

消費者ローンの不良債権に対する引当金（引当金の超過額の戻入の差引後）は、2013年度の1.1十億ルピーから2014年度には2.5十億ルピーまで増加した。条件緩和貸付（実行済金利に対する引当金を含む。）の公正価値の減少額は、2013年度の0.7十億ルピーから2014年度には5.9十億ルピーに増加した。

「―第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iv) 不良資産」及び「―第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響－条件緩和貸付」も参照のこと。

インド準備銀行のガイドラインに従い算出された2014年度末現在におけるICICIバンクの引当率は、68.6%であった。

貸付ポートフォリオの増加及びICICIバンクの条件緩和貸付への一般引当金の増加を反映して、正常先資産に対する一般引当金は、2013年度の1.4十億ルピーから2014年度には1.6十億ルピーまで増加した。この増加は、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの引当金の戻入の増加により一部相殺された。当行は、2013年度末現在の19.1十億ルピーに対して、2014年度末現在には21.4十億ルピーの一般引当金累積額を保有した。

引当金（正常資産に対する一般引当金を含む。）の顧客資産総額に対する比率は、2013年度末現在の2.6%に対し、2014年度末現在は2.5%であった。

投資引当金は、2013年度の1.7十億ルピーから2014年度には1.6十億ルピーに減少した。

(j) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金

当行は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー及び当行の海外銀行子会社の場合を除き、インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の資産（当行の海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の海外銀行子会社によって行われた貸付は、貸付の最初の認識後に生じた1つ又は複数の事由の結果として減損が生じた（損失事由）具体的な証拠があり、かつかかる損失事由が確実に予測することが可能な貸付の将来における予測キャッシュ・フローに影響を与える場合に限り、不良債権として分類される。インド準備銀行のガイドラインの下、ターム・ローンに関しては、利息又は元本が支払期日から90日を超えて未払いである場合、かかる資産は不良資産として分類される。当座貸越又は当座貸しに関しては、口座の残高が90日間連続して決済不能である場合、また、手形に関しては、かかる勘定の期限から90日を超えて未払いである場合、資産は不良資産として分類される。さらに不良資産は、インド準備銀行により定められた基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産にも分類される。「―第2－3事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類」も参照のこと。

当行の不良資産は、貸付のほかに信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。銀行による財務情報の開示に関する規則に従い、当行の財務書類において、当行は、不良債権のみについて報告している。

以下の表は、表示された日付における条件緩和貸付に関するロールフォワード及び平均残高の情報を示したものである。

（単位：百万（%の数値を除く。））

3月31日現在

	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／ 2013年 増減(%)
期首残高（条件緩和貸付総額）	52,717	67,307	127,210	27.7
追加：当年度中に条件緩和された貸付	24,887	69,372	131,113	178.7
追加：過去の条件緩和貸付／借入人の貸付残高の増加	2,756	7,096	13,411	157.5
控除：当年度中に正常先資産区分に格上げされた貸付	(2,609)	(876)	(1,656)	(66.4)
控除：当年度中に不良債権区分に格下げされた貸付	(4,491)	(7,284)	(13,767)	62.2
控除：当年度中の返済額	(5,953)	(2,167)	(4,096)	(63.6)
条件緩和貸付総額	67,307	133,448	252,217	98.3
条件緩和貸付に対する引当金	(5,294)	(11,235)	(21,234)	112.2
条件緩和貸付純額	62,013	122,213	230,983	97.1
条件緩和貸付純額の平均残高(1)	51,709	85,603	161,790	65.5
顧客資産総額	4,001,517	4,615,808	8,723,877	15.4
顧客資産純額	3,914,869	4,523,471	8,549,360	15.5
条件緩和貸付総額の顧客資産総額に対する比率	1.7%	2.9%		
条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率	1.6%	2.7%		

(1) 平均残高とは、前年度の3月末現在並びに当年度の6月末、9月末、12月末及び3月末現在における四半期の平均貸付残高である。

- (2) 2013年度に有効になったインド準備銀行のガイドラインに基づき、条件緩和貸付には、いずれかの貸付の条件が緩和された借入人に対するすべての貸付が含まれている。

2012年度以降、インド経済の成長は緩やかになった。経済における金利は、高いインフレ率に応じた金融政策の引締めを受けて上昇した。法人部門では販売の減少及び利益の増加が見られ、また運転資金サイクルの延長と債権の増加も認められた。インド・ルピーの対米ドル相場は当期中に大幅に下落した。さらに、法人部門の投資活動は、行政上の手続に対する懸念並びに土地及び天然資源の利用権を取り巻く問題により影響を受けた。例えば、火力発電所及びガス発電所の燃料の入手可能性に対する懸念がある。成長に関する懸念を受けて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると考え、一部の企業及び部門は比較的高いレバレッジを有している。これらの傾向と懸念は2014年度も継続した。2014年度には当初緩やかな回復が期待されていたにもかかわらず、国内総生産の成長率は2013年度の4.5%に対して4.7%にとどまり、産業の成長率は2013年度の1.0%からさらに減速し2014年度には0.4%となった。加えて、2014年度の下半期には予想を超えて高いインフレ水準となったことを受けて、インド準備銀行は、2014年度には金利が引き下げられるという当初の期待に反して、当該年度中にレポレートを50ベーシスポイント引き上げた。さらに、とりわけ2014年度の上半期においては、為替レートの急落及びそれに対応するためにインド準備銀行により取られたその後の措置により、金融市場は引続き不安定であった。「(2) 事業環境－2014年度の動向」も参照のこと。これらの要因及びその他の要因により、当行を含むインドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は増加した。

2014年度において、2013年度の24.9十億ルピーに対して69.4十億ルピーの貸付が条件緩和された。2014年度中に、2回目の条件緩和が行われた借入人勘定はなかった。条件緩和後、正常先貸付に係る一般引当金／自己資本比率の計算のためのリスク加重が通常のレベルに戻った後に、少なくとも1年間にわたる借入人の十分な実績に基づいて、条件緩和勘定を格上し、かかるカテゴリーから外することができる。2014年度において、当行は2013年度における2.6十億ルピーに対して、総額0.9十億ルピーの貸付残高を有する特定の借入人勘定を支払実績に基づき格上げした。条件緩和貸付総額は、2013年度末現在の67.3十億ルピーから98.3%増加して2014年度末には133.4十億ルピーとなった。これに対して、条件緩和貸付純額は、2013年度末現在の62.0十億ルピーから97.1%増加して2014年度末には122.2十億ルピーとなった。条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率は、2013年度末現在の1.6%に対して、2014年度末現在は2.7%であった。2014年度末現在、条件緩和貸付（実行済金利に対する引当金を含む。）の公正価値の減少額は、2013年度末現在の5.3十億ルピーに対して、11.2十億ルピーとなった。「第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iii)経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響－条件緩和貸付」も参照のこと。

以下の表は、表示された日付における不良資産に関する一定の情報を示したものである。

(単位：百万（％の数値を除く。）)

3月31日現在

	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
不良資産総額(1)	107,165	122,994	232,459	14.8
不良資産に関する引当金(1)	(78,016)	(78,366)	(148,112)	0.4
不良資産純額(1)	29,149	44,628	84,347	53.1
顧客資産総額	4,001,517	4,615,808	8,723,877	15.4
顧客資産純額	3,914,869	4,523,471	8,549,360	15.5
不良資産総額の顧客資産総額に対する比率	2.7%	2.7%		
不良資産純額の顧客資産純額に対する比率	0.7%	1.0%		

- (1) 各子会社の規制当局により発行されたガイドラインに従って不良債権又は減損貸付と認められたものを含む。

2012年度以降、インド経済の成長は緩やかになった。経済における金利は、高いインフレ率に応じた金融政策の引締めを受けて上昇した。法人部門では販売の減少及び利益の増加が見られ、また運転資金サイクルの延長と債権の増加も認められた。インド・ルピーの対米ドル相場は当期中に大幅に下落した。さらに、法人部門の投資活動は、行政上の手続に対する懸念並びに土地及び天然資源の利用権を取り巻く問題により影響を受けた。例えば、火力発電所及びガス発電所の燃料の入手可能性に対する懸念がある。成長に関する懸念を受けて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると考え、一部の企業及び部門は比較的高いレバレッジを有している。これらの傾向と懸念は2014年度も継続した。2014年度には当初緩やかな回復が期待されていたにもかかわらず、国内総生産の成長率は2013年度の4.5%に対して4.7%にとどまり、産業の成長率は2013年度の1.0%からさらに減速し2014年度には0.4%となった。加えて、2014年度の下半期には予想を超えて高いインフレ水準となったことを受けて、インド準備銀行は、2014年度には金利が引き下げられるという当初の期待に反して、当該年度中にレポレートを50ベーシスポイント引き上げた。さらに、とりわけ2014年度の上半期においては、為替レートの急落及びそれに対応するためにインド準備銀行により取られたその後の措置により、金融市場は引続き不安定であった。「(2) 事業環境—2014年度の動向」も参照のこと。これらの要因及びその他の要因により、当行を含むインドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は2014年度に増加した。2014年度における不良資産総額の増加分は、主として商業融資の増加により2013年度の38.9十億ルピーから増加し、53.6十億ルピーとなった。2014年度中に、当行は4.4十億ルピーの不良資産の格上げを行い、11.2十億ルピーの不良資産に対する回収を行った。2014年度において、2013年度における18.1十億ルピーに対して、22.2十億ルピーの貸付金が償却された。その結果、不良資産総額は、2013年度末現在の107.2十億ルピーから増加し、2014年度末現在には123.0十億ルピーとなった。

消費者ローンの不良債権総額の増加分は、貸付残高の増加を反映して2013年度における9.9十億ルピーから、2014年度には12.8十億ルピーまで増加した。商業融資の不良債権総額の増加分は、2013年度の29.0十億ルピーから2014年度には40.8十億ルピーまで増加した。「—第2—3 事業の内容—(2) 事業—(f) 貸付分類—(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」及び「—第2—3 事業の内容—(2) 事業—(f) 貸付分類—(iv) 不良資産」も参照のこと。

2013年度に、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）0.1十億ルピーの4つの商業融資を資産再構築会社に売却した。2014年度には、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）1.5十億ルピーの2つの商業融資を資産再構築会社に売却した。「—第2—3 事業の内容—(2) 事業—(f) 貸付分類—(iv) 不良資産—不良資産対策」も参照のこと。

不良資産純額の顧客資産純額に対する比率は、2013年度末現在の0.7%に対し、2014年度末現在は1.0%であった。

(k) 税金費用

所得税費用は、2013年度の34.9十億ルピーから32.1%増加し、2014年度には46.1十億ルピーとなった。これは税引前利益の増加及び実効税率の上昇に起因する。実効税率は、2013年度の25.6%に対して、2014年度においては28.3%まで上昇した。実効税率の上昇は、主として当行による特別準備金に係る繰延税金負債の設定及び所得税に係る金利が2013年度の5.0%から2014年度には10.0%まで引き上げられたことに起因するものであったが、当行の保険子会社の税制優遇措置により一部相殺された。

1961年所得税法の第36(1)(viii)条に従った税控除を利用するために、当行は利益配分により特別準備金を設定している。準備金からの引出しは課税対象となっている。インド準備銀行は、2013年12月20日の通達により、銀行に対して慎重を期して特別準備金の残高につき繰延税金負債を設定するように勧告した。これらのガイドラインに従い、当行は2013年度末に特別準備金残高に対して14.2十億ルピーの繰延税金負債を一般準備金から控除することにより設定した。さらに、2014年度の当行の税金費用は、2014年度に設定された特別準備金に対して繰延税金負債を設定したことにより3.0十億ルピー増加した。

当行の生命保険子会社の所得税費用には、2013年度の0.7十億ルピーの税金費用に対して、2014年度には0.4十億ルピーの税制優遇措置があった。当行の総合保険子会社には、2013年度の0.2十億ルピーの税制優遇措置に対して、2014年度には0.1十億ルピーの税金費用が生じた。税金費用又は税制優遇措置の減少は、主として当年度の利益に合わせて租税目的で調整された、過年度の繰越取引損失に係る税制優遇措置に起因するものである。インドGAAPの会計指針に従い、繰延税金は、過年度の損失に対しては設定されず、その結果当年度の当行の保険子会社のための実効税率は下落した。

(I) 財政状態**(i) 資産**

以下の表は、表示された期日における資産の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

3月31日現在

	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
現金及び現金同等物	493,709	482,582	912,080	(2.3)
投資	2,556,667	2,676,094	5,057,818	4.7
貸付金（引当金控除後）	3,299,741	3,873,418	7,320,760	17.4
固定資産	54,735	55,068	104,079	0.6
その他の資産	343,365	388,095	733,500	13.0
総資産	6,748,217	7,475,257	14,128,236	10.8

当行の総資産は、2013年度末現在の6,748.2十億ルピーから10.8%増加し、2014年度末現在は7,475.3十億ルピーとなった。これは主として、貸付金純額及び投資の増加に起因する。貸付金純額は、2013年度末現在の3,299.7十億ルピーから17.4%増加し、2014年度末現在は3,873.4十億ルピーとなった。投資は、2013年度末現在の2,556.7十億ルピーから4.7%増加し、2014年度末現在は2,676.1十億ルピーとなった。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金並びにインド準備銀行及びその他の銀行における預け金（短期通知でのコールマネーを含む。）残高を含む。現金及び現金同等物は、2013年度末現在の493.7十億ルピーから2014年度末現在には482.6十億ルピーに減少した。かかる減少は、主としてその他の銀行における預け金及び定期マネー融資の減少に起因するものであったが、インド準備銀行における預け金残高の増加により一部相殺された。

投資

投資総額は、2013年度末現在の2,556.7十億ルピーから4.7%増加して2014年度末現在には2,676.1十億ルピーとなった。ICICIバンクの投資は、2013年度末現在の1,713.9十億ルピーから増加して2014年度末現在には1,770.2十億ルピーとなった。これは主として、農業インフラ開発基金への投資及び行政指導に基づく貸付要件に満たないためその不足分に代わるその他の関連投資先への投資、パススルー証券への投資並びに国債への投資が増加したことに起因する。これは、社債及びディベンチャー並びにコマーシャル・ペーパー及び預金証券に対する投資の減少により一部相殺された。ICICIバンクの国債への投資は、2013年度における930.3十億ルピーから2014年度には958.9十億ルピーまで増加した。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資は、2013年度末現在の720.3十億ルピーから2014年度末現在では790.9十億ルピーに増加した。関連負債を補う目的で保有する投資以外の投資は、2013年度末現在の145.1十億ルピーから2014年度末現在には187.8十億ルピーに増加した。これは主として国債、社債及びディベンチャー、預金証券並びに株式への投資が増加したことに起因する。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの投資は、2013年度末現在の67.3十億ルピーから87.5十億ルピーに増加した。これは主として国債、社債及びディベンチャーの増加によるものであるが、預金証券の減少により一部相殺された。

当行の国債への投資総額は、2013年度末の1,097.6十億ルピーから2014年度末には1,147.5十億ルピーとなった。

当行の海外銀行子会社の投資は、主としてICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオが減少したことにより減少した。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、2013年度末現在の58.9十億ルピーから52.5%減少し、2014年度末現在には28.0十億ルピーとなった。これは主として、公正価値が532百万カナダ・ドル（28.9十億ルピー）（償却原価は521百万カナダ・ドル（28.3十億ルピー））の特定の社債を、2014年度に「売却可能」区分から「貸付及び債権」区分に区分変更したことに起因する。ICICIバンクUKの投資は、2013年度末の28.5十億ルピーから2014年度末には29.9十億ルピーまで増加した。

2014年度末現在、2013年度末現在の0.8十億ルピーに対して投資済クレジット・デリバティブはなかった。2014年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は8.8十億ルピーであった。これに対して、2013年度末現在は、11.5十億ルピーであった。「一第2－3 事業の内容－(2) 事業－(b) 当行の商品及びサービスの概要－(v) 投資銀行業務－財務」も参照のこと。

貸付金

貸付金純額は、2013年度末現在の3,299.7十億ルピーから17.4%増加し、2014年度末現在は3,873.4十億ルピーとなった。これは主として、個人向け貸付金及び海外の法人向け貸付金が増加したことに起因する。

ICICIバンクの個人向け貸付金純額は、2013年度末現在の1,073.6十億ルピーから23.0%増加して2014年度末現在には1,320.1十億ルピーとなった。これは主として住宅ローン及び自動車ローンのポートフォリオが増加したことに起因する。ICICIバンクの海外支店（当行のオフショア銀行ユニットを含む。）の貸付金純額は、米ドルベースで2013年度末現在の13.5十億米ドルから11.1%増加し、2014年度末現在は15.0十億米ドルとなった。しかしながら、為替相場の変動により、ルピーベースでは、海外支店（当行のオフショア銀行ユニットを含む。）の貸付金純額は、2013年度末現在の733.6十億ルピーから22.3%増加し、2014年度末現在は897.0十億ルピーとなった。ルピーは、2013年度末現在の1米ドル当たり54.29ルピーから2014年度末現在には1米ドル当たり59.92ルピーのルピー安となった。

海外銀行子会社の貸付金純額は、米ドルベースで2013年度末現在の6.5十億米ドルから10.8%増加し、2014年度末現在は7.2十億米ドルとなった。しかしながら、為替相場の変動により、ルピーベースでは、貸付金純額は2013年度末現在の351.7十億ルピーから22.7%増加して2014年度末現在は431.7十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの貸付金は、主として公正価値が532百万カナダ・ドル（28.9十億ルピー）（償却原価は521百万カナダ・ドル（28.3十億ルピー））の特定の社債を、2014年度に「売却可能」区分から「貸付及び債権」区分に区分変更したこと及び担保付住宅ローンのポートフォリオが増加したことにより増加したが、法人向け貸付のポートフォリオが減少したことにより一部相殺された。ICICIバンクUKの貸付金は、主として法人向け貸付ポートフォリオ及び外貨建非居住者向け（銀行）預金に対する貸付の増加により増加したが、満期到来及び償還による減少により一部相殺された。「一第2－3 事業の内容－(2) 事業－(e) 貸付ポートフォリオ」も参照のこと。

固定資産及びその他の資産

固定資産とは、建物、家具及び備品、リース資産並びにその他の固定資産である。固定資産は、2013年度末現在の54.7十億ルピーから0.6%わずかに増加し、2014年度末現在には55.1十億ルピーとなった。その他の資産は、2013年度末現在の343.4十億ルピーから13.0%増加し、2014年度末現在には388.1十億ルピーとなった。

(ii) 負債及び株主資本

以下の表は、表示された期日における負債及び株主資本の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

3月31日現在

	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
預金	3,147,705	3,595,127	6,794,790	14.2
借入金(1)	1,728,882	1,835,421	3,468,946	6.2
その他の負債(2)	1,166,948	1,260,303	2,381,973	8.0
少数株主持分	17,058	20,108	38,004	17.9
負債合計	6,060,593	6,710,959	12,683,713	10.7
普通株式資本	11,536	11,550	21,830	0.1
準備金及び剰余金(3)	676,088	752,748	1,422,694	11.3
負債合計 (資本及び準備金を含む。)	6,748,217	7,475,257	14,128,236	10.8

(1) 劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む。

(2) 2014年度において、予定配当金（配当税を含む。）29.6十億ルピー（2013年度については26.4十億ルピー）を含む。

(3) 未行使の従業員ストック・オプションを含む。

当行の負債合計（資本及び準備金を含む。）は、2013年度末現在の6,748.2十億ルピーから10.8%増加し、2014年度末現在は7,475.3十億ルピーとなった。これは主として、預金及び借入金の増加によるものであった。

預金

預金は、2013年度末現在の3,147.7十億ルピーから14.2%増加し、2014年度末現在は3,595.1十億ルピーとなった。ICICIバンクの定期預金は、2013年度末現在の1,700.4十億ルピーから2014年度末現在には1,895.4十億ルピーまで増加した。これは主として当年度中に動員された外貨建非居住者向け（銀行）預金が増加したことに起因する。普通預金は2013年度末現在の856.5十億ルピーから2014年度末現在には991.3十億ルピーに増加し、当座預金は2013年度末現在の369.3十億ルピーから2014年度末現在には432.5十億ルピーに増加した。ICICIバンクの当座預金及び普通預金は、2013年度末現在の1,225.8十億ルピーから2014年度末現在の1,423.8十億ルピーに増加した。

ICICIバンクUKの預金は、2013年度末現在の97.7十億ルピーから増加し、2014年度末現在は151.8十億ルピーとなった。これは主として、普通預金及び定期預金が増加したことに起因する。ICICIバンク・カナダの預金は、2013年度末現在の128.8十億ルピーから増加し、2014年度末現在は132.1十億ルピーとなった。これは主として、定期預金が2013年度末現在の85.7十億ルピーから増加し、2014年度末現在には96.2十億ルピーとなったことに起因するが、普通預金が2013年度末現在の38.3十億ルピーから2014年度末現在には31.8十億ルピーに減少したことにより一部相殺された。

当行の定期預金総額は、2013年度末現在の1,846.3十億ルピーから増加し、2014年度末現在は2,073.2十億ルピーとなり、普通預金は、2013年度末現在の921.7十億ルピーから増加し、2014年度末現在は1,078.3十億ルピーとなった。2014年度末現在の預金総額は、当行の資金源泉（すなわち、預金並びに劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む借入金）の66.2%を占めている。「第2-3 事業の内容-(2) 事業-(c) 資金調達」も参照のこと。

借入金

借入金（償還可能非累積の優先株式及び劣後債を含む。）は、2013年度末現在の1,728.9十億ルピーから6.2%増加し、2014年度末現在は1,835.4十億ルピーとなった。ICICIバンクの借入は、主としてコール借入及び定期借入を含む海外借入並びに借換のための借入により増加したが、2014年度末現在のインド準備銀行との間の流動性調整枠に基づく借入が減少したことにより一部相殺された。海外借入の増加はまた、2013年度末現在の1米ドル当たり54.29ルピーから2014年度末現在には1米ドル当たり59.92ルピーのルピー安も反映している。

さらに、2014年度におけるICICIバンクUKの借入は、銀行引受手形による借入、2014年度における相対借入及び買戻条件付取引に基づく借入の増加により増加したが、これは債権借入の減少により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの借入は、証券化された住宅ローンに基づく借入が増加したことによって増加したが、劣後債の返済により一部相殺された。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(c) 資金調達」も参照のこと。

その他の負債

その他の負債は主として、当行の保険子会社に関連する有効な保険に基づく負債及び配当税を含む予定配当金で構成されている。その他の負債は、2013年度末現在の1,166.9十億ルピーから8.0%増加し、2014年度末現在は1,260.3十億ルピーとなった。これは主として、当行の生命保険事業の有効な保険における債務が、2013年度末現在の689.1十億ルピーから2014年度末現在には749.3十億ルピーに増加したことによるものであった。有効な保険における債務の増加は、株式の評価額が増加したことによる関連保険債務の増加並びに2014年度中に準備金に関する要件が高まったことによる非関連事業の増加に伴うものであった。

その他の負債には、2014年度において予定配当金（配当税を含む。）29.6十億ルピー（2013年度については26.4十億ルピー）が含まれる。インドにおいて、1会計年度に対して宣言される配当は、通常、翌年度に支払われている。当行は、2013年度の配当につき1普通株式当たり20.00ルピーとする旨宣言し、かかる配当は2014年度に支払われた。当行は、2014年度の配当につき1普通株式当たり23.00ルピーとする旨宣言し、かかる配当は2015年度に支払われた。

普通株式資本及び準備金

株主資本は、2013年度末現在の687.6十億ルピーから増加し、2014年度末現在は764.3十億ルピーとなった。これは主として、利益から振り替えた準備金の年間価値の増加に起因するが、予定配当金及び2013年度末現在の特別準備金残高に対して準備金により繰延税金負債を設定したことにより一部相殺された。

(5) 2013年度財務情報の2012年度財務情報との比較

(a) 概要

当行の純利益は、2013年度において25.7%増加し、2012年度の76.4十億ルピーから96.0十億ルピーとなった。

この純利益の増加は、主として純利息収入が27.9%増加したことによるものであるが、引当金（納税引当金を除く。）の49.0%の増加により一部相殺された。

純利息収入の増加は、有利子資産平均額の12.2%の増加及び純金利差益率の37ベースポイントの上昇に起因する。

引当金及び偶発債務（納税引当金を除く。）は、2012年度の14.1十億ルピーから49.0%増加して2013年度には21.0十億ルピーとなった。これは主として、不良資産及びその他の資産に対する引当金が増加したことによるものである。不良資産に対する引当金は、主として中小企業の不良債権及び条件緩和貸付並びに法人向け貸付ポートフォリオに対する引当金の増加により増加した。

非利息収入は、主として財務関連業務に関する収益が増加したことにより、2012年度の286.6十億ルピーから2.3%増加して2013年度には293.2十億ルピーとなった。財務関連業務に関する収益は、2012年度の16.9十億ルピーから増加して、2013年度は24.0十億ルピーとなったが、これは主として国債及びその他の債券のポジションに係る利益の増加によるものである。手数料、為替及び取引手数料は、2012年度の63.2十億ルピーからわずかに減少して2013年度には62.8十億ルピーとなったが、これは主として貸付金処理手数料の減少によるものであり、取引銀行手数料及びクレジットカード手数料に係る収益の増加により一部相殺された。非利息費用は、2012年度の295.5十億ルピーから2.2%増加して2013年度には302.1十億ルピーとなったが、これは主として雇用経費及びその他の管理費の増加によるものであり、当行の保険事業に関する費用の減少により一部相殺された。

不良資産純額は、2012年度末現在の27.2十億ルピーから7.0%増加して2013年度末現在には29.1十億ルピーとなったが、これは主として当行の商業貸付金における不良資産に対する追加額が増加したことによる。条件緩和資産純額は、2012年度末現在の48.1十億ルピーから2013年度末現在には62.0十億ルピーまで増加した。

貸付金は、主として国内の法人向け及び個人向け貸付金が増加したことにより2012年度末現在の2,921.3十億ルピーから13.0%増加して2013年度末現在には3,299.7十億ルピーとなった。預金は、主として普通預金及び定期預金の増加により2012年度末現在の2,819.5十億ルピーから11.6%増加して2013年度末現在には3,147.7十億ルピーとなった。当行は、当年度においても引続きインドにおける支店網の拡大を行った。インドにおけるICICIバンクの支店及び出張所のネットワークは、2012年度末現在の2,752ヶ所から2013年度末現在には3,100ヶ所に増加した。ICICIバンクはさらにATM網を増加させ、2012年度末現在の9,006機から2013年度末現在には10,481機とした。

インド準備銀行のバーゼルIIのガイドラインに従って計算された、2013年度末現在のICICIバンクの非連結ベースでのリスク・ベース自己資本比率には、12.8%の基本的リスク・ベース自己資本比率及び18.7%の総リスク・ベース自己資本比率が含まれている。これに対して、2012年度末現在は、基本的リスク・ベース自己資本比率が12.7%、総リスク・ベース自己資本比率が18.5%であった。インド準備銀行のバーゼルIIのガイドライン及び連結健全性報告に係るガイドラインに従い計算された、2013年度末現在の当行の連結ベースでのリスク・ベース自己資本比率には、12.9%の基本的リスク・ベース自己資本比率及び19.7%の総リスク・ベース自己資本比率が含まれている。これに対して、2012年度末現在は、基本的リスク・ベース自己資本比率が12.8%、総リスク・ベース自己資本比率が19.6%であった。

(b) 純利息収入

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年/2012年 増減(%)
受取利息(1)	379,948	448,846	848,319	18.1
支払利息	(250,132)	(282,854)	(534,594)	13.1
純利息収入	129,816	165,992	313,725	27.9

(1) 非課税所得については、課税がなされたものとしての再計算は行われていない。

純利息収入は、2012年度の129.8十億ルピーから27.9%増加して2013年度には166.0十億ルピーとなったが、これは、有利子資産の平均額が12.2%増加したこと及び純金利差益率が2012年度の2.83%から37ベーシスポイント増加して2013年度には3.20%となったことに起因する。

(i) 純金利差益率

純金利差益率は、2012年度の2.83%から37ベースポイント増加して2013年度は3.20%となった。ルピー建ポートフォリオにおける純金利差益率は48ベースポイント増加した。

ルピー建ポートフォリオに係る利回りは、2012年度の9.32%から63ベースポイント増加し、2013年度には9.95%となったが、以下の要因によるものであった。

- ・ ルピー建貸付金の利回りは、2012年度の11.72%から2013年度には12.03%に上昇した。これは主として国内の法人向け貸付金に係る利回りの上昇によるものである。国内の法人向け貸付金に係る利回りは、高い貸出金利による増分支出が行われた結果上昇した。これには、2012年度における当行の基準金利の引上げの全面的な影響も起因している。逼迫した流動性の状況及び金利上昇環境に対応するために、指定商業銀行は、2012年度中に貸付金利及び預金金利を引き上げた。当行は、その基準金利を2012年度中に3段階に分けて125ベースポイント引き上げ、基準金利は2011年3月末の8.75%から10.00%となった。この引上げの全面的な影響は、2013年度におけるルピー建貸付金の利回りに反映された。しかしながら、当行はその基準金利を2013年度中に引き下げ、基準金利は2012年度末の10.00%から2013年度末には9.75%となった。「一第2-3 事業の内容-(2) 事業-(e) 貸付ポートフォリオ-(vi) 貸付の条件決定」も参照のこと。
- ・ ルピー建有利子投資に係る利回りは、2012年度における7.50%から2013年度には7.96%にまで上昇したが、これは主として存続期間のより長い法定流動性比率証券に対してより高い利回りでの投資が行われたこと及び利回りの低い証券が満期となったことに起因する。
- ・ 当行は、当行の受取利息から資産の証券化による損失（既存の証券化プールに係る貸倒損失を含む。）を減らした。当該損失額は、2012年度の2.0十億ルピーから2013年度は0.3十億ルピーまで減少した。
- ・ インド準備銀行は、2012年度及び2013年度に現金準備率を段階的に200ベースポイント引き下げた。現金準備率は、2011年9月30日に6.00%、2012年度末に4.75%及び2013年度末には4.00%となった。現金準備率残高に対しては、受取利息が発生しないため、かかる引下げは、2013年度における全体の利回りに対してプラスの影響を与えるものとなった。
- ・ 所得税還付に係る受取利息は、2012年度における0.8十億ルピーから2013年度には2.7十億ルピーに増加した。かかる収益の受領、金額及び時期は、税務当局による決定の内容及び時期に左右されるため、一貫しておらず、また予測することもできない。

ルピー建ポートフォリオに係る資金調達コストは、2012年度の7.36%から21ベースポイント増加して2013年度には7.57%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ ルピー建預金コストは、2012年度の6.39%から2013年度には6.71%に増加した。ルピー建定期預金コストは、2012年度の8.75%から34ベースポイント増加して、2013年度には9.09%となった。これは2012年度における預金金利の体系的な増加の全面的な影響を反映するものである。この増加は、ルピー建借入金で2012年度の10.97%から2013年度には10.85%に減少したことにより一部相殺された。当行が提供する390日間の個人向け定期預金の金利は、2011年度末には8.50%、2012年度末には9.25%及び2013年度末には9.00%であった。

当行の外貨建ポートフォリオに係る利回りは、2012年度の4.78%から26ベースポイント下落して2013年度には4.52%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ ICICIバンクUKにおける資産に係る利回りは低下したが、これは主として貸付金に係る利回り及び投資に係る利回りが低下したことに起因する。利回りの低下は、2013年度における高利回りの貸付金の減少並びに高利回りの投資の売却及び満期到来によるものであった。
- ・ ICICIバンク・カナダにおける資産に係る利回りは低下したが、これは主として貸付金に係る利回り及び投資に係る利回りが低下したことに起因する。貸付金に係る利回りは、高利回りの貸付の繰上返済／返済並びに利回りの低い担保付住宅ローンのポートフォリオの増加により低下した。投資に係る利回りは、主として2013年度において社債に対する投資が減少し、短期国債といった利回りの低い投資商品に対する投資が増加したことにより低下した。
- ・ 資産及び負債より生じる市場リスクを管理するためのICICIバンクの非トレーディング金利スワップに係る正味受取利息は、原借入金の満期に伴い2013年度中にスワップが満期を迎えたことにより、2012年度の9.4十億ルピーから2013年度には6.8十億ルピーに減少した。

しかしながら、ICICIバンクの海外の貸付金にかかる利回りは、主として高金利での新規の貸付金並びに低利回りの貸付の返済及び繰上返済により上昇した。

外貨建資金の資金調達コストは、2012年度の3.50%から18ベシスポイント減少し、2013年度には3.32%となったが、これは以下の要因によるものであった。

- ・ ICICIバンクの外貨建資金の資金調達コストは、主として定期預金のコストが減少したことにより減少した。
- ・ ICICIバンク・カナダの資金調達コストは減少したが、これは主として預金コスト及び借入コストが減少したことに起因する。預金コストは、2013年度において低コストの普通預金が高い割合を占めたこと及び新規の定期預金に対して提供された金利が低下したことにより減少した。借入コストは、証券化された担保付住宅ローンに基づく借入コストが減少したことにより減少した。
- ・ ICICIバンクUKの資金調達コストは減少したが、これは主として定期預金及び普通預金のコストが減少したことにより預金コストが減少したことに起因する。さらに、預金基盤における低コストの普通預金の割合は増加した。上記の減少は、2013年度において低コストの借入が満期となったために借入コストが増加したことにより一部相殺された。

2013年度において、インド準備銀行は、インフレの緩和及び成長の鈍化を受けて、レポレートを7.50%まで100ベシスポイント引き下げ、現金準備率を4.00%まで75ベシスポイント引き下げた。その結果、大規模資金調達率は2014年度の第1四半期中に下落傾向となった。しかしながら、2013年7月に、国際市場の不安定性、当座預金における赤字の増加及びその結果生じた為替レートの急落を受けて、インド準備銀行は、為替レートを安定させる政策を発表した。この政策には、インド準備銀行の流動性調整枠を通じた銀行の借入を制限すること、限界常設ファシリティ率を8.25%から10.25%まで引き上げること及び銀行の1日の最低現金準備率を従前の70.00%から要件の99.00%まで引き上げることが含まれた。これらの政策は、銀行部門における流動性の引締めにつながり、結果として大規模資金調達コストが増加する可能性がある。将来的に、金利変動の程度及び時期は、体系的な流動性、当座勘定及び国際収支、インフレの将来の動向並びに発展する金融政策の方針に左右されることとなるであろう。

(ii) 有利子資産

有利子資産平均額は、2012年度の4,697.2十億ルピーから12.2%増加して2013年度には5,272.5十億ルピーとなった。有利子資産の増加は、主として貸付平均額が428.4十億ルピー増加したこと及び有利子投資平均額が144.0十億ルピー増加したことに起因する。

貸付平均額は、2012年度の2,720.9十億ルピーから15.7%増加して2013年度には3,149.3十億ルピーとなった。ルピー建貸付平均額は、国内の法人向け貸付及び個人向け貸付がいずれも増加したことにより、2012年度の1,743.0十億ルピーから2013年度には2,048.6十億ルピーに増加した。外貨建貸付平均額は、2012年度の977.9十億ルピーから12.6%増加して2013年度には1,100.7十億ルピーとなった。これは主として、ルピーの対米ドル相場下落の影響及びICICIバンク・カナダの担保付住宅ローンのポートフォリオの増加に起因する。ICICIバンクUKの貸付平均額は、主として法人向け貸付の減少により減少した。

有利子投資平均額は、2012年度の1,646.8十億ルピーから8.7%増加して2013年度には1,790.8十億ルピーとなった。これは主として、インド国債に対する有利子投資平均額が、2012年度の866.2十億ルピーから14.8%増加して2013年度には994.7十億ルピーとなったことに起因する。インド国債以外の有利子投資には、社債及びディベンチャー、預金証書、コマーシャル・ペーパー、農業インフラ開発基金に対する投資及び関連投資並びに流動性の高いミューチュアル・ファンドに対する投資が含まれる。ICICIバンク・カナダの投資平均額は、短期国債に対する投資の増加によって増加した。一方で、ICICIバンクUKの投資平均額は、債券及び短期国債に対する投資の減少によって減少した。

(iii) 有利子負債

有利子負債平均額は、預金平均額及び借入平均額の両方の増加により、2012年度の4,099.8十億ルピーから11.1%増加して2013年度には4,556.1十億ルピーとなった。定期預金平均額は、2012年度の1,647.8十億ルピーから2013年度には1,815.8十億ルピーに増加した。当座預金及び普通預金の平均額は、2012年度の986.4十億ルピーから2013年度には1,083.4十億ルピーに増加した。借入平均額は、海外借入、参加証書並びにコール借入及び短期借入の増加により、2012年度の1,465.7十億ルピーから2013年度には1,656.9十億ルピーに増加した。ルピーベースでのICICIバンクの海外借入は主としてルピー相場下落の影響により増加した。

ICICIバンクUKの預金平均額は、主として定期預金平均額が減少したことにより減少した。ICICIバンクUKの借入平均額は、長期借入金償還／満期を迎えたことにより減少したが、これは2013年度における買戻条件付取引に基づく借入により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの借入平均額は、主として証券化された担保付住宅ローンに基づく借入が増加したことによって増加した。しかしながら、ICICIバンク・カナダの預金平均額は、定期預金平均額の減少により減少した。

「－4 事業等のリスクー (2) 当行の事業に関するリスクー(a) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

(c) 非利息収入

以下の表は、表示された期間中における非利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（％の数値を除く。）)

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
手数料、為替及び取引手数料	63,155	62,767	118,630	(0.6)
財務関連業務の収益／（損失） （正味）(1)	16,908	23,994	45,349	41.9
土地、建物及びその他の資産の売却利益／（損失）（正味）	(37)	339	641	-
保険料及びその他保険事業による営業収益	204,878	203,944	385,454	(0.5)
雑収益	1,730	2,154	4,071	24.4
非利息収入合計	286,634	293,198	554,144	2.3

(1) 投資の売却／再評価及び為替取引に係る利益／（損失）を含む。

非利息収入は、主として当行の保険事業に関する収益、手数料、為替及び取引手数料収入、財務関連業務の収益／（損失）並びにその他の雑収益が含まれる。非利息収入に関するこの分析は、前述した世界及びインド経済の変化の状況、金融市場活動、競争環境、顧客活動水準並びに当行の戦略の背景と照らし合わせて読まれるべきである。

非利息収入は、主として財務関連業務の収益が増加したことにより2012年度の286.6十億ルピーから2.3%増加し、2013年度には293.2十億ルピーとなった。

(i) 手数料、為替及び取引手数料

手数料、為替及び取引手数料収入には、主に当行の銀行事業からの手数料、並びに当行の証券仲買子会社、資産管理子会社及びベンチャー・キャピタル・ファンド運用子会社における手数料及び取引手数料収入が含まれる。当行の銀行事業からの手数料収入の主な内訳は、貸付金処理手数料、取引銀行手数料及びストラクチャリング手数料等の法人顧客からの手数料並びに貸付金処理手数料、クレジットカード手数料及び個人向け預金口座に係るサービス手数料等の個人顧客からの手数料である。

手数料、為替及び取引手数料収入は、2012年度の63.2十億ルピーから0.6%減少し、2013年度には62.8十億ルピーとなった。これは主として、法人顧客からの貸付金処理手数料が減少したこと起因するが、取引銀行手数料、クレジットカード手数料及び資産管理サービスに係る管理手数料からの手数料収入が増加したことにより一部相殺された。

貸付金処理手数料は、継続的な経済活動の低迷及び金利の上昇の結果、新規事業計画及び法人顧客による投資が減速したことにより減少した。

当行の資産管理子会社における管理手数料は、主として運用中の資産平均額の増加によりミューチュアル・ファンドの運用に係る手数料が増加したことにより、2012年度に対して2013年度において増加した。

(ii) 財務関連業務の収益／損失（正味）

財務関連業務からの収益／損失には、投資の売却利益並びに債券、普通株式及び優先株式ポートフォリオ、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・ファンドのユニット、ミューチュアル・ファンドのユニット並びに資産再構築会社により発行された有価証券受領証における未実現利益／（損失）の変動による投資の再評価が含まれる。さらに、外国為替取引（顧客とのあらゆる外国為替取引並びにオプション及びスワップを含むデリバティブ取引により構成される。）並びにクレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・リンク債及び債務担保証券を含むクレジット・デリバティブ商品からの利益が含まれる。財務関連業務の収益は、2012年度の16.9十億ルピーから41.9%増加して、2013年度には24.0十億ルピーとなった。2013年度における財務関連業務の収益の増加は、主として国債及びその他の債券のポジションに係る利益の増加、有価証券受領証に係る利益（これに対し、2012年度は損失が生じていた。）並びに当行の顧客との外国為替取引及びデリバティブ取引からの利益の増加に起因する。かかる増加は、当行の株式ポートフォリオからの利益の減少及びクレジット・デリバティブに係る時価評価利益／実現利益の減少により相殺された。

当行の国債ポートフォリオ及びその他の債券のポジションに係る利益は、2012年度における3.6十億ルピーから2013年度は7.6十億ルピーに増加した。2013年度において、当行は、当行の国債のポジション及びその他の国内債券のポジションの売却からの利益を実現するために特定の市場機会を十分に活用した。

2013年度において、当行の株式ポートフォリオには、2013年度に株式市場が不安定であったことから、2012年度における0.7十億ルピーの利益に対して0.4十億ルピーの損失が発生した。

2013年度において、当行は有価証券受領証に係る0.5十億ルピーの実現／未実現利益を計上した（これに対し、2012年度は4.1十億ルピーの損失を計上した。）が、この利益は純資産価値の増加及び償還に係る実現利益に起因するものであった。2013年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は、11.5十億ルピーであった。

当行は、実行済及び未実行両方のクレジット・デリバティブの形で信用エクスポージャーを有している。2013年度末現在における実行済契約の想定元本額は0.8十億ルピーであり、これに対し、2012年度末現在は1.5十億ルピーであった。2013年度末現在の未実行契約の想定元本額は、3.5十億ルピーであった。これに対し、2012年度末現在は、11.1十億ルピーであった。2012年度及び2013年度において、クレジット・スプレッドの緩和及びポートフォリオの満期により、クレジット・デリバティブ・ポートフォリオに対する引当金が減少した。当行のクレジット・デリバティブ商品に係る実現／未実現利益は、2012年度における0.7十億ルピーの利益に対して、2013年度には0.1十億ルピーとなった。

当行は、あらゆるオプション及びスワップを含むデリバティブ商品を、主に当行顧客のリスク管理目的のために当該顧客に提供する。当行は、通常、銀行間市場において自己のリスクを管理するため、顧客デリバティブ・ポジションに係る市場リスクを負わない。これらの取引に係る通貨の変動による損益は、顧客が負担する。2009年度において、世界的な金融危機による為替の変動が大きかったため、多くの顧客がデリバティブ取引において著しい時価評価損失を被った。デリバティブ契約の期限又は期限前解約において、これらの時価評価損失は、当行の債権となった。複数の顧客は、そのデリバティブ契約債務を当行に対して適切な時機に支払わず、ある事例では、顧客がデリバティブ契約の支払債務全体から逃れるために提訴した。その他の事例では、顧客の要請により、当行に対する支払いを要する期限を経過した額について、貸付及び貸付金に振り替えた。2008年10月、インド準備銀行は、銀行に対して、期限を90日以上経過したデリバティブ債権を不良資産に分類することを要求するガイドラインを公表した。これらのガイドラインに従い、当行は、デリバティブ債権について、当該デリバティブが期限を90日以上経過した場合に、損益計算書への戻入処理を行う。さらに、上記の同一の契約当事者との間の別のデリバティブ契約に係る時価評価利益は、損益勘定を通じて戻し入れられる。戻入後、それに続く回収があれば、実際に支払いを受領した時点で会計処理される。2013年度において、当行は、期限経過後90日超のデリバティブ契約に基づく債権及び当該契約当事者からの関連する時価評価債権に関して0.1十億ルピーのデリバティブ収益の戻入処理を行った。これに対し、2012年度は0.4十億ルピーの収益の戻入処理を行った。

米国GAAPに基づくデリバティブ契約に関連する債権の取扱いは、インドGAAPの取扱いとは異なる。米国GAAPでは、これらの債権は、貸倒引当金繰入額と同様の方法にて必要な引当金を特定するために分析される。したがって、米国GAAPでは、デリバティブ契約に係る債務が発生した場合、当行の債権額は、顧客口座に負債計上され、貸付と同様に扱われる。当行は、当行の法人向け貸付ポートフォリオ（期限を超過したデリバティブ債権を含む。）の包括的な分析を定期的に行い、適切な貸倒引当金を決定する。当該分析は、とりわけ、勘定の動向、将来の見通し、返済歴及び財務実績等検討材料とともに、定性基準、定量基準双方を考慮している。この包括的な分析は、当行の法人向け貸付ポートフォリオの大部分の勘定ごとの見直しを含み、損失の可能性（もしあれば）に対しては、各勘定について引当金が設定される。大きい貸付残高に対する詳細な見直しに加え、当行はさらに、当行のポートフォリオを各勘定ごとの期限超過状況に従い分類し、元本又は利息が期限経過後90日超である場合、当該貸付金を減損貸付として分類する。

顧客との外国為替取引及びデリバティブ取引差益からの利益は、2012年度の12.0十億ルピーから2013年度には12.8十億ルピーに増加した。これは主として、大規模な法人顧客重視の強化、新規の中小規模の法人顧客の獲得及びルピー相場下落による当年度中の送金に係る報酬／手数料の増加に起因する。

ICICIバンクUKの投資ポートフォリオは、2012年度末現在の59.7十億ルピーから2013年度末現在には28.5十億ルピーに減少した。投資ポートフォリオには、2012年度末現在は57.7十億ルピー、2013年度末現在は26.4十億ルピーの売却可能投資が含まれており、これに関して株主資本に反映された時価評価損失（税引後）は、2012年度末現在には2.0十億ルピー、2013年度末現在には0.9十億ルピーであった。このポートフォリオは、主として売却及び満期により債券への投資が減少したこと、償還により不動産担保証券への投資が減少したこと並びに短期国債への投資が減少したことによるものであった。

(iii) 保険事業に関する収益

当行の保険事業に関する収益は、2012年度の204.9十億ルピーからわずかに減少して2013年度は203.9十億ルピーとなった。これは主として、当行の生命保険事業に関する収益が2012年度における167.5十億ルピーから2013年度において160.4十億ルピーに減少したことによるが、かかる減少は当行の総合保険事業からの収益が2012年度における37.4十億ルピーから2013年度において43.5十億ルピーまで増加したことにより一部相殺された。当行の保険事業からの収益は、当行の生命保険事業による正味保険料収入、報酬及び手数料収入並びに保険の担保権実行に係る収益を含む解約手数料を含む。当行の生命保険事業からの収益には、2013年度において、正味保険料収入134.1十億ルピー並びに報酬及びその他の生命保険関連収入26.3十億ルピーが含まれる。これに対し、2012年度は、正味保険料収入139.1十億ルピー並びに報酬及びその他生命保険関連収入28.4十億ルピーであった。

2013年度のICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入（出再保険料控除後の総額）は、2012年度の140.2十億ルピーから3.4%減少した135.4十億ルピーであった。継続保険料は、2012年度の95.8十億ルピーから8.9%減少して2013年度には87.3十億ルピーとなり、一時払い保険料事業は、2012年度における8.0十億ルピーから22.5%減少して2013年度には6.2十億ルピーとなった。継続保険料は、過去数年にわたる保険の解約の増加及び新規契約件数の減少によって減少したが、2013年度における継続保険料の減少にもこの影響が反映されている。定期払い保険料事業からの新規保険料は、2012年度の36.4十億ルピーから15.1%増加して2013年度には41.9十億ルピーとなった。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの報酬及びその他の生命保険関連収益は、2012年度の28.4十億ルピーから2013年度は26.3十億ルピーに減少した。保険の担保権実行に係る収益を含む解約手数料は減少したが、これは保険証券発行手数料の増加により一部相殺された。

当行の総合保険事業からの収益には、2013年度において、正味保険料収入38.9十億ルピー及び手数料収入4.6十億ルピーが含まれる。これに対し、2012年度は、正味保険料収入34.6十億ルピー及び手数料収入2.8十億ルピーであった。

正味保険料収入は、2012年度の34.6十億ルピーから2013年度は38.9十億ルピーに増加した。これは主として、自動車保険事業及び健康保険事業の成長に起因する。ICICI ロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの手数料収入は、2012年度の2.8十億ルピーから64.3%増加して2013年度には4.6十億ルピーとなった。これは主として自動車保険事業及び健康保険事業における出再保険の増加に係る手数料の増加に起因するものである。さらに、自動車保険事業及び健康保険事業のために締結された新たな条約により再保険手数料が増加した。

(iv) 雑収益

雑収益は、2012年度の1.7十億ルピーから2013年度には2.2十億ルピーに増加した。

(d) 非利息費用

以下の表は、表示された期間中における非利息費用の主要な構成項目を示したものである。

	(単位：百万(％の数値を除く。))			
	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年/2012年 増減(%)
従業員に関する支払額 及び引当金	51,013	56,291	106,390	10.3
当行の不動産に 関する減価償却	6,292	5,926	11,200	(5.8)
監査報酬及び費用	160	167	316	4.5
リース資産に関する減 価償却	423	328	620	(22.3)
保険事業に関する 費用	179,254	173,517	327,947	(3.2)
その他の管理費	58,379	65,841	124,439	12.8
非利息費用合計	295,521	302,070	570,912	2.2

非利息費用は、主として当行の保険事業に関する費用、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費を含む。営業費用は、2013年度において、2012年度の295.5十億ルピーに対して、302.1十億ルピーに増加した。これは主として、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費の増加によるものであるが、当行の保険事業に関連する費用が減少したことにより一部相殺された。

(i) 従業員に関する支払額及び引当金

雇用経費は、給与の年次増加及び従業員数の増加を反映して、2012年度の51.0十億ルピーから10.3%増加し、2013年度には56.3十億ルピーとなった。当行の従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）は、2012年度末現在の81,254名から増加し、2013年度末現在には85,217名となった。

ICICIバンクの雇用経費は、2012年度の35.2十億ルピーから10.5%増加し、2013年度には38.9十億ルピーとなった。雇用経費の増加は、主として、年次増加及び従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）が2012年度末現在の58,276名から2013年度末現在には62,065名に増加したことに起因する。年金費用は、2012年度の2.7十億ルピーから2013年度には2.4十億ルピーに減少した。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2012年度の7.5十億ルピーから2.7%増加し、2013年度には7.7十億ルピーとなり、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの雇用経費については、2012年度の2.7十億ルピーから14.8%増加し、2013年度には3.1十億ルピーとなった。

[次へ](#)

(ii) 減価償却

当行の不動産に関する減価償却は、2012年度の6.3十億ルピーから減少し、2013年度には5.9十億ルピーとなった。リース資産に関する減価償却は、2012年度の0.4十億ルピーから、2013年度には0.3十億ルピーに減少した。

(iii) その他の管理費

その他の管理費は、2012年度の58.4十億ルピーから12.8%増加し、2013年度には65.8十億ルピーとなった。かかる増加は、ICICIバンク及び当行の総合保険子会社の費用の増加によるものであるが、当行の生命保険子会社の費用の減少により一部相殺された。インドにおけるICICIバンクの支店及び出張所の数は、2012年度末現在の2,752店から2013年度末現在には3,100店に増加した。またICICIバンクは、ATM網を2012年度末現在の9,006機から2013年度末現在には10,481機に増加させた。当行の保険子会社の支店及び営業所の数は、2012年度末現在の1,302店から2013年度末現在には834店に減少した。2013年度において、主としてICICIバンク及び当行の総合保険子会社の費用の増加により広告宣伝費が増加した。

(iv) 保険事業に関する費用

当行の保険事業に関する費用には、支払保険金及び支払給付金、支払手数料並びに責任準備金（当行の生命保険事業に関連したユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）が含まれる。かかる保険事業に関する費用は、2012年度の179.3十億ルピーから3.2%減少して、2013年度には173.5十億ルピーとなったが、これは主として、当行の生命保険子会社の契約高の減少並びに当行の総合保険事業における支払保険金及び支払給付金の減少によるものであり、当行の生命保険子会社における支払保険金及び支払給付金の増加により一部相殺された。当行の保険事業に関する費用には、2013年度において、当行の生命保険子会社の費用137.4十億ルピー及び当行の総合保険子会社の費用36.1十億ルピーが含まれる。これに対し、2012年度は、当行の生命保険子会社の費用141.4十億ルピー及び当行の総合保険子会社の費用37.9十億ルピーであった。

当行の生命保険事業の費用には、2013年度において、責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）122.1十億ルピー、支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料15.3十億ルピーが含まれる。これに対し、2012年度は、責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）132.5十億ルピー、支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料8.9十億ルピーであった。

2013年度中、生命保険事業の責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）は、2012年度の132.5十億ルピーから減少し、2013年度には122.1十億ルピーとなったが、これは主として、当行のユニットリンク保険事業及び当行の一時払い保険料事業における契約高（継続保険料を含む。）が減少したことによるものであった。当行の生命保険事業に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資産又は保険契約者が選択する指標に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料の金額を表す。支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料は、2012年度の8.9十億ルピーから増加し、2013年度には15.3十億ルピーとなった。かかる増加は主として、満期保険及び年金支給額の増加により支払保険金が増加したことに起因する。インドにおける保険会社の会計基準に従って、当行は、顧客獲得費用を償却せず、前払費用として計上する。

当行の総合保険事業の費用は、2013年度において、2012年度の37.9十億ルピーから36.1十億ルピーに減少した。支払保険金及び支払給付金は、2012年度の36.0十億ルピーから2013年度には33.8十億ルピーに減少したが、これは主として自動車保険に係る第三者リスクに対する引当金の減少に起因する。支払手数料は、契約高の増加を反映して、2012年度の1.9十億ルピーから2013年度において2.3十億ルピーに増加した。

保険業規制開発委員会のガイドラインに従って、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、その他のすべての総合保険会社とともに、インド総合保険公社により管理されているインド自動車損害賠償責任保険プールに参加しており、2007年4月1日より商用車の第三者リスクがカバーされている。2012年3月31日に有効となった保険業規制開発委員会の指示に従い、インド自動車損害賠償責任保険プールは明確に廃止され、総合保険会社は、英国総合保険数理士局により推定された損失率に従い、インド自動車損害賠償責任保険プールの負債を認識することが義務付けられた（ただし、3年間かけて負債を認識する選択肢が与えられている。）。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、インド自動車損害賠償責任保険プールの追加の負債6.9十億ルピーの全額を2012年度において認識した。2013年度において、アポインテッド・アクチュアリーは、2007年4月1日から2012年3月31日までに発生したリスクについて、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーにより引き受けられた保険に関する負債の再評価を実施した。この再評価に基づき、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは2013年度に1.0十億ルピーの追加の引当金を認識した。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」を参照のこと。

(e) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）

以下の表は、表示された期間における引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）の構成を示したものである。

	(単位：百万（％の数値を除く。）)			
	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
投資に関する引当金（正味）	1,174	1,718	3,247	46.4
不良資産及びその他の資産に対する引当金	10,501	15,514	29,321	47.7
正常先資産に対する引当金	288	1,350	2,552	-
その他	2,100	2,370	4,479	12.8
引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）総額	14,063	20,952	39,599	49.0

ICICIバンクは通常、正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に対する引当金を、インド準備銀行が定める利率で設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保の部分については、インド準備銀行のガイドラインにより定められる範囲内で、引当金の繰入／戻入がなされる。インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルに従い、個人向け貸付の不良債権に対する引当金は、借入人の水準でICICIバンクの引当方針に基づき設定される。個人向け貸付についてICICIバンクが保有する特別引当金は、規制上の最低要件よりも多い。不良資産に係る特定の引当金に加えて、ICICIバンクは正常貸付金に対する一般引当金を、インド準備銀行が定める利率で保持している。海外支店の正常貸付金については、貸付実施国の規制要件及びインド準備銀行の要件よりも多い額の一般引当金が設定されている。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(e) 貸付ポートフォリオ」及び「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類」も参照のこと。

引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）は、2012年度の14.1十億ルピーから49.0%増加し、2013年度には21.0十億ルピーとなった。これは主として、不良資産及びその他の資産に対する引当金が増加したことに起因する。不良資産に対する引当金は2012年度の10.5十億ルピーから2013年度には15.5十億ルピーまで増加した。引当金の超過額の戻入後の商業貸付金に対する引当金は、2012年度の4.9十億ルピーから2013年度には14.6十億ルピーに増加した。この増加は主として、中小企業向け貸付及び法人向け貸付における不良債権及び条件緩和貸付に対する引当金の増加に起因する。2012年度以降、インド経済の成長は緩やかになった。経済における金利は、高いインフレ率に応じた金融政策の引締めを受けて上昇した。インフレ率が緩やかになり、中央銀行は政策金利の一部引下げを実施したが、金利は総じて比較的高い水準を維持した。法人部門では販売の減少及び利益の増加が見られ、また運転資金サイクルの延長と債権の増加も認められた。インド・ルピーの対米ドル相場は当期中に大幅に下落した。さらに、法人部門の投資活動は、行政上の手続に対する懸念並びに土地及び天然資源の利用権を取り巻く問題により影響を受けた。例えば、火力発電所及びガス発電所の燃料の入手可能性に対する懸念がある。成長に関する懸念を受けて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると考え、一部の企業及び部門は比較的高いレバレッジを有している。これらの要素及びその他の要素により、当行を含むインドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は増加した。

ポートフォリオの要素が加味されたこと並びに回収に係る問題及びマクロ経済環境の悪影響に起因した無担保の個人ローン及びクレジットカード債権における債務不履行の増加により、当行では2008年度から2010年度の間に、消費者ローンの不良債権が増加した。2011年度以降、当行により支払滞納の防止措置が開始され、回収の実務が改善されたことにより、消費者ローンの不良債権への繰入額は大幅に減少した。この減少により、消費者ローンの不良債権に対する引当金（引当金の超過額の戻入の差引後）は2012年度の7.1十億ルピーから2013年度には1.0十億ルピーまで減少した。条件緩和貸付（実行済金利に対する引当金を含む。）の公正価値の減少額は、2012年度の3.5十億ルピーから2013年度には0.7十億ルピーに減少した。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類―(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」、 「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類―(iv) 不良資産」及び「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類―(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響―条件緩和貸付」も参照のこと。

インド準備銀行のガイドラインに従い算出された2013年度末現在におけるICICIバンクの引当率は、76.8%であった。

2013年度において、貸付ポートフォリオの増加を反映して、正常先資産に対する1.4十億ルピーの追加の一般引当金が当行により設定された。当行は、2012年度末現在の14.8十億ルピーの一般引当金に対して、2013年度末現在には16.2十億ルピーの一般引当金累積額を保有した。

引当金（正常資産に対する一般引当金を含む。）の顧客資産総額に対する比率は、2012年度末現在の3.0%に対し、2013年度末現在は2.6%であった。

投資引当金は、2012年度の1.2十億ルピーから2013年度には1.7十億ルピーに増加した。

(f) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金

当行は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー及び当行の海外銀行子会社の場合を除き、インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の資産（当行の海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の海外銀行子会社によって行われた貸付は、貸付の最初の認識後に生じた1つ又は複数の事由の結果として減損が生じた（損失事由）具体的な証拠があり、かつかかる損失事由が確実に予測することが可能な貸付の将来における予測キャッシュ・フローに影響を与える場合に限り、不良債権として分類される。インド準備銀行のガイドラインの下、ターム・ローンに関しては、利息又は元本が支払期日から90日を超えて未払いである場合、かかる資産は不良資産として分類される。当座貸越又は当座貸しに関しては、口座の残高が90日間連続して決済不能である場合、また、手形に関しては、かかる勘定の期限から90日を超えて未払いである場合、資産は不良資産として分類される。さらに不良資産は、インド準備銀行により定められた基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産にも分類される。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類」も参照のこと。

当行の不良資産は、貸付のほかに信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。銀行による財務情報の開示に関する規則に従い、当行の財務書類において、当行は、不良債権のみについて報告している。

以下の表は、表示された日付における条件緩和貸付に関するロールフォワード及び平均残高の情報を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在

	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年/ 2012年 増減(%)
期首残高(条件緩和貸付総額)	29,104	52,717	99,635	81.1
追加：当年度中に条件緩和された貸付	38,776	24,887	47,036	(35.8)
追加：過去の条件緩和貸付の貸付残高の増加	868	2,756	5,209	-
控除：当年度中に正常先資産区分に格上げされた貸付	(8,986)	(2,609)	(4,931)	(71.0)
控除：当年度中に不良債権区分に格下げされた貸付	(1,233)	(4,491)	(8,488)	-
控除：当年度中の返済額	(5,812)	(5,953)	(11,251)	2.4
条件緩和貸付総額	52,717	67,307	127,210	27.7
条件緩和貸付に対する引当金	(4,642)	(5,294)	(10,006)	14.0
条件緩和貸付純額	48,075	62,013	117,205	29.0
条件緩和貸付純額の平均残高(1)	37,056	51,709	97,730	39.5
顧客資産総額	3,531,625	4,001,517	7,562,867	13.3
顧客資産純額	3,443,817	3,914,869	7,399,102	13.7
条件緩和貸付総額の顧客資産総額に対する比率	1.5%	1.7%		
条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率	1.4%	1.6%		

- (1) 平均残高とは、前年度の3月末現在並びに当年度の6月末、9月末、12月末及び3月末現在における四半期の平均貸付残高である。
- (2) 2013年度に有効になったインド準備銀行のガイドラインに基づき、条件緩和貸付には、条件緩和されている借入人に対するすべての貸付が含まれている。したがって、過年度に計上された数値も再分類されている。

2012年度以降、インド経済の成長は緩やかになった。経済における金利は、高いインフレ率に応じた金融政策の引締めを受けて上昇した。インフレ率が緩やかになり、中央銀行は政策金利の一部引下げを実施したが、金利は総じて比較的高い水準を維持した。法人部門では販売の減少及び利益の増加が見られ、また運転資金サイクルの延長と債権の増加も認められた。インド・ルピーの対米ドル相場は当期中に大幅に下落した。さらに、法人部門の投資活動は、行政上の手続に対する懸念並びに土地及び天然資源の利用権を取り巻く問題により影響を受けた。例えば、火力発電所及びガス発電所の燃料の入手可能性に対する懸念がある。成長に関する懸念を受けて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると考え、一部の企業及び部門は比較的高いレバレッジを有している。これらの要素及びその他の要素により、当行を含むインドの銀行の不良債権及び条件緩和貸付は増加した。

2013年度において、2012年度の38.8十億ルピーに対して24.9十億ルピーの貸付が条件緩和された。2013年度中に、2つの不良債権の借入人勘定につき2回目の条件緩和が行われた。条件緩和後、正常先貸付に係る一般引当金/自己資本比率の計算のためのリスク加重が通常のレベルに戻った後に、少なくとも1年間にわたる借入人の十分な実績に基づいて、条件緩和勘定を格上し、かかるカテゴリーから外すことができる。2013年度において、当行は2012年度における9.0十億ルピーに対して、総額2.6十億ルピーの貸付残高を有する特定の借入人勘定を支払実績に基づき格上げした。条件緩和貸付総額は、2012年度末現在の52.7十億ルピーから27.7%増加して2013年度末には67.3十億ルピーとなった。これに対して、条件緩和貸付純額は、2012年度末現在の48.1十億ルピーから29.0%増加して2013年度末には62.0十億ルピーとなった。条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率は、2012年度末現在の1.4%に対して、2013年度末現在は1.6%であった。2013年度末現在、条件緩和貸付(実行済金利に対する引当金を含む。)の公正価値の減少額は、2012年度末現在の4.6十億ルピーに対して、5.3十億ルピーとなった。「第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類-(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響-条件緩和貸付」も参照のこと。

以下の表は、表示された日付における不良資産に関する一定の情報を示したものである。

(単位：百万（％の数値を除く。）)

3月31日現在

	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
不良資産総額(1)	107,124	107,165	202,542	0.0
不良資産に関する引当金(1)	(79,875)	(78,016)	(147,450)	(2.3)
不良資産純額(1)	27,249	29,149	55,092	7.0
顧客資産総額	3,531,625	4,001,517	7,562,867	13.3
顧客資産純額	3,443,817	3,914,869	7,399,102	13.7
不良資産総額の顧客資産総額に対する 比率	3.0%	2.7%		
不良資産純額の顧客資産純額に対する 比率	0.8%	0.7%		

(1) 各子会社の規制当局により発行されたガイドラインに従って不良債権又は減損貸付と認められたものを含む。

2013年度における不良資産総額の増加分は、2012年度の35.8十億ルピーから増加し、38.9十億ルピーとなった。2013年度中に、当行は8.1十億ルピーの不良資産の格上げを行い、12.6十億ルピーの不良資産に対する回収を行った。2013年度において、2012年度における12.3十億ルピーに対して、18.1十億ルピーの貸付金が償却された。その結果、不良資産総額は、2012年度末現在の107.1十億ルピーからわずかに増加し、2013年度末現在には107.2十億ルピーとなった。

消費者ローンの不良債権総額の増加分は、2012年度における18.6十億ルピーから、2013年度には9.9十億ルピーまで減少した。商業融資の不良債権総額の増加分は、2012年度の17.2十億ルピーから2013年度には29.0十億ルピーまで増加した。インドの銀行システムにおける不良債権は2012年度及び2013年度において増加した。「―第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」及び「―第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iv) 不良資産」も参照のこと。

2012年度に、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）44百万ルピーの2つの商業融資を資産再構築会社に売却した。2013年度には、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）83百万ルピーの4つの商業融資を資産再構築会社に売却した。「―第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iv) 不良資産－不良資産対策」も参照のこと。

不良資産純額の顧客資産純額に対する比率は、2012年度末現在の0.8%に対し、2013年度末現在は0.7%であった。

(g) 税金費用

所得税費用は、2012年度の27.5十億ルピーから26.9%増加し、2013年度には34.9十億ルピーとなった。これは税引前利益の増加に起因する。実効税率は、2012年度の25.7%に対して、2013年度においては同水準の25.6%を維持した。

(h) 財政状態**(i) 資産**

以下の表は、表示された期日における資産の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

3月31日現在

	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
現金及び現金同等物	411,563	493,709	933,110	20.0
投資	2,398,641	2,556,667	4,832,101	6.6
貸付金（引当金控除後）	2,921,254	3,299,741	6,236,510	13.0
固定資産	54,320	54,735	103,449	0.8
その他の資産(1)	407,091	343,365	648,960	(15.7)
総資産	6,192,869	6,748,217	12,754,130	9.0

- (1) 当行は、外国為替取引及びデリバティブ取引に係る総額ベースでの時価評価損益を表示した。これは従前は純額ベースで表示されており、正味の時価評価益は「その他の資産」に計上され、一方で正味の時価評価損は「その他の負債」に計上された。したがって、総額113.2十億ルピーの時価評価益は、2013年度末現在はその他の資産に含まれていた。この変更の結果、その他の資産が2012年度末現在において151.0十億ルピー増加した。

当行の総資産は、2012年度末現在の6,192.9十億ルピーから9.0%増加し、2013年度末現在は6,748.2十億ルピーとなった。これは主として、貸付金純額及び投資の増加に起因する。貸付金純額は、2012年度末現在の2,921.3十億ルピーから13.0%増加し、2013年度末現在は3,299.7十億ルピーとなった。投資は、2012年度末現在の2,398.6十億ルピーから6.6%増加し、2013年度末現在は2,556.7十億ルピーとなった。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金並びにインド準備銀行及びその他の銀行における預け金（短期通知でのコールマネーを含む。）残高を含む。現金及び現金同等物は、2012年度末現在の411.6十億ルピーから2013年度末現在には493.7十億ルピーに増加した。かかる増加は、主として定期マネー融資及びコールマネー融資の増加に起因するものであった。インド準備銀行における預け金残高は、主として現金準備率の要件が2012年度末現在における4.75%から75ベシスポイント引き下げられて2013年度末現在には4.00%となったことから、2012年度末現在の157.9十億ルピーから2013年度末現在には143.8十億ルピーに減少した。

投資

投資総額は、2012年度末現在の2,398.6十億ルピーから6.6%増加して2013年度末現在には2,556.7十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクの行政指導に基づく貸付要件、パススルー証書並びにコマーシャル・ペーパー及び預金証書が不足していたため、それに代わって国債への投資、農業インフラ開発基金への投資並びにその他の関連投資先への投資が増加したことに起因する。これは、ミューチュアル・ファンド並びに社債及びディベンチャーに対する投資の減少により一部相殺された。ICICIバンクの国債への投資は、2012年度における873.9十億ルピーから2013年度には930.3十億ルピーまで増加した。当行のインドにおける国債への投資は、2012年度末現在の993.5十億ルピーに対して2013年度末現在には1,097.6十億ルピーであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資は、2012年度末現在の685.9十億ルピーから2013年度末現在では720.3十億ルピーに増加した。関連負債を補う目的で保有する投資以外の投資は、2012年度末現在の107.7十億ルピーから2013年度末現在には145.1十億ルピーに増加した。これは主として国債への投資が増加したことに起因する。

当行の海外銀行子会社の投資は、主としてICICIバンクUKの投資ポートフォリオが減少したことにより減少したが、これはICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオが増加したことにより一部相殺された。ICICIバンクUKの投資ポートフォリオは、2012年度末現在の59.7十億ルピーから2013年度末現在には28.5十億ルピーまで減少した。これは主として、売却及び満期到来により債券への投資が減少したこと、償還により不動産担保証券への投資が減少したこと並びに短期国債に対する投資が減少したことにより起因する。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、主として短期国債への投資の増加により、2012年度末現在の53.6十億ルピーから9.9%増加し、2013年度末現在には58.9十億ルピーとなった。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの投資は、2012年度末現在の76.7十億ルピーから26.5%増加して2013年度末現在には97.0十億ルピーとなった。これは主として国債、債権及びディベンチャーへの投資が増加したことにより起因する。

2013年度末現在、投資済クレジット・デリバティブに対する当行の純投資残高は、2012年度末現在の1.5十億ルピーに対して0.8十億ルピーであった。2013年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は11.5十億ルピーであった。これに対して、2012年度末現在は、18.3十億ルピーであった。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(v) 投資銀行業務―財務」も参照のこと。

貸付金

貸付金純額は、2012年度末現在の2,921.3十億ルピーから13.0%増加し、2013年度末現在は3,299.7十億ルピーとなった。これは主として、国内の法人向け貸付及び個人向け貸付が増加したこと並びに主として証券化された担保付住宅ローン、商業貸付金及び商業モーゲージが増加したことによりICICIバンク・カナダの貸付が増加したことにより起因する。

ICICIバンクの個人向け貸付金純額は、2012年度末現在の963.6十億ルピーから11.4%増加して2013年度末現在には1,073.6十億ルピーとなった。ICICIバンクの海外支店（当行のオフショア銀行ユニットを含む。）の貸付金純額は、米ドルベースで2012年度末現在の13.6十億米ドルから0.7%減少し、2013年度末現在は13.5十億米ドルとなった。ルピーベースでは、海外支店（当行のオフショア銀行ユニットを含む。）の貸付金純額は、ルピー相場下落により2012年度末現在の694.0十億ルピーから5.7%増加し、2013年度末現在は733.6十億ルピーとなった。

海外銀行子会社の貸付金純額は、米ドルベースで2012年度末現在の6.6十億米ドルから1.5%減少し、2013年度末現在は6.5十億米ドルとなったが、ルピーベースでは、貸付金純額はルピー相場下落により2012年度末現在の337.7十億ルピーから4.1%増加して2013年度末現在は351.7十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの貸付金は、主として担保付住宅ローンのポートフォリオの増加により増加した。ICICIバンクUKの貸付金は、米ドルベースで2012年度末現在の2.4十億米ドル（123.8十億ルピー）から、2013年度末現在は2.3十億米ドル（126.0十億ルピー）となった。将来的には、ICICIバンクUKは、英国及びヨーロッパにおける多国籍企業及びインド企業の子会社に対する取引商品及びトランザクションバンキング商品並びに小規模なターム・ローンを含む、高い評価を受けた事業体に対する厳選された貸付の機会に注目するであろう。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(e) 貸付ポートフォリオ」も参照のこと。

固定資産及びその他の資産

固定資産とは、建物、家具及び備品、リース資産並びにその他の固定資産である。固定資産は、2012年度末現在の54.3十億ルピーから0.8%わずかに増加し、2013年度末現在には54.7十億ルピーとなった。その他の資産は、2012年度末現在の407.1十億ルピーから15.7%減少し、2013年度末現在には343.4十億ルピーとなった。これは主として外国為替取引及びデリバティブ取引に係る時価が減少したことにより起因する。

(ii) 負債及び株主資本

以下の表は、表示された期日における負債及び株主資本の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

3月31日現在

	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
預金	2,819,505	3,147,705	5,949,162	11.6
借入金(1)	1,612,966	1,728,882	3,267,587	7.2
その他の負債(2)(3)	1,133,356	1,166,948	2,205,532	3.0
少数株主持分	14,277	17,058	32,240	19.5
負債合計	5,580,104	6,060,593	11,454,521	8.6
普通株式資本	11,528	11,536	21,803	0.1
準備金及び剰余金(4)	601,237	676,088	1,277,806	12.4
負債合計 (資本及び準備金を含む。)	6,192,869	6,748,217	12,754,130	9.0

- (1) 劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む。
- (2) 2013年度において、予定配当金（配当税を含む。）26.4十億ルピー（2012年度については21.5十億ルピー）を含む。
- (3) 当行は、外国為替取引及びデリバティブ取引に係る総額ベースでの時価評価損益を表示した。これは従前は純額ベースで表示されており、正味の時価評価益は「その他の資産」に計上され、一方で正味の時価評価損は「その他の負債」に計上された。したがって、総額108.3十億ルピーの時価評価損は、2013年度末現在はその他の負債に含まれていた。この変更の結果、その他の負債が2012年度末現在において151.0十億ルピー増加した。
- (4) 未行使の従業員ストック・オプションを含む。

当行の負債合計（資本及び準備金を含む。）は、2012年度末現在の6,192.9十億ルピーから9.0%増加し、2013年度末現在は6,748.2十億ルピーとなった。これは主として、預金及び借入金の増加によるものであった。

預金

預金は、2012年度末現在の2,819.5十億ルピーから11.6%増加し、2013年度末現在は3,147.7十億ルピーとなった。ICICIバンクの定期預金は、2012年度末現在の1,444.8十億ルピーから2013年度末現在には1,700.4十億ルピーまで増加した。一方で、普通預金は2012年度末現在の760.5十億ルピーから2013年度末現在には856.5十億ルピーに増加し、当座預金は2012年度末現在の349.7十億ルピーから2013年度末現在には369.3十億ルピーに増加した。ICICIバンクの当座預金及び普通預金は、2012年度末現在の1,110.2十億ルピーから2013年度末現在の1,225.8十億ルピーに増加した。

ICICIバンクUKの預金は、2012年度末現在の122.7十億ルピーから減少し、2013年度末現在は97.7十億ルピーとなった。これは主として、定期預金が満期を迎えたこと及び普通預金が減少したことに起因する。ICICIバンク・カナダの預金は、2012年度末現在の147.0十億ルピーから減少し、2013年度末現在は128.8十億ルピーとなった。これは主として、定期預金が2012年度末現在の104.3十億ルピーから減少し、2013年度末現在には85.7十億ルピーになったことに起因する。

当行の定期預金総額は、2012年度末現在の1,631.7十億ルピーから増加し、2013年度末現在は1,846.3十億ルピーとなり、普通預金は、2012年度末現在の829.1十億ルピーから増加し、2013年度末現在は921.7十億ルピーとなった。2013年度末現在の預金総額は、当行の資金源泉（すなわち、預金並びに劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む借入金）の64.5%を占めている。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(c) 資金調達」も参照のこと。

借入金

借入金（償還可能非累積的優先株式及び劣後債を含む。）は、2012年度末現在の1,613.0十億ルピーから7.2%増加し、2013年度末現在は1,728.9十億ルピーとなった。ICICIバンクの借入金の増加は、債務資本証書による借入、借換のための借入、短期借入及び海外借入によるものであった。この増加は、2013年度末現在におけるインド準備銀行との間の流動性調整枠に基づく借入の減少により相殺された。海外借入の増加は、主としてルピー相場下落によるものであった。ICICIバンクの海外支店（当行のオフショア銀行ユニットを含む。）の借入は、米ドルベースで2012年度末現在の13.0十億米ドルから5.4%減少して、2013年度末現在には12.3十億米ドルとなった。ルピーベースでは、海外支店（当行のオフショア銀行ユニットを含む。）の借入は、2012年度末現在の661.9十億ルピーから1.0%わずかに増加して、2013年度末現在には668.7十億ルピーとなった。

さらに、証券化された担保付住宅ローンの借入が増加したことにより、ICICIバンク・カナダの借入が増加した。ICICIバンクUKの借入は、2013年度において発行済債券及び買戻条件付取引に基づく借入が増加したことにより増加した。「―第2－3 事業の内容－(2) 事業－(c) 資金調達」も参照のこと。

その他の負債

その他の負債は主として、当行の保険子会社に関連する有効な保険における債務及び配当税を含む予定配当金で構成されている。その他の負債は、2012年度末現在の1,133.4十億ルピーから3.0%増加し、2013年度末現在は1,166.9十億ルピーとなった。これは主として、当行の生命保険事業の有効な保険における債務が、2012年度末現在の662.3十億ルピーから2013年度末現在には689.1十億ルピーに増加したことによるものであった。有効な保険における債務の増加は、2013年度中の市況の改善及び非関連資産の増加によるものであった。

その他の負債には、2013年度において予定配当金（配当税を含む。）26.4十億ルピー（2012年度については21.5十億ルピー）が含まれる。インドにおいて、1会計年度に対して宣言される配当は、通常、翌年度に支払われている。当行は、2012年度の配当につき1普通株式当たり16.50ルピーとする旨宣言し、かかる配当は2013年度に支払われた。当行は、2013年度の配当につき1普通株式当たり20.00ルピーとする旨宣言し、かかる配当は2014年度に支払われた。

普通株式資本及び準備金

株主資本は、2012年度末現在の612.8十億ルピーから増加し、2013年度末現在は687.6十億ルピーとなった。これは主として、2013年度の利益から振替えた準備金の年間価値の増加に起因する。

(6) オフバランスシート項目、契約債務及び偶発債務**(a) 外国為替及びデリバティブ契約**

当行は、顧客による外国為替リスク及び金利リスクの移転、緩和又は軽減を可能にし、当行の金利及び外国為替ポジションを管理するため、先物為替予約、オプション、スワップ及びその他のデリバティブ商品を用いている。これらの商品は、貸借対照表に計上される資産及び負債の特定グループに関する外国為替リスク及び金利リスクを管理するために利用される。

以下の表は、表示された期日における外国為替及び金利デリバティブ契約の想定元本額を示したものである。

	想定元本				貸借対照表上公正価値(1)			
	3月31日現在				3月31日現在			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
金利商品								
スワップ契約	3,611,341	3,416,506	3,476,714	6,570,989	27,017	26,282	14,544	27,488
その他	214,565	95,195	102,529	193,780	53	30	(38)	(72)
金利商品総額	3,825,906	3,511,701	3,579,243	6,764,769	27,070	26,313	14,506	27,416
外国為替商品								
先渡契約	3,552,805	2,838,268	2,839,616	5,366,874	13,428	1,657	2,417	4,568
スワップ契約	703,775	637,317	616,816	1,165,782	19,615	6,881	8,532	16,125
その他	603,254	404,839	450,440	851,332	(2,945)	(6,422)	(9,223)	(17,431)
外国為替商品総額	4,859,834	3,880,424	3,906,872	7,383,988	30,098	2,116	1,726	3,262

(1) 報告日におけるデリバティブ及び外国為替商品に対する値洗いの影響を示す。

2014年度末現在の金利商品の想定元本は、2013年度末現在には3,511.7十億ルピーであったのに対し、3,579.2十億ルピーに増加した。2014年度末現在の外国為替商品の想定元本は、2013年度末現在の3,880.4十億ルピーと比較して、3,906.9十億ルピーに増加した。2014年度末現在の金利デリバティブの信用エクスポージャーは、2013年度末現在には82.7十億ルピーであったのに対し、79.9十億ルピーであった。2014年度末現在の外国為替デリバティブの信用エクスポージャーは、2013年度末現在には218.1十億ルピーであったのに対し、243.1十億ルピーであった。

金利スワップにおいては、通常、スワップの想定元本をはるかに下回るスワップの受取金利と支払金利との差額により生じる想定元本とキャッシュ・フローの交換を行わない。金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替契約の大部分は、顧客又は銀行間取引の相手方に対する2方向の価格の提供を伴うマーケットメイキングのための契約である。これは、未済契約数の増加及びポートフォリオの想定元本総額の増加を引き起こす。例えば、顧客との取引が、これに対応する他の契約者との間の契約によりカバーされている場合、ポートフォリオの想定元本金額は2つの取引の合計となるが、市場リスク純額はゼロとなる。当行は、2014年度末現在、投資済クレジット・デリバティブ商品及び未投資クレジット・デリバティブ商品を保有していなかった。2013年度末現在、かかるクレジット・デリバティブの想定元本残高（未収利息を除く。）は、投資済商品が0.8十億ルピー、未投資商品が3.5十億ルピーであった。

(b) 証券化

当行は、主に（通常は信託として構成される）特別目的事業体を含む証券化取引を通じて個人向け貸付金及び法人向け貸付金を証券化している。当行は、通常、貸付金の証券化後も顧客関係を維持し、証券化信託に移管された貸付金に関するサービシング業務を継続する。証券化取引は、与信強化型と非与信強化型がある。2006年2月1日付で効力発生したインド準備銀行の正常先資産の証券化に関するガイドラインに従い、当行は、証券化による損失については売却時に計上し、証券化による利益／プレミアムについては資産の売却先の特別目的事業体により発行済の若しくは発行予定の有価証券の耐用年数にわたって償却している。2012年5月7日付で効力発生したインド準備銀行の正常先資産の証券化に関するガイドラインに従い、当行は、証券化による損失については売却時に計上し、証券化による利益／プレミアムについてはインド準備銀行のガイドラインにより規定される方法に基づく取引期間にわたって償却される。

当行は、発起人、流動性資産提供者、与信強化提供者、保険引受人及び優先支払人を含む、異なる法的資格及び異なる約因での契約の下、活動している。

証券化取引における原資産からの超過金利スプレッドは、一般的に与信強化の提供に劣後する。超過金利スプレッドの対象の幅広さに加えて、当行は、別個の資格において、原資産の不履行によって生じ得るキャッシュ・フローの不足を緩和するための外部の与信強化枠を提供する。かかる枠には、第一位若しくは主要なレベルの保護であって、優先支払人の実質持分及び投資の度合いに応じた格付けを獲得する第一位信用喪失に対する与信強化が含まれる。また、当行は、第一位に続くレベルの保護であって、キャッシュ・フローのさらなる不足から受益者を保護する第二位信用喪失に対する与信強化も提供する。第一位信用喪失及び第二位信用喪失に対する与信強化は、保証の形式若しくは信託が運用する当座勘定における現金担保にて提供される。2014年度末現在の第一位信用喪失に対する与信強化残高総額は2.6十億ルピーであり、第二位信用喪失に対する与信強化残高総額は2.4十億ルピーであった。保証の形式による与信強化残高はなかった。

当行は、別個の資格において、流動性補完措置を提供するが、これは、特別目的事業体が直面する、原資産からのキャッシュ・フローの受領と投資家に対する支払いの間のタイミングの違いの円滑化を促進するものである。流動性補完措置については、原資産からの将来のキャッシュ・フローに関する申立てが優先される。これは、優先支払人の申立てよりも優先される。また、当行は、その他のオリジネーターによる発行に対して優先支払人として投資を行う。

(c) 貸付コミットメント

当行は、顧客に対する貸付及び融資を行うため、現在、未払い及び未引出しのコミットメント取引を締結している。これらの貸付コミットメント（非融資ベースの設備についての代替可能な融資ベースのコミットメントを含む。）総額は、2013年度末現在には1,363.6十億ルピーであったのに対し、2014年度末現在には1,068.4十億ルピーであった。これらのコミットメントの大部分についての利息は、貸付金支払日における一般的な貸出利率に左右される。貸付コミットメントはまた、特定の与信基準を維持する借入人の能力に依拠しており、満期日が指定されている。

(d) 資本コミットメント

当行は、締結された多くの資本プロジェクト契約に基づく義務を負っている。資本プロジェクトに計上されるべき未履行の推定契約残高は、2013年度末現在には3.8十億ルピーであったのに対し、2014年度末現在には6.1十億ルピーに増加した。

以下の表は、2014年度末現在の一定の契約上債務を示したものである。

(単位：百万ルピー)

契約上債務	期間別支払額				
	総額	1年未満	1－3年	3－5年	5年超
長期債務	1,283,117	132,933	431,482	359,328	359,374
定期預金	2,073,170	1,501,408	447,173	108,211	16,378
生命保険債務(1)	1,227,809	(16,125)	(141,887)	18,418	1,367,403
退職金債務(2)	12,351	1,135	2,314	2,681	6,221(3)
年金債務(2)	8,856	442	1,452	1,982	4,980(3)
オペレーティング・リース債務	2,042	667	1,031	229	115
保証					
金融保証	532,814	316,952	154,696	50,044	11,122
履行保証	554,784	288,917	177,039	56,495	32,333
総額	5,694,943	2,226,329	1,073,300	597,388	1,797,926

- (1) 表示された額は、生命保険契約に基づく割引前キャッシュ・フローの見積額を示している。表示されたキャッシュ・フローは、予測される給付支払（契約条件による受取保険料控除後）から構成される。給付支払に関連するキャッシュ・フローは、死亡率及び投資回収といった要素に係る仮定に基づいて予測される。上記の表に含まれるキャッシュ・フローは、当該負債が割引価値で開示され、費用等のその他の契約以外のキャッシュ・フローの引当金を含むため、貸借対照表において開示された2014年3月31日付で発効した契約上の負債とは異なる。
- (2) 保険数理上の仮定に基づく。
- (3) 5年から10年までの流出見積額に基づく。

(e) 長期債務

長期債務は、当初約定満期日までの期間が1年超の債務である。満期償還は、約定満期日又は保有者の選択により債務が償還可能となる日のいずれか早く到来する日に基づいている。長期債務の詳細については、当行の連結財務書類に対する注記3を参照のこと。

(f) 定期預金

定期預金は、固定満期の預金である。一般的に、預金者は、一定の解約手数料を条件として、満期前にいつでも定期預金を引き出すことができる。

(g) 生命保険債務

生命保険債務は、主として生命保険契約（ユニットリンク契約及び非ユニットリンク契約の両方を含む。）の債務を含む。

ユニットリンク生命保険契約は、保険契約者が選択した投資資産におけるユニット（すなわち株式）の純資産価値に応じて契約の解約払戻金変動する契約である。ユニットリンク生命保険契約の債務は、評価日現在の各契約のユニットの純資産価値に等しい。一定の当行のユニットリンク生命保険契約には、金銭支払保証が付され、かかる契約の債務は、ユニットの純資産価値及びかかる保証の両方を考慮に入れている。

非ユニットリンク生命保険契約の債務は、保険料総額法（利率、死亡率、費用及びインフレについて仮定する。）を用いて、計算される。この方法は、参加型契約及び非参加型契約の両方に用いられる。しかしながら、参加型契約については、この方法はまた、税務引当金及び株主への利益配分とともに、将来の賞与について仮定する。これらの仮定は、不利な変動を考慮して、評価日現在の慎重な見積りとして決定される。

(h) 退職金債務

当行は、退職金（規定の最低勤続期間の後に退職又は辞職する全従業員を対象とする確定給付退職制度）を提供する。かかる制度は、当行での各従業員の給与及び勤続年数に基づき、退職又は定年時に、資格のある従業員に一時金を支払う。

退職金給付は、行内基金又はインド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが運用する個別の基金のいずれかを通じて、従業員に提供される。当行は、これらの基金に対する拠出を通じて退職金債務の弁済について責任を負う。

(i) 年金債務

当行は、年金（繰延退職制度—旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの一定の従業員を対象とする。）を提供する。かかる制度は、これらの従業員に対して、退職時に月次年金支払を提供する。かかる支払いは、各従業員の当行での勤続年数及び適用ある給与に基づき、生活調整費をも含む。旧マドラ銀行、サングリ・バンク又はバンク・オブ・ラジャスタンに以前勤務していた従業員の年金基金は行内基金で運用され、債務については保険数理評価により資金供給される。

一括保険契約に基づき、当行は、退職時に従業員のために、生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドから年金を購入する。これらの年金により、旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの退職した従業員に、年金を支払う。

(j) オペレーティング・リース債務

当行には、主に不動産向けの長期オペレーティング・リースに基づくコミットメントがある。以下の表は、2014年度末現在における、解約不能リースの将来の最小のリース料契約の概略である。

年度別リース料契約	(単位：百万ルピー)
2015年	667
2016年	624
2017年	407
2018年	199
2019年	30
2020年以降	115
最小リース契約総額	2,042

(k) 保証

当行は、プロジェクト・ファイナンス及び商業銀行活動の一環として当行の顧客の事業要件を支援するために銀行保証を提供してきた。保証は、顧客がその金銭債務又は履行義務を果たすことができなかった場合に当行が支払うという取消不能の保証を表章している。金銭保証とは、顧客が特定の金銭債務の支払いを怠った場合に第三者の受益者に対して支払いを行う義務をいう。履行保証とは、顧客が金銭以外の契約上の債務の履行を怠った場合に第三者の受益者に対して支払いを行う義務をいう。一般的に10年を超えない期間にわたり保証がなされる。銀行保証に付随する信用リスク及び業務リスクは、その他の種類の融資を受けていないファシリティに関する信用リスク及び業務リスクに類似している。当行は、顧客に対して適切なデュー・ディリジェンスを実施した後に、保証契約を締結する。当行は、一般に、これらのファシリティを年間ベースで査定している。顧客のリスク構造が許容不能な範囲まで悪化した場合、当行は保証の満期時にその更新をしないことを選択するか、又は当行のエクスポージャーを保護するために十分な追加担保を要求する可能性がある。保証額は、2013年度末現在の999.2十億ルピーから8.8%増加し、2014年度末現在では1,087.6十億ルピーとなった。

以下の表は、表示された期日における残存保証額を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	年度末現在					
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年／2012年 増減(％)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(％)
金融保証	338,207	292,767	(13.4)	532,814	1,007,018	82.0
履行保証	659,121	706,453	7.2	554,784	1,048,542	(21.5)
保証総額	997,328	999,220	0.2	1,087,598	2,055,560	8.8

金銭保証は、2014年度末現在、当行の保証エクスポージャーの約49%を占めていた。かかる金銭保証のうち、約23%がリスク参加、シンジケーションを目的としてかつその他の貸付人に受益者として利益を与えるべく発行され、これにより、当行の顧客がその他の貸付人からの信用援助又は信用補完を利用することが可能となる。残りの金銭保証は当行の顧客のその他の事業要件を支援するべく発行された(物品調達保証又は担保預金若しくは現金預金に代わる保証等)。履行保証は、2014年度末現在、当行の保証エクスポージャーの51%を占めていた。2014年度、インド準備銀行により発表されたガイドラインに基づいて、従来は履行保証として分類されていた前払金保証が金融保証として再分類された。

実際に保証が必要な顧客の通常事業の例としては、以下のものが含まれる。すなわち、供給者から商品を調達するための契約であって、顧客が商品を受領時に支払いを怠った場合に供給者に対して保証が提供されるもの、事業計画の指し値の提示であって、顧客によって落札された場合に契約上の義務の履行を確保するために保証が提供されるもの、顧客によって顧客の取引先に提供される物品・サービスに対する前払金であって、顧客が物品・サービスを提供することをできなかった場合に事前の払い戻しを顧客の取引先に保証するために保証が提供されるもの、保証金若しくは現金預金の代わりに提供される保証であって、そうでなければ顧客が証券取引所、商品取引所、規制当局その他の機関において保持することが要求されるもの、又は、入札若しくはその他の事業に関する契約に参加するために提供されるもの、貸付人のために保証が提供され、顧客の与信補強及び与信強化を貸付人から受領することを可能にするものであって、かかる貸付人に対して支払いの保証が提供されるものが含まれる。

当行の顧客による保証条件の不履行時、受益者は保証の下で権利を行使することがあり、当行は受益者に対して支払いをする義務がある。銀行及び金融機関の中には当行の金融保証の受益者である銀行及び金融機関がいくつか含まれるが、これにより顧客はこれらの銀行及び金融機関からの金融支援を受けることができる。当行の顧客がかかる融資に関して義務を怠った場合には、銀行及び金融機関は保証に基づく権利を行使し、当行は受益者に対して支払いを行う義務を負う。銀行及び金融機関に対して当行が支払い、かつ当行の顧客から回収できない金額は、利益の認識、資産分類及び債権に対する引当金の設定に関するインド準備銀行の健全性基準の対象となる。

当行はまた、他の融資を受けているファシリティを貸付金の形式で提供する顧客に対しても保証を提供している。不良債権又は条件緩和資産に関連した当該保証の残高は、2014年度末現在、47.9十億ルピーであった。当行の発行する融資は、関連する融資を再編する際に一方的に変更されたり修正されたりするものではない。保証は、特定の期間に特定の額に対して有効である。およそ満期日及び保証額に関して変更を加える際には、受益者及び保証人双方の合意が必要となる。一般に当行は顧客に対して12ヶ月から18ヶ月を有効期間として保証を提示している。

当行は、場合によっては、その保証による潜在的損失を補填するために利用可能な担保を有している。保証により実現される損失を補填するために当行が利用可能な現金及び定期預金による証拠金は、2013年度末現在には45.6十億ルピーであったのに対し、2014年度末現在には53.3十億ルピーであった。その他の資産又は有価証券もまた、当行がこれらの保証による損失を補填するために利用可能である。

当行の関連機関は、2014年度末現在0.1百万ルピーに達する額を保証している。

以下の表は、2014年度末現在における保証に関する事業の復興を示したものである。

細目	(単位：百万ルピー)	
	履行保証	金銭保証
2013年4月1日現在の期首残高	706,453	292,767
インド準備銀行のガイドラインに基づく再分類	(189,759)	189,759
追加：当事業年度中に発行された金額	382,737	368,832
控除：当事業年度中に満了／解約により終了した金額	(333,163)	(313,210)
：当事業年度中に行使され支払われた金額	(11,484)	(5,334)
2014年度末現在の期末残高	554,784	532,814

(7) 資金源

ICICIバンクでは、事業におけるリスク、格付け機関、株主及び投資家の期待値並びに資本調達のために可能な選択肢を考慮して、規制水準、現在及び将来の事業ニーズに応えるべく積極的に資本を管理している。その資本管理の枠組みは、金融グループ並びに取締役会及びリスク管理委員会の管理下にあるリスク管理委員会によって管理されている。自己資本の評価及び査定は取締役会及びリスク管理委員会に定期的に報告されている。

(a) 資金の規制

2008年3月31日から2013年3月31日まで、ICICIバンクは、インド準備銀行の定めるバーゼルⅡの自己資本に関するガイドラインの適用を受けていた。

2013年度中、インド準備銀行は、バーゼルⅢの導入についてインド準備銀行が決定した暫定的なアレンジに従い、2013年4月1日に効力が発生し2019年3月31日まで段階的に適用される最終版のバーゼルⅢのガイドラインを発表した。バーゼルⅢは、資本の質・統一性・透明性の改善、リスク対象範囲の強化、補完的レバレッジ比率の導入、景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）の減少、反循環的資本緩衝の促進、並びにシステミックリスク及び相互関連性への取り組みに関する、資本構成の計測について規定する。

2014年度末現在、ICICIバンクは、普通株等Tier 1資本におけるリスク・ベース最低資本比率を5.0%、Tier 1資本におけるリスク・ベース最低資本比率を6.5%、リスク・ベース最低自己資本比率合計を9.0%に維持するよう義務付けられていた。

第1の柱に関するインド準備銀行のバーゼルⅢに関するガイドラインに基づき、ICICIバンクは信用リスクの査定に関する標準化されたアプローチ、市場リスクの査定に関する標準化されたデュレーション法及び業務リスクの査定に関する基本的指標アプローチに従う。ICICIバンクは、リスク・ベース資本要件を計算するための高度な手法に移行するために、様々な計画を実施中である。

[前へ](#)

[次へ](#)

(i) 非連結自己資本比率のポジション

以下の表は、インドGAAPに準拠し作成されたICICIバンクの非連結財務書類に基づき、インド準備銀行のバーゼルIIIに関するガイドラインに従って算出された、表示された期日における規制資本、リスク加重資産及びリスク・ベース資本比率を示したものである。

(単位：百万(%の数値を除く。))

バーゼルIIIによるインド準備銀行のガイドライン**年度末現在**

	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
普通株等Tier 1資本	637,381	1,204,650
基本的自己資本 (Tier 1)	637,381	1,204,650
補完的自己資本 (Tier 2)	245,131	463,298
資本合計	882,512	1,667,948
信用リスク (リスク加重資産)	4,409,130	8,333,256
市場リスク (リスク加重資産)	265,735	502,239
業務リスク (リスク加重資産)	311,163	588,098
リスク加重資産合計	4,986,028	9,423,593
普通株式等基本的自己資本におけるリスク・ベース資本比率	12.8%	
基本的自己資本におけるリスク・ベース資本比率	12.8%	
補完的自己資本におけるリスク・ベース資本比率	4.9%	
リスク・ベース資本比率合計	17.7%	

上記の表は、現在の要件がそれぞれ、普通株等Tier 1資本におけるリスク・ベース最低資本比率が5.0%、Tier 1資本におけるリスク・ベース最低資本比率が6.5%、リスク・ベース最低自己資本比率合計が9.0%であるのに対し、普通株等Tier 1資本におけるリスク・ベース資本比率が12.8%、Tier 1資本におけるリスク・ベース資本比率が12.8%、リスク・ベース自己資本比率合計が17.7%であり、ICICIバンクがバーゼルIIIに関する資本要件を満たすために十分適切に資本化されていることを示している。

以下の表は、インドGAAPに準拠し作成されたICICIバンクの非連結財務書類に基づき、インド準備銀行のバーゼルIIに関するガイドラインに従って算出された、表示された期日における規制資本、リスク加重資産及びリスク・ベース資本比率を示したものである。

(単位：百万(%の数値を除く。))

バーゼルIIによるインド準備銀行のガイドライン**年度末現在**

	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
基本的自己資本 (Tier 1)	565,616	665,400	1,257,606
補完的自己資本 (Tier 2)	262,739	264,884	500,631
資本合計	828,355	930,284	1,758,237
信用リスク (リスク加重資産)	3,894,818	4,333,787	8,190,857
市場リスク (リスク加重資産)	254,681	232,018	438,514
業務リスク (リスク加重資産)	269,936	311,163	588,098
リスク加重資産合計	4,419,435	4,876,968	9,217,470
基本的自己資本におけるリスク・ベース資本比率	12.8%	13.7%	
補完的自己資本におけるリスク・ベース資本比率	5.9%	5.4%	
リスク・ベース資本比率合計	18.7%	19.1%	

ICICIバンクの資本金及びリスク加重資産に関する2013年度末から2014年度末の動き（バーゼルⅡに関するインド準備銀行のガイドラインに基づく）：

2014年度中に、資本金（控除前）は2013年度末現在の828.3十億ルピーから102.0十億ルピー増加し、2014年度末現在には930.3十億ルピーとなった。資本金の増加は、利益から振替えた準備金の増加、証券化による控除の減少及び海外銀行子会社からの資本の本国送還に起因する。

信用リスクに関連するリスク加重資産は、2013年度末現在の3,894.8十億ルピーから2014年度末現在の4,333.8十億ルピーまで439.0十億ルピー増加したが、これは主に、オンバランスシート・エクスポージャーのリスク加重資産の385.6十億ルピーの増加及びオフバランスシート信用エクスポージャーのリスク加重資産の53.4十億ルピーの増加によるものである。

市場リスクに関連するリスク加重資産は、2013年度末現在の254.7十億ルピーから2014年度末現在の232.0十億ルピーまで22.7十億ルピー減少した。これは、一般的な市場リスクのリスク加重資産の25.7十億ルピー（2.3十億ルピーの資本費を反映している。）の減少によるものであり、特定の市場リスクに関連するリスク加重資産の3.0十億ルピー（0.3十億ルピーの資本費を反映している。）の増加により一部相殺された。

2014年度末現在の業務リスクに関連するリスク加重資産は、311.2十億ルピー（28.0十億ルピーの資本費を反映している。）であった。業務リスクの資本費は、過去3会計年度の総収入の平均の15%に基づいて算出され、6月30日に1年ごとに改定される。

(ii) 連結自己資本

規制資本計算の連結は、インド準備銀行によって発行された連結健全性報告書の水準に沿った、ICICIバンク及び子会社の連結財務書類に基づいている。規制資本計算の連結に関して考慮される事業体には、子会社、関連会社及び当行のジョイントベンチャーであって、インド準備銀行の報告書のガイドラインで述べられているとおり銀行及び金融的サービスの業務を遂行するものが含まれる。保険業務に従事する事業体及び金融サービスに関連しない事業体は、自己資本計算の連結からは除外される。バーゼルⅢに関するインド準備銀行の定めるガイドラインに基づき、非連結保険及び非金融子会社における株式及びその他規制資本投資は、グループの連結規制資本から控除される。

2014年度末現在、インド準備銀行の定めるバーゼルⅢに関するガイドラインに基づく当行の連結レベルのリスク・ベース資本比率合計は、現在の要件がそれぞれ、普通株等Tier 1資本における最低資本比率が5.0%、Tier 1資本における最低資本比率が6.5%、最低Tier 1資本比率合計が9.0%であるのに対し、普通株等Tier 1資本におけるリスク・ベース資本比率が13.0%、Tier 1資本におけるリスク・ベース資本比率が13.1%、リスク・ベース自己資本比率合計が18.3%であった。

(b) 資本の内部査定

ICICIバンクの資本管理枠組みは、ICICIバンクが規制上の基準、現在及び将来の事業ニーズ並びにストレスに関する事態への対応を一定の計画対象期間にわたって満たすために、適切な資本レベルの決定に必要な自己資本充実度に関する年度ごとに遂行される包括的な内部評価プロセスを有している。自己資本充実度に関する内部評価プロセスは、銀行単独及び連結グループのレベルの双方において形成されている。自己資本充実度に関する内部評価プロセスは、4年間の計画対象期間中の資本計画、重要なリスクの特定及び査定並びにリスクと資本の間の関係を網羅するものである。

資本管理枠組みは、重大なリスクの包括的査定を含むリスク管理枠組みによって補完される。資本及びリスク管理枠組みの主要な側面であるストレス・テストは、リスクの特性及び資本基盤に対する、通常ではなく不測の事態の影響についての見識を提供する。当行の取締役会の承認を受けたストレス・テスト構造に基づき、当行は、当行の様々なポートフォリオについてストレス・テストを行い、現在及び将来の期間における当行の資本比率に対する影響及び当行の資本バッファの充実度を評価する。当行は、ストレスに関する事態が重要なリスクをとらえ、市況の結果生じ得る不測の市場の動向を反映するために定期的にストレス・テストを評価及び改良する。ICICIバンクの事業体の事業及び資本計画並びにストレス・テストの結果は、自己資本充実度に関する内部評価プロセスに統合される。

自己資本充実度に関する内部評価プロセスに基づいて、当行は維持されるべき資本レベルを以下の事項を統合的に考慮することによって決定する。

- ・戦略的焦点、事業計画及び成長目標

- ・インド準備銀行のガイドラインに沿った規制上の資本の要求
- ・重大なリスクの査定及びストレス・テストの影響
- ・格付け機関、株主及び投資家の見解
- ・子会社への投資及びディスインベストメントに関する将来的な戦略
- ・インド準備銀行によって時折認められる、資本を国内から国外へ調達する選択に関する評価

(c) 自己資本比率に関して近く予定されている規制の発展

2014年3月27日、インド準備銀行は、資本保全緩衝の導入を2016年3月31日まで1年間延期した。バーゼルIIIに関するガイドラインは、2019年3月31日までにインドにおいて完全に実施される予定である。

2014年7月、インド準備銀行は、反循環的資本緩衝の実施に関する最終報告書を発表した。ガイドラインによれば、反循環的資本緩衝は、銀行のリスク加重資産の0%から2.5%に及ぶ。長期傾向による国内総生産に対する信用比率の変動は、景気循環を確認するための主要なパラメーターとなる。

2014年7月、インド準備銀行は、国内のシステム上重要な銀行に対する資本課徴金に関する最終的な枠組みを発表した。国内のシステム上重要な銀行に適用される、より強化された資本要件は、2016年4月から2019年4月にかけて段階的に実施される予定である。国内のシステム上重要な銀行は、リスク加重資産の0.2%から0.8%の追加的な普通株等Tier 1資本を保有することを義務付けられる。

インド準備銀行は、2013年12月の通知書により、店頭デリバティブにおける信用評価調整リスク資本費の導入を延期した。信用価値調整により、カウンターパーティーの信用力低下による時価評価損失のリスクを捉える。信用評価調整リスク資本費は、2014年4月1日より効力が発生している。

2014年1月、インド準備銀行は、ヘッジされていない外国為替エクスポージャーを有する事業体に対するエクスポージャーの取り扱いに関する最終的なガイドラインを発表した。かかるガイドラインにおいて、インド準備銀行は、外国為替相場の変動に起因する事業体の想定損失に基づき、ヘッジされていない外国為替エクスポージャーを有する事業体に対する追加的な貸倒引当金及び自己資本の要件を導入した。要件は、2014年4月1日より効力が発生している。

ICICIバンクは進捗のさらなる監視を継続しており、現行の強固な自己資本比率及び明示された国内外の資金調達記録へのアクセス履歴をもって、バーゼルIIIの枠組みに適合することが可能になると考える。

(8) 流動性リスク

流動性リスクは、期限の到来に際し、利用可能なキャッシュ・フローを通じて、又は資産の公正価値での売却を通じて、財務上の義務を果たすことができないことから生じた、現在及び将来のリスクである。これには、適切な満期時において資産ポートフォリオの資金調達価格が予想外に上昇するリスク及び時宜を得た合理的な価格でのポジションの清算ができないリスクが含まれている。

たとえ悪条件下であっても、すべての債務を予定どおりに返済し、債務を増加させること又は合理的な費用で迅速に資産を現金に交換することのいずれかによって十分な資金を調達することで、あらゆる投資機会における資金調達に応じることが流動性リスク管理の目的である。

当行の追加的な資金調達需要の多くは、主に銀行間預金を含む預金の形式で短期資金源を通じて賄われる。ただし、当行の大部分の資産（主に当行のコーポレート・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンス並びに貸付ポートフォリオ）が、中期性又は長期性のものであり、資金供給の不整合が生じる可能性がある。当行は、当行の顧客の借入需要に応えとともに、当行の預金者及び債権者の要求に常に対処するため、当行の流動性ポジションを積極的に監視し、適切な流動性の維持に努めている。

当行は、最適な流動性管理を行うため、情報の連続的な伝達及び組織における資金調達部門と借入部門との間の活発的な情報交換を確立することを目指している。流動性管理は他の隔離したグループの責任下にある。当行は、インド準備銀行に対し国内業務に関するルピーのギャップ報告書を隔週に提出することが要求されている。インド準備銀行のガイドラインに従い、流動性ギャップ（マイナスの場合）は、1日、7日以内、14日以内及び28日以内に該当する時間区分では、それぞれ、累積アウトフローの5.0%、10.0%、15.0%及び20.0%を超えてはならない。流動性リスク管理に関するインド準備銀行のガイドラインにより、短期の流動性ギャップについてのこれらの制限は、当行の国内業務におけるルピーの流動性ギャップ及び海外支店業務における全国的な流動性ギャップに適用される。当行は毎日、国内及び海外業務について、ルピー建ての帳簿において満期ギャップ分析を作成している。当行の静的ギャップ分析はさらに、負債による調達を担当する部署が短期資金ニーズに対する正しい評価を得られるよう、短期のキャッシュ・フローの動態分析によっても補完されている。さらに当行は、特定の流動性比率を隔週ベースで監視している。当行は、危機管理計画を整えて有しており、かかる計画を通じて当行は潜在的な流動性の課題を示唆する重要な指標を監視し、これにより十分な流動性を確保するために必要な措置を講じることができる。

当行は、資金需要に柔軟に対応するため、多様な流動性の資金源を保持している。インドにおける資金は主に個人預金者及び法人預金者からの預金の受入れにより供給されている。預金は、短期銀行間市場での借入及び債券発行により増加させることができる。当行は、インド準備銀行から提供された短期の資金調達方法である流動性調整枠、限界常設ファシリティ及び再融資手段に対する償還請求権を有している。当行は、一般的に流動性需要を満たすために即座に売却される優良流動性証券の多大なポートフォリオを保持している。当行はさらに、銀行間市場での短期ベースの借入により、流動性を管理することができる。銀行間市場において重要な翌日物市場は、不安定な金利の影響を受けやすい。これらの金利は時に、最高値100.0%以上に達したことがある。こうした不安定な資金調達への依存を抑えるために、当行の流動性管理政策は、かかる市場における借入及び貸付の1日当たりの基準を規定した。当行の1日当たりの借入はインド準備銀行による規定よりも保守的なものとなっている。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、当行と同様に、資金調達の一部について、銀行間翌日物市場に依存しており、不安定な金利と同様のリスクにさらされている。

当行の総流動資産は、現金、当方勘定、翌日物その他の短期金融市場募集、国債及び短期国債（準備金要件に適切な投資（買戻契約による借入金純額の控除後）及び流動性調整枠を含む。）、社債（AA以上の格付けのもの）並びにコマーシャル・ペーパー、預金証書及びミューチュアル・ファンド投資といったその他の短期金融投資から構成されている。当行は、流動資産純額を決定するために、これらの資産から当行の短期金融市場借入（28日以内に満期が到来する借入）を控除する。上記の流動資産に加えて、当行は、インド準備銀行からの未利用の再融資枠及び常設ファシリティといったその他の確実な流動性の資金源を利用することができる。

当行は、インド準備銀行が課した法定準備金要件に従って要求される形の当行の要求払い預金及び定期預金の大部分を維持している。インド準備銀行は、インドの銀行に適用される現金準備率を規定しており、これにより、当行は、インド準備銀行に預託された現金残高としての要求払い預金及び定期預金の平均比率を14日間以上維持する義務がある。2014年度末現在、現金準備率要件の比率は4.00%であった。さらに、現金準備は、14日間の報告期間のいかなる日においても、要求される現金準備率の95%を下回ってはならない。

インド準備銀行はまた、インドの銀行に適用される法定流動性比率を規定しており、これにより、当行は、一定の規定された投資において要求払い預金及び定期預金の一定の比率を維持する義務がある。2014年度末現在、法定流動性比率は23%であった。インド準備銀行は、2014年6月3日付の政策において、法定流動性比率を23.0%から22.5%に50ベースポイント引き下げ、2014年6月14日を開始日とする2週間後より効力が発生した。当行は、一般的に、法定流動性比率を超える法定流動性比率適格証券を保有している。法定流動性比率適格証券には、現金、金又は承認された無担保の証券が含まれる。

当行の様々な海外支店において、一定の準備金が、現地規制に従って維持されている。当行は、2014年度において、かかる現地の準備金要件を遵守していた。

2014年6月9日、インド準備銀行は、流動性カバレッジ比率、流動性リスク監視手段及び流動性カバレッジ比率開示基準を含む流動性基準に関するバーゼルIIIの枠組みについての最終ガイドラインを発表した。流動性カバレッジ比率は、30日間続く深刻なストレス・シナリオを乗り切るために適切な高水準の流動資産を確保することにより、潜在的な流動性危機からの銀行の短期的な回復を促進する。ガイドラインにより、流動性カバレッジ比率要件は、2015年1月1日より最低要件が60%となり、段階的に均等に引き上げられ、2019年1月1日に100%に達する。

当行は、法定流動性比率及び現金準備率要件の他に、流動資産を維持している。2014年度中、当行は、上記の規制要件により適正な準備金を維持していた。

以下の表は、当行の平均流動資産及び貸借対照表日現在の流動資産の構成項目の内容を示したものである。

	(単位：十億)		
	2013年3月31日 現在（ルピー）	2014年度隔週 平均（ルピー）	2014年3月31日 現在（ルピー）
法定流動性比率適格投資証券及びその他の国債 （控除：買戻契約による借入金、流動性調整枠及び 担保付借入金）	781.6	847.4	879.6
中央銀行残高及びその他の銀行の当座勘定	166.5	186.6	201.0
その他流動資産	397.5	251.7	369.9
総流動資産	1,345.6	1,285.7	1,450.5
（控除：短期借入金）	(2.4)	(9.5)	-
流動資産純額	1,343.2	1,276.2	1,450.5

当行は、2013年度末現在の1,343.2十億ルピーに対し、2014年度末現在には合計約1,450.5十億ルピーの流動資産純額を保有していた。2014年度において、当行は、約1,276.2十億ルピーの隔週平均流動資産純額を保有していた。上記の流動資産純額に含まれる額に加えて、2014年度末現在、当行はまた、2013年度末現在の105.4十億ルピーに対し、合計約75.2十億ルピーのその他の固定利付非国債証券を保有していた。

現地規制に従って、いくつかの当行海外支店は、他のグループ事業体と「正味借入」状態を維持することが義務付けられている。すなわち、かかる海外支店は、一定の金額について正味借入人になることができる。したがって、かかる「正味借入」要件を超過して維持される流動性は、他のグループ事業体においてのみ利用することができる。2014年3月31日現在、かかる当行の海外支店は、58.5十億ルピー（相当額）の流動資産純額を保有しており、当行の流動資産純額合計の1,450.5十億ルピーに含まれる。

当行はまた、その他の確実な流動性の資金源を利用することができる。インド準備銀行は、流動性調整ファシリティ及び限界常設ファシリティを通じて、金融政策を行い、インドの銀行システムの流動性を管理する目的で、銀行との買戻条件付取引及び逆買戻条件付取引を行う。インド準備銀行は、買戻契約、逆買戻契約及び限界常設ファシリティに適用される金利を規定しており、それぞれレポレート、リバースレポレート及び限界常設ファシリティレートとして知られている。2014年度末現在、インド準備銀行のレポレート、リバースレポレート及び限界常設ファシリティレートは、それぞれ8.00%、7.00%及び9.00%であった。流動性調整ファシリティ及び限界常設ファシリティは、1年中利用可能である。限界常設ファシリティの下では、銀行は、法定要件を超えて保有する適格証券に加え、14日間を2回遡った末日現在のそれぞれの普通預金及び定期預金の純額の2.0%を上限として、翌日物借入をすることができる。さらに、その他の市場の相手方との買戻条件付取引の流動性市場が存在する。銀行は、法定要件を超えて保有する法定流動性比率適格証券に対して、インド準備銀行又はその他の市場の相手方との買戻条件付取引を行うことができる。

インド準備銀行はまた、当行を含むインドの銀行に一定の借換枠を利用させ、これにより、銀行は、当該銀行が特定業務について借入人に対して貸付を行っている場合、インド準備銀行からレポレートで借入を行うことができる。

2014年度末現在、当行は、流動性調整ファシリティ及び限界常設ファシリティを通じてインド準備銀行から借入可能な213.3十億ルピーの国債を保有していた。さらに、当行は0.3十億ルピーの借換枠も利用した。

インド準備銀行は、金融政策を実施するために、流動性調整ファシリティ、限界常設ファシリティ及び借換枠を利用する。インド準備銀行は、流動性調整ファシリティを留保し、又はインドの銀行が全銀行の比例基準でいつでも流動性調整ファシリティ又は借換枠により利用できる額を引き下げる権利を有する。かかる政策変更は、これらの枠の運用に影響を及ぼし、当行を含むインドの銀行のこれらのファシリティの利用を制限する可能性がある。インド準備銀行は、翌日物流動性調整ファシリティを通じて、流動性の供給を普通預金及び定期預金の純額の一定の比率に制限し、様々な満期の定期買戻契約を通じて、徐々に流動性が供給されている。2014年度末現在、翌日物流動性調整ファシリティを通じた流動性の供給は、銀行の普通預金及び定期預金の純額の0.50%が上限であった。

海外業務について、当行は明確な借入プログラムを有している。支店を通じて借入金を合理的な費用で最大化するためには、異なった市場及び通貨における流動性が目標とされる。大規模な借入は、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入及び銀行間相互貸付の形で行われる。当行はまた、購入者の与信及びその他の取引資産に対してその他の銀行からの借換を行う。輸出信用機関の基準を満たす貸付については、これらの機関との間で締結された契約どおり借換が行われる。当行はさらに、各受入国の整備された規制の枠組みに従い、個人向け預金の債務を集めている。

当行は、当行の海外支店における借換のニーズに対応するために、かかる借換の時期における現行のスワップレート及び為替レートに基づく比較的高い費用によるものではあるが、インドにおける当行のルピーの流動性を利用することができる。ICICIバンクはまた、2013年11月（当初満期は5.6年）の米ドル建債券の発行、2013年6月（当初満期は3.1年）の中国元（CHN）建債券の発行及び2013年12月（当初満期はそれぞれ1.0年及び2.1年）の日本円（JPY）建債券の発行を通じ、886百万米ドルを調達した。

当行の債券発行並びにその他の金融機関及び輸出信用機関からの貸付の条件には、クロスデフォルト条項、当行が他の事業体と統合又は合併する当行の能力に対する制限及びかかる債券若しくは貸付を期限前に償還又は返済する当行の能力に対する制限が含まれる。基本的自己資本又は補完的自己資本に含まれる対象となっている劣後債発行の条件には、損失が生じた場合又は資本の欠損が生じた場合に利息の支払いを停止し、満期日又は特定のコール・オプション期日であっても、インド準備銀行の事前の承認なく、償還の差止めを行うことが含まれている。当行は現在、借入の条件により債務不履行とみなされるような当行の借入に関する重要な条項には違反しておらず、また今後も違反しない予定である。

全般的な流動性のニーズに応じるために当行の英国及びカナダにおける子会社によって維持されている流動性の利用に対する制限が存在する。カナダの金融機関監督庁は、単一の事業体又は関連事業体グループに対する信用エクスポージャーにつき、基本的自己資本及び補完的自己資本（カナダの規制に基づき定められる。）に係る100%の制限を規定した。ICICIバンク・カナダ及び当行のカナダの子会社は、ICICIバンクに対するエクスポージャーに関するものを除いて、内部的にこの信用エクスポージャーの上限を、金融機関監督庁により規定された制限の25%に定めた。2014年度において、ICICIバンク・カナダは、単一の事業体（ICICIバンクを含む。）に対する規制上及び内部のエクスポージャーに対する制限の両方を遵守していた。

英国の既存の規制ガイドラインに基づき、ICICIバンクUKは、個別の相手方（又は関連する相手方のグループ）に対するエクスポージャーにつき、資本金の25%とする制限に服する。資本金は、適格性のある基本的自己資本及び補完的自己資本から、バーゼルIIIのガイドラインに基づく控除額を差し引いた額として計算される。ICICIバンクUKは、2014年度末現在には823百万米ドルの大口エクスポージャー資本金を有しているため、206百万米ドルの制限が課されることとなる。また、ICICIバンクUKは当行内のエクスポージャー集中を管理するための各種の内部制限を規定する。測定されるリスク集中の主要パラメーターには、部門別エクスポージャー、カントリー・エクスポージャー、格付区分に基づくエクスポージャー、商品固有のエクスポージャー、カウンターパーティー・エクスポージャー及び大口エクスポージャーが含まれる。2014年度において、ICICIバンクUKは、単一の事業体（ICICIバンク及びその他連結事業体を含む。）に対する規制上及び内部のエクスポージャーに対する制限の両方を遵守していた。

プルーデンス規制機構は、ICICIバンクUKを個別流動性十分性基準機関に分類しているが、これは、同行に銀行、建設協会及び投資会社の健全性規制に定める一定の量的要件を満たす義務があることを意味している。さらに、プルーデンス規制機構は、2012年6月27日に効力が発生し、ICICIバンクUKが遵守している流動性ガイドラインを発表した。同流動性ガイドラインは、ICICIバンクUKが保有するのが適当であるとプルーデンス規制機構が考える流動資産の額（プルーデンス規制機構がICICIバンクUKに関して重要とみなす通貨建て、さらにすべての通貨結合基準による。）を規定している。2014年度中、ICICIバンクUKは、引き続き強い流動性ポジションを持ち、業務上の問題によりある通貨特有の要件の中で2百万米ドルが1日不足したことを除き、これらのガイドラインを遵守していた。しかし、ICICIバンクUKは、当該日において、全通貨複合ベースでの要件を遵守していた。当行は、現行のプロセスを見直し、今後かかる事態が再発しないことを確実にするために、追加検査を導入することでプロセスをさらに強化した。

カナダの規制により、規制を受けるカナダの銀行（ICICIバンク・カナダを含む。）に対して、流動性プール要件又は流動性緩衝要件は課されていない。しかしながら、金融機関監督庁は、当該各銀行が、銀行の流動性管理システム全体内で流動資産の役割を統合及び定義し、流動資産保有の最低目標を設定する内部流動性方針を持つと予想している。ICICIバンク・カナダは、その取締役会が承認した流動性管理方針及び市場リスク管理方針を有している。これらの方針により、ICICIバンク・カナダは、「30日以内」の満期バケットにおける流出純額を補填するために、顧客の負債の一定の割合を流動資産で維持し、十分な流動性を維持する義務を負う。これらの制限は、毎月監視されている。ICICIバンク・カナダは、2014年度を通して、これらの要件を遵守していた。

ロシア中央銀行は、ロシアの銀行に、銀行の負債の一定の割合に基づき、ロシア中央銀行に預託する準備金を維持する義務を負わせている。ロシア中央銀行はまた、ロシアの銀行に、流動性ギャップ、特に「翌日」、「30日以内」及び「1年超」の満期バケットの純流出により生じる可能性のある流動性ギャップに関する規制比率に対する一定の制限を遵守する義務を負わせている。当行のロシアにおける完全子会社であるICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニーは、2014年度を通して、これらの要件を遵守していた。

信用、市場及び業務リスクの管理の成功は、格付機関による信用格付の評価に影響を与えるため、当行の流動性の管理において考慮すべき重要な事項である。格付機関は、いつでも格付の格下げを行うことができ、又は格下げの意向を示すことができる。

格付機関はまた、当行の格付の取下げを決定することができ、これは当行の格付の格下げと同じ効果を有する可能性がある。当行の格付の格下げ（又は格付の取下げ）は、当行の借入費用を増加させ、資本市場の利用を制限し、当行の商品を販売若しくは売り込む能力に悪影響を及ぼし、事業取引（特に長期取引）及びデリバティブ取引を行い、又は当行の顧客をつなぎとめる可能性がある。「4 事業等のリスク(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク(c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

当行の信用格付が変更されたか又は取り下げられることにより、当行が相手方に設定義務のある担保の額は増加しない。当行を含むインドの銀行が、担保付借入を行う場合、インド準備銀行から、また集中型の決済相手方であるインド・クリアリング・コーポレート・リミテッドを通じて、借入を行う。インドの銀行がインド準備銀行から借入を行う場合、担保は通常、国債又は州政府債等の法定流動性比率適格投資証券である。一般的に、かかる貸付に付与された担保の額面価額は、貸付額を上回る。この差額は、ヘアカットという。インド準備銀行から借り入れたすべてのかかる証券のヘアカットは、インド準備銀行により規定され、借入人の信用格付に基づかない。同様に、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドの証拠金率は、満期及び一定の他の要素に基づくが、借入人の信用格付に基づかない。さらに、当行は一般的に、当行の信用格付が引き下げられた場合に当行が担保増額義務を負うデリバティブ又はスワップ取引を行わない。そのようなものとして、当行の信用格付が引き下げられた又は取り下げられることは、当行の担保付借入業務に影響を及ぼさない。

当行は、現在の信用格付からの1又は2段階の格下げにより影響を受ける一定の借入を行っている。これらの借入は、2014年度末現在、当行の借入金合計の4%未満である。国際的信用格付機関が当行の信用格付を1又は2段階引き下げる場合、当行は、一定の借入金に対して引き上げられた金利を支払う義務があり、また一定の借入に対して、当行は、貸付人と新たな金利について再交渉しなければならない。当行が、金利について貸付人と合意に達することができない場合、当該貸付人は、当行に貸付元本残高の返済義務を負わせる可能性がある。当行は、かかる借入に限度額を設けている。

(9) 設備投資

以下の表は、表示された期間における有形固定資産別の設備投資に関する情報を示したものである。

(単位：百万)

	2012年度				2012年度末現在の純資産	
	2011年度末現在の原価 (ルピー)	増加／移転 (ルピー)	除却／移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	(ルピー)	(円)
建物	45,903	1,656	(592)	(9,383)	37,584	71,034
その他の固定資産（家具及び備品を含む。）	41,441	4,442	(747)	(30,794)	14,342	27,106
リース資産	17,510	-	(1)	(15,115)	2,394	4,525
合計	104,854	6,098	(1,340)	(55,292)	54,320	102,665

(単位：百万)

	2013年度				2013年度末現在の純資産	
	2012年度末現在の原価 (ルピー)	増加／移転 (ルピー)	除却／移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	(ルピー)	(円)
建物	46,967	1,711	(1,498)	(9,896)	37,284	70,467
その他の固定資産（家具及び備品を含む。）	45,136	5,449	(2,933)	(32,549)	15,103	28,545
リース資産	17,509	-	-	(15,161)	2,348	4,438
合計	109,612	7,160	(4,431)	(57,606)	54,735	103,449

(単位：百万)

	2014年度				2014年度末現在の純資産	
	2013年度末現在の原価 (ルピー)	増加／移転 (ルピー)	除却／移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	(ルピー)	(円)
建物	47,180	1,698	(949)	(11,149)	36,780	69,514
その他の固定資産（家具及び備品を含む。）	47,652	6,357	(3,207)	(34,847)	15,955	30,155
リース資産	17,509	-	(210)	(14,966)	2,333	4,409
合計	112,341	8,055	(4,366)	(60,962)	55,068	104,079

2014年度の当行の建物及びその他の資産に対する追加額は、2013年度の7.2十億ルピーに比べ、8.1十億ルピーであった。2013年度及び2014年度の当行の建物に対する設備投資は、同水準を維持し、1.7十億ルピーであった。2014年度のその他の固定資産に対する6.4十億ルピーの設備投資には、ソフトウェアに対する1.5十億ルピーの投資が含まれている。

(10) 担保管理

(a) 概観

当行は、与信枠を確保するために借入人若しくは第三者によって当行に提供された資産又は権利について担保を設定する。当行は、借入人／債務者の債務を担保として提供された資産／契約の観点から、担保権者としての権利を持つ。当行は、担保に関する原書類において、担保に関して若しくはその他の与信強化に関して、相手方の債務不履行の際に直ちに財産を清算し、保持し、又はかかる担保を法律上占有する権利を含む適切な権利が規定されることを保証する。当行はまた、当行に対して担保として提供された資産について、当行のエクスポージャーの期間、適切な保険を保持する努力をする。担保の価値は定期的に監視される。

(b) 担保の評価

インド準備銀行のガイドラインの規定に従い、当行は担保の評価を行う際に、包括的なアプローチを用いる。かかるアプローチの下、当行は、資本要件を計算する際に、相手方に対する信用エクスポージャーをリスク軽減に至るまで引き下げるが、これは、バーゼルⅢガイドラインに規定されるように適格な担保によりもたらされる。

当行は、資本要件計算のインド準備銀行のガイドラインが規定する要件に従い、受入担保の価値を、将来予想される担保価値の変動に応じて調整する。「ヘアカット」ともいう、ボラティリティー調整後の担保額を算出するためのこれらの調整額は、適用あるリスク加重率に基づき資本費を計算する際にエクスポージャーから控除される。当行は、インドGAAP又は米国GAAPのいずれかに基づく貸倒引当金の計算ためではなく、規制資本要件の計算のみのために、これらのヘアカットを担保価値で適用する。

(c) 当行が保有する担保の種類

資本要件の計算において、当行は、商品の種類及び相手方のリスク構造に基づいて各々の機関に対して適切な担保を決定する。法人顧客及び中小企業顧客に対する融資の場合、通常、固定資産が長期貸付についての担保とされ、流動資産が運転資金融資についての担保とされる。プロジェクト・ファイナンスについては、借入人の資産の担保及び原プロジェクト契約の譲渡が通常行われる。さらに、株式質権、現金担保、エスクロー契約に基づく債権手数料及び保証も追加的担保とされる場合がある。

個人向け商品については、担保がそれぞれの商品に関する商品方針に明記される。住宅ローン及び自動車ローンについては、融資対象の不動産／自動車によって担保される。融資が認可された際に、選任された査定機関によって財産の査定が遂行される。

当行はまた、主に株式、特定証券、倉庫商品及び貴金属等の担保に基づく商品を提供する。これらの商品は承認された商品指針に沿う形で提供されるが、かかる指針には担保、査定及び信用購入の種類が含まれる。

当行は、デリバティブ、クレジットカード及び個人ローン等の特定の商品のための無担保の融資を顧客に対して提供する。無担保の融資枠に関する限度については、当行の取締役会が承認する。

それぞれの取引に関する担保の種類及び分量についての決定は、取締役会に承認された信用承認許可とおりに、信用承認機関によってなされる。承認済みの商品指針とおりに提示された融資枠に関しては、かかる指針に沿って担保がなされる。

(11) 重大な変化

本書に別段記載されている事項を除き、本書に含まれる2014年度の連結財務書類の日付以降、当行において重大な変化は発生していない。

(12) セグメント収益及び資産

インド準備銀行は、「セグメント報告」に関するガイドラインにおいて、インドの銀行の事業情報の開示のために、特定の事業セグメント及びそれらの定義を規定している。

2014年度の連結セグメント別報告は、インド準備銀行が指定し規定するセグメントに基づき、以下のとおり表示されている。

・ 個人向け銀行セグメント

当行のエクスポージャーを含んでおり、当該エクスポージャーは、インド準備銀行のバーゼルIIIに関するガイドラインに規定される「規制上の個人向けポートフォリオ」の4つの適格基準を満たしている。これらの基準は、以下のとおりである。

(i) オリエンテーションに関する基準：

個人（個人、ヒन्दゥ教徒同族会社、信託、パートナーシップ、非公開有限責任会社、公開有限責任会社、協同組合等に限定されない。）及び中小企業に対するエクスポージャーは、「個人向け」に分類される。小企業は、3年間における年間平均取引高が500百万ルピー未満のものと定義されている。

(ii) 商品に関する基準：

すべてのエクスポージャーは、以下のいずれかの形によるものとする。

- ・ リボリング・クレジット及び与信枠（当座貸越を含む。）
- ・ 期限付貸付金及びリース（例えば、割賦払いの貸付金及びリース、学生ローン並びに教育ローン等）
- ・ 中小企業向け与信枠及びコミットメント

(iii) 個人向けエクスポージャーの低値：

1つの取引相手方に対する個人向けエクスポージャーの総額の上限額は、絶対許容限度額である50百万ルピーを超えないものとする。

(iv) 精度に関する基準：

「規制上の個人向けポートフォリオ」は、ポートフォリオ内のリスクを軽減させる程度まで十分に分散させなければならない。1つの取引相手方に対するエクスポージャーの総額は、個人向けポートフォリオ全体の0.2%を超えないものとする。

・ ホールセール銀行セグメント

当行のためのインド準備銀行のガイドラインに従って、「個人向け銀行」セグメントに含まれない信託、パートナーシップ、会社及び国家機関に対する当行のすべての貸付金を含む。

・ 財務セグメント

当行、ICICIエコ・ネット・インターネット・アンド・テクノロジー・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIエクイティ・ファンド、ICICIエマージング・セクターズ・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンド及びICICIベンチャー・バリュース・ファンド（2013年9月30日まで）のすべての投資ポートフォリオ及びデリバティブ・ポートフォリオを含む。

- **その他の銀行業務のセグメント**

その他の銀行事業は、リース業務及び当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目を含む。さらに、その他の銀行事業は、当行の銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUKピーエルシー、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニーも含む。

- **生命保険セグメント**

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業績を表す。

- **総合保険セグメント**

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業績を表す。

- **その他のセグメント**

ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIインターナショナル・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド、ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIプルデンシャル・トラスト・リミテッド、ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIトラスティーシップ・サービス・リミテッド、TCW/ICICIインベストメント・パートナーズ・リミテッド（2013年6月30日まで）、ICICIキンフラ・リミテッド、I-ヴェン・バイオテック・リミテッド及びICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドを含む。

移転価格設定に関する枠組み

個人向け銀行セグメント及びホールセール銀行セグメントの負債の移転価格設定は、当行の中心となる財務部門で行われる。当該財務部門は、すべての資金をプールし、法定準備金要件及び優先部門に分類される特定の部門に対する行政指導に基づく貸付については所定の手数料に係る調整を行った後、資金調達対象の資産の満期に基づき適切な金利で各事業部門に貸付を行う。当座預金及び普通預金の移転価格設定は、固定金利で行われる。定期預金及び借入金の移転価格設定は、主に移転価格設定方針の定める区分に基づいて行われる。当行の資産組成の事業部門に対する移転価格設定は、資産の満期（期間プレミアム）及び法定準備金要件に係る調整を行った後、預金（当座預金及び普通預金の一体型）及び借入金の増分費用に基づいて行われる。割り当てられた資本金もこの目的において資金源とみなされる。

2014年度及び2013年度の比較

以下の表は、表示された期間における各セグメントの税引前利益を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
個人向け銀行セグメント	9,546	18,295	34,578	91.7
ホールセール銀行セグメント	66,189	65,886	124,525	(0.5)
財務セグメント	36,613	52,565	99,348	43.6
その他の銀行業務セグメント	6,410	9,032	17,070	40.9
生命保険セグメント	15,697	15,292	28,902	(2.6)
総合保険セグメント	2,817	5,202	9,832	84.7
その他のセグメント	7,817	9,784	18,492	25.2
税引前利益	145,089	176,056	332,746	21.3

(a) 個人向け銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
純利息収入	42,092	57,730	109,110	37.2
非利息収入	30,425	36,211	68,439	19.0
収入合計	72,517	93,941	177,548	29.5
非利息費用	63,216	76,583	144,742	21.1
引当金控除前利益	9,301	17,358	32,807	—
引当金	(245)	(937)	(1,771)	—
税引前利益	9,546	18,295	34,578	91.7

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日現在の残高			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
貸付金	651,689	903,841	1,708,259	38.7
預金	1,922,796	2,252,516	4,257,255	17.1

個人向け銀行業務セグメントにおける貸付は、主として個人向け支払（特に、住宅貸付部門及び自動車ローン部門）の増加により、増加した。個人向け銀行業務セグメントは、個人向け預金基盤の拡大を反映し、預金のフランチャイズ強化に重点を置いたままであった。当該セグメントの普通預金は、2013年度末現在の856.5十億ルピーから15.7%増加し、2014年度末現在には991.3十億ルピーとなった。

個人向け銀行業務セグメントの税引前利益は、2013年度の9.5十億ルピーから増加し、2014年度には18.3十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものであった。これは、非利息費用の増加により一部相殺された。

2014年度における純利息収入は、2013年度の42.1十億ルピーから37.2%増加し、57.7十億ルピーとなった。これは主として、貸付ポートフォリオ並びに平均当座預金及び普通預金の増加によるものであった。

2014年度における非利息収入は、2013年度の30.4十億ルピーから19.0%増加し、36.2十億ルピーとなった。これは主として、貸付関連手数料、第三者商品の販売手数料、クレジットカード・ポートフォリオからの手数料及びブランザクションバンキング手数料の増加によるものであった。

2014年度における非利息費用は、2013年度の63.2十億ルピーから21.1%増加し、76.6十億ルピーとなった。これは主として、従業員費用の増加及び支店ネットワークの拡大によるものであった。これは、回収費用の減少により一部相殺された。

2014年度において、2013年度の0.2十億ルピーの引当金計上に対して、0.9十億ルピーの引当金戻入があった。

(b) ホールセール銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
純利息収入	68,458	75,393	142,493	10.1
非利息収入	38,216	40,565	76,668	6.1
収入合計	106,674	115,958	219,161	8.7
非利息費用	24,843	24,057	45,468	(3.2)
引当金控除前利益	81,831	91,901	173,693	12.3
引当金	15,642	26,015	49,168	66.3
税引前利益	66,189	65,886	124,525	(0.5)

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の残高			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
貸付金	2,225,648	2,380,760	4,499,636	7.0
預金	996,340	974,884	1,842,531	(2.2)

ホールセール銀行セグメントの貸出残高は、2013年度末現在の2,225.6十億ルピーから7.0%増加し、2014年度末現在には2,380.8十億ルピーとなった。ホールセール銀行セグメントの貸出残高の緩和は、主として当該セグメントにおける増額貸付に対する慎重な姿勢によるものであった。これは、海外支店の貸付ポートフォリオに係るルピー建償却の影響により一部相殺された。当該セグメントにおける定期預金は、2013年度末現在の802.0十億ルピーから8.5%減少し、2014年度末現在には733.7十億ルピーとなった。当座預金は、2013年度末現在の194.3十億ルピーから24.1%増加し、2014年度末現在には241.1十億ルピーとなった。

2014年度におけるホールセール銀行業務セグメントの税引前利益は、2013年度の66.2十億ルピーから減少し、65.9十億ルピーとなった。これは主として、引当金の増加によるものであった。これは、純利息収入及び非利息収入の増加により一部相殺された。

2014年度における純利息収入は、2013年度の68.5十億ルピーから10.1%増加し、75.4十億ルピーとなった。これは主として、資産に係る利息収入の増加によるものであった。

2014年度における非利息収入は、2013年度の38.2十億ルピーから6.1%増加し、40.6十億ルピーとなった。これは主として、手数料収入の増加によるものであった。

2014年度における引当金は、2013年度の15.6十億ルピーから増加し、26.0十億ルピーとなった。これは主として、2014年度中に行われた不良債権及び条件緩和貸付の増加を要因とする引当金の増加によるものであった。「－(4) 事業の見通し－(j) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」も参照のこと。

(c) 財務セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（％の数値を除く。）)

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
純利息収入	25,094	29,390	55,547	17.1
非利息収入	14,175	25,704	48,581	81.3
収入合計	39,269	55,094	104,128	40.3
非利息費用	1,763	1,777	3,359	0.8
引当金控除前利益	37,506	53,317	100,769	42.2
引当金	893	752	1,421	(15.8)
税引前利益	36,613	52,565	99,348	43.6

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の期末残高を示したものである。

(単位：百万（％の数値を除く。）)

	3月31日現在の期末残高			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
投資	1,714,391	1,770,061	3,345,415	3.2
借入金	1,453,415	1,547,591	2,924,947	6.5

当行の資金業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに先物契約、スワップ及びオプション等の一連の外国為替及びデリバティブの商品及びサービスが含まれる。また、ICICIエコ・ネット・インターネット・アンド・テクノロジー・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIエクイティ・ファンド、ICICIエマージング・セクターズ・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIストラテジック・インベストメント・ファンド及びICICIベンチャー・バリュー・ファンド（2013年9月30日まで）が行った投資も含まれる。

2014年度における財務業務セグメントの税引前利益は、2013年度の36.6十億ルピーから増加し、52.6十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものであった。

2014年度における純利息収入は、2013年度の25.1十億ルピーから17.1%増加し、29.4十億ルピーとなった。これは主として、存続期間がより長く、利回りがより高い法定流動性比率証券に対する投資によるものであった。これは、利回りの高い公社債が満期を迎えたことによる、非法定流動性比率証券の利回りの低下により一部相殺された。

2014年度における非利息収入は、2013年度の14.2十億ルピーから増加し、25.7十億ルピーとなった。これは主として、子会社からの配当利益、財務業務セグメントの国債ポートフォリオ及びその他の固定利付債券のポジション、海外支店の利益剰余金の本国送金に係る為替差益、有価証券受領証に係る利益並びに外国為替トレーディング利得の増加によるものであった。

[前へ](#)

[次へ](#)

(d) その他の銀行業務のセグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
純利息収入	9,960	10,615	20,062	6.6
非利息収入	4,300	5,903	11,157	37.3
収入合計	14,260	16,518	31,219	15.8
非利息費用	4,396	5,109	9,656	16.2
引当金控除前利益	9,864	11,409	21,563	15.7
引当金	3,454	2,377	4,493	(31.2)
税引前利益	6,410	9,032	17,070	40.9

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の残高			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
貸付金	376,854	534,086	1,009,423	41.7
投資	88,111	58,417	110,408	(33.7)
預金	228,693	372,840	704,668	63.0
借入金	166,315	187,829	354,997	12.9

その他の銀行業務には、当行のリース業務、当行の海外銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUK、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー並びに当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目が含まれる。

2014年度における当行のその他の銀行業務のセグメントの税引前利益は、2013年度の6.4十億ルピーから増加し、9.0十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものであった。

2014年度における純利息収入は、2013年度の10.0十億ルピーから6.6%増加し、10.6十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの純利息収入の増加によるものであった。これは、保留となっていた所得税の査定完了による所得税還付において受領した利息（2013年度の2.7十億ルピーに対し、2014年度には2.0十億ルピーであった。）により一部相殺された。ICICIバンクUKの純利息収入は、平均有利子資産の増加により増加した。平均有利子資産は、主として平均貸付金及び平均前渡金の増加により増加した。これは、平均投資及び平均翌日物・期間募集の減少により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの純利息収入は、主として2013年度に対する2014年度における純金利差益の増加により、増加した。

2014年度における非利息収入は、2013年度の4.3十億ルピーから37.3%増加し、5.9十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの手数料収入の増加及び2014年度における投資に係る実現利益（2013年度においては投資に係る実現損失）によるものであった。2014年度におけるICICIバンクの非利息収入は、主として固定資産の売却益により増加した。

2014年度における非利息費用は、2013年度の4.4十億ルピーから16.2%増加し、5.1十億ルピーとなった。これは主として、海外銀行子会社の非利息費用の増加によるものであった。

貸付金は、2013年度末現在の376.9十億ルピーから41.7%増加し、2014年度末現在には534.1十億ルピーとなった。これは主として、当該年度中においてインド・ルピー下落の影響を部分的に受けたICICIバンク、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンクUKの貸付金の増加によるものであった。ICICIバンクの貸付金は、主として2014年度における外貨建非居住者向け（銀行）預金担保貸付により増加した。ICICIバンク・カナダの貸付金は、主として社債に対する投資の貸付金及び前渡金への再分類及び保険付モーゲージ・ポートフォリオの増加により、増加した。これは、法人向け貸付ポートフォリオの減少により一部相殺された。ICICIバンクUKの貸付金は、主として法人向け貸付ポートフォリオ及び外貨建非居住者向け（銀行）預金担保貸付の増加によって増加した。これは、満期償還による減少により一部相殺された。

投資は、2013年度末現在の88.1十億ルピーから33.7%減少し、2014年度末現在には58.4十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの投資の減少によるものであった。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、2013年度末現在の58.9十億ルピーから52.4%減少し、2014年度末現在には28.0十億ルピーとなった。これは主として、社債に対する投資の貸付金及び前渡金への再分類及び国債の売却／満期によるものであった。

預金は、2013年度末現在の228.7十億ルピーから63.0%増加し、2014年度末現在には372.8十億ルピーとなった。これは、ICICIバンク及びICICIバンクUKの定期預金の増加によるものであった。ICICIバンクの預金は、主として2014年度に集められた外貨建非居住者向け（銀行）により増加した。ICICIバンクUKの預金は、主として普通預金及び定期預金によって増加した。

借入金は、2013年度末現在の166.3十億ルピーから12.9%増加し、2014年度末現在には187.8十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの借入金の増加によるものであった。ICICIバンクUKの借入金は、主として2014年度における銀行引受手形を通じた借入金、相互借入金及び買戻取引に基づく借入金の増加により増加した。この増加は、債券借入の減少により一部相殺された。抵当権の証券化を通じた借入金の増加により、ICICIバンク・カナダの借入金は増加した。これは、劣後債の返済により一部相殺された。

(e) 生命保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（％の数値を除く。）)

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
既経過保険料	135,382	124,287	234,902	(8.2)
出再保険料	(1,210)	(1,460)	(2,759)	20.7
正味既経過保険料	134,172	122,827	232,143	(8.5)
その他の収益	26,479	22,989	43,449	(13.2)
投資収益	13,109	13,685	25,865	4.4
収入合計	173,760	159,501	301,457	(8.2)
支払手数料	7,654	6,275	11,860	(18.0)
支払保険金／支払給付金	11,662	10,773	20,361	(7.6)
営業費用	18,026	17,095	32,310	(5.2)
費用合計	37,342	34,143	64,530	(8.6)
関連資金への振替	94,334	81,387	153,821	(13.7)
保険契約者負債に対する引当金 (非関連)	26,387	28,679	54,203	8.7
税引前利益	15,697	15,292	28,902	(2.6)

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

3月31日現在の残高				
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(％)
投資	145,083	187,764	354,874	29.4
関連負債を補填するために保有 している資産	575,208	603,104	1,139,867	4.8
保有生命保険契約に係る債務	689,105	749,265	1,416,111	8.7

生命保険業界は、2011年度以降、新規事業において対前年で低迷傾向にある。生命保険業界は、2014年度の個人向け新規事業加重保険料において、3.4%減少した。2014年度において、民間部門は3.4%落ち込み、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは1.7%落ち込んだ。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、個人向け新規事業加重保険料ベースで、民間部門の会社における主導的地位を維持しており、2014年度の民間市場シェアが18.9%であった（これに対して、2013年度は18.5%であった。）。また、保険業規制開発委員会によれば、全体の市場シェアは、個人向け新規事業加重保険料ベースで、2013年度の7.0%から2014年度の7.2%に増加した。

運用資産は、2013年度現在における741.6十億ルピーから8.7%増加し、2014年度現在には806.0十億ルピーとなった。

2014年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2013年度の15.7十億ルピーから2.6%減少し、15.3十億ルピーとなった。これは主として、正味既経過保険料及びその他収入によるものであり、これらは費用の減少によって一部相殺された。

2014年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入合計は、2013年度の135.4十億ルピーから8.2%減少し、124.3十億ルピーとなった。2014年度における個人向け新規事業保険料は、2013年度の36.4十億ルピーから1.5%減少し、35.9十億ルピーとなった。2014年度における個人向け新規保険料は、2013年度の80.6十億ルピーからわずかに増加して81.0十億ルピーとなった。2014年度におけるグループ保険料は、2013年度の18.4十億ルピーから減少し、7.4十億ルピーとなった。

2014年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのその他収入は、2013年度の26.5十億ルピーから13.2%減少し、23.0十億ルピーとなった。保険証券発行手数料、資金運用手数料及び解約手数料（契約の担保に係る収入を含む。）は減少した。

2014年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資収入は、2013年度の13.1十億ルピーから4.4%増加し、13.7十億ルピーとなった。これは主として、運用下にある負債性資産の増加による利息収入の増加によるものであった。

2014年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの手数料費用は、2013年度の7.7十億ルピーから18.0%減少し、6.3十億ルピーとなった。これは主として、リンク商品の手数料率が低下したことにより、商品構成が従来型商品からリンク商品へと移行したことによるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの支払保険金及び支払給付金は、2013年度の11.7十億ルピーから減少し、2014年度には10.8十億ルピーとなった。2013年度のグループ事業に関連して、多くの解約請求があった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの営業費用は、2013年度の18.0十億ルピーから5.2%減少し、2014年度には17.1十億ルピーとなった。これは主として従業員数の減少に起因する人件費の減少によるものであった。

関連資金への振替えは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連保険契約に係る継続保険料を含む保険料収入の投資への振替えに相当し、2013年度の94.3十億ルピーから13.7%減少し、2014年度には81.4十億ルピーとなった。これは、2014年度における当行のユニットリンク保険事業（継続保険を含む。）の減少によるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連負債を補填するために保有されている資産は、2013年度末現在の575.2十億ルピーから4.8%増加し、2014年度末現在には603.1十億ルピーとなった。関連運用資産の増加は、主として2014年度における株式市場の改善に起因する時価評価益によるものであった。

既存の生命保険契約に基づきICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが支払予定の債務は、2014年度における市況の改善及び非関連負債の増加により、2013年度末現在の689.1十億ルピーから8.7%増加し、2014年度末現在には794.3十億ルピーとなった。

(f) 総合保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
保険料総額（受再保険料を含む。）	64,091	71,761	135,628	12.0
出再保険料	(22,636)	(26,781)	(50,616)	18.3
未経過リスク準備金	(1,362)	(1,451)	(2,742)	6.5
正味既経過保険料	40,093	43,529	82,270	8.6
正味手数料収入	1,831	2,291	4,330	25.1
プールからの投資収益(1)	141	179	338	27.0
投資収益	5,730	7,877	14,888	37.5
収入合計	47,795	53,876	101,826	12.7
営業費用	10,189	12,129	22,924	19.0
支払保険金／支払給付金	33,789	36,189	68,397	7.1
正味その他の費用	1,000	356	673	(64.4)
費用合計	44,978	48,674	91,994	8.2
税引前利益／（損失）	2,817	5,202	9,832	84.7

- (1) プールからの投資収入は、テロリズム保険プールからの利益の当行の分に相当する。当該プールは、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーがその他のインドの保険会社及びインド総合保険公社とともに締結した再保険の多国間協定を代表するものである。テロリズム保険プールに帰属する資金はインド総合保険公社によって管理される。

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の残高			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(%)
投資	67,275	87,452	165,284	30.0
流動負債（未払債権を含む。）	77,460	87,278	164,955	12.7
引当金	21,875	23,223	43,891	6.2

保険業規制開発委員会によれば、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において、保険料総額ベースで9.4%の市場シェアを有する、インド最大の民間部門の総合保険会社であった。

2012年4月1日より効力を有する保険業規制開発委員会指針により、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、その他の保険会社とともに、低リスクプールに参加した。各保険会社は、スタンダードアロン型の営業用車両自動車損害賠償責任保険の最低割合を引き受ける義務を負う。

2014年度において、保険業規制開発委員会は、2013年度の低リスクプールに対する最終損害率が210%であり、試算が145%であったことを公表した。さらに、保険業規制開発委員会は、2014年度四半期決算における引当金も210%とすべき旨通知した。それに応じて、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2014年度において、2013年度における最終損害率を145%から210%に変更したことを説明した。また、保険業規制開発委員会の勧めに従い、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、修正最終損害率の210%に基づいて2014年度に係る請求も説明した。最終損害率の145%から210%への変更は、2013年度に関して0.4十億ルピーの引当金の追加となった。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2013年度における2.8十億ルピーから84.7%増加して、2014年度においては5.2十億ルピーであった。これは主として、正味既経過保険料、投資収益及び手数料収入によるものであるが、支払保険金／支払給付金の増加及び営業費用の増加により一部相殺された。

保険料総額（自動車損害賠償責任保険プール分を含む。）は、2013年度の64.1十億ルピーから12.0%増加し、2014年度には71.8十億ルピーとなった。これは主として、天候保険及び自動車損害賠償責任保険の保険契約の増加によるものであった。正味保険料収入は、2013年度における40.1十億ルピーから増加して、2014年度には43.5十億ルピーとなった。正味手数料収入は、2013年度における1.8十億ルピーから増加して、2014年度には2.3十億ルピーとなった。これは主として、個人向け健康保険事業において譲渡された再保険の増加に係る手数料の増加によるものであった。投資収益は、2013年度の5.7十億ルピーから増加して、2014年度は7.9十億ルピーとなった。これは主として、投資に係る受取利息及び実現利益の増加によるものであった。営業費用は、2013年度の10.2十億ルピーから増加し、2014年度には12.1十億ルピーとなった。これは主として、個人向けの契約増加による事業支援費用の増加によるものであった。支払保険金／支払給付金は、2013年度の33.8十億ルピーから増加し、2014年度には36.2十億ルピーとなった。これは主として、天候保険、技術保険及び航空保険の保険契約における一定の高額支払保険金によるものであった。団体健康保健ポートフォリオの保険金についても、2014年度においては増加した。

2014年度末現在の投資は、2013年度末現在の67.3十億ルピーから30.0%増加し、87.5十億ルピーとなった。これは主として、2014年度における事業の増加及び投資からの収入の再投資によるものであった。2014年度末現在の未払保険金を含む流動資産は、2013年度末現在の77.5十億ルピーから12.7%増加し、87.3十億ルピーとなった。これは主として、健康及び自動車保険の保険契約に関する出再上の預金の増加並びに火災、自動車、及び天候保険の保険契約に係る未払保険金の増加によるものであった。

(g) その他のセグメント

「その他」のセグメントには、主としてICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドが含まれる。

ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの投資スキームを管理しており、インドミューチュアル・ファンド協会によれば、2014年3月において平均運用資金量に関してインドで上位2位に含まれるミューチュアル・ファンドで、その市場シェアは11.8%であった。ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの平均運用資産は、主として2014年度の負債性商品の平均運用資産の増加により、増加した。

ICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドはそれぞれ、株式引受・ブローカー業務及び国債のプライマリー・ディーラーシップ業務に従事している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、有数のオンライン・ブローカー・プラットフォームであるICICIダイレクト・ドットコムを保有している。

「その他」のセグメントの税引前利益は、2013年度の7.8十億ルピーから増加し、2014年度には9.8十億ルピーとなった。これは主として、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益の増加によるものであった。

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)	2014年／2013年 増減(％)
純利息収入	3,960	4,291	8,110	8.4
非利息収入	14,740	17,606	33,275	19.4
収入合計	18,700	21,897	41,385	17.1
非利息費用	10,820	12,097	22,863	11.8
引当金及び税金控除前営業利益	7,880	9,800	18,522	24.4
引当金	63	16	30	(74.6)
税引前利益	7,817	9,784	18,492	25.2

2014年度における純利息収入は、2013年度の4.0十億ルピーから8.4%増加し、4.3十億ルピーとなった。

2014年度における非利息収入は、2013年度の14.7十億ルピーから増加して、17.6十億ルピーとなった。これは主として、平均運用資産及びミューチュアル・ファンド業務に係る差益の増加並びに取引手数料の増加によるものであった。

2014年度における非利息費用は、2013年度の10.8十億ルピーから増加し、12.1十億ルピーとなった。

2014年度におけるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーの税引前利益は、2013年度の1.6十億ルピーに対して、2.8十億ルピーとなった。これは主として、平均運用資産の増加による手数料収入及びミューチュアル・ファンド業務に係る差益の増加によるものであったが、管理費の増加により一部相殺された。

2014年度におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドの税引前利益は、2013年度の1.0十億ルピーに対して、1.4十億ルピーとなった。これは、取引手数料及び純利息収入の増加によるものであった。これは、人件費の増加により一部相殺された。

2014年度におけるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップの税引前利益は、2013年度の1.8十億ルピーに対して、2.0十億ルピーとなった。これは主として、トレーディング利益及び純利息収入の増加によるものであった。

2014年度におけるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2013年度の3.0十億ルピーに対して、3.1十億ルピーとなった。これは、主として手数料収入の増加によるものであったが、純利息収入の減少により一部相殺された。

2014年度におけるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2013年度の0.3十億ルピーに対して、0.4十億ルピーとなった。これは、主としてベンチャー・キャピタル・ファンドからの収入の増加によるものであったが、管理費用により一部相殺された。

2013年度及び2012年度の比較

以下の表は、表示された期間における各セグメントの税引前利益を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
個人向け銀行セグメント	5,500	9,546	18,042	73.6
ホールセール銀行セグメント	62,077	66,189	125,097	6.6
財務セグメント	22,441	36,613	69,199	63.2
その他の銀行業務セグメント	3,928	6,410	12,115	63.2
生命保険セグメント	14,137	15,697	29,667	11.0
総合保険セグメント	(3,952)	2,817	5,324	—
その他のセグメント	8,109	7,817	14,774	(3.6)
税引前利益	112,240	145,089	274,218	29.3

(a) 個人向け銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
純利息収入	38,147	42,092	79,554	10.3
非利息収入	25,757	30,425	57,503	18.1
収入合計	63,904	72,517	137,057	13.5
非利息費用	56,520	63,216	119,478	11.8
引当金控除前利益	7,384	9,301	17,579	26.0
引当金	1,884	(245)	(463)	—
税引前利益	5,500	9,546	18,042	73.6

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の残高			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
貸付金	620,630	651,689	1,231,692	5.0
預金	1,711,353	1,922,796	3,634,084	12.4

個人向け銀行業務セグメントにおける貸付は、2012年度末現在の620.6十億ルピーから5.0%増加し、2013年度末現在には651.7十億ルピーとなった。これは主として、個人向け支払の増加によるものであった（特に、住宅貸付部門及び自動車ローン部門）。個人向け銀行業務セグメントは、個人向け預金基盤の拡大を反映し、預金フランチャイズの強化に重点を置くことを維持した。当該セグメントの普通預金は、2012年度末現在の760.5十億ルピーから12.6%増加し、2013年度末現在には856.5十億ルピーとなった。

個人向け銀行業務セグメントの税引前利益は、2012年度の5.5十億ルピーから増加し、2013年度には9.5十億ルピーとなった。これは主として、貸倒引当金の正味戻入及び非利息収入の増加によるものであった。これは、非利息費用の増加により一部相殺された。

2013年度における純利息収入は、2012年度の38.1十億ルピーから10.3%増加し、42.1十億ルピーとなった。これは主として、平均当座預金及び普通預金の増加によるものであった。

2013年度における非利息収入は、2012年度の25.8十億ルピーから18.1%増加し、30.4十億ルピーとなった。これは主として、外国為替水準並びに第三者紹介手数料及びクレジットカード・ポートフォリオからの手数料の増加によるものであった。

2013年度における非利息費用は、2012年度の56.5十億ルピーから11.8%増加し、63.2十億ルピーとなった。これは主として、従業員費用の増加及び支店ネットワークの拡大によるものであった。これは、回収費用の減少により一部相殺された。

2013年度において、2012年度の1.9十億ルピーの引当金計上に対して、0.2十億ルピーの引当金戻入があった。

(b) ホールセール銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
純利息収入	49,367	68,458	129,386	38.7
非利息収入	41,014	38,216	72,228	(6.8)
収入合計	90,381	106,674	201,614	18.0
非利息費用	19,965	24,843	46,953	24.4
引当金控除前利益	70,416	81,831	154,661	16.2
引当金	8,339	15,642	29,563	87.6
税引前利益	62,077	66,189	125,097	6.6

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の残高			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
貸付金	1,899,350	2,225,648	4,206,475	17.2
預金	838,726	996,340	1,883,083	18.8

ホールセール銀行セグメントの貸出残高は、2012年度末現在の1,899.4十億ルピーから17.2%増加し、2013年度末現在には2,225.6十億ルピーとなった。かかる増加は主として、現行の認可のための支出への注力、法人向け新規貸付が追い風となり、海外支店の貸付ポートフォリオに係るルピー建償却の影響によるものであった。当該セグメントにおける国内定期預金は、2012年度末現在の608.3十億ルピーから18.9%増加し、2013年度末現在には723.4十億ルピーとなった。国内当座預金は、2012年度末現在の167.5十億ルピーから9.7%増加し、2013年度末現在には183.7十億ルピーとなった。

2013年度におけるホールセール銀行セグメントの税引前利益は、2012年度の62.1十億ルピーから増加し、66.2十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入の増加によるものであった。これは、非利息費用及び引当金の増加により一部相殺された。

2013年度における純利息収入は、2012年度の49.4十億ルピーから38.7%増加し、68.5十億ルピーとなった。これは主として、資産に係る利息収入の増加によるものであった。

2013年度における非利息収入は、2012年度の41.0十億ルピーから6.8%減少し、38.2十億ルピーとなった。これは主として、手数料収入関連融資の緩和によるものであった。これは、外国為替及び法人顧客からのトランザクションバンキング関連手数料により一部相殺された。

2013年度における非利息費用は、2012年度の20.0十億ルピーから24.4%増加し、24.8十億ルピーとなった。これは主として、従業員費用の増加によるものであった。

2013年度における引当金は、2012年度の8.3十億ルピーから増加し、15.6十億ルピーとなった。これは主として、2013年度中に行われた不良債権及び貸付の再構築の引当金によるものであった。「―(5) 2013年度財務情報の2012年度財務情報との比較―(f) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」も参照のこと。

(c) 財務セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
純利息収入	18,833	25,094	47,428	33.2
非利息収入	8,145	14,175	26,791	74.0
収入合計	26,978	39,269	74,218	45.6
非利息費用	1,690	1,763	3,332	4.3
引当金控除前利益	25,288	37,506	70,886	48.3
引当金	2,847	893	1,688	(68.6)
税引前利益	22,441	36,613	69,199	63.2

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の期末残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の期末残高			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
投資	1,595,230	1,714,391	3,240,199	7.5
借入金	1,401,649	1,453,415	2,746,954	3.7

当行の資金業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに先物契約、スワップ及びオプション等の一連の外国為替及びデリバティブの商品及びサービスが含まれる。また、ICICIエコ・ネット・インターネット・アンド・テクノロジー・ファンド、ICICIエクイティ・ファンド、ICICIエマージング・セクターズ・ファンド、ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンド及びICICIベンチャー・バリュー・ファンドが行った投資も含まれる。

2013年度における財務セグメントの税引前利益は、2012年度の22.4十億ルピーから増加し、36.6十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものであった。

2013年度における純利息収入は、2012年度の18.8十億ルピーから33.2%増加し、25.1十億ルピーとなった。これは主として、存続期間がより長く、利回りがより高い法定流動性比率証券に対する投資及び短期国債の利回りに関連する変動利付債券の金利の再引上げによる利益によるものであった。

2013年度における非利息収入は、2012年度の8.1十億ルピーから増加し、14.2十億ルピーとなった。これは主として、子会社からの配当利益の増加、財務セグメントの国債ポートフォリオ、その他の固定利付債券のポジション及び有価証券受領証に係る損失の水準の低下に係る実現利益によるものであった。これは、2013年度において株式市場が依然として不安定であったことによる、株式ポートフォリオに係る時価評価／実現損失により一部相殺された。

(d) その他の銀行業務のセグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
純利息収入	7,430	9,960	18,824	34.1
非利息収入	2,989	4,300	8,127	43.9
収入合計	10,419	14,260	26,951	36.9
非利息費用	4,110	4,396	8,308	7.0
引当金控除前利益	6,309	9,864	18,643	56.3
引当金	2,381	3,454	6,528	45.1
税引前利益	3,928	6,410	12,115	63.2

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の残高			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
貸付金	354,985	376,854	712,254	6.2
投資	114,136	88,111	166,530	(22.8)
預金	272,705	228,693	432,230	(16.1)
借入金	114,736	166,315	314,335	45.0

その他の銀行業務には、当行の分割払い購入及びリース業務、当行の海外銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUK、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー並びに当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目が含まれる。

2013年度における当行のその他の銀行業務のセグメントの税引前利益は、2012年度の3.9十億ルピーから増加し、6.4十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものであった。

2013年度における純利息収入は、2012年度の7.4十億ルピーから34.1%増加し、10.0十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダの純利息収入の増加によるものであり、また保留となっていた所得税の査定の完了に際して受領した所得税の還付に係る利息が、2012年度の0.8十億ルピーに対し、2013年度には2.7十億ルピーに増加したことによるものであった。これは、ICICIバンクUKの純利息収入の減少により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの純利息収入は、主として2012年度に対して2013年度における純金利差益の増加により、増加した。ICICIバンクUKの純利息収入は、平均有利子資産の減少により減少した。平均有利子資産は、主として平均貸付金及び平均投資の減少により、減少した。

2013年度における非利息収入は、2012年度の3.0十億ルピーから43.9%増加し、4.3十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの手数料収入の増加、2012年度における時価評価損に対して2013年度におけるデリバティブのポートフォリオに係る時価評価益、及び2013年度における投資に係る実現損失の減少によるものであった。

2013年度における非利息費用は、2012年度の4.1十億ルピーから7.0%増加し、4.4十億ルピーとなった。これは主として、海外銀行子会社の非利息費用の増加によるものであった。

貸付金は、2012年度末現在の355.0十億ルピーから6.2%増加し、2013年度末現在には376.9十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダの貸付金の増加によるものであった。ICICIバンク・カナダの貸付金は、主として証券化された保険付モーゲージ・ポートフォリオの増加により、増加した。ICICIバンクUKの貸付金は、ルピー安により、わずかに増加した。

投資は、2012年度末現在の114.1十億ルピーから22.8%減少し、2013年度末現在には88.1十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの投資の減少によるものであり、ICICIバンク・カナダの投資の増加により一部相殺された。

ICICIバンクUKの投資ポートフォリオは、2012年度末現在の59.7十億ルピーから52.3%減少し、2013年度末現在には28.5十億ルピーとなった。これは主として、売却及び満期到来による債券に対する投資の減少、償還による不動産担保証券に対する投資の減少、並びに短期国債に対する投資の減少によるものであった。

ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、2012年度末現在の53.6十億ルピーから9.9%増加し、2013年度末現在には58.9十億ルピーとなった。これは主として、短期国債に対する投資の増加によるものであった。

預金は、2012年度末現在の272.7十億ルピーから16.1%減少し、2013年度末現在には228.7十億ルピーとなった。これは、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの定期預金の減少によるものであった。

借入金は、2012年度末現在の114.7十億ルピーから45.0%増加し、2013年度末現在には166.3十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンクUKの借入金の増加によるものであった。証券化された保険付担保に基づく借入金の増加により、ICICIバンク・カナダの借入金は増加した。主として2013年度における発行済債券借入金及び買戻取引に基づく借入金の増加により、ICICIバンクUKの借入金は増加した。

(e) 生命保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
既経過保険料	140,216	135,382	255,872	(3.4)
出再保険料	(937)	(1,210)	(2,287)	29.1
正味既経過保険料	139,279	134,172	253,585	(3.7)
その他の収益	28,541	26,479	50,045	(7.2)
投資収益	8,383	13,109	24,776	56.4
収入合計	176,203	173,760	328,406	(1.4)
支払手数料	6,069	7,654	14,466	26.1
支払保険金／支払給付金	5,419	11,662	22,041	—
営業費用	18,951	18,026	34,069	(4.9)
費用合計	30,439	37,342	70,576	22.7
関連資金への振替	106,639	94,334	178,291	(11.5)
保険契約者負債に対する引当金 (非関連)	24,988	26,387	49,871	5.6
税引前利益	14,137	15,697	29,667	11.0

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年／2012年 増減(%)
投資	107,703	145,083	274,207	34.7
関連負債を補填するために保有 している資産	578,174	575,208	1,087,143	(0.5)
保有生命保険契約に係る債務	662,295	689,105	1,302,408	4.0

生命保険業界は、2011年度以降、新規事業において対前年で低迷傾向にある。生命保険業界は、2013年度の個人向け新規事業加重保険料において、1.9%減少した。2013年度において、公的部門は4.1%落ち込み、民間部門は1.9%成長した。2013年度は、2010年9月における規制変更後に民間部門が成長した最初の年度であった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2013年度において、2012年度の23.5%の落ち込みに対して、17.5%成長した。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、個人向け新規事業加重保険料ベースで、民間部門の会社における主導的地位を維持していた。保険業規制開発委員会によれば、業界の落ち込みに対して比較的堅固なICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの成長により、市場シェアは、個人向け新規事業加重保険料ベースで、2012年度の5.9%から2013年度の7.0%に増加した。

運用資産は、2012年度現在における707.7十億ルピーから4.8%増加し、2013年度現在には741.6十億ルピーとなった。

2013年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2012年度の14.1十億ルピーから11.0%増加し、15.7十億ルピーとなった。これは主として、投資収入の増加及び営業費用の減少並びに過年度における売却された事業からの収入の継続的流入によるものであった。

2013年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入合計は、2012年度の140.2十億ルピーから3.4%減少し、135.4十億ルピーとなった。2013年度における継続保険料は、2012年度の95.8十億ルピーから8.9%減少し、87.3十億ルピーとなり、2013年度における一時払い保険料は、2012年度の8.0十億ルピーから22.5%減少し、6.2十億ルピーとなった。継続保険料は、過去数年間における保険契約の解約の増加及び新規事業の取引量の減少により、減少したが、これは遅延継続保険料に反映されている。2013年度における新規事業保険料（定期払い保険料事業）は、2012年度の36.4十億ルピーから15.1%増加し、41.9十億ルピーとなった。

2013年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのその他収入は、2012年度の28.5十億ルピーから7.2%減少し、26.5十億ルピーとなった。解約手数料（契約の担保に係る収入を含む。）は減少し、保険契約手数料の増加により一部相殺された。

2013年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資収入は、2012年度の8.4十億ルピーから56.4%増加し、13.1十億ルピーとなった。これは主として、平均非関連運用資産の増加及び債務ポートフォリオの利回りの上昇によるものであった。

2013年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの手数料費用は、2012年度の6.1十億ルピーから26.1%増加し、7.7十億ルピーとなった。これは主として、新規事業の組合せによる従来型商品の手数料率がユニットリンク商品を上回ったため、従来型商品の割合が増加したことによるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの支払保険金及び支払給付金は、解約の増加、満期の長期化及び年金支払の増加により、2012年度の5.4十億ルピーから増加し、2013年度には11.7十億ルピーとなった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの営業費用は、2012年度の19.0十億ルピーから4.9%減少し、2013年度には18.0十億ルピーとなった。これは主として、2012年度に比べて2013年度において支店関連費用が減少したことによるものであった。支店数は、2012年度末現在の992店から減少し、2013年度末現在には559店となった。

関連資金への振替えは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連保険契約に係る継続保険料を含む保険料収入の投資への振替えに相当し、2012年度の106.6十億ルピーから11.5%減少し、2013年度には94.3十億ルピーとなった。これは、2013年度における当行のユニットリンク保険事業（継続保険を含む。）の減少によるものであった。関連事業において、保険契約者が支払う保険料（リスク補填に係る手数料及び保険料控除後）は、保険契約者が選択した対象資産又は対象指数に投資される。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連負債を補填するために保有されている資産は、2012年度末現在の578.2十億ルピーからわずかに0.5%減少し、2013年度末現在には575.2十億ルピーとなった。関連運用資産の減少は、主として資金の引出しの増加に起因するものであり、これは投資収入の増加により一部相殺された。関連事業において、保険契約者が支払う保険料（リスク補填に係る手数料及び保険料控除後）は、保険契約者が選択する対象資産又は対象指数に投資される。したがって、関連保険契約の投資に係るリスク及び利益は、大体において保険契約者が責任を有する。

既存の生命保険契約に基づきICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが支払予定の債務は、2013年度における市況の改善及び非関連資産の増加により、2012年度末現在の662.3十億ルピーから4.0%増加し、2013年度末現在には689.1十億ルピーとなった。

(f) 総合保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年/2012年 増減(%)
保険料総額（受再保険料を含む。）	60,144	64,091	121,132	6.6
出再保険料	(19,057)	(22,636)	(42,782)	18.8
未経過リスク準備金	(5,597)	(1,362)	(2,574)	(75.7)
正味既経過保険料	35,490	40,093	75,776	13.0
正味手数料収入	614	1,831	3,461	—
プールからの投資収益(1)	858	141	266	(83.6)
投資収益	4,084	5,730	10,830	40.3
収入合計	41,046	47,795	90,333	16.4
営業費用	8,706	10,189	19,257	17.0
支払保険金／支払給付金	36,008	33,789	63,861	(6.2)
正味その他の費用	284	1,000	1,890	—
費用合計	44,998	44,978	85,008	—
税引前利益／（損失）	(3,952)	2,817	5,324	—

- (1) プールからの投資収入は、テロリズム保険プール及び営業用車両についてのインドの自動車損害賠償責任保険プールからの利益の当行の分に相当する。これらのプールは、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーがその他のインドの保険会社及びインド総合保険公社とともに締結した再保険の多国間協定を代表するものである。テロリズム保険プールに帰属する資金はインド総合保険公社によって管理され、インドの自動車損害賠償責任保険プールに帰属する資金は各メンバー企業によって管理される。

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の残高			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年/2012年 増減(%)
投資	60,336	67,275	127,150	11.5
流動負債（未払債権を含む。）	70,130	77,460	146,399	10.5
引当金	20,044	21,875	41,344	9.1

保険業規制開発委員会及び総合保険審議会によれば、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2013年度において、保険料（自動車損害賠償責任保険プールを除く。）総額で9.5%の市場シェアを有する、インド最大の民間部門の総合保険会社であった。

保険業規制開発委員会のガイドラインに従って、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、その他すべての総合保険会社とともに、2007年4月1日から営業用車両についての損害賠償責任リスクを補填するインド総合保険公社によって管理されている自動車損害賠償責任保険プールに参加した。2012年3月31日付で有効となった保険業規制開発委員会の指導により、同プールは、明確な基準で廃止され、総合保険会社は、3年間にわたり同プールを計上する選択肢はあるが、英国総合保険数理士局が見積もった損害率により、同プールの負債を計上する義務を負っていた。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2012年度において、同プールの追加負債を認識し、したがって、2012年度のICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの税引後損失には、6.9十億ルピーの同プールの追加損失による影響が含まれていた。2013年度において、アポインテッド・アクチュアリーは、2007年4月1日から2012年3月31日までの間に取ったリスクについてICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーが引き受けた契約に関する負債の再評価を実施した。再評価に基づき、2013年度において、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは1.0十億ルピーの追加引当金を計上した。

保険業規制開発委員会は、2012年3月31日付で同プールの廃止を命じ、営業用車両についてのインドの低リスク自動車損害賠償責任保険プール（以下「低リスクプール」という。）の枠組みを設置した。低リスクプールは、2012年4月1日付で実施される。低リスクプールによるアプローチの下で、保険会社は、自己引受を検討しない保険契約のみを、当該低リスクプールに対して出再する。さらに、損害賠償責任保険料全額（総合保険契約に関する保険料を含む。）の出再というこれまでのアプローチに比較して、低リスクプールの枠組みの下では、特定の損害賠償責任保険料のみがプールされる。各保険会社は、営業用車両の独立自動車損害賠償責任保険の最低割合を引き受ける義務を負い、この要件に対する不足分は、低リスクプールから保険会社に割り当てられる。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2012年度における4.0十億ルピーの損失に対して、2013年度においては2.8十億ルピーの税引前利益を上げた。これは主として、保険業規制開発委員会の命令に従って設定された、2012年度における6.9十億ルピーの追加の引当金による同プールの損失の影響によるものであった。

保険料総額（自動車損害賠償責任保険プール分を含む。）は、2012年度の60.1十億ルピーから6.6%増加し、2013年度には64.1十億ルピーとなった。これは主として、自動車損害賠償責任保険及び健康関連の保険契約の増加によるものであった。正味保険料収入は、2012年度における35.5十億ルピーから増加して、2013年度には40.1十億ルピーとなった。これは主として、自動車損害賠償責任保険事業及び健康保険事業の増加によるものであった。正味手数料収入は、2012年度における0.6十億ルピーから増加して、2013年度には1.8十億ルピーとなった。これは主として、自動車損害賠償責任保険事業及び健康保険事業において譲渡された再保険の増加に係る手数料の増加によるものであった。営業費用は、2012年度の8.7十億ルピーから増加し、2013年度には10.2十億ルピーとなった。これは主として、契約増加による事業支援費用の増加によるものであり、また、破綻懸念先債権の引当金の増加によるものであった。支払保険金／支払給付金は、2012年度の36.0十億ルピーから6.2%減少し、2013年度には33.8十億ルピーとなった。これは主として、自動車保険に対する損害賠償責任リスクに係る引当金の減少によるものであった。

2013年度末現在の投資は、2012年度末現在の60.3十億ルピーから11.5%増加し、67.3十億ルピーとなった。これは主として、2013年度における事業の増加及び投資からの収入の再投資によるものであった。2013年度末現在の未払保険金を含む流動資産は、2012年度末現在の70.1十億ルピーから10.5%増加し、77.5十億ルピーとなった。これは主として、2012年4月1日付の同プールの廃止による未払保険金の増加によるものであった。

(g) その他のセグメント

「その他」のセグメントには、主としてICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドが含まれる。

ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの投資スキームを管理しており、インドミューチュアル・ファンド協会によれば、2013年3月において平均運用資金量に関してインドで上位3位に含まれるミューチュアル・ファンドで、その市場シェアは10.8%であった。ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの平均運用資産は、主として2013年度の負債性商品の平均運用資産の増加により、増加した。

ICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドはそれぞれ、株式引受・ブローカー業務及び国債のプライマリー・ディーラーシップ業務に従事している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、有数のオンライン・ブローカー・プラットフォームであるICICIダイレクト・ドットコムを保有している。

「その他」のセグメントの税引前利益は、2012年度の8.1十億ルピーから減少し、2013年度には7.8十億ルピーとなった。これは主として、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの税引前利益の減少によるものであった。これは、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益の増加により一部相殺された。

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2013年 (円)	2013年/2012年 増減(%)
純利息収入	4,369	3,960	7,484	(9.4)
非利息収入	14,753	14,740	27,859	(0.1)
収入合計	19,122	18,700	35,343	(2.2)
非利息費用	10,680	10,820	20,450	1.3
引当金及び税金控除前営業利益	8,442	7,880	14,893	(6.7)
引当金	333	63	119	(81.1)
税引前利益	8,109	7,817	14,774	(3.6)

2013年度における純利息収入は、主として資金調達コストの増加により、2012年度の4.4十億ルピーから9.4％減少し、4.0十億ルピーとなった。

2013年度における非利息収入は、2012年度の14.8十億ルピーに対して、14.7十億ルピーとほぼ同水準であった。これは主として、キャリア・インカムの減少によるものであったが、トレーディング利益の増加及び平均運用資産の増加によるミューチュアル・ファンド業務に係る手数料の増加により一部相殺された。

2013年度における非利息費用は、2012年度の10.7十億ルピーからわずかに増加し、10.8十億ルピーとなった。

2013年度におけるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーの税引前利益は、2012年度の1.3十億ルピーに対して、1.6十億ルピーとなった。これは主として、平均運用資産の増加による手数料収入の増加によるものであった。

2013年度におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドの税引前利益は、2012年度の1.2十億ルピーに対して、1.0十億ルピーとなった。これは、2013年度におけるトレーディング損失並びに人件費及びその他管理費用の増加によるものであった。これは、純利息収入の増加により一部相殺された。

2013年度におけるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップの税引前利益は、2012年度の1.3十億ルピーに対して、1.8十億ルピーとなった。これは主として、トレーディング利益の増加によるものであった。2013年度におけるトレーディング利益は、10年物国債が2012年度における増加に対して2013年度において減少したため、トレーディング機会の増加により、増加した。

2013年度におけるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2012年度の3.5十億ルピーに対して、3.0十億ルピーとなった。これは、主として純利息収入の減少によるものであったが、貸倒引当金の減少により一部相殺された。

2013年度におけるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2012年度の0.9十億ルピーに対して、0.3十億ルピーとなった。これは、主として管理手数料の減少及びベンチャー・キャピタル・ファンドからの販売収入の減少によるものであった。

[前へ](#)

[次へ](#)

(13) 関連当事者間取引

2014年度中、当行は、(i)関連会社／その他の関連事業体並びに(ii)主要経営陣等及びその親族により構成される関連当事者と取引を行った。

(a) 関連当事者

(i) 関連会社／その他の関連事業体

2014年度中、当行の関連会社／その他の関連事業体として認定された当事者は、FINOペイテック・リミテッド (FINO PayTech Limited)、I-プロセス・サービスズ (インド) プライベート・リミテッド、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド、コム・トレード・サービスズ・リミテッド (Comm Trade Services Limited)、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウス (ICICI Foundation for Inclusive Growth)、レインボー・ファンド (2013年12月31日まで)、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッド、メワール・アンチャリク・グラミン銀行及びインド・インフラデット・リミテッド (India Infradebt Limited) ⁽¹⁾ の各社である。

(1) 2012年12月31日に終了した3ヶ月間に、かかる事業体が設立され、関連当事者とみなされた。

(ii) 主要経営陣等及びその親族

当行の主要経営陣等には、当行の業務執行取締役が含まれる。2014年度における当行の主要経営陣は、チャンダ・コッハー (Chanda Kochhar) 女史、N.S. カナン (N. S. Kannan) 氏、K. ラムクマール (K. Ramkumar) 氏及びラジーヴ・サブワル (Rajiv Sabharwal) 氏である。上記の主要経営陣等の親族も、当行の関連当事者となる。業務執行取締役に関して、親族とは、その配偶者、子供、兄弟及び親をいう。当行は、業務執行取締役の親族を判断する際、インドGAAPを適用している。

(b) 関連当事者間取引

以下は、当行が当行の関連会社／その他の関連事業体又は当行の主要経営陣等若しくはその親族との間で行った重要な取引である。関連当事者間取引は、その区分の全関連当事者間取引の10%超を占める場合に、重要な関連当事者間取引として開示される。

詳細については、「―第2―5 従業員の状況―貸付」及び「連結財務書類に対する附属明細書18―注2. 関連当事者間取引」も参照のこと。

(i) 保険業務

2014年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から32百万ルピーの保険料を受け取り、主要経営陣等から1百万ルピーの保険料を受け取り、主要経営陣等の親族から0.6百万ルピーの保険料を受け取った。2014年度における当行の重要な取引は、FINOペイテック・リミテッドからの受取保険料の24百万ルピー及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスからの受取保険料の4百万ルピーであった。受取保険料は、健康保険、傷害保険、自動車保険及びその他の各種保険に対するものであった。

2014年度において、当行は、I-プロセス・サービスズ (インド) プライベート・リミテッドに対し0.4百万ルピー及びFINOペイテック・リミテッドに対し0.1百万ルピーの保険金を支払った。

(ii) 手数料、報酬及びその他収入

2014年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から10百万ルピー、当行の主要経営陣から0.0百万ルピー⁽²⁾及び主要経営陣の親族から0.1百万ルピーの手数料、報酬及びその他収入を受け取った。2014年度における当行の重要な取引は、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドから受領した8百万ルピーの手数料、報酬及びその他収入、並びにNIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッドから受領した2百万ルピーの手数料、報酬及びその他収入であった。これらの取引は、主に当行に銀行手数料等をもたらした。

(2) 重要でない金額。

(iii) 建物のリース及び共有一般設備費用

2014年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から建物のリース及び共有一般設備費用91百万ルピーを受領した。2014年度における当行の重要な取引は、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスから受領した68百万ルピー、FINOペイテック・リミテッドから受領した19百万ルピー及びICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドから受領した1百万ルピーであった。かかる金額は、当行及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウス及びFINOペイテック・リミテッドとの間の業務契約に特定されているとおり、その共有一般費並びにインフラ及び技術共有費として当行に支払われた。

(iv) 従業員の出向

2014年度において、当行は、I-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッドから当行の従業員の出向に関して7百万ルピーの報酬を受け取った。

(v) 仲介手数料及びその他の経費

2014年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体に対し、仲介手数料及びその他の経費3.6十億ルピーを支払った。2014年度における当行の重要な取引は、I-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッドに支払われた1.7十億ルピーの仲介手数料及びその他の経費、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドに支払われた1.4十億ルピーの仲介手数料及びその他の経費、並びにFINOペイテック・リミテッドに支払われた474百万ルピーの仲介手数料及びその他の経費であった。これらの取引は、主に外部委託サービス並びに基本的な銀行業務の提供に係る手数料／登録活動、カード発行、認証装置及びその他の付帯する技術関連サービスを含む農村地域への健康保険商品に関するものであった。

(vi) 投資の売却

2014年度において、当行は、投資の一部をメワール・アンチャリク・グラミン銀行に売却し、その金額は148百万ルピーであった。

(vii) 支払利息

2014年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体に対し、345百万ルピーの利息を支払い、主要経営陣等に対し4百万ルピー、また主要経営陣等の親族に対し2百万ルピーの預金及び債券に係る利息を支払った。2014年度における当行の重要な取引は、インド・インフラデット・リミテッドに対して支払った269百万ルピーの利息及びメワール・アンチャリク・グラミン銀行に対して支払った70百万ルピーの利息であった。

(viii) 受取利息

2014年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から56百万ルピーの利息を受け取り、主要経営陣等から0.9百万ルピー、また主要経営陣等の親族から0.6百万ルピーの利息を受け取った。2014年度における当行の重要な取引は、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドから受領した48百万ルピー及びメワール・アンチャリク・グラミン銀行から受領した8百万ルピーの利息であった。かかる取引は、主に債券及び貸付に対する利息に関するものであった。

(ix) 支払配当金

2014年度において、当行は、8百万ルピーの配当金を当行の主要経営陣等に対して支払った。2014年度における支払配当金は、チャンド・コッハー女史に対する7百万ルピー及びN.S. カナン氏に対する1百万ルピーであった。

(x) 固定資産の売却

2014年度において、当行は、2.7百万ルピーの固定資産をインド・インフラデット・リミテッドに対して売却した。

(xi) 寄付金

2014年度において、当行はICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスに対し、258百万ルピーの寄付を行った。

(c) 関連当事者向け債権又は債務の残高

以下の表は、当行の関連会社／その他の関連事業体に対し支払うべき債務又は関連会社／その他の関連事業体より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー)
	2014年度末現在
関連当事者による当行への預金	4,232
関連当事者への貸付金(1)	2
関連当事者に対する当行の投資	1,904
関連当事者が保有する当行株式に対する投資	15
関連当事者に対し支払うべき債務	381
当行が関連当事者に対して発行した保証	0.1

以下の表は、主要経営陣等に対し支払うべき債務又は主要経営陣等より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー (株式数を除く。))
	2014年度末現在
主要経営陣等による預金	51
主要経営陣等への貸付金(2)	28
主要経営陣等が保有する当行株式に対する投資	4
従業員ストック・オプション残高 (株式数)	3,760,000
行使された従業員ストック・オプション(3)	0.4

以下の表は、主要経営陣等の親族に対し支払うべき債務又は主要経営陣等の親族より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー)	
	2014年度末現在	
主要経営陣等の親族による預金		29
主要経営陣等の親族への貸付金(1)		6

以下の表は、主要経営陣等に対し支払うべき債務又は主要経営陣等より受領すべき債権の表記期間中の最大残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー)	
	2014年3月31日に終了した年度	
主要経営陣等による預金		83
主要経営陣等への貸付金(2)		31
主要経営陣等が保有する当行株式に対する投資		4

以下の表は、主要経営陣等の親族に対し支払うべき債務又は主要経営陣等の親族より受領すべき債権の表記期間中の最大残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー)	
	2014年3月31日に終了した年度	
主要経営陣等の親族による預金		30
主要経営陣等の親族への貸付金(1)		8

- (1) 貸付金は、(a)通常の営業過程において行われ、(b)利率及び担保を含む条件が他の当事者との類似の取引における一般的な条件と大要同じで行われ、(c)通常の回収リスクを超えるリスクを伴わず、またその他不利な面も存在しなかった。
- (2) 貸付金は、(a)通常の営業過程において行われ、利率及び担保を含む条件が他の当事者との類似の取引における一般的な条件と大要同じで行われ、(b)利率及び担保を含む条件が従業員融資制度の一環として他の従業員のための一般的な条件と同じで行われ、(c)通常の回収リスクを超えるリスクを伴わず、またその他不利な面も存在しなかった。
- (3) 2014年度において、37,500の従業員ストック・オプションが当行の主要経営陣等により行使され、額面価額で計上された。

(14) ジョイントベンチャー及び関連会社

2006年度より、TCW/ICICIインベストメント・パートナーズ・リミテッド（旧称はTCW/ICICIインベストメント・パートナーズ・エルエルシー（TCW/ICICI Investment Partners LLC））は、会計基準第27号の「ジョイントベンチャーの持分に関する財務報告書」に従ってジョイントベンチャーに分類された。2014年度において、TCW/ICICIインベストメント・パートナーズ・リミテッドは、共同支配企業ではなくなったため、連結されていない。

2008年度より、ICICIバンクは会計基準第23号の「関連会社の投資に関する連結財務書類の会計」に要求されるとおり、関連会社としてFINOペイテック・リミテッド（旧称はフィナンシャル・インクルージョン・ネットワーク・アンド・オペレーションズ・リミテッド）、I-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッド、I-ソリューションズ・プロバイダーズ（インド）プライベート・リミテッド、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド及びICICIベンチャー・バリュー・ファンドに対する投資について持分法会計の適用を開始した。しかしながら、2010年度において当行の完全子会社であるICICIベンチャーズ・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドによるICICIベンチャー・バリュー・ファンドに対する株式保有比率が48.0%から54.8%に増加したため、ICICIベンチャー・バリュー・ファンドは会計基準第21号の「連結財務書類」に要求されるとおり連結された。しかしながら、ICICIベンチャー・バリュー・ファンドのユニットの償還により、この事業体は連結会社ではなくなったため、2014年度より連結されていない。2012年度において、I-ソリューションズ・プロバイダーズ（インド）プライベート・リミテッドは、I-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッドと合併された。

2009年度より、ICICIバンクは会計基準第23号の「関連会社の投資に関する連結財務書類の会計」に定められた持分法に従ってクロスドメイン・ソリューションズ・プライベート・リミテッド、コンテスツ・トゥー・ウィン・ドットコム・インド・プライベート・リミテッド、トランセーフ・サービスズ・リミテッド及びプライズ・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドに対する投資について持分法会計の適用を開始した。しかしながら、クロスドメイン・ソリューションズ・プライベート・リミテッド、コンテスツ・トゥー・ウィン・ドットコム・インド・プライベート・リミテッド及びトランセーフ・サービスズ・リミテッドの株式資本における投資の売却により、これらの事業体はそれぞれの売却日付より関連会社ではなくなったため、これらの事業体は2010年度より連結されていない。2012年度より、プライズ・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドの株式資本に対する投資の売却により、当該売却日以降、この事業体は関連会社ではなくなり、したがって、連結されていない。

2010年度より、ICICIバンクは会計基準第23号の「関連会社の投資に関する連結財務書類の会計」に定められた持分法に従ってレインボー・ファンド及びICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドに対する投資について持分法会計の適用を開始した。しかしながら、レインボー・ファンドのユニットの償還により、この事業体はその償還日付より関連会社ではなくなったため、2014年度より連結されていない。

2011年度より、ICICIバンクは会計基準第23号の「関連会社の投資に関する連結財務書類の会計」に定められた持分法に従ってメワール・アンチャリク・グラミン銀行に対する投資について持分法会計の適用を開始した。

2013年度より、ICICIバンクは会計基準第23号の「関連会社の投資に関する連結財務書類の会計」に定められた持分法に従ってインド・インフラデット・リミテッドに対する投資について持分法会計の適用を開始した。

インドGAAPに基づき、当行は、暫定的に投資する一定の事業体を連結対象としていない。しかしながら、米国GAAPの下では、これらの事業体は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結一般」に従って連結されている。インドGAAPに基づき、スリーアイ・インフォテック・リミテッド（3i Infotech Limited）に対する投資は、持分法で会計処理されていない。これは、債務再編成の取決めの下でのスリーアイ・インフォテック・リミテッドに対する厳格な長期制限により、スリーアイ・インフォテック・リミテッドの資金を投資家に移転する能力が損なわれており、また当グループが引続き将来においてスリーアイ・インフォテック・リミテッドに対する持分を20%未満に削減する意向であるためである。しかしながら、米国GAAPの下では、この事業体は、FASB ASC Subtopic 323-10「投資—持分法及びジョイントベンチャー」に従って持分法適用関連会社として会計処理されている。

(15) インドGAAPと米国GAAPの間での純利益の調整

当行の連結財務書類は、いくつかの重要な点において米国GAAPと異なるインドGAAPに従い作成されている。以下の記述は、インドGAAPの代わりに米国GAAPを適用することにより生じる、インドGAAPに基づく2014年度、2013年度及び2012年度における当行の税引後連結利益への重要な調整について述べている。

2014年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は、101.4十億ルピーで、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益110.4十億ルピーより少なかった。2014年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、インドGAAPによる場合と比較して米国GAAPによる貸倒引当金の増加、米国GAAPによる有価証券の評価に係る損失の増加、保険子会社からのICICIバンクの株主に帰属する利益の減少、海外支店による利益の本国送金についてインドGAAPに基づく損益計算書に計上された為替差益の戻入及び米国GAAPによる報酬費用の会計処理の差異による影響により、減少した。これは、米国GAAPによる貸付金処理手数料（費用控除後）の償却及びインドGAAPによる場合と比較しての繰延税金特典の増加により、一部相殺された。当行の連結財務書類に対する注記20も参照のこと。

貸倒引当金の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2014年度は8.7十億ルピー減、2013年度は1.3十億ルピー減であった。これは主として、インドGAAPと米国GAAPとの間の貸倒引当金についての計算方法の相違によるものであり、かかる損失の認識の時期には差異が伴う。2014年度において、米国GAAPによる貸倒引当金は、インドGAAPによる場合と比較して、増加した。これは主として、不良債権に対する商業融資の追加分の増加によるものであった。さらに、正常貸付金に対する引当金が増加したが、これは貸付金ポートフォリオ全体の増加及び一部の貸付金の格付の格下げによるものであった。2014年度末現在の米国GAAPによる引当金累積額は、株主持分調整計算書において表示されるインドGAAPにより保有される引当金累積額よりも引続き増加する。当行の連結財務書類に対する注記20(a)も参照のこと。

企業結合の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益では、2014年度は0.8十億ルピー減、2013年度は1.1十億ルピー減であった。これは主として、無形資産の償却によるものであった。インドGAAPによると、当行による企業結合において無形資産は創出されなかった。しかしながら、米国GAAPによると、FASB ASC Topic 805「企業結合」が定めるように、無形資産は創出される。かかる無形資産は、無形資産の予想耐用年数をかけて償却される。

連結の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2014年度は1.2十億ルピー減、2013年度は1.9十億ルピー増であった。これは主として、米国GAAPによる当行の保険子会社からの利益が、インドGAAPによる場合と比較して、2014年度において1.2十億ルピー減少したことによるものであった。2014年度において、（インドGAAPにおいては持分法適用関連会社として扱われないが）米国GAAPにおいて持分法適用関連会社として扱われる事業体からの損失の割合は、インドGAAPによる場合と比較して、米国GAAPによれば1.6十億ルピーの損失となった。これは、2014年度の（インドGAAPにおいて連結されなかったが）米国GAAPにおける変動持分事業体（以下「VIE」という。）の連結による1.4十億ルピーの利益により、一部相殺された。当行の連結財務書類に対する注記20(c)も参照のこと。

負債証券及び持分証券の評価の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2014年度は5.8十億ルピー減、2013年度は2.1十億ルピー増であった。これは、主としてユーロ、米ドル及び英ポンド建ての売却可能負債証券につき、為替レート変動による再評価により、2.5十億ルピーの損失（2013年度においては0.9十億ルピーの利益）が生じたことに起因している。米国GAAPに基づき、売却可能有価証券の公正価値変動（通貨切上げによる利益／損失を含む。）は、その他の包括利益に反映されている。一方、インドGAAPによる場合、かかる変動は損益に反映されている。当該外貨建売却可能有価証券は、同一通貨で資金調達されるか、又はこれらの投資に係る為替リスクは、外国為替先物契約／スワップにより補填される。かかる資金調達負債及びデリバティブに係る通貨切上げの影響は、インドGAAP及び米国GAAPともに損益計算書を通じて会計処理される。したがって、外貨建売却可能有価証券の為替変動によるリスクは経済的に補填される一方で、資産の会計処理に係る米国GAAPとインドGAAPとの差異は、米国GAAPとインドGAAPによる純利益の差異として表れる。

インドGAAPでは、トレーディング目的保有有価証券及び売却可能有価証券に係る未実現損失は、損益計算書に計上される。インドGAAPでは、区分別の投資に係る正味未実現利益は計上されない。米国GAAPでは、トレーディング資産に係る未実現損益は損益計算書に認識され、「売却可能」に分類される有価証券（インドGAAPにおいては「満期保有」に分類されるすべての有価証券を含む。）に係る未実現損益は株主持分の部のその他の包括利益として認識される。ただし、一時的でない減損とみなされた有価証券に係る未実現損失（損益計算書で認識される。）は除く。2014年度において、米国GAAPによれば、一時的でない減損によるマイナスの影響があり、2014年度は2.3十億ルピー、2013年度は2.6十億ルピーであった。さらに、売却可能有価証券に対する時価会計における差異及びその他差異により、米国GAAPによれば、2013年度における3.8十億ルピーのプラスの影響に対し、2014年度には0.9十億ルピーのマイナスの影響があった。連結財務書類に対する注記20(d)も参照のこと。

当行は、インドGAAPでは先行計上されるが、米国GAAPでは償却される貸付金組成手数料を稼得し、また費用を負担する。貸付金組成手数料及び費用の償却は、米国GAAPによる利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2014年度及び2013年度の両年度とも6.8十億ルピー増であった。米国GAAPによれば、過年度の未償却手数料累計額の償却の増加により、2014年度及び2013年度において、貸付金処理手数料及び費用についてプラスの影響があった。さらに、2012年度と比較して、2014年度及び2013年度において貸付金組成手数料（インドGAAPにより利益として先行計上されるが、米国GAAPにより償却される。）が減少したため、2014年度及び2013年度において、米国GAAPによれば、マイナスの影響が低下した。2014年度において、消費者ローンにおける取引高の増加を反映して当該ローンにおける直接貸付金組成費用が増加したことにより、米国GAAPによる貸付金に係る手数料及び費用の償却も、インドGAAPによる場合と比較してプラスの影響を受けた。当行の連結財務書類に対する注記20(e)も参照のこと。

インドGAAPでは、非統合海外事業の処分／一部処分の際に、外貨換算準備金に累計された当該事業に帰属する為替差損益の累計額／按分額は、処分に係る損益が認識された期間の収益又は費用として計上される。米国GAAPでは、外貨換算準備金に累計された損益は、非統合海外事業の全部／実質の全部が処分された場合にのみ、損益計算書に認識される。したがって、インドGAAPによる海外支店からの利益剰余金の送金に係る為替差益2.2十億ルピーは、米国GAAPでは戻入れられ、その結果、2014年度において、米国GAAPによる利益は、インドGAAPによる場合と比較して、2.2十億ルピー減となった。当行の連結財務書類に対する注記20(j)も参照のこと。

米国GAAPによる繰延税金費用は、インドGAAPによる場合と比較して、2014年度は5.2十億ルピー減、2013年度は4.0十億ルピー増であった。

当行は、1961年所得税法に従って当行が利用できる税制上の優遇措置を享受するために、利益処分を通じて特別準備金を設定している。かかる税制優遇分は、当行が将来の期間において特別準備金から資金を引き出した場合に還付される。当行はこの準備金から引き出す予定がないため、かかる特別準備金に対して繰延税金負債は設定されておらず、したがって課税所得と会計上の利益との差異は、その性質上、一時的とはみなされない。2014年度において、インド準備銀行は、インド国内のすべての銀行に対し、インドGAAPに基づき特別準備金の残高に対して繰延税金負債を設定するよう勧告した。米国GAAPにおいて、繰延税金はその予定回収方法に基づいて認識され測定され、予定回収方法により税効果が発生しない場合には繰延税金は計上されない。したがって、当行が引続きかかる特別準備金の引出し／使用はしない意向であること、また清算シナリオにおいてかかる特別準備金が非課税であるとの法律顧問の見解により、特別準備金に対して繰延税金負債は設定されていない。これにより、インドGAAPにより認識されていた繰延税金費用3.0十億ルピーは、米国GAAPにおいて戻入れられた。

さらに、インドGAAPから米国GAAPへの調整の税効果2.9十億ルピーにより、また繰延税金資産又は負債が実質的にインドGAAPによる実効税率に基づき創設されること（一方、これらは米国GAAPにより貸借対照表日現在に効力のある実効税率に基づき創設される。）による税効果1.5十億ルピーにより、差異が生じた。これは、繰延税金費用3.1十億ルピーにより、一部相殺された（米国GAAPでは子会社及び関連会社の未分配利益に対して計上されるが、インドGAAPでは計上されない。）。当行の連結財務書類に対する注記20(i)も参照のこと。

2013年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は、101.1十億ルピーで、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益96.0十億ルピーより多かった。2013年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、米国GAAPによる貸付金組成手数料及び費用の償却によるプラスの影響額6.8十億ルピー、インドGAAPによる場合と比較しての米国GAAPによる有価証券の評価に係る利益の増加額3.8十億ルピー、保険子会社からのICICIバンクの株主に帰属する利益の増加額1.8十億ルピー及び米国GAAPによる一定の適格特別目的会社の連結によるプラスの影響額1.4十億ルピーにより、増加した。2013年度において、インドGAAPによる場合と比較して、米国GAAPによる純利益は、インドGAAPによる場合と比較しての繰延税金の増加額4.0十億ルピー、貸倒引当金の増加額1.3十億ルピー、企業結合の会計処理の差異による影響額1.1十億ルピー、及びインドGAAPによる場合と比較しての米国GAAPにおける売却可能有価証券の一時的でない減損2.6十億ルピーにより、マイナスの影響を受けた。当行の連結財務書類に対する注記20も参照のこと。

2012年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は、70.8十億ルピーで、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益76.4十億ルピーより少なかった。2012年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、インドGAAPによる場合と比較しての有価証券の一時的でない減損による影響額5.0十億ルピー、企業結合の会計処理の差異による影響額2.0十億ルピー、インドGAAPによる場合と比較しての繰延税金の増加額4.0十億ルピー及び米国GAAPによる貸付金組成手数料及び費用の償却による影響額1.9十億ルピーにより、減少した。2012年度において、インドGAAPによる場合と比較して、米国GAAPによる純利益は、貸倒引当金の減少額2.0十億ルピー、米国GAAPによる一定の適格特別目的会社の連結による影響額3.1十億ルピー、外貨建売却可能負債証券の通貨切上げによる影響額1.1十億ルピー並びにトレーディング目的保有有価証券及び売却可能有価証券の時価影響額1.1十億ルピーにより、プラスの影響を受けた。当行の連結財務書類に対する注記20も参照のこと。

インドGAAP及び米国GAAPの重要な相違点に関する記述、米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整、並びに米国GAAPに基づき要求される追加情報の詳細については、当行の連結財務書類に対する注記20及び21を参照のこと。

(16) 重要な会計方針

当行の財政状態及び業績を理解するには、当行の重要な会計方針並びに当行がかかる方針を適用するにあたりどの程度判断及び推測を行っているかを理解することが重要である。当行の会計及び報告方針は、インドGAAPに従っており、当行の商品及びサービス並びに当行が遂行する業務に関連した標準的な会計原則に準拠している。インドGAAPは、当行に、財務書類の日付現在、報告された資産及び負債の金額並びに報告された年度の収益及び費用の見積り及び予測を記載することを要求している。したがって、当行は、実際の結果が不明確な状況において予測をするため、かなりの判断及び推測をいっている。当行の連結財務書類に対する附属明細書17－重要な会計方針も参照のこと。

ICICIバンク・リミテッド

(a) 投資の会計処理

ICICIバンクは、インド準備銀行により発表された投資有価証券の分類及び評価についてのガイドラインに従ってその投資有価証券を計上している。当行は、当行のすべての投資有価証券を(a)「満期保有目的」、(b)「売却可能」及び(c)「トレーディング目的保有」に分類している。これらの各分類の下で、当行はさらに投資有価証券を(a)政府発行有価証券、(b)その他の適格有価証券、(c)株式、(d)債券及びディベンチャー、(e)子会社及びジョイントベンチャー並びに(f)その他に分類している。

「満期保有目的」有価証券は、額面金額を超過する割増価格で取得された場合には、取得原価又は償却引き原価で計上される。取得した固定利付有価証券及び変動利付有価証券の額面金額を超過するプレミアムは、満期までの残存期間にわたりそれぞれ一定の実効利回り法及び定額法で償却される。ジョイントベンチャー／関連会社に対する株式投資は、インド準備銀行のガイドラインに従って、「満期保有目的」に分類されている。これらの商品は、価額の恒久的減少のために評価され、適切な引当金が設定される。

当行の「売却可能」有価証券及び「トレーディング目的保有」有価証券は、インド準備銀行により発表されたガイドラインに従って、評価されている。当行は、売却可能と分類された政府発行有価証券のうち、当行の固定及び変動金利投資の額面金額を超過したプレミアム（もしあれば）を、満期までの残存期間にわたりそれぞれ一定の実効利回り法及び定額法で償却する。当行の上場投資有価証券の市場価格は、公認の証券取引所における売買価格／相場、子会社の一般帳簿取引及びインド準備銀行の価格表又はインド・プライマリー・ディーラー協会が債券・短期金利・デリバティブ協会と共同で定期的に発表する価格に基づいている。

当行は、債券・短期金利・デリバティブ協会により発表された利率に従って、「売却可能」及び「トレーディング目的保有」の分類に含まれる法定流動性比率証券の性質を有する非上場政府発行有価証券の市場価格を算定している。

当行は、「売却可能」及び「トレーディング目的保有」の分類に含まれる非上場の非政府機関発行の固定利付有価証券の市場価格を算定しており、満期までの利回り（以下「満期利回り」という。）の利率と連動するか否かにかかわらず、債券・短期金利・デリバティブ協会により発表された政府発行有価証券に係る満期利回り利率を越える利幅で（これに伴う信用リスクを反映した上で）算定される。

当行は、上場されていない当行の株式の市場価格を算出するにあたり、直近の貸借対照表が入手可能な場合には清算価値とする。かかる貸借対照表が入手できない場合には、上場されていない株式の評価額は、インド準備銀行のガイドラインに従い、1ルピーとする。

当行は、当行の「売却可能」区分及び「トレーディング目的保有」区分に該当する有価証券の仮証券（すなわち、個別の有価証券により）の市場価格を算定し、各分類別に価値の増減額を合計する。各分類における純増加額（もしあれば）は、未実現であるため計算に入れられないが、純減少額については算入される。不良投資は、インド準備銀行の現行のガイドラインに基づき、計上される。

当行は、インド準備銀行の現行のガイドラインに従い、銀行及び金融機関との間の買戻条件付取引及び逆買戻条件付取引を、それぞれ借入取引及び貸付取引として計上している。当行は、インド準備銀行との間の流動性調整枠下の取引を、借入取引及び貸付取引として計上している。

インド準備銀行のガイドラインに従い、当行は、投資の売買（インド政府及び州政府債を除く。）について、取引日に基づく会計処理方法に従っている。インド政府及び州政府債については、決済日に基づく会計処理方法に従う。

(b) 貸付金及びその他の与信枠に対する引当金／償却

ICICIバンクは、支払期限からの経過日数に基づき、当行の貸付金を正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に分類する。海外支店で保有される貸付金のうち、貸付実施国の規制では（回収額の計上以外の理由で）減損しているとみなされるが既存のインド準備銀行ガイドラインでは正常である貸付金は、貸付実施国における残高については不良債権に分類される。当行は、不良債権を、当該債権が回収不能であるか又は当該債権につき取得できる担保が残高の10%未満であると判断した場合、破綻先資産に分類する。当行は、要管理先資産又は破綻懸念先資産として分類された担保付又は無担保の法人向け貸付金に対して、インド準備銀行により定められた利率で特別引当金を設定している。海外支店で計上された貸付金で、既存のインド準備銀行ガイドラインでは正常先であるが貸付実施国のガイドラインでは不良債権に分類される貸付金については、貸付実施国の規制に従って引当金が計上される。海外支店で計上された貸付金で、既存のインド準備銀行ガイドライン及び貸付実施国のガイドラインに従って不良債権となる貸付金については、インド準備銀行の規制及び貸付実施国の規制で要求される引当金のいずれか高い方が計上される。要管理先資産又は破綻懸念先資産として分類された個人向け資産ポートフォリオにおける貸付金に対しては、インド準備銀行により定められた最低引当金設定要件を条件として、当行の内部ポリシーにより定められた利率で引当金が設定される。破綻先資産に対しては、引当金が全額設定又は償却される。当行が保有する個人向け貸付に対する特別引当金は、規制上の最低要件を上回っている。当行は、不良債権に対する特別引当金、正常先貸付に対する一般引当金、及びバンク・オブ・ラジャスタンの合併により引き継いだ流動引当金を有している。

当行は、インド準備銀行が定めた手順により、貸付金の公正価値における減損に基づいて貸付条件緩和貸付に対する引当金を決定している。再設定された要管理先資産又は破綻懸念先資産として分類された貸付金について、当行は貸付損失準備金に加えて、貸付金の公正価値の減損を算定している。

貸付条件が緩和される貸付金勘定は、借入人が利息又は元本の第1回の支払期日のいずれか遅い方の日付から最低1年間にわたり契約条件に従って貸付金の弁済能力を示し、借入人が自己資本比率の算定を目的とした正常先貸付に対する一般引当金／リスク加重の正常水準まで回復した場合、正常先区分にまで格上げされる。当行は、その他すべての不良債権について、借入人によって滞納されていた利息及び元本の全額が支払われた場合に、正常先区分にまで格上げする。

インド準備銀行は、銀行のオフバランスシート・エクスポージャーについて個別のガイドラインを発表した。このガイドラインにより、銀行は、デリバティブ契約において支払期日から90日を超過している未払金額のみを、不良資産として処理しなければならない。さらに、同じカウンターパーティーとのその他デリバティブ契約に関する時価評価利益は、損益計算書において戻し入れられた。当行はまた、インド準備銀行が発行したガイドラインに従い、当行の正常先貸付に対して一般引当金を設定している。海外支店の正常貸付金については、一般引当金は、貸付実施国の規制要件とインド準備銀行の要件のいずれか高い方で計上されている。正常先資産に属する債権に対する一般引当金設定の要件は、デリバティブ及び金に関する銀行のエクスポージャーにも適用され、インド準備銀行のガイドラインに従いカレントエクスポージャー法を用いて計算しなければならない。

さらに、当行は、国別エクスポージャー（間接的カントリー・リスクを含み、自国のエクスポージャーを除く。）に対して引当金を設定している。国は、7つのリスク区分、すなわち「些少」、「低い」、「中程度に低い」、「中程度」、「中程度に高い」、「高い」及び「非常に高い」に分類され、契約期間が180日間を超えるエクスポージャーに対して0.25%から25%まで段階的に引当てが行われる。契約期間が180日未満の債権については、180日間を超えるエクスポージャーに対する適用率の25%の引当金を保有しなければならない。間接的エクスポージャーは、当該エクスポージャーの50%とみなされる。各国に関する国別債権額（純額）が当行の融資総額の1%を超えない場合には、引当金を設定する必要はない。

(c) 資産の譲渡及びサービシング業務

ICICIバンクは、法人向け貸付金及び消費者向け貸付金を、証券化取引を通じて譲渡している。当行が対象証券化貸付契約において特定された便益に対する権利を放棄した場合にのみ、譲渡された貸付金の認識は中止され、利益／損失が計上される。遡及及びサービシング債務は、引当金控除後の金額で計上される。

インドGAAPによれば、2006年2月1日より、貸付資産の証券化によって生じた純利益は、かかる資産の売却先である特別目的会社／特別目的事業体が発行したか又は今後発行する証券の存続期間にわたって、計上されている。2012年5月7日より、証券化により生じた利益／保険料は、インド準備銀行が定めた方法に基づき、取引の存続期間にわたって減価償却される。貸付資産のセル・ダウン証券化及び直接譲渡により生じる純損失は、売却時に計上される。

資産再構築会社に売却される貸付金の場合は、超過引当金は戻し入れられず、証券会社／再構築会社に対する他の金融資産の売却により生じる不足分／損失を補填するために活用される。

ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー

保険料は、保険契約者から支払われた時点で収益として認識される。当行のユニットリンク事業に関しては、保険料は関連ユニットが作成された時点で認識される。失効した保険契約に係る保険料は、かかる保険契約が復活された時点で収益として認識される。

関連資金からの利益（資金管理手数料、保険証券管理手数料、危険保険料等を含む。）は、発行済保険契約の条件に従って、関連資金から補填され、期限到来時に計上される。

獲得費用は、保険契約によって変動し、主に保険契約の獲得に関連している費用であり、費用が発生した期間に費用計上される。

法定準備金は、保険業規制開発委員会及びインド数理協会の規定に従って保有されている。よって、当該準備金は、総額保険料法を用いて算定され、かかる算定は、利率、死亡率、疾病率、費用及びインフレに関する仮定、並びに（参加型保険契約の場合は）税務引当金及び株主への利益配分とともに将来の賞与に関する仮定に基づいて行われる。

過去に発生した一定の失効保険証書の責任準備金は、契約が失効した際、すぐには当行の損益計算書を通じて公表されない。かかる責任準備金は、保険業規制開発委員会から受領した指示に従い、将来充当されるファンドとして貸借対照表上の項目として計上され、かかる項目は、復元期間の終了時及びアポインテッド・アクチュアリーによる勧告があった場合においてのみ、当行の損益計算書に計上される。アポインテッド・アクチュアリーによる勧告に従い、未処分利益は、将来充当されるファンドとして貸借対照表上に留保される。

投資は、保険法及び保険業規制開発委員会がこれに関して随時発表するガイドラインの規定に基づき、会計処理されている。したがって、投資に係る未実現利益は、ユニットリンク事業の場合を除き、損益計算書に計上されない。非ユニットリンク保険契約者セグメント及び非ユニットリンク株主セグメントにおける、株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益／損失は、貸借対照表上の「公正価値の変動勘定」に反映される。

(17) 公正価値測定

当行は、ASC Topic 820に規定される公正価値ヒエラルキーに基づいて金融商品の公正価値を決定している。当該基準書は、公正価値測定において使用されるインプットの3つのレベルについて説明している。

レベル1の金融商品は、活発な市場で取引される同一の金融商品の調整前市場相場価格に基づいて評価される。

レベル2の金融商品は、活発な市場における類似の金融商品の市場相場価格、活発でない市場における同一又は類似の金融商品の市場相場価格、市場参加者の見積価格、及び活発な市場において観察可能な重要なインプットを用いる評価モデルから導き出された価格に基づいて評価される。インプットとして、金利、イールドカーブ、ボラティリティー及びクレジット・スプレッドが用いられるが、これらは、ロイター、ブルームバーグ、インド外国為替業協会及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会等の公的情報源から入手可能である。

レベル3の金融商品は、重要な市場の観察不能なインプット又は仮定を用いる評価技法又は評価モデルに基づいて評価される。評価額が価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法又は類似の技法を用いて決定され、少なくとも1つの重要なモデルにおける仮定又はインプットが観察不能である場合、又は公正価値の決定に重要な経営陣による判断若しくは見積りが必要である場合、金融商品はレベル3に該当する。

当行の投資及びデリバティブ・ポートフォリオの評価のために当行が採用している評価方法は、下記に要約される。ポートフォリオの大部分は、調整前市場相場価格若しくは取引価格に基づき、又はロイター、ブルームバーグ及び証券取引所といった公的情報源から入手可能な金利、イールドカーブ、ボラティリティー及びクレジット・スプレッドといった市場で観察可能なデータを用いるモデルに基づき、評価される。

ルピー建ての固定利付ポートフォリオ（政府証券及び社債に対するすべてのルピー投資を含む。）は、債券・短期金利・デリバティブ協会が制定した市場参加者向けのガイドラインに基づき、評価される。債券・短期金利・デリバティブ協会は、指定商業銀行、公的金融機関、プライマリー・ディーラー及び保険会社の協会であり、インドにおける債券、デリバティブ及び金融市場のための自主市場機関である。国際投資ポートフォリオは、通常、市場相場価格に基づいて評価される。特定の市場においては、その非流動性を理由に、当行は、独自の仮定及び公正価値の見積りに基づく代替の評価技法を使用する。

デリバティブ・ポートフォリオの大部分は、スワップ・レート、外国為替相場、ボラティリティー及び先物レートといった市場で観察可能なデータを用いて、評価される。デリバティブの評価は、主として市場で取引されるスワップ・レート及び外国為替相場を用いて、行われる。特定のストラクチャード・デリバティブは、カウンターパーティーの相場に基づき、評価される。デリバティブ取引に係るエクスポージャーは、それぞれのカウンターパーティーに承認された与信の上限に対して、算定され、記録される。

当行はまた、観察不能なデータに基づき評価された、又はそれらの公正価値の算定にあたり経営陣が行った重要な仮定を含む、投資及びデリバティブを保有している。かかる金融商品は、FASB ASC Topic 820「公正価値測定及び開示」に定義される区分に従ってレベル3に分類されている。

(18) 米国GAAPに基づくレベル3の投資の評価方法の詳細

レベル3の金融商品に対する当行の投資総額は、2013年度末現在における77.8十億ルピーに対し、2014年度末現在において139.1十億ルピーであった。レベル3の投資総額のうち、135.3十億ルピーはインド関連投資で、3.8十億ルピーはインド関連でない投資であった。インド関連投資の内訳は、パススルー証券127.9十億ルピー、ベンチャー・キャピタル・ユニット3.6十億ルピー、社債1.9十億ルピー、有価証券受領証0.7十億ルピー、株式0.6十億ルピー、優先株式0.5十億ルピー及びディベンチャー0.1十億ルピーであった。インド関連でない投資の内訳は、2014年度末現在、抵当担保証券3.1十億ルピー、資産担保コマーシャル・ペーパー0.7十億ルピー及び株式0.3百万ルピーであった。

非流動的とみなされ、評価モデルで評価された債券は、かかる有価証券の評価に用いられるインプットが観察不能な市場データから集められたか、又は当該債券が市場観察データに調整された後に評価された場合に限りレベル3の商品に分類されている。1.9十億ルピーの債券に対する投資は、償却原価（減損控除後）で又は内部見積もり及び仮定を用いて開発されたブルームバークから入手可能な価格に基づき、又は原担保の市場価格に基づき、評価される。

また、資産担保証券市場及び抵当担保証券市場における非流動性のため、有価証券の大部分はレベル3に分類され、評価モデルを用いてこれらの有価証券の評価を行っている。

インドのパススルー証券の評価は、対象信託から支払われる見積キャッシュ・フローに依拠する。対象信託は、見積キャッシュ・フローを算定するため、様々な変数に関する仮定を行う。パススルー証券のキャッシュ・フローは、満期利回り利率及び債券・短期金利・デリバティブ協会が月末に発表したクレジット・スプレッドで割り引かれる。

有価証券受領証及びベンチャー・キャピタル・ファンドの評価額は、発行会社が発表する純資産価値を用いて計算されている。

当行のカナダの子会社は、2014年度末現在、期限超過の0.7十億ルピー（引当金控除後の帳簿価額）の資産担保コマーシャル・ペーパーに対する投資を有している。当行は、予定回収についての経営陣の見積りに基づき、これらの投資に対して引当金を設定した。留保利益は、主に抵当担保証券の利回りに対する住宅ローンの金利の超過スプレッドを表しており、貸借対照表上、売却可能有価証券として公正価値3.1十億ルピー（内部モデルを用いて決定される。）で記録されている。

当行が、市場で観察可能なデータを参照して価格決定を行う商品の価格決定の評価のために用いられる方法には、当行のモデルによる算定値とカウンターパーティーの相場の比較、第三者の価格決定手段による価格決定の比較、モデル又はケースバイケースの基準で用いられるその他の手段において用いられる評価方法の再現が含まれる。価格はまた、様々なシナリオに基づき算定され、整合性について確認される。しかしながら、信頼できる時価又は入手可能な市場で観察可能なデータがない場合の商品については、代替手段によって発展したモデルを用いて、また適用ある場合はいつでも代替物を利用して、評価が行われる。価格決定モデルの検証は、独立したリスク管理グループにより行われ、資産負債管理委員会により承認される。

(19) 近年発表された米国GAAPに基づく会計基準

(i) 金融サービス-投資会社

2013年6月、財務会計基準審議会は、Topic 946「金融サービス-投資会社」の更新である、会計基準更新書第2013-08号「適用範囲、測定及び開示規定の改訂」（ASU 2013-08）を発表した。この改訂は、Topic 946における投資会社の判定方法を変更し、投資会社の特徴を明確にし、事業体が投資会社に該当するか否かの判定における包括的な指針を提供するものである。会計基準更新書第2013-08号は、2013年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(ii) 抵当権実行時における消費者向け延滞住宅ローンの再分類

2014年1月、財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2014-04号「債権－債権者による不良債権のリストラクチャリング（Subtopic 310-40）：抵当権実行時における消費者向け住宅用不動産抵当ローンの再分類」を発表した。当該更新書における改訂では、(1)抵当権実行の完了に伴い債権者が住宅用不動産物件の法的所有権を取得した時点、又は(2)借り手が当該ローンの返済のために抵当権実行に代わる譲渡証書の履行若しくは類似の法的契約を通じて住宅用不動産物件に対するすべての持分を債権者に譲渡した時点で、実質的な再占有又は抵当権実行が発生し、債権者は消費者向け住宅ローンの担保とされていた住宅用不動産物件の物理的占有を受領したものとみなされることを明確にしている。さらに、かかる改訂では、(1)債権者が保有する抵当権実行済の住宅用不動産物件の金額、及び(2)適用ある法域における現地の要件に従って抵当権実行手続中の住宅用不動産物件により担保される消費者向け住宅ローンへの投資計上額の両方について、期中開示及び年次開示を要求している。当該会計基準更新書は、2014年12月15日より後に開始する事業年度及び期中期間より適用され、修正遡及法又は将来移行法によりこれを適用することができ、累積的影響額は当該会計基準更新書の適用初年度の利益剰余金に認識される。当行は、この更新書の適用による影響を評価中である。

(iii) 繰越欠損金、類似の税務欠損金又は繰越税額控除が存在する場合の未認識税務ベネフィットの表示

2013年7月、財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2013-11号「法人所得税（Topic 740）：繰越欠損金、類似の税務欠損金又は繰越税額控除が存在する場合の未認識税務ベネフィットの表示」（FASB新問題専門委員会の合意事項）を発表した。当該会計基準更新書では、この方法による決済が税法上利用可能である場合に、未認識税務ベネフィットについて、繰延欠損金又はその他繰越税額控除に係る繰延税金資産の控除として表示することを義務付けている。かかる決済が税法上利用可能であるか否かの判定は、貸借対照表報告日時点での事実及び状況に基づいて行われ、将来の事象は考慮されない。

当該会計基準更新書は、2013年12月15日より後に開始する事業年度及び当該年度の期中期間より、将来的に適用される。当行は、この更新書の適用による影響を評価中である。

(20) インドの会計基準と国際財務報告基準とのコンバージェンス

本書に含まれる財務書類及びその他の財務情報は、インドGAAPによる当行の連結財務書類に基づいている。インドの財務大臣は、2014年7月の予算演説において、現行のインド会計基準について、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準とのコンバージェンスを図ることの必要性を表明した。したがって、財務大臣は、インド企業によるインドの新会計基準の適用について、2016年度より任意適用とし、2017年度より強制適用とすることを提案した。国際的な合意に基づいて、規制当局は、銀行及び保険会社に対するインドの新会計基準の施行日を個別に通知する予定である。国際財務報告基準に従って作成された財務書類は、インドGAAPに従って作成された財務書類及びその他の財務情報と大幅に異なる可能性がある。

[前へ](#)

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(g) 技術」、 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(4) 事業の見通し―(1) 財政状態―(i) 資産」、 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(5) 2013年度財務情報の2012年度財務情報との比較―(h) 財政状態―(i) 資産」及び「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(9) 設備投資」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

ICICIバンクの本店は、インド国グジャラート州バドダラ市390 007、レース・コース・サークル、ランドマーク (Landmark, Race Course Circle, Vadodara 390 007, Gujarat, India) に所在する。当行の主たる事務所は、インド、マハラシュトラ州400 051、ムンバイ市、バンドラーカーラ・コンプレックス、ICICIバンク・タワーズ (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai 400 051, Maharashtra, India) に所在する。

2014年度末現在、インドにおいてICICIバンクの主要ネットワークは、3,753の支店及び11,315台のATMにより構成されていた。2014年6月30日現在、当行は、インドにおいて3,763の支店から成るネットワークを有していた。かかる施設はインド国内の随所に配置されている。支店、出張所及びATMに加えて、ICICIバンクは、ムンバイ及びハイデラバードに、バドダラの本店及びムンバイの主たる事務所を含む統括・管理事務所が39ヶ所あり、地域処理センターが49ヶ所、そして中央処理センターが3ヶ所（ムンバイに2ヶ所及びハイデラバードに1ヶ所）ある。当行は、バーレーン、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター、香港、カタール・ファイナンシャル・センター、シンガポール、スリランカ及び米国に支店を、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、中国、インドネシア、マレーシア及び南アフリカの各国に駐在員事務所を有している。さらにICICIバンクは、従業員向けに居住用住宅設備を提供している。2014年度末現在、ICICIバンクは、733世帯分のその従業員用集合住宅を所有していた。

3【設備の新設、除却等の計画】

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(g) 技術」、 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(4) 事業の見通し―(1) 財政状態―(i) 資産」、 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(5) 2013年度財務情報の2012年度財務情報との比較―(h) 財政状態―(i) 資産」及び「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(9) 設備投資」を参照のこと。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2014年3月31日現在)

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
普通株式(券面額10ルピー) 1,275,000,000	1,154,832,769 (1)	120,167,231
株式(券面額100ルピー) 15,000,000(2)	なし	15,000,000
優先株式(券面額100万ルピー) 350	350	なし

- (1) 失権した266,089株を除く。
(2) これらの株式は、当行の付属定款の規定に従い当行が定める種類及び権利、特典、条件又は制限が付され、かつ法令に服するものとする。

②【発行済株式】

(2014年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発 行 数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (券面額10ルピー)	普通株式	1,154,832,769 (1)	普通株式： ムンバイ証券取引所 インド全国証券取引所 米国預託証券： ニューヨーク証券取引所	1株当たり額面金額 10ルピーの 株式
記名式額面株式 (券面額100万ルピー)	優先株式	350	該当事項なし	1株当たり額面金額 10,000,000ルピーの 優先株式
計	—	1,154,833,119 (1)	—	—

- (1) 失権した266,089株を除く。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済 株式総数 増減数(株)	発行済 株式総数 残高(株)	資本金増減額 (ルピー)	資本金残高 (ルピー)	摘要
2009年度中	563,147	1,113,250,642	5,631,470 (10,643,478円)	11,132,506,420 (21,040,437,134円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による563,147株の発行
2010年度中	1,594,672	1,114,845,314	15,946,720 (30,139,301円)	11,148,453,140 (21,070,576,435円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による1,594,672株の発行
2011年度中	36,927,258	1,151,772,372	369,272,580 (697,925,176円)	11,517,723,720 (21,768,497,831円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による2,743,137株の発行、 当行のバンク・オブ・ラジャスタンとの合併によるスワップ率に従った31,323,951株の発行及び（非上場株式に対する）当行のバンク・オブ・ラジャスタンとの合併による2,860,170株の発行
2012年度中	942,070	1,152,714,442	9,420,700 (17,805,123円)	11,527,144,420 (21,786,302,954円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による942,070株の発行
2013年度中	867,273	1,153,581,715	8,672,730 (16,391,460円)	11,535,817,150 (21,802,694,414円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による867,273株の発行
2014年度中	1,405,540	1,154,987,255	14,055,400 (26,564,706円)	11,549,872,550 (21,829,259,120円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による1,405,540株の発行
2014年度中	(154,486)	1,154,832,769	1,544,860 (2,919,785円)	11,548,327,690 (21,826,339,334円)	154,486株式の失効
2014年4月1日 から2014年8月 31日まで	2,013,641	1,156,846,410	20,136,410 (38,057,815円)	11,568,464,100 (21,864,397,149円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による2,013,641株の発行

(1) ICICIバンクとの合併により消滅したバンク・オブ・ラジャスタンの保有株式200株を除く。

当行の取締役会は、当行の普通株式1株を5分割し、1株当たりの額面価額10ルピーを1株当たり2ルピーとする株式分割を行うことを審議し、承認した。ICICIバンクの各米国預託株式は、引続き現行と同様に原普通株式2株を表章する。米国預託証券保有者が保有する米国預託株式数は、普通株式数の増加分に比例して増加することになる。

株式の分割は、株主の承認並びにその他の適用ある法令及び規制当局の承認を条件とする。従って、株式分割の基準日は、いずれ発表される予定である。

(4) 【所有者別状況】

以下の表は、2014年6月30日現在における当行の株式の保有に関する情報を示したものである。

	発行済株式総数に 対する比率(%)	保有株式数
政府系株主：		
インド生命保険公社	8.3	95,969,997
インド総合保険公社及び国有の総合保険会社	1.8	20,969,963
UTI及びUTI ミューチュアル・ファンド	0.9	9,950,471
その他の政府系機関、ミューチュアル・ファンド、企業及び銀行	0.0	634,275
政府系株主合計	11.0	127,524,706
その他のインドの投資家：		
個人の国内投資家(1)(2)	4.9	56,785,349
ミューチュアル・ファンド及び銀行 (政府系ミューチュアル・ファンド及び銀行を除く。)(2)	7.4	85,151,076
上記以外のインド企業及びその他(2)	7.2	83,205,876
その他のインドの投資家合計	19.5	225,142,301
インドの投資家合計	30.5	352,667,007
海外投資家：		
米国預託株式保有者の預託機関としてのドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	29.1	336,713,170
ドッジ・アンド・コックス・インターナショナル・ストック・ファンド (Dodge And Cox International Stock Fund)	3.6	42,074,757
ユーロパシフィック・グロウス・ファンド (Europacific Growth Fund)	2.7	31,318,399
カルミナック・ジャスティオン A/c カルミナック・パトリモワン (Carmignac Gestion A/c Carmignac Patrimoine)	1.6	18,256,935
センタウラ・インベストメンツ (モーリシャス) プーティーイー・リミテッド (Centaura Investments (Mauritius) PTE Ltd)	1.2	13,809,852
アバディーン・グローバル・インディアン・エクイティー (モーリシャス) リミテッド (Aberdeen Global Indian Equity (Mauritius) Limited)	1.1	12,420,000
その他の海外機関投資家、外国銀行、外国法人、外国企業、外国人、外国機関投資家及び非居住者であるインド人(2)	30.2	348,751,609
海外投資家合計	69.5	803,344,722
合計	100.0	1,156,011,729

- (1) 業務執行役員及び取締役（非業務執行取締役を含む。）全体で、2014年6月30日現在、約0.08%のICICIバンクの株式を保有していた。
- (2) 本分類に属する株主は単独で、当該日現在、5.0%以上のICICIバンクの株式を保有していなかった。

政府系株主による保有は、2012年6月30日現在における12.9%及び2013年6月30日現在における10.5%に対し、2014年6月30日現在では11.0%であった。インド生命保険公社による保有は、2012年6月30日現在における9.3%及び2013年6月30日現在における7.5%に対し、2014年6月30日現在では8.3%であった。

当行は、独立した商業銀行として事業を展開しており、インド政府が当行の株式を直接保有したことはない。政府系株主により保有されている株式持分に関し、当行が把握する限りにおいて存在する又は当行が当事者となる株主間契約又は議決権信託はない。当行は経営管理、議決権、希薄化防止又はその他の事項に関し、政府系株主との間で契約を締結していない。当行の付属定款では、インド政府は、インド政府とICICIとの間の保証契約に従って、1名の代表者を当行の取締役として任命する権利を有しているとされている。インド政府は、1名の代表者を当行の取締役に任命した。当行は、従来、インド生命保険公社及びインド総合保険公社といった当行の主要な機関株主である各政府系保険会社から、当行の取締役会に代表者を招き入れている。現在、当行の取締役会にはインド生命保険公社の代表者が1名いるが、インド総合保険公社の代表者はいない。当行の取締役会の構成の詳細については、「－4 役員の状況－(1) 当行の取締役及び業務執行役員」も参照のこと。

その他のインドの投資家による保有は、2012年6月30日現在における24.4%及び2013年6月30日現在における20.8%に対して、2014年6月30日現在では19.5%であった。インドの投資家による保有の合計は、2012年6月30日現在における37.3%及び2013年6月30日現在における31.3%に対して、2014年6月30日現在においては30.5%であった。海外の投資家による保有は、2012年6月30日現在における62.7%及び2013年6月30日現在における68.7%に対して、2014年6月30日現在においては69.5%であった。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(h) 監督及び規制－持分制限」も参照のこと。ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、米国預託株式保有者のための預託機関として、米国預託証券168百万株の発行済米国預託証券により表章される株式を保有している。米国預託株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されている。インドの銀行規制法に基づき、銀行の株式を保有する者は、総議決権の10.0%を超えてこれを行行使することができない。これは、2012年6月30日現在における27.4%及び2013年6月30日現在における29.2%に対して、2014年6月30日現在においては約29.1%の当行の株式を保有する（預託機関としての）ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズが、当行の取締役会の指示に従い、当行の株式の10.0%についてのみ議決権を行行使することができることを意味する。2013年度にインド国会が承認したインドの銀行規制法改正により、議決権は最大26.0%に増加した。しかし、インド政府官報の公布は延期されており、改正法の効力はまだ発生していない。「－第2－3 事業の内容－(1) インドの金融部門の概要－(m) 最近の構造改革－(iii) 銀行規制法の改正」も参照のこと。上記を除き、異なる内容の議決権を保有する株主はいない。

米国預託株式の受取費用及び支払い

(a) 当社の米国預託株式保有者によって支払われる費用及び手数料

当社の米国預託株式保有者によって支払われる費用及び手数料は、以下を含む。

- (i) 米国預託株式の各発行に対し、米国預託株式1株当たり0.05米ドル以下の費用について請求される。これには、株式分配、配当、株式分割、無償交付及び新株引受権の分配による発行を含む。
- (ii) 原預託証券と交換される米国預託株式の各引渡しに対し、米国預託株式1株当たり0.05米ドル以下の費用について請求される。
- (iii) 預託契約に基づいた預託証券の分配に係る費用は、上記(i)で述べられた米国預託株式の発行及び受渡しに対する費用と等しい金額であり、かかる証券の預託の結果として請求される。その代わりに、かかる証券は、預託機関であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズから米国預託株式保有者に対して分配される。

さらに、預託契約の条項に従い、預託機関は、各登録保有者に対して下記の費用について請求する権利を有する。

- (i) 米国預託株式又は米国預託株式の原株式に対して、預託機関又は保管機関が負担した税金又はその他の政府関係手数料（それらに対して課せられた適用ある罰金を含む。）。
- (ii) 預託証券の預託又は引出しに関して適用ある登録において、預託証券の譲渡若しくは登録に係る譲渡費用又は登録費用（適用ある場合には、中央証券預託機関における費用を含む。）。
- (iii) 預託機関が負担した電信、テレックス、ファクシミリ及び受渡し手数料。

- (iv) 外国通貨との交換に際して預託機関が負担した通常の手数料。これには、外国為替管理規制及びその他の適用ある法令規制の遵守に関連して、登録保有者のために負担した費用を含み（ただし、これらに限らない。）、並びに、預託機関によって支払われるすべての経費、譲渡費用及び登録費用、税金、関税、政府関係手数料又はその他の手数料を含む。

現金配当の場合、その費用（該当ある場合）は、通常は分配される現金から控除される。その他の費用については、投資家の名前で（有資格者として又はブックエントリー方式によって）登録されている米国預託株式、又は、ブローカー及び保管機関の口座に（DTCを通じて）保有されている米国預託株式に対しては、預託機関により決定された方法によって、米国預託株式保有者から回収されることがある。現金以外で配当を行う場合（すなわち、株式配当の場合）は、預託機関は、適用ある基準日現在の米国預託株式保有者に対して配当と同時に請求する。米国預託株式が投資家の名前で（有資格者として又はブックエントリー方式によって）登録されている場合は、預託機関は適用ある基準日現在の米国預託株式保有者に請求明細書を送付する。

米国預託株式の保有者及び／又は実質的保有者が税金又はその他の政府関係手数料を預託会社に対して支払うべき場合、預託会社、保管機関又は当行は、預託証券に関して行われるいずれかの分配から天引き又は控除し、米国預託株式の保有者及び／又は実質的保有者の口座に対して預託証券のいずれか又は全部を売却することがある。そして、預託会社、保管機関又は当行は、かかる分配及び売却によって、かかる税金（適用ある利息及び罰金を含む。）又は手数料の支払いが促進され、米国預託株式の保有者及び／又は実質的保有者がいかなる不足に対しても全面的な法的責任を引き続き負うと考えている。

(b) 預託機関によって支払われる費用及びその他の支払い

2012年度、当行は預託機関であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズと契約を締結し、これにより預託機関は投資家向け広報活動のために当行が支払った年間経費又は米国預託株式受取プログラムの維持管理に直接的に関連するその他の費用について当行に弁済することとなる。預託機関が当行に弁済する金額は上限が設けられているが、当行に支払われる弁済金額は必ずしも預託機関が投資家から集める費用と連動する必要はない。ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズを預託機関から解任する場合又は米国預託株式受取プログラムが終了する場合を含む、特定の状況において、当行はドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズに対し過去の弁済金額を払い戻す義務がある。2014年度中、当行は預託株式受取プログラムに関連して既に発生した費用に対して米国預託機関から325,000米ドルの弁済を請求し、受領した。さらに、2014年度中、当行は当初の米国預託株式受取プログラムに関連して発生する費用について預託機関から4,010.86米ドルの弁済を受領した。

(5) 【大株主の状況】

株式総数に対する所有株式数の割合が1%を超える株式保有

(2014年8月29日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
ドイチェ・バンク・トラスト・カン パニー・アメリカズ (米国預託株式保有者のための預託 機関)	C/O. ICICI Bank, SMS, Empire House, 1st Floor, 414, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai - 400013	336.72	29.11
インド生命保険公社	Investment Department, 6th Floor, West Wing, Central Office, Yogakshema, Jeevan Bima Marg, Mumbai 400021	94.31	8.15
ドッジ・アンド・コックス・イン ターナショナル・ストック・ファン ド	Deutsche Bank Ag, DB House, Hazarimal Somani Marg, Post Box No. 1142, Fort, Mumbai - 400001	42.07	3.64
ユーロパシフィック・グロウス・ ファンド	JPMorgan Chase Bank N.A., India Sub Custody, 6th Floor, Paradigm B, Mindspace, Malad West, Mumbai - 400064	33.07	2.86
カルミナック・ジャスティオン A/c カルミナック・パトリモワン	HSBC Securities Services, 2nd Floor, "Shiv", Plot No.139-140 B, Western Express Highway, Sahar Road Junction, Vile Parle (East), Mumbai - 400057	18.26	1.58
アバディーン・アセット・マネ ジャーズ・リミテッド A/c アバ ディーン・インターナショナル・イ ンディア・オポチュニティーズ・ ファンド (モーリシャス) リミテッ ド (Aberdeen Asset Managers Limited A/c Aberdeen International India Opportunities Fund (Mauritius) Limited)	BNP Paribas House, 6th Floor, 1 North Avenue Custody Operations Maker Maxity, BKC, Bandra East Mumbai - 400051	12.42	1.07
計	-	536.85	46.41

2【配当政策】

インド法の下では、会社は、その取締役会による提案及び各年度末から6ヶ月以内に開催される年次株主総会における株主の過半数の承認をもって配当金を支払う。株主は取締役会が提案した配当金額を減額する権利を有するが、増額する権利はない。配当金は、会社の当該年度の収益の中から（配当は宣言される。）又は過年度の未配当収益から支払うことができる。配当は、「中間配当」として、中間期に会社により支払われる場合があり、取締役会が提案した最終配当と一緒にされない限り、株主の承認を必要としない。インド準備銀行は、銀行が最低健全性要件を遵守しており、インド準備銀行の公表したガイドラインに定められている配当の支払いに関する健全性基準に従っていれば、銀行は、インド準備銀行の事前の承認を得ることなく、当該会計年度の収益の中から配当の宣言及び支払いを行うことができると定めている。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―配当の支払制限」を参照のこと。

2000年2月にナショナル・セキュリティーズ・デポジトリ・リミテッドにより発表された通知書No.NSDL/SG/005/2000に従い、当行により発行された株式は、配当受領権を含め、すべての点において同順位である。

ICICIバンクは、その業務開始の2年目にあたる1996年度より毎年一貫して配当金を支払っている。2010年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり12.00ルピーとし、総額13.4十億ルピーの配当金が2010年6月に支払われた。2011年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり14.00ルピーとし、総額16.1十億ルピーの配当金が2011年6月に支払われた。2012年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり16.50ルピーとし、総額19.0十億ルピーの配当金が2012年6月に支払われた。2013年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり20.00ルピーとし、総額23.1十億ルピーの配当金が2013年6月に支払われた。2014年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり23.00ルピーとし、総額26.6十億ルピーの配当金が2014年7月に支払われた。

以下の表は、表示された期間において、各会計年度中にICICIバンクにより支払われた、配当支払税を差し引いた1株当たりの配当金及び配当金総額を示したものである。下記の数値は当該年度に宣言された配当金とは異なる場合がある。

	1株当たりの配当金 (単位：ルピー)	配当金総額 (単位：十億ルピー)
各会計年度中に支払われた配当金		
2010年	11.00	12.3
2011年	12.00	13.4
2012年	14.00	16.1
2013年	16.50	19.0
2014年	20.00	23.1

配当金収入は、株主にとって非課税である。ただし、当行は、配当された収益に対し配当税を支払わなければならない。2014年度において、当行は配当された収益に対し、16.9950%の税率で税金（追加税及び特別税を含む。）を支払った。

将来の配当は、当行の収入、キャッシュ・フロー、財政状態、インド準備銀行の規制及びその他の要因に委ねられている。米国預託株式保有者は、米国預託株式に表章される株式に関し、未払配当金を受領する権利を有する。かかる米国預託株式に表章される株式は、発行済株式に劣後しないものとする。現在、当行はインドで発行された株式及び米国預託株式に表章される株式を保有している。

3【株価の推移】

株式

当行の発行済株式は、現在ムンバイ証券取引所及びインド全国証券取引所において上場され取引されている。

2014年3月31日現在において、1,154,832,769株が発行されている。インドの各証券取引所の株式相場表において表示される株価は、インド・ルピー建てである。

米国預託株式

当行の米国預託株式は、株式2株を表章しているが、2000年3月に初めて公募され、IBNの証券コードでニューヨーク証券取引所に上場され、取引されている。米国預託株式の原株式は、ムンバイ証券取引所及びインド全国証券取引所において上場されている。

2014年度末現在において、ICICIバンクは、約168百万株の米国預託株式を発行しているが、かかる米国預託株式は約336百万株の原株式に相当する。2014年3月31日現在において、ICICIバンクの米国預託株式の登録保有者約60,502人のうち、118人が米国で登録された住所を有している。

以下の表は、表示された期間において、当行株式のムンバイ証券取引所及びインド全国証券取引所における公表された終値の最高値及び最低値並びにIBNの証券コードで取引されている当行の発行済米国預託株式のニューヨーク証券取引所における公表された終値の最高値及び最低値を示したものである。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(インド全国証券取引所)

(単位：ルピー (円))

回次	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最高	963.65	1,273.35	1,126.85	1,212.70	1,259.20
	(1,821.30円)	(2,406.63円)	(2,129.75円)	(2,292.00円)	(2,379.89円)
最低	349.35	809.35	653.40	781.70	783.55
	(660.27円)	(1,529.67円)	(1,234.93円)	(1,477.41円)	(1,480.91円)

(ムンバイ証券取引所)

(単位：ルピー (円))

回次	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最高	960.40	1,269.70	1,128.05	1,214.25	1,259.50
	(1,815.16円)	(2,399.73円)	(2,132.01円)	(2,294.93円)	(2,380.46円)
最低	349.45	809.40	652.40	781.70	783.85
	(660.46円)	(1,529.77円)	(1,233.04円)	(1,477.41円)	(1,481.48円)

(ニューヨーク証券取引所)

米国預託株式

(単位：米ドル (円))

回 次	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	43.43	57.57	50.67	47.76	48.39
	(4,522.37円)	(5,994.76円)	(5,276.27円)	(4,973.25円)	(5,038.85円)
最 低	14.36	34.85	24.43	27.99	25.46
	(1,495.31円)	(3,628.93円)	(2,543.90円)	(2,914.60円)	(2,651.15円)

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

(インド全国証券取引所)

(単位：ルピー (円))

月 別	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年1月	2014年2月	2014年3月
最 高	1,120.95	1,133.45	1,201.70	1,097.70	1,043.85	1,259.20
	(2,118.60円)	(2,142.22円)	(2,271.21円)	(2,074.65円)	(1,972.88円)	(2,379.89円)
最 低	910.75	1,012.75	1,063.50	974.55	958.05	1,029.80
	(1,721.32円)	(1,914.10円)	(2,010.02円)	(1,841.90円)	(1,810.71円)	(1,946.32円)

(ムンバイ証券取引所)

(単位：ルピー (円))

月 別	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年1月	2014年2月	2014年3月
最 高	1,121.05	1,133.40	1,201.75	1,097.40	1,043.70	1,259.50
	(2,118.78円)	(2,142.13円)	(2,271.31円)	(2,074.09円)	(1,972.59円)	(2,380.46円)
最 低	911.00	1,012.45	1,063.70	974.75	957.60	1,029.65
	(1,721.80円)	(1,913.53円)	(2,010.39円)	(1,842.28円)	(1,809.86円)	(1,946.04円)

(ニューヨーク証券取引所)

米国預託株式

(単位：米ドル (円))

月 別	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年1月	2014年2月	2014年3月
最 高	37.32	37.53	40.48	36.78	35.68	43.96
	(3,886.13円)	(3,908.00円)	(4,215.18円)	(3,829.90円)	(3,715.36円)	(4,577.55円)
最 低	30.50	32.92	34.80	32.00	30.98	35.40
	(3,175.97円)	(3,427.96円)	(3,623.72円)	(3,332.16円)	(3,225.95円)	(3,686.20円)

4【役員の状況】

(1) 当行の取締役及び業務執行役員

(2014年8月31日現在)

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2014年8月 31日現在の 所有株式数
非業務執行 会長	クンダプール・ワーマン・カマ ツ (Kundapur Vaman Kamath) (66歳)	K.ワーマン・カマツ氏は、ICICIバンクの 取締役会の非業務執行会長である。同氏 は、機械工学の学士号を取得しており、 アーメダバードのインド経営研究所で経 営学を学んだ。同氏は、ICICIバンクの前 身となるインドの金融機関であり、2002 年にICICIバンクに合併されたICICIに 1971年に入社した。同氏は、1988年にア ジ ア 開 発 銀 行 (Asian Development Bank) に移籍し、1996年にマネージン グ・ディレクター兼最高経営責任者とし てICICIに戻る前に、東南アジアで数年間 を過ごした。 同氏は、2009年4月にマネーディング・ ディレクター兼最高経営責任者を退任 し、現在の役職である非業務執行会長に 就いた。 同氏は、インフォシス・リミテッド (Infosys Limited) の取締役会における 上級独立取締役及びシュルンベルジェ・ リミテッド (Schlumberger Limited) の 取締役会における独立取締役を務めている。	2019年 4月30日 (1)	390,000株
非業務執行 取締役	ディリープ・チョクシ (Dileep Choksi) (64歳)	ディリープ・チョクシ氏は、2013年4月 26日付で、当行の取締役に任命された。 同氏は、公認会計士であり、専門家とし て35年超の経験を有する。同氏は、以前 はインドのデロイト (Deloitte) の共同 経営パートナーであった。同氏はまた、 ICICIバンクの2つの子会社、すなわち ICICIロンバード・ジェネラル・インシュ アランス・カンパニー・リミテッド及び ICICIホーム・ファイナンス・カンパ ニー・リミテッドの独立取締役である。	2021年 4月25日	500株
非業務執行 取締役	ホミR. クースロカーン (Homi R. Khusrokhani) (70歳)	ホミR. クースロカーン氏は、当初2010年 1月21日付で、アイシーアイシーアイ・ バンク・リミテッドの取締役会の一員に 任命された。同氏は、2008年にタタ・ケ ミカルズ・リミテッドのマネーディング・ ディレクターを退任した。同氏は、法人 部門において40年超の実務経験を有す る。同氏は、以前は、タタ・ティー・リ ミテッド及びグラクソ・インドिया・リ ミテッドのマネーディング・ディレクター を務めた。同氏は、農業関連事業、国際 事業及び合併買収事業において実務経験 及び専門性を有する。	2018年 1月20日	700株 (親族と共同 で所有)

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2014年8月 31日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	M. S. ラマチャンドラン (M. S. Ramachandran) (69歳)	M. S. ラマチャンドラン氏は、当初2009年4月25日付で、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの取締役会の一員に任命された。M.S. ラマチャンドラン氏は、機械工学の学士号を取得している。同氏は、1969年にインド石油公社 (Indian Oil Coporation) に入社し、1998年にインド政府により設立された石油調整委員会の業務執行取締役に指名されるまで、様々な分野に携わった。同氏は、2000年にインド石油公社の取締役会の取締役 (企画及び事業開発部門) に就任した。同氏は、2002年から2005年まで、インド石油公社の会長であった。	2017年 4月24日	200株
非業務執行 取締役	トュシャールN. シャー博士 (Dr. Tushaar N. Shah) (62歳)	トュシャールN. シャー博士は、2010年5月3日付でアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの取締役会の一員に任命された。シャー博士は、コロンボに本部がある国際水管理研究所の上級研究員であり、インド西部にあるグジャラート州アナンドで勤務している。同氏は、経済学者及び公共政策の専門家であり、以前はインドのアナンドにおける農村管理研究所の所長であった。同氏は、水道の設備及び政策について30年超の実務経験を有し、広範な研究実績を有する。	2018年 5月2日	なし
非業務執行 取締役	V. K. シャルマ (V. K. Sharma) (55歳)	V. K. シャルマ氏は、2014年3月6日付で当行の取締役として追加選任された。V. K. シャルマ氏は、2013年11月1日付でライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インド (Life Insurance Corporation of India) (「LIC」) のマネージング・ディレクターに就任した。それ以前は、同氏はLICハウジング・ファイナンス・リミテッド (LIC Housing Finance Limited) (「LIC HFL」) のマネージング・ディレクター兼CEOであった。1981年以降、同氏はLICに関与している。シャルマ氏は、現在、LICペンション・ファンド (LIC Pension Fund)、インフラストラクチャー・リーシング・アンド・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド (Infrastructure Leasing & Financial Services Limited)、ACCリミテッド (ACC Limited) 及びライフ・インシュアランス・コーポレーション (ランカ) リミテッド (Life Insurance Corporation (Lanka) Limited) において取締役会の一員を務めている。	2022年 3月5日	なし

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2014年8月 31日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	V. スライダー (V. Sridar) (67歳)	V. スライダー氏は、当初2010年1月21日付で、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの取締役会の一員に任命された。同氏は、2007年にUCOバンクの会長兼マネージング・ディレクターを退任した。同氏は、インドの銀行部門において35年超の経験を有する。同氏は、ユニオン・バンク・オブ・インド（Union Bank of India）に入社した。UCOバンクの会長兼業務執行取締役になるまで、同氏は、国立住宅銀行の会長であった。	2018年 1月20日	なし
非業務執行 取締役	アロク・タンドン Alok Tandon (51歳)	アロク・タンドン氏は、インド工科大学カーンプル校を卒業したエンジニアであり、同校において学長金賞（President's Gold Medal）を受賞している。同氏は、また、プリンストン大学において公共政策学の修士号を取得し、英国政府によるチーヴニング奨学金（Chevening Gurukul Scholarship）を授与された。同氏は、1986年にインド行政局（Indian Administrative Service）に入局し、ウッタル・プラデシュ州の様々な役職に就いた。同氏は、2011年10月よりインド政府の財務省局長（Joint Secretary, Ministry of Finance）の役職にも就いている。	該当なし （政府による 指名者の ため）	なし

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2014年8月 31日現在の 所有株式数
マネージン グ・ディレ クター兼最 高経営責任 者	チャンダ・コッハー (52歳)	チャンダ・コッハー女史は、ムンバイの ジャムナラール・バジヤージ経営研究所 において経営学の修士号を取得し、イン ド原価・工場会計士協会において原価及 び工場会計の学士号を取得した。同女史 は、1984年にICICIのプロジェクト・ ファイナンス部門に入社し、法人向け銀 行業務、インフラ金融、電子商取引、戦 略、個人向け銀行業務及び財務の分野に 携わった。同女史は、2001年4月に当行 取締役会に業務執行取締役として任命さ れた。当行取締役会は、同女史を、2006 年4月29日付でデピュティー・マネー ジング・ディレクターに、2007年10月19 日付で、共同代表取締役兼最高財務責任 者に任命した。2009年5月1日付で、当 行取締役会は、チャンダ・コッハー女史 を、マネージング・ディレクター兼CEO に任命した。	2019年 3月31日 (1)	343,925株
業務執行取 締役	N. S. カナン (49歳)	N. S. カナン氏は、バンガロールのイン ド経営研究所で、機械工学の学士号、経 営学の修士号を取得しており、インド勅 許会計士協会の公認証券アナリストでも ある。同氏は、1991年にICICIに入社し た。同氏は、コーポレート・ファイナ ンス、インフラストラクチャー・ファイ ナンス、ストラクチャード・ファイナ ンス、財務及び生命保険の分野で仕事を していた。同氏は、2003年から2005年 までICICIバンクの最高財務責任者兼財務 部長であり、2005年から2009年までIC ICIプルデンシャル・ライフ・インシュ アランス・カンパニーの取締役会におい て業務執行取締役であった。当行取締 役会は、2009年5月1日付で、同氏を 業務執行取締役兼最高財務責任者に任 命した。当行の取締役会は、カナン氏 を2013年10月25日付で業務執行取締 役に再指名した。同氏の責務には、金 融、財務、商業銀行業務、法務、リ スク管理、企業の社会的責任、法人 向けコミュニケーション及びコーポ レートブランディングが含まれる。同 氏は、コンプライアンス及び内部監 査機能の日常管理の責任者でもある。	2019年 4月30日 (1)	50,225株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2014年8月 31日現在の 所有株式数
業務執行取締役	K. ラムクマール (53歳)	K. ラムクマール氏は、マドラス大学(Madras University)の自然科学の学士号及び人事管理の修士号を取得している。同氏は、2001年のICICIバンク入行前は、ICIインディアの人事部に勤務していた。2006年に同氏は、人事グループ責任者に指名された。当行取締役会は、2009年2月1日付で、同氏を業務執行取締役に任命した。同氏は現在、業務運営の責任者であり、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスの代表も務める。	2019年 1月31日 (1)	なし
業務執行取締役	ラジーヴ・サブワル (48歳)	ラジーヴ・サブワル氏は、機械工学の学士号及びラックナウのインド経営研究所の経営学の修士号を取得している。同氏は、1998年にICICIに入社し、与信政策、回収、抵当権融資、顧客向け貸付、農村向け銀行業務、小規模融資及び金融包括の分野で勤務した。同氏は、2008年12月に、同行業務を退職し、個人向け銀行業務担当のシニア・ジェネラル・マネージャーとして2010年4月1日付で、再入社した。当行取締役会は、2010年6月24日付で、同氏を業務執行取締役に任命した。同氏は現在、個人向け銀行業務並びに農村向け銀行業務及び包括銀行業務の責任者である。	2015年 6月23日 (1)	なし
代表	ビジャ・クマール・チャンドック (Vijay Kumar Chandok) (46歳)	ビジャ・チャンドック氏は、ムンバイのナルシー・モンジー経営研究所において修士号を取得している。同氏は1993年にICICIに入社し、法人向け銀行業務並びに小企業向け及び個人向け銀行業務の分野に携わった。同氏は、2010年4月に国際銀行業務グループのグループ管理職に指名され、2011年5月10日付で同グループの代表に再指名された。同氏は、国際銀行業務及び中小企業向け事業の責任者である。	正規雇用	4,000株
代表	ザリン・ダルワラ (Zarin Daruwala) (49歳)	ザリン・ダルワラ女史は、公認会計士及び秘書役である。同女史は、1989年にICICIに入社し、様々な分野（資金調達、プロジェクト・ファイナンス、法人向け銀行業務、投資銀行業務及び農業事業を含む。）に携わった。同女史は、2010年7月にホールセール銀行業務のグループ管理職に指名され、2011年5月10日付で代表に再指名された。同女史は、法人向け銀行業務、プロジェクト・ファイナンス、金融機関及び資本市場事業並びに政府向け銀行業務を含むホールセール銀行業務の責任者である。	正規雇用	61,995株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2014年8月 31日現在の 所有株式数
最高財務責任者	ラケシュ・ジャー (Rakesh Jha) (42歳)	ラケシュ・ジャー氏はデリーのインド工科大学 (Indian Institute of Technology) の学士号及びラックナウのインド経営研究所で経営学の修士号を取得している。同氏は、1996年にICICIに入社し、企画、戦略、金融及び財務を含む様々な分野に携わった。同氏は、2007年5月にICICIバンクの最高財務責任者補佐、2013年10月に最高財務責任者に指名された。同氏の責務には、財務報告、企画及び戦略、資産負債管理並びに技術管理及びインフラが含まれる。	正規雇用	6,000株

- (1) 株主は、2013年6月24日に開催された年次株主総会において、K. V. カマツ氏、チャンダ・コッハー女史、N. S. カナン氏及びK. ラムクマール氏を、それぞれ2014年5月1日から2019年4月30日、2014年4月1日から2019年3月31日、2014年5月1日から2019年4月30日及び2014年2月1日から2019年1月31日まで、5年間の任期で再指名することを承認した。インド準備銀行は、K. V. カマツ氏、チャンダ・コッハー女史、N. S. カナン氏及びK. ラムクマール氏を、それぞれ2017年4月30日、2017年4月30日、2017年4月30日及び2017年1月31日までの任期で任命することを承認した。株主は、2014年6月30日に開催された年次株主総会において、ラジーヴ・サブワル氏を2015年6月24日から2020年6月23日まで、5年間の任期で再指名することを承認した。かかる再指名は、RBIの承認を条件とする。
- (2) 非業務執行取締役（会長を除く。）について、「任期」の項目に掲げられた日付は、当該非業務執行取締役が8年の任期（銀行規制法で許可された最長在任期間）を完了する日をいう。

(2) 取締役及び業務執行役員の報酬及び給付金**(a) 報酬**

ICICIバンクの組織書類では、政府派遣の取締役以外の各非業務執行取締役は、取締役会又は取締役会委員会へ出席するごとに、報酬を得ることができると定められている。非業務執行取締役に対して支払われる報酬金額は、インド会社法又は政府によって定められた上限に従って、取締役会により適宜定められる。取締役会は、各取締役会又は各委員会の会議への出席報酬を20,000ルピーと定めることを承認した。2014年4月1日より効力を有する2014年会社（管理職の任命及び報酬）法がインド企業省により公示され、同法によれば、取締役会の承認がある場合、100,000ルピーを超えない各取締役会又は各委員会の会議への出席報酬を取締役に支払うことができる。取締役会は、2014年4月25日に開催された取締役会において、各取締役会の出席報酬を100,000ルピーに改定することを承認した。なお、各委員会の会議への出席報酬について変更はない。さらに、ICICIバンクは、取締役会及び委員会並びに関連事項に係る旅費並びに関連経費を、取締役に支給している。取締役が会議の出席以上にICICIバンクに対する業務提供を求められた場合には、ICICIバンクは取締役会の決定に従って、かかる取締役に報酬を支払うことができるが、かかる報酬は、上記の報酬に加えて又はそれに代わって支払われる。当行は、インド準備銀行の承認に基づき2014年度中に年額2,000,000ルピーの支払いを受けていたK. V. カマツ氏を除き、非業務執行取締役に対して、取締役会及び取締役会委員会の出席報酬以外の報酬を支払ったことがない。かかる報酬はまた、株主及びインド政府の承認を受けていた。非業務執行取締役は、任期満了時における給付金を受け取ることができない。

2013年6月24日開催の定時株主総会にて、K. V. カマツ氏に支払われる報酬の改定が承認された。かかる報酬の改定により、K. V. カマツ氏は、年間給与は5,000,000ルピーを上限として支払われる。かかる報酬の上限は、2014年5月1日から2019年4月30日の間で適用され、この期間中、K. V. カマツ氏は株主により会長に再任されている。この期間中、取締役会は、K. V. カマツ氏に支払う報酬を適宜定め、又インド準備銀行の承認に従う。2013年10月25日に開催された取締役会において、2014年5月1日より、年額3,000,000ルピーの報酬を支払うことが承認された。インド準備銀行は、2014年5月1日から2017年4月30日までの期間の会長再任を承認すると同時に、上記の年額3,000,000ルピーの報酬についても承認した。

取締役会又は各委員会は、業務執行取締役に支払う報酬及び追加手当を、当行の株主により承認される範囲内で、定めることができる。ICICIバンクは、業務執行取締役に対して、実際に支払われる月々の報酬、追加手当及び毎年支払われる年次業績手当に関して、インド準備銀行の個別の承認を得なければならない。

以下の表は、現在適用されている月々の報酬の範囲を示したものである。

氏名及び役職	(単位：ルピー)
	月々の報酬の範囲
チャンダ・コッハー女史 マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	1,350,000 - 2,600,000 (2,551,500 - 4,914,000円)
N. S. カナン氏 業務執行取締役	950,000 - 1,700,000 (1,795,500 - 3,213,000円)
K. ラムクマール氏 業務執行取締役	950,000 - 1,700,000 (1,795,500 - 3,213,000円)
ラジーヴ・サブワル氏 業務執行取締役	900,000 - 1,600,000 (1,701,000 - 3,024,000円)

マネージング・ディレクター兼最高経営責任者への追加手当の月額には1,000,000ルピーから1,800,000ルピーの範囲内、N. S. カナン及びK. ラムクマール業務執行取締役に675,000ルピーから1,225,000ルピーの範囲内、ラジーヴ・サブワル業務執行取締役に650,000ルピーから1,200,000ルピーの範囲内である。取締役会は、インド準備銀行の承認に基づき、上記範囲内において、実際の支払報酬又は追加手当を適宜決定する。

業務執行取締役には、当行が提供する家具付住居、ガス、電気、水道及び備品、課外活動費、団体保険、車代及び住居での電話代若しくはそれに代わる費用支払等の臨時手当、医療費用支払、休暇及び休暇旅行手当、教育給付金、準備基金、老齢退職年金並びに謝礼等の手当（適用ある場合はインド所得税規則に従って、その他の場合には当行が負担する実費で判断される。）が、適宜、かかる手当に適用される制度並びに規則に従い、付与される。

特定の階級であり、居住用財産購入に対する融資を受けるための基準を満たす従業員に適用される職員融資方針に沿って、業務執行取締役もまた、インド準備銀行の承認に基づき、住宅ローンを受けることができる。

業務執行取締役については、雇用の終了時に利益の供与は行われない。

ICICIバンクが2014年度中に業務執行取締役及び業務執行役員に支払った報酬総額は、235百万ルピーであった。

(b) 賞 与

当行の取締役会は、毎年、従業員及び業務執行取締役に対して、その業績及び年功に応じて、変動賞与を支給する。各従業員の業績は、業績管理評価システムを通じて評価される。2014年度において、ICICIバンクのすべての適格従業員及び業務執行取締役への賞与総額は3.9十億ルピーであった。当該賞与は、インド準備銀行の承認に基づき業務執行取締役に支払われる賞与を除いて、2015年度に支払われた。

(c) 特定取引における経営者の利益

本書に別段の記載がある場合を除き、当行の取締役又は業務執行役員に対し、金銭又は給付金は支払われない。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行のコーポレート・ガバナンスの方針は、取締役会の説明責任並びに当行の構成員である従業員、顧客、投資家及び規制当局等に対する取締役会の透明性を確保することの重要性を考慮したものであり、当行の経済活動の最終受益者が株主であることを明らかにするものである。

当行のコーポレート・ガバナンスの枠組みは、実効的な独立取締役会、取締役会の監督機能を経営幹部から分離させること及び取締役会委員会（通常、その構成員の過半数が独立取締役であり、独立取締役が委員長となる。）の設置を基礎とし、経営幹部の重要事項及び職務を監視することを目的としている。

当行のコーポレート・ガバナンスの理念は、レベルの高いビジネス倫理、実効性の高い監督及びすべての利害関係人のための価値の向上を目的とし、証券取引所との間の上場契約の条項等の規制上及び法律上の要件を含むものである。

当行の取締役会の役割、職務、責任及び説明責任は明確に規定されている。当行の取締役会の職務には、会社の業務執行を監視するという主な役割に加えて、以下の職務が含まれている。

- ・ 企業理念及び使命を承認すること。
- ・ 戦略計画及び事業計画の策定に参加すること。
- ・ 財務計画及び予算を検討及び承認すること。
- ・ 戦略計画及び事業計画に照らして、業務自体の監視を含む会社の業務執行を監視すること。
- ・ 倫理的な行動並びに法律及び規制の遵守を確保すること。
- ・ 借入限度を検討及び承認すること。
- ・ エクスポージャー・リミットを設定すること。
- ・ 計画、戦略及び業績について株主に情報を提供し続けること。

当行の取締役会がその責任を効果的に果たすことができるように、経営幹部は四半期ごとに取締役会に対して当行の業務執行に関する詳細な報告を行う。

当行の取締役会は、取締役会全体として又は特定の業務分野を監視するために設置された様々な委員会を通じてその職務を行う。かかる取締役会委員会は、定期的に行われる。各委員会の構成及び主な職務に関する詳細は、以下のとおりである。

(a) 監査委員会

本書提出日現在、監査委員会は、ホミ・クースロカーン氏、ディリープ・チョクシ氏、M. S. ラマチャンドラン氏及びV. スライダー氏の4名の独立取締役により構成されており、委員長は独立取締役のホミ・クースロカーン氏であり、ディリープ・チョクシ氏は委員長代理である。ホミ・クースロカーン氏、ディリープ・チョクシ氏及びV. スライダー氏は公認会計士である。

当行の取締役会はまた、ディリープ・チョクシ氏が監査委員会の金融専門家として適格であると判断した。

監査委員会は、監査機能の指針を示し、内部監査及び法定監査の質を監視している。監査委員会の責任には、財務書類及び監査報告書の検証並びに財務書類の公正さ、十分性及び信頼性を確保するための財務報告過程の監視、中心的及び補助的な法定監査人並びに主席内部監査役の選任、任期及び解任の提案並びに報酬の設定、法定監査人に対するその他の許可されたサービスの提供に係る支払いの承認、監査人の独立性、実績及び監査手順の有効性の経営陣との検討及び監視、内部告発方針の機能性の検討、取締役会への提出に先立つ四半期及び年次財務書類の検討、内部統制システム及び内部監査機能の妥当性の検討、法定監査人の検査及び監査報告書並びに報告書の遵守状況の検討、内部調査の結果の検討、関係者間取引又はその後の修正の承認、重要な関係者間取引の報告の検討、法定監査人の発行するマネジメントレター／内部統制の脆弱性に関するレターの検討、発行（公募、株主割当増資又は優先発行）により調達した資金の運用／適用報告の経営陣との検討、募集要項／目論見書／通知に記載の目的以外で利用された資金の計算書及び監視機関により提出された報告書の経営陣との検討、公募又は株主割当増資による発行の手取金の使途の監視並びに取締役会に対し本件について手段を講じるための適切な提言を行うこと、監査の範囲に関する外部の監査人との協議及び利害関係人に対する支払いの重大な不履行（もしあれば）の原因の調査、事業又は資産の評価、リスク管理システムの評価並びに企業間の貸付及び投資の審査が含まれる。監査委員会はまた、登録された公認会計士事務所を選定しその業務を監視し、会計及び監査事項に関し受領した苦情の受理及び処理の手続を確立し、独立した法律顧問を関与させ、事務所／顧問への報酬の支払いに充てる相当な資金の調達をなす権限を有する。さらに、監査委員会は、当行の規制遵守機能の監視も行う。監査委員会はまた、候補者の資格要件、経験及び学歴を評価した後に最高財務責任者（すなわち、財務担当常勤取締役又はその他財務機能を代表する又はかかる機能を果たす者）の任命を承認する権限を有する。

当行の主要な会計士により提供されるすべての重要な監査業務及び非監査業務は、かかる業務が提供される前に、監査委員会の事前の承認を受ける。

(b) 取締役会管理、報酬及び指名委員会

本書提出日現在、取締役会管理、報酬及び指名委員会は、ホミ・クースロカーン氏、K. V. カマツ氏及びM. S. ラマチャンドラン氏の3名の独立取締役により構成されており、委員長は独立取締役のホミ・クースロカーン氏である。

取締役会管理、報酬及び指名委員会の職務には、取締役になる資格があり、幹部役員に任命される可能性のある人物の身元確認及び取締役の任命及び解任の提案、事前に設定された基準に基づくマネージング・ディレクター兼最高経営責任者及び常勤取締役の業績の評価、常勤取締役の報酬（業績手当及び臨時手当を含む。）に関する取締役会への提案、従業員の賞与の額に関する方針の承認、取締役、主要な管理職及びその他従業員の報酬に関する方針の取締役会への提案、従業員ストック・オプション計画のガイドラインの枠組みの決定、ICICIバンク及びその子会社の従業員及び常勤取締役に対するICICIバンクのストック・オプションの付与の提案並びに取締役の資格、長所及び独立性の決定に関する基準の制定が含まれる。

(c) 企業の社会的責任委員会

本書提出日現在、企業の社会的責任委員会は、M. S. ラマチャンドラン氏、トュシャールN. シャー博士及びチャンダ・コッハー女史の3名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のM. S. ラマチャンドラン氏である。

企業の社会的責任委員会の職務には、ICICIグループ及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスより行われる企業の社会的責任に対するイニシアティブの検討、企業の社会的責任に関する方針の作成及び取締役会への提案、企業の社会的責任に関する毎年の計画の検討及び取締役会への提案、ICICIグループの社会的責任に対するイニシアティブ、政策及び実務についての取締役会への提言、企業の社会的責任に関する活動の監視並びに（必要であれば）インド準備銀行又はその他の機関が提案する企業の社会的責任に対するイニシアティブのその他関連事項の検討及び実施が含まれる。

(d) 与信委員会

本書提出日現在、与信委員会は、K. V. カマツ氏、ホミ・クースロカーン氏、M. S. ラマチャンドラン氏及びチャンダ・コッハー女史の4名の取締役により構成されている。委員長は独立取締役のK. V. カマツ氏である。

与信委員会の職務には、主要な産業部門の発展及び主要な信用ポートフォリオに関する調査並びに取締役会の授権に基づく与信の提案の承認が含まれる。

(e) 顧客サービス委員会

本書提出日現在、顧客サービス委員会は、M. S. ラマチャンドラン氏、K. V. カマツ氏、V. スライダー氏及びチャンダ・コッハー女史の4名の取締役により構成されている。委員長は独立取締役のM. S. ラマチャンドラン氏である。

顧客サービス委員会の職務には、顧客サービスに関するイニシアティブの検討、顧客サービス・カウンセルの機能性の監視並びに顧客サービスの質及び全体の顧客満足度の向上のための画期的な対策の作成が含まれる。

(f) 不正監視委員会

本書提出日現在、不正監視委員会は、V. スライダー氏、K. V. カマツ氏、ディリープ・チョクシ氏、ホミ・コースロカーン氏、V. K. シャルマ氏、チャンダ・コッハー女史及びラジーヴ・サブワル氏の7名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のV. スライダー氏である。

不正監視委員会は、10.0百万ルピー以上の金額を伴う不正を検討し、監視する。かかる検討及び監視は、不正の実行を助長する組織的欠陥の特定及び是正を目的として行われる。同委員会は、また、発覚が遅れたならばその理由の特定並びに当行及びインド準備銀行の経営陣への報告を行う権限を有する。また、調査の進捗状況及び立場の回復も、同委員会によって監視される。同委員会は、また、すべての不正における従業員の説明責任があらゆる水準で検討されること及び必要な法的措置が早急に完了されることを保証する。同委員会は、不正の再発を防ぐために取られた是正措置（内部統制の強化及び不正防止の強化に関連するその他措置の導入等）の効果を検討する役割も担う。

(g) 情報技術戦略委員会

本書提出日現在、情報技術戦略委員会は、ホミ・コースロカーン氏、K. V. カマツ氏、V. スライダー氏及びチャンダ・コッハー女史の4名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のホミ・コースロカーン氏である。

情報技術戦略委員会の職務は、情報技術の戦略及び関連する方針に関する書類を承認することである。また、委員会の職務には、情報技術戦略が経営戦略に沿っていることを保証すること、情報技術リスクを検討すること、当行の継続的発展のための情報技術投資について適切なバランスを確保すること、情報技術に関する資金調達の合計を当行レベルで監視すること、情報技術リスクについて確実に適切な管理を行うための資金を経営陣が有しているか調査すること及び事業に対し情報技術が貢献しているかどうか検討を行うことが含まれる。

(h) リスク管理委員会

本書提出日現在、リスク管理委員会は、K. V. カマツ氏、ディリープ・チョクシ氏、ホミ・コースロカーン氏、V. K. シャルマ氏、V. スライダー氏及びチャンダ・コッハー女史の6名の取締役により構成されている。委員長は独立取締役のK. V. カマツ氏である。

リスク管理委員会の職務は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク、外部委託リスク、風評リスク、業務継続計画及び災害復興計画に関するICICIバンクのリスク管理方針を検討することである。リスク管理委員会の職務は、当行の企業リスク管理の枠組み、リスク選好度、ストレス・テストの枠組み、自己資本充実に関する内部評価プロセス及び資本割当の枠組みを検討も含む。同委員会はまた、パーゼルII及びIIIの導入状況、当行のリスク・リターン構造、外部委託活動、信用リスク、市場リスク及び業務リスクの管理システムに関してインド準備銀行が公表したガイドラインの遵守並びに資産負債管理委員会の活動を検討する。同委員会はさらに、様々なリスクに関連するリスク構造の様式及び主要なリスク指標も検討する。これに加えて、同委員会は、当グループのリスク管理の枠組みにカバーされている子会社に係るリスクを監督する。

(i) 出資者関係委員会（前株式譲渡及び株主／投資家苦情処理委員会）

2014年4月25日の取締役会において、株式譲渡及び株主／投資家苦情処理委員会は、出資者関係委員会に改名され、2014年4月25日に施行された。

本書提出日現在、出資者関係委員会は、ホミ・クースロカーン氏、V. スライダー氏及びN. S. カナン氏の3名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のホミ・クースロカーン氏である。

出資者関係委員会の職務及び権限には、普通株式、優先株式、債券、ディベンチャー及びその他の有価証券の譲渡又は移転に関する承認及び否認、証券の写しの発行、随時発行される株式及び有価証券の割当て、株主、社債権者及びその他の有価証券所有者の苦情の処理及び解消の検討、利息、配当金及び有価証券の償還に関する支払いのための銀行口座の開設及び管理の授權並びに有価証券の証券取引所への上場が含まれる。

(j) 業務執行取締役会委員会

本書提出日現在、業務執行取締役会委員会は、4名の業務執行取締役全員により構成されている。委員長はマネージング・ディレクター兼最高経営責任者のチャンダ・コッハー女史であり、他の構成員は、N. S. カナン氏、K. ラムクマール氏及びラジーヴ・サブワル氏である。

業務執行取締役会委員会の権限には、取締役会の授權に基づく与信申請、再編及び決算の承認／更新、個人事業グループに関連する詳細な信用構造の承認、新商品及び派生商品の導入促進の承認並びに各事業部門及び資産又は負債区分での貸付計画（許容偏差を含む。）並びに他の委員会又は他の者への上記の業務の委託が含まれる。業務執行取締役会委員会は、株式又は株式関連の発行及び普通株式、株式関連商品又は優先株式の引受支援に加えて、あらゆるグループ又は個人企業へのエクスポージャーの制限の承認及び検討を随時行う。業務執行取締役会委員会はまた、借入及び財務運用に関して取締役会の授權に基づき権限を行使し、必要であれば当行の社印により委任状に押印し当行及びそのグループ会社の役員に権限を与え、さらに不動産及び資産に関する事項について権限を行使する。

(k) 倫理規定

当行は、当行の取締役及び全従業員に対する業務遂行及び倫理に関するグループ規定を採用している。かかる規定は、当行のすべての構成員が一貫した行動規範及び事業の倫理的慣行を遵守することの確保を目的としており、1年ごとに見直されている。当行は、取締役又は業務執行役員に対して倫理規定の権利放棄を認めていない。

(l) 主要な会計士費用及びサービス

2013年度及び2014年度の連結財務書類の監査に関する当行の主要な会計士の費用総額並びに同期間に請求を受けたその他専門サービス費用は、以下のとおりである。

	(単位：百万)		
	3月31日に終了した年度		
	2013年（ルピー）	2014年（ルピー）	2014年（円）
監査			
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及びその子会社の監査	167	180	340
監査関連業務			
インド・ルピーで表示された 非法定監査に係る意見書	4	2	4
その他	10	8	15
監査合計	181	190	359
非監査業務			
税務サービス	-	-	-
税務コンプライアンス	5	7	13
その他サービス	11	20	38
非監査業務合計	16	27	51
合計	197	217	410

非監査業務区分のうち「その他サービス」に係る費用は、主に助言サービス及び認証サービス関連費用である。当行の監査委員会は、2014年度の連結財務書類の監査に関して、当行の主要な会計士に支払われた費用及び2014年度に請求を受けたその他専門サービス費用を承認した。当行の監査委員会は、当行の主要な会計士により行われる当行に対するすべての重要な職務を、事前に承認している。

(m) コーポレート・ガバナンスの実務の比較要約

以下において、当行のコーポレート・ガバナンスの実務と、ニューヨーク証券取引所が米国において求める実務との重要な相違点を比較要約した。

独立取締役

当行の取締役会の大半は、適用されるインド法の要件に定められた独立取締役である。2014年4月1日に発効した2013年会社法の第149条において、独立取締役について定義され、取締役が独立であると区分される資格基準について明記された。取締役が独立であるためには、直前の2会計年度又は当会計年度において、当行、その親会社、子会社若しくは関連会社又はそれらのプロモーター若しくは取締役との間において、金銭関係があってはならないという基準を含む。通常の業務であり、独立の可能性がある特定の取引に関して免除規定が規定されている。2013年会社法により、各独立取締役は、取締役として参加した最初の取締役会及びその後の各会計年度の最初の取締役会において、又は独立取締役としての地位に影響のある状況の変化があった場合はいつでも、当該取締役が関連する基準を満たしている旨の宣誓書を提出しなければならない。取締役が独立であると区分するに当たって、当行は、会社法に規定され、かつ2014年4月25日に開催された取締役会で諮られた取締役提供の宣誓書、適用あるインド準備銀行のガイドライン及び通知書並びにこの件について得た法的アドバイスに依拠している。これに基づいて、取締役会は、かかる取締役が独立取締役であると決定した。2013年会社法に従い、インド政府により指名された取締役は、独立であると区分されない。かかる独立性に関する判断は、当行の取締役会によって行われなければならないが、当行の取締役会は、ニューヨーク証券取引所の規則に定めるところにより、かかる判断を肯定的に下す義務はない。

非業務執行取締役会

当行の非業務執行取締役は、取締役会の前又は後に会議を開催する。2013年会社法は、非業務執行取締役及び経営陣を除いて、独立取締役らが少なくとも年に1回会議を開催することを義務付けている。独立取締役は、かかる会議において、会長、非業務執行取締役及び取締役会全体の業績を評価することを義務付けられている。かかる規定は2014年4月1日より効力を有し、当行は2015年度よりかかる規定に従うことが義務付けられている。

取締役会管理、報酬及び指名委員会並びに監査委員会

適用されるインド法の要件に定められたところに従い、当行の取締役会管理、報酬及び指名委員会のすべての構成員は独立している。監査委員会の全構成員は、証券取引法規則10A-3に従い独立している。当行の取締役会に承認された各委員会の構成及び主な職務は上記のとおりであり、米国の発行会社に対するニューヨーク証券取引所の規制に準拠している。

コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

ニューヨーク証券取引所の規則に基づき、米国の発行会社は、取締役の資格要件、取締役の責任、取締役の報酬、取締役の初期教育及び継続教育、経営陣の後継人事並びに取締役会による年次業績の評価等の項目を明記したコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの採択及び開示を求められている。当行は、外国の民間発行会社として、かかるガイドラインの採択を義務付けられていないが、本国の規制に基づき、2013年会社法の通知に従い、当行は、株主に対してインドの年次報告書における特定の開示要件に従うことが義務付けられている。かかる開示は、取締役の選任及び報酬に関する当行の方針に関連しており、取締役の資格及び独立性を決定するための基準を含む。また、当行は、取締役会による自身の実績並びに当行の委員会及び個別の取締役の正式な年次評価方法を示す報告書を提出することを義務付けられている。かかる報告及び開示の義務は2015年度より効力を有する。

(2)【監査報酬の内容等】**①【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

(単位：百万)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (ルピー)	非監査業務に 基づく報酬 (ルピー)	監査証明業務に 基づく報酬 (ルピー)	非監査業務に 基づく報酬 (ルピー)
提出会社	82 (155円)	5 (9円)	89 (168円)	9 (17円)
連結子会社	99 (187円)	11 (21円)	101 (191円)	18 (34円)
計	181 (342円)	16 (30円)	190 (359円)	27 (51円)

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

非監査業務の報酬は、助言サービス、認証サービス及びその他サービスに係る費用から構成される。

④【監査報酬の決定方針】

外国監査公認会計士等の監査報酬は、当行の監査委員会により承認される。監査委員会は、2.5百万ルピーに適用ある経費及び税金を加えた額の報酬を上限に業務を事前に承認し、業務執行取締役、最高財務責任者、最高会計責任者及び秘書役に対してこれらの業務を承認する権限を付与した。すべての業務及び関連報酬は、監査委員会に報告される。2.5百万ルピーを超える報酬の業務はすべて、監査委員会により事前に承認される。

第6【経理の状況】

本書記載のアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド(以下「当行」という。)の英文連結財務書類原文は、米国証券取引委員会及びニューヨーク証券取引所に対して2014年7月25日に提出された様式20-Fに掲載された財務書類と同じものである。原文の財務書類は、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準(以下「インドGAAP」という。)に準拠して作成されており、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準(以下「米国GAAP」という。)との相違、ならびに当該相違の影響について記述する注記を含むものとなっている。

2005年11月に提出された有価証券届出書記載の当行の財務書類は米国GAAPに基づき作成されたものであったが、当行は、2005年度よりインドGAAPに基づき作成された財務書類の様式20-Fへの記載が認められた。そのため、有価証券報告書においては、インドGAAPに基づき作成された連結財務書類(純利益及び株主持分についての米国GAAPとの調整を含む)が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第2項の規定に基づき、記載される。

本書には、当該英文財務書類の和文訳が記載されている。

当行の財務書類は、外国監査法人等であるケーピーエムジーから、「金融商品取引法」第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。

当行の財務書類は、インド・ルピーで表示されている。和文訳で表示された主要な係数についての円換算額は、読者の便宜のために、2014年9月1日の株式会社東京三菱銀行公表の対顧客外国為替売相場である1インド・ルピー=1.89円で換算したものである。

円換算額及び「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」並びに「5 インドと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載は、英文財務書類には含まれておらず、従って、上記監査報告書の対象にもなっていない。

1【財務書類】

連結貸借対照表

		3月31日現在			
附属 明細書		2014年		2013年	
		(千インド・ ルピー)	(千円)	(千インド・ ルピー)	(千円)
資本及び負債					
資本金	1	11,550,446	21,830,343	11,536,362	21,803,724
未行使従業員ストック・オプション		65,744	124,256	44,835	84,738
準備金及び剰余金	2	752,682,333	1,422,569,609	676,042,933	1,277,721,143
少数株主持分	2A	20,107,641	38,003,441	17,057,595	32,238,855
預金	3	3,595,126,823	6,794,789,695	3,147,705,357	5,949,163,125
借入金	4	1,835,420,690	3,468,945,104	1,728,882,194	3,267,587,347
保険契約債務		749,265,060	1,416,110,963	689,105,371	1,302,409,151
その他の負債及び引当金	5	511,038,033	965,861,882	477,842,496	903,122,317
資本及び負債合計		7,475,256,770	14,128,235,295	6,748,217,143	12,754,130,400
資産					
現金及びインド準備銀行預け金	6	220,969,309	417,631,994	193,062,020	364,887,218
銀行預け金及び短期貸付金	7	261,612,955	494,448,485	300,646,550	568,221,980
投資	8	2,676,094,407	5,057,818,429	2,556,666,786	4,832,100,226
貸付金	9	3,873,417,806	7,320,759,653	3,299,741,265	6,236,510,991
固定資産	10	55,068,300	104,079,087	54,734,587	103,448,369
その他の資産	11	388,093,993	733,497,647	343,365,935	648,961,617
資産合計		7,475,256,770	14,128,235,295	6,748,217,143	12,754,130,400
偶発債務	12	9,141,257,961	17,276,977,546	9,139,712,204	17,274,056,066
代金取り立て手形		136,798,982	258,550,076	124,534,781	235,370,736
重要な会計方針及び財務諸表注記	17及び18				

上記に言及されている附属明細書は、貸借対照表の不可欠な一部を構成する。

連結損益計算書

		3月31日に終了した事業年度					
		2014年		2013年		2012年	
附属 明細書		(千インド・ ルピー)	(千円)	(千インド・ ルピー)	(千円)	(千インド・ ルピー)	(千円)
I. 収益							
受取利息	13	494,792,476	935,157,780	448,845,894	848,318,740	379,948,587	718,102,829
その他の収益	14	300,846,072	568,599,076	293,198,074	554,144,360	286,634,177	541,738,595
収益合計		795,638,548	1,503,756,856	742,043,968	1,402,463,100	666,582,764	1,259,841,424
II. 費用							
支払利息	15	297,106,119	561,530,565	282,854,093	534,594,236	250,132,455	472,750,340
営業費用	16	306,663,585	579,594,176	302,070,495	570,913,236	295,520,458	558,533,666
引当金及び偶発債務（附属明細 書18.7参照）		75,097,674	141,934,604	55,820,531	105,500,804	41,553,508	78,536,130
費用合計		678,867,378	1,283,059,344	640,745,119	1,211,008,275	587,206,421	1,109,820,136
III. 利益／損失							
当期純利益		116,771,170	220,697,511	101,298,849	191,454,825	79,376,343	150,021,288
控除：少数株主持分		6,357,506	12,015,686	5,262,724	9,946,548	2,946,988	5,569,807
少数株主持分控除後当期純利益		110,413,664	208,681,825	96,036,125	181,508,276	76,429,355	144,451,481
繰越利益／（損失）		103,294,625	195,226,841	68,048,685	128,612,015	40,077,613	75,746,689
利益／（損失）合計		213,708,289	403,908,666	164,084,810	310,120,291	116,506,968	220,198,170
IV. 利益処分／振替							
法定準備金への振替		24,530,000	46,361,700	20,820,000	39,349,800	16,170,000	30,561,300
積立金への振替		46,146	87,216	27,775	52,495	10,665	20,157
資本準備金への振替		760,000	1,436,400	330,000	623,700	380,000	718,200
投資準備金勘定への／（から の）振替		1,270,000	2,400,300	-	-	-	-
特別準備金への振替		9,446,000	17,852,940	8,041,000	15,197,490	7,020,000	13,267,800
収益及びその他準備金への振替		1,992,076	3,765,024	4,556,213	8,611,243	1,877,920	3,549,269
当事業年度中に支払われた前期 分配当（配当税を含む）		(539,685)	(1,020,005)	2,491	4,708	4,284	8,097
普通株式配当案		26,562,812	50,203,715	23,072,271	43,606,592	19,020,400	35,948,556
優先株式配当案		35	66	35	66	35	66
配当税		4,165,357	7,872,525	3,940,400	7,447,356	3,257,185	6,156,080
貸借対照表への繰越残高		145,475,548	274,948,786	103,294,625	195,226,841	68,766,479	129,968,645
合計		213,708,289	403,908,666	164,084,810	310,120,291	116,506,968	220,198,170
重要な会計方針及び財務諸表注 記	17 及び18						
一株当たり利益							
（附属明細書18.1参照）							
基本的（単位：インド・ルピー 及び円）		95.65	180.78	83.29	157.42	66.33	125.36
希薄化後（単位：インド・ル ピー及び円）		95.14	179.81	82.84	156.57	66.06	124.85
一株当たり額面価額（単位：イ ンド・ルピー及び円）		10.00	18.90	10.00	18.90	10.00	18.90

上記に言及されている附属明細書は、損益計算書の不可欠な一部を構成する。

連結キャッシュ・フロー計算書

	3月31日に終了した事業年度					
	2014年		2013年		2012年	
	(千インド・ルピー)	(千円)	(千インド・ルピー)	(千円)	(千インド・ルピー)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー						
税引前当期純利益	156,508,688	295,801,420	130,904,932	247,410,321	103,919,499	196,407,853
修正：						
減価償却費及び償却費	8,418,401	15,910,778	7,309,535	13,815,021	7,546,097	14,262,123
投資評価損(益)、純額	(704,719)	(1,331,919)	4,964,954	9,383,763	7,773,019	14,691,006
不良資産に対する引当金	24,818,320	46,906,625	15,513,824	29,321,127	10,510,044	19,863,983
正常資産に対する慎重な引当金	1,591,953	3,008,791	1,349,872	2,551,258	279,057	527,418
偶発債務及びその他に対する引当金	963,597	1,821,198	2,370,283	4,479,835	2,100,543	3,970,026
固定資産売却(利益)/損失	(1,352,001)	(2,555,282)	(339,276)	(641,232)	37,180	70,270
従業員ストック・オプション付与	120,371	227,501	98,647	186,443	93,240	176,224
(i) 190,364,610	359,789,113	162,172,771	306,506,537	132,258,679	249,968,903	
修正：						
投資の(増加)/減少	49,187,517	92,964,407	53,888,779	101,849,792	(126,076,483)	(238,284,553)
貸付金の(増加)/減少	(573,005,899)	(1,082,981,149)	(394,857,560)	(746,280,788)	(335,829,069)	(634,716,940)
預金の増加/(減少)	447,421,466	845,626,571	328,200,621	620,299,174	228,444,687	431,760,458
その他の資産の(増加)/減少	(58,988,442)	(111,488,155)	19,276,308	36,432,222	(24,703,198)	(46,689,044)
その他の負債及び引当金の増加/(減少)	58,968,410	111,450,295	43,960,881	83,086,065	83,850,256	158,476,984
(ii) (76,416,948)	(144,428,032)	50,469,029	95,386,465	(174,313,807)	(329,453,095)	
直接法人税等還付額/(支払額)	(46,299,744)	(87,506,516)	(37,702,018)	(71,256,814)	(26,082,984)	(49,296,840)
(iii) (46,299,744)	(87,506,516)	(37,702,018)	(71,256,814)	(26,082,984)	(49,296,840)	
営業活動から生じた/(使用した)正味資金((i)+(ii)+(iii)) (A)	67,647,918	127,854,565	174,939,782	330,636,188	(68,138,112)	(128,781,032)
投資活動によるキャッシュ・フロー						
固定資産の取得	(8,373,656)	(15,826,210)	(6,249,292)	(11,811,162)	(6,054,398)	(11,442,812)
固定資産の売却代金	2,051,182	3,876,734	700,038	1,323,072	180,758	341,633
満期保有目的有価証券の(取得)/売却	(160,353,177)	(303,067,505)	(185,928,901)	(351,405,623)	(206,755,330)	(390,767,574)
投資活動に使用した正味資金 (B)	(166,675,651)	(315,016,980)	(191,478,155)	(361,893,713)	(212,628,970)	(401,868,753)
財務活動によるキャッシュ・フロー						
株式発行代金(従業員ストック・オプション制度を含む)	761,818	1,439,836	447,515	845,803	591,128	1,117,232
借入金の純受取額/(返済額)	105,001,542	198,452,914	114,579,019	216,554,346	312,815,320	591,220,955
配当金及び配当税支払額	(27,040,480)	(51,106,507)	(22,194,629)	(41,947,849)	(19,013,434)	(35,935,390)
財務活動から生じた正味資金(C)	78,722,880	148,786,243	92,831,905	175,452,300	294,393,014	556,402,796
為替変動の換算準備金に及ぼす影響額(D)	9,178,547	17,347,454	5,852,155	11,060,573	4,084,332	7,719,387
現金及び現金同等物の増加/(減少)、純額(A)+(B)+(C)+(D)	(11,126,306)	(21,028,718)	82,145,687	155,255,348	17,710,264	33,472,399
期首現在の現金及び現金同等物	493,708,570	933,109,197	411,562,883	777,853,849	393,852,619	744,381,450
期末日現在の現金及び現金同等物	482,582,264	912,080,479	493,708,570	933,109,197	411,562,883	777,853,849

重要な会計方針及び財務諸表注記（附属明細書17及び18を参照）。

附属明細書17「重要な会計方針」の項目12を参照。

上記に言及されている附属明細書は、貸借対照表の不可欠な一部を構成する。

[次へ](#)

連結貸借対照表の一部を構成する附属明細書

附属明細書 1－ 資本金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
授權株式		
普通株式（額面10インド・ルピー）：1,275,000,000株		
[2013年3月31日現在：（額面10インド・ルピー）1,275,000,000株]	12,750,000	12,750,000
株式（額面100インド・ルピー）：15,000,000株		
[2013年3月31日現在：（額面100インド・ルピー）15,000,000株] ¹	1,500,000	1,500,000
優先株式（額面10百万インド・ルピー）：350株		
[2013年3月31日現在：（額面10百万インド・ルピー）350株] ²	3,500,000	3,500,000
普通株式		
発行済、払込資本		
普通株式（額面10インド・ルピー）：1,153,581,715株[2013年3月31日現在：		
（額面10インド・ルピー）1,152,714,442株]	11,535,817	11,527,144
追加：従業員ストック・オプションの行使によって発行された全額払込済普通株		
式1,405,540株（額面10インド・ルピー）[2013年3月31日現在：867,273株]	14,055	8,673
控除：普通株式154,486株の権利失効（額面10インド・ルピー）[2013年3月31日		
現在：なし]	1,545	—
	11,548,327	11,535,817
控除：株式コール未払金	—	(225)
追加：普通株式266,089株の権利失効（額面10インド・ルピー）[2013年3月31日現		
在：111,603株]	2,119	770
資本金合計	11,550,446	11,536,362

- これらの株式の種類及び権利、特権、条件又は制限は、当行が定款及びその期間に適用されている法律に従って決定するものである。
- インド準備銀行回覧通知書に基づき、発行済、払込済優先株式は附属明細書4「借入金」において分類されている。

附属明細書 2－ 準備金及び剰余金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
I. 法定準備金		
期首残高	110,736,519	89,916,519
当事業年度中の増加	24,530,000	20,820,000
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	135,266,519	110,736,519
II. 特別準備金		
期首残高	48,612,700	40,571,700
当事業年度中の増加	9,446,000	8,041,000
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	58,058,700	48,612,700
III. 資本剰余金		
期首残高	314,492,354	313,975,852
当事業年度中の増加 ¹	1,045,396	516,502
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	315,537,750	314,492,354
IV. 投資準備金勘定		
期首残高	-	-
当事業年度中の増加	1,270,000	-
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	1,270,000	-
V. 未実現投資準備金 ²		
期首残高	36,240	85,451
当事業年度中の増加	86,956	12,400
当事業年度中の減少	89,096	61,611
期末残高	34,100	36,240
VI. 資本準備金		
期首残高	22,417,857	22,087,857
当事業年度中の増加 ³	760,000	330,000
当事業年度中の減少	1,466	-
期末残高 ⁴	23,176,391	22,417,857
VII. 外貨換算準備金		
期首残高	16,254,689	10,402,534
当事業年度中の増加	11,400,999	5,852,155
当事業年度中の減少 ⁵	2,222,453	-
期末残高	25,433,235	16,254,689
VIII. 積立金		
期首残高	49,719	21,944
当事業年度中の増加 ⁶	46,146	27,775
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	95,865	49,719

(単位：千インド・ルピー)

IX. 収益及びその他準備金

期首残高

当事業年度中の増加

当事業年度中の減少⁷期末残高^{8,9}

3月31日現在	
2014年	2013年
60,148,230	56,102,881
2,705,653	6,166,874
14,519,658	2,121,525
48,334,225	60,148,230
145,475,548	103,294,625
752,682,333	676,042,933

X. 損益計算書残高

準備金及び剰余金合計

1. 従業員ストック・オプションの行使による731.7百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：435.1百万インド・ルピー）を含む。
2. ベンチャー・キャピタル・ファンドの投資に関する未実現利益／（損失）を表す。
3. 満期保有区分の投資の売却に係る利益（税引後）に対する当行の利益処分及び法定準備金への振替を含む。また、土地及び建物の売却に係る利益（税引後）に対する利益処分並びに法定準備金への振替も含む。
4. 連結上の資本準備金80.7百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：82.2百万インド・ルピー）を含む。
5. 海外支店からの利益剰余金の回収における為替差益を表す。
6. スリランカ支店に適用される規制に準拠した、積立金及び投資ファンド勘定に対する充当を含む。
7. 2013年12月20日付のインド準備銀行回覧通知書に準拠して、2013年3月31日現在におけるICICIバンクの特別準備金残高に対する繰延税金負債を設定するために充当された金額を含む。
8. ICICIバンクUKビーエルシーの「売却可能」に分類された投資に関する未実現利益／（損失）（税引後）(550.6)百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：(882.9)百万インド・ルピー）を含む。
9. 主に生命保険子会社の失効契約に関連する制限付準備金1,489.7百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：2,453.0百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書2A— 少数株主持分

(単位：千インド・ルピー)

少数株主持分期首残高

当事業年度中の増加/（減少）

少数株主持分期末残高

3月31日現在	
2014年	2013年
17,057,595	14,277,247
3,050,046	2,780,348
20,107,641	17,057,595

附属明細書 3－ 預金

(単位：千インド・ルピー)

A. I. 要求払い預金

i)銀行

ii)その他

II. 普通預金

III. 定期預金

i)銀行

ii)その他

預金合計

B. I. インド国内の支店の預金

II. インド国外の支店／子会社の預金

預金合計

3月31日現在	
2014年	2013年
25,111,999	20,192,733
418,534,442	359,512,610
1,078,310,338	921,659,854
102,299,809	117,888,455
1,970,870,235	1,728,451,705
3,595,126,823	3,147,705,357
3,154,088,437	2,743,209,597
441,038,386	404,495,760
3,595,126,823	3,147,705,357

附属明細書４－ 借入金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
I. インド国内における借入金		
i) インド準備銀行	111,388,500	171,688,500
ii) その他の銀行	29,736,455	55,276,764
iii) その他の機関		
a) インド政府	-	-
b) 金融機関	113,976,226	96,037,351
iv) 以下の形式での借入金		
a) 預金	3,382,761	3,815,378
b) コマーシャル・ペーパー	10,324,543	6,093,554
c) 債券及び社債（劣後債を除く）	37,217,701	39,645,665
v) 申込金／債券	-	-
vi) 資本商品		
a) 革新的永久債（IPDI）（ティア1資本として適格）	13,010,000	13,010,000
b) 債券／社債として発行された複合負債性資本商品（上位ティア2資本として適格）	98,166,998	98,174,210
c) 償還可能非累積型優先株式（RNCPS）（2018年4月20日に額面価額で償還可能な、合併時に旧ICICIリミテッド優先株式保有者に対して発行された額面10百万インド・ルピーの償還可能非累積型優先株式 350 RNCPS）	3,500,000	3,500,000
d) 無担保償還可能社債／債券（ティア2資本に含まれる劣後債）	222,079,732	223,261,041
インド国内における借入金合計	642,782,916	710,502,463
II. インド国外における借入金		
i) 資本商品		
a) 革新的永久債（IPDI）（ティア1資本として適格）	20,336,164	18,413,008
b) 債券／社債として発行された複合負債性資本商品（上位ティア2資本として適格）	58,918,180	53,348,947
c) 無担保償還可能社債／債券（ティア2資本に含まれる劣後債）	8,939,380	12,224,275
ii) 債券及びノート	394,138,872	315,107,768
iii) その他の借入金 ¹	710,305,178	619,285,733
インド国外における借入金合計	1,192,637,774	1,018,379,731
借入金合計	1,835,420,690	1,728,882,194

1. インド政府が保証した借入金16,353.2百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：15,815.0百万インド・ルピー）相当額を含む。
2. 上記I及びIIの担保付借入金は、「担保付借入金及び貸付債務」に分類される借入金、銀行及び金融機関との市場買戻条件付取引に係る借入金及び流動性調整枠に基づく取引に係る借入金を除く115,542.2百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：106,283.5百万インド・ルピー）である。

附属明細書５－ その他の負債及び引当金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
I. 支払手形	52,159,029	43,210,852
II. 本支店間調整額（純額）	-	1,347,187
III. 未払利息	41,744,784	32,556,410
IV. 雑債務	150,222,220	164,667,776
V. 正常資産に対する引当金	21,443,762	19,095,238
VI. その他 ¹	245,468,238	216,965,033
その他の負債及び引当金合計	511,038,033	477,842,496

1. 以下を含む。

- a) 配当案26,562.8百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：23,072.3百万インド・ルピー）
b) 未払配当税3,057.0百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：3,308.7百万インド・ルピー）

附属明細書６－ 現金及びインド準備銀行預け金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
I. 手許現金（外貨建ノートを含む）	54,574,229	49,292,687
II. インド準備銀行当座預金残高	166,395,080	143,769,333
現金及びインド準備銀行預け金合計	220,969,309	193,062,020

附属明細書７－ 銀行預け金及び短期貸付金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
I. インド国内		
i) 銀行預け金		
a) 当座預金	5,042,179	4,294,956
b) その他の預金	17,778,091	63,975,193
ii) 短期貸付金		
a) 銀行	4,793,200	53,000,000
b) その他の機関	4,668,011	1,944,203
合計	32,281,481	123,214,352
II. インド国外		
i) 当座預金	92,533,334	55,358,220
ii) その他の預金	44,572,426	87,295,053
iii) 短期貸付金	92,225,714	34,778,925
合計	229,331,474	177,432,198
銀行預け金及び短期貸付金合計	261,612,955	300,646,550

附属明細書 8－投資

	3月31日現在	
	2014年	2013年
(単位：千インド・ルピー)		
I. インド国内における投資（引当金控除後）		
i) 国債	1,147,471,623	1,097,604,436
ii) その他の適格有価証券	-	-
iii) 株式（普通株式及び優先株式を含む） ¹	55,717,884	51,197,259
iv) 社債及び債券	226,406,803	264,433,133
v) 生命保険事業に関連した負債を補填するために保有している資産	603,104,321	575,208,274
vi) その他（コマーシャル・ペーパー、ミューチュアル・ファンド・ユニット、パス・スルー証券、有価証券受領書、譲渡性預金証券、農業基盤開発資金預託金及びその他関連投資）	573,456,669	472,423,718
インド国内における投資合計	2,606,157,300	2,460,866,820
II. インド国外における投資（引当金控除後）		
i) 国債	42,362,035	48,086,185
ii) その他（普通株式、債券及び譲渡性預金証券）	27,575,072	47,713,781
インド国外における投資合計	69,937,107	95,799,966
投資合計	2,676,094,407	2,556,666,786
III. インド国内における投資		
投資の総価値 ²	2,621,061,870	2,485,525,836
控除：引当金／評価損（益）の合計	14,904,570	24,659,016
正味投資	2,606,157,300	2,460,866,820
IV. インド国外における投資		
投資の総価値	70,663,959	95,528,312
控除：引当金／評価損（益）の合計	726,852	(271,654)
正味投資	69,937,107	95,799,966
投資合計	2,676,094,407	2,556,666,786

1. 関連会社投資の取得原価1,443.5百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：1,443.5百万インド・ルピー）を含む。
2. 生命保険事業に関連した負債を補填するために保有している投資の評価益68,366.6百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：39,321.6百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書 9ー 貸付金（引当金控除後）

		3月31日現在	
(単位：千インド・ルピー)		2014年	2013年
A.	i) 買入及び割引手形	93,042,405	69,689,970
	ii) 当座貸し、当座貸越及び要求払い貸付金	556,270,075	455,660,112
	iii) ターム・ローン	3,224,105,326	2,774,391,183
貸付金合計		3,873,417,806	3,299,741,265
B.	i) 有形固定資産による担保付（帳簿上の債務に対する貸付金を含む）	3,215,667,074	2,777,704,336
	ii) 銀行／政府による保証付	41,650,261	22,221,201
	iii) 無担保	616,100,471	499,815,728
貸付金合計		3,873,417,806	3,299,741,265
C.	I. インド国内における貸付金		
	i) 優先部門	645,514,532	593,479,333
	ii) 公共部門	27,754,783	13,438,496
	iii) 銀行	287,641	187,857
	iv) その他	1,872,438,122	1,613,882,876
インド国内における貸付金合計		2,545,995,078	2,220,988,562
	II. インド国外における貸付金		
	i) 銀行貸付金	10,859,099	17,492,429
	ii) その他への預け金		
	a) 買入及び割引手形	37,002,621	21,068,811
	b) シンジケート・ローン及びターム・ローン	974,022,428	885,757,203
	c) その他	305,538,580	154,434,260
インド国外における貸付金合計		1,327,422,728	1,078,752,703
貸付金合計		3,873,417,806	3,299,741,265

附属明細書10ー 固定資産

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
I. 建物		
前年の3月31日現在の取得原価	47,180,039	46,967,168
当事業年度中の増加額	1,697,914	1,710,528
当事業年度中の減少額	(948,519)	(1,497,657)
3月31日までの減価償却 ¹	(11,149,408)	(9,896,489)
正味残高²	36,780,026	37,283,550
II. その他固定資産（器具及び備品を含む）		
前年の3月31日現在の取得原価	47,651,424	45,135,661
当事業年度中の増加額	6,357,365	5,449,314
当事業年度中の減少額	(3,207,297)	(2,933,551)
3月31日までの減価償却 ³	(34,846,830)	(32,548,701)
正味残高	15,954,662	15,102,723
III. リースにより提供された資産		
前年の3月31日現在の取得原価	17,509,544	17,509,544
当事業年度中の増加額	-	-
当事業年度中の減少額	(210,000)	-
3月31日までの減価償却、リース調整累計額及び引当金 ⁴	(14,965,932)	(15,161,230)
正味残高	2,333,612	2,348,314
固定資産合計	55,068,300	54,734,587

1. 減価償却費用1,607.5百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：1,638.8百万インド・ルピー）を含む。
2. 当行の売却目的保有資産12.7百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：なし）を含む。
3. 減価償却費用5,268.2百万インド・ルピー（2013年3月31日：4,590.9百万インド・ルピー）を含む。
4. 減価償却費用／リース調整317.0百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：328.2百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書11ー その他の資産

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
I. 本支店間調整額（正味）	1,816,918	-
II. 未払利息	58,486,747	55,093,457
III. 前払税金／源泉徴収税（正味）	45,492,908	41,873,082
IV. 事務用品及び印紙	2,995	10,045
V. 抵当権実行を目的として取得した非銀行資産¹	850,871	576,833
VI. 固定資産に関する貸付金	1,189,102	1,358,102
VII. 預金	13,352,863	12,256,273
VIII. 繰延税金資産（正味）²	9,297,824	26,805,959
IX. その他³	257,603,765	205,392,184
その他の資産合計	388,093,993	343,365,935

1. 抵当権実行を目的として取得し、当行の名義に変更中の特定の非銀行資産を含む。
2. 2014年3月31日現在、2013年12月20日付のインド準備銀行回覧通知書に準拠して、2013年3月31日現在の特別準備金残高に対する繰延税金負債（正味）14,192.3百万インド・ルピーが設定され、また2014年3月31日に終了する事業年度において、3,042.6百万インド・ルピーが特別準備金に振替えられた。
3. 連結上ののれん1,432.3百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：1,432.3百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書12ー 偶発債務

	3月31日現在	
	2014年	2013年
(単位：千インド・ルピー)		
I. 負債として認められていない当グループに対する支払請求	47,940,741	53,721,418
II. 一部支払済み投資に関する債務	65,787	128,050
III. 未履行為替予約による債務 ¹	2,856,365,473	2,984,263,552
IV. 構成要素別保証		
a) インド国内	759,742,814	718,450,966
b) インド国外	274,562,600	235,173,947
V. 支払承諾、裏書及びその他の債務	506,296,301	623,110,066
VI. 通貨スワップ ¹	615,713,817	563,086,874
VII. 金利スワップ、通貨オプション及び金利先物 ¹	4,040,069,738	3,924,345,424
VIII. 当グループが偶発的に債務を負っているその他の項目	40,500,690	37,431,907
偶発債務合計	9,141,257,961	9,139,712,204

1. 想定元本を表す。

附属明細書13ー 受取利息

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：千インド・ルピー)			
I. 貸付金／手形に係る利息／割引	337,208,794	295,624,597	246,201,222
II. 投資収益	142,448,360	133,188,599	113,762,938
III. インド準備銀行預け金及びその他の銀行間資金に係る利息	4,276,997	7,566,271	7,005,946
IV. その他 ^{1、2}	10,858,325	12,466,427	12,978,481
受取利息合計	494,792,476	448,845,894	379,948,587

- 法人所得税還付に係る利息1,991.6百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：2,704.0百万インド・ルピー、2012年3月31日現在：846.4百万インド・ルピー）を含む。
- 非トレーディング金利スワップ及び為替スワップに係る利息及びプレミアム償却額を含む。

附属明細書14ー その他の収益

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：千インド・ルピー)			
I. 手数料、為替及び取引手数料	73,240,952	62,767,457	63,154,629
II. 投資の売却利益／（損失）（正味）	7,534,232	10,291,501	6,510,262
III. 投資の再評価に係る利益／（損失）（正味）	3,637,251	(1,148,007)	(3,776,816)
IV. 土地、建物及びその他の資産の売却利益／（損失）（正味） ¹	1,352,001	339,276	(37,180)
V. 外国為替取引に係る利益／（損失）（正味） ²	20,206,580	14,850,316	14,174,661
VI. 保険事業からの保険料収益及びその他の営業収益	193,319,150	203,944,026	204,877,907
VII. 雑収益（リース収益を含む） ³	1,555,906	2,153,505	1,730,714
その他の収益合計	300,846,072	293,198,074	286,634,177

- リースに提供された資産の売却に係る利益／（損失）を含む。
- 海外支店からの利益剰余金の回収における利益を含む。
- 関連会社からの利益／（損失）持分43.1百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：65.4百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書15ー 支払利息

(単位：千インド・ルピー)

I. 預金利息	
II. インド準備銀行／銀行間借入金に係る利息	
III. その他（旧ICICIリミテッドの借入金に係る利息を含む）	
支払利息合計	

3月31日に終了した年度		
2014年	2013年	2012年
184,190,198	175,836,375	152,730,907
25,068,313	23,598,608	19,575,112
87,847,608	83,419,110	77,826,436
297,106,119	282,854,093	250,132,455

附属明細書16ー 営業費用

(単位：千インド・ルピー)

I. 従業員に関する支払額及び引当金	
II. 賃借料、税金及び電気料	
III. 印刷費及び事務用品	
IV. 広告宣伝費	
V. 固定資産に関する減価償却費	
VI. リース資産に関する減価償却（リース均等化を含む）	
VII. 取締役報酬、引当金及び費用	
VIII. 監査報酬及び費用	
IX. 訴訟費用	
X. 郵便料金、電報料金、電話料金等	
XI. 修繕費及び保守点検費	
XII. 保険料	
XIII. 直接販売代理店費用	
XIV. 保険事業に関する支払保険金及び給付金	
XV. 保険事業に関するその他の費用 ¹	
XVI. その他の支出	
営業費用合計	

3月31日に終了した年度		
2014年	2013年	2012年
59,687,936	56,290,867	51,012,713
11,038,531	9,975,234	9,413,874
1,778,796	1,505,995	1,407,335
5,874,819	5,544,774	4,264,149
6,875,673	5,926,565	6,291,795
316,981	328,220	422,579
48,938	41,630	36,126
210,218	167,191	159,975
1,229,598	1,222,079	842,420
3,690,741	3,211,547	2,881,332
8,540,177	7,756,885	6,705,334
2,740,339	2,080,482	2,131,595
6,755,921	3,992,592	2,573,896
44,708,877	43,170,439	39,449,052
117,657,935	130,346,902	139,805,254
35,508,105	30,509,093	28,123,029
306,663,585	302,070,495	295,520,458

1. 手数料費用および責任準備金に係る引当金（ユニット・リンク保険契約における保険料の投資可能部分を含む。）を含む。

連結財務諸表の一部を構成する附属明細書 附属明細書17－重要な会計方針

概要

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド並びにその子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社（以下総称して「当グループ」という。）は、多角化した金融サービス・グループであり、コマーシャル・バンキング、リテール・バンキング、プロジェクト及びコーポレート・ファイナンス、運転資金供与、保険、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ、投資銀行、仲介及びトレジャリー商品並びにサービスを含むさまざまな銀行・金融サービスを提供している。

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド（以下「当行」という。）はインドのパドダラに設立され、1949年銀行規制法で規制されている公開された銀行である。

連結原則

連結財務諸表は、ICICIバンク、子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーの財務情報を含んでいる。

当行が、議決権の50.00%超を直接もしくは子会社及びその他の連結事業体を通じて、間接的に所有するか、又は取締役会／統治組織の構成に対し支配力を行使している事業体は、AS第21号の規定に基づいて項目ごとに完全に連結される。当行が重要な影響力を行使することができる事業体への投資は、持分法で会計処理されており、持分損益については連結損益計算書に計上されている。共同支配会社の資産、負債、収益及び費用は、比例連結法を用いて連結されている。比例連結法に基づき、共同支配会社の資産、負債、収益及び費用のうち当行の持分は、連結財務諸表上の個別項目に報告されている。当行は、重要な影響／支配が一時的なものであると予定される場合、又は資金を親会社／投資会社へ移す能力を損なう厳格な長期的制限に基づき運営されている事業体の場合、当該事業体を連結していない。すべての重要な関係会社間残高及び取引は、連結時に相殺消去されている。

作成の基礎

当該連結財務諸表を作成する際に使用される当グループの会計及び報告方針は、インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「インドGAAP」という。）に準拠しており、またインド準備銀行（以下「RBI」という。）、インド証券取引委員会（以下「SEBI」という。）、保険規制開発当局（以下「IRDA」という。）及び国立住宅銀行（以下「NHB」という。）が公表したガイドライン並びにインド会計士協会（以下「ICAI」という。）が公表し2006年会社（会計基準）規則により通知された会計基準（以下「AS」という。）のうち該当するもの、そしてインドにおける銀行業界の一般的慣行にも準拠している。海外子会社の場合には、各海外子会社に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠する。当グループは、別途記載がない限り、発生主義会計及び取得原価主義に従っている。子会社又はジョイント・ベンチャーが採用している会計方針と当行が採用している会計方針が異なる場合それぞれの会計方針で開示されている。

連結財務諸表の作成に当たり経営陣は、連結財務諸表日における資産・負債（偶発債務を含む）の報告金額及び報告期間の収益と費用の報告金額に関する見積りと仮定を行うことが求められている。経営陣は当該連結財務諸表の作成に使用された見積りは、慎重に行われた妥当なものであると確信している。将来の結果は、これらの見積りとは異なる可能性がある。

当該連結財務諸表には、当行に加え、以下の会社の業績が含まれる。

番号	会社名	設立国	関連性	業種	所有持分
1	ICICIバンク UK ピーエルシー	英国	子会社	銀行業務	100.00%
2	ICICIバンク・カナダ	カナダ	子会社	銀行業務	100.00%
3	ICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライア ビリティ・カンパニー	ロシア	子会社	銀行業務	100.00%
4	ICICIセキュリティーズ・リミテッド	インド	子会社	証券仲介業務及びマーチャン ト・バンキング業務	100.00%
5	ICICIセキュリティーズ・ホールディングズ・イン ク	米国	子会社	持株会社	100.00%
6	ICICIセキュリティーズ・インク	米国	子会社	証券仲介業務	100.00%
7	ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディー ラーシップ・リミテッド	インド	子会社	証券投資、トレーディング及 び引受業務	100.00%
8	ICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カン パニー・リミテッド	インド	子会社	プライベート・エクイティ／ ベンチャー・キャピタル・ ファンド管理	100.00%
9	ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミ テッド	インド	子会社	住宅金融	100.00%
10	ICICIトラスティーシップ・サービズ・リミ テッド	インド	子会社	信託サービス	100.00%
11	ICICIインベストメント・マネジメント・カンパ ニー・リミテッド	インド	子会社	資産管理	100.00%
12	ICICIインターナショナル・リミテッド	モーリシャス	子会社	資産管理	100.00%
13	ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンド・ マネジメント・カンパニー・リミテッド ¹	インド	子会社	年金基金管理	100.00%
14	ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	生命保険業務	73.84%
15	ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	損害保険業務	73.22%
16	ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメン ト・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	資産運用会社	51.00%
17	ICICIプルデンシャル・トラスト・リミテッド	インド	子会社	受託会社	50.80%
18	ICICIエクイティ・ファンド	インド	AS21号により連結	非登録ベンチャー・キャピタ ル・ファンド	100.00%
19	ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファ ンド	インド	AS21号により連結	非登録ベンチャー・キャピタ ル・ファンド	100.00%
20	ICICIキンフラ・リミテッド	インド	AS21号により連結	インフラ開発コンサルティン グ	76.00%
21	アイ・ヴェン・パイオテック・リミテッド	インド	AS21号により連結	パイオテクノロジーの研究開 発への投資	100.00%
22	FINOペイテック・リミテッド ²	インド	関連会社	包括的な金融支援サービス	27.11%
23	アイ・プロセス・サービズ（インディア）プ ライベート・リミテッド ²	インド	関連会社	バックエンド業務関連サービ ス	19.00%
24	NIITインスティテュート・オブ・ファイナン ス・バンキング・アンド・インシュアランス・ トレーニング・リミテッド ²	インド	関連会社	銀行及び金融業務の教育訓練	18.79%
25	ICICIマーチャント・サービズ・プライバー ト・リミテッド ²	インド	関連会社	マーチャント・サービシング 業務	19.00%
26	メワール・アンチャリク・グラミン・バンク ²	インド	関連会社	銀行業	35.00%
27	インディア・インフラデット・リミテッド ²	インド	関連会社	インフラの資金調達	31.00%

1. ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドはICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの完全子会社である。
2. これらの会社はAS第23号「連結財務諸表における関連会社に対する投資の会計処理」に基づき持分法に従って会計処理されている。
3. 2013年9月30日に終了した3ヶ月間に、TCW／ICICIインベストメント・パートナーズ・リミテッドは共同支配会社ではなくなったため、AS第27号に基づく比例連結での会計処理は行われていない。
4. 2013年12月31日に終了した3ヶ月間に、ICICIベンチャー・バリュー・ファンドは連結対象会社ではなくなったため、連結されていない。
5. 2014年3月31日に終了した3ヶ月間に、ICICIエコ・ネット・インターネット・アンド・テクノロジー・ファンド及びICICIエマージング・セクターズ・ファンドならびにレインボー・ファンドは連結対象会社ではなくなったため、連結されていない。

コム・トレード・サービズ・リミテッドへの投資は一時的なものであるため、AS第21号に基づき、同社の財務諸表は連結されていない。当グループが普通株式の26.70%の持分を保有する3i インフォテック・リミテッド（以下「3i インフォテック」という。）は、2014年3月31日現在、AS第23号に基づき持分法で会計処理されていない。これは、3i インフォテックの再編の取決めによる厳格な長期的制限のために、3i インフォテックの資金を投資家に移転する能力が損なわれていることと、当グループが近い将来に3i インフォテックの持分を20.0%以下に削減するという継続した意向をもっているためである。

重要な会計方針

1. 外貨取引

当グループの連結財務諸表は、インドの通貨であるインド・ルピーで報告されている。外貨建て収益及び費用は、以下のとおり換算されている。

- ・ 国内事業の場合、取引日の為替レートで換算され、換算差損益は損益勘定に計上される。
- ・ 統合海外事業の場合、日々の最終為替レートで換算され、換算差損益は損益勘定に計上される。統合海外事業は、報告会社の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店のうち、報告会社とは異なる国を本拠地としている、又は報告会社とは異なる国において業務を行っているが、報告会社の重要な一部を構成しているものである。
- ・ 非統合海外事業の場合、四半期平均最終為替レートで換算され、換算差損益は外貨換算準備金として会計処理される。

国内事業及び統合海外事業の外貨建て貨幣性資産及び負債は、インド外国為替業協会（以下「FEDAI」という。）により通知される貸借対照表日の最終為替レートで換算され、換算差損益は損益勘定に含められる。

非統合海外事業の外貨建て貨幣性資産及び負債並びに非貨幣性資産及び負債は、FEDAIにより通知される貸借対照表日の最終為替レートで換算され、換算差損益は、非統合海外事業への純投資が処分されるまで、外貨換算準備金に累計される。非統合海外事業の処分／一部の処分において、当該事業に関連する外貨換算準備金に累計された換算差額の累計額／比例額は、処分に係る損益が認識された同期間の損益として認識される。

取引の決済日に必要な、又は利用可能な報告通貨の金額を確定するために締結された国内事業における為替予約から生じるプレミアム又はディスカウントは契約期間にわたり償却される。その他の為替予約はすべて、特定の期限に関してFEDAIから通知される為替レートに基づき再評価され、期限の間に期日の到来する契約に関しては直線補間レートで再評価される。期限がより長期にわたり、為替レートがFEDAIにより通知されない契約は、各通貨のスワップ・カーブが示す先物為替レートに基づき再評価される。換算差損益は、損益勘定に認識される。

外貨建ての保証、裏書及びその他の債務による偶発債務は、FEDAIから通知された貸借対照表日の為替レートの終値を用いて開示されている。

2. 収益認識

- ・ 受取利息は発生主義で損益計算書に認識される。ただし、不良資産（以下「NPA」という。）については、RBI／NHB／その他適用されるガイドラインの収益認識及び資産区分基準に従って実現時に認識される。
- ・ ファイナンス・リースからの収益は、当初リース期間にわたり、そのリースの正味投資残高に対して計算上の金利を適用することによって計算される。2001年4月1日より前に締結されたファイナンス・リースはICAIが発行したリース会計に係るガイダンス・ノートにより会計処理されている。2001年4月1日以降に締結されたファイナンス・リースは会計基準第19号「リース」により会計処理されている。
- ・ 割引金融商品に関する収益は、その商品の有効期間にわたって認識される。
- ・ 配当収益は、配当を受取る権利が確立したときに発生主義で会計処理される。
- ・ 貸付金処理手数料は支払期日が到来した時点で会計処理される。ただし、海外銀行子会社の場合、貸付期間にわたって償却される。
- ・ プロジェクト評価／構築手数料は合意されたサービスの完了時に会計処理される。
- ・ アレンジャー手数料はアレンジメント／シンジケーションの大部分が完了した時に収益として会計処理される。
- ・ 発行した保証に係る受取手数料は保証期間にわたって定額法で償却される。
- ・ ファンド管理及びポートフォリオ管理手数料は発生主義で認識される。
- ・ その他の手数料はすべて、支払期日が到来した時点で会計処理される。
- ・ 当行は委託により貴金属関連業務を行っている。顧客から回収した金額と原価との差額は、顧客に販売した時点で会計処理される。当行はまた、貴金属の貸借業務にも従事しており、支払利息／受取利息は発生主義で会計処理される。
- ・ 仲介業務による収益は、取引日において収益として認識される。公募債又はその他の有価証券の発行に関する仲介収益は、流通度合及び顧客との契約条件に基づいて認識される。
- ・ 生命保険料は、契約者との契約期日が到来した時点で収益として認識される。ユニット・リンク保険契約の保険料は、関連ユニットが作成される際に認識される。失効契約に関する保険料は、当該契約が復活した場合に収益として認識される。ユニット・リンク保険契約者が支払う追加保険料は、一時払い保険料とみなされ、関連ユニットが作成される際に収益認識される。ファンド管理費用、保険契約管理費、死差損及びその他の費用を含むユニット・リンク保険契約からの収益は、その保険契約の約款に従って関連ファンドから回収され、期日が到来した時点で認識される。

- ・ 損害保険業務の場合、保険料はリスクの開始時点で契約期間にわたり計上され、割賦保険料については、割賦支払の期日が到来した時点で計上される。経過保険料は、1/365法に基づきその保険契約のリスク期間又は契約期間のいずれか適切な期間にわたって、総額からサービス税を控除した後の金額で収益として認識される。以後の保険料変更に関しては、リスク期間又は契約期間の残存期間にわたって認識される。契約の解約によって生じる保険料収入への調整は、契約が解約された期間に認識される。出再業務に関する手数料は、リスクが出再された期間に収益として認識される。再保険契約に基づく利益配分は、該当する場合は最終利益確定期間に収益として認識され、出再再保険手数料と合算される。
- ・ 損害保険業務の場合、出再に関する保険料は、リスクが開始した期間に認識される。以後の出再保険料の変更は、変更のあった期間に認識される。契約の解約によって生じる再保険料への調整は、契約が解約された期間に認識される。生命保険契約の場合、出再再保険の保険料は、再保険会社との契約条件及び関連する特約に従って、会計処理されている。出再再保険手数料による収益は、出再保険料と相殺される。
- ・ 損害保険業務の場合、保険料不足は、予想保険金請求額及び関連費用並びに維持費用の合計額が責任準備金を上回った時に認識され、会社レベルで算出される。予測保険金請求額は、アポインテッド・アクチュアリーによって計算され、正式に認定される。

3. 株式報酬

下記の当グループの企業は従業員に対してストック・オプションを付与している。

- ・ ICICIバンク・リミテッド
- ・ ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- ・ ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

当行の従業員ストック・オプション制度（以下「制度」という。）は当行及びその子会社の常勤取締役及び従業員に当行の普通株式のオプションを付与している。この制度により従業員は段階的に権利が確定する当行の普通株式を取得するオプションを付与されている。このオプションは特定期間内に行使することができる。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーも従業員に対して各社の普通株式の付与に関する同様のストック・オプション制度を設定している。

当グループは、銀行子会社を除き、本源的価値法を用いて従業員株式報酬制度の会計処理を行っている。報酬費用は、対象株式の公正市場価格が付与日における行使価格を超過した金額として測定され、権利確定期間にわたって償却される。公正市場価格とは、当行の株式が上場されている証券取引所における、オプション付与日の前日の終値であり、通常オプションの付与が承認された取締役会の開催日である。株式が複数の取引所に上場されている場合、該当日において取引高が最も大きかった取引所の終値が使用される。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの場合、株式の公正価値は外部評価報告を基準に決定される。銀行子会社、すなわちICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダは、二項モデルに基づく公正価値法を用いて、ICICIバンクが従業員に付与するオプションの費用を会計処理している。

4. 法人所得税

法人所得税費用は、当グループにより発生した当期税金及び繰延税金費用の合計金額である。当期税金費用及び繰延税金費用は、それぞれ1961年法人所得税法の規定及び会計基準第22号「法人所得税の会計処理」に従って決定される。繰延税金調整は、当事業年度中の繰延税金資産又は負債の変動によるものである。

繰延税金資産及び負債は、課税所得と会計上の当期利益の間の一時差異及び繰越欠損金の影響を考慮して認識される。繰延税金資産及び負債は、貸借対照表日において有効な、あるいは実質的に有効な税率及び税法を用いて測定される。繰延税金資産及び負債の変動による影響は、損益勘定に認識される。

繰延税金資産は合理的な実現可能性に関する経営陣の判断に基づいて各報告日に認識・再評価される。ただし、国内会社で税法に基づく有税償却又は繰越欠損金がある場合、繰延税金資産はかかる資産の実現が実質的に確実である場合にのみ認識される。

連結財務諸表における繰延税金資産及び負債は、個別の会社レベルで算出されたものを連結報告目的で合算している。

5. 支払保険金及び給付金

損害保険業務における既発生の損害は、支払保険金、報告済みの損害に対する未払保険金の見積債務、並びに既発生未報告（以下「IBNR」という。）及び発生しているが十分に報告されていない保険金請求（以下「IBNER」という。）に対する保険金の見積債務で構成されている。さらに、既発生の損害には、調査・法的費用などの特定の損害査定費用及びその他の直接費用も含まれる。保険金（再保険会社／共同保険会社から受領する金額を控除後）は、経営者の見積又は調査会社／保険契約者による見積りに基づき、損害の通告日に各収益勘定に認識される。貸借対照表日現在の未払保険金に対する見積債務は、実現が確実な範囲で、共同保険会社／再保険会社から回収する又は支払う保険金及び被救助財産を控除後の金額が計上される。未払保険金に対する見積債務は、当行が過去の実績／保険数理上の評価に基づき各請求に対して最終的に支払われる可能性のある金額として決定する。これらの見積りは、追加情報が入手されるたびに随時再検証される。IBNR保険金は、当該会計期間中に発生している可能性はあるが報告又は請求されていない保険金額を表す。また、IBNR保険金に関する準備金には、IBNER保険金に関して必要な準備金も含まれる。IBNR保険金／IBNER保険金に対する見積債務は、アポイントド・アクチュアリーによる保険数理上の見積りに基づいている。

生命保険業務の場合、支払給付金は契約給付金と損害査定費用（計上時のみ）から成る。死亡及び付帯する保険金は通告受領時に会計処理される。生存給付金及び満期保険金は期日到来時に会計処理される。リンクのない保険契約に基づく引出し及び解約は、通告受領時に会計処理される。

6. 有効な生命保険契約に関する債務

生命保険業務の場合、有効な生命保険契約に関する債務は、認められた数理慣行、1938年保険業法の要件、保険規制開発当局が公表した規定、及びインド数理協会の数理慣行基準に従って算出される。

7. 責任準備金

責任準備金は出再再保険控除後の金額で認識され、将来の会計年度に帰属し、契約期間ベース又はリスク期間ベースのいずれか適切な基準に基づき将来の会計年度に配分される、当行が契約上の義務に基づき引き受ける責任に関する保険料を表す。責任準備金は日次で比例按分計算され、1938年保険業法の規定に従って、火災、海上、貨物及びその他の業務に関する保険契約に関しては、貸借対照表日までの12ヶ月間に受取った保険契約の保険料総額の最低50.00%、また船体保険契約に関しては100.00%が、貸借対照表日現在に満了となっていないすべての保険契約について積立てられている。

8. 保険数理法及び評価

生命保険業務の場合、有配当契約及び無配当契約の両方について、総額保険料法を用いて数理上の債務が計算され、計算には金利、死亡率、疾病率、費用及びインフレに関する推定、並びに有配当契約の場合には税金引当金及び株主に対する利益配分並びに将来支払う配当金に関する推定が用いられる。これらの推定は、評価日現在における慎重な見積りとして不利な変動に関する許容差を考慮して決定されている。予想失効分については、引当は行っていない。

ユニット・リンク保険契約及び付帯する特約の非ユニット債務の未経過リスク部分に対して、割引キャッシュ・フローを用いて計算された債務及び未経過保険料準備金のいずれか高い方が積み立てられる。

ユニット・リンク保険契約のユニット債務は、評価日現在の純資産価値（以下「NAV」という。）を用いて、保険契約者に帰属するユニット残高の価値として取り扱われている。

一年更新型団体定期保険に対して責任準備金及び既発生未報告準備金が積み立てられる。

当該債務を評価する際に使用する金利は、年率4.87%から5.77%（過年度一年率4.43%から6.26%）である。

使用した死亡率は、公表されている「インド保証生命死亡率表（2006年－2008年）」に基づくものである。保証については最終死亡率表、年金についてはL.I.C.表（96年-98年）に基づくものであり、実績を反映して調整されている。一方、使用した疾病率は実績を反映して調整されたCIBT表93年又は再保険会社によって提供されたリスク率に基づくものである。

費用は更新費用の現在の水準で引き当てられており、将来の改善を考慮していないが、予想される悪化は考慮されている。標準保険契約一件あたりの更新費用は4.84%（過年度－5.41%）で上昇すると推定されている。

9. 生命保険業務の獲得費用

獲得費用は、主に保険契約の獲得に関連しており、保険契約によって変動する費用であり、発生した期間に費用計上される。

10. 従業員給付

退職金

当グループは、最低規定期間を継続勤務した後に退職又は辞職する従業員に対して退職金を支払っている。ただし、海外所在地の従業員の場合は現地の現行規則に従って支払っている。当グループは、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

退職金債務の保険数理上の評価は、アポインテッド・アクチュアリーによって決定されている。退職金債務の保険数理上の評価は、予測単位積増方式による利率、昇給率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて決定されている。

退職基金

当行は、従業員のため、特定の従業員の基本給合計の15.00%を生命保険会社が管理運営する退職基金に拠出している。当行はまた、従業員に、当行が拠出した金額を、在職中の月給と一緒に受領するオプションを付与している。

当期中に退職基金又は従業員に当行が拠出／支払った金額は、損益計算書に認識されている。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー及びICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カンパニーは適格従業員に対して支払う基本給の割合に基づき勤続期間に応じて退職債務を計上している。

年金

当行は旧マドラ銀行、旧サングリ・バンク及び旧バンク・オブ・ラジャスタンの特定の従業員を対象とする年金制度（確定給付制度）を有している。当行は、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。当制度により、これらの従業員は退職時における各自の当行での勤続年数及び適用される給与に基づく年金（物価上昇手当を含む）を毎月受け取る。

年金債務の保険数理上の評価は、当行が任命した保険数理士によって決定される。年金債務の保険数理上の評価は、予測単位積増方式による利率、昇給率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて決定されている。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

当該年金制度の対象となる従業員は、準備基金制度の給付を受ける資格はない。

準備基金

当グループは、従業員に対する退職給付の一部として、準備基金を維持することが法令によって義務付けられている。各従業員は、自己の基本給の特定の割合を基金に拠出し、当グループは適格従業員分について同額を基金に拠出する。当グループは、1952年従業員準備基金及び関連諸法の要件に従い、地域準備基金理事が管理する従業員年金制度へ拠出を行うが、拠出残高は受託会社が管理する基金へ振替えられる。基金は、インド政府が定める規則に従って投資される。

準備基金残高に係る金利保証に関する保険数理上の評価は、アポインテッド・アクチュアリーによって決定される。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

退職一時金

当グループは独立した保険数理士による数理上の評価に基づき退職一時給付金を付与している。

11. 引当金、偶発債務及び偶発資産

当グループは、連結財務諸表の作成日までに入手可能な情報に基づいて、偶発的事象により発生する可能性のある損失を見積っている。会社の現在の債務が過去の事象の結果として生じたものであり、当該債務を清算するために資源の流出が生じる可能性が高く、またその金額について信頼性をもって見積ることが可能な場合に、引当金が認識される。引当金は、貸借対照表日において債務を清算するための必要額に対する経営陣の見積りに基づき、類似取引の経験を考慮して決定される。これらは各貸借対照表日において見直され、現在の経営陣の見積りを反映するために調整される。入手可能な情報により偶発損失が生じる可能性があるものの損失金額を合理的に見積ることができない場合、連結財務諸表上に開示される。損失の可能性が僅かである場合、引当金の計上も、連結財務諸表への開示も行われない。当グループは偶発資産を計上又は開示しない。

12. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、手許資金、RBI預け金、その他銀行預け金及び短期貸付金が含まれる。

13. 投資

i) 当行の投資は、投資の分類及び評価に関する既存のRBIガイドラインに従って、以下のとおり会計処理されている。

- a) すべての投資は「満期保有」、「売却可能」及び「売買目的保有」に分類される。いずれのカテゴリにおける再分類についても、RBIガイドラインに従って会計処理される。各分類の中で、投資はさらに (a) 国債、(b) その他の適格有価証券、(c) 株式、(d) 債券及び社債、並びに (e) その他に分類されている。
- b) 「満期保有」有価証券は、取得原価、又はプレミアム付きで取得した場合には償却原価で計上される。固定利付の取得有価証券については、額面を超えるプレミアムは満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように、変動利付の取得有価証券については、定額法により、それぞれ償却される。
- c) 「売却可能」及び「売買目的保有」有価証券は、RBIガイドラインに従って定期的に評価される。「売却可能」に分類された固定利付及び変動利付国債に対する投資の額面価額を超えるプレミアムは、固定利付の場合は満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように償却され、変動利付の場合については定額法によりそれぞれ償却される。上場投資は、公認証券取引所の売買/相場、子会社総勘定元帳アカウント取引、RBIの価格リスト、又はインド・プライマリー・ディーラー協会と債券・短期金利・デリバティブ協会（以下「FIMMDA」という。）が公表する価格を基準に定期的に評価される。

法定流動性比率（以下「SLR」という。）証券の性質を有する「売却可能」及び「売買目的保有」カテゴリに含まれる相場のない国債の市場価値/公正価値は、FIMMDAが発表したレートに従っている。その他の相場のない固定利付証券が、最終利回り（以下「YTM」という。）レートに連動している場合は、FIMMDAが発表した国債のYTMレートにマークアップ（関連する信用リスクを反映したもの）を加味して評価される。

非上場株式は、RBIガイドラインに従い、最新の貸借対照表が入手可能な場合は解散価値で評価され、それ以外は1インド・ルピーで評価される。

有価証券は証券の種類ごとに評価され、カテゴリごとに減価/増価が合計される。カテゴリごとの未実現の純増価は考慮されないが、純減価については引き当て計上される。不良投資はRBIガイドラインに基づき特定される。

- d) 投資に関して取得時に支払われた仲介料及び手数料は、損益勘定に費用計上される。投資原価は先入先出法（FIFO）に基づき計算される。
- e) 「満期保有」カテゴリの投資の売却による損益は、損益勘定に認識され、その後、利益は税金及び法定準備金積立額を控除後の金額で資本準備金に計上される。「売却可能」及び「売買目的保有」カテゴリの投資の売却損益は損益計算書に認識される。
- f) 市場買戻条件付及び売戻条件付取引は、既存のRBIガイドラインに従ってそれぞれ貸借取引として会計処理される。流動性調整枠（以下「LAF」という。）のもとでRBIと行った取引は、貸借取引として会計処理されている。
- g) 負債証券に係る経過期間の利息（前回の利払日から、金融商品の購入日/売却日までの利息額）は収益項目として取り扱われている。
- h) 各報告期間終了時に、資産再構築会社が発行した有価証券受領証は、RBIがその時々々に規定した、当該商品に適用されるガイドラインに従って評価される。したがって、資産再構築会社が発行した有価証券受領証によるキャッシュ・フローが関連するスキームにおいて、商品に対して割り当てられた金融資産の実現した部分に限られる場合には、当行は資産再構築会社からその時々々に取得した純資産価値をそれらの投資の各報告期間末時点の評価に含めている。
- i) 当行は、RBIガイドラインに従い、決済日基準で会計処理されるインド国債及び州政府証券を除き、取引日基準で投資の売買を会計処理している。

- ii) 当行の連結ベンチャー・キャピタル・ファンドは公正価値で投資を計上し、投資に係る未実現利益及び一時的な損失は投資家持分の構成要素として認識され、未実現投資準備金勘定に計上される。投資及びミューチュアル・ファンドのユニットに係る実現損益、及びミューチュアル・ファンドのユニットの再評価による未実現損益は、損益勘定に計上される。回収に疑義のある未収収益については引当金が計上される。それらの引当金及びその後の回収額は、損益勘定を通じて計上される。投資の引受／購入は、仲介料、手数料及び印紙税を含む取得原価で会計処理される。無償株式及び権利は、利得が明らかになったときに計上される。上場投資は、評価日の終値で評価される。評価日においては売買されていないが評価日までの2ヶ月間に売買されていた上場投資は、公表された直近の終値で評価される。資産運用会社が処分に関する制限を反映する必要があると考える場合、適切なディスカウントが適用される。評価日までの2ヶ月間に売買されていない上場投資は、非上場として取り扱われる。非上場投資は、適切な評価法を適用することによって、見積公正価値で評価される。投資の帳簿価額に一時的ではない下落が起きた場合、当該減少分は、下落が識別された期間において損益勘定に費用計上される。
- iii) 当行の主要ディーラー子会社及び証券仲介業務を行っている子会社は、短期保有目的及び売買目的で保有する有価証券を取引有価証券として分類し、低価法で評価している。満期保有目的又は長期保有目的で取得した有価証券は、投資として分類され、取得原価で計上される。投資の価値における下落が一時的でない場合、適切な引当金が計上される。取得した有価証券に関して譲渡の際に稼得した手数料は、取得原価から減額される。
- iv) 当行の住宅金融子会社は、投資を短期投資と長期投資に分類している。即座に実現可能且つ1年未満の保有を目的とした投資は短期投資に分類され、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で計上されている。その他のすべての投資は長期投資に分類され、取得原価又はプレミアム付きで取得した場合には償却原価で計上される。取得した有価証券の額面を超えるプレミアムは、利回りが常に一定となるように満期までの残存期間にわたって償却される。ただし、投資価値における一時的でない下落を認識するための減損引当金が計上される。
- v) 当行の海外の銀行子会社は、「売却可能」に分類された投資に係る未実現損益を、税引後の金額で直接準備金に計上している。また、「売買目的保有」に分類された投資の未実現損益は、損益勘定に直接計上される。「満期保有」に分類された投資は償却原価で計上されている。
- vi) 生命保険及び損害保険業務の場合、投資は1938年保険業法、2000年IRDA（投資）規定、及びその他IRDAが当該項目に関連してその時々公表した様々な回覧／通知書に従って行われている。

生命保険業務の場合、投資の評価(ユニット・リンク保険契約を除く)は、以下の方法により行われる：

- すべての負債証券及び償還可能優先株式は、「満期保有」とみなされるため、取得原価で計上され、保有／満期期間にわたり定額法にてプレミアム又はディスカウントの償却が行われる。
- 上場株式は、インド国立証券取引所(以下「NSE」という。)(NSEに上場していない有価証券の場合は、BSE)の直近の終値である公正価値で計上される。
- 貸借対照表日のミューチュアル・ファンド・ユニットは、当該ファンドの直近の純資産価値で評価される。

生命保険業務の場合、上場株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益／損失は、株主ファンド及び保険契約者ファンドについてそれぞれ貸借対照表の「収益及びその他準備金」及び「保険契約債務」に計上される。

損害保険業務の場合、投資の評価は、以下の方法により行われる：

- 国債及び非転換優先株式を含むすべての負債証券は、「満期保有」とみなされるため、償却原価で計上され、保有／満期期間にわたり定額法でプレミアム又はディスカウントの償却が行われる。
- 貸借対照表日の上場株式及び転換優先株式は、NSEの直近の終値、あるいはNSEに上場していない場合はBSEの直近の終値である公正価値で計上される。
- ミューチュアル・ファンド投資(ベンチャー・キャピタル・ファンドを除く)は、貸借対照表日における純資産価値の終値である公正価値で計上される。
- 上記以外の投資は取得原価で評価される。

損害保険業務の場合、上場株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益／損失は、貸借対照表において「収益及びその他準備金」に計上される。

保険子会社は、各貸借対照表日に株式又はミューチュアル・ファンドのユニットに対する投資の減損の兆候の有無を評価している。減損の兆候がみられる場合、該当する投資の帳簿価額は回収可能価額まで減額され、減損損失は収益／損益勘定に認識される。

上記のように、子会社が当行とは異なる会計方針を適用した投資の合計比率は2014年3月31日現在の投資合計の約16.16%である。

14. 貸付金及びその他の与信枠に関する引当金／償却

- i) 当行の貸付金及びその他の与信枠は、既存のRBIガイドラインに従って、以下のとおり会計処理されている。
- a) 当行は、海外支店での貸付金及び確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含む貸付金及び投資をRBIガイドラインに従って、正常資産とNPAとに分類している。海外支店で保有する貸付金のうち、貸付実施国の規制に基づき（回収の計上以外の理由で）減損として特定されるものの、既存のRBIガイドラインでは正常とみなされる貸付金は、貸付実施国における未回収金額内で、NPAとして分類される。さらに、NPAはRBIが規定した基準に基づいて、要管理、破綻懸念及び破綻資産に分類されている。
- 法人向け貸付金の場合、要管理及び破綻懸念資産に関して、RBIが規定した比率で引当金が計上されている。破綻資産及び破綻懸念資産の無担保部分は、既存のRBIガイドラインに従って引当／償却されている。海外支店で計上された貸付金で、既存のRBIガイドラインでは正常だが貸付実施国の規制に基づきNPAとして分類されている貸付金に関しては、貸付実施国の規制に従って引当金が計上される。海外支店で計上された貸付金で、既存のRBIガイドラインでも貸付実施国の規制でもNPAとして分類されている貸付金に関しては、RBIガイドラインと貸付実施国の規制が要求する引当金のうち高い方が計上される。RBIが規定している最低引当要件に従って、均質なリテール貸付金に対する引当金は不良債権に分類された貸付金の延滞日数に基づき借り手ごとに評価される。
- 当行は不良貸付金に対する個別引当金、正常貸付金に対する一般引当金及び合併により引き継いだ旧バンク・オブ・ラジャスタンの変動引当金を保有している。個別引当金の増加分に対する評価は、既存の個別引当金を考慮して行われる。当行が保有するリテール貸付金に対する個別引当金は、規制の最低要件を上回っている。
- b) 貸出条件緩和貸付金に関しては、当行の貸付金の貸出条件緩和に適用されるRBIガイドラインに従って引当金を計上している。
- 貸出条件緩和の対象となっている不良貸付金に関しては、特定の期間（すなわち、金利又は元本の最初の支払期日のいずれか遅い日付から1年）における返済状況が良好だった場合のみ、その期間終了後に正常に格上げされる。標準的な貸出条件緩和貸付金が正常分類に格上げされるのは、特定の期間に良好な返済状況が証明され、貸付金の引当／リスクウェイトが正常に戻った後である。
- c) 過年度において償却された債権からの回収額、及び借り手の現在の状況に鑑みて不要と判断された引当金は、損益勘定に認識される。
- d) NPAに対する個別引当金に加え、当行はRBIが規定する率で正常貸付金に対する一般引当金を維持している。海外支店の正常貸付金については、一般引当金は貸付実施国の要件とRBIの要件の高い方で計上される。
- e) 資産分類に従って保有する必要がある引当金に加え、間接的なカントリーリスクを含む国別のエクスポージャー（本国のエクスポージャー以外）に関する引当金を保有している。各国のリスクは、軽微、低い、やや低い、中程度、やや高い、高い、非常に高い、の7つのリスクに分類されており、180日を超えるエクスポージャーに対して、0.25%から25%の範囲で引当金が計上されている。契約上の満期が180日未満のエクスポージャーに関しては、180日を超えるエクスポージャーに適用される比率の25%の引当金を計上することが要求される。間接的なエクスポージャーはエクスポージャーの50%で認識される。当行の国別エクスポージャー（正味）が資金調達済資産合計の1%を超えない国に対して引当金は要求されない。
- ii) 当行の住宅金融子会社の場合、貸付金及びその他の与信枠はNHBガイドラインに従って正常資産と不良資産に分類されている。さらにNPAはNHBが規定した基準に基づいて、要管理、破綻懸念及び破綻資産に分類されている。経営陣により特定の不良資産に対して引当金の積み増しが必要と判断された場合、上記を超える追加の引当金が計上される。
- iii) 当行の海外銀行子会社の場合、貸付金は貸倒引当金控除後の金額で表示されている。貸付金の当初認識後に発生した1つ以上の事象（以下「損失事象」という。）による減損の客観的な証拠が存在し、損失事象が、信頼性をもって見積ることができる当該貸付金の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす場合のみ、貸付金は減損として分類され、減損損失が計上される。減損引当金は、識別された信用関連損失及び発生しているが識別されていない損失に十分対応できると経営陣が考える水準で設定されている。

上記のように、子会社が当行とは異なる会計方針を適用した貸付金の合計比率は2014年3月31日現在の貸付金合計の約11.14%である。

15. 資産の譲渡及びサービシング

当行は、法人及び個人向け貸付金を証券化取引を通じて譲渡している。当行が基礎となる証券化債権契約で特定された便益に対する権利を放棄する場合のみ、譲渡された貸付金の認識は中止され、利益／損失が計上される。遡求及びサービシング義務は引当金純額として計上される。

正常資産の証券化に関するRBIガイドラインに従って、2006年2月1日より、当行は証券化によって生じた損失については売却時に直ちに計上し、証券化によって生じた利益／プレミアムは資産の売却先である特別目的事業体によって発行された、又は発行される予定の有価証券の期間にわたって償却される。資産再構築会社に貸付金を売却した場合、過剰引当は戻し入れられないが、証券化会社(SC)／再建会社(RC)に対する他の金融資産の売却による不足分／損失を満たすために使用される。

正常資産の証券化に関する2012年5月7日付のRBIガイドラインに従って、2012年5月7日より、当行は証券化によって生じた損失については売却時に直ちに計上し、証券化によって生じた利益／プレミアムは取引の期間にわたり、RBIガイドラインで規定された方法に基づき償却される。

カナダ子会社は、組成及び購入した不動産抵当証券に関する証券化契約を締結した。ICICIバンク・カナダは実質的にすべてのリスク及び経済価値を留保するか、もしくは当該不動産抵当証券に対する支配を維持するため、当該契約は現地の会計基準に基づく認識の中止の会計処理として適格ではない。カナダ子会社は、引き続き証券化した不動産抵当証券を「貸付金」として認識し、証券化を通じて受領した金額は「その他の借入金」として認識される。

16. 固定資産及び減価償却

建物及びその他の固定資産は、原価から減価償却費累計及び減損を控除した金額で計上されている。原価は資産の取得及び設置に関連する運賃、税金及び付随費用を含む。減価償却費は、固定資産の見積耐用年数にわたって定額法で費用計上され、国内グループ会社の固定資産に関する減価償却率は、1956年会社法のスケジュールXIVに規定された率を下回ることはない。

リース資産及び建物付属設備の減価償却費は、当初リース期間に基づく率、又は1956年会社法のスケジュールXIVに規定された率のいずれか高い方を用いて定額法で認識される。

当期中に購入／売却された資産は、実際にその資産が使用された日数に基づいて、比例配分で減価償却される。

当行の場合、5,000インド・ルピーを上限とした品目は、購入日から12ヶ月間にわたって全額減価償却される。

再評価資産／減損資産の場合、修正された資産価値に基づき、資産の残存耐用年数にわたって減価償却される。

17. デリバティブ契約に関する会計処理

当グループは、外国為替オプション、金利及び通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ並びに通貨金利スワップ等のデリバティブ契約を締結している。

オンバランスシート資産及び負債をヘッジするために締結したスワップ契約は、基礎となるオンバランスシート項目と反対の効果を及ぼし相殺しあうように仕組まれている。そうしたデリバティブ商品の影響は、原資産及び負債の変動と相関関係にあり、ヘッジ会計の原則に準拠して会計処理されている。ヘッジ対象のスワップは発生主義で会計処理されている。ただし、当行の英国及びカナダの銀行子会社の場合、ヘッジ取引及びヘッジ対象項目は(ヘッジされるリスクについて)公正価値で評価され、その変動は損益勘定に認識される。

売買目的で締結される外貨建て及びルピー建てデリバティブ契約は時価評価され、結果として生じる利益／損失(引当金控除後)は損益勘定に計上される。RBIガイドラインに従って、90日以上延滞しているデリバティブ契約に基づく債権及び同じ相手先と締結しているデリバティブ契約から生じる時価評価利益は、損益勘定を通じて戻し入れられる。

18. 資産の減損

固定資産は、資産の帳簿価額が回収できない可能性を示唆する事象又は状況の変化が発生した際に、減損に関する評価を受けている。保有及び使用される資産の回収可能性は、当該資産の帳簿価額と当該資産から将来生み出される割引キャッシュ・フローの金額とを比較することによって測定される。当該資産が減損しているとみなされた場合、当該資産の帳簿価額が公正価値を上回った金額が減損損失として損益勘定に認識される。

19. リース取引

オペレーティング・リース資産に関するリース料の支払いは、リース期間にわたり定額法で損益勘定に費用として認識される。

20. 一株当たり利益

基本的及び希薄化後一株当たり利益は、会計基準第20号「一株当たり利益」に従って算定される。

基本的一株当たり利益は、普通株主に帰属する当期純利益又は損失（税引後）を期中加重平均発行済み普通株式数で除することにより算定される。

希薄化後一株当たり利益は、普通株式を発行する契約が期中に行使又は転換された場合に起こり得る潜在的希薄化を反映している。希薄化後一株当たり利益は、当グループが発行した期中加重平均発行済み普通株式数及び潜在的に希薄化の可能性のある普通株式数（ただし、逆希薄化効果をもたらす場合を除く。）を用いて算定されている。

[次へ](#)

附属明細書18ー 財務諸表の一部を構成する注記

A. 以下の追加開示情報は、会計基準(以下、「ASs」という。)の要件及びそれに関連するインド準備銀行ガイドライン(以下、「RBI」という。)を考慮して作成されたものである。

1. 一株当たり利益

基本的及び希薄化後一株当たり利益は、AS第20号「一株当たり利益」に従って算定される。基本的一株当たり利益は、当期純利益(税引後)を期中加重平均発行済み普通株式数で除することにより算定される。希薄化後一株当たり利益は、期中加重平均発行済み普通株式数及び希薄化の可能性のある潜在的株式の加重平均発行済み普通株式数を用いて算定されている。

以下の表は、表示期間における一株当たり利益の計算を示している。

(単位:百万インド・ルピー、ただし一株当たり利益のデータを除く)	2014年3月31日 に終了した年度	2013年3月31日 に終了した年度
基本的		
加重平均発行済み普通株式数	1,154,317,577	1,153,066,422
当期純利益	110,413.7	96,036.1
基本的一株当たり利益(単位:インド・ルピー)	95.65	83.29
希薄化後		
加重平均発行済み普通株式数	1,158,893,790	1,157,455,610
当期純利益	110,253.0	95,886.2
希薄化後一株当たり利益(単位:インド・ルピー)	95.14	82.84
一株当たり額面価額(単位:インド・ルピー)	10.00	10.00

希薄化の影響は主に、当グループが従業員に付与したオプションによるものである。

2. 関連当事者間取引

当グループは、関連会社/その他の関連事業体より構成される関連当事者並びに主要な経営幹部及びその親族との間に取引を有している。

関連会社/その他の関連事業体

FINOペイテック・リミテッド、アイ・プロセス・サービスズ(インド)プライベート・リミテッド、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド、コム・トレード・サービスズ・リミテッド、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロース、レインボー・ファンド(2013年12月31日まで)、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッド、メワール・アンチャリク・グラミン・バンク、インド・インフラデット・リミテッド¹。

1. 当該事業体は2012年12月31日に終了した3ヶ月間に設立され、関連当事者として特定された。

主要な経営幹部

チャンダ・コッハー、N.S.カンナン、K.ラムクマール、ラジブ・サブハワル。

主要な経営幹部の親族

ディーパック・コッハー氏、アルジュン・コッハー氏、アールティ・コッハー氏、マヘシュ・アドヴァニ氏、ヴァルナ・カルナ氏、故スニタ・R.アドヴァニ氏、ランガラジャン・クムダラクシュミ氏、アディティ・カンナン氏、ナラヤナン・ラグナタン氏、ナラヤナン・ランガラジャン氏、ナラヤナン・クリシュナマチャリ氏、R.シュヤム氏、R.スチトラ氏、K.ジャヤクマル氏、R.クリシュナスワミー氏、J.クリシュナスワミー氏、サンジータ・サバハワル氏。

2014年3月31日に終了した年度における当グループと関連当事者との重要な取引は、以下のとおりである。各カテゴリーにおいて、関連当事者取引合計額の10%を超える特定の取引については、重要な関連当事者取引として開示している。

保険サービス

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より32.0百万インド・ルピー(2013年3月31日：25.2百万インド・ルピー)、当行の主要な経営幹部より1.3百万インド・ルピー(2013年3月31日：1.3百万インド・ルピー)、主要な経営幹部の親族より0.6百万インド・ルピー(2013年3月31日：0.3百万インド・ルピー)の保険料を受領した。2014年3月31日に終了した年度における重要な取引は、FINOペイテック・リミテッドとの23.7百万インド・ルピー(2013年3月31日：20.5百万インド・ルピー)及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロースとの4.2百万インド・ルピー(2013年3月31日：1.6百万インド・ルピー)であった。

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体へ0.5百万インド・ルピー(2013年3月31日：0.12百万インド・ルピー)の保険金を支払った。2014年3月31日に終了した年度における重要な取引は、アイ・プロセス・サービスズ（インディア）プライベート・リミテッドへの0.4百万インド・ルピー(2013年3月31日：0.07百万インド・ルピー)、及びFINOペイテック・リミテッドへの0.1百万インド・ルピー(2013年3月31日：0.05百万インド・ルピー)の支払いであった。

手数料、コミッション及びその他の収益

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より9.7百万インド・ルピー(2013年3月31日：13.9百万インド・ルピー)、当行の主要な経営幹部より0.0百万インド・ルピー^{*}(2013年3月31日：0.3百万インド・ルピー)、当行の主要な経営幹部の親族より0.1百万インド・ルピー(2013年3月31日：0.1百万インド・ルピー)の手数料を受領した。2014年3月31日に終了した年度における重要な取引は、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドとの8.2百万インド・ルピー(2013年3月31日：13.1百万インド・ルピー)及びNIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッドとの1.5百万インド・ルピー(2013年3月31日：0.8百万インド・ルピー)であった。

^{*}重要でない金額。

建物のリース、共通会社及び施設費用

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より91.3百万インド・ルピー(2013年3月31日：167.8百万インド・ルピー)、及び当行の主要な経営幹部よりゼロ(2013年3月31日：0.1百万インド・ルピー)の建物のリース料、共通会社及び施設費用を受領した。2014年3月31日に終了した年度における重要な取引は、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロースとの67.8百万インド・ルピー(2013年3月31日：ゼロ)、及びFINOペイテック・リミテッドとの19.4百万インド・ルピー(2013年3月31日：19.9百万インド・ルピー)、並びにICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドとの0.7百万インド・ルピー(2013年3月31日：147.9百万インド・ルピー)であった。

従業員の出向

2014年3月31日に終了した年度において、当グループはアイ・プロセス・サービスズ（インディア）プライベート・リミテッドから従業員の出向に対する報酬6.6万インド・ルピー(2013年3月31日：6.6百万インド・ルピー)を受領した。

仲介手数料、支払手数料及びその他の費用

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体へ3,585.2百万インド・ルピー(2013年3月31日:3,357.3百万インド・ルピー)、の仲介手数料／手数料及びその他費用を支払った。2014年3月31日に終了した年度における重要な取引は、アイ・プロセス・サービスズ(インド)プライベート・リミテッドへの1,664.2百万インド・ルピー(2013年3月31日:1,045.2百万インド・ルピー)、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドへの1,353.3百万インド・ルピー(2013年3月31日:1,305.2百万インド・ルピー)、及びFINOペイテック・リミテッドへの473.9百万インド・ルピー(2013年3月31日:962.6百万インド・ルピー)の支払いであった。

投資の購入

2014年3月31日に終了した年度において、当グループはインド・インフラデット・リミテッドの普通株式に対しゼロ(2013年3月31日:930.0百万インド・ルピー)の投資を行い、メワール・アンチャリク・グラミン・バンクの普通株式ゼロ(2013年3月31日:18.6百万インド・ルピー)の投資を行った。

投資の売却

2014年3月31日に終了した年度において、当グループはメワール・アンチャリク・グラミン・バンクへ一部の投資147.8百万インド・ルピー(2013年3月31日:ゼロ)を売却した。

支払利息

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体へ345.0百万インド・ルピー(2013年3月31日:265.1百万インド・ルピー)、主要な経営幹部へ4.2百万インド・ルピー(2013年3月31日:2.9百万インド・ルピー)、主要な経営幹部の親族へ1.7百万インド・ルピー(2013年3月31日:1.7百万インド・ルピー)の利息を支払った。2014年3月31日に終了した年度における重要な取引は、インド・インフラデット・リミテッドへの268.6百万インド・ルピー(2013年3月31日:84.5百万インド・ルピー)、及びメワール・アンチャリク・グラミン・バンクへの70.0百万インド・ルピー(2013年3月31日:162.4百万インド・ルピー)の支払いであった。

受取利息

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より55.8百万インド・ルピー(2013年3月31日:97.7百万インド・ルピー)、主要な経営幹部より0.9百万インド・ルピー(2013年3月31日:0.4百万インド・ルピー)、主要な経営幹部の親族より0.6百万インド・ルピー(2013年3月31日:0.7百万インド・ルピー)の利息を受領した。2014年3月31日に終了した年度における重要な取引は、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドとの48.0百万インド・ルピー(2013年3月31日:47.5百万インド・ルピー)、及びメワール・アンチャリク・グラミン・バンクとの7.5百万インド・ルピー(2013年3月31日:47.2百万インド・ルピー)であった。

支払配当金

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは主要な経営幹部へ8.1百万インド・ルピー(2013年3月31日:6.7百万インド・ルピー)の配当金を支払った。2014年3月31日に終了した年度において支払った配当金は、チャンダ・コッハー氏への6.6百万インド・ルピー(2013年3月31日:5.1百万インド・ルピー)、N.S.カンナン氏への1.5百万インド・ルピー(2013年3月31日:1.2百万インド・ルピー)、及びK.ラムクマール氏へのゼロ(2013年3月31日:0.4百万インド・ルピー)であった。

常勤取締役への報酬

2014年3月31日に終了した年度において支払われた当行の常勤取締役への報酬は、168.7百万インド・ルピー(2013年3月31日:154.9百万インド・ルピー)であった。2014年3月31日に終了した年度において支払われた報酬は、チャンダ・コッハー氏への58.3百万インド・ルピー(2013年3月31日:54.2百万インド・ルピー)、N.S.カンナン氏への33.6百万インド・ルピー(2013年3月31日:32.2百万インド・ルピー)、K.ラムクマール氏への46.9百万インド・ルピー(2013年3月31日:42.7百万インド・ルピー)、及びラジブ・サブハワール氏への29.9百万インド・ルピー(2013年3月31日:25.8百万インド・ルピー)であった。

固定資産の売却

2014年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体へ2.7百万インド・ルピー(2013年3月31日：ゼロ)、及び主要な経営幹部へゼロ(2013年3月31日：0.7百万インド・ルピー)の固定資産の売却を行っている。2014年3月31日に終了した年度における重要な取引は、インディア・インフラデット・リミテッドとの2.7百万インド・ルピー(2013年3月31日：ゼロ)及びK.ラムクマール氏とのゼロ(2013年3月31日：0.7百万インド・ルピー)であった。

寄付金

2014年3月31日に終了した年度において、当グループはICICIファウンデーション・フォー・インクルーシブ・グロースに対し257.6百万インド・ルピー(2013年3月31日：104.0百万インド・ルピー)の寄付を行った。

関連当事者に対する残高

下記は表示期間における関連会社／その他の関連事業体に対する債権・債務残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年3月31日 現在	2013年3月31日 現在
項目		
当グループへの預金	4,231.9	5,084.8
貸付金	2.4	305.5
当グループの関連当事者への投資	1,903.6	1,903.6
関連当事者による当グループへの投資	15.0	15.0
債務	381.0	1,279.2
当グループが発行する保証	0.1	0.1

下記は表示期間における主要な経営幹部に対する債権・債務残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー、ただし株式数のデータを除く)	2014年3月31日 現在	2013年3月31日 現在
項目		
預金	51.0	60.5
貸付金	28.0	5.7
投資	4.2	4.1
未行使従業員ストック・オプション(数)	37,600,000	3,172,500
行使された従業員ストック・オプション ¹	0.4	0.5

1. 2014年3月31日に終了した年度において、当行の主要な経営幹部により37,500個(2013年3月31日：54,000個)の従業員ストック・オプションが行使され、額面金額で報告されている。

下記は表示期間における主要な経営幹部の親族に対する債権・債務残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年3月31日 現在	2013年3月31日 現在
項目		
預金	28.7	23.6
貸付金	6.1	6.9

下記は表示期間における主要な経営幹部に対する債権・債務の最大残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年3月31日 に終了した年度	2013年3月31日 に終了した年度
項目		
預金	83.2	74.3
貸付金	30.7	10.4
投資 ¹	4.2	4.1

1. 最大残高は、当会計年度中の各四半期末の合計残高の比較に基づき決定されている。

下記は表示期間における主要な経営幹部の親族に対する債権・債務の最大残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年3月31日 に終了した年度	2013年3月31日 に終了した年度
項目		
預金	30.1	44.6
貸付金	8.3	7.9

3. 従業員ストック・オプション制度 (以下「ESOS」という。)

改訂後のESOSのもとでは、ある会計年度において適格従業員に付与されるオプションの最大数は、オプション付与時における当行発行済み普通株式の0.05%を超えないこととし、適格従業員に対して付与される全オプションの総数は、オプション付与日における当行発行済み普通株式総数の10%を超えないこととなっている。当該ストック・オプション制度により、適格従業員は普通株式に対する申し込み資格がある。2004年3月31日までに付与されたオプションは、付与日より12ヶ月後から3年間にわたって、毎年権利の20%、30%及び50%が段階的に確定する。2004年4月1日以降に付与されたオプションは、付与日より12ヶ月後から4年間にわたって、毎年権利の20%、20%、30%及び30%が段階的に確定する。2009年4月に付与されたオプションは、付与日より24ヶ月後から5年間にわたって、毎年権利の20%、20%、30%及び30%が段階的に確定する。2011年9月に付与されたオプションは、付与日より24ヶ月後から5年間にわたって、毎年権利の15%、20%、20%及び45%が段階的に確定する。オプションは、付与日から10年間又は権利確定日から5年間のいずれか遅い方の期間内に行使することができる。ICICIバンクのオプションの行使価格は、オプション付与日より前に最高出来高を記録した証券取引所の直近の終値である。したがって、オプションの本源的価値に基づき、報酬費用は発生していない。

2011年2月に当行は、ICICIバンクの適格従業員、常勤取締役及び特定の子会社に対して、行使価格967インド・ルピーで3,035,000オプションを付与した。これらのオプションのうち、50%は2014年4月30日に権利確定となり、残りの50%は2015年4月30日に権利確定となる。当該オプションは、付与日から10年間又は権利確定日から5年間のいずれか遅い方の期間内に行使することができる。オプションの本源的価値に基づき、2014年3月31日に終了した年度において、報酬費用20.9百万インド・ルピー（2013年3月31日：21.0百万インド・ルピー）を認識した。

もしICICIバンクが二項モデルに基づくオプションの公正価値を用いて算定した場合、2014年3月31日に終了した年度の報酬費用は2,359.8百万インド・ルピー増加することになり、税引後見積利益は95.74十億インド・ルピーとなる。以下の表は、2014年3月31日に終了した年度において付与されたオプションの公正価値を見積るために用いた主要な仮定を示している。

リスク・フリー利率	年率7.60%— 9.12%
予想有効年数	6.35年
予想ボラティリティ	年率48.70%—48.96%
予想配当利回り	年率1.70%— 1.96%

2014年3月31日に終了した年度において付与されたオプションの加重平均公正価値は、1オプション当たり592.94インド・ルピー（2013年3月31日：434.91インド・ルピー）である。

以下の表は、当行のストック・オプション制度の要約を示している。

(単位：インド・ルピー、ただしオプション数のデータを除く)

項目	未行使ストック・オプション残高			
	2014年3月31日に 終了した年度		2013年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	25,980,453	855.18	23,199,545	846.94
追加：期中付与数	4,419,650	1,177.17	4,450,200	844.53
控除：期中失効数、再発行を除く	890,210	961.65	802,019	929.35
控除：期中行使数	1,405,540	530.56	867,273	511.63
期末残高	28,104,353	918.68	25,980,453	855.18
行使可能オプション数	14,608,343	833.48	13,597,383	793.57

以下の表は、2014年3月31日現在における未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たりインド・ ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
300-599	4,082,048	482.39	2.44
600-999	16,041,045	917.49	5.66
1,000-1,399	7,981,260	1,144.22	8.15

以下の表は、2013年3月31日現在における未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
105-299	12,675	132.05	0.07
300-599	5,229,338	470.26	3.35
600-999	16,827,750	917.10	6.66
1,000-1,399	3,910,690	1,105.80	8.06

オプションは、年間を通して定期的に行使され、NSE価格取引高データによる2014年3月31日に終了した年度の加重平均株価は1,046.61インド・ルピー（2013年3月31日：1,000.21インド・ルピー）であった。

ICICIライフ：

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、従業員に対してESOS制度を策定している。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーについては、オプションの本源的価値に基づき、2014年3月31日に終了した年度に報酬費用は発生していない。当該事業体が二項モデルに基づきオプションの会計処理に公正価値アプローチを用いて算定した場合、2014年3月31日に終了した年度における報酬費用はゼロ（2013年3月31日：2.4百万インド・ルピー）増加することとなる。

以下の表は、表示期間におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのストック・オプション制度の要約を示している。

(単位：インド・ルピー、ただしオプション数のデータを除く)

項目	未行使ストック・オプション残高			
	2014年3月31日に 終了した年度		2013年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	12,287,604	210.60	12,778,898	211.43
追加：期中付与数	-	-	-	-
控除：期中放棄／失効数	2,087,905	264.45	401,169	275.60
控除：期中行使数	330,501	69.30	90,125	70.00
期末残高	9,869,198	203.81	12,287,604	210.60
行使可能オプション数	9,869,198	203.81	12,287,604	210.60

以下の表は、2014年3月31日現在におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから生じる 株式数 (単位：株式数)	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
30-400	9,869,198	203.81	3.0

ICICIジェネラル：

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、従業員に対してESOS制度を策定している。オプションの本源的価値に基づき、2014年3月31日に終了した年度に報酬費用は発生していない。当該事業体が、二項モデルに基づきオプションの会計処理に公正価値アプローチを用いて算定した場合、2014年3月31日に終了した年度における報酬費用は、20.6百万インド・ルピー（2013年3月31日：7.5百万インド・ルピー）増加することとなる。

以下の表は、表示期間におけるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーのストック・オプション制度の要約を示している。

(単位：インド・ルピー、ただしオプション数のデータを除く)

項目	未行使ストック・オプション残高			
	2014年3月31日に 終了した年度		2013年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	11,097,924	100.35	12,449,262	99.33
追加：期中付与数	-	-	-	-
控除：期中放棄／失効数	318,750	111.71	854,912	118.57
控除：期中行使数	934,680	43.40	496,426	43.68
期末残高	9,844,494	105.39	11,097,924	100.35
行使可能オプション数	9,153,684	105.26	9,235,704	98.95

以下の表は、2014年3月31日現在におけるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数 (単位：株式数)	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
35-200	9,844,494	105.39	3.96

当グループが、二項モデルに基づきオプションの公正価値を用いて算定した場合、2014年3月31日に終了した年度における報酬費用は、2,273.0百万インド・ルピー（2013年3月31日：1,795.5百万インド・ルピー）増加し、税引後見積連結利益は108.14十億インド・ルピー（2013年3月31日：94.24十億インド・ルピー）となる。また、当グループの基本的な一株当たり利益見積額は93.68インド・ルピー（2013年3月31日：81.73インド・ルピー）、希薄化後一株当たり利益見積額は、93.18インド・ルピー（2013年3月31日：81.29インド・ルピー）となる。

4. 固定資産

以下の表は、表示期間における当グループが取得したソフトウェアの変動を示している。当グループのソフトウェアは固定資産に含まれている。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月 31日現在	2013年3月 31日現在
前期末日現在の原価	12,102.3	10,166.5
期中取得	1,533.2	2,092.9
期中減少	(110.5)	(157.1)
減価償却	(10,213.9)	(8,813.9)
純額	3,311.1	3,288.4

5. リース資産

オペレーティング・リースのもとで使用している資産

以下の表は、表示期間におけるオペレーティング・リースによる将来の支払リース料の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月 31日現在	2013年3月 31日現在
1年未満	666.6	732.3
1年超—5年未満	1,260.0	1,940.1
5年超	115.5	165.9
合計	2,042.1	2,838.3

更新期間は、類似した契約に一般的にみられるものであり、契約に不当な制限はない。

6. 優先株式

2014年3月31日における特定の国債2,970.9百万インド・ルピー（2013年3月31日：2,749.9百万インド・ルピー）は、当初の発行条件に従い2018年4月20日を期日とする当行発行の優先株式の償還に備えて保有されている。

7. 引当金及び偶発債務

以下の表は、表示期間における損益勘定に含まれる引当金及び偶発債務の項目の内訳を表している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度
投資の下落に関する引当金	1,628.8	1,717.7
不良及びその他の資産に対する引当金	24,818.3	15,513.8
所得税に対する引当金	43,158.7	33,701.4
繰延税金調整	2,885.3	1,096.2
富裕税に対する引当金	51.1	71.2
その他の引当金及び偶発債務 ¹	2,555.5	3,720.1
引当金及び偶発債務合計	75,097.7	55,820.5

1. 正常債権に対する引当金1,592.0百万インド・ルピー（2013年3月31日：1,349.9百万インド・ルピー）を含む。

8. 従業員退職給付

年金

以下の表は、表示期間における確定給付債務の現在価値の変動、制度資産の公正価値及び年金給付に関するその他の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	年金	
	2014年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度
期首債務	10,392.5	9,602.7
勤務費用	240.3	250.6
利息費用	833.7	793.7
年金数理上の(利益)/損失	998.5	2,017.8
清算による負債の消却	(2,012.8)	(1,960.1)
支払給付金	(242.3)	(312.2)
債務残高—当期末現在	10,209.9	10,392.5
制度資産期首残高(公正価値)	9,526.8	9,379.5
制度資産の期待収益	772.0	728.5
年金数理上の利益/(損失)	(29.1)	102.3
清算による資産の分配	(2,236.5)	(2,177.9)
拠出金	1,227.9	1,806.6
支払給付金	(242.3)	(312.2)
制度資産期末残高(公正価値)	9,018.8	9,526.8
期末における制度資産の公正価値	9,018.8	9,526.8
期末における確定給付債務の現在価値	(10,209.9)	(10,392.5)
資産として認識されない金額(AS第15号「従業員給付」のパ ラグラフ59(b)に規定された上限)	-	-
資産/(負債)	(1,191.1)	(865.7)
当期費用		
勤務費用	240.3	250.6
利息費用	833.7	793.7
制度資産の期待収益	(772.0)	(728.5)
年金数理上の(利益)/損失	1,027.6	1,915.5
縮小及び清算(利益)/損失	223.7	217.8
AS第15号「従業員給付」のパラグラフ59(b)に規定された上 限による影響	-	-
費用純額	1,553.3	2,449.1
制度資産の実際収益	742.9	828.7
翌年の予想雇用主拠出	1,000.0	670.0
制度資産の投資内訳		
保険会社が運用するファンド ¹	80.86%	77.74%
インド国債	7.50%	7.62%
社債	9.00%	9.31%
その他	2.65%	5.33%
仮定		
利率	9.25%	8.00%
昇給率：		
基本給	1.50%	1.50%
物価上昇手当	7.00%	7.00%
制度資産の期待収益率	8.00%	8.00%

1. ファンドの大部分は、インド国債及び社債に投資されている。

制度資産の期待収益率は、当該債務の見積期間中のファンドの投資に係る、当行の平均長期収益率の予測に基づいている。

実績調整

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月31日 に終了した年度	2013年3月31日 に終了した年度	2012年3月31日 に終了した年度	2011年3月31日 に終了した年度	2010年3月31日 に終了した年度
制度資産	9,018.8	9,526.8	9,379.5	8,467.4	1,839.9
確定給付債務	(10,209.9)	(10,392.5)	(9,602.7)	(8,842.9)	(1,748.7)
資産として認識されない金額 (AS第15号「従業員給付」の パラグラフ59(b)に規定され た上限)	-	-	-	-	(7.7)
余剰／(不足)	(1,191.1)	(865.7)	(223.2)	(375.5)	83.5
制度資産の実績調整	(29.1)	102.3	51.7	69.1	(130.7)
制度負債の実績調整	2,549.6	1,525.2	2,692.3	689.7	196.9

退職金

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する確定給付債務の現在価値の推移、制度資産の公正価値及びその他の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	退職金	
	2014年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度
確定給付債務		
期首債務	6,887.3	6,257.9
追加：期首債務の為替変動に係る調整	5.8	3.8
調整後期首債務	6,893.1	6,261.7
勤務費用	649.0	522.9
利息費用	557.3	519.1
年金数理上の(利益)／損失	(93.5)	362.1
過去勤務費用	-	0.6
他社からの／への移行債務	(2.0)	10.5
支払給付金	(751.3)	(789.6)
債務残高－当期末現在	7,252.6	6,887.3
制度資産期首残高(公正価値)	6,394.9	5,724.3
制度資産の期待収益	493.3	427.6
年金数理上の利益／(損失)	(8.4)	51.0
拠出金	617.8	970.1
他社からの／への移行資産	(2.0)	11.5
支払給付金	(751.3)	(789.6)
制度資産期末残高(公正価値)	6,744.3	6,394.9
期末における制度資産の公正価値	6,744.3	6,394.9
期末における確定給付債務の現在価値	(7,252.6)	(6,887.3)
未認識過去勤務費用	-	-
資産として認識されない金額(AS第15号「従業員給付」のパ ラグラフ59(b)に規定された上限)	(0.1)	(0.5)
資産／(負債)	(508.4)	(492.9)
当期費用		
勤務費用	649.0	522.9
利息費用	557.3	519.1
制度資産の期待収益	(493.3)	(427.6)
年金数理上の(利益)／損失	(85.1)	311.1
過去勤務費用	-	11.4
「買収／売却」による損失／(利益)	-	-
為替変動による損失／(利益)	5.8	3.8
AS第15号「従業員給付」のパラグラフ59(b)に規定された上 限による影響	(0.5)	(0.7)
費用純額	633.2	940.0
制度資産の実際運用収益	484.5	478.6
次年度の雇用主の予想拠出金	732.7	666.9
制度資産の投資内訳		
保険会社が運用するファンド	23.07%	22.06%
インド国債	14.23%	24.28%
社債	25.77%	24.05%
特別預金スキーム	4.32%	4.55%
株式	10.66%	11.15%
その他	21.95%	13.91%
仮定		
利率	8.70%-9.33%	7.80%-8.23%
昇給率	5.00%-10.00%	5.00%-10.00%
制度資産の期待収益率	7.50%-8.00%	7.50%-8.00%

制度資産の期待収益率は、当該債務の見積期間中のファンドの投資に係る当行の平均長期収益率の予測に基づいて決定される。

実績調整

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月31日 に終了した年度	2013年3月31日 に終了した年度	2012年3月31日 に終了した年度	2011年3月31日 に終了した年度	2010年3月31日 に終了した年度
制度資産	6,744.3	6,394.9	5,724.3	5,855.8	3,073.2
確定給付債務	(7,252.6)	(6,887.3)	(6,257.9)	(5,943.4)	(3,089.6)
資産として認識されない金額 (AS第15号「従業員給付」 の Paragraph 59(b) に規定 された上限)	(0.1)	(0.5)	-	-	(47.9)
余剰／(不足)	(508.4)	(492.9)	(533.6)	(87.7)	(64.3)
制度資産の実績調整	(8.4)	51.0	23.1	(90.5)	194.8
制度負債の実績調整	308.7	216.0	119.4	(72.8)	(21.2)

保険数理上の評価において検討される将来の昇給に関する見積りには、インフレ、勤続年数、昇進及びその他の関連する要素が考慮されている。

準備基金（以下「PF」という。）

当グループは、2014年3月31日に終了した年度について保険数理上の評価に基づく適用除外準備基金に係る金利保証3.5百万インド・ルピー(2013年3月31日：ゼロ)の引当金を計上した。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月31日 に終了した年度	2013年3月31日 に終了した年度
期首債務	16,136.8	14,285.9
勤務費用	1,126.5	931.3
利息費用	1,284.7	1,180.3
年金数理上の（利益）／損失	(9.9)	24.2
従業員の拠出金	1,923.9	1,626.0
他社からの／への移行債務	32.8	62.3
支払給付金	(2,138.6)	(1,973.2)
債務残高－当期末現在	18,356.2	16,136.8
制度資産期首残高	16,136.8	14,267.4
制度資産の期待収益	1,407.6	1,205.7
年金数理上の利益／（損失）	(136.3)	17.3
雇用主の拠出金	1,126.5	931.3
従業員の拠出金	1,923.9	1,626.0
他社からの／への移行資産	32.8	62.3
支払給付金	(2,138.6)	(1,973.2)
制度資産期末残高	18,352.7	16,136.8
年度末制度資産	18,352.7	16,136.8
年度末確定給付債務の現在価値	(18,356.2)	(16,136.8)
資産／（負債）	(3.5)	-
当期費用		
勤務費用	1,126.5	931.3
利息費用	1,284.7	1,180.3
制度資産の期待収益	(1,407.6)	(1,205.7)
年金数理上の（利益）／損失	126.4	6.8
費用純額	1,130.0	912.7
制度資産の実際運用収益	1,271.3	1,223.1
次年度の雇用主の予想拠出金	1,201.6	1,097.4
制度資産の投資内訳		
インド国債	39.76%	40.14%
社債	51.21%	48.77%
特別預金制度	2.91%	3.31%
その他	6.12%	7.78%
仮定		
割引率	8.70%-9.30%	7.80%-8.00%
制度資産の期待収益率	8.25%-9.04%	8.26%-8.95%
投資の満期までの残存期間の割引率	8.92%-9.12%	7.91%-8.05%
投資の過去の平均利回り	8.25%-8.90%	8.30%-8.86%
保証収益率	8.75%	8.50%

実績調整

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度
制度資産	18,352.7	16,136.8
確定給付債務	(18,356.2)	16,136.8
資産として認識されない金額(AS第15号「従業員給付」 の paragraph 59(b)に規定された上限)	-	-
余剰／(不足)	(3.5)	-
制度資産の実績調整	(136.3)	17.3
制度負債の実績調整	(9.9)	24.2

2014年3月31日に終了した年度において、当グループはインド政府が運用する従業員準備基金を含む準備基金へ1,925.7百万インド・ルピー（2013年3月31日：1,731.5百万インド・ルピー）を拠出しており、これには1952年従業員準備基金及び雑則法に基づく従業員年金制度への強制拠出が含まれる。

9. 法人所得税引当金

2014年3月31日に終了した年度の法人所得税（繰延税金を含む）引当金は、46,044.0百万インド・ルピー（2013年3月31日：34,797.6百万インド・ルピー）であった。

当グループは、1961年法人税法の92-92F条に基づく移転価格法で義務付けられている情報及び文書の保管に関して包括的なシステムを維持している。経営陣は、すべての国際取引は独立第三者間取引として行われており、上述の法律が財務諸表に重要な影響を与えることはないと考えている。

10. 繰延税金

2014年3月31日現在、当グループは、9,297.8百万インド・ルピー（2013年3月31日：26,806.0百万インド・ルピー）の繰延税金資産（純額）をその他の資産に計上している。

以下の表は、表示期間における繰延税金資産及び負債の主な項目の内訳を示している。

（単位：百万インド・ルピー）

項目	2014年3月 31日現在	2013年3月 31日現在
繰延税金資産		
貸倒引当金	28,595.5	28,150.5
資本損失	49.6	63.1
その他	2,790.2	2,871.8
繰延税金資産合計	31,435.3	31,085.4
繰延税金負債		
特別準備金控除 ¹	17,234.9	-
固定資産の減価償却費	5,242.4	4,744.2
その他	37.5	18.5
繰延税金負債合計	22,514.8	4,762.7
追加：海外支店／海外子会社に関する繰延税金資産／（負債）（純額）	377.3	483.3
繰延税金資産／（負債）合計（純額）	9,297.8	26,806.0

- 1 当行は、1961年法人税法の36条(1)(viii)による税額控除を利用するため、利益の充当による特別準備金を計上している。インド準備銀行は2013年12月20日付の回覧通知書で、保守的観点から銀行の特別準備金残高に対する繰延税金負債（以下「DTL」）を計上することを勧告した。インド準備銀行のこれらのガイドラインに準拠して、当行は2013年3月31日現在の特別準備金残高に対するDTLを14,192.3百万インド・ルピー計上し、当該準備金を同額減少させた。さらに、2014年3月31日に終了した事業年度の法人所得税費用は、2014年3月31日に終了した事業年度の特別準備金充当額に対するDTLの影響により3,042.6百万インド・ルピー増加した。

2014年3月31日現在、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、繰延税金資産を将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金に対してゼロ（2013年3月31日：12.8百万インド・ルピー）計上している。

11. 事業及び地理的セグメントに関する情報

A. 2014年3月31日に終了した年度の事業セグメント

当グループの主なセグメントは以下のとおり表示されている。

1. **リテール・バンキング**は、当行のエクスポージャーを含んでおり、当該エクスポージャーは、バーゼル銀行監督委員会の「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」に規定されたリテール・エクスポージャーに関する個別エクスポージャーの志向性、商品、精度及び低値という4つの基準を満たしている。
2. **ホールセール・バンキング**は、リテール・バンキングに含まれない信託、パートナーシップ、企業及び法定機関に対するすべての当行貸付金を含む。
3. **トレジャリー**は、当行、ICICIエコ・ネット・インターネット・アンド・テクノロジー・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIエクイティ・ファンド、ICICIエマージング・セクターズ・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIストラテジック・インベストメント・ファンド及びICICIベンチャー・バリュー・ファンド（2013年9月30日まで）のすべての投資及びデリバティブのポートフォリオを含む。
4. **その他の銀行事業**はリース業務及び当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目を含む。さらに、同事業は、当行の銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUKピーエルシー、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンク・ユーラシア・エルエルシーを含む。
5. **生命保険**はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの実績を表す。
6. **損害保険**はICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの実績を表す。
7. **その他**は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIインターナショナル・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インク、ICICIセキュリティーズ・インク、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIプルデンシャル・トラスト・リミテッド、ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIトラスティシップ・サービシズ・リミテッド、TCW/ICICIインベストメント・パートナーズ・リミテッド（2013年6月30日まで）、ICICIキンフラ・リミテッド、アイ・ヴェン・バイオテック・リミテッド及びICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドを含む。

収益、費用、資産及び負債はそれぞれのセグメントで個別認識されるか、体系的に各セグメントに配分される。

当行の負債は、すべての資金をプールするセントラル・トレジャリー・ユニットに移転され、そこから規制上の準備金要件に関する調整後に、資金調達対象の資産の満期に合わせて適正な金利で各事業部門に貸付けられる。

当行の移転価格機能は定期的にレビューされる。セグメントの実績は各報告期間における移転価格機能に基づき決定される。

新規連結事業体及び連結から除外された事業体について、2014年3月31日に終了した年度における各報告セグメントの実績は、2013年3月31日に終了した年度の報告セグメントと比較されない。

[前へ](#)

[次へ](#)

以下の表は、2014年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	項目	リテール・ バンキング	ホールセール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント 間調整	合計
1.	収益	274,116.0	324,024.8	392,902.4	32,231.1	159,902.0	57,122.0	33,494.9	(478,154.7)	795,638.5
2.	セグメン ト実績	18,295.2	65,886.3	52,565.0	9,031.5	15,292.4	5,202.4	9,784.2	(13,190.7)	162,866.3
3.	未配分費 用									-
4.	営業利益 (2)-(3)									162,866.3
5.	法人所得 税費用(繰 延税額を 含む)									46,095.1
6.	当期純利 益 ¹ (4)- (5)									116,771.2
	その他の 情報									
7.	セグメン ト資産	991,908.9	2,426,741.3	2,370,923.6	681,783.0	815,256.1	131,928.9	198,767.9	(196,843.6)	7,420,466.1
8.	未配分資 産 ²									54,790.7
9.	資産合計 (7)+(8)									7,475,256.8
10.	セグメン ト負債	2,388,971.3	1,048,445.5	2,408,594.4 ³	672,409.6 ³	816,826.0 ³	135,456.3 ³	201,397.4 ³	(196,843.7)	7,475,256.8
11.	未配分負 債									-
12.	負債合計 (10)+(11)									7,475,256.8
13.	設備投資	5,765.3	628.6	18.8	190.5	804.7	347.5	299.9	-	8,055.3
14.	減価償却 費	4,357.2	1,044.3	12.5	488.5	468.4	496.9	350.7	(25.8)	7,192.7

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金/源泉徴収税（純額）、繰延税金資産（純額）を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

以下の表は、2013年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	項目	リテール・ バンキング	ホールセール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント 間調整	合計
1.	収益	225,856.3	313,687.6	355,981.5	28,346.2	173,760.3	50,433.0	29,968.0	(435,988.9)	742,044.0
2.	セグメント実績	9,545.5	66,188.6	36,613.3	6,410.1	15,696.5	2,816.8	7,817.3	(8,920.5)	136,167.6
3.	未配分費用									-
4.	営業利益									136,167.6
(2)-(3)	法人所得									
5.	税費用(繰延税額を含む)									34,868.8
6.	当期純利益 ¹ (4)-(5)									101,298.8
	その他の情報									
7.	セグメント資産	729,750.3	2,269,628.7	2,275,315.5	528,156.9	751,970.8	115,962.4	191,259.5	(182,506.0)	6,679,538.1
8.	未配分資産 ²									68,679.0
9.	資産合計 (7)+(8)									6,748,217.1
10.	セグメント負債	2,043,187.5	1,071,994.1	2,244,231.8 ³	504,637.5 ³	753,500.5 ³	118,686.9 ³	194,484.8 ³	(182,506.0)	6,748,217.1
11.	未配分負債									-
12.	負債合計 (10)+(11)									6,748,217.1
13.	設備投資	4,426.2	1,188.2	10.8	148.6	319.7	380.0	873.9	(187.6)	7,159.8
14.	減価償却費	3,540.8	991.8	18.4	486.6	409.8	488.0	345.2	(25.8)	6,254.8

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。

2. 前払税金/源泉徴収税（純額）、繰延税金資産（純額）を含む。

3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

[前へ](#)

[次へ](#)

B. 地理的セグメント

当グループは、以下の地理的セグメントに基づき事業報告を行った。

- ・国内事業 - インド国内で営業している支店及び子会社／ジョイント・ベンチャーより構成される。
- ・国外事業 - インド国外で営業している支店及び子会社／ジョイント・ベンチャー並びにインド国内のオフショア銀行ユニットより構成される。

当グループは、顧客の業務要件に応じて世界的規模で顧客との取引を行っており、その活動は様々な地域にわたる場合もある。

以下の表は、表示期間における地理的セグメントの業績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	2014年3月31日 に終了した年度	2013年3月31日に終 了した年度
収益		
国内事業	717,476.4	676,240.8
国外事業	78,162.1	65,803.2
合計	795,638.5	742,044.0

(単位：百万インド・ルピー)

	2014年 3月31日現在	2013年 3月31日現在
資産		
国内事業	5,866,397.8	5,321,569.2
国外事業	1,554,068.3	1,357,968.9
合計	7,420,466.1	6,679,538.1

注： セグメント資産は前払税金／源泉徴収税（純額）及び繰延税金資産（純額）を含まない。

以下の表は、表示期間における地理的セグメントの設備投資とその減価償却費である。

(単位：百万インド・ルピー)	設備投資		減価償却	
	2014年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度	2014年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度
国内事業	7,809.5	6,952.3	6,999.3	6,078.9
国外事業	245.8	207.5	193.4	175.9
合計	8,055.3	7,159.8	7,192.7	6,254.8

12. 銀行業規制当局によって課せられた罰金／科料

2014年3月31日に終了した年度において、銀行業規制当局によって課せられた罰金は10.0百万インド・ルピー（2013年3月31日：3.1百万インド・ルピー）であった。前述の罰金は、顧客確認（KYC）に関する運営問題で、1949年銀行業務規制法第47条(A)(1)(c)及び46条(4)(i)、1999年外国為替管理法(FEMA)第11条(3)の下でRBIが当行に行使した権限により課されたものである。当行は、RBIにこれらの罰金を支払った。

13. ICICI バンク・カナダの投資の再分類

2013年12月31日に終了した3ヶ月間において、ICICIバンク・カナダは社債の一部、公正価値532.09百万カナダ・ドル（償却原価521.49百万カナダ・ドル）を売却可能区分から貸付金へ振替えた。振替日における10.60百万カナダ・ドルの評価益は、その他の包括利益（税引後）に計上され、社債期間にわたり償却される。

14. 追加開示

当行及び子会社の個別財務諸表に開示された追加の法定情報で、連結財務諸表の真実かつ公正な概観に重大な影響を及ぼさないもの、及び重大ではない項目に関連する情報は、連結財務諸表には開示されていない。

15. 比較数値

前期の数値は、当期の表示に一致させるために組み替えられている。

[前へ](#)

[次へ](#)

B. 追加注記

1. 準備金

損益計算書残高

利益処分後の利益の残高を表す。

法定準備金

1949年銀行業務規制法で要求されているとおり、利益処分前の純利益の一定割合として設定された準備金を表す。現在、インドにおけるすべての銀行は、利益処分前の純利益の25%以上を法定準備金に振替えることが義務付けられている。

資本準備金

税金及び法定準備金振替額控除後の満期保有目的有価証券の売却益並びに土地及び建物売却益を表す。

有価証券剰余金

新株発行の際に発生した費用控除後の新株発行の際に受取ったプレミアムを表す。

特別準備金

1961年法人税法に基づく準備金で、税額控除の為に計上される。

外貨換算準備金

非統合海外事業の財務諸表の為替換算差額を表す。

収益及びその他準備金

資本準備金及び個別に分類されるもの以外の準備金を表す。

未実現投資準備金

ベンチャー・キャピタル・ファンドの投資に係る未実現利益／損失を表す。

積立金

スリランカ支店に適用される規制に従い、積立金及び投資準備金勘定へ行われた処分額を表す。

投資準備金勘定

売却可能及び売買目的保有有価証券の償却引当金のうち損益勘定に貸方計上された必要額を超過した部分を表す。税金及び法定準備金振替額を控除後の金額で当該準備金に割り当てられる。

2. 預金

預金には無利子の要求払い預金、並びに利付の普通及び定期預金が含まれている。

以下の表は、2014年3月31日現在の定期預金の残余契約満期を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

3月31日に終了する事業年度に満期を迎える預金

2015年	1,501,408.1
2016年	219,079.0
2017年	228,093.5
2018年	47,428.2
2019年	60,782.6
2020年以降	16,378.6
預金合計	2,073,170.0

2014年3月31日現在、個別残高が5.0百万インド・ルピーを超える定期預金の総額は、1,208,630.7百万インド・ルピー(2013年3月31日：1,158,250.0百万インド・ルピー)であった。

3. 長期債務

長期債務は、当初の契約満期が1年超の債務である。満期償還は、契約満期又は保有者の選択により償還可能な日のいずれか早く到来する日に基づいている。長期債務の一部分は固定利付である。変動利付債務の金利は通常ロンドン銀行間出し手金利（以下「LIBOR」という。）又は類似のマネー・マーケット・レートに連動している。固定利付債務及び変動利付債務の分類は契約条件に基づいている。

以下の表は、2014年3月31日現在における長期債務の満期及び金利種類別の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	固定利付債務	変動利付債務	合計
3月31日に終了する事業年度に満期を迎える長期債務			
2015年	74,063.8	58,946.7	133,010.5
2016年	95,578.5	73,425.6	169,004.1
2017年	181,659.6	81,070.2	262,729.8
2018年	158,186.0	83,481.7	241,667.7
2019年	107,998.8	9,870.9	117,869.7
2020年以降	327,322.5	32,261.5	359,584.0
合計	944,809.2	339,056.6	1,283,865.8
控除：未償却債務発行費用			(748.6)
合計			1,283,117.2

総額16,353.2百万インド・ルピー（2013年3月31日：15,815.0百万インド・ルピー）の債務はインド政府により保証されている。長期債務はさまざまな通貨で発行されている。2014年3月31日現在の長期債務の内訳は、インド・ルピー建てが410,972.0百万インド・ルピー（2013年3月31日：414,287.5百万インド・ルピー）で、外貨建てが872,145.2百万インド・ルピー（2013年3月31日：766,269.5百万インド・ルピー）であった。

インド・ルピー建て債務

以下の表は、表示期間のインド・ルピー建て債務の主なカテゴリーを示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年3月31日現在		
	金額	加重平均 利率	加重平均残存 満期（年）
カテゴリー		利率範囲	
機関／個人投資家向け発行債務	370,474.3	9.4%	5.4%—14.2%
金融機関からの借換	21,139.5	9.3%	6.3%—10.6%
その他の銀行からの借入	12,500.0	10.2%	10.1%—10.3%
定期預金	3,358.2	8.9%	7.5%—11.5%
優先株式	3,500.0	0.001%	0.001%
合計	410,972.0	9.4%	4.9

(単位：百万インド・ルピー)	2013年3月31日現在		
	金額	加重平均 利率	加重平均残存 満期（年）
カテゴリー		利率範囲	
機関／個人投資家向け発行債務	374,087.8	9.4%	5.3%—14.2%
金融機関からの借換	22,755.2	9.2%	6.3%—11.3%
その他の銀行からの借入	10,147.8	10.3%	10.0%—12.8%
定期預金	3,796.7	8.8%	7.3%—11.5%
優先株式	3,500.0	0.001%	0.001%
合計	414,287.5	9.3%	5.7

外貨建て債務

以下の表は、表示期間の外貨建て債務の主なカテゴリーを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

カテゴリー	2014年3月31日現在			加重平均残存 満期 (年)
	金額	加重平均 利率	利率範囲	
債券	454,546.0	5.1%	0.8%—7.3%	3.5
その他の借入	417,599.2	2.2%	0.6%—6.8%	3.3
合計	872,145.2	3.7%		3.4

(単位：百万インド・ルピー)

カテゴリー	2013年3月31日現在			加重平均残存 満期 (年)
	金額	加重平均 利率	利率範囲	
債券	380,613.6	5.1%	1.8%—8.0%	4.2
その他の借入	385,655.9	2.1%	0.2%—6.8%	2.8
合計	766,269.5	3.6%		3.5

借入のための担保資産として差し入れた有価証券については、「附属明細書18B—追加注記—インドGAAP財務書類からの抜粋情報」を参照のこと。

4. 現金及び現金同等物

2014年3月31日現在、インド準備銀行への預金残高には最低準備預金について規定するガイドラインに準拠して維持されている167,306.8百万インド・ルピー（2013年3月31日：120,449.8百万インド・ルピー）が含まれている。インド準備銀行に預け入れられている最低準備預金については引出し及び利用が制限されている。

その他の銀行への預金残高は41,523.2百万インド・ルピー（2013年3月31日：90,999.5百万インド・ルピー）でいずれも90日超の満期のものである。

5. 投資

以下の表は、表示期間の満期保有に分類された投資ポートフォリオの内訳を示している。

2014年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価／ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
満期保有				
社債	94,771.7	2,749.6	(1,550.7)	95,970.6
国債	924,589.0	828.4	(43,940.2)	881,477.2
その他有価証券	269,366.6	21.9	(6.9)	269,381.6
負債証券合計	1,288,727.3	3,599.9	(45,497.8)	1,246,829.4
持分証券	567.3	-	-	567.3
その他有価証券	3,753.1	110.3	(117.2)	3,746.2
合計	1,293,047.7	3,710.2	(45,615.0)	1,251,142.9

2013年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価／ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
満期保有				
社債	70,765.0	1,285.5	(200.7)	71,849.8
国債	867,418.9	9,770.6	(10,635.0)	866,554.5
その他有価証券	212,742.8	8.1	(9.1)	212,741.8
負債証券合計	1,150,926.7	11,064.2	(10,844.8)	1,151,146.1
持分証券	567.3	-	-	567.3
その他有価証券	2,727.0	105.0	(147.1)	2,684.9
合計	1,154,221.0	11,169.2	(10,991.9)	1,154,398.3

以下の表は、表示期間の売却可能に分類された投資ポートフォリオの内訳を示している。

2014年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価／ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
売却可能				
社債	117,213.8	2,259.8	(1,909.2)	117,564.4
国債	202,088.1	745.1	(534.8)	202,298.4
その他有価証券	139,276.7	1,788.9	(829.2)	140,236.4
負債証券合計	458,578.6	4,793.8	(3,273.2)	460,099.2
持分証券	38,307.1	12,175.9	(6,999.2)	43,483.8
その他有価証券	32,893.0	3,430.8	(5,941.7)	30,382.1
合計	529,778.7	20,400.5	(16,214.1)	533,965.1

2013年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価／ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
売却可能				
社債	169,496.8	3,533.2	(505.2)	172,524.8
国債	205,049.8	431.6	(152.4)	205,329.0
その他有価証券	94,511.9	707.7	(1,118.8)	94,100.8
負債証券合計	469,058.5	4,672.5	(1,776.4)	471,954.6
持分証券	38,373.9	7,789.4	(8,090.0)	38,073.3
その他有価証券	37,564.4	2,412.8	(6,643.6)	33,333.6
合計	544,996.8	14,874.7	(16,510.0)	543,361.5

売却可能有価証券からの収益

以下の表は、表示期間の売却可能に分類された有価証券からの収入の内訳を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万インド・ルピー)			
利息	35,837.2	35,520.6	30,687.9
配当金	1,392.6	3,142.6	5,866.2
合計	37,229.8	38,663.2	36,554.1
実現利益総額	8,031.0	6,679.1	8,198.7
実現損失総額	(2,680.2)	(1,197.1)	(4,378.9)
合計	5,350.8	5,482.0	3,819.8

売買目的保有有価証券からの収益

以下の表は、表示期間の売買目的保有に分類された有価証券からの収益の内訳を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万インド・ルピー)			
利息及び配当金	15,849.2	16,045.7	11,203.0
トレーディング・ポートフォリオの売却に係る実現利益／ (損失)	1,804.4	3,300.8	1,157.1
トレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益／(損失)	106.9	98.3	335.2
合計	17,760.5	19,444.8	12,695.3

負債証券の満期分析

以下の表は、2014年3月31日現在の各種満期保有負債証券の満期別内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	償却原価	公正価値
社債		
1年未満	6,646.8	6,621.8
1年から5年	40,077.5	39,656.3
5年から10年	26,272.9	25,922.7
10年超	21,774.5	23,769.8
社債合計	94,771.7	95,970.6
国債		
1年未満	3,321.7	3,317.0
1年から5年	255,120.3	249,206.6
5年から10年	477,216.4	454,389.5
10年超	188,930.6	174,564.1
国債合計	924,589.0	881,477.2
その他有価証券		
1年未満	89,394.4	89,406.8
1年から5年	127,297.5	127,299.6
5年から10年	52,674.7	52,675.2
10年超	-	-
その他有価証券合計	269,366.6	269,381.6
満期保有負債証券合計	1,288,727.3	1,246,829.4

以下の表は、2014年3月31日現在の各種売却可能負債証券の満期別内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	償却原価	公正価値
社債		
1年未満	17,748.8	18,276.0
1年から5年	41,811.2	42,048.3
5年から10年	40,783.5	40,706.2
10年超	16,870.3	16,533.9
社債合計	117,213.8	117,564.4
インド国債		
1年未満	140,250.4	139,906.7
1年から5年	31,290.1	31,308.1
5年から10年	30,337.2	30,868.4
10年超	210.4	215.2
インド国債合計	202,088.1	202,298.4
その他有価証券		
1年未満	33,565.5	33,660.2
1年から5年	65,658.1	65,484.2
5年から10年	18,914.7	19,075.8
10年超	21,138.4	22,016.2
その他有価証券合計	139,276.7	140,236.4
売却可能負債証券合計	458,578.6	460,099.2

6. 買戻取引

当年度において、当グループは買戻条件付及び売戻条件付国債取引を行っている。通常、これらの取引は非常に短い期間で行われ、インド準備銀行、銀行及びその他の金融機関を相手方として実施される。

2014年3月31日現在、流動性調整枠を含む買戻条件付取引に基づく借入残高は、129,274.7百万インド・ルピー(2013年3月31日: 204,342.0百万インド・ルピー)であり、流動性調整枠を含む売戻条件付取引に基づく貸出残高は、4,848.4百万インド・ルピー(2013年3月31日: 50,211.3百万インド・ルピー)であった。

2014年度中の流動性調整枠を含む買戻条件付取引に基づく平均借入は、146,421.0百万インド・ルピー(2013年3月31日: 140,510.3百万インド・ルピー)であり、流動性調整枠を含む売戻条件付取引に基づく平均貸出は、9,272.4百万インド・ルピー(2013年3月31日: 8,037.8百万インド・ルピー)であった。

7. 貸付金

以下の表は、表示期間のカテゴリー別の貸付金の内訳を示している。

	3月31日現在	
	2014年	2013年
(単位: 百万インド・ルピー)		
コマーシャル・ローン	2,494,149.9	2,204,053.7
ターム・ローン	1,912,313.8	1,726,107.4
運転資金枠 ¹	581,836.1	477,946.3
個人向け貸付金及びクレジットカード債権	1,470,783.2	1,181,588.2
住宅ローン	895,363.4	744,127.8
その他の担保付貸付金	486,413.9	361,977.8
クレジットカード	36,163.5	36,386.2
その他の無担保貸付金	52,842.4	39,096.4
リース金融	-	-
貸付金、総額	3,964,933.1	3,385,641.9
貸倒引当金 ²	(91,515.3)	(85,900.6)
貸付金、純額	3,873,417.8	3,299,741.3

1. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。
2. 正常債権に対する引当金を除く。

コマーシャル・ローン

コマーシャル・ローンは、企業及びその他の事業体に実行されたターム・ローン及び運転資金枠を含む。コマーシャル貸付は貸付金ポートフォリオ合計の大部分を占める。

各コマーシャル・ローンは、当行の与信方針に準拠した詳細な信用調査プロセスを経る。貸付実行後、コマーシャル・ローンは個別にモニタリングされ、借り手の貸付金返済能力低下の可能性についてレビューされる。コーポレート・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンスを含むターム・ローンは、通常借り手の固定資産（通常は、有形固定資産）に係る第一抵当権によって担保される。買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む運転資金枠は通常、借り手の流動資産（通常は、在庫及び売掛債権）に係る第一抵当権によって担保される。

事業に影響を及ぼす全般的な経済状況が当行のコマーシャル・ローン・ポートフォリオに影響する。インド経済の長引く低迷が顧客の貸付金返済能力に悪影響を及ぼす可能性がある。国際貿易の連動性が深まる中、顧客の貸付金返済能力は米国及びその他の主要国の経済状況の悪化により、マイナスの影響を受けることもある。不利な為替変動も顧客の債務負担を増加させ、貸付金返済能力に悪影響を及ぼす。

工業及び製造業向けに実行されたプロジェクト・ファイナンス・ターム・ローンは、当行のコマーシャル・ローン・ポートフォリオの重要な部分を占める。各顧客のこれらの貸付金の返済能力はファイナンスされたプロジェクトの実行可能性、すなわちプロジェクトの完成の適時性、政策の安定性及び市場需要の変化に左右される。

個人向け貸付金

当行の個人向け貸付金は有担保及び無担保貸付金の両方で構成される。個人向け担保付貸付金が、当行の個人向け貸付金ポートフォリオの大部分を占める。当行の担保付貸付金ポートフォリオは融資された資産に係る第一及び独占的抵当権で担保されているが、債務不履行の場合の回収は、インドにおける長期間の法的プロセスにより数年間遅延することがある。回収実務への規制ガイドラインによる影響を受けた回収の取組みもまた、回収に影響を及ぼす。リスクを低減するために、当行は個人向けの割賦貸付金の返済に関し、銀行口座からの自動引き落とし又は事前に期日を設定した先日付小切手を取得している。

担保付個人向け貸付金ポートフォリオ

当行の担保付貸付金ポートフォリオは、住宅ローン、自動車ローン、貴金属ローン、商業車両ローン及びその他の担保付貸付金で構成される。

当行の住宅ローン・ポートフォリオには、個人及び事業体に対して実行される住宅ローンが含まれる。通常、住宅ローンは融資された不動産に係る第一及び独占的抵当権により担保される。借り手の債務不履行リスクは、厳格な信用レビュー手続により低減される。当行の住宅ローン・ポートフォリオのリスクは、主として、金利の変動、ポートフォリオに含まれる貸付金の融資比率、借り手の雇用状況の性質（会社員か自営業か）及び借り手の所得水準によって決定される。

当行の自動車ローン及び商業車両ローンのポートフォリオも融資された資産に係る第一抵当権により担保される。自動車ローン・ポートフォリオの実績に影響を与える主な要因には、借り手の雇用状況の性質、借り手の所得水準、ポートフォリオに含まれる貸付金の融資比率及び融資を受けた車両の使用内容が含まれる。当行の商業車両ローン・ポートフォリオのリスクは、燃料価格、経済活動の状況及び借り手の特徴により大部分が決定される。

農業用機器向け貸付金の借り手の返済能力は、一般的にインドにおける農業、つまりモンスーンのタイミングに左右される。

無担保個人向け貸付金ポートフォリオ

当行の無担保の貸付金ポートフォリオには、個人向けローン及びクレジットカードが含まれる。一般的な経済状況及び失業率の変化、経済成長率及び借り手の所得水準などのその他の要因がこのポートフォリオに影響する。

貸付金の満期分析

以下の表は、表示期間の貸付金の満期を示している。

	3月31日現在	
	2014年	2013年
(単位：百万インド・ルピー)		
1年未満	1,020,877.3	917,016.1
1年から5年	2,173,044.0	1,903,317.4
5年超	679,496.5	479,407.8
合計	3,873,417.8	3,299,741.3

貸付金に係る受取利息

当グループは、受取利息を発生した時点において損益勘定に認識するが、インド準備銀行/国立住宅銀行の収益計上及び資産分類規範に基づいて実現した時点で受取利息を認識する不良債権は除かれる。不良債権区分から正常先区分へ格上げされた場合には、格上げされた時点で受取利息の未収認識を行う。

以下の表は、表示期間の貸付金に係る受取利息の内訳を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万インド・ルピー)			
コマーシャル・ローン	203,640.8	189,402.4	154,014.7
個人向け貸付金及びクレジットカード債権	133,568.0	106,222.2	92,186.2
リース金融	-	-	0.3
合計	337,208.8	295,624.6	246,201.2

標準貸出条件緩和債権

当グループは、財政困難に陥った債務者への貸付金について、返済期間、元本、分割返済及び金利の引き下げを含むその他の状況においては適用されない契約条件の譲歩的変更を行った場合、当該貸付金を貸出条件緩和債権として分類している。債務者が最低1年間にわたり契約条件に基づき返済する能力があることを証明した場合には、貸出条件緩和の対象となった貸付金は正常貸付金の区分に格上げされ、また債務者は適正自己資本の計算上正常貸付金/リスク加重に対する一般引当金が適用される正常先区分に再分類される。2014年3月31日現在、当グループは貸出条件緩和の対象となっている債務者に対して、24,686.1百万インド・ルピー（2013年3月31日：5,640.5百万インド・ルピー）の貸出契約（非資金ベースの融資枠と統合可能な資金ベースの契約を含む）を有している。

以下の表は、表示期間の標準貸出条件緩和債権の内訳を示している。

	3月31日現在	
	2014年	2013年
(単位：百万インド・ルピー)		
コマーシャル・ローン		
ターム・ローン	110,114.6	59,243.7
運転資金貸付金	23,036.5	7,675.3
個人向け貸付金		
住宅ローン	296.7	387.8
その他の担保付貸付金	-	-
クレジットカード	-	-
その他の無担保貸付金	-	-
リース金融	-	-
貸出条件緩和債権合計	133,447.8	67,306.8
貸倒引当金	(11,235.0)	(5,294.1)
貸出条件緩和債権、純額	122,212.8	62,012.7

すべての債務者ごとの貸出条件緩和債権の残高を示している。

当行は、確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含めたすべての信用エクスポージャーを、インド準備銀行ガイドラインに従って正常貸付金と不良貸付金に分類している。海外支店が保有する貸付金で、回復実績以外の理由により貸付実施国の規制では減損と識別されるが現行のインド準備銀行ガイドラインでは正常とされる貸付金は、貸付実施国の残高を上限として、不良貸付金として識別される。当行の住宅金融子会社の場合、貸付金及びその他の与信枠は国立住宅銀行ガイドラインに従って正常貸付金と不良貸付金に分類されている。さらに不良貸付金はインド準備銀行及び国立住宅銀行で規定されている基準に基づいて、要管理、貸倒懸念、破綻資産に分類されている。当行の海外銀行子会社の貸出金について、当該貸付金の当初認識後に発生した1つ以上の事象（損失事象）による減損の客観的な証拠があり、当該損失事象により信頼性を持って見積ることが可能である当該貸付金の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす場合、当該貸付金は減損に分類される。

以下の表は、表示期間の標準貸出条件緩和債権以外の貸付金を含む不良貸付金の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
コマーシャル・ローン		
ターム・ローン	49,416.7	25,702.1
運転資金貸付金	40,127.4	31,916.2
個人向け貸付金		
住宅ローン	7,685.0	7,918.3
その他の担保付貸付金	13,978.7	15,556.0
クレジットカード	3,427.1	9,417.0
その他の無担保貸付金	7,877.5	16,265.3
リース金融	-	-
不良貸付金合計	122,512.4	106,774.9
貸倒引当金	(77,914.7)	(77,663.9)
不良貸付金、純額	44,597.7	29,111.0

それぞれの子会社に適用されるガイドラインに従って不良貸付金/減損貸付金を特定している。

貸倒引当金

当行及び住宅金融子会社は、不良貸付金に対して個別引当金及び正常資産について一般引当金を計上している。個別引当金の追加に関する評価は、既存の個別引当金を考慮して行われる。当行が保有するリテール貸付金に対する個別引当金は、規制上の最低要件を上回っている。当行の海外銀行子会社の貸倒引当金は、識別された信用関連損失及び発生しているが識別されていない損失に充当するために十分であると経営陣が考える水準で設定されている。当行は、貸出条件緩和/返済繰延された資産に対する引当金について、貸出条件緩和に適用されるインド準備銀行ガイドラインに従って引当金を計上している。

以下の表は、表示期間の標準貸出条件緩和債権に関する貸倒引当金残高の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
貸倒引当金期首残高	5,294.1	4,642.5	940.5
貸倒引当金期中繰入額	7,171.1	2,045.0	3,894.2
減額/余剰残高戻入 ¹	(1,230.2)	(1,393.4)	(192.2)
貸倒引当金期末残高	11,235.0	5,294.1	4,642.5

1. 期中に正常資産に格上げされた/不良資産に格下げされた貸出条件緩和資産に関する引当金を含む。

以下の表は、表示期間の標準貸出条件緩和債権以外の貸付金を含む不良貸付金に関する貸倒引当金残高の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
貸倒引当金期首残高	77,663.9	79,334.4	79,217.3
貸倒引当金期中繰入額	28,894.5	24,221.9	22,069.7
償却/余剰残高戻入	(28,643.7)	(25,892.4)	(21,952.6)
貸倒引当金期末残高	77,914.7	77,663.9	79,334.4

以下の表は、2014年3月31日に終了した年度における貸倒引当金残高の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)					
項目	コマーシャル・ローン	個人向け貸付金及びクレジットカード債権	リース金融	未割当	合計
A. 不良貸付金					
貸倒引当金期首合計残高	35,022.0	42,641.9	-	-	77,663.9
追加：貸倒引当金繰入額	21,880.2	7,014.3	-	-	28,894.5
控除：貸付金償却に使用	(2,453.9)	(19,584.1)	-	-	(22,038.0)
控除：余剰残高戻入	(2,120.3)	(4,485.4)	-	-	(6,605.7)
A. 不良貸付金に対する貸倒引当金期末合計残高	52,328.0	25,586.7	-	-	77,914.7
B. 貸出条件緩和債権を含む正常貸付金に対する貸倒引当金期末残高	13,530.0	70.6	-	21,443.8	35,044.4
C. 貸倒引当金期末合計残高 (A)+(B)	65,858.0	25,657.3	-	21,443.8	112,959.1
期末残高：個別減損評価	65,858.0	25,657.3	-	-	91,515.3
期末残高：一括減損評価	-	-	-	21,443.8	21,443.8
期末残高：信用力の低下している貸付金の取得	-	-	-	-	-

以下の表は、2013年3月31日に終了した年度における貸倒引当金残高の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)					
項目	コマーシャル・ローン	個人向け貸付金及びクレジットカード債権	リース金融	未割当	合計
A. 不良貸付金					
貸倒引当金期首合計残高	22,406.8	56,927.6	-	-	79,334.4
追加：貸倒引当金繰入額	16,591.2	7,630.7	-	-	24,221.9
控除：貸付金償却に使用	(1,558.6)	(15,338.8)	-	-	(16,897.4)
控除：余剰残高戻入	(2,417.4)	(6,577.6)	-	-	(8,995.0)
A. 不良貸付金に対する貸倒引当金期末合計残高	35,022.0	42,641.9	-	-	77,663.9
B. 貸出条件緩和債権を含む正常貸付金に対する貸倒引当金期末残高	8,184.3	52.4	-	19,095.2	27,331.9
C. 貸倒引当金期末合計残高 (A)+(B)	43,206.3	42,694.3	-	19,095.2	104,995.8
期末残高：個別減損評価	43,206.3	42,694.3	-	-	85,900.6
期末残高：一括減損評価	-	-	-	19,095.2	19,095.2
期末残高：信用力の低下している貸付金の取得	-	-	-	-	-

当グループは既存の個別引当金を考慮した後に追加となる個別引当金を評価するが、前年度に償却済みで債務者の現状に鑑み引当金はこれ以上不要とされた債務者からの回収額は、損益勘定に計上されている。

延滞金融債権の年齢分析－正常貸付金

当行又は当行の子会社が定めた支払期限を30日経過後に支払われていない貸付枠内の金額は延滞債権とみなされる。

以下の表は2014年3月31日に終了した年度における、期限経過正常貸付金の年齢調べを示している。

(単位：百万インド・ルピー)					
項目	期限未到来 ¹	31日から 60日まで	61日から 90日まで	90日超 ²	期限経過 合計 ³
コマーシャル・ローン					
ターム・ローン	1,759,676.6	72,565.1	22,829.9	18,628.2	114,023.2
運転資金枠 ⁴	506,760.6	27,412.6	2,711.6	4,408.0	34,532.2
個人向け貸付金					
住宅ローン	881,422.0	3,627.3	2,413.5	169.7	6,210.5
その他の担保付貸付金	463,986.5	4,415.1	3,129.2	1,219.2	8,763.5
クレジットカード	32,349.2	286.4	100.8	-	387.2
その他の無担保貸付金	44,987.5	139.3	71.3	0.5	211.1
リース金融	-	-	-	-	-
合計	3,689,182.4	108,445.8	31,256.3	24,425.6	164,127.7

1. 延滞日数が30日を超えないものについては期限未到来とする。
2. 政府保証付貸付金、延滞日数が360日未満の農作物関連の農業貸付金及び海外銀行子会社に適用されるガイドラインに従って減損されていないと評価されたその他の貸付金を含む。
3. 表示金額は借り手を基準とした残高ではなく、延滞している融資枠の残高で表示されている。
4. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。

以下の表は2013年3月31日に終了した年度における、期限経過正常貸付金の年齢調べを示している。

(単位：百万インド・ルピー)					
項目	期限未到来 ¹	31日から 60日まで	61日から 90日まで	90日超 ²	期限経過 合計 ³
コマーシャル・ローン					
ターム・ローン	1,594,716.5	84,053.3	24,247.6	16,287.5	124,588.4
運転資金枠 ⁴	484,011.0	19,835.0	1,810.4	1,861.4	23,506.8
個人向け貸付金					
住宅ローン	729,105.5	3,994.3	2,762.7	300.5	7,057.5
その他の担保付貸付金	278,100.0	3,502.2	2,205.4	1,031.8	6,739.4
クレジットカード	26,452.2	390.0	127.1	-	517.1
その他の無担保貸付金	22,763.9	41.0	23.2	-	64.2
リース金融	-	-	-	-	-
合計	3,135,149.1	111,815.8	31,176.4	19,481.2	162,473.4

1. 延滞日数が30日を超えないものについては期限未到来とする。
2. 政府保証付貸付金、延滞日数が360日未満の農作物関連の農業貸付金及び海外銀行子会社に適用されるガイドラインに従って減損されていないと評価されたその他の貸付金を含む。
3. 表示金額は借り手を基準とした残高ではなく、延滞している融資枠の残高で表示されている。
4. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。

以下の表は2014年3月31日に終了した年度における、不良貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	引当金が算出されている不良貸付金に対する		引当金が算出されていない不良貸付金に対する	
	不良貸付金に対する投資計上総額 (引当金控除後)	投資計上総額 (引当金控除後)	投資計上総額	未払元本金額
コマーシャル・ローン				
ターム・ローン	27,511.1	27,511.1	-	49,416.7
運転資金枠	9,705.0	9,705.0	-	40,127.4
個人向け貸付金				
住宅ローン	3,743.9	3,743.9	-	7,685.0
その他の担保付貸付金	3,288.9	3,288.9	-	13,978.7
クレジットカード	248.2	248.2	-	3,427.1
その他の無担保貸付金	100.6	100.6	-	7,877.5
リース金融	-	-	-	-
合計	44,597.7	44,597.7	-	122,512.4

以下の表は2013年3月31日に終了した年度における、不良貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	引当金が算出されている不良貸付金に対する		引当金が算出されていない不良貸付金に対する	
	不良貸付金に対する投資計上総額 (引当金控除後)	投資計上総額 (引当金控除後)	投資計上総額	未払元本金額
コマーシャル・ローン				
ターム・ローン	12,907.6	12,907.6	-	25,702.1
運転資金枠	9,688.7	9,688.7	-	31,916.2
個人向け貸付金				
住宅ローン	4,152.2	4,152.2	-	7,918.3
その他の担保付貸付金	2,120.1	2,120.1	-	15,556.0
クレジットカード	195.1	195.1	-	9,417.0
その他の無担保貸付金	47.3	47.3	-	16,265.3
リース金融	-	-	-	-
合計	29,111.0	29,111.0	-	106,774.9

当グループは内部格付けによる法人及び個人貸付金の信用度を監視する包括的なフレームワークを有している。大半のポートフォリオについては、各債務者及びポートフォリオについて格付レビューが最低でも年一度行われている。開示目的のため当グループは、内部格付けを信用度として使用している。

以下の表は、各格付けに関わる損失可能性とリンクした内部格付けの説明である。

格付け	定義
(I) 投資適格	金融債務が適時に支払われるかについて中程度から高程度の安全性があると判断された法人/債務。
AAA、AA+、AA、AA-、1、2A-C	金融債務が適時に支払われるかについて高程度の安全性があると判断された法人/債務。
A+、A、A-、3A-C	金融債務が適時に支払われるかについて安全性が妥当であると判断された法人/債務。
BBB+、BBB及びBBB-、4A-C	金融債務が適時に支払われるかについて中程度の安全性があると判断された法人/債務。
(II) 投資不適格 (BB及びB、D、5、6、7、8)	金融債務が適時に支払われるかについての安全性が不十分であると判断された法人/債務。

以下の表は、表示期間における、貸付金(純額)の信用度を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度
格付		
投資適格	3,377,322.7	2,878,828.1
AAA、AA+、AA、AA-、1、2A-C	1,092,268.7	837,644.9
A+、A、A-、3A-C	877,698.6	804,903.2
BBB+、BBB及びBBB-、4A-C	1,407,355.4	1,236,280.0
投資不適格	434,932.7	366,821.6
未格付け	61,162.4	54,091.6
貸付金(純額)	3,873,417.8	3,299,741.3

8. 当年度中に証券化会社(SC)あるいは再建会社(RC)へ譲渡された金融資産

当行は、インド準備銀行が公表した金融資産の譲渡を規制するガイドラインに従って、資産再建会社(以下「ARC」という。)へ特定の資産を譲渡している。当行は、ARCが発行したパススルー証券と引き換える形式で、資産再建会社へ不良資産を譲渡しており、この証券保有者への支払いは、譲渡した資産から獲得したキャッシュ・フローを元手としている。ARCが管理する信託が発行する有価証券受領書を評価する目的で、有価証券受領書は当該ARCから報告される純資産価値で評価される。

以下の表は、表示期間において譲渡された資産についての詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー、ただし口座数を除く)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
対象口座数 ¹	2	4	2
SC/RCに売却された口座の総額(引当金控除後)	1,508.6	82.9	44.4
対価総額	1,776.0	116.5	94.1
過年度に譲渡された口座に関して実現した追加対価 ²	-	-	-
純取得価格に対する利益/(損失)総額	267.4	33.6	49.7

1. 過去に償却された口座を除く。

2. 2014年3月31日に終了した年度において、ARCは5件の有価証券受領書について全額償還している。2014年3月31日に終了した年度における利益/損失は、6.2百万インド・ルピー(2013年3月31日：ゼロ)であった。

当行は、2014年度に2件の法人向け貸付金を、2013年度に4件の法人向け貸付金を、2012年度に2件の法人向け貸付金を売却した。

9. 売却した不良資産の詳細(SC/RCへの売却分を除く)

当行は、インド準備銀行が公表した売却に関するガイドラインに従って特定の不良資産を売却した。

以下の表は、表示期間に売却された不良資産の詳細を示している(SC/RCへの売却分を除く)。

(単位：百万インド・ルピー、ただし口座数を除く)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
口座数	1	2	1
売却された口座の総額(引当金控除後)－SC/RCへの売却分を除く	-	78.8	642.0
対価総額	199.0	100.1	641.0
純売却価値に対する利益/(損失)総額	199.0	21.3	(1.0)

当行は、2014年度に1件の法人向け貸付金を、2013年度に2件の法人向け貸付金を、2012年度に1件の法人向け貸付金を売却した。

10. 信用リスクの集中

経済的、産業別又は地理的要因の変化が、当グループの信用エクスポージャー全体に重要な比率を占める取引先グループに対して影響を及ぼす場合に、信用リスクの集中が存在する。当グループの金融商品のポートフォリオは、主にインド国内の産業、商品及び地理的に広く分散されている。

当グループは、インド準備銀行が公表した連結財務諸表に関する監督ガイドラインに準拠している。エクスポージャー総額に基づく当グループの債務者上位20社（銀行以外）の合計は、2014年3月31日現在、約1,143,850.3百万インド・ルピーで、これは当グループの資本の119.6%に相当する（2013年3月31日現在：約1,083,179.7百万インド・ルピー、当グループの資本の125.2%に相当）。単独の債務者（銀行以外）の最大エクスポージャーは、2014年3月31日現在、115,698.7百万インド・ルピーで、これは当グループの資本の12.1%に相当する（2013年3月31日現在：109,060.6百万インド・ルピー、当グループの資本の12.6%に相当）。

同一経営陣の支配下にあるグループ会社に対する最大貸付残高は、2014年3月31日現在、当グループの資本の約29.1%を占めていた（2013年3月31日現在：当グループの資本の約30.1%）。

11. 貸付契約

当グループには顧客に対して貸付及び資金提供を行う未実行の契約残高がある。2014年3月31日現在、非資金ベースの融資枠と統合可能な資金ベースの契約を含むこれらの貸付契約は総額1,068,369.9百万インド・ルピー（2013年3月31日：1,363,551.5百万インド・ルピー）であった。これらの契約の大部分にかかる金利は貸付実行日の実勢貸付利率に基づき決定される。さらに、これらの契約は失効日が確定しており、借手による特定の信用基準の維持を条件としている。

12. 資本コミットメント

当グループは、多くの資本契約に基づく義務を負っている。資本契約とは契約された資本的性質の指示書である。資本勘定に関連する未履行の契約残高は2014年3月31日現在で6,059.1百万インド・ルピー（2013年3月31日：3,843.8百万インド・ルピー）であった。

13. デリバティブ

ICICIバンクはインドの金融デリバティブ市場における主要な参加者である。当行は貸借対照表管理及びマーケット・メイキング目的（デリバティブ商品をリスク・ヘッジ目的で顧客に提供する）でデリバティブを扱っている。

デリバティブ取引は、その目的に応じて当行のトレジャリー部門の特定のグループにより行われている。デリバティブ取引はトレジャリー部門のフロント・オフィスにより実施される。トレジャリー部門のコントロール・アンド・サービス・グループは、フロント・オフィスが実施した取引について独立的な立場でチェックを行うと共に、確認、決済、会計、リスク・モニタリング、及び報告も行い、様々な内部及び規制ガイドラインの遵守状況を確認している。

デリバティブにおけるマーケット・メイキング及び自己勘定取引は、ポジション限度額、損失限度額、及びその他のリスク限度額などを定めた当行の投資方針及びデリバティブ方針により規定されている。リスク管理グループは、リスク計算及びモニタリング方法を規定する。取締役会のリスク委員会は、与信及び回収政策、投資方針、デリバティブ方針、資産負債管理方針及びオペレーショナル・リスク管理方針を含む当行の様々なリスクに関する管理方針について見直しを行っている。RCBは、非常勤取締役、マネージング・ディレクター及びCEOにより構成されている。

当行は、デリバティブ・ポートフォリオのリスクをバリュー・アット・リスク(以下「VAR」という。)、損失限度額及びオプションに関連するリスク測定といったリスク・マトリックスを用いて測定及びモニタリングを行っている。デリバティブに関するリスクレポートは、経営情報システムの不可欠な一部である。

インドGAAPに基づくヘッジ目的のデリバティブの使用は、資産負債管理委員会により承認されたヘッジ方針により規定されている。該当するインド準備銀行ガイドラインに準拠して、当行は、固定金利、変動金利、又は外貨建て資産/負債をヘッジするためにデリバティブ取引を行っている。ヘッジ目的とマーケット・メイキング目的の取引は別々に記録される。ヘッジ目的の取引においては、当行は取引の開始時点でヘッジ対象（資産又は負債）を特定する。有効性は、ヘッジの開始時及びその後定期的に評価される。

ヘッジデリバティブ取引は、ヘッジ会計の原則に準拠して会計処理される。マーケット・メイキング目的のデリバティブは時価評価され、その結果生じた損益は損益勘定に計上される。オプション契約のプレミアムはインド外国為替業協会のガイドラインに従って会計処理される。

当初の満期が14日以内の取引を除く金利及び通貨デリバティブ取引(売買目的及びヘッジ目的の両方)に係る信用エクスポージャーは、インド準備銀行ガイドラインに従ったカレント・エクスポージャー法を用いて算出されるが、これは正の時価評価及びこれら契約に係る潜在的将来エクスポージャーを合算することで得られる。インド準備銀行ガイドラインによると、潜在的将来エクスポージャーは、これら契約の想定元本(これら契約の時価がゼロ、正の値もしくは負の値であるかは考慮しない)に、契約の種類や商品の満期日までの残存期間による0.5%から15%までの関連する追加係数を乗じることにより算出される。売却された単一の通貨変動/変動金利スワップ及び売オプションの信用エクスポージャーは、これら商品の正の時価評価を基に算出される。アンファンデッド型のクレジット・デリバティブの信用エクスポージャーは、インド準備銀行ガイドラインに準拠して算出されていた。アンファンデッド型のクレジット・デリバティブの発行者に係る信用エクスポージャーは、バーゼルⅡの枠組みでは、カレント・エクスポージャー法を用いて算出される。プロテクションの売り取引の場合、未払プレミアム全体はプロテクションの買い手のエクスポージャーとして取り扱われ、プロテクションの買い取引の場合、正の場合の現在の時価評価(時価評価がマイナスの場合はゼロ)及び潜在的将来エクスポージャーの合計として認識される。潜在的将来エクスポージャーは、これら契約の想定元本(これら契約の時価評価がゼロ、正の値もしくは負の値であるかは考慮しない)に、参照債務の格付けによる10%から20%までの関連する追加係数を乗じることにより算出される。担保付のプロテクションの買い取引の場合は、利用可能な担保の範囲までエクスポージャーは認識されない。アンファンデッド型のクレジット・デリバティブの2つの完全に同一の反対ポジションがヘッジ・ポジションを形成している場合は、参照事業体に対してエクスポージャーは認識されない。株式先物及びオプションの信用エクスポージャーは、市場価格及び貸借対照表日におけるオープン契約を基に算出される。

デリバティブ取引に関しては、各相手方と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約を締結している。

以下の表は、2014年3月31日に終了した年度における想定元本、公正価値、デリバティブの実現/未実現損益及び売買目的デリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)					
項目	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	デリバティブ の利益/ (損失) ³	信用エク スポージャー
金利デリバティブ ¹	3,130,220.5	29,742.3	(28,521.3)	2,443.6	57,999.1
通貨デリバティブ(為替デリバティブ を含む) ²	3,808,386.9	102,162.4	(103,182.9)	(1,258.1)	234,332.1
株式デリバティブ	105.4	2.3	-	(22.0)	105.4
アンファンデッド型のクレジット・デ リバティブ	-	-	-	50.8	-

1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションは金利デリバティブに含まれる。
2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。
3. 当行は、主に過年度に計上した貸倒損失の回収により、208.4百万インド・ルピーの利益を追加計上した。

以下の表は、2013年3月31日に終了した年度における想定元本、公正価値、デリバティブの実現/未実現損益及び売買目的デリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)					
項目	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	デリバティブ の利益/ (損失) ³	信用エク スポージャー
金利デリバティブ ¹	3,201,199.1	27,983.1	(23,362.6)	89.1	56,050.2
通貨デリバティブ(為替デリバティブ を含む) ²	3,865,370.5	81,700.6	(79,665.5)	2,876.1	216,579.3
株式デリバティブ	14.1	-	-	14.6	213.9
アンファンデッド型のクレジット・デ リバティブ	3,467.3	109.5	(76.6)	344.1	3,760.0

1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションは金利デリバティブに含まれる。
2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。
3. 当行は、貸倒損失による52.4百万インド・ルピーの損失を追加計上した。

以下の表は、2014年3月31日に終了した年度における想定元本、時価評価されたポジション及びヘッジデリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)				
項目	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	信用エク スポージャー
金利デリバティブ ¹	449,022.3	14,875.0	(1,590.4)	21,878.0
通貨デリバティブ（為替デリバティブを含む） ²	46,672.0	1,501.0	(5.7)	5,914.4
1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションは金利デリバティブに含まれる。				
2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。				

以下の表は、2013年3月31日に終了した年度における想定元本、時価評価されたポジション及びヘッジデリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)				
項目	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	信用エク スポージャー
金利デリバティブ ¹	310,501.5	22,126.2	(433.7)	26,656.3
通貨デリバティブ（為替デリバティブを含む） ²	15,053.6	202.9	(122.6)	1,498.4
1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションは金利デリバティブに含まれる。				
2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。				

2014年3月31日及び2013年3月31日に終了した年度における公正価値の変動により生じたヘッジ対象の利益／（損失）はそれぞれ8,091.8百万インド・ルピー及び2,544.2百万インド・ルピーであり、2014年3月31日及び2013年3月31日に終了した年度における公正価値の変動により生じた対応するヘッジ手段の利益／（損失）はそれぞれ(7,850.7)百万インド・ルピー及び(1,910.4)百万インド・ルピーであった。

当グループはまた、2014年3月31日現在、海外事業に対する純投資の外貨エクスポージャーを想定元本51,813.4百万インド・ルピーの先物為替予約でヘッジしている。これらのヘッジ手段の正及び負の公正価値総額はそれぞれ1,481.2百万インド・ルピー及び(229.6)百万インド・ルピーであり、2014年3月31日現在の信用エクスポージャーは2,825.0百万インド・ルピーであった。

当グループは、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・リンク債、債務担保証券及び元本保証型ストラクチャーを含むクレジット・デリバティブ商品を取り扱った。2014年3月31日現在、未収利息ゼロ（2013年3月31日現在：15.3百万インド・ルピー）を除くこれらのクレジット・デリバティブの想定元本残高は、資金関連商品がゼロ（2013年3月31日現在：814.3百万インド・ルピー）及び非資金関連商品がゼロ（2013年3月31日現在：3,467.3百万インド・ルピー）であった。資金関連商品の場合、当グループは契約条件に基づき、売却したプロテクションについてプロテクションの買い手に一定金額を預託する。ブルームバーグ／ロイター及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会などの市場情報を用いた内部モデルに基づいて決定された、上記のポートフォリオに関する2014年3月31日現在の時価評価による純利益はゼロ（2013年3月31日現在：時価評価による利益0.03百万インド・ルピー）であり、損益勘定を通じて引当てられている。2014年3月31日に終了した年度における、時価評価及び実現利益／損失による上記ポートフォリオへの影響は、0.6百万インド・ルピーの純損失（2013年3月31日現在：109.4百万インド・ルピーの純利益）であった。2014年3月31日現在、当グループの資金関連及び非資金関連クレジット・デリバティブに関する将来の最大支払額はゼロであった。

2014年3月31日現在、純負債ポジションにある非資金関連クレジット・デリバティブの公正価値はゼロ（2013年3月31日現在：4.2百万インド・ルピー）であった。これらのクレジット・デリバティブに関し、当グループは契約相手に対し担保を供していない。これらの商品に基づく偶発特性に関連した信用リスクが2014年3月31日に発生した場合、当グループは契約相手に対し担保を供する必要はないが、想定元本金額及び商品を直ちに決済させるための取引終了費用ゼロ（2013年3月31日現在：3,467.3百万インド・ルピー）を支払うことを要求される。2014年3月31日現在、資金関連クレジット・デリバティブの時価評価による損失総額は、ゼロ（2013年3月31日現在：10.8百万インド・ルピー）であった。当グループはこれらの資金関連クレジット・デリバティブの想定元本金額ゼロ（2013年3月31日現在：814.3百万インド・ルピー）をプロテクションの買い手に預託している。これらの商品に基づく偶発特性に関連した信用リスクが2014年3月31日に発生した場合、当グループは契約相手に対し追加担保を供する必要はないが、預託金はこれらの商品を直ちに決済させるために利用されることになる。

過去の実績に基づき、当グループは、売却された信用プロテクションの潜在的損失額は将来の最大支払額を下回ると考えている。当グループは、クレジット・デフォルト・スワップ・プロテクションの売り手として、信用デフォルト発生時にプロテクションの買い手から基礎となる債務（参照会社の社債又は貸付金の特性を有する）を受け取る権利を有している。

当行は、海外支店の顧客に対し、金利、為替、信用又は株式ベンチマークに関連するストラクチャード・リターンを伴う預金商品を提供している。当行は、銀行間市場において当該エクスポージャーを担保している。2014年3月31日現在、当該ポートフォリオのオープン・ポジション純額はゼロ（2013年3月31日：ゼロ）であった。同日における時価評価による利益は6.2百万インド・ルピー（2013年3月31日：13.9百万インド・ルピー）であり、損益勘定を通じて引当てられている。2014年3月31日現在、純負債ポジションである当該ストラクチャード・リターン・リンク・デリバティブの公正価値は393.3百万インド・ルピー（2013年3月31日：161.6百万インド・ルピー）であった。これらの商品に関して、当行は契約相手に対し担保を供していない。2014年3月31日現在、信用リスクに関連した偶発特性が発生した場合、当該信用商品を直ちに決済するために必要な金額の総額は、2,956.8百万インド・ルピー（2013年3月31日：4,940.2百万インド・ルピー）であった。

14. 税務上の偶発事象

様々な税務に関連する訴訟が当グループを相手取り、税務当局又は裁判所において様々な段階で提訴されている。経営陣がその意見形成において利用可能なすべての情報を考慮した上で引当金が必要と判断した場合には、当グループはそのような負債を引当計上する。

そのような訴訟について、負債が存在し、かつ合理的に測定可能であることを経営陣が評価できるほどに進展した場合、経営陣はそのような負債の最善の見積りを計上する。経営陣は、起こりうる結果について合理的な範囲で見積り可能な場合には最善の見積りを計上する。又は範囲の中から特定の見積りを選択することが出来ない場合には、当該範囲の最低額以上の負債を計上する。争点になっている税金額は、過年度の控訴又は調査完了時において当グループに有利な決定が下された際の還付金に対して税務当局により修正される。又は当グループによる支払いが生じ、あるいは停止命令により一時保留される。この支払、修正又は停止により当グループが行った提訴の結果が害されることはない。前払税金はその他資産に計上される。

2014年3月31日現在、当グループは、インド税務当局より過年度に対して課される、主に法人所得税、サービス税及び売上税／付加価値税に関連する偶発税務負債が46,883.2百万インド・ルピー（2013年3月31日：41,080.8百万インド・ルピー）であると判断した。当グループはこれらの納税請求のそれぞれに対して控訴した。弁護士への相談結果及び以下に記載のとおり、当グループ又はその他の案件に関する有利な決定に基づいて、当グループの経営陣は、税務当局が法人所得税、サービス税及び売上税／付加価値税に関する評価を実証できる可能性は低いと考えているため、2014年3月31日現在、これらの納税請求に対する引当金を計上していない。発生可能性が僅かである税務上の争点は、当グループの偶発事象としての開示対象ではない。

当グループの売上税／付加価値税に関する査定額合計2,915.5百万インド・ルピーに関し、当グループはこの納税請求に対して控訴しており、弁護士への相談結果及び当グループ又はその他の案件に関する判決に基づいて有利な決定が下されると予測している。納税請求合計のうち、1,339.6百万インド・ルピーは担保権が実行された資産の処分に係る付加価値税に関係している。これは、借り手からの貸付金の回収にあたり当行は担保権実行資産の処分を促進したのみであり担保権実行資産については売り手とみなされないという弁護士からの意見に当グループが依拠したものである。その他の主な争点は、当行が行った州間／輸入リースに対する様々な州政府当局からの課税、及び金塊に係る法定書式の提出の手続き上の問題に関係したものである。

当グループのサービス税に関する査定額合計3,062.0百万インド・ルピーについて、主な争点は、サービス税当局による金利及び罰金を伴う納税請求に関係したものである。当該請求合計のうち、1,537.0百万インド・ルピーは生命保険会社に関係しており、ユニット・リンク保険制度又は生命保険制度に基づく解約／差し押さえ手数料の受領に際してのサービス税の課税に関するものであり、726.3百万インド・ルピーは、ベンチャー・キャピタル・ファンドに関係しており、ファンドが受取った積立の保有（ファンドにより提供されたマネジメント・サービスの代わりに受取った手数料として扱われる）に関するもので当グループが弁護士からの有利な意見に依拠したものである。591.8百万インド・ルピーは、当行に関するもので、主に2006年5月以前に証券化された貸付金ポートフォリオに関して信託に提供された信用供与枠に係る利息計上額、及びクレジットカード取得取引に関する加盟店設置によって受領した収益に関するものである。残りの206.9百万インド・ルピーは、当グループのその他の事業体に関係している。当グループは、税務当局が上記の納税請求を実証することは可能性はないと確信している。

当グループの法人所得税及び利子税の合計40,905.7百万インド・ルピーの査定額は、当グループ又は税務当局による控訴を含んでおり、当グループは控訴裁判所における有利な先例及び弁護士の意見に依拠している。争点となっている負債の主な詳細は以下のとおりである。

非課税所得を稼得するための費用の否認14,096.1百万インド・ルピー（2013年3月31日：11,390.8百万インド・ルピー）は、主に利息費用が非課税所得の稼得に起因しているか否かに関係している。株式/免税公債への投資に紐付けられる借入金がなく、対象となっている非課税有価証券への投資を裏付けるだけの十分な無利子ファンドがあるため、当グループは利息費用を非課税所得に配分することはできないと考えている。当グループは、弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での類似案件における有利な判決に依拠している。

デリバティブに係る時価評価損失11,237.6百万インド・ルピー（2013年3月31日：7,416.7百万インド・ルピー）は、デリバティブ取引に係る時価評価損失を税務当局が想定損失として否認したことに関係している。当グループは弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での類似案件における有利な判決（時価評価損失を事業収益から控除することを容認）に依拠している。

リース資産の減価償却6,200.0百万インド・ルピー（2013年3月31日：5,307.4百万インド・ルピー）は、リース取引を借入取引として扱うことによって、税務当局によるリース資産の減価償却の否認に関連している。当グループは弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件及びその他の類似案件における有利な判決に依拠している。

評価年度1997年－1998年までに積み立てられた特別準備金から引き出された金額2,690.2百万インド・ルピー（2013年3月31日：2,690.2百万インド・ルピー）の第41条(4A)に基づく課税可能性。当グループは評価年度1997年－1998年までに積み立てられた特別準備金を含む2つの特別準備金勘定を維持していた。当該勘定からの引出しは、評価年度1998年－1999年から2000年－2001年までに、税務当局によって課税対象と評価された。当グループは評価年度1998年－1999年及び1999年－2000年に関して有利な判決を得たが、法人税局はその有利な判決に対して上訴している。

当グループ及びその他の案件における判例、並びに税務弁護士への相談結果に基づいて、経営陣は当グループの税務上の見解が認められる可能性は高いと確信している。したがって、引当金は計上していない。

上記の偶発債務には、債務の発生可能性が低いとみなされる39,852.1百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：24,260.0百万インド・ルピー）は含まれていない。債務の発生可能性が低いと分類される係争中の納税請求合計のうち、34,920.2百万インド・ルピーは、上訴による係争中の貸倒償却及び罰金に関する控除に関係しており、主にその他の案件の最高裁判所の判決によってカバーされる。したがって、偶発債務として開示されていない。残りの4,931.9百万インド・ルピーは、生命保険会社の係争中の納税義務に関係しており、主に、税務当局からその他からの収益とみなされた株主利益に対する検査官による繰越事業欠損額の相殺の否認によるものである。これも同様に上訴裁の法人所得税に関する有利な判決に基づき、債務の発生可能性が低いと分類される。当グループは、控訴手続きが税務当局により却下される可能性があり、又は司法当局によって支持されないと考えているため、税務当局が開始した調査の結果を定量化していない。

15. 訴訟

当グループ及び当グループの取締役に対する様々な訴訟並びに申立てが様々な形で係争中である。当グループに対する申立ては主にサービスの不足、財産及び労働に関する争議、不正取引、経済的違法行為による民事訴訟及び通常の営業過程において申し立てられたその他の案件に関して生じたものである。当グループはまた、契約及び貸付金の執行に関連して発生する反訴の対象となる場合もある。不利な結果となる可能性が高く、信頼できる見積りが可能なものについては引当金が設定されている。訴訟に特有の予測不能性、及び請求額が著しく高額である場合を鑑み、訴訟の解決にかかる実際の費用は設定された引当金と大幅に異なる可能性がある。不利な結果となる可能性が合理的に高い案件の場合、上記で説明した案件に特有の性質により、発生し得る損失又は損失の範囲を見積もることは不可能である。2014年3月31日現在、不利な結果となる可能性が高い案件に関する当グループへの請求額合計は、5,838.4百万インド・ルピーであり、不利な結果となる可能性が合理的に高い案件に関する当グループへの請求額合計は13,525.0百万インド・ルピーであった。法律専門家の未解決事項に対するレビュー（当該訴訟及び申立てによる偶発損失、及び「可能性が高い」、「可能性がある」又は「可能性が僅か」といった偶発性の分類を含む）並びに関連する訴訟及び申立てに対して必要となる引当金に基づいて、経営陣は、それらの事象の結果が当グループの連結財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大かつ不利な影響を与えることはないことを確信している。

[前へ](#)[次へ](#)

連結財務諸表の一部を構成する附属明細書

16. セグメント情報

以下の表は、附属明細書18、注11Aの基準に基づく2014年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)										
番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	収益	274,116.0	324,024.8	392,902.4	32,231.1	159,902.0	57,122.0	33,494.9	(478,154.7)	795,638.5
	外部収益	125,653.2	253,854.2	139,516.1	29,234.1	159,773.9	55,835.3	31,771.7	-	795,638.5
	外部負債に係る 移転価格によ る収益及びそ の他の内部利 益	148,462.8	70,170.6	253,386.3	2,997.0	128.1	1,286.7	1,723.2	(478,154.7)	-
2.	セグメント実績	18,295.2	65,886.3	52,565.0	9,031.5	15,292.4	5,202.4	9,784.2	(13,190.7)	162,866.3
3.	未配分費用									-
4.	営業利益(2)-(3)									162,866.3
5.	法人所得税費用 (純額)／ (正味繰延税 額控除)									46,095.1
	当期純利益 ¹ (4)-(5)									116,771.2
6.	その他の情報									
7.	セグメント資産	991,908.9	2,426,741.3	2,370,923.6	681,783.0	815,256.1	131,928.9	198,767.9	(196,843.6)	7,420,466.1
8.	未配分資産 ²									54,790.7
9.	資産合計 (7)+ (8)									7,475,256.8
10.	セグメント負債			2,408,594.4						
		2,388,971.3	1,048,445.5		³ 672,409.6	³ 816,826.0	³ 135,456.3	³ 201,397.4	(196,843.7)	7,475,256.8
11.	未配分負債									-
12.	負債合計 (10)+ (11)									7,475,256.8
13.	設備投資	5,765.3	628.6	18.8	190.5	804.7	347.5	299.9	-	8,055.3
14.	減価償却費及び 償却費	4,357.2	1,044.3	12.5	488.5	468.4	496.9	350.7	(25.8)	7,192.7

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金／源泉徴収税（純額）及び繰延税資産（純額）を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

連結財務諸表の一部を構成する附属明細書

以下の表は、2013年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)										
番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	収益	225,856.3	313,687.6	355,981.5	28,346.2	173,760.3	50,433.0	29,968.0	(435,988.9)	742,044.0
	外部収益	94,287.7	238,497.2	129,236.4	28,741.6	173,613.9	49,261.1	28,406.1	-	742,044.0
	外部負債に係 る移転価格 による収益 及びその他 の内部利益	131,568.6	75,190.4	226,745.1	(395.4)	146.4	1,171.9	1,561.9	(435,988.9)	-
2.	セグメント実 績	9,545.5	66,188.6	36,613.3	6,410.1	15,696.5	2,816.8	7,817.3	(8,920.5)	136,167.6
3.	未配分費用									-
4.	営業利益(2)- (3)									136,167.6
5.	法人所得税費 用(純 額)／ (正味繰延 税額控除)									34,868.8
	当期純利益 ¹ (4)-(5)									101,298.8
6.	その他の情報									
7.	セグメント資 産	729,750.3	2,269,628.7	2,275,315.5	528,156.9	751,970.8	115,962.4	191,259.5	(182,506.0)	6,679,538.1
8.	未配分資産 ²									68,679.0
9.	資産合計(7) +(8)									6,748,217.1
10.	セグメント負 債	2,043,187.5	1,071,994.1	2,244,231.8	504,637.5 ³	753,500.5 ³	118,686.9 ³	194,484.8 ³	(182,506.0)	6,748,217.1
11.	未配分負債									-
12.	負債合計 (10)+(11)									6,748,217.1
13.	設備投資	4,426.2	1,188.2	10.8	148.6	319.7	380.0	873.9	(187.6)	7,159.8
14.	減価償却費及 び償却費	3,540.8	991.8	18.4	486.6	409.8	488.0	345.2	(25.8)	6,254.8

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金／源泉徴収税(純額)及び繰延税資産(純額)を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

連結財務諸表の一部を構成する附属明細書

以下の表は、2012年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)										
番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	収益	197,112.7	261,713.1	301,868.5	25,138.6	176,203.5	43,301.6	29,698.1	(368,453.3)	666,582.8
	外部収益	87,321.3	194,646.5	112,876.7	25,041.5	175,964.4	42,299.8	28,432.6	-	666,582.8
	外部負債に係る 移転価格によ る収益及びそ 他の内部利 益	109,791.4	67,066.6	188,991.8	97.1	239.1	1,001.8	1,265.5	(368,453.3)	-
2.	セグメント実績	5,499.9	62,077.3	22,441.1	3,928.2	14,137.2	(3,952.1)	8,108.6	(5,373.7)	106,866.5
3.	未配分費用									-
4.	営業利益(2)- (3)									106,866.5
5.	法人所得税費用 (純額)／ (正味繰延税 額控除) 当期純利益 ¹ (4)-(5)									27,490.2 79,376.3
6.	その他の情報									
7.	セグメント資産	697,767.7	1,940,355.9	2,169,050.0	515,748.1	714,507.2	103,370.1	174,105.1	(188,245.7)	6,126,658.4
8.	未配分資産 ²									66,210.6
9.	資産合計 (7)+ (8)									6,192,869.0
10.	セグメント負債	1,766,275.9	876,508.2	2,237,617.8	501,918.2 ³	716,543.7 ³	105,251.5 ³	176,999.4 ³	(188,245.7)	6,192,869.0
				3						
11.	未配分負債									-
12.	負債合計 (10)+ (11)									6,192,869.0
13.	設備投資	3,215.5	462.7	6.2	324.0	1,052.2	765.2	272.0	-	6,097.8
14.	減価償却費及び 償却費	3,544.7	1,236.3	21.2	576.5	555.8	445.8	356.8	(22.7)	6,714.4

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金／源泉徴収税（純額）及び繰延税資産（純額）を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

上記期間中に、当行の全体的な貸借対照表の規模は拡大した。当行は、リテール・バンキング・セグメントの特定のクレジット・セグメントに重点的に取り組んだことにより、当該期間中のリテール・バンキング・セグメントの貸付金が増加する結果となった。

当行は、低コストの当座及び普通預金の割合の増加並びにファンディング・ミックスの均衡を調整する戦略を意識的に続行した。これにより、当行は、低コストのリテール預金の割合を増加させる戦略を続行し、結果として、リテール預金の著しい増加が生じた。貸付金の増加に比べ預金の増加がより大きかったため、当該期間のリテール・ビジネス・セグメントのセグメント負債の増加は、セグメント資産と比べて大きくなった。

[前へ](#)[次へ](#)

17.従業員ストック・オプション制度

以下の表は、2014年3月31日現在の当行のストック・オプション残高の要約を示している。

	株式数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額 (単位：百万 インド・ルピー)
期首残高	25,980,453	855.18	6.20	5,174.2
追加：期中付与	4,419,650	1,177.17		
控除：期中失効	890,210	961.65		
控除：期中行使	1,405,540	530.56		
期末残高	28,104,353	918.68	5.90	9,564.5
行使可能オプション	14,608,343	833.48	4.13	6,216.1

以下の表は、2013年3月31日現在の当行のストック・オプション残高の要約を示している。

	株式数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額 (単位：百万 インド・ルピー)
期首残高	23,199,545	846.94	6.54	2,565.6
追加：期中付与	4,450,200	844.53		
控除：期中失効	802,019	929.35		
控除：期中行使	867,273	511.63		
期末残高	25,980,453	855.18	6.20	5,174.2
行使可能オプション	13,597,383	793.57	4.43	3,476.2

2014年3月31日、2013年3月31日及び2012年3月31日に終了した年度に権利が確定したオプションの公正価値合計額は、それぞれ1,267.8百万インド・ルピー、1,157.0百万インド・ルピー、及び924.5百万インド・ルピーであった。

2014年3月31日、2013年3月31日及び2012年3月31日に終了した年度に行使されたオプションの本源的価値総額は、それぞれ797.2百万インド・ルピー、456.4百万インド・ルピー、及び431.7百万インド・ルピーであった。

2014年3月31日及び2013年3月31日現在、まだ認識されていない権利未確定の報奨に関連する報酬費用合計は、それ2,124.1百万インド・ルピー及び2,226.6百万インド・ルピーであり、それぞれ2.49年及び2.46年の加重平均期間にわたり認識される予定である。

以下の表は、2014年3月31日現在における行使可能なストック・オプションの要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	株式数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額 (単位：百万 インド・ルピー)
300-599	3,702,278	487.34	2.17	2,856.9
600-999	9,333,135	924.83	4.42	3,118.9
1,000-1,399	1,572,930	1,106.22	7.04	240.3

以下の表は、2013年3月31日現在における行使可能なストック・オプションの要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	株式数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額 (単位：百万 インド・ルピー)
105-299	12,675	132.05	0.07	11.6
300-599	4,423,618	476.85	2.86	2,514.2
600-999	8,249,000	930.02	4.89	950.1
1,000-1,399	912,090	1,104.86	7.92	0.3

以下の表は、2014年3月31日現在における当行の権利未確定ストック・オプション残高の要約を示している。

	株式数	付与日の加重 平均公正価値 (単位：インド・ ルピー)
権利未確定－2013年4月1日現在	12,383,070	491.57
追加：期中付与	4,419,650	592.94
控除：期中権利確定	2,729,720	464.45
控除：期中権利失効（権利未確定）	576,990	513.34
権利未確定－2014年3月31日現在	13,496,010	529.32

以下の表は、2013年3月31日現在における当行の権利未確定ストック・オプション残高の要約を示している。

	株式数	付与日の加重 平均公正価値 (単位：インド・ ルピー)
権利未確定－2012年4月1日現在	11,179,890	491.52
追加：期中付与	4,450,200	434.91
控除：期中権利確定	2,848,740	406.15
控除：期中権利失効（権利未確定）	398,280	468.24
権利未確定－2013年3月31日現在	12,383,070	491.57

以下の表は、表示期間のオプションの公正価値を見積るために使用された主要な仮定を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
リスク・フリー利率	7.60%－9.12%	7.99%－8.87%	7.99%－9.07%
予想有効年数	6.35年	6.35年	6.35－6.98年
予想ボラティリティ	48.70%－48.96%	48.99%－49.55%	47.53%－49.20%
予想配当利回り	1.70%－1.96%	1.52%－1.96%	1.26%－1.60%

オプションの予想期間にわたるリスク・フリー利率は、付与時点で有効な国債利回りに基づいている。

オプションの予想期間は、権利確定期間及びオプションを受け取る従業員の予測される行使行動に基づいて見積られている。当行は、スタッフ会計公報第107号に基づき、2008年4月25日より後の付与について権利確定に関する簡便法を適用した。スタッフ会計公報第107号では、過去のストック・オプションの行使パターンが将来の行使行動を示さない場合、株式オプションの期間の見積りの際に、企業に簡便法の使用を認めている。

オプションの見積予想期間における予想ボラティリティは、公開市場で取引されている当行の普通株式について観察された市場価格によって決定される過去のボラティリティに基づいている。

オプションの見積予想期間における予想配当は、最近の配当実績に基づいている。

18. インドGAAP財務書類からの抜粋情報

以下の表は、規則S-Xで規定されている様式による、表示期間の損益計算書及び貸借対照表である。

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万インド・ルピー)			
受取利息及び配当収益	494,792.5	448,845.9	379,948.6
支払利息	297,106.1	282,854.1	250,132.5
純利息収益	197,686.4	165,991.8	129,816.1
貸倒引当金及びその他	27,373.9	19,234.0	12,889.7
投資引当金	1,628.8	1,717.7	1,173.7
貸倒引当金及び投資引当金控除後純利息収益	168,683.7	145,040.1	115,752.7
非受取利息	300,846.1	293,198.1	286,634.2
非支払利息	306,663.5	302,070.5	295,520.5
法人所得税、少数株主持分控除前利益	162,866.3	136,167.7	106,866.4
法人所得税費用	46,095.1	34,868.8	27,490.1
少数株主持分控除前利益	116,771.2	101,298.9	79,376.3
控除：少数株主持分	6,357.5	5,262.7	2,947.0
当期純利益	110,413.7	96,036.1	76,429.3

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
一株当たり利益：(単位：インド・ルピー)			
基本的	95.65	83.29	66.33
希薄化後	95.14	82.84	66.06
一株当たり利益計算に用いられた加重平均株式数（百万株）			
基本的	1,154	1,153	1,152
希薄化後	1,159	1,157	1,156

	3月31日現在	
	2014年	2013年
(単位：百万インド・ルピー)		
資産		
現金及び現金同等物	482,582.3	493,708.6
投資 ¹	2,676,094.4	2,556,666.8
貸付金、純額 ^{1,2}	3,873,417.8	3,299,741.3
有形固定資産 ³	55,055.6	54,734.6
のれん	1,432.3	1,432.3
繰延税金資産、純額	9,297.8	26,806.0
未収利息、未収手数料及びその他の収益	62,963.1	58,726.5
売却目的資産	863.6	576.8
その他の資産	313,549.9	255,824.2
資産合計	7,475,256.8	6,748,217.1
負債		
利付預金	3,151,480.4	2,768,000.0
無利子預金	443,646.4	379,705.3
短期借入金及びトレーディング負債	552,303.5	548,325.2
長期債務	1,279,617.2	1,177,057.0
償還可能優先株式	3,500.0	3,500.0
その他の負債	1,260,303.3	1,166,947.9
負債合計	6,690,850.8	6,043,535.4
少数株主持分	20,107.6	17,057.6
株主持分	764,298.4	687,624.1
負債及び株主持分合計	7,475,256.8	6,748,217.1

1. 141,962.4百万インド・ルピーの短期借入金に対する担保として差し入れられた152,943.2百万インド・ルピーの金融債券を含む。
2. 106,742.2百万インド・ルピーの長期借入金に対する担保として差し入れられた107,324.2百万インド・ルピーの貸付金を含む。

3. 8,800.0百万インド・ルピーの長期借入金に対する担保として帳簿上の債権に対する抵当権の設定を制限する条項とともに差し入れられた23.8百万インド・ルピーの有形固定資産を含む。

以下の表は、表示期間の株主持分変動表である。

(単位：百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション 残高	有価証券 剰余金	収益及びそ の他準備金 ¹	その他の 特別準備金 ²
2011年4月1日現在残高	11,518.2	2.9	313,321.9	94,356.4	133,825.6
株式発行代金	9.5	-	654.0	-	-
期中の増加	-	21.0	-	32,020.5	36,326.3
期中の減少	-	-	-	(2,225.3)	(7,066.0)
2012年3月31日現在残高	11,527.7	23.9	313,975.9	124,151.6	163,085.9

1. 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
2. 法定準備金、特別準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金及び積立金を含む。

(単位：百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション 残高	有価証券 剰余金	収益及びそ の他準備金 ¹	その他の 特別準備金 ²
2012年4月1日現在残高	11,527.7	23.9	313,975.9	124,151.6	163,085.9
株式発行代金	8.7	-	516.5	-	-
期中の増加	-	20.9	-	41,412.8	35,083.3
期中の減少	-	-	-	(2,121.5)	(61.6)
2013年3月31日現在残高	11,536.4	44.8	314,492.4	163,442.9	198,107.6

1. 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
2. 法定準備金、特別準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金及び積立金を含む。

(単位：百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション 残高	有価証券 剰余金	収益及びそ の他準備金 ¹	その他の 特別準備金 ²
2013年4月1日現在残高	11,536.4	44.8	314,492.4	163,442.9	198,107.6
株式発行代金	14.0	-	1,045.4	-	-
期中の増加	-	20.9	-	44,886.6	47,540.1
期中の減少	-	-	-	(14,519.7 ³)	(2,313.0)
2014年3月31日現在残高	11,550.4	65.7	315,537.8	193,809.8	243,334.7

1. 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
2. 法定準備金、特別準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金及び積立金を含む。
3. 2013年12月20日付のインド準備銀行回覧通知書に準拠した、2013年3月31日現在における特別準備金残高に繰延税金負債を設定するために充当された14,192.3百万インド・ルピーを含む。

以下の表は、表示期間の損益勘定の変動を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年 3月31日	2013年 3月31日	2012年 3月31日
期首残高	103,294.6	68,048.8	40,077.7
期中の増加	110,413.7	96,036.1	76,429.4
配当案	(30,188.5)	(27,015.2)	(22,281.9)
期中の減少	(38,044.2)	(33,775.1)	(26,176.4)
期末残高	145,475.6	103,294.6	68,048.8

キャッシュ・フロー計算書は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の要件に従っている。

以下の表は、表示期間のキャッシュ・フロー計算書の補足情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
貸付金から株式への転換	3,591.9	1,176.1	8,493.8
利息支払額	287,917.7	284,851.3	248,148.7

19. 金融商品の見積公正価値

当グループの金融商品には、非デリバティブ金融資産及び負債並びにデリバティブ商品が含まれる。一般に公正価値の見積りは主観的であり、金融商品の特性及び関連する市場情報に基づいて、ある一時点において行われる。入手可能な場合は、市場価格が用いられる。それ以外は、公正価値は、現在価値又はその他の評価方法を使用して見積られる。これらの方法は不確定要因を含んでおり、様々な金融商品、割引率、将来キャッシュ・フローの見積り、及びその他の要因のリスク特性に関連して使用される仮定及び判断によって重要な影響を受ける。仮定の変更は、これらの見積り及びその結果である公正価値に重要な影響を及ぼす可能性がある。導き出された公正価値の見積りは、必ずしも独立した市場との比較によって実証されるものではなく、多くの場合、即時の当該金融商品の販売によって実現されない可能性がある。

公正価値の見積りは、既存の金融商品に基づくものであり、予想将来取引の価値並びに金融商品ではない資産及び負債の価値に対する見積りは考慮しない。持分法に基づいて会計処理される投資、年金債務及びその他の退職後給付、法人所得税資産及び負債、有形固定資産、前払費用、コア預金無形資産及び特定の種類の個人向け貸付金に関連した顧客関係価値（特にクレジットカード・ポートフォリオ）並びにその他の無形資産といった特定の項目に関しては、公正価値の開示は要求されていない。したがって、表示された公正価値総額は基礎となる市場価値又は当グループの販売価値を表すことを意図しているわけではなく、またそれらを示すものとみなされるべきではない。さらに公正価値の見積りに使用した手法及び仮定に差異があるため、当グループの公正価値を他の金融機関の公正価値と比較すべきではない。

金融商品の公正価値の見積りに関して、当グループが使用した手法及び仮定は以下に記述されている。

現金及び銀行預け金並びに短期貸付金

ポートフォリオの大部分の金額の満期が3ヶ月未満であるため、貸借対照表に計上される帳簿価額は公正価値に近似している。

投資

投資の公正価値は、一般に市場価格又はその他の独立市場価格に基づいている。金利商品及び為替商品の価値は、市場価格又はその他の独立市場価格に基づくか、価格モデル又は割引キャッシュ・フローを用いて見積られる。証券取引所で売買されない、及び市場が存在しない特定の債券及び持分投資に関する公正価値の見積りは、被投資会社の業績、財政状態及び財政見通しに関する経営陣のレビューに基づいている。

貸付金

商業貸付金及び個人向け貸付金の公正価値は、さまざまな貸付商品に適用されている現在の金利で約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。特定のその他の貸付金の帳簿価額は、これらの貸付金が短期の特性を有しているため、公正価値に近似している。これらの金融商品の評価上、重要となる観察可能な市場データが用いられていないことから、当該貸付金は、レベル3の金融商品に分類されている。

預金

満期が定められていない預金の帳簿価額は、公正価値と同等とみなされる。固定金利定期預金の公正価値は、預金商品に対して提示されている現行金利で約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。預金に関する公正価値の見積りには、他の資金調達方法と比較して低コストの預金債務による資金調達から生じた便益（コア預金無形資産）は含まれない。これらの金融商品の評価上、重要となる観察可能な市場データが用いられていないことから、当該預金は、レベル3の金融商品に分類されている。

借入金

当グループの負債の公正価値は、信用スプレッド及び適切な金利で将来の約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。特定のその他の借入金の帳簿価額は、これらの借入金¹が短期の特性を有しているため、公正価値に近似している。ロイター、ブルームバーグ及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会といった公の情報源から入手可能である金利、イールド・カーブ、信用スプレッド等のインプットが用いられていることから、当該借入金は、レベル2の金融商品に分類されている。

以下の表は、表示期間の金融資産及び金融負債のカテゴリー別の公正価値を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年3月31日現在		2013年3月31日現在	
	帳簿価額	見積 公正価値	帳簿価額	見積 公正価値
金融資産				
現金及びインド準備銀行預け金	220,969.3	220,969.3	193,062.0	193,062.0
銀行預け金及び短期貸付金	261,613.0	261,613.0	300,646.5	300,646.5
投資	2,676,094.4	2,635,486.9	2,556,666.8	2,559,776.2
貸付金	3,873,417.8	3,863,829.3	3,299,741.3	3,270,295.8
その他の資産	329,443.4	329,443.4	272,741.9	272,741.9
合計	7,361,537.9	7,311,341.9	6,622,858.5	6,596,522.4
金融負債				
利付預金	3,151,480.4	3,169,837.1	2,768,000.1	2,787,973.4
無利子預金	443,646.4	443,646.4	379,705.3	379,705.3
借入金 ¹	1,835,420.7	1,858,378.0	1,728,882.2	1,756,133.6
その他の負債及び引当金	1,235,880.3	1,235,880.3	1,146,502.4	1,146,502.4
合計	6,666,427.8	6,707,741.8	6,023,090.0	6,070,314.7

1. 帳簿価額3,500.0百万インド・ルピーの優先株式（2013年3月31日：3,500.0百万インド・ルピー）を含む。

[前へ](#)

[次へ](#)

20. インドGAAP及び米国GAAPの相違

当グループの連結財務諸表はインドGAAPに準拠して作成されているが、インドGAAPは特定の重要な点において米国GAAPとは異なっている。

以下の表は、米国GAAPを適用することにより生じる連結純利益及び株主持分への重要な調整を要約したものである。

1. 純利益の調整

(単位：百万インド・ルピー)	注記	3月31日に終了した年度		
		2014年	2013年	2012年
インドGAAPによる連結税引後利益（少数株主持分を除く） ¹		110,413.7	96,036.1	76,429.3
調整項目：				
貸倒引当金	(a)	(8,720.4)	(1,349.5)	2,009.8
企業結合	(b)	(776.8)	(1,127.4)	(1,953.6)
連結 ²	(c)	(1,177.9)	1,916.6	1,445.5
負債証券及び持分証券の評価	(d)	(5,796.8)	2,148.0	(428.2)
手数料及び費用の償却	(e)	6,869.6	9,009.3	369.0
デリバティブの会計処理	(f)	382.1	229.5	(982.1)
報酬費用の会計処理	(g)	(2,193.8)	(1,814.6)	(1,714.0)
証券化の会計処理	(h)	(544.1)	5.2	(377.2)
繰延税金便益／（費用） ²	(i)	5,190.9	(4,001.7)	(3,987.8)
その他		(2,225.5)	-	-
すべての調整による影響額合計		(8,992.7)	5,015.4	(5,618.7)
ICICIバンク株主に帰属する米国GAAPによる純利益		101,421.0	101,051.5	70,810.7
非支配持分に帰属する米国GAAPによる純利益 ¹		887.5	541.0	440.6
米国GAAPによる純利益合計		102,308.5	101,592.5	71,251.3
基本的一株当たり利益(インド・ルピー)				
インドGAAP（連結）		95.65	83.29	66.33
米国GAAP（連結）		87.86	87.64	61.45
希薄化後一株当たり利益(インド・ルピー)				
インドGAAP（連結）		95.14	82.84	66.06
米国GAAP（連結）		87.48	87.21	61.21

1. 少数株主持分に帰属するインドGAAPによる利益は6,357.5百万インド・ルピー（2013年3月31日：5,262.7百万インド・ルピー、2012年3月31日：2,947.0百万インド・ルピー）であった。
2. 2010年10月に米国財務会計基準審議会（「FASB」）により公表された、会計基準更新書2010-26「金融サービス—保険（Topic 944）：保険契約の獲得又は更新に関する費用の会計処理」にて示されている指針の遡及適用による利益／（損失）が2012年3月31日に終了した年度の「連結」に1,108.4百万インド・ルピーが含まれており、2012年3月31日に終了した年度の「繰延税金便益／（費用）」に(279.7)百万インド・ルピー含まれている。

2. 株主持分の調整

(単位：百万インド・ルピー)	注記	3月31日現在	
		2014年	2013年
インドGAAPによる連結自己資本（少数株主持分を除く） ¹		764,298.5	687,624.1
調整項目：			
貸倒引当金	(a)	(20,115.3)	(11,394.9)
企業結合	(b)	30,833.2	31,808.4
連結	(c)	6,884.7	9,468.8
負債証券及び持分証券の評価	(d)	(36,978.3)	(236.9)
手数料及び費用の償却	(e)	(14,603.0)	(20,612.7)
デリバティブの会計処理	(f)	2,722.2	2,316.8
報酬費用の会計処理	(g)	865.1	865.1
証券化の会計処理	(h)	289.1	542.5
繰延税金	(i)	38,666.2	10,239.1
その他	(j)	(62.2)	(62.2)
配当提案額	(k)	29,082.1	26,007.9
すべての調整による影響額合計		37,583.8	48,941.9
米国GAAPによるICICIバンク株主持分		801,882.3	736,566.0
非支配持分 ¹		1,480.7	1,507.2
米国GAAPによる持分合計		803,363.0	738,073.2

1. 少数株主持分に帰属するインドGAAPによる自己資本（資本並びに準備金及び剰余金を表す）は20,107.6百万インド・ルピー（2013年3月31日現在：17,057.6百万インド・ルピー）であった。

a) 貸倒引当金

インドGAAPと米国GAAPとの間の貸倒引当金の差異は主として以下の理由による。

- i 貸出条件緩和資産に対する引当金（米国GAAPにおいては売却とみなされない資産再構築会社への特定の貸付金譲渡に係る引当金を含む）の計算に使用される割引率の差異。
- ii 米国GAAPにおいては、その他の減損貸付金に対する貸倒引当金は、FASB ASC Topic 450「偶発事象」及びFASB ASC Topic 310「債権」に従って設定される。また、インドGAAPにおいては、当行の不良貸付金に対してインド準備銀行のガイドラインで規定されている段階引当率（最低引当率の対象となる）に従って設定される。
- iii 正常債権のポートフォリオに対する貸倒引当金は、米国GAAPでは当該ポートフォリオに固有の予想損失に基づいて設定され、インドGAAPではインド準備銀行の基準に従って、当行の正常資産に対する引当基準に基づいて設定される。

米国GAAPにおいては、減損貸付金のポートフォリオは、貸出条件緩和貸付金及びその他の減損貸付金に分類される。貸出条件緩和貸付金とは、その利息及び元本返済に関する条件が緩和され、FASB ASC Subtopic 310-40「債権者による不良債権のリストラクチャリング」で定義されている不良債権再構築に該当する貸付金を表す。その他の減損貸付金は、貸出条件緩和貸付金以外の貸付金を表し、FASB ASC Subtopic 310-10「債権一全体」の減損に該当するものである。

貸出条件緩和貸付金に対する引当金

インドGAAPにおいては、貸出条件緩和貸付金に対する貸倒引当金は、貸付金の条件緩和前と後の公正価値差額と同額でなければならない。貸出条件緩和前の貸付金の公正価値は、貸出条件緩和前の貸出金に課される現行の金利及び元本からのキャッシュ・フローの現在価値として計算される。貸出条件緩和後の貸付金の公正価値は、貸出金に課される条件緩和後の条件による金利及び元本からのキャッシュ・フローの現在価値として計算される。両方のキャッシュ・フローは、貸出条件緩和日の当行の基準金利に債務者区分に対する適切な期間プレミアム及び信用リスクプレミアムを加えた金利あるいはその他の適切な金利で割り引かれる。

米国GAAPでは、貸出条件緩和貸付金に関する貸倒引当金は、予想キャッシュ・フローを当初の約定金利で割り引くことにより算出されるのに対し、インドGAAPでは、当初及び貸出条件緩和キャッシュ・フローを現在の見積貸出金利で割り引く。不良債権再構築の一環として、将来金利の減免のために認識された引当金は、貸出条件緩和貸付金の完済までの期間にわたり貸倒引当金繰入額の減少項目として計上される。

インドGAAPでは、貸出条件緩和の対象となった貸付金は、債務者が最低1年間にわたり、契約条件に基づき返済する能力があることを証明した場合には、当該貸付金は正常貸付金の区分に格上げされ、また債務者は適正自己資本の計算上正常貸付金／リスク加重に対する一般引当金が適用される正常先区分に再分類される。その1年間という期間は、緩和された貸出条件に基づく最長の支払猶予期間を含む与信枠の元本の最初の支払日か利息の最初の支払日のうちのいずれか遅い方から開始する。しかし、米国GAAPにおいて分類を上げるプロセスは基準に基づくものではなく、そのタイミングは個々の貸付金により異なる。

その他の減損貸付金に対する引当金

米国GAAPに基づきその他の減損と分類された貸付金に対する引当金に関する差異は、米国GAAPとインドGAAPとの間の貸付金が減損しているか否かの結論の違い及び貸倒引当金の計算方法の違いにより生じる。

インドGAAPでは、不良貸付金は要管理資産、貸倒懸念資産及び破綻資産の3つの区分に分類される。利息あるいは元本返済が90日以上延滞している貸付金は、要管理として分類される。すべての要管理貸付金に対して、15.0%の引当金が要求される。当初より無担保の貸付金に対してはさらに10.0%の引当金が要求される。12ヶ月以上要管理貸付金に分類されていた貸付金は、貸倒懸念貸付金に分類される。貸倒懸念貸付金の無担保部分に関しては、100%引当又は償却が要求される。3年超の期間にわたり貸倒懸念に分類された貸付金の有担保部分に対しては3年間にわたり段階的に100%の引当が要求される。貸付金の損失が特定される、あるいは貸付金が回収不能とみなされた場合には、破綻資産に分類される。破綻資産に分類された貸付金は、貸付金全額に対して償却あるいは引当てが要求される。

米国GAAPでは、重要な個別の信用エクスポージャーを表す多額で、均一でないエクスポージャー（資金拠出済み及び未拠出の両方）は、個別に評価される。当該評価には、勘定処理、将来の見通し、返済実績及び財務成績を含む（ただし、これらに限らない）質的及び量的基準の両方の検討が含まれる。最新情報及び事象に基づいて、貸付契約の契約条件による期限到来時に当行が元本及び利息の約定返済を回収できない可能性が高い場合、貸付金は減損しているとみなされる。重要な個別の信用エクスポージャーの詳細なレビューに加えて、当行はまた、各項目の延滞状況に基づき当行の貸付金を分類する。元本あるいは利息が90日以上延滞している場合、貸付金の分類は減損として評価される。当行は、それぞれの減損した多額で、均一でないエクスポージャーに対して、予想将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保付貸付金の場合は担保の正味実現可能価額のいずれかに基づき個別引当金を設定する。

消費者向け住宅ローン、割賦、リボルビング・クレジット及びその他の消費者向け貸付金を含む少額で同質な貸付金は、各貸付金種類別のポートフォリオ・レベルの総額で減損評価が行われる。これらの貸付金に関する貸倒引当金は、過去の遅延及び貸倒実績を含む統計的分析に基づき、ポートフォリオに固有の予想損失の見積りを含む手続きを通して設定される。

インドGAAPでは、デリバティブ契約の満期又は解約に際し取引相手から受け取る金額が90日以内に回収できない場合には、当該金額をインド準備銀行のガイドラインに基づき、損益計算書を通じて戻し入れることが求められている。米国GAAPでは、これらの受取債権は、個別の信用エクスポージャーと同様に、要求される引当金額を特定するために分析される。

正常債権に対する引当金

米国GAAPでは、正常債権の貸倒引当金は、FASB Topic 450「偶発事象」に基づき設定されている。当行は、商業貸付金に対する未割当の引当金を内部信用遅延マトリクス及び内部信用格付けで定められている全体的なポートフォリオの質に基づいて見積る。内部信用遅延マトリクスは、当行が観察した過去の不履行率を反映している。エクスポージャーの内部信用格付けは現在の経済状況及び関連するリスク要因を反映している。

インドGAAPでは、正常債権のポートフォリオに対する引当金は、インド準備銀行が公表したガイドラインに基づいている。正常資産には、以下の貸付金を除き、すべて一律に0.4%の引当率が適用される。

- ・ 農業及び中小・零細企業セクターに対する直接貸付。この貸付金には0.25%の引当率が適用される。
- ・ 商業用住宅不動産及び非住宅不動産セクターに対する貸付金。この貸付金にはそれぞれ0.75%及び1.0%の引当率が適用される。
- ・ 最初の数年間は比較的低い金利であり、その後より高い金利に更改される住宅ローン。この貸付金には2.0%の引当率が適用される。

2011年5月、インド準備銀行は貸出条件緩和日から最初の2年間において貸出条件緩和債権の正常資産引当率を2.0%に引き上げた。利息/元本の支払が一時停止されている貸出条件緩和債権は、一時停止期間及びその後2年は2.0%の正常資産引当率となる。不良貸付金として分類された貸出条件緩和債権が正常貸付金の分類へ戻される場合、分類を上げた日から年間2.0%の引き当てを行う。2012年11月、インド準備銀行は、貸出条件緩和債権に対する正常資産引当率を2.00%から2.75%に引き上げた。2013年6月1日より後に貸出条件の緩和が行われた正常資産の引当率は、5.0%に引き上げられた。2013年6月1日より前に貸出条件の緩和が行われた正常資産に必要となる引当率は、2014年3月31日からは3.5%に引き上げられ、さらに2015年3月31日からは4.25%、2016年3月31日からは5.0%に引き上げられることになった。

インドGAAPにおいて、インド準備銀行のガイドラインは、資産が償却される条件を指定していない。当行には、不良貸付金を貸倒引当金に対して償却する内部方針がある。住宅ローンを含む貸付金は、通常、債務者特有の将来の回収可能性の評価に基づき、残高が回収不能であると当行が結論した際に貸倒引当金に対して償却される。当行は、担保の実現可能価額、当行の過去の回収努力の結果、法的手段を通じた回収可能性及び和解による回収可能性に基づき残高の回収可能性を評価する。住宅ローン以外の少額の同質な貸付金は、通常、以下の所定の支払遅延期間後に引当金に対して償却される。

- ・ 二輪車ローン：継続する1年間の遅延
- ・ 無担保の少額個人向けローン：継続する1年間の遅延
- ・ クレジットカード債権：継続する4年間の遅延
- ・ その他の個人向けローン：継続する5年間の遅延

同じ基準が、米国GAAPにおける減損貸付金の償却に対して用いられている。

当グループは不良資産処理戦略の一環として、特定の減損貸付金を、資産再構築会社が管理する債務者別基金・信託へ譲渡し、当該基金・信託から有価証券証書の発行を受けた。当該基金・信託は、インドで施行された債権回収法令に基づき資産再構築会社が設定したもので、債権者の持分を統合し、また債権者による担保権行使を迅速化することにより、銀行の不良資産からの回収状況を改善することを目的としている。インドGAAPのもとでは、当該譲渡は売却として認識されるが、米国GAAPではこれらの譲渡は以下の理由により売却としては認識されない。

- ・ 特定の譲渡はFASB ASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」では、売却としてみなされない。
- ・ 特定の譲渡はFASB ASC Subtopic 810-10「連結—全体」の影響を受ける。これらの貸付金の譲渡先である当該基金・信託はASC Subtopic 810-10で定義されている変動持分事業体に該当する。当行は特定の基金・信託の「主たる受益者」であるため、米国GAAPではこれらの事業体を連結することが要求される。

以下の表は、表示期間における調整項目に係るインドGAAPと米国GAAPの貸倒引当金総額の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
米国GAAPのもとで不良債権再構築として分類された貸付金に対する引当金による差異（資産再構築会社への譲渡貸付金に対する引当金を含む）	14.4	3,913.0	2,976.4
米国GAAPのもとでその他の減損として分類された貸付金に対する引当金による差異 ¹	(5,946.3)	(4,982.6)	(260.1)
正常資産に対して設定された引当金による差異	(2,788.5)	(279.9)	(706.5)
貸倒引当金の差異合計	(8,720.4)	(1,349.5)	2,009.8

1. 少額の同質な貸付金に対する貸倒引当金を含む。

上記の説明のとおり、インドGAAPと米国GAAPにおける貸倒引当金の計算方法の違いにより、当該損失の認識に一時差異が生じる。

不良債権再構築に分類されている貸付金に対するインドGAAPによる引当金と米国GAAPによる引当金の差異の変動には、主に引当金計上時期の差が反映されている。2013年度及び2014年度には、米国GAAPによる商業貸付金に対する引当金がインドGAAPによるものよりも上回ったため、「その他の減損貸付金」に対する引当金が増加した。米国GAAPによる商業貸付金に対する引当金は、当年度に不良貸付金が増加したことにより、インドGAAPによるものよりも増加した。

2014年度には、米国GAAPによる正常貸付金に対する引当金は、主に貸付金ポートフォリオの全体的な増加及び一部の貸付金の信用格付けの格下げにより、インドGAAPによるものよりも増加した。

株主持分の調整表に示すとおり、2014年3月31日現在の米国GAAPに基づく引当金累計額は、インドGAAPに基づく引当金累計額を引き続き上回っている。

b) 企業結合

企業結合により生じる差異は主として以下の理由による。

- i) 会計上の取得会社の決定
- ii) 無形資産の会計処理

米国GAAPでは、ICICIバンク・リミテッドとICICIリミテッドの合併は2003年度に逆取得として会計処理された。これは、ICICIバンク・リミテッドが当該合併における法的な取得会社であるが、会計上はICICIリミテッドが取得会社として認識されたことを意味する。買収日において、ICICIリミテッドはICICIバンク・リミテッドの持分46%を所有していた。したがって、残りの持分54%の取得は段階的取得として会計処理された。インドGAAPにおいては、ICICIバンク・リミテッドが法的及び会計上の取得会社として認識され、ICICIリミテッドの資産及び負債は、パーチェス法の会計処理に従って、ICICIバンク・リミテッドの帳簿に合併された。さらに米国GAAPでは、合併の結果、のれん及び無形資産が発生したが、インドGAAPでは、合併により資本準備金（負ののれん）が発生し、これは合併計画に従い収益及びその他準備金として会計処理された。

2011年度において、ICICIバンクはバンク・オブ・ラジャスタン・リミテッドを普通株式の交換により取得した。バンク・オブ・ラジャスタン・リミテッドの取得は、インドGAAPに基づき、インド準備銀行が承認した合併計画に従って会計処理されている。インドGAAPにおける購入対価は、発行済普通株式の払込価値に基づき341.8百万インド・ルピーに決定された。米国GAAPにおける購入対価は、ASC Topic 805に基づき譲渡された合計対価の公正価値32,929.6百万インド・ルピーに決定された。この影響及び企業結合会計に関する重要でないその他の要素のいくつかにより、2011年度のバンク・オブ・ラジャスタンの取得に関する企業結合会計に起因する株主持分の調整における差異調整が32,682.7百万インド・ルピー増加した。米国GAAPでは、のれん27,120.9百万インド・ルピー及び耐用年数のある無形資産3,898.0百万インド・ルピーが計上されている。バンク・オブ・ラジャスタンの取得は規則S-X基準に基づき重要な取得とはみなされていない。インドGAAPでは、インド準備銀行が承認した合併計画に従いのれん及び無形資産は認識されなかった。米国GAAPでは、のれん及び無形資産がASC 805に基づくパーチェス法の会計処理により認識された。

さらに当グループが実施したその他の特定の取得は、インドGAAPでは主に持分プーリング法及びインド準備銀行が承認した合併計画に従い会計処理しているためにのれん及び無形資産は発生していない。しかし米国GAAPでは、FASB ASC Topic 805「企業結合」及びFASB ASC Topic 350「無形資産—のれん及びその他の無形資産」に従い、のれんが計上されている。

米国GAAPにおいては、ASC Topic 350の適用の後、当グループはのれん及び不確定の耐用年数を持つ無形資産について、償却する代わりに少なくとも年次で減損テストを実施している。ASC Topic 350に基づく年次減損テストでは、2014年度において減損損失の兆候はない。

米国GAAPでは、耐用年数のある無形資産は各年度に享受される経済便益に応じて、見積耐用年数にわたり償却される。

以下の表は無形資産の見積耐用年数を示している。

	年数
顧客関連無形資産	4-10
コア預金	2-5
オペレーティング・リース	7

以下の表は、表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの企業結合の会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
無形資産の償却	(848.3)	(961.9)	(1,692.3)
その他	71.5	(165.5)	(261.3)
企業結合の差異合計	(776.8)	(1,127.4)	(1,953.6)

c) 連結

連結による差異は主として以下の理由による。

1. 保険子会社の連結
2. 持分法適用関連会社及び過半数所有子会社、及び
3. 変動持分事業体の連結

インドGAAPでは、企業の議決権の過半数を所有するか、もしくは取締役会（会社の場合）又は統治組織（会社以外の事業体の場合）の支配権を有する場合にのみ、連結が要求される。

インドGAAPでは、保険子会社（ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）は完全に連結されている。一方、米国GAAPでは、ASC Subtopic 810-10に定義されている実質的な参加権を少数株主が保有しているため、これらの子会社は持分法によって会計処理されている。

以下の表は、表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの連結の会計処理から生じた純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
米国GAAPによる保険子会社の利益／（損失） ⁽¹⁾	19,175.2	20,451.5	9,470.6
控除：インドGAAPによる保険子会社の利益／（損失）	20,769.5	18,016.1	9,678.0
保険子会社の正味調整差異⁽²⁾	(1,594.3)	2,435.4	(207.4)
当グループに帰属する保険子会社からの利益／（損失） ⁽³⁾	(1,164.3)	1,788.4	(133.9)
持分法適用関連会社及び過半数所有子会社からの利益／（損失）	(1,609.4)	(1,025.0)	(1,061.8)
変動持分事業体及び特別目的事業体の連結による利益／（損失） ⁽⁴⁾	1,595.8	1,153.2	2,641.2
連結の差異合計	(1,177.9)	1,916.6	1,445.5

1. 2012年3月31日に終了した年度には、2010年10月に米国財務会計基準審議会（「FASB」）により公表された、会計基準更新書2010-26「金融サービス-保険（Topic 944）：保険契約の獲得又は更新に関する費用の会計処理」にて示されている指針の遡及適用の影響が含まれている。
2. 個別に以下に記載されている生命保険及び損害保険子会社のインドGAAPと米国GAAPの利益／（損失）における差異の合計を示している。
3. 「保険子会社の正味差異調整」における利益／（損失）の当グループ持分を示しており、非支配持分保有者の持分は除く。当グループは、当該保険子会社を部分的（すべてではない）に所有している。そのため、「保険子会社の正味差異調整」の一部のみが当グループに帰属し、残りは非支配持分保有者に帰属する。「当グループに帰属する保険子会社からの利益／（損失）」は、当グループに帰属する持分で構成される。生命保険及び損害保険子会社のインドGAAPと米国GAAPの重要な差異に関する調整項目は、個別に以下に記載されている。
4. 非支配持分保有者に帰属する金額を含まない。

以下の表は、表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの生命保険子会社に関する重要な差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
インドGAAPによる利益／（損失）	15,655.9	14,958.3	13,841.3
以下の項目に関する調整：			
法定準備金及び未分配契約者剰余金の差異（繰延獲得費用の償却控除後） ⁽¹⁾	3,708.6	3,905.9	3,028.0
失効契約に対する保険準備金	(1,304.1)	(3,114.7)	(1,986.0)
報酬費用	33.6	22.9	(74.2)
拠出資金のトレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益／（損失）	(1,397.0)	1,577.5	(866.3)
繰延税金 ⁽¹⁾	(141.1)	(897.5)	(129.3)
その他	(3.0)	(3.0)	(2.9)
米国GAAPによる利益／（損失）	16,552.9	16,449.4	13,810.6

1. 2012年3月31日に終了した年度における利益／（損失）が1,468.9百万インド・ルピーが含まれている。これは、2010年10月に米国財務会計基準審議会（「FASB」）により公表された、会計基準更新書2010-26「金融サービス-保険（Topic 944）：保険契約の獲得又は更新に関する費用の会計処理」にて示されている指針の遡及適用によるものである。

生命保険子会社に関する差異の詳細は以下のとおりである。

i) 法定準備金及び未分配契約者剰余金の差異（繰延獲得費用の償却控除後）**法定準備金**

インドGAAPに基づく準備金は、保険規制開発当局及びインド数理協会の規定に従って保有されている。したがって、当該準備金は総額保険料法を用いて算定される（準備金は、利益配当を含む将来給付額の現在価値及び間接費を含む費用の現在価値から保険契約者によって将来支払われる保険料総額の現在価値を差し引いた金額として計算される）。米国GAAPに基づく準備金は、米国GAAPで規定された評価基準に従い修正純額保険料法を用いて評価される。当該債務は、責任準備金（給付準備金及び契約維持費用準備金が含まれる）及び繰延保険料債務の2つの部分から構成されている。

給付準備金は、給付金の現在価値から給付に係る正味保険料の現在価値を差し引いた金額として計算される。契約維持費用準備金は、契約維持費用の現在価値から維持に係る正味保険料の現在価値を差し引いた金額として計算される。繰延保険料債務は、ASC Topic 944-40-25-28に準拠して保険料支払期間が保険期間より短い商品に関して計上されており、これにより全保険期間にわたり損益を発生させることを可能にしている。ユニット・リンク商品では、最終費用に対する当初費用の超過分を前受収益として計上することにより、保険期間にわたり損益を発生させることを可能にしている。

未分配契約者剰余金

未分配契約者剰余金とは、米国GAAPの要件に従って保険契約者の参加商品のために積み立てられる金額を表す。

繰延獲得費用の償却

インドGAAPでは、獲得費用は収益勘定に発生年度に計上されるが、米国GAAPでは、保険期間にわたり繰り延べられる。繰延獲得費用は従来型の保険商品の保険料の収益計上に対して均等に償却され、ユニット・リンク及びユニバーサル生命保険商品は見積総利益（以下「EGP」という。）の現在価値に基づいて償却される。

米国GAAPのもとでは2012年度まで、新規保険契約の獲得状況によって変動するが、主にその獲得に関連して発生する費用が繰延獲得費用として計上されていた。この繰延獲得費用はASC Topic 944-30-30、944-30-35及び944-30-45に従い資産化され、償却された。2013年度において、生命保険子会社は、2010年10月に米国財務会計基準審議会（「FASB」）により公表された、会計基準更新書2010-26「金融サービス—保険（Topic 944）：保険契約の獲得又は更新に関する費用の会計処理」にて示されている指針を適用した。当指針は、保険会社において保険契約の獲得及び更新に要した費用のうち、資産化することができる費用の種類を定義を修正している。したがって、会計基準更新書2010-26にて定められている、成約に至った保険契約の獲得及び保険契約更新に直接関連する特定の獲得費用のみを繰り延べることができる。当該更新書は、獲得した契約に直接関連した従業員報酬総額及びその他費用の一部の資産化に対する基準の指針も示している。

生命保険子会社は、2010年4月1日に遡及して上記の指針を適用した。その結果、フロント・オフィスの従業員に対して支払われた報酬の一部及び特定の保険契約処理費用を含む子会社により過去に資産化されていた特定の獲得費用は、繰り延べの対象ではなくなった。2013年度の新たな指針の適用の結果、調整の累積的影響により2010年4月1日現在の生命保険子会社の株主資本は11,009.4百万インド・ルピー減少し、そのうち当グループに帰属する減少は、8,134.8百万インド・ルピーであった。

ii) 失効契約に対する保険準備金

米国GAAPでは、過年度に設定された特定の失効契約に関する保険準備金は損益計算書に戻し入れられる。インドGAAPでは、このような保険準備金の戻し入れは、保険規制開発当局から受けた指示に従い、貸借対照表項目である将来配賦される資金として計上され、復活可能期間の経過後損益勘定に認識されている。

iii) 報酬費用**従業員ストック・オプションの会計処理**

インドGAAPでは、株式報酬費用は本源の価値法を用いて会計処理されるが、これに対して米国GAAPでは、FASB ASC Topic 718「報酬—株式による報酬」の規定に基づいて公正価値法により会計処理される。

退職給付費用

インドGAAPでは、すべての保険数理上の損益を発生した年度の企業の貸借対照表に認識し、当該年度の損益計算書の適切な勘定に計上することになる。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。

iv) 拠出資金のトレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益／（損失）

インドGAAPでは、投資は保険規制開発当局のガイドラインに従って会計処理される。当ガイドラインは関連性のある事業を例外として収益勘定を通じて未実現利益を計上することを認めていない。米国GAAPでは、FASB ASC Topic 320「投資—負債及び持分証券」の要件に従い、売買目的保有に分類された投資に係る未実現損益は収益勘定に計上される。

v) 繰延税金

繰延税金の会計処理による差異は主として以下の理由による。

- i) すべての米国GAAPの調整に関する税効果
- ii) インドGAAPでは、繰延税金資産又は負債は実質的な適用税率に基づいて計上されるが、米国GAAPでは貸借対照表日に有効な税率に基づいて計上される。

以下の表は、表示期間における損害保険子会社に関するインドGAAPと米国GAAPの重要な差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
インドGAAPによる利益	5,113.6	3,057.8	(4,163.3)
以下の項目に関する調整：			
再保険料	(1,419.8)	(1,543.2)	(271.4)
繰延獲得費用の償却 ⁽¹⁾	348.0	503.5	(17.2)
保険料欠損金	17.3	1,205.8	(606.2)
報酬費用	(39.7)	(9.1)	(108.6)
繰延税金 ⁽¹⁾	(1,426.7)	(235.1)	1,800.5
その他	29.6	1,022.4	(973.8)
米国GAAPによる利益/ (損失)	2,622.3	4,002.1	(4,340.0)

1. 2012年3月31日に終了した年度における利益／(損失)が32.1百万インド・ルピーが含まれている。これは、2010年10月に米国財務会計基準審議会（「FASB」）により公表された、会計基準更新書2010-26「金融サービス-保険（Topic 944）：保険契約の獲得又は更新に関する費用の会計処理」にて示されている指針の遡及適用によるものである。

損害保険子会社に関する差異の詳細は以下のとおりである。

i) 再保険料

インドGAAPでは、特定の指針が存在しないため、譲渡された事業に係る再保険料はリスクが移転した年度に収益として認識される。米国GAAPでは、獲得費用の回収を示す再保険契約による収入は、正味獲得費用が資産化され純利益に認識されるに応じて費用計上される様に、未償却獲得費用から減額される。

ii) 繰延獲得費用の償却

インドGAAPでは、獲得費用は発生年度において収益勘定に費用計上されるが、これに対して米国GAAPでは、資産化され、保険料収益の認識に応じて費用計上される。米国GAAPのもとでは2012年度まで、新規保険契約の獲得状況によって変動するが、主にその獲得に関連して発生する費用が繰延獲得費用として計上されていた。この繰延獲得費用はASC Topic 944-30-30、944-30-35及び944-30-45に従い資産化され、償却された。2013年度において、損害保険子会社は、2010年10月に米国財務会計基準審議会（「FASB」）により公表された、会計基準更新書2010-26「金融サービス-保険（Topic 944）：保険契約の獲得又は更新に関する費用の会計処理」に示されている指針を適用した。当指針は、保険会社において保険契約の獲得及び更新に要した費用のうち、資産化することができる費用の種類の定義を修正している。したがって、会計基準更新書2010-26にて定められている、成約に至った保険契約の獲得及び保険契約更新に直接関連する特定の獲得費用のみを繰り延べることができる。当該更新書は、契約に直接関連した従業員報酬総額及び獲得した契約のその他費用の一部の資産化に対する基準の指針も示している。

損害保険子会社は、2010年4月1日に遡及して新たな指針を適用している。その結果、子会社により過去に資産化されていた特定の獲得費用は、繰り延べの対象ではなくなった。2013年度の新たな指針の適用の結果、調整の累積的影響により2010年4月1日現在の損害保険子会社の株主資本は134.2百万インド・ルピー減少し、そのうち当グループに帰属する減少は、98.7百万インド・ルピーであった。

iii) 保険料欠損金

インドGAAPでは、見積保険金費用、関連費用及び契約維持費用の合計額が関連する未経過保険料を超過する場合に保険料欠損金が認識される。インドの規定では、保険料欠損金を、企業単位で評価及び認識することが要求される（2013年度までは「火災、海上及びその他」の事業セグメントにおいて評価及び認識）。米国GAAPでは、各事業部門の保険料欠損金は、見積保険金費用並びに損害査定費用、予想契約者配当金、未償却獲得費用及び契約維持費用の合計額が関連する未経過保険料を超過する場合に、収益勘定で評価及び認識される。

保険料欠損金は、先ず欠損額を補填するために必要な金額の未償却獲得費用を費用計上することにより認識される。保険料欠損金が未償却獲得費用を上回る場合は、当該超過額に対する負債を計上する必要がある。

iv) 報酬費用

従業員ストック・オプションの会計処理

インドGAAPでは、株式報酬費用は本源的価値法を用いて会計処理されるが、これに対して米国GAAPでは、FASB ASC Topic 718「報酬－株式による報酬」の規定に基づいて公正価値法により会計処理される。

退職給付費用

インドGAAPでは、すべての保険数理上の損益を発生した年度の企業の貸借対照表に認識し、当該年度の損益計算書の適切な勘定に計上することになる。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。

v) 繰延税金

繰延税金の会計処理による差異は主として以下の理由による。

- i すべての米国GAAPの調整に関する税効果
- ii インドGAAPでは、繰延税金資産又は負債は実質的な適用税率に基づいて計上されるが、米国GAAPでは貸借対照表日に有効な税率に基づいて計上される。
- iii インドGAAPでは、有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金資産は、そのような資産の実現がほぼ確実である場合にのみ認識されるが、米国GAAPでは実現可能性基準に基づいて認識される。

vi) その他

インドGAAPでは、第三者の商用車に対する保険金請求の引当金は、保険規制開発庁のガイドラインに基づいて設定される。米国GAAPでは、経営陣の見積り及び商用車の過去の損失に基づいて設定される。

インドGAAPにおいて当グループは、投資が一時的である特定の企業を連結していない。しかしながら、米国GAAPでは、このような事業体は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結－全般」に準拠して連結されている。インドGAAPでは、3iインフォテック・リミテッドへの投資は、持分法で会計処理されていなかった。これは、債務整理の取決めにによって3iインフォテック・リミテッドは長期にわたり3iインフォテック・リミテッドから投資家への資金分配が不能になるという厳格な制約を受けていること、及び当グループは将来的に3iインフォテック・リミテッドへの出資を20%未満に縮小するという継続的な意思を有していることによるものである。しかしながら、米国GAAPでは、この企業は、FASB ASC Subtopic 323-10「投資－持分法及びジョイント・ベンチャー」に従って持分法適用関連会社として会計処理されている。2014年3月31日及び2013年3月31日に終了した年度の米国GAAPに基づく3iインフォテック・リミテッドに対する損失は、それぞれ1,176.5百万インド・ルピー及び1,423.4百万インド・ルピーであった。

変動持分事業体（以下「VIE」という。）の連結による利益／（損失）

当行はFASB ASC Subtopic 810-10「連結－全体」を適用し、特定の変動持分事業体を連結した。当行は、2010年4月1日のFAS第167号（ASC 810-10に編纂されている）の適用により証券化取引に使用された特定の適格特別目的事業体を連結している。連結によりQSPEの資産は、当行の貸付金ポートフォリオに組み込まれ、投資家からの受領額は、借入金として会計処理された。米国GAAPでは、当行は見積り損失に基づきこれらの貸付金に対する貸倒引当金を計上する。

インドGAAPでは、証券化資産は当行の帳簿から認識が中止される。そのため、2006年2月1日以前に締結された証券化取引について当行は、証券化時における証券化利益又は損失を計上しなかった。しかしながら、証券化のためのインド準備銀行のガイドラインに従って、2006年2月1日後に締結された証券化取引について、当行は証券化時に損失を直ちに計上し、利益はQSPEにより発行された又はQSPEにより発行される証券の期間にわたり償却した。当行はまた、証券化資産の債務不履行に対して信用補完をQSPEに提供する。2006年2月1日より有効なインドGAAPにより、損失の認識は、QSPEに対して供された信用補完の利用範囲に基づいている。

当行の証券化取引の会計処理におけるこれらの違いにより、利益の認識及び貸倒引当金の認識のタイミングは、米国GAAPとインドGAAPにおいて異なる。

2012年3月31日に終了した年度において、当行は、米国GAAPに基づきそれぞれ3,102.6百万インド・ルピーの利益を認識したが、インドGAAPにおいて高い貸倒損失が認識されたことによりインドGAAPでは認識されなかった。しかし、2013年度においてインドGAAPにおける貸倒引当金が減少したことにより、米国GAAPでは2013年度のインドGAAPによるものよりも低い利益1,411.4百万インド・ルピーとなった。2014年度にはさらに、インドGAAPにおいて利益が計上されたことにより、米国GAAPによる利益が大幅に減少し186.4百万インド・ルピーとなった。しかしながら、米国GAAPにおいて計上された証券化会計の累積的影響は、2014年3月31日現在のインドGAAPと比較して引き続き低い株主持分となった。当行は、過年度において米国GAAPでより高い引当金を計上し、より低い利益を認識した。証券化貸付金ポートフォリオは、信託の払戻し及び満期、並びに当行がここ数年証券化活動を追加的に行わなかったことにより、大幅に残高が減少した。

当行はインド企業が発行した外貨建転換社債（以下「FCCB」という。）を流通市場で購入するため、契約条件に基づき、海外事業体に貸付金を提供している。当該事業体は、インドGAAPでは連結対象ではない。米国GAAPでは、当該事業体はVIEとして連結対象となる。当行は、米国GAAPに基づいて、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度に、当該VIEの連結に起因する損失をそれぞれ461.4百万インド・ルピー、258.1百万インド・ルピー及び1,327.3百万インド・ルピー計上した。しかし、2014年度に、当行はインドGAAPに基づき当該VIEに対する貸付金について貸倒引当金を計上した。その結果、2014年3月31日に終了した年度の米国GAAPによる純利益は、インドGAAPによるものよりも1,409.4百万インド・ルピー上回った。

d) 負債証券及び持分証券の評価

インドGAAPでは、売買目的保有及び売却可能有価証券の未実現損失は損益計算書に計上される。インドGAAPでは、カテゴリー別の投資の正味未実現利益は計上されていない。米国GAAPでは、トレーディング資産に係る未実現損益は損益計算書に認識され、「売却可能」として分類された有価証券（インドGAAPにおいては「満期保有」に分類されるすべての有価証券を含む）に係る未実現損益は株主持分の部にその他の包括利益累計額として認識されるが、一時的でない減損として特定され損益計算書で認識された有価証券の未実現損失は除かれる。

インドGAAPでは、ベンチャー・キャピタル子会社の投資に係る未実現損益は、準備金及び剰余金に振り替えられる。米国GAAPでは、ベンチャー・キャピタル子会社の投資に係る未実現損益は損益計算書で認識される。

インドGAAPでは、外貨建て負債証券の換算による影響額は損益計算書に計上される。また、米国GAAPでは、ヘッジされていない外貨建て「売却可能」負債証券の換算による影響額は、その他の包括利益に計上される。

インドGAAPでは、満期保有の固定利付証券の額面を超えるプレミアムは、満期までの残存期間にわたり、実効利回りが常に一定となるように、変動利付証券については定額法によりそれぞれ償却される。売却可能カテゴリーに分類された国債に対する固定利付投資の額面を超えるプレミアムは満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように、変動利付投資については定額法によりそれぞれ償却される。米国GAAPにおける利息法に基づく収益は、満期までの残存期間にわたり、実効金利法で負債証券の額面金額に対するプレミアム／ディスカウントを償却／未収計上することによって算定される。

以下の表は、表示期間における負債証券及び持分証券の評価に係るインドGAAPと米国GAAPの会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
売買目的保有及び売却可能有価証券の時価会計における差異の影響	(1,535.2)	1,771.9	1,085.6
米国GAAPにおけるAFS証券の一時的でない減損	(2,315.3)	(2,633.9)	(5,038.3)
インドGAAPに基づいて準備金及び剰余金に計上されるベンチャー・ファンドの未実現利益／損失（米国GAAPでは、純利益に計上されている）	(119.9)	91.7	365.6
インドGAAPに基づいて損益計算書に計上されるヘッジされていない外貨建てAFS負債証券の換算による影響（米国GAAPでは、その他の包括利益に計上されている）	(2,491.7)	933.8	1,066.3
その他	665.3	1,984.5	2,092.6
合計	(5,796.8)	2,148.0	(428.2)

e) 手数料及び費用の償却

貸付金組成手数料及び費用

米国GAAPでは、貸付金組成手数料（特定費用控除後）は、貸付金の利回りの調整として貸付金の満期までの期間にわたり償却される。しかしインドGAAPでは、貸付金組成手数料は取引開始時に認識される。ただし、将来の金利の代わりに受け取った特定の手数料に関しては、貸付金の満期までの期間にわたり償却される。また、インドGAAPでは、直接販売代理店に支払った手数料などの貸付金組成手数料は発生した年度に費用計上される。

退職給付費用

インドGAAPでは、すべての保険数理上の損益を発生した年度の企業の貸借対照表に認識し、当該年度の損益計算書の適切な勘定に計上することになる。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。

以下の表は、表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの手数料及び費用の償却の会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
貸付金組成手数料及び費用	6,766.1	6,797.0	(1,915.5)
退職給付費用	268.0	2,021.8	2,224.9
その他費用の償却	(164.5)	190.6	59.6
手数料及び費用の償却の差異合計	6,869.6	9,009.3	369.0

米国GAAPによる貸付金組成手数料及び費用の償却によって、インドGAAPと比較して、2012年度の1,915.5百万インド・ルピーの低い利益に対して2014年度の利益は6,766.1百万インド・ルピー、2013年度の利益は6,797.0百万インド・ルピー高くなった。

2013年度及び2014年度の貸付金組成手数料は、2012年度と比較して減少した。また、インドGAAPと比較して過年度の累積未認識手数料の償却が高いことも、2013年度及び2014年度の米国GAAPによる損益に有利な影響を及ぼしている。さらに、個人向け貸付金の取引高の増加を反映してその貸付金の直接組成費用が増加したことにより、インドGAAPと比較して、2014年度の米国GAAPによる貸付金組成手数料及び費用の償却費は有利な影響を受けている。

f) デリバティブの会計処理

インドGAAPにおいては、一部のオン・バランス・シートの資産及び負債に係る金利及び為替レートリスクはスワップ契約によってヘッジされている。このようなデリバティブ商品の影響は原資産及び負債の変動と相関関係にあり、ヘッジ会計の原則に従って会計処理されている。ヘッジ対象となるスワップは、在外銀行子会社の場合を除き、発生主義により会計処理されている。在外銀行子会社においては、ヘッジ取引及びヘッジ対象（ヘッジ対象となるリスク）は公正価値で測定され、その変動は損益計算書で認識されている。その他すべての未決済の為替予約契約は再評価され、その損益は損益計算書で認識されている。

米国GAAPでは、当グループはデリバティブ取引を、FASB ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の規定に従い会計処理している。したがって、インドGAAPではヘッジとして分類される特定のデリバティブ契約は米国GAAPではヘッジとみなされず、売買目的デリバティブとして会計処理され、公正価値の変動は損益計算書に認識される。

米国GAAPにおいて当グループは、特定のデリバティブをASC Topic 815に基づき特定の利付資産及び負債の公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定している。ヘッジ取引の開始時点において、当グループはヘッジ関係及びヘッジの実施に関するリスク管理目的及び戦略について正式に文書化している。当該プロセスには、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ対象リスク、並びにヘッジの有効性の評価方法及び非有効性の測定方法の特定が含まれている。さらに当グループは、ヘッジ取引において使用されているデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を極めて有効に相殺しているかどうか、及び将来においてもその効果が継続すると見込まれるかどうかについて、ヘッジの開始時及び継続的に評価を行っている。当グループはヘッジ手段の有効性について開始時及び四半期ごとに継続的に評価を実施している。ヘッジ手段及びヘッジ対象双方の公正価値の変動による影響は、損益計算書に計上されている。当グループはまた、ASC Topic 815に準拠して会計処理されている海外事業への特定の当初正味投資について、特定の先物契約をヘッジ手段として指定している。

g) 報酬費用の会計処理

FASB ASC Topic 718「報酬－株式による報酬」では、従業員に対するすべての株式に基づく報酬（従業員ストック・オプションを含む）を損益計算書において公正価値で認識することが要求される。インドGAAPのもとで、当グループは本源的価値法に従って株式に基づく報酬制度を会計処理している。報酬費用は、基礎となる株式の付与日における市場価格が行使価格を超過する部分として測定される。当グループは、従業員ストック・オプションに対する繰延税金を計上していない。

h) 証券化の会計処理

米国GAAPでは、当グループは証券化ローンの売却益を売却時にFASB ASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」に従って会計処理している。ASC Topic 860に従い、金融資産の売却による損益のすべては売却時に損益計算書に計上される。インドGAAPでは、2006年2月1日以降、貸出債権の証券化により生じる純利益は、資産の売却先である特別目的事業体が発行した、あるいは発行する予定である有価証券の有効期間にわたり計上される。2012年5月7日より、証券化による利益／プレミアムは、インド準備銀行により規定された手法に基づき取引期間に渡り償却される。貸出債権の売却、証券化及び直接譲渡から生じる純損失は売却時に認識される。さらに、当行のカナダの子会社による住宅ローンの証券化取引は、認識の中止の要件を満たしていないため、インドGAAPでは売買取引としてみなされない。米国GAAPでは、これらの証券化取引はASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」における認識中止基準を満たすため譲渡として会計処理されている。

2010年4月1日のFAS第166号の適用後、インドGAAPでは証券化取引に該当する特定の取引は、米国GAAPでは証券化に該当しない。注記21(a)「証券化及び変動持分事業体」を参照のこと。

i) 繰延税金

繰延税金の会計処理による差異は主として、インドGAAPから米国GAAPへの調整のすべてに関する税効果、米国GAAPでは子会社及び関連会社の未分配利益に対して繰延税金が計上されるが、インドGAAPでは子会社及び関連会社の未分配利益に対して繰延税金を計上することは要求されていないこと、またインドGAAPでは繰延税金資産又は負債は実質的な適用税率に基づいて計上されるが、米国GAAPでは貸借対照表日に有効な税率に基づいて計上されるという理由により生じる。

当行は、1961年法人税法に基づき当行が利用可能な税務上の便益の為に、利益処分を通じて特別準備金を計上している。この税務上の便益は、当行が将来期間に特別準備金から資金を引き出した場合に解消される。当行はこの特別準備金から引出しを行うことを予定していないため、課税所得と会計上の利益との間に事実上一時差異はないと考えたことから、この特別準備金について繰延税金負債を計上することはなかった。2014年度に、インド準備銀行は、インドGAAPに基づき特別準備金の残高に対して繰延税金負債を計上するようインドの全銀行に勧告した。インド準備銀行はまた、銀行が2013年3月31日現在の特別準備金勘定の残高に準備金を通して繰延税金負債を計上すること、および2013年4月1日より後に損益計算書を通じて特別準備金に振り替えることで繰延税金負債を計上することを容認した。米国GAAPにおいては、予想される回収方法に基づき繰延税金の認識及び測定が行われ、回収方法によっては納税額に影響がないことが予想される場合には繰延税金は認識されない。したがって、この特別準備金の引出し／利用を行わないという当行の継続的意思、及び流動性シナリオにおけるこの特別準備金の非課税性についての税務顧問からの意見を根拠に、特別準備金について繰延税金負債を計上しなかった。

インドGAAPでは、有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金資産は、そのような資産の実現がほぼ確実である場合にのみ認識されるが、米国GAAPでは実現可能性に基づいて認識される。

以下の表は、表示期間における、純利益の調整における繰延税金の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
子会社及び関連会社の未分配利益に係る繰延税金	(3,109.8)	(755.3)	(705.1)
貸借対照表日現在に有効な実効税率の適用	1,490.8	(1,126.9)	(1,016.9)
有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金	892.6	395.1	-
特別準備金に係る繰延税金	3,042.6	-	-
インドGAAPから米国GAAPへの調整のすべてに関する税効果	2,874.7	(2,514.6)	(2,265.8)
繰延税金における差異合計	5,190.9	(4,001.7)	(3,987.8)

2014年3月31日現在、株主資本における有利な差異は、38,666.2百万インド・ルピー（2013年3月31日：10,239.1百万インド・ルピー）であり、うち(1,331.5)百万インド・ルピーは子会社／関連会社／支店の未分配利益に係る繰延税金、実効税率はゼロ、1,306.5百万インド・ルピーは繰越欠損金に係る繰延税金、17,234.9百万インド・ルピーは特別準備金に係る繰延税金、及び21,456.3百万インド・ルピー（2013年3月31日：それぞれ3,454.6百万インド・ルピー、(1,126.9)百万インド・ルピー、395.1百万インド・ルピー、ゼロ、及び7,516.3百万インド・ルピー）はインドGAAPから米国GAAPへのその他の調整に関する税効果によるものであった。

以下の表は、表示期間における、当グループの生命保険子会社の純利益の調整における繰延税金の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
貸借対照表日現在に有効な実効税率の適用	(96.4)	(3.5)	-
有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金	-	-	-
インドGAAPから米国GAAPへの調整のすべてに関する税効果	(44.7)	(894.0)	(129.3)
繰延税金における差異合計	(141.1)	(897.5)	(129.3)

以下の表は、表示期間における、当グループの損害保険子会社の純利益の調整における繰延税金の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
調整項目			
貸借対照表日現在に有効な実効税率の適用	157.1	(12.5)	(38.8)
有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金	(1,597.1)	(814.2)	1,519.0
インドGAAPから米国GAAPへの調整のすべてに関する税効果	13.3	591.6	320.3
繰延税金における差異合計	(1,426.7)	(235.1)	1,800.5

j) その他

インドGAAPでは、非統合海外事業の処分／一部の処分の際には、外貨換算準備金に累積しており、かつ当該事業に対応する為替換算差額の累積額／比例額は、処分損益の認識と同じ期間に収益又は費用として認識される。米国GAAPでは、外貨換算準備金に累積している損益は、非統合海外事業のすべて／実質的にすべてを処分する場合にのみ損益計算書で認識される。

k) 配当

インドGAAPでは、普通株式の配当及び関連する配当課税は関連する年度に認識される。米国GAAPでは、普通株式の配当及び関連する配当課税は取締役会で承認された年度に認識される。

[前へ](#)

[次へ](#)

21. 米国GAAPに基づく注記

米国GAAPにおいて要求されている追加情報

a) 証券化及び変動持分事業体

概要

当行及びその子会社は、特別目的事業体を含む、複数の種類のオフ・バランスシート契約に関与している。

特別目的事業体（以下「SPEs」という。）の利用

当グループは、SPEの管理文書に記載されている限定的な目的を達成するために設立されたSPEと取引を行っている。これらのSPEの主な目的は、譲渡人から資産を購入するための拠出金を投資家から受取り、購入した資産を拠出者に代わって信託に保有し、購入した資産からの収入を投資家に定期的に支払うことである。これらのSPEは、主として信託の法的形態で設立されている。証券化において、SPEに資産を譲渡した会社は、通常の営業過程で実現する前にSPEが発行する負債及び持分商品、証書、コマーシャル・ペーパー及びその他の債務手形を通じてこれらの資産の全部（又は一部）を現金に転換する。これらは、SPEの貸借対照表には計上されるが、適用される会計要件が満たされていることを条件に、資産を譲渡した会社の貸借対照表には反映されない。投資家は通常、SPEの資産に対して請求権を有しており、SPEの超過資産の形態による担保勘定又は余剰担保などのその他の信用補完、与信枠、あるいは流動性プット・オプション又は資産購入契約などの流動性ファシリティから利益を得る場合も多い。FASBは、2010年4月1日に適用される会計基準を公表しており、これにより当グループは関与していた特定の信託の連結が求められるが、過年度では適格特別目的事業体として連結から除外されていた。SFAS第167号（現在ASC 810-10として編纂されている）に準拠して、当グループは、従前のQSPEの資産、負債及び非支配持分を当初は帳簿価額（当グループがこれらの従前の適格特別目的事業体で常に連結していたと仮定した場合に連結財務諸表に計上される資産、負債及び非支配持分の金額）で測定することによりこれらの事業体を連結した。また、SFAS第166号（現在ASC 810-10に編纂されている）は、SFAS第140号では売却とみなされていた特定の資産譲渡（資産の一部の譲渡を含む）を担保付借入とみなすよう求めている。

変動持分事業体

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、あるいはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権又は同様の権利を通じて法的事業体の経営成績に最も重要な影響を与える活動を指揮する権限、及びその事業体の予想残存利益を受け取る権利又はその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体である。負債又は株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、あるいはその他の形態（保証、劣後手数料契約、又は特定のデリバティブ契約など）で支援を提供している他の取引相手方が、当該事業体の変動持分保有者である。VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければならない。したがって、当グループは、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、かつVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する、もしくはVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有しているという決定に基づき、当グループが特定の信託及び事業体の主たる受益者であるため、支配財務持分を保有していると判断した。

以下の表は、2014年3月31日現在、当グループが重要な変動持分を保有する連結及び非連結VIEへの関与を示している。

（単位：百万インド・ルピー）

項目	非連結VIEに対する重要な投資	連結VIEに対する投資	VIE資産の投資合計（総資産）
資金拠出済			
不動産担保証券	-	9,629.3	9,629.3
資産担保証券	-	-	-
貸付金	-	809.2	809.2
資金拠出済合計	-	10,438.5	10,438.5
未拠出			
不動産担保証券	-	-	-
資産担保証券	-	-	-
その他	-	-	-
未拠出合計	-	-	-
合計	-	10,438.5	10,438.5

以下の表は、2013年3月31日現在、当グループが重要な変動持分を保有する連結及び非連結VIEへの関与を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	非連結VIEに対する重要な投資	連結VIEに対する投資	VIE資産の投資合計(総資産)
資金拠出済			
不動産担保証券	-	10,714.3	10,714.3
資産担保証券	-	1,241.6	1,241.6
貸付金	-	2,994.2	2,994.2
資金拠出済合計	-	14,950.1	14,950.1
未拠出			
不動産担保証券	-	-	-
資産担保証券	-	5,835.8	5,835.8
その他	-	-	-
未拠出合計	-	5,835.8	5,835.8
合計	-	20,785.9	20,785.9

連結VIEの資産残高は、当グループが連結した資産の帳簿価額を示している。帳簿価額は、資産の法的形態（例：貸付金又は有価証券）並びに当該資産の種類及び事業についての当グループの標準的な会計方針に応じて償却原価又は現在の公正価値となる場合がある。VIEの資産は、各VIEの債務の決済のためにのみ使用することができる。

以下の表は、表示期間における、当グループが主たる受益者であるVIE及びSPEに関する連結資産及び負債の帳簿価額及び分類を示している。連結VIEの負債は、連結資産並びに当行が信用補完及び流動性ファシリティの形態により提供したその他の支援からの収入により支払われる。連結VIEの債権者は、当グループの一般債権に対して請求権を有していない。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月31日現在	2013年3月31日現在
現金	126.8	96.9
投資	886.4	2,033.9
貸付金	6,963.0	8,557.3
その他	0.9	5.6
資産合計	7,977.1	10,693.7
借入金	6,324.7	7,136.6
その他負債	23.2	111.3
負債合計	6,347.9	7,247.9

b) 投資

以下の表は、表示期間における、売買目的保有に分類された投資のポートフォリオを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月31日現在	2013年3月31日現在
負債証券		
国債	65,128.5	72,982.6
その他負債証券	181,008.0	213,233.0
負債証券合計	246,136.5	286,215.6
普通株式	554.1	146.8
ミューチュアル・ファンド	739.2	-
合計	247,429.8	286,362.4

以下の表は、表示期間の売却可能に分類された投資のポートフォリオを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

2014年3月31日現在

	償却原価/ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
売却可能				
社債	167,644.3	4,776.6	(1,888.4)	170,532.5
国債	995,709.5	755.1	(35,868.1)	960,596.5
その他有価証券	156,639.3	2,942.7	(1,814.9)	157,767.1
負債証券合計	1,319,993.1	8,474.4	(39,571.4)	1,288,896.1
持分証券	3,364.3	1,329.5	(27.7)	4,666.1
その他有価証券	10,273.3	409.6	(360.7)	10,322.2
合計	1,333,630.7	10,213.5	(39,959.8)	1,303,884.4

(単位：百万インド・ルピー)

2013年3月31日現在

	償却原価/ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
売却可能				
社債	184,641.5	4,079.7	(721.9)	187,999.3
国債	964,069.9	7,968.1	(8,264.9)	963,773.1
その他有価証券	113,263.4	1,232.8	(2,849.9)	111,646.3
負債証券合計	1,261,974.8	13,280.6	(11,836.7)	1,263,418.7
持分証券	6,338.6	176.9	(203.2)	6,312.3
その他有価証券	13,280.8	344.9	(400.6)	13,225.1
合計	1,281,594.2	13,802.4	(12,440.5)	1,282,956.1

当グループの投資ポートフォリオはまた、ベンチャー・キャピタル子会社により保有されている投資、容易な市場性のない有価証券への投資及び関連会社への投資を含む。2014年及び2013年3月31日現在、ベンチャー・キャピタル子会社に保有されている投資の公正価値は、それぞれ1,071.7百万インド・ルピー及び1,167.2百万インド・ルピーであった。容易な市場性のない有価証券とは、主にプロジェクト・ファイナンス活動の一部又は債務の再編における貸付金の転換として取得された有価証券である。2014年及び2013年3月31日現在、容易な市場性のない有価証券への投資及び関連会社への投資は、それぞれ66,661.8百万インド・ルピー及び61,208.2百万インド・ルピーであった。

c) 公正価値測定

2008年4月1日に当グループは、FASB ASC Topic 820「公正価値の測定及び開示」を適用した。当グループは、ASC Topic 820における公正価値ヒエラルキーに基づいて金融商品の公正価値を決定している。当該基準書は、公正価値を測定する際に使用される3つのレベルのインプットについて説明している。

レベル1

活発な市場で取引される同一の金融商品の市場価格（無調整）に基づいて評価される。そのような市場価格に基づいて評価されている金融商品には、流通株式、ミューチュアル・ファンド、国債、社債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、先物及びスポットが含まれている。

レベル2

活発な市場における類似の金融商品の市場価格、活発ではない市場における同一又は類似の金融商品の市場価格、市場参加者の見積価格及び活発な市場における観察可能な重要なインプットを用いる評価モデルから導き出された価格に基づいて評価される。インプットとして、金利、イールド・カーブ、ボラティリティ、信用スプレッドが用いられているが、これらは、ロイター、ブルームバーグ及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会といった公の情報源から入手できる。

商品には、国債、社債及び債券、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、一般オプション、単純金利デリバティブ、先渡し、金利及び通貨スワップ並びにスワップションが含まれる。

レベル3

重要な市場の観察不能なインプット又は仮定を用いる評価技法又はモデルに基づいて評価される。評価額が価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー又は類似の技法を用いて決定され、重要なモデルにおける仮定又はインプットの少なくとも1つが観察不能である場合、あるいは公正価値の決定に重要な経営陣の判断や見積りが必要である場合に金融商品はレベル3に該当する。エキゾチック・デリバティブの評価は、月末の取引相手の見積評価額に基づいて行われる。

インドの債券・短期金利・デリバティブ協会が公表したレートあるいは発行会社の国内格付け（対外ソブリン格付けを上限とする）に対応するスプレッドを用いて割引かれたキャッシュ・フローにより算定されたインド関連の非ルビー建債券価格が評価に利用される。一部の債券及び資産担保コマーシャル・ペーパーは、減損控除後の償却原価、又はブルームバーグから入手可能な価格（内部の見積り及び仮定を用いて設定されたもの）に基づいて評価されている。これらの金融商品の期待キャッシュ・フローの減少は、これらの債券の価値に不利な影響を及ぼすことになる。同様に、金利又は信用スプレッドの上昇は、これらの債券の価値に不利な影響を及ぼすことになる。当行のカナダの子会社の証券化における留保持分の価値は、主に不動産担保证券の利回りを上回る不動産担保ローン金利の超過利鞘を表しているが、担保不動産からのキャッシュ・フローの金額及び時期によって同様の影響を受ける。

当グループは、インド関連のクレジット・デリバティブを、市場価格と発行会社の国内格付けに対応するインドの債券・短期金利・デリバティブ協会が公表したスプレッド（当該金融商品の流動性に応じた信用スプレッドのマークアップを調整後）を用いたキャッシュ・フロー割引の組み合わせによって評価している。ベンチャー・ファンドのユニット及び有価証券証書は、当該ファンド及び資産管理会社（ARC）から入手した純資産価値で評価される。ファンド及びARCは、純資産価値を算定するため様々な変数に関して多くの仮定を設定する。プライベート・エクイティ投資の場合、使用するインプットには、比較可能な上場企業に関する評価倍率並びに非流動性及びその他の要因に関する調整が含まれる。

インドのパス・スルー証書の評価は、基礎となる信託より支払われる見積キャッシュ・フローに基づく。信託又はオリジネーターは見積キャッシュ・フローを算定するため、様々な変数について多数の仮定を立てている。信託から受け取るキャッシュ・フロー明細は、基準イールド・カーブ及び月末のインドの債券・短期金利・デリバティブ協会が公表した信用スプレッドによって割り引かれる。したがって、これらの金融商品はレベル3の金融商品に分類される。これらの金融商品の見積キャッシュ・フローの減少は、これらの証書の価値に不利な影響を及ぼすことになる。当該見積キャッシュ・フローの時期の変化もまた、これらの証書の価値に影響を及ぼす。

以下の表は、2014年3月31日現在の経常ベースで公正価値により測定されている当グループの資産及び負債、並びにこれらの商品の測定に用いたインプットのレベルに関する情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資				
持分証券	5,122.0	-	649.9	5,771.9
国債	92,665.3	933,059.7	-	1,025,725.0
社債	57,157.1	141,873.1	2,062.4	201,092.6
不動産担保証券及びその他の資産担保証券	10,318.5	116.7	131,629.3	142,064.5
ファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	-	-
その他 ¹	69,263.3	103,706.2	4,762.4	177,731.9
投資合計	234,526.2	1,178,755.7	139,104.0	1,552,385.9
デリバティブ (正の時価評価)				
金利デリバティブ ¹	-	44,231.3	441.7	44,673.0
通貨デリバティブ	1,789.0	103,355.5	0.0	105,144.5
(為替デリバティブを含む) ²				
株式デリバティブ	2.3	19.0	-	21.3
アンファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	45.2	45.2
正の時価評価合計	1,791.3	147,605.8	486.9	149,884.0
デリバティブ (負の時価評価)				
金利デリバティブ ¹	-	(29,727.6)	(442.6)	(30,170.2)
通貨デリバティブ	(1,423.9)	(101,994.3)	-	(103,418.2)
(為替デリバティブを含む) ²				
株式デリバティブ	-	-	-	-
アンファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	(39.0)	(39.0)
負の時価評価合計	(1,423.9)	(131,721.9)	(481.6)	(133,627.4)
借入金				
債券	-	(457,301.3)	-	(457,301.3)
借入金合計	-	(457,301.3)	-	(457,301.3)

1. 主に譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、ミューチュアル・ファンド及びベンチャー・キャピタルのユニットを含む。
2. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約、スワップション及び上場金利デリバティブは金利デリバティブに含まれる。
3. 外貨オプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。

以下の表は、2013年3月31日現在の経常ベースで公正価値により測定されている当グループの資産及び負債、並びにこれらの商品の測定に用いたインプットのレベルに関する情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資				
持分証券	5,137.9	-	1,968.5	7,106.4
国債	55,767.2	980,988.5	-	1,036,755.7
社債	76,865.3	169,101.9	3,531.5	249,498.7
不動産担保証券及びその他の資産担保証券	8,724.1	189.6	67,690.3	76,604.0
ファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	803.5	803.5
その他 ¹	75,042.7	120,880.4	3,794.3	199,717.4
投資合計	221,537.2	1,271,160.4	77,788.1	1,570,485.7
デリバティブ (正の時価評価)				
金利デリバティブ ¹	-	49,783.1	326.2	50,109.3
通貨デリバティブ	554.2	81,984.5	1.4	82,540.1
(為替デリバティブを含む) ²				
株式デリバティブ	-	-	-	-
アンファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	109.5	109.5
正の時価評価合計	554.2	131,767.6	437.1	132,758.9
デリバティブ (負の時価評価)				
金利デリバティブ ¹	-	(23,471.7)	(324.6)	(23,796.3)
通貨デリバティブ	(819.6)	(79,050.4)	(1.4)	(79,871.4)
(為替デリバティブを含む) ²				
株式デリバティブ	-	-	-	-
アンファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	(76.6)	(76.6)
負の時価評価合計	(819.6)	(102,522.1)	(402.6)	(103,744.3)
借入金				
債券	-	(349,276.4)	-	(349,276.4)
借入金合計	-	(349,276.4)	-	(349,276.4)

1. 主に譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、ミューチュアル・ファンド及びベンチャー・キャピタルのユニットを含む。
2. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約、スワップション及び上場金利デリバティブは金利デリバティブに含まれる。
3. 外貨オプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。

特定の商品については、比較的閑散市況であるために市場参加者の見積価格又はスプレッドのみに基づいて決定するという評価は不適切であると考えられた。このため、代替的な評価手法が用いられている。2014年3月31日現在これらの商品の市場は流動性が低く、報告日において、市場価格のみに基づいて評価することは引き続き不適切である。流動性が低いとみなされ、類似する資産価格又は市場価格から導き出された加重平均価格及び評価モデルに基づいて評価された債券は、評価に際して使用するインプットに基づきレベル2又はレベル3の金融商品に分類される。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

社債10,308.4百万インド・ルピーはレベル1からレベル2に振り替えられたが、これは、2013年3月31日現在は市場価格に基づいて評価を行ったのに対して、2014年3月31日現在は市場における観察可能なインプットを用いた内部評価に基づいて評価を行ったことによる。社債2,067.5百万インド・ルピー及びその他負債証券1,187.9百万インド・ルピーはレベル2からレベル1に振り替えられたが、これは、2013年3月31日現在は市場における観察可能なインプットを用いた内部評価モデルに基づいて評価を行ったのに対して、2014年3月31日現在は市場価格に基づいて評価を行ったことによる。

社債620.0百万インド・ルピーはレベル3からレベル1に振り替えられたが、これは、2014年3月31日現在は市場価格に基づいて評価を行ったことによる。債券への投資584.9百万インド・ルピーはレベル2からレベル3に振り替えられたが、これは、内部の見積り及び仮定の使用に基づき評価を行ったことによる。

持分証券1,277.7百万インド・ルピーはレベル3から原価法持分証券に振り替えられたが、これは、2014年3月31日現在の当該証券の公正価値が容易に算定可能ではなくなったことによる。

原価法持分証券24.0百万インド・ルピーはレベル3に振り替えられたが、これは、2014年3月31日現在の当該証券の公正価値が減損引当金を計上する上で算定されたことによる。

以下の表は、2014年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3資産の公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	投資					
	持分証券	社債	不動産担保証券及びその他の資産担保証券	ファンデッド型のクレジット・デリバティブ	その他	合計
2013年4月1日現在期首残高	1,968.5	3,531.5	67,690.3	803.5	3,794.3	77,788.1
(実現／未実現)利益又は損失合計						
-損益計上額	(62.7)	(1,788.6)	-	-	65.8	(1,785.5)
-その他の包括利益計上額	(6.1)	27.3	1,222.8	-	2.8	1,246.8
購入／増加	150.8	3.6	86,559.1 ¹	-	1,405.5	88,119.0
売却	(0.1)	(31.0)	-	-	(20.8)	(51.9)
発行	-	-	1,089.9	-	-	1,089.9
決済	(146.8)	-	(24,988.0)	(803.5)	(485.2)	(26,423.5)
レベル3への振替	24.0	584.9	-	-	-	608.9
レベル3からの振替	(1,277.7)	(620.0)	-	-	-	(1,897.7)
外貨換算調整額	-	354.7	55.2	-	-	409.9
2014年3月31日現在期末残高	649.9	2,062.4	131,629.3	-	4,762.4	139,104.0
報告日において保有されている資産に関連する未実現利益又は(損失)の変動に起因して損益計算書に計上された利益又は(損失)合計	(62.8)	(1,800.0)	-	-	-	(1,862.8)

1. インド関連の資産担保証券を含む。

以下の表は2014年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3のデリバティブの公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	デリバティブ				
	金利デリバティブ	通貨デリバティブ(為替デリバティブを含む)	株式デリバティブ	アンファンデッド型クレジット・デリバティブ	合計
2013年4月1日現在期首残高	1.6	-	-	32.9	34.5
(実現／未実現)利益又は損失合計					
-損益計上額	(2.2)	-	-	(4.1)	(6.3)
-その他の包括利益計上額	-	-	-	-	-
購入	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-
決済	(0.3)	-	-	(22.6)	(22.9)
レベル3への振替	-	-	-	-	-
レベル3からの振替	-	-	-	-	-
外貨換算調整額	-	-	-	-	-
2014年3月31日現在期末残高	(0.9)	-	-	6.2	5.3
報告日において保有されている資産に関連する未実現利益又は(損失)の変動に起因する損益計算書に計上された利益又は(損失)合計	(2.2)	-	-	(4.1)	(6.3)

以下の表は2013年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3の資産の公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	投資					合計
	持分証券	社債	不動産担保証券 及びその他の資 産担保証券	ファンデッド 型のクレジッ ト・デリバティ ブ	その他	
2012年4月1日現在期首残高	524.2	3,572.7	6,525.4	1,484.2	3,938.2	16,044.7
(実現／未実現)利益又は損失合計						
-損益計上額	114.2	(454.9)	-	23.7	102.2	(214.8)
-その他の包括利益計上額	6.2	61.8	(0.2)	-	136.2	204.0
購入	1,337.0	375.3	65,238.8 ¹	-	569.9	67,521.0
売却	(11.9)	(46.1)	-	-	(952.2)	(1,010.2)
発行	-	-	1,687.3	-	-	1,687.3
決済	-	(2,637.6)	(5,884.8)	(788.7)	-	(9,311.1)
レベル3への振替	-	2,473.3	-	-	-	2,473.3
レベル3からの振替	(1.6)	-	-	-	-	(1.6)
外貨換算調整額	0.4	187.0	123.8	84.3	-	395.5
2013年3月31日現在期末残高	1,968.5	3,531.5	67,690.3	803.5	3,794.3	77,788.1
報告日において保有されている資産に 関連する未実現利益又は(損失)の変 動に起因して損益計算書に計上され た利益又は(損失)合計	116.8	-	-	23.7	-	140.5

1. インド関連の資産担保証券を含む。

以下の表は2013年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3のデリバティブの公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	デリバティブ				合計
	金利デリバティ ブ	通貨デリバティ ブ(為替デリバ ティブを含む)	株式デリバティブ	アンファンデッ ド型クレジッ ト・デリバティ ブ	
2012年4月1日現在期首残高	(20.0)	-	-	(34.8)	(54.8)
(実現／未実現)利益又は損失合計					
-損益計上額	(44.4)	-	-	20.6	(23.8)
-その他の包括利益計上額	-	-	-	-	-
購入	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-
決済	71.2	-	-	47.1	118.3
レベル3への振替	-	-	-	-	-
レベル3からの振替	-	-	-	-	-
外貨換算調整額	(5.2)	-	-	-	(5.2)
2013年3月31日現在期末残高	1.6	-	-	32.9	34.5
報告日において保有されている資産に関連す る未実現利益又は(損失)の変動に起因し て損益計算書に計上された利益又は(損 失)合計	(44.4)	-	-	20.6	(23.8)

当グループは、特定のベンチャー・ファンド及び有価証券受領書への投資を保有している。これらの投資の公正価値は、これらの被投資会社が公表した1ユニット当たりの純資産価値を用いて見積もられている。当行は流動性管理、ユニット価値の上昇による利益及び不良資産の回収率改善を目的としてこれらの有価証券への投資を行っている。一部のユニットは比較的短期間の通知での解約が可能であるが、当該ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領書は解約に関する特定の制約に基づき運用されており、これらの投資によって生じるキャッシュ・フローは原資産の流動化の際に発生すると予想されている。原資産からの見積キャッシュ・フローの減少又は見積キャッシュ・フローの回収の遅延は、これらの投資の純資産価値及び公正価値に不利な影響を及ぼすことになる。

以下の表は、表示期間におけるレベル3のインプットとみなされる純資産価値に基づき公正価値測定された投資の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
	公正価値	公正価値
有価証券項目		
有価証券受領書	714.7	615.7
ベンチャー・ファンド・ユニット	3,527.7	2,640.8
合計	4,242.4	3,256.5

d) 貸付金

以下の表は、2014年3月31日現在の貸出条件緩和債権に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	関連する信用損失 引当金のある貸出 条件緩和債権に対 する投資計上総額	信用損失引当金 総額	関連する信用損失 引当金のない貸出 条件緩和債権に対 する投資計上総額	未払元本金額 合計
コマーシャル・ローン	210,319.8	44,313.3	29,596.0	239,915.8
個人向け貸付金	6,693.1	5,556.7	-	6,693.1
リース金融	-	-	-	-
合計	217,012.9	49,870.0	29,596.0	246,608.9

以下の表は、2013年3月31日現在の貸出条件緩和債権に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	関連する信用損失 引当金のある貸出 条件緩和債権 に対する投資計上 総額	信用損失引当金 総額	関連する信用損失 引当金のない貸出 条件緩和債権に対 する投資計上総額	未払元本金額 合計
コマーシャル・ローン	122,029.6	33,979.2	36,884.0	158,913.6
個人向け貸付金	9,864.3	7,581.0	-	9,864.3
リース金融	-	-	-	-
合計	131,893.9	41,560.2	36,884.0	168,777.9

以下の表は、2014年3月31日現在のその他の減損貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	関連する信用損失 引当金のあるその 他の減損貸付金に 対する投資計上総 額	信用損失引当金 総額	関連する信用損失 引当金のないその 他の減損貸付金に 対する投資計上総 額	未払元本金額 合計
コマーシャル・ローン	132,801.5	41,295.5	36,828.4	169,629.9
個人向け貸付金	34,304.8	24,482.5	-	34,304.8
リース金融	-	-	-	-
合計	167,106.3	65,778.0	36,828.4	203,934.7

以下の表は、2013年3月31日現在のその他の減損貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	関連する信用損失 引当金のあるその 他の減損貸付金に 対する投資計上総 額	信用損失引当金 総額	関連する信用損失 引当金のないその 他の減損貸付金に 対する投資計上総 額	未払元本金額 合計
コマーシャル・ローン	52,085.4	28,182.8	39,690.7	91,776.1
個人向け貸付金	53,504.8	43,898.2	-	53,504.8
リース金融	-	-	-	-
合計	105,590.2	72,081.0	39,690.7	145,280.9

以下の表は、2014年3月31日現在の貸出条件緩和債権の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	コマーシャル・ ローン	個人向け貸付金 及びクレジット カード債権	リース金融	合計
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	44,313.3	2.2	-	44,315.5
貸倒引当金：一括減損評価	-	5,554.5	-	5,554.5
貸倒引当金：信用力の低下している取得 貸付金	-	-	-	-
合計	44,313.3	5,556.7	-	49,870.0
金融債権計上額				
貸倒引当金：個別減損評価	239,915.8	124.3	-	240,040.1
貸倒引当金：一括減損評価	-	6,568.8	-	6,568.8
貸倒引当金：信用力の低下している取得 貸付金	-	-	-	-
合計	239,915.8	6,693.1	-	246,608.9

以下の表は、2013年3月31日現在の貸出条件緩和債権の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	コマーシャル・ ローン	個人向け貸付金 及びクレジット カード債権	リース金融	合計
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	33,979.2	1.6	-	33,980.8
貸倒引当金：一括減損評価	-	7,579.4	-	7,579.4
貸倒引当金：信用力の低下している取得 貸付金	-	-	-	-
合計	33,979.2	7,581.0	-	41,560.2
金融債権計上額				
個別減損評価	158,913.6	246.9	-	159,160.5
一括減損評価	-	9,617.4	-	9,617.4
信用力の低下している取得貸付金	-	-	-	-
合計	158,913.6	9,864.3	-	168,777.9

以下の表は、2014年3月31日現在のその他の貸付金の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	コマーシャル・ ローン	個人向け貸付金 及びクレジット カード債権	リース金融	合計
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	41,295.5	3,638.7	-	44,934.2
貸倒引当金：一括減損評価	16,783.7	23,856.6	-	40,640.3
貸倒引当金：信用力の低下している取得 貸付金	-	-	-	-
合計	58,079.2	27,495.3	-	85,574.5
金融債権計上額				
個別減損評価	169,629.8	3,859.4	-	173,489.2
一括減損評価	2,024,710.2	1,369,153.8	-	3,393,864.0
信用力の低下している取得貸付金	-	-	-	-
合計	2,194,340.0	1,373,013.2	-	3,567,353.2

以下の表は、2013年3月31日現在のその他の貸付金の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	コマーシャル・ ローン	個人向け貸付金 及びクレジット カード債権	リース金融	合計
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	28,809.2	3,473.8	-	32,283.0
貸倒引当金：一括減損評価	13,515.7	43,422.5	-	56,938.2
貸倒引当金：信用力の低下している取得 貸付金	-	-	-	-
合計	42,324.9	46,896.3	-	89,221.2
金融債権計上額				
個別減損評価	161,978.3	4,071.7	-	166,050.0
一括減損評価	1,871,219.1	1,093,553.0	-	2,964,772.1
信用力の低下している取得貸付金	-	-	-	-
合計	2,033,197.4	1,097,624.7	-	3,130,822.1

以下の表は、2014年3月31日に終了した事業年度における貸出条件緩和債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

以下の金額及び／又は時期の変更を伴う 貸出条件緩和債権						
項目	貸出条件緩和債権 に分類される 貸付金の融資先の 件数	元本の支払い	利息の支払い	元本と利息両方の 支払い	損益への影響 合計	貸出条件が 緩和された 金額（純額）
コマーシャル・ローン	39	9,051.8	-	60,518.9	8,517.7	60,999.0
個人向け貸付金	719	38.5	-	165.1	9.7	193.9
合計	758	9,090.3	-	60,684.0	8,581.4	61,192.9

以下の表は、2013年3月31日に終了した事業年度における貸出条件緩和債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

以下の金額及び／又は時期の変更を伴う 貸出条件緩和債権						
項目	貸出条件緩和債権 に分類される 貸付金の融資先の 件数	元本の支払い	利息の支払い	元本と利息両方の 支払い	損益への影響 合計	貸出条件が 緩和された 金額（純額）
コマーシャル・ローン	29	-	2,215.1	21,666.2	1,222.9	22,658.4
個人向け貸付金	15	-	-	246.9	1.6	245.3
合計	44	-	2,215.1	22,913.1	1,224.5	22,903.7

以下の表は、2014年及び2013年3月31日現在の貸出条件緩和債権、並びに当年度に貸出条件が緩和されたが同年度又は翌年度に債務不履行が生じた債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2014年3月31日に 終了した事業年度 における債務		2013年3月31日に 終了した事業年度 における債務	
	2014年3月31日現在 の残高	不履行額 ¹	2013年3月31日現在 の残高	不履行額 ¹
コマーシャル・ローン	239,915.8	16,759.4	158,913.6	3,085.6
個人向け貸付金	6,693.1	22.8	9,864.3	-
合計	246,608.9	16,782.2	168,777.9	3,085.6

1. 債務不履行は、支払期日を90日経過している状態と定義されている。

e) 持分関連会社

米国GAAPにおいて、当グループは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・リミテッド（以下「ICICIライフ」という。）及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（以下「ICICIジェネラル」という。）に対して持分を有しているが、重要な参加権を少数株主が保有しているため、これらの投資を持分法によって会計処理している。

以下の表は、表示期間におけるこれらの事業体の要約貸借対照表及び要約損益計算書を示している。

貸借対照表

(単位：百万インド・ルピー)

	3月31日現在			
	2014年		2013年	
	ICICI ライフ	ICICI ジェネラル	ICICI ライフ	ICICI ジェネラル
現金及び現金同等物	13,466.1	1,059.4	15,944.0	1,145.9
有価証券	181,702.3	92,934.5	147,823.3	75,451.5
関連負債担保資産	602,654.3	-	573,885.9	-
その他の資産	43,147.0	42,278.7	41,176.0	44,896.2
資産合計	840,969.7	136,272.6	778,829.2	121,493.6
関連負債引当金	602,654.3	-	573,885.8	-
その他の負債	180,134.1	113,735.0	151,214.7	101,539.0
株主持分	58,181.3	22,537.6	53,728.7	19,954.6
負債及び株主持分合計	840,969.7	136,272.6	778,829.2	121,493.6

損益計算書

(単位：百万インド・ルピー)

	3月31日に終了した事業年度			
	2014年		2013年	
	ICICI ライフ	ICICI ジェネラル	ICICI ライフ	ICICI ジェネラル
受取利息	35,669.5	6,684.5	31,452.4	5,204.8
支払利息	-	-	-	-
純利息収入	35,669.5	6,684.5	31,452.4	5,204.8
保険料収入	124,286.5	43,558.7	135,382.4	40,096.9
その他の非利息収入	58,240.0	2,669.7	36,884.6	1,461.7
非利息費用	(201,876.4)	(48,775.1)	(185,397.3)	(42,767.2)
法人所得税（費用）／便益	233.3	(1,515.5)	(1,872.7)	5.9
当期純利益／（損失）	16,552.9	2,622.3	16,449.4	4,002.1

以下の表は、表示期間における当グループが持分関連会社として会計処理する3iインフォテック・リミテッドに関する利益剰余金を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2014年	2013年
利益剰余金	(2,406.7)	(1,398.3)
利益剰余金合計	(9,013.9)	(5,237.2)
保有割合%	26.7%	26.7%

2014年及び2013年3月31日に終了した事業年度における3iインフォテックからの損失は、それぞれ1,176.5百万インド・ルピー及び1,423.4百万インド・ルピーであった。2014年3月31日現在、3iインフォテック・リミテッドの株式に対する投資の市場価格に基づく時価総額は1,184.6百万インド・ルピーであった。

f) のれん及び無形資産

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づくのれん及び無形資産のカテゴリー別の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2014年	2013年
のれん	35,238.4	35,238.4
償却累計額	(54.0)	(54.0)
のれん、純額	35,184.4	35,184.4
顧客関連無形資産	10,410.1	10,410.1
償却累計額	(9,719.5)	(8,906.5)
顧客関連無形資産、純額	690.6	1,503.5
資産管理及びアドバイザー無形資産	367.0	367.0
オペレーティング・リース	246.9	246.9
償却累計額	(128.2)	(92.9)
オペレーティング・リース、純額	118.7	154.0
のれん及び無形資産、純額	36,360.7	37,208.8

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づくのれんの変動を表したものである。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2014年	2013年
期首残高	35,184.4	35,184.4
期中に処分されたのれん	-	-
期中に追加されたのれん	-	-
期末残高	35,184.4	35,184.4

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づく無形資産の変動を表したものである。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2014年	2013年
期首残高	1,657.4	2,619.4
償却額	(848.3)	(961.9)
処分別	-	-
期末残高	809.1	1,657.4

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づく無形資産の定額法による今後5年間の見積償却スケジュールを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

3月31日に終了する事業年度

	金額
2015年	490.3
2016年	182.3
2017年	123.6
2018年	12.9
合計	809.1

当グループは報告単位レベルでのれんを割り当てている。当グループは毎年、報告単位レベルでのれんの減損テストを実施している。2014年3月31日及び2013年3月31日に終了した事業年度において、減損が計上されたのれんはなかった。報告単位の公正価値は、比較可能な会社の倍数法を適用して算出された。倍数法では、報告単位の公正価値は報告単位の将来的に持続可能な利益に株価収益率を乗じて算定される。

g) 従業員給付

報酬制度

インドの規定に従い、当グループはすべての従業員を対象とする報酬制度（確定給付退職制度）を設けている。当制度は、受給権を有する従業員に対し、退職又は雇用期間終了時に個々の従業員の給与及び当グループでの勤続年数に基づいて一時金を支払うことを規定している。当グループが従業員に対して支払う報酬は、法律で定められた最低支払額と同額あるいはそれ以上である。

親会社については、理事会が運営する基金又はインド生命保険公社（以下「LIC」という。）及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理を行う基金を通じて従業員に報酬が提供されている。当グループはこれらの基金へ拠出することにより報酬債務を決済する義務がある。

グループ内のその他の事業体については、LIC及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが運営及び管理する基金への年次拠出を通じて報酬が提供されている。この制度においては、LIC及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが運営者となり当グループの拠出額を決定しているが、決済義務は当グループにある。

以下の表は、表示期間における当該制度の積立状況及び財務諸表上の認識金額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2014年	2013年
給付債務の変動		
予想給付債務期首残高	5,820.6	5,313.6
追加：期首債務における為替変動の調整	5.8	3.8
調整後期首債務	5,826.4	5,317.4
勤務費用	501.5	382.9
利息費用	513.8	491.6
買収／（売却）	(8.8)	4.4
制度修正	-	0.6
支払給付額	(643.0)	(710.1)
給付債務に係る年金数理上の(利益)／損失	(39.5)	333.8
予想給付債務期末残高	6,149.5	5,820.6
制度資産の変動		
期首における制度資産の公正価値	5,682.2	5,185.2
買収／（売却）	(8.8)	5.3
制度資産の実際収益	409.7	426.2
雇用者の拠出	455.5	775.5
支払給付額	(643.0)	(710.1)
制度資産期末残高	5,895.6	5,682.1
積立状況	(254.1)	(138.5)
認識金額（純額）	(254.1)	(138.5)
期末における給付債務累計額	3,965.5	3,900.5

以下の表は、表示期間における正味報酬費用の内訳を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万インド・ルピー)			
勤務費用	501.5	382.9	416.8
利息費用	513.8	491.6	473.1
資産の期待収益	(437.3)	(390.1)	(409.9)
移行資産／負債の償却	-	-	-
過去勤務費用の償却	11.8	14.4	14.8
償却された年金数理上の（利益）／損失	3.7	(38.6)	(6.6)
買収及び売却（利益）／損失	-	-	2.0
為替差益／（差損）	5.8	-	-
報酬費用（純額）	599.3	460.2	490.2

報酬の債務に対応する期間の割引率は、地方債の利率にAAA格付けの社債に関するリスクを反映するためのプレミアムを加えて決定される。

以下の表は、表示期間における正味期間給付費用を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
割引率	8.8%	9.4%	9.0%
昇給率	7.1%	7.1%	7.1%
制度資産の収益率	8.0%	8.0%	8.0%

以下の表は、表示期間における給付債務を算定する際に用いた加重平均仮定を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2014年	2013年
割引率	9.5%	8.8%
昇給率	7.1%	7.1%

[前へ](#)

[次へ](#)

制度資産

当グループは制度資産の期待収益率の仮定を、法定投資パターンに従って規定された投資種類に基づき今後7年から8年の長期平均期待収益率に基づいて決定している。

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する資産配分を資産区分別に公正価値に基づいて示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	3月31日現在	
	2014年	2013年
資産区分		
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの制度への投資		
当グループのバランス・ファンド ¹	4,720.8	4,355.0
当グループのグロース・ファンド ²	45.3	50.5
当グループの短期ファンド ³	2.8	3.7
当グループのスラクシャ制度 ⁴	-	50.5
その他	0.6	
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの制度への投資合計	4,769.5	4,459.7
インドのLICの制度への投資	630.7	593.2
外部事業体が管理する資産の合計	5,400.2	5,052.9
中央政府への特別預金	291.1	291.2
国債	58.9	85.1
社債	115.3	250.8
銀行預け金及びその他	30.1	2.1
合計	5,895.6	5,682.1

1. 当制度の目的は、適切な比率で株式及び固定利付商品へ投資することにより、長期的な資本増価と当期利益のバランスを維持することである。2014年3月31日現在、社債、国債及び定期預金への投資はそれぞれ全投資のうちの47.1%、14.2%及び18.7%であった。
2. 当制度の目的は、株式及び株式関連商品への投資（最大60%）を通じて長期的な資本増価を達成し、負債のバランスを維持することである。2014年3月31日現在、株式、社債及び定期預金への投資は、それぞれ全投資のうちの54.1%、24.9%及び10.9%であった。
3. 当制度の目的は、ファンドに割り当てられた資本を保護する一方で、主にリスクの低い負債商品及び金融市場商品への投資を通じて適切な収益を維持することである。当ファンドは、主に満期が5年未満の負債商品及び短期金融市場商品への投資を行っている。2014年3月31日現在、社債及び定期預金への投資はそれぞれ全投資のうちの68.9%及び25.2%であった。
4. 2014年3月31日現在、社債、国債及び定期預金への投資は、それぞれ全投資のうちの59.0%、11.5%及び11.3%であった。

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する目標資産配分を資産区分別に示している。

項目	2015年3月 31日現在の 目標資産配分	2014年3月 31日現在の 目標資産配分
外部事業体が管理する基金	92%	89%
中央政府への特別預金	5%	5%
負債証券	3%	5%
銀行預け金	0%	1%
合計	100%	100%

当該制度資産は主に、外部事業体が管理する基金への投資（主として株式、短期金融市場商品及び負債商品）より構成されており、投資割合は制度の目的によって異なる。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理する基金における制度資産の価値は、個別の制度の1ユニット当たりの純資産価値（レベル2のインプットとみなされる）に基づいて算定されている。LICの制度への投資という形式を取っている制度資産及び中央政府への特別預金の価値は、レベル1のインプットを用いて算出される。負債証券の形式を取っている制度資産の価値は、レベル2のインプットを用いて算出される。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは年金基金を管理し、単独で資産区分ごとの目標配分を決定している。この投資戦略は、当制度の参加者への給付を目的として、堅実な方法で投資を行うことである。当戦略は、当グループの基金への拠出額と合わせた場合に、要求されるすべての給付債務を基金によって満たすことができるように、収益を確保することに重点が置かれている。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは決められた投資基準のもとで業務を行っている。

LICは年金基金を管理し、単独で資産区分ごとの目標配分を決定している。投資区分及び資産区分の選定はLICが行う。LICの戦略は、要求される給付債務を基金によって満たすことができるように収益を確保するため、堅実な方法で投資を行うことである。インド政府が所有するLICは決められた投資基準のもとで業務を行っている。

当該制度資産は、個別の投資による影響を抑えるために、主として複数の保険会社の様々な報酬制度へ投資されている。当グループによる制度資産への投資はすべてインド国内におけるものであり、80.9%の投資はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの様々な報酬制度に対するものである。当グループの制度資産を管理する保険会社は、投資方針において、リスク管理実務の一環として業務リスク、履行リスク、信用リスク及び株式リスクを考慮する。

以下の表は今後5年間の各事業年度及びそれ以降の支払予定額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	金額
2015年3月31日に終了する事業年度における当グループの基金への予想拠出額	548.0
3月31日に終了する事業年度における基金からの予想給付額	
2015年	970.1
2016年	950.9
2017年	1,023.9
2018年	1,171.5
2019年	1,133.5
2020年以降	5,294.8

予想給付額は、当グループの2014年3月31日現在の給付債務を測定する際に用いた仮定と同様の仮定に基づいて決定される。

年金

当グループは特定の従業員を対象とする年金制度（繰延退職制度）を有している。当制度により、これらの従業員は退職時の個々の給与及び当グループでの勤続年数に基づく年金を毎月受け取る。当該年金制度の対象となる従業員は、準備基金制度の給付を受ける資格はない。当該年金制度は、2001年3月に取得された旧マドラ銀行、2007年4月に取得された旧サングリ・バンク及び2010年8月に取得された旧バンク・オブ・ラジャスタンの従業員に関するものである。当グループは、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。

以下の表は、表示期間における年金制度の積立状況及び財務諸表上の認識金額を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2014年	2013年
(単位：百万インド・ルピー)		
給付債務の変動		
予想給付債務期首残高	9,407.1	8,507.3
勤務費用	216.9	218.9
利息費用	823.6	779.1
清算による負債の消却	(2,012.8)	(1,960.1)
支払給付額	(242.3)	(312.2)
給付債務に係る年金数理上の(利益)／損失	1,404.1	2,174.1
予想給付債務期末残高	9,596.6	9,407.1
制度資産の変動		
期首における制度資産の公正価値	9,526.8	9,379.5
制度資産の実際収益	742.9	830.8
清算による資産の分配	(2,236.4)	(2,177.9)
雇用者の拠出	1,227.8	1,806.6
支払給付額	(242.3)	(312.2)
制度資産期末残高	9,018.8	9,526.8
積立状況	(577.8)	119.7
正味認識金額	(577.8)	119.7
期末における給付債務累計額	8,220.1	8,053.6

以下の表は、表示期間における正味年金費用の内訳を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万インド・ルピー)			
勤務費用	216.9	218.9	220.0
利息費用	823.6	779.1	687.7
資産の期待収益	(772.0)	(728.4)	(652.9)
縮小及び清算(利益)／損失	223.6	217.7	144.8
年金数理上の(利益)／損失	549.8	285.0	-
正味年金費用	1,041.9	772.3	399.6

年金債務に対応する期間の割引率は、国債の利回りにAAA格付けの社債に相当するリスクを反映するためのプレミアムを加えて決定される。

以下の表は、表示期間における正味期間給付費用を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
割引率	8.8%	9.3%	9.1%
昇給率			
基本給	1.5%	1.5%	1.5%
物価上昇手当	7.0%	7.0%	7.0%
制度資産の収益率	8.0%	8.0%	8.0%
(基礎年金に対して適用される)年金増加率	7.0%	7.0%	7.0%

以下の表は、表示期間における給付債務を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2014年	2013年
割引率	9.8%	8.8%
昇給率		
基本給	1.5%	1.5%
物価上昇手当	7.0%	7.0%
(基礎年金に対して適用される) 年金増加率	7.0%	7.0%

制度資産

当グループは制度資産の期待収益率の仮定を、法定投資パターンに従って規定された投資種類に基づき今後7年から8年の長期平均期待収益率に基づいて決定している。

以下の表は、表示期間における当グループの年金に関する資産配分及び資産区分別の公正価値に基づく年金の目標資産配分を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年 3月31日現在 公正価値	2013年 3月31日現在 公正価値	2015年 3月31日現在 目標資産配分	2014年 3月31日現在 目標資産配分
資産区分				
国債	676.0	726.0	7%	7%
社債	811.7	886.8	8%	9%
銀行預け金及びその他	328.0	612.0	3%	6%
当グループのICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーによるスラクシャ制度 ¹	7,203.1	7,302.0	82%	78%
合計	9,018.8	9,526.8	100%	100%

1. 2014年3月31日現在、主として国債（45.4%）及び社債（54.6%）に投資されている。

国債及び社債の評価は、レベル2のインプットを用いて算定される。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理する基金における制度資産の価値は、個別の制度の1ユニット当たりの純資産価値（レベル2のインプットとみなされる）に基づいて算定されている。

当該制度資産を維持する基金は、現在の従業員に関しては理事会が運営及び管理しており、退職従業員に関してはICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが運営及び管理している。制度資産の投資戦略は、当グループの基金への拠出額と合わせた場合に、要求されるすべての給付債務を基金によって満たすことができるように収益を確保するため、堅実な方法で投資を行うことを目標としている。

当グループの制度資産は主に、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの様々な制度、国債及び社債へ投資されている。当グループの制度資産への投資はすべてインド国内におけるものであり、投資の79.9%はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの様々な制度に対するものである。当グループの制度資産を管理する保険会社は、リスク管理実務の一環として、業務リスク、履行リスク、信用リスク及び株式リスクを考慮する。さらに、国債又は比較的リスクの少ない証券に投資することにより、リスクの軽減に努めている。

以下の表は今後5年間の各事業年度及びその後の予想給付支払額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	金額
2015年3月31日に終了する事業年度における当グループの基金への予想拠出額	1,000.0
3月31日に終了する事業年度における基金からの予想給付額	
2015年	441.7
2016年	652.7
2017年	799.5
2018年	906.2
2019年	1,075.8
2020年以降の10年間	4,980.4

予想給付額は、当グループの2014年3月31日現在の給付債務を測定する際に用いた仮定と同様の仮定に基づいている。

退職手当

退職手当は、特定の従業員が行使したオプションに基づき当グループが特定の従業員の年間給与の15.0%に相当する金額をLIC又はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに毎年拠出することで運営されている確定拠出型制度である。LIC及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは当基金の管理会社であり、制度に基づく一時金及び年金の支払いを請け負っている。当グループは2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した事業年度に、退職金制度に対して、それぞれ123.1百万インド・ルピー、105.4百万インド・ルピー及び120.4百万インド・ルピーを拠出した。

準備基金

インドの法律に従い、当グループの従業員（年金制度の対象者以外）は準備基金による給付を受けることができる。当グループは、当グループが設立し、理事会が管理している基金に拠出を行っている。2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した年度において、当グループは、従業員準備基金へそれぞれ1,599.2百万インド・ルピー、1,414.4百万インド・ルピー及び1,261.2百万インド・ルピー拠出している。これには、1952年従業員年金基金及び雑則法に基づく従業員年金制度に対して行われる強制拠出が含まれる。

h) 一株当たり利益

基本的一株当たり利益は、加重平均普通株式一株当たりの純利益である。希薄化後一株当たり利益は、未行使オプションが行使された場合に普通株式数が増加することによって基本的一株当たり利益に及ぼす影響を反映したものである。

米国GAAPにおける基本的及び希薄化後一株当たり利益は、主に米国GAAPに基づく利益が異なるため相違が生じる。

以下の表は、表示期間における米国GAAPによる一株当たり利益の計算を示している。

(単位：百万インド・ルピー、ただし一株当たり利益のデータを除く)	3月31日に終了した事業年度					
	2014年		2013年		2012年	
	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後
利益						
ICICIバンク株主に帰属する純利益 (希薄化効果考慮前)	101,421.0	101,421.0	101,051.5	101,051.5	70,810.7	70,810.7
子会社／持分法適用関連会社の偶発 的株式発行	-	(125.4)	-	(185.0)	-	(93.4)
	<u>101,421.0</u>	<u>101,295.6</u>	<u>101,051.5</u>	<u>100,866.5</u>	<u>70,810.7</u>	<u>70,717.3</u>
普通株式						
加重平均普通株式残高	1,154.3	1,154.3	1,153.1	1,153.1	1,152.3	1,152.3
従業員ストック・オプションによる 希薄化効果	-	3.6	-	3.4	-	3.0
合計	<u>1,154.3</u>	<u>1,157.9</u>	<u>1,153.1</u>	<u>1,156.5</u>	<u>1,152.3</u>	<u>1,155.3</u>
一株当たり利益						
当期純利益(単位：インド・ルピー)	87.86	87.48	87.64	87.21	61.45	61.21

i) 法人所得税

繰延税金残高の構成要素

以下の表は、表示期間における繰延税金残高の構成要素を示している。

	3月31日現在	
	2014年	2013年
(単位：百万インド・ルピー)		
繰延税金資産		
貸倒引当金	36,363.0	31,473.2
売却可能証券	14,034.1	1,248.3
売買目的証券への投資	320.7	706.1
前受収益	5,384.8	7,369.5
繰越営業損失／資本損失	1,705.1	772.5
子会社及び関連会社投資	6,307.6	5,548.1
その他	1,116.9	1,334.8
	65,232.2	48,452.5
評価性引当金	(349.0)	(317.1)
繰延税金資産総額	64,883.2	48,135.4
繰延税金負債		
売却可能証券	(156.7)	(299.7)
有形固定資産	(6,660.4)	(5,883.3)
子会社及び関連会社投資	(7,639.1)	(2,093.5)
無形資産	(266.0)	(529.2)
長期債務	(274.9)	(315.7)
その他	(1,822.8)	(2,041.3)
	(16,819.9)	(11,162.7)
繰延税金資産純額	48,063.3	36,972.7

1. 2014年3月31日現在、当行は、在外支店の利益剰余金6,360.1百万インド・ルピーに関連する外貨換算準備金に係る繰延税金負債約2,161.8百万インド・ルピーを、永久的に再投資することを予定していることから認識していない。繰延税金負債は、利益剰余金の回収が行われる場合にのみ計上されることになる。当行がもはや利益剰余金を永久的に再投資する計画を表明できない場合に、繰延税金負債は認識されることになる。

繰延税金資産の実現可能性を評価するにあたり、経営陣は繰延税金資産の一部又は全部が実現する可能性が、実現しない可能性よりも高いかどうかを考慮する。繰延税金資産の最終的な実現は一時差異が減算可能である期間において将来の課税所得が生じるか否かによる。この評価の実施において経営陣は、繰延税金負債の戻し入れ予定、予想される将来の課税所得、及びタックス・プランニング戦略を考慮する。過去の課税所得及び繰延税金資産が減算可能な期間における将来の課税所得の予測に基づき、経営陣は、2012年及び2013年3月31日現在においてそれらの減算可能な差異からの税務上の便益（評価性引当金控除後）が実現する可能性が実現しない可能性よりも高いと確信している。ただし、将来の見積課税所得が減少する場合には、実現可能であると考えられる繰延税金資産の金額に近い将来において減額される可能性がある。

インドの追加税及び教育目的税を含む法定税率は、2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した年度において、それぞれ33.99%、32.45%及び32.45%であった。

税率の調整

以下の表は、表示期間における法定税率による見積法人所得税と法人所得税費用／（便益）との調整を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万インド・ルピー)			
税引前利益／（損失）（非支配持分を含む） ¹	143,382.5	139,835.4	102,208.7
法定税率	33.99%	32.45%	32.45%
法定税率による法人所得税費用／（便益）	48,735.7	45,369.6	33,161.7
以下の処理による税金の増加／（減少）：			
金融機関に適用される特別税額控除	(3,128.1)	(2,549.9)	(1,998.5)
非課税受取利息及び受取配当金	(2,777.4)	(680.9)	(1,029.9)
法定税率以外の税率が適用される所得	(5,013.5)	(5,049.2)	(2,752.5)
法定税率の変動	(1,551.1)	23.3	976.0
損金処理の認められない費用	1,112.4	1,897.9	1,743.7
子会社の未分配利益に対する税金	3,817.3	(329.7)	1,171.5
評価性引当金の増減	31.9	69.8	(1.4)
過年度税額査定に対する税額調整	(7.4)	(18.9)	61.2
その他	(145.8)	(489.1)	(373.5)
報告された法人所得税費用／（便益）²	41,074.0	38,242.9	30,958.3

1. 2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した年度における海外子会社の税引前利益／（損失）それぞれ3,079.2百万インド・ルピー、5,714.2百万インド・ルピー及び5,450.1百万インド・ルピーを含む。
2. 2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した年度における海外子会社の当期税金それぞれ1,080.1百万インド・ルピー、1,206.8百万インド・ルピー及び1,333.8百万インド・ルピー、海外子会社の繰延税金（費用）／便益それぞれ190.3百万インド・ルピー、(274.3)百万インド・ルピー及び(153.8)百万インド・ルピーを含む。

2014年3月31日現在、当グループの子会社に関連する繰越営業損失合計は775.1百万インド・ルピーで、このうち、1.0百万インド・ルピーが2034年3月31日に、49.6百万インド・ルピーが2033年3月31日に、137.7百万インド・ルピーが2031年3月31日に、58.7百万インド・ルピーが2030年3月31日に、217.5百万インド・ルピーが2029年3月31日に、288.8百万インド・ルピーが2028年3月31日に、21.8百万インド・ルピーが2027年3月31日に失効する。

2014年3月31日現在、当行に関連する繰越資本損失合計は5,984.4百万インド・ルピーで、このうち、231.6百万インド・ルピーが2020年3月31日に、2,933.3百万インド・ルピーが2021年3月31日に、2,819.5百万インド・ルピーが2022年3月31日に失効する。

法人税の申告が確定していない状況における会計処理

当グループは、もしあれば、法人税に係る利息及び課徴金をそれぞれ利息費用（又は収益）及び法人所得税費用に含めるという方針を有している。しかし、未認識の税務便益に関して当グループは適正な税金を支払っているため、利息費用は認識していない。当グループは、当グループのタックス・ポジションは最低法定要件を満たしており、課徴金の支払いは発生しないと考えているため、2014年3月31日現在で未払課徴金は計上していない。

当グループは、税務当局からの還付命令に基づき還付される税金に係る未収利息又は受取利息については、収益を認識している。還付される税金の金額は、2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した年度においてそれぞれ1,941.8百万インド・ルピー、2,580.6百万インド・ルピー及び813.9百万インド・ルピーである。また、当グループは、法人税に関する様々な係争案件に対して支払った前払税金に係る未収利息については、税務当局との間で関連する案件が解決するまでは認識していない。2014年3月31日現在のこのような前払税金に係る利息の未認識額は、11,873.4百万インド・ルピーである。

以下の表は、表示期間における未認識の税務便益の期首と期末残高の調整を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2014年	2013年	2012年
期首残高	16,415.5	10,202.3	10,027.3
過年度のタックス・ポジションに関する増加	3,515.4	4,567.2	-
当期のタックス・ポジションに関する増加	2,567.9	1,646.0	206.9
過年度のタックス・ポジションに関する減少	-	-	(31.9)
税務当局との和解による減少	-	-	-
時効成立による減少	-	-	-
期末残高	22,498.8	16,415.5	10,202.3

当グループの未認識の税務便益の合計（2014年3月31日に終了した年度における871.7百万インド・ルピーを除く）が認識される場合には、未払税金が減少することになり、当グループの実効税率に影響を及ぼすことになる。

当グループの主要な税管轄域はインドであり、2011年度以降に関する調査は完了していない。しかしながら、1993年度以降の会計年度に関して、当社が提起した控訴はインド国内の地方税務当局との間で係争中となっている。

未認識の税務便益額の変動は、様々な税務当局による税務調査の進捗によって異なるため、今後12ヶ月以内の重要な変動を合理的に見積もることはできない。

j) 一時的ではない減損

当グループは、持分証券及び負債証券への投資に係る特定の未実現損失は一時的であると判断した。当グループは、減損の兆候のある投資を特定し評価するために、毎年見直しを行っている。持分証券又は負債証券への投資は、それらの公正価値が原価を下回った場合には減損しているとみなされ、その下落が一時的ではないと判断された場合には価値の低下を会計上認識することが要求される。損失が一時的であるかどうかを判断する際に考慮される要素は、発行体の財務状況及び短期的な見通しである。持分証券については、個別の投資の公正価値が償却原価の80%以下である場合、当該投資について未実現損失が発生している期間の長さを考慮した上で、一時的な減損であるかどうかの評価対象となる。また、持分証券の減損は、価値が回復するために必要な期間にわたり投資を保有する当グループの意思及び能力に基づいて判断される一方、負債証券の減損は、投資が売却目的として識別されているか、あるいは当グループが償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に当該投資を売却するよう求められる可能性が求められない可能性よりも高いかどうかの判断に基づく。

当グループが減損について評価する際に考慮する一般的な項目は、以下のとおりである。

- ・ 減損の兆候のある投資の特定及び評価
- ・ 証拠の分析（個別の投資について、一時的でない減損が生じていることを示す要因及び一時的でない減損の証拠とならない要因の評価を含む。）
- ・ 事業方針に基づいて要求されるこれらの分析結果の文書化

以下の表は、2014年3月31日現在、一時的と判断される未実現損失が発生している持分証券及び負債証券への投資の公正価値を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
有価証券の明細						
社債	43,912.3	(1,403.2)	10,434.1	(485.2)	54,346.4	(1,888.4)
国債	496,602.7	(19,027.5)	307,483.5	(16,840.5)	804,086.2	(35,868.0)
その他有価証券	63,839.1	(491.1)	20,910.8	(1,684.5)	84,749.9	(2,175.6)
負債証券合計	604,354.1	(20,921.8)	338,828.4	(19,010.2)	943,182.5	(39,932.0)
市場性のある持分証券	273.7	(26.0)	3.0	(1.7)	276.7	(27.7)
その他有価証券	-	-	-	-	-	-
合計	604,624.8	(20,947.8)	338,831.4	(19,011.9)	943,459.2	(39,959.7)

以下の表は、2013年3月31日現在、一時的と判断される未実現損失が発生している持分証券及び負債証券への投資の公正価値を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
有価証券の明細						
社債	15,590.1	(157.7)	22,314.8	(564.2)	37,904.9	(721.9)
国債	145,862.3	(271.5)	336,758.9	(7,993.4)	482,621.2	(8,264.9)
その他有価証券	61,808.7	(548.2)	14,914.3	(2,702.4)	76,723.0	(3,250.6)
負債証券合計	219,261.1	(977.4)	373,988.0	(11,260.0)	597,249.1	(12,237.4)
市場性のある持分証券	1,285.8	(203.2)	-	-	1,285.8	(203.2)
その他有価証券	-	-	-	-	-	-
合計	220,546.9	(1,180.6)	373,988.0	(11,260.0)	598,534.9	(12,440.6)

以下の表は、2014年3月31日に終了した年度に、負債証券に関して認識された一時的ではない減損の合計を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	当グループが売却を意図しておらず、売却を求められる可能性も低い有価証券に関連した一時的ではない減損			当グループが売却を意図しているか、売却を求められる可能性が高い有価証券について損益に認識された損失	
	可能性も低い有価証券に関連した一時的ではない減損	一時的ではない減損のうちOCIに認識された部分(税引前)	損益に認識された一時的ではない減損(正味)	当グループが売却を意図しているか、売却を求められる可能性が高い有価証券について損益に認識された損失	損益に認識された損失合計
有価証券の明細					
社債	1,730.7	-	1,730.7	12.2	1,742.9
国債	-	-	-	302.2	302.2
その他有価証券					
優先株式	597.9	-	597.9	-	597.9
その他	331.8	-	331.8	-	331.8
その他有価証券合計	929.7	-	929.7	-	929.7
合計	2,660.4	-	2,660.4	314.4	2,974.8

以下の表は、2013年3月31日に終了した年度に、負債証券に関して認識された一時的ではない減損の合計を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	当グループが売却を意図しておらず、売却を求められる可能性も低い有価証券に関連した一時的ではない減損			当グループが売却を意図しているか、売却を求められる可能性が高い有価証券について損益に認識された損失	
	可能性も低い有価証券に関連した一時的ではない減損	一時的ではない減損のうちOCIに認識された部分(税引前)	損益に認識された一時的ではない減損(正味)	当グループが売却を意図しているか、売却を求められる可能性が高い有価証券について損益に認識された損失	損益に認識された損失合計
有価証券の明細					
社債	1,079.1	-	1,079.1	-	1,079.1
国債	-	-	-	-	-
その他有価証券					
優先株式	410.6	-	410.6	-	410.6
その他	99.5	-	99.5	-	99.5
その他有価証券合計	510.1	-	510.1	-	510.1
合計	1,589.2	-	1,589.2	-	1,589.2

以下の表は、2014年3月31日現在保有されているAFS負債証券について損益に認識された一時的ではない減損累計額の12ヶ月間の変動を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2013年 3月31日 現在残高	過去に減損していな い有価証券について				当グループが 売却を意図してい る、過去に損益に 認識された減損に よる減額		2014年 3月31日 現在残高
		過去に減損した有価 証券について損益に 認識された減損	過去に減損した有価 証券について損益に 認識された減損	減損している有価 証券の売却又は満 期による減額	減損している有価 証券の売却又は満 期による減額	減損している有価 証券の売却又は満 期による減額	減損している有価 証券の売却又は満 期による減額	
社債	638.1	356.0	1,374.8	16.3	-	-	-	2,352.6
優先株式	3,070.5	559.5	38.4	607.0	-	-	-	3,061.4
その他有価証券	99.5	-	331.8	-	-	-	-	431.3
合計	3,808.1	915.5	1,745.0	623.3	-	-	-	5,845.3

以下の表は、2013年3月31日現在保有されているAFS負債証券について損益に認識された一時的ではない減損累計額の12ヶ月間の変動を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2012年 3月31日 現在残高	過去に減損していな い有価証券について				当グループが 売却を意図してい る、過去に損益に 認識された減損に よる減額		2013年 3月31日 現在残高
		過去に減損した有価 証券について損益に 認識された減損	過去に減損した有価 証券について損益に 認識された減損	減損している有価 証券の売却又は満 期による減額	減損している有価 証券の売却又は満 期による減額	減損している有価 証券の売却又は満 期による減額	減損している有価 証券の売却又は満 期による減額	
社債	711.4	378.6	700.5	1,152.4	-	-	-	638.1
優先株式	2,703.0	40.2	370.4	43.1	-	-	-	3,070.5
その他有価証券	-	99.5	-	-	-	-	-	99.5
合計	3,414.4	518.3	1,070.9	1,195.5	-	-	-	3,808.1

特定の負債証券及び持分証券への投資における未実現損失は、以下の理由により、一時的ではない減損に分類されていない。

- ・ 当グループは、未実現損失が生じている負債証券について、それらが売却目的として識別されておらず、当グループが償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に当該証券を売却するよう求められる可能性が求められない可能性よりも低いと判断している。
- ・ 実施中のプロジェクト及び投資の戦略的な性質並びに商品の市場性を高め、販売傾向及びキャッシュ・フローを増加することを目的とする事業体の能力拡大の提案等の要因を検討後、当グループは、2014年3月31日現在、市場性のある持分証券及びその他の有価証券の価値の減少を一時的ではない減損と判断していない。上記の評価及び公正価値を回復するために必要な期間にわたってこれらの投資を保有する当社の能力及び意思に基づき、当グループは、2014年3月31日現在、これらの投資に一時的ではない減損があったと判断していない。

当グループはまた、一時的ではない減損がある特定の債券投資を有しており、これらは売却目的として識別されておらず、当グループが信用損失以外の価値を回収する前に当該投資の売却を求められる可能性は低い。信用損失を表す金額は損益に認識され、その他の要因に関連する損失額はその他の包括利益に認識されている。信用損失は有価証券の予想将来キャッシュ・フローの現在価値と当該有価証券の償却原価ベースの差額に基づいて算定される。当グループは、発行体の全般的な財務状況、資金源、返済記録並びに担保、第三者による保証又はその他の信用補完の実現価値に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もっている。

2014年3月31日現在、当グループは66,661.8百万インド・ルピーの原価法投資を保有している。これら有価証券の公正価値は、投資の公正価値に重大な悪影響を及ぼすような状況の変化がないため、見積もられていない。

k) 包括利益

以下の表は、表示期間における包括利益の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2014年 3月31日現在	2013年 3月31日現在	2012年 3月31日現在
純利益／（損失）（税引後）（非支配持分を除く）	101,421.0	101,051.5	70,810.7
その他の包括利益：			
有価証券に係る正味未実現利益／（損失）（実現額及びその			
他（税引後）控除後） ¹	(20,746.8)	17,685.9	(8,198.1)
換算調整額 ²	8,964.7	5,387.2	3,593.4
繰延給付型年金及びその他の退職後給付に関する雇用者の会計			
処理（税引後） ³	(491.7)	(1,379.1)	(1,320.5)
ICICIバンク株主に帰属する包括利益	89,147.2	122,745.5	64,885.5
非支配持分に帰属する包括利益	898.0	540.5	438.8
包括利益合計	90,045.2	123,286.0	65,324.3

1. 2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した年度において、それぞれ11,048.2百万インド・ルピー、(7,949.3)百万インド・ルピー及び3,567.1百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。
2. 2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した年度において、それぞれ(2,292.1)百万インド・ルピー、(361.8)百万インド・ルピー、及び(242.4)百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。
3. 2014年、2013年及び2012年3月31日に終了した年度において、それぞれ368.3百万インド・ルピー、662.3百万インド・ルピー及び649.5百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。

l) 保証

当グループは、プロジェクト・ファイナンス及びコマーシャル・バンキング業務の一環として、顧客の信用力を強化するために保証を行っている。これらは一般的に顧客がその金融債務又は履行義務を果たせなかった場合に当グループが支払いを行うという取消不能の保証である。金融保証とは、顧客が特定の金融債務の返済が出来なかった場合に、第三者である受益者に対して支払いを行う義務である。履行保証とは、顧客が契約上の非金融義務を履行できなかった場合に第三者である受益者に対して支払いを行う義務である。保証期間は通常10年以下の期間を対象としている。

これらの商品に関連する信用リスク及びオペレーティング・リスクはその他の種類の金融商品に関連する当該リスクに類似している。当グループの保証債務に関する負債の2014年3月31日現在の帳簿価額は7,260.4百万インド・ルピー（2013年3月31日：6,167.7百万インド・ルピー）であった。

以下の表は2014年3月31日現在の保証残高の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	保証に基づく最大の潜在的将来支払額				
保証の性質	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超	合計
金融保証	316,951.6	154,696.2	50,044.2	11,122.0	532,814.0
履行保証	288,916.5	177,038.8	56,494.9	32,333.4	554,783.6
保証総額	605,868.1	331,735.0	106,539.1	43,455.4	1,087,597.6

当グループはその保証により生じる潜在的損失を補填するために利用可能な担保を有している。2014年3月31日現在、保証により生じる損失を補填するために当グループが利用可能な現金及び定期預金による証拠金は53,292.1百万インド・ルピー（2013年3月31日：45,595.4百万インド・ルピー）であった。その他の資産又は保証もまた、当グループが保証による損失を補填するために利用可能である。

履行リスク

各法人債務者の信用格付けは、エクスポージャーの承認時に割り当てられ、その後定期的に見直される。信用格付けが割り当てられた時点において、債務不履行又は不払の可能性が評価される。さらに、法的処置が下された場合には、借り手の債務を返済する能力を評価する。したがって、保証に関するエクスポージャーの包括的リスク評価は、そのようなエクスポージャーが認められた時に行なわれる。

22. 規制事項

法定流動性要件

1949年銀行業務規制法に基づき、当行は、要求払い及び期限払い負債純額の特定割合を、現金、金及び承認された証券などの非制限付流動資産で保有することが要求されている。2014年3月31日現在、保有することを要求されている証券の金額は806,035.1百万インド・ルピー（2013年3月31日：743,915.9百万インド・ルピー）であり、当行は当事業年度を通じてこの要件に準拠している。

自己資本

当行は、2013年3月31日まではインド準備銀行が規定したバーゼルⅡの自己資本比率に関するガイドラインの適用対象であった。

2013年度に、インド準備銀行は最終的なバーゼルⅢに関するガイドラインを公表した。このガイドラインは、2013年4月1日から施行され、2019年3月31日まで段階的に適用される。2014年3月31日現在、当行は、普通株式等Tier 1資本（CET1）比率を最低5.00%、Tier 1自己資本比率を最低6.50%、総自己資本比率を最低9.00%維持するよう要求されている。インド準備銀行のバーゼルⅢに関するガイドラインの第1の柱に基づき、当行は、信用リスクの測定には標準的手法を、市場リスクの測定には標準的デュレーション法を、オペレーショナル・リスクの測定には基礎的指標手法を採用している。

インド準備銀行のバーゼルⅢに関するガイドラインに従って計算された2014年3月31日現在の当行の総自己資本比率は17.70%である。バーゼルⅡの枠組みに従って計算された2014年3月31日現在の総自己資本比率は19.08%（2013年3月31日：18.74%）である。これらはインドGAAPに準拠した個別財務諸表に基づいている。

23. 比較数値

前期の数値は、当期の表示に一致させるために組み替えられている。

取締役会のために及びその代理として以下の者が署名している。

チャンダ・コッハー
マネージング・ディレクター兼
最高経営責任者

N.S.カナン
エグゼクティブ・ディレクター

ラケシュ・ジャ
最高財務責任者

P.サンカー
シニア・ゼネラル・マネージャー（法務担当）兼
秘書役

場所：ムンバイ

日付：2014年7月25日

[前へ](#)

[次へ](#)

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Consolidated balance sheet

(Rs. in thousands)

		At	
		March 31, 2014	March 31, 2013
Schedule			
CAPITAL AND LIABILITIES			
Capital	1	11,550,446	11,536,362
Employees stock options outstanding		65,744	44,835
Reserves and surplus	2	752,682,333	676,042,933
Minority interest	2A	20,107,641	17,057,595
Deposits	3	3,595,126,823	3,147,705,357
Borrowings	4	1,835,420,690	1,728,882,194
Liabilities on policies in force		749,265,060	689,105,371
Other liabilities and provisions	5	511,038,033	477,842,496
TOTAL CAPITAL AND LIABILITIES		7,475,256,770	6,748,217,143
ASSETS			
Cash and balances with Reserve Bank of India	6	220,969,309	193,062,020
Balances with banks and money at call and short notice	7	261,612,955	300,646,550
Investments	8	2,676,094,407	2,556,666,786
Advances	9	3,873,417,806	3,299,741,265
Fixed assets	10	55,068,300	54,734,587
Other assets	11	388,093,993	343,365,935
TOTAL ASSETS		7,475,256,770	6,748,217,143
Contingent liabilities	12	9,141,257,961	9,139,712,204
Bills for collection		136,798,982	124,534,781
Significant accounting policies and notes to accounts	17 & 18		

The Schedules referred to above form an integral part of the Balance Sheet.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Consolidated profit and loss account

(Rs. in thousands)

	Schedule	Year ended		
		March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2012
I. INCOME				
Interest earned	13	494,792,476	448,845,894	379,948,587
Other income	14	300,846,072	293,198,074	286,634,177
TOTAL INCOME		795,638,548	742,043,968	666,582,764
II. EXPENDITURE				
Interest expended	15	297,106,119	282,854,093	250,132,455
Operating expenses	16	306,663,585	302,070,495	295,520,458
Provisions and contingencies (refer note 18.7)		75,097,674	55,820,531	41,553,508
TOTAL EXPENDITURE		678,867,378	640,745,119	587,206,421
III. PROFIT/(LOSS)				
Net profit for the year		116,771,170	101,298,849	79,376,343
Less: Minority interest		6,357,506	5,262,724	2,946,988
Net profit after minority interest		110,413,664	96,036,125	76,429,355
Profit/(loss) brought forward		103,294,625	68,048,685	40,077,613
TOTAL PROFIT/(LOSS)		213,708,289	164,084,810	116,506,968
IV. APPROPRIATIONS/TRANSFERS				
Transfer to Statutory Reserve		24,530,000	20,820,000	16,170,000
Transfer to Reserve Fund		46,146	27,775	10,665
Transfer to Capital Reserve		760,000	330,000	380,000
Transfer to/(from) Investment Reserve Account		1,270,000	--	--
Transfer to Special Reserve		9,446,000	8,041,000	7,020,000
Transfer to Revenue and other reserves		1,992,076	4,556,213	1,877,920
Dividend (including corporate dividend tax) for the previous year paid during the year		(539,685)	2,491	4,284
Proposed equity share dividend		26,562,812	23,072,271	19,020,400
Proposed preference share dividend		35	35	35
Corporate dividend tax		4,165,357	3,940,400	3,257,185
Balance carried over to balance sheet		145,475,548	103,294,625	68,766,479
TOTAL		213,708,289	164,084,810	116,506,968
Significant accounting policies and notes to accounts 17 & 18				
Earnings per share (refer note 18.1)				
Basic (Rs.)		95.65	83.29	66.33
Diluted (Rs.)		95.14	82.84	66.06
Face value per share (Rs.)		10.00	10.00	10.00

The Schedules referred to above form an integral part of the Profit and Loss Account.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Consolidated cash flow statement

(Rs. in thousands)

Particulars	Year ended		
	March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2012
Cash flow from operating activities			
Profit before taxes	156,508,688	130,904,932	103,919,499
Adjustments for:			
Depreciation and amortization	8,418,401	7,309,535	7,546,097
Net (appreciation)/depreciation on investments	(704,719)	4,964,954	7,773,019
Provision in respect of non-performing and other assets	24,818,320	15,513,824	10,510,044
Prudential provision on standard assets	1,591,953	1,349,872	279,057
Provision for contingencies & others	963,597	2,370,283	2,100,543
(Profit)/loss on sale of fixed assets	(1,352,001)	(339,276)	37,180
Employee stock option grants	120,371	98,647	93,240
(i)	190,364,610	162,172,771	132,258,679
Adjustments for:			
(Increase)/decrease in investments	49,187,517	53,888,779	(126,076,483)
(Increase)/decrease in advances	(573,005,899)	(394,857,560)	(335,829,069)
Increase/(decrease) in deposits	447,421,466	328,200,621	228,444,687
(Increase)/decrease in other assets	(58,988,442)	19,276,308	(24,703,198)
Increase/(decrease) in other liabilities and provisions	58,968,410	43,960,881	83,850,256
(ii)	(76,416,948)	50,469,029	(174,313,807)
Refund/(payment) of direct taxes	(iii) (46,299,744)	(37,702,018)	(26,082,984)
Net cash flow from/(used in) operating activities(i)+(ii)+(iii) (A)	67,647,918	174,939,782	(68,138,112)
Cash flow from investing activities			
Purchase of fixed assets	(8,373,656)	(6,249,292)	(6,054,398)
Proceeds from sale of fixed assets	2,051,182	700,038	180,758
(Purchase)/sale of held to maturity securities	(160,353,177)	(185,928,901)	(206,755,330)
Net cash used in investing activities (B)	(166,675,651)	(191,478,155)	(212,628,970)
Cash flow from financing activities			
Proceeds from issue of share capital (including ESOPs)	761,818	447,515	591,128
Net proceeds/(repayment) of borrowings	105,001,542	114,579,019	312,815,320
Dividend and dividend tax paid	(27,040,480)	(22,194,629)	(19,013,434)
Net cash generated from financing activities (C)	78,722,880	92,831,905	294,393,014
Effect of exchange fluctuation on translation reserve (D)	9,178,547	5,852,155	4,084,332

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Consolidated cash flow statement (*Continued*)

(Rs. in thousands)

Particulars	Year ended		
	March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2012
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents (A) + (B) + (C) + (D)	(11,126,306)	82,145,687	17,710,264
Cash and cash equivalents as the beginning of the year	493,708,570	411,562,883	393,852,619
Cash and cash equivalents as at the end of the year	482,582,264	493,708,570	411,562,883

Significant accounting policies and notes to accounts (refer Schedule 17 & 18).

Refer item no. 12 in Schedule 17 Significant accounting policies.

The Schedules referred to above form an integral part of the Balance Sheet.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet

SCHEDULE 1 - CAPITAL

	(Rs. in thousands)	
	At March 31, 2014	March 31, 2013
Authorized capital		
1,275,000,000 equity shares of Rs. 10 each (March 31, 2013: 1,275,000,000 equity shares of Rs. 10 each)	12,750,000	12,750,000
15,000,000 shares of Rs. 100 each (March 31, 2013: 15,000,000 shares of Rs. 100 each)	1,500,000	1,500,000
350 preference shares of Rs. 10 million each (March 31, 2013: 350 preference shares of Rs. 10 million each)	3,500,000	3,500,000
Equity share capital		
Issued, subscribed and paid-up capital		
1,153,581,715 equity shares of Rs. 10 each (March 31, 2013: 1,152,714,442 equity shares)	11,535,817	11,527,144
Add: 1,405,540 equity shares of Rs. 10 each fully paid up (March 31, 2013: 867,273 equity shares) issued pursuant to exercise of employee stock options	14,055	8,673
Less: 154,486 equity shares of Rs. 10 each forfeited (March 31, 2013: Nil)	1,545	--
	11,548,327	11,535,817
Less: Calls unpaid	--	(225)
Add: 266,089 equity shares of Rs. 10 each forfeited (March 31, 2013: 111,603 equity shares)	2,119	770
TOTAL CAPITAL	11,550,446	11,536,362

1. These shares will be of such class and with such rights, privileges, conditions or restrictions as may be determined by the Bank in accordance with the Articles of Association of the Bank and subject to the legislative provisions in force for the time being in that behalf.
2. Pursuant to RBI circular the issued and paid-up preference shares are grouped under Schedule 4-“Borrowings”.

ICICI Bank Limited and subsidiaries
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 2 - RESERVES AND SURPLUS

		(Rs. in thousands)	
		At	
		March 31, 2014	March 31, 2013
I.	Statutory reserve		
	Opening balance	110,736,519	89,916,519
	Additions during the year	24,530,000	20,820,000
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance	135,266,519	110,736,519
II.	Special reserve		
	Opening balance	48,612,700	40,571,700
	Additions during the year	9,446,000	8,041,000
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance	58,058,700	48,612,700
III.	Securities premium		
	Opening balance	314,492,354	313,975,852
	Additions during the year	1,045,396	516,502
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance	315,537,750	314,492,354
IV.	Investment reserve account		
	Opening balance	--	--
	Additions during the year	1,270,000	--
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance	1,270,000	--
V.	Unrealized investment reserve		
	Opening balance	36,240	85,451
	Additions during the year	86,956	12,400
	Deductions during the year	89,096	61,611
	Closing balance	34,100	36,240
VI.	Capital reserve		
	Opening balance	22,417,857	22,087,857
	Additions during the year	760,000	330,000
	Deductions during the year	1,466	--
	Closing balance	23,176,391	22,417,857
VII.	Foreign currency translation reserve		
	Opening balance	16,254,689	10,402,534
	Additions during the year	11,400,999	5,852,155
	Deductions during the year	2,222,453	--
	Closing balance	25,433,235	16,254,689

(Rs. in thousands)			
		At	
		March 31, 2014	March 31, 2013
VIII.	Reserve fund		
	Opening balance	49,719	21,944
	Additions during the year ⁶	46,146	27,775
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance	95,865	49,719
IX.	Revenue and other reserves		
	Opening balance	60,148,230	56,102,881
	Additions during the year	2,705,653	6,166,874
	Deductions during the year ⁷	14,519,658	2,121,525
	Closing balances ⁹	48,334,225	60,148,230
X.	Balance in profit and loss account	145,475,548	103,294,625
TOTAL RESERVES AND SURPLUS		752,682,333	676,042,933

1. Includes Rs. 731.7 million (March 31, 2013: Rs. 435.1 million) on exercise of employee stock options.
2. Represents unrealised profit/(loss) pertaining to the investments of venture capital funds.
3. Includes appropriations made by the Bank for profit on sale of investments in held-to-maturity category, net of taxes and transfer to Statutory Reserve and profit on sale of land and buildings, net of taxes and transfer to Statutory Reserve.
4. Includes capital reserve on consolidation amounting to Rs. 80.7 million (March 31, 2013: Rs. 82.2 million).
5. Represents exchange profit on repatriation of retained earnings from overseas branches.
6. Includes appropriations made to Reserve Fund and Investment Fund Account in accordance with regulations applicable to Sri Lanka branch.
7. Includes amount utilized for creation of deferred tax liability of ICICI Bank on balance in Special Reserve at March 31, 2013 in accordance with RBI circular dated December 20, 2013.
8. Includes unrealised profit/(loss), net of tax, of Rs. (550.6) million (March 31, 2013: Rs. (882.9) million) pertaining to the investments in the available for sale category of ICICI Bank UK PLC.
9. Includes restricted reserve of Rs. 1,489.7 million (March 31, 2013: Rs. 2,453.0 million) primarily relating to lapsed contracts of the life insurance subsidiary.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 2A - MINORITY INTEREST

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2014	March 31, 2013
Opening minority interest	17,057,595	14,277,247
Increase/(decrease) during the year	3,050,046	2,780,348
CLOSING MINORITY INTEREST	20,107,641	17,057,595

SCHEDULE 3 - DEPOSITS

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2014	March 31, 2013
A. I. Demand deposits		
i) From banks	25,111,999	20,192,733
ii) From others	418,534,442	359,512,610
II. Savings bank deposits	1,078,310,338	921,659,854
III. Term deposits		
i) From banks	102,299,809	117,888,455
ii) From others	1,970,870,235	1,728,451,705
TOTAL DEPOSITS	3,595,126,823	3,147,705,357
B. I. Deposits of branches in India	3,154,088,437	2,743,209,597
II. Deposits of branches/subsidiaries outside India	441,038,386	404,495,760
TOTAL DEPOSITS	3,595,126,823	3,147,705,357

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 4 - BORROWINGS

(Rs. in thousands)		
	At	
	March 31, 2014	March 31, 2013
I. Borrowings In India		
i) Reserve Bank of India	111,388,500	171,688,500
ii) Other banks	29,736,455	55,276,764
iii) Other institutions and agencies		
a) Government of India	--	--
b) Financial institutions	113,976,226	96,037,351
iv) Borrowings in the form of		
a) Deposits	3,382,761	3,815,378
b) Commercial paper	10,324,543	6,093,554
c) Bonds and debentures (excluding subordinated debt)	37,217,701	39,645,665
v) Application money-bonds	--	--
vi) Capital instruments		
a) Innovative Perpetual Debt Instruments (IPDI) (qualifying as Tier 1 capital)	13,010,000	13,010,000
b) Hybrid debt capital instruments issued as bonds/debentures (qualifying as upper Tier 2 capital)	98,166,998	98,174,210
c) Redeemable Non-Cumulative Preference Shares (RNCPS) (350 RNCPS of Rs. 10 million each issued to preference share holders of erstwhile ICICI Limited on amalgamation, redeemable at par on April 20, 2018)	3,500,000	3,500,000
d) Unsecured redeemable debentures/bonds (subordinated debt included in Tier 2 capital)	222,079,732	223,261,041
TOTAL BORROWINGS IN INDIA	642,782,916	710,502,463
II. Borrowings outside India		
i) Capital instruments		
a) Innovative Perpetual Debt Instruments (IPDI) (qualifying as Tier 1 capital)	20,336,164	18,413,008
b) Hybrid debt capital instruments issued as bonds/debentures (qualifying as upper Tier 2 capital)	58,918,180	53,348,947
c) Unsecured redeemable debentures/bonds (subordinated debt included in Tier 2 capital)	8,939,380	12,224,275
ii) Bonds and notes	394,138,872	315,107,768
iii) Other borrowings	710,305,178	619,285,733
TOTAL BORROWINGS OUTSIDE INDIA	1,192,637,774	1,018,379,731
TOTAL BORROWINGS	1,835,420,690	1,728,882,194

1. Includes borrowings guaranteed by Government of India for the equivalent of Rs. 16,353.2 million (March 31, 2013: Rs. 15,815.0 million).
2. Secured borrowings in I and II above amount to Rs. 115,542.2 million (March 31, 2013: Rs. 106,283.5 million) except borrowings under Collateralised Borrowing and Lending Obligation, market repurchase transactions with banks and financial institutions and transactions under Liquidity Adjustment Facility.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 5 - OTHER LIABILITIES AND PROVISIONS

	(Rs. in thousands)	
	At March 31, 2014	March 31, 2013
I. Bills payable	52,159,029	43,210,852
II. Inter-office adjustments (net)	--	1,347,187
III. Interest accrued	41,744,784	32,556,410
IV. Sundry creditors	150,222,220	164,667,776
V. Provision for standard assets	21,443,762	19,095,238
VI. Others	245,468,238	216,965,033
TOTAL OTHER LIABILITIES AND PROVISIONS	511,038,033	477,842,496

I. Includes:

- a) Proposed dividend amounting to Rs. 26,562.8 million (March 31, 2013: Rs. 23,072.3 million).
b) Corporate dividend tax payable amounting to Rs. 3,057.0 million (March 31, 2013: Rs. 3,308.7 million).

SCHEDULE 6 - CASH AND BALANCES WITH RESERVE BANK OF INDIA

	(Rs. in thousands)	
	At March 31, 2014	March 31, 2013
I. Cash in hand (including foreign currency notes)	54,574,229	49,292,687
II. Balances with Reserve Bank of India in current accounts	166,395,080	143,769,333
TOTAL CASH AND BALANCES WITH RESERVE BANK OF INDIA	220,969,309	193,062,020

SCHEDULE 7 - BALANCES WITH BANKS AND MONEY AT CALL AND SHORT NOTICE

	(Rs. in thousands)	
	At March 31, 2014	March 31, 2013
I. In India		
i) Balances with banks		
a) in current accounts	5,042,179	4,294,956
b) in other deposit accounts	17,778,091	63,975,193
ii) Money at call and short notice		
a) with banks	4,793,200	53,000,000
b) with other institutions	4,668,011	1,944,203
TOTAL	32,281,481	123,214,352
II. Outside India		
i) in current accounts	92,533,334	55,358,220
ii) in other deposit accounts	44,572,426	87,295,053
iii) Money at call and short notice	92,225,714	34,778,925
TOTAL	229,331,474	177,432,198
TOTAL BALANCES WITH BANKS AND MONEY AT CALL AND SHORT NOTICE	261,612,955	300,646,550

SCHEDULE 8 - INVESTMENTS

	(Rs. in thousands)	
	At March 31, 2014	March 31, 2013
I. Investments in India (net of provisions)		
i) Government securities	1,147,471,623	1,097,604,436
ii) Other approved securities	--	--
iii) Shares (includes equity and preference shares) 1	55,717,884	51,197,259
iv) Debentures and bonds	226,406,803	264,433,133
v) Assets held to cover linked liabilities of life insurance business	603,104,321	575,208,274
vi) Others (commercial paper, mutual fund units, pass through certificates, security receipts, certificate of deposits, Rural Infrastructure Development Fund deposits and other related investments)	573,456,669	472,423,718
TOTAL INVESTMENTS IN INDIA	2,606,157,300	2,460,866,820
II. Investments outside India (net of provisions)		
i) Government securities	42,362,035	48,086,185
ii) Others (equity shares, bonds and certificate of deposits)	27,575,072	47,713,781
TOTAL INVESTMENTS OUTSIDE INDIA	69,937,107	95,799,966
TOTAL INVESTMENTS	2,676,094,407	2,556,666,786
III. Investments in India		
Gross value of investments:	2,621,061,870	2,485,525,836
Less: Aggregate of provision/depreciation/(appreciation)	14,904,570	24,659,016
Net investments	2,606,157,300	2,460,866,820
IV. Investments outside India		
Gross value of investments	70,663,959	95,528,312
Less: Aggregate of provision/depreciation/(appreciation)	726,852	(271,654)
Net investments	69,937,107	95,799,966
TOTAL INVESTMENTS	2,676,094,407	2,556,666,786

1. Includes acquisition cost of investment in associates amounting to Rs 1,443.5 million (March 31, 2013: Rs. 1,443.5 million).

2. Includes net appreciation amounting to Rs. 68,366.6 million (March 31, 2013: Rs. 39,321.6 million) on investments held to cover linked liabilities of life insurance business.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 9 - ADVANCES (net of provisions)

	(Rs. in thousands)	
	At March 31, 2014	March 31, 2013
A.		
i) Bills purchased and discounted	93,042,405	69,689,970
ii) Cash credits, overdrafts and loans repayable on demand	556,270,075	455,660,112
iii) Term loans	3,224,105,326	2,774,391,183
TOTAL ADVANCES	3,873,417,806	3,299,741,265
B.		
i) Secured by tangible assets (includes advances against book debts)	3,215,667,074	2,777,704,336
ii) Covered by bank/government guarantees	41,650,261	22,221,201
iii) Unsecured	616,100,471	499,815,728
TOTAL ADVANCES	3,873,417,806	3,299,741,265
C. I. Advances in India		
i) Priority sector	645,514,532	593,479,333
ii) Public sector	27,754,783	13,438,496
iii) Banks	287,641	187,857
iv) Others	1,872,438,122	1,613,882,876
TOTAL ADVANCES IN INDIA	2,545,995,078	2,220,988,562
II. Advances outside India		
i) Due from banks	10,859,099	17,492,429
ii) Due from others		
a) Bills purchased and discounted	37,002,621	21,068,811
b) Syndicated and term loans	974,022,428	885,757,203
c) Others	305,538,580	154,434,260
TOTAL ADVANCES OUTSIDE INDIA	1,327,422,728	1,078,752,703
TOTAL ADVANCES	3,873,417,806	3,299,741,265

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 10 - FIXED ASSETS

	(Rs. in thousands)	
	At March 31, 2014	March 31, 2013
I. Premises		
At cost at March 31 of preceding year	47,180,039	46,967,168
Additions during the year	1,697,914	1,710,528
Deductions during the year	(948,519)	(1,497,657)
Depreciation to date ¹	(11,149,408)	(9,896,489)
Net block²	36,780,026	37,283,550
II. Other fixed assets (including furniture and fixtures)		
At cost at March 31 of preceding year	47,651,424	45,135,661
Additions during the year	6,357,365	5,449,314
Deductions during the year	(3,207,297)	(2,933,551)
Depreciation to date ³	(34,846,830)	(32,548,701)
Net block	15,954,662	15,102,723
III. Assets given on Lease		
At cost at March 31 of preceding year	17,509,544	17,509,544
Additions during the year	--	--
Deductions during the year	(210,000)	--
Depreciation to date, accumulated lease adjustment and provisions ⁴	(14,965,932)	(15,161,230)
Net block	2,333,612	2,348,314
TOTAL FIXED ASSETS	55,068,300	54,734,587

1. Includes depreciation charge amounting to Rs. 1,607.5 million (March 31, 2013: Rs. 1,638.8 million).

2. Includes assets of Rs. 12.7 million of the Bank (March 31, 2013: Nil) which are held for sale.

3. Includes depreciation charge amounting to Rs. 5,268.2 million (March 31, 2013: Rs. 4,590.9 million).

4. Includes depreciation charge/lease adjustment amounting to Rs. 317.0 million (March 31, 2013: Rs. 328.2 million).

SCHEDULE 11 – OTHER ASSETS

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2014	March 31, 2013
I. Inter-office adjustments (net)	1,816,918	--
II. Interest accrued	58,486,747	55,093,457
III. Tax paid in advance/tax deducted at source (net)	45,492,908	41,873,082
IV. Stationery and stamps	2,995	10,045
V. Non-banking assets acquired in satisfaction of claims:	850,871	576,833
VI. Advance for capital assets	1,189,102	1,358,102
VII. Deposits	13,352,863	12,256,273
VIII. Deferred tax asset (net):	9,297,824	26,805,959
IX. Others:	257,603,765	205,392,184
TOTAL OTHER ASSETS	388,093,993	343,365,935

1. Includes certain non-banking assets acquired in satisfaction of claims which are in the process of being transferred in the Bank's name.
2. At March 31, 2014, net of deferred tax liabilities amounting to Rs. 14,192.3 million created on balance in Special Reserve at March 31, 2013 and Rs. 3,042.6 million on amount transferred to Special Reserve for the year ended March 31, 2014 in accordance with the RBI circular dated December 20, 2013.
3. Includes goodwill on consolidation amounting to Rs. 1,432.3 million (March 31, 2013: Rs. 1,432.3 million).

SCHEDULE 12 - CONTINGENT LIABILITIES

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2014	March 31, 2013
I. Claims against the Group not acknowledged as debts	47,940,741	53,721,418
II. Liability for partly paid investments	65,787	128,050
III. Liability on account of outstanding forward exchange contracts ¹	2,856,365,473	2,984,263,552
IV. Guarantees given on behalf of constituents		
a) In India	759,742,814	718,450,966
b) Outside India	274,562,600	235,173,947
V. Acceptances, endorsements and other obligations	506,296,301	623,110,066
VI. Currency swaps ¹	615,713,817	563,086,874
VII. Interest rate swaps, currency options and interest rate futures ¹	4,040,069,738	3,924,345,424
VIII. Other items for which the Group is contingently liable	40,500,690	37,431,907
TOTAL CONTINGENT LIABILITIES	9,141,257,961	9,139,712,204

1. Represents notional amount.

SCHEDULE 13 - INTEREST EARNED

	(Rs. in thousands)		
	Year ended		
	March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2012
I. Interest/discount on advances/bills	337,208,794	295,624,597	246,201,222
II. Income on investments	142,448,360	133,188,599	113,762,938
Interest on balances with Reserve Bank of India and other inter-bank			
funds	4,276,997	7,566,271	7,005,946
IV. Others ^{1,2}	10,858,325	12,466,427	12,978,481
TOTAL INTEREST EARNED	494,792,476	448,845,894	379,948,587

1. Includes interest on income tax refunds amounting to Rs. 1,991.6 million (March 31, 2013: Rs. 2,704.0 million, March 31, 2012: Rs. 846.4 million).

2. Includes interest and amortisation of premium on non-trading interest rate swaps and foreign currency swaps.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the profit and loss account (Continued)

SCHEDULE 14 - OTHER INCOME

	(Rs. in thousands)		
	Year ended		
	March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2012
I. Commission, exchange and brokerage	73,240,952	62,767,457	63,154,629
II. Profit/(loss) on sale of investments (net)	7,534,232	10,291,501	6,510,262
III. Profit/(loss) on revaluation of investments (net)	3,637,251	(1,148,007)	(3,776,816)
IV. Profit/(loss) on sale of land, buildings and other assets (net)	1,352,001	339,276	(37,180)
V. Profit/(loss) on exchange transactions (net)	20,206,580	14,850,316	14,174,661
VI. Premium and other operating income from insurance business	193,319,150	203,944,026	204,877,907
VII. Miscellaneous income (including lease income)	1,555,906	2,153,505	1,730,714
TOTAL OTHER INCOME	300,846,072	293,198,074	286,634,177

1. Includes profit/(loss) on sale of assets given on lease.

2. Includes profit on repatriation of retained earnings from overseas branches.

3. Includes share of profit/(loss) from associates of Rs. 43.1 million (March 31, 2013: Rs. 65.4 million).

SCHEDULE 15 - INTEREST EXPENDED

	(Rs. in thousands)		
	Year ended		
	March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2012
I. Interest on deposits	184,190,198	175,836,375	152,730,907
II. Interest on Reserve Bank of India/inter-bank borrowings	25,068,313	23,598,608	19,575,112
III. Others (including interest on borrowings of erstwhile ICICI Limited)	87,847,608	83,419,110	77,826,436
TOTAL INTEREST EXPENDED	297,106,119	282,854,093	250,132,455

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the profit and loss account (Continued)

SCHEDULE 16 - OPERATING EXPENSES

(Rs. in thousands)			
	Year ended		
	March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2012
I. Payments to and provisions for employees	59,687,936	56,290,867	51,012,713
II. Rent, taxes and lighting	11,038,531	9,975,234	9,413,874
III. Printing and stationery	1,778,796	1,505,995	1,407,335
IV. Advertisement and publicity	5,874,819	5,544,774	4,264,149
V. Depreciation on property	6,875,673	5,926,565	6,291,795
VI. Depreciation (including lease equalization) on leased assets	316,981	328,220	422,579
VII. Directors' fees, allowances and expenses	48,938	41,630	36,126
VIII. Auditors' fees and expenses	210,218	187,266	159,975
IX. Law charges	1,229,598	1,222,079	842,420
X. Postages, courier, telephones, etc	3,690,741	3,211,547	2,881,332
XI. Repairs and maintenance	8,540,177	7,756,885	6,705,334
XII. Insurance	2,740,339	2,080,482	2,131,595
XIII. Direct marketing agency expenses	6,755,921	3,992,592	2,573,896
XIV. Claims and benefits paid pertaining to insurance business	44,708,877	43,170,439	39,449,052
XV. Other expenses pertaining to insurance business	117,657,935	130,346,902	139,805,254
XVI. Other expenditure	35,508,105	30,489,018	28,123,029
TOTAL OPERATING EXPENSES	306,663,585	302,070,495	295,520,458

1. Includes commission expenses and reserves for actuarial liabilities (including the investible portion of the premium on the unit-linked policies).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Accounts

SCHEDULE 17

Significant accounting policies

Overview

ICICI Bank Limited, together with its subsidiaries, joint ventures and associates (collectively, the Group), is a diversified financial services group providing a wide range of banking and financial services including commercial banking, retail banking, project and corporate finance, working capital finance, insurance, venture capital and private equity, investment banking, broking and treasury products and services.

ICICI Bank Limited (the Bank), incorporated in Vadodara, India is a publicly held banking company governed by the Banking Regulation Act, 1949.

Principles of consolidation

The consolidated financial statements include the financials of ICICI Bank, its subsidiaries, associates and joint ventures.

Entities, in which the Bank holds, directly or indirectly, through subsidiaries and other consolidating entities, more than 50.00% of the voting rights or where it exercises control, over the composition of board of directors/governing body, are fully consolidated on a line-by-line basis in accordance with the provisions of AS 21. Investments in entities where the Bank has the ability to exercise significant influence are accounted for under the equity method of accounting and the pro-rata share of their profit/(loss) is included in the consolidated profit and loss account. Assets, liabilities, income and expenditure of jointly controlled entities are consolidated using the proportionate consolidation method. Under this method, the Bank's share of each of the assets, liabilities, income and expenses of the jointly controlled entity is reported in separate line items in the consolidated financial statements. The Bank does not consolidate entities where the significant influence/control is intended to be temporary or entities which operate under severe long-term restrictions that impair their ability to transfer funds to parent/investing entity. All significant inter-company accounts and transactions are eliminated on consolidation.

Basis of preparation

The accounting and reporting policies of the Group used in the preparation of the consolidated financial statements conform to Generally Accepted Accounting Principles in India (Indian GAAP), the guidelines issued by the Reserve Bank of India (RBI), Securities and Exchange Board of India (SEBI), Insurance Regulatory and Development Authority (IRDA), National Housing Bank (NHB), the Accounting Standards (AS) issued by the Institute of Chartered Accountants of India (ICAI) and notified under the Companies (Accounting Standards) Rules, 2006 from time to time, as applicable to relevant companies and practices generally prevalent in the banking industry in India. In the case of the foreign subsidiaries, Generally Accepted Accounting Principles as applicable to the respective foreign subsidiaries are followed. The Group follows the accrual method of accounting except where otherwise stated, and the historical cost convention. In case the accounting policies followed by a subsidiary or joint venture are different from those followed by the Bank, the same have been disclosed in the respective accounting policy.

The preparation of consolidated financial statements requires the management to make estimates and assumptions that are considered in the reported amounts of assets and liabilities (including

contingent liabilities) as of the date of the consolidated financial statements and the reported income and expenses during the reporting period. Management believes that the estimates used in the preparation of the consolidated financial statements are prudent and reasonable. Future results could differ from these estimates.

The consolidated financial statements include the results of the following entities in addition to the Bank.

Sr. no.	Name of the entity	Country of incorporation	Nature of relationship	Nature of business	Ownership interest
1.	ICICI Bank UK PLC	United Kingdom	Subsidiary	Banking	100.00%
2.	ICICI Bank Canada	Canada	Subsidiary	Banking	100.00%
3.	ICICI Bank Eurasia Limited Liability Company	Russia	Subsidiary	Banking	100.00%
4.	ICICI Securities Limited	India	Subsidiary	Securities broking and merchant banking	100.00%
5.	ICICI Securities Holdings Inc.	USA	Subsidiary	Holding company	100.00%
6.	ICICI Securities Inc.	USA	Subsidiary	Securities broking	100.00%
7.	ICICI Securities Primary Dealership Limited	India	Subsidiary	Securities investment, trading and underwriting	100.00%
8.	ICICI Venture Funds Management Company Limited	India	Subsidiary	Private equity/venture capital fund management	100.00%
9.	ICICI Home Finance Company Limited	India	Subsidiary	Housing finance	100.00%
10.	ICICI Trusteeship Services Limited	India	Subsidiary	Trusteeship services	100.00%
11.	ICICI Investment Management Company Limited	India	Subsidiary	Asset management	100.00%
12.	ICICI International Limited	Mauritius	Subsidiary	Asset management	100.00%
13.	ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited	India	Subsidiary	Pension fund management	100.00%
14.	ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	India	Subsidiary	Life insurance	73.84%
15.	ICICI Lombard General Insurance Company Limited	India	Subsidiary	General insurance	73.22%
16.	ICICI Prudential Asset Management Company Limited	India	Subsidiary	Asset management company	51.00%
17.	ICICI Prudential Trust Limited	India	Subsidiary	Trustee company	50.80%
18.	ICICI Equity Fund	India	Consolidated as per AS 21	Unregistered venture capital fund	100.00%
19.	ICICI Strategic Investments Fund	India	Consolidated as per AS 21	Unregistered venture capital fund	100.00%
20.	ICICI Kinfra Limited	India	Consolidated as per AS 21	Infrastructure development consultancy	76.00%
21.	I-Ven Biotech Limited	India	Consolidated as per AS 21	Investment in research and development of biotechnology	100.00%
22.	FINO PayTech Limited	India	Associate	Support services for financial inclusion	27.11%
23.	I-Process Services (India) Private Limited	India	Associate	Services related to back end operations	19.00%

Sr. no.	Name of the entity	Country of incorporation	Nature of relationship	Nature of business	Ownership interest
24.	NIIT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited:	India	Associate	Education and training in banking and finance	18.79%
25.	ICICI Merchant Services Private Limited:	India	Associate	Merchant servicing	19.00%
26.	Mewar Aanchalik Gramin Bank:	India	Associate	Banking	35.00%
27.	India Infra debt Limited:	India	Associate	Infrastructure finance	31.00%

1. ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited is a wholly owned subsidiary of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited.
2. These entities have been accounted as per the equity method as prescribed by AS 23 on 'Accounting for Investments in Associates in Consolidated Financial Statements'.
3. During the three months ended September 30, 2013, TCW/ICICI Investment Partners Limited ceased to be a Jointly controlled entity and accordingly, has not been accounted as per the proportionate consolidation method as per AS 27.
4. During the three months ended December 31, 2013, ICICI Venture Value Fund ceased to be a consolidating entity and accordingly, has not been consolidated.
5. During the three months ended March 31, 2014, ICICI Eco-net Internet and Technology Fund, ICICI Emerging Sectors Fund and Rainbow Fund ceased to be a consolidating entity and accordingly, have not been consolidated.

The financial statements of Comm Trade Services Limited have not been consolidated under AS 21, since the investment is temporary in nature. Investment in 3i Infotech Limited (3i Infotech) in which the Group holds 26.70% equity shares has not been accounted as per equity method under AS 23 at March 31, 2014 based on the severe long-term restrictions on 3i Infotech under restructuring arrangement that impair the ability of 3i Infotech to transfer funds to its investors and the Group's continued intention to reduce the stake in 3i Infotech below 20.00% in the future.

SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

1. Transactions involving foreign exchange

The consolidated financial statements of the Group are reported in Indian rupees, the national currency of India. Foreign currency income and expenditure items are translated as follows:

- For domestic operations, at the exchange rates prevailing on the date of the transaction with the resultant gain or loss accounted for in the profit and loss account.
- For integral foreign operations, at daily closing rates with the resultant gain or loss accounted for in the profit and loss account. An integral foreign operation is a subsidiary, associate, joint venture or branch of the reporting enterprise, the activities of which are based or conducted in a country other than the country of the reporting enterprise but are an integral part of the reporting enterprise.
- For non-integral foreign operations, at the quarterly average closing rates with the resultant gains or losses accounted for as foreign currency translation reserve.

Monetary foreign currency assets and liabilities of domestic and integral foreign operations are translated at closing exchange rates notified by Foreign Exchange Dealers' Association of India (FEDAI) relevant to the balance sheet date and the resulting gains/losses are included in the profit and loss account.

Both monetary and non-monetary foreign currency assets and liabilities of non-integral foreign operations are translated at closing exchange rates notified by FEDAI relevant to the balance sheet date and the resulting gains/losses from exchange differences are accumulated in the foreign currency translation reserve until the disposal of the net investment in the non-integral foreign operations. On the disposal/partial disposal of a non-integral foreign operation, the cumulative/proportionate amount of the exchange differences which has been accumulated in the foreign currency translation reserve and which relates to that operation are recognised as income or expenses in the same period in which the gain or loss on disposal is recognised.

The premium or discount arising on inception of forward exchange contracts in domestic operations that are entered to establish the amount of reporting currency required or available at the settlement date of a transaction is amortised over the life of the contract. All other outstanding forward exchange contracts are revalued based on the exchange rates notified by FEDAI for specified maturities and at interpolated rates for contracts of interim maturities. The contracts of longer maturities where exchange rates are not notified by FEDAI are revalued, based on the forward exchange rates implied by the swap curves in respective currencies. The resultant gains or losses are recognised in the profit and loss account.

Contingent liabilities on account of guarantees, endorsements and other obligations denominated in foreign currency are disclosed at the closing exchange rates notified by FEDAI relevant to the balance sheet date.

2. *Revenue recognition*

- Interest income is recognised in the profit and loss account as it accrues except in the case of non-performing assets (NPAs) where it is recognised upon realisation, as per the income recognition and asset classification norms of RBI/NHB/other applicable guidelines.
- Income from finance leases is calculated by applying the interest rate implicit in the lease to the net investment outstanding on the lease over the primary lease period. Finance leases entered into prior to April 1, 2001 have been accounted for as per the Guidance Note on Accounting for Leases issued by ICAI. The finance leases entered post April 1, 2001 have been accounted for as per Accounting Standard 19 - Leases.
- Income on discounted instruments is recognised over the tenure of the instrument.
- Dividend income is accounted on an accrual basis when the right to receive the dividend is established.
- Loan processing fee is accounted for upfront when it becomes due except in the case of foreign banking subsidiaries, where it is amortised over the period of the loan.
- Project appraisal/structuring fee is accounted for on the completion of the agreed service.
- Arranger fee is accounted for as income when a significant portion of the arrangement/syndication is completed.
- Commission received on guarantees issued is amortised on a straight-line basis over the period of the guarantee.
- Fund management and portfolio management fees are recognised on an accrual basis.
- All other fees are accounted for as and when they become due.

- The Bank deals in bullion business on a consignment basis. The difference between price recovered from customers and cost of bullion is accounted for at the time of sale to the customers. The Bank also deals in bullion on a borrowing and lending basis and the interest paid/received is accounted on accrual basis.
- Income from securities brokerage activities is recognised as income on the trade date of the transaction. Brokerage income in relation to public or other issuances of securities is recognised based on mobilisation and terms of agreement with the client.
- Life insurance premium is recognised as income when due from policyholders. For unit linked business, premium is recognised when the associated units are created. Premium on lapsed policies is recognised as income when such policies are reinstated. Top-up premiums paid by unit linked policyholders⁴ are considered as single premium and recognised as income when the associated units are created. Income from unit linked policies, which includes fund management charges, policy administration charges, mortality charges and other charges, if any, are recovered from the linked funds in accordance with the terms and conditions of the policy and are recognised when due.
- In the case of general insurance business, premium is recorded for the policy period at the commencement of risk and for instalment cases, it is recorded on instalment due dates. Premium earned is recognised as income over the period of the risk or the contract period based on 1/365 method, whichever is appropriate, on a gross basis, net of service tax. Any subsequent revision to premium is recognised over the remaining period of risk or contract period. Adjustments to premium income arising on cancellation of policies are recognised in the period in which the policies are cancelled. Commission on re-insurance ceded is recognised as income in the period of ceding the risk. Profit commission under re-insurance treaties, wherever applicable, is recognised as income in the period of final determination of profits and combined with commission on reinsurance ceded.
- In the case of general insurance business, insurance premium on ceding of the risk is recognised in the period in which the risk commences. Any subsequent revision to premium ceded is recognised in the period of such revision. Adjustment to re-insurance premium arising on cancellation of policies is recognised in the period in which they are cancelled. In case of life insurance business, reinsurance premium ceded is accounted in accordance with the terms and conditions of the relevant treaties with the reinsurer. Profit commission on reinsurance ceded is netted off against premium ceded on reinsurance.
- In the case of general insurance business, premium deficiency is recognised when the sum of expected claim costs and related expenses and maintenance costs exceed the reserve for unexpired risks and is computed at a company level. The expected claim cost is calculated and duly certified by the Appointed Actuary.

3. *Stock based compensation*

The following entities within the group have granted stock options to their employees:

- ICICI Bank Limited
- ICICI Prudential Life Insurance Company Limited
- ICICI Lombard General Insurance Company Limited

The Employees Stock Option Scheme (the Scheme) of the Bank provides for grant of options on the Bank's equity shares to wholtime directors and employees of the Bank and its subsidiaries. The Scheme provides that employees are granted an option to subscribe to equity shares of the Bank that vest in a graded manner. The options may be exercised within a specified period. ICICI Prudential Life

Insurance Company and ICICI Lombard General Insurance Company have also formulated similar stock option schemes for their employees for grant of equity shares of their respective companies.

The Group, except the banking subsidiaries, follows the intrinsic value method to account for its stock-based employee compensation plans. Compensation cost is measured as the excess, if any, of the fair market price of the underlying stock over the exercise price on the grant date and amortised over the vesting period. The fair market price is the latest closing price, immediately prior to the grant date, which is generally the date of the Board of Directors meeting in which the options are granted, on the stock exchange on which the shares of the Bank are listed. If the shares are listed on more than one stock exchange, then the stock exchange where there is highest trading volume on the said date is considered. In the case of ICICI Prudential Life Insurance Company and ICICI Lombard General Insurance Company, the fair value of the shares is determined based on an external valuation report. The banking subsidiaries namely, ICICI Bank UK and ICICI Bank Canada account for the cost of the options granted to employees by ICICI Bank using the fair value method based on binomial tree model.

4. Income taxes

Income tax expense is the aggregate amount of current tax and deferred tax expense incurred by the Group. The current tax expense and deferred tax expense is determined in accordance with the provisions of the Income Tax Act, 1961 and as per Accounting Standard 22 - Accounting for Taxes on Income, respectively. Deferred tax adjustments comprise changes in the deferred tax assets or liabilities during the year.

Deferred tax assets and liabilities are recognised by considering the impact of timing differences between taxable income and accounting income for the current year, and carry forward losses. Deferred tax assets and liabilities are measured using tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted at the balance sheet date. The impact of changes in the deferred tax assets and liabilities is recognised in the profit and loss account.

Deferred tax assets are recognised and re-assessed at each reporting date, based upon the management's judgement as to whether their realisation is considered as reasonably certain. However, in case of domestic companies, where there is unabsorbed depreciation or carried forward loss under taxation laws, deferred tax assets are recognised only if there is virtual certainty of realisation of such assets.

In the consolidated financial statements, deferred tax assets and liabilities are computed at an individual entity level and aggregated for consolidated reporting.

5. Claims and benefits paid

In the case of general insurance business, claims incurred comprise claims paid, estimated liability for outstanding claims made following a loss occurrence reported and estimated liability for claims incurred but not reported (IBNR) and claims incurred but not enough reported (IBNER). Further, claims incurred also include specific claim settlement costs such as survey/legal fees and other directly attributable costs. Claims (net of amounts receivable from re-insurers/co-insurers) are recognised on the date of intimation based on management estimates or on estimates from surveyors/insured in the respective revenue account. Estimated liability for outstanding claims at the balance sheet date is recorded net of claims recoverable from/payable to co-insurers/re-insurers and salvage to the extent there is certainty of realisation. Estimated liability for outstanding claim is determined by the entity on the basis of ultimate amounts likely to be paid on each claim based on the past experience/ actuarial valuation. These estimates are progressively revalidated on availability of further information. Claims IBNR represent that amount of claims that may have been incurred during the accounting period but have not been reported or claimed. The claims IBNR provision also includes provision, if any, required for claims IBNER. Estimated liability for claims IBNR/claims IBNER is based on an actuarial estimate duly certified by the Appointed Actuary of the entity.

In the case of life insurance business, benefits paid comprise of policy benefits and claim settlement costs, if any. Death and rider claims are accounted for on receipt of intimation. Survival and maturity benefits are accounted when due. Withdrawals and surrenders under non linked policies are accounted on the receipt of intimation.

6. Liability for life policies in force

In the case of life insurance business, the liabilities for life policies in force are calculated in accordance with accepted actuarial practice, requirements of Insurance Act, 1938, regulations notified by the Insurance Regulatory and Development Authority of India and Actuarial Practice Standards of the Institute of Actuaries of India.

7. Reserve for unexpired risk

Reserve for unexpired risk is recognised net of re-insurance ceded and represents premium written that is attributable and to be allocated to succeeding accounting periods for risks to be borne by the entity under contractual obligations on contract period basis or risk period basis, whichever is appropriate. It is calculated on a daily pro-rata basis subject to a minimum of 50.00% of the aggregated premium, written on policies during the twelve months preceding the balance sheet date for fire, marine, cargo and miscellaneous business and 100.00% for marine hull business, on all unexpired policies at balance sheet date, in accordance with the provisions of the Insurance Act, 1938.

8. Actuarial method and valuation

In the case of life insurance business, the actuarial liability on both participating and non-participating policies is calculated using the gross premium method, using assumptions for interest, mortality, morbidity, expense and inflation, and in the case of participating policies, future bonuses together with allowance for taxation and allocation of profits to shareholders. These assumptions are determined as prudent estimates at the date of valuation with allowances for adverse deviations. No allowance is made for expected lapses.

The greater of liability calculated using discounted cash flows and unearned premium reserves is held for the unexpired portion of the risk for the non-unit liabilities of linked business and attached riders.

The unit liability in respect of linked business has been taken as the value of the units standing to the credit of policyholders, using the Net Asset Value (NAV) prevailing at the valuation date.

An unexpired risk reserve and a reserve in respect of claims incurred but not reported are created, for one year renewable group term insurance.

The interest rates used for valuing the liabilities are in the range of 4.87% to 5.77% per annum (previous year – 4.43% to 6.26% per annum).

Mortality rates used are based on the published "Indian Assured Lives Mortality (2006 – 2008)". Ultimate Mortality Table for assurances and LIC 96-98 table for annuities, adjusted to reflect expected experience while morbidity rates used are based on CIBT 93 table, adjusted for expected experience, or on risk rates supplied by reinsurers.

Expenses are provided for at current levels, in respect of renewal expenses, with no allowance for future improvements but with an allowance for any expected worsening. Per policy renewal expenses for regular premium policies are assumed to inflate at 4.84% (previous year – 5.41%).

9. Acquisition costs for insurance business

Acquisition costs are those costs that vary with and are primarily related to the acquisition of insurance contracts and are expensed in the period in which they are incurred.

10. Employee benefits

Gratuity

The Group pays gratuity to employees who retire or resign after a minimum prescribed period of continuous service and in case of employees at overseas locations as per the rules in force in the respective countries. The Group makes contribution to trusts which administer the funds on their own account or through insurance companies.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

Actuarial valuation of the gratuity liability is determined by an appointed actuary. Actuarial valuation of gratuity liability is determined based on certain assumptions regarding rate of interest, salary growth, mortality and staff attrition as per the projected unit credit method.

Superannuation fund

The Bank contributes 15.00% of the total annual basic salary of certain employees to a superannuation funds managed and administered by insurance companies for its employees. The Bank also gives an option to its employees, allowing them to receive the amount contributed by the Bank along with their monthly salary during their employment.

The amount so contributed/paid by the Bank to the superannuation fund or to employee during the year is recognised in the profit and loss account.

ICICI Prudential Life Insurance Company, ICICI Prudential Asset Management Company and ICICI Venture Funds Management Company have accrued for superannuation liability based on a percentage of basic salary payable to eligible employees for the period of service.

Pension

The Bank provides for pension, a defined benefit plan covering eligible employees of erstwhile Bank of Madura, erstwhile Sangli Bank and erstwhile Bank of Rajasthan. The Bank makes contribution to a trust which administers the funds on its own account or through insurance companies. The plan provides for pension payment including dearness relief on a monthly basis to these employees on their retirement based on the respective employee's years of service with the Bank and applicable salary.

Actuarial valuation of the pension liability is determined by an actuary appointed by the Bank. Actuarial valuation of pension liability is calculated based on certain assumptions regarding rate of interest, salary growth, mortality and staff attrition as per the projected unit credit method.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

Employees covered by the pension plan are not eligible for employer's contribution under the provident fund plan.

Provident fund

The Group is statutorily required to maintain a provident fund as a part of retirement benefits to its employees. Each employee contributes a certain percentage of his or her basic salary and the Group

contributes an equal amount for eligible employees. The Group makes contribution as required by The Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952 to Employees' Pension Scheme administered by the Regional Provident Fund Commissioner and the balance contributions are transferred to funds administered by trustees. The funds are invested according to the rules prescribed by the Government of India.

Actuarial valuation for the interest rate guarantee on the provident fund balances is determined by an appointed actuary.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

Leave encashment

The Group provides for leave encashment benefit based on actuarial valuation conducted by an independent actuary.

11. Provisions, contingent liabilities and contingent assets

The Group estimates the probability of any loss that might be incurred on outcome of contingencies on the basis of information available upto the date on which the consolidated financial statements are prepared. A provision is recognised when an enterprise has a present obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation, in respect of which a reliable estimate can be made. Provisions are determined based on management estimates of amounts required to settle the obligation at the balance sheet date, supplemented by experience of similar transactions. These are reviewed at each balance sheet date and adjusted to reflect the current management estimates. In cases where the available information indicates that the loss on the contingency is reasonably possible but the amount of loss cannot be reasonably estimated, a disclosure to this effect is made in the consolidated financial statements. In case of remote possibility, neither provision nor disclosure is made in the consolidated financial statements. The Group does not account for or disclose contingent assets, if any.

12. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash in hand, balances with RBI, balances with other banks and money at call and short notice.

13. Investments

- i) Investments of the Bank are accounted for in accordance with the extant RBI guidelines on investment classification and valuation as given below.
 - a) All Investment are classified into 'Held to Maturity', 'Available for Sale' and 'Held for Trading'. Reclassifications, if any, in any category are accounted for as per the RBI guidelines. Under each classification, the investments are further categorized as (a) government securities, (b) other approved securities, (c) shares, (d) bonds and debentures and (e) others.
 - b) 'Held to Maturity' securities are carried at their acquisition cost or at amortised cost, if acquired at a premium over the face value. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate securities acquired is amortised over the remaining period to maturity on a constant yield basis and straight line basis respectively.
 - c) 'Available for Sale' and 'Held for Trading' securities are valued periodically as per RBI guidelines. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate investments in government securities, classified as 'Available for Sale', is amortised over the remaining

period to maturity on constant yield basis and straight line basis respectively. Quoted investments are valued based on the trades/quotes on the recognised stock exchanges, subsidiary general ledger account transactions, price list of RBI or prices declared by Primary Dealers Association of India jointly with Fixed Income Money Market and Derivatives Association (FIMMDA), periodically.

The market/fair value of unquoted government securities which are in the nature of Statutory Liquidity Ratio (SLR) securities included in the 'Available for Sale' and 'Held for Trading' categories is as per the rates published by FIMMDA. The valuation of other unquoted fixed income securities wherever linked to the Yield-to-Maturity (YTM) rates, is computed with a mark-up (reflecting associated credit risk) over the YTM rates for government securities published by FIMMDA.

Unquoted equity shares are valued at the break-up value, if the latest balance sheet is available or at Re.1 as per RBI guidelines.

Securities are valued scrip-wise and depreciation/appreciation is aggregated for each category. Net appreciation in each category, if any, being unrealised, is ignored, while net depreciation is provided for. Non-performing investments are identified based on the RBI guidelines.

- d) Costs including brokerage and commission pertaining to investments, paid at the time of acquisition, are charged to the profit and loss account. Cost of investments is computed based on the First-In-First-Out (FIFO) method.
- e) Profit/loss on sale of investments in the 'Held to Maturity' category is recognised in the profit and loss account and profit is thereafter appropriated (net of applicable taxes and statutory reserve requirements) to Capital Reserve. Profit/loss on sale of investments in 'Available for sale' and 'Held for Trading' categories is recognised in the profit and loss account.
- f) Market repurchase and reverse repurchase transactions, are accounted for as borrowing and lending transactions respectively in accordance with the extant RBI guidelines. The transactions with RBI under Liquidity Adjustment Facility (LAF) are accounted for as borrowing and lending transactions.
- g) Broken period interest (the amount of interest from the previous interest payment date till the date of purchase/sale of instruments) on debt instruments is treated as a revenue item.
- h) At the end of each reporting period, security receipts issued by asset reconstruction companies are valued in accordance with the guidelines applicable to such instruments, prescribed by RBI from time to time. Accordingly, in cases where the cash flows from security receipts issued by asset reconstruction companies are limited to the actual realisation of the financial assets assigned to the instruments in the concerned scheme, the Bank reckons the net asset value obtained from the asset reconstruction company from time to time, for valuation of such investments at each reporting period end.
- i) The Bank follows trade date method of accounting for purchase and sale of investments, except for government of India and state government securities where settlement date method of accounting is followed in accordance with RBI guidelines.
- ii) The Bank's consolidating venture capital funds carry investments at fair values, with unrealised gains and temporary losses on investments recognised as components of investors' equity and accounted for in the unrealised investment reserve account. The realised gains and losses on investments and units in mutual funds and unrealised gains or losses on revaluation

of units in mutual funds are accounted for in the profit and loss account. Provisions are made in respect of accrued income considered doubtful. Such provisions as well as any subsequent recoveries are recorded through the profit and loss account. Subscription to/purchase of investments are accounted at the cost of acquisition inclusive of brokerage, commission and stamp duty. Bonus shares and right entitlements are recorded when such benefits are known. Quoted investments are valued on the valuation date at the closing market price. Quoted investments that are not traded on the valuation date but are traded during the two months prior to the valuation date are valued at the latest known closing price. An appropriate discount is applied where the asset management company considers it necessary to reflect restrictions on disposal. Quoted investments not traded during the two months prior to the valuation date are treated as unquoted. Unquoted investments are valued at their estimated fair values by applying appropriate valuation methods. Where there is a decline, other than temporary in the carrying amounts of investments, the resultant reduction in the carrying amount is charged to the profit and loss account during the period in which such decline is identified.

- iii) The Bank's primary dealership and securities broking subsidiaries classifies the securities held with the intention of holding for short-term and trading as stock-in-trade and are valued at lower of cost or market value. The securities acquired with the intention of holding till maturity or for a longer period are classified as investments and are carried at cost. Appropriate provision is made for other than temporary diminution in the value of investments. Commission earned in respect of securities acquired upon devolvement is reduced from the cost of acquisition.
- iv) The Bank's housing finance subsidiary classifies its investments as current investments and long-term investments. Investments that are readily realisable and intended to be held for not more than a year are classified as current investments, which are carried at the lower of cost and net realisable value. All other investments are classified as long-term investments, which are carried at their acquisition cost or at amortised cost, if acquired at a premium over the face value. Any premium over the face value of the securities acquired is amortised over the remaining period to maturity on a constant yield basis. However, a provision for diminution in value is made to recognise any other than temporary decline in the value of such long-term investments.
- v) The Bank's overseas banking subsidiaries account for unrealised gain/loss, net of tax, on investment in 'Available for Sale' category directly in their reserves. Further, unrealised gain/loss on investment in 'Held for Trading' category is accounted directly in the profit and loss account. Investments in 'Held to Maturity' category are carried at amortised cost.
- vi) In the case of life and general insurance businesses, investments are made in accordance with the Insurance Act, 1938, the IRDA (Investment) Regulations, 2000, and various other circulars/notifications issued by the IRDA in this context from time to time.

In the case of life insurance business, valuation of investments (other than linked business) is done on the following basis:

- a. All debt securities and redeemable preference shares are considered as 'Held to Maturity' and accordingly stated at historical cost, subject to amortisation of premium or accretion of discount over the period of maturity/holding on a straight line basis.
- b. Listed equity shares are stated at fair value being the last quoted closing price on the National Stock Exchange (NSE) (or BSE, in case the investments are not listed on NSE).
- c. Mutual fund units at the balance sheet date are valued at the latest available net asset values of the respective fund.

Unrealised gains/losses arising due to changes in the fair value of listed equity shares and mutual fund units are taken to 'Revenue and other reserves' and 'Liabilities on policies in force' in the balance sheet for Shareholders' fund and Policyholders' fund respectively for life insurance business.

In the case of general insurance business, valuation of investments is done on the following basis:

- a. All debt securities including government securities and non-convertible preference shares are considered as 'Held to Maturity' and accordingly stated at amortised cost determined after amortisation of premium or accretion of discount on a straight line basis over the holding/maturity period.
- b. Listed equities and convertible preference shares at the balance sheet date are stated at fair value, being the last quoted closing price on the NSE and in case these are not listed on NSE, then based on the last quoted closing price on the BSE.
- c. Mutual fund investments (other than venture capital fund) are stated at fair value, being the closing net asset value at balance sheet date.
- d. Investments other than mentioned above are valued at cost.

Unrealised gains/losses arising due to changes in the fair value of listed equity shares and mutual fund units are taken to 'Revenue and other reserves' in the balance sheet for general insurance business.

Insurance subsidiaries assess at each balance sheet date whether there is any indication that any investment in equity or units of mutual fund may be impaired. If any such indication exists, the carrying value of such investment is reduced to its recoverable amount and the impairment loss is recognised in the revenue(s)/profit and loss account.

The total proportion of investments for which subsidiaries have applied accounting policies different from the Bank as mentioned above, is approximately 16.16% of the total investments at March 31, 2014.

14. Provisions/write-offs on loans and other credit facilities

- i) Loans and other credit facilities of the Bank are accounted for in accordance with the extant RBI guidelines as given below:
 - a) The Bank classifies its loans and investments, including at overseas branches, and overdues arising from crystallised derivative contracts, into performing and NPAs in accordance with RBI guidelines. Loans and advances held at the overseas branches that are identified as impaired as per host country regulations for reasons other than record of recovery, but which are standard as per the extant RBI guidelines, are classified as NPAs to the extent of amount outstanding in the host country. Further, NPAs are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on the criteria stipulated by RBI.

In the case of corporate loans and advances, provisions are made for sub-standard and doubtful assets at rates prescribed by RBI. Loss assets and the unsecured portion of doubtful assets are provided/written-off as per the extant RBI guidelines. For loans and advances booked in overseas branches, which are standard as per the extant RBI guidelines but are classified as NPAs based on host country guidelines, provisions are made as per the host country regulations. For loans and advances booked in overseas branches, which are NPAs as per the extant RBI guidelines and as per host country guidelines, provisions are made at the higher of the provisions

required under RBI regulations and host country regulations. Provisions on homogeneous retail loans and advances, subject to minimum provisioning requirements of RBI, are assessed at a borrower level, on the basis of the ageing of the loans in the non-performing category.

The Bank holds specific provisions against non-performing loans and advances, general provision against performing loans and advances and floating provision taken over from erstwhile Bank of Rajasthan upon amalgamation. The assessment of incremental specific provisions is made after taking into consideration the existing specific provision held. The specific provisions on retail loans and advances held by the Bank are higher than the minimum regulatory requirements.

- b) Provision on loans and advances restructured/rescheduled is made in accordance with the applicable RBI guidelines on restructuring of loans and advances by Banks.

In respect of non-performing loans and advances accounts subjected to restructuring, the account is upgraded to standard only after the specified period i.e. a period of one year after the date when first payment of interest or of principal, whichever is later, falls due, subject to satisfactory performance of the account during the period. A standard restructured loan is upgraded to the standard category when satisfactory payment performance is evidenced during the specified period and after the loan reverts to the normal level of standard asset provisions/risk weights.

- c) Amounts recovered against debts written-off in earlier years and provisions no longer considered necessary in the context of the current status of the borrower are recognised in the profit and loss account.
- d) In addition to the specific provision on NPAs, the Bank maintains a general provision on performing loans and advances at rates prescribed by RBI. For performing loans and advances in overseas branches, the general provision is made at higher of host country regulations requirement and RBI requirement.
- e) In addition to the provisions required to be held according to the asset classification status, provisions are held for individual country exposures including indirect country risk (other than for home country exposure). The countries are categorised into seven risk categories namely insignificant, low, moderately low, moderate, moderately high, high and very high, and provisioning is made on exposures exceeding 180 days on a graded scale ranging from 0.25% to 25%. For exposures with contractual maturity of less than 180 days, provision is required to be held at 25% of the rates applicable to exposures exceeding 180 days. The indirect exposures will be reckoned at 50% of the exposure. If the country exposure (net) of the Bank in respect of each country does not exceed 1% of the total funded assets, no provision is required on such country exposure.
- ii) In the case of the Bank's housing finance subsidiary, loans and other credit facilities are classified as per the NHB guidelines into performing and non-performing assets. Further, NPAs are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on criteria stipulated by NHB. Additional provisions are made against specific non-performing assets over and above what is stated above, if in the opinion of the management, increased provisions are necessary.
- iii) In the case of the Bank's overseas banking subsidiaries, loans are stated net of allowance for credit losses. Loans are classified as impaired and impairment losses are incurred only if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition on the loan (a loss event) and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the loans that can be reliably estimated. An allowance for impairment losses is maintained at a level that management considers adequate to absorb

identified credit related losses as well as losses that have occurred but have not yet been identified.

The total proportion of loans for which subsidiaries have applied accounting policies different from the Bank as mentioned above, is approximately 11.14% of the total loans at March 31, 2014.

15. Transfer and servicing of assets

The Bank transfers commercial and consumer loans through securitisation transactions. The transferred loans are de-recognised and gains/losses are accounted for only if the Bank surrenders the rights to benefits specified in the underlying securitised loan contract. Recourse and servicing obligations are accounted for net of provisions.

In accordance with the RBI guidelines for securitisation of standard assets, with effect from February 1, 2006, the Bank accounts for any loss arising from securitisation immediately at the time of sale and the profit/premium arising from securitisation is amortised over the life of the securities issued or to be issued by the special purpose vehicle to which the assets are sold. In the case of loans sold to an asset reconstruction company, the excess provision is not reversed but is utilised to meet the shortfall/loss on account of sale of other financial assets to securitisation company (SC)/reconstruction company (RC).

In accordance with the RBI guidelines dated May 7, 2012 for securitisation of standard assets, with effect from May 7, 2012, the Bank accounts for any loss arising from securitisation immediately at the time of sale and the profit/premium arising from securitisation is amortised over the life of the transaction based on the method prescribed by RBI guidelines.

The Canadian subsidiary has entered into securitisation arrangements in respect of its originated and purchased mortgages. ICICI Bank Canada either retains substantially all the risk and rewards or retains control over these mortgages, hence these arrangements do not qualify for de-recognition accounting under their local accounting standards. It continues to recognise the mortgages securitised as "Loans and Advances" and the amounts received through securitisation are recognised as "Other borrowings".

16. Fixed assets and depreciation

Premises and other fixed assets are carried at cost less accumulated depreciation and impairment, if any. Cost includes freight, duties, taxes and incidental expenses related to the acquisition and installation of the asset. Depreciation is charged over the estimated useful life of a fixed asset on a straight-line basis. The rates of depreciation for fixed assets for domestic group companies are not lower than the rates prescribed in Schedule XIV of the Companies Act, 1956.

Depreciation on leased assets and leasehold improvements is recognised on a straight-line basis using rates determined with reference to the primary period of lease or rates specified in Schedule XIV of the Companies Act, 1956, whichever is higher.

Assets purchased/sold during the period are depreciated on a pro-rata basis for the actual number of days the asset has been put to use.

In case of the Bank, items costing up to Rs. 5,000/- are depreciated fully over a period of 12 months from the date of purchase.

In case of revalued/impaired assets, depreciation is provided over the remaining useful life of the assets with reference to revised assets values.

17. Accounting for derivative contracts

The Group enters into derivative contracts such as foreign currency options, interest rate and currency swaps, credit default swaps and cross currency interest rate swaps.

The swap contracts entered to hedge on-balance sheet assets and liabilities are structured such that they bear an opposite and offsetting impact with the underlying on-balance sheet items. The impact of such derivative instruments is correlated with the movement of underlying assets and liabilities and accounted pursuant to the principles of hedge accounting. Hedged swaps are accounted for on an accrual basis except in the case of the Bank's United Kingdom and Canadian banking subsidiaries, where the hedging transactions and the hedged items (for the risks being hedged) are measured at fair value with changes recognised in the profit and loss account.

Foreign currency and rupee derivative contracts entered into for trading purposes are marked to market and the resulting gain or loss, (net of provisions, if any) is accounted for in the profit and loss account. Pursuant to RBI guidelines, any receivables under derivative contracts which remain overdue for more than 90 days and mark-to-market gains on other derivative contracts with the same counter-parties are reversed through the profit and loss account.

18. Impairment of assets

Fixed assets are reviewed for impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount of an asset may not be recoverable. Recoverability of assets to be held and used is measured by a comparison of the carrying amount of an asset with future net discounted cash flows expected to be generated by the asset. If such assets are considered to be impaired, the impairment is recognised by debiting the profit and loss account and is measured as the amount by which the carrying amount of the assets exceeds the fair value of the assets.

19. Lease transactions

Lease payments for assets taken on operating lease are recognised as an expense in the profit and loss account over the lease term on straight line basis.

20. Earnings per share

Basic and diluted earnings per share are computed in accordance with Accounting Standard 20 – Earnings per share.

Basic Earnings Per Share is calculated by dividing the net profit or loss after tax for the year attributable to equity shareholders by the weighted average number of equity shares outstanding during the year.

Diluted earnings per share reflect the potential dilution that could occur if contracts to issue equity shares were exercised or converted during the year. Diluted earnings per equity share is computed using the weighted average number of equity shares and dilutive potential equity shares issued by the group outstanding during the year, except where the results are anti-dilutive.

SCHEDULE 18: NOTES FORMING PART OF THE ACCOUNTS

A. The following additional disclosures have been made taking into account the requirements of Accounting Standards (ASs) and Reserve Bank of India (RBI) guidelines in this regard.

1. Earnings per share

Basic and diluted earnings per equity share are computed in accordance with AS 20–Earnings per share. Basic earnings per equity share are computed by dividing net profit after tax by the weighted average number of equity shares outstanding during the year. The diluted earnings per equity share is computed using the weighted average number of equity shares and weighted average number of dilutive potential equity shares outstanding during the year.

The following table sets forth, for the periods indicated, the computation of earnings per share.

Rupees in million, except per share data		
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Basic		
Weighted average no. of equity shares outstanding	1,154,317,577	1,153,066,422
Net profit	110,413.7	96,036.1
Basic earnings per share (Rs.)	95.65	83.29
Diluted		
Weighted average no. of equity shares outstanding	1,158,893,790	1,157,455,610
Net profit	110,253.0	95,886.2
Diluted earnings per share (Rs.)	95.14	82.84
Nominal value per share (Rs.)	10.00	10.00

The dilutive impact is mainly due to options granted to employees by the Group.

2. Related party transactions

The Group has transactions with its related parties comprising associates/other related entities and key management personnel and their relatives.

Associates/other related entities

FINO PayTech Limited, I-Process Services (India) Private Limited, NIIT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited, Comm Trade Services Limited, ICICI Foundation for Inclusive Growth, Rainbow Fund (upto December 31, 2013), ICICI Merchant Services Private Limited, Mewar Aanchalik Gramin Bank, India Infradebt Limited.

1. This entity was incorporated and identified as a related party during the three months ended December 31, 2012.

Key management personnel

Chanda Kochhar, N. S. Kannan, K. Ramkumar, Rajiv Sabharwal.

Relatives of key management personnel

Mr. Deepak Kochhar, Mr. Arjun Kochhar, Ms. Aarti Kochhar, Mr. Mahesh Advani, Ms. Varuna Karna, Late Ms. Sumita R. Advani, Ms. Rangarajan Kumudalakshmi, Ms. Aditi Kannan, Mr. Narayanan Raghunathan, Mr. Narayanan Rangarajan, Mr. Narayanan Krishnamachari, Mr. R. Shyam, Ms. R. Suchithra, Mr. K. Jayakumar, Mr. R. Krishnaswamy, Ms. J. Krishnaswamy, Ms. Sangeeta Sabharwal.

The following were the significant transactions between the Group and its related parties for the year ended March 31, 2014. A specific related party transaction is disclosed as a material related party transaction wherever it exceeds 10% of all related party transactions in that category.

Insurance services

During the year ended March 31, 2014 the Group received insurance premium from associates/other related entities amounting to Rs. 32.0 million (March 31, 2013: Rs. 25.2 million), from key management personnel of the Bank amounting to Rs. 1.3 million (March 31, 2013: Rs. 1.3 million) and from relatives of key management personnel amounting to Rs. 0.6 million (March 31, 2013: Rs. 0.3 million). The material transaction for the year ended March 31, 2014 were with FINO PayTech Limited amounting to Rs. 23.7 million (March 31, 2013: Rs. 20.5 million) and with ICICI Foundation for Inclusive Growth amounting to Rs. 4.2 million (March 31, 2013: Rs. 1.6 million).

During the year ended March 31, 2014, the Group paid insurance claims to associates/other related entities amounting to Rs. 0.5 million (March 31, 2013: Rs. 0.12 million). The material transactions for the year ended March 31, 2014 were with I-Process Services (India) Private Limited amounting to Rs. 0.4 million (March 31, 2013: Rs. 0.07 million) and with FINO PayTech Limited amounting to Rs. 0.1 million (March 31, 2013: Rs. 0.05 million).

Fees, commission and other income

During the year ended March 31, 2014, the Group received fees from its associates/other related entities amounting to Rs. 9.7 million (March 31, 2013: Rs. 13.9 million), from key management personnel of the Bank amounting to Rs. 0.0* million (March 31, 2013: Rs. 0.3 million) and from relatives of key management personnel of the Bank amounting to Rs. 0.1 million (March 31, 2013: Rs. 0.1 million). The material transactions for the year ended March 31, 2014 were with ICICI Merchant Services Private Limited amounting to Rs. 8.2 million (March 31, 2013: Rs. 13.1 million) and with NIFT Institute of Finance, Banking and Insurance Training Limited amounting to Rs. 1.5 million (March 31, 2013: Rs. 0.8 million).

* Insignificant amount.

Lease of premises, common corporate and facilities expenses

During the year ended March 31, 2014, the Group recovered from its associates/other related entities an amount of Rs. 91.3 million (March 31, 2013: Rs. 167.8 million) and from key management personnel of the Bank an amount of Nil (March 31, 2013: Rs. 0.1 million) for lease of premises, common corporate and facilities expenses. The material transactions for the year ended March 31, 2014 were with ICICI Foundation for Inclusive Growth amounting to Rs. 67.8 million (March 31, 2013: Nil), with FINO PayTech Limited amounting to Rs. 19.4 million (March 31, 2013: Rs. 19.9 million) and with ICICI Merchant Services Private Limited amounting to Rs. 0.7 million (March 31, 2013: Rs. 147.9 million).

Secondment of employees

During the year ended March 31, 2014, the Group recovered towards deputation of employees from I-Process Services (India) Private Limited amounting to Rs. 6.6 million (March 31, 2013: Rs. 6.6 million).

Brokerage, fees and other expenses

During the year ended March 31, 2014, the Group paid brokerage/fees and other expenses to its associates/other related entities amounting to Rs. 3,585.2 million (March 31, 2013: Rs. 3,357.3 million). The material transactions for the year ended March 31, 2014 were with I-Process Services (India) Private

Limited amounting to Rs. 1,664.2 million (March 31, 2013: Rs. 1,045.2 million), ICICI Merchant Services Private Limited amounting to Rs. 1,353.3 million (March 31, 2013: Rs. 1,305.2 million) and with FINO PayTech Limited amounting to Rs. 473.9 million (March 31, 2013: Rs. 962.6 million).

Purchase of investments

During the year ended March 31, 2014, the Group invested in the equity shares of India Infradebt Limited amounting to Nil (March 31, 2013: Rs. 930.0 million) and applied for equity shares of Mewar Aanchalik Gramin Bank amounting to Nil (March 31, 2013: Rs. 18.6 million).

Sale of investments

During the year ended March 31, 2014, the Group sold certain investments to Mewar Aanchalik Gramin Bank amounting to Rs. 147.8 million (March 31, 2013: Nil).

Interest expenses

During the year ended March 31, 2014, the Group paid interest to its associates/other related entities amounting to Rs. 345.0 million (March 31, 2013: Rs. 265.1 million), to its key management personnel amounting to Rs. 4.2 million (March 31, 2013: Rs. 2.9 million) and to relatives of key management personnel amounting to Rs. 1.7 million (March 31, 2013: Rs. 1.7 million). The material transactions for the year ended March 31, 2014 were with India Infradebt Limited amounting to Rs. 268.6 million (March 31, 2013: Rs. 84.5 million) and with Mewar Aanchalik Gramin Bank amounting to Rs. 70.0 million (March 31, 2013: Rs. 162.4 million).

Interest income

During the year ended March 31, 2014, the Group received interest from its associates/other related entities amounting to Rs. 55.8 million (March 31, 2013: Rs. 97.7 million), from its key management personnel amounting to Rs. 0.9 million (March 31, 2013: Rs. 0.4 million) and from relatives of key management personnel amounting to Rs. 0.6 million (March 31, 2013: Rs. 0.7 million). The material transactions for the year ended March 31, 2014 were with ICICI Merchant Services Private Limited amounting to Rs. 48.0 million (March 31, 2013: Rs. 47.5 million) and with Mewar Aanchalik Gramin Bank amounting to Rs. 7.5 million (March 31, 2013: Rs. 47.2 million).

Dividend paid

During the year ended March 31, 2014, the Bank paid dividend to its key management personnel amounting to Rs. 8.1 million (March 31, 2013: Rs. 6.7 million). The dividend paid during the year ended March 31, 2014 to Ms. Chanda Kochhar was Rs. 6.6 million (March 31, 2013: Rs. 5.1 million), to Mr. N. S. Kannan was Rs. 1.5 million (March 31, 2013: Rs. 1.2 million) and to Mr. K. Ramkumar was Nil (March 31, 2013: Rs. 0.4 million).

Remuneration to whole-time directors

Remuneration paid to the whole-time directors of the Bank during the year ended March 31, 2014 was Rs. 168.7 million (March 31, 2013: Rs. 154.9 million). The remuneration paid for the year ended March 31, 2014 to Ms. Chanda Kochhar was Rs. 58.3 million (March 31, 2013: Rs. 54.2 million), to Mr. N. S. Kannan was Rs. 33.6 million (March 31, 2013: Rs. 32.2 million), to Mr. K. Ramkumar was Rs. 46.9 million (March 31, 2013: Rs. 42.7 million) and to Mr. Rajiv Sabharwal was Rs. 29.9 million (March 31, 2013: Rs. 25.8 million).

Sale of fixed assets

During the year ended March 31, 2014, the Group sold fixed assets to its associates/other related entities amounting to Rs. 2.7 million (March 31, 2013: Nil) and to its key management personnel amounting to Nil (March 31, 2013: Rs. 0.7 million). The material transactions for the year ended March 31, 2014 were with India Infradebt Limited amounting to Rs. 2.7 million (March 31, 2013: Nil) and with Mr. K. Rankumar amounting to Nil (March 31, 2013: Rs. 0.7 million).

Donation

During the year ended March 31, 2014, the Group has given donation to ICICI Foundation for Inclusive Growth amounting to Rs. 257.6 million (March 31, 2013: Rs. 104.0 million).

Related party balances

The following table sets forth, for the periods indicated, the balance payable to/receivable from its associates/other related entities.

Items	Rs. in million	
	At March 31, 2014	At March 31, 2013
Deposits with the Group	4,231.9	5,084.8
Advances	2.4	305.5
Investments of the Group in related parties	1,903.6	1,903.6
Investments of related parties in the Group	15.0	15.0
Payables	381.0	1,279.2
Guarantees issued by the Group	0.1	0.1

The following table sets forth, for the periods indicated, the balance payable to/receivable from key management personnel:

Items	Rs. in million, except number of shares	
	At March 31, 2014	At March 31, 2013
Deposits	51.0	60.5
Advances	28.0	5.7
Investments	4.2	4.1
Employee Stock Options Outstanding (Numbers)	3,760,000	3,172,500
Employee Stock Options Exercised ¹	0.4	0.5

1. During the year ended March 31, 2014, 37,500 employee stock options were exercised by the key management personnel of the Bank (March 31, 2013: 54,000), which have been reported at face value.

The following table sets forth, for the periods indicated, the balance payable to/receivable from relatives of key management personnel:

Items	Rs. in million	
	At March 31, 2014	At March 31, 2013
Deposits	28.7	23.6
Advances	6.1	6.9

The following table sets forth, for the periods indicated, the maximum balance payable to/receivable from key management personnel:

Items	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Deposits	83.2	74.3
Advances	30.7	10.4
Investments	4.2	4.1

1. Maximum balances are determined based on comparison of the total outstanding balances at each quarter end during the financial year.

The following table sets forth, for the periods indicated, the maximum balance payable to/receivable from relatives of key management personnel:

Items	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Deposits	30.1	44.6
Advances	8.3	7.9

3. Employee stock option scheme (ESOS)

In terms of the ESOS, as amended, the maximum number of options granted to any eligible employee in a financial year shall not exceed 0.05% of the issued equity shares of the Bank at the time of grant of the options and aggregate of all such options granted to the eligible employees shall not exceed 10% of the aggregate number of the issued equity shares of the Bank on the date(s) of the grant of options. Under the stock option scheme, eligible employees are entitled to apply for equity shares. Options granted till March 31, 2004 vested in a graded manner over a three-year period, with 20%, 30% and 50% of the grants vesting in each year commencing from the end of 12 months from the date of grant. Options granted after April 1, 2004 vest in a graded manner over a four-year period, with 20%, 20%, 30% and 30% of the grants vesting in each year commencing from the end of 12 months from the date of grant. Options granted in April 2009 vest in a graded manner over a five year period with 20%, 20%, 30% and 30% of grant vesting each year, commencing from the end of 24 months from the date of grant. Options granted in September, 2011 vest in a graded manner over a five years period with 15%, 20%, 20% and 45% of grant vesting each year, commencing from the end of 24 months from the date of the grant. The options can be exercised within 10 years from the date of grant or five years from the date of vesting, whichever is later. The exercise price of ICICI Bank's options was the last closing price on the stock exchange, which recorded highest trading volume preceding the date of grant of options. Hence, there was no compensation cost based on intrinsic value of options.

In February, 2011, the Bank granted 3,035,000 options to eligible employees and whole-time Directors of ICICI Bank and certain of its subsidiaries at an exercise price of Rs. 967. Of these options granted, 50% would vest on April 30, 2014 and the balance 50% would vest on April 30, 2015. The options can be exercised within 10 years from the date of grant or five years from the date of vesting, whichever is later. Based on intrinsic value of options, compensation cost of Rs. 20.9 million was recognised during the year ended March 31, 2014 (March 31, 2013: Rs. 21.0 million).

If ICICI Bank had used the fair value of options based on binomial tree model, compensation cost in the year ended March 31, 2014 would have been higher by Rs. 2,359.8 million and proforma profit after tax would have been Rs. 95.74 billion. The key assumptions used to estimate the fair value of options granted during the year ended March 31, 2014 are given below.

Risk-free interest rate	7.60% to 9.12%
Expected life	6.35 years
Expected volatility	48.70% to 48.96%
Expected dividend yield	1.70% to 1.96%

The weighted average fair value of options granted during the year ended March 31, 2014 is Rs. 592.94 per option (March 31, 2013: Rs. 434.91).

A summary of the status of the Bank's stock option plan is given below.

Particulars	Rs. except number of options			
	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2014		Year ended March 31, 2013	
	Number of options	Weighted Average Exercise Price	Number of options	Weighted Average Exercise Price
Outstanding at the beginning of the year	25,980,453	855.18	23,199,545	846.94
Add: Granted during the year	4,419,650	1,177.17	4,450,200	844.53
Less: Lapsed during the year, net of re-issuance	890,210	961.65	802,019	929.35
Less: Exercised during the year	1,405,540	530.56	867,273	511.63
Outstanding at the end of the year	28,104,353	918.68	25,980,453	855.18
Options exercisable	14,608,343	833.48	13,597,383	793.57

A summary of stock options outstanding at March 31, 2014 is given below.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (Number of years)
300-599	4,082,048	482.39	2.44
600-999	16,041,045	917.49	5.66
1,000-1,399	7,981,260	1,144.22	8.15

A summary of stock options outstanding at March 31, 2013 is given below.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (Number of years)
105-299	12,675	132.05	0.07
300-599	5,229,338	470.26	3.35
600-999	16,827,750	917.10	6.66
1,000-1,399	3,910,690	1,105.80	8.06

The options were exercised regularly throughout the period and weighted average share price as per NSE price volume data during the year ended March 31, 2014 was Rs. 1,046.61 (March 31, 2013: Rs. 1,000.21).

ICICI Life:

ICICI Prudential Life Insurance Company has formulated ESOS for their employees.

For ICICI Prudential Life Insurance Company there is no compensation cost for the year ended March 31, 2014 based on the intrinsic value of options. If the entity had used the fair value approach for accounting of options, based on the binomial tree model, compensation cost for the year ended March 31, 2014 would have been higher by Nil (March 31, 2013: Rs. 2.4 million).

The following table sets forth, for the periods indicated, a summary of the status of the stock option plan of ICICI Prudential Life Insurance Company.

Particulars	Rs. except number of options			
	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2014		Year ended March 31, 2013	
	Number of shares	Weighted average exercise Price	Number of shares	Weighted average exercise Price
Outstanding at the beginning of the year	12,287,604	210.60	12,778,898	211.43
Add: Granted during the year	..	..	..	..
Less: Forfeited/ lapsed during the year	2,087,905	264.45	401,169	275.60
Less : Exercised during the year	330,501	69.30	90,125	70.00
Outstanding at the end of the year	9,869,198	203.81	12,287,604	210.60
Options exercisable	9,869,198	203.81	12,287,604	210.60

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Prudential Life Insurance Company at March 31, 2014.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options (Number of shares)	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (Number of years)
30-400	9,869,198	203.81	3.0

ICICI General:

ICICI Lombard General Insurance Company has formulated ESOS for their employees. There is no compensation cost for the year ended March 31, 2014 based on the intrinsic value of options. If the entity had used the fair value approach for accounting of options, based on the binomial tree model, compensation cost for the year ended March 31, 2014 would have been higher by Rs. 20.6 million (March 31, 2013: Rs. 7.5 million).

The following table sets forth, for the periods indicated, a summary of the status of the stock option plan of ICICI Lombard General Insurance Company.

Particulars	Rs. except number of options			
	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2014		Year ended March 31, 2013	
	Number of shares	Weighted Average Exercise Price	Number of shares	Weighted Average Exercise Price
Outstanding at the beginning of the year	11,097,924	100.35	12,449,262	99.33
Add: Granted during the year...	..	..	..	..
Less: Forfeited/ lapsed during the year	318,750	111.71	854,912	118.57
Less : Exercised during the year	934,680	43.40	496,426	43.68
Outstanding at the end of the year	9,844,494	105.39	11,097,924	100.35
Options exercisable	9,153,684	105.26	9,235,704	98.95

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Lombard General Insurance Company at March 31, 2014.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options (Number of shares)	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (Number of years)
35 – 200	9,844,494	105.39	3.96

If the Group had used the fair value of options based on the binomial tree model, the compensation cost for the year ended March 31, 2014 would have been higher by Rs. 2,273.0 million (March 31, 2013: Rs. 1,795.5 million) and the proforma consolidated profit after tax would have been Rs. 108.14 billion (March 31, 2013: Rs. 94.24 billion). On a proforma basis, the Group's basic earnings per share would have been Rs. 93.68 (March 31, 2013: Rs. 81.73) and diluted earnings per share would have been Rs. 93.18 (March 31, 2013: Rs. 81.29).

4. Fixed assets

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in software acquired by the Group, as included in fixed assets.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2014	At March 31, 2013
At cost at March 31 of preceding year	12,102.3	10,166.5
Additions during the year	1,533.2	2,092.9
Deductions during the year	(110.5)	(157.1)
Depreciation to date	(10,213.9)	(8,813.9)
Net block	3,311.1	3,288.4

5. Assets on lease

Assets taken under operating lease

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of future rentals payable on operating leases.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2014	At March 31, 2013
Not later than one year	666.6	732.3
Later than one year and not later than five years	1,260.0	1,940.1
Later than five years	115.5	165.9
Total	2,042.1	2,838.3

The terms of renewal are those normally prevalent in similar agreements and there are no undue restrictions in the agreements.

6. Preference shares

Certain government securities amounting to Rs. 2,970.9 million at March 31, 2014 (March 31, 2013: Rs. 2,749.9 million) have been earmarked against redemption of preference shares issued by the Bank, which fall due for redemption on April 20, 2018, as per the original issue terms.

7. Provisions and contingencies

The following table sets forth, for the periods indicated, the break-up of provisions and contingencies included in profit and loss account.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Provision for depreciation of investments	1,628.8	1,717.7
Provision towards non-performing and other assets	24,818.3	15,513.8
Provision towards income tax	43,158.7	33,701.4
Deferred tax adjustment	2,885.3	1,096.2
Provision towards wealth tax	51.1	71.2
Other provision and contingencies	2,555.5	3,720.1
Total provisions and contingencies	75,097.7	55,820.5

1. Includes provision made towards standard assets amounting to Rs. 1,592.0 million (March 31, 2013: Rs. 1,349.9 million)

8. Staff retirement benefits

Pension

The following tables set forth, for the periods indicated, movement of the present value of the defined benefit obligation, fair value of plan assets and other details for pension benefits.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Opening obligations	10,392.5	9,602.7
Service cost	240.3	250.6
Interest cost	833.7	793.7
Actuarial (gain)/loss	998.5	2,017.8
Liabilities extinguished on settlement	(2,012.8)	(1,960.1)
Benefits paid	(242.3)	(312.2)
Obligations at the end of the year	10,209.9	10,392.5
Opening plan assets, at fair value	9,526.8	9,379.5
Expected return on plan assets	772.0	728.5
Actuarial gain/(loss)	(29.1)	102.3
Assets distributed on settlement	(2,236.5)	(2,177.9)
Contributions	1,227.9	1,806.6
Benefits paid	(242.3)	(312.2)
Closing plan assets, at fair value	9,018.8	9,526.8
Fair value of plan assets at the end of the year	9,018.8	9,526.8
Present value of the defined benefit obligations at the end of the year	(10,209.9)	(10,392.5)
Amount not recognized as an asset (limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')	..	..
Asset/(liability)	(1,191.1)	(865.7)
Cost for the year		
Service cost	240.3	250.6
Interest cost	833.7	793.7
Expected return on plan assets	(772.0)	(728.5)
Actuarial (gain)/loss	1,027.6	1,915.5

Particulars	Pension	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Curtailments & settlements (gain)/loss	223.7	217.8
Effect of the limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits'	--	--
Net cost	1,553.3	2,449.1
Actual Return on Plan Assets	742.9	828.7
Expected employer's contribution next year	1,000.0	670.0
Investment details of plan assets		
Insurer Managed Funds	80.86%	77.74%
Government of India securities	7.50%	7.62%
Corporate Bonds	9.00%	9.31%
Others	2.65%	5.33%
Assumptions		
Interest rate	9.25%	8.00%
Salary escalation rate:		
On Basic Pay	1.50%	1.50%
On Dearness Relief	7.00%	7.00%
Estimated rate of return on plan assets	8.00%	8.00%

1. Majority of the funds are invested in Government of India securities and corporate bonds.

Estimated rate of return on plan assets is based on our expectation of the average long-term rate of return on investments of the Fund during the estimated term of the obligations.

Experience adjustment

Rs. in million

Particulars	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013	Year ended March 31, 2012	Year ended March 31, 2011	Year ended March 31, 2010
Plan assets	9,018.8	9,526.8	9,379.5	8,467.4	1,839.9
Defined benefit obligations	(10,209.9)	(10,392.5)	(9,602.7)	(8,842.9)	(1,748.7)
Amount not recognized as an asset (limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')	--	--	--	--	(7.7)
Surplus/(deficit)	(1,191.1)	(865.7)	(223.2)	(375.5)	83.5
Experience adjustment on plan assets	(29.1)	102.3	51.7	69.1	(130.7)
Experience adjustment on plan liabilities	2,549.6	1,525.2	2,692.3	689.7	196.9

Gratuity

The following table sets forth, for the periods indicated, movement of the present value of the defined benefit obligation, fair value of plan assets and other details for gratuity benefits of the Group.

Rs. in million

Particulars	Gratuity	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Defined benefit obligation liability		
Opening obligations	6,887.3	6,257.9

Particulars	Gratuity	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Add: Adjustment for exchange fluctuation on opening obligation	5.8	3.8
Adjusted opening obligations	6,893.1	6,261.7
Service cost	649.0	522.9
Interest cost	557.3	519.1
Actuarial (gain)/loss	(93.5)	362.1
Past service cost	--	0.6
Obligation transferred from/to other companies	(2.0)	10.5
Benefits paid	(751.3)	(789.6)
Obligations at the end of the year	7,252.6	6,887.3
Opening plan assets, at fair value	6,394.9	5,724.3
Expected return on plan assets	493.3	427.6
Actuarial gain/(loss)	(8.4)	51.0
Contributions	617.8	970.1
Asset transfer from/to other companies	(2.0)	11.5
Benefits paid	(751.3)	(789.6)
Closing plan assets, at fair value	6,744.3	6,394.9
Fair value of plan assets at the end of the year	6,744.3	6,394.9
Present value of the defined benefit obligations at the end of the year	(7,252.6)	(6,887.3)
Unrecognised past service cost	--	--
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')	(0.1)	(0.5)
Asset/(liability)	(508.4)	(492.9)
Cost for the year		
Service cost	649.0	522.9
Interest cost	557.3	519.1
Expected return on plan assets	(493.3)	(427.6)
Actuarial (gain)/loss	(85.1)	311.1
Past service cost	--	11.4
Losses/(gains) on "Acquisition/Divestiture"	--	--
Exchange fluctuation loss/(gain)	5.8	3.8
Effect of the limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits'	(0.5)	(0.7)
Net cost	633.2	940.0
Actual Return on Plan Assets	484.5	478.6
Expected employer's contribution next year	732.7	666.9
Investment details of plan assets		
Insurer Managed Funds	23.07%	22.06%
Government of India securities	14.23%	24.28%
Corporate Bonds	25.77%	24.05%
Special Deposit schemes	4.32%	4.55%
Equity	10.66%	11.15%
Others	21.95%	13.91%
Assumptions		
Interest rate	8.70%- 9.33%	7.80%- 8.23%
Salary escalation rate	5.00%- 10.00%	5.00%- 10.00%
Estimated rate of return on plan assets	7.50%- 8.00%	7.50%- 8.00%

Estimated rate of return on plan assets is based on the expectation of the average long-term rate of return on investments of the Fund during the estimated term of the obligations.

Experience adjustment

Particulars	Rs. in million				
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013	Year ended March 31, 2012	Year ended March 31, 2011	Year ended March 31, 2010
Plan assets	6,744.3	6,394.9	5,724.3	5,855.8	3,073.2
Defined benefit obligations	(7,252.6)	(6,887.3)	(6,257.9)	(5,943.4)	(3,089.6)
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')	(0.1)	(0.5)	—	—	(47.9)
Surplus/(deficit)	(508.4)	(492.9)	(533.6)	(87.7)	(64.3)
Experience adjustment on plan assets	(8.4)	51.0	23.1	(90.5)	194.8
Experience adjustment on plan liabilities	308.7	216.0	119.4	(72.8)	(21.2)

The estimates of future salary increases, considered in actuarial valuation, take into consideration inflation, seniority, promotion and other relevant factors.

Provident Fund (PF)

The Group has made a provision of Rs. 3.5 million towards interest rate guarantee on exempt provident fund on the basis of actuarial valuation for the year ended March 31, 2014 (March 31, 2013: Nil).

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Opening obligations	16,136.8	14,285.9
Service cost	1,126.5	931.3
Interest cost	1,284.7	1,180.3
Actuarial (gain)/loss	(9.9)	24.2
Employees contribution	1,923.9	1,626.0
Obligations transferred from/to other companies	32.8	62.3
Benefits paid	(2,138.6)	(1,973.2)
Obligations at end of the year	18,356.2	16,136.8
Opening plan assets	16,136.8	14,267.4
Expected return on plan assets	1,407.6	1,205.7
Actuarial gain/(loss)	(136.3)	17.3
Employer contributions	1,126.5	931.3
Employees contributions	1,923.9	1,626.0
Assets transferred from/to other companies	32.8	62.3
Benefits paid	(2,138.6)	(1,973.2)
Closing plan assets	18,352.7	16,136.8
Plan assets at the end of the year	18,352.7	16,136.8
Present value of the defined benefit obligations at the end of the year	(18,356.2)	(16,136.8)
Asset/(liability)	(3.5)	—

	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Particulars		
Cost for the year		
Service cost	1,126.5	931.3
Interest cost	1,284.7	1,180.3
Expected return on plan assets	(1,407.6)	(1,205.7)
Actuarial (gain)/loss	126.4	6.8
Net cost	1,130.0	912.7
Actual Return on Plan Assets	1,271.3	1,223.1
Expected employer's contribution next year	1,201.6	1,097.4
Investment details of plan assets		
Government of India Securities	39.76%	40.14%
Corporate Bonds	51.21%	48.77%
Special Deposit Scheme	2.91%	3.31%
Others	6.12%	7.78%
Assumptions		
Discount rate	8.70%- 9.30%	7.80%- 8.00%
Expected rate of return on assets	8.25%- 9.04%	8.26%- 8.95%
Discount rate for the remaining term to maturity of investments	8.92%- 9.12%	7.91%- 8.05%
Average historic yield on the investment	8.25%- 8.90%	8.30%- 8.86%
Guaranteed rate of return	8.75%	8.50%

Experience adjustment

	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Particulars		
Plan assets	18,352.7	16,136.8
Defined benefit obligations	(18,356.2)	(16,136.8)
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b) AS 15 on "employee benefits")	---	---
Surplus/(deficit)	(3.5)	---
Experience adjustment on plan assets	(136.3)	17.3
Experience adjustment on plan liabilities	(9.9)	24.2

The Group has contributed Rs. 1,925.7 million to provident fund including Government of India managed employees provident fund for the year ended March 31, 2014 (March 31, 2013: Rs. 1,731.5 million), which includes compulsory contribution made towards employee pension scheme under Employees Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act, 1952.

9. Provision for income tax

The provision for income tax (including deferred tax) for the year ended March 31, 2014 amounted to Rs. 46,044.0 million (March 31, 2013: Rs. 34,797.6 million).

The Group has a comprehensive system of maintenance of information and documents required by transfer pricing legislation under sections 92-92F of the Income Tax Act, 1961. The management is of the opinion that all international transactions are at arm's length so that the above legislation will not have material impact on the financial statements.

10. Deferred tax

At March 31, 2014 the Group has recorded net deferred tax asset of Rs. 9,297.8 million (March 31, 2013: Rs. 26,806.0 million), which has been included in other assets.

The following table sets forth, for the periods indicated, the break-up of deferred tax assets and liabilities into major items.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2014	At March 31, 2013
Deferred tax asset		
Provision for bad and doubtful debts	28,595.5	28,150.5
Capital loss	49.6	63.1
Others	2,790.2	2,871.8
Total deferred tax asset	31,435.3	31,085.4
Deferred tax liability		
Special reserve deduction	17,234.9	..
Depreciation on fixed assets	5,242.4	4,744.2
Others	37.5	18.5
Total deferred tax liability	22,514.8	4,762.7
Net deferred tax asset/(liability) pertaining to foreign branches/foreign subsidiaries	377.3	483.3
Total net deferred tax asset/(liability)	9,297.8	26,806.0

1. The Bank creates Special Reserve through appropriation of profits, in order to avail tax deduction as per Section 36(1)(viii) of the Income Tax Act, 1961. The Reserve Bank of India, through its circular dated December 20, 2013, advised banks to create a deferred tax liability (DTL) on the amount outstanding in Special Reserve, as a matter of prudence. In accordance with these RBI guidelines, the Bank has created a DTL of Rs. 14,192.3 million on Special Reserve outstanding at March 31, 2013, by reducing the reserves. Further, the tax expense for the year ended March 31, 2014 is higher by Rs. 3,042.6 million due to creation of DTL on amount appropriated to Special Reserve for the year ended March 31, 2014.

At March 31, 2014, ICICI Prudential Life Insurance Company has created deferred tax asset on carry forward unabsorbed losses amounting to Nil (March 31, 2013: Rs. 12.8 million) which can be set off against future taxable income.

11. Information about business and geographical segments

A. Business segments for the year ended March 31, 2014

The business segments of the Group have been presented as follows:

1. **Retail banking** includes exposures of the Bank which satisfy the four criteria of orientation, product, granularity and low value of individual exposures for retail exposures laid down in Basel Committee on Banking Supervision document "International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework".
2. **Wholesale banking** includes all advances of the Bank to trusts, partnership firms, companies and statutory bodies, which are not included under Retail Banking.
3. **Treasury** includes the entire investment and derivative portfolio of the Bank, ICICI Eco-net Internet and Technology Fund (upto December 31, 2013), ICICI Equity Fund, ICICI Emerging Sectors Fund (upto December 31, 2013), ICICI Strategic Investments Fund and ICICI Venture Value Fund (upto September 30, 2013).
4. **Other banking** includes leasing operations and other items not attributable to any particular business segment of the Bank. Further, it includes the Bank's banking subsidiaries i.e. ICICI Bank UK PLC, ICICI Bank Canada and ICICI Bank Eurasia LLC.
5. **Life insurance** represents results of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited.

6. **General insurance** represents results of ICICI Lombard General Insurance Company Limited.
7. **Others** includes ICICI Home Finance Company Limited, ICICI Venture Funds Management Company Limited, ICICI International Limited, ICICI Securities Primary Dealership Limited, ICICI Securities Limited, ICICI Securities Holdings Inc., ICICI Securities Inc., ICICI Prudential Asset Management Company Limited, ICICI Prudential Trust Limited, ICICI Investment Management Company Limited, ICICI Trusteeship Services Limited, TCW/ICICI Investment Partners Limited (upto June 30, 2013), ICICI Kinfra Limited, I-Ven Biotech Limited and ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited.

Income, expenses, assets and liabilities are either specifically identified with individual segments or are allocated to segments on a systematic basis.

The liabilities of the Bank are transfer priced to a central treasury unit, which pools all funds and lends to the business units at appropriate rates based on the relevant maturity of assets being funded after adjusting for regulatory reserve requirements.

The transfer pricing mechanism of the Bank is periodically reviewed. The segment results are determined based on the transfer pricing mechanism prevailing for the respective reporting periods.

The results of reported segments for the year ended March 31, 2014 are not comparable with that of reported segments for the year ended March 31, 2013 to the extent new entities have been consolidated and entities that have been discontinued from consolidation.

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2014.

Sr. no.	Particulars	Retail banking	Wholesale banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter- segment adjustments	Total
1	Revenue	274,116.0	324,024.8	392,902.4	32,231.1	159,902.0	57,122.0	33,494.9	(478,154.7)	795,638.5
2	Segment results	18,295.2	65,886.3	52,565.0	9,031.5	15,292.4	5,202.4	9,784.2	(13,190.7)	162,866.3
3	Unallocated expenses									"
4	Operating profit (2) – (3)									162,866.3
5	Income tax expenses (Including deferred tax)									46,095.1
6	Net profit (4)– (5)									116,771.2
Other information										
7	Segment assets	991,908.9	2,426,741.3	2,370,923.6	681,783.0	815,256.1	131,928.9	198,767.9	(196,843.6)	7,420,466.1
8	Unallocated assets ²									54,790.7
9	Total assets (7) + (8)									7,475,256.8
10	Segment liabilities	2,388,971.3	1,048,445.5	2,408,594.4	672,409.6	816,826.0	135,456.3	201,397.4	(196,843.7)	7,475,256.8
11	Unallocated liabilities									"
12	Total liabilities (10) + (11)									7,475,256.8
13	Capital expenditure	5,765.3	628.6	18.8	190.5	804.7	347.5	299.9	"	8,055.3
14	Depreciation	4,357.2	1,044.3	12.5	488.5	468.4	496.9	350.7	(25.8)	7,192.7

1. Includes share of net profit of minority shareholders.

2. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net), deferred tax asset (net).

3. Includes share capital and reserves and surplus.

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2013.

Sr. no.	Particulars	Retail banking	Wholesale banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter- segment adjustments	Total
1	Revenue	225,856.3	313,687.6	355,981.5	28,346.2	173,760.3	50,433.0	29,968.0	(435,988.9)	742,044.0
2	Segment results	9,545.5	66,188.6	36,613.3	6,410.1	15,696.5	2,816.8	7,817.3	(8,920.5)	136,167.6
3	Unallocated expenses									..
4	Operating profit (2) - (3)									136,167.6
5	Income tax expenses (Including deferred tax)									34,868.8
6	Net profit (4) - (5)									101,298.8
Other information										
7	Segment assets	729,750.3	2,269,628.7	2,275,315.5	528,156.9	751,970.8	115,962.4	191,259.5	(182,506.0)	6,679,538.1
8	Unallocated assets:									68,679.0
9	Total assets (7) + (8)									6,748,217.1
10	Segment liabilities	2,043,187.5	1,071,994.1	2,244,231.8	504,637.5	753,500.5	118,686.9	194,484.8	(182,506.0)	6,748,217.1
11	Unallocated liabilities									..
12	Total liabilities (10) + (11)									6,748,217.1
13	Capital expenditure	4,426.2	1,188.2	10.8	148.6	319.7	380.0	873.9	(187.6)	7,159.8
14	Depreciation	3,540.8	991.8	18.4	486.6	409.8	488.0	345.2	(25.8)	6,254.8

1. Includes share of net profit of minority shareholders.

2. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net), deferred tax asset (net).

3. Includes share capital and reserves and surplus.

ICICI Bank limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

B.Geographical segments

The Group has reported its operations under the following geographical segments.

- **Domestic operations** comprise branches and subsidiaries/joint ventures in India.
- **Foreign operations** comprise branches and subsidiaries/joint ventures outside India and offshore banking unit in India.

The Group conducts transactions with its customers on a global basis in accordance with their business requirements, which may span across various geographies.

The following tables set forth, for the periods indicated, the geographical segment results.

Rs. in million		
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Revenue		
Domestic operations	717,476.4	676,240.8
Foreign operations	78,162.1	65,803.2
Total	795,638.5	742,044.0

Rs. in million		
	At March 31, 2014	At March 31, 2013
Domestic operations	5,866,397.8	5,321,569.2
Foreign operations	1,554,068.3	1,357,968.9
Total	7,420,466.1	6,679,538.1

Note: Segment assets do not include tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax asset (net).

The following table sets forth, for the periods indicated, capital expenditure and depreciation thereon for the geographical segments.

Rs. in million				
	Capital expenditure incurred during the year ended		Depreciation provided during the year ended	
	March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2014	March 31, 2013
Domestic operations	7,809.5	6,952.3	6,999.3	6,078.9
Foreign operations	245.8	207.5	193.4	175.9
Total	8,055.3	7,159.8	7,192.7	6,254.8

ICICI Bank limited and subsidiaries

Schedules forming part of the **Consolidated** Financial Statements

12. Penalties/fines imposed by banking regulatory bodies

The penalty imposed by banking regulatory bodies during the year ended March 31, 2014 was Rs. 10.0 million (March 31, 2013: Rs. 3.1 million). The said penalty was imposed by RBI on the Bank in exercise of powers vested with it under the provisions of section 47(A)(1)(c) read with section 46(4)(i) of the Banking Regulation Act, 1949 and subsection (3) of section 11 of Foreign Exchange Management Act, 1999 (FEMA) on operating matters pertaining to Know Your Customer (KYC). The Bank has paid the penalty to RBI.

13. Re-classification of investments of ICICI Bank Canada

During the three months ended December 31, 2013, ICICI Bank Canada transferred certain corporate bonds, with a fair value of CAD 532.09 million (amortized cost of CAD 521.49 million), from the Available-for-Sale category to Loans and Receivables. A fair value gain of CAD 10.60 million at the date of transfer was accounted in other comprehensive income (net-off tax) and will be amortised over the life of bonds.

14. Additional disclosure

Additional statutory information disclosed in the separate financial statements of the Bank and subsidiaries having no material bearing on the true and fair view of the consolidated financial statements and the information pertaining to the items which are not material have not been disclosed in the consolidated financial statements.

15. Comparative figures

Figures of the previous year have been re-grouped to conform to the current year presentation.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

B. Additional Notes

1. Reserves

Balance in profit and loss account: Represents the balance of profit after appropriations.

Statutory reserve: Represents reserve created as a percentage of the net profit before any other appropriation as required by the Banking Regulation Act, 1949. Every banking company in India is currently required to transfer not less than 25% of the net profit (before appropriations) to the "statutory reserve".

Capital reserve: Represents amount of gains on sale of securities classified as held to maturity and gains on sale of land and building, net of tax and transfer to statutory reserves.

Securities premium: Represents amount of premium received on issue of share capital, net of expenses incurred on issue of shares.

Special reserve: Represents reserve maintained under the Income Tax Act, 1961 to avail tax benefits.

Foreign currency translation reserve: Represents exchange differences on translation of financial statements of non-integral foreign operations.

Revenue and other reserves: Represents reserves other than capital reserves and those separately classified.

Unrealized investment reserve: Represents unrealized gains/losses on investments of venture capital funds.

Reserve fund: Represents appropriation made to reserve fund and investment fund account in accordance with regulations applicable to Sri Lanka branch.

Investment reserve account: Represents provision for depreciation on available for sale and held for trading securities in excess of required amount which is credited to profit and loss account and appropriated to this reserve, net of tax and transfer to statutory reserve.

2. Deposits

Deposits include demand deposits, which are non-interest bearing, and savings and time deposits, which are interest bearing.

The following table sets forth the residual contractual maturities of time deposits at March 31, 2014.

	Rupees in million
Deposits maturing during the year ended March 31,	
2015	1,501,408.1
2016	219,079.0
2017	228,093.5
2018	47,428.2
2019	60,782.6
Thereafter	16,378.6
Total time deposits	2,073,170.0

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

At March 31, 2014, the aggregate of time deposits with individual balances greater than Rs. 5.0 million was Rs. 1,208,630.7 million (March 31, 2013: Rs. 1,158,250.0 million).

3. Long-term debt

Long-term debt represents debt with an original contractual maturity of greater than one year. Maturity distribution is based on contractual maturity or the date at which the debt is callable at the option of the holder, whichever is earlier. A portion of the long-term debt bears a fixed rate of interest. Interest rates on floating-rate debt are generally linked to the London Inter-Bank Offer Rate ("LIBOR") or similar money market rates. The segregation between fixed-rate and floating-rate obligations is based on the contractual terms.

The following table sets forth a listing of long-term debt at March 31, 2014, by maturity and interest rate profile.

Rupees in million			
	Fixed-rate obligations	Floating-rate obligations	Total
Long-term debt maturing during the year ended March 31,			
2015	74,063.8	58,946.7	133,010.5
2016	95,578.5	73,425.6	169,004.1
2017	181,659.6	81,070.2	262,729.8
2018	158,186.0	83,481.7	241,667.7
2019	107,998.8	9,870.9	117,869.7
Thereafter	327,322.5	32,261.5	359,584.0
Total	944,809.2	339,056.6	1,283,865.8
Less: Unamortized debt issue costs			(748.6)
Total			1,283,117.2

Debt aggregating Rs. 16,353.2 million (March 31, 2013: Rs. 15,815.0 million) is guaranteed by the Government of India (GOI). Long-term debt is denominated in various currencies. At March 31, 2014, long-term debt comprises Indian rupee debt of Rs. 410,972.0 million (March 31, 2013: Rs. 414,287.5 million) and foreign currency debt of Rs. 872,145.2 million (March 31, 2013: Rs. 766,269.5 million).

Indian rupee debt

The following tables set forth, for the periods indicated, a listing of major categories of Indian rupee debt.

Rupees in million				
At March 31, 2014				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds issued to institutional/individual investors	370,474.3	9.4%	5.4% to 14.2%	5.1
Refinance from financial institutions	21,139.5	9.3%	6.3% to 10.6%	3.6
Borrowings from other banks	12,500.0	10.2%	10.1% to 10.3%	2.1
Fixed deposits	3,358.2	8.9%	7.5% to 11.5%	1.2
Preference shares	3,500.0	0.001%	0.001%	4.1
Total	410,972.0	9.4%		4.9

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rupees in million				
At March 31, 2013				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds issued to institutional /individual investors	374,087.8	9.4%	5.3% to 14.2%	5.9
Refinance from financial institutions	22,755.2	9.2%	6.3% to 11.3%	4.1
Borrowings from other banks	10,147.8	10.3%	10.0% to 12.8%	2.6
Fixed deposits	3,796.7	8.8%	7.3% to 11.5%	1.5
Preference shares	3,500.0	0.001%	0.001%	5.1
Total	414,287.5	9.3%		5.7

Foreign currency debt

The following tables set forth, for the periods indicated, a listing of major categories of foreign currency debt.

Rupees in million				
At March 31, 2014				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds	454,546.0	5.1%	0.8% to 7.3%	3.5
Other borrowings	417,599.2	2.2%	0.6% to 6.8%	3.3
Total	872,145.2	3.7%		3.4

Rupees in million				
At March 31, 2013				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds	380,613.6	5.1%	1.8% to 8.0%	4.2
Other borrowings	385,655.9	2.1%	0.2% to 6.8%	2.8
Total	766,269.5	3.6%		3.5

See note on "Schedule 18B- Additional note- Selected information from Indian GAAP financials" for assets pledged as securities for borrowings.

4. Cash and cash equivalents

Deposits with the Reserve Bank of India include Rs. 167,306.8 million (March 31, 2013: Rs. 120,449.8 million) maintained in accordance with the guidelines governing minimum cash reserve requirements at March 31, 2014. The balances maintained with the Reserve Bank of India towards cash reserve requirements are subject to withdrawal and usage restrictions.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Deposits with other banks include Rs. 41,523.2 million (March 31, 2013: Rs. 90,999.5 million) towards deposits which have maturities greater than 90 days.

5. Investments

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as held to maturity.

	At March 31, 2014				At March 31, 2013			
	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value
Held to maturity								
Corporate debt securities	94,771.7	2,749.6	(1,550.7)	95,970.6	70,765.0	1,285.5	(200.7)	71,849.8
Government securities	924,589.0	828.4	(43,940.2)	881,477.2	867,418.9	9,770.6	(10,635.0)	866,554.5
Other securities	269,366.6	21.9	(6.9)	269,381.6	212,742.8	8.1	(9.1)	212,741.8
Total debt securities	1,288,727.3	3,599.9	(45,497.8)	1,246,829.4	1,150,926.7	11,064.2	(10,844.8)	1,151,146.1
Equity securities	567.3	..	..	567.3	567.3	..	..	567.3
Other securities	3,753.1	110.3	(117.2)	3,746.2	2,727.0	105.0	(147.1)	2,684.9
Total	1,293,047.7	3,710.2	(45,615.0)	1,251,142.9	1,154,221.0	11,169.2	(10,991.9)	1,154,398.3

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as available for sale:

	At March 31, 2014				At March 31, 2013			
	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value
Available for sale								
Corporate debt securities	117,213.8	2,259.8	(1,909.2)	117,564.4	169,496.8	3,533.2	(505.2)	172,524.8
Government securities	202,088.1	745.1	(534.8)	202,298.4	205,049.8	431.6	(152.4)	205,329.0
Other securities	139,276.7	1,788.9	(829.2)	140,236.4	94,511.9	707.7	(1,118.8)	94,100.8
Total debt securities	458,578.6	4,793.8	(3,273.2)	460,099.2	469,058.5	4,672.5	(1,776.4)	471,954.6
Equity securities	38,307.1	12,175.9	(6,999.2)	43,483.8	38,373.9	7,789.4	(8,090.0)	38,073.3
Other securities	32,893.0	3,430.8	(5,941.7)	30,382.1	37,564.4	2,412.8	(6,643.6)	33,333.6
Total	529,778.7	20,400.5	(16,214.1)	533,965.1	544,996.8	14,874.7	(16,510.0)	543,361.5

Income from securities available for sale

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of income from securities classified as available for sale.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Interest	35,837.2	35,520.6	30,687.9
Dividend	1,392.6	3,142.6	5,866.2
Total	37,229.8	38,663.2	36,554.1
Gross realized gain	8,031.0	6,679.1	8,198.7
Gross realized loss	(2,680.2)	(1,197.1)	(4,378.9)
Total	5,350.8	5,482.0	3,819.8

F-58

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Income from securities held for trading

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of income from securities classified as held for trading.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Interest and dividend	15,849.2	16,045.7	11,203.0
Realized gain/(loss) on sale of trading portfolio	1,804.4	3,300.8	1,157.1
Unrealized gain/(loss) on trading portfolio	106.9	98.3	335.2
Total	17,760.5	19,444.8	12,695.3

Maturity profile of debt securities

The following table sets forth, a listing of each category of held to maturity debt securities at March 31, 2014, by maturity.

	Rupees in million	
	Amortized cost	Fair value
Corporate debt securities		
Less than one year	6,646.8	6,621.8
One to five years	40,077.5	39,656.3
Five to ten years	26,272.9	25,922.7
Greater than ten years	21,774.5	23,769.8
Total corporate debt securities	94,771.7	95,970.6
Government securities		
Less than one year	3,321.7	3,317.0
One to five years	255,120.3	249,206.6
Five to ten years	477,216.4	454,389.5
Greater than ten years	188,930.6	174,564.1
Total government securities	924,589.0	881,477.2
Other securities		
Less than one year	89,394.4	89,406.8
One to five years	127,297.5	127,299.6
Five to ten years	52,674.7	52,675.2
Greater than ten years	--	--
Total other securities	269,366.6	269,381.6
Total debt securities classified as held to maturity	1,288,727.3	1,246,829.4

The following table sets forth, a listing of each category of available for sale debt securities at March 31, 2014, by maturity.

	Rupees in million	
	Amortized cost	Fair value
Corporate debt securities		
Less than one year	17,748.8	18,276.0
One to five years	41,811.2	42,048.3
Five to ten years	40,783.5	40,706.2
Greater than ten years	16,870.3	16,533.9
Total corporate debt securities	117,213.8	117,564.4

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	Amortized cost	Fair value
Government of India securities		
Less than one year	140,250.4	139,906.7
One to five years	31,290.1	31,308.1
Five to ten years	30,337.2	30,868.4
Greater than ten years	210.4	215.2
Total Government of India securities	202,088.1	202,298.4
Other securities		
Less than one year	33,565.5	33,660.2
One to five years	65,658.1	65,484.2
Five to ten years	18,914.7	19,075.8
Greater than ten years	21,138.4	22,016.2
Total other securities	139,276.7	140,236.4
Total debt securities classified as available for sale	458,578.6	460,099.2

6. Repurchase transactions

The Group has undertaken repurchase and reverse repurchase transactions of Government securities during the year. These transactions are generally of a very short tenure and are undertaken with the Reserve Bank of India, banks and other financial institutions as counterparties.

At March 31, 2014, outstanding borrowings under repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 129,274.7 million (March 31, 2013: Rs. 204,342.0 million) and the outstanding lendings under reverse repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 4,848.4 million (March 31, 2013: Rs. 50,211.3 million).

During fiscal 2014, average borrowings under repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 146,421.0 million (March 31, 2013: Rs. 140,510.3 million) and average lendings under reverse repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 9,272.4 million (March 31, 2013: Rs. 8,037.8 million).

7. Loans

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of loans by category.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2014	2013
Commercial loans	2,494,149.9	2,204,053.7
Term loans	1,912,313.8	1,726,107.4
Working capital facilities	581,836.1	477,946.3
Consumer loans and credit card receivable	1,470,783.2	1,181,588.2
Mortgage loans	895,363.4	744,127.8
Other secured loans	486,413.9	361,977.8
Credit cards	36,163.5	36,386.2
Other unsecured loans	52,842.4	39,096.4
Lease financing	..	..

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	At March 31,	
	2014	2013
Total gross advances	3,964,933.1	3,385,641.9
Provision for loan losses:	(91,515.3)	(85,900.6)
Total net advances	3,873,417.8	3,299,741.3

1. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.
2. Excludes provision on performing loans.

Commercial loans

Commercial loans include term loans and working capital facilities extended to corporate and other business entities. Commercial lending constitutes the largest category of the total loan portfolio.

Each commercial loan undergoes a detailed credit review process in accordance with the Bank's credit policy. After disbursement, commercial loans are individually monitored and reviewed for any possible deterioration of the borrower's ability to repay the loan. Term loans, including corporate finance and project finance loans, are typically secured by a first lien on the borrower's fixed assets, which normally consist of property, plants, and equipment. Working capital facilities, which include bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand, are typically secured by a first lien on the borrower's current assets, which normally consist of inventory and receivables.

The overall economic condition affecting businesses impacts the Bank's commercial loan portfolio. A prolonged slowdown in the Indian economy could adversely affect clients' abilities to repay loans. In light of increasing international trade linkages, clients' abilities to repay loans may also be negatively affected by adverse economic developments in the United States and other major economies. Unfavorable exchange rate movements may also increase clients' debt burdens and adversely affect their abilities to repay loans.

Project financing term loans provided to the industrial and manufacturing sectors constitute a significant portion of the Bank's commercial loan portfolio. Each client's ability to repay these loans depends on the viability of the project financed which, in turn, depends on the timeliness of the project's completion, the stability of government policies and changes in market demand.

Consumer loans

The Bank's consumer loan portfolio includes both secured loans and unsecured loans. Secured consumer loans constitute a significant majority of the Bank's total consumer loan portfolio. Though the loans in the Bank's secured loan portfolio are secured by first and exclusive liens on the assets financed, recoveries in case of default may be subject of delays up to several years, due to the protracted legal process in India. The challenge of collection, which is affected by the regulatory guidelines on collection practices, also affects recoveries. To mitigate risk, the Bank obtains direct debit mandates or post-dated checks on pre-specified dates for repayment of consumer installment loans.

Secured consumer loan portfolio

The Bank's secured loan portfolio consists of mortgage loans, automobile loans, jewel loans, commercial vehicle loans and other secured loans.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Bank's mortgage loan portfolio includes mortgage loans made to individuals and business entities. Typically, mortgage loans are secured by first and exclusive liens on the financed properties. Borrower default risk is mitigated by rigorous credit review procedures. The Bank's mortgage loan portfolio risk is driven primarily by interest rate movement, the loan-to-value ratios of the loans in the portfolio, the nature of the borrowers' employment (e.g., salaried or self-employed) and the borrowers' income levels.

The Bank's automobile loan and commercial vehicle loan portfolios are also secured by first liens on the assets financed by the loans. Major factors affecting the performance of the automobile loan portfolio include the nature of the borrowers' employment, the borrowers' income levels, the loan-to-value ratios of the loans in the portfolio and the nature of the use of the financed vehicles. The Bank's commercial vehicle loan portfolio risk is largely driven by fuel price, rate of economic activity and borrowers' characteristics.

Borrowers' abilities to repay farm equipment loans generally depend on the agriculture in India which, in turn, depends on the timing of monsoons.

Unsecured consumer loan portfolio

The Bank's unsecured loan portfolio includes personal loans and credit cards. General economic conditions and other factors such as changes in unemployment rates, economic growth rates and borrowers' income levels impact this portfolio.

Maturity profile of loans

The following table sets forth, for the periods indicated, the maturity profile of loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2014	2013
Less than one year	1,020,877.3	917,016.1
One to five years	2,173,044.0	1,903,317.4
Greater than five years	679,496.5	479,407.8
Total	3,873,417.8	3,299,741.3

Interest income on loans

The Group recognizes interest income in the profit and loss account as it accrues except in the case of non-performing loans where it is recognized upon realization, as per the income recognition and asset classification norms of Reserve Bank of India/National Housing Bank. Interest income in borrower accounts that are upgraded from the non-performing category to the standard category is accrued from the date of such upgradation.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of interest income on loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Commercial loans	203,640.8	189,402.4	154,014.7
Consumer loans and credit card receivables	133,568.0	106,222.2	92,186.2
Lease financing	..	..	0.3
Total	337,208.8	295,624.6	246,201.2

Standard restructured loans

The Group classifies a loan as a restructured loan where it has made concessionary modifications, which include changes in repayment period, principal amount, repayment installment and reduction in rate of interest, that it would not otherwise consider, to the contractual terms of a loan to a borrower experiencing financial difficulties. Loan accounts subjected to restructuring are upgraded to the standard category if the borrower demonstrates, over a minimum period of one year, the ability to repay the loan in accordance with the contractual terms and the borrower gets reinstated to a normal level of general provisions for standard loans/risk weights for capital adequacy computations. At March 31, 2014, the Group had committed to lend (includes fund-based commitments fungible with non fund-based facilities) Rs. 24,686.1 million (March 31, 2013: Rs. 5,640.5 million) to borrowers who are parties to restructurings.

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of standard restructured loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2014	2013
Commercial loans		
Term loans	110,114.6	59,243.7
Working capital loans	23,036.5	7,675.3
Consumer loans		
Mortgage loans	296.7	387.8
Other secured loans	..	..
Credit cards	..	..
Other unsecured loans	..	..
Lease financing	..	..
Restructured loans, gross	133,447.8	67,306.8
Provision for loan losses	(11,235.0)	(5,294.1)
Restructured loans, net	122,212.8	62,012.7

Represents entire borrower level outstanding of the restructured accounts.

The Bank classifies all credit exposures, including overdues arising from crystallized derivative contracts, into performing and non-performing loans as per Reserve Bank of India guidelines. Advances held at the overseas branches that are identified as impaired as per host country regulations for reasons other than record of recovery, but which are standard as per the extant Reserve Bank of India guidelines, are identified as non-performing to the extent of amount of outstanding in the host country. In the case of Bank's housing finance subsidiary, loans and other credit facilities are classified as per the National Housing Bank guidelines into performing and non-performing loans. Further, non-performing loans are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on the criteria stipulated by Reserve Bank of India/National Housing Bank. Loans in the Bank's overseas banking subsidiaries are classified as impaired if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition on the loan (a loss event) and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the loans that can be reliably estimated.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth a listing of non-performing loans including other-than-standard restructured loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2014	2013
Commercial loans		
Term loans	49,416.7	25,702.1
Working capital loans	40,127.4	31,916.2
Consumer loans		
Mortgage loans	7,685.0	7,918.3
Other secured loans	13,978.7	15,556.0
Credit cards	3,427.1	9,417.0
Other unsecured loans	7,877.5	16,265.3
Lease financing	-	-
Non-performing loans, gross	122,512.4	106,774.9
Provision for loan losses	(77,914.7)	(77,663.9)
Non-performing loans, net	44,597.7	29,111.0

Identification of loans as non-performing/impaired is in line with guidelines applicable to respective subsidiaries.

Provision for loan losses

The Bank and its housing finance subsidiary hold specific provisions against non-performing loans and general provision against performing loans. The assessment of incremental specific provisions is made after taking into consideration the existing specific provision held. The specific provisions on retail loans held by the Bank are higher than the minimum regulatory requirements. The Bank's overseas banking subsidiaries maintain allowances for credit losses at a level that management considers adequate to absorb identified credit related losses as well as losses that have occurred but are not yet identifiable. The Bank makes provision on assets that are restructured/rescheduled in accordance with the applicable Reserve Bank of India guidelines on restructuring of advances by Banks.

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in the provision for loan losses on standard restructured loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Provision for loan losses at the beginning of the year	5,294.1	4,642.5	940.5
Provision for loan losses made during the year	7,171.1	2,045.0	3,894.2
Reduction/write-back of excess provision ¹	(1,230.2)	(1,393.4)	(192.2)
Provision for loan losses at the end of the year	11,235.0	5,294.1	4,642.5

1. Includes provisions on restructured loans which were upgraded to standard assets/downgraded to non-performing assets during the period.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in the provision for loan losses on non-performing loans including other than standard restructured loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Provision for loan losses at the beginning of the year	77,663.9	79,334.4	79,217.3
Provision for loan losses made during the year	28,894.5	24,221.9	22,069.7
Write-off/write-back of excess provision	(28,643.7)	(25,892.4)	(21,952.6)
Provision for loan losses at the end of the year	77,914.7	77,663.9	79,334.4

The following table sets forth the movement in the provision for loan losses for the year ended March 31, 2014.

Particulars	Rupees in million				
	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Unallocated	Total
A. Non-performing loans					
Aggregate provision for loan losses at the beginning of the year	35,022.0	42,641.9	..	..	77,663.9
Add: Provisions for loan losses	21,880.2	7,014.3	..	..	28,894.5
Less: Utilized for write-off of loans	(2,453.9)	(19,584.1)	..	..	(22,038.0)
Less: Write back of excess provisions	(2,120.3)	(4,485.4)	..	..	(6,605.7)
A. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for non-performing loans	52,328.0	25,586.7	..	..	77,914.7
B. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for performing loans including restructured loans	13,530.0	70.6	..	21,443.8	35,044.4
C. Aggregate provision for loan losses at the end of the year (A) + (B)	65,858.0	25,657.3	..	21,443.8	112,959.1
Ending balance: individually evaluated for impairment	65,858.0	25,657.3	..	..	91,515.3
Ending balance: collectively evaluated for impairment	..	..	..	21,443.8	21,443.8
Ending balance: loans acquired with deteriorated credit quality	..	..	..	..	..

The following table sets forth the movement in the provision for loan losses for the year ended March 31, 2013.

Particulars	Rupees in million				
	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Unallocated	Total
A. Non-performing loans					
Aggregate provision for loan losses at the beginning of the year	22,406.8	56,927.6	..	..	79,334.4
Add: Provisions for loan losses	16,591.2	7,630.7	..	..	24,221.9
Less: Utilized for write-off of loans	(1,558.6)	(15,338.8)	..	..	(16,897.4)
Less: Write back of excess provisions	(2,417.4)	(6,577.6)	..	..	(8,995.0)
A. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for non-performing loans	35,022.0	42,641.9	..	..	77,663.9

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Unallocated	Total
B. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for performing loans including restructured loans	8,184.3	52.4	..	19,095.2	27,331.9
C. Aggregate provision for loan losses at the end of the year (A) + (B)	43,206.3	42,694.3	..	19,095.2	104,995.8
Ending balance: individually evaluated for impairment	43,206.3	42,694.3	..	..	85,900.6
Ending balance: collectively evaluated for impairment	..	..	..	19,095.2	19,095.2
Ending balance: loans acquired with deteriorated credit quality	..	..	..	..	..

While the Group assesses the incremental specific provisions after taking into consideration the existing specific provision held, the amounts recovered against debts written off in earlier years and provisions no longer considered necessary in the context of the current status of the borrower are recognized in the profit and loss account.

Aging Analysis of Past Due Financing Receivable - Performing Loans

Any amount due under a credit facility is considered as 'past due' if it remains unpaid for more than 30 days from the due date fixed by the bank or its subsidiaries.

The following table sets forth the aging analysis of past due performing loans for the year ended March 31, 2014.

Particulars	Rupees in million				
	Current ¹	31 to 60 days	61 to 90 days	Above 90 days ²	Total past due ³
Commercial loans					
Term loans	1,759,676.6	72,565.1	22,829.9	18,628.2	114,023.2
Working capital facilities ⁴	506,760.6	27,412.6	2,711.6	4,408.0	34,532.2
Consumer loans					
Mortgage loans	881,422.0	3,627.3	2,413.5	169.7	6,210.5
Other secured loans	463,986.5	4,415.1	3,129.2	1,219.2	8,763.5
Credit cards	32,349.2	286.4	100.8	..	387.2
Other unsecured loans	44,987.5	139.3	71.3	0.5	211.1
Lease financing	..	..	..	..	..
Total	3,689,182.4	108,445.8	31,256.3	24,425.6	164,127.7

1. Loans up to 30 days past due are considered current.

2. Includes loans guaranteed by government, crop related agriculture loans overdue less than 360 days and other loans assessed not impaired as per guidelines applicable to overseas banking subsidiaries.

3. The amount disclosed represents the outstanding amount of the facility which has overdues, and not the borrower-level outstanding.

4. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the aging analysis of past due performing loans for the year ended March 31, 2013.

Particulars	Rupees in million				
	Current ¹	31 to 60 days	61 to 90 days	Above 90 days ²	Total past due ³
Commercial loans					
Term loans	1,594,716.5	84,053.3	24,247.6	16,287.5	124,588.4
Working capital facilities ⁴	484,011.0	19,835.0	1,810.4	1,861.4	23,506.8
Consumer loans					
Mortgage loans	729,105.5	3,994.3	2,762.7	300.5	7,057.5
Other secured loans	278,100.0	3,502.2	2,205.4	1,031.8	6,739.4
Credit cards	26,452.2	390.0	127.1	..	517.1
Other unsecured loans	22,763.9	41.0	23.2	..	64.2
Lease financing	..	..	..	..	..
Total	3,135,149.1	111,815.8	31,176.4	19,481.2	162,473.4

1. Loans up to 30 days past due are considered current.
2. Includes loan guaranteed by government, crop related agriculture loans overdue less than 360 days and other loans assessed not impaired as per guidelines applicable to overseas banking subsidiaries.
3. The amount disclosed represents the outstanding amount of the facility which has overdues, and not the borrower-level outstanding.
4. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

The following table sets forth, the recorded investment in non-performing loans for the year ended March 31, 2014.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in non-performing loans (net of provision)	Total recorded investment in respect of non-performing loans provision calculated (net of provision)	Total recorded investment in respect of non-performing loans provision not calculated	Unpaid principal amount
Commercial loans				
Term loans	27,511.1	27,511.1	..	49,416.7
Working capital facilities	9,705.0	9,705.0	..	40,127.4
Consumer loans				
Mortgage loans	3,743.9	3,743.9	..	7,685.0
Other secured loans	3,288.9	3,288.9	..	13,978.7
Credit cards	248.2	248.2	..	3,427.1
Other unsecured loans	100.6	100.6	..	7,877.5
Lease financing	..	..	..	..
Total	44,597.7	44,597.7	..	122,512.4

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the recorded investment in non-performing loans for the year ended March 31, 2013.

Rupees in million				
	Total recorded investment in non-performing loans (Net of provision)	Total recorded investment in respect of non-performing loans provision calculated (net of provision)	Total recorded investment in respect of non-performing loans provision not calculated	Unpaid principal amount
Commercial loans				
Term loans	12,907.6	12,907.6	..	25,702.1
Working capital facilities	9,688.7	9,688.7	..	31,916.2
Consumer loans				
Mortgage loans	4,152.2	4,152.2	..	7,918.3
Other secured loans	2,120.1	2,120.1	..	15,556.0
Credit cards	195.1	195.1	..	9,417.0
Other unsecured loans	47.3	47.3	..	16,265.3
Lease financing	..	..	..	..
Total	29,111.0	29,111.0	..	106,774.9

The Group has a comprehensive framework for monitoring credit quality of its corporate and retail loans based on internal ratings. For majority of the portfolio, the credit rating of every borrower/portfolio is reviewed at least annually. For the purpose of disclosure, the Group has used internal ratings as credit quality indicator.

The following table sets forth, a description of internal rating grades linked to the likelihood of loss associated with each rating grade:

Grade	Definition
(I) Investment grade	Entities/obligations are judged to offer moderate to high safety with regard to timely payment of financial obligations.
AAA, AA+, AA, AA-, 1, 2A-C	Entities/obligations are judged to offer high safety with regard to timely payment of financial obligations.
A+, A, A-, 3A-C	Entities/obligations are judged to offer an adequate degree of safety with regard to timely payment of financial obligations.
BBB+, BBB and BBB-, 4A-C	Entities/obligations are judged to offer moderate safety with regard to timely payment of financial obligations.
(II) Below investment grade (BB and B, D, 5, 6, 7, 8)	Entities/obligations are judged to carry inadequate safety with regard to timely payment of financial obligations.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the period indicated, credit quality indicators of net loans.

	Rupees in million	
	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Rating grades		
Investment grade	3,377,322.7	2,878,828.1
AAA, AA+, AA, AA-, 1, 2A-C	1,092,268.7	837,644.9
A+, A, A-, 3 A-C	877,698.6	804,903.2
BBB+, BBB and BBB-, 4A-C	1,407,355.4	1,236,280.0
Below investment grade	434,932.7	366,821.6
Unrated	61,162.4	54,091.6
Net loans	3,873,417.8	3,299,741.3

8. Financial assets transferred during the year to securitization company (SC)/reconstruction company (RC)

The Bank has transferred certain assets to Asset Reconstruction Companies (ARCs) in terms of the guidelines issued by Reserve Bank of India governing such transfer. The Bank transfers its non-performing assets to asset reconstruction companies primarily in exchange for the receipt of securities in the form of pass-through instruments issued by such ARCs, wherein payments to holders of securities are based on the actual realized cash flows from the transferred assets. For the purpose of the valuation of underlying security receipts issued by underlying trusts managed by ARCs, the security receipts are valued at their respective net asset values as advised by the ARCs.

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of the assets transferred.

	Rupees in million, except number of accounts		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Number of accounts ¹	2	4	2
Aggregate value (net of provisions) of accounts sold to SC/RC	1,508.6	82.9	44.4
Aggregate consideration	1,776.0	116.5	94.1
Additional consideration realized in respect of accounts transferred in earlier years ²	—	—	—
Aggregate gain/(loss) over net book value	267.4	33.6	49.7

1. Excludes accounts previously written-off.

2. During the year ended March 31, 2014, ARCs have fully redeemed five security receipts. Gain/loss during the year ended March 31, 2014 amounted to Rs. 6.2 million (March 31, 2013: Nil).

The Bank sold two corporate loans in fiscal 2014, four corporate loans in fiscal 2013 and two corporate loans in fiscal 2012.

9. Details of non-performing assets sold, excluding those sold to SC/RC

The Bank has sold certain non-performing assets in terms of the guidelines issued by Reserve Bank of India on such sale.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of non-performing assets sold, excluding those sold to SC/RC.

	Rupees in million, except number of accounts		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
No. of accounts	1	2	1
Aggregate value (net of provisions) of accounts sold, excluding those sold to SC/RC	..	78.8	642.0
Aggregate consideration	199.0	100.1	641.0
Aggregate gain/(loss) over net book value	199.0	21.3	(1.0)

The Bank sold one corporate loan in fiscal 2014, two corporate loans in fiscal 2013 and one corporate loan in fiscal 2012.

10. Concentration of credit risk

Concentration of credit risk exists when changes in economic, industry or geographic factors affect groups of counter-parties whose aggregate credit exposure is material in relation to Group's total credit exposure. The Group's portfolio of financial instruments is broadly diversified along industry, product and geographic lines primarily within India.

The Group is subject to supervision guidelines for consolidated accounts issued by the Reserve Bank of India. The Group's 20 largest exposures (non-bank) based on gross exposure, totaled approximately Rs. 1,143,850.3 million at March 31, 2014 which represent 119.6% of the capital funds (March 31, 2013: Rs. 1,083,179.7 million which represent 125.2% of the capital funds). The single largest exposure (non-bank) at March 31, 2014 was Rs. 115,698.7 million which represents 12.1% of the capital funds (March 31, 2013: Rs. 109,060.6 million which represent 12.6% of the capital funds).

The largest group of companies under the same management control accounted for approximately 29.1% of the capital funds at March 31, 2014 (March 31, 2013: approximately 30.1% of the capital funds).

11. Loan commitments

The Group has outstanding undrawn commitments to provide loans and financing to customers. These loan commitments aggregated to Rs. 1,068,369.9 million (includes fund-based commitments fungible with non fund-based facilities) at March 31, 2014 (March 31, 2013: Rs. 1,363,551.5 million). The interest rate on a significant portion of these commitments is dependent on the lending rates prevailing on the date of the loan disbursement. Further, the commitments have fixed expiration dates and are contingent upon the borrower's ability to maintain specific credit standards.

12. Capital commitments

The Group is obligated under a number of capital contracts. Capital contracts are job orders of a capital nature, which have been committed. Estimated amounts of contracts remaining to be executed on capital account aggregated to Rs. 6,059.1 million at March 31, 2014 (March 31, 2013: Rs. 3,843.8 million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

13. Derivatives

ICICI Bank is a major participant in the financial derivatives market. The Bank deals in derivatives for balance sheet management and market making purposes whereby the Bank offers derivative products to its customers, enabling them to hedge their risks.

Dealing in derivatives is carried out by identified groups in the treasury of the Bank based on the purpose of the transaction. Derivative transactions are entered into by the treasury front office. Treasury control and service group conducts an independent check of the transactions entered into by the front office and also undertakes activities such as confirmation, settlement, accounting, risk monitoring and reporting and ensures compliance with various internal and regulatory guidelines.

The market making and the proprietary trading activities in derivatives are governed by the Investment Policy and the Derivative Policy of the Bank, which lay down the position limits, stop loss limits as well as other risk limits. The Risk Management Group lays down the methodology for computation and monitoring of risk. The Risk Committee of the Board reviews the Bank's risk management policies in relation to various risks including Credit and Recovery Policy, Investment Policy, Derivative Policy, Asset Liability Management Policy and Operational Risk Management Policy. The RCB comprises non-executive directors and the Managing Director and CEO.

The Bank measures and monitors risk of its derivatives portfolio using such risk metrics as Value at Risk (VaR), stop loss limits and relevant risk measures for options. Risk reporting on derivatives forms an integral part of the management information system.

The use of derivatives for hedging purposes under Indian GAAP is governed by the hedge policy approved by Asset Liability Management Committee. Subject to prevailing Reserve Bank of India guidelines, the Bank deals in derivatives for hedging fixed rate, floating rate or foreign currency assets/liabilities. Transactions for hedging and market making purposes are recorded separately. For hedge transactions, the Bank identifies the hedged item (asset or liability) at the inception of the hedge itself. The effectiveness is assessed at the time of inception of the hedge and periodically thereafter.

Hedge derivative transactions are accounted for pursuant to the principles of hedge accounting. Derivatives for market making purpose are marked to market and the resulting gain/loss is recorded in the profit and loss account. The premium on option contracts is accounted for as per Foreign Exchange Dealers Association of India guidelines.

Credit exposure on interest rate and currency derivative transactions (both trading and hedging), other than contracts with an original maturity of less than or equal to 14 days, is computed using the Current Exposure Method according to Reserve Bank of India guidelines, which is arrived at by adding up the positive mark-to-market values and the potential future exposure of these contracts. According to the Reserve Bank of India guidelines, the potential future exposure is determined by multiplying the notional principal amount of each of these contracts (irrespective of whether the mark-to-market value of these contracts is zero, positive or negative value) by the relevant add-on factor, ranging from 0.5% to 15%, according to the type of contract and residual maturity of the instrument. The credit exposure for a single currency floating/floating interest rate swaps and options sold is calculated based on a positive mark-to-market value of these instruments. Credit exposure on unfunded credit derivatives has been computed in accordance with Reserve Bank of India guidelines. Credit exposure on issuer on account of unfunded credit derivatives is computed according to the current exposure method under Basel II

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

framework. In the case of sell protection trades the entire unpaid premia is treated as an exposure on the protection buyer and in case of buy protection trades exposure is reckoned as the sum of the current mark-to-market value, if positive (zero, if mark-to-market value is negative) and the potential future exposure. The potential future exposure is determined by multiplying the notional principal amount of each of these contracts (irrespective of whether the mark-to-market value of these contracts is zero, positive or negative value) by the relevant add-on factor, ranging from 10% to 20%, according to the rating of reference obligation. In case of collateralized buy protection trades, no exposure is reckoned to the extent of collateral available. In case of two completely identical opposite positions in unfunded credit derivatives forming a hedged position no exposure is reckoned against the reference entity. The credit exposure for equity futures and options is computed based on the market value and open quantity of the contracts at the balance sheet date.

Derivative transactions are covered under International Swaps and Derivatives Association master agreements with the respective counter parties.

The following table sets forth the details of the notional amounts, fair value, realized/unrealized gain and loss on derivatives and credit exposure of trading derivatives for the year ended March 31, 2014.

Particulars	Rupees in million				
	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Gain/(loss) on derivatives	Credit exposure
Interest rate derivatives ¹	3,130,220.5	29,742.3	(28,521.3)	2,443.6	57,999.1
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	3,808,386.9	102,162.4	(103,182.9)	(1,258.1)	234,332.1
Equity derivatives	105.4	2.3	..	(22.0)	105.4
Un-funded credit derivatives	..	..	..	50.8	..

1. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options are included in interest rate derivatives.
2. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.
3. The Bank has additionally recorded a gain of Rs. 208.4 million mainly due to recoveries of credit losses booked in earlier years.

The following table sets forth the details of the notional amounts, fair value, realized/unrealized gain and loss on derivatives and credit exposure of trading derivatives for the year ended March 31, 2013.

Particulars	Rupees in million				
	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Gain/(loss) on derivatives	Credit exposure
Interest rate derivatives ¹	3,201,199.1	27,983.1	(23,362.6)	89.1	56,050.2
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	3,865,370.5	81,700.6	(79,665.5)	2,876.1	216,579.3
Equity derivatives	14.1	..	..	14.6	213.9
Un-funded credit derivatives	3,467.3	109.5	(76.6)	344.1	3,760.0

1. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options are included in interest rate derivatives.
2. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.
3. The Bank has additionally recorded a loss of Rs. 52.4 million due to credit losses.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the details of the notional amounts, marked to market position and credit exposure of hedging derivatives for the year ended March 31, 2014.

Particulars	Notional amount	Rupees in million		
		Gross positive fair value	Gross negative fair value	Credit exposure
Interest rate derivatives ¹	449,022.3	14,875.0	(1,590.4)	21,878.0
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	46,672.0	1,501.0	(5.7)	5,914.4

1. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options are included in interest rate derivatives.
2. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

The following table sets forth the details of the notional amounts, marked to market position and credit exposure of hedging derivatives for the year ended March 31, 2013.

Particulars	Notional amount	Rupees in million		
		Gross positive fair value	Gross negative fair value	Credit exposure
Interest rate derivatives ¹	310,501.5	22,126.2	(433.7)	26,656.3
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	15,053.6	202.9	(122.6)	1,498.4

1. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options are included in interest rate derivatives.
2. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

The gains/(losses) on hedged items arising from changes in fair value for the year ended March 31, 2014 and March 31, 2013 amounted to Rs. 8,091.8 million and Rs. 2,544.2 million respectively and gains/(losses) on corresponding hedging instruments arising from changes in fair value during the year ended March 31, 2014 and March 31, 2013 amounted to Rs. (7,850.7) million and Rs. (1,910.4) million respectively.

The Group has also hedged the foreign currency exposure of its net investment in foreign operations through forex forward contracts of a notional amount of Rs. 51,813.4 million at March 31, 2014. The gross positive and negative fair values of these hedging instruments were Rs. 1,481.2 million and Rs. (229.6) million respectively and the credit exposure was Rs. 2,825.0 million at March 31, 2014.

The Group dealt in credit derivative instruments including credit default swaps, credit linked notes, collateralized debt obligations and principal protected structures. The notional principal amount of these credit derivatives outstanding at March 31, 2014, excluding accrued interest of Nil (Rs. 15.3 million at March 31, 2013), was Nil in funded instruments (Rs. 814.3 million at March 31, 2013) and Nil in non-funded instruments (Rs. 3,467.3 million at March 31, 2013). In case of funded instruments, the Group deposits an amount with the protection buyer for protection sold in accordance with the contractual terms. The net mark-to-market gain on the portfolio at March 31, 2014, determined based on the internal models using inputs from market sources such as Bloomberg/Reuters, and Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India, was Nil (mark-to-market gain of Rs. 0.03 million at March 31, 2013), which has been fully provided for through profit and loss account. The profit and loss impact on the above portfolio on account of mark-to-market and realized gains/losses during the year ended March 31,

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

2014 was a net loss of Rs. 0.6 million (net gain of Rs. 109.4 million for March 31, 2013). At March 31, 2014, the Group's maximum amount of future payments towards funded and unfunded credit derivatives was Nil.

At March 31, 2014, the fair value of non-funded credit derivatives that were in net liability position was Nil (Rs. 4.2 million at March 31, 2013). For these credit derivatives, the Group did not post any collateral with counterparties. If the credit risk related contingent features underlying these instruments had been triggered on March 31, 2014, the Group would not have been required to post any collateral to the counterparties but would have been required to pay Nil (Rs. 3,467.3 million at March 31, 2013) which represents the notional principal amount and unwinding cost to settle the instrument immediately. At March 31, 2014, the gross mark-to-market loss on funded credit derivatives was Nil (Rs. 10.8 million at March 31, 2013). The Group has deposited an amount of Nil (Rs. 814.3 million at March 31, 2013) with the protection buyers which represents the notional principal amount for these funded credit derivatives. If the credit risk contingent features underlying these instruments had been triggered at March 31, 2014, the Group would not have been required to post any additional collateral to counterparties, but the deposit already made would have been utilized to settle these instruments immediately.

Based on historical experience, the Group believes that the potential losses for credit protection sold will be less than the maximum amount of future payments. The Group as seller of credit default swaps protection is entitled to receive the underlying obligation, which can be in the nature of bonds or loans of the reference entity, from the buyer of protection in case of credit default.

The Bank offers deposit products to customers of its offshore branches with structured returns linked to interest, forex, credit or equity benchmarks. The Bank covers these exposures in the inter-bank market. At March 31, 2014, the net open position on this portfolio was Nil (March 31, 2013: Nil) with mark-to-market gain of Rs. 6.2 million (March 31, 2013: Rs. 13.9 million) at that date, which had been provided for through profit and loss account. The fair value amount of such structured returns linked derivatives that were in net liability position at March 31, 2014 was Rs. 393.3 million (March 31, 2013: Rs. 161.6 million). With reference to such instruments, the Bank does not place any collateral with the counterparties. The aggregate amount needed to settle such credit instruments immediately if the credit risk related contingent features were triggered at March 31, 2014 would be Rs. 2,956.8 million (March 31, 2013: Rs. 4,940.2 million).

14. Tax contingencies

Various tax-related legal proceedings are pending against the Group at various levels of appeal either with the tax authorities or in the courts. Where after considering all available information in the opinion of management a liability requires accrual, the Group accrues such liability.

Where such proceedings are sufficiently advanced to enable management to assess that a liability exists and are subject to reasonable estimation, management records its best estimate of such liability. Where a reasonable range of potential outcomes is estimated, management records its best estimate, or in the absence of a basis for selecting a specific estimate within a range, management records a liability no less than the lower end of the estimated range. The contested tax demands are adjusted by the tax authorities against refunds due to the Group on favorable resolution of earlier year's appeals/completion of assessments or paid or kept in abeyance in accordance with the terms of the stay order. The payment/adjustment/stay does not prejudice the outcome of the appeals filed by the Group. The advance tax payments are recorded as advance tax payments under other assets.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

At March 31, 2014, the Group has assessed its contingent tax liability at an aggregate of Rs. 46,883.2 million (March 31, 2013: Rs. 41,080.8 million), mainly pertaining to income tax, service tax and sales tax/Value Added Tax demands by the Government of India's tax authorities for past years. The Group has appealed each of these tax demands. Based on consultation with counsel and favorable decisions in the Group's own or other cases as set out below, the Group's management believes that the tax authorities are not likely to be able to substantiate their tax assessments and accordingly has not provided for these tax demands at March 31, 2014. Disputed tax issues that are classified as remote are not disclosed as contingent liabilities by the Group.

In the Group's assessment of sales tax/Value Added Tax aggregating to Rs. 2,915.5 million, the Group has appealed the tax demands and expects a favorable outcome based on opinions from counsels and decisions in own/other cases. Of the total demand, Rs. 1,339.6 million pertains to Value Added Tax on disposal of repossessed assets whereby the Group has relied on opinion from counsel confirming that the Bank only facilitates the disposal of repossessed assets for recovery of its loan from the borrower and cannot be regarded as a seller of repossessed assets. The other disputed issues mainly pertain to tax on inter-state/import leases by various state government authorities in respect of lease transactions entered into by the Bank and bullion related matters pertaining to procedural issues like submission of statutory forms.

In the Group's assessment of service tax aggregating to Rs. 3,062.0 million, the disputed issues mainly pertain to the demands alongwith interest and penalty issued by the service tax authorities. Of the total demand, Rs. 1,537.0 million pertains to life insurance company for levy of service tax on receipt of surrender/foreclosure charges under unit linked insurance plans or life insurance plans, Rs. 726.3 million pertains to venture capital funds in respect of retention of contribution received by the Fund, treated as fees received in lieu of management services rendered by them whereby we are relying on favorable opinion from counsel and Rs. 591.8 million pertains to the Bank mainly relating to interest charged on liquidity facilities provided to the trusts on securitized loan portfolio and income received from merchant establishments on credit card acquiring transactions prior to May 2006. The balance amount of Rs. 206.9 million pertains to other Group entities. The Group believes that the tax authorities are not likely to be able to substantiate the above tax demands.

The Group's assessments of income tax and interest tax aggregating to Rs. 40,905.7 million includes appeals filed by the Group or the tax authorities where the Group is relying on favorable precedent decisions of the appellate court and expert opinions. The key disputed liabilities are detailed below:

Disallowance of expenses to earn tax free income of Rs. 14,096.1 million (March 31, 2013: Rs. 11,390.8 million) mainly relates to whether interest expenses can be attributed to earning tax-exempt income. The Group believes that no interest can be allocated thereto as there are no borrowings earmarked for investments in shares/tax free bonds and the interest free funds are sufficient to cover investments in the underlying tax free securities. The Group relies on the favorable opinion from counsel and favorable appellate decisions in similar cases.

Marked-to-market losses on derivatives of Rs. 11,237.6 million (March 31, 2013: Rs. 7,416.7 million) relates to the disallowance of marked-to-market losses on derivative transactions treated by the tax authorities as notional losses. The Group relies on the favorable opinion from counsel and favorable appellate decisions in similar cases, which had allowed the deduction of marked-to-market losses from business income.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Depreciation on leased assets of Rs. 6,200.0 million (March 31, 2013: Rs. 5,307.4 million) relates to the disallowance of depreciation claims on leased assets by the tax authorities, by treating the lease transactions as loan transactions. The Group relies on favorable opinion from counsel and favorable appellate decisions in Group's own case and other similar cases.

Taxability under section 41(4A) of amounts withdrawn from Special Reserve created up to Assessment Year 1997-98 of Rs. 2,690.2 million (March 31, 2013: Rs. 2,690.2 million): The Group had maintained two special reserve accounts, which includes special reserve created up to assessment year 1997-98. Withdrawals from the account was assessed as taxable by the tax authorities for assessment years 1998-99 to 2000-01. The Group has received favorable orders in respect of the assessment year 1998-99 and 1999-00 but the income tax department has appealed against the favorable orders.

Based on judicial precedents in the Group's and other cases and upon consultation with tax counsels the management believes that it is more likely than not that the Group's tax positions will be sustained. Accordingly, no provision has been made in the accounts.

The above mentioned contingent liability does not include Rs. 39,852.1 million (March 31, 2013: Rs. 24,260.0 million) considered as remote. Of the total disputed tax demands classified as remote, Rs. 34,920.2 million pertains to the deduction of bad debts and levy of penalties which are pending before appellate authorities and are primarily covered by Apex Court decisions in other cases. Therefore it has not been disclosed as a contingent liability. The balance of Rs. 4,931.9 million pertains to disputed tax liability of life insurance company primarily due to non-allowance of set-off of brought forward business loss by the assessing officer against the shareholders income, which has been considered as income from other sources by the tax authorities. The same is classified as remote on the basis of favorable income tax appellate decisions in its own case. The consequence of inquiries initiated by the tax authorities are not quantified, as the Group believes that such proceedings are likely to be dropped by the tax authorities or will not be upheld by judicial authorities.

15. *Litigation*

A number of litigation and claims against the Group and its directors are pending in various forums. The claims on the Group mainly arise in connection with civil cases involving allegations of service deficiencies, property or labor disputes, fraudulent transactions, economic offences and other cases filed in the normal course of business. The Group is also subject to counter-claims arising in connection with its enforcement of contracts and loans. A provision is created where an unfavorable outcome is deemed probable and in respect of which a reliable estimate can be made. In view of inherent unpredictability of litigation and cases where claims sought are substantially high, actual cost of resolving litigations may be substantially different than the provision held. For cases where unfavorable outcome is deemed to be reasonably possible, it is not possible to make an estimate of the possible loss or range of possible losses due to the nature of the cases as explained above. The total amount of claims against the Group where an unfavorable outcome is deemed probable was Rs. 5,838.4 million and where unfavorable outcome is reasonably possible was Rs. 13,525.0 million at March 31, 2014. Based upon a review of open matters with its legal counsels including loss contingency on account of such litigation and claims, and classification of such contingency as 'probable', 'possible' or 'remote' and with due provisioning for the relevant litigation and claims, the management believes that the outcome of such matters will not have a material adverse effect on the Group's consolidated financial position, results of operations or cash flows.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

16. Segmental Information

The following table sets forth, the business segment results for the period ended March 31, 2014 prepared on the basis described in Schedule 18 note 11A.

Sr. No. Particulars	Rupees in million						
	Retail Banking	Wholesale Banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Inter segment adjustment
1 Revenue	274,116.0	324,024.8	392,902.4	32,231.1	159,902.0	57,122.0	
External revenue	125,653.2	253,854.2	139,516.1	29,234.1	159,773.9	55,835.3	
Revenue from transfer pricing on external liabilities and other							31,771.7
2 Segment results	148,462.8	70,170.6	253,386.3	2,997.0	128.1	1,286.7	(478,154.7)
3 Unallocated expenses	18,295.2	65,886.3	52,565.0	9,031.5	15,292.4	5,202.4	(13,190.7)
4 Operating profit (2) - (3)							
Income tax expenses (net)/(net deferred tax credit)							
5 Net profit (4) - (5)							
6 Other information							
7 Segment assets	991,908.9	2,426,741.3	2,370,923.6	681,783.0	815,256.1	131,928.9	(196,843.6)
8 Unallocated assets:							
9 Total assets (7) + (8)							
10 Segment liabilities	2,388,971.3	1,048,445.5	2,408,594.4	672,409.6	816,826.0	135,456.3	(196,843.7)
11 Unallocated liabilities							
Total liabilities (10) + (11)							
12 Capital expenditure	5,765.3	628.6	18.8	190.5	804.7	347.5	299.9
13 Depreciation & amortization	4,357.2	1,044.3	12.5	488.5	468.4	496.9	350.7
14 Includes share of net profit of minority shareholders.							(25.8)
1. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax asset (net).							
2. Includes share capital and reserves and surplus.							
3. Includes share capital and reserves and surplus.							

F-77

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2013.

Sr. No. Particulars	Rupees in million					
	Retail Banking	Wholesale Banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance
1 Revenue	225,856.3	313,687.6	355,981.5	28,346.2	173,760.3	50,433.0
External revenue	94,287.7	238,497.2	129,236.4	28,741.6	173,613.9	49,261.1
Revenue from transfer pricing on external liabilities and other internal revenue	131,568.6	75,190.4	226,745.1	(395.4)	146.4	1,171.9
2 Segment results	9,545.5	66,188.6	36,613.3	6,410.1	15,696.5	2,816.8
3 Unallocated expenses						
4 Operating profit (2) - (3)						
Income tax expenses (net)/ (net deferred tax credit)						
5						
6 Net profit (4) - (5)						
7 Segment assets	729,750.3	2,269,628.7	2,275,315.5	528,156.9	751,970.8	115,962.4
8 Unallocated assets:						
9 Total assets (7) + (8)						
10 Segment liabilities	2,043,187.5	1,071,994.1	2,244,231.8	504,637.5	753,500.5	118,686.9
11 Unallocated liabilities						
Total liabilities (10) +						
12 (11)						
13 Capital expenditure	4,426.2	1,188.2	10.8	148.6	319.7	380.0
Depreciation & amortization	3,540.8	991.8	18.4	486.6	409.8	488.0
14						
Inter segment adjustment						
Others						
Total						

1. Includes share of net profit of minority shareholders.

2. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax asset (net).

3. Includes share capital and reserves and surplus.

F-78

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

During the above periods, the Bank grew its overall balance sheet size. The Bank focused on select credit segments in the retail banking segment which resulted in growth in advances in retail banking segment during these periods.

The Bank pursued a conscious strategy of increasing the share of low cost current account and savings account deposits and re-balancing the funding mix. Accordingly, the Bank continued its strategy of increasing the share of low cost retail deposits, resulting in significant increase in retail deposits. The higher increase in deposits as compared to increase in advances resulted in higher increase in segment liabilities as compared to segment assets in retail business segment during these periods.

F-80

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

17. Employee Stock Option Scheme

The following table sets forth, a summary of the Bank's stock options outstanding at March 31, 2014:

	Number of shares	Weighted-average exercise price (Rs.)	Weighted-average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
Outstanding at the beginning of the year	25,980,453	855.18	6.20	5,174.2
Add: Granted during the year	4,419,650	1,177.17		
Less: Lapsed during the year	890,210	961.65		
Less: Exercised during the year	1,405,540	530.56		
Outstanding at the end of the year	28,104,353	918.68	5.90	9,564.5
Options exercisable	14,608,343	833.48	4.13	6,216.1

The following table sets forth, a summary of the Bank's stock options outstanding at March 31, 2013:

	Number of shares	Weighted-average exercise price (Rs.)	Weighted-average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
Outstanding at the beginning of the year	23,199,545	846.94	6.54	2,565.6
Add: Granted during the year	4,450,200	844.53		
Less: Lapsed during the year	802,019	929.35		
Less: Exercised during the year	867,273	511.63		
Outstanding at the end of the year	25,980,453	855.18	6.20	5,174.2
Options exercisable	13,597,383	793.57	4.43	3,476.2

Total fair value of options vested for the year ended March 31, 2014, March 31, 2013 and March 31, 2012 was Rs. 1,267.8 million, Rs. 1,157.0 million and Rs. 924.5 million respectively.

Total aggregate intrinsic value of options exercised for the year ended March 31, 2014, March 31, 2013 and March 31, 2012 was Rs. 797.2 million, Rs. 456.4 million and Rs. 431.7 million respectively.

The total compensation cost related to non-vested awards not yet recognized at March 31, 2014 and March 31, 2013 was Rs. 2,124.1 million and Rs. 2,226.6 million respectively and the weighted-average period over which it is expected to be recognized was 2.49 years and 2.46 years respectively.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, a summary of stock options exercisable at March 31, 2014.

Range of exercise price (Rupees per share)	Number of shares	Weighted- average exercise price (Rs.)	Weighted-average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
300-599	3,702,278	487.34	2.17	2,856.9
600-999	9,333,135	924.83	4.42	3,118.9
1,000-1,399	1,572,930	1106.22	7.04	240.3

The following table sets forth, a summary of stock options exercisable at March 31, 2013.

Range of exercise price (Rupees per share)	Number of shares	Weighted- average exercise price (Rs.)	Weighted-average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
105-299	12,675	132.05	0.07	11.6
300-599	4,423,618	476.85	2.86	2,514.2
600-999	8,249,000	930.02	4.89	950.1
1,000-1,399	912,090	1,104.86	7.92	0.3

The following table sets forth, a summary of Bank's unvested stock options outstanding at March 31, 2014.

	Shares	Weighted- average fair value at grant date (Rupees)
Unvested at April 1, 2013	12,383,070	491.57
Add: Granted during the year	4,419,650	592.94
Less: Vested during the year	2,729,720	464.45
Less: Forfeited (unvested) during the year	576,990	513.34
Unvested at March 31, 2014	13,496,010	529.32

The following table sets forth, a summary of Bank's unvested stock options outstanding at March 31, 2013.

	Shares	Weighted- average fair value at grant date (Rupees)
Unvested at April 1, 2012	11,179,890	491.52
Add: Granted during the year	4,450,200	434.91
Less: Vested during the year	2,848,740	406.15
Less: Forfeited (unvested) during the year	398,280	468.24
Unvested at March 31, 2013	12,383,070	491.57

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the key assumptions used to estimate the fair value of options.

	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Risk-free interest rate	7.60% to 9.12%	7.99% to 8.87%	7.99% to 9.07%
Expected life	6.35 years	6.35 years	6.35 to 6.98 years
Expected volatility	48.70% to 48.96%	48.99% to 49.55%	47.53% to 49.20%
Expected dividend yield	1.70% to 1.96%	1.52% to 1.96%	1.26% to 1.60%

Risk free interest rates over the expected term of the option are based on the government securities yield in effect at the time of the grant.

The expected term of an option is estimated based on the vesting term as well as expected exercise behavior of the employees who receive the option. The Bank adopted the simplified method of vesting for grants made after April 25, 2008 based on Staff Accounting Bulletin 107 which allows entities to use the simplified method while estimating the term of the share option as the historical stock option exercise pattern may no longer be representative for future exercise behavior.

Expected volatility during the estimated expected term of the option is based on historical volatility determined based on observed market prices of the Bank's publicly traded equity shares.

Expected dividends during the estimated expected term of the option are based on recent dividend activity.

18. Selected information from Indian GAAP financials

The following tables set forth, for the periods indicated, the income statement and balance sheet as per the format required by Regulation S-X.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Interest and dividend income	494,792.5	448,845.9	379,948.6
Interest expense	297,106.1	282,854.1	250,132.5
Net interest income	197,686.4	165,991.8	129,816.1
Provision for loan losses & others	27,373.9	19,234.0	12,889.7
Provision for investments	1,628.8	1,717.7	1,173.7
Net interest income after provision for loan losses and investments	168,683.7	145,040.1	115,752.7
Non-interest income	300,846.1	293,198.1	286,634.2
Non-interest expense	306,663.5	302,070.5	295,520.5
Income before income taxes, minority interest	162,866.3	136,167.7	106,866.4
Income tax expense	46,095.1	34,868.8	27,490.1
Income before minority interest	116,771.2	101,298.9	79,376.3
Less: Minority interest	6,357.5	5,262.7	2,947.0
Net income	110,413.7	96,036.1	76,429.3

	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Earnings per equity share: (Rs.)			
Basic	95.65	83.29	66.33
Diluted	95.14	82.84	66.06
Weighted average number of equity shares used in computing earnings per equity share (millions)			
Basic	1,154	1,153	1,152
Diluted	1,159	1,157	1,156

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2014	2013
Assets		
Cash and cash equivalents	482,582.3	493,708.6
Investments ¹	2,676,094.4	2,556,666.8
Loans, net ^{1,2}	3,873,417.8	3,299,741.3
Property, plant and equipment ³	55,055.6	54,734.6
Goodwill	1,432.3	1,432.3
Deferred tax asset (net)	9,297.8	26,806.0
Interest accrued, outstanding fees and other income	62,963.1	58,726.5
Assets held for sale	863.6	576.8
Other assets	313,549.9	255,824.2
Total assets	7,475,256.8	6,748,217.1
Liabilities		
Interest-bearing deposits	3,151,480.4	2,768,000.0
Non-interest bearing deposits	443,646.4	379,705.3
Short-term borrowings and trading liabilities	552,303.5	548,325.2
Long-term debt	1,279,617.2	1,177,057.0
Redeemable preferred stock	3,500.0	3,500.0
Other liabilities	1,260,303.3	1,166,947.9
Total liabilities	6,690,850.8	6,043,535.4
Minority interest	20,107.6	17,057.6
Stockholders' equity	764,298.4	687,624.1
Total liabilities and stockholders' equity	7,475,256.8	6,748,217.1

1. Includes financial securities amounting to Rs. 152,943.2 million pledged as security towards short-term borrowings amounting to Rs. 141,962.4 million.

2. Includes loans amounting to Rs. 107,324.2 million pledged as security towards long-term borrowings amounting to Rs. 106,742.2 million.

3. Includes property, plant and equipment amounting to Rs. 23.8 million, pledged in addition to negative lien on book debts as security, towards long-term borrowings amounting to Rs. 8,800.0 million.

The following tables set forth, for the periods indicated, the statement of stockholders' equity.

	Rupees in million				
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and other reserves ¹	Other special reserves ²
Balance at April 1, 2011	11,518.2	2.9	313,321.9	94,356.4	133,825.6
Proceeds from issue of share capital	9.5	..	654.0	..	..
Additions during the year	..	21.0	..	32,020.5	36,326.3
Deductions during the year	..	..	..	(2,225.3)	(7,066.0)
Balance at March 31, 2012	11,527.7	23.9	313,975.9	124,151.6	163,085.9

1. Includes revenue and other reserves and balance in profit and loss account.

2. Includes statutory reserve, special reserve, unrealized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve and reserve fund.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	Rupees in million				
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and other reserves ¹	Other special reserves ²
Balance at April 1, 2012	11,527.7	23.9	313,975.9	124,151.6	163,085.9
Proceeds from issue of share capital	8.7	..	516.5	..	..
Additions during the year	..	20.9	..	41,412.8	35,083.3
Deductions during the year	..	..	..	(2,121.5)	(61.6)
Balance at March 31, 2013	11,536.4	44.8	314,492.4	163,442.9	198,107.6

1. Includes revenue and other reserves and balance in profit and loss account.

2. Includes statutory reserve, special reserve, unrealized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve and reserve fund.

	Rupees in million				
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and other reserves ¹	Other special reserves ²
Balance at April 1, 2013	11,536.4	44.8	314,492.4	163,442.9	198,107.6
Proceeds from issue of share capital	14.0	..	1,045.4	..	..
Additions during the year	..	20.9	..	44,886.6	47,540.1
Deductions during the year	..	..	..	(14,519.7)	(2,313.0)
Balance at March 31, 2014	11,550.4	65.7	315,537.8	193,809.8	243,334.7

1. Includes revenue and other reserves and balance in profit and loss account.

2. Includes statutory reserve, special reserve, unrealized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve and reserve fund.

3. Includes Rs. 14,192.3 million utilized for creation of deferred tax liability on balance in Special Reserve at March 31, 2013 in accordance with Reserve Bank of India circular dated December 20, 2013.

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in profit and loss account.

	Rupees in million		
	March 31, 2014	March 31, 2013	March 31, 2012
Balance at the beginning of the year	103,294.6	68,048.8	40,077.7
Additions during the year	110,413.7	96,036.1	76,429.4
Proposed dividend	(30,188.5)	(27,015.2)	(22,281.9)
Deductions during the year	(38,044.2)	(33,775.1)	(26,176.4)
Balance at the end of the year	145,475.6	103,294.6	68,048.8

The cash flow statement is in compliance with the requirements of IAS 7 – Cash Flow Statements.

The following table sets forth, for the periods indicated, the supplementary information to the cash flow statement.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Conversions of loans to shares	3,591.9	1,176.1	8,493.8
Interest paid	287,917.7	284,851.3	248,148.7

19. Estimated fair value of financial instruments

The Group's financial instruments include non-derivative financial assets and liabilities as well as derivative instruments. Fair value estimates are generally subjective in nature, and are made at a specific point in time based on the characteristics of the financial instruments and relevant market information. Quoted market

F-85

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

prices are used, wherever available. In other cases, fair values are based on estimates using present value or other valuation techniques. These techniques involve uncertainties and are significantly affected by the assumptions used and judgments made regarding risk characteristics of various financial instruments, discount rates, estimates of future cash flows and other factors. Changes in assumptions could significantly affect these estimates and the resulting fair values. Derived fair value estimates cannot necessarily be substantiated by comparison to independent markets and in many cases, may not be realized in an immediate sale of the instruments.

Fair value estimates are based on existing financial instruments without attempting to estimate the value of anticipated future business and the value of assets and liabilities that are not considered as financial instruments. Disclosure of fair values is not required for certain items such as investments accounted for under the equity method of accounting, obligations for pension and other post-retirement benefits, income tax assets and liabilities, property and equipment, pre-paid expenses, core deposit intangibles and the value of customer relationships associated with certain types of consumer loans, particularly the credit card portfolio and other intangible assets. Accordingly, the aggregate fair value amount presented does not purport to represent and should not be considered representative of the underlying market or franchise value of the Group. In addition, because of differences in methodologies and assumptions used to estimate fair values, the Group's fair values should not be compared to those of other financial institutions.

The methods and assumptions used by the Group in estimating the fair values of financial instruments are described below.

Cash and balances with banks and money at call and short notice

The carrying amounts reported in the balance sheet approximate fair values because a substantial amount of the portfolio has maturities of less than three months.

Investments

The fair values of investments are generally determined based on quoted or other independent market prices. Values for interest rate and foreign exchange products are based on quoted or other independent market prices or are estimated using pricing models or discounted cash flows. For certain debt and equity investments that do not trade on established exchanges and for which markets do not exist, estimates of fair value are based upon management's review of the investee's financial results, condition and prospects.

Advances

The fair values of commercial and consumer loans are estimated by discounting the contractual cash flows using interest rates currently offered on various loan products. The carrying value of certain other loans approximate fair value due to the short-term nature of these loans. The advances are classified as Level 3 instruments in view of absence of any significant market observable data for valuation of these instruments.

Deposits

The carrying amount of deposits with no stated maturity is considered to be equal to their fair value. Fair value of fixed rate time deposits is estimated by discounting contractual cash flows using interest rates currently offered on the deposit products. Fair value estimates for deposits do not include the benefit that results from the low-cost funding provided by the deposit liabilities compared to the cost of alternative forms of funding (core deposit intangibles). The deposits are classified as Level 3 instruments in view of absence of any significant market observable data for valuation of these instruments.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Borrowings

The fair value of the Group's debt is estimated by discounting future contractual cash flows using appropriate interest rates and credit spreads. The carrying value of certain other borrowings approximates fair value due to the short-term nature of these borrowings. The borrowings are classified as Level 2 instruments in view of the inputs used like interest rates, yield curves, credit spreads, which are available from public sources like Reuters, Bloomberg and Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India.

The following table sets forth, for the periods indicated, the listing of the fair value by category of financial assets and financial liabilities.

	Rupees in million			
	At March 31, 2014		At March 31, 2013	
	Carrying value	Estimated fair value	Carrying value	Estimated fair value
Financial assets				
Cash and balances with Reserve Bank of India	220,969.3	220,969.3	193,062.0	193,062.0
Balances with banks and money at call and short notice	261,613.0	261,613.0	300,646.5	300,646.5
Investments	2,676,094.4	2,635,486.9	2,556,666.8	2,559,776.2
Advances	3,873,417.8	3,863,829.3	3,299,741.3	3,270,295.8
Other assets	329,443.4	329,443.4	272,741.9	272,741.9
Total	7,361,537.9	7,311,341.9	6,622,858.5	6,596,522.4
Financial liabilities				
Interest-bearing deposits	3,151,480.4	3,169,837.1	2,768,000.1	2,787,973.4
Non-interest-bearing deposits	443,646.4	443,646.4	379,705.3	379,705.3
Borrowings ¹	1,835,420.7	1,858,378.0	1,728,882.2	1,756,133.6
Other liabilities and provisions	1,235,880.3	1,235,880.3	1,146,502.4	1,146,502.4
Total	6,666,427.8	6,707,741.8	6,023,090.0	6,070,314.7

1. Includes preference share capital with a carrying value of Rs. 3,500.0 million (March 31, 2013: Rs. 3,500.0 million).

20. Differences between Indian GAAP and U.S. GAAP

The consolidated financial statements of the Group are prepared in accordance with Indian GAAP, which differs in certain significant aspects from U.S. GAAP.

The following tables summarize the significant adjustments to consolidated net income and stockholders' equity which would result from the application of U.S. GAAP.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

1. Net income reconciliation

	Note	Rupees in million		
		Year ended March 31,		
		2014	2013	2012
Consolidated profit after tax as per Indian GAAP excluding minority interests¹		110,413.7	96,036.1	76,429.3
Adjustments on account of:				
Allowance for loan losses	(a)	(8,720.4)	(1,349.5)	2,009.8
Business combinations	(b)	(776.8)	(1,127.4)	(1,953.6)
Consolidation ²	(c)	(1,177.9)	1,916.6	1,445.5
Valuation of debt and equity securities	(d)	(5,796.8)	2,148.0	(428.2)
Amortization of fees and costs	(e)	6,869.6	9,009.3	369.0
Accounting for derivatives	(f)	382.1	229.5	(982.1)
Accounting for compensation costs	(g)	(2,193.8)	(1,814.6)	(1,714.0)
Accounting for securitization	(h)	(544.1)	5.2	(377.2)
Deferred tax benefit/(expense) ²	(i)	5,190.9	(4,001.7)	(3,987.8)
Others		(2,225.5)	—	—
Total impact of all adjustments		(8,992.7)	5,015.4	(5,618.7)
Net income as per U.S. GAAP attributable to ICICI Bank stockholders		101,421.0	101,051.5	70,810.7
Net income as per U.S. GAAP attributable to non-controlling interests¹		887.5	541.0	440.6
Total net income as per U.S. GAAP		102,308.5	101,592.5	71,251.3
Basic earnings per share (Rs.)				
Indian GAAP (consolidated)		95.65	83.29	66.33
U.S. GAAP (consolidated)		87.86	87.64	61.45
Diluted earnings per share (Rs.)				
Indian GAAP (consolidated)		95.14	82.84	66.06
U.S. GAAP (consolidated)		87.48	87.21	61.21

1. Profit attributable to minority interests as per Indian GAAP was Rs. 6,357.5 million (March 31, 2013: Rs. 5,262.7 million and March 31, 2012: Rs. 2,947.0 million).
2. Includes gain/(loss) of Rs. 1,108.4 million for year ended March 31, 2012 in 'Consolidation' and Rs. (279.7) million for the year ended March 31, 2012 in 'Deferred taxes benefit/(expense)' due to retrospective adoption of guidance given in Accounting Standards Update 2010-26 "Financial Services-Insurance (Topic 944): Accounting for Costs Associated with Acquiring or Renewing Insurance Contracts" as issued by the Financial Accounting Standards Board (FASB) in October 2010.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

2. Stockholders' equity reconciliation

	Note	Rupees in million	
		At March 31, 2014	2013
Consolidated networth as per Indian GAAP excluding minority interests ¹		764,298.5	687,624.1
Adjustments on account of:			
Allowance for loan losses	(a)	(20,115.3)	(11,394.9)
Business combinations	(b)	30,833.2	31,808.4
Consolidation	(c)	6,884.7	9,468.8
Valuation of debt and equity securities	(d)	(36,978.3)	(236.9)
Amortization of fees and costs	(e)	(14,603.0)	(20,612.7)
Accounting for derivatives	(f)	2,722.2	2,316.8
Accounting for compensation costs	(g)	865.1	865.1
Accounting for securitization	(h)	289.1	542.5
Deferred taxes	(i)	38,666.2	10,239.1
Others	(j)	(62.2)	(62.2)
Proposed dividend	(k)	29,082.1	26,007.9
Total impact of all adjustments		37,583.8	48,941.9
ICICI Bank stockholders' equity as per U.S. GAAP		801,882.3	736,566.0
Non-controlling interests ¹		1,480.7	1,507.2
Total equity as per U.S. GAAP		803,363.0	738,073.2

1. Networth, representing capital and reserves and surplus, attributable to minority interests as per Indian GAAP was Rs. 20,107.6 million (March 31, 2013: Rs. 17,057.6 million).

a) Allowance for loan losses

The differences in the allowance for loan losses between Indian GAAP and U.S. GAAP are primarily on account of:

- i. Difference in the discount rates used for computing allowances created on restructured assets, including allowances on certain loans transferred to asset reconstruction companies not accounted for as a sale under U.S. GAAP.
- ii. Allowances for loan losses created on other impaired loans made in accordance with FASB ASC Topic 450, "Contingencies" and FASB ASC Topic 310, "Receivables" under U.S. GAAP and graded provisioning rates on non-performing loans, subject to minimum provisioning rates prescribed by Reserve Bank of India guidelines under Indian GAAP for the Bank.
- iii. Allowances for credit losses on the performing portfolios based on the estimated probable losses inherent in the portfolio under U.S. GAAP as compared to prescriptive provisioning norms for standard assets as per Reserve Bank of India norms under Indian GAAP for the Bank.

Under U.S. GAAP, the impaired loans portfolio is classified into restructured loans and other impaired loans. Restructured loans represent loans whose terms relating to interest and installment payments have been modified and qualify as troubled debt restructurings as defined in FASB ASC Subtopic 310-40, "Troubled Debt Restructurings by Creditors". Other impaired loans represent loans other than restructured loans, which qualify for impairment as per FASB ASC Subtopic 310-10, "Receivables Overall".

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Allowances on restructured loans

Under Indian GAAP, the provision on restructured loans is required to be equal to the difference between the fair value of the loan before and after restructuring. The fair value of the loan before restructuring is computed as the present value of cash flows representing the interest at the existing rate charged on the loan before restructuring and the principal. The fair value of the loan after restructuring is computed as the present value of cash flows representing the interest at the rate charged under the loan's restructured terms and the principal. Both sets of cash flows are discounted at the Bank's Base Rate plus the appropriate term premium and credit risk premium for the borrower category or other applicable rate.

Under U.S. GAAP, the allowance for loan losses for restructured loans is created by discounting expected cash flows at originally contracted interest rates, unlike Indian GAAP, under which the original and restructured cash flows are discounted at the current estimated lending rate. Allowances recognized on account of reductions of future interest rates as a part of troubled debt restructurings are accreted as a credit to the provision for loan losses over the tenor of the restructured loan.

Under Indian GAAP, loan accounts subjected to restructuring are upgraded to the standard category if the borrower demonstrates, over a minimum period of one year, the ability to repay the loan in accordance with the contractual terms and the borrower gets reinstated to a normal level of general provisions for standard loans/risk weights for capital adequacy computations. The period of one year is from the commencement of the first payment of principal or interest whichever is later on the credit facility with the longest period of moratorium under the restructured terms. However, the process of up-gradation under U.S. GAAP is not rule-based and the timing of up-gradation may differ across individual loans.

Allowances on other impaired loans

The difference related to the provision for loans classified as other impaired under U.S. GAAP arises from differences in conclusions as to whether loans are impaired and due to a difference in methodology applied to calculate the allowance for loan losses under U.S. GAAP and Indian GAAP.

Under Indian GAAP, non-performing loans are classified into three categories: sub-standard assets, doubtful assets and loss assets. A loan is classified as sub-standard if interest payments or installments have remained overdue for more than 90 days. A provision of 15.0% is required for all sub-standard loans. An additional provision of 10.0% is required for accounts that are ab-initio unsecured. A loan is classified as a doubtful loan if it has remained sub-standard for more than twelve months. A 100% provision/write-off is required with respect to the unsecured portion of the doubtful loans. A 100% provision is required for the secured portion of loans classified as doubtful for more than three years and is recorded in a graded manner as the three year period occurs. A loan is classified as a loss asset if the losses on it are identified or the loan is considered uncollectible. For loans classified as a loss, the entire loan is required to be written off or provided for.

Under U.S. GAAP, larger balance, non-homogenous exposures representing significant individual credit exposures (both funded and non-funded), are individually evaluated. The evaluation includes considerations of both qualitative and quantitative criteria, including but not limited to, the account conduct, future prospects, repayment history and financial performance. Loans are considered impaired when, based on current information and events, it is probable that the Bank will be unable to collect scheduled payments of principal or interest when due according to the contractual terms of the loan agreement. In addition to the detailed review of significant individual credit exposures, the Bank also classifies its loans based on the overdue status of each account, based on which a loan is assessed for classification as impaired if principal or interest has remained

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

overdue for more than 90 days. The Bank establishes specific allowances for each impaired larger balance, non-homogenous exposure based on either the present value of expected future cash flows or in case of a collateral dependent loan, the net realizable value of the collateral.

Smaller balance homogenous loans, including consumer mortgage, installment, revolving credit and most other consumer loans are evaluated for impairment at an aggregate portfolio level for each loan type. The allowance for loan losses attributed to these loans is established through a process that includes an estimate of probable losses inherent in the portfolio, based upon statistical analysis that, among other factors, includes analysis of historical delinquency and credit loss experience.

Under Indian GAAP, on the maturity or termination of the derivative contracts, any amount due from the counter-party, if not collected within 90 days, is required to be reversed through income statement under Reserve Bank of India guidelines. Under U.S. GAAP, these receivables are analyzed to identify the required provisions in the same manner as individual credit exposures.

Allowances on performing loans

Under U.S. GAAP, allowances for credit losses on the performing loans are made under FASB Topic 450, "Contingencies". The Bank estimates the unallocated allowance on commercial loans based on the internal credit slippage matrix and overall portfolio quality as determined by internal credit ratings. The internal credit slippage matrix reflects default rates historically observed by the Bank and the internal credit ratings of exposures reflect current economic conditions and relevant risk factors.

Under Indian GAAP, the allowances on the performing portfolios are based on guidelines issued by the Reserve Bank of India. The provisioning requirement is a uniform rate of 0.4% for all standard assets except –

- direct advances to agricultural and the Small and Micro Enterprise sectors, which attract a provisioning requirement of 0.25%,
- advances to commercial real estate residential and non-residential sectors which attract a provisioning requirement of 0.75% and 1.0% respectively,
- housing loans, where such loans are made at comparatively lower interest rates for the first years of the loan after which the rates are reset at higher rates, which attract a provisioning requirement of 2.0%.

In May 2011, the Reserve Bank of India increased the standard asset provisioning on restructured loans to 2.0% in the first two years from the date of restructuring. Loans restructured with a moratorium on payment of interest/principal attract a standard asset provision of 2.0% for the period covering the moratorium and two years thereafter. Restructured accounts classified as non-performing advances when upgraded to the standard category carry a provision of 2.0% in the first year from the date of up-gradation. In November 2012, Reserve Bank of India increased the standard asset provision on restructured loans from 2.00% to 2.75%. Standard asset provisions on accounts restructured after June 1, 2013 was increased to 5.0%. The standard asset provision required on accounts restructured before June 1, 2013 was increased to 3.5% from March 31, 2014, and would be further increased to 4.25% from March 31, 2015 and 5.0% from March 31, 2016.

Under Indian GAAP, the Reserve Bank of India guidelines do not specify the conditions under which the assets may be written-off. The Bank has internal policies for charge off of non-performing loans against loan loss allowances. Loans, including mortgage loans, are generally charged off against allowances when, based on a borrower-specific evaluation of the possibility of further recovery, the Bank concludes that the balance cannot be collected. The Bank evaluates whether a balance can be collected based on the realizable value of collateral.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

the results of the Bank's past recovery efforts, the possibility of recovery through legal recourse and the possibility of recovery through settlement. Small-balance homogenous loans other than mortgage loans are generally charged off against allowances after predefined periods of delinquency, as follows:

- Two wheeler loans: overdue for 1 continuous year
- Unsecured small value personal loans: overdue for 1 continuous year
- Credit card receivables: overdue for 4 continuous years
- Other consumer loans: overdue for 5 continuous years

The same criteria are used for charge off of impaired loans under U.S. GAAP.

The Bank transfers certain impaired loans to borrower specific funds/trusts managed by asset reconstruction companies in exchange for security receipts issued by the funds/trusts, as part of the strategy for resolution of non-performing assets. The funds/trusts have been set up by the asset reconstruction companies under enacted debt recovery legislation in India and they aim to improve the recoveries of banks on non-performing assets by aggregating lender interests and speeding up the enforcement of security interests by lenders. While under Indian GAAP, such transfers are recognized as a sale, under U.S. GAAP these transfers are not recognized as a sale due to the following reasons:

- Certain transfers do not qualify for sale accounting under FASB ASC Topic 860, "Transfers and servicing".

- Certain transfers were impacted by FASB ASC Subtopic 810-10, "Consolidation – overall". The funds/trusts to which these loans have been transferred are variable interest entities within the definition contained in ASC Subtopic 810-10. As the Bank is the 'Primary Beneficiary' of certain of these funds/trusts, it is required under U.S. GAAP to consolidate these entities.

The following table sets forth, for the periods indicated, the difference in aggregate allowances for loan losses between Indian GAAP and U.S. GAAP as attributable to the aforementioned reconciling items.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Differences due to provision on loans classified as troubled debt restructuring under U.S. GAAP (includes cases transferred to asset reconstruction company)	14.4	3,913.0	2,976.4
Differences due to provisions on loans classified as other impaired under U.S. GAAP ¹	(5,946.3)	(4,982.6)	(260.1)
Differences due to provisions created on performing assets	(2,788.5)	(279.9)	(706.5)
Total difference in allowance for loan losses	(8,720.4)	(1,349.5)	2,009.8

1. Includes provision on smaller balance homogeneous loans.

The differences in the methodology of computing loan loss allowances between Indian GAAP and U.S. GAAP, as described above, result in timing differences in the recognition of such losses.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The movement in the difference in provisions under Indian GAAP and U.S. GAAP on loans classified as troubled debt restructuring primarily reflects the timing difference in the provision made. The provisions on "other impaired loans" increased during fiscal 2013 and fiscal 2014 due to higher provision on commercial loans under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP. The provision on commercial loans increased under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP due to higher additions to non-performing loans during the year.

During fiscal 2014, provision on performing loans under U.S. GAAP increased as compared to Indian GAAP primarily due to increase in overall loan portfolio and credit rating downgrades for certain loans.

The cumulative provisions under U.S. GAAP at March 31, 2014 continue to be higher than the cumulative provisions held under Indian GAAP as shown in the statement of stockholders' equity reconciliation.

b) Business combinations

The differences arising due to business combinations are primarily on account of:

- i) Determination of the accounting acquirer and
- ii) Accounting for intangible assets.

Under U.S. GAAP, the amalgamation between ICICI Bank Limited and ICICI Limited was accounted for as a reverse acquisition in fiscal 2003. This means that ICICI Limited was recognized as the accounting acquirer in the amalgamation, although ICICI Bank Limited was the legal acquirer. On the acquisition date, ICICI Limited held a 46% ownership interest in ICICI Bank Limited. Accordingly, the acquisition of the balance 54% ownership interest was accounted for as a step-acquisition. Under Indian GAAP, ICICI Bank Limited was recognized as the legal and the accounting acquirer and the assets and liabilities of ICICI Limited were incorporated in the books of ICICI Bank Limited in accordance with the purchase method of accounting. Further, under U.S. GAAP, the amalgamation resulted in goodwill and intangible assets while the amalgamation under Indian GAAP resulted in a capital reserve (negative goodwill), which was accounted for as Revenue and Other Reserves according to the scheme of amalgamation.

During fiscal 2011, ICICI Bank acquired Bank of Rajasthan Limited through exchange of common stock. The acquisition of the Bank of Rajasthan Limited was accounted for under Indian GAAP as per the Reserve Bank of India approved scheme of merger. Under Indian GAAP, the purchase consideration was determined to be Rs. 341.8 million based on the paid-up value of common stock issued. Under U.S. GAAP, the purchase consideration was determined as the fair value of total consideration transferred, based on ASC Topic 805, at Rs. 32,929.6 million. The impact of this, and some other non-significant factors relating to the accounting of business combinations, resulted in an increase in reconciliation differences of Rs. 32,682.7 million in stockholders' equity reconciliation due to accounting of business combinations for acquisition of Bank of Rajasthan in fiscal 2011. Under U.S. GAAP, goodwill of Rs. 27,120.9 million and definite life intangible assets of Rs. 3,898.0 million have been recorded. The acquisition of the Bank of Rajasthan was determined not to have been a material acquisition based on the Regulation S-X criteria. Under Indian GAAP, no goodwill and intangible assets were recognized as per scheme of merger approved by the Reserve Bank of India. Under U.S. GAAP goodwill and intangible assets were recognized based on purchase method of accounting under ASC 805.

Further, for certain other acquisitions made by the Group, no goodwill and intangibles have been accounted for under Indian GAAP primarily due to accounting for the amalgamation by the pooling of interests method and as per scheme of merger approved by Reserve Bank of India. However, under U.S. GAAP, goodwill has been accounted for in accordance with FASB ASC Topic 805, "Business Combinations", and FASB ASC Topic 350, "Intangibles – Goodwill and others".

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under U.S. GAAP subsequent to the adoption of ASC Topic 350, the Group does not amortize goodwill and intangibles with infinite life but instead tests the same for impairment at least annually. The annual impairment test under ASC Topic 350 does not indicate an impairment loss for fiscal 2014.

Under U.S. GAAP definite lived intangible assets are amortized over their estimated useful lives in proportion to the economic benefits consumed in each period.

The following table sets forth, the estimated useful lives of intangible assets.

	No. of years
Customer-related intangibles	4 to 10
Core deposits	2 to 5
Operating lease	7

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for business combinations under Indian GAAP and U.S. GAAP.

	Rupees in million		
Reconciling items	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Amortization of intangibles	(848.3)	(961.9)	(1,692.3)
Others	71.5	(165.5)	(261.3)
Total difference in business combinations	(776.8)	(1,127.4)	(1,953.6)

c) Consolidation

The differences on account of consolidation are primarily on account of:

1. Consolidation of insurance subsidiaries;
2. Equity affiliates and majority owned subsidiaries; and
3. Consolidation of variable interest entities.

Under Indian GAAP, consolidation is required only if there is ownership of more than one-half of the voting power of an enterprise or control of the composition of the Board of Directors in the case of a company or of the composition of the governing body in case of any other enterprise.

Under Indian GAAP, the insurance subsidiaries (ICICI Prudential Life Insurance Company Limited and ICICI Lombard General Insurance Company Limited) are fully consolidated whereas under U.S. GAAP, these subsidiaries are accounted for by the equity method of accounting as the minority shareholders have substantive participating rights as defined in ASC Subtopic 810-10.

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for consolidation under Indian GAAP and U.S. GAAP.

	Rupees in million		
Reconciling items	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Profit/(loss) as per U.S. GAAP for insurance subsidiaries (1)	19,175.2	20,451.5	9,470.6
Less: Profit/(loss) as per Indian GAAP for insurance subsidiaries	20,769.5	18,016.1	9,678.0
Net reconciliation difference for insurance subsidiaries (2)	(1,594.3)	2,435.4	(207.4)
Profit/(loss) from insurance subsidiaries attributable to the	(1,164.3)	1,788.4	(133.9)

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Reconciling items	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Group ⁽³⁾			
Profit/(loss) from equity affiliates and majority owned subsidiaries	(1,609.4)	(1,025.0)	(1,061.8)
Profit/(loss) on consolidation of variable interest entities and special purpose entities ⁽⁴⁾	1,595.8	1,153.2	2,641.2
Total differences in consolidation	(1,177.9)	1,916.6	1,445.5

1. Includes the impact of retrospective adoption of guidance given in Accounting Standards Update 2010-26 "Financial Services-Insurance (Topic 944): Accounting for Costs Associated with Acquiring or Renewing Insurance Contracts" as issued by the Financial Accounting Standards Board (FASB) in October 2010 for the year ended March 31, 2012.
2. Represents total differences in profit/(loss) between Indian GAAP and U.S. GAAP for life insurance and general insurance subsidiaries, as noted separately below.
3. Represents the Group's share of profit/(loss) in "Net reconciliation difference for insurance subsidiaries" and excludes the share of non-controlling interest holders. The Group owns part, not all, of the insurance subsidiaries. As such, only a portion of "Net reconciliation difference for insurance subsidiaries" is attributable to the Group; the rest is attributable to non-controlling interest holders. The share attributable to the Group constitutes the "Profit/(loss) from insurance subsidiaries attributable to the Group." Reconciling items pertaining to significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP for life insurance subsidiary and for general insurance subsidiary are discussed separately below.
4. Does not include any amount that is attributable to non-controlling interest holders.

The following table sets forth, for the periods indicated, the significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP in case of the life insurance subsidiary.

Rupees in million

Reconciling items	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Profit/(loss) as per Indian GAAP	15,655.9	14,958.3	13,841.3
Adjustments on account of			
Difference in statutory reserve and unallocated policyholders' surplus, net of amortization of deferred acquisition cost ⁽¹⁾	3,708.6	3,905.9	3,028.0
Actuarial reserves on lapsed policies	(1,304.1)	(3,114.7)	(1,986.0)
Compensation costs	33.6	22.9	(74.2)
Unrealized gain/(loss) on trading portfolio of participating funds	(1,397.0)	1,577.5	(866.3)
Deferred taxes ⁽¹⁾	(141.1)	(897.5)	(129.3)
Others	(3.0)	(3.0)	(2.9)
Profit/(loss) as per U.S. GAAP	16,552.9	16,449.4	13,810.6

1. Includes gain/(loss) of Rs. 1,468.9 million for year ended March 31, 2012 due to retrospective adoption of guidance given in Accounting Standards Update 2010-26 "Financial Services-Insurance (Topic 944): Accounting for Costs Associated with Acquiring or Renewing Insurance Contracts" as issued by the Financial Accounting Standards Board (FASB) in October 2010.

The aforesaid differences in respect of the life insurance subsidiary are described below.

i) Difference in statutory reserve and unallocated policyholders' surplus, net of amortization of deferred acquisition cost.

Statutory reserve

Reserves under Indian GAAP are held as per the requirements of the Insurance Regulatory and Development Authority and the Actuarial Society of India. Accordingly, the reserves are computed using the Gross Premium Method (reserves are computed as the present value of future benefits including future bonuses and the present value of expenses including overheads and are net of the present value of future total premiums, paid by policyholders). Reserves under U.S. GAAP are valued using the Modified Net Premium Method as per the valuation norms prescribed under U.S. GAAP. The liability consists of two parts, namely, policy reserves (comprising benefit reserve and maintenance expense reserve) and deferred premium liability.

F-95

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The benefit reserve is computed as the present value of benefits less the present value of the net premium for benefits. The maintenance expense reserve is computed as the present value of maintenance expenses less the present value of net premiums for maintenance expenses. Deferred premium liability is held in accordance with ASC Topic 944-40-25-28 for products where the premium paying term is shorter than the policy term so as to allow the emergence of the profits over the entire policy term. Under unit-linked products, the excess of initial charges over ultimate charges is held as unearned revenue reserve to allow for the emergence of the profit over the term of the policy.

Unallocated policyholders' surplus

Unallocated policyholders' surplus represents amount to be set aside for policyholders under participating products as required under U.S. GAAP.

Amortization of deferred acquisition cost

Under Indian GAAP, acquisition cost is charged to the revenue account in the year in which it is incurred whereas under U.S. GAAP, the same is deferred over the policy term. The deferred acquisition costs are amortized in proportion to premium revenue recognition for traditional insurance products and based on the present value of estimated gross profits (EGP) for unit linked and universal life products. Under U.S. GAAP, until fiscal 2012, the expenses that varied with and were primarily related to the acquisition of new business were carried as deferred acquisition cost. This deferred acquisition cost was capitalized and amortized in accordance with ASC Topics 944-30-30, 944-30-35 and 944-30-45. During fiscal 2013, the life insurance subsidiary has adopted the guidance given in Accounting Standards Update 2010-26 "Financial Services-Insurance (Topic 944): Accounting for Costs Associated with Acquiring or Renewing Insurance Contracts" as issued by the Financial Accounting Standards Board (FASB) in October 2010. This guidance modifies the definition of the types of costs incurred by insurance entities that can be capitalized in the acquisition of new and renewal contracts. Accordingly, only certain acquisition costs specified in Accounting Standards Update 2010-26 can be deferred that are related directly to the successful acquisition of new or renewal insurance contracts. The Update also gives guidance on criteria for capitalization of portion of the employee's total compensation and other costs related directly to the acquired contracts.

The life insurance subsidiary had applied the above guidance retrospectively with effect from April 1, 2010. Consequently, certain acquisition costs previously capitalized by the subsidiary are no longer eligible for deferral, which include portion of compensation paid to frontline staff and certain policy issuance processing costs. As a result of adoption of the new guidance in fiscal 2013, the cumulative effect of adjustment was a decrease in the shareholders' equity of life insurance subsidiary at April 1, 2010 amounting to Rs. 11,009.4 million, of which the decrease attributable to the Group was Rs. 8,134.8 million.

ii) Actuarial reserves on lapsed policies

Under U.S. GAAP, certain actuarial reserves on lapsed policies created in earlier years are released through the profit and loss account. The release of such actuarial reserves has been accounted as funds for future appropriations as a balance sheet item under Indian GAAP in accordance with the instructions received from the Insurance Regulatory and Development Authority and is recognized in profit and loss account on expiry of reinstatement period.

iii) Compensation costs

Accounting of employee stock options

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under Indian GAAP, stock compensation costs are accounted for using the intrinsic value method as compared to U.S. GAAP where the compensation costs have been accounted for based on fair value method in accordance with the requirement of FASB ASC Topic 718 "Compensation-Stock Compensation".

Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses to be recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account.

iv) Unrealized gain/(loss) on trading portfolio of participating funds

Under Indian GAAP, accounting for investments is in accordance with the guidelines issued by the Insurance Regulatory and Development Authority, which do not allow the unrealized gain to be routed through the revenue account except in the case of linked businesses. Under U.S. GAAP, as per the requirements of FASB ASC Topic 320 "Investments-Debt and Equity Securities", unrealized gain/(loss) on investments classified as held for trading is taken to the revenue account.

v) Deferred taxes

The differences in the accounting for deferred taxes are primarily on account of:

- i) Tax impact of all U.S. GAAP adjustments.
- ii) Under Indian GAAP, deferred tax assets or liabilities are created based on substantively enacted tax rates, whereas under U.S. GAAP, these are created on enacted tax rates in force at the balance sheet date.

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of the significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP for the general insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Profit as per Indian GAAP	5,113.6	3,057.8	(4,163.3)
Adjustments on account of			
Provision for re-insurance commission	(1,419.8)	(1,543.2)	(271.4)
Amortization of deferred acquisition costs ⁽¹⁾	348.0	503.5	(17.2)
Premium deficiency	17.3	1,205.8	(606.2)
Compensation costs	(39.7)	(9.1)	(108.6)
Deferred taxes ⁽¹⁾	(1,426.7)	(235.1)	1,800.5
Others	29.6	1,022.4	(973.8)
Profit/(Loss) as per U.S. GAAP	2,622.3	4,002.1	(4,340.0)

1. Includes gain/(loss) of Rs. 32.1 million for the year ended March 31, 2012 due to retrospective adoption of guidance given in Accounting Standards Update 2010-26 "Financial Services-Insurance (Topic 944): Accounting for Costs Associated with Acquiring or Renewing Insurance Contracts" as issued by the Financial Accounting Standards Board (FASB) in October 2010.

The aforesaid differences in respect of the general insurance subsidiary are described below.

i) Provision for re-insurance commission

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under Indian GAAP in the absence of any specific guidance, re-insurance commission on business ceded is recognized as income in the year of the ceding of the risk. Under U.S. GAAP, proceeds from re-insurance transactions that represent recovery of acquisition costs are reduced from unamortized acquisition costs in such a manner that net acquisition costs are capitalized and charged to expense in proportion to net revenue recognized.

ii) Amortization of deferred acquisition costs

Under Indian GAAP, acquisition cost is charged as expense to the revenue account in the year in which it is incurred whereas under U.S. GAAP the same is capitalized and charged to expense in proportion to premium revenue recognized. Under U.S. GAAP, till fiscal 2012, the expenses that varied with and were primarily related to the acquisition of new business were carried as deferred acquisition cost. This deferred acquisition cost was capitalized and amortized in accordance with ASC Topics 944-30-30, 944-30-35 and 944-30-45. During fiscal 2013, the general insurance subsidiary has adopted the guidance given in Accounting Standards Update 2010-26 "Financial Services-Insurance (Topic 944): Accounting for Costs Associated with Acquiring or Renewing Insurance Contracts" as issued by the Financial Accounting Standards Board (FASB) in October 2010. This guidance modifies the definition of the types of costs incurred by insurance entities that can be capitalized in the acquisition of new and renewal contracts. Accordingly, only certain acquisition costs specified in Accounting Standards Update 2010-26 can be deferred that are related directly to the successful acquisition of new or renewal insurance contracts. The Update also gives guidance on criteria for capitalization of portion of the employee's total compensation, other costs related directly to the acquired contracts.

The general insurance subsidiary has applied the new guidance retrospectively with effect from April 1, 2010. Consequently, certain acquisition costs previously capitalized by the subsidiary are no longer eligible for deferment. As a result of adoption of the new guidance in fiscal 2013, the cumulative effect of adjustment was a decrease in the shareholders' equity of general insurance subsidiary at April 1, 2010 amounting to Rs. 134.2 million of which the decrease attributable to the Group was Rs. 98.7 million.

iii) Premium deficiency

Under Indian GAAP, premium deficiency is recognized if the sum of the expected claims costs, related expenses and maintenance costs exceed related unearned premiums. Indian regulations require assessment and recognition of premium deficiency at company level (uptill fiscal 2013 under "Fire", "Marine", "Miscellaneous" segments). Under U.S. GAAP a premium deficiency for each line of business is assessed and recognized in the revenue account if the sum of expected claim costs and claims adjustment expenses, expected dividends to policyholders, un-amortized acquisition costs and maintenance costs exceed related unearned premiums.

A premium deficiency is recognized by first charging un-amortized acquisition costs to expense, to the extent required to eliminate the deficiency. If the premium deficiency is greater than un-amortized acquisition costs, a liability for the excess deficiency is required to be accrued.

iv) Compensation costs

Accounting of employee stock options

Under Indian GAAP, stock compensation costs are accounted for by the intrinsic value method as compared to U.S. GAAP where the compensation costs have been accounted for at the fair value method in accordance with the requirement of FASB ASC Topic 718 "Compensation-Stock Compensation".

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses to be recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account.

v) Deferred taxes

The differences in the accounting for deferred taxes are primarily on account of:

- i. Tax impact of all U.S. GAAP adjustments;
- ii. Under Indian GAAP, deferred tax assets or liabilities are created based on substantively enacted tax rates, whereas under U.S. GAAP, these are created on enacted tax rates in force at the balance sheet date.
- iii. Under Indian GAAP, deferred tax assets on unabsorbed depreciation or carried forward losses are recognized only if there is virtual certainty of realization of such assets, whereas under U.S. GAAP it is recognized based on more-likely-than-not criteria.

vi) Others

Under Indian GAAP, provision for insurance claim on third party commercial vehicles was made based on Insurance Regulatory and Development Authority guidelines. Under U.S. GAAP, provision is made based on management estimate and loss experience of commercial vehicles.

Under Indian GAAP, the Group has not consolidated certain entities in which investments are intended to be temporary. However under U.S. GAAP, these entities have been consolidated in accordance with FASB ASC Subtopic 810-10, "Consolidation – Overall". Under Indian GAAP, investment in 3i Infotech Limited was not accounted as per equity method based on the severe long-term restrictions on 3i Infotech Limited under restructuring arrangement that impair the ability of 3i Infotech Limited to transfer funds to its investors and the Group's continued intention to reduce the stake in 3i Infotech Limited below 20% in the future. However, under U.S. GAAP, this entity has been accounted for as an equity affiliate in accordance with FASB ASC Subtopic 323-10 "Investments – Equity Method and Joint Ventures". The loss pick up for 3i Infotech for the year ended March 31, 2014 and March 31, 2013 amounted to Rs. 1,176.5 million and Rs. 1,423.4 million respectively under U.S. GAAP.

Profit/(loss) on consolidation of Variable Interest Entities (VIEs)

The Bank has applied FASB ASC Subtopic 810-10, "Consolidation – Overall" to consolidate certain variable interest entities. The Bank has consolidated certain qualified special purpose entities used for securitization transactions, effective April 1, 2010 on adoption of FAS 167 (codified within ASC 810-10). Upon consolidation, the assets of the QSPs were incorporated into the Bank's loan portfolio and the amounts received from the investors were accounted for as borrowings. Under U.S. GAAP, the Bank accounts for the allowance for loan losses on these loans based on estimated probable losses.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under Indian GAAP, securitized assets are derecognized from the Bank's books. As such, with respect to securitization transactions entered into before February 1, 2006, the Bank accounted for any profits or losses arising from securitization upfront at the time of securitization. However, in accordance with the Reserve Bank of India guidelines for securitization, for securitization transactions entered into after February 1, 2006, the Bank accounted for any losses immediately at the time of securitization but amortized any profits over the life of the securities issued or to be issued by the QSPEs. The Bank also provides credit enhancement to the QSPEs against delinquencies on securitized assets. Under Indian GAAP, effective February 1, 2006, the recognition of losses is based on the extent of utilization of credit enhancement extended to QSPEs.

Due to these differences in the Bank's accounting of securitization transactions, the timing of recognition of income and provision for loan losses differ under U.S. GAAP and Indian GAAP.

The Bank recognized a gain of Rs. 3,102.6 million for the year ended March 31, 2012 under U.S. GAAP, but not under Indian GAAP, due to higher loan loss recognized under Indian GAAP. However, provisions on loan losses declined in fiscal 2013 under Indian GAAP, resulting in lower gain of Rs. 1,411.4 million under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP in fiscal 2013. Further in fiscal 2014, there was a gain in Indian GAAP resulting in significant decline of gain in U.S. GAAP to Rs. 186.4 million. However, the cumulative impact of securitization accounting under U.S. GAAP continues to result in lower stockholder's equity as compared to Indian GAAP as of March 31, 2014. The Bank made higher provisions and recognized lower profits under U.S. GAAP in earlier years. There has been significant decline in securitized loan portfolio due to repayments and maturity of trusts and no new additional securitization activities have been undertaken by the Bank in last few years.

The Bank has extended loans to overseas entities for secondary market purchase of Foreign Currency Convertible Bonds (FCCBs) issued by Indian companies, in accordance with the contractual terms. These entities are not consolidated under Indian GAAP. Under U.S. GAAP, these entities are consolidated as VIE. The Bank has recorded a loss of Rs. 461.4 million, Rs. 258.1 million and Rs. 1,327.3 million under U.S. GAAP for the year ended March 31, 2012, March 31, 2013 and March 31, 2014 respectively due to consolidation of these VIEs. However, under Indian GAAP, the Bank recorded an allowance for loan losses against loans extended to these VIEs in fiscal 2014, resulting in a net gain of Rs. 1,409.4 million for the year ended March 31, 2014 under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP.

d) Valuation of debt and equity securities

Under Indian GAAP unrealized losses of held for trading and available for sale securities are taken to profit and loss account. Under Indian GAAP, net unrealized gains on investments by category are ignored. Under U.S. GAAP, unrealized gains or losses on trading assets are recognized in the profit and loss account and unrealized gains or losses on securities classified as 'available for sale', which include all securities classified as 'held to maturity' under Indian GAAP, are recognized in other comprehensive income under stockholders' equity except for the unrealized losses on securities identified as other than temporarily impaired which are recognized in profit and loss account.

Under Indian GAAP, unrealized gains and losses of venture capital subsidiaries investments are transferred to Reserves and Surplus. Under U.S. GAAP, unrealized gains or losses on investments of venture capital subsidiaries are recognized in the profit and loss account.

Under Indian GAAP, the impact of currency revaluation on debt securities denominated in foreign currency is taken to profit and loss account. Under U.S. GAAP, the impact of currency revaluation on non hedged 'available for sale' debt securities denominated in foreign currency is taken to other comprehensive income.

F-100

[前へ](#)

[次へ](#)

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under Indian GAAP, premium over the face value of fixed rate and floating rate securities under held to maturity category is amortized over the remaining period to maturity on an effective constant yield basis and straight line basis respectively. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate investments in government securities classified under available for sale category is amortized over the remaining period to maturity on constant yield basis and straight line basis respectively. Under U.S. GAAP, the income as per interest method is arrived by amortization/accrual of premium/discount on the face value of debt securities over the remaining period to maturity on an effective interest rate basis.

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for valuation of debt and equity securities under Indian GAAP and U.S. GAAP.

Rupees in million			
Reconciling items	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Impact of differences in mark-to-market accounting for held for trading and available for sale securities	(1,535.2)	1,771.9	1,085.6
Other than temporary impairment on AFS securities under U.S. GAAP	(2,315.3)	(2,633.9)	(5,038.3)
Unrealized gain/loss in venture funds recognized in reserve & surplus under Indian GAAP, which is accounted for in net income under U.S. GAAP	(119.9)	91.7	365.6
Impact of currency revaluation on non-hedged AFS debt securities denominated in foreign currency accounted for in profit and loss under Indian GAAP, which is accounted for in other comprehensive income under U.S. GAAP	(2,491.7)	933.8	1,066.3
Others	665.3	1,984.5	2,092.6
Total	(5,796.8)	2,148.0	(428.2)

e) Amortization of fees and costs

Loan origination fees and costs

Under U.S. GAAP, loan origination fees (net of certain costs) are amortized over the period of the loans as an adjustment to the yield on the loan. However under Indian GAAP, loan origination fees are accounted for upfront except, for certain fees, which are received in lieu of sacrifice of future interest, which are amortized over the remaining period of the facility. Also under Indian GAAP, loan origination costs, including commissions paid to direct marketing agents, are expensed in the year in which they are incurred.

Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses are recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account.

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for amortization of fees and costs under Indian GAAP and U.S. GAAP.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rupees in million

Reconciling items	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Loan origination fees and costs	6,766.1	6,797.0	(1,915.5)
Retirement benefit costs	268.0	2,021.8	2,224.9
Amortization of other costs	(164.5)	190.6	59.6
Total differences in amortization of fees and costs	6,869.6	9,009.3	369.0

The amortization of loan origination fees and costs resulted in higher income under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP by Rs. 6,766.1 million in fiscal 2014 and by Rs. 6,797.0 million in fiscal 2013 as compared to lower income of Rs. 1,915.5 million in fiscal 2012.

The loan origination fees declined in fiscal 2013 and fiscal 2014 as compared to fiscal 2012. Further, higher amortization of previous years' cumulative unamortized fees resulted in positive impact under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP during fiscal 2013 and fiscal 2014. The amortization of loan fees and costs was also positively impacted in fiscal 2014 under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP due to higher direct loan origination costs in consumer loans reflecting an increase in business volume in these loans.

f) Accounting for derivatives

Under Indian GAAP, the interest rate and exchange rate risks on some on-balance sheet assets and liabilities are hedged through swap contracts. The impact of such derivative instruments is correlated with the movement of underlying assets and liabilities and accounted pursuant to the principles of the hedge accounting. Hedged swaps are accounted for on an accrual basis except in the case of the overseas banking subsidiaries, where the hedging transactions and the hedged items (for the risks being hedged) are measured at fair value with changes recognized in the profit and loss account. All other outstanding forward exchange contracts are revalued and the resultant gains or losses are recognized in the profit and loss account.

Under U.S. GAAP, the Group accounts for its derivative transactions in accordance with the provisions of FASB ASC Topic 815 "Derivative and Hedging". Accordingly certain derivative contracts classified as hedges under Indian GAAP may not qualify as hedges under U.S. GAAP and are accounted for as trading derivatives with changes in fair value being recorded in the income statement.

Under U.S. GAAP, the Group has designated certain derivatives as fair value and cash flow hedges of certain interest bearing assets and liabilities under ASC Topic 815. At the inception of a hedge transaction, the Group formally documents the hedge relationship and the risk management objective and strategy for undertaking the hedge. This process includes identification of the hedging instrument, hedged item, risk being hedged and the methodology for assessing effectiveness and measuring ineffectiveness of the hedge. In addition, the Group assesses both at the inception of the hedge and on an ongoing basis, whether the derivative used in the hedging transaction is effective in offsetting changes in fair value or cash flows of the hedged item, and whether the derivative is expected to continue to be highly effective. The Group assesses the effectiveness of the hedge instrument at inception and continually on a quarterly basis. The impact of changes in fair values of both the hedging instrument and the hedged item is included in the income statement. The Group has also designated certain forward contracts as hedging instruments for its certain original net investments in foreign operations which are accounted for in accordance with ASC Topic 815.

g) Accounting for compensation cost

FASB ASC Topic 718, "Compensation – stock compensation" requires all share-based payments to employees, including grants of employee stock options to be recognized in the income statement based on their fair values. Under Indian GAAP, the Group follows the intrinsic value method to account for its stock-based

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

employees' compensation plans. Compensation cost is measured by the excess, if any, of the fair market price of the underlying stock over the exercise price on the grant date. The Group has not recognized deferred tax on employee stock options.

b) Accounting for securitization

Under U.S. GAAP, the Group accounts for gain on sale of loans securitized at the time of sale in accordance with FASB ASC Topic 860, "Transfers and Servicing". As per ASC Topic 860, any gain or loss on the sale of the financial asset is accounted for in the income statement at the time of the sale. Under Indian GAAP, with effect from February 1, 2006, net income arising from securitization of loan assets is accounted for over the life of the securities issued or to be issued by the special purpose vehicle/special purpose entity to which the assets are sold. With effect from May 7, 2012, the profit/premium arising from securitization is amortized over the life of the transaction based on the method prescribed by Reserve Bank of India. Net loss arising on account of the sell-down securitization and direct assignment of loan assets is recognized at the time of sale. Further, the securitization transactions of mortgage loans by Bank's Canadian subsidiary do not qualify as sale transactions as they do not meet the de-recognition criteria under Indian GAAP. Under U.S. GAAP, these securitization transactions have been accounted for as transfers as these satisfy the derecognition criteria under ASC Topic 860 "Transfers and Servicing".

After implementation of FAS 166 from April 1, 2010, certain transactions, which are qualified as securitization transactions under Indian GAAP, do not qualify as securitization under U.S. GAAP. See note 21(a) on "Securitizations and variable interest entities".

i) Deferred taxes

The differences in the accounting for deferred taxes are primarily on account of tax impact of all U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP; deferred taxes are created on undistributed earnings of subsidiaries and affiliates under U.S. GAAP while under Indian GAAP no deferred taxes is created on undistributed earnings of subsidiaries and affiliates; and under Indian GAAP, deferred tax assets or liabilities are created based on substantively enacted tax rates, whereas under U.S. GAAP, these are created on enacted tax rates in force at the balance sheet date.

The Bank creates a Special Reserve through appropriation of profits, in order to avail of tax benefits available to the Bank as per the Income Tax Act, 1961. Such tax benefits are refundable if the Bank withdraws funds from the Special Reserve in future periods. A deferred tax liability was not being created on such Special Reserve as the Bank does not intend to ever withdraw from this Reserve and therefore differences between taxable income and accounting income were considered not to be temporary in nature. In fiscal 2014, the Reserve Bank of India advised all banks in India to create a deferred tax liability on the amount outstanding in Special Reserve, under Indian GAAP. The Reserve Bank of India further permitted banks to create such deferred tax liabilities on the Special Reserve outstanding at March 31, 2013 through reserves and the amount transferred to Special Reserve after April 1, 2013 through the income statement. Under U.S. GAAP, deferred taxes are recognized and measured based on the expected manner of recovery and deferred taxes are not recognized if the expected manner of recovery does not give rise to tax consequences. Accordingly, a deferred tax liability was not created on Special Reserve based on the Bank's continuing intention to not ever withdraw/utilize such Special Reserve and on an opinion from the legal counsel about non-taxability of such Special Reserve in the scenario of liquidation.

Under Indian GAAP, deferred tax assets on unabsorbed depreciation or carried forward losses are recognized only if there is virtual certainty of realization of such assets, whereas under U.S. GAAP it is recognized based on more-likely-than-not criteria.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of deferred tax in net income reconciliation.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Deferred tax on undistributed earnings of subsidiaries and affiliates	(3,109.8)	(755.3)	(705.1)
Application of enacted tax rates in force at balance sheet date	1,490.8	(1,126.9)	(1,016.9)
Deferred tax on unabsorbed depreciation or carried forward losses	892.6	395.1	--
Deferred tax on special reserves	3,042.6	--	--
Tax impact of all U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP	2,874.7	(2,514.6)	(2,265.8)
Total differences in deferred taxes	5,190.9	(4,001.7)	(3,987.8)

At March 31, 2014, the positive difference in the stockholders' equity was Rs. 38,666.2 million (March 31, 2013: Rs. 10,239.1 million), of which Rs. (1,331.5) million was due to deferred tax on undistributed earnings of subsidiaries/affiliates/branches, Nil was due to enacted tax rates, Rs. 1,306.5 million was due to deferred tax on carried forward losses, Rs. 17,234.9 million was due to deferred tax on special reserves and Rs. 21,456.3 million was due to tax impact of other U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP (March 31, 2013: Rs. 3,454.6 million, Rs. (1,126.9) million, Rs. 395.1 million, Nil and Rs. 7,516.3 million respectively).

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of deferred tax in net income reconciliation of our life insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Application of enacted tax rates in force at balance sheet date	(96.4)	(3.5)	--
Deferred tax on unabsorbed depreciation or carried forward losses	--	--	--
Tax impact of all U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP	(44.7)	(894.0)	(129.3)
Total differences in deferred taxes	(141.1)	(897.5)	(129.3)

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of deferred tax in net income reconciliation of our general insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Application of enacted tax rates in force at balance sheet date	157.1	(12.5)	(38.8)
Deferred tax on unabsorbed depreciation or carried forward losses	(1,597.1)	(814.2)	1,519.0
Tax impact of all U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP	13.3	591.6	320.3
Total differences in deferred taxes	(1,426.7)	(235.1)	1,800.5

j) Others

Under Indian GAAP, on the disposal/partial disposal of a non-integral foreign operation, the cumulative/proportionate amount of the exchange differences which has been accumulated in the foreign

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

currency translation reserve and which refers to that operation are recognized as income or expenses in the same period in which the gain or loss on disposal is recognized. Under U.S. GAAP, gain or loss accumulated in the foreign currency translation reserve is recognized in the income statement only on complete/substantially complete disposal of a non-integral foreign operation.

k) Dividend

Under Indian GAAP, dividends on common stock and the related dividend tax are recognized in the year to which it relates. Under U.S. GAAP, dividends on common stock and the related dividend tax are recognized in the year of approval by the Board of Directors.

21. Notes under U.S. GAAP

Additional information required under U.S. GAAP

a) Securitizations and variable interest entities

Overview

The Bank and its subsidiaries are involved with several types of off-balance-sheet arrangements, including special purpose entities.

Uses of Special Purpose Entities (SPEs)

The Group deals with some SPEs which were created to fulfill limited purposes as specified in their governing documents. The primary purpose of these SPEs is to receive contributions from investors for buying assets from the transferor, hold such purchased assets on behalf of the contributors to the trust and making regular payments to the investors from the proceeds of purchased assets. These SPEs have been organized mainly in the legal forms of trusts. In a securitization, the company transferring assets to a SPE converts all (or a portion) of those assets into cash before they would have been realized in the normal course of business, through the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, commercial paper and other notes of indebtedness, which are recorded on the balance sheet of the SPE and not reflected in the transferring company's balance sheet, assuming applicable accounting requirements are satisfied. Investors usually have recourse to the assets in the SPE and often benefit from other credit enhancements, such as a collateral account or over-collateralization in the form of excess assets in the SPE, a line of credit, or from a liquidity facility, such as liquidity put option or asset purchase agreement. FASB issued accounting standards effective April 1, 2010, whereby the Group is required to consolidate certain of these trusts with which it had involvement and which had earlier been exempted from consolidation being Qualified Special Purpose Entities. In accordance with SFAS 167 (now codified as ASC 810-10), the Group consolidated these entities by initially measuring the assets, liabilities, and non-controlling interests of former QSPEs at their carrying values (the amounts at which the assets, liabilities, and non-controlling interests would have been carried in the consolidated financial statements, if the Group had always consolidated these former Qualified Special Purpose Entities). Further, SFAS 166 (now codified under ASC 810-10) required certain asset transfers, including transfers of portions of assets that would have been considered sales under SFAS 140, to be considered secured borrowings.

Variable Interest Entities

VIEs are entities that have either a total equity investment that is not sufficient to finance its activities without additional subordinated financial support, or whose equity investors lack the characteristics of a controlling financial interest (i.e., power through voting rights or similar rights to direct the activities of a legal

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

entity that most significantly impact the entity's economic performance and right to receive the expected residual returns of the entity or obligation to absorb the expected losses of the entity). Investors that finance the VIE through debt or equity interests or other counterparties that provide other forms of support, such as guarantees, subordinated fee arrangements, or certain types of derivative contracts, are variable interest holders in the entity. The variable interest holder, if any, that has a controlling financial interest in a VIE is deemed to be the primary beneficiary and must consolidate the VIE. Accordingly, the Group has determined that it has a controlling financial interest because it is the primary beneficiary of certain trusts and entities, based on its determination that it has both, the power to direct activities of a VIE that most significantly impact the entity's economic performance, and obligation to absorb losses of the VIE that could potentially be significant to the VIE or the right to receive benefits from the VIE that could potentially be significant to the VIE.

The following table sets forth the Group's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs in which the Group holds significant variable interests at March 31, 2014.

Particulars	Rupees in million		
	Significant investment in unconsolidated VIEs	Investment in consolidated VIEs	Total investment in VIE assets (gross assets)
Funded			
Mortgaged backed securitizations	..	9,629.3	9,629.3
Asset backed securitizations	..	..	..
Loans	..	809.2	809.2
Total funded	..	10,438.5	10,438.5
Non-funded			
Mortgaged backed securitizations	..	..	..
Asset backed securitizations	..	..	..
Others	..	..	..
Total non-funded	..	..	..
Total	..	10,438.5	10,438.5

The following table sets forth the Group's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs in which the Group holds significant variable interests at March 31, 2013.

Particulars	Rupees in million		
	Significant investment in unconsolidated VIEs	Investment in consolidated VIEs	Total investment in VIE assets (gross assets)
Funded			
Mortgaged backed securitizations	--	10,714.3	10,714.3
Asset backed securitizations	--	1,241.6	1,241.6
Loans	--	2,994.2	2,994.2
Total funded	--	14,950.1	14,950.1
Non-funded			
Mortgaged backed securitizations	--	--	--
Asset backed securitizations	--	5,835.8	5,835.8
Others	--	--	--
Total non-funded	--	5,835.8	5,835.8
Total	--	20,785.9	20,785.9

The asset balances for consolidated VIEs represent the carrying amounts of the assets consolidated by the Group. The carrying amount may represent the amortized cost or the current fair value of the assets depending on the legal form of the asset (e.g., loan or security) and the Group's standard accounting policies for the asset type and line of business. The assets of VIEs can be utilized only for the settlement of the obligations of respective VIEs.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the carrying amounts and classification of the consolidated assets and liabilities, in respect of VIEs and SPEs where the Group is primary beneficiary. The liabilities of the consolidated VIE are to be met from the proceeds of the consolidated assets and other support provided by the Bank in the form of credit enhancements and liquidity facilities. The creditors of the consolidated VIEs do not have recourse to the general credit of the Group.

Rupees in million		
Particulars	At March 31, 2014	At March 31, 2013
Cash	126.8	96.9
Investments	886.4	2,033.9
Loans	6,963.0	8,557.3
Others	0.9	5.6
Total assets	7,977.1	10,693.7
Borrowings	6,324.7	7,136.6
Other liabilities	23.2	111.3
Total liabilities	6,347.9	7,247.9

b) Investments

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as held for trading.

Rupees in million		
	At March 31, 2014	At March 31, 2013
Debt securities		
Government securities	65,128.5	72,982.6
Other debt securities	181,008.0	213,233.0
Total debt securities	246,136.5	286,215.6
Equity shares	554.1	146.8
Mutual funds	739.2	..
Total	247,429.8	286,362.4

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as available for sale.

Rupees in million				
	At March 31, 2014			Fair value
	Amortized cost/cost	Gross Unrealized gain	Gross Unrealized loss	
<i>Available for sale</i>				
Corporate debt securities	167,644.3	4,776.6	(1,888.4)	170,532.5
Government securities	995,709.5	755.1	(35,868.1)	960,596.5
Other securities	156,639.3	2,942.7	(1,814.9)	157,767.1
Total debt securities	1,319,993.1	8,474.4	(39,571.4)	1,288,896.1
Equity securities	3,364.3	1,329.5	(27.7)	4,666.1
Other securities	10,273.3	409.6	(360.7)	10,322.2
Total	1,333,630.7	10,213.5	(39,959.8)	1,303,884.4

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rupees in million

	At March 31, 2013			
	Amortized cost/cost	Gross Unrealized gain	Gross Unrealized loss	Fair value
<i>Available for sale</i>				
Corporate debt securities	184,641.5	4,079.7	(721.9)	187,999.3
Government securities	964,069.9	7,968.1	(8,264.9)	963,773.1
Other securities	113,263.4	1,232.8	(2,849.9)	111,646.3
Total debt securities	1,261,974.8	13,280.6	(11,836.7)	1,263,418.7
Equity securities	6,338.6	176.9	(203.2)	6,312.3
Other securities	13,280.8	344.9	(400.6)	13,225.1
Total	1,281,594.2	13,802.4	(12,440.5)	1,282,956.1

The Group's investments portfolio also contains investments held by its venture capital subsidiaries and investment in non-readily marketable securities and investment in affiliates. The fair value of investments held by the venture capital subsidiaries was Rs. 1,071.7 million and Rs. 1,167.2 million at March 31, 2014 and March 31, 2013 respectively. Non-readily marketable securities primarily represent securities acquired as a part of project financing activities or conversion of loans in debt restructurings. The investment in non-readily marketable securities and investment in affiliates was Rs. 66,661.8 million and Rs. 61,208.2 million at March 31, 2014 and March 31, 2013 respectively.

c) Fair value measurements

The Group adopted FASB ASC Topic 820 "Fair Value Measurements and Disclosures" effective April 1, 2008. The Group determines the fair values of its financial instruments based on the fair value hierarchy established in ASC Topic 820. The standard describes three levels of inputs that may be used to measure fair value.

Level 1

Valuation is based upon unadjusted quoted prices of identical instruments traded in active markets. The instruments that have been valued based upon such quoted prices include traded equity shares, mutual funds, government securities, corporate bonds, certificate of deposits, commercial papers, futures and spots.

Level 2

Valuation is based upon quoted prices for similar instruments in active markets, quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active, prices quoted by market participants and prices derived from valuation models which use significant inputs that are observable in active markets. Inputs used include interest rates, yield curves, volatilities, credit spreads, which are available from public sources like Reuters, Bloomberg and Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India.

The products include government securities, debentures and bonds, certificate of deposits, commercial papers, vanilla options, simple interest rate derivatives, forwards, cross currency interest rate swaps, and swap options.

Level 3

Valuation is based on valuation techniques or models which use significant market unobservable inputs or assumptions. Financial instruments are considered Level 3 when their values are determined using pricing models, discounted cash flow methodologies or similar techniques and at least one significant model assumption or input is unobservable or when determination of the fair value requires significant management.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

judgment or estimation. The valuation of exotic derivative products are done by sourcing counterparty quotes at month ends.

India-linked non-Rupee denominated bonds price is valued by discounting cash flows using rates published by Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India spreads corresponding to the domestic ratings of the issuer (capped at international sovereign rating). Some bonds and asset backed commercial paper have been valued at amortized cost net of impairment or based on prices available from Bloomberg which are developed using internal estimates and assumptions. A reduction in the expected cash flows of these instruments will adversely impact the value of these bonds. Similarly an increase in the interest rates or credit spreads will have an adverse impact on the value of these bonds. The value of retained interest in securitizations in Bank's Canadian subsidiary, largely representing the excess spread of mortgage interest over the rate of return on the mortgaged backed securities, is similarly impacted by the amount and timing of cash flows from the underlying mortgage assets.

The Group has valued the India linked credit derivatives at a combination of market quotes and cash flow discounting using spreads published by Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India corresponding to the domestic ratings of the issuer which is then adjusted with the additional credit spread mark ups depending on the liquidity of such financial instruments. Venture fund units and security receipts are valued at the net asset value received from the funds and the asset reconstruction companies (ARCs). The funds and ARCs make a number of assumptions with regard to various variables to arrive at the net asset values. In case of private equity investments, the inputs used include the valuation multiples for comparable listed companies and adjustments for illiquidity and other factors.

The valuation of Indian pass through certificates is dependent on the estimated cash flows that the underlying trust would pay out. The trust/originator makes a number of assumptions with regard to various variables to arrive at the estimated flows. The cash flow schedule received from the trust is discounted at the base yield curve rates and credit spreads published by Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India at month ends. Accordingly, these instruments are classified as Level 3 instruments. A reduction in the estimated cash flows of these instruments will adversely impact the value of these certificates. A change in the timing of these estimated cash flows will also impact the value of these certificates.

The following table sets forth, the information about the Group's assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis at March 31, 2014 and the level of inputs used to measure those products.

Rupees in million				
Description	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Investments				
Equity securities	5,122.0	..	649.9	5,771.9
Government debt securities	92,665.3	933,059.7	..	1,025,725.0
Corporate debt securities	57,157.1	141,873.1	2,062.4	201,092.6
Mortgage and other asset backed securities	10,318.5	116.7	131,629.3	142,064.5
Funded credit derivatives	..	..	..	..
Others ¹	69,263.3	103,706.2	4,762.4	177,731.9
Total investments	234,526.2	1,178,755.7	139,104.0	1,552,385.9
Derivatives (positive mark-to-market)				
Interest rate derivatives ¹	..	44,231.3	441.7	44,673.0
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	1,789.0	103,355.5	0.0	105,144.5
Equity derivatives	2.3	19.0	..	21.3
Un-funded credit derivatives	..	..	45.2	45.2

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Description	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Total positive mark-to-market	1,791.3	147,605.8	486.9	149,884.0
Derivatives (negative mark-to-market)				
Interest rate derivatives ¹	..	(29,727.6)	(442.6)	(30,170.2)
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	(1,423.9)	(101,994.3)	..	(103,418.2)
Equity derivatives	..	..	..	..
Un-funded credit derivatives	..	..	(39.0)	(39.0)
Total negative mark-to-market	(1,423.9)	(131,721.9)	(481.6)	(133,627.4)
Borrowing				
Bonds	..	(457,301.3)	..	(457,301.3)
Total borrowings	..	(457,301.3)	..	(457,301.3)

1. Includes primarily certificate of deposits, commercial paper, mutual funds and venture capital units.
2. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements, swap options and exchange traded interest rate derivatives are included in interest rate derivatives.
3. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

The following table sets forth, the information about the Group's assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis at March 31, 2013 and the level of inputs used to measure those products.

Rupees in million				
Description	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Investments				
Equity securities	5,137.9	..	1,968.5	7,106.4
Government debt securities	55,767.2	980,988.5	..	1,036,755.7
Corporate debt securities	76,865.3	169,101.9	3,531.5	249,498.7
Mortgage and other asset backed securities	8,724.1	189.6	67,690.3	76,604.0
Funded credit derivatives	..	..	803.5	803.5
Others ¹	75,042.7	120,880.4	3,794.3	199,717.4
Total investments	221,537.2	1,271,160.4	77,788.1	1,570,485.7
Derivatives (positive mark-to-market)				
Interest rate derivatives ²	..	49,783.1	326.2	50,109.3
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ³	554.2	81,984.5	1.4	82,540.1
Equity derivatives	..	..	..	..
Un-funded credit derivatives	..	..	109.5	109.5
Total positive mark-to-market	554.2	131,767.6	437.1	132,758.9
Derivatives (negative mark-to-market)				
Interest rate derivatives ²	..	(23,471.7)	(324.6)	(23,796.3)
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ³	(819.6)	(79,050.4)	(1.4)	(79,871.4)
Equity derivatives	..	..	..	..
Un-funded credit derivatives	..	..	(76.6)	(76.6)
Total negative mark-to-market	(819.6)	(102,522.1)	(402.6)	(103,744.3)
Borrowing				
Bonds	..	(349,276.4)	..	(349,276.4)
Total borrowings	..	(349,276.4)	..	(349,276.4)

1. Includes primarily certificate of deposits, commercial paper, mutual funds and venture capital units.
2. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements, swap options and exchange traded interest rate derivatives are included in interest rate derivatives.
3. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

For certain products, the valuations based solely on market participant quotes/spreads were considered inadequate due to relatively inactive markets and hence alternative valuation methodology has been used. The market for these instruments remains illiquid as on March 31, 2014 and the sole reliability of market quotes remain inadequate as on the reporting date. Bonds which have been identified as illiquid and are valued based on the prices of similar assets or at a weighted average price derived from market quotes and valuation models have been classified as Level 2 or Level 3 instruments based on inputs used in valuation.

Transfers between Levels of the fair value hierarchy

Corporate bonds of Rs. 10,308.4 million were transferred from Level 1 to Level 2 as these securities were valued based on internal valuation using market observable inputs at March 31, 2014 as compared to valuation based on quoted price at March 31, 2013. Corporate bonds of Rs. 2,067.5 million and other debt securities of Rs. 1,187.9 million were transferred from Level 2 to Level 1 as these securities were valued based on quoted price at March 31, 2014 as compared to valuation based on internal valuation model using market observable inputs at March 31, 2013.

Bonds of Rs. 620.0 million were transferred from Level 3 to Level 1 as these securities were valued based on quoted price at March 31, 2014. Investment in bonds of Rs. 584.9 million were transferred from Level 2 to Level 3 as these securities were valued based on using internal estimates and assumptions.

Equity shares of Rs. 1,277.7 million were transferred from Level 3 to cost method equity securities as fair value of these securities was not readily determinable at March 31, 2014.

Cost method equity shares of Rs. 24.0 million were transferred to Level 3 as fair value of these securities was determined for impairment provision at March 31, 2014.

F-111

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 assets for the year ended March 31, 2014.

Rupees in million						
Description	Investments					Total
	Equity securities	Corporate debt securities	Mortgage and other asset backed securities	Funded credit derivatives	Others	
Beginning balance at April 1, 2013	1,968.5	3,531.5	67,690.3	803.5	3,794.3	77,788.1
Total gains or losses (realized/unrealized)						
-Included in earnings	(62.7)	(1,788.6)	--	--	65.8	(1,785.5)
-Included in other comprehensive income	(6.1)	27.3	1,222.8	--	2.8	1,246.8
Purchases/additions	150.8	3.6	86,559.1	--	1,405.5	88,119.0
Sales	(0.1)	(31.0)	--	--	(20.8)	(51.9)
Issuances	--	--	1,089.9	--	--	1,089.9
Settlements	(146.8)	--	(24,988.0)	(803.5)	(485.2)	(26,423.5)
Transfers in Level 3	24.0	584.9	--	--	--	608.9
Transfers out of Level 3	(1,277.7)	(620.0)	--	--	--	(1,897.7)
Foreign currency translation adjustment	--	354.7	55.2	--	--	409.9
Ending balance at March 31, 2014	649.9	2,062.4	131,629.3	--	4,762.4	139,104.0
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(62.8)	(1,800.0)	--	--	--	(1,862.8)

1. Includes India-linked asset backed securities.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 derivatives for the year ended March 31, 2014.

Description	Rupees in million				
	Derivatives				Total
	Interest rate derivatives	Currency derivatives (including foreign exchange derivatives)	Equity derivatives	Un-funded credit derivatives	
Beginning balance at April 1, 2013	1.6	..	..	32.9	34.5
Total gains or losses(realized/unrealized)					
-Included in earnings	(2.2)	..	..	(4.1)	(6.3)
-Included in other comprehensive income	..	..	..	..	..
Purchases	..	..	..	..	..
Sales	..	..	..	..	..
Issuances	..	..	..	..	..
Settlements	(0.3)	..	..	(22.6)	(22.9)
Transfers in Level 3	..	..	..	..	..
Transfers out of Level 3	..	..	..	..	..
Foreign currency translation adjustment	..	..	..	..	..
Ending balance at March 31, 2014	(0.9)	..	..	6.2	5.3
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(2.2)	..	..	(4.1)	(6.3)

F-113

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 assets for the year ended March 31, 2013.

Rupees in million						
Description	Investments					Total
	Equity securities	Corporate debt securities	Mortgage and other asset backed securities	Funded credit derivatives	Others	
Beginning balance at April 1, 2012	524.2	3,572.7	6,525.4	1,484.2	3,938.2	16,044.7
Total gains or losses (realized/unrealized)						
-Included in earnings	114.2	(454.9)	..	23.7	102.2	(214.8)
-Included in other comprehensive income	6.2	61.8	(0.2)	..	136.2	204.0
Purchases	1,337.0	375.3	65,238.8 ¹	..	569.9	67,521.0
Sales	(11.9)	(46.1)	..	..	(952.2)	(1,010.2)
Issuances	..	..	1,687.3	..	..	1,687.3
Settlements	..	(2,637.6)	(5,884.8)	(788.7)	..	(9,311.1)
Transfers in Level 3	..	2,473.3	..	..	..	2,473.3
Transfers out of Level 3	(1.6)	..	..	..	..	(1.6)
Foreign currency translation adjustment	0.4	187.0	123.8	84.3	..	395.5
Ending balance at March 31, 2013	1,968.5	3,531.5	67,690.3	803.5	3,794.3	77,788.1
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	116.8	..	..	23.7	..	140.5

1. Includes India-linked asset backed securities.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 derivatives for the year ended March 31, 2013.

Rupees in million					
Description	Derivatives				Total
	Interest rate derivatives	Currency derivatives (including foreign exchange derivatives)	Equity derivatives	Un-funded credit derivatives	
Beginning balance at April 1, 2012	(20.0)	..	..	(34.8)	(54.8)
Total gains or losses(realized/unrealized)					
-Included in earnings	(44.4)	..	..	20.6	(23.8)
-Included in other comprehensive income	..	..	..	..	..
Purchases	..	..	..	..	..
Sales	..	..	..	..	..
Issuances	..	..	..	..	..
Settlements	71.2	..	..	47.1	118.3
Transfers in Level 3	..	..	..	..	..
Transfers out of Level 3	..	..	..	..	..
Foreign currency translation adjustment	(5.2)	..	..	..	(5.2)
Ending balance at March 31, 2013	1.6	..	..	32.9	34.5
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(44.4)	..	..	20.6	(23.8)

F-115

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Group holds investments in certain venture funds and security receipts. The fair value of these investments has been estimated using the Net Asset Value per unit as declared by such investee entities. The Bank invests in these securities for the purposes of liquidity management, gains through appreciation in value of units and improvement in recoveries on non-performing assets. While certain units provide for redemption facility at relatively short notice, the venture funds units and security receipts operate under certain restrictions as to redemption and the cash flow from these investments is expected to happen upon liquidation of the underlying assets. A reduction in the estimated cash flows from the underlying assets or delays in collection of estimated cash flows will adversely impact the net asset values and therefore the fair value of these investments.

The following table sets forth, for the period indicated, the details of investments which are fair valued based on the net asset value considered as Level 3 inputs.

Rupees in million			
Description of securities	At March 31,		
	2014	2013	
	Fair value	Fair value	
Security receipts	714.7	615.7	
Venture fund units	3,527.7	2,640.8	
Total	4,242.4	3,256.5	

d) Loans

The following table sets forth the recorded investment in restructured loans at March 31, 2014.

Rupees in million				
	Total recorded investment in restructured loans with related allowance for credit losses		Total recorded investment in restructured loans with no related allowance for credit losses	
		Total allowances for credit losses		Unpaid principal amount
Commercial loans	210,319.8	44,313.3	29,596.0	239,915.8
Consumer loans	6,693.1	5,556.7	..	6,693.1
Lease financing	..	..	..	..
Total	217,012.9	49,870.0	29,596.0	246,608.9

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the recorded investment in restructured loans at March 31, 2013.

Rupees in million				
	Total recorded investment in restructured loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in restructured loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	122,029.6	33,979.2	36,884.0	158,913.6
Consumer loans	9,864.3	7,581.0	—	9,864.3
Lease financing	—	—	—	—
Total	131,893.9	41,560.2	36,884.0	168,777.9

The following table sets forth the recorded investment in other impaired loans at March 31, 2014.

Rupees in million				
	Total recorded investment in other impaired loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in other impaired loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	132,801.5	41,295.5	36,828.4	169,629.9
Consumer loans	34,304.8	24,482.5	—	34,304.8
Lease financing	—	—	—	—
Total	167,106.3	65,778.0	36,828.4	203,934.7

The following table sets forth the recorded investment in other impaired loans at March 31, 2013.

Rupees in million				
	Total recorded investment in other impaired loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in other impaired loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	52,085.4	28,182.8	39,690.7	91,776.1
Consumer loans	53,504.8	43,898.2	..	53,504.8
Lease financing	..	..	..	..
Total	105,590.2	72,081.0	39,690.7	145,280.9

F-117

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for restructured loans and recorded financing receivables at March 31, 2014.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
Allowance for loan losses				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	44,313.3	2.2	--	44,315.5
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	--	5,554.5	--	5,554.5
Allowance for loan losses: loans acquired with deteriorated credit quality	--	--	--	--
Total	44,313.3	5,556.7	--	49,870.0
Recorded financing receivables				
Individually evaluated for impairment	239,915.8	124.3	--	240,040.1
Collectively evaluated for impairment	--	6,568.8	--	6,568.8
Loan acquired with deteriorated credit quality	--	--	--	--
Total	239,915.8	6,693.1	--	246,608.9

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for restructured loans and recorded financing receivables at March 31, 2013.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
Allowance for loan losses				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	33,979.2	1.6	--	33,980.8
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	--	7,579.4	--	7,579.4
Allowance for loan losses: loans acquired with deteriorated credit quality	--	--	--	--
Total	33,979.2	7,581.0	--	41,560.2
Recorded financing receivables				
Individually evaluated for impairment	158,913.6	246.9	--	159,160.5
Collectively evaluated for impairment	--	9,617.4	--	9,617.4
Loan acquired with deteriorated credit quality	--	--	--	--
Total	158,913.6	9,864.3	--	168,777.9

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for other loans and recorded financing receivables at March 31, 2014.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
Allowance for loan losses				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	41,295.5	3,638.7	..	44,934.2
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	16,783.7	23,856.6	..	40,640.3
Allowance for loan losses: loan acquired with deteriorated credit quality	..	..	..	..
Total	58,079.2	27,495.3	..	85,574.5
Recorded financing receivables				
Individually evaluated for impairment	169,629.8	3,859.4	..	173,489.2
Collectively evaluated for impairment	2,024,710.2	1,369,153.8	..	3,393,864.0
Loan acquired with deteriorated credit quality	..	..	..	..
Total	2,194,340.0	1,373,013.2	..	3,567,353.2

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for other loans and recorded financing receivables at March 31, 2013.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
Allowance for loan losses				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	28,809.2	3,473.8	..	32,283.0
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	13,515.7	43,422.5	..	56,938.2
Allowance for loan losses: loan acquired with deteriorated credit quality	..	..	..	..
Total	42,324.9	46,896.3	..	89,221.2
Recorded financing receivables				
Individually evaluated for impairment	161,978.3	4,071.7	..	166,050.0
Collectively evaluated for impairment	1,871,219.1	1,093,553.0	..	2,964,772.1
Loan acquired with deteriorated credit quality	..	..	..	..
Total	2,033,197.4	1,097,624.7	..	3,130,822.1

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth loans restructured during the year ended March 31, 2014:

Rupees in million

Particulars	Number of borrowers whose loans are classified as restructured	Restructured loans involving changes in the amount and/or timing of		Both principal and interest payments	Total impact on P&L	Net restructured amount
		Principal payments	Interest payments			
Commercial loans	39	9,051.8	..	60,518.9	8,517.7	60,999.0
Consumer loans	719	38.5	..	165.1	9.7	193.9
Total	758	9,090.3	..	60,684.0	8,581.4	61,192.9

The following table set forth loans restructured during the year ended March 31, 2013:

Rupees in million

Particulars	Number of borrowers whose loans are classified as restructured	Restructured loans involving changes in the amount and/or timing of		Both principal and interest payments	Total impact on P&L	Net restructured amount
		Principal payments	Interest payments			
Commercial loans	29	..	2,215.1	21,666.2	1,222.9	22,658.4
Consumer loans	15	..	..	246.9	1.6	245.3
Total	44	..	2,215.1	22,913.1	1,224.5	22,903.7

The following table sets forth restructured loans at March 31, 2014 and 2013, as well as loans that were restructured during a fiscal year and defaulted within the same or next fiscal year:

Rupees in million				
Particulars	Balances	Payment	Balances	Payment
	at March	default	at March	default
	31, 2014	during	31, 2013	during
		the year		the year
		ended		ended
		March		March
	31, 2014	31, 2014 ¹	31, 2013	31, 2013 ¹
Commercial loans	239,915.8	16,759.4	158,913.6	3,085.6
Consumer loans	6,693.1	22.8	9,864.3	..
Total	246,608.9	16,782.2	168,777.9	3,085.6

1. Default is defined as 90 days past due.

e) Equity affiliates

Under U.S. GAAP the Group accounts for its ownership interest in ICICI Prudential Life Insurance Limited (ICICI Life) and ICICI Lombard General Insurance Company Limited (ICICI General) by the equity method of accounting because of substantive participative rights held by the minority shareholders.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following tables set forth, for the periods indicated, the summarized balance sheets and statements of operations of these entities.

Rupees in million				
Balance sheet	At March 31,			
	2014		2013	
	ICICI Life	ICICI General	ICICI Life	ICICI General
Cash and cash equivalents	13,466.1	1,059.4	15,944.0	1,145.9
Securities	181,702.3	92,934.5	147,823.3	75,451.5
Assets held to cover linked liabilities	602,654.3	..	573,885.9	..
Other assets	43,147.0	42,278.7	41,176.0	44,896.2
Total assets	840,969.7	136,272.6	778,829.2	121,493.6
Provision for linked liabilities	602,654.3	..	573,885.8	..
Other liabilities	180,134.1	113,735.0	151,214.7	101,539.0
Stockholders' equity	58,181.3	22,537.6	53,728.7	19,954.6
Total liabilities and stockholders' equity	840,969.7	136,272.6	778,829.2	121,493.6

Rupees in million				
Statement of income	Year ended March 31,			
	2014		2013	
	ICICI Life	ICICI General	ICICI Life	ICICI General
Interest income	35,669.5	6,684.5	31,452.4	5,204.8
Interest expense	..	..	..	..
Net interest income	35,669.5	6,684.5	31,452.4	5,204.8
Insurance premium	124,286.5	43,558.7	135,382.4	40,096.9
Other non-interest income	58,240.0	2,669.7	36,884.6	1,461.7
Non-interest expense	(201,876.4)	(48,775.1)	(185,397.3)	(42,767.2)
Income tax (expense)/ benefit	233.3	(1,515.5)	(1,872.7)	5.9
Income/(loss), net	16,552.9	2,622.3	16,449.4	4,002.1

The following table sets forth, for the periods indicated, retained earnings of 3i Infotech Limited which is accounted for as equity affiliate by the Group.

Rupees in million		
	At March 31,	
	2014	2013
Retained earnings	(2,406.7)	(1,398.3)
Total retained earnings	(9,013.9)	(5,237.2)
% holding	26.7%	26.7%

The loss pick up for 3i Infotech for the year ended March 31, 2014 and March 31, 2013 amounted to Rs. 1,176.5 million and Rs. 1,423.4 million respectively. The aggregate market value of the investment in shares of 3i Infotech Limited at March 31, 2014 based on quoted market prices was Rs. 1,184.6 million.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

f) Goodwill and intangible assets

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of goodwill and intangible assets, by category under U.S. GAAP.

		Rupees in million	
		Year ended March 31,	
		2014	2013
Goodwill		35,238.4	35,238.4
Accumulated amortization		(54.0)	(54.0)
Goodwill, net	(A)	35,184.4	35,184.4
Customer-related intangibles		10,410.1	10,410.1
Accumulated amortization		(9,719.5)	(8,906.5)
Customer related intangibles, net	(B)	690.6	1,503.5
Asset management and advisory intangibles	(C)	367.0	367.0
Operating lease		246.9	246.9
Accumulated amortization		(128.2)	(92.9)
Operating lease net	(D)	118.7	154.0
Goodwill and intangible assets, net	(A+B+C+D)	36,360.7	37,208.8

The following table sets forth, for the periods indicated, the changes in goodwill under U.S. GAAP.

		Rupees in million	
		Year ended March 31,	
		2014	2013
Opening balance		35,184.4	35,184.4
Goodwill disposed off during the period		--	--
Goodwill addition during the period		--	--
Closing balance		35,184.4	35,184.4

The following table sets forth, for the periods indicated, the changes in intangible assets under U.S. GAAP.

		Rupees in million	
		Year ended March 31,	
		2014	2013
Opening balance		1,657.4	2,619.4
Amortization		(848.3)	(961.9)
Disposal		--	--
Closing balance		809.1	1,657.4

The following table sets forth, for the periods indicated, the estimated amortization schedule for intangible assets under U.S. GAAP, on a straight line basis, for the next five years.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rupees in million	
Year ended March 31	Amount
2015	490.3
2016	182.3
2017	123.6
2018	12.9
Total	809.1

The Group has assigned goodwill to reporting units. The Group tests its goodwill for impairment on annual basis at a reporting unit level. No goodwill impairment was recorded during the year ended March 31, 2014 and March 31, 2013. Fair value of the reporting units was derived by applying comparable companies multiples method. Under this method, fair value of the reporting units are arrived at by multiplying future maintainable profits of the reporting units with the price earnings multiple.

g) Employee benefits

Gratuity

In accordance with Indian regulations, the Group provides for gratuity, a defined benefit retirement plan covering all employees. The plan provides a lump sum payment to vested employees at retirement or termination of employment based on the respective employee's salary and the years of employment with the Group. The gratuity benefit provided by the Group to its employees is equal to or greater than the statutory minimum.

In respect of the parent company, the gratuity benefit is provided to the employee either through a fund administered by a Board of Trustees or managed by Life Insurance Corporation of India (LIC) and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. The Group is responsible for settling the gratuity obligation through contributions to the fund.

In respect of the remaining entities within the Group, the gratuity benefit is provided through annual contributions to a fund administered and managed by LIC and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. Under this scheme, the settlement obligation remains with the Group, although LIC and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited administer the scheme and determine the contribution premium required to be paid by the Group.

The following table sets forth, for the periods indicated, the funded status of the plans and the amounts recognized in the financial statements.

Rupees in million		
	Year ended March 31,	
	2014	2013
<i>Change in benefit obligations</i>		
Projected benefit obligations at the beginning of the year	5,820.6	5,313.6
Add: Adjustment for exchange fluctuation on opening obligations	5.8	3.8
Adjusted opening obligations	5,826.4	5,317.4
Service cost	501.5	382.9
Interest cost	513.8	491.6
Acquisition/(Divestitures)	(8.8)	4.4
Plan amendments	--	0.6

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	Year ended March 31,	
	2014	2013
Benefits paid	(643.0)	(710.1)
Actuarial (gain)/loss on obligations	(39.5)	333.8
Projected benefit obligations at the end of the year	6,149.5	5,820.6
<i>Change in plan assets</i>		
Fair value of plan assets at the beginning of the year	5,682.2	5,185.2
Acquisition/(Divestitures)	(8.8)	5.3
Actual return on plan assets	409.7	426.2
Employer contributions	455.5	775.5
Benefits paid	(643.0)	(710.1)
Plan assets at the end of the year	5,895.6	5,682.1
Funded status	(254.1)	(138.5)
Amount recognized, net	(254.1)	(138.5)
Accumulated benefit obligation at year-end	3,965.5	3,900.5

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of the net gratuity cost.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Service cost	501.5	382.9	416.8
Interest cost	513.8	491.6	473.1
Expected return on assets	(437.3)	(390.1)	(409.9)
Amortization of transition asset/liability	..	..	..
Amortization of prior service cost	11.8	14.4	14.8
Amortized actuarial (gain)/loss	3.7	(38.6)	(6.6)
Acquisition and divestiture (gain)/loss	..	..	2.0
Exchange gain/(loss)	5.8	..	..
Gratuity cost, net	599.3	460.2	490.2

The discount rate for the corresponding tenure of obligations for gratuity is selected by reference to local government bond rates with a premium added to reflect the additional risk for AAA rated corporate bonds.

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine net periodic benefit cost.

	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Discount rate	8.8%	9.4%	9.0%
Rate of increase in the compensation levels	7.1%	7.1%	7.1%
Rate of return on plan assets	8.0%	8.0%	8.0%

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine benefit obligations.

F-124

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	Year ended March 31,	
	2014	2013
Discount rate	9.5 %	8.8 %
Rate of increase in the compensation levels	7.1 %	7.1 %

Plan Assets

The Group determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets based on the expected average long-term rate of return over the next 7 to 8 years on the type of investments prescribed as per statutory pattern of investment.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's asset allocation for gratuity by asset category based on fair values.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2014	2013
Assets category		
Investment in schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited		
Group balance fund	4,720.8	4,355.0
Group growth fund	45.3	50.5
Group short-term funds	2.8	3.7
Group Suraksha Schemes	..	50.5
Others	0.6	..
Total investment in schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	4,769.5	4,459.7
Investment in scheme of Life Insurance Corporation of India	630.7	593.2
Total assets managed by external entities	5,400.2	5,052.9
Special deposit with central government	291.1	291.2
Government debt securities	58.9	85.1
Corporate debt securities	115.3	250.8
Balance with banks and others	30.1	2.1
Total	5,895.6	5,682.1

1. Objective of the scheme is to provide a balance between long-term capital appreciation and current income through investment in equity as well as fixed income instruments in appropriate proportions. At March 31, 2014, investments in corporate bonds, government securities and fixed deposits were 47.1%, 14.2% and 18.7% respectively of the total investments.
2. Objective of the scheme is to provide long-term capital appreciation through investments primarily in equity and equity-related instruments with a maximum investment of 60% in equity and equity-related securities and balance in debt. At March 31, 2014, investments in equity, corporate bonds and fixed deposits were 54.1%, 24.9% and 10.9% respectively of the total investments.
3. Objective of the scheme is to provide suitable returns through investments primarily in low risk investments in debt and money market instruments while attempting to protect the capital deployed in the fund. The fund primarily invests in debt with a maturity of less than 5 years and money market instruments. At March 31, 2014, investments in corporate bonds and fixed deposits were 68.9% and 25.2% respectively of the total investments.
4. At March 31, 2014, investments in corporate bonds, government securities and fixed deposits were 59.0%, 11.5% and 11.3% respectively of the total investments.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's target asset allocation for gratuity by asset category.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Description	Target asset allocation at March 31, 2015	Target asset allocation at March 31, 2014
Funds managed by external entities	92 %	89 %
Special deposit with central government	5 %	5 %
Debt securities	3 %	5 %
Balance with banks	0 %	1 %
Total	100 %	100 %

The plan assets primarily consist of investments made in funds managed by external entities, which are primarily in equity, money market instruments and debt instruments in different proportions depending on the objective of schemes. The value of the plan assets in funds managed by ICICI Prudential Life Insurance Company Limited has been arrived at based on the net asset value per unit of individual schemes, which are considered as Level 2 input. The value of plan assets in the form of investments in scheme of LIC and special deposit with the Central Government are derived using Level 1 inputs. The value of plan assets in the form of debt securities is derived using Level 2 input.

ICICI Prudential Life Insurance Company Limited administers the plan fund and it independently determines the target allocation by asset category. The investment strategy is to invest in a prudent manner for providing benefits to the participants of the scheme. The strategies are targeted to produce a return that, when combined with the Group's contribution to the funds will maintain the fund's ability to meet all required benefit obligations. ICICI Prudential Life Insurance Company Limited functions within the regulated investment norms.

LIC administers the plan fund and it independently determines the target allocation by asset category. The selection of investments and the asset category is determined by LIC. LIC's strategy is to invest in a prudent manner to produce a return that will enable the fund to meet the required benefit obligations. LIC, which is owned by Government of India, functions within regulated investment norms.

The plan assets are mainly invested in various gratuity schemes of the insurance companies to limit the impact of individual investment. The Group's entire investment of plan assets is in India and 80.9% investment is in various gratuity schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. Insurers managing the plan assets of the Group consider operational risk, performance risk, credit risk and equity risk in their investment policy as part of their risk management practices.

The following table sets forth, the benefit expected to be paid in each of the next five fiscal years and thereafter.

Rupees in million	
	Amount
Expected Group contributions to the fund during the year ending March 31, 2015	548.0
Expected benefit payments from the fund during year ending March 31,	
2015	970.1
2016	950.9
2017	1,023.9
2018	1,171.5
2019	1,133.5
Thereafter upto 10 years	5,294.8

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The expected benefits are based on the same assumptions as used to measure the Group's benefit obligation at March 31, 2014.

Pension

The Group provides for pension, a deferred retirement plan covering certain employees. The plan provides for a pension payment on a monthly basis to these employees on their retirement based on the respective employee's salary and years of employment with the Group. Employees covered by the pension plan are not eligible for benefits under the provident fund plan. The pension plan pertained to the employees of erstwhile Bank of Madras, erstwhile Sangli Bank and erstwhile Bank of Rajasthan which were acquired with effect from March 2001, April 2007 and August 2010 respectively. The Group makes contribution to a trust which administers the funds on its own account or through insurance companies.

The following table sets forth, for the periods indicated, the funded status of the plan and the amounts recognized in the financial statements.

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2014	2013
<i>Change in benefit obligations</i>		
Projected benefit obligations at beginning of the year	9,407.1	8,507.3
Service cost	216.9	218.9
Interest cost	823.6	779.1
Liability extinguished on settlement	(2,012.8)	(1,960.1)
Benefits paid	(242.3)	(312.2)
Actuarial (gain)/loss on obligations	1,404.1	2,174.1
Projected benefit obligations at the end of the year	9,596.6	9,407.1
<i>Change in plan assets</i>		
Fair value of plan assets at beginning of the year	9,526.8	9,379.5
Actual return on plan assets	742.9	830.8
Assets distributed on settlement	(2,236.4)	(2,177.9)
Employer contributions	1,227.8	1,806.6
Benefits paid	(242.3)	(312.2)
Plan assets at the end of the year	9,018.8	9,526.8
Funded status	(577.8)	119.7
Net amount recognized	(577.8)	119.7
Accumulated benefit obligation at year end	8,220.1	8,053.6

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of the net pension cost.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Service cost	216.9	218.9	220.0
Interest cost	823.6	779.1	687.7
Expected return on assets	(772.0)	(728.4)	(652.9)
Curtailment and settlement (gain)/loss	223.6	217.7	144.8
Actuarial (gain)/loss	549.8	285.0	..
Net pension cost	1,041.9	772.3	399.6

The discount rate for the corresponding tenure of obligations for pension is selected by reference to government security yield with a premium added to reflect the additional risk corresponding to AAA rated corporate bonds.

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine net periodic benefit cost.

	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Discount rate	8.8%	9.3%	9.1%
Rate of increase in the compensation levels			
On basic pay	1.5%	1.5%	1.5%
On dearness relief	7.0%	7.0%	7.0%
Rate of return on plan assets	8.0%	8.0%	8.0%
Pension increases (applicable on basic pension)	7.0%	7.0%	7.0%

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine benefit obligations.

	Year ended March 31	
	2014	2013
Discount rate	9.8%	8.8%
Rate of increase in the compensation levels		
On basic pay	1.5%	1.5%
On dearness relief	7.0%	7.0%
Pension increases (applicable on basic pension)	7.0%	7.0%

Plan Assets

The Group determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets based on the expected average long-term rate of return over the next 7 to 8 years on the types of investments prescribed as per statutory pattern of investment.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's asset allocation and target asset allocation for pension by asset category based on fair values.

F-128

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Asset category	Rupees in millions			
	Fair value at March 31, 2014	Fair value at March 31, 2013	Target asset allocation at March 31, 2015	Target asset allocation at March 31, 2014
Government debt securities	676.0	726.0	7%	7%
Corporate debt securities	811.7	886.8	8%	9%
Balance with banks and others	328.0	612.0	3%	6%
Group Suraksha Scheme of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited:	7,203.1	7,302.0	82%	78%
Total	9,018.8	9,526.8	100.0%	100.0%

1. At March 31, 2014, investment primarily in government securities and corporate bonds was 45.4% and 54.6% respectively.

The inputs to valuation of the government and corporate securities are derived using Level 2 inputs. The value of the plan assets in funds managed by ICICI Prudential Life Insurance Company Limited has been arrived at based on the net asset value per unit of individual schemes, which are considered as Level 2 input.

The plan assets are maintained through a fund administered and managed by a Board of Trustees for existing employees and by ICICI Prudential Life Insurance Company for retired employees. The investment strategies for the plan assets are targeted towards investment in a prudent manner and to produce a return that, when combined with the Group's contribution to the funds will maintain the fund's ability to meet all required benefit obligations.

The plan assets of the Group are mainly invested in schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited, government and corporate securities. The Group's entire investment plan assets are in India and 79.9% is in the scheme ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. Insurers managing the plan assets of the Group consider operational risk, performance risk, credit risk and equity risk in their investment policy as part of their risk management practices. Further, the risk is sought to be reduced by investing in government securities or relatively low risk securities.

The following table sets forth, the benefit expected to be paid in each of the next five fiscal years and thereafter.

	Rupees in million	
	Amount	
Expected Group contributions to the fund during the year ending March 31, 2015	1,000.0	
Expected benefit payments from the fund during the year ending March 31,		
2015	441.7	
2016	652.7	
2017	799.5	
2018	906.2	
2019	1,075.8	
Thereafter upto 10 years	4,980.4	

The expected benefits are based on the same assumption as used to measure the Group's benefit obligation at March 31, 2014.

Superannuation

Superannuation is a defined contribution plan under which the Group contributes annually a sum equivalent to 15.0% of certain employee's eligible annual salary based on the option exercised by the

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

employees, either to LIC or ICICI Prudential Life Insurance Company, the managers of the fund, who undertake to pay the lump sum and annuity payments pursuant to the scheme. The Group contributed, Rs. 123.1 million, Rs. 105.4 million and Rs. 120.4 million to the employees' superannuation plan for the year ended March 31, 2014, March 31, 2013 and March 31, 2012 respectively.

Provident fund

In accordance with Indian regulations, employees of the Group (excluding those covered under the pension scheme) are entitled to receive benefits under the provident fund. The Group contributes to fund set up by the Group and administered by a Board of Trustees. The Group has contributed Rs. 1,599.2 million, Rs. 1,414.4 million and Rs. 1,261.2 million to the employees' provident fund for the year ended March 31, 2014, March 31, 2013 and March 31, 2012 respectively, which includes compulsory contribution made towards employee pension scheme under Employees Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act, 1952.

b) Earnings per share

Basic earnings per share is net income per weighted average equity shares. Diluted earnings per share reflects the effect that existing options would have on the basic earnings per share if they were to be exercised, by increasing the number of equity shares.

The basic and diluted earnings per share under U.S. GAAP differs to the extent that income under U.S. GAAP differs.

The following table sets forth, for the periods indicated, the computation of earnings per share as per U.S. GAAP.

	Rupees in million, except per share data					
	Year ended March 31,					
	2014		2013		2012	
	Basic	diluted	Basic	Diluted	Basic	Diluted
Earnings						
Net income attributable to ICICI Bank stockholders (before dilutive impact)	101,421.0	101,421.0	101,051.5	101,051.5	70,810.7	70,810.7
Contingent issuances of subsidiaries/equity affiliates	..	(125.4)	..	(185.0)	..	(93.4)
	101,421.0	101,295.6	101,051.5	100,866.5	70,810.7	70,717.3
Common stock						
Weighted-average common stock outstanding	1,154.3	1,154.3	1,153.1	1,153.1	1,152.3	1,152.3
Dilutive effect of employee stock options	..	3.6	..	3.4	..	3.0
Total	1,154.3	1,157.9	1,153.1	1,156.5	1,152.3	1,155.3
Earnings per share						
Net income (Rs.)	87.86	87.48	87.64	87.21	61.45	61.21

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

i) Income taxes

Components of deferred tax balances

The following table sets forth, for the periods indicated, components of the deferred tax balances.

Rupees in million		
	At March 31,	
	2014	2013
Deferred tax assets		
Allowance for loan losses	36,363.0	31,473.2
Available for sale securities	14,034.1	1,248.3
Investments in trading securities	320.7	706.1
Unearned income	5,384.8	7,369.5
Business/capital loss carry forwards	1,705.1	772.5
Investments in subsidiaries and affiliates	6,307.6	5,548.1
Others	1,116.9	1,334.8
	65,232.2	48,452.5
Valuation allowance	(349.0)	(317.1)
Total deferred tax asset	64,883.2	48,135.4
Deferred tax liabilities		
Available for sale securities	(156.7)	(299.7)
Property and equipment	(6,660.4)	(5,883.3)
Investments in subsidiaries and affiliates	(7,639.1)	(2,093.5)
Intangibles	(266.0)	(529.2)
Long-term debt	(274.9)	(315.7)
Others	(1,822.8)	(2,041.3)
	(16,819.9)	(11,162.7)
Total deferred tax liability	(16,819.9)	(11,162.7)
Net deferred tax asset	48,063.3	36,972.7

1. At March 31, 2014, the Company has not recognized a deferred tax liability of approximately Rs 2,161.8 million on foreign currency translation reserves pertaining to retained earnings of Rs. 6,360.1 million of its foreign branches since these earnings are intended to be reinvested indefinitely and tax liability will arise only on repatriation. A deferred tax liability will be recognized if the Bank can no longer demonstrate that it plans to indefinitely reinvest the retained earnings.

In assessing the realizability of deferred tax assets, management considers whether it is more likely than not that some portion or all of the deferred tax assets will not be realized. The ultimate realization of the deferred tax asset is dependent on the generation of future taxable income during the periods in which the temporary differences become deductible. Management considers the scheduled reversal of deferred tax liabilities, the projected future taxable income, and tax planning strategies in making this assessment. Based on the level of historical taxable income and projections for future taxable incomes over the periods in which the deferred tax assets are deductible, management believes that it is more likely than not that the Group will realize the benefits of those deductible differences, net of the existing valuation allowances at March 31, 2013 and 2014. The amount of deferred tax assets considered realizable, however could be reduced in the near term if estimates of future taxable income are reduced.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Indian statutory tax rate was 33.99%, 32.45% and 32.45% for the year ended March 31, 2014, 2013 and 2012 respectively including surcharge and education cess.

Reconciliation of tax rates

The following table sets forth, for the periods indicated, reconciliation of expected income taxes at statutory income tax rate to income tax expense/(benefit).

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Income/(loss) before income taxes including non-controlling interest	143,382.5	139,835.4	102,208.7
Statutory tax rate	33.99%	32.45%	32.45%
Income tax expense/(benefit) at the statutory tax rate	48,735.7	45,369.6	33,161.7
<i>Increases/(reductions) in taxes on account of:</i>			
Special tax deductions available to financial institutions	(3,128.1)	(2,549.9)	(1,998.5)
Exempt interest and dividend income	(2,777.4)	(680.9)	(1,029.9)
Income charged at rates other than statutory tax rate	(5,013.5)	(5,049.2)	(2,752.5)
Changes in the statutory tax rate	(1,551.1)	23.3	976.0
Expenses disallowed for tax purposes	1,112.4	1,897.9	1,743.7
Tax on undistributed earnings of subsidiaries	3,817.3	(329.7)	1,171.5
Change in valuation allowance	31.9	69.8	(1.4)
Tax adjustments in respect of prior year tax assessments	(7.4)	(18.9)	61.2
Others	(145.8)	(489.1)	(373.5)
Income tax expense/(benefit) reported:	41,074.0	38,242.9	30,958.3

1. Includes income/(loss) before income taxes of foreign subsidiaries of Rs. 3,079.2 million, Rs. 5,714.2 million and Rs. 5,450.1 million for the year ended March 31, 2014, 2013 and 2012 respectively.
2. Includes current taxes of foreign subsidiaries of Rs. 1,080.1 million, Rs. 1,206.8 million and Rs. 1,333.8 million deferred tax (expense)/benefit of foreign subsidiaries of Rs. 190.3 million, Rs. (274.3) million and Rs. (153.8) million for the year ended March 31, 2014, 2013 and 2012 respectively.

At March 31, 2014, total business loss carry forwards pertaining to the Group's subsidiaries is Rs. 775.1 million with expiration dates as follows: March 31, 2034: Rs. 1.0 million, March 31, 2033: Rs. 49.6 million, March 31, 2031: Rs. 137.7 million, March 31, 2030: Rs. 58.7 million, March 31, 2029: Rs. 217.5 million, March 31, 2028: Rs. 288.8 million and March 31, 2027: Rs. 21.8 million.

At March 31, 2014, total capital loss carry forwards pertaining to the Bank is Rs. 5,984.4 million with expiration dates as follows: March 31, 2020: Rs. 231.6 million, March 31, 2021: Rs. 2,933.3 million and March 31, 2022: Rs. 2,819.5 million.

Accounting for uncertainty in income taxes

The Group has a policy to include interest and penalties on income taxes, if any, within interest expense or income and income tax expense respectively. However, no interest expense has been recognized in view of the adequate taxes paid by the Group in respect of unrecognized tax benefits. No penalties have been accrued as of March 31, 2014, as the Group believes that the tax positions taken have met the minimum statutory requirements to avoid payment of penalties.

The Group has recognized income with respect to interest accrued or received on tax refunds due to the group against favorable orders received from tax authorities amounting to Rs. 1,941.8 million.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rs. 2,580.6 million and Rs. 813.9 million during the year ended March 31, 2014, 2013 and 2012 respectively. Further, the Group does not recognize the interest income accrued on advance income taxes paid against various income tax matters until the related matter is resolved with the taxing authority. Unrecognized interest on such advance income taxes paid is Rs. 11,873.4 million at March 31, 2014.

The following table sets forth, for the periods indicated, a reconciliation of the beginning and ending amount of unrecognized tax benefits.

Rupees in million			
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Beginning balance	16,415.5	10,202.3	10,027.3
Increases related to prior year tax positions	3,515.4	4,567.2	--
Increases related to current year tax positions	2,567.9	1,646.0	206.9
Decreases related to prior year tax positions	--	--	(31.9)
Decreases related to settlements with taxing authorities	--	--	--
Decreases related to lapsing of statute of limitations	--	--	--
Ending balance	22,498.8	16,415.5	10,202.3

Other than Rs. 871.7 million for the year ended March 31, 2014, the Group's total unrecognized tax benefits, if recognized, would reduce the tax provisions and thereby would affect the Group's effective tax rate.

The Group's major tax jurisdiction is India and the assessments are not yet completed for fiscal year 2011 and onwards. However, appeals filed by the Company are pending with various local tax authorities in India from fiscal years 1993 onwards.

Significant changes in the amount of unrecognized tax benefits within the next 12 months cannot be reasonably estimated as the changes would depend upon the progress of tax examinations with various tax authorities.

j) Other than temporary impairment

The Group has determined that certain unrealized losses on the Group's investments in equity and debt securities are temporary in nature. The Group conducts a review each year to identify and evaluate investments that have indications of possible impairment. An investment in an equity or debt security is impaired if its fair value falls below its cost and accounting recognition of that decline in value is required if that decline is considered other than temporary. Factors considered in determining whether a loss is temporary include the financial condition and near term prospects of the issuer. For equity securities, individual investments that have fair value of less than 80% of amortized cost are considered for evaluation for other than temporary impairment, after consideration of the length of time the investment has been in an unrealized loss position. Additionally, for equity securities, the impairment evaluation is based on the Group's intent and ability to hold the investments for a period sufficient to allow for any anticipated recovery, while for debt securities the Group considers whether the investments have been identified for sale or whether it is more likely than not that the Group will be required to sell the investment before recovery of its amortized cost basis less any current period credit loss.

The Group's review of impairment generally entails:

- identification and evaluation of investments that have indications of possible impairment;

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

- analysis of evidential matter, including an evaluation of factors or triggers that would or could cause individual investments to qualify as having other than temporary impairment and those that would not support other than temporary impairment; and
- documentation of the results of these analyses, as required under business policies.

The following table sets forth, the fair value of the investments in equity and debt securities and unrealized loss position, which are considered as temporary in nature at March 31, 2014.

Rupees in million						
Description of securities	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Corporate debt securities	43,912.3	(1,403.2)	10,434.1	(485.2)	54,346.4	(1,888.4)
Government securities	496,602.7	(19,027.5)	307,483.5	(16,840.5)	804,086.2	(35,868.0)
Other securities	63,839.1	(491.1)	20,910.8	(1,684.5)	84,749.9	(2,175.6)
Total debt securities	604,354.1	(20,921.8)	338,828.4	(19,010.2)	943,182.5	(39,932.0)
Marketable equity securities	273.7	(26.0)	3.0	(1.7)	276.7	(27.7)
Other securities	--	--	--	--	--	--
Total	604,624.8	(20,947.8)	338,831.4	(19,011.9)	943,459.2	(39,959.7)

The following table sets forth, the fair value of the investments in equity and debt securities and unrealized loss position, which are considered as temporary in nature at March 31, 2013.

Rupees in million						
Description of securities	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Corporate debt securities	15,590.1	(157.7)	22,314.8	(564.2)	37,904.9	(721.9)
Government securities	145,862.3	(271.5)	336,758.9	(7,993.4)	482,621.2	(8,264.9)
Other securities	61,808.7	(548.2)	14,914.3	(2,702.4)	76,723.0	(3,250.6)
Total debt securities	219,261.1	(977.4)	373,988.0	(11,260.0)	597,249.1	(12,237.4)
Marketable equity securities	1,285.8	(203.2)	--	--	1,285.8	(203.2)
Other securities	--	--	--	--	--	--
Total	220,546.9	(1,180.6)	373,988.0	(11,260.0)	598,534.9	(12,440.6)

The following table sets forth, the total other than temporary impairment recognized on debt securities during the year ended March 31, 2014.

Description of securities	Rupees in million				
	Other than temporary impairment losses related to securities that the group does not intend to sell nor will likely be required to sell			Losses recognized in earnings for securities that the group intends to sell or more likely than not will be required to sell	Total losses recognized in earnings
	Total other than temporary impairment losses recognized during the year	Portion of other than temporary impairment losses recognized in OCI (before taxes)	Net other than temporary impairment losses recognized in earnings		
Corporate debt securities	1,730.7	—	1,730.7	12.2	1,742.9

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Description of securities	Other than temporary impairment losses related to securities that the group does not intend to sell nor will likely be required to sell			Losses recognized in earnings for securities that the group intends to sell or more likely than not will be required to sell	Total losses recognized in earnings
	Total other than temporary impairment losses recognized during the year	Portion of other than temporary impairment losses recognized in OCI (before taxes)	Net other than temporary impairment losses recognized in earnings		
Government securities	..	..	..	302.2	302.2
Other securities					
Preference shares	597.9	..	597.9	..	597.9
Others	331.8	..	331.8	..	331.8
Total other securities	929.7	..	929.7	..	929.7
Total	2,660.4	..	2,660.4	314.4	2,974.8

The following table sets forth, the total other than temporary impairment recognized on debt securities during the year ended March 31, 2013.

Rupees in million

Description of securities	Other than temporary impairment losses related to securities that the group does not intend to sell nor will likely be required to sell			Losses recognized in earnings for securities that the group intends to sell or more likely than not will be required to sell	Total losses recognized in earnings
	Total other than temporary impairment losses recognized during the year	Portion of other than temporary impairment losses recognized in OCI (before taxes)	Net other than temporary impairment losses recognized in earnings		
Corporate debt securities	1,079.1	..	1,079.1	..	1,079.1
Government securities	..	..	..	..	..
Other securities					
Preference shares	410.6	..	410.6	..	410.6
Others	99.5	..	99.5	..	99.5
Total other securities	510.1	..	510.1	..	510.1
Total	1,589.2	..	1,589.2	..	1,589.2

The following table sets forth, a 12 month roll forward of cumulative other than temporary impairment credit loss recognized in earnings for AFS debt securities held at March 31, 2014.

Rupees in million						
	Balance at March 31, 2013	Credit impairments in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reduction due to sales or maturity of credit impaired securities	Reduction of credit losses earlier recognized in earnings which the group intends to sell	Balance at March 31, 2014
Corporate debt securities	638.1	356.0	1,374.8	16.3	..	2,352.6
Preference shares	3,070.5	559.5	38.4	607.0	..	3,061.4
Other securities	99.5	..	331.8	..	..	431.3
Total	3,808.1	915.5	1,745.0	623.3	..	5,845.3

F-135

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, a 12-month roll forward of cumulative other than temporary impairment credit loss recognized in earnings for AFS debt securities held at March 31, 2013.

Rupees in million						
	Balance at March 31, 2012	Credit impairments in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reduction due to sales or maturity of credit impaired securities	Reduction of credit losses earlier recognized in earnings which the group intends to sell	Balance at March 31, 2013
Corporate debt securities	711.4	378.6	700.5	1,152.4	..	638.1
Preference shares	2,703.0	40.2	370.4	43.1	..	3,070.5
Other Securities	..	99.5	..	..	..	99.5
Total	3,414.4	518.3	1,070.9	1,195.5	..	3,808.1

The reasons for not classifying certain investments in debt and equity securities with unrealized losses as other than temporarily impaired are as follows.

- For the debt securities, the Group has assessed that the securities in an unrealized loss position have not been identified for sale and it is not more likely than not that the Group will be required to sell the securities before recovery of its amortized cost basis less any current period credit loss.
- The diminution in the value of marketable equity securities and other securities is not considered as other than temporarily impaired at March 31, 2014 after considering the factors like projects under implementation, strategic nature of investments and the entity's proposed capacity expansion for improving the marketability of the product, increasing sale trend, cash flows. Based on the evaluation and the company's ability and intent to hold those investments for a reasonable period of time sufficient for a forecasted recovery of fair value, the Group does not consider these to be other than temporarily impaired at March 31, 2014.

The Group also holds certain debt investments with other than temporary impairment, which have not been identified for sale and it is not more likely than not that the Group will be required to sell the securities before an anticipated recovery in value other than credit losses, where the amount representing the credit losses has been recognized in earnings and the amount of loss related to other factors has been recognized in other comprehensive income. The credit losses have been determined based on the difference of present value of expected future cash flows of the securities and the amortized cost basis of such securities. The Group bases its estimates of future cash flows on evaluation of the issuer's overall financial condition, resources and payment record and the realizable value of any collateral, third party guarantees or other credit enhancements.

At March 31, 2014, the Group holds cost method investments amounting Rs. 66,661.8 million. The fair value for such securities has not been estimated in the absence of changes in circumstances that have a significant adverse effect on the fair value of the investments.

k) Comprehensive income

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, details of comprehensive income.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2014	2013	2012
Net income/(loss) (net of tax) excluding non-controlling interest	101,421.0	101,051.5	70,810.7
<i>Other Comprehensive Income:</i>			
Net unrealized gain/(loss) on securities, net of realization & others (net of tax):	(20,746.8)	17,685.9	(8,198.1)
Translation adjustments:	8,964.7	5,387.2	3,593.4
Employee accounting for deferred benefit pensions and other post retirement benefits (net of tax):	(491.7)	(1,379.1)	(1,320.5)
Comprehensive income attributable to ICICI Bank stockholders	89,147.2	122,745.5	64,885.5
Comprehensive income attributable to non-controlling interests	898.0	540.5	438.8
Total comprehensive income	90,045.2	123,286.0	65,324.3

1. Net of tax effect of Rs. 11,048.2 million, Rs. (7,949.3) million and Rs. 3,567.1 million for the year ended March 31, 2014, March 31, 2013, and March 31, 2012 respectively.
2. Net of tax effect of Rs. (2,292.1) million, Rs. (361.8) million and Rs. (242.4) million for the year ended March 31, 2014, March 31, 2013, and March 31, 2012 respectively.
3. Net of tax effect of Rs. 368.3 million, Rs. 662.3 million and Rs. 649.5 million for the year ended March 31, 2014, March 31, 2013 and March 31, 2012 respectively.

i) Guarantees

As a part of its project-financing and commercial banking activities, the Group has issued guarantees to enhance the credit standing of its customers. These generally represent irrevocable assurances that the Group will make payments in the event that the customer fails to fulfill its financial or performance obligations. Financial guarantees are obligations to pay a third party beneficiary where a customer fails to make payment towards a specified financial obligation. Performance guarantees are obligations to pay a third party beneficiary where a customer fails to perform a non-financial contractual obligation. The guarantees are generally for a period not exceeding 10 years.

The credit risks associated with these products, as well as the operating risks, are similar to those relating to other types of financial instruments. The current carrying amount of the liability for the Group's obligations under the guarantees at March 31, 2014 amounted to Rs. 7,260.4 million (March 31, 2013: Rs. 6,167.7 million).

The following table sets forth, the details of guarantees outstanding at March 31, 2014.

Nature of guarantee	Rupees in million				
	Maximum potential amount of future payments under guarantee				
	Less than 1 year	1 - 3 years	3 - 5 years	Over 5 years	Total
Financial guarantees	316,951.6	154,696.2	50,044.2	11,122.0	532,814.0
Performance guarantees	288,916.5	177,038.8	56,494.9	32,333.4	554,783.6
Total guarantees	605,868.1	331,735.0	106,539.1	43,455.4	1,087,597.6

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Group has collateral available to reimburse potential losses on its guarantees. At March 31, 2014, margins in the form of cash and fixed deposit available to the Group to reimburse losses realized under guarantees amounted to Rs. 53,292.1 million (March 31, 2013: Rs. 45,595.4 million). Other property or security may also be available to the Group to cover losses under these guarantees.

Performance risk

For each corporate borrower, a credit rating is assigned at the time the exposure is approved and the rating is reviewed periodically thereafter. At the time of assigning a credit rating, the possibility of non-performance or non-payment is evaluated. Additionally, an assessment of the borrower's capacity to repay obligations in the event of invocation is also evaluated. Thus, a comprehensive risk assessment of guarantee exposures is undertaken at the time of sanctioning such exposures.

22. Regulatory matters

Statutory liquidity requirement

In accordance with the Banking Regulation Act, 1949, the Bank is required to maintain a specified percentage of its net demand and time liabilities by way of liquid unencumbered assets like cash, gold and approved securities. The amount of securities required to be maintained at March 31, 2014 was Rs. 806,035.1 million (March 31, 2013: Rs. 743,915.9 million), and the Bank complied with the requirement throughout the year.

Capital Adequacy

The Bank was subject to Basel II capital adequacy guidelines stipulated by the Reserve Bank of India till March 31, 2013.

During fiscal 2013, the Reserve Bank of India issued final Basel III guidelines, applicable with effect from April 1, 2013 in a phased manner through till March 31, 2019. At March 31, 2014, the bank is required to maintain minimum Common Equity Tier 1 (CET1) capital ratio of 5.00%, minimum Tier 1 capital ratio of 6.50% and minimum total capital ratio of 9.00%. Under Pillar 1 of the Reserve Bank of India guidelines on Basel III, the bank follows Standardized approach for measurement of credit risk, Standardized Duration method for measurement of market risk and Basic Indicator approach for measurement of operational risk.

The total capital adequacy ratio of the Bank calculated in accordance with the Reserve Bank of India guidelines on Basel III at March 31, 2014 is 17.70%. Total capital adequacy ratio as per the Basel II framework at March 31, 2014 is 19.08% (March 31, 2013: 18.74%). These are based on unconsolidated financial statements as per Indian GAAP.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

23. Comparative figures

Figures of the previous year have been regrouped to conform to the current year presentation.

For and on behalf of Board of Directors

/s/ **Chanda Kochhar**
Managing Director & CEO

/s/ **N. S. Kannan**
Executive Director

/s/ **Rakesh Jha**
Chief Financial Officer

/s/ **P. Sanker**
Senior General Manager
(Legal) & Company Secretary

Place: **Mumbai**
Date: **July 25, 2014**

F-139

2【主な資産・負債及び収支の内容】

本項に記載すべき事項は前掲の財務書類に記載されている。

3【その他】

(1) 訴訟及び規制手続

当行は、様々な訴訟に関与し、また、当行が業務を行っている各々の法域において様々な銀行業務及び金融サービスに係る法令の規制対象となっている。当行は、かかる各々の法域において、多数の規制及び執行当局に従っている。当行は、通常の業務過程において、数多くの法的手続及び法的関係に関与している。しかしながら、当行は、当行に不利な決定が下された場合に、当行の財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼし得る法的手続の当事者となってはならず、また政府当局又は第三者によってかかる法的手続が準備されている事実を認知していない。

当行は、過去に以下の罰金を課され、これらの金額を支払った。

- ・ 2011年度において、インド準備銀行は、顧客の本人確認ガイドラインに関連して、当行に0.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年5月、インド保険規制開発委員会は、仲介機関及びグループ保険に関し、1938年保険法及び保険規制開発委員会が発表した規制／ガイドラインの一定の条項を遵守しなかったことを理由として、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに11.8百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年度においてインド準備銀行は、当行のデリバティブ事業に関してインド準備銀行により命じられた特定の命令の不履行に関連して、当行に1.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年5月、インド準備銀行は、顧客を代理しての国債の売却に関する業務上の過失に関連して、当行に0.1百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年5月、インド準備銀行は、国債の売却に関する業務上の過失に関連して、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップに0.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年10月、インド準備銀行は、インド準備銀行が公表した顧客の本人確認に関する指針を遵守しなかったことを理由として、ICICIバンクに3.0百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年12月、インド準備銀行は、国債の売却に関する業務上の過失に関連して、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップに0.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2013年6月、ニュースのウェブサイトによりインドの銀行及び保険会社の支店に対しておとり捜査が行われた後に、インド準備銀行は調査を行い、かかる調査に基づき、他のインドの銀行に対し罰金を課すとともに、ICICIバンクに10.0百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2013年9月、インド保険業規制開発委員会は、2013年度の低リスクプールに関する必須目標が達成できなかったことに関して、他のインドの総合保険会社に対し罰金を課したように、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに0.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2014年7月、インド準備銀行は、当行を含む12のインドの銀行に対し、かかる銀行に対する法人顧客1社のローン及び当座預金を精査した後、罰金を課した。当行に課された罰金額は4.0百万ルピーであった。

「一第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(hh) 当行は様々な訴訟に関与している。当行に重大な損害を与える最終判決が下された場合、当行の将来の財務実績及び株主資本は重大な悪影響を受ける可能性がある。」及び「一第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(q) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」を参照のこと。

2014年度末現在における当行の税金関連の偶発債務は総額46.9十億ルピーであり、これは主として、過年度にインド政府税務当局から課された所得税、サービス税及び売上税／付加価値税に関連している。当行は、かかるすべての課税に対して不服申立を行っている。税金関連調査は偶発債務に含まれていない。その理由は、かかる手続が税務当局により却下される可能性が高いか又は司法当局により支持されないと当行は考えているからである。法律顧問との協議並びに下記の当行及びその他の事例において下された当行にとって有利となる決定に基づき、経営陣は、税務当局は、かかる税の課税を立証できない可能性が高いと考えており、したがって2014年度末現在、かかる課税に応じてはいない。発生する可能性がほとんどないものと区分された係争中の税金問題は、当行の偶発債務として開示されていない。

上記税金関連の偶発債務46.9十億ルピーの内訳は以下のとおりである。

- ・ 売上税／付加価値税の課税に関する2.9十億ルピー。これは主に、再所有された資産の処分に対するVAT、当行が締結したリース取引に関して各州政府当局から課された州間／輸入貸付及び貴金属商品に関連した事項に関するものであり、当行は、有利な法律顧問からの意見に依拠している。かかる課税総額のうち、1.3十億ルピーは、再所有された資産の処分に対するVATに関するものであり、当行は借入人からの貸付金の回収のために再所有された資産の処分を促進するのみであり、再所有された資産の売主とはみなされないことを確認した法律顧問からの有利な意見に依拠している。
- ・ サービス税に係る3.1十億ルピー。かかる課税総額のうち、1.5十億ルピーは、当行の生命保険会社の子会社に関連し、ユニットリンク保険制度／生命保険制度の解約／処分手数料に課されるサービス税に関するものであり、0.7十億ルピーは、ベンチャー・キャピタルファンドが受領し、保有する拠出金に関連する。かかる拠出金は、同ファンドが提供した管理サービスに関して受領した手数料として扱われていた。0.6十億ルピーは当行に関するものであり、主に証券化された貸付ポートフォリオを所有するトラストに提供された流動性補完措置に課された金利及び2006年5月より前にクレジットカード取引を行っている加盟店より得た収益に関連する。当行は、税務当局が上記の課税を立証できない可能性が高いと考えている。
- ・ 主に所得税及び利子税の課税についての当行又は税務当局の不服申立に関する40.9十億ルピー。当行は、当該不服審判所の過去の当行に有利な先例となる決定及び専門家の意見に依拠している。主な係争中の債務の詳細は、以下のとおりである。

ー 支払利息が非課税の利益に充てられる可能性に関する14.1十億ルピー。当行は、株式／非課税の債券への投資に対する特定借入金がない上に、当行には原株式／非課税の有価証券に対する投資を補充するのに十分な無利息の貸付があるため、いかなる利息も配分できないものと確信している。当行は、法律顧問の当行に有利な意見及び類似案件における有利な不服審判所の決定に依拠している。

ー デリバティブ取引に関する時価評価損失が、税務当局によって名目的な損失として扱われ、認定されなかったことに関する11.2十億ルピー。当行は、法律顧問の当行に有利な意見及び類似案件における当行に有利な不服審判所決定に依拠しており、かかる決定においては、時価評価損失を事業収益から控除することを認めていた。

ー リース資産に係る減価償却の申告が、当該リース取引を貸付取引として取り扱うことにより、税務当局に認められなかったことに関する6.2十億ルピー。当行は法律顧問の当行に有利な意見及び当行自身又はその他の類似案件における当行に有利な不服裁判所決定に依拠している。

ー 特別準備金から引き出された課税対象額に関する2.7十億ルピー。ICICIは、かつて、評価期間1997-98年に設定された特別準備金を含む2つの特別準備金勘定を維持していた。特別準備金からの引出しは、評価期間1998-99年から2000-01年に関し、税務当局から課税対象であると評価された。当行は、評価期間1998-1999年及び1999-2000年に関して有利な命令を受けているが、所得税局がこの有利な命令に対して異議を申し立てている。

当行自身及びその他の事件の判例に基づき、税務顧問と協議の上で、経営陣は、当行の税務上の見解が認められる可能性が50%超あると考えている。したがって、会計報告において引当金を設定していない。

上記の偶発債務には、認められる可能性が低い債務とみなされた39.8十億ルピーは含まれていない。認められる可能性が低いと区分された紛争中の課税要求の総額のうち、34.9十億ルピーは、貸倒損失の控除及び不服審判所において係争中である罰金の徴収に関連し、これらはインドの最高裁判所による判断の対象であるため、偶発債務として開示する義務がない。残りの4.9十億ルピーは、当行の生命保険子会社の紛争中の租税債務に関連するものであり、これは主として、株主収益に対する評価責任者による繰越事業損失の相殺が認められなかったことを原因とするものであり、これは税務当局によりその他の収入源からの収益とみなされる。当行の生命保険子会社自身の場合においても同様に、有利な所得税に関する不服審判所の決定に基づき、認められる可能性が低い債務とみなされる。

ICICIバンク及びその取締役に対する複数の訴訟が数箇所の裁判所で係属中である。ICICIバンクに対する訴訟は、主にサービス不足の申立、地権争い、労働争議、不正行為、経済攻撃及びその他通常の業務過程において提訴された事件に関与する民事訴訟に関して起こったものである。当行はまた、契約及び貸付の執行に関する反訴を提起されている。悪影響が発生する可能性があるともみなされ、かつ信頼できる見積もりを出せる場合に、引当金が設定される。訴訟は予測不可能であることを考慮し、また請求額が多額である場合には、訴訟の解決に係る実費は引当金額とは実質的に異なる場合がある。

2014年度末現在、ICICIバンクは、請求額合計約1,747百万ルピーとなる540件の訴訟に対し、合計312百万ルピーの引当金を有している。かかる訴訟は、悪影響が発生する可能性があるともみなされ、かつ信頼できる見積もりを出せるものであった。

悪影響が発生する合理的な可能性はあるが可能性が低い訴訟については、請求額が偶発債務に含まれている。2014年度末現在、そのような訴訟は92件あり、かかる訴訟の請求額合計は12,698百万ルピーであった。訴訟の性質上、これらの訴訟について生じ得る損失又は損失の範囲に対する見積もりを出すことはできない。しかし、請求額が12,410百万ルピーであった1件の訴訟については、当行は、生じ得る責任額を140百万ルピーと見積もっており、12,270百万ルピーの責任額が発生する可能性はほとんどないと考えている。このため、かかる訴訟に関連する偶発債務は140百万ルピーであるとみなされた。したがって、2014年度末現在、当行の偶発債務合計額は428百万ルピーである。

悪影響が発生する可能性がほとんどないものとみなされる訴訟については、当行は引当金を設定しておらず、これらの訴訟の請求額をその偶発債務に含めていない。

ICICIバンクに対する訴訟につき、民事訴訟係争者が当行の取締役を共同被告とした場合がある。2014年度末現在、そのような訴訟は227件あった。

経営陣は、法律顧問との協議に基づき、上記の訴訟における当行に対する提訴及び反訴は、すべて根拠のないものであり立証は不可能であると確信しており、かかる訴訟の最終的な判決は、当行の業績、財政状態又は流動性に重大な悪影響を及ぼすものではないと考えている。また、法律顧問とのその他の訴訟の検討に基づき、経営陣は、かかるその他の訴訟についても、その結果は当行の財務状態、業績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼすものではないと考えている。

2014年度末現在、「可能性が高い」「可能性がある」「可能性がほとんどない」とされる当行の負担すべき債務を含む63件の進行中の訴訟が提起されており、当該訴訟にはそれぞれ10百万ルピー以上の請求が含まれ、その請求総額は約79.4十億ルピーである（数値化できる範囲においてであり、また当行とその他の当事者が連帯して請求を受けたものを含む。）。請求額が1.0十億ルピー以上の訴訟は、以下のとおりである。

- キングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドの発起人及び発起人グループの事業体は、キングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドに与信枠を提供した19の貸付人を相手取り、事業体の1つにより貸付人に提供された企業保証が無効であることの決定並びに貸付人が企業保証及び発起人の個人保証の促進のために活動すること及び貸付人により保有されている株式質の行使に対する制限を求めるため、またキングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドの発起人グループの投資合計額に対し、貸付人に32.00十億ルピーの損害賠償を請求するため、ボンベイ高等裁判所に訴訟を提起した。ボンベイ高等裁判所は、貸付人が担保権の行使を促進することを制限する暫定的な救済措置を認めていない。ICICIバンクは、2012年6月にキングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドに対するエクスポージャーを第三者に譲渡し、それにより当該会社に対する貸付人ではなくなった。かかる訴訟の訴因は、当該日の後に発生したものであり、かかる訴訟で言及されている証券は、ICICIバンクが当該会社の貸付人であった当時においても所有していた証券ではなかった。結果として、ICICIバンクは、当行に対する訴訟は維持できないと考えており、2013年10月8日に供述書を提出した。この事件は、現在2014年8月20日に手続を行うよう指示されている。

- 2011年10月19日、ラジャスタンの歳入情報局は、バンク・オブ・ラジャスタンのICICIバンクへの合併に伴いバンク・オブ・ラジャスタンからICICIバンクに譲渡された不動産に関する情報を要求した。当行は、要求された情報を歳入情報局に提供した。2011年11月9日、ICICIバンクは、合併について12.4十億ルピーの印紙税及び登録費用の支払いを要求する通知書を受領したが、かかる要求額の算出方法についての詳細は提供されていなかった。合併は1949年銀行規制法に基づく命令によりインド準備銀行に承認され、ラジャスタン印紙税法において、かかる命令による印紙税の支払い又はその登録の要請についての規定がなかったため、ICICIバンクは、通知書に対して責任の否定という対応を正式に取った。2012年3月14日、(印紙税)追徴回収機構(ジャイプル)は、合併に伴いバンク・オブ・ラジャスタンからICICIバンクに譲渡された不動産に関する印紙税の支払い及び書類の登録を怠ったとして、ICICIバンクに起訴通知書を発行した。ICICIバンクは、法律顧問に意見を求め、1949年銀行規制法に基づく命令において、印紙が不要であることを確認した。ICICIバンクは、要求通知及び起訴通知に異議を申立てるために、ジャイプル高等裁判所に令状の申立てを提出した。(印紙税)追徴回収機構は、2014年7月21日に事件について聴取する予定である。高等裁判所は、当行の請願書に基づく猶予を認めず、事件は2014年7月17日に手続が行われたが、2週間中断した。
- 1999年、当行は、デリー債権回収裁判所に対し、エスロン・シンセティックス・リミテッド(Esslon Synthetics Limited)及び(保証人としての立場において)そのマネージング・ディレクターを相手取り、合計169百万ルピーのエスロン・シンセティックス・リミテッドに対する債権の回収を求める訴えを起こした。2001年5月、当該保証人は、当行及びエスロン・シンセティックスに資金提供を行っていたその他の貸付人に対し、当該貸付人の役員らによってLMLリミテッド(LML Limited)、エスロン・シンセティックス及び当該貸付人を当事者とする契約の締結を強要され、それによって(特に)事業の損失を被ったことを理由として、1.00十億ルピーの支払いを求めて反訴した。エスロン・シンセティックス・リミテッドは、2004年1月に、当該反訴内容の変更を申請した。当行は、当該変更申請に対する書面を提出している。書面の一部が提出されておらず、これに対し当行が必要とされる書面は、当事者間の紛争解決には関連性がなく、また、不要である旨を記載した答弁書を提出したことを受け、保証人は仮申請を行った。インド工業開発銀行は、デリー債権回収裁判所の命令に対する異議申立をし、それにより債権回収裁判所はLMLリミテッドが当事者のリストに加わることを認めた。デリー債権回収不服審判所は、債権回収裁判所の手続に対して暫定延期命令を下した。アラハバード高等裁判所における清算手続につき、アラハバード高等裁判所所属の公職の清算人は、2002年11月、エスロン・シンセティックスの資産を61百万ルピーで売却した。当行は、アラハバード高等裁判所所属の公職の清算人に、当行に対する支払いの請求を提起した。公職の清算人は、当行の請求が認められ、当行に対する支払金が12百万ルピーである旨を当行に通知した。当行は、公職の清算人に対し、かかる金額の支払いに関する宣誓供述書を提出し、公職の清算人は、当行に対し9百万ルピーを支払った。残りの金額は、会社裁判所によってエスロン・シンセティックスの従業員に対する支払金が確定した後、支出される。さらに、保証人は、ICICIバンクを含む貸付人が現在反対している破産裁判所に対して破産手続を申し立てた。債権回収裁判所及び破産裁判所での聴取の翌日である2014年8月の第一週に手続が行われた。

さらに、当行は、様々な地域における銀行業への急速な海外進出により、異文化リスクを含む数々の新たな法令上及び事業上の課題及びリスクに直面し、通貨リスク、金利リスク、コンプライアンスリスク、規制リスク、レピュテーションリスク及び事業上のリスクを含む当行の様々な分野におけるリスクの複雑性が増加した。かかる急速な成長及び複雑性の増加により、当行又は当行の従業員は、様々な地域において、様々な状況で、規制当局の調査又は執行手続の対象となる可能性がある。当行の規制遵守及び内部統制のための最善の努力にもかかわらず、当行又は当行の従業員は、金融サービス業においては一般的であるが、当行又は当行の従業員に対する訴訟につながる可能性のある機密調査及び捜査の対象となる可能性がある。かかる状況においては、内部調査を行い、規制当局に協力し、また必要に応じて解雇を含む、従業員の停職又は懲戒処分を行うことが当行の方針である。

当行は、いかなる将来の法執行当局によるイニシアティブ(当行は、これらが国際的な銀行においては次第に一般的になっていると考えている。)についても、その時期又は形式を予想することはできないが、いかなる規制当局の調査又は手続に対しても協力する予定である。

(2) 後発事象

該当事項なし。

4【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当行の2014年3月31日に終了した事業年度の財務書類には、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準と米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下、「米国基準」という。）の差異に関する注記が含まれており、米国基準に基づく純利益及び株主持分が開示されている。当該数値の作成に関する当行の米国基準における会計方針と、日本において一般に認められている会計原則との主要な相違は以下の通り要約されている。

(1) 連結原則

当行は、議決権の50%超を直接もしくは間接的に所有するか、又は支配力を行使している事業体を連結している。当行は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結—全般」、「変動持分事業体の連結」に基づき、当行が主たる受益者であるとみなされる変動持分事業体（VIE）も連結している。米国基準では、ASC Topic 810「連結」に基づいて、ある事業体が、(1)他社からの追加的財務支援がなければその事業体の活動資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、(2)事業体の持分投資家が、その法的事業体の経済的パフォーマンスに最も重要な影響を与える活動を指示する権限がないか、予想損失を被る義務のない、または予想収益を受け取ることがない場合は、VIEと呼ばれる。

日本においては、連結の範囲を決定するために、変動持分事業体の概念は使用されていない。

(2) ベンチャー・キャピタル投資

当行のベンチャー・キャピタルファンドが保有する投資は公正価値で計上されており、US GAAPにおけるベンチャー・キャピタル投資に係る公正価値の変動は、損益として損益計算書に認識されている。

日本においては、ベンチャー・キャピタル投資に係る特段の会計基準は存在せず、当該投資の会計は、有価証券投資に係る一般的な会計基準に従う。

(3) のれん

当行はのれんを償却する代わりに、少なくとも年次で減損テストを実施している。

日本においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却する。なお、のれんの未償却簿価は減損会計の適用対象となる。

(4) 株式に基づく報酬

当行は、公正価値法を用いて株式に基づく報酬の会計処理を行っている。ASC Topic 718「報酬—株式報酬」では、従業員に対するすべての株式に基づく報酬（従業員ストック・オプションを含む）を損益計算書において公正価値で認識することが要求されている。

日本においては、報酬として従業員に付与したストック・オプションは、公正な評価額に基づいて報酬に対する必要役務期間にわたって費用として認識され、対応する金額はストック・オプションの権利の行使または失効までの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上される。

(5) 貸付金組成手数料

米国基準では、貸付金組成手数料(費用控除後)は、貸付期間にわたり、貸付の利子率の修正として償却される。

日本においては、貸付金組成手数料の償却についての特段の会計基準は存在しない。

(6) ヘッジ会計

当行は、一部のデリバティブを公正価値ヘッジに指定している。公正価値ヘッジでは、デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象項目の公正価値の変動とともに、損益として認識される。

日本においては、ヘッジ会計は原則としてデリバティブの値洗い損益を税効果考慮後の金額により純資産の部において表示する。

(7) 公正価値による測定

米国基準では、ASC Topic 820「公正価値の測定及び開示」が、公正価値に関する単一の正式な定義を確立し、公正価値による測定に関するフレームワークを構築し、公正価値で認識された商品に関する追加的開示を規定している。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」に公正価値に関するガイダンスがあり、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取り扱い」が公表されているが、公正価値の算定に関して米国基準のような詳細な規定はない。

(8) 一次的でない減損

米国基準では、ASC Topic 320「投資－負債及び持分証券」により、事業体が負債証券を売却する意思がある場合、又は、事業体が償却原価による負債証券の価値が回復する前に負債証券を売却することが強制される可能性が高い場合、負債証券の一時的でない減損損失を損益に認識することが要求される。ただし、事業体が負債証券の売却を予定しておらず、その事業体が回復前に売却を強制される可能性が高くない場合でも、当該基準は、その事業体が受領する期待キャッシュフローの評価を要求し、信用損失が存在するかを決定すること、並びに負債証券の一次的でない減損損失の信用リスク部分を損益に認識し、信用リスク以外の部分をその他包括利益に認識することを要求している。

日本においては、減損は信用リスク部分と信用リスク以外の部分に区分しない。また信用リスク以外の部分を含む減損金額全額が損失として認識される。

(9) 確定給付

米国GAAPでは、ASC Topic 715「報奨－退職給付」に準拠して、年金費用は勤務費用、利息費用、制度資産からの収益、過去勤務債務の償却及びその他を表す。未認識損益の償却（年金数理上の損益、過去勤務債務）は、年度の期首において、年金数理上の正味損益が予測給付債務（「PB0」）又は制度資産の公正価値の10%を超過する場合に正味期間給付費用に含まれる（「コリドール・アプローチ」）。損益に計上された年金費用と実際に積み立てられた金額との差異は未払年金費用または前払年金費用として計上される。

さらに、制度資産とPB0の差異は、貸借対照表に資産又は負債として認識される。また、当期の年金費用として計上されない未認識損益（税効果考慮後）は、その他包括利益累計額の構成要素として計上される。その他包括利益累計額に計上された制度資産とPB0の差異は、その後正味年金費用として償却され、その他包括利益累計額からリサイクルされる。

日本においてもまた、類似する会計処理が求められるが、コリドール・アプローチの採用は認められていない。未認識過去勤務債務及び未認識の数理計算上の損益は特定の方法に基づいて規則的に償却され損益に計上される。また、PB0と制度資産の時価との差異は貸借対照表に計上されず、その代わりに財務諸表の注記事項として未認識損益と共に開示される。

なお、未認識の数理計算上の差異について企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が2012年5月17日に公表され、オフバランスとなっていた未認識過去勤務債務および未認識の数理計算上の差異が貸借対照表の資本の部に認識されることとなる。ただし、保険数理差損益の償却は、従来の会計方針に従って継続的に行われる。この取り扱いは、2013年4月1日以降開始する事業年度の年度末に係る財務書類から適用されるが、2013年4月1日以後開始する事業年度からの早期適用が認められている。

(10) 年金以外の退職後給付

ASC Topic 715はまた、退職後給付に関する費用を、発生時の費用ではなく数理計算に基づき従業員の予想勤務期間にわたり認識することを要求している。さらに、当期の正味給付費用（税効果考慮後）に認識されていない未認識損益は、その他包括利益累計額の構成要素として計上される。

日本においては、退職後給付制度といった制度は一般に提供されていない。そのため、特別な会計基準は存在せず、そのようは費用な実務として発生時に費用処理されている。

(11) 法人税の申告が確定していない状況における会計処理

ASC Topic 740「法人税」は、税務申告済み、または今後税務申告される税務上のポジションが確定していない状況における認識及び測定に言及している。基準によると、税務上のポジションの財務諸表に対する影響は、テクニカルメリットに基づき関連する税務当局による調査において税務上のポジションを維持できる可能性がそうでない可能性より高い場合に認識される。基準はまた、中間期における認識の中止、分類、利息及び罰金並びに申告が確定していない状況における税務上のポジションの開示についてのガイダンスを提供している。

日本においては、法人税の申告が確定していない状況についての会計基準は定められていない。

5【インドと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当行の財務書類は、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準（インドGAAP）に準拠して作成されている。当行の会計方針と、日本において一般に認められている会計原則との主要な相違は以下の通り要約されている。

(1) 連結原則

当行が議決権の50.00%超を直接もしくは間接的に保有するか、又は支配力を行使している事業体は完全に連結される。共同支配企業の資産、負債、収益及び費用は、比例連結法により連結されている。この方法では、共同支配企業の資産、負債、収益及び費用のうち当行の持分は、連結財務諸表に個別項目として報告されている。当行は、資金を親会社／投資会社へ移す能力を損なう厳格な長期的制限に基づき運営されている事業体の場合、当該事業体を連結していない。

日本においては、比例連結に関する基準はない。日本においては資金を親会社に移す能力に欠ける事業体の連結に関する基準はない。

(2) 貸付金の売却処理

当行は、法人及び個人向け貸付金を証券化取引を通じて譲渡している。当行が証券化債権契約で特定された便益に対する権利を放棄する場合のみ、譲渡された貸付金の認識は中止され、利益／損失が計上される。遡求及びサービシングの義務は引当金純額としての金額で計上される。

インドGAAPでは、2006年2月1日以降、貸出債権の証券化により生じる純利益は、資産の売却先である特別目的事業体が発行した、あるいは発行する予定である有価証券の有効期間にわたり計上される。2012年5月22日より、証券化による利益／プレミアムは、インド準備銀行により規定された手法に基づき取引期間に渡り償却される。貸出債権の売却、証券化及び直接譲渡から生じる純損失は売却時に認識される。

日本においては、貸付金の譲渡は、財務構成要素アプローチに基づく金融資産の消滅の要件を満たす場合、売却として認識され、その時点で売却損益が認識される。

(3) 株式に基づく報酬

当行は、従業員株式報酬制度の会計処理において、本源的价值法を用いている。報酬費用は、対象株式の公正市場価格の行使価格に対する超過額に基づき測定される。

日本においては、本源的价值法は用いられず、報酬費用は、付与日の公正価値に基づいて会計処理が行われる。

(4) 退職給付

退職金及びその他の制度においては、数理計算に基づき引当金を計上し損益処理する。

日本においては、確定給付型年金の会計処理は数理計算に基づき、数理計算上の差異は、平均残存勤務期間以内の一定の年数で費用処理する。

(5) 有価証券の時価評価

当行は満期保有目的有価証券を取得原価または償却原価で計上している。売却可能有価証券及び売買目的有価証券の未実現純利益は会計上認識されないが、未実現損失は損益計算書に計上される。但し、ベンチャー・キャピタル投資に関する未実現損益は準備金及び剰余金に振替えられる。売却可能有価証券及び売買目的有価証券の償却引当金が必要額を超過する場合、当該超過分は損益計算書に計上され、その後投資準備金勘定に振替えられる（適用される税金及び法定準備金振替額を控除後の金額）。さらに、売却可能及び満期保有目的区分の減価に対して引当金が設定（損益勘定に借方計上しなければならない。）される。また、同額（該当する場合には、税務便益控除後、及びその後の法定準備金への振替を控除後）が、投資準備金から損益勘定に振替えられる。

日本においては、売買目的有価証券の未実現損益はすべて損益として認識される。売却可能有価証券について未実現利益は原則として純資産の部に計上されるが、未実現損失は損益勘定に計上することが認められている。満期保有証券は償却原価基準で計上される。また、ベンチャー・キャピタル投資に係る特段の会計基準は存在せず、当該投資の会計は、有価証券投資に係る一般的な会計基準に従う。

(6) 有価証券の取得費用

投資の取得時に支払われた仲介費用及び手数料は損益処理される。

日本においては、当該費用は取得価額に含める。

(7) 貸倒引当金

当行は、海外支店での貸付金及び確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含む貸付金及び投資をインド準備銀行が発行したガイドラインに従って、正常資産とNPAとに分類している。海外支店で保有する貸付金のうち、貸付実施国の規制に基づき（回収の計上以外の理由で）減損として特定されるものの、既存のインド準備銀行が発行したガイドラインでは正常とみなされる貸付金は、貸付実施国における未回収金額内で、NPAとして分類される。

法人向け貸付金の場合、要管理及び破綻懸念債権に対する引当は、インド準備銀行が規定した率による。破綻資産及び破綻懸念資産の無担保部分は、既存のインド準備銀行ガイドラインに従って引当／償却されている。海外支店で計上された貸付金で、既存のインド準備銀行ガイドラインでは正常だが貸付実施国の規制に基づき不良資産（「NPA」）として分類されている貸付金に関しては、貸付実施国の規制に従って引当金が計上される。既存のインド準備銀行のガイドライン及び貸出実施国のガイドラインではNPAとなる海外支店で計上された貸付金に関する引当金は、インド準備銀行の規定または貸付実施国の規定で要求される引当金のいずれか高い方で計上される。インド準備銀行が規定している最低引当に従って、均質な個人向け貸付金／債権に対する引当は延滞日数に基づき貸付金ごとに評価される。貸出条件緩和債権については、インド準備銀行が公表したガイドラインの要件に従って、貸出条件緩和実行時に現在価値に基づいて算定された貸付金の公正価値の減少額と等しい金額の引当金が計上される。

NPAに対する個別引当金に加え、当行はインド準備銀行が規定する率で正常引当金に対する一般引当金を維持している。海外支店の正常引当金について、一般引当金は貸付実施国の要件とインド準備銀行の要件の高い方で計上される。

日本においては、銀行の貸倒引当金は、自己査定に基づき、各資産査定区分の過去の実績率と各資産区分残高に基づいて算定される。また、将来キャッシュフローを当初の実行利率により割り引いた金額と債権額の差に基づいて算定することも認められている。銀行の貸倒引当金の計算について当局が特定の引当率を指示することはない。

(8) ヘッジ会計

インド会計基準において、オンバランスシート資産負債をヘッジする目的で当行が行ったスワップ契約は、対象となるオンバランス項目に対して反対かつ相殺する効果を生ずるように行われたものである。インド会計基準においては、当該デリバティブの影響は対象資産の変動と相関関係を有し、ヘッジ会計の原則に準拠して会計処理されている。ヘッジ対象のスワップは発生主義により会計処理される。

日本においては、すべてのデリバティブは時価評価され、ヘッジ会計の要件を満たす範囲で、未実現損益が繰り延べられる。

(9) 固定資産の減損

インド会計基準において、固定資産は、資産簿価の回収可能性について疑いを生じさせる事象や状況の変化が生じた場合に減損の有無が検討される。使用目的で保有している資産の回収可能性は、簿価と当該資産より生ずると期待される将来キャッシュフローの割引価値を比較することで評価される。当該資産が減損しているとみなされた場合、当該資産の帳簿価額が公正価値を上回った金額が減損損失として損益計算書に認識される。

日本においては、減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュフローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価格を下回ると見込まれる場合において、回収可能額（正味売却価格（すなわち、売却費用控除後の公正価値））と使用価値（すなわち、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価格の差額につき減損損失を計上する。

(10) 繰延税金

インド会計基準において、子会社及び関連会社の未分配利益に対する繰延税金は認識されない。

日本においては、繰延税金の認識は一時差異全体の解消についてのスケジューリングに基づく。子会社の未分配利益のうち配当等により税金の支払が見込まれる部分について、繰延税金負債が計上される。

(11) 配当

当行は、普通株式の配当及び関連する配当課税を、配当の関係する年度に認識する。

日本においては、配当は、株主総会において承認された時点で認識される。

(12) 企業結合

インド会計基準において、インド準備銀行により承認された買収については、インドGAAPに準拠して購入対価と取得した純資産の差額を準備金に計上された。

日本の会計基準において、企業結合は原則としてパーチェス法で会計処理される。取得原価（取得対価の企業結合日における時価）は、受け入れた資産及び引受けた負債のうち識別可能資産及び識別可能負債の時価を基礎として配分される。受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う。取得原価が、受け入れた資産及び引受けた負債に配分された純額を上回る場合、その超過額はのれんとして会計処理される。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨であるインド・ルピーと本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の期間において掲載されているため、記載を省略する。

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

上記の理由により記載を省略する。

3【最近日の為替相場】

上記の理由により記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

以下は、日本における募集による米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項の概要である。なお、米国預託株式保有者は、その米国預託株式との交換により当行の普通株式（以下本第8で「本株式」という。）を受領する権利を有する。

米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項

(1) 米国預託株式保有者に対する株式事務

本株式を表章する米国預託株式の取得者（以下「米国預託株式保有者」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款（以下「取引口座約款」という。）により米国預託株式保有者の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他本株式を表章する米国預託株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

以下は、取引口座約款及びその他関連規則に即した、本株式を表章する米国預託株式に関する事務の手続の概要である。

(a) 証券の登録・保管

本株式を表章する米国預託株式の購入価格が支払われた場合、預託機関は米国におけるザ・ディポジトリ・トラスト・カンパニー（The Depository Trust Company）（以下「DTC」という。）の名義人の名前が記名された一枚のADR大券により証される、専らブックエントリー（振替決済）方式による米国預託株式を当初発行する。DTCは、窓口証券会社又はその関係会社を含むDTCの参加者のコンピュータ化された記録簿を保管する。ADR大券の実質持分は、DTC及びその参加者により維持される記録簿上に表示され、またADR大券の持分の譲渡はこれを通じてのみ行われる。預託機関又はその名義人は、米国預託株式に表章される本株式の登録株主となり、当該本株式はインドにおける預託機関の保管機関に保管される。

米国預託株式保有者に対しては、窓口証券会社の法定帳簿上の所有者として記載がなされ、窓口証券会社から取引残高書が交付される。

(b) 米国預託株式の譲渡に関する手続

米国預託株式保有者は、窓口証券会社に対して当該米国預託株式の保管替え又は売却注文をなすことができる。米国預託株式保有者と窓口証券会社との間の決済は円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内で米国預託株式保有者が指定する外貨による。

(c) 米国預託株式保有者に対する諸通知

当行が米国預託株式保有者に対して行う通知及び通信は、原株式の登録保有者たる預託機関又はその名義人に対してなされ、預託機関は原則としてこれを米国預託証券の登録保有者たるDTC又はその名義人に対してなす。DTCにはこれをDTCの参加者（窓口証券会社又はその関係会社を含むことがある。）に送付する義務があり、窓口証券会社はこれをさらに必要に応じて各米国預託株式保有者に送付する。実費は米国預託株式保有者に請求される。ただし、米国預託株式保有者がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信の性格上重要性が乏しい場合には、これを個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備付け、米国預託株式保有者の閲覧に供される。

(d) 米国預託株式保有者の議決権の行使に関する手続

原株式の法的所有権は預託機関に属することとなるため、米国預託株式保有者は、株主としての権利を行使するためには、預託機関に依存しなくてはならない。預託機関の義務は、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ、米国預託株式保有者及びICICIバンクの間の預託契約に定められている。預託契約及び米国預託株式は、ニューヨーク州法に準拠している。

米国預託株式保有者は、預託された本株式に関する議決権を有さない。預託機関は、取締役会に指図されたとおりに預託された本株式に関する議決権を行使する。預託機関は、いかなる場合においても、議決権の行使又は非行使に関する裁量を行使する義務を負わない。

「一第1－1 会社制度等の概要－(2) 提出会社の定款等に規定する制度－米国預託株式により表章される預託普通株式の議決権」も参照のこと。

(e) 現金配当の交付手続

取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて窓口証券会社が作成した米国預託株式保有者明細表（「一(2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務－(a) 名義書換代理人並びに名義書換取扱場所及び米国預託株式保有者明細表の作成」で定義する。）に記載された米国預託株式保有者に支払われる。

(f) 株式配当等の交付手続

発行される新普通株式を表章する米国預託株式を証する追加の米国預託証券が預託機関によりDTC又はその名義人に対して発行される場合は、原則として窓口証券会社が米国預託株式保有者明細表に記載された米国預託株式保有者についてその法定帳簿上に保有者としての記載を行い、当該米国預託株式保有者に対して取引残高報告書を交付する。かかる新普通株式のうち米国預託株式保有者のために預託機関により売却された部分については、DTC又はその名義人が受領するその正味手取金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて米国預託株式保有者に支払われる。

(g) 新株予約権

預託機関がかかる新株予約権を米国預託株式保有者のために売却する場合はDTC又はその名義人が受領するその正味手取金は、取引口座を通じて米国預託株式保有者に支払われる。

(2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務

(a) 名義書換代理人並びに名義書換取扱場所及び米国預託株式保有者明細表の作成

本邦には米国預託株式に表章される本株式に関する当行の名義書換代理人又は名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ米国預託株式保有者すべての明細表（以下「米国預託株式保有者明細表」という。）を作成する。米国預託株式保有者明細表には各米国預託株式保有者の氏名及び米国預託株式数が記載される。

(b) 米国預託株式保有者明細表の基準日

当行が配当の支払い又は新株予約権の付与のため基準日を定めた場合、預託機関は、かかる配当又は新株予約権を受領する資格を有する米国預託株式保有者を決定するための基準日を設定する。

米国預託株式保有者明細表を作成するための基準日は、預託機関が設定する基準日と同一の暦日となる。

(c) 事業年度の終了

当行の事業年度は毎年3月31日に終了する。

(d) 公告

日本における募集による米国預託株式に関して、日本における募集に関する発行価格等の公告（もしあれば）を除き、日本において公告は行わない。

(e) 米国預託株式保有者に対する米国預託株式事務に関する手数料

米国預託株式保有者は、窓口証券会社に取引口座を開設するときに1年間又は3年間分の口座管理料を支払う。この管理料には米国保管機関の費用その他の費用が含まれる。

(f) 米国預託株式の譲渡制限

米国預託株式の実質的保有権の移転について制限はない。

(g) 配当等に関する本邦における課税上の取扱い

本邦における課税上の取扱いについては、下記のとおりである。

(i) 配当

日本において米国預託株式保有者に対して支払われる配当金は日本の税法上の配当所得となる。米国預託株式及び原株式が「上場株式等」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）に定義される。）である限り、米国預託株式について日本の居住者たる個人又は日本の法人が日本における支払いの取扱者を通じて交付を受ける配当金については、外国において当該配当の支払いの際に徴収された源泉徴収税がある場合にはこの額を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、個人の場合は、平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）、法人の場合は、平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税）、平成50年1月1日以降は15%（所得税）の税率によりそれぞれ源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される。平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に従い、所得税額の2.1%が「復興特別所得税」として追加で課税される（本項に記載されている税率はいずれも特別復興所得税加算後の税率である。）。原則として、日本の居住者たる個人である米国預託株式保有者（当行の発行済株式総数の5%以上を有する個人株主を除く。）の場合には、米国預託株式及び原株式が「上場株式等」である限り、当該配当については日本では確定申告をしないことを選択することができるので、その場合には上記の源泉徴収及び特別徴収のみで当該配当に係る日本における課税関係は終了する。ただし、確定申告をしないことを選択する場合には、外国税額控除の目的上、当該配当の支払いの際に徴収された外国の源泉徴収税額は存在しないものとみなされる。平成21年1月1日以降に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税による確定申告を選択することができる。申告分離課税による確定申告の際の税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる配当については20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以降に支払われる配当については20%（所得税15%、住民税5%）である。日本の居住者たる個人である米国預託株式保有者が配当について申告分離課税を選択した場合は、課税上、平成21年1月1日以降に配当が支払われる米国預託株式その他の上場株式等の譲渡から生じた損失（平成28年分以後は上場株式等に加えて一定の公社債の売買損）を、かかる配当の金額から（平成28年分以後は上場株式等の配当の金額に加えて一定の公社債の利子等の金額からも）控除することができる。日本の法人である米国預託株式保有者の場合には、米国預託株式について支払いを受けた配当は法人税法上益金として課税されるが、上記に述べた日本における支払いの取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された税額については適用ある法令に従って所得税額の控除を受けることができる。

(ii) 売買損益

米国預託株式の売買による損益は、内国会社の上場株式等の売買損益と同様の取扱いを受ける。平成21年分以後における上場株式等の株式売買損（平成28年分以後は、上場株式等に加えて一定の公社債の売買損）については、米国預託株式及びその他の上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限られ、平成28年分以後は上場株式等の配当の金額に加えて一定の公社債の利子等の金額で申告分離課税を選択したもの）から控除することができる。日本の法人である米国預託株式保有者については、株式の売買損益は、課税所得の計算上算入される。

(iii) 相続税

米国預託株式を相続し又は遺贈を受けた日本の米国預託株式保有者には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

インドにおける課税上の取扱いについては、「一第1－3 課税上の取扱い」を参照のこと。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において当社が提出した書類及びその提出年月日は下記のとおりである。

1 有価証券報告書及びその添付書類	平成25年9月30日提出
2 半期報告書及びその添付書類	平成25年12月27日提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド
取締役会御中

私どもは、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及び子会社の2014年および2013年3月31日現在の連結貸借対照表並びに2014年3月31日に終了した3年間の各年度の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係る私どもの2014年4月25日付け及び2014年7月25日付けの監査報告書を、日本国財務省関東財務局に提出される当有価証券報告書に含めることに同意します。

ケーピーエムジー（署名）

ムンバイ、インド
2014年9月25日

[次へ](#)

独立登録会計事務所の監査報告書 ― 連結財務諸表

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド
取締役会及び株主御中

私どもは、添付のアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及び子会社（以下、「当社」という。）の2014年及び2013年3月31日現在の連結貸借対照表並びに2014年3月31日に終了した3年間の各年度の連結損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を監査した。これらの連結財務諸表は、当行の経営陣の責任のもとに作成されている。私どもの責任は、私どもの行った監査に基づき、これらの連結財務諸表について監査意見を表明することにある。

私どもは、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を実施した。それらの基準では、財務諸表に重大な虚偽表示がないかどうかにつき、私どもが合理的な確証を得る為の監査を計画、実施することを要求している。監査は、財務諸表における金額及び開示の基礎となる証拠を試査により検証することを含んでいる。また監査は、財務諸表全般の表示について評価するとともに、経営陣により適用された会計原則及び重要な会計上の見積りの妥当性を評価することも含んでいる。私どもは、上述の監査が、私どもの意見に対する合理的な基礎を提供しているものと確信している。

私どもの意見によれば、上記で言及した連結財務諸表は、すべての重要な点において、当行の2014年及び2013年3月31日現在の財政状態並びに2014年3月31日に終了した3年間の各年度の経営成績及びキャッシュ・フローを、インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、適正に表示している。

インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則と比較して、一部の重要な点において異なっている。当該差異の性質及び影響に関連する情報は、連結財務諸表の附属明細書18Bの注記20に記載されている。

私どもはまた、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会により発行された「内部統制―統合的枠組み(1992年)」による基準に照らし、2014年3月31日現在の財務報告に係る当行の内部統制について監査を実施した。2014年7月25日付の私どもの監査報告書には、当社の財務報告に係る内部統制の有効性について、無限定適正意見が表明されている。

ケーピーエムジー（署名）

ムンバイ、インド

2014年4月25日（ただし、附属明細書18Bの追加注記に関する事項を除く。）

2014年7月25日（当該追加注記に対して。）

[次へ](#)

The Board of Directors
ICICI Bank Limited

Dear Sirs

We hereby consent to the inclusion in the Annual Securities Report to be filed with Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan of our report dated April 25, 2014 and July 25, 2014 in respect of the consolidated balance sheets of ICICI Bank Limited and its subsidiaries as of March 31, 2014 and 2013 and the related consolidated profit and loss accounts and consolidated cash flow statements for each of the years in the three year period ended March 31, 2014.

/s/ KPMG
Mumbai, India
September 25, 2014

(※) 上記は、独立登録会計事務所の同意書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm – Consolidated Financial Statements

The Board of Directors and Stockholders
ICICI Bank Limited

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of ICICI Bank Limited and subsidiaries (the “Company”) as of March 31, 2014 and 2013, and the related consolidated profit and loss accounts and consolidated cash flow statements for each of the years in the three-year period ended March 31, 2014. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company’s management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of March 31, 2014 and 2013, and the results of their operations and their cash flows for each of the years in the three-year period ended March 31, 2014, in conformity with generally accepted accounting principles in India.

Accounting principles generally accepted in India vary in certain significant respects from U.S. generally accepted accounting principles. Information relating to the nature and effect of such differences is presented in Note 20 of Schedule 18B to the consolidated financial statements.

We have also audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the Company’s internal control over financial reporting as of March 31, 2014, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework(1992) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission , and our report dated July 25, 2014 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company’s internal control over financial reporting.

/s/ KPMG
Mumbai, India
April 25, 2013, except as to additional notes in Schedule 18B
as to which the date is July 25, 2014

(※) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)